第二部 労働運動

第二部　労働運動

第一編　労働争議……一四一
第一章　概況……一四一
第二章　統計からみた争議……一四七
第三章　主要な争議……一七三
第一節　主要な争議の概要……一七三
第二節　昭和電工川崎工場の争議……一八五
第三節　日産化学の争議……一九五
第四節　大同鋼板の争議……二〇四
第五節　王子製紙の争議……二三三
第六節　国鉄の争議……二三五
第七節　日鋼赤羽作業所の争議……二三八
第八節　銀行従業員の争議……二四四
第九節　駐留軍労働者の争議……二五六
第一〇節　炭鉱労働者の争議……二七四
第一一節　日産自動車の争議……二九五
第一二節　松尾製糸の争議……三〇四
第一三節　九十九里浜漁夫の争議……三二五
第二編　労働組合運動……三九二
第一章　労働組合運動……三九二
第一節　組織運動……四〇〇四
第二節　右派幹部による組織活動……四〇〇四
第三節　炭労・電産の組織方針をめぐる組織運動……四一〇
第二章　賃金闘争……四二〇
第一節　賃金闘争……四二〇
第二節　個別賃金要求の特質……四三〇七
第三節　賃金標準化の要求……四三〇
第四節　春季賃金闘争の成果……四三二
第三章　最低賃金制の闘争……四三七
第三章　失業者運動……四四六
第一節　合理化反対闘争……四四六
第二節　合理化の背景とその実体……四四六
第三節　主要労組の合理化反対闘争方針……四五七
第四節　平和経済闘争……四六一
第四章　国際労働運動……四六五
第一節　概観……四六五
第二節　アメリカ……四六八
第三節　イギリス……四六九
第四節　フランス……四七一
第五節　イタリア……四七四
第六節　労働者の国際諸会議……四七六
第三編　農民運動……四八一
第六章　主要な労働組合の国際諸会議……五一五
第一節　全国農民連盟の活動……五一三
第二節　全国開拓者連盟総会……五一四
第三節　常東農民総協第九回大会……五一六
第五章　農民組織の国際的連携……五一二
第一節　農業農民団体の現状……五一五
第二節　農民運動の動向……五一八
第二章　災害・凶作をめぐる農民運動……五二三
第一節　農業災害の規模……五二三
第二節　農業災害・凶作をめぐる運動……五二四
第三節　営農資金獲得闘争……五二三
第三章　軍事基地のための土地接収反対その他の土地闘争……五六三
第一節　土地接収の状況……五六三
第二節　接収反対運動……五六七
第三節　その他の土地闘争……五七六
第四章　米麦等の供出・価格をめぐる運動……五八一
第一節　五三年産麦価をめぐる動き……五八一
第二節　米価・供出をめぐる運動……五九〇
第三節　廿諸価格闘争……五九三
第五章　日農主体性派第六回大会……五九三
第一節　日農第六回会……五九三
第二節　日農懇談会……六〇〇
第四節　平和経済闘争……六〇二
第六章　日農統一派の中委と大会……六〇三
第一節　日農(統一派)中央委員会……六〇三
第二節　日農第七回大会……六〇六
第三節　日農各県連各支部の動き……六一一
第七章　全農連その他の農民団体の動向……六一三
第一節　全国農民連盟の活動……六一三
第二節　全国開拓者連盟総会……六一四
第三節　常東農民総協第九回大会……六一六
第八章　農民組織の国際的連携……六一二
第九章　農民団体の現状……六一五
第四編　その他の社会運動……六一八
第一章　平和運動……六一八
第二章　基地反対闘争……六五三
第三章　学生・青年・婦人の運動……六七七
第一節　学生・青年の運動……六七七
第二節　婦人運動……七〇〇
第四章　人権擁護運動……七一三
第一節　松川事件……七一三
第二節　占領法規関係……七一九
第三節　占領軍事故犠牲賠償運動……七二一
第四節　破防法関係……七二三
第五節　四つの騒擾事件……七二四
第六節　国民救援会の活動……七二六
第七節　在日朝鮮人の人権擁護運動……七二八
第五編　労農政党……七三〇
第一章　日本社会党右派……七三〇
第二章　日本社会党左派……七四〇
第三章　社会党再建全国連絡会……七五五
第四章　労働者農民党……七六〇
第五章　共産党……七七一

第一編　労働争議

第一章　概況

一九五三年一月二〇日、アイゼンハウアー大統領の就任を契機にして、アメリカはいわゆる「まきかえし政策」（ロールベック・ポリシー）を強行しはじめた。そして、それはアジアにおける日本の戦略的価値のいつそうの増大を意味するものであつた。

しかし、この「まきかえし政策」に指導された吉田政府の政策は、きわめて不安定なものであり、前年にひきつづいてますます深刻化した経済の破綻は、国民生活の窮乏化を促進し、労働者階級を中心とする国民の運動を前進させ、支配階級内部の混乱を拡大する要因となつた。

一九五二年において、ひじような昂揚を示した労働運動は、なによりもまず経済の軍事化がもたらした生活の破壊に対抗するものであつたが、一九五三年には、この闘争の本質的な性格を、労働者階級はさらに深く自覚して前進するにいたつた。われわれは、その最初のあらわれを、春季賃金闘争における「ベース賃金打破」の方向に認めることができる。一九五三年春季賃金闘争の特徴は、いわゆる個別賃金の要求にあつた。それは、従来のベース・アップ方式と異り、最低賃金の引上げ額をすべての労働者の賃金に一律加算するという要求であつた。

まず、前年末以来、一月以降新賃金の要求を掲げて闘つてきた私鉄総連は、三月二九日、大手筋一三社による第一波、四日三日、総連傘下九七組合による第二波二四時間ストを計画したが、第一波ストを延期して交渉をつづけた結果、第二波スト直前に大手筋はほとんど妥結し、とり残された中小私鉄は分散的にストライキで闘つた。しかし、この私鉄総連の賃金闘争は、いぜんとしてベース賃金を打破することができなかつたのである。

私鉄総連の闘争につづいて鉄鋼労連は、四月七日、二四時間ストをおこなつた。参加人員は、三四組合、一〇万二九三二人にのぼり鉄鋼労連はじめての統一的ストライキであつたが、一四日以降無期限ストの方針は中闘で否決され（神鋼・尼鋼・日亜・大同・徳山は実施）、妥結の結果は個別賃金要求の採用とベース・アップの中間に落着いた。

また、合成化学労連傘下の各組合は、三月一日と四月一日の二集団に分れて要求を提出したが、とくに個別賃金の要求では資本家側の方針とするどく対立した。四月一日、日本水素の出荷スト、四月八日、日東硫曹の二四時間ストなど、激しい闘争が展開され、とりわけ日産化学は五八日間の長期ストで一二〇人の解雇を撤回させ、

一律五〇〇円の値上げを獲得した。ただ、一月五日初出の七二時間スト以来、部分ストを中心に闘争をつづけた昭和電工川崎工場労組は、四月一七日、執行部不信任案が成立し、会社側のロック・アウト戦術の前に屈服せざるをえなかつた。しかし、全般的にみて合成化学労連の賃金闘争は、個別賃金の要求を不十分ながら賃金体系のなかに組入れさせ、この点でベース賃金打破の手がかりを得ることができたといえる。

さらに、紙パルプ労連でも統一的な賃金闘争をおこなう方針がたてられたが、じつさいは各企業別の闘争になつた。しかし、王子製紙は五月二〇日の二四時間スト以後、二二日間の長期ストをおこない、職階制賃金を崩す方向をみせた。

経済の破綻と、その犠牲を国民へ転嫁しようという政策にたいする労働者階級の闘争は、以上に述べたような各労働組合の春季賃金闘争を軸として、四月衆議院議員総選挙前後あらたな発展を示した。総評ではすでに一月二六日、中華全国総工会へ提携のメッセージを送り、二月一〇日には「朝鮮戦乱即時停止のため世界各国の労働組合に訴える」アッピールをだして、日本労働者階級の平和への要求を表明したが、五月六日には、かねてから準備していた平和経済国民会議の第一回予備会議をひらいたのである。総評によつて平和経済のための闘争がじつさいに提起されたことは、労働者階級が低賃金や失業などの身近な問題から出発して、政策全体の変更を要求するという課題をとりあげはじめたことを意味した。

一方、日経連は、五月九日、「基本労働対策」（いわゆる七原則）を決定した。この七原則のなかで、独占資本の代表者たちは、「労使関係がすべて国際経済に伍する国民経済という共通の基盤にたつべきことの厳たる事実」を主張し、「企業の合理化と労働の生産性の向上」について資本家的観点を説き、「産業平和」の名のもとにストライキを抑圧し、そのうえ第二次レッド・パージも辞さないことを明らかにした。

政府は、一九五二年年末の炭労・電産スト終結直後、すぐにスト規制法の制定をとりあげたが、とくに四月総選挙を経た第一六国会において、同法案の成立に全力をつくした。六月二〇日には総評主催の労働者大会が東京でひらかれ、炭労・電産を先頭とする五万人がスト規制法反対のデモをおこなつた。また総評主催の公聴会および国会における公聴会では、ほとんど全部の学者がこの法律の制定に反対した。ただ、一九五二年年末にいわゆる四単産声明を発表した一部少数の組合幹部だけが、総評のスト規制法反対闘争とは同調しないとの態度を示したのである。

七月四日、スト規制法反対の第一波実力行使は、炭労・電産・全自動車・全造船・全鉱・鉄鋼労連・合成化学労連など約三三万人が参加し、ストライキ、デモ、職場集会などの方法で闘争がおこなわれた。一一日の第二波実力行使は、炭労約一五万人が二四時間ストをおこなつたのを先頭に、電産・全自動車・鉄鋼労連・私鉄など合計約四九万人が参加したが、一般的にいつて第一波とともにその闘争は低調であつた。二七日の第三波実力行使（参加人員約四六万人）においても闘争はもりあがらず、八月五日、スト規制法（電気事業及び石炭鉱業に於る争議行為の方法の規制に関する法律）は国会で成立してしまつた。一九五二年の破防法反対闘争にくらべ、スト規制法反対闘争に迫力が欠けたのは、主力の電産・炭労が前年の大争議で疲労し、とくに電産は組織の分裂に悩まされていたうえ、闘争が全体として国会内の駈け引きに終り、スト規制法が労働者をはじめ国民全体の問題として十分意識されなかつたためである。また、第一波から第三波におよんだ実力行使そのものも、組合上級機関からの画一的な指令にたよりすぎていたことも否定できない。

このような情勢のなかで、七月八日から四日間にわたつて総評の第四回定期大会が東京でひらかれた。軍事的合理化とどのようにたたかうか、労働組合の諸権利をいかにして守るか、平和勢力を強め拡大するにはなにをなすべきか、民労連の攻撃のもとで労働戦線の統一をかちとるにはどうしたらよいか等々――大会は当面の重要な問題を討議し、行動の方針を決定する場として、組織労働者はもとより国民諸階層の深い関心のうちに迎えられたのである。そして、大会は「平和国民の統一」という考えかたを柱とする一九五三年度運動方針を決定したが、それは、前年度運動方針にくらべて大きく前進したということができる。

七月二七日、朝鮮休戦協定が調印され、三年余にわたる朝鮮戦争もついに戦火をおさめるにいたつた。これは明らかに世界平和勢力の勝利であり、この平和勢力の戦争勢力にたいする優越がはつきりと示されたことは、一九五三年の国際情勢のもつとも大きな特徴であつた。

資本主義諸国においても平和勢力は前進を示し、とくにフランス、イタリアでは、労働者階級の統一行動が発展し、「平和の政府」が現実の日程にのぼりはじめた。また植民地・従属国における民族解放運動も発展し、とりわけインドシナ、アフリカ、ラテン・アメリカの民族闘争は帝国主義の土台をゆるがした。

この世界平和勢力の昂揚を背景として、六月には、ブダペストで世界平和評議会総会がひらかれ、「話し合いのための全世界的カンパ」の開始が宣言された。

世界平和勢力の前進と、資本主義陣営内部の対立の激化にともない、孤立化の様相を深めたアメリカと日本の反動勢力は、とくに一九五三年後半期以後、MSA（相互安全保障法）をテコに、その支配を強めようとした。

まず独占資本は、その体制を維持するために合理化攻勢を開始した。かれらが長いあいだ成立を待ちのぞんでいたスト規制法が、八月五日、国会で成立するや否や、その二日後に三井・三菱・住友などの炭鉱独占資本は七万人の大量解雇を通告したのである。これは同じく鉄鋼部門における合理化（たとえば前年一二月一八日から始まり、年を越して六一日間の長期ストをおこなつた関東製鋼渋川工場、また本年一〇月八日から始まり、一一月一一日まで一カ月間以上の長期ストをおこなつた尼崎鉄工呉工場などの場合）とともに、日本経済の矛盾を集中的に表現するものとして、はつきり軍事的性格を示したのであつた。

石炭部門の合理化反対闘争では、とくに全国三井炭鉱労働組合連合会（三鉱連）の輝かしい勝利の経験が記録されなければならない。三鉱連は、周到な準備のもとに、首切りをゼロにするまでたたかおうという「ゼロのたたかい」を合言葉として、ほとんど分裂策動の隙もあたえず、家族をもふくむ組合員大衆自身のたたかいとして、一一三日間の大闘争を組織することに成功したのである。一一月一一日、三井の資本家は、ついに一八一五名の指名解雇を撤回したが、この事実は全労働者階級をはじめ国民各階層に大きな希望と自信をあたえたのであつた。

独占資本は、軍事的合理化に抵抗してたたかう労働者のストライキ戦術にたいし、強力なロック・アウト戦術をもつて臨んだ。先に述べた昭和電工（三月）、日産化学（四月―六月）をはじめ、東京機械（四月―六月）、大同鋼板（四月）、後に述べる日鋼赤羽（六月）、日産自動車（八月―九月）、さらにグリコ（一一月）、淀川製鋼所（一二月）などは、いずれも工場閉鎖による損失日数が一万日以上にのぼつた。

軍事的合理化をいままでよりもいつそう大規模に展開するなか

で、労働組合に対する分裂策動もいちだんと強化されるにいたつた。そして、このことは、民労連の動きのなかにはつきりとみられ、また全自動車日産分会の闘争に対して会社側のとつた戦術に集中的に現われている。強力な労働組合として自他ともに認めていた全自動車日産分会は、五月二五日、賃金値上げ、一時金の要求をだしてから、日経連の集中攻撃の目標となり、会社側はいわゆるレール戦術をとり、ついに、八月三〇日、第二組合が結成された。組合はこれにたいして、かなりねばり強く闘つたが、けつきよく九月二一日、会社案を承認するところまで追いつめられてしまつた。しかも、闘争終結後も分裂策動はいぜんとしてつづき、第二組合が日産自動車の労働者の過半を制するにいたつた。

一方、民労連（民主主義労働運動連絡協議会―二月一四日結成）は、八月二〇日、全国代表者会議をひらいて「総評と対決する新組織を結成する」ことを確認した。その一週間後の二七日、民労連の支柱となつている海員組合が全国評議員会をひらいて総評脱退を決定した。そして新潟、川崎、博多支部長など組合員大衆の動きに押されて総評脱退に反対した指導者は、つぎつぎとその地位を追われた。

一方、民労連のいま一つの支柱になつている全繊同盟は、九月八日からひらかれた第八回年次大会において「総評即時脱退」の執行部提案を規約による三分の二に五九票も足らないで否決されたが、「総評脱退を決定する」という運動方針は過半数で可決された。

この全繊大会の直後、九月一一日に開催された日経連の臨時総会で、前田専務理事が民労連を「一服の清涼剤」と呼んだが、それは、アメリカがMSAを適用する場合の条件として、アメリカの資本が進出するさいの障害となるものを除去することとともに、その強化を要求する「団体交渉機関としての自由な労働組合」（MSA五一六条）にほかならない。

九月二八日から東京でひらかれた国際自由労連アジア地域会議を契機に、民労連はいつそう活発な動きをみせた。この日、全映演は総評脱退を決定し、総同盟も一〇月八日からひらかれた第八回大会において新組織結成のため特別委員会を設置する方針を可決した。かくして一〇月一五日、総同盟、海員、全繊、常炭連、全映演の五労組は、新組織の結成準備会の懇談会をひらくにいたつたが、総同盟と全繊との対立などで具体的方針をきめることはできなかつた。なお、全繊同盟は、一一月一四日からひらかれた臨時大会において、「総評脱退、新組織結成、新組織加盟手続きは中央委一任」という議案を、わずか二票の差で可決した。

このほか、電産に対して電労連が結成され、全日通にも春のゼネストのなかから第二組合が発足し、全駐労からも八月の労務基本契約反対のゼネストのなかで関西・長崎支部が脱退するなど、多くの闘争において、労働組合の分裂がひきおこされた。

日本の労働組合は、その活動の改善について重大な考慮を払わねばならぬところにきた。九月二八、二九の両日にひらかれた産業防衛共闘会議は、MSA受入れをめざす反動攻勢が激化しているなかで、各単産、地評、争議団代表など約五〇〇人が参加し、この組合活動の改善について討論を集中したところに大きな意義をもつた。

また、一二月一四、一五の両日にひらかれた第一回平和経済国民会議は、労働者、農民、中小企業者、知識人が参加して、それぞれのぶつかつている壁が反動勢力による経済の軍事化という共通のものであり、今後MSAに反対して平和経済をうちたててゆくため、国民共通の敵を明らかにして運動を組織することを確認した。この会議の討論は、平和経済の運動がすでに実践の段階にきていることを明らかにした。

一九五三年の労働運動の特徴の一つは、基地労働者の闘争であつた。日鋼赤羽のスト（六月一八日）、駐留軍労働者のスト（八月一二日）は、文字どおり銃剣の威圧をはね返しておこなわれ、多くの成功をかちとつたのである。とくに日米労務基本契約反対のストライキをおこなつた駐留軍労働者は、その闘争のなかで、全駐労（総評系）、全日駐（中立系）さらに未組織労働者もふくめた統一行動をとつたが、一一月二八日には、この統一行動を基礎にして、全駐労と全日駐は統一声明を発し、基地労働者一九万人の統一組織をつくることになつた。

さらに労働者階級は、内灘・妙義・浅間などにおける基地反対闘争で農民と提携し、共同闘争を拡大したが、とくに内灘は、軍事基地反対闘争の中核に労働者階級が立上つた典型的なものであつた。この内灘では、「金は一年、土地は万年」のスローガンの下に農民も力強いエネルギーを発揮した。農民闘争は、長期にわたる沈滞を脱却しはじめた。それは深刻な農業危機のなかでたかまり、労働者との提携、貧農の指導権確立と統一行動の新たな発展を示したのである。そして労働者階級が農民を同盟軍としてつかむか否かということは決定的に重要な問題になつてきた。

四月下旬関東一帯の大霜害、六月下旬九州の大水害、七月和歌山・京都の水害、九月の颱風一三号の被害、冷凍害、イモチ病の発生などは、数千の人命を奪い多数の住民の生活を破滅させ、約一四〇〇億円の被害をだし、一九年ぶりの凶作をひきおこした。これは、戦争と占領がもたらした日本農業の危機を如実に物語るものであつた。一一月一日、総評主催でひらかれた全国労農代表者会議は、それらの問題に対処する労働者と農民の団結を固めるうえで、重要な役割をはたした。

一九五三年の越年闘争のなかでも、統一行動が前進したことは、注目されなければならない。まず、巨大工場の八幡製鉄労組が、一二月二日、越年手当要求で七二時間ストをおこなつたことは、これまで中小企業だけの闘争に終りがちだつた鉄鋼労連の統一闘争を発展させたものとして大きな意義をもつている。しかも、この鉄鋼労連の闘争を先駆として、全造船も一〇月三〇日、全国代表者会議をひらいて総同盟系の造船総連と越年資金を統一行動でたたかいとることをきめ、三菱横浜造船をはじめとする大企業の労組が中心になつて次々とストライキをおこなつた。また、一一月三〇日、鉄鋼労連、全国金属、全自動車、全造船、電機労連、全電線の各単産代表が集つて全金属労働者年末総決起大会をひらいた。さらに、一〇月二五日から開始された国鉄の遵法闘争を中心とする官業労働者の年末闘争（一二月一日開始）において、国鉄労組と機関車労組が統一行動をとつたことも高く評価されねばならない。

最後に、一九五三年の日本労働運動にとつてもつとも大きな収穫の一つは、一〇月にウィーンでひらかれた第三回世界労働組合大会へ、一七人の日本代表団が参加したことであり、それは六月の世界婦人大会、七月の世界教員会議、一〇月の世界農林労働者・農民大会などへの日本代表団の参加とともに、日本労働者階級の国際連帯のうえに歴史的な転機をもたらした。

以下、主として労働省労働統計調査部「労働争議統計」にもとづいて、一九五三年の労働争議を統計上から観察し、ついでこの年の主要な争議の経過と意義を第二章において見ることにしよう。

（注1）従来の労働争議統計資料

現在何れの国においても労働争議統計に関する資料は所管行政官庁において整備されている。

わが国においては明治三〇年（一八九八年）以来内務省警保局において取扱われていたが公表されなかつた。大正十一年、（一九

二二年）内務省社会局が新設されるに及んで、同局が編集の任にあたり、大正一三年（一九二四年）以降「労働時報」に公表するようになり、引継いで厚生省労働局（後に勤労局、労政局）、労働省労政局が編集の任にあたり、昭和二三年九月以降、労働省労働統計調査局（部）へ移管され現在に及んでいる。

また資料は大正一三年以降毎年内閣統計局編集の「労働統計要覧」に掲載され、一般に紹介されている。しかし統計対象、集計基準が屢々改正されているので厳密に比較することは出来ない。一例を挙げれば大正八年より大正一五年までは争議行為の対象を「同盟罷業」、昭和二年より昭和二〇年までは「同盟罷怠業及び工業閉鎖」、昭和二一年以降「同盟罷業、同盟怠業、工場閉鎖及び業務管理」を対象としている。（「労働争議統計調査必携」による。）なお、労働省労働統計調査部「統計からみたわが国の労働争議」（一九五〇年一二月）はよくまとまつており、参考になる。（注2）現在の労働争議統計の作成方法と公表

一般に調査が的確に行われず、提出された報告が精密に処理されなければ統計結果が信頼できないことはいうまでもない。現在争議統計は争議当事者である使用者側と労働者側の双方より調査しているが、夫々の立場により両者の提出する報告にはくい違がありうる。

労働関係調整法によれば争議行為が発生したときは、その当事者は直にその旨を労働委員会又は都道府県知事（船員法（昭和二二年法律第百号）の適用をうける船員に関しては海運局長）にとどけ出なければならない規定になつているが、争議発生前の状況及び発生後の経過解決状況等を調査し、労働省に報告書を提出する事務は主として各都道府県の労政課が担当し、その集計、報告書内容の規正又は争議発生当事者への照合は労働統計調査部が担当することになつている。（「労働争議統計調査必携」による。）

（注3）対象と単位

労働争議の統計の対象はいうまでもなく労働争議である。本来労働争議とは「労働関係に関する労使間の紛争」であり、関係法規には拘泥しない。しかしこのような広義の争議状況を正確に全国的に調査することは極めて困難である。従つて調査の正確さを期するためには比較的容易に調査できる争議についてのみその範囲を限定する必要がある。そこでこの統計においては同盟怠業、同盟罷業、工場閉鎖及び業務管理等の争議行為を伴つた争議と争議行為を伴わないが解決のために第三者が斡旋調停、仲裁等をした争議に限定されている。

右の外、次の諸点が注意されねばならない。

A、争議は労使間の紛争であるから労働者相互間の争いは労働争議ではない。

B、少くとも当事者の一方である労働者は集団をなして使用者と対抗していなければならない。即ち単独の労働者と使用者の争いは労働争議ではない。

C、これに対し政治的争議及び同情争議は調査対象に含まれる。

次に争議の単位は調査及び統計上十分考慮しなければならない問題である。この統計においては独立の工場事業所を単位として調査することになつている。従つて共同争議や労働組合連合団体の労働争議の場合は各々独立している工場、事業所毎に調査する。従来この調査単位は、「企業単位」又は「組合単位」「事業所単位」が混用されていたが、昭和二五年四月の改正によつて（同年五月より）すべて調査単位を事業所単位に統一したわけである。しかし集計単位としては労働組合連合体の争議、一企業系統の

争議、共同争議等の場合は何れも一件の争議として集計することは従前と変りはなく、従つて争議件数は必ずしも事業所単位には一致しない。ただ府県別分布の集計に際しては各都道府県の事業所毎に集計する。（「労働争議統計調査必携」による。）

第二章　統計からみた争議

争議件数および参加人員　一九五三年の労働争議（この一年間に新規発生した争議へ前年から繰越して継続中の争議を加えたもの）は、これを総争議（争議行為を伴つた争議と争議行為を伴わない争議）についてみると、件数一二六二件、その参加人員約三三八万人であつて、前年にくらべ、件数では三一件の増加、参加人員では約三一万人の減少となつている（第276表）。

総争議件数の増加傾向は、一九五一年以来ひきつづいているが、その参加人員の減少傾向は、一九五二年が前年にくらべ約八六万人の増加だつたことと考え合せると、かなり対照的である。しかし、それでも総争議の参加人員は、一九四九年の約三三一万人、一九五〇年の約二三五万人、一九五一年の約二八二万人より上廻つており、一九五三年は組織労働者一〇〇人につき約五八人が、なんらかの形で労働争議に参加したことになる。ただ、一九五二年八月一日から「労働関係調整法等の一部を改正する法律」が施行されたことによつて、郵便・営林・印刷などの現業部門に属する国家公務員が、公共企業体等労働関係法（公労法）の適用をうけることとなり、団体交渉権を回復したため（本年鑑二六集八五八頁参照）、一九五三年の争議行為を伴わない争議の件数ならびに参加人員を一九五二年以前のそれと比較する場合には注意を要する。

第276表　労働争議件数および参加人員

年別	総争議		争議行為を伴つたもの		争議行為を伴わないもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1946年	920	2,722,582	810	634,983	110	2,087,599
1947年	1,035	4,415,390	683	295,321	352	4,120,069
1948年	1,517	6,714,843	913	2,605,483	604	4,109,360
1949年	1,414	3,307,407	651	1,239,546	770	2,067,861
1950年	1,487	2,348,397	763	1,026,841	783	1,321,556
1951年	1,186	2,818,688	670	1,386,434	584	1,432,254
1952年	1,233	3,683,435	725	1,844,399	573	1,839,036
1953年	1,262	3,376,627	715	1,305,246	587	2,071,381

〔備考〕 1. 労働省「労働争議統計」による。

2. 1952年以前は年集計，1953年は年累計。以下とくに附記しないかぎり同じ。

念のため、争議行為を伴つた争議だけについてみると、一九五三年は件数七一五件、参加人員約一三一万人で、前年にくらべ、件数では一〇件、参加人員では約五四万人といずれも減少になつている。なお、争議行為を伴つた争議の参加人員は、一九五二年ばかりでなく、一九五一年のそれよりさらに少い。

つぎに、争議による労働損失日数は第

277表のとおりである。一九五二年が戦後最高の損失日数を示したのにたいし、一九五三年は、これまでの最低であつた一九四九年よりもさらに約一〇万日下廻り、約四二二万日で戦後最低を記録した。

（注）　労働損失日数とは作業停止労働争議が行われた期間に実際に作業の損失となつた延日数の合計である。この統計で作業停止争議とは同盟罷業並びに工場閉鎖の二種類の争議をいう。故に労働損失日数とは同盟罷業または工場閉鎖が行われることによつて生ずる労働の損失の合計である。そして労働の損失は二種類に大別される。その一つは同盟罷業や工場閉鎖に直接関係した労働者の延人員をもつて表わされる直接労働損失日数である。その二は炭坑における採鉱夫の罷業の例の如く一部の労働者が同盟罷業を行つたために、その事業所の他の労働者が作業停止をせざるを得なかつた延人員をもつて表わされる間接労働損失日数である。しかし間接に作業を停止せざるを得なかつたが事業所が異なる場合には例えば停電ストによる一般工場の作業停止のごときは間接労働損失日数には含めない。

次に労働損失日数の計算方法であるが直接であると間接であるとを問わず短期間の作業停止争議であれば作業停止を行つた労働者の延人員をとる。長期の場合にあつては作業停止をした人員に可能労働日数を乗じて算定する。従来の方法としては七日以上継続する作業停止争議において一律に七日につき一日を差引いて日数を計算していたが、昭和二五年四月の改正によつて（同年五月より）可能労働日数をもつて計算することに変更された。可能労働日数とは歴日の日数からその事業所において実際に休日と定めた日を差引いた日数である。但し四時間未満の罷業は怠業に含めることとし、一日のうち四時間以上の罷業は一日として計算することにしてあるからこの点注意すること（「労働争議統計調査必携」による）。

さらに、一九五三年における労働争議件数、参加人員、損失日数の月別推移をみよう。

発生労働争議（総争議）件数では、七月と一二月を二つの山、一月と九月を二つの谷にして、ほぼ前年と同じ月別推移のカーヴを画いている（第278表）。七月はスト規制法反対闘争のおこなわれた月、一二月は越年闘争のおこなわれた月である。

発生労働争議（総争議）参加人員では、五月を中心とする前後各

第277表　労働損失日数

年月別	合計	同盟罷業によるもの	工場閉鎖によるもの
1946年	6,266,255	6,093,263	172,992
1947年	5,035,783	4,894,235	141,548
1948年	6,995,332	6,879,721	115,611
1949年	4,320,688	4,252,334	68,354
1950年	5,486,059	5,133,162	352,897
1951年	6,014,512	5,972,032	42,480
1952年	15,075,269	15,012,034	63,235
1953年	4,222,026	3,809,091	412,935
1953年 1月	26,523	26,523	——
2月	38,574	38,574	——
3月	581,413	562,104	19,309
4月	436,750	367,234	69,516
5月	393,152	359,053	34,099
6月	445,366	390,528	54,838
7月	479,337	475,051	4,286
8月	530,115	389,264	140,851
9月	257,052	217,308	39,744
10月	142,900	142,760	140
11月	323,746	308,193	15,553
12月	567,098	532,499	34,599

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

第278表　月別発生労働争議（1953年）

月別	総争議		同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理		小計		争議行為を伴わないもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1月	44	7,888	13	2,866	—	—	4	799	—	—	17	3,665	28	4,223
2月	53	25,265	15	5,704	—	—	3	403	—	—	18	5,607	35	20,058
3月	81	269,062	38	30,208	—	—	13	19,850	—	—	44	36,046	39	233,016
4月	97	364,910	45	106,336	2	2,416	20	29,950	1	27	61	119,022	45	245,888
5月	90	571,719	41	53,864	—	—	8	4,538	1	40	48	56,315	47	515,404
6月	98	396,749	40	51,918	2	412	14	17,294	—	—	51	67,761	49	328,988
7月	189	496,735	77	277,964	2	272	71	214,925	—	—	135	475,555	57	21,160
8月	84	131,040	39	74,448	2	159	14	38,032	—	—	52	58,175	37	45,865
9月	53	133,163	33	125,729	—	—	10	53,280	—	—	39	131,484	17	1,679
10月	85	134,118	38	10,568	1	28	11	10,488	—	—	45	19,290	42	114,828
11月	104	183,515	53	134,994	2	1,151	29	30,702	1	114	72	148,830	33	34,685
12月	238	230,452	110	134,148	2	582	37	41,051	—	—	129	155,660	114	74,792

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

二ヵ月間と、それについで一一月が山になつている。とくに、最高の五月が約五七万人にたつしているのは、公共企業体等労働関係法の適用をうけている九組合が、公共企業体等調停委員会に調停を申請したことが大きな理由になつている。

発生労働争議に繰越労働争議を加えた件数（総争議）でも、発生労働争議だけの場合と同じく、一二月が最高で二三三件を記録している。しかし、これを参加人員についてみると、発生労働争議だけの場合と異り、山が若干ずれて、最高は七月の約一五七万人、二位は一一月の約一三四万人になつている（第279表）。

争議の形態　労働省労働統計調査部が、毎月発表している「労働争議統計」では、労働争議をつぎのように分類している。

同盟罷業
工場閉鎖

第279表　月別発生および繰越労働争議（1953年）

月別	総争議		争議行為を伴つたもの		争議行為を伴わないもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1月	90	439,499	21	4,501	72	434,998
2月	116	328,513	22	6,949	94	321,564
3月	133	508,163	53	117,389	85	390,774
4月	160	761,825	81	174,325	91	587,500
5月	164	1,186,994	71	88,146	102	1,098,838
6月	169	1,159,145	73	120,167	107	1,038,978
7月	270	1,566,588	159	525,251	122	1,041,337
8月	164	1,116,778	71	194,354	103	922,424
9月	124	1,042,528	52	173,525	78	869,003
10月	152	1,050,333	56	74,431	99	975,902
11月	174	1,207,696	92	381,152	93	826,544
12月	333	1,338,651	165	406,990	185	931,661

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

（注）　労働争議統計で争議行為とは「争議当事者が夫々の主張を貫徹することを目的とした行為であつて、業務の正常な運営を害する行為」をいう。したがつて、もし公務員や公共企業体の従業員が争議行為を行えば、この調査の対象となることはいうまでもない。争議行為の型態はその戦術によつて種々の型態が予想されるのであるが、現状では大体、同盟怠業、同盟罷業、工場閉鎖及び業務管理の四種に区分することが出来るので、この統計ではこの四種類に限定することにした。

「同盟怠業」とは労働者の団体が自己の主張を貫徹するために労働者の団体に作業を継続しながらも作業を量的質的に低下させるものをいう。但し、作業停止継続時間四時間未満の同盟罷業は同盟怠業に含めて分類することになつている。

「同盟罷業」とは自己の主張を貫徹するために労働者の団体によつてなされる一時的作業停止をいう。そして前述の作業停止継続時間四時間未満のものはこの調査では同盟怠業として取扱われる。

「工場閉鎖」とは労働者の争議に対する対抗手段として、自己の主張を貫徹するために使用者が生産活動の停止を宣言し、作業を停止するものをいう。しかし争議行為としての工場閉鎖と休廃業を意味する閉鎖とは異なることに注意しなければならない。

実例によつて説明すれば、事業の休廃業又は移譲等を目的として使用者が閉鎖という言葉を用いて労働者側に通告し、これがた

争議行為を伴うもの
- 同盟怠業
- 業務管理

争議行為を伴わないが調整のため第三者が関与したもの
- 労働委員会の関与したもの
- 労政職員の関与したもの
- その他の関与したもの

めに休廃業を意味する閉鎖反対の要求が起つたが、使用者側が通告どおり工場を事実上閉鎖したとすれば、それは廃業であつてこでいう工場閉鎖には含めない。使用者が休廃業と称して作業を停止した場合でも自己の労働関係に関する要求が貫徹し、その他争議が解決した時は作業を続行する意図の下に行われるものであれば、工場閉鎖に含まれる。又、使用者が如何なる意味の閉鎖をしたにしても閉鎖を労働者に通告し、労働者が業務管理に入つたとすれば、その争議行為の分類は業務管理である。

「業務管理」とは争議手段として使用者の意志を排除して労働者によつて事業所が占拠され、専ら労働者の方針によつて生産や業務が遂行されるものをいう。この争議行為は生産管理、事務管理、業務管理等とも呼ばれている。なお、業務管理といわれるものの中には労働者による事業の運営が使用者の承認のもとに行われているものがあるが、これは争議行為としての業務管理とは認めない。

ところで、例えば一つの争議が集計期間中に最初は争議行為を伴わず後に同盟怠業を行い、次いで同盟罷業が発生し、しばらく休止していて更に又同盟罷業が発生する等のように数種の型態が行われることもあり、又、同時に異種の型態の行為が行われることもあるわけである。

昭和二一年以来この型態別の決定方法は集計期間中に数種の争議型態が行われたならば、その期間中の最後の型態をもつて、その争議の型態ときめていた。即ち前例のような争議はその型態を罷業と定めていた。このような処置をすれば統計上は極めて簡単ではあるが実態からはなれる結果となるので、今回の改正にあたつては実態を表わすという方針の下に数種の型態が行われた場合には各型態毎に、夫々の参加人員を用いて一件の争議として計上し、参加人員は各型態のうち最大の参加人員をもつて一回だけ集計するという方法を採用した。しかし同じ型態が二回以上行われたときは、一回のみ計上することとした。第三者が関与した争議で争議行為を伴つたときは、参加人員と総参加人員との差を争議行為を伴わないものの欄に各一件として集計し、総計欄には一括して一件と上することにした。故に各型態毎の件数と一致せず参加人員の小計と一致せず参加人員の合計は争議行為を伴つた小計の件数と行為を伴わない件数の和は総計の件数とは一致していない場合がある。

第280表　総争議中，争議行為を伴うもの

年別	争議行為を伴うもの		争議行為を伴わないもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員
1947年	66.6%	6.7%	34.0%	93.3%
1948年	60.2	38.8	39.8	61.2
1949年	46.0	37.5	54.5	62.5
1950年	51.3	43.7	52.7	56.3
1951年	56.5	49.2	49.2	50.8
1952年	58.8	50.1	46.5	49.9
1953年	56.7	38.7	46.5	61.3

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

年間総争議件数ならびに参加人員のうちで、争議行為を伴つた争議と争議行為を伴わない争議との割合をみると第280表のとおりである。すなわち、争議行為を伴つた争議は、件数において総争議の五六・七%、参加人員において総争議の三八・七%を占めている。いずれも前年にくらべて減少傾向を示しているが、とく

第281表　争議形態別労働争議件数および参加人員

年別	同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1946年	622	510,391	80	7,024	130	75,069	170	140,569
1947年	382	212,081	88	7,693	141	62,922	93	24,039
1948年	667	2,298,530	83	6,638	136	301,576	54	6,548
1949年	511	1,117,154	53	7,447	100	128,980	25	8,322
1950年	566	761,051	45	26,588	267	409,356	28	6,446
1951年	564	1,159,740	35	4,819	184	362,114	—	—
1952年	576	1,622,549	29	8,608	241	616,717	2	476
1953年	546	1,009,083	13	5,020	234	461,357	3	181

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

に参加人員の割合の減少が顕著であるといえよう。

争議行為を伴つた争議のうち各争議形態の占める割合をみると、従来と同じように、件数・参加人員とも同盟罷業がとびぬけて大きいが、それに続いては同盟怠業が注目され、これはとくに一九五〇年以後割合が大きくなつてきているのである（第281表）。

同じことを労働損失日数から計算すると、一九五三年は工場閉鎖の比重の大きいことがわかる。すなわち、全労働損失日数のなかで工場閉鎖による損失日数の占める割合は、九・八%にたつし、前年の一〇・四%とはまつたく比較にならないばかりか、戦後最高の一九五〇年六・四%よりさらに大きい（第277表）。これを、さらに月別にみると、八月の二六・六%、四月の一五・九%、九月の一五・五%、六月の一二・三%が年平均を抜きでており、いずれも、日経連による汎に採用されたことを示している。

争議の規模　一九五三年における労働争議の規模を、一件当りの平均参加人員によつてみると第282表のとおりである。総争議では二六七六人で前年より三一一人の減少、争議行為を伴う争議では一八二六人で前年より七一八人の減少、作業停止争議では二〇〇七人で前年より七四五人の減少となつている。これは前年まで三年間にわたつてひきつづきみられた争議の規模の拡大傾向が止つたことを示す。とくに、作業停止争議は一般に小規模のものが多かつた。

第282表　労働争議一件当り平均参加人員

年別	総争議	争議行為を伴うもの	作業停止争議
1946年	2,959	784	737
1947年	4,266	432	472
1948年	4,426	2,854	3,097
1949年	2,339	1,904	2,025
1950年	1,579	1,346	1,307
1951年	2,377	2,069	2,018
1952年	2,987	2,544	2,752
1953年	2,676	1,826	2,007

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

つぎに、争議を規模別に分類して、その推移をみよう。参加人員数によつて発生労働争議を六段階に分類し、前年とくらべると第283表のようになる。すなわち各規模別（総争議）の件数・参加人員の

第283表　規模別各年発生労働争議件数（総括）

規模別	1952年		1953年	
	件数	参加人員	件数	参加人員
合計	1,195 (100%)	2,813,666 (100%)	1,261 (100%)	2,945,016 (100%)
1人～49人	344 (28.8%)	8,407 (0.3%)	342 (28.1%)	8,595 (0.3%)
50人～99人	185 (15.5%)	13,159 (0.5%)	205 (16.9%)	14,330 (0.5%)
100人～499人	366 (30.6%)	86,287 (3.1%)	369 (30.3%)	88,497 (3.0%)
500人～999人	110 (9.2%)	74,922 (2.7%)	111 (9.1%)	81,221 (2.8%)
1,000人～4,999人	125 (10.5%)	280,944 (10.0%)	123 (10.1%)	261,618 (8.9%)
5,000人以上	65 (5.4%)	2,349,947 (83.5%)	66 (5.4%)	2,470,755 (84.6%)

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

総件数・総参加人員にたいする割合も、一九五二年と一九五三年ではほとんど変化がみられない。四九人以下の小規模争議件数は全体の三割弱を占め、九九人以下の件数をふくめると全体の半分ちかくにたつする。もつとも件数が多いのは、一〇〇人以上四九人以下の争議で、これが全体の三分の一となつている。また、一〇〇〇人以上の大規模争議は、件数で一五・五%を占めるにすぎないが、参加人員では全体の九三・五%を占める。

規模別にみた発生労働争議の月別推移は第284・285表のとおりであつて、一〇〇〇人以上の大規模争議が二〇件以上発生した月は、五月、七月、一二月の三回だけで、前年の九回にくらべるとずつと少い。しかし、スト規制法反対闘争のおこなわれた七月は、その一カ月間に四四件も発生している（争議行為を伴う争議に限つても三六件である）。

争議の産業別分布　ここでは、一九五三年の労働争議が、どの産業部門に多くおこつたかをみよう。

まず、作業停止労働争議（発生の年集計）についていうと（第286表）、産業中分類別にみて争議件数の多い部門は、第一位が石炭鉱業（六六件）、第二位が機械製造業（六八件）、第三位が化学工業（大分類）の三五件が目立つ。また参加人員の多い部門は、第一位が石炭鉱業（約四一万人）、第二位が第一次金属製造業（約一四万人）、第三位が陸運業（約一四万人）、第四位が輸送用機械器具製造業（約九万人）である。さらに労働損失日数の多い部門は、第一位が石炭鉱業（約八〇万日）、第二位が化学工業（約五二万日）、第三位が輸送用機械器具製造業（約四一万日）、第四位が第一次金属製造業（約三五万日）である。

労働損失日数が前年にくらべてとくに減少した部門は、石炭鉱業

——総括——　(1953年)

～499人	500人～999人		1,000人～4,999人		5,000人以上	
参加人員	件　数	参加人員	件　数	参加人員	件　数	参加人員
2,898	5	4,014				
2,587			7	13,287	1	2,763
6,019	7	5,046	8	15,574	3	240,749
6,701	14	9,741	7	15,548	10	331,242
4,694	7	4,952	13	29,798	8	530,391
10,396	8	6,328	6	14,490	5	363,663
13,543	18	13,173	30	65,304	14	403,511
5,204	11	8,317	6	12,518	6	103,639
3,363	3	2,156	5	8,330	1	119,553
5,286	5	3,603	9	19,173	3	104,329
7,399	8	6,333	14	30,198	3	137,425
20,407	26	18,123	20	40,463	12	147,484
88,497 (3.0%)	111 (9.1%)	81,221 (2.8%)	123 (10.1%)	261,618 (8.9%)	66 (5.4%)	2,470,755 (84.6%)

——同盟罷業・工場閉鎖・同盟怠業・業務管理——　(1953年)

～499人	500人～999人		1,000人～4,999人		5,000人以上	
参加人員	件　数	参加人員	件　数	参加人員	件　数	参加人員
1,347	2	1,956				
718			3	4,504		
3,380	3	2,406	6	11,102	2	18,108
4,305	8	5,648	3	7,338	4	100,473
2,048	7	4,996	6	14,757	3	33,380
5,858	6	4,672	3	5,565	2	50,542
11,182	13	8,892	23	55,524	13	397,952
2,451	6	4,425	3	6,038	3	71,106
2,287	3	2,156	5	8,330	1	119,553
2,716	2	1,300	5	7,829	1	6,422
5,727	7	5,648	12	27,404	2	108,829
11,782	19	13,180	9	16,843	8	112,053
53,801 (4.1%)	76 (10.7%)	55,279 (4.2%)	77 (10.8%)	163,627 (12.5%)	39 (5.5%)	1,018,418 (78.1%)

第284表　規模別各月発生労働争議

月別	計		1人～49人		50人～99人		100人
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数
1月	44	7,888	18	445	7	531	14
2月	53	25,665	22	495	9	527	14
3月	81	269,062	25	643	14	1,031	24
4月	97	364,910	27	801	13	877	26
5月	90	571,719	26	641	17	1,243	19
6月	98	396,749	19	383	22	1,489	38
7月	191	498,758	47	1,252	28	1,975	54
8月	84	131,040	31	767	8	595	22
9月	53	133,163	20	433	12	935	13
10月	85	134,118	24	598	17	1,129	27
11月	104	177,248	23	660	23	1,500	33
12月	238	230,452	60	1,477	35	2,498	85
計	1,216 (100%)	2,945,016 (100%)	342 (28.1%)	8,595 (0.3%)	205 (16.9%)	14,330 (0.5%)	369 (30.3%)

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

第285表　規模別各月発生労働争議

月別	計		1人～49人		50人～99人		100人
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数
1月	17	3,665	8	196	2	166	5
2月	18	5,607	6	153	4	232	5
3月	44	36,046	10	322	10	728	13
4月	61	119,022	18	531	10	727	18
5月	48	56,315	12	320	11	814	9
6月	51	67,761	6	129	14	995	20
7月	135	475,555	25	649	19	1,356	42
8月	52	85,175	21	559	8	596	11
9月	39	131,484	15	348	6	417	10
10月	45	19,290	12	317	11	706	14
11月	73	149,898	10	270	15	952	26
12月	129	155,660	31	770	15	1,032	47
計	711 (100%)	1,304,410 (100%)	174 (24.5%)	4,564 (0.3%)	125 (17.6%)	8,721 (0.7%)	220 (31.0%)

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

第286表　産業別作業停止発生労働争議

産業別	件数	参加人員	損失日数
全産業	608	1,262,130	3,783,430
農業及び林業	1	707	1,309
漁業	4	595	8,035
鉱業	95	498,493	1,141,768
石炭鉱業	68	405,427	800,653
金属鉱業	16	87,906	297,331
その他鉱業	11	5,160	43,784
建設業	9	2,594	16,449
製造業	379	448,171	1,960,183
繊維工業	24	36,686	83,952
化学工業	44	55,934	519,744
紙及び紙製品	13	11,670	101,578
石油石炭製品	2	72	272
ゴム製品	11	2,381	14,746
印刷出版	23	7,407	22,679
第一次金属	27	142,428	352,719
金属製品	21	3,711	14,378
機械製造	66	23,264	132,408
電気機械器具	23	51,304	118,118
輸送用設備	42	91,886	409,251
その他	83	21,428	190,338
卸売及び小売	7	1,532	5,804
金融保険及び不動産公益事業	6	577	4,891
運輸通信及びその他	71	164,835	271,539
陸運	44	140,778	210,818
水運	9	3,557	15,538
運輸に附帯するサービス	8	4,098	4,398
通信	2	11,934	32,560
熱，光及び動力供給業	5	4,169	7,273
その他	3	299	952
サービス業	35	144,586	373,412
映画	1	3,340	3,340
興行娯楽	1	750	750
教育	3	1,196	7,159
その他	30	139,300	362,163
公務			
分類不能	1	40	40

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。この表は年集計。

の約一一〇二万日減、熱・光及び動力供給業の約四五万日減で、これは、炭労・電産の動きを反映している（しかし、労働損失日数の千人率では、いぜんとして石炭鉱業の水準は高い）。また、労働損失日数が前年にくらべて増加した部門は、運輸に附帯するサービス業の約四七万日増、第一次金属製造業の約二五万日増、サービス業（大分類）の約一七万日増、化学工業の約一五万日増、紙及び類似品製造業の約四万日増などで、これは一九五三年における全日通、鉄鋼労連、全駐労、合成化学労連、紙パルプ労連の闘争をそれぞれ反映している。

なお、一九五三年の産業別各月発生労働争議を総争議についてみたのが第287表であり、争議行為を伴う争議だけについてみたのが第288表である。

第287表　産業別各月発生労働争議一総括表——（1953年）

産業別		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全産業	件	42	47	74	93	85	94	181	79	53	85	104	238
	参加人員	7,753	11,296	45,977	361,904	566,020	396,221	495,626	129,965	133,163	134,118	183,515	230,452
	数員	—	—	—	2	—	—	—	—	1	1	—	—
農業及び林業	件	—	—	—	35,037	—	—	—	—	24	40	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	1	—	—	—	2	2	2
	数員	1	—	—	—	—	57	—	—	—	456	231	137
漁業	件	88	—	—	—	—	7	19	21	10	10	6	17
	参加人員	5	10	13	9	10	40,244	34,644	68,005	123,599	2,094	43,243	32,417
	数員	1,162	5,736	8,274	4,452	3,194	934	27,942	67,515	122,602	1,473	78	31,632
鉱業	件	1	8	8	5	6	3	14	18	7	3	2	12
	参加人員	33	5,425	3,781	722	1,711	39,254	6,622	120	997	518	39,098	645
	数員	2	1	—	1	2	3	3	1	3	5	2	3
石炭鉱業	件	271	40	—	8	1,130	282	26	39	187	21	33	140
	参加人員	2	1	5	3	2	1	2	2	1	2	1	6
	数員	358	271	4,493	3,722	353	56	80	370	—	103	4,067	140
金属鉱業	件	1	1	1	2	2	1	2	1	1	2	2	2
	参加人員	65	6	28	2,096	225	282	26	39	187	21	33	3,634
	数員	1	1	1	2	2	1	2	1	1	2	1	6
その他	件	24	23	48	63	49	64	86	38	31	52	78	167
	参加人員	4,906	1,500	28,431	316,588	91,854	39,978	50,095	15,816	8,438	32,309	36,514	144,109
	数員	24	5	4	7	1	5	10	2	3	6	3	24
建設業	件	5	5	625	127,522	42	661	3,840	665	494	770	425	8,303
	参加人員	1,384	418	7	11	8	11	8	3	2	6	9	17
	数員	1	1	5,990	70,027	8,164	8,335	10,116	11,077	175	4,525	3,582	5,516
製造業	件	976	17	7	11	8	11	8	3	2	6	9	17
	参加人員	4	2	3	2	4	3	—	1	—	1	2	7
	数員	193	71	741	1,170	7,389	380	—	11	—	2,000	427	1,104
紡織	件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	5
	参加人員	—	1	—	—	—	—	—	—	—	3,826	481	854
	数員	—	27	—	—	—	—	—	—	—	1	4	5
化学工業	件	2	—	—	3	1	5	3	—	—	63	3,136	1,449
	参加人員	466	—	—	705	72	2,474	529	—	—			
	数員												
紙及び類似品	件												
	参加人員												
	数員												
石油石炭製品	件												
	参加人員												
	数員												
ゴム製品	件												
	参加人員												
	数員												

印刷出版	件数	1	—	2	4	6	7	2	3	—	2	5	9
	参加人員	138	—	105	5,054	11,859	6,865	484	67	—	25	358	6,337
第一次金属	件数	—	3	3	3	1	2	4	2	1	—	11	14
	参加人員	—	235	1,603	80,853	66	773	1,349	1,056	1,051	—	12,170	56,154
金属製品	件数	—	1	1	2	—	5	4	1	2	8	4	8
	参加人員	—	15	436	132	—	3,020	687	50	168	1,090	839	1,433
機械製造	件数	4	2	7	10	8	11	12	10	6	4	11	30
	参加人員	1,125	249	1,932	3,440	1,979	3,490	907	1,697	926	603	4,000	13,452
電気機器	件数	1	2	4	7	2	2	1	2	2	4	6	5
	参加人員	258	39	2,772	5,978	16,241	1,047	52	310	230	6,797	5,498	842
輸送用設備	件数	1	1	6	7	6	4	13	2	3	3	5	16
	参加人員	210	280	12,735	21,103	2,306	12,095	25,299	226	1,448	2,175	2,680	35,862
その他	件数	5	5	11	7	12	9	29	12	12	16	17	27
	参加人員	156	149	1,492	1,122	43,736	838	6,832	657	3,946	10,435	2,918	12,803
卸売及び小売	件数	—	3	1	1	4	1	3	1	1	—	—	3
	参加人員	—	1,513	91	41	489	18	399	38	15	—	—	83
金融保険，不動産	件数	—	—	1	2	3	2	2	1	—	2	—	2
	参加人員	—	—	414	2,120	1,850	4,445	1,512	23	—	1,800		2,116
運輸通信，その他公益事業	件数	7	9	3	8	15	13	9	11	6	10	13	35
	参加人員	1,463	2,488	268	1,243	462,599	309,867	41,609	27,470	859	1,772	99,317	45,019
陸運	件数	6	4	2	5	9	8	4	4	4	7	7	22
	参加人員	1,347	1,847	228	490	351,519	1,831	36,724	2,045	823	1,518	77,611	8,546
水運	件数	—	4	1	—	2	1	3	—	—	1	3	—
	参加人員	—	541	40	—	173	55	4,206	—	—	64	299	—
運輸に附帯するサービス	件数	—	1	—	—	1	—	1	3	1	2	2	5
	参加人員	—	100	—	—	4,259	—	104	1,150	25	190	107	5,403
通信	件数	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	105,786	222,641	—	—	—	—	—	—
熱，光及び動力供給業	件数	1	—	—	1	1	1	1	4	1	—	1	5
	参加人員	116	—	—	139	515	85,000	575	24,275	11	—	21,300	30,350
その他	件数	—	—	—	2	1	2	—	—	—	—	—	3
	参加人員	—	—	—	614	347	340	—	—	—	—	—	720

サービス業	件数	4	1	7	6	2	5	9	6	3	6	4	6
	参加人員	69	53	8,471	327	5,809	1,330	9,347	18,574	41	95,626	4,177	2,937
映画業	件数	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	13	3,340	—	—	—	—	—
興行娯楽	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	参加人員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43	750
教育	件数	1	—	3	1	1	—	—	1	—	1	1	1
	参加人員	27	—	1,211	17	9	—	—	3	—	11	442	33
その他	件数	3	1	4	5	1	4	8	5	3	5	2	4
	参加人員	42	53	7,260	310	5,800	1,317	6,007	18,571	41	95,615	3,692	2,154
公務	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
分類不能	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

〔備考〕 労働省「労働争議統計速報」による。

第288表　産業別各月発生労働争議 ——同盟罷業・同盟怠業・工場閉鎖・業務管理——　(1953年)

産業別		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全産業	件数	15	16	42	58	45	48	130	50	39	45	72	129
	参加人員	3,395	5,484	35,981	116,940	52,986	67,607	474,812	84,697	131,484	19,290	148,830	155,660
農業及び林業	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	件数	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	—
	参加人員	88	—	—	—	—	—	—	—	—	456	51	—
鉱業	件数	2	6	7	6	5	4	15	17	9	5	4	13
	参加人員	206	3,543	7,299	3,786	2,688	40,060	30,035	65,629	123,503	1,745	43,146	30,243
石炭鉱業	件数	1	6	5	4	4	2	11	16	6	3	1	9
	参加人員	33	3,543	2,995	124	1,583	804	23,399	65,602	122,536	1,466	39	29,839
金属鉱業	件数	1	—	—	—	1	1	3	—	3	2	2	2
	参加人員	173	—	—	—	1,105	39,200	6,607	—	967	279	39,908	264

その他	件数	—	—	2	2	—	1	1	1	—	—	1	2
	参加人員	—	—	4,304	3,662	—	56	29	27	—	—	4,009	140
建設業	件数	—	1	—	1	1	—	—	1	1	—	—	2
	参加人員	—	—	—	96	91	—	—	39	187	—	—	50
製造業	件数	10	6	29	40	30	36	49	24	21	29	56	92
	参加人員	3,062	461	20,096	112,339	38,975	25,173	35,682	2,810	7,366	14,267	31,365	114,311
紡織	件数	1	—	1	3	—	2	2	2	1	3	2	6
	参加人員	398	—	36	1,261	—	403	274	205	127	331	267	767
化学工業	件数	1	1	2	9	5	7	2	1	2	3	5	11
	参加人員	976	17	451	2,784	4,481	4,677	1,973	437	138	4,433	2,671	4,877
紙及び類似品	件数	1	—	2	1	4	1	—	—	—	—	1	5
	参加人員	28	—	274	940	7,389	299	—	—	—	—	419	782
石油石炭製品	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3
	参加人員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	481	121
ゴム製品	件数	1	—	—	3	1	3	2	—	—	1	2	3
	参加人員	308	—	—	705	72	1,779	445	—	—	63	342	1,235
印刷出版	件数	—	—	1	2	3	4	1	3	—	2	3	8
	参加人員	—	—	35	42	4,051	277	198	67	—	25	231	3,579
第一次金属	件数	—	—	3	2	1	1	3	—	1	—	9	12
	参加人員	—	—	1,063	80,076	66	423	1,292	—	1,051	—	12,066	54,281
金属製品	件数	—	1	1	1	—	3	2	1	1	4	4	3
	参加人員	—	15	436	87	—	1,183	619	50	76	205	839	538
機械製造	件数	3	1	4	8	6	9	10	7	3	3	10	19
	参加人員	1,076	62	1,085	2,390	1,767	3,273	655	1,312	722	187	3,748	11,045
電気機器	件数	—	—	3	3	2	2	1	2	2	2	6	3
	参加人員	—	—	2,555	3,000	16,241	1,047	52	310	230	6,441	5,498	686
輸送用設備	件数	1	1	5	5	3	2	11	—	3	2	4	11
	参加人員	210	280	12,624	20,502	1,035	11,742	25,265	—	1,448	1,251	2,592	33,836
その他	件数	2	2	7	3	5	2	15	8	8	9	9	8
	参加人員	66	87	997	552	3,873	70	4,909	429	3,574	1,331	2,211	2,564
卸売及び小売	件数	—	1	—	—	3	—	1	—	1	—	—	2
	参加人員	—	1,269	—	—	300	—	62	—	15	—	—	70

金融保険，不動産	件数	—	—	1	1	1	1	2	1	—	1	—	1
	参加人員	—	—	130	56	30	145	1,512	23	—	720	—	446
運輸通信，その他公益事業	件数	—	2	1	5	5	4	7	5	4	4	9	15
	参加人員	—	205	40	396	10,902	1,004	41,477	1,242	372	914	70,576	7,725
陸運	件数	—	1	—	4	4	3	3	1	2	3	6	10
	参加人員	—	55	—	342	10,769	922	36,696	22	336	770	70,238	1,318
水運	件数	—	1	1	—	1	—	3	—	—	—	1	—
	参加人員	—	150	40	—	133	—	4,206	—	—	—	231	—
運輸に附帯するサービス	件数	—	—	—	—	—	—	—	3	1	1	2	2
	参加人員	—	—	—	—	—	—	—	1,150	25	144	107	72
通信	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熱，光及び動力供給業	件数	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	—	1
	参加人員	—	—	—	—	—	—	575	70	11	—	—	5,924
その他	件数	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	2
	参加人員	—	—	—	54	—	82	—	—	—	—	—	411
サービス業	件数	2	—	4	5	—	3	5	2	3	4	2	4
	参加人員	39	—	8,416	267	—	1,225	8,050	14,954	41	1,188	3,692	2,815
映画業	件数	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—	3,340	—	—	—	—	—
興行娯楽	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	参加人員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	750
教育	件数	—	—	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—
	参加人員	—	—	1,158	17	—	—	—	—	—	11	—	—
その他	件数	2	—	3	4	—	3	4	2	3	3	2	3
	参加人員	39	—	7,258	250	—	1,225	4,710	14,954	41	1,177	3,692	2,065
公務	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
分類不能	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

〔備考〕 労働省「労働争議統計速報」による。

第289表　府県別労働争議件数および参加人員 ——発生および繰越労働争議中，争議行為を伴つたもの——　(1953年)

府県別	件数 参加人員	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
全国	件数	21	22	51	81	71	73	159	71	134	56	94	165	998
	参加人員	4,501	6,949	117,389	174,325	88,156	120,167	525,251	194,354	243,273	74,431	382,422	406,990	2,338,208
北海道	件数		5	11	12	7	11	106	4	9	7	9	13	194
	参加人員		3,418	11,069	8,708	4,798	6,355	76,723	18,818	49,165	698	15,565	83,722	279,039
青森	件数	1		2	1		1	2			1	2	3	13
	参加人員	12		1,483	187		51	800			68	609	617	3,827
岩手	件数			1	2	3	2			1		2	2	13
	参加人員			1,950	4,035	606	1,165			28		1,237	5,725	14,746
宮城	件数			1		1	4	3	2	4		12	10	37
	参加人員			1,540		836	3,212	2,158	3,003	1,809		30,616	29,400	72,574
秋田	件数			4	3	2	5	18	2	2		9	4	49
	参加人員			4,109	1,184	1,784	2,973	7,175	42	283		5,366	1,687	24,603
山形	件数			3	2	2	1	7	2	3	1	4	2	27
	参加人員			1,666	1,726	538	13	1,887	896	1,205	51	1,544	74	9,600
福島	件数	1		1	3	2	4	12	7	4		3	9	46
	参加人員	173		1,485	276	848	569	8,490	1,176	4,350		394	17,084	34,845
茨城	件数	1		1	11	4	2	15	3	7		5	4	53
	参加人員	46		172	12,716	633	3,576	4,131	1,016	1,996		4,023	673	28,982
栃木	件数	1	1	4	3	4	7	53	4	1		9	2	89
	参加人員	258	258	955	1,993	1,735	3,404	3,821	217	650		3,398	700	17,389
群馬	件数	1	1	1	2	5	3	10		4		6	8	41
	参加人員	717	717	812	109	3,715	391	2,189		703		5,372	2,469	17,194
埼玉	件数			2	1	3	4	5	2	1		4	3	25
	参加人員			1,769	4,180	6,403	823	1,130	11,603	15		1,358	1,079	28,360
千葉	件数		1	3	2		1	4	2	1	3	13	8	38
	参加人員		17	1,170	3,412		144	1,495	1,394	545	356	18,677	6,408	33,618

東京	件数	1	2	10	33	34	40	76	33	7	6	30	37	309
	参加人員	24	1,322	12,942	25,756	23,021	20,788	27,337	30,992	1,037	297	36,574	15,021	195,111
神奈川	件数	3	2	10	17	15	22	101	11	4	8	13	26	232
	参加人員	1,201	580	11,940	25,139	13,503	10,202	46,501	33,136	1,288	1,845	6,306	19,164	170,805
新潟	件数		1	3	8	5	3	7	2	4	1	16	11	61
	参加人員		15	5,759	3,919	1,517	446	2,348	488	520	159	26,851	6,734	48,756
富山	件数			1	2	1	3	3			1	2	4	17
	参加人員			1,089	2,838	1,450	3,181	2,230			326	1,365	2,553	15,032
石川	件数	1		3	2		1	14	1	1	2	3	6	34
	参加人員	18		1,297	302		1,120	7,099	32	83	153	2,043	1,565	13,712
福井	件数			1			2	12		2		11	8	36
	参加人員			850			435	2,337		157		9,485	7,879	21,143
山梨	件数			1		1	2	9	2			1		16
	参加人員			362		229	323	984	176			182		2,256
長野	件数	1		2	2	2	2	42	1	2		4	3	61
	参加人員	398		1,807	619	1,351	330	3,086	80	146		3,133	55	11,005
岐阜	件数			1	1	5	4	8		1		2		22
	参加人員			1,632	43	1,619	1,253	3,957		1,099		1,568		11,171
静岡	件数	2		2	4	6	4	26	4	2		18	18	86
	参加人員	396		2,979	1,407	1,747	1,293	8,798	2,447	1,565		26,105	22,463	69,200
愛知	件数	1		4	6	6	7	24	3	9	6	10	12	88
	参加人員	78		7,782	3,129	2,130	9,333	23,184	8,044	93	1,815	14,993	2,213	72,794
三重	件数			2	1	1		9	3	1		5		22
	参加人員			1,609	700	63		8,608	221	160		5,148		16,509
滋賀	件数		1	1	2	1	3	6				3		17
	参加人員		55	688	558	1,104	9,733	488				1,128		13,754
京都	件数		1	3	3	5	6	12		1	3	7	4	45
	参加人員		43	2,199	520	6,423	6,610	6,011		88	379	3,518	2,468	28,259
大阪	件数	2		6	16	19	22	40	14	6	6	34	33	198
	参加人員	898		9,212	10,420	2,620	3,256	44,665	3,705	194	6,536	92,692	50,687	224,885
兵庫	件数			2	17	11	8	16	7	2		21	17	101
	参加人員			5,177	32,315	2,914	5,001	9,383	7,254	151		21,327	23,076	106,598

| | | |

	件	数	人員	件	数	人員	件	数	人員	件	数	人員	件	数	人員	件	数	人員	件	数	人員	件	数	人員	件	数	人員	件	数	人員
宮崎	1		1																											
鹿児島	13		1,418																											
合計	1		860	2		808	2		258	1		693	1		346	1		1,548	2		80	10		4,260						
	13		1						3			2						1						472						
			1,418						207			233						728						7,704						

〔備考〕　各都道府県の件数，参加人員は合計欄と一致しない。それは二都道府県以上に亘る争議が各都道府県で行われたものを組合単位又は事業所単位に一件の争議として計上してあるためである。参加人員についても同じ。なお二都道府県以上に亘る争議で各都道府県毎に分類することができない争議は当事者の一方である労働組合の主なる事務所の所在地によつて分類した。

争議の地域的分布　争議行為を伴つた争議をその発生地の都道府県別に集計したものが第289表である。

この表によると、参加人員においては、第1位福岡県約四七万人、第二位北海道約二八万人、第三位大阪府約二二万人、第四位東京都約二〇万人、第五位神奈川県約一七万人、第六位兵庫県約一一万人で、前年にくらべ東京都および兵庫県の順位が下つた。また、もつとも低位なのは徳島県（一七八七人）、山梨県（二二五六人）、高知県（二六一三人）などである。

件数は、対象のとりかたがあいまいなため、指標とするのはきわめて危険であるが、一応その数字をみると、第一位鹿児島県四七二件、第二位東京都三〇九件、第三位神奈川県二三二件、第四位大阪府一九八件、第五位北海道一九四件、第六位福岡県一八七件、第七位佐賀県一四七件、第八位兵庫県一〇一件である。鹿児島県がとびぬけて第一位なのは、統計調査上の欠陥であろう（前年は下位から三番目）。

（注）　労働争議は必ずしも府県別単位に行われるものではない。共同争議、連合体の争議及び企業系統の争議は、屢々二以上の都道府県に亘つて行われる場合が多い。このような大規模の争議にあつては従来、組合単位にその組合の主なる事務所の所在地によつて分類したため、組合の組織が集中発生的に発生した場合、例えば、大都市のある都道府県に争議が集中しているが如き分布となつていたが、昭和二五年五月以降、二以上の都道府県において行われた争議は、各独立の事業所単位の参加人員を用いて各一件として集計し、総計欄には共同、連合体又は企業系統毎に一件の争議として集計した。よつて件数については各都道府県の合計はこの総計と一致しない。

なお、各事業所毎に分割することの出来ない争議についてはその組合の所在地によつて集計することにした（「労働争議統計調査必携」による）。

争議の要求事項　労働省「労働争議統計」で調査している要求事項は、最初に労働者側から提出された要求内容を対象にしている。争議の原因と要求事項は一致する場合が多いだろうが、提出された要求事項をそのままその争議の要求事項とはしえない場合もある。この統計では、主要要求事項の全般について調査がおこなわれているが、そのため基本的要求と副次的要求との区別が無視され、同列に一件として計算されることには問題がある。

一九五三年中に発生した労働争議の要求事項をみると第290表のとおりである。これによれば、前年にくらべ「積極的要求」が増加している。「消極的要求」が減少し

第290表　主要要求事項別発生労働争議件数

要求事項	1946年	1947年	1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年
発生労働争議総件数	910(100.0)	984(100.0)	1,419(100.0)	1,306(100.0)	1,399(100.0)	1,146(100.0)	1,195(100.0)	1,232(100.0)
積極的争議計	1,928(211.9)	1,011(102.7)	1,083 (76.3)	539 (41.3)	623 (44.5)	1,031 (90.0)	964 (80.7)	1,057 (85.8)
組合の承認又は組合活動	60 (65.9)	24 (2.4)	5 (0.4)	—	14 (1.0)	14 (1.2)	12 (1.0)	26 (2.1)
協約の締結又は全面的改訂	282 (31.0)	188 (19.1)	205 (14.4)	143 (10.9)	115 (8.2)	79 (6.9)	75 (6.3)	99 (8.0)
賃金増額	675 (74.2)	487 (49.5)	615 (43.3)	250 (19.1)	246 (17.5)	566 (49.4)	496 (41.5)	470 (38.1)
臨時給与金	140 (15.4)	153 (15.5)	155 (11.0)	127 (9.7)	225 (16.1)	347 (30.3)	352 (29.5)	435 (35.3)
労働時間の変更	203 (22.3)	42 (4.3)	17 (1.2)	4 (0.3)	5 (0.4)	11 (1.0)	8 (0.7)	8 (0.6)
休暇・休日に関する要求	217 (23.8)	44 (4.5)	19 (1.3)	6 (0.5)	3 (0.2)	8 (0.7)	9 (0.8)	9 (0.7)
経営参加	241 (26.5)	47 (4.8)	44 (3.1)	5 (0.4)	12 (0.9)	3 (0.3)	3 (0.3)	3 (0.2)
福利厚生施設	110 (12.1)	26 (2.6)	23 (1.6)	4 (0.3)	3 (0.2)	3 (0.3)	9 (0.8)	7 (0.6)
消極的争議計	267 (29.3)	199 (20.2)	334 (23.5)	715 (54.7)	728 (52.0)	241 (21.0)	300 (25.1)	248 (20.1)
賃金減額反対	9 (1.0)	1 (0.1)	9 (0.6)	49 (3.8)	69 (4.9)	6 (0.5)	15 (1.3)	14 (1.1)
賃金定期支払	23 (2.5)	38 (3.9)	93 (6.6)	252 (19.3)	369 (26.4)	114 (9.9)	128 (10.7)	86 (7.0)
事業休廃と操短反対	52 (5.7)	47 (4.8)	53 (3.7)	67 (5.1)	31 (2.2)	19 (1.7)	18 (1.5)	21 (1.7)
解雇反対・解雇者復職	183 (20.1)	113 (11.5)	179 (12.6)	347 (26.6)	259 (18.5)	102 (8.9)	139 (11.6)	127 (10.3)
その他	1,040(114.3)	579 (58.8)	560 (39.5)	572 (43.8)	386 (27.6)	165 (14.4)	325 (27.2)	290 (23.5)

〔備考〕 1. 「その他」のうちには，その他賃金に関する要求，解雇休業手当及び退職金制度の確立及び増額，その他作業条件に関する要求，労働協約の効力に関する要求，その他人事に関する要求，その他などが含まれる。
2. 発生総件数と要求事項の合計が一致しないのは一争議が二つ以上の要求をもつことがあるため。
3. 労働者「労働争議統計」による。1953年の数字も年集計によつた。

第291表　要求事項別各月発生労働争議（1953年）

要求事項別		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総数		57（20）	62（24）	95（51）	124（78）	116（65）	131（76）	241（164）	101（63）	65（47）	126（77）	156（115）	303（164）
組合の承認又は組合活動に関する要求		1	2（1）	1（1）	2（2）	4	1（1）		3（1）	4（4）	3（1）	3（2）	1
労働協約の締結（又は全面的改訂）要求		1	3（2）	11（6）	11（6）	9（5）	5（2）	11（5）	8（6）	3（2）	13（9）	9（7）	15（7）
賃金及び手当	小計	31（11）	37（15）	62（35）	97（62）	89（54）	106（62）	151（90）	73（46）	41（29）	80（46）	122（93）	259（144）
	賃金増額	12（9）	21（10）	41（26）	71（46）	56（33）	49（29）	36（18）	26（15）	24（19）	40（27）	44（34）	42（18）
	賃金減額反対		2		2（2）	1（1）		3（3）	2（2）			1	2（1）
	賃金定期支払	3	5（3）	6（5）	8（6）	12（8）	2（1）	19（11）	3（1）	4（3）	8（3）	7（3）	6（4）
	その他賃金に関する要求	2	1	1（1）	3（2）	6（4）	2（1）	1（1）		3（2）	5（3）	5（4）	2（2）
	臨時給与金の要求	6（1）	2（2）	3（2）	3（2）	5（4）	37（24）	77（53）	35（26）	2	11（6）	49（38）	199（117）
	解雇休業手当	6（1）	6	3（1）	4（4）	27（1）	12（5）	11（3）	4（1）	4（1）	5（3）	10（9）	
	退職金	2		8	6	7（3）	4（2）	4（1）	3（1）	4（4）	11（4）	6（5）	8（2）
給与以外の労働条件	小計	4（3）	3（2）	1	1	4（2）	4（3）	3（3）		4（3）	8（6）	4（3）	7（6）
	労働時間の変更	2（1）	1（1）				1（1）			1（1）	2（1）	1（1）	1（1）
	休暇・休日に関する要求	2（2）	1				1				3（3）		2（1）
	その他作業条件に関する要求		1（1）	1	1	4（2）	2（2）	3（3）		3（2）	3（2）	3（2）	4（4）
労働協約の効力に関する要求				1				1		1		1	3

	計	18（4）	13（3）	17（7）	12（7）	8（3）	15（8）	15（6）	16（9）	12（9）	21（14）	14（9）	17（7）
小	経営参加					1（1）					1（1）	1	
経営及人事	事業休廃止又は操業短縮反対	3		3（1）		1	3	2（1）		3（2）	2（1）		2
	解雇反対又は解雇者の復職	14（4）	11（2）	9（4）	8（4）	5（2）	10（6）	8（4）	12（7）	7（5）	11（6）	10（7）	15（7）
	その他人事に関する要求	1	2	5（2）	4（3）	1	2（2）	5（1）	4（2）	2（2）	7（6）	3（2）	
福利厚生施設		1（1）	1（1）		1（1）						1（1）	1	1
その他		1（1）	3	2（2）		2（1）		1	1（1）			3（2）	
スト規制法反対同上（経済的要求に附随したもの）							52（52）						
						2（1）	7（7）						

〔備考〕　カッコ内は争議行為を伴つたもの。

積極的要求のうち、賃金増額四七〇件（三八・一%）が最高なのは例年と同傾向を示しており、これについで、臨時給与金四三五件（三五・三%）が多く、前年より八三件の増加をみせた。これは、とくに一二月の越年闘争が、規模は小さいが、件数において戦後最高を示したためである（第291表）。すなわち、前年一二月の臨時給与金要求は一五〇件であつたのに対して、一九五三年一二月の同要求は一九九件であつた。

消極的争議においては、解雇反対・解雇者復職がもつとも多く一二七件（一〇・三%）に達した。

なお、主要要求事項を産業中分類別にみれば第292表のとおりである。

争議の解決状況　一九五三年中の労働争議の解決状況を、争議の継続期間、解決結果、解決方法からみよう。

まず、作業停止争議の継続期間については第293表のとおりである。すなわち、一〇日以内に解決した争議参加人員は総数の七七・四%を占め、前年の五五・九%にくらべると、かなり増加している。しかも、その大半は、五日以内に解決した争議の参加人員であり、前年も二〇件でほとんど変ら

第292表　産業別・主要要求事項別発生労働争議件数

	総数	労働協約の締結（又は全面的改訂）要求	賃金増額	臨時給与金の増額	賃金減額反対賃金定期支払	解雇反対雇又は解雇者の復職
全産業	1,597	99	470	435	100	127
農業，林業及び狩猟業	6	1	2	1	1	1
漁業	13	4	4			1
鉱業	190	12	32	42	22	30
金属鉱業	41		9	9	3	7
石炭鉱業	112	7	18	28	17	7
その他	37	5	5	5	2	6
建設業	37	3	3	3	6	3
製造業	995	53	322	302	61	66
紡織業	95	4	26	29	3	11
紙及び類似品製造業	37	1	9	11	4	3
印刷出版及び類似業	59	2	21	19	2	4
化学工業	123	5	49	34	2	8
石油及び石炭製品	16	3	4	6	1	1
ゴム製品製造業	41	3	13	13	1	2
第一次金属製造業	58	5	13	27	2	1
金属製品製造業	45	1	11	12	8	
機械製造業	159	6	46	57	16	10
電気機械器具製造業	48		30	11	1	3
輸送用機械器具製造業	90	3	25	26	7	5
その他	224	17	75	57	14	18
卸売及び小売業	25	2	5	9	2	2
金融保険及び不動産業	22	2	4	11		1
運輸通信及びその他の公益事業	203	17	65	45	5	13
陸運業	118	11	36	29	3	7
水運業	20	2	8	2	2	
運輸に附帯するサービス業	25	2	7	5		6
通信業	5		3			
熱，光及び動力供給業	21	2	7	4		
その他	14		4	5		
サービス業	101	5	27	22	3	10
自動車修理業及びガレージ業	14		6	2	2	2
その他の修理業	13		3	3		2
映画業	3			1		1
映画以外の興行娯楽						
劇場及び附随事業	2			1		
教育	17	2	5	3		1
その他	52	3	13	12	1	4
公務	2					
分類不能	3					

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

第293表　産業別・継続期間別作業停止労働争議解決件数および参加人員

月別	合計		5日以下		6日～10日		11日～20日		21日～30日		31日～100日	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1月	11	2,159	10	661	1	1,498					1	717
2月	24	7,389	21	6,627	2	45						
3月	28	84,895	13	4,171	9	1,686	3	78,518	1	62		
4月	46	60,239	32	21,857	11	3,257	2	69	1	56		
5月	47	64,065	35	34,021	4	3,517	4	4,060	2	152	2	2,315
6月	38	88,957	23	7,909	6	3,315	4	3,491	2	7,572	3	6,670
7月	69	303,600	48	271,512	10	7,108	10	4,912			1	68
8月	50	30,681	35	24,883	6	3,671	7	1,737	1	350	1	40
9月	34	13,082	18	5,838	6	430	4	286	3	170	3	6,358
10月	39	8,158	29	4,144	4	1,386	3	482	2	134	1	2,368
11月	48	72,749	31	11,600	6	541	6	5,360	2	1,139	3	50,593
12月	132	253,935	103	12,011	19	91,836	7	40,564	2	1,174	1	350
計	566	989,909	398	513,234	84	253,290	50	139,479	16	10,809	16	69,937

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。年集計による。

ないが、参加人員は一一一万七九一三人の減少である。

つぎに、解決結果別にみると第294表のとおりである。すなわち、妥協に終つた争議が大部分を占め、件数では総数の八五・三%、参加人員では八七・七%に達した。また、要求を貫徹した争議の参加人員は二%にすぎないが、件数は六%にのぼり、小規模な争議における解決結果の傾向を示している。

最後に、解決方法別にみると第295表のとおりである。一九五三年の特徴は、労働委員会関与にくらべて、当事者直接交渉が件数・参加人員とも増加の傾向を示し、それがとくに参加人員においていちじるしいことが注目される。

第294表　解決結果別労働争議件数および参加人員

年	別	総数		貫徹		妥協		不貫徹	
1949年	件数	1,270	(100)	137	(0.8)	845	(66.5)	288	(22.7)
	参加人員	2,030,655	(100)	24,755	(1.2)	1,667,176	(82.0)	338,724	(16.7)
1950年	件数	1,429	(100)	153	(10.7)	1,046	(73.2)	230	(16.1)
	参加人員	1,441,542	(100)	33,515	(2.3)	1,013,140	(70.3)	394,887	(27.4)
1951年	件数	1,162	(100)	92	(7.9)	983	(84.6)	87	(7.5)
	参加人員	1,973,619	(100)	40.659	(2.1)	1,864,400	(94.5)	68,560	(3.5)
1952年	件数	1,109	(100)	62	(5.6)	968	(87.3)	79	(7.1)
	参加人員	2,930,405	(100)	7,629	(0.3)	2,408,291	(82.2)	514,485	(17.6)
1953年	件数	1,208	(100)	73	(6.0)	1,031	(85.3)	104	(8.6)
	参加人員	3,090,465	(100)	61,544	(2.0)	2,710,628	(87.7)	318,293	(10.3)

〔備考〕　1953年の数字は年集計。

第295表　年および解決方法別労働争議解決件数および参加人員

年	別	総数		当事者直接交渉		労働委員会関与		その他	
1949年	件数	1,270	(100)	500	(39.4)	614	(52.3)	106	(8.3)
	参加人員	2,030,655	(100)	525,713	(25.9)	1,303.017	(64.2)	201,925	(9.9)
1950年	件数	1,429	(100)	603	(42.2)	610	(42.7)	219	(15.3)
	参加人員	1,441,542	(100)	470,085	(38.6)	358,837	(24.9)	613,408	(42.6)
1951年	件数	1,162	(100)	501	(43.1)	477	(41.0)	184	(15.8)
	参加人員	1,973,619	(100)	850,976	(43.1)	1,055,748	(53.5)	66,982	(3.4)
1952年	件数	1,109	(100)	482	(43.5)	467	(42.1)	160	(14.4)
	参加人員	2,930 405	(100)	1,028,439	(35.1)	1,417,683	(48.4)	484,283	(16.5)
1953年	件数	1,181	(100)	561	(47.5)	448	(37.9)	172	(14.6)
	参加人員	3,166,475	(100)	2,130,918	(67.3)	660,258	(20.9)	375,299	(11.9)

〔備考〕　本表における解決方法は，解決時点においてとらえているため労働委員会が関与したものでも解決時点において当事者直接交渉になつた場合は「当事者直接交渉」に含まれる。

第三章　主要な争議

第一節　主要な争議の概要

一九五三年中に発生した主要な労働争議（一九五二年よりの繰越争議もふくむ）を、その発生月日順にみると、次に掲げた一覧表のとおりである。

ここにいう主要な争議とは、左の三種類の争議をさし、それには争議行為を伴わない争議も入っている。

(1) 参加人員一〇〇〇人以上の争議
(2) 労働損失日数一万日以上の争議
(3) 前二項に該当しなくとも、特殊な性格をもつた争議（一九五三年にはなかつた）

ただし、スト規制法反対争議は、この一覧表から除かれている（参考として別に第296表を掲げておいた）。

主要な争議の一覧表を作成するために、資料として利用しうるのは、労働省労働統計調査部「労働争議統計」が唯一のものである。したがつて、この一覧表の用語も、同統計の定義に準じているが、とくに、つぎの諸点は注意する必要がある。

A　「産業別」分類は、原資料のままをとつている。したがつて標準産業分類と一致しない場合が多い。

B　「要求事項」と「解決事項」は、それぞれの争議にとつて主要なものだけをとつた。したがつて、各争議の全貌を現わしてはいない。

C　「要求事項」と「解決事項」は、各都道府県からの報告を労働省が整理する場合、それぞれの内容を要約して、カードに転記・分類するのであるが、この転記にさいして要約が誤つたり不十分だつたりする可能性はかなり大きい。

D　争議形態の欄の略号は、つぎのとおりである。罷＝同盟罷業、怠＝同盟怠業、閉＝工場閉鎖。

なお、この一覧表は、労働省の前記資料を基礎にして、本研究所で補正したから、労働白書（「昭和二十八年労働経済の分析」）の附表とはかなりくいちがつている。白書の場合は、事業所名がすべて頭文字だけの符号で示されているため直接比較はできないが、念のため。

一九五三年主要争議一覧表

事業所名又は労働組合名	府県別	産業	発生月日	解決月日	要求事項	解決事項	参加人員	争議形態	関与者	損失日数
一九五二年発生分										
淀川製鋼	大阪	金属製品	三・七・九	四・一	解雇反対	原職復帰	一、四五八	罷・怠	地労委	一、七三二
三越	東京	百貨店業	八・六				一、〇五〇		地労委	
魚貫炭鉱外九社	熊本	石炭鉱業	八・二七	一・三	退職手当規定の設置	基準賃金三七円	坑内四五円、坑外		地労委	一、七三二

電信電話公社東京	全日通労働組合東京	運輸に附帯するサービス	一・二〇	一二、六四三円	一〇五、三六七	総	調停委	中労委	四六九、四一八
全日通労働組合東京	九・一八	三・二五二七年六月以降賃金二四、八三円ベース（現行一三、三六円）	一〇%引上		一〇〇、五〇〇	罷			
築地運送（株）	東京	道路貨物	三・一〇	解雇反対					
全駐留軍	東京		一・二六	解雇撤回	二〇〇	罷	閉	地労委	一五、〇〇〇
（株）赤城社東邦製糸松井田工場	群馬	製糸	二・九	賃上に基く団体交渉の斡旋	二九、八九〇	罷	総	中労委	七八、四四八
船主協会（海員組合）	兵庫	水運業	二・一七	賃金増額現行約一六、〇〇〇円の一〇%アップ	一、八九四				
関東製鋼渋川工場	群馬	製鉄製鋼	二・一六	人員整理反対（越年資金）	四五、〇〇〇			地労委	
私鉄総連	東京	地方鉄道	四・三〇	賃金増額	七一七	罷		船労委	
山下近海汽船（株）他六社	兵庫	水運業	二・二八	賃金改訂二割アップ	一三三、三〇〇	罷	総	地労委	
一九五三年一月発生分					一五、三〇三				
昭和電工（株）川崎工場	神奈川	硫安製造	一・五	五・三〇生産手当三、一〇〇円（現行一、七〇〇円）	一、八六七	罷	閉	船労委	
日本鋼管（株）鶴見造船所	神奈川	船舶製造	一・一四	二・一四日啓丸進水に伴う早退	二、八三〇	怠	総	中労委	二六、五四八
二月発生分									
雄別炭鉱鉄道（株）茂尻鉱業所	北海道	金属鉱業	二・四	二・七機械化に伴う企業整備反対原則として人員整理行わず配置転換を実施	二、三六八	罷	閉	地労委	三四、一六四
敷島紡績（株）	大阪	紡績業	二・四	二・三工場経営分離反対	八、七六九				
仙台鉄道（株）	宮城	地方鉄道	二・一〇	組合運営に対する会社の介入排除	一、五四〇				
新日本窒素（株）	東京	化学工業	二・一〇	二・二五解雇休業手当	四、二〇〇				
住友鉱業（株）奔別鉱業所	北海道	金属鉱業	二・一八	二・二一〇月賃金協定山元配分について	一、五一九	罷			

二・一八	明治商事(株)	東京	卸売及び小売業	三・三	協約の締結、越冬資金二、四〇〇万円（一人一五、〇〇〇円）結婚資金三〇、〇〇〇円（一人一五、〇〇〇円）	結	一、二九	罷・怠
	日満鉱業(株)新屋敷鉱業所	佐賀	金属	二・一八	病弱（長欠）九名に対する解雇予告の取消し	①二名の解雇を取消し、②七名は解雇予告を認める	一、八三〇	地(仲)
	N・B・C呉造船部	広島	船舶製造	二・二八	年次有給休暇現行六日を一年勤続で一日、一年増す毎に一日、最高二〇日		一、三三	地(斡)
	三月発生分							
	鉄興社	東京	化学工業	三・四	基準内賃金現行二、四〇〇円の三、五〇〇円アップ		二、五三〇	地労委
	秋田県教育庁	秋田	教育	三・七	教育公務員法反対	国会解散による自然消滅	一、一五八	罷
	日産化学(株)	東京	化学工業	三・一三	賃増（現行一五、五〇〇円ベースの五%引上、一八、八四〇円ベース）	賃増（一七、三四円ベース）	五、七二七	罷・閉・怠
	東洋鋼板(株)	東京	第一次金属	三・一四	労働協約改悪反対		一、四四〇	罷
	帝国石油(株)	東京	原油及び天然ガス	三・一四	賃金増額（一七、九六八円ベース現行一四、〇〇〇円）及組合除名者の解雇		四、二四三	罷・怠
	車輌産業労組連合会	兵庫	鉄道車輌	三・一六	賃金増額（一八、〇〇〇円ベース現行一三、六〇〇円）		二、三、一〇八	罷・怠
	相模工業(株)	神奈川	自動車修理	三・一六	重役退陣要求		六、一八八	罷・怠
	雄別炭鉱鉄道(株)天別鉱業所	北海道	石炭鉱業	三・一七	一〇月以降新賃金山元配分問題（能率給・上昇額の値上）		一、五八〇	罷
	油谷鉱業(株)芦別鉱業所	北海道	石炭鉱業	三・一八	人員整理反対		四六〇	罷
	日本製鋼所武蔵製作所	東京	自動車修理	三・一九	賃上三、三〇〇円アップ（現行二、五八一円）	一〇名の解雇を撤回、地労委提訴取下げ	一、三五一	罷
	(株)日立製作所	東京	電気機器	三・二三	賃金増額（二〇、三〇〇円ベース（現行一六、〇七〇円）	一六、九七〇円ベース（昇給を含む）一、二五八円アップ、配分は後日協議	三三、六五四	罷・怠

(株)横河電機製作所	東京	電気機器	三・二三	四・二五	給与体系の改訂に伴う総額賃上（従業員一、四五三人、賃上総額 三四万円、一時金六五〇万円（最低保障平均一八、三〇〇円）					
全逓信従業員組合	東京	通信業	三・二六	四・二八	給与の是正について					
全麦連	東京	食料品製造	三・二七	五・二九	賃金増額（三三、八六〇円ベース一九、五〇〇円ベース、四月より実施）	一、				
日本カーバイト工業(株)	富山	化学工業	三・二八	六・二九	退職金規定の改訂（一〇年以上一割増、二〇年以上の停年退職は更に二割増）一時金五、〇〇〇円	一、				
全林野労組	東京	林業	四・六		一月以降賃金増額					
全繊同盟化繊部会	東京	化学繊維	四・六	七・二九	賃金増額	三五、	四一三	罷		
東京機械製作所	東京	機械製造	四・六	六・一三	賃金増額（三月以降平均二、〇〇〇円アップ、現行一三、二〇〇円ベース一七、五〇〇円）	一、	八〇三	罷・閉・怠	調停委	
第四銀行	新潟	金融、保険	四・六	四・二四	下期末賞与定例給与の一五〇%支給	一、	二五四		地労委	
鉄鋼労連	東京	第一次金属	四・七	六・二三	賃金増額（一九、〇〇〇円ベース一七、五〇〇円 現行一六、〇〇〇円）	八〇、	八〇〇	罷・閉・怠	労政	四五、九八九
日本電池(株)	京都	電気機器	四・八	六・五	賃金増額（三、九六四円ベース一、〇六七円増 現行一七、五七四円）	一、	七〇三	罷	地労委	三、四〇六
杵島炭鉱(株)大鶴鉱業所	佐賀	石炭業	四・九	四・二一	一〇月以降新賃金山元展開標作〇・八九%引上に於て鉱業所の標作二%引上申入に反対	一、	一三〇	罷		一八
(株)明電舎	東京	電気機器	四・一一	四・二四	賃金増額（一九、〇〇〇円ベース 六五〇円アップ、定期昇給一月より一六〇円（一六、四五〇円）	二、	六三〇	罷		二、六三〇
大阪機械製作所	大阪	機械製造	四・一二	五・一六	賃金増額（一七、八〇〇円ベース 一四、一〇〇円 現行一四、一〇〇円）	一、	四七三	罷・怠		一、四七三
日本水素工業(株)水素商事(株)	福島	化学工業	四・一三	四・一八	賃上、賞与、退職金は改めて協議	一、	六三〇	怠	地労委	

帝国石油(株)	東京	原油及天然ガス	四・一六	五・二	解雇反対			
石川島重工業(株)	東京	船舶	四・一六	四・二九	賃金増額（一八、〇〇〇円ベース現行一四、三〇〇円）			
川崎重工業(株)	兵庫	船舶	四・二〇	四・二四	賃金増額（定期昇給として定期昇給は現行のまま五%引上（七三〇円）一時金五、〇〇〇円アップ）現行一六、〇〇〇円の一〇%アップ）			
全繊同盟羊毛部	東京	紡績	四・二三		賃金増額			
全繊同盟綿紡部会	東京	紡績	四・二三	四・二九	賃金増額			
関東電気工事	東京	建設業	四・二三	七・三一	賃金増額（現行一六、三六四円の三七・二%アップ）			
三菱日本重工	神奈川	船舶	四・二三	四・二六	賃金増額（一八、三五四円ベース現行一五、〇三五円）			
(株)横浜造船所		船舶	四・二三	五・二八	人員整理反対			
片倉工業(株)	東京	製糸	四・二八	六・一	賃金増額（一人当り三、〇二〇円アップ）			
読売新聞社	東京	印刷出版	四・二八	四・三〇	三、〇〇〇円アップ（現行一五、三〇〇円）			
別府化学(株)	兵庫	硫安製造	五・三	五・一	協約の具体的履行、第二組合との団交排除			
五月発生分								
日本通運(株)	愛知	道路貨物	五・三	五・一〇	賃金増額（一四、七一〇円ベース現行一四、三一〇円）			
東武鉄道(株)	東京	地方鉄道	五・三	七・一	基準内賃金現行一四、五〇〇円の一六、六三〇円増			
日本硝子(株)	愛知	硝子耐酸機器	五・六	六・四	賃金増額（一九、〇〇〇円ベース現行一五、二〇〇円）			
(株)島津製作所	東京	専門機械	五・六	五・一三	基本給一五、〇〇〇円の二〇%アップ基本給九二〇円増			
共同印刷(株)	東京	印刷出版	五・八					

六月発生分

全印刷局労働組合	東京印刷	五・一一	四月以降基準内一九、二九四円、（現行二、八三四円）	六・二	賃金現行一三、三〇二円を一七、三〇〇円に	一五、〇八〇円に	七、七七七	調停委
林兼造船(株)	山口造船業	五・一三		六・一八	賃増（一七、五〇〇円を二一、〇六五円に）	賃増（一八、五八七円）	一、二六〇	地労委
日本油脂(株)	東京化学工業	五・一五		六・一八	賃増（一七、五〇〇円を二一、〇六五円に）	賃増（一八、五八七円）	二、七九五	地労委
大浜炭鉱(株)	山口石炭鉱業	五・一五		六・四	賃上、現行の五%アップ	基準賃金四%アップ、一時金	九六一	調停委
全国電機工業	東京電気機器	五・一八		六・五	賃増（一四、三五〇円を一七、六〇〇円に）	賃増（一五、三一〇円）	一六、五八三	中労委
岡本自転車	愛知輸送用機械	五・一八	労働協約改悪反対	六・二六	労働協約一部改訂		一、〇七七	調停委
日本国有鉄道	東京鉄道業	五・一九	四月以降基準賃金一九、〇〇〇円				三四〇、〇〇〇	地労委
王子製紙(株)	東京製紙	五・二〇		六・二七	賃増（一九、二六六円を二三、三九九円に）	賃増（二一、九三三円）	六、三三三	中労委
本州製紙(株)	東京製紙	五・二〇			賃増（一七、三三一円を一九、七六一円に）	賃増（一九、三八一円）	三、八四三	調停委
アルコール専売	東京薬用アルコール	五・二〇	一三・一〇賃金二〇、〇七六円ベース					
(株)伊豫銀行	愛媛金融業	五・二三	一般公務員なみの年末手当				一、四一〇	調停委
日本製鋼(株)	東京米軍兵器修理	五・二三	組合専従者に対する会社の主張を認める				五、八〇〇	地労委
羽作業所		五・二五	干渉反対					
東邦亜鉛	群馬亜鉛採掘	五・二六	解雇撤回、賃増	六・一三	賃増（八、八〇〇円を一〇、八〇〇円に）		一、一〇五	中労委
日本専売公社	東京タバコ製造	五・二六	三、四五〇円増		最低初任給本俸七、三〇〇円	賃増（九、三〇〇円）、一時金、夏季手当	三七、五一六	調停委
日本化薬(株)	東京化学工業	五・二七		六・二三	賃上（二〇、三三〇円）	賃上（一七、四三四円）	三、九三〇	地労委
日本電信電話公社	東京通信	五・二八			新賃金一八、五三円		一〇五、七八六	地労委
北海道新聞社	北海印刷出版	五・二九	夏季手当基本給の手取一カ月			要求どおり	一、三七五	調停委
道							忿	中労委
								調停委

六・一	造幣局東京	貨幣製造	賃増（平均本俸一五、二〇〇円）	新賃金一八、三七五円	一、八三三		
六・一	富士フィルム（株）神奈川	フィルム製造	六・一五賃増（一九、二五〇円）	本年度は従来どおり	一五、二五三罷・怠	閉・怠	調停委
六・二	全日本自動車産業労組東京	自動車製造	九・二三賃増・臨給	賃増（一〇、〇六六円）	八五、〇〇〇		地労委
六・三	日本電気産業労働組合東京	電気供給業	一三・二六休日・休暇問題	賃金協定書どおり	三九、二〇〇罷		中労委
六・三	全日本金属鉱山労組連合会東京	金属鉱業	六・一五賃増（一三、五一〇円）		一、〇四八罷		
六・九	日鉄二瀬鉱業所福岡	石炭採掘	九・六賃金問題		三三、六四一		調停委
六・一三	全逓信従組東京	通信	賃増（一八、五〇〇円ベース）		三、一〇〇罷		
六・一七	宇部曹達（株）山口	化学工業	六・二五賃上一律五〇〇円、夏季手当		四、三〇〇		地労委
六・一八	（株）大和銀行大阪	金融業	七・三賞与の配分		一、三三六怠		
六・一九	三馬弘進ゴム工業（株）宮城	ゴム製品	七・二賞与一カ月分		一、一二九罷		
六・二四	（株）朝日新聞社東京	新聞	夏季一時金一人当り三万円		五、四八〇		
六・二三	小松製作所川崎工場神奈川	自動車修理	七・九夏季手当一七、〇〇〇円	勤続一年以上〇・五月、以下〇・二五月賞与七、〇〇〇円	三、五六六罷		
七・二	七月発生分				二、三三六罷	・怠	
七・三	全銀連東京	金融業	七・二九賃上、臨給		八、七〇四罷		
七・四	三菱鉱業・飯塚鉱業・穂波産業福岡	石炭採掘	七・一八解雇撤回、スト規制法反対	一人平均一三、〇〇〇円	四、六〇〇罷	・怠	
七・六	三菱日本重工業川神奈川	造船	七・一〇夏期手当一五、〇〇〇円	夏期手当三、〇〇〇円	五、六〇〇罷	・怠	
七・七	浦賀船渠神奈川	船舶修理	夏期手当一カ月分、スト規制法反対	夏期手当七、〇〇〇円	一、〇五〇		
七・七	石川島重工業（株）東京	造船			一、五四三		
七・七	千代田光学精工（株）大阪	専門機械	七・一三夏期手当一・五カ月分		一、〇五〇		
八	広島塩業協議会広島	化学工業	七・二三賃増一四、〇〇〇円ベース		一、五四三		地労委

北陸鉄道	石川	地方鉄道	七・一〇	八・四	夏期手当				
炭労	東京	石炭採掘	七・一一	七・三一	夏期手当				
松竹	東京	映画業	七・一二	七・一三	夏期手当				
三菱高島鉱業所	長崎	石炭鉱業	七・一二	七・三一	離島手当一人月額三、〇〇〇円				
古河鉱業	栃木	金属鉱業	七・一三	七・一七	夏期手当三〇、〇〇〇円				
私鉄	東京	地方鉄道	七・一三	七・二九	夏期手当				
全鉱	東京	金属鉱業	七・一四	七・二九	夏期手当、賃上一三、五一〇円	賃上一〇、〇六六円	一人平均五、〇〇〇円支給	一〇、八九八罷	地労委
日産化学	東京	化学工業	七・一五	七・三三	夏期手当、五%賃上	新賃金一七、三三〇円		一八、三三〇怠・罷	
播摩造船所(株)	兵庫	鋼船造修	七・一五	七・二七	夏期手当税込一六、〇〇〇円	平均二一、三五六円		三、三四〇罷	
全港湾	東京		七・一五	一〇・一六	賃上			一、一七八罷・怠	
山口礦業小城炭礦	佐賀		七・一六西・二・二八		期末手当残額支給、賃金遅払解消	賃金五%引下げ、標作一〇%引上げ		三六、四三五罷	
全駐労	東京	サービスその他	七・一七	九・一	労務基本契約			三、三三一罷・怠	
高倉礦業	佐賀		七・二〇	一〇・一五	退職金支給	自然消滅		三、一七四罷	
酒六(株)	愛媛	織布製糸	七・二一	七・二八	賃上、夏期手当一カ月	〇%賃上、夏期手当一三、〇〇〇円		三五、五五九罷・怠・閉	中労委
八月発生分									
昭和電工	東京		七・二五	一〇・一〇	賃上、労働協約締結	期末手当支給		五、〇〇九罷	地労委
高萩炭礦	茨城		七・二七	八・一三	夏期手当	一人平均二、〇〇〇円		六、五九七罷・怠	
神姫合同自動車(株)	兵庫		七・三〇	八・七	夏期手当			二、〇一四罷	
九州採炭	福岡	石炭採掘業	八・三	八・一〇	期末手当一〇、五〇〇円	四、〇〇〇円		三五、八六四	三、一六〇罷・怠
九州電力(株)	福岡	電力	八・四	八・一四	生活危機突破資金など	一、五〇〇円ベース・アップ四、七〇〇円		二、一七六	一、二七六
住友化学(株)	大阪	化学工業	八・五	九・三	賃上			二七六	
日満鉱業新屋敷礦	佐賀	石炭採掘	八・七	八・一五	期末手当一五、〇〇〇円			三五、九八〇	地労委
古河鉱業(株)	東京	石炭鉱業	八・一〇	九・一〇	人員整理反対			三、一一三	一、三一三

富士自動車川崎	神奈	自動車修理業	八・一〇	九・九	賃金遅配反対						
九州電力佐賀支店	佐賀	電気業	八・一二	八・二九	越盆手当、突破資金						
全日駐労	東京	駐留軍労務	八・一三		労務基本契約改訂反対						
北海道電力(株)	北海道	電気ガス事業	八・一四	八・一八	夏期繁忙手当						
山崎炭礦外二事業所	福島	石炭鉱業	八・一五	八・一七	期末手当一人平均六、五〇〇円						
日本通運(株)	東京	運輸附帯サービス	八・二六	一一・四	人員整理反対						
三井鉱山(株)	福岡	石炭採掘	八・二七	一一・二七	企業整備に伴う人員整理反対						
広島電鉄	広島	地方鉄道業	八・二八	一〇・七	労働協約違反問題						
明治鉱業	福岡	石炭採掘	八・二九	九・二八	企業整備に伴う人員整理反対						
九月発生分											
杵島炭鉱	佐賀	石炭産業	九・一	九・三〇	希望退職者募集の撤回						
川崎岐阜製作所	岐阜	輸送用機器	九・一〇	九・三	日産自動車に対する共同闘争						
旭硝子(株)牧山工場	福岡	化学	九・一〇	一〇・二五	定員増加						
三菱鉱業高島鉱業所	長崎	石炭鉱業	九・一三	九・一四	希望退職募集について						
炭労	東京	石炭鉱業	九・一七		賃金増額						
徳山鉄板(株)	山口	鉄鋼	九・三〇	一一・五	退職金規定改訂						
一〇月発生分											
新日本窒素肥料水俣工場	熊本	化学	一〇・一	一一・二六	労働協約改訂	停年五五歳に延長					
全麦連	東京		一〇・一	一二・三三	退職金、休日休暇問題	退職金三〇%値上げ	一、八〇〇	三、三〇〇罷	一、四四九罷・怠	一六五、八六五	中労委
							七、〇〇〇	三、三〇〇罷	一、四四九罷・怠	一、〇六七	地労委
										二、三六八罷	地労委
										一、〇九九怠	地労委
										二、三〇四怠	地労委
										一、〇九八怠	地労委
										九、八〇〇	地労委
										五六、三二〇罷・怠	地労委
										一、三四罷	地労委
										九、〇七〇罷	地労委
										一、〇六五	地労委
										一四、九三四怠	地労委
										一、二三五	地労委
										二六、二六五	地労委

東海電極製造(株)	東京化学	一一・一七	解雇反対	指名解雇撤回、希望退職募集	一、一六二	罷	
日本石油	東京	一〇・四	一〇月以降賃金改訂		三、八三六	怠	中労委
名古屋造船(株)	愛知機械器具	一〇・八	一〇・二七賃金増額、退職金支払	新賃金一五、四〇〇円、退職金規定改正	一、二〇〇	罷・怠	
鹿児島銀行	鹿児島金融業	一〇・一五	一〇・一六期末手当要求二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一、〇八六		労政
興国人絹パルプ	東京紙及類似品	一〇・一九五四・一・五	賃上		九〇、〇〇〇		中労委
松下電器	大阪電気器具	一〇・二〇	一一・二六賃上		二、〇〇〇		中労委
小松製作所川崎工場	神奈川駐留軍兵器修理	一〇・二三	一一・一四賃上		六、四三三	罷・怠	地労委
		一〇・二七	臨時給与金、解雇休業手当支給	臨時給与金は支払わない	一、〇四〇	怠	
一一月発生分							
全食糧	東京公務	一一・二	賃金増額	一時金一、〇〇〇円	二、一一〇	怠	
帝国石油	東京石油生産業	一一・三	年末手当、退職金現行の二倍、協約締結	新賃金一四、六三円	四、九九五	罷・怠	
グリコ(株)	大阪製菓業	一一・四	一二・三〇人員整理反対、越年資金三カ月分	一六名の解雇承認	一、三〇〇	罷・閉・怠	地労委
日本製鋼所武蔵製作所	東京自動車修理	一一・六	一二・三人員整理反対、越年資金特別退職金一人六、〇〇〇円		一、〇六八	罷・閉	
日本製鋼所赤羽作業所	東京米軍兵器修理	一一・七	一二・一五解雇撤回、越年資金独身手当一時金五、七〇〇円		四、〇〇〇	罷	地労委
富士製鉄(株)室蘭製作所	北海道第一次金属	一一・一三	退職金、越年資金		七、四七〇	罷	
日本無線(株)	東京電気機器	一一・一三	賃金遅払解消		一、三六六	罷	
全鉱連	東京金属鉱業	一一・一五	一二・二八賃金増額		四四、五〇〇	罷	
高倉礦業岩屋礦業所	佐賀石炭採掘	一一・一五	一三・二〇退職に関する地労委斡旋案履行		一、一〇〇		地労委
住友金属鉱業	兵庫第一次金属	一一・一七	一一・二〇退職金規定改訂	遅払にならぬよう努力する一五、〇〇〇円	四、〇三四	怠	

東京オーデナンス・デポート	東京	米軍兵器補給所	一一・一七	一一・一七	解雇反対、退職金増額	解雇取消し
私鉄総連	東京	電気軌道	一一・一七	一二・九	越年資金、労働協約改訂	越年資金各社別一三、〇〇〇円ないし一九、〇〇〇円
塩野義製薬	大阪	医薬品製造	一一・二一	一三・四	越年資金二一・五カ月分	二カ月分
神鋼電気(株)	東京	電気機器	一一・二五	一一・二六	賃上三〇%	三〇〇円ベース・アップ
大阪機械	大阪	紡機製造	一一・二五	一一・二六	年末一時金一四、〇〇〇円	賞与三、五〇〇円、越年資金五、〇〇〇円
三馬弘進護謨工業(株)	宮城	ゴム製造	一一・二六		賃上、賞与二カ月分	
池貝鉄工所	東京	第一次金属	一一・二六	一三・二六	年末手当	越年資金手取一〇、〇〇〇円
尼崎製鋼所	兵庫	第一次金属	一二・二六	一三・一〇	越年資金手取三〇、〇〇〇円	製板九、七〇〇円、製鋼一五、五〇〇円
東洋電気	東京	配電盤	一二・二七	一三・一三	一〇%賃上、越年資金	一月以降一六、七五八円
川崎車輛	兵庫	輸送用設備	一二・二八		越年資金	平均一六、三〇〇円
東京電力(株)	東京	熱・動力供給	一二・三〇		八月以降二六、〇〇〇円	
淀川製鋼所	大阪	鉄板製造	一二・三〇		越年資金	
日本ダンロップ護謨	兵庫	ゴム製品製造	一二・三〇		越年資金	
徳永硝子	大阪	ガラス製造	一二・三〇	一三・一三	越年資金一三、〇〇〇円、定期昇給	越年資金一三、〇〇〇円
十二月発生分						
日本製鋼室蘭製作所広島製作所	北海道	機械製造	一二・一	一三・二一	臨時給与金支給三一、四〇〇円	平均四、〇〇〇円
(株)三菱日本重工	東京	船舶	一三・一	一三・一九	臨時給与金支給三五、〇〇〇円	三、三五〇円
全造船	東京	船舶	一三・一	一三・一七	臨時給与金支給	三〇、〇〇〇円—三一、六〇〇円
神戸製鋼所	兵庫	製鉄製銅	一三・一	一三・八	臨時給与金支給三七、〇〇〇円	三〇、五〇〇円

三、六三〇	罷							
八九、七一八	罷・怠	地労委						
三、二六〇		地労委						
二、一一七	罷							
一、五四六	罷							
一、三〇〇		地労委						
一、〇一九	怠							
二、七六八	罷・怠							
一、二〇〇	罷・怠							
一、八九七	怠							
二一、三〇〇								
一、〇五〇	罷	地労委						
一、四九四								
一、八七三	罷							
四、八九九	罷							
一三、二六四	罷・怠							
三四、一六〇	罷・怠							
一、五七八	罷・怠	地労委						

王子製紙	東京	製紙業	一三・二	一三・一四年末一時金、基準賃金の三・二カ月分					
関東電気工事	東京	建設業	一三・二	協約の改訂					
日亜製鋼(株)呉工場	兵庫	第一次金属	一三・二	一三・一三越年資金要求三、〇〇〇円	一三、六〇〇円―一五、一七〇円	二、九二二罷	四、一八三怠		
八幡製鉄	福岡	第一次金属	一三・二	一三・一七臨時給与金支給二七、〇〇〇円					
富士製鉄道	北海	製鉄製鋼	一三・二	一三・一二臨時給与金支給二七、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	一〇四罷	三、六三怠		
東北電力	青森	熱及電力供給業	一三・三	一三・一五臨時給与金、労働協約締結期末手当三〇、〇〇〇円、労働協約締結に努力する		五三六罷・怠	六、五三六罷・怠		
凸版印刷	東京	出版印刷	一三・三	一三・六臨時給与金支給三五、一〇四円	三〇、二〇八円	五三三罷	二、三五三罷・怠		
富士精密工業	東京	ミシンモーターエンジン	一三・三	一三・一四越年資金三〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	三一五罷・怠	一、一四六罷・怠		
三菱製鋼(株)	長崎	第一次金属	一三・四	一三・九期末手当要求	一九、〇〇〇円		一、一四六罷・怠		
中央繊維	東京	製紙	一三・七	一三・一二年末一時金、基準賃金一・五一カ月分	一カ月分		四、一五〇		
林兼造船(株)	山口	輸送機械器具	一三・七	一三・一三越年資金三五、〇〇〇円	越年資金一八、〇〇〇円、酒代五〇〇円		一、二七三	地労委	
日本カーバイト魚津工場	富山	化学工業	一三・七五四・一・六	越年資金手取三〇、〇〇〇円要求	一五、〇〇〇円		一、四七五罷	地労委	五、七六〇
京浜船舶荷役連合会	神奈川	沿岸荷役	一三・八	一三・二四賃金増額　日額四五八円（現行三〇五円の五〇%増）			四、五〇〇	地労委	
全森永	東京	食糧品製造	一三・九	寒冷地手当	三〇円増とする		六、三五〇	地労委	
横浜興信銀行	神奈川	金融業	一三・一〇	一三・一四年末資金定例月収一七、三八五円平均、年末調整額の手取三%支給	一七、三八五円平均、年末調整額は銀行側負担とする		一、〇〇一		
四国電力	香川	熱及電力供給業	一三・一〇	基準賃金増額			六七〇	地労委	
日鉱	福岡	石炭鉱業	一三・一〇	賃金増額一五%			九二三罷		

| | | |

第296表　スト規制法反対争議参加延人員

組合名	合計			第一波（7月4日）		第二波（7月11日）		第三波（7月27日）	
	計	24時間スト	時限スト	計	その他	計	その他	計	その他
総評	1,283,565	169,937	251,146	622,284	239,798	494,030	460,342		
同盟	1,102,311	163,507	247,061	507,674	184,069	425,083	401,069		
産別	11,534			11,534		4,608	350		
新産別	2,491		54	2,427	10	1,930	99		
中立	13,228			9,676	3,552	8,624	1,080		
未組織	115,670	5,600	4,130	67,553	38,487	40,709	39,795		
独立	38,331	830	401	23,420	13,680	13,076	17,949		

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による

第二節　昭和電工川崎工場の争議

争議の背景と発端　一月五日の七二時間スト宣言をもつて始まつた昭和電工川崎労組（二三〇〇名、合化労連傘下）の争議は、本年の労働運動の火蓋を切つたものであるが、その直接の争点が生産褒償金の額をめぐる純経済的なものでありながら、肥料独占資本に対する労働者の、長期かつ激烈な闘争として著しい特色を示した。あたかもこの時は春肥価格の問題――国内農民には高く売り、外国には出血輸出という独占商品硫安の二重価格問題が政治問題化している時にあたり、労働者は農民と提携しつつ、経団連会長石川一郎氏を社長とする昭電肥料資本と対戦することとなつたのである。

この争議の背景と特色を見ると次のようである。会社は滞貨五万トン、経理状態の悪化、出血輸出等を理由に、組合の生産褒償金（生産手当）要求を拒否し、組合はこれに対し、一億四千万円の利益金を指摘して会社経理は悪化していないと反論、また生産褒償金は、過去において組合が実質賃金を高めるために獲得したもので毎月約一七〇〇円で、平均ベース一万五四〇〇円からみると一〇―一五%に相当し、事実上賃金の重要な一部であるから、その切下げには絶対に応じられぬと主張したのである。さらに一九五二年六月現行賃金ベースの決定に際し、組合は労働協約によつて一年間の平和義務を負わされており、五三年六月まで賃金交渉は出来なくなつている。その間に一方的に生産手当切下げを決定するのは、六月賃金改訂に有利な既成事実をつくらんとする会社の陰謀であるとして、組合は初めより生産手当問題を重視したのである。会社側が五二年来準備しているアメリカ式労務管理方式（MTP）も、労働者の犠

牲による合理化処置として組合側の警戒心を一そう強めていたことも指摘されねばならない。

組合側はまた、現在の硫安価格は、国内一〇貫匁八六〇円、インド向け六一〇円の二重価格制をとり、国内の農民収奪をはかつているとして独占資本の価格政策に反対し、この観点から農民はじめ広く国民各階層の支持をあつめて強力な闘争を展開した。一月中旬かれた肥料値下げ全国農民大会には昭電労組代表が出席し、肥料独占資本に対する労農提携を訴えて農民代表に大きな感銘を与えたことなど、農民と提携しつつストをたたかおうとしたところに、この争議の特色が見いだされる。

さらにまた組合の闘争の鉾先は、硫安の二重価格制を承認し、その上三〇億円の国家資金を生産補償金として肥料資本にあたえようとする自由党政府の政策に対しても向けられ、労働者側は積極的に中日貿易の打開による市場の開拓を主張するなど、政府の従属的外交政策をも攻撃した。このように、争議の直接の発端となつた争点は純経済的なものでありながら、この争議は独占資本と自由党政府に対する全面的反対という、より広い政治的立場からする闘争の性格を帯びていたのである。

以上のほかに労資相方のとつた争議戦術には注目すべきものがある。組合の出荷スト、不買運動、労農提携、地域共闘の戦術に対し、会社側は部分的ロック・アウトから全面的ロック・アウト戦術に出で、しかもいかなる経済的犠牲をも辞せず争議の勝利をのぞみ、終始強硬な態度をもつてこれに対抗した。争議はこのように、初めから一企業に対する企業組合の経済闘争というよりは、石川経団連会長を先頭とする独占資本対労働者農民の階級的対戦に発展する方向を示したのである。

では争議の直接の発端について見よう。組合は一九五二年一二月二六日、一月以降の生産褒償金として次の要求を提出した。

(一)　金額　二一〇〇円
(二)　配分　六〇%は一律支給、四〇%は基準内配分
(三)　支給期日　翌月

同月二七日の団交で、会社側は金額六〇〇円、能力給配分五〇%、一律配分五〇%、三ヵ月毎支給の回答をなし、その後数次の団交で会社側は、金額八五〇円、その他若干の譲歩をしたが、組合の要求とはなお大きな距りがあり、ついに一二月三〇日組合側は「一月五日より七二時間スト突入」を会社側に通告するに至つた。

争議の経過　第一次より第四次までのストは、つぎのように繰り返し行われた。

(第一次スト)　一月五日より八日まで七二時間スト、業務、電気など九課、約一二〇〇人、延三六四〇人。
(第二次スト)　一月三〇日より二月一〇日まで二四〇時間、業務課製品係、機械工作課など部分スト二〇八人、延一四七六人。
(第三次スト)　二月一〇日より三月二日まで四八〇時間、約二六〇人、延二四八九人。
(第四次スト)　三月二日より二四時間反覆連続スト、約二六〇人参加。

さて右のストライキの中で、組合はいかなる動きを示したか。第二次スト突入の前、執行部は会社側第三次回答に対する態度決定のため中央委員会を開催したが、結果は二七対四票をもつて会社案拒否に決定、ひきつづき開かれた代議員大会では九七対八三票をもつて中央委員会の決定は承認された。

二月六日には、工場から川崎駅に向つて大デモ行進が行われ、駅前で蹶起大会が開かれた。総評石黒争対部長、左社赤松、志村代議士はじめ、合化、昭電、国鉄等各労組、共産党川崎市委員会、農民

組合再建同盟、川崎朝鮮人会等の各代表の激励演説があり、また席上農村宣伝工作隊による農民への呼びかけが決定された。

二月一三日には中央委員の改選があり、同月二五日の代議員大会では一部代議員よりスト打切りの動議が出されたが否決された。

一方、会社側は数回にわたつて組合員やその家族にスト中止を呼びかけるビラを送付し、組合指導部もこれに対し組合員の結束を固め、さらに広く労働組合、農民団体の支持を求めて活潑な宣伝教育活動をつづけた。つぎにかかげる声明書や宣伝文は、この争議の争点や性格や労資相方の戦術をよく示している。

（従業員諸君に告ぐ）

昭電川崎工場長　中村健次郎

昨年の暮以来、会社は誠意をもつて経営の苦境を御説明して参りましたが、組合は故意に事情をわい曲し、逆にこれを宣伝の資料として善良な従業員の判断を惑わしている。即ち昨秋の状況は国内に於ける硫安の生産高の向上から滞貨になやみ、異状な金利や倉敷料の負担、それに加えて国内の価格が低落して、硫安企業者は本当に操業を短縮するか出血輸出するか、あるいは政府への保護に訴えて補給金を貰うかと云う岐路に立ち、何等の策を施すこともしなかつたならば企業の倒壊さえもあやぶまれた状況になりました。一方輸出はどうかと申しますと、世界の唯一の市場と云われる東南亜に西欧の安くて日本の比較的高い硫安はいしかもよい硫安がどんどん入つて来わけです。組合がしばしばいはよりもうける為に出血完全にしめ出しをされる状況にあつたているならば誰が態々安い会社はもうかつているからとか、あるではないと云うが、日本の硫安は少くとも砒あたりあと一〇ドル、つまり三、六〇〇円安くしなければ輸出を続けても業者の出血になるばかりなんです。だから政府は肥料の対策委員会をつくつて真先に肥料工業の合理化（つまり技術の向上と原材料を安くするとか設備の稼働率を高くする方法）を真剣に考えているのです。なぜそんなに真剣に考えなければならないだろうか。それは硫安工業と云うものは他の加工工業と違つてほとんど国内の原料によつて作られる。これからの日本はほんとうに工業国日本として自立して行かなければならない。それにはこうした工業の発達がなければ次第に自滅の道を辿る外はないからです。斯う云う事情があつたので硫安工業としてはどうしても輸出による市場確保とさしせまつた企業の打開の為に敢て出血輸出をして来たわけです。肥料工業の中にあつては過燐酸の様に操業短縮したところもありますが硫安工業には設備が尨大の為に操短による原価高が極めて大きいので容易に取り得ないと云うことも国会に於て関係者がしばしば説明されている通りです。

組合は労農は相携えて労働階級の為に闘わなければならないと云つている。そして農民団体にメッセージを送り、又は国会への働きかけなどにより緊密な連絡をとりながら会社を攻撃させ反面に於て農民が肥料を最もほしがつている時にも拘らず、一カ月も出荷ストをやつている。その結果は農民は肥料をほしがつているのに手に入いらないで困つている。こんな状態ですと安い値段で農民に売るどころか高くなつて行くでしょう。需要と供給の関係で当然のことでしょう。

このストの結果はどうなるだろうか。

私達の工場は高度な技術と完全な機械装置によつて全工程が一貫した運転をしている。会社はこの高度にして危険性の高い設備を常に安全状態を維持しながら生産を続けて来た。そして自家修

理部門の不断の努力と外部業者の依存によつて大過なく業績をあげて来た事は御承知の通りであります。だが今回の様にふだんにつぎ込まれて来た補修の努力が一カ月もの長い間無修理のまま運転することは重大な保全管理の遅滞となり、どの様な不測の事故をひき起さないとも限りません。この事は会社として従業員の皆さんの為に特に危惧しているところです。

またこの渇水期間の修理の良否が将来一年の業績に重大な影響のあることは充分御承知の筈です。この儘では来るべき豊水期にどれだけの生産実績を挙げ得るであろうか。組合は自らの要求する生産褒賞金を自らの手で一銭も出し得ない様な手段を講じているということが出来るでしょう。

これは単に生産の量についてのみではない。仮に生産されたとしてもそれが商品として販売されなかつたら何の役にも立たない。組合の出荷ストは春肥の最需要期と相俟つて販売の面にも重大な影響を将来に残し、この面からも経営の不振がひしひしと私達の上にふりかかつて来るであろう。

組合は又この闘争によつて貴重な組合員の組合費を消費している模様であるし、又組合員の負担を刻々と増大させている。試みに皆さんの今回のストによる賃金控除がどれほどになるかを考えて見て下さい。先きの七二時間ストに於ては組合員一律に六二五円の控除がなされた。其の後の部分ストは組合員の犠牲を最少限に止めると云い乍らも本月の給料からは組合員一人について約一〇〇〇円が控除されるであろう。しかもそれは二月二〇日迄の分であつて組合の指令するストがこの儘続けば更に一律五〇〇円が控除されることになる。合計一人当り約一二〇〇円の賃金が生活が苦しいと云う皆さんの賃金から引かれ、これが勝算のない闘争につぎ込まれている事実を無視出来ないでしょう。

会社は従業員の皆さんが皆さんの生活の基盤である会社の発展を通じて皆さんの生活を向上させて行くのだ、という健全な良識に基いて闘争の終息を図られることを期待するが、この儘の闘争が続けば続くほど益々会社の経営が困難になり、現在提案しているものでも実施が困難になると云うことを警告して置かなければならない。

従業員の皆さん、以上のことを良く考えて下さい。

この闘争によつて何を得ようとしているのか。

この闘争を指導する一部の人達の間には、もう、生産褒賞金が上廻るとか、新しい提案が会社から出される等と考えている人はないでしょう。たとえ皆さんの前では何と云おうとも一部極端な指導者の頭の中に去来するものは、ある政党につながる階級闘争の一つの段階として、彼等の組織をいかに吾々の工場の中に根を下すかと云うことと、彼等の理論に基く組合意識の昂揚があるのみであろう。昭電細胞並に昭電統一委員会の名のもとに配布されているビラを見ればこの点は明瞭である。

従業員の皆さん、高価な代償を払つて得たものは特殊グループの育成であつたと後日に於てなげくことのない様、呉々も警告いたしますと共に皆さんの良識ある行動によつて一日も早く事態を終息されることを心から期待して止みません。

二月一四日

（ウソとおどかしで、また分レツ切りくずし工作、
会社はいよいよ焦つている）

昭電川崎工場労組闘争委員長　片桐佳夫

会社はまた「家族の皆様へ」（八日）「従業員諸君に告ぐ」（一四日）をだしました。会社はこれで組合員を分裂させ、闘争をき

りくずそうというのです。
だが会社がこんなにしつこく切りくずし工作をやつてくるのは他でもない。闘争がながびき、はげしくなり、効果があらわれるにしたがつて、会社はあせりはじめたのです。はやく闘争をやめさせて出荷をしないと春肥に売りそこなうのです。麦の春肥は三月の中頃までにやらないときめがなくなるので出すならいまのうちなんです。だから全購連や商社からは矢のさいそくで会社は大弱りに弱つているのです。豊水期の対策もその通りです。今年の豊水期は例年よりも早いようです。早くしないと間に合わないのです。だから会社は早くストライキを止めさせたいのです。
会社は誠意をもつて交渉したと言つています。しかし私達が昨年の一一月に出した要求に対して一二月末まで何の返事もしなかつたやり方が果して誠意のあるやり方でしようか。会社の経理の苦しい事情を説明してくれたといつても、たつた一億四〇〇〇万円しかもうからないから苦しい、後のことは一切言えませんというやり方が果して誠意のあるやり方でしようか。会社はウソを言つているのです。こうなると一億四〇〇〇万円なるものさえいささか眉ツバものみたいにも思われます。しかしそれは信じてもよいとしましよう。その場合に会社がたつた一億四〇〇〇万円しかもうからないから私達の生産手当は一〇〇〇円切り下げられても止むを得ないでしようか？　会社が一億四〇〇〇万円も、もうけているのに私達は一〇〇〇円も切り下げられて生活を引下げて我慢をしなければならないでしようか。
それから会社は組合が何か危険なストライキをやつているみたいに言つております。組合が補修部門をとめたために何か不測の事故がおきるかもしれないと言つております。しかし組合は運転にさしつかえのあるような補修は決して止めてはいませんし、運転上で都合の悪いことがおきそうな場合のことは充分に考えております。だからもし会社が技術的にみて非常識なほど無理な運転をやらないかぎりストライキをやつたからというような事故は決しておこり得ないのです。もし会社が無理をして事故をおこすようなことがあつたらそれはもちろん会社の責任なのですし、そんなことがあろう筈はありませんから、之は会社のおどかしにすぎないのです。また会社は出荷ストをすればせつかくの春肥を売りそこなうから経営不振がひどくなるといつています。だが売りそこなつて損をするのはまず会社です。その上会社はいままでも春肥のことで全購連や商社から矢のサイソクをされています。
それから会社は私達の出荷ストが春肥不足に輪をかけて値段をつり上げることになるから農民に悪いことをしているように言つています。だけど出荷ストをやらせ、それをいつまでもほうつておくならそれは会社の責任なのです。農民は安い硫安を外国に売り高い硫安を自分達におしつけられたことでカンカンになつて怒つています。これは農業団体ばかりでなく自由党の人達でさえ大問題にしている良心的な人がいます。農民達はだんだんに会社のやり口が判りかけています。日農からの会社への抗議文でも判るように、農民は会社が自分のもうけのためには、農民と労働者にばかり犠牲をおしつけていることを知りつつあります。農民に高い硫安を売りつけたと同様に、労働者には低い賃金を押しつけていることを知りかけています。
会社は自分のやつたことはたな上げにして組合ばかりを悪い子にしようというのです。だがこんなごまかしはもうそろそろ農民や労働者仲間の間では通用しなくなりつつあります。バケの皮はきつとはがれ落ちてしまうでしよう。
会社は出血輸出のことについてはこんなことを言つています。

昨年タイ貨があつて困つた、外国へ出さねばならない、ところが外国では硫安は安い、だから安く売つちやつた、といつていまです。タイ貨があつて困つたのならなぜ少し位安くてもいいから国内に売らないのでしよう。国内で売れないのは要らないからないのじやないのです。高くて金がないから農民が買えないのです。安くすれば買手は必ずいます。だが会社は値段はまけたくないのです。外国には安く売つても国内は高い値段にしときたいのです。そうすれば犠牲になるのは農民で会社じやないから平気なのです。

それからタイ貨があつて困るならなぜもつといい値で売れる市場をさがさないのでしよう。中国に輸出すればよいのです。組合では前からそれを言つているのです。中国ではいくらでも買手があります。トラクターが走りまわつている近代化された中国の農場は昔とちがいます。硫安もどんどん要るようになつています。

多くの人達の努力で値段のことも支払いの方法も船のことも明るい見とおしができてきています。もし会社が本当にその気になつて努力するならば必ずうまく行くようになるのです。その努力を会社はしようとしないのでやたらと苦しいと言つては私達に賃下げばかりを押しつけようというのです。

将来私達は一つ会社の重いケツをひつぱたいて会社がもうかりまた私達も生活がよくなるように努力しようではありませんか。最後に会社は例によつてしつこく組合の闘争を政治闘争とか何とかデマつています。だがこれについては正式の機関を通じ、また皆さんの手元に上げたビラで充分に説明をしましたから、これ以上説明の必要はないと思います。組合は皆さんの素直な気持を全く信じております。

二月一六日

（昭電川崎工場ストライキに就ての声明）

日本共産党関東地方委員会
神奈川県委員会
川崎市委員会

今年正月初出の七十二時間のストを皮切りに現在第三次の四百八十時間スト続行中の昭電川崎工場労働者の闘争は、会社側が出血輸出を名目として労賃の一部をなす生産褒償金を一方的に廃止しようとしたことに端を発したものであるが、闘争の進むにつれこれが単なる一工場の労資の対抗ではなく、農民、市民を含めた全国民の米日反動に対する共同の闘いであることがますます明らかとなつている。

一、昭電の独占肥料資本家は、日本の農民には高くて悪い硫安を売りつけ、印度、台湾、韓国等には良質な品を安く輸出して、アメリカのアジアに対する市場拡大と侵略戦争政策のお先棒をつとめている。また、その為に全国民の要求である中・ソ・朝鮮との自主貿易に反対し、朝鮮侵略戦争の即時停止を妨げている。それ故に、いわゆる出血輸出は昭電資本家の出血ではなくアメリカのアジア侵略政策に奉仕するための日本農民の出血であり、全国民の出血である。

二、売国吉田政府と自由党は、来る選挙に備えて、農民の肥料値下げの要求におされ、これをごまかすため若干の値下げをする代りに、全国民の血税の中から三十億円にのぼる莫大な補償金を支出し、肥料独占資本家にただでくれてやろうとする法案を今国会に提出している。これによつて、国民の出血はいよいよひどくなると共に、米日反動と肥料独占資本とのつながりはますます緊密になり、工場における戦時生産体制は強化され、労働者の首切り、低賃金、労働強化はいよいよ決定的なものとな

つてくるであろう。

三、それ故にこそ、昭電川崎工場の労働者は要求貫徹に至るまで闘い抜かなければならないのであり、又、去る五日の決起大会に各労組代表と共に農民代表、市民代表、在日他民族代表、等をまねき、多数の宣伝工作隊を農村に派遣して、農民との共同闘争の態勢を強化したのである。このことは昭電労働者の闘いが、米日反動の侵略戦争と植民地搾取に反対する全国民の闘いの先頭をきる闘いであることを証明している。

四、昭電労働者は、日本の産業と国民生活を根底から破壊している米日反動の日中貿易禁止政策に反対し、日中貿易即時再開の要求を掲げてその実現のために闘つている。このことは昭電の闘いが、民族資本家・中小企業家をも含めた全国民の闘いの先頭に立つものであることを示している。

五、闘争が長期化するに及んで資本家側はいよいよ窮地に陥り、スト圧殺のために一部愛労分子の協力を得て戦闘的組合幹部の首切、組合の産報化をはかつている。これは総評を分裂させようとする民労連につながる悪質な組合破壊の陰謀である。しかし川崎の労働者は地区労ならびに市労協を中心として労線統一によつてこの陰謀を粉砕する闘いに立上つてきた。このことは敵の分裂策動が民族の要望を担つた労働者の立上りの前には役に立たないことを示している。

以上のような状勢のもとで闘つている昭電川崎工場の労働者のストライキは全くアメリカと売国政府の戦争と植民地的搾取に対抗する全国民の闘いであり、民族解放を目指して当面の敵、売国吉田政府打倒の闘いに発展せずにはいない闘争である。

わが党は、昭電川崎工場労働者の英雄的な闘いに満腔の敬意を表するとともに、全党をあげてその勝利のために協力することを誓い、あわせて全国民諸君に対し、この闘争を支持し、国民共通の敵米日反動打倒の闘いにすべての力を結集せんことを訴えるものである。

二月二四日

さてこの間、二月二一日には神奈川地労委は団体交渉の職権斡旋を申入れたが、組合はこれを受諾したのに対し会社側は拒否した。そして三月に入るや、一日の執行委員会に片桐闘争委員長は争議打切りの動議を提出したが、採決の結果六対二票で否決され、二日の中央委員会、四日の大会でもスト続行が可決された。片桐委員長は辞任し、代つて深町氏が就任し、二日以後二四時間反覆連続ストがつづけられた。このころ会社側の態度は一段と硬化し、先の第三次回答（生産手当約一〇〇〇円案）を取消し、また九日には組合員の工場立入り禁止を声明、労資の対立はますます尖鋭化して行つた。三月一二日に団交は再開されたが不調、ついに会社側は一四日より部分的ロック・アウトを実施するむね組合側に通告した。

（通告文）

昭電社長　石川一郎

（前略）従つて会社は貴組合のストライキによる要求の不当に対して反省を求めるため、来る三月一四日一五時より当工場内第二合成課、瓦斯課転換係、第一硫酸課、業務課製品係、設計課第一設計係、同事務係、機械工作課の各個所をロックアウトし、同個所勤務の別表㈠の従業員に対して出勤停止を命ずるものである。尚今回のロックアウト個所中の第一硫酸工場は貴組合のストライキによつて全面的停止の止むなきに至つたものであつて、その責任はすべて貴組合にある。従つて第一硫酸工場に対しては、現段階において争議に関する協定書第三号表による保全要員を必要としない。……（中略）抑々会社の日

キに対する反省を促がす対抗手段であるが、同時にロックアウト区域内にある合成炉外重要機器の修理にとりかかるから、組合員は之を妨害してはならない。（下略）

三月一二日

ロック・アウトに対し、組合側は会社通告拒否を声明し、第一硫酸等の職場では平常通り作業態勢をとり、会社側との衝突が予想されたが、組合本部の戦術転換によつて職場を離れ直接の衝突は回避された。組合側はこの処置について「この引上げは会社のロック・アウトを認めて、業務命令に従つたのではなくして、組合としては飽く迄も職場防衛の基本的態度を変えていない。唯此処でいたずらな紛争を避け、同時に会社の意図を粉砕せんがための戦術転換を行つたもの」と説明した（「昭電川崎労組ニュース」三月一五日号）。

かくてロック・アウトの実施にともなう紛糾はさけられたが、同月一八日には硫安荷渡しをめぐつて問題が発生した。会社は光興業に硫安の倉庫渡し売買契約をむすび、同日運送船が乗りこみ積込みを始めようとしたところを組合側は神奈川港湾労組の応援をえて工場岸壁にピケラインをはり積込みを阻止、潜入した一隻の艀も陸上ピケ隊員の「寝込み戦術」によつてついに目的を達しなかつた。光興業は直ちに「妨害排除仮処分」を横浜地裁に申請し、翌日申請通りの決定が行われた。

他方組合側も、ロック・アウト中合成炉等の修理を行わんとする会社の行為を「争議に関する協定」第五条違反なりとして組合員以外の労務者使用禁止の仮処分を横浜地裁に申請した。その結果、同月二八日「会社は組合との現に存する争議行為の継続期間中、従業員以外の労働者を使用して川崎工場内の合成炉及び飽和槽の修理を行つてはならない」と裁定が下され、組合側の勝利に帰した。

（注）詳細は深町組合長の口述書（大原社会問題研究所「資料室報」第三号一九五三・三・二九を見られたい。

三月二二日には陸上ピケラインについて紛糾が出動し、書記長以下組合員九名が検束されたが、組合はじめ、総評、各団体の抗議で同日三名は釈放された。つづいて翌二三日、会社側は全面的ロック・アウトの通告を組合に送つた。

（「全面ロック・アウト」通告文）

昭電社長　石川一郎

一、昭和二八年三月一二日附を以て会社は組合に部分的ロック・アウトを通告し一四日午後三時より閉鎖を実行した。これに対し貴組合からは一三日附回答があり、会社はその回答の誤りを是正する為一四日附を以て更に通告を為し、貴組合は一六日附これに対する通告を為し来つた。尚、その間団体交渉をも数回持つたのであるが、貴組合はこの無目標の争いを一歩も譲らず、これらの過程に於て双方の主張は既に明白にはなつたが問題の解決には一歩も前進することなく膠着状態のままとなつている。

二、ここで、会社は問題の焦点を明確にするためと、同時にこの争議の解決することを早からしむるため会社は次に執らんとする対抗手段を明白に通告する。このことは、貴組合よりの前記通告に対する重ねての回答をも併せ意味するものである。

三、今回の争議は一つに昭和二八年上半期の生産褒賞金問題であることを忘れてはならない。生産褒賞金とはその性質上も明白な如く、生産に相応ずる褒賞金であるということである。生産を上げないでいることは褒賞金を失うことを当然の論理的結果として伴うものである。

かかる性質のものである点に付ては、昭和二八年三月二日当

時の闘争委員長片桐佳夫氏の発表している「闘いと反省との交叉」なる文中に明白に裏書され且つ自己反省さえされているのではないか、「今回の闘いの目標が生産手段であり、経済闘争であるならば経済的にソロバンの合う戦術をとらなかつた事を率直に私は自己を批判している」といつている。又「ソロバンの合わない見透しのない現在に至り、更に組合員を苦難の道に追い込む勇気のない事を率直に申上げます」ともいつている。而して「一月一三日以降あの代議員大会で会社案を呑むべきだと呼びかけてより二ヵ月微力ながら私の手によつて何とか解決への途へと力を注いで参りましたが」と「お詫び致し」ているのである。

その後の執行部が何の目標と何の目的を以て、褒賞金問題という焦点を見失つたストを指導しているのであるか全く理解に苦しむ所である。

四、もし夫れが「昭硫安の不買の促進」にまで進む所謂「階級闘争として打出され、組合員自身が充分自覚の上の闘いであるならば」其の旨を組合員に充分理解させた上で行動すべきであると片桐氏自身が主唱している通り、其の旨の宣言を明白にせられん事を希望する。片桐氏の右の文意は組合の闘争が中途から恰も階級闘争に変つて来たことを認識し、組合員自身が自己反省したものに外ならぬのではないか。

之を要するに貴組合の今回ストが会社に対しては口では経済的と称し乍ら其の意思と行動とが実は経済的には無目標、無目的であり、そうである限り会社は組合の真の意思と行動に対処する為重大なる決意を以て、これに当らざるを得ないのである。ここに貴組合の反省を求め、全組合員各自の冷静なる自己批判を求むる為に次の如き措置に出る事を通告する。

(1)　会社は来る三月二五日午後三時より川崎工場及び中央研究所の全般に亘る全面的ロック・アウトを断行する。

(2)　同時刻より全従業員（非組合員を除く）に対し出勤を停止する。従つて、会社はその賃金を支払わない。

なお、保全協定に基き、別表人員を保全要員並に中立要員として指名するから、それ等の者は各々その部署につかれたい。

会社側のこの強硬策に対し、組合側は地域共闘、労農提携の強化をもつて対抗し、二四日には一六組合による川崎地区工場代表者会議が開かれ、つぎの要請書を可決して、労働者、農民、市民に広く昭電スト応援を訴え、越えて二六日には工代会議代表は公安委員長市警等に赴いて不当弾圧を抗議した。

（要請書）

昭和電工川崎工場労組は、本年一月より、今までの賃金の一部であつた生産手当（全賃金の約一五%に当る）を三分の一以下に切下げると云う会社の申入れに対して、自分たちの生活を守るために断乎反対して闘つておりますが、この昭和電工川崎工場に働く労働者の闘いを、私達は同じ川崎地区の労働者として激励し、資金を送るなど応援を続けて来ましたが、この応援を通じて、私たちは昭和電工に限らず、現在の日本の肥料独占五大会社の資本家が、労働者と農民に対して、吉田自由党政府の援助のもとにしぼれるだけしぼつて、まだしぼつて自分たちの儲けをより一層多額にしていることを知りました。私たちの綿密な調査によりますれば、昭和電工から出る肥料は、日本の農民に一〇貫目八六〇円で粉末状の品が出され、インドへは粒状のものが六一〇円で出荷されております。

会社は、労働者に硫安が国内で売れない、外国へは出血輸出をしている、だから生産手当を切下げると云つておりますが、私た

ちは次のように考えてこれに反対しております。
即ち国内で売れないのは、日本の農民に安く肥料を渡せばよいのに渡さないからです。
又出血輸出と云うことは、たしかに良い品をお話にならぬ安価でインドや韓国に出しておりますが、その品と国内品とを含めて会社の一年間の総生産量が決定されており、一年間の会社の利益もその総生産量で確実に保証されておるのです。
私達は、このようにして吉田自由党政府に守られて肥料独占五大会社が一様に日本の農民に高い肥料を押しつけるため協定し、日本人労働者の賃金を切下げるだけでなく、まだその上に政府から国民の血税で助成金を取ろうと云うことをやりながら、インドへの侵略の投売りや朝鮮戦争の宣撫用の赤字輸出などを行つていることに強く反対しております。
貴農協、市町村会、県会は日本の農民及国民の生活を守る立場に立つておると私達は考えます。日本の農民が心から望み、又国民も心から食糧を多く作ることを望んでいる。この安い、良い硫安を日本の農民に渡すため決議をし、吉田政府に要求して下さることを心から私たちは訴えます。
又現在春肥を目前にして安い肥料を日本の農民へ渡すべく、自分たちの作つた製品の出荷を拒否し、生産手当を今まで通り支払うよう闘つている昭和電工川崎工場労働者へ激励を送られんことをお願いすると共に、事態の平和的解決のため、労資にて交渉を持つべく斡旋のために乗出した神奈川地方労働委員会の会長の申入を拒否し、労働者、農民及国民全般を敵にしてまで頑強に生産手当切下げを行なおうとしている経団連会長、昭電社長石川一郎に対して全国よりの波のような抗議を期待しております。

昭和二八年三月二四日　　川崎地区工場代表者会議

また同じ二六日には組合の総決起大会が開かれた。そして同日藤沢市に開催された日農神奈川県連合会代表者会議に組合代表が出席し、ストの現状を説明して応援を求めたところ、代表者の満場一致をもつて次の決定が行われた。

(一)　直ちに大会の名と各農民団体の名において会社に抗議文を出す。
(二)　同様に組合に対しては激励文を出す。
(三)　資金カンパあるいは一掴りカンパを各団体に図つて組合に送る。

争議の終結　スト突入以来百日をこえ、四月中旬に入つても争議解決の見とおしはつかず双方の経済的犠牲は増大した。三月一〇日現在で、出荷ストによる会社の硫安在庫は二万トンを超え、このほか定期修理ストップによる生産設備の減耗がある。組合側は同日までに約五百万円を失つたといわれ、四月一五日には更に三一九五万円の融資を合化労連、昭和労連等に要請した。
四月八日、昭和労連、合化労連、川崎労組三者間に協議が行われ、団体交渉権を昭和労連に委任することになり、労連、会社間に交渉が行われたが、組合側がしだいに組織的に弱体化するにつれて会社側はますます強硬になつたため、労連もついに団交を打切るにいたつた。四月一五日の闘争中央委員会では、闘争継続か否かについて討議したが、二〇対一八票をもつて継続に決定、一七日の大会ではまず会社側に無条件降伏するかいなかを票決に附したところ一一二一対七二〇票をもつてスト継続にきまつた。しかし次の執行部不信任案投票では、不信任賛成一一〇八、反対七二一票で執行部は退陣と決定、新執行部を選出して団交を申入れることになつた。
大会決定にもとづき組合は一八日スト態勢を解くと同時に、会社に対しロック・アウト解除を要請した。会社側は「生産褒償金に関し

ては一切の争議行為を行わない、また訴訟はとり下げる」ことを確認した後、二一日よりロック・アウトを解除した。組合は二五日新執行部を選任し、二八日から会社との団交に入り、三〇日次の条件で妥結した。

(一)　生産褒償金　三ヵ月毎の基準利益金の六%を褒償金とし、当該四半期の翌月中に支給する。

(二)　貸付金　四月二二日現在基準内賃金手取額の三〇%を組合員に無利子で、六月三日までの期間で貸付ける。

かくて一月初めより四ヵ月にわたり激しく闘かわれた昭電川崎争議はここに終結した。直接の争点は生産褒償金という一時的な、純経済的なものでありながらこのように長期にわたり、労資が全力を盡して争つた理由の一つは、前述のごとく、六月の賃金改訂を前にしての前哨戦の意味をもつていたからである。同時に合化労連でも、前年の宇部窒素ストの経験より、綜合経営の独占資本に対しては一企業の労働者の闘争では勝ち味が無いこと、独占体の全部門の労働者の起ち上りをもつて対抗する必要があるとの見とおしで、この川崎の争議を応援し、春季賃上げ闘争の突破口にしようとしたことも、争議を激化し持続させたとみられる。しかし昭電川崎のストが、合化労連、昭電労組の準備した春季闘争より一歩先に進み、東北肥料、日産化学、日本水素などの労組の起ち立りによつて、東部地方の肥料需給を攪乱して闘争を有利にみちびこうという戦術は成功しなかつた。そのような統一的な起り上りの前に、突破口をつくつた昭電労組自体の争議態勢は崩れはじめたのである。会社側も、ばく大な経済的損失をかえりみず、全面的ロック・アウトによつて労働者に賃金喪失の打撃をあたえ、組合員の内部から執行部への批判、ストへの疑惑、争議団の解体へという声の上るのを待つ正攻法をとり、終始強硬態度を持した。組合側もこれ以上スト継続は困難とみて「終戦」をむかえたのである。「労農提携」も、それが現実的にストにおいて実行されたという点に大きな意義をみとめうるが、地域共闘と結合されて、争議を有利に導くほど十分には実行されなかつた。それは今後の労働争議の一つの課題として残されたと見られる。

第三節　日産化学の争議

全国に一一箇所の支部をもつ単一組合・日産化学（組合員六〇三四名）の争議は、一九五二年の宇部窒素、五三年頭初の昭電川崎の争議と共に、最近における化学部門の三大争議の一となつた。この争議の一般的背景は、昭電川崎の争議についてのべたとほぼ同様である。朝鮮休戦後の不況に直面した肥料資本が、企業の経営難を労働者の賃金切下げ、人員整理等の「合理化」によつて切りぬけんとする企てに対し、合化労連傘下の日産化学労組が賃上げを要求し、出荷スト、硫酸生産設備全面ストップ等種々なる争議行為によつて対抗し、労資双方がほとんど死力を盡して対戦したため、五六日の長期ストとなり、その間ピケ隊と武装警官との衝突をひき起し、世人の注目をひくにいたつた。会社側は、硫酸設備全面ストップにともなう保全問題を重視し、はじめからその態度を硬化させ、ロック・アウトをもつて対抗、組合側も同一生産部門の全労働者の共闘、労農提携への呼びかけでこれに立ち向つたところに、本争議の特色が見られる。この争議は、会社側がスト中に提示した人員整理合理化案を撤回し、賃上げ要求の一部容認という条件で妥結したが、合理化による首切りのテスト・ケースとして今後の労働争議の動向を示唆するものがあり、その意味でも注目に値するであろう。

争議の経過　三月一四日組合側の提出した要求内容は次の通りで

ある。(一)賃上げ　二〇〇〇円十アルファ（アルファは約八〇〇円平均）(二)退職手当　二〇年九〇万円基準、(三)地方税　会社負担七〇％を一〇〇％に引揚げる、(四)結婚資金　三万円、外に住宅手当、旅費等の増額。

これに対し会社側は同月二〇日、地方税会社負担は七〇％の従来通り、その他の要求も全部拒否する、と回答した。組合は二五日に会社に対し、来る二八日より、時間外労働と休日出勤を拒否するむね争議通告を発した。そして四月三日には各支部ごとにスト投票を行つた結果、登成三三六票反対二一七八票をもつてスト権を確立し、同月九日には闘争宣言を発表、一三日全工場一斉に四〇時間全面ストに突入した。スト参加労働者は約六〇〇〇人である。

さらに同月一一日には第三次スト通告を発し、一五日より二五日まで全工場の倉庫関係全員スト、また同じく一五日より全箇所無期限の日直、宿直の勤務を拒否した。

このように、第二次第三次と波状的にストライキを続けたが会社側の態度は強硬で組合の要求を容れず、組合は四月一七日から分析係全員の無期限スト（実施箇所は函館、小松川、伏木、木津川、名古屋、小野田）に突入した。さらに二〇日より二六日まで、富山、伏木両工場の全労働者が第五次ストを実施した。また同じく二二日には第六次スト通告を発し、倉庫関係の全員出荷ストを二六日より無期限ストに切りかえ延長すると宣言した。またこの時、富山、伏木両工場のストにともなう生産設備（硫酸製造関係）と保安要員の問題について労働協約の解釈をめぐり労資双方に見解の対立を生じた。それは次の組合闘争委員会のアッピールおよび会社側のロックアウト宣言にものべられているように、硫酸設備の全面的ストップをもたらした組合のスト戦術に対し、会社側が機械設備の保全に関する協約条項違反なりとして非難したものである。組合はこれに対し、会社側を非難する態度を攻撃した。かくては富山、伏木両工場の部分的ロック・アウトを通告するにいたつた。次にその通告書と、組合側の保全要員に関する交渉決裂に当つての通告書をかかげる。

（富山、伏木の硫酸設備ストップに際して）

日産化学労働組合中央常任闘争委員会

組合員の皆さん！

去る四月二〇日より、富山、伏木両工場は一斉ストライキに突入し、同時に硫酸設備も亦全面的にストップするの已むなきに到りました。

会社は、昨二〇日の最終団交に於て硫酸設備に関する従来までの両者の結論を全く覆し「硫酸ストップは原則的に反対であり、もしこれを止めるならば責任はあげて組合側にある」という一方的通告を発し団交を打切つたのであります。

硫酸のストップについては、既に十数回にわたる団交の結果、四月一〇日会社は遂に組合の主張を認め次の結論に達していたのであります。

1、原則的に硫酸のストップは認める。

（これは、硫酸ストップが原則として協約第百三十五条の「機械施設の保全」には違反しないということである。）

2、次の場合は硫酸をストップしない。

イ、塊礦炉

ロ、老朽度甚しいもの

ハ、其他ストップさせることによりて設備全体に著しい損傷を与えるか、或いは再起不能のおそれ大なるもの

3、第二項の認定は、中央の団交で行う。

更に組合は、第二項についての紛糾をおそれ特に、「例外が全部になつては困る」（この時会社は笑つて否定した）、「例外というのは大体いくらあると思うか」と念を押したのである。これに対し、会社は一大体五つ六つではないかと思う。但し塊礦炉については別に考えてもらいたい」と答えている。（以上四月一〇日の富山、伏木の硫酸についての認定となつたのである。）

かくて昨二〇日の富山、伏木の硫酸についての認定となつたのであるが、組合は慎重なる調査の結果「両工場の硫酸については全部とめ得る。例外はない」との結論を得ていたのであります。

然るに会社は、「富山、伏木の硫酸はすべて止められない」と主張し、あまつさえ会社は、右に述べた団交の結論を全く無視するが如き態度に出て来たのであります。即ち「会社はやはり当初の主張通り化学工業の特質上硫酸をストップすることは出来ないと思う。この両者の意見の対立は根本的なものである」と。

皆さん！

かかる不誠意な態度があるでありましようか。これでは一体なんの為に十数回にもわたる団交を続けて来たのでありましよう。われわれは最後にかかる重大事態を極力回避するために、本題の賃上其他についての団交を今から始めたいと申入れました。しかし会社は、時間がおそいから（時に午後六時）云々として団交を避けようとするのであります。

さきの通告を予めタイプで用意していたことを照し合せて考える時、そこに問題を根本的に解決せんとする一片の誠意すらわれわれは見出すことが出来ないのであります。われわれはもとよりさきに述べた会社の一方的通告を承認することは出来ません。しかしわれわれは、飽くまで協約第百三十五条の精神に基き、「機械諸施設の保全」の線を厳守し、且又、四月一〇日の両者の結論を尊重して行動するでありましよう。

これによつて生ずる諸々の事態は、すべて会社が責任を負うべきものと確信致します。

組合員の皆さん！

闘争は漸く熾烈さを加えて参りました。われわれはここにあらためて「闘争宣言」に述べた決意を新たにし、長期且つ困難なる闘争を闘つていこうではありませんか。

昭和二八年四月二一日

（部分的ロック・アウトの通告書）

昭和二八年四月二三日

日産化学工業株式会社・取締役社長　末松鳳平

日産化学労働組合・中央執行委員長　平井敏明殿

一、二月一〇日会社は、旧朧来団体交渉で取り上げられた退職手当の問題の解決をはかるため中央経営諮問協議委員会を招集し主計、財務、生産、販売、資材等各分野にわたる現状分析と将来の見通しについての冊子「最近における会社の業績とその見透し」を配布し且つ更に直接担当部長から詳細にわたつて数衍説明を行い、会社の現在おかれている事情を率直に訴え組合員の経営に対する一段の理解と協力を求めると共にその自重を促したことは周知の通りであります。

二、しかるに組合は会社の切迫せる経営事情を理解することなく三月一四日一人当り二千円プラス基準内賃金の五％の「賃上げ」に加え退職手当（修正されたもの）等六項目に及ぶ要求を提示し、三月二〇日より交渉に入つたのであります。

今回の交渉を顧るに回答日を含め僅か四回にして組合側から交渉打切り宣言を行うという極めて誠意を欠く態度を示し即日

（三月二五日）三月二八日から「全箇所無期限時間外労働及び休日出勤拒否」の争議通告をなし来つたのであります。

三、引続き組合は会社に対し四月一〇日第二波スト通告（四月一日一番方から四八時間全箇所）、四月一一日第三波スト通告（四月一五日一番方から同月二五日三番方まで全工場の倉庫課、係全員及四月一五日から無期限全箇所、日・宿直勤務拒否）、四月一四日第四波スト通告（四月一七日から無期限の函館、小松川、伏木、木津川、名古屋、小野田の各工場分析係全員）、四月一七日第五波スト通告（四月二〇日一番方から同月二六日三番方まで富山、伏木両工場の全員）、四月二二日第六波スト通告（四月二六日一番方から無期限の全工場倉庫係、係全員）を次々になし来たり事態解決の途をこれ等実力行使に求め、その方針通り実施して来ているのでありますが、このことは組合が問題の解決を図るべき誠意ある努力を示さずして、寧ろ強引に遠ざけている結果を齎らしておるのであります。

四、他方保全要員の協定については数次にわたり交渉を重ね、会社は綿密なる技術的調査検討の結果、富山、伏木両工場の硫酸施設については、運転休止する場合は施設の損傷或は破壊に導くことになり、従つて運転休止をなし得ないことを繰りかえし主張して来たのであります。このことは又労働協約第百三五条の精神に合致するもので、同条の趣旨は、硫酸施設の保全運転に重点をおいて規定されたものであることを更に強調したのであります。これに対し組合は技術的に何等根拠を示すことなく只運転を休止しても保全を保ち得ると主張し且又同条の根本精神を無視し一方的に交渉を打切り協定成立を敢えて阻止する態度に出で、保全要員の協定不成立のまま右両工場に対する全面スト指令を発し極めて不安定な状態の下にストを敢行しつつあることは争議権の濫用というも過言ではないのであります。

五、現に富山、伏木両工場は四月二〇日一番方から七日間にわたりストを継続中であり、組合は前記頑迷なる主張に基づき右両工場に対し四月二三日朝より硫酸炉への給鉱を停止し自然放冷の体制に入つたのであります。而してこのまま放置するにおいてはスト終了後直ちに生産再開を行う事は困難であるのみならず前記の通り組合の争議の態様が極めてジグザグな形をとられて来ている事実に徴し、かかる断続波状ストに遭遇するときは硫酸施設は勿論爆発の惧れある瓦斯関係施設は忽ちにして甚だしく損傷又は災害を招来することは明白なところであります。このことは、スト突入の翌日である二一日に至り伏木工場の硫酸施設丙号のセリ焜瓦の部分崩壊並びにこれによるアームの折損は何よりも雄弁に裏書するものであります。

ここにおいて会社は、更めて組合員の猛省を促すと共に機械諸施設の損傷並びに災害を最少限度に回避すべく施設防衛の立場から敢えてそれ等及び直接関連ある施設に対し非常措置を講ぜざるを得なくなつたのであります。

ここにその手段として次の通り通告する次第であります。

1　富山工場

a　四月二七日午前九時から当分の間硫酸課、瓦斯課、硫安課第二係及び窒素課精製係のロック・アウトを断行する。

b　同時刻より右職場所属組合員全員（保全並びに監視要員を除く）に対し出勤を停止し、その間の賃金は支払わない。

2　伏木工場

a　四月二七日午前九時から当分の間技術課硫酸係及び同課肥料係の内燐酸液掛のロック・アウトを断行する。

b　同時刻より右職場所属組合員全員（保全並びに監視要員を

除く）に対し出勤を停止し、その間の賃金は支払わない。

以上

（通告書）

労働協約第百三十五条に基く保全要員の交渉決裂に当り左記の通り通告する。

〔記〕

保全要員協定の団体交渉に当り組合、会社双方誠意をもつて協定成立に努力するとの前提を確認しつつ十数回にわたつて団体交渉をおこなつてきたはずである。しかるに四月二〇日の団交席上における会社の態度は明らかに前の交渉において双方確認した事項を覆し、いたずらに労使間の紛糾をまきおこさせ、且又かかる緊急の事態を平和的に解決せんとする一片の誠意さえも見受けることはできない。組合はいかなる場合においても常に冷静に事を運び、後日無用の混乱を招来させてはならないとの念願により終始最善の努力を続けたのであるが会社は「時間が遅い」とか「常識的時間は過ぎた」とかの理由によつて一方的に団交を打切り故意に交渉を決裂させたのである。かかる会社の行動にたいして組合は不本意ながら組合の基本方針にもとづいて行動せざるを得ない状態にたち到つたのである。これによつておこる一切の責任はすべて事態の解決を意識的に回避しようとする会社側が負うべきであるとともに今日の労資の紛争解決の鍵はかかつて会社にあることを銘記されるよう通告する。

会社側のロック・アウト実施に対し、組合はさらに四月二四日第七次スト通告（二七日より五月二日まで、富山、伏木両工場全面スト）を発し、二五日および五月二日には、次のような強力な全面的ストライキの通告を行つた。

第八・九次スト通告の内容

1　四月二八日全箇所二四時間全面スト

2　四月二九日より五月二日まで、本社はじめ各地営業所全面スト

3　四月二九日より五月一二日まで王子肥料課スト

第一〇次スト通告

1　富山、伏木両工場五月四日より二四時間連続スト

2　木津川、名古屋、小松川、小野田五月六日より肥料課全員スト

3　王子、農薬、化成七日より二四時間連続スト

4　鏡七日より肥料課二四時間連続スト

右のスト実施中、富山工場で肥料の出荷を阻止せんとする組合ピケ隊と、会社、運送会社間に衝突が生じ、武装警官の出動をみるに至つた。すなわち会社は、アメリカ国防省（韓国向け）や全国購買農業協同組合と富山工場生産の硫安売渡契約をむすび、四月二六、七両日その出荷を強行せんとしたが、組合側はピケラインを敷いてこれを阻止した。五月五日輸送船アルグラブ号は空船腹のまま出港せざるをえなかつた。五月七日には運送会社従業員とピケ隊間に乱闘が起り、これに対し武装警官が出動して鎮圧に当つた。会社側は、争議団のピケラインは不当な営業防害であり、また春肥を求めている農民に対してもスト行為は許せずとして、富山地裁に対し、出荷防害排除の仮処分命令を申請した。

これに対し組合側も、広く町民、農民にストの実情を訴え、応援と共闘を求めた。昭電川崎工場ストに見られたように、この化学労働者の争議でも、労農提携への動きが見られたことは注目される。つぎに組合の農民への訴えと、闘争中の会社、組合の両者に対し寄

せられた鏡町町長、町会議長の要請書をかかげる。

（町民農民の皆さん！）

日産化学鏡工場では、四月一三日以来一カ月余ストライキを続けています。この間多数の皆様に色々な方面で御迷惑をおかけしていますことをお詫びしますと共に私達の闘争に心からなる御援助御支援を賜っていることを厚く厚く感謝致します。

私達日産化学の労働者は、御存知のように三月以来賃上を要求し、何回もの会社との話合いにもかかわらず、一銭も出さないと云う会社の誠意がないために、私達は不本意ながらストライキで闘わなければならなくなりました。

農、町民の皆様方の中には、こんなことを云つていられる方々も多いと聞きます。「日産化学鏡工場は赤字だ、だのに組合は賃上げなんかを要求している」「そして今農村では田植時をひかえ春肥えの手当で肥料が欲しい。それに組合では出荷を拒否してストライキ迄やつている」と。

日産化学は鏡ばかりではございません。富士にも、王子にも、全国到る所に工場を持つている大会社でございまして半期（六カ月）に約六億の利益を上げているのです。そして亦多木肥料、帝国化工、東北肥料等日産よりも小さい会社でさえ約千六百円から三千円の賃上げをしております。私達は諸物価の値上りで、現在の私達の給料ではどうしても食つてゆけないから賃上げを要求して闘つているのです。然るに会社側は地方生活は三千円でやつてゆける、ルンペンだつて結婚出来るし、生きているではないかとの暴言で答えました。私達の賃金が上る事は皆さんの生産品を多く買えます。皆さんの米の値段が上る事も同様に私達の造る肥料や衣料も多く買つて貰えるのです。その様に金がうまく廻る事が物価の値下りを来すのです。

それから農村の肥料の需要は、肥料を造つている私達労働者は熟知しています。だから農村の方々が本当に田植の為に肥料が明日にでも要るのだつたら、組合の大会で一俵も出荷しないと決めているが出しましょう。然し一五日には東京で組合と会社側の団交の結果が分るから、それ迄一日か二日待つてくれと申しました、それから先はたとえ会社の回答が組合に不満足であつても出すと決意したのです。然るに県販購連の地位を利用しているボス達は一刻も待てないと云つて、阿蘇地方の農民だと偽り菊旗同志会や暴力団や、何も知らない農民に酒を飲まして日当三百円で傭い犬挙押しかけて来たのです。そして先日のあの組合員の家族のおばあさん迄傷を負うと云う事件になつてしまいました。私達は真の農民の代表者とならいつでも固く手を握つて行こうと考えていますし本当に肥料が要るのなら直接農民の皆様に渡します。そしてその代金を会社に払つて貰わない様に考えていました。

明らかに県販購連のボス達は私利私欲のために行動し、資本家は労働者と農民が如何にも対立しているかの様に宣伝して漁夫の利をむさぼろうと考えているのです。農民の名によつて労働者を弾圧している資本家並びに、資本家や県販購連の犬と化した国警は、やがては労働者の名によつて農民を弾圧しないと誰が断言出来るでしょうか。

私達の闘争によつて困るのは農民でもなければ、中小企業の町民の皆様ではないのです。寧ろ私達は農民や町民の皆様方と一緒になつて、国内には高くそして将介石や東南アジアには安く売りつけている肥料の出血輸出をやめさせ日本の農民に安い肥料と安定した生活があたえられるため、更には全国民が平和に暮してゆけるために、皆様方と手に手をとつて闘つて行きたいと考えます。

どうか皆様
私達日産化学の闘争を最後まで御理解御支援下さいませ。
そして何卒私達が再び明るい顔で生産に従事出来るように、共に闘つて下さい。

日産化学労働組合常任闘争委員会

（要請書）

貴労働組合におかれて先般来ベースアップの問題で会社側と折衝中の処、双方の主張に一致点を見出し得ず、遂に最後の手段としてストライキを決行され今日に到るも尚解決の端緒を開くに至らず事態は益々悪化の一路を辿るの状況にある由を聞き前途に一抹の不安を感じ憂慮に堪えざるものがあります。私達は日産化学鏡工場が八代郡北部唯一の会社であり、会社が附近町村経済にもたらす重要性を考えるとき常にその発展を祈らざるを得ないのであります。

亦会社の発展は申すまでもなく貴組合員諸士の真剣なる努力による外はありません。これを想う時、私達は亦従業員諸士の日々の安全と幸福をお祈りするものであります。過日配布されました日産化学全工場のストライキの経過を伺いますと富山工場など既に閉鎖された工場もありますが斯くの如き事態に陥ることは食糧増産が叫ばれている今日、その根源をなす肥料の減産を来し食糧増産に大なる支障を生ぜしむる不祥事の原因であると考えます。

現在我国の生きる道は産業の発展を期することが第一義であると考えます。鏡町に於ても昨年度に於ては工場誘置条例を制定して工場の誘置に力を注ぐなどの手段を講じ隣接町村に於てもこの事については大きなる関心を持つています。斯くの如き折柄労資双方の意見の相違によつて産業を多少なりとも萎縮せしむることは私等の最も遺憾とする処であります。若し万一鏡工場が閉鎖される様な不祥事を惹起するに至れば労資双方はもとより鏡町を中心とする隣接町村に及ぼす財政的影響は至大なるものがあることは明らかであります。私等は今後労資双方の交渉に依つて双方の或る程度の譲歩により円満なる解決を計り以て産業の速かなる再建に努めらるるよう会社並に労働組合に対し要請いたします。

昭和二八年五月九日

熊本県八代郡鏡町長　植原省三
鏡町議会議長　田中安太郎

会社側の出荷強行と、これに対抗する争議団ピケ隊との衝突はその後各所に発生した。五月三日には王子で会社側の強制出荷が行われ、九日には鏡町でピケ隊に対し二〇〇余名の武装警官が出動、一三日にはついに警官の実力行使による出荷が強行された。次にかかげる組合の農民への訴えは、当日の模様を伝えている。

（農民の皆さん読んで下さい）

農民の皆さん、新聞などでは私達日産鏡の組合員が一三日の事件で農民の人達と対立した様に書いてありましたが斯くの如き事態に陥ることは食糧増産に大なる支障を生ぜしむる不祥事の原因であると考えます。

その為に警官隊が組合のピケ隊に襲いかかつたように言つてありますが、だがこれはみんなウソです。なる程農民の人達は相当来て居られたかもしれません。然しその人達は何の為に何処に行くのかも知らされずに各村のボス達が遊びにでも行くかの様に欺して連れて来た人達で、私達の前に来られてもおとなしくして居られました。唯そのうち先頭の二、三台のトラックに乗つたゴロツキらしい連中四、五〇人だけが、何もしないでおとなしく坐つている私達組合員を引きずり廻したり、抛り出したり、擲つたり、蹴つたりしたのです。そしてこのゴロツキ共の真中では県販購連の専務理事の園木と云う男が顔を赤鬼の様にしながら「やれ、や

れ」とけしかけて居りました。
そして又、組合が「二日待つてくれたら必ず農民の方に直接私達の方から差上げますから今日は帰つて下さい」と県販購連の幹部に頼んでも「今日はどうしても取つて行く」と云つて聞かないし組合が「じや本当に自分で鍬を握つて働いている人達をつれて来て下さい、その人達に私たちの本当の気持ちをお伝えして御願しますから」と云つても会わせてくれずそのくせ県販購連の幹部は自分たちのマイクで農民の人たちに「組合がどうしても出させてくれない」とウソの宣伝をしたのです。こんなふうにして同じ働く者同志の私達組合員と農民の間を裂こうとしたのです。そりやそうでしよう、本当に自分の手で肥料を田にまく人達と私たちとが話し会えば、たつた二日が待てないと云う結論は決して出なかつたでしよう。そうしたらボス共のたくらみは完全に暴露されるからです。
それに警察も警察です。国警八代の斎藤署長は私たちの云つた事が本当に正しい事と知つていながら、県販購連の幹部の肩をもつて、私たち組合員が一生懸命お願いするのを聞こうともせず、逃げるように自分達の自動車の中にかけ込み、私たちに顔も見せずに車の中からマイクで指揮し、警官たちに無抵抗で坐つている私達に対する暴行を命令したのです。
農民の皆さん、私たちは間違つているでしようか。本当に一五日迄待てなかつたのでしようか。そして皆さん、こんなにして積出された肥料は二日許り日通の倉庫の中で眠つていたのです。皆さん、私たちはこの様な県販購連の幹部と、斎藤署長のお蔭で怪我人は二五人も出し、こぶをこさえた者や腰をけられて暫くは立つ事も出来なかつた者も何十人と出したのです。然もこの怪我人の中には六〇才のお婆さんを始めとして女の人が五人もいるのです。
農民の皆さん、私たちの闘いをよく理解して下さい。私たちは本当に皆さんがお困りになるまで肥料を出さないとは決して云いません。だからこの非民主的な警察と闘い、皆さんを搾取する県販購連のボス共と、これに繋がる資本家と闘う私達に応援して下さい。
尚一三日強行出荷された肥料の中最も早く必要とする阿蘇に出されたのは左の通りです。
五月一三日当日強行出荷されたのは七、三〇〇叭（二九二屯）（一六%）（一六・五%）（みづほ）

一三日	坊中	黒川農協	三七五叭
	三芳	小口農協	二七五〃
一四日	内牧	県連阿蘇支部	三七五〃
	三芳	〃	三七五〃
	〃	〃	三七五〃
	坊中	黒川農協	三七五〃
一五日	白川	白水農協	三七五叭
	計		二、一五〇叭
	合計		二、一〇〇叭

日産化学労働組合鏡支部
断続的な波状ストと出荷阻止、町民農民との提携強化の線で闘争がつづけられてきたが、組合側は五月一一日、期限付きで会社側の再考をうながし、再回答を求めると通告、これに対し一八日次の回答が組合に対しなされた。
1　賃上げ　四〇〇円＋定期昇給の半年くり上げ支給（争議解決時より計一〇一七円程度の増額）
2　退職手当　二〇年六〇万円（一〇万円増）

3　その他の要求は拒否
4　鏡工場八〇名、大和田工場四〇名の整理をみとめること
5　将来の争議において硫酸設備の運転ストップはしないこと
右の一二〇名の整理について会社側は「企業合理化のために近々出さなければならないと思っていたが、今次のストでそれが早くなったのだ」と説明したが、組合側はこれをもつて首切りによる「組合への挑戦」なりとして反対、また硫酸設備ストップを争議行為の範囲からのぞくことは、自らストライキ制限を認めることになるとして拒否し、団交は再び決裂した。組合は五月二二日一番方から全箇所全面無期限ストに入ることを通告した。

団交決裂後の二三日、中労委では労資双方より事情をきき、団交再開を勧告した結果、同日より三回にわたり団交が行われたが組合側は、人員整理条項を会社が引つこめないかぎり具体的交渉はできぬと突つぱり、再び団交は決裂した。一方、合化労連では二一日常任中闘委であくまで日産ストを応援すること、そのために一億円の資金を送ることを決定した。

争議の終結　五月二九日から三〇日にかけて行われた第四次団交で、会社側はさらに㈠賃上げ四〇〇円を五〇〇円にする、㈡整理問題は一ヵ月間冷却期間をもうける、との妥協案を提出したが、組合中闘委は一三対五票をもつてこれを否決、最後の切札として「硫酸設備の安全操業の完全放棄」を決意するに至り　争議はもつとも重大な段階に立ち至つた。ところがこの中闘の決定に対し不満の本社支部は六月一日、日産単一からの脱退を決定、大阪支部、下関、札幌営業所もこれにならい、富山、王子でもスト続行に対する反対気運が組合員間に拡がつた。六月三日には本社支部組合員二〇〇名が非組合員一〇〇名と協力して本社前の争議団ピケと衝突して入社するという事件もあり、会社側の切りくずし工作が予想外にのびていることが判明した。ついに六月七日「賃金ベースは前回回答通り、人員整理は一時撤回する」との会社側回答を中闘委で検討の結果、一三対四でスト中止と会社案受諾を決定、八日より就業すると申入れた。会社側はこれに対し、スト責任者処分問題は調査の後に通告する、ロック・アウトは解除すると回答、ここに日産化学結成以来最大といわれ、激烈をきわめた五六日のストは終結した。なお妥結した条件の主なもの次の通り。

1　賃金　一律五〇〇円増、定期昇給繰上げ実施で合計基準内増額一一三二円
2　退職金　現行の五〇%増
3　住宅資金　現在の一五〇〇〇万円を二〇〇〇〇万円に増額する
4　結婚資金　貸付金を廃し、祝儀一万二〇〇〇円支給

争議の自己批判　日産化学労組中央委員会は六月一七日「今次闘争を顧みて――闘争の批判と今後の課題」なる文書を発表したが、その主要点は次の通りである。

㈠　今次闘争は勝利の裡に終結した。朝鮮休戦後具体化してきた会社の合理化案を粉砕し、労働者の生活防衛の闘いの先頭に立つた点にこの闘争の意義があり、単に賃上げ要求が完全に実現しなかつた点で失敗とみてはならぬ。

㈡　合成化学傘下、とくに硫安関係労組との共闘がその実をあげ得ず、そのため争議が困難になり、長期化した。

㈢　闘争の最終段階で動揺したことは本部常闘として批判されねばならぬ。機関紙の日刊化には成功したが宣伝活動は不十分であつた。

㈣　今後の問題として、硫酸設備ストップの制限に関する会社提案をどう処理するかの問題がある。組合はあくまで正当な争議行為としてこれを主張する方針であり、同時に会社側の責任者処分問

題については反対の闘争をつづけねばならぬ。この他、労働協約の不備是正の闘争が必要であり、最後に組織を脱退した本社支部、札幌分会等の問題がある。いずれにせよ、これら全ての問題をふくめ日常闘争の強化が要請されている。

（注）本争議に関する記述は主として、会社、組合側の声明書、宣伝文等――その主なものは大原社会問題研究所「資料室報第五号一九五三・六に掲載――、日本硫安工業会「硫安労働速報」第七・八・九号に拠つた。

第四節　大同鋼板の争議

わが国においては、鉄鋼一貫メーカー、平炉メーカー、単独圧延メーカーが鉄鋼企業として並存し、平炉メーカー以下はその主要原料（銑鉄もしくは半成品）の供給を一貫メーカーに依存している。従つて一貫メーカーと平炉メーカー、単独圧延メーカーとは原料供給、製品販売という相互依存の関係によつて、一貫メーカー八幡、富士、日本鋼管三社を頂点とした系列を構成している。最近、その系列は動揺して再編成の途上にあり、また従属の度合は著しく強まつて来ている。それは朝鮮戦争休戦に伴う鉄鋼需要の減退と第一次鉄鋼業合理化計画の進捗によつて激化した競争のためといつてよい。(1)銑鉄供給、(2)半成品供給、(3)資本投下等による一貫メーカー三社との結び付きの現状は次の通りである（日本鉄鋼産業労働組合連合会編「調査時報」一九五三年七月号による）。

八幡製鉄―(1)日亜製鋼、三菱鋼材、三菱製鋼、住友金属。(2)徳山鉄板、東海鋼業、東洋鋼板、三菱製鋼、特殊製鋼、日本砂鉄、大阪鉄板、淀川製鋼、日本特殊鋼管。(3)日亜製鋼、日本特殊製鋼、中之島製鋼。

富士製鉄―(1)住友金属、神戸製鋼、大和製鋼、日本製鋼、東都製鋼、久保田鉄工、大阪製鋼、川崎製鉄、大谷重工。(2)東都製鋼、大阪製鋼、日本金属産業、国光製鎖、大同鋼板、大鉄工業、大阪造船。(3)大同鋼板、大同製鋼、関東製鋼、大阪製鋼、大和製鋼、国光製鎖、日本金属産業、久保田鉄工。

日本鋼管―(1)川崎製鉄、大谷重工、日曹製鋼、東京製鋼、愛知製鋼、吾嬬製鋼、東芝製鋼。(3)愛知製鋼、吾嬬製鋼。

この企業系列の再編成強化の途上において、大同鋼板労働組合の労働者は、経営上の不振を理由とする四八四名（総人員一三四三名の三分の一強）の人員整理申出に対して、四ヵ月にわたつて困難な闘争を展開した。次に闘争に至るまでの事情をのべる。

大同鋼板株式会社は富士製鉄から全面的に半成品の供給をうけ、薄板および亜鉛鉄板の製造を主とする単独圧延メーカーである。しかるに、第一次鉄鋼業合理化計画においては、圧延設備の更新、新設がその主要な内容をなしていた。ことに、富士製鉄広畑製鉄所のコールド・ストリップ・ミル（連続式冷間薄板圧延施設）の新規就動によつて、同社の旧式な設備の合理化と生産分野の調整は当然問題とならざるをえなかつた。すなわち、その合理化資金を調達するために五三年三月に資本金を一億二〇〇〇万円から二億五〇〇〇万円に増資した。その際、富士製鉄はそのうちの五〇万株（総株式の一〇%）を引受け、同時に圧延機の購入を斡旋することになつた。中小鉄鋼企業の窮状について同社社長越達治氏は次のごとくいう。

当社は、一昨年七月迄は朝鮮動乱やアルゼンチン・ブーム等による鉄鋼界の好況に恵まれて、約一カ年にわたつて可成の利益をあげたが、その年の八月からは朝鮮の休戦、貿易の不振等により不況期に入り、今日に至るまで一年一〇カ月の間毎月欠損を続け

た結果、好況期の利益を失つた上、更にぼう大な欠損を生じ、今なお、毎月多額の赤字を累積しつつある状態である。

当社は、この赤字を埋めるために、銀行から借金をしたり、富士製鉄から貸して貰つたり、支払手形を増したり、問屋に対して買掛金をふやしたりして、何とか今日まで無理算段を重ねてきたのであるが、もうこれ以上赤字を続けることは出来ない状態に立ち至つている。

富士製鉄自身も、当然のことながら、当社に対してこれ以上資金的援助は出来ないと言つて来たし、問屋も大同を警戒して信用の限度を抑え、これ以上問屋に対する負担が増大するようでは、材料の取引を停止すると言つて来たからである。

今度はどうしても赤字経営をやめて、材料代も月々きちんと支払つて行かなければ、工場は材料入手も出来なくなつて、動かないことになる。銀行もまた、新聞に出ている通り、鉄鋼業界に対し警戒を厳しくしだしたから、赤字経営が続く限り、金も貸してくれなくなるばかりか、従来借りていたもの迄引揚げられるおそれがある。

この間における同社の賃金の状況について、同労組の調査資料（一九五三年三月）は次のようにのべている。

昭和二六年四月一万三〇〇〇円ベースを獲得したが、同年一一月四〇〇円の本給引上げと、生産加給金（平均六三〇円）制度を新設した外、昨年七月希望退職後、圧延、精整等の報償金制度を一部改正した外は、一時金の支給は次の通りである。昭和二六年四月平均一万〇一〇〇円、七月平均一万円、一一月平均六〇〇〇円、二七年七月平均八〇〇〇円、越年資金二六年末平均一万二九〇〇円、二七年末一万三〇〇〇円。

a.平均賃金推移（除，職員及食事手当，年末年始手当扱一時金）

年　月	人　員	基準内	基準外	加給金	報償金	合　計
1952. 10	1,197	13,608	2,365	723	1,741	18,437
11	1,190	13,640	2,186	741	1,873	18,440
12	1,175	14,040	2,707	886	3,003	20,636
1953. 1	1,159	13,811	2,221	711	1,703	18,446
2	1,152	13,855	2,099	797	2,340	19,091

尚、その間操短の実施、残業の制限、五台運転実施等により、手取り賃金は増減して今日に至つた。昨年九月以降の推移を示せばa表のとおりである。

このような賃金の据置のもとで、はたして「食つていける」ものかどうかを調査したのがb表である（労組調査部、五二年一一月調査）。これは組合員の生活破壊の一端を示す興味ある資料である。

闘争の経過　大同鋼板労組は一九五三年二月に日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）に加盟した。そして、鉄鋼労連の五三年春季闘争の基本原則にもとづいて、二月一八日委員会で賃金値上げ要求を決定し、会社側に提出した。要求書は次の通りである。

（要求書）

昨年一〇月われわれは賃金引上げについて要求書を提出し、数次にわたつて会社と協議したが、話合は進ちよくしないまま越年資金の協議に移行し、その妥結とともに賃金引上げについての話合も打切れた。

（中略）

このような状況の中でわれわれが生きのびる唯一の道は、われわれの最低生活をなし得る賃金を保障されると同時に、労資が企

b. 各部署内で食えない者の占める割合

家族構成 / 部署	独身			2人世帯			3人世帯			4人世帯			5人世帯			計		
	人員	食えぬ者	%	世帯数	食えぬ者	%	世帯数	食えぬ者	%	世帯数	食えぬ者	%	世帯数	食えぬ者	%	世帯数	食えぬ者	%
圧延加熱	149	0	0	62	0	0	66	2	3.0	59	4	6.8	30	4	13.3	366	10	2.7
精整	35	0	0	9	0	0	17	3	17.6	15	3	20.0	8	2	2.5	84	8	9.5
条鋼圧延（圧加精条を除く）工務動力	4	0	0	8	1	12.5	13	2	15.4	17	13	76.5	12	11	91.7	54	27	50.0
	24	0	0	14	4	28.6	16	11	68.8	12	11	91.7	17	16	94.1	83	42	50.6
	61	10	16.4	32	8	25.0	44	19	43.2	28	20	71.4	19	19	100.0	184	76	41.3
作業検査	43	2	4.1	18	8	44.4	22	21	95.5	16	15	93.8	16	16	100.0	115	62	53.9
倉庫厚生	32	4	12.5	9	7	77.8	9	9	100.0	13	13	100.0	8	8	100.0	71	41	57.7
鍍金	24	0	0	15	0	0	16	2	12.5	13	12	92.3	11	9	81.8	79	23	29.1
神職	7	0	0	14	4	28.6	16	12	75.0	19	14	73.7	14	10	71.4	70	40	57.1
計	456	22	4.8	212	37	17.5	274	90	32.8	233	127	54.4	172	121	70.3	1,347	397	29.5

業の発展のために、たすけあうことであると確信する。

われわれはかかる観点に立つて左記の通り賃金引上げを改めて要求する。

われわれは会社が要求の主旨を充分諒とし、来る二月二八日までに回答するように要求する。

〔記〕

一、要求金額　平均三五〇八円
　　本給　平均一八五〇円
　　生産給　平均一六五八円

一、要求実施　昭和二八年一月以降賃金とする。（大同労働組合）

機関誌『働く人々』第四九号）

また、要求提出後の経過を闘争日誌によつてみると次の通りである。

闘争経過概要

一一・一七	第四回執行委員会、賃上げ要求案具体的審議
一一・一八	第四回委員会、執行部賃上要求案決定（三五〇八円）、午後会社に提出
一二五	特別執行委員会、情勢分析、闘争方針決定
一二八	賃上げ要求に対し全面拒否の回答

三・一　第六回執行委員会、今までの経過報告
四　第七回執行委員会、第一回工場協議会の方針（単なる説明に終り幹部会に計ることを確約さす）
七　第五回委員会、工協報告、スト権拡中闘委譲を決定
一〇　第八回執行委員会、闘争日程を決定（一九日中央にスト権委譲の全員投票）
一一　第六回委員会、闘争体系の確認
一九　鉄連拡中闘にスト権委譲（総投票一、一三八票、賛成九八〇票、反対一四〇票、白紙一八票）
二六　第三回工場協議会、決裂、直に闘争体形を確立
二七　第一回闘争委員会、最後回答を三・三一団交時に行うよう会社に通告
三一　第一回職場闘争委員会、四・一最後回答指定日、四・二スト通告、四・七、二四時間スト決定
第一回団体交渉、全面拒否団交決裂

四・一　第二回闘争委員会、団交経過討議
二　第三回闘争委員会、七日まで職闘の決定に基づきプラン作成、午後・七日二四時間スト通告
三　第四回闘争委員会、五日の休日を六日にするとの会社の申出に対し拒否
四　第五回闘争委員会、スト中の拘束時間を確認す
六　第二回職場闘争委員会、闘委提案の五台運転を否決、その他は決定
七　鉄連傘下二七組合一斉二四時間スト
八　第七回闘争委員会、九日二・三班、一〇日一班に対し二時間スト決定
第二回団体交渉、決裂
九　第八回闘争委員会、スト対策、二時間スト通告、団交再開申入
会社より今後ストを繰返す場合、工場閉鎖する旨通告あり
一〇　第九回闘争委員会、会社団交を拒否
スト（各二時間）
一一　第一〇回闘争委員会、団交申入（四・一三）に対し拒否
四・一三―一八、工場閉鎖の通告あり、これに対し全員出勤を指示
一三　第三回職場闘争委員会、闘委の指案を確認
（一三日―一八日まで工場閉鎖）
一四　第一一回闘争委員会、団交に対する対策
第三回団体交渉、賃上げ全面拒否、工場閉鎖に抗議、工場閉鎖に対し仮処分申請
一五　第一二回闘争委員会、情勢分析、今後の闘争方針を確認
一六　第一三回闘争委員会、団交対策、拡中闘対策決定
一七、二、三班合同職場会議、経過、情勢分析、闘争方針の報告
仮処分判決
一八　第一四回闘争委員会、団交対策
第五回団体交渉、仮処分決定について、双方見解を述べる
第四回職場闘争委員会、闘委提案の報告、分析を確認
第六回団交渉、会社工場閉鎖は妥当であるから賃金は差引く旨言明、組合は本訴してもとると言明

一九　第一五回闘争委員会、長期闘争方針を確認、これにともなう裏付けとして必要な組合員に対する生活保障を検討
二〇　工場閉鎖解除
職場会議（工作、発送、圧延、検査、鍍金、整理、精整、調質）
二一　第一六回闘争委員会、団交対策
二二　第七回団体交渉、始めて社長出席するも何ら発言に変化みられず
二三　第一七回闘争委員会、二時間スト通告
二二　第一八回闘争委員会、賃金仮処分の件、団交申入（二四日）の件、扶桑鋼管、グリコ労組陣中見舞
二三　団交申入（二四日）に対し幹部不在のため二七日回答する旨回答
二四　第五回職場闘争委員会、闘争経過、今後の闘い方
第一九回闘争委員会、闘争資金、生活対策、ストライキ（二八、二九）について討議
職場放棄
二五　全員職場会議
二六　第二〇回闘争委員会、団交対策
第八回団体交渉、進展せず
二八、二九ストに対し三〇日工場閉鎖を申入れてくる
二八　よつて本社に対し三〇、五・二、四スト指令
ストト、午前地区別に他労組、中小企業、市民に宣伝、午後職場会議、各政党、友誼団体巡回
二九　ストト、全員大会
三〇　工場閉鎖
第六回職場闘争委員会、闘争提案を確認す
（五・一―四まで休日）
五・五　第二二回闘争委員会、情勢分析、闘争方針、(イ)基本的目標、(ロ)当面の目標、(ハ)当面の戦術（賃上に並行して労働協約を重点に交渉）
六　第七回職場闘争委員会、闘委提案の方針を確認
七　第二三回闘争委員会、各専門部の提案を確認
八　日本共産党より回答
九　第九回団体交渉、進展せず、労農団体、政党および関係者へ要請文を発す
第一回各部署闘争委員会、職闘委の提案を確認
第二四回闘争委員会、鍍金対策その他、大特より陣中見舞
一一　第一〇回団体交渉、条鋼、神崎工場の閉鎖および労協小委について
一二　第二五回闘争委員会、拡中闘決定事項を決定
一三　第二六回闘争委員会、本社移転の件、条鋼、神崎工場の件等
一四　メッキ職場会議、大同対策委員会（尼総評）設置さる
第二七回闘争委員会、条鋼、神崎工場の件、希望退職の件、配転の件
一五　第八回職場闘争委員会、条鋼、神崎工場配転の件
左社党県連代表会社に抗議
協約交渉（会社の固執点――オープン・ショップ制、人事権、組合活動制限）

一六　第二八回闘争委員会、協約交渉、団体交渉、条鋼、神崎の件（希望退職者、配転はやめてもよい）
一九　条鋼、神崎職場会議
関西鉄鋼労働者統一会議より大同支援に対する交流会議要請の申入
二〇　第二九回闘争委員会、神崎、条鋼の件
大同対策委員会、大同闘争経過報告について質問意見
二一　第三〇回闘争委員会、団交とストの件、神崎、条鋼の件、帰国船乗船の件
二二　第九回職場闘争委員会、五月分賃金立替の件等
二三　第三一回闘争委員会、帰国船乗船の件、圧延職場要求の件
団体交渉、具体的小委員会の対立点審議
二五　第三二回闘争委員会、条鋼、神崎の件、労働協約の件
二六　第一〇回職場闘争委員会、帰国船の件、報償金および生産給の件、団交と今後の方針
二七　第三三回闘争委員会、メッキ就業の件、団体交渉対策
二八　団体交渉、協約について、進展せず
二九　第三四回闘争委員会、今後の闘争方針検討

六・一　第三五回闘争委員会、夏季手当の件および闘争日程
第一一回職場闘争委員会、闘争方針、夏季手当の件（闘委提案を修正）
二　第二回各闘会議、職闘の提案を確認
三　第三六回闘争委員会、五日までの闘争日程（四日一、二、三班二時間スト）を決定、予想される会社手段の対策（指名解雇、不就業工場閉鎖、諸規則廃棄の場合）
四　第三七回闘争委員会、本日スト中のケッキ大会の件等
スト
団体交渉、賃上げ進展なし、会社、就業規則、退職金規定の改悪を提起する
五　第三八回闘争委員会、会社提案に対する対策、今後の行動計画（六日職場放棄、八日職闘、九日二時間スト、一〇日団交、一時間職場放棄、一一日全工場職場会議）
職場会議
六　職場放棄、圧延、精整一六―二〇時まで
八　職場会議、起重機、圧延、精整、Sグレン
第三九回闘争委員会、拡大中闘の報告、工場閉鎖対策
第一二回職場闘争委員会、会社の手段に対する対策、行動計画（闘委提案を決定）
九　スト
一〇　団体交渉、指名解雇出る、四八四名（内工員三四七名職員一三七名）
第四〇回闘争委員会、今後の闘争方針、会社の出した首切りを撤回し、新たな再建プランを出さし協議してゆく、行動計画
一一　職場放棄、全員ケッキ大会後職場会議
一二　職場放棄
第四一回闘争委員会、渉外部報告、統制部報告
一三　第一三回職場闘争委員会、四〇回闘争提案闘争方針を確認
一四　二四時間スト
公休日

一五	団体交渉、進展せず	
	無期限スト全員投票、一六日以降無期限スト投票の結果	
	総投票数	一、一九一票
	やる	七六七票
	やらない	四〇一票
	白紙無効	二三票
	三分の二に達せず無期限ストは成立せず	
一六	第四二回闘争委員会、無期限ストに代るスト計画として次のことを決定、一六日二四時間スト、一七日二四時間スト、団交、各闘、職闘、一八、一九、二〇日七二時間スト	
一七	二四時間スト、大同支援のデモ行動隊を派遣	
	第一四回職場闘争委員会、四〇回闘委の闘い方、行動計画を確認	
一八	二四時間スト	
	第四回各部署闘争委員会、職闘提案を確認	
	団体交渉、首切案の員数、日付、解雇基準は固執するが条件は考慮する、就業規則、退職金は考慮する	
一九	第四三回闘争委員会、団交対策	
	七二時間スト	
二〇	七二時間スト	
	第一五回職場闘争委員会、四三回闘委方針の確認	
	団体交渉、就業規則、退職金のみ若干譲歩、他は固執	
二一	公休日	
二二	二四時間スト	
	団体交渉、会社回答	
	第四四回闘争委員会、組合の限界によつて妥結方針決定、反対三名	
二三	第一六回職場闘争委員会、四四回闘委提案闘争終結を三八対一六で可決	
	第五回各部署闘争委員会、職闘提案を五一対二三で可決	
二四	団体交渉、二二日会社提案に全面的に妥結し争議解決を調印、同時に闘争体形を解除する	

（大同鋼板組合渉外部の闘争経過報告および闘争日誌にもとづいて作製）

すなわち、会社側は組合の要求を全面的に拒否し、工場協議会は決裂した。そこで組合は、三月二八日執行委員会を闘争委員会に切替えて、闘争宣言を発した。

（闘争宣言）

われわれが賃上げを要求してからすでに四〇日が過ぎた。われわれはその間、数度の工場協議会に於て最近の生活低下についてのべ、賃金改訂について会社の考慮を要求して来た。然るに会社側は、例によつて企業不振をくり返すのみで要求に応じようとはせず、交渉は何等の進展を見ない儘今日に及んでいる。

企業が比較的好況の下にあつても、利潤の追及に目を奪われた経営者には従業員のために出資の余裕を見いだすことは困難であろう。

常に生産の担い手として自ら進んでその責を果しつつあるわれわれは、当然の報酬として最低生活の保障を要求し、会社側の善意と平和交渉による解決を望んで来た。

しかしわれわれは、今や平和交渉による解決への途が断たれた

事を確認せざるを得ない。殊に、労働協約に関する会社側の出方は、われわれの決意を促進せしめる重大な一因である。現行労働協約に認められた諸条件を再確認し合う中で、対等の労資関係を維持しようとするわれわれの希望に対して、会社は経営者連盟の基準案をそのまま会社案に入れて来た。オープン・ショップ、人事権、組合活動等どの一つを見ても、われわれが法律で認められた労資対等の立場を守ろうとする限り絶対に許し得ない事ばかりである。われわれにとつて、労働協約と賃上げは死活にかかわる重大な問題であり、あくまで要求貫徹を決意している。従つて爾後闘争体形を取り、全組合員を挙げて闘いの歩武を進める事を決定した。

全鉄鋼の労働者が賃上げ闘争を以つて鉄鋼経営者の対労働者政策に対して一大鉄槌を加えようとしている時、われわれ一四〇〇の組合員はその一翼を担い、経営者の圧迫と策謀を封じて一歩みだれぬ闘争を進めるであろう。

以上主旨を明らかにして闘争宣言する。

一九五三年三月二八日

大同鋼板労働組合闘争委員会

四月七日には鉄鋼労連の統一闘争の基本原則によつて、加盟二七組合、労組員約一〇万名が一斉に第一次二四時間ストに突入した。同労組のストに対して会社側は工場閉鎖をもつて応じた。次いで鉄鋼労連の第二次スト（四月一四日より無期限スト）は八幡、富士、日本鋼管、住友の脱落によつて足並がみだれたため、同労組は「一四日より今日までの鉄連闘争の経過報告を明示し、単独としてでもやるという決意を固め、他労組に行動隊を動員して要請し、共同闘争を押し進めて行く、そうして大衆に生活の裏付けを出してやる」（第一二回闘争委員会議事録、四月一五日）という苦しい立場に追い込まれた。またこの間、労組は工場閉鎖に対して仮処分を申請し「労働協約で団体交渉に応ずる義務が課せられているのに会社が組合の団体交渉再開の再三の申入に応ぜず工場閉鎖を行つた事は不法である」（四月一七日）と判決が下つたが、会社側の強硬態度は依然として変らなかつた。

人員整理案の発表　四月二八、二九日の四八時間ストの後、五月六日の第二二回闘争委員会で、新たな情勢の分析、当面の方針の検討が行われた。すなわち、

彼らはその本質を闘争の中で明らかにすることを意識的にさけ賃金も唯、赤字であるからと拒否し、協約もまた意識的に交渉においてふれようとしていないばかりか賃上げ闘争と分離させ、われわれの闘いの目標をそらそうとはかつている。

その一方現場においては、時間中の職場会議は認めないといい、時間中の組合活動としての今迄の既得権を剝奪にかかり、協約改悪の下地をすでに作り上げようと迫つている。

このような彼らは今、われわれと完全に対決することをなるべくさけつつも一歩一歩切りくずしにかかつて来ており、六月からの協約廃棄後において本格的な闘争をやろうとするのではないかと見られるのである。

それ迄の期間彼らは職制を通じ、着々と闘争準備態勢をとり、職場ごとに圧迫を加え組合の動揺を狙つている。

この会社の出方に対し、組合側の状態は、(一)闘争委員会のき然とした態度をもつての明確な闘争方針を怠つていたためと、賃上げ闘争の意義目的の宣伝活動の不足から組合員の闘うという当初の気分を若干ではあるが、動揺せしめており、組合内部の意思の不統一、団結力が完全にゆき届いているとは云えない点がみられる。(二)しかし、職場には今次の闘争で組合が敗北するならば必ず

追討的に首切りが来ると本能的に感じており、どうしても闘い抜かねばならないとの闘志を今も大多数の大衆がもつている。（一般経過報告、一九五三・一〇）

と分析し、(A)企業合理化による首切り、低賃金、労働強化を粉砕する。(B)経営民主化を勝ち取り経営における不正をなくし、それを通じて生産復興をはかることを基本的目標とし、交渉の重点を五月三一日に期限切れとなる労働協約におき、統一闘争を拡大することに具体的目標をおいて、五月二〇日頃までに本格的ストを行う準備、それに必要な部分ストを具体的戦術としてたてた。だが、鉄鋼労連傘下の各闘争がすでにそれぞれ終結をみた六月一〇日になつて、会社側は四八四名の人員整理を中心とする企業再建計画を提示通告するに至つた。通告と同時に、職制を通じて整理者の氏名を発表し（組合長は解雇、副組合長二名のうち一名解雇、書記長残留、執行委員半数解雇）、解雇通知を一二日自宅宛発送した。整理案は次の通りである。

現在人員　一三四三名
指名解雇　四八四名
　右のうち
（内訳）職員　二六三名の中　一三七名
　工員　一〇八〇名の中　三四七名

整理基準

① 休職者、長期欠勤者、老齢者、病弱者、勤務成績の悪い者
② 同一世帯で二人以上勤務している場合、いずれか一人。
③ 女子で結婚しており、主人が生計をたてている者。
④ 新組織により不要となる製鋼、条鋼部門の者。
⑤ 整理、発送、雑役など臨時人夫におきかえる部署。

右の指名解雇後の企業プラン次の通り

① 従来の一九課を一〇課に変更。
② 圧延、精整、加熱の主要作業部門（現在三交替制）及び、
③ その他の部署で従来の三交替制を二交替制に変更する。

闘争の終結　次いで、一八日の団交における「解雇人員は絶対に変更出来ない、その他の条項については考慮しよう」との会社側の態度に対し、第四三回闘争委員会では、「労働組合としては現状では絶対譲歩できない。そうすれば今後闘えなくなる。現在闘う力はある。この力を結集して完全雇用の線に進むべし。」「賃上要求以来闘つて来たが、最近の客観状勢及彼我の分析でみると、現況に於て力の限界が来ている。具体的には百名の脱落者、経済的な行詰りの中で今より大きく対抗出来ることは疑問である。今後の闘いの芽を残すためにも解決への道をとるべきである」という二つの線で論議され、採決の結果、反対三名で後者が可決された。二〇日の団交を経て二二日会社側の最終的回答がなされ、これを闘争委員会は反対三名で可決、職場闘争委員会はまたそれを五一対一三で可決した。六月二四日組合は二二日の会社提案に全面的に妥結し、同時に闘争体制を解除した。要求提出より実に一二六日目のことである。第四次会社側最終回答の内容は次の通りである。

① 労働協約はオープン・ショップ制を撤回してユニオン・ショップ制とする。人事権については通告事項を改めて全般的に協議約款とする方針で行く。具体的には今後の交渉の中で幅を持つてやつて行く。
② 就業規制は改正就業規則の懲戒に関する項は撤回して旧規定にかえす。
③ 新退職金規定は解決と同時に撤回して旧規定にする。但し会社は早急に新提案をするから組合は誠意を持つて協議すること

を確約する。

④　賃金値上げは金額では出来ないが、昇給制度については誠意を持つて早急に実施さす。尚賃金制度改正は早急にやつてゆくが、この際各人の収入は下らない様にする。

⑤　人員整理について

(イ)　四八三名は譲歩出来ない。

(ロ)　今後の人員整理はやらない。臨時工に切換えることはやらない。退職者の出た場合、暫定的に臨時工を入れる事があるが飽くまでも臨時的なものである。

(ハ)　今後の職場を人夫、臨時工に切換えることはやらない。

(ニ)　今後退職者が出た場合、条件があえば今回の退職者を優先的に再雇傭する。

(ホ)　廃止した部署等で人夫等を採用する場合、条件があえば今回の退職者を優先的に使用する。

(ヘ)　今回の退職者の就職斡旋は今後も誠意をもつてやつてゆく。

⑥　退職者には平均賃金の一カ月分を支給する。但し配分は各人の基準賃金一カ月分に平均賃金の総額と、基準賃金の総額の差を頭割にした額をプラスしたものを支給する。条鋼か圧延への応援者に対しては前回の条鋼、神崎の希望退職者と同じく五〇〇〇円を支給する。

⑦　一時金については六月一一日在籍組合員一人当り五〇〇〇円を解決資金として支給する。

⑧　解決してから組合員が二五日より作業し得る態勢になれば二、三、四日のスト中賃金は不就業扱いとする。

⑨　夏季手当については解決してから九月二〇日まで昨年通り支給する。枠は増額出来ない。但し配分については協議する。

⑩　今回の退職者中、長欠、休職者等失業保険の適用を受られない者については解決後本件と切離して考慮する。

大同鋼板労働組合は産別系の組合として、全鉄労、ついで全金属の傘下にあつて、終戦直後にかちとつた協約（完全なユニオン・シヨップ制、完全な時間内および職場内組合活動の自由等を含み、一九五三年五月三一日有効期限が切れる）からもうかがわれるように関西では最も強い組合の一つであるといわれ、他の労組にみられない大衆的な行動力をもつていた。しかもなお、以上のような終結をみたことは、経済的背景もさることながら、企業の再編成に伴う資本攻勢のはげしさを物語るものであろう。

第五節　王子製紙の争議

争議の背景　戦前の製紙界を独占していた王子製紙は、一九四九年、集中排除法の適用を受けて、十条、本州の二大製紙会社が分離せられたとはいえ、主要製品である新聞用紙の生産高はその四〇％を占め、依然として製紙産業きつての独占会社である。生産の主体は北海道苫小牧工場であり、現在、愛知県春日井に三〇数億の投資により建設中の、最新設備をもつ春日井工場も完成段階に達している。さて労働者にたいして施行されている職階制は、賃金の上下格差の拡大と、それを通じた職制の強化を目指して、四七年から早くもその準備に着手、四九年より実施された。各職種は二一級（見習職）から一級（係長）に至る間に格付され、この職階給の最低（二一九〇円）と最高（一万三四八〇円）の格差は一対六、労働者のほとんどは平均以下の一四級（六一六〇円）以下に分布し、定員制にしばられて昇給し得ない状態であつた。職階給を中心とする賃金体系は次の通りで、

基準内賃金
- 基本給
  - 職階給
  - 能力給（勤務給と能率評定による能率給からなる。毎年定期昇給）
- 生活給
  - 本人分一率二九〇〇円
  - 家族加算

基準外賃金
- 及び勤務地手当、実績加算。
- 生産加給（月生産高にスライドされる）、住宅手当、時間外勤務手当など。

このうち基本給は、最低二一級の見習職三二八〇円、労働者の最も多い一五級は七〇七二円で、部長（六万七〇〇〇円）は見習職の二〇倍、課長（四万六〇〇〇円）は同じく一四倍、中堅の一五級労働者に対して、部長は九倍、課長六倍と格差は大きく、一方、ベース賃金は一万九二八六円と他産業に比較して比較的に高いが、労働者の大多数はこれに達せず、職階制の重圧の中で昇給は不可能な状態であつた。さらに、明治以来苦小牧製紙工場と共に生きて来た苦小牧労働者のほとんどは津軽海峡を渡つたこともない。海に面していながら魚は獲れず、農産物も貧しく、そのため生活物資の高い苦小牧という「島」に住んで、戦前は一二時間労働、戦後は職階制の下で働かされて来た労働者にとつて、生活の苦しさと、職階制に対する不満は想像以上のものであつたに違いない。次に述べる王子製紙の争議は、高賃金労働者の「王様スト」といつた生やさしいものでは決してなかつた。それは、以上のような環境の下で、製紙工場と共にのみ生きてきた苦小牧労働者が自らの生活を守るために立上つた闘争であつた。以下、王子製紙の春季賃金闘争の経過を、紙パ労連の動きを背景としてたどつてみよう。

紙パ労連の動き　従来、企業組合の枠内でベース・アップ闘争に終始してきた紙パルプ労連の賃金闘争も、五〇年秋から五一年にかけて動乱ブームが消え去り、資本家の合理化攻勢が激化するに至つた五二年頃からは、その限界と矛盾を露呈せざるを得なかつた。製品コスト引下げの名目の下に連続操業が労働者に押しつけられ、労働強化は促進され、そのうえ賃金の上下格差が甚だしくなつた。こうした情勢のなかで、労働組合は、五二年の春季賃金闘争にマーケット・バスケット方式の要求を行つたが、いわば天下りの要求であつて労働者大衆の強力な要求とならなかつたため、失敗に帰し、秋の闘争も見送らねばならなかつた。ここで述べる五三年春の賃金闘争は、今迄の闘争方式を反省し、下から突上げられた統一要求をもつて、独占企業の労働者も中小企業の労働者も含めた共同闘争の第一歩を進めたものであつた。

紙パルプ労連は、この闘争を行うに当つてまず五二年一一月第一〇回臨時大会（一三―一五日）で今後の賃金闘争の基本方針を次のように決定した。

（今後の賃金闘争について改めたい点――抜萃）

△ベースアップ闘争ではない、賃上げ闘争だ。過去数年間我々はベースアップ闘争を行つた。すなわち、平均賃金をいくら上げるという誤つた方式に終始し、組合員各個の賃金がいくら上るという切実な点がおろそかにされていたため、必然的に大衆の盛り上りはなかつた。……従つて今後の賃金闘争は、ベースアップの言葉は使用しないことにし、一人一人の組合員が「自分はこれだけ上るんだ」と確信をもつて要求額をつかんだ個別賃金要求にしなければならない。

△職階制を認めてはならぬ。従来「職階制の合理性は認める、しかし日本の賃金水準の現状からその実施の段階ではない」程度の

アイマイな考え方があつたればこそ、ベースアップ闘争毎に上下の格差が開いてしまつた。今後は最低賃金をテコに職階制打破に全力を傾注せねばならない。

△企業の支払能力にゴマ化されてはならぬ。過去の賃金闘争において支払能力に主要な眼点がおかれないことはなかつた。しかしながら、資本家の示した数字資料を根拠にしかも控目な要求額さえ拒否され、あるいは要求額の五〇%、四〇%に抑えられている。これは明らかに資本家から、労働組合には支払い能力を算定する能力はないんだと侮辱されたに等しいものだ。賃金闘争は決して単なる数字イジリで解決されるべき生易しいものではない。それは必然的に労資の血みどろな闘争の中からこそ解決が与えられるものである。

次いで五二年末から行われた賃上げ世論調査の結果に基いて、次のような春季賃金闘争の基本方針が打出され、「一律二〇〇〇円プラスアルファー」の要求方式を基調として各組合が本当に立上がれる要求案を作り、腹をきめて闘うこと、最低八〇〇〇円を目標に努力することを決定した。こうして、闘争はまず三月下旬より、中小企業において始められた。長い間の賃金釘づけと、慎重な討議の結果である最低突上げ一律要求によつて、労働者の盛上りはかつてみられぬほどであつた。次に、「春季賃金闘争の基本方針」（抜萃）を掲げる。

紙パの方針として、一律に二〇〇〇円は不動のものとし、「＋アルファー」を幾らにするかは、各社の実体から一〇〇〇円―二〇〇〇円をメドに検討して戴き度い。

その為には各組合は賃金の実体を充分把握し、どの階層に重点的にこのプラスアルファーを振り当てるか、そして一律何千円引上げという方針に対する高給者の不満を緩和し、誰もが納得し、すべてのものが立ち上り得る要求額とするかを慎重に検討しなければならない。その手を打たない限り過去の賃上げに於て平均以下の人に不満があつた様に、職制又は職制に近い層から闘争が崩される懸念が多いからであり、折角の狙いが水泡に帰するからである。

以上の方針をとることによつて、我々は大会で決定した最低八〇〇〇円を闘い取り、或はこれに近づくことが出来るし、従来の単に金額を揃える為に仕組まれた誤つた方針から脱却して最低線即ち二〇〇〇円の一律引上げで統一闘争が行え、大企業と中小企業の結びつきもはつきりするのである。

賃金要求案の根拠を以上のように述べた後、次のように結論している――

△春季賃金闘争は、過去数年間の守勢を一挙にバン回出来るか、ふたたびみたび失敗を繰り返すかの決戦である。従つて、万一不幸にして失敗に終るなら、次の賃金闘争は又いつの日に期待できるか保証し得ない。何故ならば、我々の最低の防波堤が微低的に粉砕され、逆コースが怒濤の如く進出するであろうからである。

△要求方針である「一律二〇〇〇円十アルファー方式」は画期的なものであると共に益々ゆがめられつつある給与体系の改善への一つのテコ入れとなる。又この闘争を勝ち抜くことこそ紙パ傘下労組の今後の賃金闘争の基礎を与える重要な一大闘争であることを銘記せねばならない。然しながらこの一律「二〇〇〇円十アルファー方式」は或る特定の層、例えば「高給者層」をのみ一方的に犠牲にする様な方式では絶対にない。寧ろ今迄ゆがめられた配分、例えば一方的に抑制された下給者層への保障も考えた現給与体系に於てなし得る最善の処置であることを銘記し、老若男女を問わず、組合員一体となり組織力を結集した一大闘争に展開され

る様、特に考慮されなければならない。

△この闘争は経営者陣営の眠気をさます刺戟剤となることは必然であり、それだけに職制を通じての分裂策と御用化への宣伝工作はしれつ化するであろう。換言すれば背水の陣をしいた労働組合と、逆コースをマッシグラに進む資本家陣営の一大決戦とならう。（紙パ労連「調査資料」第一号）

争議の経過　王子製紙労働組合（組合員四三〇〇名、うち苫小牧支部三四三〇、春日井支部五七〇、東京支部三〇〇）は、一九五二年一二月の越年資金と労働協約改正闘争において、九日間のストライキ（一三日より）の結果、越年資金の獲得に成果を上げ、その後五三年二月に至る労働協約改正の交渉によつて、遂に会社側の全面的譲歩の下に臨時工の本工繰入れ要求を勝ち取つて、低賃金と労働強化の温床打破に成果を上げたのであるが、春季賃金闘争の準備は二月一九―二一日の第一回定期大会において具体的に始められた。すなわちこの定期大会において、最低保障賃金制度の確立が決議され、これに基いて、四月六日―一一日の第一回中央委員会は六日間の激論の末、次のような職階制の矛盾を打破するための要求を決定し、四月一日これを会社へ提出、団体交渉を申入れた。

昭和二十八年四月度以降の賃金を次の通り要求します。

〔記〕

一、(1)職階給増額　一律　五〇〇円
(2)能力給増額　一律　職階給の一〇％
(3)生活給増額
(イ)本人分　一律　六〇〇円
(ロ)家族加算　扶養家族一人に付　一六〇〇円
(4)勤務地手当の支給率は従来通りとする。
(5)生産加給は春日井工場の生産量を合算し、基準数量及び支給率は従来通りとする。
(6)その他の賃金は従来通りとする。

二、傭員については基準内賃金の二〇％増額。

（以上）

そして、四月一六日これに対する第一回団交が行われたが、その席上労資の間に次のようなやりとりがなされた（王子労組本部ニュースより抜萃）。

（会社）組合の説明によると生産は戦前の水準を上廻つているが従業員の生活はそれ程向上していないという意味か、一人当りの生産費が上つているのに賃金が上らないから生活は向上されていないという事か、単純な意味か、又何かヒッカカリがあるのか、具体的に説明願う。

（組合）生産がどんどん上つているのに賃金が上らないから生活が苦しいと云う単純なもので数字的な根拠はない。

（会社）素朴な考えですね。

（組合）生産もこの様に上つているから生活の方も見て貰いたいという事です。

（会社）生産の上つた要素は会社としては諸設備の改善という事もあると考えているが、組合はどう考えているか。

（組合）そういう事もあるでしようが、組合員の旺盛なる生産意欲という事もある。端的に云えば生産も上り、春日井工場も出来たのだから上げてくれてもよいでしようという単純な気持です。

（会社）素朴というが何か理窟はないか。つけられればつけた方がよい。

（組合）つければつけられるが、つけても意味がない。

（会社）生活の向上といつているが、組合としてどの程度を目途

とされているか。

（組合）生活の向上は無限であり、これはその人々の主観である。世論調査であの様な数字が出たので、今の生活に要求をプラスしたものを目標にしている。

（会社）要求は物価が上つたからしたという事がないか。

（組合）多少あるが、主体的なものでない。

（会社）素朴な気持か、主体は。

（組合）ほしいという一語につきる。

（会社）一律一八〇〇円は思い切つたやり方だ。家族ある者とない者と余りにもアンバランスになる。賃金というものは労働の代価であるので、家族持に重点を置くと食違いが出来、家族の多い者はよいが、少い者はバカをみる結果になる。

（組合）労働の代価は勿論であるがその代価で充分生活出来ればよいが、現在はまず生活の安定を目指し、その上に立つて能力差を設けるべきである。

（会社）能力給、一律職階給の一〇％は能力給の考えからしてどうか。

（組合）最低の者を上げようという事であり、そこへ持つていけば皆はつきりするからである。

（会社）職階給一律五〇〇円の意味は。

（組合）これについて一つ一つやつても意味はない。賃金全体から考えればよい。上下の差を縮めようという理由である。

こうした組合の要求に対して会社側は、第一次回答四月二四日、第二次二八日、第三次五月六日、第四次九日、第五次一六日と、組合の強力な交渉によつて五回に及ぶ小刻みな回答を行つた。この間とくに職階給については、第一次回答平均増額一〇〇円、第二次これを一律増額二％と訂正、第三次これを一律一・三％及び一律五〇円と訂正、第四次一律増額一五〇円と訂正、第五次一律三〇〇円と訂正、職階制上下格差を縮めようとする組合要求が除々に実現されていくとともに、その他の項目についても小刻みに増額されたが、この間会社側により回答を通じて組合員間の団結を破壊し、又賃上げと引換に労働強化を呑ませようとする策動がたえず行われた。

（注）会社側回答は次の通り。

第一次　平均計　一八一六円
　職階給　平均増額一〇〇円
　能力給　能率評定による平均昇給分、現行職階給の五％
　これに勤続分がつく。

生活給　本人分　一律二〇〇円増し三一〇〇円
　家族分　妻一五〇〇円

第五次最終回答

平均計　二五八七円（うち定期昇給分四九四円）
　職階給　一率増額三〇〇円
　その他第一次回答と同じ。

組合はこれに対して、ほとんど連日団交をもつて、強力に組合意見を主張して交渉しつつ、四月二七日闘争宣言（別掲）を発して闘争態勢をとり、五月九日会社に対しスト権留保通告を発し、五月一一日苫小牧、春日井、東京（本社）支部組合員総決起大会、一二日―一四日実力行使の一般投票、一五日賛成二五四三票、反対一一四六票、白紙五九票でスト権確立、会社側の最終回答が行われた一六日には、「過去一年間ベースが据置かれ、組合員の涙ぐましい努力によつて春日井工場が新設されたが、これに対して一律増額五〇〇円と、余りにも組合の最低保障、個別賃上げ要求を無視している」と、これを中央、支部合同委員会で満場一致で拒否、一七日、二〇日より二四時間スト突入を指令、一九日―二〇日にかけて、会社に

対しスト回避の線を出されたいと徹夜で再三再四交渉したが、会社は考慮する余地なしと回答し団交は決裂した。闘争宣言は次の通り。

（闘争宣言）

大資本と大地主の利益代弁者たる吉田政府の政策に便乗し、同業他社のみか、一般産業界に於ても巨大な利潤をあげつつ、資本蓄積に汲々たる会社は、さきに科学的合理的なる美名にかくれ、我々労働者を悪質職制のたえざる圧迫のもとにおく職階制をおしつけ、更に企業合理化或いは、高能率高賃金と称して、働く者に物心両面に渉り種々の抑圧を加えて、これらの矛盾撞着を自覚した労働者の激しい怒りが漸く抬頭せんとする此の時、我々が〝人たるに値する生活〟に近づき、再生産の意欲に燃えて紙パルプ産業を守り、平和を愛する国民の文化的生活を向上させようとする賃金改訂の切実な叫びに対して、それを名目的にも容れぬのみか、我々の夢想もせざる福利厚生の大幅削減を提案して来たのである。

想えば、我々はあらゆる困難を忍びつつ、劣悪なる作業条件に耐え、或いは深慮工夫して設備を改善し、苦小牧工場に於ける記録的生産を日々更新する偉業を打建て、又自費実に六十億に垂んとする春日井工場新設の原動力となつて、斯業に誇るべき同工場を完成させて、社運を万代の安きにおいたのである。

この吾々の労苦に対して報ゆるものが僅少の賃上げと、厚生施設圧縮に伴う実質賃金の切り下げであるとは……。

会社は、組合の要求を黙殺せるのみならず、申入れと称して会社案を押しつけ、組織の分裂をはかり、徒らに社会水準を固執し或いは利益減少を口実として我々の切実な叫びをかえりみない。

更に春日井工場の職階設定、役務系列に就いても、組合の正当なる主張をきき入れず、あまつさえ組合員の旺盛なる勤労意欲に便乗し、定員を極度に圧縮し、労働過重を強要している。

又、常に組合の主張する大局的経営、即ちコストの大部分を占める原木の廉価購入、製品新販路の勇敢な開拓、即ち市場をひろく世界に求めて、原木のシベリヤ等よりの買付け、製品の中国を始めとする善隣アジア友邦への輸出等に何等積極性を示さざるのみならず、内部にのみ経費節減の圧迫を加えつつある事は、経営のところを誤ること、これよりも甚だしきはなく、且つこれによつて斯くの如き会社申入書を示して責任を我々に転嫁し、さらに操業合理化に名を藉る暗黒の連続操業を提案せんとする動きがあるが如きは、組合の断じて容れざるところである。

過去のすべての交渉に於いて、組合は常に忍ぶべかざるを忍びつつ、将来の向上に期待して譲歩して来た。

今やわが組合は、紙パの中枢たる自覚と誇りを新らたに為し、要求を全面獲得して生活を向上させ、会社の経営方針を積極化させて平和産業を擁護する為、全組合員の友愛と信議に基づく確固たる団結をかため、さらに全国労働者の協力を得て、会社に猛省を促し、前途に横たわる如何なる困難をも突破して、所期の目的を達成するまで断固として闘うことを宣言する。

一九五三年四月二七日

王子製紙労働組合
中央闘争委員会

一方、旧王子三社の一つである十条製紙労組は、五月一四日ベースアップ方式で妥結、問題の連続繰業も呑まされ、三社労組共闘の一角が崩れるに至つた。またこの間における紙パルプ労連傘下の各労組の動きをみると、三月下旬より闘争に立上つた中小企業グループは四月上旬に至つて逐次妥結し、引続いて大手ブロックの三菱製

紙、東北、国策、山陽パルプ労組なども、スト直前の交渉で四月末―五月上旬に至る間に妥結し、春季闘争は山を越しつつあつた。

一六日における最終提案をけられた王子製紙の会社側は、

△新聞用紙の需給は最近可成り窮屈になつて来ており、従つて新聞社としては新聞用紙の四割近くを生産している当社の事情にとくに敏感で……、万一ここに再び労使間に不幸な紛争が生じ生産が停止されることにでもなれば、新聞社関係としてはしばしば労使間の不安定を来すような当社の生産に対して不安を抱き輸入その他の対策を考えることとなり、当社の経営に大きな影響を及ぼして来ることも容易に予想されるところであります。屢々惹き起される労使間の不安定は、このように会社の社会的信用の失墜となつて現われるのでありますが、そのことは延いては従業員の生活の不安定をもたらすものでありまして……、この際平和裡に交渉を終結させることがお互に望ましいものであり、又それがお互の社会的義務であると信ずるものであります。

△一企業内における賃金というものは、その時々の好況、不況によつて左右されるものでなく、永い将来に亘つて従業員の生活を保証する意味で経営者が凡ゆる事情を判断して決定するものであつて、圧力によつて簡単に動かす訳にはいかないのであり、それこそ賃金交渉の特色だともいえるのであります。

△皆さんの中にはストがいくら続いてもその間の賃金はいずれ、何かの形で保証されるだろう位に甘く考えているかも知れませんが、一日ストをやればそれだけ皆さんの収入は差引かれ、その裏付けはないことを此の際ハツキリ申しておきます。（以上いずれも「勤労ニュース」より）

と、団交決裂の一切の責任を組合に押しつけ、労働者の切崩し宣伝を行つた。そしてこうした宣伝はストライキ中はもとより、争議妥結以後も続けられた。

一八日、本州・王子両労組は新聞、印刷労働者に対する声明書を発表、我々の闘いは職階制と連操に反対し、平和産業を守るための闘いであり、会社の悪ラツなやり方こそ、紙の値段を操り上げ新聞印刷労働者の生活をおびやかし、中小企業を危機に陥入れているのだと、新聞、印刷関係労働者の協力を訴えた。そしてその後、これら労働者との連繋は強化されて行つた。

二〇日午前七時、組合は遂に二四時間ストに突入、同じく本州製紙労組（四三〇〇名）もストに突入した。その後、王子製紙労組は二一日より第二波四八時間スト、二三日より第三波七二時間ストを決行、これと並んで局面打開のため連日団交を行つたが、会社側は最終提案から一歩も譲らずその上さらに組合の反省を求める態度を示し、交渉は全く進展せず、遂に二六日から無期限ストに突入せざるを得なかつた。会社側は明らかに、この機会に組合組織を押しつぶす方針をとり、組合に真向から決戦をいどんで来たのであつた。

これに対して組合の動きをみると、二〇日スト突入以来、闘争の中心である苫小牧支部では毎朝組合員多数が参加して決起大会を開き、又家族大会を行い、こんど負けたら戦前の一二時間労働の状態が舞戻つて来るのだと、家族を含めて最後まで闘う決意を固め合い、あるいは社宅に進出して宣伝活動を行い会社側の切崩しを防いだ。又、山へ行つてわらびをとり、丸太の皮むきに雇われて苦しい生活に耐えた主婦もあつた。東京支部では二六日、「王子・本州ストに対し都民に訴える」ビラ五万枚を都内主要駅でまき、女子職員は手内職を行つて長期闘争に耐えた。

一方、内外の労働者の激励は非常なものがあつた。国内では紙パルプ労連傘下組合からはいうまでもなく、総評、全自、私鉄労連、合化労連、日教組、全金属など多くの労組から支援があり、さらに

国外ではフランス板紙労組、東独印刷労働者、ルーマニヤ木材製紙山林労働者中央委員会、ブダペスト世界化学インターなどから激電が寄せられ、長期ストを闘う王子製紙労働者にとつて大きな励ましとなつた。次にその二、三を掲げる。

労働者に犠牲を押しつける合理化に反対し、賃上げで闘う貴組合のストライキ闘争に敬意を表す。

団結のもとに敵の攻勢を職場より粉砕せんことを。我等も賃上げ闘争にたつ。

共に闘わん。

全自動車

フランス労働者を代表し、王子製紙のストライキ労働者に挨拶を送り、兄弟としての団結を表明する。

フランス板紙労働組合（パリ五・二七発）

我々は王子製紙の労働者に挨拶を送る。賃上げと共通の権利（利益）のために団結を一層固められよ！

我々の電報が、日本の製紙労働者、諸外国の同じ産業の労働者に伝えられ、我々の同志的挨拶に対し、あなた達が、あなた達の闘いをもつて応えられんことをのぞむ。

世界化学インターナー（ブダペスト五・三〇発）

新聞用紙生産高の四〇%を占める王子製紙のストによつて、二五日から新聞は減頁せざるをえなくなつた。この日に紙パルプ労連中央委員会は、スト破りの増産拒否を傘下労組に通告、二八日―三〇日における紙パ労連第一一回臨時大会では、資金カンパ、会社側の増産要求拒否、王子を孤立させぬため各支部は至急一時金闘争に立上ることなどを決定、新聞労組は声明で王子経営者の反省を促した。これに対して新聞経営者は用紙不足にもかかわらず王子経営者の徹底的な闘争を励ました。

こうした情勢のなかで、王子労組とともに二〇日ストに突入して以来健闘を続けて来た本州製紙労組は、二六日職務給一律一号俸引上げと連操を断ち切つて妥結、紙パルプ労連の春季闘争は王子労組を残すのみとなつた。ストの長期化とともに情勢は深刻化し、組合は組織を守る闘争に入らざるを得なくなつた。

六月一日、スト突入以来一二日目に至り、組合では拡大闘争委員会を開いて局面打開の対策を協議し、「新聞紙の公共性から考え、この際一歩退つて譲歩案を提示して交渉を進める」（王子労組闘争ニュース）ことを決定した。スト終結後組合はこの間の事情を次のように述べている。

（無期限ストと譲歩案の可否）

戦術面において、この問題は慎重に討議され、組合はスト早期解決策の一案として譲歩案が出された。しかし闘いの成果が常に結果論によつて是々非々を論ずるとすれば、結果からみて一つの過誤をおかしたといえる。すなわち会社はわれわれの意とする点を逆用し、世論とわれわれ組織に対し「組合は筋を曲げた」という理由で宣伝にこれつとめたことは、われわれの闘いにいかに不利をもたらしたかということを認めざるを得ないからである。と同時に、五月二六日無期限ストに突入して以来ほとんど連日事務折衝におわり、団交をもつ糸口が全く見出せなかつた。無期限ストをうち対立、こう着状態の中にあつたとき、局面の打開をはかるため、(イ)保安要員の引上げ、(ロ)戦術転換、(ハ)譲歩案の提示、の三項より考えられなかつた。しかし(イ)項は過去に経験なくその与える打撃も未知数であつたし、生産人として機械への愛着もあつたため最後の手段として残され、(ロ)も効果面の可能性とぼしく、結局残された(ハ)項をとらざるを得なかつたのである。（「闘争批判」王子労組第二回会臨時大会提出、一九五三・八・二六）

こうして組合は六月二日の団交において、会社側最終回答に基いて、配分に際しての〇ハネ返り増加分二〇〇円と一時金という譲歩案を示したが、会社側はこれを一蹴、一時金は連操などの引換による以外考えられぬ、枠内操作はよいが二〇〇円は出せぬと強硬な態度を示し、交渉は少しも進まなかつた。このような空気のなで、六月三日東京（本社）と春日井支部はそれぞれ総会において、ストを中止して交渉を続けよと本部に要請した。これに対して闘争の中核である苫小牧支部では本部闘争委員を交えた報告大会の後、中央闘争委員会を開いて投票を行つた結果、一七対七（棄権一、議長）ストを続行して闘うことを決定、「ストを続行しつつ、中労委に斡旋を依頼する」という方針をきめた。苫小牧のおかみさん達は、会社が組合をつぶそうとするなら徹底的に闘うと決意を示し、スト中止を本部に要請した東京、春日井支部も本部の指令通りスト続行を表明、会社の組合破壊の態度に対してここに改めて団結を強固にした。

六日早朝、組合は方針通り中労委に斡旋を依頼、九日に提出された第三回斡旋案を労資とも受諾、一〇日午前二時、中央闘争委員会により「ストを一時中止し、一〇日午前七時から就業せよ」との指令が発せられ、五月二〇日突入以来二二日目でストは中止された。「王子製紙労組中闘委は一〇日午前五時かつきり、スト中止を苫小牧三四〇〇の組合員に知らせるサイレンを二分間ずつ二回鳴らし同五時半から報告大会を市内娯楽場で開いた。全組合員は朝もやをついてどしどし会場につめかけ、本部組織部長から職階給格差の是正の貫徹されたこと、会社が強硬につつぱつていた枠内操作によるベースアップも額は少ないが獲得したことなどの経過説明があり、組合員から拍手一つ起らず、また鋭い質問もないという静けさのうちに僅か三〇分で大会を終つた。」……かくして午前七時、「工場からわき起る騒音は久しぶりに細雨の町へ響き流れ、紙の都苫小牧は力強い動きとともにスト前の姿に帰つて行つた」（朝日一九五三・六・一〇附）

斡旋案及び六月二七日調印された協定書は次の通り。

（申入書）

今次王子製紙の争議は左記により速やかに解決されたい。

〔記〕

一、賃金枠内操作のハネ返り増加分は五〇円を限度とし、生産加給の操作により組合の希望する項目に盛りつけるようにする。

二、会社は組合員平均二五〇〇円を貸付ける。貸付けの細目及び返済方法については、おつて労使双方で協議する。

三、争議解決の際は新聞用紙の公共性にかんがみ、労使は特に増産に努力されたい。

昭和二八年六月九日

（協定書）

組合員（正規従業員）の賃金増額につき左記の通り協定する。

〔記〕

一、増額の方法

(1)職階給　一律五〇〇円

(2)能力給

(イ)現行職階給の一律五％増

(ロ)定期昇給

(i)成績分　現行職階給の五％を平均昇給額とする。方法については会社一任のこと。

(ii)勤続分　昭和二七年六月九日付賃金に関する協定書第一項（註）の(イ)による。

（平均増額）

三二七円　五〇〇円

三二七円　九一円

(3)生活給
(イ)本人分　一律二三七円増　二三七円
(ロ)家族分　二六九円
妻一五〇円とする。
第一、第二子一人に付一三〇〇円とする。
第三子以上及びその他の扶養家族一人に付
七五〇円とする。　七五六円
(4)勤務地手当
支給率を次の通りとする。
苫小牧工場　職階給、能力給リンク分　六%
生活給リンク分　三六%
春日井工場　職階給、能力給リンク分　六%
生活給リンク分　三六%
本社　職階給、能力給リンク分　八%
生活給リンク分　六四%
(5)生産加給　基礎額の増加により一二四円
(支給率一〇%の場合)
(6)建設手当　基礎額の増加により一八円
計　二六四九円
二、その他(略)

争議の評価　まず王子製紙労組の「闘争批判」(前掲)によつて総括的にみよう。次にその抜萃を掲げる。

まず、前置きとして

会期延長二日におよぶ中央委員会でわれわれは今次賃上げは短期決戦、最少限の犠牲で最大の利をうべく、要求貫徹をめぐつて激論が闘わされた。だが交渉開始以来六十日、その間無期限ストを含む実力行使二十一日、まさに昨年の炭労・電産の六十余日、今年に入つて昭電・日産化学に次ぐ三大長期争議として国内はもちろんのこと世界的にも評価せしめるにいたらしめたが、われわれの闘いが世界は愚か国内においても評価されることを当初何人が予想していたであろうか。過去の王子の闘争歴史からいつても考えられないことであつたし、当初中央委員会で短期決戦を打ち出したのもここに起因している。にも関わらず組織をまもる闘いまで発展した今次ストライキが長期化した原因を追求するなら、一つは情勢分析の不足引いては長期化闘争態勢の準備不足であつたともいえる。

次に、日経連の動きについては、

日経連は速やかに日経連合理化方針、また七項にわたる労働対策を作成、忠実な各産業独占支配にその対策を忙がせ、紙パ業界にも、当然その経営政策があらわれてきた。これがいわゆる会社の大方針となり、莫大な利潤をうみながらも賃金のストップ、あわよくば紙パ労連の主軸をなすわれわれの組合をこの際徹底的に叩き、組織を破壊し、延いては幹部のパージを企てていたことをわれわれは知らねばならない。

また新聞資本と王子資本との提携について、

当初予想された新聞用紙の不足状況は五月度全国需要計画の七四〇〇万ポンドに対し四〇〇〇万ポンドの不足を補うのに、新聞資本は製紙メーカーに対し連操を強要し、一方王子の独占価格引下げの手段として外紙導入を計画するなどの挙にでていた。だが王子経営者は新聞資本に対する対策はおろか、今次賃上げにあたつて新聞社と了解ずみで「減頁をも辞せず」など豪語する資本家同志の連携策が事前に打ちたてられていた。このことがより一層会社をして長期化させる腹を決めさせるに十分あずかつて力があつたといえるし、二億円(一カ月間)の損害を覚悟せしめる重大な

要素でもあつた。

と述べ、さらに闘争目標の一つである「職階制打破」については、組合員の要求にピッタリと合致し、闘争を強力ならしめる効果があつたが、第二番目の「日ソ日中貿易促進」については、この意味が下部に滲透せず、「政治目的」と称して会社の逆宣伝に利用されたことを述べた後、以下のように結んでいる。

過去の闘いはほとんど企業内において闘つてきた。紙パルプの中核体として過信し、評価されていたため、独善的であり、視野も狭く、いつの闘いにあつても孤立化させられてきた。なぜだろう？　このことは組織の主体である苫小牧が特殊的立地条件の中にあつて解放化され、会社は温情を、組合はモンロー主義（孤立主義）政策に稍もすると陥入りがちとなつたことに起因している。しかしわれわれはこの闘いを通じ一歩前進した。すなわち〝モンロー主義〟（孤立主義）を払拭する機会をえたことである。過去の闘いのように依然として王子モンロー主義のなかにあまんじていたなら完全に孤立化され、完膚なきまでたたきのめされたことは火を見るより明らかであつた。闘いに入る前、われわれはあらゆる機会をとらえて炭労、昭電、日産における闘争を眼のあたり見、聴き、労働戦線の統一に努めてきた。その結果「王子を孤立させるな」の声は、中盤以降より総評をはじめとする友誼団体のあたたかい支援と全労働者の友愛が闘いを有利にしわれわれに指針を与えたことは、偉大な成果であつた。

ここで、とくに職階制打破について述べておこう。職階給は、スト直前の会社回答三〇〇円増額が、枠内操作の結果一律五〇〇円の増額となり、この結果として上下格差は狭められるとともに、職務の格付比率を混乱させ職階制を崩すきつかけを作つたことは確かに大きな成果であつた（この点については「労働経済旬報」六月上旬号、及び「賃金通信」一九五三年七月上旬号参照）。がしかし、職階制は職務の格付比率の崩壊だけで打破されるような生易しいものではなく、工場組織として、又支配体制としての職階制は依然として厳存している。そしてこの体制の打破こそ、今後における労働条件向上の闘争の中心課題となるであろう。

労働者に与えた影響。最低保障賃金の要求は職階給を始め各項目について相当大きな成果を上げたが、スト直前の会社側最終案と中労委の妥結案とを比較すると、枠内操作はね返り分として平均五〇円を得たに止まり、長期ストにもかかわらずたつた五〇円という感じは否めない。そして会社の追い打ちによりスト後における時間外労働が短縮され、時間外賃金が減らされたことなどは、経済的にストの痛手をさらに激しくした。しかし一方、長期ストを闘い抜いたことは労働者に大きな自信を与え、労働者相互の連帯感を強め、従来の企業別組合主義を脱皮せしめたことは極めて重要な成果であつた。そして又、国際的には、朝鮮戦争の休戦成立を打破しようとする帝国主義者の挑発が行われていた時に当り、戦争宣伝の一翼を荷う製紙のストとして把えるとき、さらに又「防衛体制」強化を目指す北海道開発計画の基点に立つ苫小牧の労働者のストとしてみるとき――こうした点からも確かに平和のための闘いという性格をもつていたといえよう。

なお終りに、紙パルプ労連の春季闘争全体をみるとき、これが労働者を労働強化においやる連続操業反対の統一方針をもつて闘われたことは、賃金要求における最低突上げ一律要求と並んで非常に重要なことであつた。連操反対の闘争は会社の支払能力、会社毎の利害競争に従属していた従来の企業別組合主義から脱皮せねば不可能である。今度の闘争において連操は結局において断つことが出来なかつたとはいえ、これを問題としてとり上げたことは、紙パルプ労

運の進歩として大きく評価されねばならないだろう。最後にこのような点に対する紙パルプ労連の評価を掲げておこう（「春季賃上げ闘争批判」紙パ労連調査資料第六号よりの抜萃）。

長期間に亘る慎重な準備と画期的な個別要求方式で闘つた春季賃上闘争は全般的に見て決して充分ではなかつたが、全産業的には一応注目に価する闘争であつた。われわれは勿論過大評価に堕し自己満足に終始する様なことは厳に慎しまねばならないが、だからと云つて過少評価し却つて伸ばすべき芽をつみとる様なことはならない。常に冷静に公平な立場から批判すべきことがあつてはならない。常に冷静に公平な立場から批判すべき点は今後の指標として活かす様努力は徹底して行い、評価すべきことは大いに評価すべきである。以上の観点に立つて次の通り自己批判する。

△最も特徴的なことはどこの組合でも一律分を確保し多かれ少なかれ最低者の賃金を引き上げることに成功したことである。これは最低突き上げ一律要求、個別賃金要求の考え方が滲透した結果であつたが一方職階制賃金的な賃金制度に対する不満がウツ積していること、労働強化が限界に近づいていること、職制の圧迫が予想以上に食いいつていること等、受けいれられる要素が多分にあることを示すものであつた。

△世論調査から始まつた長い準備期間と教宣活動の進歩が新しい要求方式を滲透させる上に大きな力となつた。

△個別要求、一律要求の徹底はベース賃金の観念を大きく払拭した。従つて平均額に目を奪れることなく、最後迄最低の突上げと一律分の獲得に力を集中させた。そして資本家の最も手痛い処、最も警戒していた点にクサビを打ち込むことが出来た。一律乃至最低の突上げは大体一〇〇〇円―一五〇〇円以上獲得した処が多かつた。賃上げ額に比例して最低者の増額はかつてない程の実績を上げた。資本家が益々推進せんとしている職階制賃金の一角を崩し得たことは大きく評価する処である。

△大衆討議の採用は組合員に自覚を促したと共に幹部で作られた要求が大衆の手に依つて作られる様になり出したことは、従来の幹部闘争主義を排し大衆闘争の本然の姿に立ちかえる端緒を切り拓いていると見るべきであらう。又このことが闘争を有利に進め得た基盤と考える。

△然し反面大衆討議の徹底はまだ充分でない。このことが闘争の重要な段階にくると崩れて了つたり簡単な要求案の引き下げや幹部の独断で妥結したりするのはこのためである。

△大衆の盛り上りに信頼出来ず情勢判断を誤つた幹部や過去の惰性で闘争を指導したり、組合員の意向を無視した幹部は痛烈な批判を受けた。組合員大衆はそこまで成長してきた。満足な闘争の出来なかつた組合でも、そのマイナスを将来カバーし得る程の力が生れつつあることは見逃せない。

△全般的にはそして表面的には成功したとは云え今度の賃金闘争が如何なる情勢を背景として行われたかを考えて見る必要があろう。労働組合弾圧政策に鋭く対決する各産業労働組合は過去一カ年間に賃上げを闘いとつたのに比べ、紙パルプの場合実質的には寧ろ引き下げられているのが実情であつた。このようなことを考えた場合、果して自らの力で闘いとつたと云い切る事は出来ないものがある。一年間のブランクということが資本家として出させた面もあることを考慮せねばならない。

△全般的に云つてまだ企業内組合にトジコモツている傾向が強い。共闘面でどうだつたと云うより以上に自分達の組合が最大限の力を出し切ることに努力して闘つたか反省しなければならない。真に闘うためには企業内組合から脱皮することが先決で

ある。

△反動攻勢が露骨化するにつれ実力行使を背景としない闘争は無意味になつてきた傾向が強い。協約上で調停や斡旋にかけねばストができない等は真に闘える組合とは云えない。闘える組合の態勢を作り上げることが急務である。

△王子製紙労組に引き続いて本州製紙労組が立ち上つたことは今後の紙パの闘争に預つて大きな力となるであろうし、その意義は極めて大きい。産業全般を見て独占企業の組合乃至大企業の組合は企業内組合にトジコモリ安く従つて闘争力も鈍いため急ピッチに行われつつある合理化と再編成に対決する態勢と闘争が組織されていないのが実情である。そのことが又中小企業を圧迫する結果を招いているし、全体の闘争を弛緩させる原因となつていることを考えるとき紙パ労連の場合、王子、本州が率先して企業組合から大きく脱皮する闘争が行われたことは大きな意義をもつものである。

△王子労組が二二日に及ぶ長期闘争を闘いとつたことは敬服の限りである。この闘争を通じて予想以上に権力と結びついた資本陣営の政策が暴露され、①企業内組合では闘えないこと、②職階制打破の闘争では徹底的に闘えること、等が実証された。

△又ややもすればスローガン的になり易かつた日中、日ソの貿易を表面に掲げ放送や街頭進出を行い、大衆に訴え世論を喚起したことは一大進歩であつた。

△又この闘いを通じて密接な立場におかれている新聞や印刷の労働組合と再三に亘る懇談会を開き、今後のあらゆる闘争に就いての支援を誓い合つたことは企業内組合脱皮の布石であつた。

第六節　国鉄労組の争議

処分撤回闘争　前年末の賃金闘争における一斉賜暇などの闘争戦術にたいして、国鉄当局は強硬処分をほのめかしていたが、その発表は一日延しにされていた。組合側の処分反対運動は五三年に入つてから次第に動きはじめ、一月一〇日には全国にさきがけて北陸地方本部から組合員署名簿と血書をもつた激励団が上京し、つづいて一一、一二両日には全国委員長が上京、処分反対を当局、関係大臣に申し入れた。また西鹿児島工場支部からも「九日第一八回闘争委で、処分反対闘争にはストも辞せないと決定した」との決議文が手交された。

なお中闘は一月八日すでにつぎのような声明書を発表していた。

（声明書）

情報によると国鉄当局は近く年末闘争の責任者を処分すべく寄り寄り協議中の模様であり、このことはわれわれにとつて極めて遺憾なところである。

国鉄当局が今次処分を決定するにいたつた経緯は、今次闘争において国鉄労働組合が一二月一五日本庁はじめ非現業部門において一斉休暇をとつたことは争議行為であり、公労法違反であると判定していることによるものである。然しこれは国鉄当局の一方的な判断であり、われわれの絶対容認できないところである。

そもそも仲裁制度は、わが国鉄労働組合から罷業権を禁止し、それに代るものとして、労資間の紛争を友好的且つ平和的に解決するため設けられたものであり労資双方が最終的に拘束されるものであるにも拘らず、過去二回にわたつてこれを蹂躙し、今回までこれを無視しようとしていたのである。

われわれは公労法の権威を尊重し、民主主義と生活を守る立場から、四カ月の長期にわたり平和的努力を続けた後、一二月一五日に一斉休暇をとりしたのであり、国鉄当局並びに政府に対してその反省を促したのであり、しかもこの場合保安要員を除外して列車の運行に支障の起らない様慎重に配慮した等、決して正常なる業務の運営を阻害する目的をもつて行つた行為でなく、公労法を些かも蹂躙するものでないことを確信するものである。

国鉄当局が今回の裁定を実施出来得る財源を国会において認められたにも拘らず裁定を実施せず、自ら法律を無視する態度をとりながら、一方的に処分を行う暴挙は、果して公労法の権威と民主主義のルールを尊重した行為ということができるであろうか。このことは国鉄労働組合は勿論、全日本の労働組合否全国民大衆に訴えてはばからないところであり、更に日本の労働運働史上にはじめて弾圧の先鞭を加えたものとして、われわれは断じて容認出来ないところである。

われわれは速かにこの事実を四〇万組合員に訴え、その総意に基きあらゆる方法をもつて、これが撤回闘争に立ちあがることを決意した。われわれが今展開しようとするこの闘争に対して全日本の労働者諸君並びに国民各位の真の協力を切に期待し、声明するものである。

昭和二八年一月八日

国鉄労働組合

一四日にいたつて国鉄当局はついに大和委員長、相沢副委員長、太田書記長の三役にたいして解雇の通告を行つてきた。国鉄中闘はこの辞令を突返し、直ちに秘密会をひらいて当面の闘争方針を討議した結果、不当処分撤回闘争の展開について指令一六号を決定し、つぎのような行動を各地方本部に指示した。

一、直ちに局長に対して団体交渉を開始し徹底的にその非を追求し不当処分の撤回を要求すること。この場合の要領は一月八日中闘が発表した声明書の趣旨により行うこと。

二、各級機関は創意をこらして内外共に宣伝活動を活潑に行い特に当局の一方的な暴挙を訴え世論喚起をはかること。

この場合指令第一三号による署名運動と密接な連繋を保ちその効果をも期待すること。

三、全組合員は勘くとも一通以上の抗議文を官房長官、運輸大臣、労働大臣、国鉄総裁、副総裁宛速かに送ること。この場合の文案は各地方本部手配すること。

四、闘争指令第一三号による不当処分反対署名簿は第一次分としてなるべく早くとりまとめ今月末まで本部に到着するよう送附すること。

五、各地方本部所在の友誼団体に不当処分の内容を訴え、速かに不当処分反対共同闘争機関を設置して闘うこと。

六、二八年度予算は目下政府、与党の間に於て着々進行しつつあるが、中闘は之に対して別紙(一)のとおり予算編成に対する組合の態度を決定し意見として政府、自由党、官房長官、大蔵大臣等に陳情を行つているがここ数日中に政府案が決定される段階にあるので各級機関は至急第三項の抗議文と共に関係機関に対して予算編成に対する陳情書を送ると共に二〇日以降国会陳情及び国会工作を行うため適宜上京団を組織して送ること。

かくして署名運動、抗議大会、街頭宣伝などの処分反対闘争が全国的に展開され、各地からの上京団が総裁、副総裁らと会見して不当処分撤回の申入れを行つた。中闘はこれらの地方の動きと併行して指令一七号を出し、二三日には本庁中庭において抗議大会をひらいた。この日は組合員二〇〇〇名が参集し、赤旗を先頭に本庁内廊

下を八階屋上までデモ行進し、「長崎クビだ、天坊クビだ」と気勢をあげ、屋上で解散した。

一月二六日から第三〇回中央委員会がひらかれ、当面の闘争方針、賃金要求、参院選挙闘争などについて討議されたが、闘争目標と、闘争の展開は次のように決定された。

（決定した当面の闘争方針）

一、方針（略）

二、闘争目標

(一) 不当処分を断固撤回させる。

(二) 戦前の生活水準を回復する新賃金を要求しつつ、給与予算の拡大をはかり、再軍備予算を打破する。

(三) 予算定員を増加せしめ、労働強化と闘う。

(四) 退職金制度の確立。

(五) 団体交渉方式を確立し、組織の強化発展をはかる。

(六) 公労法を撤回させ、国鉄経営の自主性を確立し、健全化を図るため日鉄法の改正をはかる。

(七) 参議院選挙を勝ち抜き吉田内閣を打倒する。

三、要領（略）

四、闘争の展開

(一) 第一期国会終了まで

イ　不当処分反対闘争は年度末手当獲得闘争、二八年度予算闘争と複合して闘い、これらの闘争の頂点と合して第一の決戦段階を設け、最悪の場合をも考慮して最高度に闘う。

ロ　この場合共闘態勢の強化をはかり、徹底的に宣伝活動を行い、新賃金要求、予算定員の増加を二八年度予算の組替に導く。

(二) 第二期参議院選挙まで

イ　第一期における闘争の組織を参議院選挙に導き、その成果を拡大する闘争に発展させ再軍備反対と民主安定の宣伝活動を強化して参議院選挙を勝ち抜くとともに憲法改正に対抗する基盤を確立する。

ロ　不当処分に関する仮処分の判決と合して第二の決戦段階を設け、最高度の闘いを展開する。

これらの闘争を通じて、労働者の統一母体たる総評に対する悪質な分裂行動を克服して、広汎な大衆戦線の統一を図りつつ、吉田内閣打倒に結集させる。

右のような闘争方針にも明らかなように、処分反対闘争は年度末手当、予算等の経済闘争とからめて展開されることになり、他方二月六日には三役の地位保全仮処分を申請した。

夏季手当の闘争　国鉄労組は五月一二日、現行ベースの一ヵ月分の夏季手当の要求書を当局に提出し、それとあわせて退職金の労働協約締結、旅費の改正、有資格者百%の昇給、三役の不当解雇取消しなど九項目の申し入れを行つた。しかし五三年度における夏季手当の闘争は組合が全国大会を目前にひかえ、六月中は中央委員、代議員選挙などが重なつているため当初から困難が予想された。

五月二二日、当局から回答があつたが、夏季手当については「いま暫定予算を編成しているところであるからはつきりいうことはできない」とし、その他の諸要求についてもほとんど誠意ある回答が与えられなかつたため、組合側はこれにふんげきし、二三日以降に職場大会、宣伝闘争を活潑に展開することを決定した。二五日にも団体交渉が行われたが、当局は「政府の方針が夏季手当については〇・五ヵ月分の予算をくむつもりであるからどうにもならない」と主張し、また昇給の問題についても「一〇〇%昇給はベース・アップの性格をもつので収入のうらづけのない現在行うことはできない」

とこたえて依然交渉はあゆみよりをみせなかつた。かくして中闘は三〇日「六月一日から東京地方本部をはじめ各地方本部は動員をおこなつて中央の交渉を強化すること、六月一日から一〇日まで政府の二八年度の予算編成にたいして圧力をかけるために動員を行うこと」を各地方本部に指令した。

六月二日には東京地方本部から動員された組合員も参加して交渉が行われたが、当局は「六月二三日に半月分を払うことにして、これでがまんしてもらいたい」とこたえたが、中闘は、この六月分は七月の上期の給料日に支払せることにし、それまでは一ヵ月の支給をめざして強力なたたかいをすすめることに態度を決定した。このような中闘の決定はさらに六月一二日からひらかれた第一二回大会において絶対多数で確認され、大会が終つてから指令四一号を発して、一二日から中央、地方ともにすわりこみを行うことを指示した。しかし夏季手当の支給を決定することとなる七月分の暫定予算の国会審議はたけなわとなり、改進党が左右社会党に同調するか否かが夏季手当の予算を追加する上できわめて重要になつたため、二二日からのすわりこみを中止し、大衆動員による改進党工作に全力を集中することになつた。さらに指令四三号にもとづいて二九日から四日間、中央地方の全国的なすわりこみを行うことになつた。

二九日以降は新中闘によつて交渉が継続され、組合側は二七日における衆議員の予算委員会で「ことしの年末手当のなかから〇・二五を夏季手当の増額分として支給できるように政府はすみやかに措置をとるよう」との決議が行われたことを足場に当局にたいして〇・二五は八日に支給できないはずはないと追及したが、当局は本予算がまだきまつていないからということを根拠に、組合の要求を拒否した。かくして中闘は三日から運転保安規整運動の実行を指令し青函、秋田、札幌、盛岡、釧路、北陸等の一五地方本部において超勤拒否と併行して規整運動が展開された。

組合の当面の目標は、国会の予算委員会できまつた〇・二五を国会と政府に予算化させること、当局にはこの〇・二五を必ず払うよう約束させること、にあつたが前者は改進党の態度がはつきりしないため難行し、後者についても当局は一向に承知しようとしないので、交渉は暗礁にのりあげた。そこで組合は九日から一三日までの五日間、組合員が一人残らず一日の休暇をとるたたかいを展開することになり、一〇日午前一〇時現在において、札幌一八〇〇名、新潟八六六名、南近畿一〇〇一名、千葉五五〇名、水戸五三〇名、旭川八〇〇名、北陸一二〇〇名がそれぞれ休暇をとつた。

交渉はその後一四、一六、一七、一八日にひきつづき行われたが、一七日に当局は「二三日には間に合わないが、国鉄は独自の立場にたつて八月八日に〇・二を出したい」とこたえ、また一八日には「一、公務員が〇・二五出せば〇・二五は出す、二、七月中には払えない、三、政府の措置も国会も決まつていないのだから、いまは八日に〇・二支払うということだけだ」ということが確認された。中闘は国会工作に全力をあげた結果、改進党は二一日ついに〇・二五を支給することに態度を決定したため自由党および政府もこれを認めざるをえなくなつた。かくして二二日当局との交渉によつて二カ月余りにわたつて闘われた夏季手当の闘争も妥結をみるにいたつた。妥結の条件はつぎの通りである。

一、〇・二五は八月一日以降準備が出来次第早急に支払う。

二、九億二〇〇〇万円の問題（これは組合の努力によつて給与の予算に追加させたものである）についてはこれを全部一斉昇給にあてる。なお二三日の〇・五（実際の計算では八日の〇・五）は七月昇給以前の給与を基礎として支払うようにしているが、これは七月昇給後のものを基礎にする。

新賃金闘争　国鉄労組は三月一九日次のような賃金要求を当局に提出した。

一、昭和二八年四月以降基準内賃金（本給、扶養手当、勤務地手当）として職員一カ月一人当り一万九〇〇〇円とする。

二、東京都における満一八歳成年男子の最低保障額を八八〇〇円とする。

（注1）右要求額に対しては、今後の物価の変動等によつて若干調整を行うものとする。

（注2）要求は、特定職員の分は含まれないものとする。

（注3）作業加算給、寒冷地手当等基準賃金については別個に要求を行うものである。

これにたいして三月二七日当局はつぎのような回答を行つた。

（昭和二八年四月以降の新賃金要求に対する回答）

昭和二八年四月以降の新賃金要求に対し下記のとおり回答いたします。

〔記〕

戦前の実質賃金水準を回復することを主たる理由とする貴要求は、戦前とは色々な点において事情を異にする現在、直ちに首肯し得ないのみならず、先般の賃金改訂後いまだ日浅く物価その他の経済情勢においても、さしたる変動も認められない今日、新年度早々賃金を改訂する心要は認められない。

なお、今回の貴要求に関連して、機関車労働組合から職員側交渉委員会の意志決定に関し、異議の申入れがあつたが、貴側において意見の統一をはかられるよう希望する。以上。

組合側はこの当局の回答に全面的な不満を申し入れ、三月三〇日から四月三〇日までに六回の団体交渉を行つたが、依然として誠意ある回答に接しなかつたので、ただちに調停申請が行われた。一九日には調停委員会から組合と当局の代表がよばれ、新賃金の調停は本格的な審議に入ることになつた。かくして七月一五日にいたつて調停委員会からつぎのような調停案が示された。

（調停案主文）

一、二八年度における職員（特定職員をのぞく）の基準賃金（職員給、扶養手当、勤務地手当、職務加算給）は平均月額一万五、三七〇円とすること。

二、基準賃金の配分については両当事者間で協議決定すること。右の調停案にたいして組合は給対部を中心に検討を行つたが、二八日の中闘でこれを拒否することを決定し、その旨調停委員会に回答した。組合がこれを拒否したおもな理由は次のようなものであつた。

一、調停案が示された時期は予算案が衆議院の本会議を通過する二日前であつて、予算が実質的にきまつてしまつたようなときにでている。組合は少くとも六月末までには出してほしいと要請してきたにもかかわらず、実際に予算の審議に間に合わない時期に出されたことは、紛争解決のため努力してくれたとは認められない。

二、三公社は同じ日に調停案が出たが、各公社の独自性、特殊性というものは生かされておらず、若干の差はあつても公労法関係の統一賃金的なにおいが強い。

三、もつとも争点となつていた戦前賃金水準復帰の問題と最低保障額の問題について結論を出さずに逃げている。

かくして新賃金要求の紛争は仲裁委員会の審議にうつることになつた。仲裁委員会においては「賃金の戦前復帰」「八八〇〇円の最低保障額」「国労と他の公共企業体職員賃金との比較」「国鉄職員の労働の質と量」「マーケット・バスケット方式またはCPS方式によ

るカロリー計算と賃金算出」「国鉄の財政運営上の欠陥」などについて活潑な質議応答が行われた。仲裁裁定は法定期限から一ヵ月以上もおくれ、ようやく一〇月一三日に提示された。その主文は次の通りである。

（裁定の主文）

両当事者間における「昭和二八年四月以降における賃金改訂に関する紛争」につき、本委員会は左のとおり裁定する。

一、基準賃金（本俸、扶養手当、勤務地手当）は、八月以降月額平均一万五三七〇円に改訂する。

二、最低保障額は、理由に示す趣旨に従い、両当事者の団体交渉によつて決めるものとし、その妥結の上実施する。

三、本裁定の解釈につき疑義を生じ、若しくはその実施に当り、両当事者の意見が一致しないときは、本委員会の指示によつて決める。

翌日中闘は闘争指令一一号を出し、各級機関にたいして、仲裁裁定の完全実施と、手当一・五ヵ月を実施するに必要な予算措置を講ずるよう、決議文または要請文を、内閣官房長官、大蔵大臣、運輸大臣、国鉄総裁にあてて送ることを指示した。つづいて一七日総裁、副総裁らと会見し、仲裁裁定の完全実施と年末手当の支給について申し入れ、差額の暫定支給も要求した。

その後一〇月一九日から第三三回中央委員会がひらかれ、賃金と年末手当の闘争についてつぎのような闘争方針が決定された。

（当面の闘争方針）

一、基本方針（略）

二、闘争目標

(一)　仲裁裁定を実施せよ（一万五三七〇円八月から）

(二)　年末手当一・五カ月分の獲得

(三)　被服制度の改善

(四)　三役の不当首切りを撤回せよ

(五)　首切合理化政策反対

(六)　大衆課税の大幅軽減

(七)　公労法の改正

(八)　日鉄法の改正

三、具体的手段（略）

四、闘争の展開

具体的な行動は臨時国会開会に至る補正予算闘争より開始し、決戦の配置を縦深に設け、長期にわたつて闘う。この場合単産との協力態勢を考え、適切な時機を選んで実力行使を随時行う。

二九日からいよいよ臨時国会がひらかれるはこびとなつたので、中闘は「ビラはりなど職場宣伝活動の強化」「一一月一五日までに実力行使態勢の確立」「現場長から協力の確認をとる」など六項目にわたる闘争指令第一三号を発した。国会においては政府が二日仲裁裁定の実施は「予算上、資金上不可能だ」ということを理由として、裁定の拒否を国会に提案したが、しかし七日に臨時国会が終るまでには結論が出ず、継続審議を決定された。

政府は第二次臨時国会にのぞむ態度として裁定は一月から、年末手当は一ヵ月ということをきめたので、組合の闘争もビラはりなどの宣伝戦から第二段階に入り、二〇日から全国一せいに超過勤務拒否を、ついで二五日からは全地方本部が一せいに運転保安規整運動に入ることになつた。この闘争によつて二五日の第一日目においては運休が貨車三九本、電車四本、單臨二本、貨物をつまずに出発した船舶八、遅延は客車一五本で二時間二一分、貨車一一八本で五四時間六分にのぼつた。各地の闘争状況をみるに、たとえば大牟田駅では駅長が出札口の引継交替時間を九時とすると通達したが、大牟田

支部ではこれを拒否して所定の交替時間の八時三〇分に非番者を帰宅させ、駅長に責任をもたせることをきめた。このため一九日は駅長と七〇分間対立して引継と出札が不能となり、駅長自身が計算事務をやり、ようやく引継事務を終つたのは下り列車の発車まぎわであつた。この間待合室、改札口には乗客が列をなし、駅長は頭が混乱し、一〇時一〇分頃おくれた列車にようやく間に合う始末であつた。また荒尾支部でも機関車乗務員が点呼時間中の入換作業を拒否したため、点呼不能となり、組合員が駅長と交渉した結果「今後点呼は一切やらない」ことを確約させた。

なおこの年末闘争は、公労協関係の仲裁裁定が殆ど時を同じくしかも金額もほぼ近よつたものが出されたため、共闘態勢確立への基盤を与え、公労協九組合は結束して闘つたことは特筆すべきであろう。すなわち九組合は「共同闘争委員会」から「共闘戦術委員会」までもち、二一日には共同で非常事態宣言を発した。

さて二五日から二九日までの五日間に行われた第二波運転保安規整闘争によつて、運休二三〇本、遅延四〇三時間という大きな成果を生み出したが、さらに闘争を強化するため三割休暇を準備するにいたつた。当局はこれを阻止すべく組合に再三申し入れを行つたが組合はこれを意に介せず、一二月一日からいよいよ三割休暇に突入し、二日、三日にも継続して行われた。その結果、貨物列車（三日間を通じて運休三七五本）はもちろんのこと、旅客列車、急行列車までとまるという状態におちいつた。地方の闘争状況は、たとえば青函地区においては、第一日目、ピケは四〇〇名、休暇人員七七名運休一本、遅れは七本。第二日目、ピケは六〇〇名、休暇人員六九名、運休四本。第三日目、ピケ二〇〇名、休暇人員七六名、運休一本、おくれは六本、といつた状態であつた。

当局はこのような事態にろうばいし、責任者を首切ることをほのめかしたが、このことがかえつて組合員を刺戟し、組合の闘争意欲はますますもり上つた。団体交渉における当局の回答は「公務員なみの一・二五には努力する」という線を一歩も出ず、七日にいたつたため、組合は「当局が考える余地がないなら、既定方針通り一斉休暇に突入する」という態度を通告した。なんとかしてこの一斉休暇をさけたいと考えた当局は、組合側に団体交渉を申し入れ、一・三五の線を提示し、〇・一は総裁のハラで出すのだと説明した。組合は深更にいたるまで団交でおしたが、ついに八日には全国三三カ所で予定通り一斉休暇に突入した。この休暇によつて運休貨物五一本、遅延七七本、計三二八三分という事態におちいつた。

組合はこの一斉休暇を背景としてしつような交渉をつづけた結果八日午後二時五〇分つぎのような条件で妥結することになつた。

（年末手当等に関する賃金問題の解決に関する協定）

一、年末における期末手当に本年度の業績賞与を加えて基準賃金（基本給＋扶養手当＋勤務地手当）の一・二五月分の額を一二月二三日に支払う。

二、年末年始の繁忙期における増送奨励のための業績賞与として基準賃金（基本給＋扶養手当＋勤務地手当）の〇・一月分の額を一二月に支払う。

三、今後における両者の協力により、さらに業績の向上につとめるものとする。

（注）業績賞与とは、日本国有鉄道法第四四条第二項による特別の給与をいう。

四、志免鉱業所の職員の賃金については、直ちに協議して別に定める。

昭和二八年一二月八日

この年末闘争は、ねむれる巨象と評されていた国鉄労組が、その

底力をようやく発揮するにいたつた闘争であつた。休暇戦術、安全規整闘争によつてほとんどストライキにちかい効果をあげ、国鉄当局に手いたい打撃を与えたことは画期的だといつてよい。ことに公労協の統一行動はこの年末闘争を通じて飛躍的に発展した。

第七節　日鋼赤羽作業所の争議

Tokyo Ordnance Depot（東京兵器廠、略称ＴＯＤ）は旧「帝国陸軍」の第一造兵廠、補給廠、被服廠の施設を引きついだもので、現在 Japan Procurement Agency（在日米軍調達部、略称ＪＰＡ）の管理の下に車輛と兵器の修理を行い、「東洋一の兵器工場」といわれている。ここに働く日本製鋼所赤羽作業所の労働者約六〇〇〇名は、一九五三年六月一六日、七二時間ストに突入した。組合活動の自由と一律四〇〇〇円の賃金値上げ要求をかかげて最初のストライキを行つたのである。

なお、ＴＯＤには日本製鋼所の労働者のほか、日本タイヤ労働者約三〇〇人、ＬＳＯ労働者約四〇〇〇人が働いていた。また日本製鋼所労働者の四地区八一職場に分れている。（全日本金属労働組合機関紙「金属労働者」一九五三年七月七日号による）

第一地区（約二五〇〇名）――営繕、熔接、トラック、軍用時計、事務、雑役

第二地区（約一五〇〇名）――重・中・軽各戦車、雑役

第三地区（約二五〇〇名）――各種大砲、小銃、ピストル、算定具、眼鏡類、銃、装甲車、マシン

第四地区――重・中・軽戦車、重牽引車、トラクター、装甲車、水陸両用車、マシン、研究所

米軍管理工場における人事条項　ＴＯＤにおける労働者の状態に関して、「労働調査」（労働調査協議会・関西労働調査会議共同編集、一九五三年七月号）は次のようにのべている。

労働者たちは、自分の職場を〝カンゴク部屋〟とよんでいる。労働者一〇人に一人の割で、米兵と職制が監視の眼を光らせている。帽子につけられた大きな丸い番号入りバッジは何かにつけて米兵、職制のノートに書きとめられ、〝ユー、サヨナラ〟（首切り）の原因になるので、「ドレイ・バッジ」とよばれている。工場内での組合活動は集会や機関紙配布などすべて禁止され、組合専従者は自分の出身職場に入ることを禁じられている。工場外で配布された組合のビラも二枚以上もつておればクビキリの理由になる。昼飯のとき五、六人あつまつていても、米軍や経営者は「見ようによつては不法集会だ」とうそぶくのだ。組合幹部、活動家はたえず首切りの脅威にさらされ、過去四年間に五〇数名の活動家が「軍令解雇」によつて追放されてきた。

こうした典型的な植民地的圧制によつて米軍と経営者は一二時間昼夜交替制、「突貫作業」と称する強制残業、徹夜などといつた苛酷な労働をおしつけていたのである。

植民地的支配の体制は賃金の面でもロコツにあらわれており、職制には「二割職制」「一割職制」の名称でもわかるように特権的な高賃を与えている反面、一般労働者は熟練度を無視した職種別賃金のワクでしばり税込八〇〇〇円から一万七、八〇〇〇円までの劣悪な賃金水準におしこめている。しかもこれを三〇数段階にわけ、その格付けや成績給の査定を一方的に職制が行うことによつて、労働者にたいする支配を強化していたのである。

ＪＰＡの管轄下で兵器の生産修理を行つているいわゆる米軍直轄工場（東京兵器廠の外、三菱日本重工東京製作所、追浜兵器廠、横浜兵器廠、三菱下丸子等一二社一五工場）をはじめ、工場の所有権

が日本側にあるいわゆる特需工場（ＰＤ工場ともいわれる）の労働者は、事実上労働三法の適用を拒否された状態の下で働いている。その法的基礎となつているのは、米軍と特需諸会社の間に結ばれた調弁契約書であつて、それには「この契約に基き作業逐行及び役務逐行のために、業者に雇われた従業員すなわち給仕あるいは職員（労務者）、書記、役付、監督、支配人はもし契約官がかような人々の免職あるいは雇用拒絶を書類で通告すれば、いかなる職にあつても業者がこれらの人々を職務に留まらせたり雇つたりすることはできない」旨の一項がある。それはＬＳＯ労務者（日本政府を通じて米軍が雇用する労務者）に関する労務基本契約とほぼ同主旨のものである。この規定によつて、労働組合運動は抑圧され、労働条件の低下を招き、「軍令解雇」の行われることも屢々である。

日鋼赤羽とＪＰＡとの契約中の人事条項についてみれば次の通りである。（「赤羽日鋼」日本製鋼所赤羽労働組合機関紙、五三年九月五日号）

日本製鋼所赤羽作業所とＪ・Ｐ・Ａ（在日兵站部）との間に作業に関する契約が結ばれている、之は一年毎に更改されているが本年も七月一日から一年間の契約が締結されている、此の商業契約の中に要するに人事に関することをうたつた人事条項というのがある、その大要は大体以下の様な事になる。

一、スパイ行為、怠業、もしくは破壊活動等について情報一切を秘密文書にして提出すること。

二、要求する従業員についてしつている一切の情報を提出すること。

三、軍が指示する者を解雇するに当つては政府は援助すること。

四、軍が採用拒否又は解雇する様指示した場合は如何なる部分にも雇つてはいけない。（以下略）

という趣旨である。之を見ても解る様に人事権は完全に米軍に左右される状態である。

講和発効後、一年有余日を経た今日、我々はこの様な条件下に労働している訳である、尤もこの項についてはＪ・Ｐ・Ａと日鋼赤羽との間に結ばれているものであつて我々にとつては知り得ないところであるが、然し具体的には就業規則に於て明示されている、即ち

第一条に於て「軍の勧告指示命令に準拠して該当する部分は変更される」とあり、又

第七七条に於て「次の各号の一に該当するものは解雇する」として第二号に「在日米軍将校より解雇することを、指令又は勧告されたとき」と明示されている。

また、日鋼赤羽労組副委員長前田信義氏は、五三年六月二九日の参議院労働委員会で「講和発効後、会社は人事条項による解雇はないと言われたが、軍命であると正面切つた解雇は確かにないが、会社の都合で解雇され、本人が納得しない場合はＭＰが自宅に行き、通勤パス等を取上げる」と陳述している。

闘争の発端　日鋼赤羽の労働者は、五三年四月の定期役員改選に際して、㈠ベースアップの完全獲得、㈡闘う組合の一本化、㈢労働協約の早期締結の諸要求をかかげて立候補した天野氏（統一派）を松本氏（民同）七六七票に対し三七六一票もの圧倒的多数をもつて組合長に選出し、また副組合長、書記長、会計、会計監査の全役員を統一派から選出して、闘う決意をかためていた。そして、五月四日一律賃上げ四〇〇〇円、職階級の打破を内容とする要求書を会社側に提出した。二二日に至つて会社側は一五〇〇円の賃上げ回答をしたが、組合はこの回答を不満として、闘争宣言を発し、日鋼本社および分室ですわり込みを行つた。

二八日会社側は二一〇〇円賃上げの回答をした。しかし、組合は二九日、六月一日と二日にわたつてデモンストレーションを決行し、職場集会を開き、討論を重ねた。六月二日夜組合は会社側の固執する二一〇〇円回答を一蹴して、団交は決裂した。翌三日には「スト権を中闘にうつす」賛否の全員投票が行われた。

その結果、総投票数五四六五中、賛成四九〇一、反対四二三、白紙一二八の多数でストライキが決議された。組合は六月六日の第八回団交でストライキ宣言をなし、一〇日の闘争委員会で六月一六日から行うことを決定した。

そこで、一一日には世界労連、ソ同盟労組評議会、中国全国総工会その他に宛てて、天野執行委員長の名をもつて日鋼赤羽の闘いにたいする支援を訴え、一二日には総評へ正式に共闘を申入れ、主要単産、連合会はじめ地域各労組へも共闘のアッピールを発した。

（要請書）

われわれ極東最大の戦車修理、その他各種兵器修理を行う日本製鋼所赤羽労働組合員六〇〇〇名は、屈辱的な行政協定にしばられ、基地内における組合活動の自由もない状態にあり、たまたま職場において休憩時間中、二〇人の職場委員と話した職場委員長が解雇されるという圧迫の中から、一律四〇〇〇円二月に遡つて支給の要求を掲げて立上つた。

六月一六日会社側が米軍の壁と称して出した二一〇〇円の壁を打破るためにストライキ宣言を発した。狼狽した日鋼資本家は二四〇〇円まで増額してきたが、あくまでも初志貫徹のため、一六日をスト決行の日と定めて

1　要求貫徹、四〇〇〇円を獲得
2　職階制賃金を実力で打破れ
3　不当解雇絶対反対
4　組合活動の自由を闘いとれ
5　賃上げ闘争の成果で夏季手当を闘いとれ

以上の五項目のスローガンを掲げてたつたこの闘いは、われわれが意識するしないにかかわらず、全世界の平和的諸勢力の圧倒的勝利である。

朝鮮休戦のもたらすところの、戦争経済の行きづまりを、米軍の虎の威を借る三井系日鋼資本家が労働者の負担において切りぬけようとする意図に対するわれわれの生活権を守る闘いであり、名目的な独立の名の下に一切の基地内組合活動の自由がうばわれ形を変えた軍命解雇に対する真の自由を求める民族独立への叫びである。

さらにまた吉田反動政府が炭労・電産に対してスト規制法をもつて労働者の諸権利を抑圧せしめ米軍の要請により消防要員、警備員を始めとする米軍関係要員、軍特需労働者にまでも及ぼさんとする企図への先制攻撃を意味するものである。

これはわれわれが好むと好まざるとにかかわらず、内蔵する必然的なものであり、この闘いはわれわれ六〇〇〇組合員が孤立して闘いうるものでなくあらゆる労働組合、あらゆる平和勢力、あらゆる民主団体、民族解放を目指すあらゆる諸団体および良心的な報道関係の方々の共闘援助あつてこそ勝利の確信をもつて闘いうるものである。ここに広く日鋼赤羽の闘いの現況を訴えて日本製鋼赤羽労組の闘いに協力を要請するものであります。

昭和二八年六月一一日

日本製鋼所赤羽労働組合
執行委員長　天野　清

ストライキ突入　ストの切迫につれ、一五日朝米軍は組合三役に対し、一、米軍はストに反対であること、二、米軍と会社で話しあ

える時間までストを延期すること、三、労働関係のエキスパートを間に入れて話をする旨の要望書を提示し、また会社は二四〇〇円の賃上げ回答のうち三〇〇円はストを中止しないなら取消す、非組合員にはスト中も日給の六割を支給すると全職場に流してストの切崩しを計つた。この切り崩しに直面して、闘争委員会は一五日夜、スト突入の可否について論議し、その結果、このままスト突入二三票再投票により確認二五票で再投票ときまつた。一六日に行われたスト突入の確認は賛成三六六票、反対一五九〇票、白紙一一三と六八%の賛成をえて決定をみたのである。かくして、六月一六日午後八時、日鋼赤羽の労働者は遂に七二時間ストに突入したのである。

会社はストに対抗して二二日午後六時まで六日間の工場閉鎖を通告してきた。一七日朝には一二ヵ所に組合員によるピケットラインが配置された。一八日三地区正門前のピケットラインを破ろうとした米軍属の乗用車をとめ同乗の日本人を下車させたところ、銃を手にした米兵が銃口を空に向けて発射し、更に威嚇しつつ米人と乗用車を門内に引き入れるという事件が発生した。米兵のこの行為は一九日の参議院労働委員会で日鋼労組前田副委員長によつて報告され委員会は「米兵喚問」を決定した。

二〇日東京日比谷で行われた「スト禁止法粉砕決起大会」には日鋼赤羽の労働者多数も参加し、日鋼闘争支援を訴えた。これに対し大会は要旨次のような決議文を発表した。

（決議文―要旨）

日鋼赤羽六〇〇〇の労働者諸君は米軍の戦車と機銃を前に会社側の卑劣なロック・アウトを物ともせず、勇敢に闘いを続けている。われわれはこの闘争の勝利こそ戦争に反対し、平和を築く最大の突破口であると確信する。然るが故にわれわれは日鋼赤羽の闘争を労働者大会の名をもつて全面的に支援するとともに、最後の勝利を闘いとるまでこの闘争を阻害するあらゆる勢力と全力をあげて闘うものであることを宣明する。

右決議する。

一九日に開かれた団交も決裂し、組合は同夜八時から第二次七二時間ストライキの指令を出した。二一日組合は新しい提案を示し職場に入る方針をとつた。そして、二二日に次の申し入れを会社に対して行つた。

一、行政協定を結んだ悪玉吉田政府を倒せ。

一、日本の貞操を売りわたした吉田政府を倒せ。

一、アメリカ軍に切りすてごめんを許した吉田政府を倒せ。

一、日鋼を日本人に返し、基地をとりやめ軍事産業を平和産業にしろ。

一、一律四〇〇〇円の獲得のために、二四〇〇円までもどさす。

一、政治、組合活動の自由を認めさす。

一、発砲事件のPX兵に責任をとらせろ。

一、鈴木、三谷不当解雇を撤回させる。

一、弁当箱検査などのすべての人権ジュリンをやめさす。

一、強制検身をやめさす。

一、闘争中に一切のギセイ者を出させない。

二二日の団交が決裂した時、組合は第三次スト（二四時間）を指令し、二三日さらに第四次スト（四八時間）が指令された。

闘争の終結　六月二四日組合は第五次スト指令を出した。期限なしのストライキである。会社は遂に折れてきた。第一七回団交で組合の申し入れを全面的に認めた。会社の認めた案は次の通りである。

一、賃金二四〇〇円のもとの線までもどす。

一、遡及支給、配分は今後に移す。既得権の破棄通告はてつかい

する。

一、ユニオンショップ制は労協の最後の線までもどし今後交渉する。

一、争議についてギセイ者は出さない。しかし刑事問題を起したものはこの限りでない。

一、組合活動の自由については次の通りにする。

1　集会は休憩時間中、基地外でやらせる。門の出入りは自由に許可する。

2　ビラ、連絡は休憩時間中は許可する。

3　組合業務で基地内立入はいかなる時間中でも許可する。

二五日の第一八回団交で右の案は正式に確認され、組合はストライキを解いて次の闘いへ進むことを指令した。

（戦術転換に当って）

日鋼赤羽労組六〇〇〇人組合員およびその家族の生活をかけた闘争を継続するにあたって、われわれの要求一律四〇〇〇円遡及支給の目的に向ってさらに団結と意志を結集して闘いを進めよう。

激闘一〇日間、生活を守り、組合活動の自由を守る闘いで、日鋼六〇〇〇の組合員は最後まで統一を守り、分裂主義者の策謀を封殺し、悪質な会社の手先、一部少数の職制の切崩しを粉砕して英雄的に闘つた。闘いの中から自主的に生れた各地区行動隊、良心的職制の青ダスキ隊の闘いは、日鋼の組合史の中でもつとも輝かしい一頁をかざるものであろう。さらに六〇〇〇組合員の固い団結こそ勝利への偉大な推進力であつた。

全都、全国民、いな全世界の労働者および国民の絶大な支持と注目の中で闘われた赤羽日鋼はじまつて以来のこの大ストライキは、けつしてこれで終つたわけではない。なぜならばわれわれの要求はけつして満足するところまで達してないからだ。ただわれわれは単調な戦術を固執しいたずらに精力を消耗し、戦術を逆用され、切崩し分裂策動の手にのることは絶対にさけねばならない。

われわれは闘争体制をゆるめることなく職場で会社が一部少数の悪質職制を手先として加える圧迫をはねのけ、日本人労働者としての正しい生き方を説得し、労働者の裏切者にたいしては、てつてい的な痛撃を加えて、堂々と闘いを押し進めよう！

今次大ストライキに示した偉大な団結の力、それは国会議員を、六〇〇〇組合員の意図にもとづいて動かし、外務省伊関局長をして日米合同委員会に持出さざるを得ぬほどに追いつめ、会社も一部ではあるが、基地内労働の自由を認めさせるまでに追いこんだ。これこそわれわれの勝利であり、成果でなくてなんであろう。

この団結と、なにものにもひるまない闘志を職場内に押し進め職場の内に一切の自由の旗をひるがえし、勝利の確信をもつて、今後の交渉の展開に応じて、より効果的な、いかなる戦術にも応じ得る体制を固めることこそ、一二四〇〇円プラスのハバを六〇〇〇人の意志にもとづいてひろげることであり、遡及支給を勝ち取ることであり、さらに夏期手当、スト中の賃金完全支給、基地内組合活動の自由の完全獲得、不当解雇の撤回を勝ちとる道であろう。

ふたたびいう。第一の闘いは六〇〇〇組合員の圧倒的勝利にわつた。この勝利の確信をもつて、今後の交渉を注目しよう。

団結を乱す会社がわのあらゆる謀略、スパイ、分裂策動を封殺して、六〇〇〇人の固い団結の下に、勝利への巨歩を堂々と推し進めよう。

われわれは勝利の日まで、けつしてホコ先をおさめないであろう。

一九五三年六月二五日

日本製鋼所赤羽労働組合

人員の整理問題　一〇月二八日会社は二三〇〇名の人員整理を通告してきた。同時にTODで働くLSO労働者八〇八名も解雇通告をうけた。米軍予算の削減のためだというのがその理由である。特需車輛工業会の調べによると、朝鮮休戦後の米軍予算の削減、特需打切りに伴う米軍協力工場における整理者は、九二〇〇名近くに達するといわれた。

組合はこの一方的な整理通告を拒否し、越年資金一万八〇〇〇円、退職金規定の引上げを要求して、ストライキを決定した。しかし、スト決定の際における賛成者が、日鋼赤羽の労働者六〇〇〇名の半数に満たないままでストに入つたために、希望退職者が続出し、その殆んどが退職金の支給をうけてやめるという事態を生じてしまつた。

同組合はこの人員整理に関して次のごとく訴えている。

（全国民の皆さんに訴える）

私達は米軍のカービン銃で監視されている中で働いている日本製鋼所赤羽作業所の労働者です。此処には約六千人が越年資金一万八〇〇〇円、退職金規定の引上げを要求して闘つて居ります。ところが一一月五日に突然二三〇〇名以上が首を切られました。そして今第二次第三次の首切りが出ようとしています。理由は朝鮮休戦に伴う結果として陸軍極東司令部は「軍事予算削減に伴つて朝鮮沖縄を含む当司令官下の民間従業員の整理を余儀なくされた」と云う事なのです。此の二三〇〇名以上の中には四〇名の執行部の中三〇名が解雇を云い渡され職場の活動的な人達は殆んど全員が首を切られました。二之は明らかに労働者を弾圧する事であり、米国の軍事政策の行きづまりを労働者の首切り、労働強化、低賃金に依つて解決しようとして居るのです。然も米軍と日本製鋼所との作業契約方式は片務方式と言つて何時でも米軍の方から一方的に打切られる事になつています。之が独立したと云いうる日本のおかれている立場なのです。こんな不合理な事があるでしようか……。でも米軍も首を切られた者にも越年手当を出すべきだと云つています。ところが私達の働く日本製鋼所では解雇者には出さないと云つています。私達は此処で貰わなければ何処で貰えるのでしようか。目の前に迫つた暮をどうして過すのでしようか。儲けるだけ儲けると大根の様に切捨てるのです。又退職金についても一年働いても一カ月分しか出さないと云うこんな低額です。こんな少い処は何処にも有りません。私達はこんな退職金ではがまんが出来ません。越年手当も欲しいのです。暮を控えて首切りも反対です。此の様な首切も日本製鋼所だけではありません。殆どの特需工場にも起つて居ります。私達は之らの人達と手を取りあつて米軍の一方的首切りに反対し退職金の引上げ、越年資金の獲得の為に闘つています。都民の皆さん、全国民の皆さん！　私達の闘いを理解し共に協力して真の独立と平和の為に立上つて闘つて行こうではありませんか。

一九五三年一一月一二日

日本労働組合総評議会関東金属労働組合

日本製鋼所赤羽労働組合

また、一日鋼闘争情報」による人員整理反対闘争の経過は次のごとくである。

（馘切り闘争の経過）

一〇月二六日（月）　米軍から予算削減により一二月五日迄に現

在人員を三六九〇名迄に整理すると通告
一〇月二八日（水）　組合に会社より正式に馘切り発表ある
一一月五日　予告解雇　二三〇〇名
一二月五日　解雇予告
深夜団交、組合は認めず、逆に越年資金一万八〇〇〇円、家族一人一〇〇〇円増要求書を提出
一〇月二九日（木）　第二回労協、会社は退職者に対し、一時金五〇〇〇円を附加すると回答
一〇月三〇日（金）　第一回団交―進展なし、委員会にてスト権確立の全員投票決定
一〇月三一日（土）　全員投票
一一月一日（日）　最高闘争委員会、会社より退職方法の変更通告ある（一一月五日即日解雇とし、予告手当一カ月分を支払う）
一一月二日（月）　第二回団交―闘争宣言発す
一一月三日（火）　第三回団交―期限付回答（四日午前一〇時迄に撤回を声明せよ）を迫り若し回答のない場合は五日よりストに突入すると通告をなす
一一月四日（水）　会社回答不変（午前一〇時）、組合スト指令（五日朝より）発す、会社より五日、六日の二日間を〝会社都合により臨時休業〟となすと通告（日給額保証す）
一一月五日（木）　組合スト中止指令を発す、会社臨時休業
一一月六日（金）　会社臨時休業
一一月七日（土）　組合員が各職場毎に門外で大会を開き午後〇時を期し統一のもとに解雇予定者を残し入門

第八節　銀行従業員の争議

一二万の組合員を擁しながら、いつも「静かなる闘い」と誚されて来た全銀連（全国銀行従業員組合連合会）も、毎年ほとんど定期的に四半期毎の闘争をくり返すうちに次第に組織的にも成長を示すに至り、一九五三年には銀行営業部の現業ストというほとんど空前の争議を整然とおこなつて注目をひいた。銀行の従業員がストライキをおこなつたということだけでも、今まで組合運動を全く見くびつていた銀行経営者たちを周章狼狽させ、支配勢力にも大きな衝撃となつたばかりでなく、国民各層に与えた直接間接の影響力は少なくなかつたものと考えられる。そのため資本家団体（日経連）が直接のり出して積極的に干渉を加えるほどの深い関心を示し、ジャーナリズムも大きくこれを取上げて世論をかきたてる等、特異な動きを見せた。

前年末の越年闘争につづいて、全銀連のこの年の争議としては、一―三月の臨時給与闘争、四―六月の賃上げ統一闘争、七―九月の臨時給与闘争、一一月以後の越年闘争等があるが、その中心は四―六月の戦前復帰方式に基づく賃上げ闘争であり、福銀ストがその最高頂をなすものであつた。

以下、この年の代表的な銀行ストとして九州の地方銀行である福岡銀行の争議を取り上げることにした。

福岡銀行争議の背景　福岡銀行は戦時中の一県一行主義によつて一七銀行を主体とし福岡県下の大小の銀行が合併してでき上つた典型的な一地方銀行であり、従業員は二四〇〇名、うち九〇〇名が女子行員である。同行は他の多くの地方銀行と同じく、その経営内容についても、労務管理についても、封建的性格、非民主性が根深く

残つており、この争議も積年の経営者の封建性、非民主性にたいするうつ積した不満が爆発したものである点が特徴的である。

地方銀行に通有な封建性は、この場合も地方ボスとの密接なつながりと、それによる経営の不健全としてあらわれていた。ボスとのつながりについていえば、このストに当つて暴力をふるつてピケラインを破ろうとしたのはいわゆる地方ボスであり、ピケを破れないことを怒つたこのボスは、ピケ隊の人を銀行の応接間に呼びこみ椅子をふり上げて全治二週間の傷をおわせた。このボスの事業は月産三〇〇〇トンほどの炭鉱であるが、かれにたいして銀行は不相応な巨額の貸付をおこなつている。そしてボスが金利を払えないために銀行に差入れていた自動車を、銀行は争議中ボスに貸してスト破りに使用させていたのである。このようなボスとのつながりにからまる不良貸付は、従業員の給与にたいする圧迫となつていた。そのことは、審査とか管理というような非営業部門に働らくいわば銀行の幹部候補生ともいうべき、どこの銀行でもだいたい組合活動に熱心でない人々が、この争議でかなり強い力の一つになつていたことにもあらわれている。

職場における封建性も多くの銀行の場合にみられるところで、女子行員は結婚すると退職しなければならないとか（たとえば大分銀行その他の場合、組合側の抗議で表面上は撤回されたが、事実上は支店長などを通じてやめなければならないような圧力がかかつている）、職制を通じて時間外労働に賃金が払われないとかの例が少なくないが、福岡銀行の場合でも、職場大会で一寸活潑に発言すると転勤させられることが多く、組合役員の選挙も、銀行の人事課の干渉をうけ、立候補も全部人事課が指名するという有様であつた。

福銀ストのも一つ特異な点は水害との関連であつた。丁度団体交渉の最中に九州地方をおそつた「六二年ぶりの大雨」は、経営者側の逆宣伝の材料に使われ、銀行の水害を利用して要求縮小を強要する口実になつたものであるが、同時にこの水害によつて組合側はいよいよ要求の妥当性を痛感することになつただけでなく、罹災した多くの同僚を救うためにも要求の貫徹が切実な叫びとなり組合員の団結をいつそう強固にする原因となつたのである。

争議の経過　生活水準の戦前復帰をめざす全銀連傘下の共同闘争に備えて、福岡銀行従組では前年一一月から、ベースアップ、退職手当金規程の改正、長期療養者対策の三つの目標を掲げて要求案をねり、長期にわたる慎重な検討と大衆討議をへて、六月五日、左のような要求書を提出した。この要求の特徴は、これまでの給与闘争が多分に利益配分闘争の傾向をもつていたのにたいして生活権擁護闘争を強くうち出し、能率給の拡大に反対して生活給を確保することを中心にしたことであつた。ベースアップ要求においては、同一年齢間の給与格差の縮小、男女初任給の撤廃、労務行員の給与の引上げを重点にした。退職手当については、勤続三〇年停年退職者最低一五〇万円以上、行員五年勤続退職者最低五万円以上、行員傭員の差別撤廃を基本方針にした。長期療養者対策では、勤続年数の如何にかかわらず、従業員は最低三年以上の生活および身分保障、勤続一〇年以上の従業員は最低五年以上の生活保障と死亡または停年になるまでの身分保障を受けることを重点としていた。

（要求書）

一、ベースアップに関する要求書

①昭和二八年四月一日現在における全従業員に対し一九才一五〇〇円（アップ後の基本月収額九〇〇〇円）、五四才八一五〇円と各年齢別の加算額を決定（この結果現行一万五二〇〇円ベースが約二五％アップの一万九〇〇〇円ベースとなる）

②右加算額は男子行員、男女傭員は特別手当、女子行員は現在

の本俸に一律に一二〇円を加算し、残額を特別手当に加算する。

③昭和二八年度の新規入行者の初任給は男女同一として、新制高校卒業者九〇〇〇円、新制大学卒業者一万二二〇〇円、旧制大学卒業者一万三〇五〇円とする。

二、退職手当金に関する要求書（略）

三、長期療養者対策に関する要求書（略）

右の三要求の回答期限は六月一五日であつたが、この日ついに回答なく、二五日に延期を申入れてきたのを一週間に短縮、二二日の団交においても一万七〇〇〇円の賃上げ回答が出されたが、拡大中委はこれを不満として闘争体制に入ることを決議し、二八日の臨時大会召集を決定した。

この間、二〇日には、要求貫徹のため団結を要望するとの掲示が某株主の手で破りすてられた。

二四日に降りはじめた雨は二六日には西日本をおそう豪雨となり交通は寸断され、拡大中委は罐詰となり、臨時大会開催も不可能となつた。銀行側は「豪雨が早くきていたら、あの回答は出さなかつたのだが」と回答の白紙還元を示唆してどう喝的態度に出、しかも罹災した従業員を省みぬ態度は組合員を憤激させた。

この結果、七月五日の臨時大会は、前日の「暫定四月より一万七〇〇〇円プラス七月より月割臨給一〇〇〇円支給」の回答を蹴つて闘争宣言を発し、闘争委員会の設置を全員一致で可決し、さらにこの中闘にストを含む一切の争議の指令権を附与する件について投票の圧倒的多数で決定した。

（闘争宣言）

六月五日我々の提出したベースアップ、退職金、長期療養者対策に関する要求は玆数年来の当行収益の著しい向上並びに他銀行他産業の実情に比較し極めて謙虚にして最低の要求である。又最近に於ける社会一般の生活環境に於て銀行員の体面を保持し安心して行務に精励するためには今回の要求では未だに極めて不充分である。特に今時の水害に伴う諸物価の暴騰に依り我々にとつてこの要求は愈々切実となり一刻の猶予も許し難いものとなつた。しかし我々はあくまでもこの要求を労資相互の信頼と誠意ある交渉によつて平和裡に解決することを希い今日迄隠忍自重、凡ゆる努力を尽くして来たが銀行は或る時は他行の情勢、或る時は組合の強弱、最後には水害の影響等極めて一方的乃至抽象的言辞を弄して未だに我々の切実なる要求を理解していない。

我々は最早これ以上忍耐する事は不可能である。従つて我々にあたえられたる合法的手段に訴えて我々の謙虚なる要求を貫徹する為に本大会に於て闘争委員会の設置を決議した。玆に我々は七月八日午前九時以降銀行との間に争議状態に突入することを宣言する。

昭和二八年七月五日

福岡銀行従業員組合
第九回臨時組合大会

投票総数　三〇八
賛成　三〇四
反対　三
無効　一

つづいて、交渉委員から銀行側に誠意なしとの報告をきいて第一回中闘を開き、指令第〇号（支部闘委の結成、争議行為の準備）、第一号（八日より全店一斉リボン、福岡非営業部門一斉昼食休憩、全店水害被害者一斉賜暇）を発令した。

八日、予定通り全店一斉リボン佩用をおこなつたが、銀行側に団

交再開の意志がないため、同日午後から非営業部門は無期限スト（事務スト）に入つた。組合の団結は固く、福岡市内の各市銀、地銀は合同職場大会を開いて闘争支援を決意し、県総評を中心とする友誼団体の支援、激励も活潑となつた。これにたいして銀行側は課長らに第二組合結成を働きかけ、新聞、ビラで「組合側のしている行動は銀行の公共性より見て遺憾であり、会社は誠意を以て解決にあたつている」との声明を発表した。組合側は「銀行員は何をしているのでしようか」のビラ五万枚を印刷して、一一日から街頭宣伝にのり出し、また組合切りくずし工作を封ずるため、協約の部分協定としてユニオン・ショップ制の締結を申入れた。

久しぶりの団交が開かれたが、進捗せず、銀行側は「団交時間は一時間」という条件を出したり、抗議をきき入れず重役室に鍵をかけて交渉を打切るに至つた。一三日、先にビラを破つた株主は暴力をふるつて組合員を負傷させる事件も起つた。組合は無期限ストを再確認すると共に、全員辞表提出を決議した。

一四日には、ついに本店営業部が無期限ストに突入し、非営業部のストも続行され、これ以後、本店全面ストとなり、事態は一そう険悪化した。

一六日午前五時半、いわゆる第一次斡旋案が提示され「一時間以内に諾否回答」を求めたが、中闘はこれを拒否した。なおこの日、銀行側と手を結んだ市内中小企業者大会、福銀取引者大会等が催され、中小企業者の一部は商工会議所とタイアップして市内各所に「福銀スト絶対反対」の看板を立てたり、宣伝カーを使つて「中小企業を殺す気か福銀スト」、「水害を忘れたか」、「値上げより先ず利子引下げだ」等のビラをまいたりし、取引者大会も「福銀のストをお止め下さい」のビラを三大新聞に折込み、職場復帰を呼びかけた。組合側もさらに七万枚（一五日）、一〇万枚（一六日）のビラを印刷して市内の中小企業者に呼びかけた。

これより先、一〇日には県知事、市長、県商工会議所会頭三氏の要請、一七日には地労委の勧告があり、組合側は了承したが、銀行側はこれを拒否した。また同日、頭取は記者団と会見して次のように発表した。

1　ストの背後には全銀連がある以上、組合要求まるのみにしても問題は解決しない。

2　一万七〇〇〇円以上は一銭も出せない。

3　ストライキについては非常に困つたものだが、今ここで組合案を呑めば経営者として落第だ。

4　斯様な状態が続くなら銀行はつぶれてしまうかもしれないが全国銀行のため断乎闘う。

一八日、ごく少数（一二名）の脱落者があつたが団結は固く、この日以降支店各所でもストに入つた。

銀行ストのニュースはようやく中央のジャーナリズムでも大きく問題にされ始め、一八日には閣議で、福銀スト解決のため労働省の事務官を福岡へ急派するむね決定したと新聞やラジオで報道された。

二〇日には、「反動の拠点にて証券センターの天神町支店」の無期限スト、県下一五支店の時限ストがおこなわれた。この日、天神町支店では、福岡証券取引所関係者約五〇名と合流した脱退組が、「ワッショイワッショイ」の喚声をあげてピケラインを突破し、ピケ隊員をつきとばして土足のままカウンターを乗りこえて強行執務する騒ぎがおこつた。

また銀行は取引者代表約三〇名を動員して組合執行部と会見し、「われわれはアカに指導される銀行には預金しない」と叫んで三役の吊し上げを始めたが、集まつた二〇〇名近い組合員によつて逆に

説得され、先の発言を失言として取消した上、感激して組合側と握手し、最後には組合を激励して帰つた。

組合員大衆の決意は固く、団結の力も変らなかつたが、一六日の地労委の第一次斡旋案提示以後、幹部の動揺が見られて組合側の主導性が弱まつて経営者を立直らせる傾向を生じ、ついに二一日、左の斡旋案を両方で受諾して、二週間にわたる銀行ストは妥結するに至つた。

（斡旋案―その一）

一、昭和二八年四月以降九月迄の定例給与及び七、八、九、三カ月について支給すべき賞与前払分については、福岡地方労働委員会の決定に一任する。但し、七、八、九月の定例給与増加分の配分についてはベースアップに関する要求書の原則を尊重し、給与格差の適正化を旨として双方協議の上決定する。賞与前払分については各新定例給与に比例せしめて配分する。

二、昭和二八年一〇月以降の月収額は前項の合計月収額を下廻らないものとする。

但し、定例給与については、経済的基盤並に業態等を勘案した適正な均衡を類似規模の銀行との間に保つよう努力すること。

三、退職手当金及び保養休暇規定並に就業規則一部改正に関する要求については従来の交渉経過を尊重して更に双方協議する。

四、団体協約の締結に関しては、すでに進められていた交渉を続行し、双方誠意をもつてこれが早急なる解決に努力する。

五、両当事者は互に今次争議に関連し責任の追求をなさず、且今後公正なる労使関係の確立に努力する。

〔附記〕　斡旋第一項において福岡地方労働委員会に決定を委任した事項については、本斡旋案が双方において受諾された後直ちに決定し、文書をもつて通告する。

昭和二八年七月二一日

福岡銀行争議斡旋員

福岡地方労働委員会

代表　会長代理　馬場克三

福岡銀行従業委員組合

執行委員長　中島勝蔵殿

（斡旋案補足事項）

一、給与の配分について

1　昭和二八年度に於ける新制高校卒業新規入行者については男女の初任給を同額とする。

2　ベース増加の範囲内に於て次の各項の実現に努力する。

イ　新規入行者の給与増額

ロ　同一年齢間の給与の格差縮小

ハ　傭員の給与の増額

二、斡旋案第五項にいう「当事者間の責任を追求しない」という点については

1　組合側は本件に関連して不当労働行為の提訴をなさぬ

2　会社側は本件に関連して組合員を業務妨害を以て訴え或は労働法にいう不利益な取扱いをなさない（転勤、昇給、昇格等を含む）

三、斡旋案第五項にいう「公正な労使関係」という点については将来とも会社は組合介入の事を厳につつしむと共に組合に於ても組合の民主的運営に努めることである。

（注）以上補足事項は口頭による斡旋員の答弁にして当日の議事録に収録され法的対抗条件となるものである。

（斡旋案―その二）

・福岡銀行争議に関する斡旋案については両当事者から受諾の旨

回答を受けたので、幹旋案附記に基づき左の如く通告する。

一、昭和二八年四月以降九月までの定例給与は月額一万七五〇〇円とする。

二、昭和二八年七、八、九月について支給すべき賞与前払分の月額は一五〇〇円とする。

昭和二八年七月二一日

福岡銀行争議幹旋員

代表　福岡地方労働委員会

会長代理　馬場克三

福銀争議の特質　福岡銀行従業員の争議は、たまたまMSA交渉開始の時期にぶつかりジャーナリズムでも大きく取り上げられ、特異な事件として注目されたが、その特徴としてまた北九州の大水害と重なりあつて中央の次のような点があげられる。

（1）なんといつても、日本においてはもちろん、世界でもあまり多くない「銀行員のストライキ」（日本の場合はとくに大蔵省の銀行経理基準によつて事実上の直接的拘束を受けている）を敢行した点は特筆されねばならない。経営者も、地労委も、まさかストをやろうと見くびつていた予想を打破り、敢然と実力行使に入つて相当期間にわたつて闘つたことは、たとえその闘争経過や結果に多くの不足し、ややもすると弱点をさらしたとはいえ――とくに計画性が戦術によつて逆に戦略を規正し、動揺を生ずるような誤謬におち入つたり、闘争を横にひろげる努力に不足し、他銀行の組合にたいする意識的働きかけさえほとんど見るべきものがなかつたこと等――前年の「三越スト」とともに、「不生産的労働者」のストとしてまた金融資本のお膝元のストとして、日本の労働運動史の上に残るべき貴重な経験であつた。なおこの争議の前にも、大分、佐賀中央、第四・伊豫の諸銀行の闘争、また福銀以後にも鹿児島銀行等、この年には多くの注目すべき銀行争議が見られた。

この争議終結の日、一執行委員は「今度のストで、幹部は三分勝つて七分の負けだつた。しかし大衆は、三分の負けがあつても七分の勝利を闘いとつた」といつた。また福銀ストが終つた直後、他のある銀行の組合員は「自分たちもやれば福岡と同じようにやれるのだという前途の曙光を見出した形です」と語つている（全銀連調査時報、三七号、なお同、三四号、三五号、三六号、労働調査時報、一九四号参照）。

（2）とくに地方銀行の場合、銀行の預金者である中小企業者を味方にすることが組合運動にとつていかに大事であるかがはつきりと経験的にも実証された。銀行のストは、中小企業や一般市民との提携なしには、またそのための精力的な宣伝教育なしにはとうていいても、中小企業者は少なくとも勝利に導かれない。福銀争議において、表向きは組合の敵となつて銀行経営者に利用されている。そしてこのことが闘争に大きなブレーキをかけたことは見逃せない。

（3）福銀争議は結局「宣伝戦による敗北」であるともいわれたが、それはたんに九州大水害がたまたま経営者の非民主的頑迷というだけでなく、経営者の背後に有力な日経連があり、これによつて経営者行動そのものが統制されていた点が特徴点であつた。事実、日経連は中央から遠く離れたこの一地方銀行の争議に直接のり出し、ひじように大きな力をここに集結して強引な指導をおこなつた。この動きは争議の後半にいつそう露骨になつた――一九日頃から、銀行をつぶしてでもという日経連の線がはつきり出た――が、初期から明瞭にあらわれており、たとえば七月一一日の団交で経営者が一応まとまつた意見が出そうになると休憩を求めて団交を打切り、再

開した時には、銀行側の意見は休憩前とまつたく変つた回答になつていた。こんなことが何回も起つた。経営者に自主性が全くないと組合側から追求されるほど、外部の圧力、指導は大きかつた。地労委の経営者側委員は日経連の事務局長（福岡県の）であるが、電話をかけることになつていたのをかけず、斡旋を拒否したことを銀行重役が誰も知らされなかつたり、日経連の作戦指導を銀行重役にも知らせず、県知事や市長が夜中の一時頃に出かけて行つても頭取に会わせなかつたり、「日経連の指導者は争議の状態をみせたら必ず動揺をきたすからみせてはいけないというので、クラブ九州というところへ頭取・副頭取等の経営者を押込めて三、四〇人のボスに護らせている」とすら報ぜられている。

（4）この闘争の主力になつたのは、三越ストの場合と同じく、下級青年行員と女子行員と労務行員であつた。職場の封建性、非民主性によつて痛めつけられるこれらの層が、この争議をはつきりと経営民主化の闘いとして意識して闘つたことは特に注意する必要がある。

七月二〇日、天神町支店のピケを、証券会社のゴロ数十名を先頭につきやぶり、その後からスト破りがカウンターを乗り越してもぐりこもうとした時、その足にしがみついて必死の防衛戦を果敢に行つたのは男子ではなく、今なお大和なでしこを云々されている九州の女子組合員であつたし、同日銀行側が最後の圧力として動員した取引代表数十名が組合三役を「アカ」呼ばわりで吊し上げた時に、「それはちがいます。取消して下さい」と泣いてかれらに迫り、ついに握手して帰らせたのも彼女たちであつた。以下に引用する女子組合員のことば（全銀連調査時報、三六号）は、この争議の性格を極めてよく物語つている。

――ふだんの銀行生活では、私たち女子は一人前に取り扱われたことがありません。職制の圧迫は、いつでも一番弱い私たちにふりかかつてきているのです。こんどの要求が女子や労務員にとつて、今までみられなかつたようなスバラシイものであつたことは魅力の一つではありますが、闘争中は、そんな金額の問題よりもいままで私達をイジメ放題にイジメてきた職制を逆に攻撃するのだという気持で一ぱいでした。（本店営業部の一女子行員）

――無期限スト指令のでた夜、役席に口説かれた上席の男子が私の家に十二時ごろきて、母に「あすのピケには娘さんを出さないように」といつてきました。ほとんど店の全部の人の家に廻つて歩いたらしいのです。私は、口惜しくて仕方がなかつたので翌朝四時に家を出て、こんどは「今日のピケにぜひ出て下さい」といつて廻りました。（天神町支店の一女子行員）

――闘争中私たち女子も、上席の男子と同じように発言もし、職場はふだんの暗さを一掃しました。男の人たちも、私たちの団結の強さを見なおしたことでしょう。（千代田支店の一女子行員）

第九節　駐留軍労働者の争議

労働条件の悪化　駐留軍労働者の状態は、一九五三年の後半から全般的に著しい労働条件の低下が見られた。その根本的な原因は、1　米国、並びに日本に於ける経済事情の悪化と云う一般的な背景

2　朝鮮の休戦及び原水爆の発達による米国の戦略の変更、これに伴う戦略空軍を重点とする極東軍の装備と配置状況の変化

3　日本再軍備の進展と見合う米駐留軍の漸次撤退、移動等が考えられる。

これらは、陸軍・海軍に対する大幅予算削除となり、比較的に予

算の削減を受けていないといわれる空軍関係においても、労務費は極度に切りつめられるに至つた。これらの予算削減は、労務費をあらゆる角度から切下げようとする軍の一貫した方針となり、駐留軍労務者に対し次の様な現象となつて現われた。

（1）時間制削減による賃下げと労働強化　駐留軍労働者は一週四八時間より四〇時間の勤務制になつている。これが、五三年八月に空軍関係は従来の四八時間ないし四四時間制をごく一部をのぞき一律に四〇時間制への切下げが行われ、陸軍では五三年一二月より、海軍では五四年二月より同様の措置がとられた。このため従来四八時間制のものは一〇%、四四時間制のものは二〇%の賃下げとなつた。

（2）労働強化と作業合理化　時間制削減が、主として予算上の見地からなされ、作業がそれに伴つて減少しないため、必然的な労働強化をもたらした。

又、大量の人員整理の発生や、軍の労働調査団の現地調査による作業合理化も進んでいる。

（3）大量人員整理と失業　五三年の後半（七月―一二月）空軍に約二五〇〇名、陸軍約五三〇〇名の大量整理が発生した。五四年度の一月より四月迄陸軍二二〇〇名、海軍人員五〇〇名の整理が発生し今後も引きつづき整理が予想される。特に今後、自衛隊の二個

1952年陸上関係（船員をのぞく）基準賃金

項目別	52年10月推定		52年10月31日基本給20%上昇，11月より新給与	
	事務系統	技能工系統	事務系統	技能工系統
基本給	8,172	11,619	9,806	13,943
扶養手当	971	1,192	971	1,192
語学手当	335	—	402	—
地域手当	1,912	—	2,577	—
役付手当	—	153	—	184
臨時手当	1,314	1,894	1,577	2,293
特殊作業手当	595	479	714	575
合計	13,299	15,337	16,047	18,167

〔備考〕 52年10月推定給与水準は事務系，技能工系平均14,614円。

1953―4年陸上関係（船員をのぞく）基準賃金

項目別	53年10月推定		54年1月1日から新給与改訂，事務系15%，技能工系10%上昇	
	事務系	技能工系	事務系	技能工系
基本給	10,973	15,762	12,619	17,338
扶養手当	1,018	1,235	1,018	1,235
語学手当	461	—	530	—
役付手当	—	233	—	256
地域手当	2,803	—	2,201	—
臨時手当	1,668	2,257	657	749
特殊作業手当	974	675	890	743
合計	17,697	20,162	17,915	19,578

〔備考〕 1．1954年1月より国家公務員に準じ給与改訂があつたが，技能工系は逆に給与が低下している、これは時間制削減のため臨時手当（48時間より40時間の間の稼働時間は臨時手当）が減少した為である。

2．人員比率は大体事務系1に対し技能工系2の割合であり，54年1月，事務系61,851名，技能工系102,466人として，荷重平均すれば陸上関係の平均給与が算出される。

師増強計画に基く北海道の米軍撤収がほぼ確実となり、本年末迄に特に北海道の陸軍関係労務者四五〇〇名の大量失業が起り、情勢は深刻である。尚、朝鮮水域に派遣されていた米陸軍関係船員は朝鮮休戦により逐次引揚げられ、五三年度に八〇〇名の減員がなされ、五四年二月に朝鮮より引揚げが完了し（フィリピン船員と交代）、その後、船舶減少と定員削減で横浜在港船員も削減せられつつある。

最近の解退職をつぎに掲げておく。

1　LSO労務者現員数（調達庁雇用、米軍使用）

一九五二年五月	二〇七、七三六
一九五三年四月	一八七、九〇五
一九五四年四月	一七四、七一〇

2　五三年度解雇退職者

	数
総	四〇、〇九七
（内訳）軍 都 合	二一、二二三
自己都合	一二、一三八
制裁解雇	一、八七六
公傷病退職	二〇三
私傷病退職	二、九七一
その他	一、六八六

3　五三年度再新入職　二七、八一一

4　五三年度実減員数　一二、二八〇

八月ゼネスト　本年鑑第二六集にも見られる通り、すでに前年来各地で駐留軍労働者の地域的ストライキがあり、日米労務基本契約の改訂をめぐつてゼネストへの一触即発の情勢にありながら、ストの中止の緊急指令によつて戦術転換が行われていたのであるが五三年八月にいたつてついに全駐労初の全国的ゼネストがおこなわれた。それは文字通り国の内外をゆるがし、万丈の気焔を吐いたものであつた。

日米労務基本契約は、一九五一年七月アメリカのいわゆる対日援助費打切りに際して、アメリカ政府代表と日本政府代表（特別調達庁長官）との間に結ばれたものであるが、実質的には占領軍がすべてのことについて決定権をにぎり、進駐軍労働者の雇用主である日本側の特別調達庁の自主的権限もほとんどないものであり、その内容も当時労働組合に公開されずに締結されたものであつた。ことにその第七条には、契約担当官がアメリカ政府の利益に反すると認めた場合には即時免職できるという人事条項があり、また第一三条には、契約担当官が指示するすべての保安規定に従わなければならないと明記されており、これらの規定を適用して一方的な解雇が行われた。このように占領軍が強大な労務管理権をもつているため、労働組合と日本政府との間に結ばれた労働協約も骨抜き同然な状態となつた。

全駐労は、サンフランシスコ条約の発効による「独立」直前からこの労務基本契約の改訂を要求していた。五二年三月に組合は政府に改訂を申入れ、政府も米軍に改訂の申入れをしたが、軍側は準備がないため延期された。八月末になつて軍から改訂案が示され、九月から一一月まで調達庁と軍調達部の間で交渉がおこなわれた。一一月二四日、バーンズ少将から合同委員会に書簡が来て、改訂交渉をより高いクラスでおこなうこと、および労働者代表をこの交渉に加えることが示唆され、これに基いて、軍、政府、労組代表の三者会議が一二月三日以降開かれた。この三者会議は五三年三月までつづけられたが、軍と組合の修正意見が対立し、三月以降軍側は三者会議を閉じ、軍側だけで秘密裡に軍案作成の会合をもつた。六月上旬に至つて、米軍から政府へ軍案が示されたが、それは秘密にされていたので、全駐労は七月一四日に、調達庁、外務省、極東軍司令

部に軍案の公開と交渉の再開を申入れた。七月一六日、組合にたいして政府から軍案が示されたが、その内容は労働者にとつて極めて不利なものであり、今まで三者会議で組合の出した修正意見を無視したものであつた。組合側のとくに不満とした点はつぎの通りである。

一、主文関係

1　保安

軍側が保安上危険と認めたものは転勤、出勤停止及び解雇を軍が決定する。

2　人員整理は軍が決定する。

3　好ましからざる者の就業停止の権限を軍が持つ。

4　労務者の採用の最終決定権は軍が持つ。

5　警備員及び消防士はストライキをしないと誓約しなければ採用しない。現在勤労しているものも六十日以内に誓約書を出さなければ首を切る。

6　保安解雇の基準

A　サボ、スパイ、軍隊保護規程の違反、準備。

B　軍の保安に有害と思われる方針で宣伝する破壊的団体の構成員。

C　A項B項に該当する人々と常に密接に交渉して軍の保安に反する行動をするだろうと結論づけられるようなもの。

7　団体交渉

イ　軍が出席を拒否すれば開くことはできない。

ロ　交渉とは単に論議或いは話合いの意味である。

ハ　日本政府は軍の承認がなければ労働協約を結ぶことはできない。

8　労働委員会の救済命令や裁判所の判決に対して軍が従うことが不明である。

二、附属書関係

1　新給与は職階職務給である。

2　軍案は現在の給料を切り下げる内容を含んでいる。

3　有給休暇がとれない場合でも退職しなければ手当を払わない(現在は毎月換算支払)。

4　夜勤手当の率を二五%とする(現在三〇%)。

5　ストライキをやつたものは夏季手当や年末手当が減らされる。

6　新契約に切換えるさい、現給を保証するとの約束がなされたにもかかわらずそれをほかしている。

7　特殊作業手当の範囲を狭くしている。

8　給与決定、人員整理、制裁措置は軍が一方的に行う。

三、労働政策指令関係

1　労働組合以外の親睦団体を育成しようとしている。

2　組合の専従役職員は組合員に連絡するためにも基地の中に入れない。

3　組合の機関紙やビラはアメリカおよび日本政府の個人、機関または活動に反対する宣伝を含んでいるものは一切配布することを認めない。

4　基地の中では一切の集合を認めない。

5　休憩時間があつても他の職場への連絡も認めない。

6　制裁基準は苛酷なものを軍が一方的に実施する。(例　一年間の中三回上役の悪口を云つたら解雇、又一年間の中

7　提訴及苦情処理は軍が行い組合の参与を認めていない。

全駐労は七月二二日臨時全国大会を開き、日米労務基本契約改訂

のため無記名投票をおこなつた結果

総投票数	一九九
賛成	一九五
反対	〇
白紙	三
無効	一

の圧倒的多数で、組合修正意見貫徹のため、ストをもつて闘うことを決定した。

七月二五日、全駐労は政府に修正意見を提示し、八月六日午後一時までに政府と軍の回答を求める期限附要求書を提出した。組合の修正意見の内容は左の通りである。（全駐労、八月一日附、号外）

（修正意見）

一、基本的態度

1　われわれは間接雇用制度を堅持し、将来も契約労働を継続する立場に立つ（軍直反対）。

2　十二月以来開催された三者会議できまつた「管理者側提議の三原則に対し、われわれの八条件が確認された」状態及び分科会で合意された事項を尊重させる。

3　現行契約の早期改訂を行う。

二、主文関係

1　駐留軍労務者の身分を規定した国内法（昭和二十七年法律第一七四号）を、共同管理者としての米側に確認させ、主文に明記する。

2　人事管理は三原則による共同管理の原則に基き、米国及び日本政府の合意により措置され、両者対等の拒否権を確保する。①保安、②人員整理、③好ましからざる人物の就業停止④労務者の指名採用をこの例外措置から削除する。

3　消防夫、警備員に対してストをおこなうことは労働基本権の侵害であるから関係労働組合と協議の上契約とは別個に処理する。

4　円満な労使関係確立のため共同管理者は労働組合との団体交渉による協議決定制度を確立すると共に労働委員会の斡旋調停命令等を尊重すること、裁判所の判決に従うことを明らかにすべきである。

5　保安については第五条の基準をさらに明確化し、拡大解釈及乱用を防止すると共に緩和する。

三、附属書関係

附属書三管理手続について

①　管理に関する決定措置はすべて共同管理の原則に立つて軍及政府の合意によつて行うよう各条項を修正すること。

②　ストライキを行つた者に対する制限的条項を削除する。

③　現行の労働条件を改悪するような条項は削除または修正する。

④　第三分科会（給与関係）で合意された事項を尊重し所要の修正を行う。

四、労働政策関係

1　組織された労働組合及従業員団体との関係

①　労組法に基く労働組合以外の「組織された従業員団体」に関する字句をすべて削除する。

（理由）

労働組合の組織的発展を阻害するような団体が、労組法上の法内組合と同等に扱われるような取扱には絶対に反対である。

②　組合活動に関し左記各項を認むること。

(イ)　専従者が休憩時間に組合員に連絡の為施設内に出入すること。
(ロ)　組合関係の文書（機関紙、ニュース、連絡文書等）を休憩時間に、職場内で配布すること。
(ハ)　従業員である役員、委員が休憩時間に他の職場に連絡の為立入ること。
(ニ)　休憩時間中に、職場の休憩所において役員、又は委員が連絡事項を、組合員に話すこと。
(ホ)　会合の通告、機関紙等を掲示板に掲示すること。

2　人員整理

①　人員整理の理由について。
予算の制限、人員過剰による整理については労働強化をもたらさないことを明記する。
②　人員整理を最少限に止めるため左記を追加する。
人員整理を必要とする条件が発生する場合は、自然減員に対する補充の為の採用を取止める。

3　制裁規定

①　制裁決定は軍代表、労営所長が協議して決定する。
（理由）
軍案の如く制裁の決定を軍が一方的に行うことは、契約主文第四条人事管理A級及1項違反であり、共同管理の原則にもとるものである。
②　制裁規準表は全面的に解雇が多すぎる。さらに緩和すべきである。

全駐労闘争スローガン

一、占領下の日米労務基本契約即時改訂
一、四〇時間で食える賃金を保証しろ
一、期末手当二ヵ月分を制度化せよ
一、軍の一方的管理反対
一、軍直接雇傭絶対反対

こうして、日米労務基本契約改訂要求をかかげて全駐労が指令した四八時間ストが、八月一二日午前六時から、一五万人（駐留軍労働者総数の約八割）の参加をえて駐留軍労働者初の全国ストとして開始された。参加人員は、全駐労二一地区本部八万四四三五人、全日駐三地区二万四四〇〇人、非組合員四万六二七六人、合計一五万五〇〇〇人（労働省調査による労働損失日数は二二万六四六二日）であり、地域別参加状況は左の通りである（全駐労、八月一三日附、号外による）。

北海道（四、五〇〇）青森（五、四〇〇）宮城（四、七四〇）山形（一、〇〇四）群馬（二、五〇〇）千葉（一、二一〇）埼玉（八、七〇〇）東京（三四、五〇〇）神奈川（二五、〇〇〇）船員神奈川（三〇〇）山梨（二〇〇）愛知（三、二〇〇）大阪（二、一〇〇）兵庫（八、〇〇〇）奈良（八一三）鳥取（一、二〇〇）広島（三、四五七）山口（一、三七〇）福岡（八、五〇〇）大分（八五〇）長崎（九、〇〇〇）全駐労合計（一二六、五四四）全日駐（二六、〇〇〇）総合計（一五二、五四四）

こうして、滋賀京都地区を除く全国二〇〇個所の基地、施設が一斉に整然とストに入り、二日にわたるゼネストを敢行した。

総評は常任幹事会の名で左のような闘争支援声明を発表した。

（支援声明）

一、朝鮮休戦をめぐる新たな国際情勢のもとに日本に対するアメリカの軍事支配は愈々強化されようとしている。MSA軍事援助による戦争経済の進行にともない、資本家の合理化攻勢はスト規制法となり、炭鉱における大量首切りとなつて逐次全産業

に波及しつつある。全自動車日産に対する組合破壊工作や相次ぐ官憲の弾圧事件も合理化攻勢の一環に外ならない。

二、更にまた駐留軍十八万の労働者は今日も依然として占領下と全く変らない奴隷的な労働条件の下に苦しんでいる。これこそサンフランシスコ講和のギマンの集中的表現であり、アメリカの企図する対日労働管理そのものである。しかしながら、いまや駐留軍労務者は日米労務基本契約の改訂を要求して断乎たる闘争に起ち上つた。この闘争こそ独立を失つた日本の労働者が自主権を回復せんとする闘いである。

三、総評は全駐労の闘争の重大性にかんがみ、傘下全単産、全国地方総評の総力をあげてこれを支援する。また炭労、全自動車を中心とする合理化反対の共闘態勢をいよいよ固め、徹底的に闘うものである。

右声明する。

一九五三年八月一一日

日本労働組合総評議会

このゼネストにおいては、その第一日から米軍および日本官憲の弾圧によるトラブルが各地で起り、参議院労働委員会でもこの問題をとりあげて論議した。そのいくつかの例を次にあげておこう。

横田基地では、スト第一日一一時から組合はデモ行進をおこなつたが、これにたいして一一時二〇分および三〇分の二回にわたつて施設中より発砲があり、泰楽好一君他三名が全治一〇日ないし一週間の負傷を負つた。

東京補給部では、三〇名のピケ隊が坐りこんでいるところへ、一〇時三〇分ごろ軍用自動車があらわれ、第二ブリッジのピケラインを前三五メートルからスピードを増して突破してきたため、ピケ隊はこれを避けたが、中台良平君はこれにはねられ、足首骨折で三週間の負傷を負つた。

これらの第一日に発生した事件について組合中闘は午後三時、調達庁、外務省、労働省に厳重抗議し、直ちに米軍と折衝するよう申入れた。これにたいして外務省は軍と折衝した結果を次のように回答した。

FECのハンロン海軍少将は「軍は緊急避難、正当防衛以外は発砲してはいけないと指令している。事件が起つたことは遺憾である。さらに厳重に指令する」と言明した。

長崎海軍基地（スト参加九〇〇〇名）では、一二日、ピケ隊にたいして兵隊がピストルをつきつけて威嚇した事件があつた。

宮城県矢本、原の町地区、広島県江田島、山形県神町地区等では施設内の日本人労働者のうち、ストライキに参加した者のみを、その家族まで強制的に立退かせた。このためを山形、宮城地区では、一一日、家財をまとめ、病人を背負つて宿舎を立ち退きストライキに参加する等の悲惨な光景もあつた。

広島県江田島では、撤去を要求する軍命令に対し、居住権確保のため徹底的に闘うという組合員の態度に、軍側はトラック、兵力を宿舎周辺に出動させて、一時不穏な事態が生じた。

また、ほとんど全国的に、各職場で、軍人軍属が直接またはマネージャーやフォアマンなどを通じて、「ストライキに参加したくない者には職場内に寝所を用意し、食事も与える」、「施設内の映画館や売場の利用を認める」、「ピケットラインが固くて入門できない時は塀を越えてもよいから、何処からでも入つてこい」、「ストライキに参加すると最悪の事態が起るぞ」等の訓示を行つたり、スト参加者の不利益な取扱いを暗示したり、あるいはそれらの訓示とあわせてストの調査や記名投票を行わせた。こうしたことは、山形、宮城、千葉、埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、広島、福岡、長崎

の各府県で発生した。

ストの弾圧は大別して三つに分けられる。一つは直接的な暴行傷害事件であり、二つは報復的な行為とみなされる事例で、些細な理由をいいがかりにした解雇、格下げ、職種変更、配置転換、罰則的な過重労働等の不利益な取扱や差別的取扱であり、三つには争議行為にたいする調査、ビラ、パンフレットの配布等の事例である。

両条約と行政協定の諸結果をもつとも直接かつ集中的に背負わされた駐留軍労働者の闘いは成功的に終結し、サンフランシスコ体制下における日本労働運動の質的転換と、日本労働者階級の成長を示したものであつたが、もつとも重要な「保安解雇」の条項は、表現を若干緩和しただけで温存された。

このゼネストについては、

1　その前年である五二年末、給与ベース改訂の調停案をめぐる年末のゼネスト計画の失敗から、十分批判を汲みとり、全日駐との共同闘争として組まれた。

2　長い占領時代の憤懣が、この時期に一度に爆発した。

等の点が指摘できる。しかし、その憤懣が爆発した後は、組織の内部的な闘争力は漸次的に低下した。

五三年度の全駐労としての主要な闘争項目であつた日米労務基本契約改訂は、ゼネストの威力により新しい「共同管理」の原則により、基本協定のみが一〇月九日調達庁福島長官と極東軍司令部のハンロン少将の間に調印されたが、契約の附属文書（附属1、2、3、4）と労働政策指令が調印されず、新契約は発効できなかつた。

（注）

1　共同管理の原則　従来、軍が一方的な権限によつて人事その他給与の労働条件を規正していたのを、政府が対等の立場で軍と協議してきめる原則。

2　基本協定　新日米労務基本契約は次の三つよりなる。（イ）基本協定（全般的な原則）、（ロ）附属書1、2、3、4、（主として賃金給与規定関係）、（ハ）労働政策指令（解雇制裁・労働組合運動等に関する五つの指令）。

この全部が成立しなければ契約は発効しない。

第二波の失敗　八月ゼネスト以後、全駐労は、未だ調印されぬ附属書、労働政策指令に対する組合修正案貫徹のため、全国統一ストを計画したが実現しなかつた。その原因は、（1）八月スト以後、組合の闘争力は低下した。（2）これに伴い交渉が中闘の幹部請負闘争に偏し下部と遊離した。（3）全駐労と全日駐の共闘の歩調が乱れた。（4）全駐労中闘が契約改訂闘争に主力を注いでいる間に五三年後半、空軍、陸軍に時間制削減による賃下げ・人員整理の嵐が起り、職場大衆は、この切実な現実の嵐と闘わねばならなくなつた。これらが原因して第二波ストは実現せず、五三年末に於ける契約改訂のゼネスト計画も、また給与ベース改訂の為の一二月臨時大会に中労委調停案促進を対象とするスト権確立も不成功に終つた。

これらの苦悩の中から新しい批判と方向が与えられた。

1　五三年度に於ける契約改訂闘争は長期化し、大衆の気持から離れた。

2　上から画一的に闘争を押しつけるのはまちがいである。下部の切実な要求を盛りあげ職場闘争から、全国的な闘争へ発展せしめよ。

3　一職場の闘争も孤立せしめるな。

4　単純なスト一本槍の闘争でなく多角的な柔軟性ある戦術の採用。

5　全駐労の枠内に閉じこもることなく、もつと幅をひろげた共闘の展開。

53年度駐留軍労働者の地域的ストライキ

月　日	時　間	地　区	支部分会	要求項目	参加人員
7.16～ 17	48	東京	輸送部支部	職場明朗化	1,400
7.23～ 29	無期限	神奈川	(第二港湾労組)	組合活動自由，三交代制反対	810
7.28～8. 3	72	神奈川	(横浜陸上輸送部隊)	労働条件改善	1,470
7.29～ 30	48	神奈川	(横浜兵器本廠)	労働条件改善	880
8. 3～ 4	48	福岡	小倉支部	職場明朗化	
8. 9～ 10	48	埼玉	朝霞軍直分会	人員整理反対	
8.11	24	東京	フインカム支部	〃	
11.12～ 13	48	北海道	千歳支部	〃	
11.17	24	東京	TOD支部	〃	
12.16～ 17	48	神奈川	田奈支部	時間制削減反対	

等を基礎とし、五四年春に「春季闘争計画」をたて、一つの職場の闘争をも孤立せしめるな！　のスローガンを立てた。

このとき、たまたま広島地本江田島で一人のドライバーが制裁解雇されたが、これに対し広島地本は撤回闘争を開始、これが今迄にない一つの方向を与えた。

1　一人のドライバーの解雇撤回のため広島地本の全支部が立つた。

2　ストライキのみでなく、ハンスト、街頭宣伝の強化、他労組への呼びかけで長期に亘る闘争を展開し、県知事が現地軍に迫り解雇を撤回せしめた。

3　全駐労もこの闘争に、全組織の力を注いだ。その後、坐この闘争は、全駐労の地域的闘争に新生命を与えた。り込み、ハンスト、デモ、総決起大会等数多くの地区支部が多角的な戦術を採用し、従来の一本調子の闘争を克服し、職場、地域の闘争は驚くべきエネルギーを以て五四年春を契機に盛り上つた。しかしこの職場闘争は各地域の特殊性があり、全駐労の全国組織としてとに困難があり、散発的な闘争に終りがちである。

1　組織全体の闘争に発展させることが相当の困難がある。

2　異つた地域間の異つた要求の闘争を相互に連絡をもたせること

3　一地区の闘争に対し、他地区の支援は、激励、オルグ派遣、資金カンパ等は行われるが、それ以上の支援はむずかしい。中闘指導のもとに、統一した指導と各地の職場闘争の特殊性と創意を生かし全体的闘争に発展させることが課題となつて残された。

全駐労と全日駐の合同　駐留軍労組の分裂状況は続いているが、五三年度において戦線統一は一歩前進し、中からも相模YED、八〇〇一部隊、東京の調布基地労組などを中心とする下からの統一運動がおこり、一一月初の全日駐大会では分裂主義的な幹部が追放され、全駐労との無条件合同が決定された。こうして五三年一二月二七日全駐労、全日駐の合同大会が持たれ、つづいて五四年一月三一日、神奈川県相模原町全駐労YED支部の事務所で両労組の中央役員ら約三〇名立合いのもとに午後八時十分全駐労市川委員長、全日駐内藤委員長代理がそれぞれ合同確認書に署名調印し、正式に合同を完了し、駐留軍労働戦線統一の旗が大きく打立てられた。これにより全駐労二三地区一七〇支部一〇万名と

全日駐二支部九分会七〇〇〇名が合同を完了した。

しかし一方、全日駐の一部幹部は、駐留軍労組の戦線統一に反対し、横須賀基地労組を中心にして分裂し、日駐労を結成した。

関西駐労の分裂　五三年の八月ゼネストに際し、関西駐労（京都滋賀地区）はストに反対し全駐労より分裂した。その後、全駐労鳥取地本が八月ストの際、スト決行に反対し職制の一部が第二組合を結成したが、これが関西駐留と結合した。

又、五四年に入つて横須賀で日駐労が幹部間の争いから分裂し、その一部は関西駐労と結びつく気運にある。

神奈川YOD、CYMGの権利停止　五三年八月ストに際し、全駐労神奈川地本YOD、CYMGの二支部は、全駐労中闘に不信の念をいだき、上部からの配給ストは嫌だ、俺達がゼネストの突破口を開くのだといつて全駐労の規約と統制に違反し、ストを行つた。全駐労中闘はこれに対し権利停止処分に附した。当時の状況から見てこの二支部は、全駐労の一般的な駐留軍労務者の状態から浮上つて孤立していたのである。

その後、両支部とも自己批判の結果、役員を改選し、全駐労の統制に服することを誓い、全駐労中闘は、復帰を承認し、再び戦列に加わつた。

JCEの全駐労加盟　米軍に直接雇用されているPX関係就業員は、全駐労の八月ゼネストに刺載され、全駐労と漸次密接な連携を持つに至つたが、PXの中央本部の就業員を以て組織しているJCE地区本部が、全駐労に加入した。PX等軍直労働者が以下のべるクラブ、ハウス等の軍直労働者と共に活潑な活動を展開しているのは注目すべきことである。

軍直の組織化　クラブ、ハウス等の就業員達は米軍の直接雇用労働者で組織化が極めて困難であるが、最近急速に目覚め、全駐労の各地で組織化が進んでいる。米軍関係で労働条件の最も悪い、基本的人権の無視されている宿舎要員のメイドが闘争を始めたことは注目に値する。

次に全駐労機関紙（五四年三月五日附）にのつた東京成増のメイドの実態とその訴えを紹介しよう。

（LSOの組合員に訴えるノ

私たちは一般のLSO労務者と違つて集団で働いているのではなく個々のハウスで働いています。ハウスに対して使われている私たちは大体一人なのです。だからかりに不満があつても一言何かいおうとすることだけでも非常な勇気がいるのです。

住み込みの人もいるし、帰りがまちまちなのでみんなして話合う機会は少いし、管理事務所の指揮下にある寮母さんが私たちの目付役として眼を光らせており、そして「アカ」だとでも思われたら施設を追放される。これは住むところと職場を失うことになるので、何があつてもみんな黙つている。

そのうちに昨年八月、全駐労の全国統一ストが行われ、私たちの中にも一しよになんとか労働条件の改善を進めようという人がふえました。私たちがこのような経過をたどつている丁度そのとき、成増支部は施設内で私たちが会合をもつことを司令官に認めさせたので、私たちと懇談会をひらいてくれました。これを何回も重ねるうちに各寮でそれぞれ寮生会議を開き組合加入を決定し約三百名加入し、私たちの代表を支部三役におくりました。私たちの労働条件はLSO労務者の人たちが聞いたらびつくりするようなものです。

一、労働時間はきめられず給料だけがキャンプ東京司令官名で初任給がきめられ、六、七年の経験者で六千円くらいであり、ハウスの都合で今晩は泊りなさいといわれれば泊つてゆかなければ

ばならない。

二、社会保障が一切ないので病気になつてもゆつくり療養する事が出来ない。

三、失業保険がないのでみすみす悪い条件でもすぐまた次のハウスを探さなければならない。

四、マダムの採点（勤務成績表）によつては次のハウスに移る際にいいところに勤められない。然もその採点がマダムの感情でやられる事が多いのでマダムのいう事は何でもイエス、イエスといつてなければならない。

五、寮母は私たち寮生の寮費から賃金が支払われるにもかかわらず、一切の社会保障が適用されている。

六、スチームは昼なかと夜十一時からとめられる。布団置場もせまいので布団をあまり持込めないから寒くて夜も眼がさめる。

七、火気厳禁のためヒーターもなく、お茶一ぱいものめず、また病人ができてもかゆをつくることもできない。

これらの実態から脱却するためにまず私たちは社会保障適用を各関係官庁に要求して来ましたが、具体的に促進されないので、全国の宿舎要員の方々に署名をお願いして国会に取上げてもらうように運動を進めております。地元国会議員、婦人議員などとこんだん会を開いたり国会へまで要請に行きました。これは成増支部、東京地区本部、全駐労本部一体となつて話を進めて来ました。

また一方寮生活の改善を基地司令官と接衝しつつあります。私達成増の者からみると軍の態度は不平不満を出すのは成増グランドハイツだけという気配が感じられます。それにグランドハイツだけの要求では小さなものなので、ぜひとも全国の宿舎要員の方には共に手を握つて進めたいと本当に切望しております。二月二十五日には現地へ衆院労働委員が調査にくる段階となりました。また全駐労から外務省、労働省へと正式に要求書を出したとのことです。私達の悲願はようやく全体的にアッピールしてきました。

全駐労としても軍直対策の一つとして

1　軍直特集号の発行（機関紙全駐労）

2　軍直労務者の懇談会主催

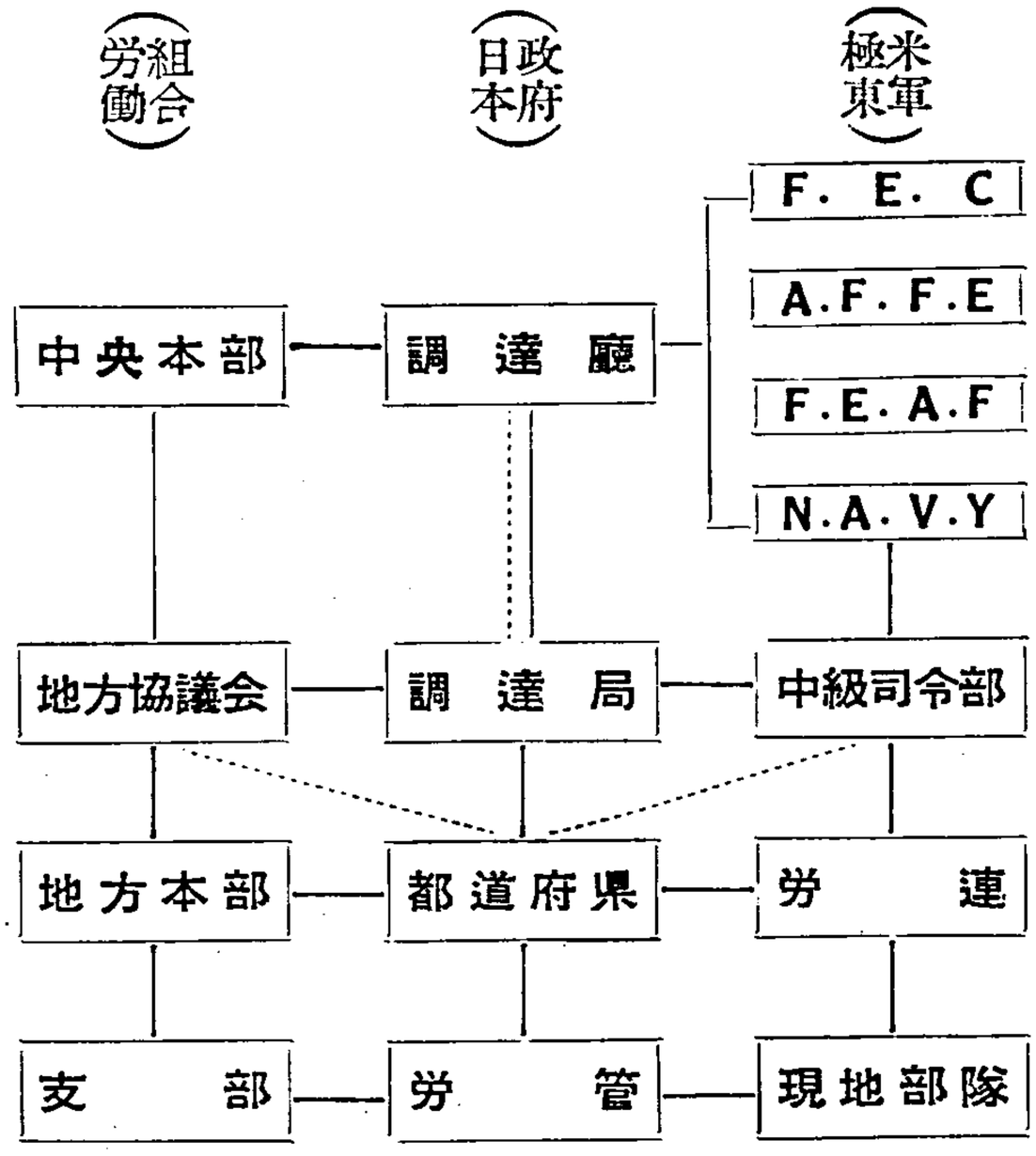
3　婦人対策の強化「コーラス、映画等のサークル活動」

等を具体的に進めて項きたいと考えます。

私達は全駐労以外に今頼るところはありません。大きな期待を持つています。総ゆる機会にそう一そうの御努力を御願い致します。

東京地区本部

米軍・日本政府・労働組合関係図



〔備考〕　FECは極東軍司令部，AFFEは陸軍司令部，FEAFは空軍司令部，NAVYは海軍司令部、

駐留軍関係労働組合一覧表

一、一九五三年五月労働組合組織人員

区分	組合側	全駐労	全日駐	全日海	計
米軍関係	LSO	七九、六〇〇	一四、〇〇〇	八〇〇	九四、四〇〇
	PX	三〇〇	—	—	三〇〇
	軍直	一、八〇〇	五〇〇	—	二、三〇〇
英連邦関係	軍直	六、六〇〇	—	—	六、六〇〇
計		八八、三〇〇	一四、五〇〇	八〇〇	一〇三、六〇〇

二、一九五四年五月労働組合組織人員

区分	組合側	全駐労	日駐労	関駐労	全日海	計
米軍関係	LSO	九〇、一四五	九、五〇〇	四、九〇〇	七〇〇	一〇五、二四五
	PX	三、〇〇〇	一〇〇			三、一〇〇
	クラブ・食堂	二、〇〇〇				二、〇〇〇
	軍直ハウス関係個人使用	三五〇				三五〇
国連軍関係	LSO	八、五〇〇				八、五〇〇
計		一〇三、九九五	九、七〇〇	四、九〇〇	七〇〇	一一九、二九五

参考資料　全駐労傘下組織図

全駐労各地区本部（支部）名

地区本部（支部）名	地区本部（支部）名
北海道地区本部	千歳支部
札幌支部	青森地区本部
B支部	三沢支部
F支部	八戸支部
東京地区本部	宮城地区本部
横田支部	原ノ町支部
熊谷支部	川内支部
キャンプ大宮支部	矢本支部
朝霞支部	船岡支部
所沢支部	山形地区本部
ジョンソン支部	群馬地区本部
埼玉地区本部	小泉支部
大宮兵器廠支部	尾島支部
	太田支部
	中府支部
	昭和支部
	虎ノ門支部
	東京輸送部支部
	調布水耕農場支部
	羽田飛行場支部
	多摩航空廠支部
	フィンカム支部
	代々木支部
	立川支部
	聖路加支部
	下丸子支部
	三菱21号館支部
	成増支部
	中野刑務所支部
	東京エビスキャンプ支部
	六本木支部
	東京補給部支部
	東京オーデナンスデポット支部
	府中オーデナンス支部
	調達支部
	浜松町オーデナンス支部
	パーシングハイツ支部
神奈川地区本部	
横須賀支部	
武山支部	

座間支部
池子支部
横浜兵器本廠支部
全YED支部
富岡支部
追浜支部
田奈支部
相模YED支部
CYMG支部
七郵支部
淵野辺支部
YSD川崎支部
第二港湾支部
YED相模本廠支部
806支部
YED相模モータープール支部
801支部
YEDスペアパーツ支部
816支部
キャンプ淵野辺支部
船員神奈川地区本部
千葉地区本部
木更津支部
豊海支部
山梨地区本部
愛知地区本部
A10支部
小牧A10支部
高蔵寺支部
基地モータープール支部
那古野ガレージ支部
大和ビル支部
小牧警備隊支部
A10アメリカ村支部
日本人人事課支部
QMカミサリー支部
小牧空港消防隊支部
名古屋警備隊支部
住友ビル支部
HQメス支部
滝兵消防隊支部
小牧空港食堂支部
基地運輸部支部
小牧空港支部
愛知宿舎支部
愛知観光支部
兵庫地区本部
大阪地区本部
奈良地区本部
鳥取地区本部
広島地区本部
広島米軍地区本部
江田島支部
八本松支部
呉支部
広支部
山口地区本部
徳山支部
福岡地区本部
小倉地区本部
福築支部
板付支部
芦屋支部
長崎地区本部
佐世保支部
大分地区本部
JCE地区本部

第一〇節　日産自動車の争議

一分会一要求　全日本自動車産業労働組合（全自動車）は、一九五三年二月初旬より「一分会一要求」の闘争組織に着手したが、まもなくその闘争に中心目標のないことが問題になり、中央執行委員会は、(1)賃金値上げ、(2)平和産業擁護、(3)再軍備・ストライキ禁止反対、の三目標をたてた。そして、二月二六日から二日間にわたつてひらかれた第一八回中央委員会は、資本家の合理化攻勢が急激に進展してきたことを認め、春季闘争について、㈠本格的賃金闘争の組織に着手すること、㈡業種共闘を強化し、現在おこりつつある産業上の問題をとりあげ、強力な共闘のもとに闘争を組織すること、などを決定したのである。

かくて、三月末日までに、全自動車傘下の七〇分会が、つぎに掲げるような「身のまわりの諸要求」を中心にして闘争にたちあがつたが、これらの諸要求は、全自動車約三万人の統一賃金要求へ急速

に高めることが目標とされたのである（三月五日、六日の中央執行委員会決定）。

(1)臨時工本採用、(2)嘱託を本採用にしろ、(3)養成工を人間並みに取扱え、(4)停年者の首切反対、(5)住込徒弟制度の復活反対、(6)停年制を延長しろ、(7)生産報償金の固定化、(8)生産報償金の増額、(9)同定給の引下げ反対、(10)特殊作業手当の増額、(11)家族手当の増額、(12)出張手当の改善、(13)珪肺手当の増額、(14)雑給与・諸手当の増額、(15)結婚資金を出せ（増額を含む）、(16)慶弔見舞金の増額、(17)当直手当を倍額にせよ、(18)諸手当を別枠で払え、(19)退職金制度の確立、(20)退職金の改正（増額を含む）、(21)退職金制度をつくれ、(22)退職金の支払促進、(23)外車問題に伴う経営の協約から切離せ、(24)手作業の機械化促進、(25)設備の更新と改善、(26)生産体制の確立、(27)無計画残業の拒否・規正、(28)生産増加に伴う人員採用、(29)企業の合併にたいする民主化闘争、(30)生産復興闘争（企業再建を含む）、(31)文化体育費の増額、(32)特殊困窮者の救済資金の確立、(33)住宅資金の増額と適用の拡大、(34)厚生福利資金の増額、(35)作業衣の無償支給、(36)作業衣の洗濯代をタダにしろ、(37)作業衣の無償支給より金を出せ、(38)食堂・給食施設をつくれ、(39)副食を出せ、内容をよくしろ、(40)売店を新設しろ、(41)風呂場をつくれ、(42)更衣室をつくれ、(43)女子の洗面所をつくれ、(44)通勤用の自転車置場をつくれ、(45)慰安会・リクリエーションの費用を出せ、(46)お花見資金をよこせ、(47)組合創立記念日の費用獲得、(48)組合事務所をつくれ、(49)分裂反対・組織を一本にしろ、(50)職制組合員の範囲を明確にしろ、(51)本部大会出席を保証しろ、(52)労働協約、(53)実働七時間制の確立、(54)公休日を有給にせよ、(55)年次有給休暇をふやせ、(56)祝祭日の完全実施、(57)休職期間の延長、(58)公傷者の給料を全額保障せよ、(59)健康保険家族全額負担、(60)土曜日の半休制を復活せよ、(61)ストの賃金控除の場合家族手当・役付手当より控除するな、(62)購入貸付金の即時支払、(63)汽車、電車の延着を遅刻にするな、(64)分工場間の賃金差をなくせ、(65)賃金支払日を繰上げよ、(66)職制の役付と一般との不当な差別を排除しろ、(67)年齢給の延長、(68)深夜残業の待遇を改善しろ、(69)昇給制度の確立、(70)昇給の配分を適正にやれ、(71)通勤費の会社負担、(72)地方税を会社負担にせよ、(73)賃金の遅配を解消しろ、(74)賃金分割払反対、(75)一時金をよこせ、(76)給与制度の改正、(77)女子の給与を引上げよ、(78)初任給を八〇〇〇円にしろ、(79)本人給の引上げ、(80)勤続給の引上げ、(81)賃上げだ。

第六回大会　以上のような諸要求を、いかにして統一的な賃金闘争と結合させるかということが、四月四日から四日間にわたつて伊東市でひらかれた全自動車第六回定期大会の中心的な論点の一つとなつた。大会最終日に発せられた「大会宣言」は、つぎのように述べている。

昨秋の画期的賃金闘争、総評加盟の後をうけ開催された第六回定期大会は、いまここに幕を閉ざす。大小無数の討論の中から、太い火柱となつて燃えあがろうとしているものはなんであるか。

第一に賃金闘争の決意である。依然たる低賃金の実情、管理賃金の状況が異口同音に報告された。われわれはベース賃金打破の方針を堅持し、四月中を目標にただちに要求組織にとりかかる決意を固めた。

第二に国民統一戦線の結成である。総選挙闘争を契機とし再軍備反対を中心とする最低綱領の下に、幅広い国民統一戦線の結成を図ることが申合わされた。

第三に平和政策の確立である。平和の可能性の増大に伴い、部分的な反撃のみならず積極的に全体としての平和政策を確立する

ことの急務が確認された。

第四に重大な任務を担うわれわれの組織内部の強化である。一人一人の組合員が真に労働階級としての自覚に立ち要求を自らのものとして闘わねばならぬ。真の統一が下から行われねばならぬ。闘争組織、日常活動、あらゆる角度から問題が提起され、組織の質的強化が強く申合わされた。

この第六回大会の特徴は、賃金闘争に関する討論のなかでとくに「賃上げの決意こそ急務」であることが強調された点である(注)。それは、同大会にいたるまでの三年間、中央執行委員長をつとめた益田哲夫が、「この大会で賃上げの決意ができるかどうかは重大な問題である」(全自動車中央機関紙一六〇号)と述べていることからも明瞭であつた。しかし、大会の討論が、「全自動車の闘う態勢はまだ不十分さがあり、その問題点は賃上げの決意不足にある」あるいは「賃上げを決意している分会は、かならずしも職場の問題を明確につかんでいる」(前掲紙一六一号)という要約で示されているとおり、むしろ職場の諸要求と統一的な賃金闘争との結合を「決意」という抽象的な規定でまとめたところに、不十分さがあつたといわなければならない。

(注)　全自動車「平和と統一」の第六回定期大会議案」参照。

本格賃金要求　第六回大会を契機にして、全自動車の各分会は、諸要求闘争からひきつづき、五月中旬を目標にぞくぞくと本格賃金要求を組織した。

それらは、第六回大会の決定どおり「幅をもつた要求の方式」(昨年どおりの要求でもよいし、また六本柱を基礎とし最低賃金制確立という趣旨の上にたつて賃金制度・諸手当に結びつけ具体要求を決定する)にそつたものであつた。そして、五月二二日現在で、全自動車一〇二分会のうち、闘争中の分会が四七、すでに妥結した分会が一一にたつしたのである。

ここで注目されるのは、従来の闘争ちあがりが早かつたことで、すでに五会ごとに「車体産業復興共闘総決起大会」がひらかれた。全自動車の主力であるトヨタ、いすゞ、日産の三社共闘も、それぞれ五月二一、二二、二三日に、五月二六日までに要求をだした。しかし、この時期は、日経連さえも「空前のひろがり」(日経連タイムス、七月二三日号)をもつていたと認めざるを得なかつた一九五三年春季闘争の昂揚期を、すでに過ぎていたことに注目する必要がある。

日産分会の「要求書」は、つぎのとおりであつた。それは、八項目にわたるきわめて広範囲な要求として、特色あるものということができる。

一、賃金要求

(イ)　三月末、組合は四月以降賃上げの要望を会社に伝え、会社の見解をただしたが、会社は賃上困難の理由として、日産の賃金ベースが他社と比較して高くなること、原価高となること、車の値段をあげ得ないこと、従つて収益のカーブが上昇しないことを主としてあげて説明した。

右に表明する見解の範囲では、会社の問題のとりあげ方は核心をそらしている。組合は別に賃金の共同調査及び職場共同調査を申入れて、すでに実施の運びになつているが、併せて賃金に関する要求を提出する。

終戦後から勤務する者の下積みの不満、終戦後入社した者の不満、他社と合併した者の不満、嘱託、臨時工及びそれから本工になつた者の不満、初任給、昇給に対する不満、事務、技術、現場それぞれの立場からする不満、また低賃金である上に相互に納

得する原則の一片すらないことから起る不満をこれ以上放置することは由々しいことと組合は判断する。

組合は賃金が不当に低く圧迫されているのを排除し、且つ右不満を逐次解決するため目標とする原則は、昨年来、会社に対し主張している賃金三原則であり、賃金三原則を目標に賃金の徹底的引上げを昨年に引続き直ちに行い、不満の解決の第一歩をふみ出すことが全組合員の一致した要求である。

(ロ)　今回と同様の基本態度で昨年賃上を要求し、一応妥結、その後三カ月間事務交渉で努力したが、その結果は不充分である。今回はその継続として、一段と会社の理解と譲歩を要求するため、右にのべた不満の解決のため全組合員の数多い要求の中から、最低綱領を大会で決定、組合の要求として左の通り提出する。

第一項――特に低賃金者の引上げ・家族手当の増額

昨年の団交、その後の事務交渉で会社は「特に低い者の引上げ」は承認している。会社は直ちにこれを実施されたい。

なお、この項目について、今回の賃上要求全体とも関連して、組合は次の二点を特に要求する。

第一点　経験年数は少いが年齢が多く、それ相当の仕事をしている者は一定の保証を与えること。その保証点を三〇才―一万五〇〇〇円、三五才―二万円、四〇才―二万五〇〇〇円とする。

第二点　（省略）

家族手当は現在、第一扶養九〇〇円、第二扶養以下七〇〇円を第一扶養一五〇〇円、第二扶養以下を一〇〇〇円に増額すること

第二項――賃金一般引上げの要求

昨秋は組合の一、二、三万円、七本柱の統一要求に対し、例年の昇給程度（七%）に一律四〇〇円、経験一〇〇円という加算に止つた。組合は、本年はかかる不徹底な措置にとどめず、明確な賃上の実施を要求する。

賃上要求の基本は、左の経験別最低賃金表である。

（経験別最低賃金表）

熟練格差	格付け	熟練格差小分類	所要経験年数	最低保証賃金
未熟練労働	入社直後の未経験労働	未熟練の一級	〇年以上	一〇、〇〇〇円
		〃　二級	一年〃	一一、〇〇〇円
半熟練労働	補助的、或いは単純作業、上級者の指導で従事する程度のもの	半熟練の一級	二年〃	一二、〇〇〇円
		〃　二級	三年〃	一三、三〇〇円
		〃　三級	四年〃	一四、七〇〇円
初級熟練労働	普通の独立した作業を標準的な熟練度で遂行する程度のもの	初級熟練の一級	五年〃	一六、〇〇〇円
		〃　二級	六年〃	一七、三〇〇円
		〃　三級	七年〃	一八、七〇〇円
中級熟練労働		中級熟練の一級	八年〃	二〇、〇〇〇円
		〃　二級	九年〃	二一、三〇〇円
		〃　三級	一〇年〃	二三、五〇〇円
		〃　四級	一二年〃	二三、八〇〇円
上級熟練労働	上級の作業を、相当程度の熟練度で遂行し、下級者の指導的能力を持つ程度のもの	上級熟練の一級	一三年〃	二五、〇〇〇円
		〃　二級	一四年〃	二六、三〇〇円
		〃　三級	一五年〃	二七、六〇〇円
高級熟練労働		高級熟練の一級	一五年〃	三〇、〇〇〇円
		〃　二級	一六年〃	三一、一〇〇円
		〃　三級	一七年〃	三二、四〇〇円
		〃　四級	一八年〃	三三、六〇〇円

最高級熟練労働	上級の作業を、高度の熟練度で遂行し、下級者一般の指導的能力を持つ程度のもの	〃
最高級熟練	五級　一九年〃　二〇年〃	一四、八〇〇円　三六、〇〇〇円

右のうち一般引上げとしては、各人が該当する経験別最低賃金（以下Sと称す）から各人の現在の基本給、二〇〇〇円一律分、特別手当、及び基本給の六分の一を合計した額（以下Aと称す）を差引いた額の三分の一の賃上を要求する。

但し、各人の基本給の一割引上げ、及び別に経験加給、経験クレームによる賃上げ（内容省略）を要求する。従つてこの二者の合計額は、右賃上要求額から差引く。

第三項――職種別最低賃金確立のための賃上要求

現在、組合員が職場で遂行している仕事に対し、賃金は低いし、われわれの主張する賃金三原則に照らし、正しい評価が行われていない。この修正の第一歩として、各人につきSとAとの差額の半分の一斉賃上を要求する。

第四項――能力プール査定の要求

従来の低賃金の中にも、仕事に対する各人の能力の評価がいろいろの形で、あいまい不合理に織りこまれている。この整理は困難であるが、今次賃上に際しては最低要求と混同しないように、能力査定についても要綱を協議し、処理方式を協定することを要求する。

この点に関し組合の要求は次の三点である。

第一点　プールの総額は、各人につきSとAとの差の三割を総合計した額とする。

第二点　（省略）

第三点　本プールの処理は交渉妥結後二カ月以内に行うこと。

そのために会社、組合に協議機関を設置すること。

第五項――プレミアム制度廃止の要求

プレミアム制度は、長い歴史の中で一応の任務を果したが、現在はむしろ生産制限の制度であり、公平公正の見地からも収拾困難な問題に当面し、制度として存立の意義を失つている。

労働の生産性の問題は重要なことであるが、これは会社、組合双方それぞれの立場で、且つ、相互の関係で、プレミアム制度とは別の方法で追及されるべきものである。

以上の見解については、職場の実情を別に提示して裏付けとするが、組合はこの際、プレミアムの固定・廃止を要求する。

第六項――基本賃金確立の要求

第七項――賃金共同調査の促進、及び賃金協議会設置の要求

五月一五日までの賃金共同調査のための打合せの主旨を更に発展させ、賃金共同調査の促進方、及び三社、下請中小企業との共同調査の途を、なお積極的に講ずることを要求する。

今回の賃金要求で妥結した点の処理のため、及び将来の賃金問題処理のため、賃金協議会設置を要求する。（第四項と同じ機関）

組合は別に賃金委員会を組織するが、その中から職能代表を、また組合の各機関から組合代表を送る。

第八項――実施期日の要求

本要求実施は六月分からとするが、但し要求中、特に低い者の修正は昨年一二月にさかのぼること。（以下省略）

第九項――賃金に関する職場要求の処理に関する申入れ

賃金問題は当然適正配置の問題に関連する。組合は調査の進捗に応じて適正配置、職制、人事の問題を会社との団交でとりあげ、その結果によつて協議に移して行くことを申入れて置く。

二、退職金制度に関する要求

(イ)　昭和二二年一二月二八日に制定された従業員退職手当規程は、その後、昭和二四年一月三一日、一部改正があり、昭和二四年一〇月一五日に会社の一方的非合法な措置により改悪された。その後、昭和二四年一二月二九日、附則の追加があつた。昭和二五年六月一〇日会社から案が提案されたが、六月一三日の団交で組合はこれを拒否し、昭和二五年一〇月一七日組合側から要求案を出しているが、会社が拒否し協定に至らず、今日に至り、現在実施されているが、退職金制度は暫定実施のままになつている。よつて、昭和二四年一〇月一五日の一方的措置を、この際、将来にわたり取消し、昭和二四年一〇月一四日以前に復元することを要求する。

(ロ)　（省略）

(ハ)　退職金計算の基礎になる各人の賃金は、今回の要求により成立する基本賃金であるが、細部は協議したい。

(ニ)　（省略）

(ホ)　臨時工及び研究室関係の嘱託から本採用になつた者の、臨時工及び嘱託の在籍期間は別に協議する換算率で勤続年数に加算を要求する。

(ヘ)　退職金要求に関連して、停年嘱託の退転時の慰労金制度の改訂を左の通り要求する。

嘱託期間一年以上　嘱託手当の二カ月分
同　二年以上　〃　四カ月分
同　三年以上　〃　六カ月分

以下期間更新の場合は、一年につき二カ月加算。

三、一時金

夏季一時金の最低保証額として、左の通り要求する。

(イ)　各人の二五日定期払いの二カ月分

(ロ)　支給範囲は五月二三日在籍全員

(ハ)　常傭労務者及び嘱託についても同様とすることを念のため申し添える。

(ニ)　支給期日、六月二〇日

四、臨時工に関し本採用追加要求、その他

(イ)　左の三二名につき、組合は本採用の条件は充分であると確信するから、詮衡または再詮衡を組合立合いで、六月一〇日までに横浜工場で実施されたい。（氏名省略）

(ロ)　（省略）

(ハ)　右三二名の者については、団交においても会社、組合間で懸案交渉中であることを確認しているから、本件交渉妥結までは不利な取扱いをしないこと。特に本人の意志があれば引続き雇傭契約を続けることを文書で確約することを要求する。

(ニ)　組合が本採用にする要求をしたため、他の臨時工及び日雇労務者に種々の圧迫が現われている。また名称の変つた臨時工を使用する方針があるように思われるから、組合は厳重に抗議する。

なお、臨時工その他に関する労働条件改善に関する交渉は、直ちに再開を要求する。

五、作業服支給に関する要求（省略）

六、結核疾患の休職期間延長及び保証額増額要求

(イ)　従業員休職規定、第四条の一、結核疾患の場合「休職となつた日から二年間」とあるのを「休職になつた日から三年間」と期間を延長すること。

(ロ)　同四条の2に、前項の休職手当金額は当該休職者の理論月収の八割とあるのを、「定時間内におけるプレミアムを含む実収総額」とすること。

七、身体障害者の通勤取扱いに関する要求
(イ)　全工場にわたり身体障害者の通勤に関し、特別の処置を要求する。
(ロ)　横浜、鶴見においては、手足、その他身体障害者の証ある者の通勤について、バスの便を供されたし。細部は安全衛生管理関係者を含め、三者で協議決定したいが、実施は六月一日から要求する。
八、文化体育費増額に関する要求再確認の件
二八年度文化体育予算として、現在の六〇万円を一〇〇万円に増額要求中であつたが、未だ会社は承認していない。文化体育に関する三者協議を促進することと併行して、右要求を至急承認されたい。

全日本自動車産業労働組合日産自動車分会
組合長　益田哲夫

日産自動車株式会社
取締役社長　浅原源七殿

闘争の第一期　日経連、自動車協会などの指導を背景とする資本家側は、まず全自動車労組による統一闘争の足並みを乱すことにねらいをおき、比較的たちあがりの早かつた京浜支部の各分会にたいしては若干の譲歩（賃金税込一〇〇〇―一五〇〇円値上げ、一時金は昨年末を上廻る）をおこなつて妥協をはかり、トヨタとほぼ同時期に要求をだした東海支部の各分会にたいしては回答をひきのばすという戦術をとつた。そして、三社共闘ならびに日本自動車工業分会（約三〇〇〇人）を除く大半の分会は、六月末から七月初旬にかけていちおうの妥結をみるにいたつた。この間の情勢について、六月二三―二四日にひらかれた全自動車労組中央執行委員会は、つぎのように分析している。すなわち、「相手の態度から判断されることは、従来の全自動車労組の弱点に集中攻撃をかけて全体の闘争力にヒビを入れようとした態度から進んで、全自動車労組の主力であり中核である三社に攻撃を集中し対決しようとする意図が露骨に現れていることである」と。

日産では、前記の要求に基く第一回団体交渉が六月四日におこなわれた。しかし、会社は交渉の当初から、「およそ金めのものは全面拒否」という態度にでて、組合の要求を問題にしようとはしなかつた。それればかりか、逆に、会社は組合にたいして、第一に五月一八日から表面化してきた課長・同待遇者を非組合員とする問題をくりかえし申入れ、第二に今後の組合活動は会社が二年前に提案した組合活動に関する覚書案（いわゆる七夕提案）の枠内でおこなうことを実施するむね通告してきた。この組合活動に関する覚書案のねらいは、就業中の組合活動に要した時間を賃金支払いの対象にしないこと（ノーワーク・ノーペイ）ならびにほとんどすべての組合活動に届出制を施くことであつた。

会社の態度に憤激した労働者は、翌六月五日から連日、各職場ごとに職場大会をひらき、また大衆的な団体交渉を要求したのである。六月一〇日、ようやく第二回団体交渉がおこなわれた日に、浅原社長の名で「従業員各位宛説明書」が配布された。しかし、第四回団体交渉がおこなわれた六月一五日ごろから、職場闘争はかえつてますます昂揚した。会社は、六月二二日、ビラの取外し命令仮処分の申請を裁判所におこなつた。

このような情勢のなかで、三社共闘ならびに日本自動車工業分会傘下各分会のストライキ権委譲が、六月一五日、いずれも八三％、六月二〇日、日産八三％、トヨタ八五％でおこなわれた。

日産の定期賃金支払日である六月二五日、会社は前記の覚書案を盾にとつて、就業中の組合活動時間分を賃金から差引いてしまつ

た。（その差引業務は社外で非組合員の部長がおこない、現金は銀行で袋につめたといわれる。）まだ覚書案は組合の承認を得ていない上に、賃金の査定があいまいすぎるというので激昂した組合員は各課長にその払いもどしを（職場によつては夜を徹して）要求し、多数の課長は善処を約した。読売新聞（労使決戦の場――日産争議の真相、八月一三日）によれば、その差引額は、平均五〇〇〇円から最高一万二〇〇〇円に達したといわれる。

この事件をきつかけに、会社最高幹部の職制末端にたいする統制が強化され、すべての課長が前約を取消した。とくに横浜工場の闘争は激しく、会社は同日の「吊しあげ」事件を、暴力行為等処罰に関する法律違反の理由で告発した。横浜地検は事件がおこつてから四三日目、後に述べる工場閉鎖がおこなわれた直後の八月七日、百余人の警官隊を動員し、益田組合長ら五人の幹部を逮捕した。（八月一四日には吉原工場でも四人が逮捕された。）

日産の会社側は、一時金についても、トヨタ、いすゞよりことさら低い線を、しかも時期を遅らしてだし、闘争終結をひきのばし、支払時期すら発表しなかつた。（六月一六日トヨタ二万五〇〇〇円、六月二四日いすゞ一カ月分、七月九日日産一万四〇〇〇円プラス成績加給二〇〇〇円と、それぞれ会社側が提案した。）

日産分会は、七月三日以降、連続一時間スト、さらに一一日は半日の波状ストをおこない、三社共闘の団結を固めたが、会社は、これにたいして一三日、一四日の臨時休業という戦術で対抗した。

闘争の第二期　七月一六日、第一六回団体交渉の席上、組合は、今次賃上要求の保留を会社側に申出るとともに、組合活動に関する覚書案についても、これを修正して承認するという態度を示し、そのかわり一時金について会社が譲歩するよう要求した。「賃金闘争を放棄したことについて、益田組合長は、この賃上げは要求を組織したときから心配があり、昨年秋の惰性で確信のないまま進んだため中途でくらついたと述懐しているが、理論的に優れた六本柱賃金の要求も、組合員ひとりびとりのものとはなつていなかつたと解される」（労働経済四季報第二集一九一頁）。

だが、全自動車の中核たる日産分会の「組織自体」を問題にする会社は、一時金についての譲歩要求も拒否し、ついに団体交渉は決裂した。後に、日経連の前田専務理事は、「会社の基本態度がこういう争議にあり勝ちな安易な妥協を避け」たことを高く評価している（経営者一九五三年一一月号）。

三社共闘は、七月三日以降、連続一時間スト、さらに一一日よりいすゞ、一七日より日産、一八日よりトヨタが部分ストにはいつた。しかし、いすゞ、トヨタ両分会とも、その闘争態勢はかならずしも強固とはいえなかつた。たとえば、トヨタ分会では分裂策動がかなり表面化し、「トヨタを守る会」という署名、あるいは無署名で、次のような多数のビラがまかれた。

△どこまで続くぬかるみぞ、泥沼闘争はもう御免だ。
△無駄な一時間ストはやめた方がよい。
△職場放棄はもうこりごりだ。
△七月賃金はどうなるか心配だ。闘争資金を貸出せ。
△日産、いすゞにしてやられるな。
△益哲（日産分会益田組合長）の口車に乗るな。
△全くストはこりごりだ。国産自動車を守るために生産に入ろう。
△闘争は短期に解決せねばならぬ。長期闘争は御免だ。
△一時金の額を伸ばす闘争に集中しよう。

かくて、八月三日にはいすゞ、四日にはトヨタが、それぞれ一時金を中心に妥結し、賃金値上げの要求は「全面的保留」を余儀なく

された。

（注）いすゞ分会の闘争については、同分会から「闘争経過」（三月二七日―七月一一日）と題する詳細な日誌のプリントが発行されている。

この時期に、日産では会社側が、七月二一日、組合の部分ストに対抗して整備課などの職場閉鎖をおこない、二五日の定期賃金支払日にはふたたび賃金差引きを断行した。そして、これに対してさらに組合が部分ストを拡大するというように、激しいせり合いが展開されていた。

会社側は、日産分会が孤立したのを利用して、にわかに攻撃を強めた。日産自動車株式会社弘報班の発行する「御家族の皆様へ」という印刷物は、「商売仇のトヨタ、いすゞが妥結して、どんどん車を造つたら日産の地盤は覆され、あとになつて泣くのは日産の従業員だ」と書き、「皆さん、この声をきいて空恐しくなりませんか」と呼びかけた。

（注）日産自動車の争議中、会社側は、社長名・人事部長名あるいは弘報班の名で多数の印刷物を従業員の家庭へ郵送した。それには、「御家族の皆様へ」、「従業員各位」、「従業員並に御家族の皆様へ」、「従業員の皆様へ」、「組合員の皆様へ」というような見出しがそれぞれついており、八月中旬からはタブロイド版の新聞形式を採用した。

闘争の第三期　いすゞ、つづいてトヨタが妥結した翌日、八月五日午前四時に、日産分会の主力がある横浜・鶴見地区の第一―五数地および吉原工場の工場閉鎖がおこなわれた。組合はただちに、工場閉鎖が不当であること、閉鎖反対の交渉をおこない、私物その他の保全のため現場へ立入ること、などを会社に申入れたが拒否された。そこで、各工場とも労働者はバリケードを突破して大衆行動の力で工場に進入し、会社側と対峙してゆずらなかつた。

しかし、翌々七日には、前記のように大規模な争議干渉（組合幹部の逮捕）がおこなわれるにいたつたのである。日産と日を同じくして、日本自動車工業分会に対しても工場閉鎖がおこなわれた。

これに勢いを得た会社は、九日にふたたびバリケードを築いたが、翌一〇日には、またもや労働者がそれを突破して工場へ進入し、そのまま徹夜のすわりこみをつづけ、一一日の「不当検挙・工場閉鎖反対・要求貫徹全支部総決起大会」を迎えたのである。横浜工場でひらかれたこの大会には、全国の日産の工場から約七〇〇〇人の組合員が集つてきた。この日、さきに検挙された者のうち三人が釈放され、組合員の歓声に迎えられて大会に臨んだ。（八月一九日までには全員が釈放された。）

しかし、工場閉鎖に直面した組合の立場は、日とともに困難を増し、八月二〇日以降、二五〇万円を費したといわれるベリケード（横浜工場）で職場進入を阻止された組合の闘争力低下は否定できないものがあつた。これに対して、会社側の動きは、きわめて計画的であり、ベリケードの要所に動員した人夫は横浜工場だけで七〇人にのぼり、これをすべて直傭の常傭いとして賃金台帳まで備付け、日給三五〇円、臨時手当五五〇円、酒・タバコ・食事を別途支給した。

（注）「合理化攻勢と争議――日産の場合」改造一九五三年一一月号。

八月二一日には、益田組合長以下六名の組合幹部たいして、会社は懲戒解雇を通告した。

かくして、組合側も工場進入は諦めざるを得なくなり、闘争体制の強化をはかるため、八月二四日、首切り反対実力行使の全員投票をおこない、八九%がこれを支持した。また、工場閉鎖に対抗する

ため、居住組織の確立に着手した。二五日、全自動車本部に、各産業部門の労働組合代表が集つて拡大共闘会議をひらいた。

（注）日産分会が準備した闘争資金は一四〇〇万円、他の労働組合（主として総評系）からの融質総額一億三〇〇〇万円。

八月三〇日、ついに横浜、鶴見両工場の約五〇〇人が分裂し、第二組合（日産自動車労働組合）の結成大会を、東京浅草公会堂でおこなつた。つづいて九月四日、吉原工場で分裂がおこり、さらにそれは厚木、新橋、東京、大阪の各支部へ波及した。この分裂策動が初期においては管理、技術部門で激しく、現場でも鋳造関係の職人的な気風が残つているところに顕著であつたことは特徴的である。また、この第二組合結成には、民労連系組合幹部が重要な役割を演じている。

日産分会の組合員にたいする第二組合幹部の切崩し工作は、九月五日の土曜から六日の日曜にかけて、家庭にいるばらばらの労働者にたいし、とくに活潑におこなわれた。それは、組合員の一人一人を目標にして支配を強化するという、日産争議でとくに顕著となつた資本家側の戦術のあらわれである。会社は、第二組合員にたいしてだけ、工場閉鎖を解除して臨時休業扱いとし、賃金の六〇％を保証するという挙にでた。

（注）「日産自動車労働組合結成の趣旨」は、つぎのとおりである（同労組吉原支部のリーフレット「真実を訴う」による）。

(1) 闘争方針の政治的偏向は闘争の長期化に伴い益々組合員大衆の利益を故意に踏みにじつている。

(2) 闘争手段の非合理性、非合法性は官憲介入の口実を与え、組織の弱化を招き自ら労働者の首を絞めている。職制人に対する暴力的吊上げは、個人の基本的人権を無視した暴力行為であつて、我々は断じて、看過する事は出来ない。

(3) 組合の非民主性は言論の自由を極度に損い、少数者の建設的反対意見は常に一方的に封殺されている。我々の生活は、そしてそのよつて立つ企業は、これを無視した執行部の無責任な指導方針の強行によつて危胎に頻している。かかる危機観に立つ時、もはや組織の内部に於て民主的方法によつて我我の主張を通すなどという悠長さは許されない。

分裂の状態を、第一次――八月三〇日の第二組合結成まで、第二

部門別	在籍	脱退数 一次 八・三〇	脱退数 二次 八・三〇自 九・二四至	脱退数 三次 九・二四自 一〇・三〇至	脱退数 計	現在数	合計
横浜工場							
事務部門	六七六	二六一	二六七	三八	五六六	一一〇	七、二四〇
補給部門	二七一	〇	一三三	九三	二三五	四六	五一一
検査部門	二六三	四一	一三〇	四三	二一四	四九	二、四三
工具施設部門	五四四	〇	一四八	九五	二四三	三五一	一、四八三
製造部門	一、九四	二七	四三	五〇〇	九七〇	一、〇二四	四、二三七
横浜工場小計	三、七九八	三二八	四一一	七六八	二、二一八	一、五八〇	三、〇四七
鶴見工場	五七九	一八三	一三一	九二	四〇五	一七二	五七七
吉原工場	一、五六八	〇	四三五	四六六	九〇一	六六七	一、五六八
厚木工場	四五七	〇	二〇四	五一	二五五	二〇三	四六〇
東京（船堀砂町）	四六三	〇	一七〇	七九	二四九	二一三	四六二
新橋支部	一六〇	〇	一五八	〇	一五八	二	一六〇
大阪工場	二七	〇	二四	二七	五一	七六	一二七
戸塚工場	一三	〇	〇	〇	〇	一三	一三
合計	七、二四〇	五二一	二、二四三	一、四八三	四、二三七	三、〇四七	七、二八四

次――九月二四日の生産再開まで、第三次――一〇月三〇日まで、に区分して各時期の脱退組合員概数をみると、前頁のとおりである。

生産再開　組合員たる課長の組合脱退勧誘――賃金の一方的差引き――ストライキに対抗する臨時休業――部分ストに対抗する職場閉鎖と出荷仮処分――告訴・告発――官憲の介入――組合幹部および活動家の検挙と解雇――民労連・職場防衛運動連絡協議会につながる第二組合の結成、という日経連直接指導のコースを、日産自動車の労働者は「レール戦術」と呼んでいる。

わが国最強の労働組合の一つと自他ともに認め、その堅固な職場組織で会社に対抗していた全自動車日産分会にむかつて、資本家側は、あたかも、レールの上をつぎからつぎへと疾走してくる車のように、集中的な攻撃のほこ先を向けたのであつた。

（注）日産、いすゞ、トヨタ三社をはじめ各自動車メーカーの間では、工場閉鎖がどんなに長期化しても日産の市場は荒さないという了解が成立していたといわれる。また、日産の会社側は争議前すでに一〇月ごろまでの生産計画分を、下請工場に対して発注ずみであつた（政治経済研究所「自動車部品下請企業の実態」）。

なお、日産の川又専務は興業銀行出身であるが、会社側の争議資金がすくなくも五億円にのぼつていることについて、事前に興銀との間に話合いができていたとみられている。

各工場とも、散発的な闘争はいぜんとして激しくおこなわれていたが（会社側「紛争経過」もこのことを認めている）、九月一三日ついに日産分会も「組合活動に関する協定」に調印し、これを条件として、一四日、二ヵ月ぶりで団体交渉が再開された。

九月二〇日ひらかれた日産分会の大会は、「闘争を職場で組む」という新しい方針を決定し、「職場委員会組職の活動による頽勢の挽回」をめざして賃金値上要求は「全面的保留」とし、二一日に争議開始以来五ヵ月ぶりで仮調印、一四日生産再開の運びとなつた。

（妥結協定書）

日産自動車株式会社（以下会社という）と全日本自動車産業労働組合日産自動車分会（以下分会という）とは、左記事項を確認し、これを以て本年五月二五日分会の賃上その他の諸要求提出以来、会社、分会間に発生した紛争の妥結と見做し、明日以降平常状態に復して逐次生産を再開するものとする。

〔記〕

一、分会は本年五月二五日提出の労庶発第八九一号における要求書（以下要求書という）第一項による賃上要求を取下げる。

但し、会社、分会は昭和二八年九月一三日附覚書（後掲、組合活動に関する協定書）第三項を確認する。

二、組合活動に関する取扱い及び六月二五日払以降の不就業賃金の処理は、九月一三日附協定書及び同日附覚書による。但し、協定書につき会社の追加申入れ「有効期間満了前一ヵ月前までに当事者のいずれからも改訂の意思表示がないときは、この協定書は更に六ヵ月間更新される」を分会は承認する。

三、分会は要求書第二項による退職金制度に関する要求を取下げる。

四、会社は夏季手当（一時金）を左により支給する。

イ、支給額

(1)　一般従業員

基準賃金（基本給、家族手当、特別手当の合計額）の一ヵ月分とし、これに成績加給を加算した額。

(2)　常勤嘱託

基準賃金（二五日払）の一カ月分。

(3)　常傭労務者

基準賃金（二五日払）の一カ月分（但し税込）。

但し、昭和二八年三月二一日附、臨時工からの本採用者については、一般従業員扱いとし、初任給が改訂された者については追加払をする。

(4)　昭和二八年度新卒者については、別に会社において考慮する。

(5)　全期間病気休職者については前記支給額の七〇％とする。

ロ、支給条件

(1)　昭和二七年九月二一日より昭和二八年三月二〇日までの間勤務し、妥結日現在在籍する者に対して、右期間中の出勤率が九〇％以上の場合に限り前期額を支給する。

(2)　右期間中出勤率七〇％以上九〇％未満の者には、前記支給額の九〇％を支給する。

(3)　右期間中出勤率七〇％未満の者には前期支給額の七〇％を支給する。

ハ、支払時期

九月二五日支払を目標とする。

五、分会は要求書第四項による臨時工の本採用追加、その他の要求を取下げる。

六、分会は要求書第五項による作業服支給に関する要求を取下げる。

会社は作業上必要な保護具に属するものについては検討の上逐次実施する。

七、分会は要求書第六項による結核性疾患による休職期間延長及び保証額増額の要求を取下げ、会社は勤続等の要素を考えて救済の手段を講ずる。

八、身体障害者の通勤取扱については、人調発第六七一号の通りとする。

九、分会は要求書第八項による文化体育費増額に関する要求を取下げ、会社は施設について可能な限り考慮する。

十、会社は立上り資金を支給しない。

会社は希望者に対し、家族持―五〇〇〇円、独身者―三〇〇〇円を限度として左により貸付を行う。

イ、貸付期日　一〇月一〇日以降。

ロ、返済は三カ月の分割払とし、昭和二八年一二月二五日払より控除する。

十一、六名の懲戒解雇についての団体交渉は、その時期方法等につき、別に協議するところにより行うこととする。

十二、会社は今次紛争時における臨時休業中の賃金は平均賃金の六割を補償し、作業場閉鎖中の賃金は支給しない。

分会はこれを承認する。

十三、就業開始の期日は、会社から分会の組合員個々に通知するものとし、明日以降就業開始までの期間については、臨時休業扱いとする。

（組合活動に関する協定書）

日産自動車株式会社（以下会社という）全日本自動車産業労働組合日産自動車分会（以下分会という）とは組合活動に関し左の基本事項即ち

(1)　会社の経営権に基く企業活動の権威と、分会の組合活動の自由は相互に尊重する。

(2)　従つて分会は組合活動を会社の工場事業所で行う場合及び組

合員をその就業時間中にこれに参加せしめる場合は、会社との関係で制約を受けることを認め、会社は企業活動に支障ないと認めた限り組合活動を不当に圧迫しないことを認める。

(3) 分会は組合活動に参加した行事又は集会の特定の参加者の賃金を保証するが如き保証はとはしない。

会社は特に承認した行事、勿論、不当労働行為となるが如き保証は行わない。

(4) 本協定は右の諸点に関する会社分会間の協議の方式、協議の結果の標準並びに賃金支給の方式を定め、会社分会双方これに忠実であることを約するものである。

(5) 右のほか本協定は次の二つの場合を併せ定め、いずれの場合においてもその運用につき会社分会協力すべきことを約する。

一、分会が前項の協議整わないにも拘らず、分会の責任で組合員を行事その他の組合活動に参加せしめた場合の処理方法

二、分会がそれぞれの機関により労働条件に関し、或いは生産に協力する件に関し会社のそれぞれの部署と交渉する場合の処理方法

を了解し次の本協定並びに附属協定を締結する。

組合活動に関する協定

一、工場事業所内での組合行事、集会その他の組合活動の実施並びにこれに組合員が参加することについては、会社分会協議の上これを行うものとする。

分会は会社の承諾、承認または許可を得ることを本則とし、会社は承諾、承認または許可の権利を濫用することを避け、双方工場事業所内における労働秩序の確立に協力する。

二、

(1) 分会が工場事業所内で行事、集会その他の組合活動を行わんとするときの協議は、事前に次の手続によりこれを行い会社の承諾を得るものとする。分会は右の組合活動の名称、人員、時間及び場所を記した承諾申請書を組合長名儀で社長宛に提出する。

(2) 前号の承諾を得られないで分会の責任で行事、集会その他の組合活動を行うときと雖も分会は会社に届出るものとする。届出は前号に準じて行う。但し前号の申請書を提出してある場合はこれを以つて届出に代えることが出来る。

三、

(1) 分会が構内外を問わず就業時間中に行事、集会その他の組合活動に組合員を参加せしめんとする協議は、事前に次の手続によりこれを行い会社の承認または許可を得るものとする。

右参加者は職場委員長を通じて組合活動の名称、時間及び場所を記した承認または許可申請書を所属課長を経由で社長宛に提出する。

(2) 前号の承認または許可を得ないで組合活動に参加するときと雖も参加者は会社に届出るものとする。届出は前号に準じて行う。但し前号の申請書を提出してある場合はこれを以つて届出に代えることが出来る。

(3) 前項の承認を得ない組合活動に参加するものに対しては承認または許可を与えない。この場合と雖も届出を必要とする。

四、組合員が就業時間中別に定める集会に参加する場合は、会社が業務に差支えないと認めた限り承認する。

五、組合員が就業時間中別に定める集会に参加する場合は、会社

が業務に差支えないと認めた限り原則として許可する。

六、第四項及び第五項の別に定める集会以外の集会は就業時間中に開催しないことを原則とし、会社は組合員が就業時間中これに参加することを原則として許可しない。

七、

(1) 会社が承認した参加者の不就業時間に対しては賃金（プレミアムを含む、但し常傭時間扱とする）を支給する。

(2) 会社が許可した参加者の不就業時間に対する賃金は固定部分のみを支給する。

(3) 会社が承認または許可しない参加者の不就業時間に対しては一切の賃金（固定変動部分及びプレミアム）を支給しない。

(4) 届出のない場合または届出の時間を超過した分の不就業時間については、会社の認定による。

(5) (2)(3)の場合プレミアムの基本率算式中実働時間に算入しない。

八、会社分会間のそれぞれの部署における生産または労働条件に関する協議に参加するものについては、別に定める方式により会社が協議に応じた範囲内で第七項第一号を適用する。

九、この協定の有効期間は昭和二八年九月一三日から昭和二九年三月一二日までの六カ月間とする。

有効期間満了前一カ月前までに当事者の何れからも改訂の意思表示がないときは、この協定書は更に六カ月間更新される。

全自動車中央機関紙号外は、この日産闘争の新たな段階にさいし「生産をにぎる職場の力こそ、首切りをはね返し、組織を守り、生活を擁護する」と、つぎのように訴えた。

九月二一日、春から夏、夏から秋へ約四カ月の闘いを経、日産自動車分会は団交の中で仮調印を終つた。二四日、生産再開、組合員は五〇日ぶりに職場に帰る。われわれの闘いは新たな段階に入つた。

相手は団交に応ぜざるを得ず、さらに組合幹部六名の首切問題を今後の団交でとり上げることを確約するところまで押しこめられたが、しかもなおこれまでファッショ的意図をたくましくし、それをめざしてきただけに生産再開の問題は職制の線を中心とする彼等の生産態勢に深刻な脅威を呼び起した。決はむしろ今後の職場でとられねばならない。組合は当面の闘いの現象にとらわれず大局的な見地から会社との間に残された全目の問題については一応妥結の形をとり、工場閉鎖の線を外させ、生産の主導権をにぎる現態勢を保持しつつ職場を基盤に闘う決意をしたのである。

「組合活動についての覚書のごときはコップの中の嵐にすぎない、問題は組合の方針にある」と組合圧殺の意図を明かにし、さらに「レール戦術に従つて打つべき手は打つ」旨を公言して莫大な費用を投じ、現情勢下およそ考えうる限りの攻撃を恣にした相手の意図は成功しているであろうか。何より明かなことは相手が力まかせに「再び職場の要求をとり上げて闘うことの出来ぬ、なれ合いの御用組合」と化そうとしたのに対し、組合は新しい段階に応じての闘争目標を九三%の圧倒的多数を以て打出しているではないか。生産再開、生活擁護（一〇日以降の生活保障のために要求をだすことは当然である）、不当首切撤回（ストライキを含む実力行使指令権再確認）、あらゆる職制の圧迫反撃、工場閉鎖中の賃金確保（不当な工場閉鎖をみとめることは今後のためにもできない）の五目標こそこれである。しかもわれわれは先のドッヂ・ライン下の大量首切で経営者の本質を知つたが、再び改めて彼等の暴虐な合理化政策の本質を見ぬいた。また団結の力、家

族、内外労組、政党、民主団体、文化人等を含めての共闘の力に思い新たなるものがあつた。これらの体験こそ貴重なるものである。

秋から冬、そして来年へ、情勢はいうまでもなくMSAを頂点として激しくなりつつある。首切り、労働強化、組合活動圧迫、さらに米価を始めとする物価値上、インフレ、経済統制、ファッショ的立法等々、吉田内閣を先頭とする相手の攻撃の方向は明確である。これは相手の強さを意味するものであろうか。そうではない。昨年来の平和情勢の進展に動揺した独占資本がMSAをキツカケに政治経済の全態勢を戦時的にファッショ的に切り換えようとしてアガいている姿を示すものである。日産経営者の極端な反動化もこの背後の情勢につながる。われわれはこの情勢を直視し、はつきりした抵抗線をきずきあげねばならない。昨年来の労働者を中心とする国民的闘争を思いうかべよ。炭労、電産の闘争をはじめ一連の労働者闘争、画期的な軍事基地反対闘争、日中貿易促進の闘いなど、闘いは拡がり高まつている。吉田内閣は臨時国会のり切りに確信のもてぬところに追いつめられているし、日経連はギマン的な「労資協調」の面を前面にださざるを得なくなつている。闘いにより次第に太い抵抗線が――政局の動揺は知らず、インフレにたちまち反撥し国民生活を守りぬくフランスの労働者のような――随所に築かれる可能性がある。

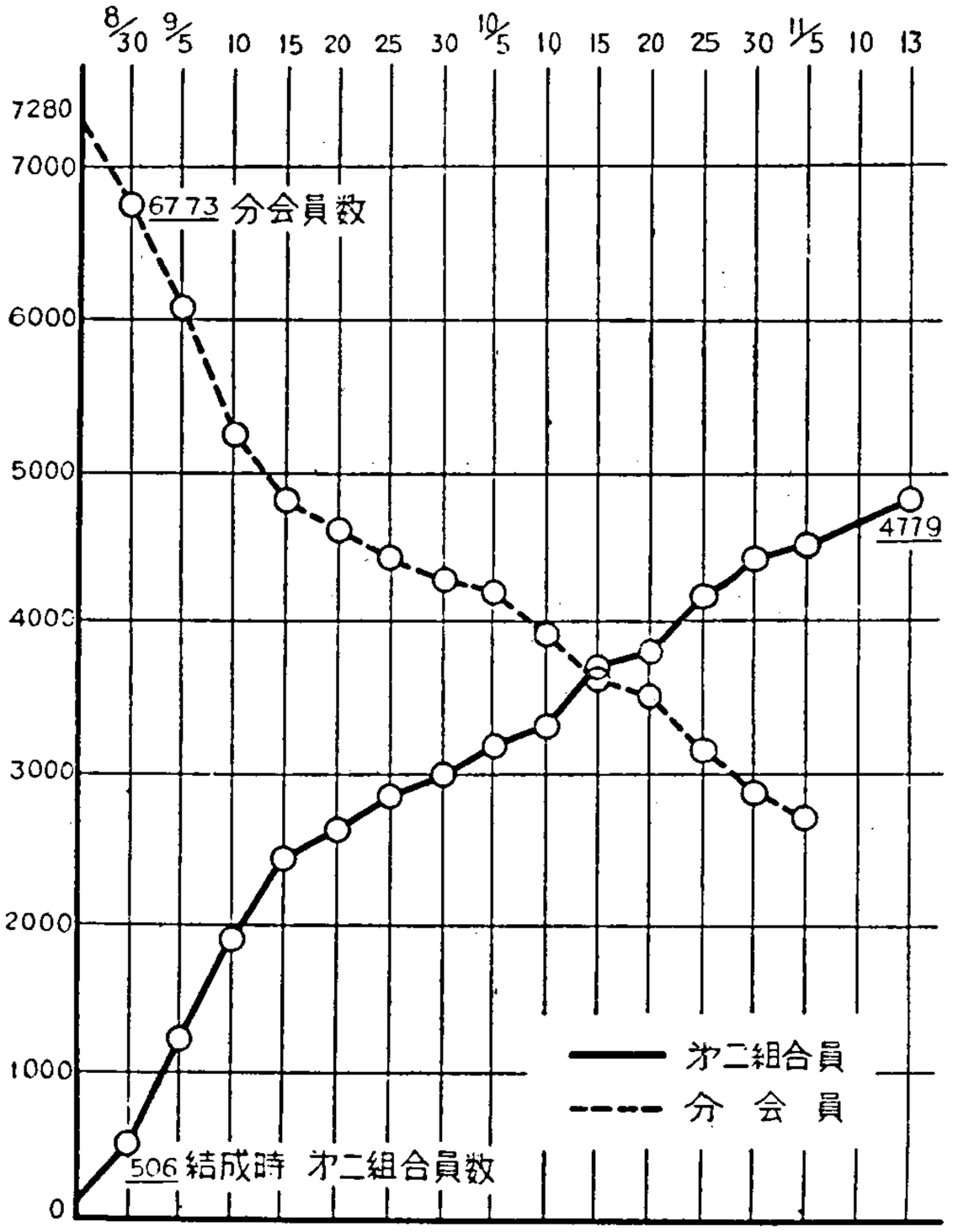
闘争のための闘争を興味本位に考えるならいざしらず、生活を守り、産業を守らんとする労働者にはここ当分、職場の要求を忠実に全体で守り、闘いぬかねばならぬ責務がつづく。

全体闘争から職場闘争へ、再び全体闘争へと闘争の形は変ろうとも目標を堅持して闘い続けるのみである。

ゼネストをかけ日産、日本自工両分会の闘争を中心に闘つてきた全自動車の闘争はここに全体として新たな闘争の段階に入る。「合理化政策反撃から生活擁護、産業の平和的復興へ」という大きな旗印を掲げつつ職場の一人一人の決意と労働者の連帯性の上に立つて闘争を組織せねばならない。日産自動車分会の掲げる目標は全体としての共通な目標であり得る。日産の不当首切をいよいよ共闘の力ではねかえさねばならぬ必要性と同時に各分会での不当首切の少なからぬメを摘みだし除かねばならない。「工場閉鎖の当不当」は日産の経営者もついに白紙とせざるを得なかつた状況ではあるが、これはなお全体として追及せねばならぬ許し得ない重大な問題である。、職場組織、職場闘争に根を下ろして問題を掘り起し、要求を組織しよう。この中から組織全体の共闘が充実するであろう。

われわれは即刻今次日産闘争の貴重な経験を全組織の中に生かさねばならない。この体験を正しく摂取する中からこそ将来の誤りない方向が打ちだされる。また職場の一人一人の意識と決意が固められるためには教育宣伝活動を中心に諸対策諸活動があわせて強化されねばならないであろう。なお全自動車全体の闘争組織の中で全員首切りと頑強に闘う日本自工の闘いは中小企業復興の共通の問題として一そう組織の力を集中してゆこう。

最後に日産、日本自工を中心とする闘いに寄せられた各方面の共闘、支援は筆舌につくし難いものがある。家族の、外部労組の、政党・民主団体・文化人の結集された偉大な力は労働戦線、民主戦線の結集、統一につきわれわれに改めて教訓を与えてくれるものでもあつた。今後われわれが幅広く絶えず総評の旗の下、労働戦線全体の中で、また国民的な民主戦線の中で積極的に共闘をくみつつ闘うことこそわれわれに負わされた任務であり、今次の共闘、支援に対して酬いる途であろう。



あらゆる暴圧と闘いぬいた日産自動車分会の新たな闘争段階への移行に際し、全自動車は組織をあげて決意を新たにし、秋から冬への闘争組織に邁進することを誓いたい。

闘争終結後も、分裂策動はいぜんとしてつづき、一〇月中旬には第二組合が日産自動車約七三〇〇人の組合員のうち過半数を占めるにいたつた（左図参照）。

当時、第二組合が掲げていた運動方針については、同組合のビラ「真実を訴える」第四号（一〇月五日附）が、「新組合は何をするか」と題して、つぎのように述べている。

一、経営協議会の質的強化　階級闘争の場とするのではなく、真に

日産自動車の組合分裂状況

労働者の生活を守りその基盤たる企業を繁栄させる為に職能人を網羅して活潑な経協を持つ。これは新しい組合運動の方向として西ドイツの経営参加の例を参照しつつ展開され組合員の真の幸福の鍵となろう。

二、厚生福利対策

(1) 社員子弟の教育を考える——幼稚園から大学まで、これがスローガンである。

(2) 住宅対策の強化——住宅公庫と会社をタイアップせしめて鉄筋アパート類の社宅を新築せしめる。

(3) 安全衛生の具体的施設を実行せしめる。

(4) 労働時間の合理化による労苦軽減——当面出来る所として新橋支部（事務所）の土曜半ドン制を提案する。これは実働時間の短縮ではなくて、週日を時間延長して土曜日を短縮するもので総体としては同一である。

(5) 娯楽運動設備の設置——社内に囲碁、将棋、麻雀、玉突等の娯楽設備を作り、社外で無用な金銭の浪費を節減し、共に楽しめるようにする。

(6) 作業衣、事務服等の制服の獲得

そして、会社はさらに一二月五日、全自動車日産分会の幹部四四八、正副職場委員長四〇人、青年部幹部九人、職場委員四八人、計一四一人にたいし、諭旨退職一一人、出勤停止一〇日間三九人、同五日間三八人、譴責五三人の通告をしてきた（注目すべきことは、この処分がすでに第二組合員となつているもの一二人、役付一二人をふくんでいたことである）。日産分会は、ただちに「不当弾圧と闘う声明」（一二月七日附）を発し、つぎのように指摘した。

会社は「夏の違法不当な争議で暴力脅迫、業務妨害を行つた」とし、「これを企画指導した」ことを一般的にのべ、このほか何

等具体的理由の説明なく、また職制は「夏の闘争の総仕上げ」と称しているが、組合活動に対し就業規則を悪用してのファッショ的弾圧手段や、闘争終結後三カ月を経た今日、かかる通告を行うことは何処にも前例のない仕打ちである。

年末闘争を機会に日産の労働者がようやく本来の姿を取りもどすきつかけをつくりつつある際、会社がこの措置に出たことは、皆がいわずして知るところで、明かに日産の職場から組合を抹殺し去る意図である。

じつさい、通告のあつた前日の一二月四日には一二人のものが第二組合から日産分会へ復帰することを申出ており、また過半数が去つたとはいえ、約二八〇〇人の組合員が日産分会にとどまつていることにたいして、会社は最後的な打撃をあたえようとしたのである。日産分会は、第一組合も第二組合もいつしよになつて、「日産経営者の残酷な暗黒労務政策を排し、明るい職場をつくりあげるために闘う」ことを呼びかけた（前掲の声明書による）。

闘争の自己批判　全自動車日産分会は、一一月五日、菊版九六ページにわたる「自己批判書」（案）を発表した。そのなかで、とくに分裂問題については、分裂情勢の判断の甘さと対策不足、個人個人に対する説得力の不足、組合の日常活動の欠陥などをあげ、さらに組合の要求が組合員に不消化のまま闘争がすすめられたことを指摘している。以下に、その自己批判書のなかから、「全般的な成果と問題点」についてふれている箇所を引用しておこう。

(イ)　われわれが今次の闘争で得た成果はというと「相手のあらゆる集中的な攻撃の中で、断乎としてこれをはねかえし、特に組織圧殺の意図を阻止し、組合が生産の主導権を守り通したこと」であろう。

この限りでは、会社の当初の最大のねらいであつた職場闘争の抑圧、職場委員会の否定、職制のファッショ的体制の強化は失敗に終つたわけであつた。

特に日経連では、すでに、二、三年前から、日産の職場委員会の活動、職場闘争に対しては日産の経営者に対して強くその抑制を要求していたところであり、今次闘争の勝敗のメドもここに置かれていた。しかし、少くとも日産においては、戦後七年間に築き上げた生産の主導権をがつちり握る大衆に基礎を置く職場組織そのものを圧殺することは不可能であつたし、またそのような意図で思い上つたこと自体が、大きな相手の誤算であつたといえよう。

(ロ)　次に今度の闘争で、相手は工場閉鎖、検挙、首切りなどの手段で攻撃をすれば組合は短期間で参ると考えていたが、これに対してわれわれは四カ月にわたり闘い抜いて、資本家たちに労働者はいかなる悪辣な手段をとつてもそう簡単に参るものではないこと、労働者を抑えるためには高価な犠牲が必要であるということを知らせたことである。

日産の激しい闘いを見て、他の経営者はすぐこれを見習つて攻撃に出ることは考えなおさざるを得ないであろう。

(ハ)　われわれの今度の闘争による無形の成果としては今までにないあらゆる敵の攻撃を経験し、その中で組合が訓練されて行つたことである。しかしこのことは、この闘争の教訓を正しく汲み取り、自分の物にして組織強化を図るということがあつて、はじめて成果となりうるもので、逆に、敗北的となればマイナスとなる。

特に、われわれの組合組織及び運営上いろいろの弱点が集中的に出てきたわけで、この点を率直大胆に自己批判することが日産の組合の一つの飛躍への転機となる。

(二)　とにかく要求の中で、賃上げを取り下げざるを得なくなつた点については一つの後退であつた。また、一時金の二カ月がとれず、成績加給を許したことと、覚書の組合修正要求が通らなかつたこと。

六月二五日払の以降の一方的差引きを実施されたこと。

その他の組合の諸要求が不充分にしか通らなかつた点。

不法不当な工場閉鎖、臨時休業中の賃金を全額獲得し得ず、首切りを将来に持ち越した点。

会社の悪辣な切り崩しによるとはいえ、九月以降の決定的な時期において、組合脱退者が相次いで発生したこと。

これにより最後の追込み段階において、組合から会社を圧倒する積極的な攻撃手段がとり得なかつたこと。

また、日産自体の闘争を支える共同闘争についても、資金面では充分な成果をあげたが、一方、行動面ではかなり立ち遅れがあり、共同闘争の面で内容をさらに高める必要が出て来た。相手のいろいろな攻撃手段に対して、万全の対抗戦術を考えて置くべきで、この辺の研究と対策がかなり立ち遅れていた。

なお、この自己批判書は「職場活動と組合運営」について、つぎのように述べ、他産業部門の労働組合にも大きな影響をあたえた。

職場組織は決定的な試煉にさらされた。結局分裂を防ぎえず、いまや嵐の中にたつて、職場組織の再組織と、これを通じての組合の統一という「零からの組合づくり」をはじめようとしている。いままでの職場活動と組織には、幅のせまさがある。組合民主主義の欠陥はきわめて重大である。引廻し主義、押つけ主義、官僚主義、少数意見に対する性急な態度などのすべてを反省する必要がある。

一一月一四日、一五日の両日、吉原市で全自動車労組一九五三年度臨時大会がひらかれた。この大会の討議は、全自動車労組結成以来もつとも大きな闘争がおこなわれた一九五三年の活動経験をもちより、「闘いの経過と自己批判」についての執行部報告を中心としてすすめられた。討議の内容を要約するとつぎのとおりである。

（注）「一九五三年度臨時大会討議資料」ならびに「一九五三年度臨時大会における自己批判の討論と結論」参照。

A　労働者は闘うためにこそ統一を必要とする。統一のためにはなにが重要か。

(1)　執行部と職場にいる組合員との共同研究のなかから情勢判断を徹底すること。主義・主張・政党・宗派などの自由を尊重する寛容さをもつことが必要である。

(2)　職場の統一のためには職制の問題が重要である。職場の要求はいろいろな層、性格、立場の人がいるから生産問題も積極的にとりあげねばならない。また、「ノーワーク・ノーペイ」の原則については、賃金が組合の承認なくして差引かれてもよいものかどうか、この原則が乱用されていないかどうか、時間の差引きは具体的にどうおこなうか、などについて考える必要がある。

(3)　共同闘争を下部から大衆的にくむこと。とくに大企業分会と中小企業分会の団結が強化されねばならぬ。

(4)　真に全組合員の立場にたつた教育宣伝活動と調査活動。

B　すべての基礎になる組合の運営について一大改善の運動をおこすこと。

(1)　小さな班をつくつて職場討議の基盤とすること。

(2)　執行部は班の討議に参加すること。

(3)　全組合員の納得のうえに方針をたてることが鉄則である。

(4) 組合役員の選挙は民主的にあらゆる層を反映させること。
(5) 組合運営は民主的に、一部の意見のみの採用、一部の意見の無視をやめること。
(6) 統一のためには分裂策動の暴露を怠らぬこと。
(7) 職場の身のまわりの要求を確実に実現すること。
(8) 組合幹部の官僚的態度を改めること。

かくて、全自動車労組一九五三年度臨時大会は、その苦しい闘争の経験のなかから、つぎのような結論をひきだしたのであつた。

「闘うためには統一を、統一のためには組合活動の改善を。」

(注) 本文中に引用された関係資料の目録を次に掲げておく。

日産闘争詩集「有刺鉄線」一九五三年九月
写真「紛糾続く日産ストアサヒグラフ一九五三年九月三〇日号
「自動車産業についての概要」全自動車調査部、一九五三年一〇月
「自動車産業の見通し」全自動車調査部、一九五二年一二月
「組合員実態調査報告」全自動車トヨタ分会、一九五四年二月
「生産関係実態調査報告」全自動車トヨタ分会、一九五四年二月
「賃金実態調査報告」全自動車トヨタ分会、一九五四年二月
「プリンス自動車調査報告」全自動車調査部、一九五三年一二月
「全自動車賃金闘争組織委員会報告書」一九五三年四月
「いすゞの労働条件」全自動車いすゞ分会、一九五三年九月
「全自の闘いを学べ」鉄鋼労連組織部、一九五三年二月
「明日の人たち——日産労働者のたたかい」益田哲夫、五月書房刊
「日産労報」日産第二組合機関紙
「日産争議白書」日産第二組合編、一九五四年六月
「日本自工闘争一八〇日の経過と首切反対闘争の現状」労働調査時報一九五三年一一月上旬号

第一一節　炭鉱労働者の争議

スト規正法反対闘争　五二年秋の炭労、電産のストライキから懸案になつていたスト禁法の要綱が閣議で正式決定をみたのは一九五三年二月一〇日のことであつた。炭労は政府のこのような動きを事前に察知し、一月二八日、第六回中央委員会において本法案絶対反対を満場一致で決議し、政府にたいして抗議文を提出した。二月一一日には炭労法闘第一号を出し、「一、二月二六日悪法制定反対つ起大会を実施せよ。二、二月二五日までにスト権を集約せよ」と具体的な行動を指示した。翌一二日には学者を招いて研究会をひらき、本法案についてつぎのような炭労の見解を発表した。

(電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規則に関する法律案要綱に対する炭労の見解)

立法の理由についての矛盾性

政府は本法を立法する理由として昨年の炭労、電産ストが国民生活に著しい脅威を及ぼしたので、これが禍根を除去し福祉擁護の為にストの方法を制限するのだと云つている。政府の主張はストを罪悪視しあたかもストは労働者が勝手に行うものであり、ストを行つたそのことは当然労働者の責によるものだと断定して立法の必要性を理論づけている。

ストの因果関係は政府のスト罪悪の先入観によつて基本的に歪曲された解釈によつて断定されているといえる。従つて昨年のストについてもスト解釈の方法は経営者がスト解決に可能な現実にあり乍ら然もこれを行わなかつたこと、及び政府自身のスト解決の政治責

任の逃避等にはふれず、ただ具体的に国民生活の脅威と損害と労働者との関係をのみ強調している。こうした考え方で組立てられた理論の中には組合の正当なスト権は何等考慮され認められてはおらず、正常な労使関係の双方の権力を平等に認めたものとは云えない。然も政府は自説を昨年のストによる国民のスト嫌悪の感情に結びつけて正当化しようとしている。

国民生活のストによる脅威、被害については労使双方のそれぞれの平等な権利義務の上に立ってその責任は判断さるべきであって、政府の云うが如きストの脅威被害即労働者の責任というが如き断定は一方的な見解も甚しく、為にせんが為の理論である。われわれの昨年のストは正当なスト権のストは行使であり、若しこのストにより国民に脅威被害を与えたとしても、その責任はストを行わしめた側、即ち政府にあることは明確である。従って政府の立法理由は矛盾も甚しく、一方的権力独善の理由に外ならないと云わざるを得ない。

労働基本権との関連

この法は労働者の基本的権利である争議権を財産権の維持向上の為には隷属的なものであると断定して立法されている。従って労働基本権は事業主の財産に被害を与えない範囲でしか行使できないものであると規定している。即ち要綱の「三」の規定によれば、争議中と雖も経営には何等支障のない措置が講ぜられ、且つ講じなければならない義務を労働者に負担せしめている。

こうしてこの法は露骨に資本擁護の立場をとつており、資本独善の立法であることは明らかである。資本擁護の目的の為には基本的な労働者の権利は全然顧みられることなく、むしろ労働基本権をこの法の運営により実質的には抹殺せんとする積極的な意志をもつているものである。憲法に保障された労働基本権を一国民

一階級の私利のために蹂躙するが如き立法は将に民主主義の逆コースであり、絶対に許せないものである。更にこの法は労働者に強制労働を強要していることも明らかである。即ち要領「三」の保安法所定業務に云々をもつて保安管理者に就業命令権を与え、就業命令をもつて労働者を拘束し就業せしめる方法をとつており、奴隷的労働を強制することを規定している。こうした全く基本人権を蹂躙するが如きファッショ立法には絶対反対である。（以下略）

総評は一三、一六両日戦術委員会で春季闘争の一環として実力行使を含む闘争方針を決定、二〇日の幹事会でこれを確認した。この闘いの柱になるのはいうまでもなく炭労、電産であるが、その共闘体制は二月一三日にととのえられ、さらに三月一日には全鉱も参加した。このような共闘体制を背景として炭労は第七回定期大会において次のような具体的闘争方針をきめた。

（具体的闘争方針）

一、闘争の規模

1　炭労、電産を中心とした、総評全体の闘争の中において強力に闘う。

二、闘争の方法

1　ストを含むあらゆる手段、方法をもつて、立法反対抗議を行う。

2　実力行使は炭労独自でも闘うという決意をもつて、下部闘争態勢を確立する。

3　炭労独自のスト決行は、その必要性、価値判断等を主体的、客観的、全体のふり合いの中で判断し、中央闘争委員会が決定する。

三、スト態勢の確立

三月一四日以降は、何時にてもスト決行が可能な態勢を確立する。

四、闘争委員会

（一）闘争委員会の設置

1　中央本部に中央闘争委員会（略称中闘）を設置する。

2　中闘の下部機関として、各地方本部毎に地方闘争委員会および支部毎に支部闘争委員会を設ける。

（二）中闘の権限

1　中闘は闘争に関する指令権その他一切の権限を有する。

（三）闘争委員会の構成

1　中闘は中央委員会及び各地方闘争委員会より左の区分により選出された代表者をもつて構成し、闘争委員長は中央執行委員長とする。

福岡及北海道地方闘争委員会より各々二名、常磐、山口、佐賀、長崎地方闘争委員会より各々一名。

2　地方闘争委員会は、支部と直結し、支部の啓蒙宣伝指導及び状況の把握等に機動的に活動することができるよう各地方の実態に即して構成する。

3　支部闘争委員会は、支部組合員を掌握し、支部の実情に即して設ける。

（四）闘争委員会の運営

1　闘争委員会の運営は、規約、規程の定める大会、中央委員会等機関の運営に準じ運営する。

2　中闘委員中、地方闘争委員会の代表者は、必要に応じ、中闘委員長が招集する。

右のような方針にもとづいて共闘第二号が発せられ、「一、スト制限立法反対闘争中央闘争委員を選任せよ。二、スト制限立法反対闘争、地方闘争委員会を選任せよ。三、三月一二日、日教組が全国一斉賜暇休暇戦術を実行するので、日教組の闘争を支援するため、組合員子弟学童の休校を行え」等の行動を指示した。法闘第二号が出された夜、衆院労働委員会は強引に採決に入り、改進党修正案を可決したので、翌一一日の三単産共闘の第一回連絡会議は、一三日を目標に実力行使をすることを申し合せた。しかし同じ日、総評戦術委員会は一八日第一次、二四日第二次の実力行使を決定したので、三単産もこの決定に従うことを確認し、法闘第三号を以て一八日の職場大会、二四日以降の実力行使を指令した。一三日法案は衆議院本会議を通過し、翌一四日は東京日比谷（参会者約七万）をはじめ全国各地で労働者大会、職場大会がひらかれたが、折しも、この日政府不信任案が可決され、解散という事態になつてこの法案は廃案のうき目をみるにいたつた。そこで法闘第四号で前記三号指令は変更された。

総選挙後の第一六回国会にこの法案を再提出することについては当初政府は態度をあいまいにしていたが、日経連その他の強力な圧力によつて再提出のはらをきめるにいたつた。かくして六月二日法闘第五号によつて闘争の準備を指令したが、六月一四日ついに法案は国会に提出された。一五日には折から大会で上京中の炭婦協会員は国会にデモをかけ、一七日に法闘第六号が出されて闘争の指針が明示され、さらに一八日にはつぎのような法闘第七号指令が発せられた。

（スト制限法反対に関する指令）

吉田政府は労働者の猛烈な反対をよそに、スト制限法を国会に提出するに至つた。

この法案を提出する源は資本家陣営の策動にあることは明らかであり、われわれはこの法案粉砕のため、直ちに全労働者の統一

闘争態勢を確立し、長期に、しかも、幅広く強靱な作戦を展開しなければならない。

この情勢に応じ、炭労中闘委員会はスト制限法反対闘争指針並に具体的闘争方針を決定した。

依つて次の通り指令する。

〔記〕

一、六月二五日以降二四時間以上の実力行使に対応する闘争態勢を確立せよ。

一、六月二五日、各支部は全国一斉にスト制限法反対蹶起大会を行え。

但し、動員の規模及び職場大会、地域大会の選定は各支部の実情に応じ行え。

一、蹶起大会に報告でき得るよう各地方本部は機関を招集せよ。

一、地域的統一組織確立に努力せよ。

一、外部に対する宣伝活動を行い、国民の世論を喚起せよ。

一、ハガキ、電報による抗議を行え。

六月二〇日には東京日比谷で労働者大会がひらかれ、炭労、電産を先頭に五万名がデモを行つた。さらに炭労に「国会坐りこみ」を指令し、七月三日から九州を除く各地の代表二三名が行動に入つた。そして六月三〇日ついに法闘第一一号による第一波実力行使が指令され、これにもとづき七月四日、四一単産三百万人が時限スト をふくむ職場大会をひらいた。第二波については当初七月一五日が目標とされていたが、衆院労働委員会の審議の模様とにらみ合せて一一日にくりあげられ、二四時間スト指令が発せられた。第二波スト は三七単産三五〇万が一斉に突入し、そのうち炭労のスト参加人員一四万九〇〇〇名、推定減産八万四五〇〇トン、損害二億一〇〇〇万円にたつした。しかし九州では三井田川、山野、三菱鯰田一鉱、住友唐津、明九労等が脱落した。

第二波スト当日の一一日にいたり、労働委員会は採決に入り、原案可決、つづいて本会議を通過した。折から総評大会からかけつけた代議員を加え、炭労坐りこみ隊を先頭に、官公労その他の労働者約一〇〇〇名が武装警官の弾圧をはねのけて国会内に入りデモを行つた。国会坐りこみ隊は七月一六日から九州代表に交替した。第三波実力闘争は七月二七日に行われ、炭労も各方二時間ストを行つたが、しかし参議院において審議未了にもちこもうとした野党の戦術も効を奏せず、ついに五日夜同法案は成立した。

このスト規制法反対闘争は、破防法反対の労闘ストにくらべてはるかに迫力の少いものであつた。それはこの闘争の中核となつた炭労、電産が、前年の闘争の疲労がいえず、その上水害等がかさなつて闘争のもりあがりがなかつたことによるものといえよう。三鉱連は、この闘争（なかんずく第三波）にたいして、「単にストの規模のみの決定に貴重な時間を空費した」として、中闘に公開質問状を発した。

企業整備反対闘争　炭労、電産にたいする「スト規制法」が成立するや、炭鉱独占資本は大規模な人員整理をはじめた。これよりさき三菱（七・二一）、古河（七・三一）、麻生（七・三一）がそれぞれ整理案を発表しており、三井六七〇〇名（約一三%に相当）、三菱三六〇〇名、雄別一二二九名、北炭三五〇〇名、明治一二〇〇名、杵島七二五名、日炭高松一一六五名、日鉄二瀬六六六名、古河（職員）三〇〇名、三菱（職員）四四〇名、住友石炭七四五名、太平洋二二二名、などがその主なものである。石炭鉱業連盟の調査による と九月末で、各炭鉱の整理目標人員は一万八三八九名であり、二万名を突破することが予想された。

このような企業整備について三井炭鉱労連は、その闘争方針のな

かで、「反動政府の戦争経済政策の破綻による犠牲を、貯炭増に藉口して、労働者にのみ帰せんとする独占資本の強権発動」を指摘しているが、資本の企業整備の具体的方針はたとえばつぎのようなものであつた。

（三井鉱山企業合理化要綱）

1　合理化施策

(1)　坑の整理統合等

(イ)　三池　四山鉱炭を三川鉱より揚炭する。

(ロ)　田川　一坑及び四坑の有煙炭部内を廃止する。

(ハ)　山野　一坑炭を三坑竪坑より揚炭する等の施策を講ずる。

(ニ)　砂川　三坑及び文珠坑を廃止する。

(ホ)　美唄　二坑を廃止する。

(ヘ)　芦別　特粉の増産等需要に応ずる出炭施策を講ずる。

(2)　配置転換

坑の廃止等の結果必要となる配置転換は各事業所毎に計画実施する。

2　合理化施策による余剰人員（二八・六末現在）

事業所名	坑内	坑外	計
三鉱	763	959	1,722
三作		204	204
三池		145	145
田川	140	849	989
山野	133	178	311
砂川	661	656	1,317
芦別	58	236	294
美唄	510	246	756
計	2,265	3,473	5,738

3　余剰人員整理方式

(1)　特定の職種　一定の員数及び業務上必要な特定人を除き八月二〇日より同月二二日迄に広く一般より退職募集を行う。

(2)　上記方式によるも所定員数に充たない場合は下記退職勧告基準に該当の者に対し八月二八日を限り退職勧告をなす。右期限までに勧告に応じない者に対しては右期日を以て解雇する。

4　退職勧告基準

(1)　満五三才以上の者（昭和二九年三月三一日迄に満五三才に達する者、即ち明治三四年四月一日以前に生れた者）

(2)　満五〇才以上の者（昭和二九年三月三一日迄に満五〇才乃至満五二才に達する者。即ち明治三七年四月一日以前に生れた者）にして正常な勤労を期待できない者。

(3)　勤続年数坑内満三年未満（昭和二五年七月一日以降採用）坑外満六年未満（昭和二二年七月一日以降採用）の者。但し業務上必要と認められる者を除く。右の場合稼働が坑内及び坑外の両者に跨るときは坑内稼働日数を坑外の倍数に相当するものとみなし換算する。

(4)　心身の故障、智能の低劣その他により正常な勤務を期待できない者。

(イ)　色神、強度の近遠乱視、難聴、義手義足等。

(ロ)　癲癇。

(ハ)　アルコール中毒、ヒロポン等の麻薬常習患者。

(ニ)　精神分裂症。

(ホ)　神経痛等の持病を有するもの。

(ヘ)　私傷病療養満期者。

A　結核により引続き一年半以上欠勤の者（昭和二八年六月三〇日現在を以て起算する）

B　その他の病気により引続き一年以上欠勤の者（昭和二

八年六月三〇日現在を以て起算する）
(ト) 労災法による身体傷害者等六級以上に該当する者。
(チ) 私傷病による障害の程度が労災法による身体障害等級六級以上に該当する者。
(リ) 事故常習者（昭和二七年七月一日以降三回以上に亘り事故を起した者、公傷常習者を含む）
(ヌ) その他前各号に準ずる者。
(5) 低能率者。
(6) 出勤不良者。
昭和二七年四月一日以降本年三月末日迄（但し右期間中ストを除く）の月平均出勤方数が坑内直接夫一八方、坑内間接夫二一方、坑外夫二三方以下の者。
但し公私傷病による要休業日数及び協約に定める諸休暇は出勤と看なす。尚右該当者と雖も業務上必要と認められる者は除く。
(7) 業務に対する協力性乏しき者。
(イ) 無断欠勤常習者。
(ロ) 遅刻早退常習者。
(ハ) 出欠常ならざる者。
(ニ) 業務の正常な運営を阻害する者。
(ホ) その他前各号に準ずる者。
(8) 素質乃至素行不良の者。
(イ) 高利貸。
(ロ) 暴力を揮い他に迷惑を及ぼす者。
(ハ) 酒乱の者。
(ニ) 喧嘩常習者。
(ホ) その他醇風美俗を害し又は集団生活の秩序を紊す者。
(9) 家庭的に責任度の軽い者。但し業務上必要と認められる者を除く。
(イ) 夫婦共稼働している者。
(ロ) 子弟等に稼働者を有する者。
(ハ) 他に生業を有する者。
(ニ) その他前各号に準ずる者。
(10) 人員過剰職種に該当する者。

5　退職条件乃至待遇。
(1) 退職給与金。
(イ) 退職募集又は退職勧告に応じ夫々の所定期限までに退職願を提出した場合。
(A) 会社都合解雇による退職手当。
(B) 解雇予告手当。
(C) 特別退職加給金。
各人の平均賃金に下記該当日数を乗じた額を支給する。

但し右金額が三万円未満の場合は三万円とする。

実勤続年数	満一〇年未満	九〇日
実勤続年数	満一〇年以上	一五〇日

但し上記の定めに拘らず明年四月末日迄の停年該当者に対しては左の如く定める。
(ロ) 退職勧告をうけた者が所定期限までに退職願を提出しない場合。
(A) 会社都合解雇による退職手当。
(B) 解雇予告手当。
(2) その他の条件
(イ) 有給休暇法定超過分につき残日数ある者に対しては別途

8/28～4/29停年該当者特別退職加給金表（退職者中下記月に停年に達する者の特別退職加給金の計算日数は本表による）

勤続＼停年月	8月	9，10月	11，12月	1，2月	3，4月
10年未満	0	18日	36日	54日	72日
10年以上	0	30日	60日	90日	120日
各月該当者の最低保障	0	6,000円	1,2000円	18,000円	24,000円

慰労する。

(ロ)　退職者にして結婚資金の未返済分のある者はその返済を免除する。

(ハ)　社宅、寮の明渡しは退職後一カ月以内とする。福利施設を利用し得る期間も又同じ。

但し退職者にして同居家族中に会社在籍者がある場合はこの限りでない。

尚退職後一カ月以内に退山する者に対しては会社所定の帰郷旅費を支給する。

以上

炭労は企業整備にたいして第四回中央ブロック企業整備闘争委員会をひらき、各資本別一名と執行部五名からなる戦術指導委員会を設置し、中央一本の統一闘争で闘うことを決定した。つづいて八月一一日には闘争宣言を発し、翌日職場大会、保安闘争についての具体的な指示を行つた指令第三号が出された。保安闘争というのは、たとえば主要排気風道が悪化しているところはそれを鉱山保安法規にもとづいて全面的に補修させるとか、坑内用品のなかで不完全なものがあれば完全なものに直させるなどをとりあげた職場闘争である。このような体制のもとにおいて八月六日いわゆる「総員配置につけ」の指令を発し、闘争の火ぶたをきつておとした。かくして三池、田川、山野、芦別、砂川、美唄の各地においてデモ、坐りこみが連日開始され、三池では八日、デモ人員が八二〇〇名にたつした。

八月一一日から保安闘争が開始され、さらに一二日には「一方的な被解雇者の就業を強行せよ」という指示が行われた。

これに反して九州三菱炭鉱労組（九全労）は希望退職を認めて八月三〇日に妥結し、統一闘争のみだれが表面化するにいたつた。九月一日からひらかれた炭労第八回臨時大会において九全労問題を統制違反とし、「企業整備には炭労の統一闘争をもつて反対する」と再確認したが、結局闘争体制のたてなおしに成功しなかつた。

九月二四日以降、中闘は無期限減産闘争を指令し、つづいて一〇月五日から二五日まで保安闘争、部分ストを指令したが三井を除いて古河、麻生、明治などはほとんど条件闘争に移り、整理を白紙にかえすという闘争は破算のやむなきにいたつた。したがつて九月末までには八割近くが妥協するか、あるいは希望退職応募者が目標人員に達して解決をみている。かくして炭労の闘争は、三鉱連の独走という様相を示すにいたつたのである。

三鉱連は、五三年一月の伊東大会以後企業整備反対闘争の準備をちやくちやくとおしすすめた。組合員にたいする教育宣伝は無論のこと、職場、居住の全域にわたつて網の目のような闘争組織（班編成）をきずきあげた。この闘争組織は職場並びに地域闘争委員会を中心としたものであり、それぞれ委員長（各一名）、副委員長（各若干名）、代表委員（職場闘争委員会は組合員一五名に一名）、地域闘争委員会は班長を置いた。そしてこれらの組織の委員長は、三鉱労組委員長の指令、指示にもとづいて闘いの指導にあたるものとされていた。このような体制のもとにおいて八月六日いわゆる「総員配置につけ」の指令を発し、闘争の火ぶたをきつておとした。かくして三池、田川、山野、芦別、砂川、美唄の各地においてデモ、坐りこみが連日開始され、三池では八日、デモ人員が八二〇〇名にたつした。

八月一一日から保安闘争が開始され、さらに一二日には「一方的な被解雇者の就業を強行せよ」という指示が行われた。

そのご坐りこみとデモは各地でくりかえし行われ、田川では六五〇〇名を動員して提灯デモが決行された。二五日には実力行使の強化が指令され、指令スト、時限ストについて具体的に指示すると同時に、違法闘争の目標を五〇%以下にすることとなつた。会社側は二五日整理人員を四五〇〇名に縮小する修正案を提示し、二七日から三日間希望退職募集に着手したが、締切日の二九日までに応募したものは計五三一名（募集人員の一三%）にすぎなかつた。希望退職受付の初日、各地でデモ、あるいは指名ストが行われたが、とくに三池では各社宅で一斉にけつ起大会を挙行し、一万九六〇〇名が動員され、赤旗は社宅をうずめつくした。社宅外の組合員は一三〇〇の自転車隊を二班に分ち、旗をひるがえして大牟田、荒尾両市の目抜き通りから、隣接農村まで出かけた。

八月三一日一番方から各山一斉に二四時間ストに入つた。三池では一万二〇〇〇の組合員と家族は笹林公園に集合してデモを行い、次長、課長などを呼び出して「皆さんの声を中央にプッシュします」と約束させた。この事件がいわゆる「熱砂の誓い」である。この日山野では整理人員二一二名の一〇〇%がついに希望退職者によつてみたされるにいたつた。

九月四日、強制解雇が発令された。三池では首切通告書を六つの棺桶にいれ、解雇拒否者がこれをかついで一括返上のデモの先頭に立つた。棺桶は所長室前の廊下にすえられ、大会議室で数時間にわたる交渉が行われたが、部長は「皆さんの希望に添い一応勧告状を預ります」と答えた。その後会社側は社宅内において勧告にまわつたばかりでなく、文書の郵送、あるいは郵便局員が変装して近所の子供にたのんで届けさせるなどあらゆる手段をつかつて解雇員数をそろえるために努力した。なかにはなまめかしい封筒を利用して女の名前でよこしたものもあつたといわれる。三池では療養中の結核患者半数が馘首され、砂川では首切り反対の抗議デモが行われ、六名の指名ストによつて出炭は一〇%となり、また宮浦坑、三川坑においてもわずか五、六名の指名ストによつてベルトがとまり、いちじるしく減産をみたのである。

九月九日、ふたたび一番方から二四時間ストが行われ、さらに一二日には各番方とも二時間ストを決行した。また三池港務所は売炭関係を含めて一斉に無期限ストに入つた。このストライキによつて関連産業（三井化学、東洋高圧、合成化学等）の原料、製品輸送を大部分ストップしてしまうことになつた。九月末から一〇月中旬にかけての闘争は今次争議の天王山であつたといつてよい。すなわち砂川では一〇月二日立入禁止の仮処分が決定されたが、就労の強行は行わず、クラブ、タイピスト、乗用車運転手等約二〇名を無期限指名ストに突入させた。美唄では立入り禁止の仮処分決定後、就労を中止したが、一層戦術を強化し、代番、配置転換、職場変更等の拒否戦術、就労中止者の仕事はやらないとの決定を行つたので、職場作業秩序は混乱し、職制は麻痺するにいたつた。九月二六日以来行われた三社連のスト（石炭の販売、集金等の部門）が会社側に大きな打撃を与えたのはとくに重要なことであつた。

一〇月二四日会社側は事態収拾のために団交再開を申し入れてきた。交渉は二六、三〇、三一日の三日間にわたつて行われたが、結論をえなかつたので、組合は一一月七日実力行使強化の指令を出した。なお多少前後するが会社側は「生産に比例した賃金支払」を強行してきたが、これにたいして三池では一〇月八日から四日間にわたつて山ノ上団交が行われたが、この時は五〇〇名の警官がくり出

されてデモ隊と対峙した。一一月八日には「不当減賃粉砕に関する戦術強化」が決定され、時限スト、指令スト、部分ストの強化を指示した。

一一月一〇日にいたり会社側から「前進した意図」をもつているから団交に応じてもらいたい旨の申し入れがあり、翌日ついに「指名解雇」をとりけすとの回答がなされた。かくして、首切りを返上して闘つた一八一五名にたいする指名解雇は全く白紙にかえつたのである。しかし指名解雇撤回の具体的な取扱いについてはなお難行をみせ、一一月二七日にようやく仮調印が行われたのであつた。四カ月間にわたる闘争によつて会社側が四〇億円近い損害を出したことがこの争議を妥結せしめた一つの条件であつたが、それにしてもねばり強い下からの闘争がくまれたことが、戦後初めてといつてよい首切り反対闘争の勝利をもたらした最大の原因だといえるであろう。

賃金闘争　炭労は首切り反対闘争の真つただ中において第八回臨時大会をひらき、企業整備反対闘争と賃金闘争とを統一して闘うことになつた。九月一一日中闘を構成するとともに連盟にたいして統一交渉の申し入れを行い、ついで二四日つぎのような要求書を提出した。

（賃金要求書）

自昭和二八年一〇月一日至昭和二九年九月三〇日間の鉱員賃金について左記の通り要求致します。

〔記〕

一、賃金体系

基準賃金―┬―本人給
　　　　　└―家族給

基準外賃金―┬―超過労働賃金
　　　　　├―特殊労働賃金
　　　　　├―不就業手当
　　　　　└―その他

その他の中、従来の生産能率賞与、出炭奨励金、その他これに類する給与はこれを廃止する。

二、労働時間

基準外賃金中、本人給に対応する労働時間は休憩一時間を含み拘束八時間とする。

三、賃金額

(1)　本人給

(A)　各人の実績賃金額を基礎として左の金額を引き上げる。

直接夫　一方に付一律引上　金一、〇〇〇円（税込）　修正給　七〇〇円（税込）
間接夫　〃　一〇〇〇円（〃）　六〇〇円（〃）
坑外夫　〃　一〇〇〇円（〃）　五〇〇円（〃）

但し、引上金額を含めて三二〇〇円（税込）を下つてはならない。

石炭鉱業連盟は、炭労の統一交渉要求にたいして九月二八日炭界の不況を理由に各社別交渉を回答し、早くも交渉方式をめぐつて正面衝突の状態となつた。なおこれより先二四日新賃金が決定するまでの経過措置について従前の協定をそのまま適用するよう要求したが、それにたいしても連盟は各社の話し合いを回答してきた。そこでこの日炭労は交渉権確立、経過措置一〇〇％支払を要求して二四時間ストを決行した。ここに炭労の五三年一〇月以降賃金闘争の火ぶたは切られた。

しかし連盟は一〇月五日炭労再度の申し入れにもかかわらず、七日口答をもつて、また八日には正式文書をもつて統一交渉を拒否し

てきた。かくして炭労は長期かつねばり強い闘いの必要性をみとめ五日以降、部分スト、保安闘争、時限ストを指令してその具体的権限を支部に移譲し、長期闘争の体制を強化した。一方連盟にたいしては一九日までの期限つきで各社にたいし賃金および経過措置の統一交渉権、ならびに経過措置の一〇〇%支払いについて最後回答をもとめた。それと同時にさらに闘争強化をはかるために各組合にたいして二二日から二四日まで各方二時間の時限ストを指令した。経営者側は依然として強硬であり、一五日統一交渉を拒否する回答がなされ、二二日から二四日にかけて時限ストが決行された。

このような組合の闘争体制をみて、連盟もやや軟化の徴をみせ、一九日まず日炭高松にたいして会社側から統一交渉に応じるとともに経過措置も一〇〇%支払う旨の回答があつた。他の各社は依然として強硬な態度を示したので、炭労はさらに強力な戦術をとり、ついに無期限保安闘争に突入するにいたつたが、闘各社は相ついで高松と同様組合の要求を受入れるにいたつたが、宇部および八社は態度を改めなかつた。ここにおいて戦術委および中闘は慎重に検討をすすめた結果、大手八社、九州六社、宇部の三編成の分科会方式（いずれも東京交渉）の採用を決定し、一三日連盟に申し入れを行うとともに一八日までの期限つき回答をもとめ、もしこの申し入れに連盟が応じない場合は二六日一番方から七二時間ストに入るよう指令した。このような戦術転換が行われた理由は企業整備に反対する闘争がゆきなやんでいたため、指令が実行されず企業整備反対闘争と賃金闘争の統一が事実上困難だつたことに起因している。

一一月二〇日にいたり連盟は八社交渉に応ずる旨の回答を行つてきた。ついで二五日九州六社については九州において、宇部については西部の現地において交渉をもちたいとの回答がなされたが、炭労は東京交渉を変更する意思が毛頭ないがつづいた。その後一二月一二日になつて連盟は九州六社の東京交渉に応じ、さらに宇部については一二月二〇日やはり東京交渉に応ずるにいたり、交渉権の問題は最終的に解決された。

かくしてひらかれた団交において連盟は一二月一五日に「現行賃金横ばい」案を提示した。これにたいして一七日にはつぎのような回答書が出された。

（炭労の回答書）

一、貴方提案による石炭鉱業の将来は石炭の生産制限を行い需給のバランスを保ち、需要安定の上に立つて経営の保持安全を期待し石炭価格のつり上げを企図し、もつているものである。

而して貴方の主張は自説に適合する如く現実をまげて分析し将来の生産性と需要の見透しの判断については、業界悪化の悪条件を基準に経営の安全を希望的に述べられているものである。

二、経理について、貴方は昨年より本年は悪化し、更に今後改善の見通しがないとのべられたが、

1　炭価、炭代収入、借入金の状態のみをもつて、経理の状況を判断することは当を得ない。原価表、損益計算書を併せて多角的に分析されるべきである。

2　考課状は、株主、金融機関等に対する思惑から修飾されていることは、一般的な常識である。

3　比較の基準になつた二七年上期は石炭ブーム時代であり、これとの比較における相対的な悪化は必ずしも経理状態が悪いことにはならない。更に単に二期間のみの比較は全く無意味である。

4　貴方が合理化の唯一の方法として採用した人員整理の効果について、何ら検討が加えられていない。

以上、貴方の分析は至つて粗雑であり、その主張は了解し難い。亦、例え経理状態が悪化したとしても、即賃金に影響するという貴方の見解は全く了解できない。なぜならば、経営者にとつて労働力は他の生産資材と同様に前払費用によつて賄われるもので損益以前のものであるからである。

三、他産業労働者との賃金比較について労働省毎月勤労統計によつて全産業、製造工業と比較して遜色なしという貴方の見解は納得できない。

当方は、炭鉱労働者の賃金実態は他産業労働者のそれと比較してすこぶる低位にあるという判断である。

1　実収入の状態を労働省毎月勤労統計により、一時間当賃金を比較すると坑外夫は明らかに低位にあり、坑内夫については災害率が製造工業に比して度数率で約五倍、強度率で約一四倍の高率を示していることを考慮に入れるならばむしろ低きに失する。

2　更に労務構成についても、悪条件として特別構成で女子が著しく少いことが指摘される。これは男子賃金比較で更に賃金が低位にあることを意味している。

3　本年に入つて各産業とも一〇―一五%のベースアップが行われ、ベースの比較でも炭鉱労働者は低位にある。更にベース上昇も二二年一月を基準として炭鉱労働者の約六・三倍に対し、官公吏、鉄鉱労働者等約一三倍に及ぶ高上昇を示している。

一九日に連盟は再提案することになつていたが、「検討を重ねたが、前回提案が終結案である」として譲らず、炭労も「それではやむをえない」として直ちに団交を宣した。かくて団交を重ねること七回で大手八社の交渉は決裂するにいたつた。炭労では二一日からストに突入する予定であつたが、二〇日に行われた中闘で、期末闘争の解決がおくれていること、年の瀬も迫つているから年内解決は困難であるという見透しが行われ、遂に二一日からの実力行使を中止し、翌年一月一〇日から臨時大会で闘争体制の確立をはかることになり、賃金闘争の解決は翌年にもちこされた。

なお九州六社における団体交渉も大手八社とほぼ同様の経過を辿つたが、一一月二六日の団交で連盟はつぎのような回答書を出した。

現在の日本経済は世界的な長期的沈滞傾向の渦内にあつて、来年度に於ても之れが好転を期待することは困難である。

かかる状況の下にあつて、石炭鉱業は有効需要の著しい減退及び之れに伴う炭価の大幅な低落によつて昨夏以来異常な不況に見舞われ、経理面については昨年より本年は遙かに悪化し、更に今後の収支見込については殆んど改善が予想されない。

1　賃金について云えば炭鉱と他産業との比較は夫々の労務構成労働態様、生活環境等が異るので、仲々困難であるが、一応毎月勤労統計によつて全産業、製造工業のそれと比較しても一般的に遜色はないと思われる。生活についても、九州坑外成人男子世帯の生計調査によれば勤務先収入で、実支出全部を賄う余裕を示して居り、まず良好な状態にあると思われる。

又九州六社はその炭鉱の大部分が老衰にある筑豊炭田に位置しても一般的に経営規模が小さく不況に対する抵抗性が薄弱であり、資本集中の趨勢の中にあつて地方金融に依存せざるを得ない様な実情にあり、且つ六社間に於ける経営規模経理事情も極めて区々であり、その格差が甚だしい。

概略右の様な状況でありますが、労使関係の安定と今後の労働生産性の向上に対する貴方の協力を期待して、九州六社に関する昭和二八年一〇月以降鉱員賃金並に職員給与について左の通り回答致します。

〔記〕

一、鉱員賃金

1　昭和二八年一〇月以降同一二月末日迄は各社従前の協定を延長適用する。

2　昭和二九年一月以降同九月末日迄の基準賃金額については各社従前の協定通りとし、その他（米価改訂についての考慮を含む）については各社各山の実情を勘案別途協議する。

二、職員給与

鉱員賃金に準ずる。

炭労の賃金闘争がこのように頭うち状態になり、翌年にもちこされたのは、企業整備反対闘争における敗北（三鉱連を除いて）が手いたく影響したものといえるであろう。

第一二節　松崎製糸の争議

争議まで　埼玉県熊谷市にある松崎製糸（社長松崎朝治氏―自由党国会議員）は、従業員約一五〇名（内女子約一四〇名）の小企業である。女子労働者の平均年齢は一九才、賃金は女子平均日給一八七円で月額約四八〇〇円程度、これから税金が差引かれ、また食費約一四五〇円が引かれる。しかも女工さんの半数はこの平均額にも満たない。そしてこの賃金の六〇％を占める能率給は仕事の出来高によつて決められ、種々な「賞」を設けて生産競争をやらされるのであるが、能率給全体の枠が定められていて、これを互に獲り合う仕組になつており、能率に比例して賃金は上昇しない。その上この前後に仕事の準備と後始末をさせられ、又昼休み時間もけずられ、一日一時間以上も無給の労働をさせられている状態である。こうして附近の同じ中小製糸工場でも松崎製糸の労働条件はとくに悪く、土地の娘は近くの片倉製糸へ行くため松崎製糸の通勤者はほとんどなく、女工の供給源は群馬、信越地方の農村にある。そしてこれら女工さんが会社に送られるのも又不用になつて家庭に帰されるのも、万事会社と父兄との默契によつて行われているのであつて、このような事情こそ、中小製糸の経営の基盤であり、それが労働条件の低さをもたらしているのである。後に述べるように、松崎製糸の争議の直接の原因となつたものは、組合による退職金制度確立の要求であるが、根本的には従来のあいまい極まる状態を打破し、近代的な雇用関係を打立て、働く者の権利を守ろうとする労働者の闘いであつたといえる。そしてこうした松崎製糸労働者の要求は、全国蚕糸労働組合連合会による中小企業における退職金制度闘争のモデルケースとしての意義をもつていた。従つて争議発生以来、これに対して会社側は、もしこの争議に敗れれば県下の中小製糸全体に退職金制度が布かれ、苦況の経営を一層苦しくすると一歩も譲れぬ態度を示し、これを埼玉県蚕糸協会、全国蚕糸協会、さらに日経連が積極的に援助したのであつて、こうしたことから、次に述べる松崎製糸の争議が決して一地方都市における中小製糸の争議として片づけられぬ意義をもつていたことが理解されるであろう。

争議の経過　退職金制度確立の要求は一九五二年以来のことであつた。松崎製糸の労働協約には退職金規定を設けることが明記されていながら今もつて実現されておらず、組合はこの要求案を作成して、五二年七月会社に提出、団交を申入れるとともに、上部団体

（全国蚕糸労働組合連合会、埼玉県蚕糸労働組合連合会）の交渉参加を申入れた。退職金規定の内容は大体次の通りである。

受給資格者――原則として勤続二年以上の従業員。但し死亡、負傷疾病、結婚などによる退職は勤続二年以内でも支給。

算出基礎額――退職時における次の賃金とし、工員については本給、能率給、追加給、精勤手当の合計額の二六日分。

基準支給率――勤続年数一年―一〇・六四、二年―一・三二、三年―二・一〇、四年―三・〇〇、五年―四・〇一、六年―五・一三、七年―六・三六、八年―七・七一、九年―九・一六、一〇年―一〇・七三。

これに対して会社側は、埼玉県内で退職金制度を備えた会社はないこと、上部団体の交渉参加は好ましくないことを理由に団交を拒否、この問題は一時立消えになつてしまつた。

次いで五三年に入り、七月全蚕労連定期大会における退職金制度確立の決議を経て、一〇月二一日松崎製糸労組は再びこの要求書を会社に提出、一〇月二八日の第一回団交で又もや上部団体交渉参加を巡つて紛糾し、一一月一日の第二次団交で会社側はこれをはつきりと拒否した。組合は一〇日の臨時大会の方針通り、一二日これを不当労働行為として地労委へ提訴し、一三日から実働八時間の遵法闘争に突入、一七日まで続けられた。会社側はこれに対し中根組合長の機械係から蛹の処理場への配置転換を命じ、組合幹部三名の解告を通告するとともに、社長の指令で全従業員を招集、組合の行為は不当であり第二組合を作れと呼びかけ、以後、三名の組合役員（いずれも主任級）を裏切らせて積極的に組合の切崩しを始めた。解雇通告を受けた三名の組合幹部は、以前会社に対し個人的に賃上げ要求をし容れられなかつたため辞表を提出、これが今迄保留されていたものである。その後この三名は会社側に懐柔されて工場次長宅に潜伏、スト中現われて会社の組合切崩しに協力した。その後会社は組合の交渉申入れを全く無視して組合切崩しに専念し、一方組合においては解雇通告を受けた幹部三名をはじめ、組合役員は相ついで辞表を提出し、組合執行部は中根組合長他一名という状態になつた。このため組合は一七日で遵法闘争を打切り、一八日の大会で組合長も女工さんも泣きながら闘争態勢の解消、地労委提訴の取下げを決議せざるを得なかつた。しかし中根組合長の配置転換と組合長から提案された執行部総辞職については圧倒的多数で反対、最後まで闘うよう激励した。以後これについて、全蚕労連代表も加わつて会社と交渉が行われたが、会社は依然として組合切崩しと第二組合を作ることに懸命となり、団交など問題にしなかつた。

こうした会社の態度に対して組合は二二日夕食の席上臨時大会を開いて断固闘うことを決意、二三日には熊谷中央公民館で組合員約一二〇名が参加して決起大会を開き再び闘争に入ることを宣言、中根委員長の配置転換反対、退職金制度、越年資金一・五ヵ月分を勝ち取れ、第二組合結成の野望粉砕、組合を裏切つた前執行委員三名の除名を圧倒的賛成で決議し、委員長中根氏他組合執行部一八名（うち女子一七名）が選出され、若い女子を中心とする新執行部によつて再び闘争を続けることになつた。一方会社側は執行部を除名された三名を使つて社内に新民主主義労働組合（第二組合）結成準備会のビラをはりめぐらし、就業中も会社のマイクを通じて第二組合工作を行わせ、又第一組合脱退届を印刷して女工さんに脱退をすすめ、さらに組合事務所の接収を通告して来た。しかし女工さんの団結は強く、又外部の労組、団体の激励援助も高まつた。二五日組合は「全県下の労働者に松崎労組の闘争の実情を訴う」と題する次のようなビラを配布し、埼玉県下の労働者の協力を訴えた。

私達松崎製糸労働組合は未だに確立されてない退職金制度を作るため鋭意準備を進めて参りましたが、会社は交渉を上部団体である全蚕糸労連、県蚕糸労連に委任したことに同意せず、この団体交渉を拒否致しました。

組合は一一月一二日会社側の措置が労組法第七条二号に該当する不当労働行為であるとして地方労働委員会に救済の申立てを行う一方、一三日より完全八時間労働の遵法闘争に入りましたが、会社はこれらの対抗策として組合長中根忠男の機械係より蛹の処理場への配置転換と、副組合長中野忠幸、書記長水沢袈裟八、執行委員笠原保行の組合における中心的勢力を解雇する不当な行為を行つて来るほか、職制の幹部を中心に組合の切り崩しにやつきとなり、ついに組合内から脱落者を生ぜしめて第二組合結成の悪質な行動を開始し、民主的な労働組合を破壊する事を敢えて行つて参りました。

この間組合の主体制も非常に危険な状態になり会社の策謀に屈服するかにみえましたが、良識ある若い女子を中心とした組合員は一一月一六日職制の監視の下で行われた大会であるにもかかわらず、現在の執行部を再編成して闘うことを反対者わずか第二組合結成の主謀者四名という圧倒的多数で組合の良識を守ることを決議しました。会社は大会で現執行部の総退陣を予想していただけに、意外なほど強固な女子組合員の団結に直面し、更に職制を中心として第二組合結成の策動を女子組合員個人個人に圧力をかけて働きかける非民主的な行動を起しております。

こういつた情勢の中でありながらも女子組合員は敢然と組合のために立上つていますが、更に会社は第二組合の主謀者には工場内に掲示を認め、松崎労組には掲示板の使用を禁じ組合事務所の即日返還を要求する等、目に余る行為を平然と行つております。

この間各労組の応援は連日続けられていますが場内の立ち入り禁止を強行しようとする会社側との間にコゼリ合いが生ずる等、争議の様相はますます熾烈化を加えております。

自由を愛し民主主義を限りなく愛する私達は、今行われつつあるこの闘いの勝利が明るい職場の建設と労働者の権利を守ることに重要な意義をもつものであることを痛感しております。しかしながら、年少の女子労働者を中心とした私達の組合ではともすれば行動力においても充分でない危険が潜在しております。今後、会社はあらゆる手を使つて組合切り崩しに狂奔するでありましようが最後までがんばるつもりです。

今声を大にして全県下の労働者に私達の闘いを訴え不当な会社の行為に抗議を起して私達の闘争に援助して頂けるよう、切にお願い致します。

越えて一二月一〇日朝、突然会社は組合執行部の教婦（繰糸女工の指導係）三名に対して糸繰工への配置転換を通告、先に配置転換を命ぜられた中根組合長と教婦三名がこれを拒否するや、ろくに話合もせずに退場を命じた。これに対して女工さん達は八時四五分職場を棄てて市内熊谷寺境内に集合、臨時大会を開いて遂に無期限ストを宣言し、地労委提訴と断固闘うことを決議した。ストに参加した女工さんは九九名、男子二名、会社内に残つたのは職場放棄の時間に遅れて会社側に阻止された者十数名及び第二組合に参加するとみられるもの合せて三十数名であつた。そして裏切り幹部とこれらの人達によつて第二組合「松崎製糸新民主労組」が結成された。

一二月二日早朝から組合は県蚕糸労連及び地区労から動員された労働者の援助を得て工場の周囲にピケを張り、労働歌を高唱し、第二組合が工場に立入り操業することを実力をもつて排除し、会社に対して次のような無期限ストの通告を発した。これに対して会社側

は工場閉鎖を組合に通告するとともに、工場正門と社長宅の前にバリケードを築いた。

（ストライキ通告書）

我々は退職金交渉の開始された一九五三年一〇月二八日より今日に到達する迄、一切の努力を注いで事態の平和的急速なる解決を図つてきた。しかるに会社は、我々のかかる意図を悉く無視し、問題の解決を遷延し、組合の切崩しと第二組合結成を画策し、あまつさえ一二月、一月に至つては組合長中根忠男を始め教婦三名の配置転換を強行しようとしてきた。事態此に至つて、我々は全く平和的解決の道をとざされた。

我々は労働組合の組織と団結を守り要求貫徹のため、本日以降無期限ストに入る事を通告する。

なお今後派生するであろう幾多の問題についてはその一切の責任が会社にあることを併せて申添える。

明けて三日、組合は市内高城神社において総決起大会を開き、応援団体の激励があつて、退職金交渉を即時再開せよ、年末一時金一・五カ月を断固獲得せよ、中根組合長と教婦三名の配置転換絶対反対、第二組合を粉砕せよ、工場閉鎖絶対反対の五項目を決議、折から降りだした冷雨をつき「暴力を振う松崎社長」、「選挙の時には一票を、退職金には工場閉鎖」などのプラカードを掲げた一〇〇〇名のデモ行進が行われた。デモ行進は正午会社前に至り、組合長は再三団交を申入れた。これに対して会社側は門をかたく閉めて返答を与えず、怒つたデモ隊は正門前のバリケードを破壊し門はこじ開けられたが、統制を保つて突入することなく再び団交を申入れたが会社側はあくまで応ぜず、そのうち警察はデモの許可時間が過ぎたと解散を要請し、遂に一時過ぎ解散した。その後組合の要求によつて寮居住の女工さん達は食事のため一時帰寮したところ、「社長以下各課長が、会社の呼びよせた組合員の父兄七、八名とともに寮に乗り込み、拒否する組合員に第一組合脱退届と第二組合加盟届を、本人の意志を無視して親が判をおしたり、無理に本人に判をおさせたり」（全蚕労連の歩み―第六輯）して、女工さん八名は会社側に軟禁され、そのため全組合員は工場を出、三日の晩はとり合えず市内紀之衛温泉に泊ることになつた。この日会社は第二組合に次のようなビラを配らせて組合員の分裂をはかつた。

（組合員の皆様へ――抜萃）

全蚕連の言うことは何も彼も正しいと思つている。それは左の一つ一つについてよく皆さんに考えてもらえば分ります。

「工場閉鎖を認めない」ということ、これは労調法第七條により経営者の争議権であるから絶対的なものである。

「暮には何んでも彼でもたんまり貰つてやる」と言つていますが、これは組合に対しては会社は絶対に一銭も出す意志はないと思うが、我々の方に来て貰つた人に対しては我々の責任において貰つてあげます。

「新組合は御用組合である、御用組合であれば首切りその他に対して会社の言う通りになる、それが全蚕労連に入れればどこまでも戦つてやる、だから新組合に入つては駄目だ」と言つていますが新組合も決して御用組合でなく規約をみて貰えばわかりますが、みんなの意志で上級団体にも入りますし争議権も交渉権ももつております。その証拠にすぐ越年資金の要求に入りますし、退職金制度についても自主的な交渉に入ります。

……以上の事柄からして皆さんは良く考えて新組合に帰つて来て下さい。今からでも決して遅くはありません。私達の責任において皆さんの越年資金も退職金も必ず貰つてみせます。

今日女工さん数名は私達の新組合に入り、何れもホッとした、

悪夢からさめたと言つて嬉し泣きに泣いています。皆さんも団結の名の下に嘘やいつわりに縛られることなく、早く楽な自由な気持になりましょう。

一九五三年一二月三日　　新組合員一同

さらにこの日から始まつた父兄を利用しての組合切崩し工作は次のような状態であつた。

彼等の悪ラツなそのの手口をみると、まず父兄を会社に呼びよせるには――

「キユウヨウアリシキユウオイデコウ　マツザキ」あるいは「ムスメニゲタスグオイデコウ」などの電報を会社より家庭に打ち、もし一回で来ない場合は何回も来るまでうつ。労務課長、その他会社の幹部が直接家庭訪問し呼び出す。職業安定所を通じて従業員を雇用したのを利用し、まず父兄を職安まで呼び出し、そこに会社の連中が出向いて会社への出頭を求める。主として一八才未満の年少労働者の父兄を対象とした。

かくして父兄が会社に姿をあらわすと――

この争議は、会社は名誉と財産をかけて徹底的に闘う覚悟をもつており、組合は宿屋で泊つているので経済的に破れる。幸い第二組合が出来て会社に協力してくれるが、貴方の娘さんは負ける方の第一組合に入つていると前おきして、

会社は来年早々自動繰糸機を設置するので、第一組合員の者は雇わない方針であるとまず父兄をおどし、

争議は共産党が指導しており、宿舎では若い男女がザコネをしているので第一組合の女子はお嫁に貰い手がなくなると父兄の不安をさらにあおり、

組合は大勢人を集めて父兄を全然会わせないようにしているから、強引に中に入つて行き、娘さんがいやがつても少し位痛い目にあわせても引きずり出して来なければ、貴方のためにも娘さんのためにもなりませんよ、とたたみこんだ後、必ず父兄の所持品の一部（オーバー、帽子、鞄など）を会社が保管し、一度会社を出た父兄は、好むと好まざるとにかかわらず娘を会社につれ戻さねばならないようにし、さらにこれわと思う父兄には一杯呑ませにぎらせることを忘れなかつた（全国蚕糸労働組合連合会「全蚕労連の歩み―第六輯」より）。

そして三日夜、組合側が「紀之衛温泉二階でほとんど布団もないまま午後一一時頃会議を終つて休んだところ、それから間もない四日午前〇時半頃、突如会社の工場長以下町の愚連隊を含めた三〇数名の酒気を満面におびた男子と、父兄七名は〃××子、親が来たぞ面会しに来い〃という呼びかけで二階に飛びこんで来、〃何が何んでも連れ帰えらなければならない〃と、父兄は組合側及びその娘の話を聞くよりも早く髪の毛をもつてひきずり廻すやら頬をなぐるやらの暴行によつて連れ去り、自動車で会社のこうした組合切崩しの歩み―第六輯より）。父兄を使つての会社のこうした組合切崩し工作はその後連日のように続き、三日の午後寮内で八名、深夜紀之衛温泉で一二名、四日電話による呼び出しで数名、五日組合闘争本部の市内長野屋旅館に父兄が来て一〇名、この夜女工さん一〇名脱出、六日脱出した一〇名のうち七名というふうに連れ去つた。なかには、「五日の夜我が子をみつけるやいきなり殴りつけ、道路上に押しつけた一父親（群馬五〇才）も、六日組合幹部のはからいで娘さん（一五才）と別室で面会、〃母ちやんが心配している、帰つて家で働いてくれ〃と泣いて説得、〃もう少しがんばらせて……〃と泣いてすがる娘さんをとうとう連れ去つた」（朝日一二・六―七付）という場面もあり、会社に軟禁されるもの、脱出して来て同僚と抱き合つて泣くもの、悲しい表情で郷里につれ戻されるものが相

ついだ。しかしこのような状態のなかにあつても女工さん達の団結は強かつた。女工さん達は皆で郷里に手紙を送つて、争議の意義を知らせ、会社のデマに迷わされるなと訴えた。

拝啓

大変寒くなつて参りました。

お父さん、お母さん、お兄さんやお姉さんに最近の私達の生活をお知らせいたします。お正月を前にして私達の為に闘つてくれる松崎の労働組合員として今会社に対して退職金（お嫁に行くとき又は会社を止めたとき会社からもらう金）をもらう規定を作る為に要求を出しております。又正月のお小使（越年資金）をもらうことも一緒に要求しております。ところが会社は、こんな要求を出すのは、ないきだ—といつて話合い（団体交渉）をすることとをこばんでおります。それどころか私達の労働組合をこわす悪智恵をめぐらして会社の上役の人々は私達労働組合員に組合を止めろ—といつて来ました。つい二、三日前会社から酒やその他の方法で買収された人々が二〇人位来ました。しかしこの人々は、会社の上役の身内の人々や知り合いの人々が多いのです。

私達の労働組合は今一〇〇名余りおります。私達は会社と話し合い（団体交渉）をして解決したい—といく度もいく度も繰返して申入れをいたしました—が会社は、話し合いを少しもしないばかりか私達の組合の悪口をいい始めました。私達はあまりのブジョクに我慢出来ずに一二月一日ストライキ（仕事を休むこと）を始めました。ところが二日になつたら—会社は工場を閉鎖する—と通告（しらせ）をして来ました。そこで私達は又、話し合い（団体交渉）をしたい—と会社に申入れをいたしましたが、サツパリ誠意を示してくれません。そこで三日に熊谷市民にこのことを広く訴えました（デモをした）。熊谷の市民はみんな私達に頑張れ—と激励（はげまし）をして、目から涙を流していた人々もありました。又、松崎の社長は悪いやつだから徹底的にやつつけろ—という人々が非常に多くおりました。

松崎の社長は今町の人々から憎まれています。幸い私達の労働組合が要求を獲得（とる）ために非常に多くの組合が応援に来ております。（中略）必ず私達の要求は通ります。どうぞ御心配なく、一日も早く解決が出来ますよう、私達の要求が通りますよう御支援、御指導を切に御願いいたします。

最後に、会社は会社なりに私達を悪くいいます。家庭に会社の人達が行つても言うことを聞かないで下さい。私達は四〇〇万人の支援がある—ので安心して闘つております。

寒さ厳しい折から、お父さん、お母さん、お姉さん、お兄さん、お身体大切に。土産をどつさりもつて正月には帰ります。

昭和二八年一二月四日

松崎製糸労働組合　従業員一同

各家庭の皆様へ

又、なかには家に連れもどされながらも両親を説得して組合に帰つて来た女工さん（一八才）もあり、日が経つにつれて面会に来た父兄も争議の意義を理解して帰るものが多くなつて行つた。一方、松崎労組のこうした闘いの有様が全国に広まるにつれて、多くの同じ製糸工場の労働者をはじめ、労働者、主婦、学生など、あらゆる階層の人々による全国的な激励が組合に送られた。女工さん全員は七日、日本婦人大会（東京）へ出席して実情を訴え、八日には国会衆議院労働委員会で会社側による人権じゆうりんと不当労働行為の実情を訴えた。そして衆議院労働委員会はこの問題をとり上げて調査を開始し、参議院法務委員が熊谷を訪れてこの人権じゆうりん、暴行事件を調査し、事件糾明を地検に申入れ、又労働省婦人少年局

代表も来て父兄達と懇談するなど、手段を選ばぬ会社のやり方に対する憤激は全国的に高まつて行つた。

こうした状勢のなかで労組と会社側との交渉は、一二月四日から地労委の斡旋によつて行われ、九日の第三回斡旋における次のような地労委の提案によつて一〇日夕刻ストライキと工場閉鎖が解かれ一とまず妥結するに至つた。

〔記〕

本斡旋委員会は一刻も速かな現状解決を必要と認め、三者完全なる意見の一致において、次の事項を当事者双方に対し勧告申入れます。

一、組合はストライキを解いて職場に復帰し寮生は帰寮する。

二、会社は労調法第七條によるロックアウトを解く。

三、組合は生産増強に最善の努力をする。

四、会社は中根組合長及び教婦三名（松下悦子、小池ゆき、大田けさ子）の配置転換を撤回する。

五、年末年始休業の開始及び終了日、斡旋事項たる越年資金及び退職金規定に関しては地労委の斡旋を通じ速やかなる円満解決に努力する。

スト終結後の経過　一二月一一日朝、団結を守つて闘い抜いた約七〇名の組合員は工場正門から堂々と帰寮した。無期限スト突入の日より一〇日、寮を出てから八日、あらゆる分裂策動をはねかえした女工さんの闘いと世論の圧力は、遂に会社側をしてロックアウトと組合幹部の職場配置転換を撤回させたのである。しかし一方、争議の発端となつた退職金制度の確立をはじめ一時金要求など組合の要求はすべてその後の斡旋にもち越され、何一つ解決されぬままであつた。九日の斡旋において、退職金制度については明年引続き斡旋を通じて交渉を進める点で、労資とも大体一致したが、年末年始の休暇については、会社側は第二組合とは一〇日より明年一月七日迄二八日間と協定したから第一組合も一一日より休暇とし、このうち九日間を有給（賃金の六〇％）とすると主張、組合は生産を即時再開すること、もし直ちに休業に入るとしても休暇は例年通り一五日間とし、従つて二三日までの一三日間を有給にせよと要求し、又一時金についても組合は一・五カ月分を、会社は一銭も出せぬと主張、これらについてその後二〇日迄連続して団交がもたれたが交渉は進展しなかつた。その上、第二組合による既成事実は組合の要求実現を極めて困難にした。そのため、帰寮して即時生産再開を要求する女工さんも、就業できぬまま寮内に待機しつつ、要求貫徹まで頑張ろうと寮生活を続けていたが、「年末年始の開始日は一二月二二日、終了日は一月七日とする。会社は一二月一一日より二一日までを休業とし、休業手当として平均賃金の六〇％を組合に支払う。会社は組合に対し越年資金として平均賃金の〇・五カ月分を支給する」という地労委の提案を、二一日の臨時大会で遂に受諾し、帰郷するに至つた。なお、これについての会社との協定は五四年一月一七日に行われ、同時に地労委提訴中の不当労働行為事件も組合によつてとり下げられた。

争議の評価　まず要求獲得の如何によつてこの争議の評価を行うならば決して組合の勝利ではなかつた。組合の直接の要求はほとんど実現されず、組合員に対するその後の会社の圧迫は極めて激しく、外部からの連絡も面会も自由にならない状態で毎日を送つている。そして又、闘争に参加した女工さん達の大半は会社を辞めて郷里へ帰り、あるいは他へ転勤して、少数の者がこの松崎製糸に残つているだけという状態である。しかし反面において、この闘いは、これに参加した女工さんをはじめ、松崎製糸と同じ状態にある多くの中小製糸の労働者に極めて大きな影響を与えた。女工さんはこの争議に

よつて初めて労働者としての自覚を獲得し、会社というもののやり方を身をもつて経験した。

「私はこの闘争によつて心が大きくなつたような気がします。そして今までにみていた世の中よりも広く感じました。第二組合に入つた人達だつてきつと何がいいか分つてくれる——私はそう信じて今後も闘いたいと思います。この闘争はとてもよい経験になりました。」（「明日のある娘ら—繊維労働者の生活綴方」より）

この一女工の感想は松崎の組合員全体の気持であろうし、こうした彼女達の影響は、又必ずや郷里に根を下し、大きな力となるに違いない。と同時に、全国の中小製糸の労働者は、この松崎製糸の闘いに大きな励ましを与えられたであろう。

第一三節

九十九里浜あぐり漁夫の争議

かつて「土地の栄える鰯漁」で知られた九十九里浜は「ドカン」の響く「ジャミもとれない浜」となつていることである。一九四八年四月、浜の中央豊海に、アメリカ軍のキャンプが設けられ、高射砲の射撃の開始とともに、年々不漁になやむ漁民を、更にどん底の生活においやることになつた。一九五〇年二月、質草もつき、生活保護法にすがり、船主にたのみこんだ漁民も、「反植民地闘争デー」を契機に、片貝を中心に画期的な漁民大会をもち、生活の問題として、「ドカン」に目を向けはじめた。だが、そこには占領軍という、漁民にとつては動かしがたいような壁にぶつつかつた。しかしこの闘争が、全国ではじめて補償金の要求を提出し、獲得したことと、基地問題を政治的な問題としてアッピールしたことは漁民たちは、その後の補償金の分配をめぐつて、親方と自分たちの封建的な結び目に気づきはじめ、漁村の民主化を意識するようになつた。一立ちがあらわれはじめたのである。こうして、五三年の六月から八月にかけて、白里（六月四日）、南白亀（七月一日）、豊海（八月八日）とあぐり船の船方達が相ついで漁民組合を結成し、県庁の役人でさえ「天然記念物もの」だ、と中ば手をあげていた九十九里浜の封建的な漁業形態に、民主化のクサビを打ち込んだのである。むろん、これは、内灘をはじめ全国的な基地闘争、風水害冷害による農民の闘争、各種各様な平和を守る運動等の全国民的な運動の中に、その指導性を確立しつつある労働者階級の運動を母胎として生みだされていることは忘れられてならないであろう。

組合を結成するや、各組合とも法定組合としての手続を行うと同時に、組合員数の拡大と船主に対する要求項目の検討をすすめた。そして九月二二日には、白里、南白亀、白潟の三漁民組合（九ヵ統、約四〇〇名）で九十九里浜漁民協議会を組織し、要求を統一し、二六日に九ヵ統の船主に要求提出のはこびとなるのであるが、最初は各組合別に要求をとりまとめ、船主に出したところ、逆に船主側から、同じあぐり船で別々では困る、という文句があり、三者協議して、歩合と固定給だけを統一し、他の細かい点は各組合で、ということにまとまり、白里の案で行くことにしたといわれる。組合側協約案（要旨—千葉新聞による）を示せば左の通りである。

（原案）

(1) 船主と組合員は相互に協約を誠実に厳守して両者の平和を維持し、事業の健全な発展をはかる。

(2) 労働条件は、船主と組合が対等でこれを決定する。

(3) アグリ網漁業に従事する水夫は組合員であることを承認する。

(8)　歩合の配分は総水揚高より女代と経費一万五千円を引いた残額を船主六割水夫四割で分配。

(9)　漁獲物の水揚げおよび値立てに際しては組合代表の立合を認める。

○職の月給は一カ月二食付六〇〇〇円。

ミカリの時化日作業は一日二〇〇円一食付とする。

神の魚は一日一杯をこえないこと。

出産の場合の休業は五日、経費は船主と水夫で半額負担とする。

職給は終了後七日以内に精算すること。

これらの内容をもつて九月二六日団交をおこなつたが、船主側の一週間の期間の要望を容れ、一〇月二日の回答を待つた。

組合結成当時、封建的な搾取制度の上に安坐して来た船主には、船方達の要求が、彼らの内部にひそむ革命的な底力の素朴な表現であることが目にうつらず、毎日の借金生活に追われながら黙々として働く船方達の弱点を勘定に入れ、適当にあしらえると思つていたらしい。要求を受けた船主達の「組合なんちゆうもののいうことを一度きいたら、次々と出して来てうるさくて困る。つぶしてしまえ」といつた態度によくあらわれている。こうしてこの一週間船主側は要求の検討ではなしに、個人的な切崩しとだきこみ、万一の場合を予測して、配下の加工業者や臨時の船方を準備していた。予めこのような船主のうごきを知つた三町村の船方たちは、組合の態度はいやられたといつた方が適切でしよう」とは組合役員の語ることばだ」の声は満場をつつんだ。「実際一度の団交で直ちにストとは無茶だと思われるでしようが、船主たちの意図が組合をつぶしにかかつている以上、彼等の不誠意にはもはや話合う余地などなかつたのです。初めからストなど予定していたわけではないのに、ストに追いのりこみ、団交を迫つたが、相変らずらちのあかない押問答に終つた。

船主側の回答は、……文書で回答することになつている、――文書を見せて欲しい――あるところにあずけてある、――どこにあるか――それはいえない、――いつあつてくれるか――わからない……といつた風に。

九人の船主連盟の回答文書は、同じその日の夕刻、元漁協書記某夫人の手を通じて、封筒に入れ、内容もいわず、「帰つたら主人にわたしてほしい」と組合長の自宅にとどけられていた。組合側が正式に受けとつたのは午後六時、それも何と九月三〇日付の次のような全面拒否を示すだけの内容のものであつた。「貴組合の申入れは業者として他地区への影響を考え全面的におことわりします」。

その場で三組合の漁民大会となり、これらの事情が報告されるや唯でさえ、ジリジリしている船方たちを憤激させ、「明日からストだ」の声は満場をつつんだ。「実際一度の団交で直ちにストとは無茶だと思われるでしようが、船主たちの意図が組合をつぶしにかかつている以上、彼等の不誠意にはもはや話合う余地などなかつたのです。初めからストなど予定していたわけではないのに、ストに追いやられたといつた方が適切でしよう」とは組合役員の語ることばであり、要求提出の時期にしても、不漁期の夏にストにでもなれば船主がつぶれてしまうので、との考慮からであつたのだという。

一〇月三日の払暁、船方達は一斉に浜に出て、船の周りに坐り込み、ピケをはつた。しかし、船主に追い立てられた加工業者、その他の臨時漁夫、非組合員、船主との情実関係にしばられる立場のよわい組合員たちが、坐り込む船方たちの制止もきかず全船強行出漁した。実際にピケに参加したのは八割位であつた。その日組合側は何の回答もなかつた。しびれを切らした組合側は電話で団交を申入れしたところ、「今日という日は今晩の一二時までではないか」といつた調子の返答であつた。直ちに組合代表三名は船主代表の自宅に

千葉県労委に、斡旋の申請を行つた。

四日朝のピケは更に強化された。だが「どうせ永つづきしない、結局は屈服だ」（千葉新聞）と威たけ高かに、圧迫を加えてくる船主の強引な出漁を阻止することは出来なかつた。出漁阻止の鍵は、あきらかに船主側にある機関士たちを引留めることにあつた。

というのは、あぐり船の場合、船長をのぞいて、船の運航の実権者は機関士であるからである。従つて少くともあぐり船の場合（あるいは小漁船といつてもよいかも知れないが）機関士は一般の船方より優遇されており（九十九里浜では大体一般の二倍以上の収入）エンジ（エンジニヤ）としての一種の特権的な層として自他共に認められている。そして機関士だけの職能組合を組織し、親方の援助で技術の向上につとめているということは、沿岸・沖合の漁船船員の特徴的な傾向とさえなつている。

この九十九里の白里にも六月頃、白里、豊海、南白亀のあぐり船で機関士組合（二統、八四名）がつくられていた（勿論、漁民組合に加盟していない）。漁民組合は、これに対してスト協力を申入れたが実情はそう簡単にはゆかなかつた。漁民組合の要求では、二代以上の収入が、宇づらでは一・五代に抑えられた（実際は固定給その他で今までより多くなる）不満も手伝つて、はじめから船主側についていた。しかし同じ「釜のめし」という組合の説得で一応の同調をみせ、組合はスト中止という条件で船主に団交をすすめる仲介役をかつて出た。このため、五日はしけのためもあつたが、とにかく五、六日の二日間出漁は中止される結果を示したのである。船主側はこのような事態を見過すはずがなく、だきこみの手をうつた。それは白里町にあらわれた。六日朝、花沢氏所有の五郎丸、勝丸がひそかに出漁準備をととのえていることを知つた漁民約七〇名はアンバに殺到し、出漁をおしとどめた。このようにして機関士は、その後船主側につかされてしまう。

この間、四日には、すでに全日本海員組合、全国漁船労働組合協議会などから応援が入り、五日には県地労委の村山会長はじめ、三カ町村長、村会議長、副議長などが仲立ちに入る。

これら地元関係者、地労委のあつせんによつて第一回の団交は六日午後からはじめられた。内容は団交の日取の決定をめぐつてのものであり、船主側は、ストを解くこと、一週間のゆう予を要求した。組合側は、誠意が認められないうちは自衛としてのストはとくわけにはゆかない、翌日からの団交という線を一歩もゆずらず、七日午前二時までつづけられた。この結果船主側は一〇日から、組合側は即時にという団交の開催日をめぐつて同日八時から再開され船主側の調停者一任案を暗黙に了承し、これとは別に組合側は左の三条件を調停者に提出し、九月の団交にのぞんだのである。

(1) 団体交渉は労資とも対等の立場たること。
(2) 組合を圧迫せぬこと。
(3) 時間を厳守すること。

この一見単純に見える交渉は双方にとつて極めて重大な意味をもつていた。このときすでにスト参加の船方達の生活はどんづまりの状態に達して来ており、「あの組合は『赤』だ」、「組合をぬければ金をやる」、「納屋から出てゆけ」等の封建的な船主・船方の関係を基盤にした、おどかしとデマ宣伝、買収による船主の攻勢をゆるす条件を生み出して来たからである。実際、その時はスト不参加者（約八十名位、下総方面から出稼に来ているもの―組合資料）や非組合による「漁民協同組合」という第二組合が作られ、船主側の脱退工作がはげしくなつていた、船主側の遷延策、組合側の即決策はこのような事情を反映していたのである。

このような組合自体の危機に当面した組合では、七日、この漁民組合の蔭の援助者となつて当初から動いて来た千葉県漁民組合協議会の会長中村氏を通じて海員組合に、八日には国鉄千葉支部の加藤閲男氏に援助を懇請し、とりあえず加藤氏名義で千葉労働金庫から五〇万円の争議資金の貸出しを得ることが出来た。海員組合も五〇万円の融資を応諾し、九日には海員組合副委員長中地氏が調査に直接のりこんだ結果、「これは人道上の問題だ、いくらでも援助はしたいが規約の関係から無制限に貸せない」ということが語られ、海員組合への加盟を説いた。漁民組合役員にとつては「渡りに船」、メシアの出現と思えたことはたしかである。「九十九里の現状では将来、法律の保護と財政的な援助がなければどうにもならず、この二つの面から加入した」ものだといつている。そしてその日の中に三漁民組合別の大会が開かれ加盟を決定し、一一日は「九十九里浜漁民争議指導部」（七名）を編成、東京から宣伝カーを仕立てて白里町にのりこみ、争議団本部を開設して、直ちに宣伝活動に入つて行くのである。次の声明書はこのときのものである。

（声明書）

九十九里浜
全漁船船員諸君
全町村民の皆さん

白里、南白亀、白潟三カ町村の漁船船員は、船主の封建的支配とあくどいサク取から抜け出ようと、それぞれ漁民労働組合をつくり、交渉申入れを行いましたが、頑迷な船主に拒否せられ、去る一〇月三日早朝から争議を始めたことは、既に御承知の通りであります。

わが全日本海員組合は、この争議団の諸君から応援を求められ、一〇月九日直ちに現地調査を行いましたが、当地方における船主のサク取状態の余りにもひどいのに、限りない憤激を覚えたのです。

船主と船員の関係、そこで行われていることは、正に徳川幕府以前の状態と言つても過言ではありません。船員は全くのドレイ的労働と人権じゆうりんのもとに置かれている有様は他の地域でその例を見ないほど、甚だしいものであります。

全日本海員組合は、社会正義のためこの争議を積極的に援助すべく決意したのであります。しかし、非組合員である船員諸君に対する応援には、限度がありますし、また船員諸君も、この地域だけの小さな組合では、長い間にわたつて支配的権力を築きあげてきた船主に対抗し、要求を通すことの困難さを感じました。

その結果、三カ町村漁民労働組合の全員が、進んで全日本海員組合に加入することを決定し、わが組合でも喜んでそれを受けいれることになり、本一一日、加入第一陣の諸君を迎えるため必要な手続を完了した次第です。

皆さん

三カ町村漁民労働組合の諸君は、今日からわが全日本海員組合の組合員となつたのです。従つて、今日から争議は、わが全日本海員組合と三カ町村船主との間のものになりました。

わが海員組合は、この争議を勝利に導くため、直ちに争議資金第一回分として一五〇万円を貸し出すことを決定するとともに、組合幹部を当地に派遣し、争議の全面的指導を開始しました。

三〇年の伝統に輝き、全国一〇万の組合員を擁してわが国最強の組合を誇り、未だかつて一度も海員組合が乗り出した以上、この争議の勝利は約束されたも同然であります。

一〇月九日直ちに現地調査を行いましたが、当地方における船主のサク取状態の余りにもひどいのに、限りない憤激を覚えたのです。

船主と船員の関係、そこで行われていることは、正に徳川幕府以前の状態と言つても過言ではありません。船員は全くのドレイ的労働と人権じゆうりんのもとに置かれている有様は他の地域でその例を見ないほど、甚だしいものであります。

全日本海員組合は、社会正義のためこの争議を積極的に援助すべく決意したのであります。しかし、非組合員である船員諸君に対する応援には、限度がありますし、また船員諸君も、この地域だけの小さな組合では、長い間にわたつて支配的権力を築きあげてきた船主に対抗し、要求を通すことの困難さを感じました。

その結果、三カ町村漁民労働組合の全員が、進んで全日本海員組合に加入することを決定し、わが組合でも喜んでそれを受けいれることになり、本一一日、加入第一陣の諸君を迎えるため必要な手続を完了した次第です。

皆さん

三カ町村漁民労働組合の諸君は、今日からわが全日本海員組合の組合員となつたのです。従つて、今日から争議は、わが全日本海員組合と三カ町村船主との間のものになりました。

わが海員組合は、この争議を勝利に導くため、直ちに争議資金第一回分として一五〇万円を貸し出すことを決定するとともに、組合幹部を当地に派遣し、争議の全面的指導を開始しました。

三〇年の伝統に輝き、全国一〇万の組合員を擁してわが国最強の組合を誇り、未だかつて一度も海員組合が乗り出した以上、この争議の勝利は約束されたも同然です。

たとえどれだけ長期間かかろうとも、海員組合数千万円の争議資金と偉大な組織は、あくまで争議を推進する力をもつていま す。

皆さん

わが海員組合は、いわゆる赤旗組合、闘争組合とちがつて、常に堅実な途を歩み、漁業の発展には全幅の協力をしています。しかし、不当な船主のやり方については、断じてこれを許すものではありません。

ぎりぎり最低の生活と人間としての権利を保障して貰いたいという三カ町村漁船船員の極めて当然な要求を通すため、広く一般の支持を求める次第です。

この争議が勝利することによつて、九十九里浜に、人間的文化の花開く芽が育つのです。わが全日本海員組合は漁船船員の生活権をまもり、民主主義と社会正義のため、皆さんとともにこの争議を闘うことを、広く声明します。（以上）

昭和二八年一〇月一二日

全日本海員組合

一方このような中で、九日の午後四時から双方代表各三名の間で白里村長、同町長らの立合いのもとに団交が進められ、協約原案中船主の威厳にかかわらぬ内容の条文一〇カ条についてはほぼ船主も承認、ショップ制の問題（組合はユニオン、船主はオープンで対立）固定給と歩合率、水揚、立値の立合い等の問題をのこして、次回の団交にひきつがれた。次回は一二日の三時からと予定された。ところが一一日、組合役員に対し、ひそかに船主側の一族の口掛りがあり、「某所」で非公式会談が行われるという事態が起きた。これはどのような意図をもつて行われたかは明らかにされていない。しかし、丁度このときは、海員が組合の指導権をにぎり、宣伝活動に入つた時であり、船主の見通しが大きくくづれ去つたことを意味していた。船主はここで、給与の面で折り合い（固定給五〇〇〇円＋食費（二食代）六〇〇円、経費差引一万五〇〇〇円、水揚の立合認む）、いかに確保するか（封建的な諸関係を）の問題に当面したに違いない。従つて、この後の推移は「ドカン」を支える「地盤とカベン」をめぐるはり合いとからみあつて展開されて行くのである。

一二日の団交は海員本部員を交えた正式な第一回の団交であつた。県労委からはあつせん員として公・労・資の三名が立合つた。問題となつたのは次の三点で、午後一一時までつづけられ、一旦休憩し、一三日正午から続けられることになつた。

(1) ユニオン・ショップ制の採用。

(2) 船主は組合が除名した者を解雇する。

(3) 船主はストライキ中組合員以外の者を採用しない。

これらの三点を含む協約は、外房北部の大原町漁船船員労組などでも早くから採用されていたところであり、協約原案もこれらに基いて作成されたものであつた。組合にとつてはこれは「絶対条件」としていた。「労働問題の素人だから理窟がわからない」と拒否しつづける船主に理解させるのに手間どつた。一三日の団交は、使用者側のあつ旋者から延期の申出があり、一四日午前一〇時まで延期された。この日（一三日）白里町議会が開かれ「地労委が介在した現段階では、町として特別に乗出すことはしないが、ストの長期化は町の悲劇であるから互譲の精神で早期解決を希望する」（組合資料）という意味の申合せを行い双方に申入れた。組合は生活資金として組合員各自に三〇〇〇円ずつ貸しつけると共に、組合員家族の訪問、宣伝カーの活躍、ビラ、ポスター、デモ行進（一七日予定の）に用いるプラカード作成準備、一部組合員を士気町のトンネ

ル工事の人夫にあつせんした。ピケはすでにとかれていた（九日間つづけられた）けれども、臨時船方による漁撈作業の能率は「平素の三割以下程度」で、割の合わない出漁デモを行つているに過ぎない状態であつた。船主の中には動揺するものも出て来た。「他の船主がやがて倒産するであろうことをひそかに期待している」、「大ボスの支配」を逃れて、各組合に個別交渉を申入れる船主が出て来たことに表われている。そして一五日の団交決裂と同時に和泉丸の解決となるのである。

一四日の交渉の中で、船主側の難色を示していた三つの点について斡旋側委員より次の試案が示された。

(1)　水夫は原則として組合員である。

(2)　組合を除名になつたものの解雇については「雇用については協議してきめる」とする。

(3)　スト中の組合員外の雇用についての条項は現在のまま「組合員以外の者を雇つてはならない」として別に平和条項を設ける。

(1)、(2)については一応同意、「(1)は原案よりきびしいではないか」という船主に対して、幹部側から、「原則として」を挿入すると、水夫中にも非組合員がいること、機関士組合も別個の組合としての存在を認めることになり現状と変らない、それでも将来組合がスト不参加者をいじめると疑うなら、「今回のストについては責任を問わぬ」の覚書を交わしては如何、とこんこんと諭したという。しかし一一族郎党と相談せねば確答できない」としている船主側にとつては、単に個人的な、労働問題についての理解でことたりるような文旦上の問題ではなかつた。長い間にわたつて築き上げられた身分的な隷属、封建的な搾取機構がよつて維持されている地方権力の動揺が表われていたのである。組合の言葉をかりれば、旧態依然たる「モグラ」が、近代的な労働組合の「陽光」にぶつつかり、とまどいした。こうして団交は一五日にもちこされた。組合側は、「弱体船主の妥結を望む空気」を勘案し、個別交渉を提議したが、船主側は、元海員組合員三好某（八月に開かれた機関士養成講習会の講師現機関士組合顧問―組合情報による）を介して、第二組合の結集を強化すると共に、統一交渉を固執し、ユニオン・ショップ制の削除を要求した。組合側の、第二組合や切崩しを中止すれば統一交渉に応ずるという通告にもかかわらず、この一五日団交をもつて交渉は決裂した。その後船主達は、一六、一七、一八日の三日間、全く姿をくらましてしまつた。

一四日以来、白潟の和泉丸船主の申出により個別交渉を進めていた団交は、一五日夜了解に達し、和泉丸のストは解除された。和泉丸の協約ならびに賃金協定は次の通りである。

（協定書）

労働協約第九條の定めるところにより、昭和二十九年度各職労働條件を左の如く協定する。

〔記〕

一、昭和二十九年各職は昭和二十八年　月　日より昭和二十九年　月　日までとする。

二、歩合の配分は総水揚高より女代と経費一万五千円を引いた残額の四割を水夫歩合とする。

三、職の歩合は四割配当額の五〇パーセントとする。

四、職の月給は一カ月一人二食付五千六百円とする。

五、職の時化日の作業時間は八時間を原則とする。

六、ミカリの時化日作業に対する給与は左の通りとする。

イ　作業一日　二百円一食付

ロ　〃　半日　百円〃

七、時化日の網干の場合は右に準ずる。

八、神の魚は一日一杯を超えてはならない。

九、水夫歩合より支給する岡作業に従事する者は、岡エンヂン機関士一名、岡廻り一名とする。以上を超える場合は船主負担とする。

十、水夫歩合より支給する役付歩合は左の通りとし不足分は船主負担とする。

漁撈長　一代　水夫長（サオハリ）　三分
副漁撈長　半代　網船舵手（トモオシ）二分
機関長　半代　手船船長　二分
電探船長　三分　電探長　二分

十一、役付者以外に従来支給していた増代は全額船主負担とする。

十二、出産の場合の休業五日分の月給は船主負担とし、歩合は船主と水夫で半額ずつ負担とする。

十三、餌鰯は水揚高に含むものとする。

十四、歩合の支払は毎月十日、二十日、三十日の三回払精算とする。

十五、この協定に定めのない問題に付いては、その都度両者に於て協議決定する。

右労働協約締結の証として本協定書二通を作製し、船主、組合各々一通を保有することとする。

昭和二十八年　月　日

船主　千葉県長生郡白潟町
組合　全日本海員組合　組合長代理
湊町支部長　野沢精吾

（労働協約）

片岡七蔵（以下甲という）と全日本海員組合（以下乙という）は、相互の理解と信頼に基いて、九十九里水産業界に於ける民主的労働関係を樹立する目的を以て、〇〇団に雇用される組合員（以下組合員という）の間の基本的労働関係を律する労働協約（以下協約という）を締結する。

甲、乙及び組合員は、互にこの協約を誠実に遵守して、組合員の社会的経済的地位の向上と事業の建全な発展のために努力すべきことを誓約する。

第一章　総則

第一条　協約及び協約に基く諸協定は、甲と乙が対等の立場に於て交渉決定する。

第二条　甲は、その雇用する水夫が原則として組合員であることを承認し、労働條件等に関する交渉はこれとのみ行う。

第三条　この委任を受けた者は、この為に〇と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。

第四条　甲は乙との団体交渉を正当な理由なくして拒むことはできない。

第二章　組合活動

第五条　組合員は、正当な組合活動をしたことを理由として解雇又は不利益な取扱いを受けない。

第三章　人事

第六条　甲は正当な理由ありとして組合員を解雇せんとする場合でも事前に組合と協議して決める。

第七条　甲はこの規約に基いて組合員たる資格を失つた者の雇用については協議して決める。

第八条　争議の継続中、甲は組合員以外の者を雇用しない。

第四章　労働条件

第九条　賃金その他の条件は別途協議して定める。

第十条　賃金のうち歩合給の基準は船主六割、組合員四割の割合とする。

第十一条　賃金の計算は、歩合給を除き毎月二十六日から起算して翌月二十五日を以て締切り、計算明細書を添えて月末に支払うものとする。但し特別の事由が生じたときは、既に働いた分の範囲内で月末を待つことなく支払うものとする。

第十二条　食糧は作業の特殊性に依り甲の負担とする。

第十三条　有給休暇は旧一月一、二、三日間とする。但し、事情により二日は出船することがある。

第十四条　公務（消防、水難救済その他公共の福祉を図る為の行為）上の休業に対しては、甲はその組合員に対して、給与の一切を支給する。

第五章　災害補償及び福利厚生

第十五条　作業の危険性にかんがみ、甲は労災保険に加入することとする。

第十六条　災害防止の為甲は救命具を備え付けることとする。

第十七条　甲は福利厚生の為必要な施設の充実に努める。

第六章　雑則

第十八条　甲及び乙の承認なくして乗船契約間内に下船した組合員に対しては乙と甲の協議により解決する。

第十九条　魚獲物の水揚及び値立の際は、この代表者が立会うものとする。

第二十条　この協約に規定のない問題については、この都度両者において協議善処する。協議決定した事項のうち必要なものについては文書を作製し双方署名捺印の上保存する。これは協約と同じ効力を有する。

第二十一条　甲乙間に紛争を生じ、互に誠意をつくして協議してもなお解決しないときは、労働委員会に調停またはあつ旋を申請して解決を図るものとする。労働委員の調停またはあつ旋の受諾を双方あるいは、何れか一方が拒否するまで争議行為として甲は操業停止、ロックアウト、繋船を、乙は罷業、怠業を行つてはいけない。

第二十二条　この協約の有効期間は、昭和二十八年十月十五日から昭和二十九年十月十四日までとする。

期間満了の一カ月以前に甲又は乙の双方あるいは、何れか一方から更新または改訂の申入れを行つたときは、直ちに交渉を開始し、遅くとも期間満了日までに協定するものとする。

前項の申入れを行わなかつたときは、期間満了の翌日から起算してさらに六カ月間自動的に有効期間を延期するものとする。

右、協約締結の証として本協約書三通を作製し、甲乙及び立会人各々一通を保有するものとする。

右協約する。

昭和二十八年十月十五日

甲　千葉県長生郡白潟町　和泉丸代表者　片岡七蔵

乙　全日本海員組合　組合長代理湊町支部長　野沢精吾

（協定書）

労働協約第九条の定めるところにより、昭和二九年度冬職労働条件を左の如く協定する。

〔記〕

一、昭和二十九年度冬職は昭和二十八年九月一日より昭和二十九年五月三一日までとする。

二、歩合の配分は総水揚高より女代と経費一万五千円を引いた残額の四割を水夫歩合とする。

三、職の歩合は四割配当額の五〇パーセントとする。

四、職の月給は一カ月一人二食付平均五千六百円とする。

五、職の時化日の作業時間は八時間を原則とする。

六、ミカリの時化日作業に対する給与は左の通りとする。

イ　作業一日　二百円一食付

ロ　〃　半日　百円　〃

七、時化日の網干の場合は右に準ずる。

八、神の魚は一日一杯を超えてはならない。

九、水夫歩合より支給する岡作業に従事する者は、岡エンジン機関士一名、岡廻し一名とする。以上を超える場合は船主負担とする。

十、水夫歩合より支給する役付歩合は左の通りとし、不足の分は船主負担とする。

漁撈長（サオハリ）	三分
副漁撈長・半代網船舵手（トモサシ）	二分
機関長　半代手船船長	二分
電探船長	二分

十一、役付者以外に従来支給していた増代は全額船主負担とする。

十二、出産の場合の休業五日分の日給は船主負担とし、歩合は船主と水夫で半額ずつ負担する。

十三、餌鰯は水揚高に含むものとする。

十四、歩合の支払は毎月十日、二十日、三十日の三回払精算とする。

十五、この協定に定めのない問題に付いてはその都度両者に於て協議決定する。

右、労働協約締結の証として本協定書三通を作成し、船主、組合及び立会人各々一通を保有することとする。

右協定する。

昭和二十八年十月十五日

船主　千葉県長生郡白潟町　利泉丸代表　片岡七蔵

組合　全日本海員組合　組合長代理　湊町支部長　野沢精吾

一七日朝九時半から、予定されたデモ行進が開始された。「日本海員組合九十九里争議団」ののぼりをはじめ、各種のスローガンをかかげたデモ隊約三〇〇名は、海員組合のトラックを先頭に、白里町一帯を行進した。聞きなれぬ労働歌と船方達のデモンストレーションに町の人々は好奇の目をみはつた。沿道の船主の家の前では、とくに船方たちの隊列はゆれ、「奴隷的きずなをたちきるまで闘おう」と気勢をあげた。この日船主の家族は、「二重橋を除いてはみられないような門の鉄扉を閉ざし、中に猛犬を残して、食糧持参」で避難したといわれる。白潟、南白亀の船主からは早速「第三者を通じて」協約についての「穏健」な意見が組合側にとどけられ、このため予定されたこの方面へのデモは中止された。この日のデモにはオッペシの娘さんやおかみさん、老人までも参加し「大漁ぶし」ならぬ「夜明ぶし」に積年の苦しみをぶちまけた。

国鉄千葉の加藤閲男以下、県労協が来援した。共産党からの参加申込みは、「逆効をおそれて」ことわつた。東金地区署は「万一」

にそなえて警官を配置した（一八日も警戒をつづけた）が、挑発もなく、デモは整然と終了した。

第二組合は一八日夜発会式をあげ、一九日労働委員会に資格審査を出したが却下された。

一五日以来姿をくらましていた船主は、同じ日、地労委に出頭し、地元の組合役員とのみ合う、という条件で団交に応ずる旨申出た。この通知をうけた組合側は、代表者が「海員組合員たる地元のもの」と了解の上で、団交に応ずることになつた。

これは事実上、船主側の一応の敗北を意味していた。組合をおしつぶそうという意図も海員組合のバック・アップ、その他の労働組合や世論の監視のもとにもろくもくづれ去り、懐柔によるボス交渉の道もとざされ、団結の切崩し、第二組合による対決策も、労働委員会の否定によつて少くとも現状での不利をさとつた船主（正確には船主に代表される実際上の封建的な地元権力者というべきである）に残された道は、「譲歩した確保する」ことだけであつた。そしてこれが「幹部組合」の域を脱しきれないでいる漁民組合にとつて慎重に対処し取りくまなければならない船主の潜在力として残されることを意味し、「民主化」運動としての漁民組合の運動に、つねに大きな課題としてたちはだかつて来た問題であり、漁民以外の問題としても解決されなければならない問題というべきものであつた。

このような意味で、二〇日午後七時から地労委員の立合で開かれた団体交渉に船主側交渉代表として弁護士石橋信（元副知事の肩書をもち、正木昊著の「弁護士さん」のモデルに書かれているという）を出して来たことは、「地元代表とのみ会う」という条件とともに興味あることといわねばなるまい。組合代表は千葉県漁民組合協議会長中村氏を加えて四名であつた。

交渉は、石橋氏の「中村君なら話がわかる」という切出しにはじまり、「海員組合が入つて組合の主体性が変つた」、「協議体である」が故に団交権がない」、「斡旋の申請が三組合から出ているのに、違うんじやないか」、「三組合の解散の証明を出せ」などと弁護士のおどし文句をならべ立てたが、やがて協約中の中心点、「労働条件は船主と組合が対等の立場で決定する」、「地区内のあぐり漁業に従事する水夫は原則的に組合員として承認する」、「各組合の規約に違反し、除名処分をうけたものを雇用するときは双方協議する」等の組合にとつては、絶大な船主勢力の封建的支配下の組合防衛上必須の条件について船主側からの骨抜き攻勢が展開された。

かくて、二二日の午前三時頃まで双方のはげしいやりとりの後、若干の修正を伴つて、ほぼ組合の協約案が通り、直ちに賃全協定に入つた。この交渉で船主側は一一日の非公式会談で一応了承した意をひるがえし、固定給四〇〇〇円を固執したため、決裂寸前に追込まれたといわれ、結局、一一日の線に落ちつき、「第二組合との間に本組合と協定した内容を上廻るような協定をしない」と船主に確約させてこの問題は落着した。その後、「地元組合が解散し海員組合に加盟したという事実を証明するものがないから、仮調印は三組合長が行うこと」、「海員組合が交渉主体として地労委が確認した後正式調印（一一月一三日に予定された）を行う」ということで二二日午前九時半仮調印を行いストを解除した。

以上が、二〇日間にわたつた九十九里浜あぐり船九ヵ統の争議の概要であるが、この争議の性格については、参考にかかげた別項「夜明けぶし」、「九十九里いろはかるた」が何よりもよく説明している。つまり「犬猫なみより人間なみ」をめざした封建的な浜の「夜明けの端緒としての意義をもつたものということが出来よう。現にこの」闘争が九十九里八六ヵ統の船主に大恐慌をまきおしたばかりでなく親方の絶大な権力の下で、奴隷賃金と身動きならぬ借金に苦しめら

れている九十九里浜一帯の船方や零細漁民に大きな波紋をなげかけ、組織への動きをかきたて、活潑化させている。片貝における漁民労働組合の結成、一一月三日から各職への職変り闘争をストで闘つた大原漁船労組などその現われともみられよう。しかしこの船方達の闘争の意義は、単にこれに止まらない。それは、たまたま一〇月一七日から三日間、千葉県成田で中央委員会を開き、MSA反対を討議した全逓従組が、中央委の動議に、漁民のスト応援の問題が出され、満場一致で決定されたことにみられるように、直接基幹労働者の注目をあびる内容をもつていることである。いまこの闘争の支援を表明した団体、個人を列挙してみると、国鉄千葉支部、地労協地域の教員組合、海員組合の全国の支部、千葉県漁民組合協議会、野田漁民組合、室戸船員同志会等全漁協傘下組合、左・右両派社会党（浅沼書記長自ら出馬して演説をぶつた）、共産党（直接の応援は拒否された）、片岡ふみえ、野老誠両氏等々、その他一般町村民の声なき支援などがある。勿論、この中には「民主化」の名において、遅れた漁民の票をあてこんだ「紳士」たちもいたことはたしかである。このことは戦後の漁民運動につねにまつわりついてきた一つの傾向でさえある。それにも拘わず、一見この地方的な、初歩的な漁民の闘いが、何よりも労働者階級の目にクローズ・アップされてうつし出されるような内容をひそめていること、それ故に九十九里浜演習場の「安全辦」たる地元の封建的な反動勢力に牛耳られている船主団の頑強な抵抗があつたこと、このことは重要である。

船方達の要求は「チッとは人間らしい生活をさせろ」である。これは漁民にとつては永年の「悲願」であり、強力な反封建闘争のエネルギーを内包する要求である。この切実な「非人間」的生活からの解放の叫びが、そのまま、アメリカ占領体制の強化、軍国主義の復活の下での首切り、くえない賃金、労働強化、ファッショ的な労働制度の中で働く労働者の問題としてとらえられることはむしろ当然であろう。

だが、この労働者階級の支援は、ここではまだ充分なものとして入つていない。漁民組合自身慎重な態度でのぞんでおり、むしろ外部からの積極的な援助をこばんでいるといつてもよい。「赤」のレッテルが大きな関心事とされているからである。このことは海員組合が指導権をとつてからは宣伝の中心項目に「組合は決して『赤』ではありません」があり、船主側は常にこれをとりあげ、警察が目を光らせていることをみればあきらかである。そしてこのことが、毎日々々浜の人々をおびやかしている「ドカン」にさえ、不感性的態度、意識的にこの問題にふれたがらない態度が出て来ていると思われるのである。この意味では「浜の夜明け」の端緒である、「両者の協力で九十九里漁業の発展に力をつくしたい」という漁民組合に残された前途は困難な道というべきであろう。なお最後に、この闘争後、今まで演習補償金のどんぶり分配にさえ泣寝いりの状態であつた船方達も、船方分として一括組合で配分するという条件が生れたことをつけくわえておこう。

最後に二つの興味ある資料を掲げておく。

（九十九里いろはかるた）

い　犬猫なみより人間なみ
ろ　論より証こあのご殿
は　羽織の親方裸の船方
に　人情より勘定
ほ　ほんとにひどいこの手当
へ　下手な比理窟通せる親方
と　とつた魚も雲がくれ
ち　智恵者の多い旦那たち？
り　理窟多いが勘定少い
ぬ　主もわたしも人なみに
る　留守は苦しい火の車
を　親方ワンマン船方ガマン
わ　分け前ゴマカス懐こやす
か　変る世の中変らぬ船主
よ　よくも今まで我慢した
た　旅の船方よりつかない

れ　礼儀　人情　愛情でめん　そ　相談するのがなぜきらい
つ　つかみ勘定はもうごね　眠むつておらずに目をさませ
な　なんでもかんでも無礼者　ら　楽じやないよおいらの仕事
む　昔のままでは通らない　う　海の男も泣くところ
ね　一族だけが腹一杯　の　飲ませて丸める親方算用
を　ヲツペシ女も世間なみ　く　苦労分け合う親方ほしい
や　やつぱり組合は大切だ　ま　真面目な者のくえる世の中
け　けとばされたりなぐられたり　ふ　フカの腹より慾深い
こ　子供のためにも明るい浜を　え　エンマ様でも二号に負ける
て　手に手をとつて団結だ　あ　呆れ果たるわからずや
さ　催促するなあるとき払う　き　聞いてあきれる船主の頭
ゆ　勇気の足らぬ裏切者　め　明治も今も石頭
み　見事な団結最後の勝利　し　知つたかみたかおいらの力
ゑ　笑顔で暮せる明るい町を　ひ　秘密勘定争議のもと
も　門の立派な船主さん　せ　船主の嬶うストライキ
す　進んで勝つは争議団

全日本海員組合　九十九里争議団

（夜明けぶし―争議ぶし）

一つとせ　人と犬との分れ目だ　夜明け前だぞ九十九里
　浜は夜明けだね（繰り返し以下略）
二つとせ　船方なんぞと馬鹿にすな　世直しするのだ団結で
三つとせ　みんな一度に起ち上がれ　自由のための戦いだ
四つとせ　嫁も姑も子も孫も　乱すまいぞえ心意気
五つとせ　今に見ていろ封建の　牙城を俺等でつぶすのだ
六つとせ　無理で太つた船主たち　流さにやなるまい血の涙
七つとせ　名前汚ごすぞ裏切者は　末代までの恥さらし
八つとせ　やつてみせるぞこの仕事　可愛い吾が子の為じやもの
九つとせ　苦しみ悲しみふみこえて　住みよい俺等の町つくり
十とせ　とうとう夜が明けた九十九里　町から村から夜が明けた

全日本海員組合　九十九里争議団

第二編　労働組合運動

第一章　組織運動

第一節　右派幹部による組織活動

前年度において四単産が総評の指導方針を批判したことをきつかけとして、右派幹部を中心とした組織活動は五三年に入つてからと、みに、活潑化するにいたつた。すなわちこの組織活動を指導する立場にある右派社会党は、一月一八日から大会をひらいたが、その議案のなかに「労働綱領案」（党の労働政策の基本的方針）が含まれていたことは、とくに注目を要することであつた。その主な内容はつぎの通りである。

（国際自由労連との提携促進）

わが党は、自由にして民主的な労働組合の組織が国内的に統一確立されると共に、国際的提携を実現することの急務であることを認め、日本の民主的労働組合が国際自由労連に加盟することを促進するために協力する。

今日の労働組合はその立場を民主主義的労働組合か全体主義的労働組合かのいずれかに明確に決定することなくしては、政治的活動はもとより、職場における日常闘争も強力に展開することが出来ない。この相反する二つの立場が同居する所には常に混乱と分裂がくり返されている。ファシズムと共産主義の暴力革命は労働大衆の組織に触手をのばし、これを政権闘争の動員機関化せんとする所に特徴がある。特に朝鮮戦争以後の日本における国際共産主義運動は労働大衆の間にゲリラ的潜入をはじめ、民主的労働組合の組織へのなだれこみを策謀している。民主的労働組合はそのあり方に徹底して積極的な方針をもつて大衆を指導しなければならない。これがためには国内労働組合戦線を民主主義労働組合の徹底の上に統一強化すると共に、自由にして民主的な労働組合の国際的組織たる国際自由労連に加盟する必要に迫られている。

（民主的労働組合の戦線統一への協力）

わが党は、民主的労働組合運動の転換期に際し、特に、労働組合が自主性の確立の上に容共的政治的偏向を排して、健全なる態勢をもつ統一戦線を確立することを期し、そのために協力する。

日本の労働組合統一戦線は終戦直後における共産党の指導の失敗の後をうけて、総評の旗の下に民主的労働組合の統一体として再編確立された。わが党は、総評が過去二年間にわたり、民主的労働組合の統一戦線結集のために果した役割については高く評価

するものであるが、しかし独立を契機にして占領下の労働組合運動から自主独立の労働運動への新しい転換に際して、その指導を誤り、民主的労働戦線に暗影を投げかけていることを批判せねばならない。これは総評の指導部における観念左派的指導方針と独善的運営に原因がある。特に、自由にして民主的なる労働組合の立場にあるべき総評が、自らを左派社会党一辺倒の立場に追い込み、特定の政党の動員機関化し、電産・炭労の二大ストにみる如き政治的偏向をバクロした事実、国際自由労連への参加を否定して、国際自由労連からも批判され、自らを国際的孤立に陥れつつある傾向ならびに、容共的労働組合の加入を認めて自らが国際共産主義運動のなだれ込み戦術に門戸を開いている事実などは、総評の将来に対して容共的な旧「全労連化」を連想せしめるものがある。

わが党は、労働大衆の要望が社会党両派統一促進にあるにかかわらず、これを阻止するものは総評の左社一辺倒の支持方針であること、総評加盟の労働組合と組合員大衆は民主的労働組合のあり方に徹底するに従つて、総評指導部の観念左派的指導に批判の声を大にしつつあること、すでに総評内部における批判運動が具体的に発足し拡大しつつあることなどを重視する。わが党は総評内外の労働大衆の厳しい批判運動に協力して、総評の刷新ならびに民主的労働組合戦線の統一強化を期する。

右に明らかなように右派社会党の「労働綱領」は、四単産の総評批判にあらわれた見解をさらに国際自由労連との提携促進を強調していることに、右派幹部の組織活動の国際的な性格が示されているといつてよいであろう。さらに「現在民主的労働組合の戦線統一を考える場合に、総評のみを考えるのは正しくない。総評は三〇〇万の傘下労働大衆を有する最大の組織体であるが、この他に総同盟もあり、いずれの陣営にも属さない中立組合のあることも留意すべきである。われわれは国際自由労連の方針に従つて、これらの労働団体の更に大なる民主的な戦線統一の実現されることを期するものである」とのべていることは、はたして前年度において総評指導方針にたいする批判を発表した全繊維、海員、日放労、全映演の四組合は、一月一五日に全造船、鉄鋼労連、国鉄、全金属、石炭の有志及び総同盟を加えて打ち合せ会をひらき、「実践目標」と「民労連規約」の案を決定した。さらに一月二一日、民労連結成準備会を開催し、全繊維の滝田氏を議長として民労連趣意書、実践目標、規約等を審議し、実践目標については「実践綱領」と改めた。「実践綱領」のなかで、労働組合の組織にたいする方針はつぎのようにのべられている。

（労働組合の組織に対する態度）

一、労働組合は、政府、経営者、政党その他外部からの如何なる支配干渉をも絶対に排除し、完全に独立し自由でなければならない。

二、労働組合の組織目的に基き当然のことであるが、特に未熟なわが国労働運動においては、資本家、経営者の意向を受けて組織内部に暗躍するものとか、労働組合の運営を資本家陣営に通じて私利を図る如き、いわゆる御用組合化の傾向に対しては、断乎としてこれを排撃するために闘わなければならない。

三、労働組合の組織が、企業の内にあつては、労働者階級の連帯性を欠き真の闘争力は生れない。この故にこそ、労働組合は企業別組織の枠内に閉じこもることなく、全国的な産業別組織へ、更にその単一化へと目標を置いて、不断の組織努力を重ねなけ

ればならない。企業別組織に分化しそこに低迷していることは資本家陣営の組合支配を容易ならしめる大きな要素となることを知るべきである。

四、労働組合の職能別組織は、歴史的伝統が浅く組織運営も未熟なわが国労働運動の中においては、使用者から職制支配を導き易く、職別エゴイズムを露骨化する危険が多い。正しい姿としては、産業別組織の中において、職能別の特殊性が生かされるが如き、組織運営に目標を置くべきである。

五、産業別組織に整理し難いような労働者の組織については、孤立組合として放置することなく、地域的合同労組、一般労働組合という如き組織に結集し、更にこれを全国的に結合して行くことに目標を置いた組織努力が必要である。

六、労働組織は、基本的に統一されなければならない。しかし、無原則的に唯集ればよいというが如き方針では、闘える組織とはならない。真に闘える組織としての統一は、民主主義労働組合としての基本的立場を同じくする組合の結合でなければならない。

七、労働戦線の統一を叫びながら、民主主義労働運動の原則に反して、政治的闘争主義への偏向を犯し、或いは統一闘争に名をかり画一闘争方針を押付けることは、却つて統一を乱すものとして、正しい統一のために排除しなければならない。

八、政府及び地方自治体の直接雇用下にある公務員については、働く者としての共通の利害があり、そこに共同の闘いの必要性を認めるものである。しかしながら労働戦線の統一と労働組合運動の推進については、あくまで産業労働者が主体的役割を果すべきである。

「実践綱領」及び「規約」が決定されてから、民労連に参加した団体はそれぞれ活動を開始したが、海員組合は各支部にたいして「積極的に民労連の活動が伸びるように努力をせられたい」という指令を出した。

かくして二月一四日に民労連結成大会が挙行されたが、出席者は規約による団体参加の代表者（全繊、海員、日放労、全映演、総同盟、常磐炭鉱労組）および個人参加者（国鉄、民同、鉄鋼、石川島造船、東電、播磨造船等々）合計して一四〇名であつた。この大会においてはつぎのような「当面の活動に関する件」と「幹事選任に関する件」が決定された。

（当面の活動要領）

一、加盟員の拡張について

(1) 同志的結合体として民労連設立の精神について進める。

(2) 従つて、総評に対する批判者や総評指導方針に同調する組合内の反対分子でありさえすれば、何んでもよいといつた態度はこれを排し、単なる分派の集団に堕する如きは厳重に戒める。

(3) 民労連実践綱領の正しい理解の上に、同調し協力する組織及び組合員について積極的に加盟を促進する。

(4) 右の方針に基いて、現加盟員が加盟員を獲得し、更にその加盟員が加盟員を作つて行くというように、着実な漸進的拡大方針を進める。

二、地方民労連の結成促進について

(1) 民労連加盟員は、相互に密接な連絡をとり、各地方、地区において、地方的民労連機関の結成促進を図る。

(2) 地方的民労連機関の結成準備が進められ、或いはその気運が盛り上りつつあるところでは、民労連事務局に密接な連絡をとり、中央地方を通ずる有機的な活動を進める。

三、オルグ活動について

(1)　民労連の設立趣旨及び実践綱領の普及徹底と同志の獲得のために、民労連自体としても、オルグ活動を行う。

(2)　オルグ活動が重点的且つ効果的に行われるように、オルグ派遣を要するところの加盟員もしくは地方民労連機関は、民労連事務局に充分の事前連絡をとると共に、常時各地の連絡先を民労連事務局に対して明らかならしめて置く。

四、情宣活動について

(1)　民労連当面の活動において、情宣活動に最重点を置く。

(2)　取敢えず機関紙第一号を直ちに発行することとし、速かなその定期刊（少くとも週刊）化を図る。

(3)　機関紙のほか、随時資料、情報等を発行し、反民労連の情宣活動に対抗すると共に、組合活動の推進に資する。

(4)　既存の民労教宣会議の活動を推進し、各加盟団体で発行する機関紙面の活用による情宣活動を並行的に進める。

(5)　学者、評論家、ジャーナリスト関係にも適当な連絡手段を講じ、側面的な宣伝活動の伸張を図る。

(6)　地方の労働講座等にも、民労連の斡旋によつて、積極的に講師を参加させることに努める。（以下略）

総同盟では三月一七日から第二回中央委員会をひらいたが、総同盟本部と民労連との基本的な考え方に差異のある点を追求され、これにたいして古賀総主事は「民労連は総評の現在の動きからみて、第二総評に発展することは間違いない。その時期は六月の総評大会後である。また総同盟は民労連にたいして決して消極的でなく、むしろ積極的にこちらの考え方を反映させるべく努力している」と答弁した。中央委員会で決定された組織方針はつぎの通りである。

（総同盟第二回中央委）

当面の活動方針（抄）

四、組織の拡大強化について

アメリカ式の政治的中立主義ではなく、まず、内の単組を固めてと云うような考え方も全国的な労働組合運動との関連なしには不可能な時代にきている。どんな小さな地方の一単組と雖も全国的な組合運動の波が直接流れ込んでいる。

勿論、このような一単組に限らず、一組合員までが全国的な組合運動の動向の中に明確な意識的行動を行うとすれば、それが左翼労働組合主義との対決を避けることはまだできない。

左翼主義はまたその立場からの情勢分析と戦略的方針に基いて、日本の労働組合運動を好むようにと傾向づけようとして狂奔している。われわれの組織活動は今一度組合員の一人一人に向けられねばならない。組合員の一人一人が民主主義と労働組合主義の理念に徹し、実践的意欲に燃えるときに始めて、組織は強化されたと云い得る。

労働戦線統一運動推進に関する件（抄）

一、統一運動の目標

われわれは、昨年一一月の第一回中央委員会において、当面の組織活動方針を決定したが、それは、われわれが今日直面している事態の本質は、自由と民主主義の基本的理念、その具現化された一環としての労働組合運動の基本的方針においての対立が決定的段階に近づきつつあることを理解することである。

従つてわが総同盟の方針は事態の進行を正しく認識して、日本の労働運動を前進せしめるために適切な組織活動を展開することでなければならない。そのための具体的な統一運動の目標としては

(イ)　国際的には世界自由労連を指向しつつある総評に対する反対的態度を明らかにした労働組合勢力の結集をはかる。

(ロ)　統一運動の重点は、独立後の日本の労働組合の再編成への胎動が地方から起きる兆しが見えている許りでなく、このような情勢は今後ますます拡りを示すことは明瞭であるから、この新しい労働運動の波を全国的な組織的なものにすることこそわが総同盟の任務である。

(ハ)　また昨年の総選挙から学んだ数々の教訓を統一運動の発展のために生かさねばならないと規定してそれが具体化のための実践を続けてきた。

(ニ)　元来、今日迄の経過をみるときに、われわれの民主的労働組合運動に対する展望と認識の正しかつたことは事実の上に証明されつつある。

即ち、昨年一二月二五日、全繊、海員、日放労、全映演に依つて総評指導方針批判が行われたのを起点として、さる二月一四日には民労連が結成され、また、福岡を皮切りに全国各地に県民労の結成が着々と成功的に進められつつある。

そして好むと好まざるとに拘わらず、いまやそれらの民主的労働組合勢力は左翼主義を強引に押しつけようとする総評に対決する勢力として成長しつつあるが、然しこの新しい勢力を直ちに完成された全国的組織として評価することは現状においてはまだ不充分であることを認めねばならない。

それは新しく結集しつつある労働組合勢力の内部において統一方針が充分に討議され統一されていないことにも基いているが、そのために、若干部分的には複雑な様相も現われているが、それは運動の発展する過程の中で調整され統一されるべき性質のものである。

(ホ)　われわれの当面する組織活動はこれら新しい労働組合の再編成の進行を正しく見つめながら、これが前進と発展のために積極的な組織活動を展開することにある。そのためには、われわれの統一運動の基本的路線と具体的な活動方針を更に明確にすることが必要であることはいうまでもないことである。

四、民労連を新中央組織として発展強化する方針を明確にすること

民労連の結成は新統一運動の発展的段階としてその意義は高く評価さるべきであるが、これが直ちに総評に対決する純粋な労働者組織として評価することは時期尚早である。

何故なら、民労連は四単産声明を契機として総評に対する批判的勢力としての意義が強調されている現段階においては、客観的には充分に総評に対決する勢力でありながら主体的条件が整つていないところに矛盾を感ぜしめ若干の混乱を招きつつある原因がある。しかも、地方における、県民労がすべて総評系の地評に対して明確な対立組織としての性格を明らかにしているだけに、中央における民労連の性格を明確にして、新中央組織への発展の方向づけをすることが緊急の課題であらねばならない。然し、四単産の立場は充分に尊重されねばならないので、わが総同盟としては、只管に日本の民主的労働戦線の統一を念願する立場から可能な限りの運動を積極的に推進することに依つて新中央組織の結成を期待すべきである。

さて民労連では五月二七日に、二月結成後初の全国代表者会議をひらいた。出席者は加盟団体三五名、個人加盟者代表八名、一八地方代表四三名、その他オヴザーバー計九五名が集り、一、中央情勢報告。二、地方情勢報告。三、地方民労連組織拡大に関する件。四、総評大会対策に関する件。五、その他当面する民労連運動の諸問題が討議された。この会議において加盟者数が明らかにされたが中央における団体加盟一五組合、総組合員数八七万八〇〇〇名、地

方民労連五、同準備会六、これに団体加盟している組合員数約三〇万（この中には中央で団体加盟している一五組合の下部組織が含まれている）個人加盟の会員数六三名、計約八八万名となつている。

中心議題の一つである「地方民労連組織拡大の件」についての報告はつぎの通りである。

（地方民労連組織拡大に関する件）

(1) 民労連活動の現段階について

イ　四単産の総評批判を契機として結成された民労連は、批判運動として出発した。

ロ　中央民労連発足以来、僅か三カ月の間に、全国主要地域には、既に十指に余る地方民労連、同準備会が組織され地方における団体加盟人員のみでも三〇万を突破、個人加盟員を通ずる影響を合すると、約百万人の組合員をその影響下に置くようになつた。

ハ　しかし、総評の極左偏向は益々その度を加えつつあり、一方において単なる批判運動としての民労連活動は、ほぼ限界に達した、ここに民労連の行悩みが云々される問題が起つている。

ニ　この批判運動の限界を、どのように踏み越えて、有効且つ強力な民主主義労働運動を推進すべきか、ということが当面の課題である。

(2) 当面する地方民労連の任務と性格について

イ　批判運動として出発した中央民労連に比して、地方民労連は、殆んど例外なく組合活動の実践的任務が、強く要請されつつある。

ロ　従つて、中央民労連を小型にしたような地方民労連形態では、勢い限界に突き当り、活動の面でも組織の面でもその幅が狭められていることを否定できない。

ハ　ここにおいて、みずから、地方的な組合活動の実践面で組合員の要望にこたえ得る組織の確立が問題となる。

ニ　すなわち、地方的労働組織としての地方民労連を考えて行く必要がある。

(3) 地方民労連の組織、総評との関係について

イ　以上の組織方針を進めるとするならば、必然的に、地評との地方民労連の二重組織精算の要求が生れてくる。（例福岡）

ロ　つまり、総評の指導方針に追従している地評に対しては、明確に対決し、民労連実践組織の再編問題である。

ハ　しかしながら現在の地方組織は何れも中央組織の下部組織としての形づけられているわけではないから総評と無関係のものもあり、総評の指導方針に影響されていない堅実なものもある。

ニ　このような地域では、既存の組織を正しく強化することが必要であり、前記の意味における地方組織再編は問題外となる。

(4) 地評内の同調勢力並びに個人加盟員との連携について

イ　団体加盟、個人加盟の両場合は、地方組織の再編に際して、個人加盟員との連携方法が当然問題となる。

ロ　なお、地評内の同調勢力並びにその他組織として民労連に加盟するに至つていない組合内の同志との連携は、より一層強め、影響を拡大していくことが必要である。

ハ　この問題解決のために、地方の実情に応じて組織的な連携

措置を講ずる必要がある。

(5) 地方活動に応ずる中央民労連の任務と今後の方向

イ　地方民労連活動が以上の線によつて進められるとするならば、中央民労連に対しても、それに応じた体制について、色色要求される面が出てくる。

ロ　この場合、中央民労連組織の性格上地方組織の再編と見合う中央組織の再編は当面の課題となり難い。

ハ　しかしながら、日常組合活動の実践組織としての地方民労連、或いは同志連絡拠点としての地方等について、全国的規模でその相互間の連絡調整を図り、統一した方向を与えて行く任務は、中央民労連に対して当然要求されることになる。特にオルグ活動の強化で最も重要な点である。

ニ　それと同時に、総評と一致して行動できない面についてはもちろん、中央民労連自体としても、独自の実践的活動を推進する必要が生れる。

ホ　以上を通じて、大衆的運動の基礎に立つた民主主義労働運動の積極的推進策が充分検討されなければならない。

その後九月八日からひらかれた全繊同盟第八会大会において総評脱退の運動方針が二四五対一一三、保留五七で可決され、いよいよ第二総評結成の方向に一歩をふみ出した。一〇月八日からは総同盟第八回大会がひらかれて、新組織結成のための特別委員会を設置する方針が可決され、つづいて一〇月二七日からの海員組合大会で新組織結成の方針がきまつた。また全映演も一〇月七日からの大会で総評脱退を決定するにいたつた。

新組織結成の準備は懇談会のかたちで九月二〇日、一〇月三日、一〇月一五日と三回ひらかれ、全繊、海員、全映演、常磐炭連、総同盟の五労組があつまり、新組織の綱領、旗上げの時期などについて協議した。しかし一向に具体的な方針をきめることができず、わずかに一〇月二〇日、第一回の世話人会をひらくことだけがきめられた。新組織結成がゆきなやんだ理由の第一は、当初予定していた全高教、機関車労組、電労連が参加しないことである。すなわち全高教は七万人の高校教師のうち三万人が組織されているにすぎず、いまは統一問題が先決であるのに、直ちに新組織に参加することは統一問題をこじらすという態度をとり、電労連も関西が反対しているため一本にまとまらず、さらに機関車労組も内部事情から直ちに参加ができない状態であつた。

理由の第二は全繊と総同盟の対立である。すなわち、全繊は「総同盟がいつまでも古いカラにとじこもつていることが大きなブレーキになつている。今日では産別組合での闘いが大切だ」として、総同盟解体、産別毎の加入を主張しているのにたいして、総同盟は「全繊が総評に未練をもち、新組織結成の決意をしぶつていたので、現実に総評と闘つている組合はあいまいな態度にあきたらず加入しなかつた。時期をあやまらせたのは全繊だ」と反撃している。全繊と総同盟の対立は二、三年来のものであつてきわめて根深いものがあるが、このような複雑な底流を含みながらも、新組織の結成はおしすすめられ、結成大会は五四年の三月頃にもちこされることになつた。

第二節　炭労、電産の組織方針

前年の長期闘争によつて炭労、電産の組織はかなりの打撃をこうむつた。ことに電産の場合は関西、中部等が単一組織から脱落したため、組織の体制整備はもつとも重要な課題であつた。炭労では、一月二八日から第六回中央委員会を開催し、前年のストライキに

たいする自己批判を行うとともにつぎのような組織方針を決定した。

（統一闘争と組織の整備）

労働者である限り同じ労働と同じ労働時間にとり得る賃金というものが同じでなければならないし、それが望ましいという本能は誰も否定することはできないし、その方向に向つて吾々が団結し統一的な闘いを進めることが如何に吾々に有利であり、敵に脅威を与えるものであるかは議論の余地はない。今次の闘争の中でも露骨に表われた如く彼らはつねにこういう組織の強化と統一闘争を恐れている。そのことはただ単に組織を割るとか組織を分断するという組織いじりの為の組織対策ではない。結果としてそのことが安い賃金で労働強化をさせるというところに目的があるのであるから、吾々は将来一層統一闘争のでき得る組織の整備と強化に努めなければならない。従つて闘争の過程に起きたいろいろな行きがかり、感情を捨て多くの炭鉱労働者が結集するという母体を作り、過去の闘争に出した主張や行動をもつて将来の組織に影響させる如きは慎まなければならない。又一方いかに反動といい成は裏切り者と云つても同じ組織の中にあつてこそはじめていろんな批判や或は統制ができるのであつて、組織外にあり如何なる行動をし、如何なる裏切りをされても、そのことは遠からず吾々の組織に重大な影響を与えることはこれまた今日迄の経験をもつて知り得ることである。その為にこそ二七万組織の統一整備と統一闘争の発展の基盤を日常闘争の中から作り上げなければならない。

1.　職員組合について

職組については、今次の闘争の過程でおきた主張そのものについては当然正式機関で如何なる主張をされ、であり民主主義的な会議の運営としても強い弱いに拘わらず、自分の主張を率直に素直に表現するのは当然のことである。唯一応当時を振返つて指摘するならば、民主主義の原則に従わず組合運営を左右するが如き行動をしたことについては当然指摘しなければならない。吾々は今尚その考え方を直せということは毫も云はないが、少くとも会議の運営は組織の決定に従い、見解が如何にどう違おうとも最終的には行動の一致こそ労働組合組織としての闘争の意義があり、敵に与える脅威である。

その点については結果が敵に勇気を与え、組織に重大なる精神的打撃を与え、下部には混乱を起させ或は基本的な会議の運営の決定に行動をマッチさせなかつたことについては当然指摘しなければならない。将来かかる行動或は方法をお互にとらぬという誓いの上に立つて当然炭労組織強化の一員として協力してもらわなければならない。

2.　中小対策

資本主義の枠内で行われる統一闘争の限界は、企業のデコボコの多い炭鉱資本に於いては、非常に困難な問題ではあるが、かかる情勢の中にあつて更に資本蓄積の度合の薄さや、貧困な宿命的諸条件（企業命数、立地、自然条件等）を内部に包臓する中小炭鉱の状態は、より以上の複雑且困難なものであり、中小組織の闘争は、推進されなければならない。企業内に於ける経営上の経済闘争の頭打ち状態と、又は組合員の戦力、各中小組織の強弱の限界は、明らかに今次統一闘争に於ても幾多の問題を投げかけていることは明白である。従つて今後の統一闘争の舞台に於いてはまず自らの欠陥を克服することが最も必要であるが、特に中小炭鉱の闘争の組み方を只機械的に、且観念的に行う

ことを排除して、現実を直視し、その上に立脚した闘争の戦略戦術を樹てなければならない。

更に軍拡経済が強力に推進されつつある今日に於て、当然極度に出てくる中小企業の崩壊と、組合員に対する労働強化、低賃金、企業整備のしわ寄せから守るために、広汎な中小炭鉱防衛闘争を準備しなければならない。

又、今次闘争に於て、組織の戦列から離脱し或は現在動揺しつつある常磐地方（特に中小炭鉱労組）に於ては、組織の重大なるギセイとして、戦列復帰への炭労全組織を挙げた組織強化確立闘争が進められなければならない。その方法に就ては、人的にも資金面に於ても、特段の考慮を必要とする。

このように炭労の組織方針の重点は職員組合と、中小企業にむけられたといつてよい。従来職員組合の脱落が統一闘争の威力を減殺する一つの原因であり、また企業合理化に際して中小企業がもつともはげしい攻撃を受けることが予想されたことからいつても、この二つの問題にたいする対策をかためることがとくに必要だつたことは当然であつた。

さらに電産は一四万の組合員をかぞえる堅城であつたが、前年のストライキ中に中部が（一七〇〇）が脱退してから、四ヵ月の間に組織は動揺の一路を辿り、電産にとどまつたのは北海道、中国、四国、北陸の四地方本部だけとなつた。このような情勢のもとで第七回拡大中央執行委員会で決定された活動方針のなかで組織にたいする対策（抄）はつぎのようなものである。

（闘いの目標を勝ちとる為めに）

(一)　闘う組織の強化確立を計ろう

(1)　単一組織の維持強化について

(イ)　資本家階級があらゆる権力と一体となり、総資本として我々に対決を迫つているとき、これに向つて種々要求を勝ちとる為めの闘いを挑むには、我々の闘える組織が確立され、万全の体勢が整備されなければならない。電気労働者の闘う組織は一本でなくてはならない。電産単一組織の維持強化が今程重要な時はない。

(ロ)　然るに電産の組織の現状は昨年の闘争過程に、中部の脱落があり其の後九州、東北に於て第二組合が発足し、其の他にも動揺が見られている。其の原因と主張は色々あるが、要するに資本家の分裂策動に対抗し得るまでに成長していなかつたこと、労働者が相共に向上する事を忘れ、自分さえよければと云うセクト的利己主義等によるものである。

(ハ)　組合組織にとつて最も重要な事は、組織運営に対する意見や批判は、組織の中で民主的ルールと、規約に従つて組織を強化する方向に建設的に行われなければならない。電気労働者一四万が統一されない事は極めて不幸な状態である。さればと云つて若干の脱落を致命的なものとして直に企業別連合等のカンパニア組織を考える事は、自ら闘う組織の破壊的役割を務めるものである。

(二)　我々はあらゆる脱落や、組織変更の傾向に対しては、機関も組合員も一体となつて防止に努め、早急に完全な単一を取り返さなくてはならない。其の為めには其の運営闘い方等について柔軟性のある幅を持ち脱落を防止すると共に、現存組織の同志的団結を強固にしなければならない。

(ホ)　すでに離脱した東労、中労、其の他に対しては、徒らに誹謗する事を止め、従来の如く下部からの切崩し政策による事なく、機会ある毎に、機関と機関との話し合いによつて、接触の気運を作り、特に現状の様に資本攻勢の激烈な中では、同一な条件

に置かれている事を確認し合い、従来の行き掛りを捨てて同一目標に向つて闘いの中からの統一も考えられなければならない。同じ目標で共に闘つて行く者が二つの組合に分裂している事は最も愚かな事であり、一四万の大同団結に前進しなければならない。

第三節　総評をめぐる組織運動

総評は七月八日から第四回大会をひらき、五三年度の運動方針を決定したが、そのなかで組織方針についてつぎのような決定をおこなつたが、これは前年における炭労、電産その他の闘争の経験を集約したものであつた。

（七、労働戦線の統一、国際労働との連繋）

A、組織を根本的に改革すべきこと

（1）われわれは、組織労働者五三〇万のうち、四〇〇万を総評の旗のもとに統一している。総評は、全日本の労働大衆の統一闘争の舞台であり、敵階級とたたかう主要部隊である。

いま、MSAを主柱とする再軍備攻勢が首切り合理化政策となつてあらわれようとするとき、これをハネ返すに十分な統一闘争力をもつているかどうか組織の統一を乱されてしまうか、どうかは、日本労働運動にとつて最大の課題である。

何故なら、炭労ストにみたように、われわれの統一闘争をもつてしてはささやかな賃上げ要求をも貫徹させることが出来なかつた。職場を基礎とするもつと強大な統一闘争を組織しないかぎり勝利することは不可能である。問題は、総評を中心とする統一闘争のくみ方というような技術上の問題ではなく、われわれの組織自身の根本的な弱点である企業別性格をいかにして克服するかということにある。

（2）炭労は、一九五〇年度において、企業個別の要求、企業個別の団交をやめて、炭労という産業別労働組合の統一要求統一闘争を決議し、いわゆる窓口ストのあと、その単一交渉権をかくとくした。電産も亦、戦後七年にわたつて、統一要求統一闘争をたたかい抜いた。二つの労働組合は、総評の中核組織であり、日本労働運動の主軸であつた。しかし、昨秋のストライキにあたつて闘争の重大段階にいたるや、電産には企業別解決の要求がずいしよにあらわれた。炭労についても、敵は資本別連合の分裂支配をしつようにこころみようとした。

日本労働運動が、企業別単組の連合であるという弱点を克服しないかぎり、首切り合理化攻勢をハネ返す統一闘争を組織することは、極めて困難であろう。

（3）たたかう組織の問題は、「組織いじり」として提出するのではなくて、それぞれ要求をひつさげ、その大衆闘争と大衆討議のなかで、企業別的思想と組織の弱点を克服しながら、大衆闘争の経験のうえにたつて、より「高度な組織」へと前進していかねばならない。「企業別組合の克服」「企業別から産業別へ」は、たたかう組織をめざす全労働者の行動スローガンでなくてはならない。

（4）総評組織部は傘下単産のうち同一産業別の協議会を組織することによつて闘争力を高めうる単産に呼びかけ積極的に協議会をつくる。（合化と化学同盟、全国金属、鉄鋼、造船、全自動車、全電機の場合のように）

オヴザーバー組合をはじめ、未加盟組合に働きかけて総評への加入促進をはかる。また、総評組織綱領の作成につとめ、これに照して単産の組織上の根本的改革を施すよう積極的に協力する。

（5）　昨年度の闘争の経験と今後の闘争の様相に鑑み、地評機関を総評の地方組織として一段と強化しなければならぬ、それがため、総評加盟全国単産の下部組織は地評の結成及び加入を全国的に促進する。

B、中小企業労働、厖大な未組織労働

（6）　われわれの組織は、多かれ、少なかれ、中央に組織された巨大企業のうえに、その基礎をもつていることは、労働運動の発展段階において当然な事である。しかし、巨大企業と中小企業等における賃金格差の甚だしいことを思えば、中小企業労働並に未組織の勢力を賃金値上げの統一戦線にただすことなくしては、根本的にいえば、労働生活水準を引上げることは不可能といえよう。

われわれは、闘う主体として、四〇〇万の総評は今こそ、苦悩しつつある中小企業労働のために、特段の組織努力をかたむける義務がある。

（7）　中小企業労働を組織し指導するものは、（イ）夫々単産の関連企業として、単産の組織対象たるべきもの、（ロ）地方総評の機関が組織を維持し指導すべきもの、（ハ）いまだ総評加盟の全国単産をもつていない産業の労働者の地方組織として、直接総評組織部と協力して組織化していくべきもの、（ニ）地方特定の同一小職種企業の密集しているところの地方組織などがある。

例えば、全日通労組には、駅小運送の組織という緊急なものがある。繊維、食品、木材、機器、漁民、店員、雑化学、職安土木建築など、組織可能の未組織大衆は五〇〇万にのぼるであろう。

首切り合理化の嵐を前にして、緊急措置すべきものは余りにも多いが、総評本部の組織オルグ配置とともに地評機関の強化に協力し、計画的な組織活動に着手しなければならない。

C、労農提携への前進

（8）　保守反動勢力、内外独占資本は、農村のごく一部の半封建的地主、富農をばい介として支柱として厖大な農民大衆への支配力を再編成しつつあるが、この再編成は低米価、肥料問題、演習地問題に象徴される農民大衆への収奪をいよいよ強化せしめ、農民階層分化は激化し、過剰人口は深刻化し、農村の窮乏化はすみつつある。農村にあつてはかくして民主主義も基本的人権も埋没を早めている。

このような中にあつて、農村における民主主義勢力は孤立的で農民組織は分散的であるといつても、農民大衆の上からの強靱な成長の芽はいたるところの農村にたくましい力をもつてもえ出て各種各様の生存擁護、民主主義確立、戦争反対、演習基地反対等等のたたかいはもえつつある。

（9）　労働者の諸闘争も農民の諸闘争もその輝かしい前進のためには、両者の提携が必要不可欠であることは論ずるまでもない。

D、いろいろなカンパ及び失業者の組織

（10）　厖大な未組織をもち、われわれの組織動員も弱体に照して、全国的労働者大会、メーデーなどのほかにいろいろなカンパをして、全国的に地方的に計画しなければならない。あるところでは、青婦人デー、労働基準法の完全実施で、他のところでは、大災事件を中心に糾弾のカンパを、小地区の共同争議資金募集、家族慰安会の催し、ストライキ団の応援共闘など広汎な苦汗労働者にちかづき、相互に協力しあえるように賃上げから文化運動にいたるまでいろいろな部面のカンパをもつて、手を差しのばさなくてはならない。

（11）　職安労働者はもつとも苦しみ且つ十分な闘争力をもつている大衆である。自主的共済機関をつくり、日常生活のために特

別な協力の計画もまた最低賃金八〇〇〇円をかかげた全国闘争とともに、仕事をふやす県会、市会の予算闘争に協力する。

(12) 単組の規約において、解雇と同時に組合権を失うことは、労働運動本来の趣旨に反する会社組合としての措置である。退職してもなおかつ、組合員の資格をあたえ、ながく、職業あっせん、共済活動、家族の生活などに、新しい努力をつくすべきである。

E、青婦人の活動、主婦組織の運動

(13) はげしい合理化の嵐を前にして、青婦人部の組織はきわめて緊切なものがある。青婦人の職場交流運動、討論会、オルグ講習等、あらゆる闘争の最前線にたつて活動する青婦人部を強化するよう、総評の青婦人部会を強化することに努める。

(14) 炭労ストにあたつて、炭婦協があらわした功績はよく知るところである。いま、組合員の主婦を組織する運動は、国鉄労組をはじめ、次第に拡大されてきた、ストライキ団の大衆化のためにも、選挙闘争に勝利するためにも、主婦会を積極的に組織し、全産業別組合の全国的地方的な協議会をつくり、情報交換に協力する。

F、分裂支配とのたたかい

(15) 独占資本の分裂支配は上部幹部を買収したり、脅迫したりすることから、職制の圧迫をつうじて、思想スパイ網をめぐらし、職場労働者の意志統一を破壊し、組織を分裂させようとしている。職場防衛隊をつくり、消防隊を編成して、第二組合勢力を養つている。公然、陰然、組合役員の選挙にかん渉し、活動分子を転勤させ、組合集会に発言したものについては、能率給の等級をさげるなど露骨な不当労働行為をあえて強行している。

われわれは、このような分裂支配にたいしては、とりあえず、

(イ) 職場の意志統一をはかること、動が保証される。(ロ) 部分要求をだして、積極的に職場における労働条件の改善をはかつていく。(ハ) 主婦連合の結成、青年婦人、寄宿舎、社宅などの組織をつくる。(ニ) 単産本部、総評傘下単産および地方の情報連絡を緊密にすることである。

(16) 炭労電産スト戦術にたいする批判を契機として発足した民労連は、総同盟を主体として、その運動方針に則つて、五月二七日の全国代表者会議において、「総評は救い難い」となし、地方組織から分裂政策をとる旨明らかにした。

四単産の総評批判は、総評内部における大衆討議と自己反省のための運動であつたに違いないが、民労連の新らしい発足は、日本労働運動の全国的分裂策謀たることを明らかにした。

われわれは、総評の活動が不十分なために、重大な危機を招いたことについて反省しなければならないが、同時に、民労連の主張する方針については、断乎これを排撃しなければならない。例えば、炭労電産のスト戦術を破壊的だと非難し、苦闘六〇日をこえた同志に対する一片の理解も協力も見出せない。賃上げ運動は労働運動における主要任務であるが、賃金についての思想はマ・バ方式に反対し、企業経理のワク内の賃金の要求である。それは、正に、日経連の思想と一つである。

(17) 民労連は、その意図が善意にでたものであるとも、客観的には首切り合理化を前にして現われた分裂支配に策応する結果におちいる。

われわれは、民労連に参加する総同盟、いくつかの単産の第二組合、職防隊などにたいして、職場を基礎とする統一闘争を企画し、真実の労働戦線統一のために、いつそう努力しなければならない。

（18）　なお新産別は総評ならびに傘下単産のかかげている賃金理論を批判し、その組織活動、争議指導のかくらんを企てるにいたつた。これは総評を中心とする労働者の統一闘争を強化するために、かれ等の分裂策動を排し、これが克服のために闘う。

総評の組織方針において強調されたことは、「職場を基礎とする強大な統一闘争の組織」であり、さらに分裂支配をふせぐために「職場の意思統一をはかる」という点であつたが、このような方向は、すでに全自動車などにおいて具体化されたものであつた。すなわち全自動車では、四月の大会において組織強化の方針を決定し、「一、組合は正しい闘争の組織を通じて組合員の一人一人が労働者としての自覚をもつて始めて強化される。当面、正しい賃金闘争と首切反対闘争の先制闘争の組織を強化するなかで組合の組織強化を目指さなければならない。二、闘争組織と同時に、組織原則確立のための積上げ闘争を忠実に不断に実行する。三、右にのべた正しい闘争組織を組織強化の綱領確立と併せ、職場組織の画期的強化を図らねばならない」としている。

しかし、このような全自動車の組織強化の方針にもかかわらず、日産の争議においては分裂が生じ、第二組合が発生するにいたつた。このことは結局、職場活動の欠陥が露呈したものといわなければならない。日産では、この点についてつぎのような自己批判を行つている。

（分裂反対闘争の自己批判点）

第一、分裂情勢の判断の甘さと対策不足＝会社は少くともここ一年間は、組合活動の規制と、最後は組織分裂を決意して準備していた形跡があるし、また分裂家が外部と連絡をとりながら会社に便乗して分裂を策していたのは、少くとも二、三年前からのことであるから、これに対しての組合の分析と調査、及び対策は、一部の者の活動に限られ、大衆のところまでおろしてなかつた。今次闘争についても、五月二〇日、二一日の大会で、闘い方の討議が不充分であつた。少くとも時間中の組合活動につき、昨年春に引き続き、例の七夕提案をまた持ち出してくるだろうという点を予想して、その対策を討議して置くべきであり、さらに分裂が最後の決め手であることはわかつているのだから、その問題を討論して置くべきであつた。いわゆるレール戦術は、昭電闘争や日産化学の闘争で、すでに手始めとしてやられていたのだから、大会で討議して置けば、結論は出なくても大衆化していたであろうし、皆の力で組織を守る準備が大衆の中で具体化していたであろう。

闘争の途中、前述の如く明らかに分裂行動に出る情勢をいつ執行部は明確に判断したか、その判断の程度が常任委員会で完全に一致していたかに問題があつた。

第二組合が発足してからのこれに対する評価は、たしかに不安定のまま対策をたてて来たうらみがある。

要するに、会社の打つ手に対する判断の甘さに帰着するが、同時にまた、一般労働戦線において、資本家が打つている分裂策動を知つていながら、日産の職場闘争力を過信し、対策が後手になつたうらみがある。

少くとも、現在第一組合員が抱いている分裂と統一に対する考え方が少しでも当時討論され、宣伝されれば、全体の闘争戦術は相当変つた形になつただろうと思われる。

第二、組織防衛同盟の発足がおそかつた。組織防衛同盟は、九月に入つて発足した割合には相当の成果をあげ、殊に吉原、厚木、東京などでは居住地域の活動が地についていた点は大きな成果であつたが、しかし発足がおそかつたため訓練不足があり、且つ計

画的な活動が組織されなかつた。また青年部の活動との連絡が不足していた。青年部独自の行動はのばすべきであるが、連絡を密にする必要があつた。

第三、個人個人に対する説得力が不足し、且つ小範囲のグループに分れて活動する努力が足りなかつた。また個有の宣伝活動が全然欠けていた。九月七日からの坐り込み闘争は、実力で生産再開を闘いとる目的に結集した闘いであつたが、そのころは職制と分裂屋の切崩し工作が昼夜兼行で必死に行われ、組合の対策は殆んど封じられた形であつた。その血路を坐り込み闘争に求めた事情もあつたが、矢張り、勢いに乗つた分裂策動は防ぎ得なかつた。一面、この坐り込みは分裂の温床になつた点もあつた。

家族がねらわれた。坐り込みに不満の家族があり、ここから崩れた面もあつた。坐り込みの中で、会社の逆宣伝が強化され、とくにスピーカーの力で会社が圧倒した。

映画会などの文化行事、教宣行事を坐り込み期間中、夜中に実施せよとの意見が職場から出たが実行されなかつた。

全体を通じ、個人個人の説得活動と、小さいグループに分れての討議を過小評価したきらいがあつたし、宣伝は、デマを含めて会社や分裂家が技術的にも研究し計画的にやつたのに対し、組合は無力にひとしかつた。

第四、自己批判の中心は組合の日常活動の欠陥に帰着する＝分裂策動は、結局、資本攻勢の最大の武器であるからこれをなくすることは出来ない。

全体の労働戦線の波はあるにしても、分裂策動を絶やすことは不可能である。

対策が必要である。そしてその対策は、地力本願ではなり立たない。統一のための日常つみあげた努力こそ最も必要で、この不足が自己批判の中心点である。

組合の運営、職場活動に欠陥が累積されているところに分裂策動がつけこむすきがある。

教宣活動の欠陥が、今次闘争で大きくクローズアップされて来た。むしろ宣伝そのものをわれわれは知らなかつた。分裂を機会に組合の賃上闘争方針と闘い方の自己批判が必要である。共闘の力で統一を守らねばならないが、ここにも批判の余地がある。

激しい闘争の中で組合は分裂したが、統一は日常の闘いの中から築きあげられねばならない。従つてわれわれは、分裂の自己批判は組合の活動や組織、諸方針を根本的にほり下げて自己批判し、日常活動の中でその自己批判を実践して行かねばならない。

以上の自己批判にも明らかなように、経営者側は長期間にわたつて組織の破壊を準備し、職制を通じて職場に攻撃を集中したのであつた。もともと日産自動車の職場活動はかなり活潑に行われていた。すなわち「経営の民主化」「生産を基盤とした職場闘争」という方針にもとづいて生産活動を中心として職場組織が確立されてきた。それゆえ日産の職場組織は職制上の各課を基準として、五〇人または一〇〇人、二〇〇人に一個ずつあり、職場長は職場の無記名投票で選ばれ、なお一〇〇乃至一五名に一名の割合で職場委員が選出され、職場委員会を構成している。組合の運営では職場長会議が中心であり、このほか自主的に職場長連絡会が設けられているところもあつた。

しかしこの職場組織にたいして「課長の脱退を勧誘して実現させる」「組合員の行動を片つぱしから就業中の組合活動として賃金を一方的に差引く」などの手段を用いて攻撃し、ついには職場組織の全面的な後退を招いたのであつた。その原因は、日産自動車の職場活動が単に生産活動に限定されたものであり、生産活動と結合した

形で宣伝、教育、調査、文化、体育その他の幅広い活動が行われなかつたことにあつたといえよう。要するに職場活動を通じて、労働組合の政策の宣伝と、労働者の意識の変革がなおざりにされたのであつた。

職場活動の欠陥はその運営の面にもあらわれていた。すなわち職場討議が不充分であり、常任や職場長の説明だけが討議の大部分を占めて組合員の意見が出ない場合が多かつた。したがつて弱い意見や職能的な層の意見がなかなか出せず、出しても問題にされないという傾向があつた。このような職場組織の運営の欠陥は、組合幹部の官僚化をもたらしたのである。

職制の圧迫に対抗して活潑な職場活動を行い、首切りをはねかえしたのは三鉱連であつた。すなわち三鉱連では、組合員を小単位にわけて、職場闘争委員会、地域闘争委員会に組織し、徹底した職場討議を行いそれを闘争の原動力にしたのである。しかしたとえば田川労組では、「闘いの性格よりして当然とはされるが、職制の圧力に抗しきれず、課せられた任務を果しえなかつた職場もあり、また個人もあつた。このことは的確な指導について不充分であり、日常における職場活動の実態から生じたものと考える」と自己批判し、今後は一〇名位を単位とするものを、そして職場のあらゆる苦情問題をとりあげて「職場要求」とし、日常闘争をもりあげてその闘いの中から組織の強化をはからなければならないとしている。

なお三鉱連では「企業内闘争の限界」を痛感し、その克服の方向を経営の社会化にもとめている。ところで経営の社会化の内容は「経営内容の公開」「経営者層の人事刷新」「経営協議会の強化・活用」といつた点であるが、これらはいわゆる工場委員会活動として行わるべきものであろう。ところが三鉱連の場合必ずしも工場委員会活動の展開という形で問題を出しているのではないようである。

「経営社会化」が単なる経営参加としての意味しかもたないものであるならば、「企業内闘争の限界」を克服するどころか、かえつて企業内闘争のどろぬまに入りこみ、しばしば指摘されているように労資協調におちいる危険性もあるといわなければならない。したがつて問題は正しい工場委員会活働の具体的方針を明らかにする必要があり、それによつてのみ企業の枠をこえた大きな統一行動の展開が可能になるであろう。

なお八月にひらかれた産業防衛全国大会においてつぎのような組織方針が報告された。

（労働戦線の強化について）

(1)　日本の労働運動は、新たな分裂の危機にたつている。

それは、海員、全繊が総評を脱退し、第二総評が生れるだろう、とにぎやかな宣伝が国際自由労連がそのあとおしをするだろう、というわけではない。しかし、当面する問題の本質は、そのようなおこなわれている。事にあるのではない。

独占資本は、ヨーロッパなみに労資協調の統一労働同盟を組織する。故に、民労連第二総評は、まず総評を寸断する道具であつて、彼等の欲している事は、企業組合（御用組合）であればよいのである。

(2)　この事は単産をほこつている多くの労働組合の間にも企業別連合の組織がばんきよし、職場職場には臨時工、社内工、組人夫などの雇用が普遍化している。

都市と農村が入りみだれ、中小零細工業、家内工業と入りみだれているために、賃金も労働条件も格差があるばかりか、労働者の要求にも大きなひらきがある。

こうして、官憲の弾圧のもとに、労働大衆を寸断し、組合を破壊する労働政策のうえにたつている。即ち第二組合勢力はあらゆ

る産業の職制の中に深くその根を張つているということができる。

(3)　いま、われわれは海員、全繊の脱退、第二総評という問題にとらわれないで、労働戦線の強化の立場からもつと根本的な組織問題の方に目をむけなければならないときである。

即ち「一人の労働者も敵にまわさず」という合言葉とおなじように「一人の労働者も敵にまわさない。味方とする」という見地において、全労働大衆を、統一労働組合の旗のもとに団結させるための政策をたてるべきときである。

(4)　われわれは、その組織政策を次のように要約する。

A、職場を基礎とする統一要求、統一闘争

(イ)　われわれの組合機関の決議は、当然職場大衆の熱望であり、大衆行動に発展すべきものであるにも拘らず、広汎な大衆から遊離する危険にさらされている。中央機関の意志は、職場末端にゆきわたらず、パイプがつまつた状況にある。

われわれの組合活動が、職場を基礎として討議され、要求をつみあげていくかどうかを、もういちど点検することから始めなければならない。

いいかえれば、職場の圧迫をハネ返して、職場における全労働者の討議と意志統一を基礎とする組合活動へと建直すことにいつそうの注意を促さなければならない。

(ロ)　職場における要求と闘争とを基礎とするわれわれの労働運動は、政治思想のちがいや、政党支持のちがいによつて、対立し、分立するのではなく、一つの要求で、一つの闘争団に組織されなければならない。こういう積上げ方で、職場をまとめ企業をまとめて産業別的統一行動をかちとらねばならない。

(ハ)　一つの企業内の枠の中の闘争が、労働の基本的権利や利益にあてはまらないことはいうまでもない。しかし、われわれ自身の組織が、企業別組織であり、職制をつうじて御用化される危険に立つていることは経験してきたとおりである。われわれの組合活動を企業の枠にとじこめ、御用化しようとする謀略とたたかう道は、職場闘争を基礎とする産業別統一要求であり、統一闘争である。

この活動をつうじて、企業組合としての悪い性格からぬけでて、真の産業別的実体をつみあげていくことができる。

B　組合員の家族をふくめたストライキ団

(イ)　炭労のストの経験は主婦の組織の重要さをおしえている。それは日本の家族制度が労働者生活の上に重要な部分を占めている証拠である。とくに資本家の謀略的な切崩し政策が主婦や家族を狙つているとき、なおさら職場生活だけでなく組合員の家族生活と結びついた労働組合の組織、労働運動の重要さが大きくなつている。

(ロ)　炭労の炭婦協は炭労ストの強力な支柱となつている。多くのストライキにあたつて家族をふくめたストライキ団の大衆化をもつて闘争力を数倍することができる。

(ハ)　西欧では魅力あるほどの争議金庫があり、家族を含めたベネフィットの制度をもつている。この制度が充実すれば、一種の社会保障を労働者同志でおこなえるばかりか、広汎な大衆の間の大きな魅力である。また第二組合とか組合脱退をも防ぐことができる。

(ニ)　農家経済と労働者の生活とが密接な事情からいえば、家族を組織し、家族とつながつた組合活動がおこなわれれば労農提携の大きな地盤とすることができる。

(ホ)　家族を組織化することは、PTAにおいて中央の労働組合

政策の支持者をふやすことであり、多くの政治活動における堅い基礎をすえることになる。

C　緊急要求をもつて、あらゆる労働組合未組織大衆の間に呼びかける

(イ)　多くの独立組合をはじめ、民労連系組合、いわゆる第二組合などあらゆる労働組合企業連合などに向つて緊急要求を呼びかけて、中央地方に共闘をくむように努める。

(ロ)　職場職場に呼びかけ職場組合機関にかけてもらい要求を下からもりあげて貰う。集会や活動の成果は時を移さず宣伝する。

(ハ)　特定の職場大衆を狙い、特定の町を選んで訪問隊をつくり宣伝戦を集中する。

(ニ)　ストライキの相互応援、孤立組合のストライキの支持、応援隊の編成、争議資金の融資活動、弁護士団や議員団の動員など親切な世話役活動を通じて組織内外に亘つて、関連産業別組合の間のより総合的な産業別組織の合同運動を起す。

(ホ)　こういう不断の活動に努める。

(ヘ)　之等の活動は小地区共闘の組織が闘争の力点となる。そのとき特に官公労組の下部機関が、その土地の中小企業の未組織大衆の組織について、家族の共闘について協力を払つてくれるならば、速かな成果をえられるし官公労自身の組織をも強化することになる。

D　組織の威力と大衆的経験

(イ)　広汎な大衆にとつては最も頼もしく力強いと感じられるものは労働組合の秩序正しい大衆的な団体行動である。この威力をかんじればこそ労働運動に対して信頼をかけるのである。我々はその様な威力を組織するために事態を正しく理解し、事態を発展さす方向にむかつて驚くべき熱心さを以て闘つている労働組合員に対して尊敬を払い協力を惜まないのである。全国的な高い政治的見地に貫かれた思想とその指導を組合機関に於て打ちたてられ、筋金が下部末端迄通るよう努力する。

(ロ)　また多数の組合員大衆の意識はお説教によつてではなく、大衆的経験を通じて事態の全貌を知りつくす意識の昂揚を獲得する。それ故に特に職場交流によつて活動の改善を促進し闘将を生み出すよう努める。

(ハ)　組織中央部の決定や指示は速かに職場末端に下され、その職場における実施の為の努力や成果を汲み上げるよう努める。

第二章　賃金闘争

第一節　個別賃金要求の特質

一九五三年度における賃金闘争の特徴は個別賃金要求の方式をとるようになつた点にあるといつてよい。前年度の賃金闘争は総評の「賃金綱領」の採用にもとづいて賃金の戦前復帰を目標とし、そのためにマーケット・バスケット方式を採用したことに大きな特徴がみられたが、しかし平均賃金＝ベース賃金を打破する主張は前面にあらわれていたとはいえない状態であつた。ところが個別賃金要求はベース・アップ闘争の打破に大きな重点がむけられている。というまでもなくベース・アップ闘争は平均賃金の増額を要求する

闘争であつた。それはいいかえれば賃金支払総額の増額を要求するものであつたから、資本家にとつてはまことに好都合であつた。資本家はいつでもどのくらい利潤がえられるかということに目安をたてながら賃金闘争に対処することができたのである。逆に労働者の側からいうと、それは企業の支払能力を常に考慮しながら闘争することにほかならなかつた。このようにベース・アップ闘争が企業の支払能力に従属したものであるかぎり、本質的には一企業内の、したがつて企業別の賃金闘争にならざるをえなかつたのである。

その上ベース・アップ闘争は単に賃金の平均額をきめるだけの話であるから、その後で個人別に配分する必要がある。ところが、この配分に当つてまずおこつてくるのは労働者間の配分闘争である。このために労働者の賃金闘争のエネルギーはいちじるしく減殺されてしまう結果になり、また資本家が配分を通じて労働組合の分裂を策することもしばしば行われた。さらに配分に際して職階制が導入されることが多く、そのため賃金の上下の格差は極端に拡大した。賃金の格差が拡大すると上層労働者と下層労働者の利害は対立せざるをえない。なぜならば上層労働者は下層労働者の賃金をけずりとつて、相対的に有利な賃金配分にあずかつているにすぎないからである。こうなると上層労働者は、平均賃金がそれほど上らなくても賃金の配分は有利にきまるだろうと考えるし、また下層労働者はどうせ平均賃金が上つてもたいした配分にはあずからないのだからという気持がはたらき、いずれの層も賃金闘争に関心をもたなくなつてしまうのである。

以上のようなベース・アップ闘争の欠陥と個別賃金要求を採用するにいたつた理由について、主な組合ではつぎのように主張している。

（合化労連の説明）

賃金体系と今後の賃金要求方針

――第八回中央委員会決定――

一、春季賃上げ闘争方針

(1) ベース・アップ要求をやめて賃上げ要求へ

(イ) 春季闘争の賃金方針が官庁の御用数字CPS、CPIを否定し、マーケット・バスケット方式を採用したことは大きな進歩だつた。

(ロ) この動きは総評に結集した全労働者の賃金闘争の基本政策＝賃金綱領となつて戦後賃金闘争の歴史に一転期を画した。

(ハ) しかし五月に開かれた総評中央賃金会議は、平均賃金丈上げるベース・アップ闘争をやめ、配分からハッキリさせた賃金引上げの闘いへという意見が各単産から強く出された。

(ニ) ベース・アップ闘争の欠陥は何か、それは傘下の春季闘争の結果をみれば明らかだ。調査時報一八号で明らかにした如くだが、

簡単に左表に示せばどこでも最低の組合員は平均の半分も上つていない。

シオノギ（一三・五倍）東圧（一一倍）別府（一〇倍）石原（九・五倍）田辺（九・四倍）日化（約八倍）新日窒（七・四倍）と上下の差は拡大しつつある。

(ホ) 秋季闘争でも、日新、日東、信越と日窒のみを除いてベース・アップ闘争にすぎない。尤も信越を除いて配分要求もつ いているが、アイマイナ賃金決定条件の場合、一人一人の組合員に現行賃金も計算できない。これでは本当の賃上げ要求ではない。どうしても、一人一人の組合員が「自分はこれ丈上るんだ」と確信をもつて要求額をつかんだ個別賃金要求にしなければ闘争にならぬ。

組合名 ＼ 引上額	最低	平均	最高
東圧(牟)	1,460	3,411	17,820
東亜(名)	450	1,660	4,460
日硫	329	500	1,391
神島	784	2,400	6,242
石原	257	1,500	2,856
多木	940	1,500	9,300
昭電(株)	762	2,398	4,360

(ハ) 賃金の範囲が、家族給、生産手当、役付手当、特殊作業手当を含むのか含まないのか全くわからない。

(ニ) ベースで企業の闘いにおしこめられ職階制配分で組合の分裂に使われてきたし、職制強化労働強化に役立つてきた。

(ホ) だから、私鉄でも鉄鋼でも、全自でもベース・アップ闘争をやめて労働者としての本来の要求個別賃金要求方式に移つてきている。われわれも大会で大体ベース・アップ闘争の自己批判を行い七中央委で改める方針を確認したが前述のように秋季闘争は全く不充分である。

(3) 春季闘争を最低賃金確立の闘争へ、ベース賃金をくずすものは統一要求としての最低賃金と個別賃金要求だ。

(イ) 最低満一六才の定時間労働賃金を、マーケット・バスケットで算出して要求する（製薬関係は別途討議）

(2) ベース・アップは資本家の道具

(イ) 昭和二三年官公労中心に導入されたベース賃金＝賃金総額は労務費を策定するために資本家政府の道具として使われたもので、個々の組合員にとつて関係のないものだ。

(ロ) ある程度の賃金水準の目安になるが、人員構成＝年齢、勤続、扶養家族数、労働時間に関係ない。

(4) 賃金要求作成の具体方策

(イ) 本部の任務

1、東京都一六才マーケット・バスケット案を作成し、単組の大衆討議にかける。これを臨時大会までに集約する。

2、各単組中モデルを業種別にとつて、階層別賃金調査、世論調査を行い、賃金配分の具体案作成のモデルを示す。

3、全単組について、賃金オルグ、賃金分析を行い、単組の賃金大衆討議、賃金要求案作成に参加する。

4、生計費の調査、生活実態調査を行う

(ロ)、単組の任務

1、低賃金の認識、賃金闘争のあり方についての教宣活動、大衆討議

2、地方のみにある単組は、生活様式をおりこんだ最低満一六才のマーケット・バスケットを作成する。

3、賃金調査、全員の賃金カードを作成し、階層別賃金分布

の状態を明らかにし、配分について討議して結論を出す。

4、世論調査、生計費調査、生活実態調査を行う。

（紙パルプ労連の説明）

過去数年間、我々はベース・アップ闘争を行つた。即ち平均賃金を幾ら上げると云う誤つた方式に終始し、組合員各個の賃金が幾ら上ると云う切実な点がおろそかにされていたため、必然的に大衆の盛り上りはなかつた。例えば、ベース・アップを三〇〇〇円要求しても、そして獲得しても、引上げられる最低の層の人達は五〇〇〇円程度しか上らず、最高の人は六〇〇〇円も上るという事実は余りに多い。これでは三〇〇〇円はおろか六〇〇〇円獲得しても最低の人達は一〇〇〇円程度しか上らないことになり、必然的に最低の人達のベース・アップ要求への希望は減殺されて了うと共に、最高のグループでは三〇〇〇円はおろか一〇〇〇円しか上らなくても、彼等は三〇〇〇円程度は獲得出来ることから、三〇〇〇円を闘いとるための闘争力には集中出来ないのだ。随つて全体のベース・アップ？　否賃上げ闘争の闘争意欲は盛り上らない。随つて今後の賃金闘争は、ベース・アップの言葉は使用しないことにし、一人一人の組合員が「自分はこれだけ上るんだ」と確信をもつて要求額をつかんだ個別賃金要求にしなければならない。

以上のようにベース・アップ闘争を克服するためにうち出された個別賃金要求方式は具体的にはつぎのようなものであつた。

（合化労連の個別賃金についての基本方針）

要求額一律二〇〇〇円＋アルファー

一、要求額は平均ベースいくらではなくて、配分をハッキリさせた一人一人の要求でなければならない。

二、要求額は一律二〇〇〇円プラス・アルファー引きあげ、ある

いはこれを基準とする標準および当該工場のもつとも普通の労働者の賃金をそれぞれ二〇〇〇円引きあげた程度とする）

三、これは最低賃金を八〇〇〇円と最低労働者をとり、その賃関係でもつとも大衆の納得する金額を提示したものである。

四、この一律プラスアルファー引きあげというやり方は、賃金の査定を資本家と職制とが勝手に管理するやり方をやめさせて、賃金を労働者の生活中心にするという考え方と、配分をめぐる組合内のまさつをさけるためのものである。

以上のような基本方針は、合化労連の単位組合では次のように具体化されている。ここでは東洋高圧労組の賃上げ要求をとりあげよう。

（東洋高圧の賃上要求）

A、賃上げの基方的考え方

1、マ・バ方式による実質賃金の

2、平均ベース的考え方の打破

3、男女同一賃金原則の確立

B、賃上げ案の特徴

1、一律加給的色彩

イ、リンク系数は本給の一割

ロ、一律加給額本給一〇〇〇円、職能手当約八〇〇円

2、職能手当

イ、一〇号を三ランクに分類

ロ、役職手当を新設して号俸と役職を分離

ハ、七号迄は一俸八〇〇円、六号は五〇〇円、五号以下に減額し、減額分を役職手当としたが同俸内の現行格差により五の三、四の三は職手と役手を合算すると若干上廻る。

3、物価手当
新たに三五才以上五〇〇円を追加し、四段階とした。
4、住居手当
イ、社宅外居住、現行の倍額
ロ、社宅利用者、現行社宅料の要求
5、女子初任給の訂正により初任給に格差がつけられている現在男女の性別の之は明らかに不当であるので是正を図る。
6、今次要求に当つては
1、上下格差の減少により初任給に格差がつけられているが、扶養手当の現状が他組合に比して高いので、物価手当に一ランクを設けて年輩者をも考慮せんとした。
2、独身者の優遇、3、社宅外居住者の窮状緩和を主眼としたが、
（紙パルプ労連の個別賃金の基本方針）

賃金要求作製の基準案は単なる観念論や、組合幹部の数字イジとを骨の髄まで痛感し、昨年一一月賃金A、我々は已に賃金闘争リでは実を結ばないこに関する世論調査を実施したのである。調査の結果発表は、ニュース紙上を通じて数回に及び発表したが、我々は各階層を網羅した結果に就いては単なる観念論や、組合幹部の数字イジとを骨の髄まで痛感し、昨年一一月賃金A、我々は已に賃金闘争リでは実を結ばないこに関する世論調査を実施したのである。調査の結果発表は、ニュース紙上を通じて数回に及び発表したが、我々は各階層を網羅した結果に就いては充分に生かしたい所存である。尚この紙上を通じて傘下各単組組合員各位の切実な訴えを十二分に反映してくれたこと並びに二四〇〇名に及ぶかつてなき絶大なる御協力に対し衷心より感謝の意を表する次第である。

もう一度調査の結果を概述すれば

a、生活が楽だと答えたのはわずかに〇・五%に過ぎず、賃金の低い人は勿論、高い人も異口同音に生活苦を訴え、

b、大半の人達はどうしても賃上げ闘争の必要性を訴えている。又配分が悪いと批判し、低い人の賃金を上げることに留意し全般的な賃上げを行えという主張であつた。（今迄は低い人の賃金が幾ら上るかに就いては、全然無関心であつたと云われても仕方なかつた程度等閑視されていた）

c、希望額は五〇〇〇円が圧倒的に多かつた。総合して八〇〇〇円以下の人達は二〇〇〇円～四〇〇〇円を主張しているのが特徴であつたし、八〇〇〇円以上の人達は五〇〇〇円～六〇〇〇円を希望していた。

B、以上から最低の人達の希望額二〇〇〇円～四〇〇〇円と八〇〇〇円以上の人達の希望額五〇〇〇円～六〇〇〇円を満足させるにはどうしたらよいかということが重要な論点となる。ここで先程述べたことをもう一度思い出す必要がある。即ち、上記の人達に全体的に満足な回答を与えるには、従来の平均賃金幾ら上げるという要求形式では、所謂上に厚く下に薄いという甚だ片チンバな結果を繰り返すだけで下の人達に満足を与えることは到底むずかしい。満足させ得るのは平均賃金一万円以上の要求が貫徹出来るときだけである。随つてここで公平無私な唯一つの方法は、最低幾ら上げる方式が採択されることだけである。

C、つぎに一律何千円上げると云うだけでは賃金の高い人達に満足を与えることは不可能であるから、賃金の高い人達の層、並に配分に不満の層の意思を満し得る様な金額を用意することが不可欠である。即ち、一律何千円＋アルファー何千円　の方式で要求額を組み立てる様にしたい。

D、では（C）は賃金世論調査を忠実に守つた方式といえるかどうかに答え度い。設例、

今仮に、一律要求額を二〇〇〇円とし、プラスアルファーに相当する額を一五〇〇円とすれば、最低の人達の値上げ額は、一律二倍率が一対七とすれば、そしてA社の賃金の〇〇〇円＋五〇〇〇円＝一二五〇〇円程度であり、最高の部類の人達は、一律二〇〇〇円＋三五〇〇〇円＝五五〇〇〇円程度となる。

勿論この設例は両者に云えることであるが、世論調査に表われた希望額をそのまま要求額に移し得ないことを計算に入れての上である。

依つて結論として

紙パの方針として、一律二〇〇〇円は不動のものとし、プラス・アルファーをいくらにするかは、各社の実体から一〇〇〇円～二〇〇〇円をメドに検討して戴き度い。その為には各組合は賃金の実体を充分把握し、どの階層に重点的にこのプラスアルファーを振り当てるか、そして一律何千円引上げという方針に対する高給者の不満を緩和し、誰もが納得し、すべてのものが立ち上り得る要求額とするかを慎重に検討しなければならない。その手を打たない限り過去の賃上げにおいて平均以下の人に不満があつた様に、職制又は職制に近い層から闘争が崩される懸念が多いからである。

E、以上の方針をとることによつて、我々は大会で決定した最低八〇〇〇円を闘いとり、或は之に近づくことが出来るし、従来の単に金額を揃える為に仕組まれた誤つた方針から脱却して最低線即ち二〇〇〇円の一律引上げで統一闘争が行え、大企業と中小企業の結びつきもはつきりするのである。

F、マーケット・バスケットは満一八才、最低地区（地域給〇地区）で税込八〇〇〇円を組み統一する。プラスアルファーは組合によつて相違があるので、標準世帯のマーケット・バスケットは統一しないが、各組合が夫々之を組むことは実行してもらいたい。（後略）

右のような個別賃金要求の特質はつぎのような点にあるといつてよい。それは第一に個別賃金要求における一律引き上げ額が最低賃金の確立を基準として算出されていることである。そのことは個別賃金要求においてはなにより最低賃金制の確立が重視されていることを示すものといつてよい。たとえば最下層の労働者の賃金が六〇〇〇円であつたとすると、八〇〇〇円の最低賃金を確立するために一律二〇〇〇円の引き上げが必要となるわけである。

第二に平均賃金の要求の場合は、各個人の賃金が一体どれだけになるか皆目わからなかつたにもかかわらず、個別賃金要求においては各個人の賃金要求額がどれだけであるかはあらかじめはつきりわかつている。つまり賃金がきまつてからあとで、個人別の配分をするときにごたごたすることはない。

第三に、最低賃金の確立に重点をおいていることは、男女の青年層の利益となり、それらの人々のエネルギーを賃金闘争に活用できるばかりでなく、青年層以外のすべての人が賃金闘争を自分自身のものとして理解するようになる。

第四に、個別賃金要求は職階制をうち破るための武器になる。すなわち上層の労働者だけがいちじるしく利益を受けるといつた欠陥がなくなるのである。かくして資本が職階制を通じて労働者を分裂させようとする政策は効力を失つてしまうことになる。

以上のような特質をもつた個別賃金要求は統一闘争の展開を重視するものであつたが、新産別は統一賃金闘争を批判する立場からつぎのような賃金闘争方針を決定した。

（本年度新産別の賃闘方針）

一、現在における賃金闘争の意義を強調する。

(イ)　賃金闘争は、われわれのあらゆる闘争をつらぬく基本として、もつとも重要な意義をもつている。賃金闘争がもつ労働組合活動一般に対する意義とか、あるいは従来の経済闘争という概念をとびこえて、どんな個々の経営の闘争でも政治的な意義と性格をもつてきたというところに、もつとも大きな特徴が見出される。それだけにまた、賃金闘争が直面する障壁は非常に頑強であり、資本家的政策のワクを突き破ろうとする闘争は大きな困難を伴つてきているということも、われわれははつきり自覚しなければならない。（中略）

われわれが直面している賃金問題は、このように政治、経済の全部面から立体的な規模と深さにおいて進められている戦争政策の集約点としての性格をもつているのである。賃金問題にすべての矛盾が凝縮されしわよせされているのである。

したがつて、われわれが賃金闘争によつて低賃金、労働強化の政策を打ち破つて行くことは、われわれの生活をまもるということ以上に、反動陣営の政治、経済体制全般を揺がし、国際関係が作りだしている日本の立場と地位にえいきようを及ぼすものであることを認識しなければならない。（中略）

すなわち、賃金闘争は、(a)低賃金、労働強化政策に対する生活の擁護向上の闘争であり、(b)現在の日本の社会体制を変革し、民主化を推進する闘争であり、(c)戦争を阻止し、隷属関係を打破する平和と独立と民族的運動の基本的な闘いである。

さらにこれを、われわれの主体的な立場からみれば、賃金闘争は、ポツダム組合を克服し、労働階級の新しい陣列を組み上げる根本的な闘いとして、重要な意義をもつている。危機に直面し労働階級の組織勢力として、労働者の揺ぎない階級的自覚につらぬかれた労働組合にわれわれ自身をきたえ上げる方法、占領下の惰性を脱する道は賃金闘争の発展に求められねばならない。

(ロ)　賃金闘争の目的は、現実の賃金をいかに有利に闘いとるか、われわれのもつ力をいかにして最大限に発揮し要求を獲得するかということにつきる。

現在の賃金闘争の実績が、経営のワク、経理の許す範囲を出ることができないばかりか、資本家の逆手をくつて、職階級や能率給制度などの反動政策の導入を許す結果をまねき、かえつて労資の力関係を不利にしている傾向を否定することはできない。資本攻勢に集中された政治的圧力を、分散された闘争で防ぎ切れなかつたという事実と同様に、主体的な条件からくる闘い方の問題が批判されねばならない。

上述したような賃金闘争の性格からしてそれが平和運動やその他の政治闘争と結びつけて発展させられねば、賃金闘争自身も充分な成果を期待できないことはいうまでもない。だが、平和運動や政治闘争が真の大衆的な実力行動として展開されるための基礎はどこに求められるか。

日常直接に資本と対決している職場における賃金闘争以外にはない。職場における賃金闘争を土台としない本末てん倒の闘い方は、往々にして重要な労働者の政治行動を、浮き上つたお祭りさわぎに終らせる危険がある。職場を基点とする賃金闘争の沸とうこそが、経営のワクをこえた労働階級としての大衆行動を可能にするのである。この点について、われわれは総評の統一賃金闘争に根本的な批判をもつている。

統一賃金闘争が、もつとも望ましく、またもつとも効果的な闘争方法であることはいうまでもない。しかしながら、現在の労働組合の実体は、産業別組織とかなんとかいつても、金額や闘争時

期を上から計画して、統一闘争を展開するような条件を具えていない。これを機械的形式的に統一の形をとらせようとすれば、どうしても幹部の作為が中心となり、職場の闘争を他に依存させ、机上計画が挫折したときには闘争自体が駄目になる結果に陥り易い。

また本当に起上つてきた闘争に対しても、従業員組合という素質をそのままにして、統一行動という過大な任務を負わせることになり、遂にはその闘争自体を失敗に終らせるばかりか、組合分裂の原因を醸成する危険を招く。資本家はたえずそのようなスキを狙つているのである。職場から態勢を盛り上げる努力をおろそかにして、上から安易に闘争をかぶせるやり方は絶対に排撃されねばならない。（以下略）

以上のような見解にもとづいて新産別は具体的な賃上げの方式について「現在の状態ではベース・アップ方式でも、その他何れの形式を択んでもよい」とのべている。そして最低賃金の引き上げと、基本給の増加が重要であると指摘している。

第二節　賃金標準化の要求

個別賃金要求のほかに新しい賃金要求の方式として採用されたものに標準賃金要求がある。それはつぎのようなものであつた。

（鉄鋼労連の年齢別標準賃金要求）

二八年一月以降賃金要求方針並びに本部基準案本部小委員会案

日本鉄鋼産業労働組合連合会

一、一貫グループの要求について

一、一貫メーカーにおける二九才から三三才までの労働者について、その平均年齢（平均扶養家族数）を算出し、これを標準労働者とする。

二、右の標準労働者に対し、固定給と手取三〇〇〇円の賃上げを確保することを今次賃上げ要求の基準とする。

三、右の基準にもとづき、別紙「鉄鋼労働者年令賃生計費系数」を用いて、年令別手取賃上げ額を次表の如く算定し、これを本部基準案とする。

四、各単組は、右の本部基準案に出来るだけ沿つて年齢別手取賃上げ額を算定し、とくに、最低一五才、又は二〇才及び標準三一才の賃上げ額は、本部基準案の線に統一する。

五、各単組は、右の年齢別手取賃上げ額を、現行の年齢別平均基準内賃金の実績にもとづいて年齢別に税込換算し、これを現行基本給に対する年齢別増額要求として、要求する。

六、年齢別手取賃上げ額の税込換算の要領は次の通り

(イ)　現行の年令別平均基準内賃金（税込）を計算し、諸保険料、年金、地方税源泉徴収分を控除してその手取額を算出する。この手取額に年齢別手取賃上げ額を加算しこれを税込換算（年金、保険料、地方税源泉徴収分もあわせ加算）して、現行平均税込基準内賃金との差額を求め、これを年齢別税込要求とする。

(ロ)　基準内賃金の内容は、便宜上定期給与総額から、超過労働給、夜勤手当、休日出勤手当を除いたものとする。

(ハ)　現行の基準内賃金は、最近の数カ月から業手支給額が過去半年間の実績に照して最も正常的であるとみられる月をえらび、その月の実績を用いる。但し、欠勤二日以上のものは除く。（有給休暇はこの限りでない）

(ニ)　税額計算の際の扶養家族数は、年齢別平均扶養家族数を用いる。又税率は目下改正が検討されているが、便宜上現行税

年齢別手取賃上げ額表
（本部基準案）

年齢（満才）	鉄鋼労働者年齢別生計費系数（31才＝100）	31才＝3,000円とする年令別手取賃上げ額	同補正額（本部基準案）
		円	
15	54.14	1,653.90	1,650
16	54.14	1,653.90	1,650
17	54.18	1,655.40	1,660
18	56.16	1,684.80	1,680
19	58.01	1,740.30	1,740
20	60.42	1,812.60	1,820
21	63.20	1,896.00	1,900
22	66.30	1,989.00	1,990
23	69.85	2,095.50	2,100
24	73.48	2,204.40	2,210
25	77.09	2,312.70	2,320
26	80.85	2,425.50	2,430
27	84.64	2,539.20	2,540
28	88.75	2,662.50	2,660
29	92.50	2,775.00	2,780
30	96.33	2,889.90	2,890
31	100.00	3,000.00	3,000
32	103.67	3,110.10	3,110
33	107.03	3,210.90	3,210
34	110.18	3,305.40	3,310
35	113.04	3,391.20	3,390
36	115.75	3,472.50	3,470
37	118.32	3,549.60	3,550
38	120.56	3,616.80	3,620
39	122.43	3,672.90	3,670
40	124.03	3,720,90	3,720
41	125.23	3,756.90	3,760
42	126.17	3,785.90	3,790
43	126.71	3,801.30	3,800
44	126.81	3,804.30	3,810
45	126.84	3,805.20	3,810

率による。

七、以上の要求内容の裏づけ資料として、本部は標準労働者（三一才、扶養家族三人として）のマーケット・バスケットを作成する。マーケット・バスケットは、飲食物費のみについて作成しエンゲル系数として「四五」程度を指向する。

八、標準労働者の賃上げ額、手取三〇〇〇円の決定基礎は、別途資料「標準労働者手取三〇〇〇円要求の基礎」による通りである

(1)　平炉グループの要求方針及び要求金額内容は、原則として一が、各単組は、より広汎且つより切実性ある強固な要求基礎を確立する上から、なるべく、単組ごとに簡明な賃上げ世論調査を全員、又は標準労働者（二九才～三三才）について実施することが望ましい。但しそれによつて賃金要求の提出を遅延せしめることは、厳に避けるものとする。

二、平炉グループの要求について

貫グループと同様とする。

(2)　要求の裏付けとしてのマーケット・バスケットについては、平炉グループにおける現行賃金水準を考慮のうえ、一貫と同様の方針によつて作成する。

三、特殊鋼、鋳鍛鋼及びその他のグループの要求について

これらのグループについても、要求方針は一貫と同様とするが金額内容については、一貫、平炉グループの要求金額、これらグループの賃金世論調査結果その他を基礎とし、企業条件、現行賃金水準等諸般の条件を考慮の上、本部とグループとの協議により、調整をはかる。その際、本部は、必要あれば、同グループとしての、年齢別手取賃上げ額の基準案を算定する。

又、裏づけ資料としてのマーケット・バスケットについても、本部は同グループの実態に即したマーケット・バスケットの作成に協力する。

以上の鉄鋼労連の基本方針は、傘下の単位組合において次のように具体化されている。

（八幡製鉄労組の賃金要求）

「要求書」（二七年一二月二七日提出）

われわれが鉄鋼業の発展と、社業興隆のため協力し生産性の向上に努力して来たことは会社も充分に認めるところと思う。

然るに一方われわれの生活は不安定な経済状態の中で脅威を受けつつあり、加うるに一月以降は更に諸物価の値上りも確定し、益々窮迫状態に追い込まれることは必至である。

われわれは生産の主体としての誇りと社業隆昌のための努力を惜しむものではないが、このような生活不安の状態に直面しては生産と生活を守るために賃金引上げをせざるを得ない。

従つてここに組合員の総意に基き左記の通り給与改訂を要求する。

尚、昭和二八年一月二四日迄に回答を求める。

〔記〕

(1)　基本給の増額＝現行本給一・六三二倍する。

(2)　雑給与の増額

(イ)　宿直手当　五〇〇円

(ロ)　当直手当　三〇〇円

(ハ)　特別作業手当（略）

(ニ)　臨時特別作業手当（略）

（潜水作業、跳降り転轍作業、コレラ、ペスト患者防疫業務等に関し）

(ホ)　酒肴料（年末、年始、起業記念日）一日につき三〇〇円

(ヘ)　住込手当（略）

(ト)　医師薬剤師手当（略）

(3)　支給方法＝細目は別途協議する。

(4)　実施期日＝昭和二八年一月一日。

(5)　回答期日＝昭和二八年一月二四日。

鉄鋼労連の年令齢標準賃金は、まず三一才の標準労働者を設定して、その賃上げ額を三〇〇〇円とし、さらに年齢別にそれぞれ賃上げ額をきめて、三一才、一五才あるいは二〇才の賃上げ額をそれ各企業を通じた統一要求にするものである。すなわちこの方針は年齢別に賃金を標準化し、それを統一闘争の基礎とすることがねらいとなつている。従来我が国で賃金の具体的な決定（配分）は各企業ごとに行われていたため、賃金にデコボコを生じ、統一的な要求がいちじるしく困難であつたが、このような方法によつてすくなくとも年齢別に賃上げ額を標準化しようとしていることは産業内における同一労働、同一賃金の原則を具体化させる第一歩となるもので

あつた。このような問題をさらにおしすすめたのは全自動車の賃金三原則である。

（全自の賃金三原則）

第一原則――労働者はたとえ技能が低くてもどんな企業で、どんな仕事をしていても、職場で働いている限り、人間らしい生活をして家族を養い、労働を続けうるだけの賃金を、実働七時間の中で確保しなければならない。（最低生活保証の原則）

第二原則――賃金は労働の質と量に応じて正しく支払れなければならない。したがつて、

（イ）職場において質の高い量の優れた労働に従事している労働者は、この労働に応じた賃金を支払われねばならない。

この際、年齢が低く、家族が少いからという理由で賃金を低く抑えてはならない。

（ロ）男女の別、国籍その他の理由で賃金の差別をつけてはならない。たとえば男子一〇〇に対し女子八〇の労働である場合、女子なるが故に六〇にすることは不可である。

（ハ）労働の質量は、一般的に労働の強度（重労働・軽労働・環境）仕事の難易（高級、低級、複雑、難易）労働に対する技能熟練度の高低で決められる。

この際、労働者個人を現に遂行されている労働から切離して判定するのでなく、労働が客観的に評価されなければならない。資本家は職制の支配系列や、企業への忠誠を基準にして、管理のために個人々々を主観的に判断して賃金を決めているが、これには強く反対する。

高級労働者が低質低量の労働しか遂行しえない職場におかれている時は低賃金を強制されるが、この際は配置転換を問題にすべきである。（同一労働、同一賃金の原則）

第三原則――以上の二原則は別々のものでなく一本の賃金の中に一体となつて貫かるべきものである。また産業共通の原則として企業の枠をこえて実現さるべきものである。（統一の原則）

第三節　春季賃金闘争の成果

春季闘争のトップにたつたのは私鉄総連であり、その要求案は一八才六八〇〇円を基準とする個別賃金要求であつた。これにたいして、調停委員会は二月六日に調停案を提示し、大手筋一二社は現行平均賃金（税込）の一五%アップ、地方を五ランクに分け、天塩、営団を除く全委任会社と一部委任会社について各社別に一二%、一〇%、八%、七%、六%という率を明示した。組合側は一、マ・ベ方式が否定されている。二、賃上率が低率である。三、調停案は大私鉄中心主義である。四、個別賃金、最低賃金が明示されていない等の理由でこれを拒否し、スト決行を決定した。しかし三月二九日に行われる予定であつた第一波ストも、関西地連からの申し入れなどがあつて、ついに延期するにいたつた。そして関西地連の中の京阪神、南海、近鉄、京阪に調停案＋組合員一人当平均一〇〇〇円関東地連においても大手筋が調停案＋一〇〇〇円～七〇〇円の線で妥結するにいたつた。このように私鉄総連の個別賃金要求は、ベース・アップにすりかえられ、しかも各企業毎に分断して解決をみるような状態になつたのである。

合化労連は、三月一日に要求を出す単組の第一集団と四月一日に要求を出す第二集団にわけて全組織をあげての統一闘争の態勢をくんだが、個別賃金要求にたいして資本家は全面的に拒否してきた。しかし昭電川崎が三月二日から部分無期限スト、四月一日、日本水素の出荷スト、四月八日、日東硫曹の全工場二四時間スト、一七日、

新潟四八時間スト、下関二四時間スト、三池合成のストなど続々ストライキの波はたかまつた。とくに日産化学は三月二八日以降時間外拒否、四月一三日四八時間全面スト、一五日―二五日出荷ストなど五八日間の長期にわたるはげしい闘争をおこなつた。このような合化労連の統一闘争は一律プラス・アルファ方式をなんらかの形で賃金体系のなかにいれさせ、ベース賃金打破の闘争を前進させた。たとえば東北肥料においては、一、会社は現行基準賃金を組合員一人平均税込一三〇〇円を増額支給すること。二、右増額分はその五分の四を年齢給に一律に、五分の一を家族手当に配分すること、というベース・アップと個別賃金の中間的な案で妥結し、その結果秋田最低一八才一年未満勤続、扶養〇で八〇五五円、東京では初任給約九四〇〇円となつた。また日本水素では、一律引上げ一〇四〇円、家族手当二六〇円で妥結した。

鉄鋼労連は四月七日に第一波無期限ストを行つたが、これは鉄鋼労連はじまつて以来の統一ストライキであり、三三単組一〇万二九三二名の参加した大規模なものであつた。ここまで闘争のもりあがつた原因の一つには年齢別標準賃金要求の効果をあげることができるが、しかし第二波は大手筋は神鋼をのぞいてストを中止するにいたつた。かくして鉄鋼労連の賃金闘争のはじめの意図はくずれて全部ベース賃金におきかえられた。

紙パ労連では、本州製紙、王子製紙が五月二〇日二四時間ストに入り、王子はその後もひきつづいて二二日間にわたる大ストライキを行つた。このような大ストライキが行われた原因は、職階制によつて賃金の上下の格差が極端にひらいており、そのことに組合員が大きな不満をもつたからである。すなわち基本給についてみると、組合員の最低は二一級の助手で三二八〇円、中堅組合員のもつとも多く分布している一五級の最低は七〇七二円となつており、非組合員の最高の部長は六万七〇〇〇円である。したがつて助手とのひらきは一対二〇になる。また非組合員の中堅である課長の最高は四万六〇〇〇円であるから一対一四である。王子製紙はそのねばり強い闘争によつて一律賃上げを賃金体系のなかにいれさせ、職階制の一角をくずした。

全自動車の賃金闘争は合理化反対闘争と結合したものであつたが資本家側の工場閉鎖、会社解散、首切り、などの積極的な攻撃に直面したため、合理化反対闘争に重点がおかれ、賃金闘争の成果はあがらなかつた。それゆえ賃金三原則も具体化される段階にはいたらなかつたといつてよい。

以上に明らかにしたように個別賃金要求を採用した春季賃金闘争は第一に統一闘争の展開、第二に職階制の打破について大きな成果をもたらした。しかし個別賃金要求という方式それ自体が賃金闘争を飛躍的に強化するわけではないことは、職場からの闘争力をもりあげることができなかつた組合では、個別賃金要求がたやすくベース・アップにすりかえられていることによつても明らかである。ここまで闘争のもりあがつた原因の一つには年齢別標準賃金要求の効果をあげることができるが、しかし第二波は大手筋は神鋼をのぞいてストを中止するにいたつた。かくして鉄鋼労連の賃金闘争のはじめの意図はくずれて全部ベース賃金におきかえられた。

紙パ労連では、本州製紙、王子製紙が五月二〇日二四時間ストに入り、王子はその後もひきつづいて二二日間にわたる大ストライキを行つた。このような大ストライキが行われた原因は、職階制によつて賃金の上下の格差が極端にひらいており、そのことに組合員が大きな不満をもつたからである。すなわち基本給についてみると、組合員の最低は二一級の助手で三二八〇円、中堅組合員のもつとも多く分布している一五級の最低は七〇七二円となつており、非組合員の最高の部長は六万七〇〇〇円である。したがつて助手とのひらきは一対二〇になる。また非組合員の中堅である課長の最高は四万六〇〇〇円であるから一対一四である。王子製紙はそのねばり強い闘争によつて一律賃上げを賃金体系のなかにいれさせ、職階制の一角をくずした。

全自動車の賃金闘争は合理化反対闘争と結合したものであつたが資本家側の工場閉鎖、会社解散、首切り、などの積極的な攻撃に直面したため、合理化反対闘争に重点がおかれ、賃金闘争の成果はあがらなかつた。それゆえ賃金三原則も具体化される段階にはいたらなかつたといつてよい。

以上に明らかにしたように個別賃金要求を採用した春季賃金闘争は第一に統一闘争の展開、第二に職階制の打破について大きな成果をもたらした。しかし個別賃金要求という方式それ自体が賃金闘争を飛躍的に強化するわけではないことは、職場からの闘争力をもりあげることができなかつた組合では、個別賃金要求がたやすくベース・アップにすりかえられていることによつても明らかである。ここまで闘争のもりあがつた原因の一つには年齢別標準賃金要求の効果をあげることができるが、しかし第二波は大手筋は神鋼をのぞいてストを中止するにいたつた。かくして鉄鋼労連の賃金闘争のはじめの意図はくずれて全部ベース賃金におきかえられた。

紙パ労連では、本州製紙、王子製紙が五月二〇日二四時間ストに入り、王子はその後もひきつづいて二二日間にわたる大ストライキを行つた。このような大ストライキが行われた原因は、職階制によつて賃金の上下の格差が極端にひらいており、そのことに組合員が大きな不満をもつたからである。すなわち基本給についてみると、組合員の最低は二一級の助手で三二八〇円、中堅組合員のもつとも多く分布している一五級の最低は七〇七二円となつており、非組合員

第四節　最低賃金制の闘争

総評は前年に「賃金綱領」で最低賃金制の闘争を本格的にとりあげ、最低賃金法綱要案を作成して国会共闘を通じ、その立法化に努

力してきた。五三年に入つてからは各組合で最低賃金を一つき上げる闘争が一般化し、最低賃金制にたいする理解も漸次深まつてきたので、この闘争を一層具体化するために「最低賃金法制定闘争の組織化についての緊急要請」を行つた。これは、政府が家内工業四業種についてきわめて低額な最低賃金法を制定しようとしている企図を破砕するための準備として、総評の要求する最低賃金法の意義を徹底させることを目的としたものであつた。

「緊急要請」の主な内容はつぎの通りである。

なぜ法制化を積極的に闘いとらねばならぬか——国会に上程しようとしているのは何のためか——

(イ)　政府のインチキな最低賃金制がすでに日程に上つてきた。労働基準法では、最低賃金を、賃金審議会の議を経て、決めることになつていたが実施されなかつた。

最近、最低賃金制の問題が広汎に取りあげられ、各国との貿易に関して、日本の低賃金政策が批難されるに至つて、政府は、極めて小範囲な、家内工業的な四業種を限つて、しかも、三〇〇〇円前後という驚くべき低額の最低賃金制を実施しようとしている。かかる低額で小範囲のものは、むしろ資本家に逆用され、労働者の賃金闘争に大きな障害となる。

従つて、労働者として積極的に自らの案を持ち、単独立法としてもこれと対決すべき時機に立ち至つている。

労働省の主催する四専門委員会に対しては、労働者側委員中立委員を通じて強力に八〇〇〇円案を中心とした総評の最低賃金法案闘争を持込まねばならないのである。

(ロ)　世界各国で、すでに最低賃金法が制定されている。

それは、英米仏の先進国のみならず、アジア諸国、中南米諸国の後進国に至るまで実現せられている。日本のほか、数カ国が制定されていないだけである。

(ハ)　最低賃金法については、日本の労働運動の黎明期からすでに漠然とは唱えられ続けてきた。

近年漸く、近代産業労働者の中で、賃金闘争や労働協約の中で具体的にとりあげられ、闘われるに至り、その他中小企業など広汎に最低賃金制の役割と法制化の必要が周知せられてきた。

併し、具体的法制化については、漫然政府の措置に任かされ、自らの案を持つていなかつたが、いま具体的の目標が必要となつてきた。

(ニ)　ここで法制化を闘いとる必要は迫つているが、現在これを困難とする情勢にあることも事実である。

単なる国会闘争だけで、法制化は、実現出来ない。このことは世界各国の最賃法闘争の歴史に徴しても明かであつて、議会闘争よりも、議会外の大衆闘争によつて闘い取つたと云つても過言でないと言える。しかも、永年に亘つて執拗に闘われたのである。だからといつて十年一日の如く、国会闘争を、なお回避しようとするのは、全くまちがつている。問題は、大衆闘争としてこれを組織して、いかに国会闘争と呼応するかにある。そして国会通過可能の条件を築きあげることである。同時に、いかに困難な闘いであつても、国会闘争をくり返えし、これによつて、広汎な国会外闘争としての最低賃金制の具体的な発展を、職場の中に促進して盛り上げ、農村にも、都市にも、その支持協力を拡めることが重要であり、決して国会上程をちゆうちよすべきでない。

この闘には、労農市民共通の欲求たるべきものであるからである。

(ホ)　国会共闘はすでにこれをとりあげて社会党（左、右）労農党を中心として法案化を急いでいる。

(ヘ)　法制化闘争を大衆闘争化するには、なぜ法制化闘争を起そうとしているかを特に明らかにしておく必要があるからこれを要約すると、次の通りである。

1、世界各国の労働者の生活確保は、永年かかつて、最低賃金法の制定を闘いとり、その上に立つて賃金水準の上昇を闘つている経験の上にたつ。

2、政府の資本家的な最賃制（三〇〇〇円という低い最賃制）がすでに日程に上つてきている。

3、大衆闘争としても、具体的な、終局的な法制化の目標が必要である。

4、困難な法制化闘争を実現可能にする条件を築きあげることが必要であり、法制化の国会闘争のための努力によつて、これを鼓舞し、資本の職階賃金攻勢に対決させる。

5、組合内における最低突き上げ闘争と併行させて、これを踏台として、ますます、職場の大衆闘争化を促進し、活潑化せしめる基礎となつてゆく。

6、最低八〇〇〇円という基本線を政治的にも強固にする。

7、国会内外の賃金統一闘争の目標を与える。

8、何よりも、七〇〇万という低賃金労働者を救い出し、農民に米価の戦前回復を、市民に購買力の増大による繁栄をもたらす労農市民共通の要求たることを法制化闘争によつて民衆に周知させる。

9、最高の社会保障制度なることを広く知らしめ、再軍備か最賃法かという問題を明かにさせる。

法制化闘争をいかに闘うべきか

(イ)　何よりもまず近代産業労働者と官公労働者自らが、職場の要求、生活の要求として最低賃金制を闘い取る意義を一人残らず身につけることである。（一人一人この周知徹底）

(ロ)　そして、これから賃上要求を起そうとするものも、すでにその闘いを終つたものもいずれもこんごの闘いは職階賃金と闘つて、最低突上げをし、最賃制を具体的に職場の中から起す決意を一斉に固めること。（組合「分会単組」の大会その他すべての大衆集会における決議）

(ハ)　一日も早くその法制化を促進するため社会党（左、右）労農党に国会に提案を要求し、職場大衆はあらゆる協力を惜しまないという決議を以つて、これら政党に送ること。そして、国会上程に当つては、必要なあらゆる大衆行動（例えば、最低促進大会行進、集会、宣伝、打電、激励など）を活潑に行うこと。

(ニ)　地評中心で、中小企業労働者に対して充分啓蒙し、行動を共にさせること。

特に最賃法は農民の米価戦前回復を可能ならしめるものであり市民また購買力の増大によつて繁栄するものであるから、この法案は労農市民共通の欲求たる事をあらゆる方法によつて精力的に宣伝すること。

(ホ)　地評、総評、各単産本部の指示に従つて、法制化闘争の進展に従つて、行動を起してゆくこと。

どんな法案が準備せられつつあるか（略）

各級機関は何をなすべきか

――最低賃金法獲得のための闘争の組織化について――

当面の任務は何か

1、当面の任務は何よりも宣伝である。

破防法の闘争は、敵の攻撃に対して我々が受けてたつた闘いである。それでさえその闘争を組織するまでに、ずい分長い宣伝活動を必要とした。最低賃金法の要求は労働者が積極的に新しいも

のを要求してたつ闘いである。従つて我々は破防法の闘いを組織したときよりも、幾倍も長い、徹底的な宣伝活動を行うことなくしては全労働者をこの闘争にたたすことができない。

（附記）

(イ)　最低賃金法の宣伝に当つて注意すべき点は最低賃金法の要求は戦争政策と戦争経済体制に直接かつ鋭く対決するものであるが、要求そのものはあくまでも生活上の要求である。さらにそれは資本主義の枠内における社会政策の要求である。それにもかかわらず、それは不徹底な農業革命の基礎の上に隷属的な低賃金を押しつけられ、失業保険やその他の社会保障制度もきわめて不充分にしか与えられていない日本で最も高度な最も充実した社会保障制度――最低賃金の国家保障を要求する点において日本資本主義の根底にふれるわれらの基本的要求である。

(ロ)　その意味で最低賃金法の最低賃金の額は、隷属的な低賃金――小工場の低賃金（三〇〇〇円というような低さ）から出発すべきではなく近代工業の労働者の賃金（我々は最低八〇〇〇円を要求している）から出発して農業及び小工場の賃金を、その水準にまで引きあげることを闘いとることを目標とすべきである。

(ハ)　最低賃金法獲得のための闘争は社会政策上の立法要求である。しかしそれが日本資本主義の根底にふれる要求である以上、全労働者の団結した闘いなくしては闘いとれない。立法要求であるという理由で、その闘いを全労働者の闘争からはずして、議会における闘いに限定するならば、それはたんに我々の敗北を意味するにすぎぬであろう。

2、宣伝の主体は総評に結集する近代的労働者である。日本の賃金水準の引上げをつねに妨げている農業及び小工場の賃金を近代労働者の要求しつつある最低賃金にまでひきあげ、日本における隷属的賃金を打破ることが最低賃金法の目的である以上、この最低賃金法要求の宣伝の主体は、みずからの最低賃金引上げの闘いを闘いつつある近代労働者自身でなければならない。

この闘争は、日本の隷属的低賃金をうち破り、日本において最も高度な、かつ最も充実した社会保障制度を実現しようとするものであるから、それは進歩的なすべての知識階級の協力を得られるものであるし、また得なければならぬ。

（附記）

最低賃金法獲得の闘争についてその宣伝と闘争の組織者となる労働者が自分自身の最低賃金引上げを闘いつつあるものでなければならぬことは当然である。

3、宣伝の対象は、おくれた封建的イデオロギーの下にある一切の労働者である。

最低賃金法獲得のための闘争の宣伝は現に隷属的低賃金下にある全労働者に対してなされねばならぬ。それは農業、中小工業から近代的大工場の下層労働者まで及ぶ。もちろん日雇労働者や臨時工をふくまねばならない。注意すべきことは、これらの各層はその苦しみつつある封建的圧制に相応して根づよい封建的イデオロギーの下にあることである。最低賃金法の宣伝活動は広く知識層も動員し、そのヒューマニズムにも訴え封建的イデオロギーの打破のための闘いを広汎に組織することでなければならない。

以上のような「緊急要請」が出されたにもかかわらず、五三年において最低賃金法獲得闘争は単なるかけごえにおわり、なんら具体的な成果をおさめなかつたといつてよい。その原因に、この闘争が国会内における法制化の闘争としてのみ理解され、大衆的行動にたいする具体的な指示が強力になされなかつたことにある。賃金闘争

と最低賃金制獲得闘争とをむすびつけるものが労働協約の中で最低賃金制を獲得することであつたにかかわらず、この点についてはほとんど考慮されることがなかつた。

このような労働組合の動向は、必然的に政党の政策のなかに反映した。すなわち左派社会党では一月二一日からの大会において提出された「社会主義経済建設五ヵ年計画」のなかに最低賃金制確立の構想をもりこみ「最低賃金法案」第一次案を作成した。この案にたいして総評は五月八日の平和経済会議最低賃金制部会で検討を行いその問題点と修正案を作成してこれを左社に提出した。総評の指摘した問題点は、一八〇〇〇円は税込の最低賃金額か。二、家内工業労働者と組織労働者の関係。三、中立の議長を加えること。四、保障の決定を労資の同時申立にするのかという諸点であつたが、その後左派社会党ではこのような総評の要望に検討を加えてつぎのような第二次案を作成した。

最低賃金法案要綱

――左社政策審議会第二次案――

（目的）

第一条　本法は、すべての労働者に対し、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を営ましめることを目的とする。

第二条　使用者は、この法律で定める最低賃金を理由として労働者を解雇し、賃金、労働時間、その他の労働条件を低下させてはならないことはもとより、最低賃金額を超えて、その提供される労働またはその労働の等級に公正かつ合理的につり合う賃金を支払うよう努めなければならない。

（説明）

「最低賃金額を超えて、その提供される労働またはその労働の等級に……」とは具体的にいえば、超過労働や労働強化がなされた場合には、その労働の提供される労働またはその労働の等級に公正かつ合理的につり合う賃金を支払うべきであるということである。

（適用範囲）

第三条　本法は、職業の如何を問わず、賃金を目的として労働をなすために使用者に雇用される満一八才以上の総ての者（本法において労働者と称する。以下同じ）にこれを適用する。

（説明）

イ、労働基準法の適用範囲に準じたものである。したがつて、国家、地方公務員および家事使用人（例えば家付きの女中）等は含まれていない。

ロ、公務員の場合は本法によらず、別途に財政措置を講ずるものとした。

ハ、一八才未満の年の労働者については本法を準用するか、別途保障の方法を講ずるか等についてはなお本法と労働者の意見の一致を見ていないので、問題点として残した。

（最低賃金の支払）

第四条　使用者は労働協約、就業規則、労働契約等に反対の規定がある場合においても、労働者に対し、本法に定める最低賃金の額を下る賃金を支払つてはならない。但し、使用者の責に帰すべからざる事由によつて、最低賃金を支払い得ない場合はこの限りでない。前項但書の場合においては、その事由について賃金委員会の認定を受けなければならない。

（最低賃金の額）

第五条　最低賃金の額はつぎの通りとする

(1)　月給、週給、日給及び時給の場合　それに相当する額。

(2)　出来高給の場合　一時間当り四〇円またはこ

一時間当り四五円またはこれに相当する額。

労働者が使用者から食事、宿舎その他の実物給与の提供を受ける場合、これについて、使用者が前項の金額から控除または徴収する金額は、賃金委員会の定める金額を越えてはならない。

試の使用期間中の労働者の最低賃金額は第一項の金額の八割とする。但し試の使用期間は、三〇日をこえてはならない。

（説明）

イ、最低賃金の基準は時間賃金としたがその算出方法は

8,000円÷(8時間×25日)＝42日

A　B　C　D

A　一カ月の最低賃金額

B　一日の労働時間

C　一カ月における平均稼動日数

D　一時間当りの最低賃金額

最低賃金の基準の取り方を一カ月の賃金とせずに、時間当り賃金としたのは現実の労働者の労働時間に非常に開きがあるから、一カ月二〇〇時間

〔8時間（1日の労働時間）×25（1カ月の就業日数）〕として一律に律することは妥当ではない。

したがつて労働時間に応じて賃金額を定めることが現状においては妥当であると思う。なお操業短縮等において労働時間が下げられ、したがつて、賃金額が下げられる恐れがあるという意見もあるが、その問題は、労働者の生活権確保のために、労働組合の闘争によつて八時間労働の厳守を確保すべきであつて、直接には労組法、労調法、労基法のじゆん守の問題であり、本法と平行して労働者の闘争によつて、闘い取るべきものである。ロ、出来高給の場合、時間当り四五円とし「イ」に比べ五円高にしたのは労働の質が「イ」よりも高いと推定したからである。

（低能力者についての除外例）

第六条　使用者は賃金委員会の許可を得た場合には、精神または身体の障害によつて、著しく労働能力の低位な労働者を、第五条の最低賃金額以下の賃金で使用することができる。

（国家保障）

第七条　労働者に最低賃金を支払い得ない使用者に対しては、賃金委員会の認定により政府がこれを保障する。

賃金委員会は、保障を申請した企業の経理内容を監査し、その結果当該企業がつぎの各号の要件を満たしていることが明かとなつた場合には、保障の金額およびその期間について認定を行わなければならない。ただし、一回の認定による保障の金額およびその期間は一年を越えてはならない。

一、保障申請することについて当該事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、かかる労働組合のない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意があること。

二、最低賃金を支払い得ないことが使用者の責による事由によらないこと。

三、保障をなすことによつて企業経営が改善され保障を必要としなくなる見通しのあること。（以下略）

この案に対し総評調査委員会はふたたびつぎのような問題点を指摘した。それは、一、時間給（一時間四〇円）の建て方は承認できない、二、「産業別統一労働協約又は協定を以て八〇〇〇円以上の最低賃金を決定した場合には、同一産業の他の労働者にこれを適用する」という一項を追加すべきである、という点であつた。しかし左派社会党の最低賃金法案は五三年中には国会に提出されなかつた。

第二章　失業者運動

戦後、わが国における失業者の運動は、公共職業安定所に登録した日雇労働者の「求職闘争」（職よこせ）が中心になつている。さいきん、とくにこれらの労働者による「逆スト闘争」の動きが注目されるようになつてきた。

一九五三年一〇月一日現在、全国の日雇労働者が組織している労働組合は六九一、その組合員は一五万三三四六人であり、同時点の登録日雇労働者総数にたいして約四五％の組織率を示している。これは前年同期にくらべ、組合数において七九減、組合員数において七八七〇人減であり、組合数の減少は、主として単位組合が地域別の連合組織へ統合されたためである。とくに、全日本自由労働者組合（一九五三年一〇月、全日本土建一般労組が改称）の組織は強化され、組合数二七八（総数の四〇・二％）組合員数七万五五一六人（総数の四九・二％）で、前年同期より組合数八二、組合員数二万二二六二人と、いずれも大幅に増加した。（第299表）

求職闘争の件数ならびに延参加人員は第297表のとおり、年々増加の傾向をたどつているが、一九五三年も、前年の急増のあとをうけさらにその記録を上廻つた。すなわち、件数一万二二五七で二三件の増、延参加人員四六万六四九五人で三万九一四九人の増となつている。とくに、一月から四月にかけての期間と一一月には運動が昂揚した（第298表）。また、都道府県別にみると、兵庫県、長野県、京都府、北海道、愛知県、広島県、三重県、東京都、神奈川県、奈良県などにおいて求職闘争が活発であつた。

求職闘争を要求項目別にみると、「賃金値上げ、手当支給（有給休暇）歩引、職階制反対」がもつとも多く、五九七六件にたつし、総数の三二・四％を占めており、これについで「完全就労、失対事業拡大（輪番制反対）等」が多く、総数の二〇・七％、なお本年は「就労紹介方法関係、作業強化反対、不適格者排除反対」が第三位、総数の二〇・六％であることが注目される。前年は「政治要求、個人攻撃、その他」が第三位で、大きな割合を占めていた。（第298表）

これらの要求に伴う行動別に求職闘争をみると、労働省が不法事件とみなしている「暴言、暴行、坐込み、面会強要、投石、庁舎破損、自宅訪問、ハンスト」の件数は一四一八件で、前年の一七〇七件にくらべ若干減少した。また、検挙件数六六、被検挙者数一九〇人で、とくに被検挙者数は大幅に減少した。（第298表）しかし、前年はメーデー事件で三〇〇人以上の日雇労働者が検挙されているから、人数だけで比較することはできない。

交渉をうけた官公庁別に求職闘争をみると、例年とおなじように公共職業安定所がもつとも多く四八六六件であり、総数の四九・一％を占め、ついで市町村が二三七七件、二三・六％の順となつている。（第298表）そして、これらの官公庁職員中、日雇労働者の「暴行」によつて傷害をうけ、あるいは被服などに損傷を蒙つたものは約五〇〇人にのぼつたと労働省は報告している。

第297表　日雇労働者求職闘争の推移

年別	件数	人員
1949年（5～12月）	604	26,748
1950年	8,915	565,202
1951年	8,508	399,236
1952年	12,234	427,346
1953年	12,257	466,495

〔備考〕労働省失業対策課調査による。

職　闘　争　状　況　（1953年）

5　月	6　月	7　月	8　月	9　月	10　月	11　月	12　月	計
889	1,071	1,381	1,025	963	668	1,134	1,575	12,257
(65,581)	(41,269)	(59,662)	(42,875)	(31,399)	(24,815)	(49,866)	(67,227)	(466,495)
4	4	8	5	4	3	6	9	66
(38)	(9)	(40)	(6)	(7)	(5)	(8)	(28)	(190)
255	297	293	301	207	108	257	275	3,824
79	119	152	112	86	69	127	113	1,174
239	421	834	835	395	155	602	813	5,976
229	265	222	240	201	160	224	334	3,792
95	87	46	57	51	32	55	58	641
103	156	152	183	176	142	224	204	3,027
1,000	1,345	1,699	1,728	1,116	666	1,489	1,797	18,434
218	316	354	326	294	228	290	314	3,308
64	100	83	87	34	30	202	204	1,000
92	138	107	103	88	73	120	149	1,164
130	156	145	113	126	58	127	134	1,418
392	532	698	639	517	275	483	593	5,863
896	1,242	1,387	1,268	1,059	664	1,222	1,394	12,753
83	157	246	194	140	56	173	194	1,610
380	442	425	412	382	287	415	521	4,866
140	196	313	290	215	108	246	287	2,337
94	113	107	102	108	69	106	114	1,094
697	908	1,094	1,004	845	520	940	1,116	9,907

したため，月別の合計とは一致しない。

第298表　日　雇　労　働　者　求

月別		前年計	1月	2月	3月	4月
発生件数		12,234	734	766	892	1,159
(参加人員)		(427,346)	(19,531)	(17,674)	(19,057)	(27,539)
検挙件数		79	7	3	4	9
(被検挙者数)		(594)	(15)	(3)	(13)	(18)
要求項目別	完全就労，失対事業拡大(輪番制反対) 等	3,089	266	252	220	234
	生活保護，社会保障，物資配給等	1,167	76	115	72	124
	賃金値上げ，手当支給(有給休暇歩引，職階制反対	4,823	132	205	170	316
	就労紹介方法関係，作業強化反対不適格者排除反対	1,784	204	245	271	274
	失業保険法関係	632	52	33	23	57
	政治要求，個人攻撃	2,962	90	120	132	108
	計	14,459	820	970	888	1,113
要求に伴う行動別	壁新聞，掲示板使用，ビラ・ポスター貼撒布，アジ演説，機関紙配布，署名運動	4,261	162	190	298	318
	決議文，声明書，要求書等の提出	769	26	52	70	48
	大会、委員会，懇談会，役員改選等	1,121	67	79	71	77
	暴言，暴行，坐込み，面会強要，投石庁舎破損，自宅訪問，ハンスト等	1,707	140	92	95	102
	平穏なる交渉	5,723	416	420	399	499
	計	13,581	811	833	933	1,044
対象官公庁別	都道府県	1,420	92	71	81	120
	公共職業安定所	4,778	376	375	414	437
	市町村	2,512	120	133	106	177
	現場関係，その他	1,177	50	79	72	80
	計	10,087	638	658	673	814

〔備考〕　労働省失業対策課調査による要求項目別の年計は，新しい数字を挿入

第299表　自由労働組合所属系統別結成状況（1953年10月1日現在）

府県別	全日本自由労働者組合旧全日土建		左と同じ系統の組合		社会党の影響下にある組合		中立		その他		計	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
合計	278	75,515	49	8,656	104	28,735	183	28,743	77	11,697	691	153,346
北海道	15	3,282	7	570	8	1,520	3	330	7	1,520	40	7,222
青森	4	2,130			1	360					5	2,490
岩手	7	676			1	47	1	19	1	25	10	767
宮城	4	1,425			2	361	6	629			12	2,415
秋田	7	1,484	1	50			4	192	5	234	17	1,960
山形	4	1,195			1	60					5	1,255
福島	19	2,887			6	255			12	1,502	37	4,644
茨城	6	1,841	5	315			4	490			15	2,646
栃木	11	1,229					3	183	1	200	15	1,612
群馬	3	429	1	10			2	330	2	250	8	1,019
埼玉	4	851									4	851
千葉	5	617	2	75			6	544	2	107	15	1,343
東京	25	5,896	2	50	28	7,869	11	2,910	3	199	69	16,924
神奈川	11	2,718			3	525	13	1,643			27	4,886
新潟	12	2,879	1	80			4	22	1	85	18	3,066
富山	5	1,300					1	50			6	1,350
石川					2	1,051	1	194	1	20	4	1,265
福井	3	516					7	1,272			10	1,788
山梨							3	185			3	185
長野	13	2,875					3	490	17	1,582	33	4,947
岐阜	6	1,276			1	79	2	70			9	1,425
静岡	6	921	1	60					1	23	8	1,004
愛知	11	3,302	3	320					3	682	17	4,304
三重	6	1,750	1	19			11	592			18	2,316
滋賀	1	370	1	5			5	435			7	810
京都	4	5,000					6	1,350			10	6,350
大阪	9	1,612	8	4,048	1	295	5	2,448	3	3,073	26	11,476
兵庫	13	3,849			4	2,950	6	2,665	4	717	27	10,181
奈良	2	845					14	928			16	1,773
和歌山	3	1,850					2	553			5	2,403
鳥取	5	806					3	330			8	1,136
島根	3	618					6	534			9	1,152
岡山	8	2,029			1	200	3	515			12	2,744
広島	5	2,770			1	198	7	3,047			13	6,015
山口	9	2,229					4	750			13	2,979
徳島	2	945			1	6	7	619			10	1,570
香川	6	1,415					7	522			13	1,937
愛媛			1	200	4	450			2	310	7	960
高知	6	2,444			8	518	6	312			19	3,274
福岡	3	2,022	6	1,985	3	2,949			3	356	15	7,312
佐賀			1	74	1	305	2	382			4	761
長崎	6	1,816					3	419			9	2,235
熊本	3	2,803			1	410	7	2,177			11	5,390
大分	2	263			8	3,032	3	481	4	352	18	4,128
宮崎	1	350	8	795	1	120			5	460	15	1,725
鹿児島					17	5,175	2	131			19	5,306

〔備考〕　労働省失業対策課調査による。

なお、一九五三年中に、全国各地で発行された日雇労働者の主な新聞は、本研究所の調査によればつぎのとおりである。全国機関紙としては、全日本自由労働者組合が「じかたび」を、全国土建労働組合総連合が「建設労働者」を発行している。

北海道……ひやとい、スコップ、平和の声、室蘭自労連ニュース、ツルハシ、建設、北見自労、働く仲間、夕張自労
青森……日雇、土木、つるはし、いしずえ
岩手……モッコ、さけび、ドッコイ、自由労働者新聞
宮城……もつこ、みやぎの、働く婦人の会、なかま
秋田……モッコ、団結、日雇労働者
山形……自労協(県連絡協議会)、自労しんぶん(山形市)、つるはし、団結
福島……スコップ、モッコ(内郷)、ちから、はたらくなかま、鉄の腕、導火線
茨城……トロッコ(水戸)、団結、どつこい
栃木……もつこ、どつこい、すこつぷ、土建労働者
千葉……なりもの(千葉市)、にこよんのはた
東京……中央土建、職安文化、団結のために(渋谷)、五反田ニュース、なかま、前衛、人民さま
神奈川……土建神奈川、土建のぼりと、どけんタカツ、シャベルなかま(加瀬)、つるはし、峠、共闘ニュース、働く者、とんがらし、新平塚、失業者新聞、明星、都南土建、つるはし、新しい福生、川崎ちくきよう
新潟……県連旬報、自由労働者、黎明、大団結
富山……つるのひかり、富山自労ニュース
石川……とろつこ
福井……生きる
長野……つるはし、あおぞら、ひやとい新聞(湖北・岡谷・川岸)
岐阜……西濃ニュース、新なかつ、スコップ
静岡……大地(浜松)、生活、スコップ
愛知……笹島、スコップ、あつた、つるはし、なかま
三重……津地区自労ニュース、松阪自労ニュース、どつこい、トロッコ
滋賀……力こぶ、スコップ
京都……ひやといの新聞
大阪……東大阪労組、のぞみ
兵庫……よりば(東神戸)、てかぎとつるはし、ひやといしんぶん、たらかご、どんぞこ、自由労働新聞(全播州)
和歌山……自由労(田辺)、よあけ、水対ニュース
鳥取……自労県連しんぶん、つるはし、ひやといしんぶん、たたかい
島根……大八、チカラ、おらんち
岡山……ひやとい(全岡山)、シタズミ、スコップ
広島……自由労働者(県連)、かんづめ、はと
山口……自労新聞、自労ニュース、ちから
徳島……全トクシマ自労、同文化部通信、モッコ
香川……赤印紙、つるはし、ドラゴエ
高知……雷の子、声
福岡……前進、アカツチ、トロッコ、戸畑自労ニュース
佐賀……たちばな
長崎……どつこい、でづら、生きる(佐世保)
熊本……スコップ、血の叫び、自労新聞(水俣)、労働経営評論

ほんど、だんけつ(荒尾)

大　分……市民新聞、市民とともに、どつこい生きている、波紋

宮　崎……組合ニュース

すでに述べたように、日雇労働者の組織として、もつとも強力なのは全日本自由労働者組合（全日自労）であり、全国九ブロック四一都道府県にわたつて闘争を展開している。全日土建が全日自労へ発展した一九五三年一〇月の全日土建第八回大会は、過去一年間の闘争の成果と欠陥について、つぎのように指摘した。

（成　果）

(1)　第七回大会〔本年鑑二六集四〇七頁〕と第一回中央委員会が自由労働者の立場と任務を明らかにし、自由労働者は、失業者、生活困窮者の組織された中心部隊であり、また労働者として、全国的、地域的に、産業別的単一組織を確立しなければならないと規定したことは、全く正しかつた。従つて、成果と欠陥は、この観点からしなければならない。われわれは、従来の非組織的、散発的な闘いをあらためて、越年から五大要求〔①賃金値上げ、②完全就労、③日雇健康保険の獲得、④日雇失業保険の改正、⑤首切り反対〕の闘いへと系統的に発展させた。この中で、組織労働者としてきたえられ、産業別的な全国組織がつくられた。この成果は、なによりも大きい。そして、いま、われわれは全国のなかまに支えられ、この組織の頭をつくる、背骨である中央委員会、中央執行委員会をつくり上げねばならない地点に到達した。従つてわれわれの成果とは、組織の土台である全国のなかまの団結と統一をかちとつたということである。このために、組合は民主的、大衆的に改善され、おしつけ、幹部の個人的指導は、次第に、排除されようとしている。

一揆的な闘いでは、現場をかためる必要はなかつたが、労働者として、系統的に闘いを組む場合、当然闘う足場である現場が問題となり、現場闘争がさかんに闘われ、現場管理まで発展して闘われるようになつたことは、われわれの闘いを数倍飛躍させている。組合の民主化と現場闘争との結合を土台に、次第に、県組織、ブロック組織の確立が実現されようとしている。すでに地区労、県労組への加入も、いたる所でかちとり、総評への組織的加入はほぼ明るい見透しが持てる段階にきている。

これが第一の成果である。

(2)　産業別的な全国組織の確立も、これが地域によつて、がつしりと支えられていないならば空中楼閣にひとしいものとなつてしまう。この点、われわれは、不充分ではあるけれども、都市、農村における全失業者、生活困窮者と一緒になり、或はその先頭に立つて闘い、みんなの中に、信頼と指導性をうえつけることに成功し、その中心部隊であることを、実証することができたのは、大きな成果である。こうして、われわれは、

ない原因はここにある。

また、このために「自分たちのことは自分たちだけで」の考えがつよく、闘いはどうしてもバラバラになつている。闘いが国民的規模、地域的規模で闘われている現在、この欠陥は決定的である。従つて地域における統一闘争、統一行動が、上すべりになる原因はここにある。

それゆえ、従来のように、職安の窓口で、手帳をとれず、失業者がおつぱらわれるのを見送ることなく、窓口を破つて、失業者をドンドン失対現場に入れ、失対現場を全失業者に解放し、地域の失対現場にすることでなければならない。また、生活困窮者と共に、生活保護法の枠を破り、生活困窮者はだれでも入れるように解放することでなければならない。そしてこれらを土台に自労の枠を破つて地域の共闘を進めてゆくことである。これらの闘いに目を向けない限り、われわれの闘いはどうしても孤立し、自労のせまい枠内の考えをぬぐいさることもできず、所謂、いくらか物をとりさえすればの闘いに終始することになる。而も、現在、いくらか物をとることでも孤立していてはとれない。他にも欠陥はあり、例えば平和闘争の軽視ということもあるが、しかし根本的欠陥は以上あげた点につきる。

また同大会はつぎのような基本的闘争方針を決定した。

（基本的闘争方針）

経過報告の総括と国際、国内情勢の分析は、次の点をあきらかにした。それは米日反動の再軍備政策は、日本にある一切合切を軍事目的に奉仕させるために、一切の政策が集中され、そこには一つの例外も許されていないという点である。

そのために日本労働者の賃金は、いま、インド、フィリピン以下に切り落され、働きながら、夜は親子づれで一二時―一時まで内職をしなければならないというみじめな生活に追いつめられた。とくに失業者は生活をささえるために、学齢児童を工場に入れ、靴みがきや新聞売りのような街頭労働に従事させ、口べらしのために他家に住込みで留守番や子守など、いわゆる人身売買によつてわずかな前借金で、数年間わが子を身売りするというような道をたどつている。明らかに、失業は全国民的なものである。われわれ失業労働者の生活を守る闘いは、失業の矛盾をてつてい的になくする闘いに発展しなければならない。しかも五大要求の闘いが示すように、これからの闘いは、かんたんに解決できるものは一つもなく、どれもこれも長期戦となつて、ねばり強い闘いが必要であり、再軍備と真向から闘い、それが国民的規模でなければ闘えない段階となつた。

吉田内閣を仆し、軍国主義の復活をやめ、再軍備を一つ一つおしつぶす統一戦線をつくり、平和を闘いとる政府をつくらなければならない。それには次にあげる闘いに重点的にとりくみ、それらの闘いを国民的な闘いにたかめるよう系統的に組んでゆくことが以外にない。

一、生活保証の闘い
二、最低賃金制確立の闘い
三、失業をなくし、職よこせの闘い
四、平和産業確立の闘い
五、平和を守る闘い

以上の闘いが、これからのわれわれの闘つてゆくべき、基本的な闘いの方向である

1 生活保証の闘い

米日反動の再軍備政策は、国民生活を、その根元から破壊しつくしている。そのために、農村に、都会に、失業者、生活困窮者

が何千万人もあふれでてきている。もはや、吉田政府のゴマカシ政策ではかくしきれなくなつた。この人たちは、彼らの再軍備政策の直接のギセイ者である。すでに、喰わせろ、米よこせで闘いを始めている。この闘いをますますひろめ、彼らの足元をゆさぶる大きな闘いに発展させてゆくことは、再軍備政策の基礎を、下からたたき破るものとして、重要である。

その結果この闘いは、国民の闘いを、その根底からゆさぶり起し、沈滞を破つて、活き活きとした闘いに発展させるであろう。

またこの闘いは、町工場、中小企業の労働者を初め、国民各層の要求と闘いを刺激して、政府保証に向けさせる大きな役割を持つている。

一、そのために、われわれは、現に闘つているこの闘いの先頭に立ち、貧困者、農村労働者と結合し、組織の中心となり、もつともつとやつてゆかねばならない。

二、地域での闘いを、一つにまとめるために、居住毎、地域毎に組織は必要である。

2最低賃金制確立の闘い

しかし、また一方、われわれは、最低賃金制の確立のためにも闘つてゆかねばならない。この要求は、生活保証の要求と切りはなすことのできない要求であり、労働者にとつて、かかすことのできない基本的要求である。

この要求に、同一労働に対する同一賃金と男女同一賃金の要求を付け加える必要がある。いくら賃上げしても、そのはしから物価値上げ、税金でとられていつたんではなんにもならないと理解し始めた労働者階級は、昨年来、総評を中心に最低賃金制確立の闘いを、強力に展開し始めた。現在、この闘いは、「職階制打破、残業なくせ、最低賃金制確立」の闘いに発展し、現在総評は、その一大決戦の巨歩を進めることになつた。

この最低賃金要求の闘いは、軍需産業を平和産業に切りかえる強力なてこであり、労働者を奴隷にする階級制度をぶち破り、米日反動の軍事的支配を、たたきつぶす闘いであり、失業をなくし、失業者に職を与える闘いである。またこの闘いは、物価値上げ反対、不当課税反対、中小企業に資金と資材を、結合して闘われるものであり、米日の略奪と搾取から国民を解放する闘いである。すでに、総評はこの闘いをもつてMSA軍事協定粉砕を目指して闘いを始めた。われわれも、また当然、この歴史的闘いに参加しなければならない。そのために、日常諸要求の闘いを、つねにこの闘いと結合し、この最低賃金制確立の闘いに高めるよう、不断の系統的な努力が必要である。最後にわれわれは、この二つの闘い、即ち生活保証の闘い、最低賃金制確立の闘いを、頑強に、地方住民的規模で闘うために、最も大切なことは次の点であることを指摘する。

それは、全失業者にどんどん手帳を出させ、失業者を失対現場に、どんどん結集させることである。失対現場をわれわれの独占物にしないで、これを全失業者に解放し、失対現場を国民の失対現場とすることである。これがこんごのあらゆる闘いの基礎となるものであり、われわれの要求と闘いを国民の要求と闘いにたかめ国民的規模で闘つてゆく土台である。

ことに最近、MSAの地ならしとして、失対現場の打ち切りがでてきたが、これは彼らの最後の武器であり、MSA援助の進展につれて、ますます強行されるであろう。

これに対するわれわれの攻撃手段は、全失業者を中心に、国民に守られる土台の上に、逆ストから平和土木を、自力で闘いとつ

てゆく以外に道がないからである。従つて、このことは、こんごのわれわれの最大の課題として闘つてゆかねばならない。

3、失業者をなくし、職よこせの闘い

従来、この闘いは、スローガンに止まつていたが、五大要求の闘いの発展として、最近福島内郷の「平和土木を守る」闘いを初めとし、各地で闘われ始めてきている。

われわれは、この闘いを全国的にひろげ、失業をなくし、生活を安定させる平和産業確立の突破口たらしめなければならない。そのために次の闘いが必要である。

(イ)　平和土木を守る闘い

この闘いは、米日反動の再軍備政策に真向うから対立するもので、まず現場で、職制権力をマヒさせ、そこに、労働者の現場権力を打ち立て、この基礎に立たねばならない。

軍事建設反対、軍用道路建設反対、平和的仕事をさせろ、職よこせの具体的なスローガンの下に逆ストをもつて、闘いは展開されるものである。われわれは、この闘いで、都市では、失業者と同盟し、農村では、農村労働者、「貧農」と固く結合して、この闘いを精力的におし進めると共に、地域の要求にするように一本になつて闘つてゆくことに、米よこせの闘いと結合することは極めて大切である。なかでも高萩のなかまがやつたように努力しなければならない。

それと共に各所に失対現場を新設させ、農村自由労働組合をつくることも大切である。また、それと共に、地域復興プランが必要である。地域各層の要求を土台に、これを地域復興プランに仕立て、地方自治体の軍事予算を地方民のための予算に組みかえさせる方向で、闘いを進めるならば、この平和土木を守る闘いは、全産業に波及し、地域全体の闘いとなるであろう。こうした闘いを、こんごわれわれはやつてゆかねばならない。

(ロ)　臨時工、組制度なくせの闘い

この闘いは、臨時工、組人夫と一緒になつて、神奈川、千葉、北海道ではどんどん闘われている。われわれは、この闘いをこれからどんどん進めてゆき、就業労組の闘いを下から援助してゆかねばならない。

そして、次の共同スローガンを本工、臨時工、組人夫、失業者が一本になつて闘うよう精力的に闘わねばならない。

一、職階級反対、最低賃金制の確立
二、いかなる理由によるも、首切り反対
三、八時間で食える賃金、残業反対、人をふやせ、失業者の復帰、失業者を使え
四、臨時工制度反対、組制度反対、人をふやせ、失業者の
五、失業反対
六、失業者に、職と土地を与えろ、それまで、食わせろ

このために、労働計画案が必要である。この案は、この闘いに具体的な基礎と目標を与えるものとして重要である。

就業労組は、現在、七つのスローガンで闘いを始めつつある。今後就業労組と日常要求の共闘から、平和産業確立へと、兄弟のように一本になつて闘つてゆくことが必要である。

4、平和産業確立の闘い

以上の闘いによつて、米日反動の再軍備政策を打ち破つて、これを新しい平和と救国の国民的経済政策に変更させてゆかねばならない。財政、金融の面でも国民のために、平和経済国民会議を、中央、地方に発展させるよう努力しなければならない。中でも、日中貿易促進運動は、すでに国民運動となり、再軍備政策に重大な打撃を与えると共に、国民の平和産業確立の闘いに大きな力とな

つている。

しかし、平和産業確立の闘いを勝利させるためには、労働者階級がその中心となり、農民とかたく同盟し、その周囲に資本家、学者、技術者が結集し、これらが国民の統一行動となつて闘われねばならない。これらの闘いを通じて、反米、反吉田、反再軍備の統一戦線はつくられてゆくであろう。

第四章　合理化反対闘争

第一節　合理化の背景とその実体

合理化の背景とその実体

朝鮮戦争以後、わが国の経済は特需をテコとして急速に軍事化されたが、その結果産業構造は畸型的となり、税金の増大やインフレーションによつて国民の購買力はますます低下した。こうして経済の軍事化の下で恐慌の条件が成熟していつた。

恐慌現象はまず繊維などの消費財部門にあらわれたが、五三年に入つてから石炭、鉄鋼、化学などの基幹産業に波及するにいたつた。すなわち石炭産業では前年九月に貯炭は二六八万七〇〇〇トンに達したが、六三日におよぶ炭労ストによつて厖大な貯炭を一掃し、一時的に市場の条件を好転させることができた。しかし五三年の三月に入ると早くも過剰生産の様相が濃くなり、三月末には貯炭は二〇〇万トン台を突破するにいたつた。

鉄鋼業は、軍需景気をめあてにして施設の拡張と生産の増大に全力をそそいできたが、世界市場における各国の販売競争がはげしくなつてくると「価格の割高」が大きくひびいて輸出は急激に減少せざるをえなくなつた。すなわち五三年一～六月の鉄鋼輸出認証額は九一八七万九〇〇〇ドルで、前年同期の五三・六%に減少するにいたつている。

化学工業のなかでたとえば硫安は、朝鮮戦争が始まつてから異常な高値を示したものの、五二年初頭から西欧諸国が低い価格で東南アジヤに進出し、日本は国際入札で敗れるような状態となつた。かくしていわゆる出血輸出がおこなわれ、五三年三月には国内価格トン当り二万四〇〇〇円であるのにたいして輸出価格は二万一七〇〇円であつた。飢餓輸出による出血は国内の独占価格を高めて尻ぬぐいしたのである。

以上のような形であらわれている経済危機を克服するために独占資本の採用した手段はMSA援助受入れによる軍需生産の一層の拡大と企業合理化であつた。すなわち企業合理化による生産コストの引下げは輸出促進と軍拡経済の体制整備という二つの目的を統一的に実現するために必要だつたのである。

産業によつて経済体制のなかに占める地位と役割が異なつており恐慌局面のあらわれ方も一様でないから合理化の様相も各産業でまちまちである。繊維産業などの場合には、五二年の春に四割の操短が行われて人員整理も二万人を上まわり、さらに五三年四月以降に第二次整理があつたため、女子工員一人当りの受持機械台数が増加していちじるしい労働強化になつた。軍需産業を中心とした生産財部門は、軍拡経済体制のもとでは多少とも軍需市場が確保され、ある程度の技術改善を行う余地がある。すなわち開発銀行などからの設備資金の投下によつて石炭や鉄鋼産業は機械の採用を行つてきた。たとえば石炭産業ではナチスで採用したカッペ採炭や、竪坑の開発が行われている。しかしカッペ採炭は、従来採炭のために使用してきた木材を鉄材にかえ、ベルト

・コンベヤーを採炭面に直結させるものだから、採炭作業が楽になつて労働の生産性が高まるのではなく、かえつてベルト・システムによつて採炭面の重筋労働が強化される。竪坑開発も坑口から切羽（採炭場所）までの距離を短くして切羽の労働時間を延長し、また石炭の運搬時間を短くして、採炭の労働強化をねらいとしたものであり、さらには大量の首切りを準備するものであつた。

鉄鋼業では製鉄部門で高炉、コークス炉の復旧と近代化が行われ、また鉱石比、コークス比の低下と出銑率の向上をはかるために焼結設備、団鉱設備、ペレタイジング設備、送炭設備などの製鉄原料事前処理設備が計画された。合理化計画の中心である圧延部門では分塊工場と灼熱炉の近代化フレッツムーン式鋼管製造やストリップミルの整備などがあげられている。しかし機械設備の近代化そのものが合理化の目的ではないのであり、新しい機械を入れて労働者を整理し、労働強化を促進することにねらいがあつた。要するに企業合理化というのは、首切りと労働強化と賃金切り下げ以外のなにものでもなかつたといえるであろう。

さらに各産業で一般的に採用された合理化の手段には、請負給、報償給、職階給等の採用や、労務管理の強化（職制の強化）がある。職制の強化にはいろいろな形があるが、たとえば工場内の機械、器具に赤黄青等の色彩をほどこし、動く部分に赤をぬつて一目で労働者の仕事の状態がわかるようにしたり、また職場名と氏名をいれたバッジを全従業員につけさせて監視を容易にさせたりしている。要するに職制の強化によつて職場における労働者の行動が不断に監視され、組合行動の自由が圧迫されるばかりでなく、労働強化がおしつけられた。

また企業の内部統制（コントローラー・システム）や監督者訓練（ＴＷＩ）品質管理などの新しい労務管理は、いずれも労働強化をもたらしたといつてよい。たとえばＴ紡績ではベスト（Best）運動が行われている。これは Better（より良く）、Easily（容易に）、Speedly（速く）、Thriftly（節約して）の頭文字をとつてつけたもので、「いわゆる能率増進、コスト引下げ」運動である。具体的には一、Ｃ・Ｃ・Ｓ経営講座――経営最高幹部向。二、Ｍ・Ｔ・Ｐ方式の訓練――部課長の虎の巻。三、ＴＷＩ方式の訓練――第一線監督者用。四、Ｓ・Ｑ・Ｃ品質管理――工場作業場向。五、Ｉ・Ｂ・Ｍ計算機――計算及び事務の機械化。六、コントローラー・システム――内部統制の確立。七、カラー・コンディショニング――作業環境の整備の七項目が採用され、全体的な労働強化を促進している。

またＨ造船では「近代的経営管理確立」の名のもとに一、合理的組織機構の確立（組織規律、組織図）、二、適正定員制制度の確立（定員制制定規程）、三、職階制度の確立（職階制制定規程）、四、責任権限の明確化（責任権限規程）、五、文書分類の確立（分書分類規程）、六、用紙規程の統一（用紙規格規程）、七、標準原価制度の確立（標準原価制度制定規程）、八、職能教育の徹底が行われ、船価の低減をはかろうとしている。

以上にのべたような企業合理化の実状の一たんを私鉄総連の調査を通じて紹介しておこう。

（私鉄における合理化の実態）

――私鉄総連調――

私鉄における合理化の具体的な表われを整理すれば、大企業と中小企業との間に、多少の差異は認められるとしても、企業のもつ特殊性からして本質的にはたいして異つたものはなく、次のように大別される。

1　赤字路線の整理と設備の改善

2、人員整理（首切りと希望退職）と配置転換

3、労働時間の延長
4、休日、休暇、その他労働条件の切下げ
5、副利厚生費の削限
6、低賃金と職階制

以下、具体的な例や組合員の声を一つ一つ拾つてゆくと、

（1）　赤字路線の整理と設備の改善

東武――赤字路線である高崎線を廃止し、その代りにバスの運行回数を増加させる事になつたので、廃止路線従業員の労働強化が問題となつた。配置転換と代行自動車乗務員の労働強化が計画され決定された。

大沼――全面的な路線の廃止が計画され決定された。

屋小屋――会社は従来の蒸気機関車をジーゼル機関車に改善する事になつたため、炭水夫や機関助手など四、五名の人員整理を計画している事が明らかになつた。

（2）　人員整理（首切りと希望退職）

神戸――機構改革と同時に新定員が打出され、一割に及ぶ剰余人員の希望退職者が募集され、更に不足の人員に対して個人指名による退職勧告が行われた（最終的には組合案に近いものに決つた）

東武――現在人員で出面を減らして休日、休暇をまかなおうとする定員制会社案が示されたが「この案では満足な仕事はおぼつかない」「これでは飯も、お茶も、小便もおあずけになりそうだ」と不満が高まつている。

（3）　労働時間の延長、労働密度の強化

京阪神――神戸線の駅手は勤務時間午前八時―翌朝八時（隔日二交替制）であつたものが午前六時―翌朝一〇時に延長された。交通営団――乗務員では浅草、渋谷間三往復が四往復となつて一時間延長され、四週を通じて一週平均実働三五時間三〇分、駅務は三交替が二交替となり、隔日勤務で四週を通じて一週平均実働四四時間となつた。

西武――毎月の一人平均の基準資金に対する基準外賃金の割合は運輸省の一人当り日収調べによつても六〇%から八〇%にも達しており、しかもその大半が超過労働賃金となつている。

群中バス――現行ダイヤで一時間四七分の基準外があるのに一銭も支払われていなかつた。過去数回のスト中、監督署の勧告によつても実施されなかつたが、今回の連続三〇日に及ぶストによつて漸く三〇日が支払われる事になつた。

（4）　休日、休暇その他労働条件の切下げ

北鉄――踏切警手は三年前から一週一回の公休が月二回に減らされたが、今度は全部なくなり休む場合は休暇をとらねばならなくなつた。

京浜――現行年間一一日の特定休暇を六日にする。年次有給休暇は勤続一年以下は六日、以上一年を増す毎に一日を加え最高二〇日とする。月俸制を廃止し月給日俸制とする。年次有給休暇日に平均賃金を支給することを改め、基本給日額だけを支給する等の合理化案が出された。

（5）　福利厚生費の削減

岡山都市交――会社が経費軽減のために「寮をつぶす」方針を決め、労働基準監督署の再三の注意も聞かず、天井の低くて採光の悪いタコ部屋を全然補修せず、その上、寮生の追出しを策して「三月末までに出てくれ」と個人的に通知した。

（6）　低賃金と職階制

二八・一賃金闘争により獲得、これは一〇%～一五%のわずかなベース・アップも企業格差がもらされその上、配分は職階給強化の面がつよく取入れられている。従つて最低給との格差がベース改

訂の度に拡大され、更に、職階制賃金の導入はたんに賃金が低いだけでなく、これを補う為に自ら労働強化を強いる結果となつている。

そしてこれらの合理化を強行する為に、まずこれに抵抗する組合の弱体化や分裂を図り、更にここから生ずる労働者の不平や不満を頭から抑えつける為に職制の強化や就業規則の改悪が大きな問題となつている。

西鉄――何々月間運動なるものが盛んは行われ、しかもその運動に対して点数制が採用され問題となつている。

車掌に対し一停留所一往復主義が旅客案内の徹底と収入の増大を目当てに強行されようとしている。

又、運転士には運転呼称への干渉が行われ甚だしくはその声量にまでとやかく云う職制が増えて来た。（以下略）

第二節　主要労組の合理化反対闘争方針

石　炭　石炭産業では前年の長期ストのさなかにいわゆる高炭価問題がとりあげられた。たしかに炭価は五二年三月の日銀物価指数をみると、昭和九―一一年を一〇〇として総平均が三五三であるのにたいして四四七と大はばに上まわり、また国際的にみてもアメリカ一〇・五ドル、印度七・四ドル、西独九・〇ドルにたいして、わが国はけたちがいな二〇ドルを示している。そこで独占資本は、わが国の輸出商品の国際的な割高を是正して、対外競争力をふやすためには商品コスト引下げが必要であり、そのためには鉄鋼、肥料、造船、機械などのコストに占める比重の高い石炭の価格をひき下げるべきだと主張した。高炭価の原因の一つは独占価格のつり上げによるものであつたにかかわらず、炭鉱資本家は労働者の高賃金が原因だとのべている。これは合理化（労働強化）によつて石炭のコストを引き下げ、若干の価格下落を余儀なくされてもその負担を労働者に転嫁することを企図したものである。すなわち炭価引下げの問題は独占資本の内部（たとえば炭鉱資本など鉄鉱資本）に対立があつたにかかわらず、結局再軍備をおしすすめようとしている独占資本の共通の利害にもとづいておし出されてきているものであるから、高炭価という利潤確保の一つの手段を失つた分を、合理化による炭鉱労働者の搾取強化でうめ合わせようとするものであつた。かくして高炭価問題は労働者の闘争を粉砕する武器として登場してきたのである。

このような情勢を察知した炭労では、二月二七日からひらかれた大会において企業整備にたいする方針をつぎのように決定した。

（企業整備闘争に関する件）

一、企業整備がくる要素について

米国依存による日本の経済方式は、米国並びに西欧諸国との貿易競争による世界市場の狭隘化と、世界的輸入制限と輸出競争の激化が極度に日本の経済を圧迫している。

国内的には、平和産業から軍需産業に切替られ、独占資本擁護、強化による中小企業、農民労働者の生活低下によつて、購買力の減退が国内市場の狭隘化となりダンピングを要請されている。

再軍備を前提とする軍需経済のための低賃金と、失業漸増。

一切を米国、西欧との国際コストに合わせるための不当な生産価格。

炭鉱独占資本の安定政策並びに、炭価引下げを名目とする企業合理化。

以上の国内外の政治経済情勢からくる企業の合理化は、今迄と異つていわゆる軍需経済を中心とした再軍備のための地ならしと

して、日本経済の綜合的形成が急がれ、一方では国際コストに一致させる目的で強行される。従つて、緩漫、散発的なものでなく、政府自らの指導と、協力に基き行われる強烈なものである。

二、政府経営者資本家の対策について

その考え方、方針の最終的な仕上げは未だみていないが、一応の考え方として、政府は竪坑開さく計画の推進、中小炭鉱融資の促進、税制改正、竪坑開さく資金として長期低利による国家資金の供給、石炭主要積出し港の港湾荷役能力の強化、ボタ処理低品位炭の有効利用、労働時間の延長を表面に出しているが、狙いとするものは炭鉱独占資本に対する融資、労働時間の延長或は低賃金をもつて企業合理化、炭価引下げの要素としている。一方、資本家は、政府の融資と従来迄の負債の相殺を狙い、労働条件の引下げ、低賃金、人員整理に依つて企業合理化を促進しようとしている。それが炭鉱企業の合理化の求めに応じ得る最短にして容易なる途であるからである。若干の竪坑が開さくされ機械化の前進をみられるだろうが、総体的に一切のしわよせが吾々労働者にくることは明らかである。経営能力の拙劣と、経営者自らの経営技術の低下等一切を含めて労働者の賃下げ、首切り、配置転換、労働強化に求めて対決せんとすることは当然であり、各所にその顕著なあらわれが具体的になつてきている。

三、吾々の態度

1、経済の米国依存を排して、特にアジア大陸を中心とする貿易の再開

2、再軍備経済の排除、平和産業の拡充による国民生活の向上と購買力の増大

3、石炭の国有化

4、炭価の統制による国家的政策

5、経営参加による経済の民主化、特に中小炭鉱の共同経営、並びに労使の共同管理

6、そのために、労働者の犠牲による企業の合理化の反対

7、むしろ人員整理よりも、現在の労働強化の現実を認め、人員充足闘争を進めなければならない

四、そのための下部における企業整備反対闘争対策として

実質賃金の日常闘争に立上らなければならない。作業量の切羽毎の変更、或は基準外労働の削減による労働強化、福利厚生に対する実質的な引下げ等に、吾々は断乎反対して闘わなければならない。

特に坑内の条件は今次闘争を通じ非常に荒廃し、スト明け直後、直ちに多数の犠牲者を出し、その後も続出しつつあるということからみて吾々が日常闘争の中で遵法闘争、生産制限闘争に立上らなければならない。

実質賃金闘争、保安闘争の中から企業整備反対、不当機械化促進の反対、労働協約反対闘争と結びつけ、職場闘争委を組織しこの闘争を通じて万全の態勢を確立しなければならない。

五、争議態勢の確立について

1、統一ある罷業資金の積立て

2、労働金庫の活用

3、生活協同組合の設立

4、今次賃金闘争において経験したごとく主婦の力が家族闘争に迄発展して、長期闘争と切崩しや弾圧闘争に如何に重大な威力となつたかは、明らかである。各支部は早急に、炭婦協の強化と組織化に特段の努力をしなければならない。

六、企業整備反対闘争委員会

以上の闘争を統一的に指導するため、次の闘争委員会、並びに

闘争指導部を設ける。
1、統一闘争の理念を確認する
2、実力態勢をもつて、企業整備の反対闘争をかちとる
3、企業整備反対闘争委員会の構成
中央ブロック（八社）
資本別代表、中央執行部、地方代表者をもつて構成する。各地方は中央ブロックに準じ、出来るだけ統一あるブロックを形成する
4、企業整備反対闘争委員会の権限
統一闘争の原則にたち、全国的な企業整備反対闘争の指導権を確立し、具体的な最高戦術委員会となる。この戦術委員会の決定に従うことを原則とし、最終的な闘争指令権は、企業連、又は企業連のない支部はその支部の執行機関が当る。

炭鉱の貯炭は、五三年に入つてから毎月増加し、六月にはついに経済貯炭の限度とみなされる三五〇万トン台を突破するにいたつた。かくして生産制限が一般化するとともに首切りの旋風は各山元をおそい、とくにその影響は中小炭鉱にするどくあらわれた。〔北海道地区〕新歌志内鉱――閉鎖、茂尻鉱――希望退職募集、〔常磐地区〕久の浜鉱――三九名整理、東亜炭鉱――一四名整理、その他〔山口地区〕第二藤山鉱――七〇名整理、上宇部鉱――二三名整理、その他〔九州地区〕人員整理を行つたのは小城、深江など一五鉱、かくして中小炭鉱を多くかかえる日鉱では五月二三日、つぎのような企業整備反対闘争の指令を各地方本部に発し、具体的行動をよびかけるにいたつた。

（企業整備反対闘争の具体化に関する件）

――日鉱本部指令第二号、昭和二八年五月二三日――

（第一）　企業整備反対中央闘争委員会は五月二三日、本闘争の具体化について協議し、その積極的展開を決定した。本決定に基き次の通り指令する。各地方本部各支部は本指令にのつとり直に具体的行動を開始されたい。

一、外部に対して組織的な働きかけを行う

(1)　働きかけの目標とスローガン

イ、総合的石炭政策の樹立

ロ、国内炭の活用、国内炭に対する有効需要の増大

ハ、外炭輸入の制限（日本の産業は日本の石炭を使おう）

ニ、重油の無計画輸入反対（重油の無計画輸入反対）

ホ、貯炭融資、中小炭鉱への融資（中小炭鉱金融の強化）

ヘ、合理化、機械化、新坑開発等のための長期低利国家資金の融資（安い石炭は安い資金から）

ト、労働不安の除去（首切り、賃下げ、労働強化反対）

チ、炭鉱労働者の失業防止（炭鉱労働者の失業を防げ）

(2)　具体的行動としての次の諸活動を行う

イ、政府に対する要請を行う通産省石炭局との懇談会を開催する

ロ、日本社会党との連携を強化し、政策審議会、国会対策会との連絡協議会を開催する

ハ、各党との懇談会を開催し国会内に於ける対策機関の設置を図る。そのため両院議長宛陳情書を提出する。また中央本部、各地方本部、各支部より全国会議員、特に通産労働両委員に対し要請文を提出する（各支部は葉書戦術を採用されたい）

ニ、石炭協会、石炭連合会との懇談会を開催し、問題の性格と必要性に応じ共同行動をとる。当面、まず、両業者団体からも国会に対し陳情を行わさせる

ホ、各地方本部、各支部は右に準じて地方自治体、地方議会に働きかける当面、県知事、県議会、市町村長、市町村議会として国会に対する陳情要請を行うようにする

へ、以上の要請、陳情は六月一五日迄を目安として実施する

（以下略）

これにひきつづき炭労でも、三月の伊東大会において決定した「企業整備反対闘争」の具体的方針にもとづき、四月六日―八日に第一回企業整備反対闘争委員会を開催して、この闘争を炭労の全国的な統一闘争とすることを決定した。さらに五月三〇日の中央執行委員会は、企業整備による人員整理、配置転換、標準作業量引上げ反対のための請負給制度の廃止（拘束八時間、休憩一時間の完全実施）の闘争戦術を前提とした闘争方針をうち出した。六月一五日―一七日には第二回企闘をひらいて、それまでの企闘の結論を集約したつぎのような闘争指示を各地方ブロック、各資本別、各支部に発した。これは炭鉱の企業合理化をもたらした一つの原因が封建的な請負給制度にあるという点を明らかにし、これの撤廃のため統一的実力行使を指示したものであつた。

（企業整備反対闘争の推進に関する指示）

第二回企闘（六、一五―一七）は前回企闘に於て判断した石炭界の情勢のその後における急激に深刻化した現状と、具体的に各支部に起つている急激に深刻化した現状と、具体的に各企業整備のなされる原因を造つたものはその主要なる原因が炭鉱における封建的請負制度にあるという結論に達し請負給制度を撤廃せざる限り企業整備から組合員を防衛する事は不可能であることを認めると共に、闘争の機動性を発揮し、しかも組合員各自が自分のものとして企業整備反対を闘いとるために、適切な措置が必要であるという観点に立つて左記事項の実施を決定した。

〔記〕

一、各ブロック毎に統一闘争を組織し、実力行使をもつて反対闘争を行う。

二、実力行使の最終的目標は、請負給廃止に集約する。

請負給廃止の具体的な闘い方については各ブロックの実情と起つてきた企業整備の実態に即応し、各ブロックに於て決定する。請負給廃止闘争のため固定給者その他との間に不均衡な損害を蒙つた請負給者について救済を講ずる。救済の方法については各ブロックまたは資本別、支部を単位とし、適切な方法で行う。

三、会社の行う生産制限に対しては反対して闘う。会社の行おうとする生産制限の方法には変則的な基準外作業の抑制、休日の増加、作業場の閉鎖或は集約、減耗人員の充足拒否等もろもろの手段を以て行つてくるが、これらの結果はいずれも労働強化となり労働条件の切下げとなる。従つて会社の行う生産制限は前項(一)及び(二)の闘争の対象になる。

四、労働強化を阻止し、労働条件を維持向上し、完全雇傭を闘いとる。

労働強化阻止、労働条件の維持向上、完全雇傭の具体的な闘いは、減耗人員の充足、保安の完全実施、福利厚生の確保等の要求闘争があるが、これらの闘争の根幹は一切挙げて企業整備に起因している。従つて現状においてはこれらの闘争は企業整備反対闘争の一環として闘う。

希望退職を募り人員減耗をはかる会社の行為も当然闘争の対象となる。

五、在京大手八社の企闘に関しては中闘の下部機関としての中央ブロックを設け、中央ブロックにおいてとり上げる。中央ブロックは、中小炭鉱の闘争は別紙「中小炭鉱のあり方」により分析された実態に即応し闘争委員会は随時開催する。

六、中小炭鉱の闘争は別紙「中小炭鉱のあり方」により分析された実態に即応し闘争のうち地方代表者を除いて構成し、闘争を推進する。

七、闘争の原動力となる組織強化については、第七大会決定の組織方針に基いて行うことは勿論であるが、この際は特に職場組織の充実強化をはかる。

鉄鋼　炭鉱とならんで反対方針を決定した。

連ではつぎのような合理化攻勢を受けていた鉄鋼労

（鉄鋼労連の合理化反対方針）

一、具体的闘争目標

1、労働者をしばりあげる職場のあらゆる職制支配との闘い。

A、職制的諸制度の強化反対、身分制、職制分制反対。

B、職制の横暴、威圧、監視、組合活動干渉、その他職場における一切の職制支配反対。

C、敬礼、朝礼、階級章、色彩管理、スパイ制度、職防隊、その他一切の軍隊的、ファッショ的労務管理反対。

D、協約違反、不当労働行為その他一切の組合破壊的行動の徹底的追及。

職場内、時間内組合活動の自由獲得

2、労働強化反対の闘い

A、ノルマ（基準作業量）の設定、引上げ反対。

B、時間延長、残業強制反対、残業をなくせ（残業なしで食える賃金をよこせ）休憩時間切下げ反対。

C、定員削減反対。

D、その他職制支配による一切の労働強化反対。実質賃金引上げの闘い。

3、賃下げ・資本家的賃金合理化反対。

A、職階制賃金、身分制賃金の打倒。最低賃金確立。職階給職務給を廃止して、その財源を生活給へまわせ。

B、昇給、一時金、能率給配分、その他成績評価の一切の査定を、職制の独裁から職場の民主的管理へ移せ。

C、能率給、出来高払い賃金反対。能率給の本給繰入れ。

D、賃下げ絶対反対。雑給、諸手当の切捨て反対。それらを本給へ繰入れろ。

E、福利厚生。衛生施設の切捨て反対。施設を拡大しろ。諸保険金の負担増反対。

F、賃下げ、首切りをもたらす臨時工制度絶対反対。臨時工を本工へ。

4、配置転換に関する闘い。

A、天下り配転反対。配転による思想弾圧。組合活動弾圧反対。配転を職場の民主的管理で処理しろ。

B、配転による労働強化反対、定員削減による配転反対。

C、配転による賃金減収の補償。転勤手当の支給。

D、配転による首切り絶対反対。配転に伴う住宅の安全保証。

5、設備近代化に関する闘い。

A、労働者に犠牲をもたらす設備近代化反対、過少定員、労働強化反対。首切りを絶対に出すな。

B、労働時間の短縮、三交替を四交替。

C、十分な定員の確保。

D、賃金引上げ、労働者のとりまえをふやせ

E、設備拡張、近代化計画の全ぼうを公開しろ、計画を再検討しろ。これ以上の盲目的な設備近代化、拡張をやめろ。中小

企業にも資金をまわせ。平和産業の発展に資金をまわせ。最低賃金制、社会保障に金をまわせ。

6、首切り、工場閉鎖との闘い。

A、首切り、工場閉鎖絶対反対。生産点を守れ。

B、合理化、企業整備の一切の秘密を公開しろ。

C、労働時間短縮。三交替を四交替に。

経営の多角化、生産転換で職場を作れ。

D、中小企業材料を渡せ。資金を渡せ。原料を値下げしろ。市場をひろげろ。

E、中小企業へ国家の援助を、独占資本に対する一切の優先措置反対、独占利潤を抑制して、中小企業へまわせ。軍事予算反対。予算を組みかえろ。対中ソ貿易無制限拡大平和経済へ切りかえる。

F、スキャップ、第二組合粉砕。労働協約の一方的破棄反対、民主的協約を締結しろ。

臨時工の首切り反対。臨時工との共闘。

G　退職金制度の大幅改善（増額）。社会保障（とくに失業保険）を拡充しろ。

二、闘い方

闘争の全体的な観点（略）

大企業における闘い

(1)　大企業における闘争目標

(イ)　すでに情勢分析で明らかなように徹底的な搾取強化をやりながら、巨大な設備近代化、生産力の集中、コスト切下げをすすめている。大資本の合理化に対する当面の闘争点は、しよつぱなからの大量首切り反対闘争ではなく、まず

①　職制、労務管理の強化、定員削減、ノルマ引上げ、福利費切下げ等による労働強化、実質賃金切下げに対する闘い（具体的闘争目標(1)―(3)）

②　設備の新設、近代化の進行に伴う大量の配置転換に関する闘い（闘争目標(4)）

③　設備近代化そのもののもたらす、労働強化、人員削減、首切りの脅威、目下の近代化の不合理さに対する闘い（闘争目標(5)）

が中心となる。この三つはともに結合した不可分の闘いであるが、中でも最も重要で中心的なのは③の設備近代化そのものに関する闘いである。

(ロ)　勿論、大企業自体でも、次の段階には―情勢の如何では意外に早く―合理化攻勢の中でつくり出された「過剰人員」の大量整理が、日程にのぼされる可能性があり、それとの闘いの準備をすすめる必要がある。それはとりもなおさず前記三つの闘いを徹底的に職場の闘いとすることである。

(ハ)　以上の大企業自体の闘いと並行して、中小企業に於ける首切り、企業の閉鎖反対闘争に対する共闘を闘わねばならない。

(ニ)　大企業の合理化反対闘争の基礎は何よりも職場の中で合理化反対闘争が闘われることである。とくに大企業ではこの点が弱点であり、闘いを職場から起すことが出来なければ、結局、合理化反対の闘いは実践されず、中小企業の首切り反対闘争との共闘も出来えなくなる。

(2)　職場における合理化反対闘争

(イ)　職場における教育、宣伝の徹底、職場討議。

A、以上の闘いをすすめるに至つて、なすべき第一のことは、

合理化攻勢の本質、その意図と実態を職場に徹底的に知らせ、職場討議をおこし、この闘いに向けて大衆一人一人の意志を統一し、考えを武装することである。

B、職場で起つている職制の圧迫、労働強化、実質賃金切下げの、すべての具体的なあらわれ、配転の不合理等を徹底的にあかるみに出し、会社が更にやろうとたくらんでいる、職制強化、賃下げ、労働強化等をいちはやくとらえ、これらを大衆の間に宣伝する。

C、さらに会社がすすめている設備近代化の全ぼうとそれがもたらす労働強化定員の圧縮、首切りの脅威の実態を宣伝し、かかる合理化の背景とねらい、この計画の持つている矛盾とゆきづまりの運命をバクロする。そして、この合理化攻勢にまけたら、賃上げも、職場の自由もなくなるのは勿論、職制支配労働強化は一層ひどくなり、賃下げ首、切りが襲つてくることをはつきりと理解させて、断乎としてこの攻勢をはねのける闘いを職場からおこすことを訴え、大衆討議をまきおこす。

D、その際、この闘いを次の賃上げに結びつけて宣伝すること。独占資本の戦争政策と合理化政策の行きづまりと不合理をバクロし、対中ソ貿易、平和経済建設を打ち出して「不況だからコスト引下げは必要であり、従つて合理化はやむを得ない」という経営者的思想と宣伝を打ちくだくことが特に必要である。

(ロ)　職場要求のつみあげと、その闘い方。

A　以上のような宣伝活動の中で、職場のすみずみに大衆討議の中から、それぞれの職場の合理化の実体に立脚した具体的な闘争目標を打ち出し、これをかかげた職場闘争をねばりづよく展開しなければならない。

B　前掲の「具体的闘争目標」は労連の合理化反対闘争の統一目標であるから、職場要求の指針として、この大衆討議には必ず持ち込み、各職場、各組合のさまざまの闘争目標が、労連としての全体的な合理化反対闘争の方向へ、正しく整備され、統一されるように、指導しなければならない。

C　例えば職場支配との闘いについては、何等かの意味で職制支配の強化とみられるあらゆる問題――たとえば、帽子に階級章をつけること、敬礼をしろと云う命令等々――をとりあげて、職制支配反対の闘争をすすめねばならない。

（以下略）

総評　企業合理化は前記の二産業にとくに集中的にあらわれていたとはいうものの、これ以外の産業においても多かれ少かれ合理化のあらしは吹きまくつていたといつてよい。その意味において企業合理化は体制的な性格をもつたものであつた。このことはわが国の労働者階級が全体としてＭＳＡ体制に直面していることを示している。闘争は全般的に困難の度を加え、これを突破するためには大きな統一闘争の展開によるほかはなかつたといえよう。

このような情勢のもとで総評は九月二八、九の両日、産業防衛共闘全国大会を開催した。この大会には総評傘下の各単産、地評オブザーバー組合から約六〇〇名の代議員が参加した。総評は、この大会を通じて各地の闘争や職場の実情を報告し、討論することによつて、新しい闘争を展開するためのスプリング、ボードにしようとしたのであつた。この大会における合理化反対闘争の方針はつぎの通りである。

(1)　支配階級はＭＳＡ再軍備の中で、ひどいインフレ政策をとつている。彼等は矛盾の上に矛盾を重ねるほかに、やり方を知らない

のだ。その結果は、国民と国土を犠牲にし、国民を一層窮乏に追いこみ、ついには嘘八百を並べながら、水爆戦争の淵に、勤労大衆と民族の運命を引きこもうとしている。

彼等はそういう方向を国民に強制しようとして、偽瞞や洞喝は、むろんのこと、恥しらずにも、スパイ行為や暴力まで使つているが、それは、戦争経済の崩壊という彼等の致命傷をおしかくすためであり、その犠牲を国民におしつけるためであり、つまり彼等の立場が極めて脆弱なことを現わしている。いわば彼等は強いのではなく、弱いからこそ、国民と国土を一層破滅の道につれこもうとするのである。

以上のようなすべての情勢は、我々に要求する。我々は平和と平和経済を闘いとるための闘争を一層拡大すると共に、それを集約して戦争経済の政策をやめさせ、平和経済の政策に切りかえさせるための、より高い目標に向つて、一層精力的に進まねばならない。我々はいまや明白な目標をかかげて進まねばならぬ。我々の当面する平和経済を闘いとるための諸要求の中心は次の六つである。

平和経済の闘いの柱

第一、すべての国民を戦争経済による窮乏から守れ。

八〇〇〇円以上の最低賃金の即時実施。

どんな理由でも首を切るな。

どんな形でも労働を強化するな

組合活動の自由を保証せよ。

最低賃金に相応ずる失業保険と生活保護の無期限給付。

生産費を償う米価の確立、消費者米価の釘付。

土地取上の禁止、基地、山林、原野、未開墾地、水利の農民への解放。

日歩一〇銭以上の借金棒引、農民と中小企業に対する低利長期融資、農民に安い肥料、飼料中小企業者に安い原材料。

軍事インフレによる物価引上反対。

独占商品の値上反対。奢嗜品に大会社に重税、日用品に減税、金持と国民を窮乏におとし外国資本と財閥だけを肥らせる再軍備経済をやめよ。

第二　主権を尊重する互恵平等の自主貿易、アメリカの軍事的貿易管理の排除。

すべての国との自由な貿易。貿易、為替、関税の自主権回復、全面講和の締結。

第三　戦争経済の結果による風水害の罹災者の生活と生業を保障し、国土を荒廃から守れ。

市民に住宅、農民に農地と作物の被害を補償し、労働者に災害手当、労働者を除く罹災者に生業資金。

災害の根本的回復。

第四　基地を農漁民に返し、基地労働者の生活を保障せよ。

第五　平和な国建設のための産業計画。

年一〇〇万戸の住宅建設。

二部教授をなくせるだけの学校を建てよ。

国による病院の建設。

年一〇四億円の軍用道路をやめて住民のために道路を直せ。

科学的研究にもとづく治水工事と電源開発によつて、農民に新らしい水利を開発し、農業と平和産業に豊富な電力を与えよ。

各産業の平和経済計画。

平和経済への移行を保障するものは労働者の闘争である。労働組合は平和経済の運動中心となる任務を持つ、従つて労働者は自分自身の具体的な平和経済の運動の目標をもたねばならぬ。その要求にこたえるのが、産業別の平和経済計画である。産業別の平和経済計画の目標は次の通りである。

(イ) 国民の生活水準の引上げによる国内市場の拡大、国民の生活水準の向上の基礎は農業の建設、近代化と労働者の生活の改善、そのための原料や資材や設備の増加。

(ロ) 自由な貿易による国外市場の拡大

第六　財政組替の要求。

MSA再軍備、軍需生産力の拡大のための支出と投資の削減

独占資本に対する高度累進課税。

外資、外商、軍需品に対する高率関税、国民生活、災害復旧、平和的建設計のための支出の計上。

第三節　合理化反対闘争の特質

企業合理化の攻勢がもつともはげしくあらわれてきたのは、経済軍事化の矛盾が集中的に暴露した石炭、鉄鋼、化学などの産業部門であつた。これらの部門における主な闘争は、第一編第三章「主要な争議」でとりあげているので、ここでは、その他の闘争のなかで特徴的なものをとりあげて、合理化反対闘争の特質を明らかにしよう。

関東製鋼　鉄鉱業における合理化反対闘争のさきがけとなつたのは関東製鋼であつた。すなわち同労組は、前年一一月一八日税込一万五〇〇〇円の越年資金を要求したが、会社側の大量の人員整理の企図を察知して二四日臨時大会をひらき「越年資金獲得、人員整理反対」の闘争方針を決定し、六二一対三四でスト権を確立した。会社側が大量の人員整理を行おうとした背景にはつぎのような問題があつた。鉄鋼業における大手筋の一つである富士製鉄は、銑鉄の過剰生産から八幡、日本鋼管におされ気味である上に、軍需に直接関係のある特殊鋼部門がないのが問題になつていた。ところが関東製鋼は戦時中海軍工廠として特殊鋼を生産していたため、富士には一つもない電気炉が一〇トン二基、八トン二基、五トン一基あり、しかも経営は赤字をつづけていた。そこで富士製鉄は一億〇五〇〇万円の融資とひきかえに三〇万株（全体の五分の一）を手に入れ、これを完全に支配するにいたつた。そしてこのような態勢のうえにたつて富士は、関東製鋼に銑鉄を与え、それで軍需に関係のふかいピアノ線、硅素鋼、軸受けなどの高度な特殊鋼を生産させ、月一〇〇〇〇トンを富士がひきとり、わずか二〇〇トンだけを関東製鋼に与えるといつた条件であつた。したがつて鋳造部門は全く不用になつてきたのである。

さて資本家は前年の一一月二七日にまず日雇一八名を解雇してきた。組合はただちにこれに抗議して闘いをつづけたが、一二月七日資本家は人員整理を発表した。それは三七五名の首切りと、電気炉の人員を六名（昨年六月ごろまで八名）にし二交替一二時間労働、拘束九時間（従来八時間）有給休暇年六日（従来八日）などの労働条件の改悪を申し入れた。そして一七日には一方的に団交の打切りを宣言して退場した。かくして一八日組合はついに二四時間ストを行い、つづいて二一日から無期限ストに入つた。会社側は富士製鉄の意向にしたがつて頑強に団交を拒否した。組合は直ちに行動隊をくみ行商隊、宣伝隊、連絡員などをつくり、さらに居住地ごとに渋川を一三地区にわけて地区闘委をつくるなど、強固な態勢をかため

た。このような活動を通じて村や町あるいは県会までもかなり同情的な支持があらわれてきた。たとえば二五日の渋川のデモには一二〇〇名も参加して資本家に抗議し、また村長、町会、商人たちのカンパも多く、県会は満場一致で首切りは来年にまわすように勧告した。

かくして資本家はこのような圧力によつて二七、二八日に団交をひらくにいたつたが、相かわらず一歩もゆずらず越年資金はようやく三〇〇〇円を出すというにすぎなかつた。組合側はこれをけつて一月七日から二名がハンストに入り、また工場では闘争委員をはじめ六〇名が常駐し、ピケ隊は三〇名ずつ三交替で防衛にあたり、他は百活のため行商土方などを行つたり、あるいは宣伝を行つた。ストライキは一九五三年一月になつてからも続行されたが、会社は役付や旧職員を中心とする分子を一〇数名「再建同盟」に組織してストを中止する策動を開始し、さらに消防団や国警とむすんで放火事件のデッチ上げで労働者の検束をはかり、スパイ組織をつくつたりして弾圧をこころみた。このような経営者側のキリくずしによつてところが、この闘争は自然発生的な運動にまかされ、中日貿易、平和経済闘争への発展の方向に闘争をもりあげなかつたため、百数十日にわたる長期の闘争を行つたにかかわらず、四八三名の解雇を認めざるをえなくなつた。

この闘争の弱点は組合幹部が組合員大衆と直接結びついて闘争を組織することができなかつたことにあつた。しかし一方ではたとえば豊秋村の地区闘で農民から藁をかつて藁製品をつくつたり、また他の地区闘においても行商宣伝隊をくり出して闘争の実情をうつたえ、町村役場に税金の減免、主食の掛売り、生活保護法の適用等を要求してこれをたたかいとり、町村民の支持を獲得した。以上の労農同盟の具体化は大きな意義をもつものであつたとはいえ、闘東製鋼の企業合理化はもともと独占資本による鉄鋼業の軍事的再編成の一環として群馬及び関東一帯の軍事基地化、総合開発（東京―新潟鉄道の軍用道路化、高崎線、上越線、信越線、東武鉄道などの軍事的な輸送強化、利根、吾妻を中心とする電源開発など）と結びついて打出されたものであつたから、労農同盟をさらに発展させて戦争経済を平和経済にきりかえる闘争を農市民との提携のもとにもり上げる必要があつた。

大同鋼鈑　関東製鋼の闘争と同じような性格をもつたものに大同鋼鈑の闘いがある。すなわち、大同鋼鈑は手取三〇〇〇円アップの要求を出したのにたいして、会社側は二月二八日全面拒否の回答をし、組合側のストライキにたいしてロック・アウト戦術にでてきた。このロック・アウトにたいする組合の仮処分申請は勝訴となつたが、その後六月一〇日にいたつて四八三名の人員整理を中心とする「企業再建プラン」が出されてきた。これは大同鋼鈑がシートバルド・ミルをアメリカから輸入して、薄鈑生産から、特殊鋼鈑生産へという軍需生産の方向に向つたことにもとづいたものであつた。ーの供給を通じて富士製鉄に支配され、富士の下請として新式コー

渡辺製鋼　中小企業にたいする企業合理化もいうまでもなくはげしいものであつた。たとえば渡辺製鋼では三月一二日に賃上げ三三〇〇円増しを要求したが、資本家は五月六日に一〇〇〇円増しを回答し、それにつけ加えて、組合専従者の人員制限や組合の事務所工場外移転の要求、組合活動の大幅な制限などが含まれていた。組合はこれを拒否し、二三日は職場ごとの時限スト、それ以後はサボで闘つた。職制を中心とした右翼幹部は闘争に

ブレーキをかけたが、青婦人部（六〇名）は、停止していた交渉の再開と強力な闘争を要求した。しかし闘争委員会では右翼幹部が闘争に反対したので、会社側はこのような分裂を利用し、給料日に賃金を支払わずに闘争をきりくずそうとした。さらに六月五日に会社側はロック・アウトの追いうちをかけた。労働者は動揺しはじめ、職制のきりくずしはかなり成功した。六月六日に闘争継続か否かの大会がひらかれたが、その時東京機械玉川労組の行動隊員が応援にきたため、それに影響されてついに一四〇対一二〇でロック・アウトに反対して闘うことが決定された。七日鉄条網がはりめぐらされたが最高戦術委と青婦人部は、鉄条網の突破を決定した。やく六〇名がスクラムをくんで鉄条網を切断した突破口を作り、全員を工場にいれた。この工場占拠は動揺していた労働者に勇気と確信を与えた。このように闘争は有利におしすすめられたが、その後会社側は三〇名の首切りを出した。組合はこれに反対したが前の闘争でエネルギーをくみつくした感があり、強力な闘争体制がとれなかつたため、委員長、副委員長、闘争委員長三名の依願退職という形で解決をつけざるをえなかつた。

尼崎鉄工　鉄鋼労働者の闘争で勝利をえたのは尼崎鉄工呉工場労組である。尼崎鉄鋼では賃上げ要求にたいして二百数十名にのぼる人員整理案を出してきた。ところがこの首切りに反対して日亜製鋼坂田セーラーその他と六社共闘をくんで闘争し、その上呉市民と市議会も深い同情を示すようになつた。そして市議会は二首切り撤回、場合により経営者陣を更迭させる」という決議をきめ、尼崎社長に勧告するよう要請した。このような圧力にもかかわらず会社はついに一〇月八日一九八名の指名解雇を通告してきたが、これにたいして組合は無期限全面ストで対抗した。五月一八日になつて会社側はやや妥協の色をみせ、一律五〇〇円、定期昇給四〇〇円、首切りは従前通りという回答を出してきた。こうしてねばり強い闘争をつづけた結果、会社側もついに一九八名中本工二〇名の解雇を撤回し残余は会社の請負作業に就業させるという譲歩案を出してきた。組合はこれを受諾し、一ヵ月以上に及んだ無期限ストを解除した。この闘争は、一応首切りを撤回させた点で大きな成果をもたらしたものといつてよいが、それは組合が大衆的組織をもりあげ、しかも幅広い統一行動を展開することができたからである。

日産化学　化学産業における合理化反対闘争には昭和電工、日産化学等の闘争があるが、ここでは日産化学の闘争をとりあげよう。日産化学は三月一四日賃金要求を提出したが、会社側はこれを全面的に拒否したため、四月一三日から一せいに四八時間ストにはいり、さらに一五日から一〇日間の部分ストを決定してはげしい闘争を展開した。会社側は要求を拒否した理由は、肥料は出血輸出で深刻な不況におそわれているということであつたが、組合がその理由を具体的にひとつひとつ追求したところ、最低で年間六億の利潤を確保し、二割配当をどうしてもつづけたいからということが明らかになり、労働者をふんげきさせた。

会社側は四月二三日に部分ロック・アウトを行つたが、組合は全面ストではげしく対抗した。そこで資本家はあせりはじめ、二七日から出荷を強行しようとしたが、いずれも組合のピケ隊によつて阻止され、肥料を出荷することは不可能になつた。ついに資本家は警察による弾圧を行い、四月三〇日王子工場のピケ隊に一〇〇名の武装警官がおそいかかつた。さらに会社側は、鏡八〇名、大和田四〇名の首切りと組合幹部の処分を通告してきた。これにたいして組合は無期限全面ストで対抗した。五月一八日になつて会社側はやや妥協の色をみせ、一律五〇〇円、定期昇給四〇〇円、首切りは従前通りという回答を出してきた。こうして資本家側が僅かばかりの譲歩

を示しはじめた時に組合側でも本社支部が闘争から脱落するという事態をみせた。このような情勢の中で中闘はさらに体制をかためて闘争を続行することを決定した。しかし会社側は五日、一律五〇〇円、昇給繰上げ実施分六一七円、計一一一七円の賃上げ案を提示し、首切りを撤回したので中闘は七日受諾を決定した。これは第一波ストに突入していらい五六日間、無期限ストにはいつてから一七日間という長期ストの成果であつた。この闘争が成功したのはそれが大衆的なもり上りにうらづけられたものであつたと同時に、会社側の利潤の暴露が大きく物をいつたというべきであろう。会社経営を暴露する工場委員会活動の重要性がこの闘争からも理解されるのである。

日炭高松　炭鉱の合理化反対闘争は「主要な争議」でとりあげたので、ここでは日炭高松の闘争を紹介しよう。日炭高松では第二坑の一部に竪坑が完成し、切羽への往復時間が八〇分短縮された。そのため切羽で採炭する時間がながくなるということから、会社は標準作業量を二〇―二四%ひきあげようとした。組合はこれに反対したため、会社は一二%ひきあげの第二次案を出してきた。組合はこれにも反対して四月一日から竪坑入坑拒否を決定し、三月三一日に団交を行つたが、会社側は一〇%引き上げの第三次案を出してきた。組合はこれをけつて竪坑入坑拒否を行い、斜坑から入坑しようとした。ところが会社は竪坑関係者の斜坑からの入坑を拒否して安全電灯の貸出しをしなかつたので坑口で坐りこみがはじまつた。さらに組合は四月一六日に二〇日の二四時間ストを指令したが一七日会社側が一〇%の第三次案を少し修正した案を出してきたので、職場代表者会議でこれを検討したところ、ついにやむをえないということになり闘争をうちきることになつた。このように日炭高松が、標準作業量のひき上げを拒否しきれなかつたのは、固定給である間接夫の賃上げがとり上げられず、統一行動が発展しなかつたことと、合理化の意義を組合員に徹底的に宣伝啓蒙しなかつたことによるものといえよう。

東洋精機　以上にのべたような鉄鋼、化学、石炭の諸産業の合理化反対闘争の他に、問題を含んでいる闘争の事例をあげておこう。尼崎の東洋精機の組合では六月一日、夏季手当二ヵ月（一万五〇〇〇円）を要求して交渉に入つたが、会社側は回答を延期したり、能率給の引き下げ、組合活動の制限などをもち出した。そこで二九日組合は大会をひらいて闘争態勢を決定、三〇日臨時大会で闘争宣言を発し、スト権を本部に委譲して実力行使の準備にとりかかつた。七月二日の団体交渉の席上会社側から就業規則の改悪が提示された。組合はこれを拒否して三日からただちに流れ作業工程の部門時限ストに入り、自然発生的なサボタージュで抵抗して、組合員を動員して労働基準監督署に圧力をかけて署長に改悪就業規則を受理するなと交渉し、組合の意見書がないかぎり受理しないという確約をえてひきあげた。

七月一〇日夏季手当は支給できない、企業不振のため機械加工部門および鋳造部門を全廃し、それにともなつて一一〇名を首切るという発表した。職場はそれ以後自然発生的に怠業状態となり、第二組合も共同闘争に加わつた。七月一六日首切反対、企業防衛総決起大会をひらき、政党や尼崎各組合約三〇団体ならびに家族も参加して首切り反対、組合案による再建、無能経営者の退陣を決議した。闘争本部は「生産防衛闘争」を展開することを決定し、三割の自主的生産増強、営業所閉鎖、役員手当削減をふくむ組合独自の無出血再建案をたて、一七日から自主的生産を再開した。このような組合の自主的な管理闘争にたいし、七月二三日一方的に八〇名の指名解雇を出してきた。

二五日には会社側は二七日から工場閉鎖すると宣言したが、組合のピケと生産の続行はゆるぎなくつづけられた。三〇日組合は、会社と取引のある北陸銀行に行つて再建案を示して交渉したため、銀行から社長に話しがあり、ついに「さきに全廃を宣言した機工、鋳造部門は独立した別会社を設立してやつてゆく」という非公式提案をおこなつた。

八月一日組合はこの非公式提案を検討したが、他方会社側は一〇日間のロック・アウトを解くことを承認した。しかし八月五日にいたり「機工、鋳造の独立は不可能である」と発表したため、組合は対銀行闘争に方針を変えることになり、闘争を社会的にひろめることを決定した。かくして連日宣伝行動隊が活動して闘争を続行したが、八月一三日組合は「現段階の企業防衛闘争は、鋳造、機工、両部門の一時的閉鎖をみとめるが、いつでも再開できるように用意しておき要員を確保する」との結論に達した。銀行は会社にたいして最後通告を発したため、会社は解散を前提とする清算業務に入ると宣言した。こうして闘争委員および下部組合員のうちに動揺のいろがみえ、一五日の大会で「鋳物、機工二部門の一時的閉鎖をみとめる」と決定し、直ちに残存部門による再建案の作成にとりかかつた。組合は「ロール五〇〇本、プレス品七トン、真鋳棒三〇トンの販売生産、工員九五名、職員二二名、課長七名」という案にたいし、会社は販売においてロール四〇〇、人員において工員六一名、職員二七名、課長五名の線をゆずらず、難行したが、一九日工員一八名増加、課長一名整理を会社が出し、結局二一日ロール四〇〇本、工員八五名、職員二三名、課長四名の線で妥結した。

以上企業合理化反対闘争の事例をあげてきたが、これによつて明らかなことは、組合がいわば受身の立場に立たされる合理化反対闘争は一般的にきわめて困難であり、徹底的に大衆的な闘争を下からもりあげる必要があるという点であつた。さらに、統一行動の幅がひろければひろいだけ組合の闘争は有利に展開することも多くの事例にあらわれている。しかし統一行動が農市民を含めた国民的規模の闘争にまで発展することはほとんどみられなかつたところであり、これは平和経済闘争が充分に具体化されなかつたことによるものである。そこで、つぎに平和経済闘争がどのようにとりあげられたかを検討してみよう。

第四節　平和経済闘争

三月三〇日の中華人民共和国周恩来首相の声明は、朝鮮戦争の全面的解決と国際的紛争を解決するきつかけをつくり、世界の政治経済情勢に新しい転機をひらいた。このことは特需に全面的に依存していたわが国の経済にも深刻な影響をもたらさざるをえなかつたが独占資本は「平和恐慌」の到来を声高に叫びはじめた。そして「平和恐慌」の宣伝によつて企業合理化を一層促進することを企図したのである。

このような情勢下において総評は、「当面する政治不安、経済恐慌は、戦争政策の矛盾からおこつた。これを克服するためには、平和経済政策を確立しなければならない」という見地から、四月一一日「平和経済プラン樹立のための経済専門家会議」を開催した。この会議には、一六名の経済専門家、六六名の労組幹部が出席し、つぎのような闘いの目標をうち出した。

一、アメリカの極東軍事支配の下に打ち出された一切の軍事予算隷属化に反対。

二、国民生活のすみずみに及ぶ反民主的収奪体制に反対。

三、軍国主義的ファッショ支配に反対し、人権を擁護する。

四、朝鮮休戦会談の完全実現のため、国民的要求運動をおこす。
五、平和産業の計画的助成、中日貿易の自由、アジア経済会議の開催。
六、産業別労組代表、経済専門家、技術者を含む平和経済会議の召集。
七、国民生活水準引き上げのため、資本家的合理化に反対し、賃上を中心とする労働者の統一闘争を強化する。
なおこの日、産別会議では、軍需産業を全面的に平和産業に転換する闘いで総評と協力し、この会議を支持する旨のつぎのような申入書を同経済会議に手交した。

（総評経済会議への申入書）
――四月一一日、全日本産業別労働組合会議――

（前文略）
一、われわれの基本的な考え方
第一、周恩来首相の平和休戦提案を全面的に支持し休戦と外国軍隊の撤退とその後の事態は朝鮮人民の自主的解決にまかすべきことは民主主義の根本原則である。
国内に周恩来提案を全面的に支持することはいわゆる平和への転換よりほかないことを明確に対置し、全力をあげてこの宣伝運動の煽動を行うこと。
三、労組が当面の闘争を発展させるための主要な綱領
第一　軍需産業反対、平和産業への全面的転換（産業ならびに労務の合理化反対はこの中にふくまれる）
第二　諸外国との正常な通商関係の確立（平等、自由、互恵の原則にたつ。従つて日米通商航海条約の批准は断じて許さない）
第三　合理的な最低賃金制の確立。
第四　労働組合の自由、政治活動の自由確保。
第五　失業反対、社会保障制度完全確立。
第六　労働戦線の大統一、労働者農民の同盟、平和国民の統一。
以上でありますが、ここに一言付言しますと朝鮮休戦はわれわれ関係が確立され、その発展が保障されるのみ、はじめて世界各国との平常な通商

れ労働者階級が対岸の火災視していてはならず、お互いに力をあわせ、周恩来提案の全面的支持の運動をわが国内におこすことによつて実現されるものと信じます。

さらに休戦を契機とする日本経済の動向は、米帝の支配下における軍需産業一辺倒では何としても不景気はさけられるものでないことは御承知のとおりであります。したがつて平和産業への大転換こそが、産業発展の基本であり、市場問題も軍需に偏するかぎり孤立排撃される運命をたどらざるをえず、平和につく限り前途は完全に明るく、かつ急速な発展は火を見るより明らかであります。

私どもはかかる見地に立つて貴総評議会が国際的には中国総工会その他の民主的労組との提けいに奮闘せられ、国内においても平和産業の発展のために、なるべくすみやかに全国労組代表者大会の招集の労をとられんことを切望します。これこそ平和国民の大統一の背骨となることを信じ、誠意をこめて協力を誓うものであります。

右のような第一回の予備会議できまつた基本方針を一層具体化するため、五月一四日から三日間、三〇数名の経済専門家と、石炭、電力、化学、機械、繊維、鉄鋼等の各単産代表者が参加して、平和経済国民会議第二回予備会議がひらかれた。この会議でのべられた意見を集約したものの中で、平和経済建設の基本点についてはつぎのように主張されている。

（平和経済をどのように理解し、建設のために闘うか）

イ、平和経済の本質＝平和経済とは

(一)国民生活水準の引きあげを直接の目的とする経済体制である。(二)生産されたものの何%かが必ず国民の手もとにかえつてゆく体制である。(三)つねに国民の利益と要求を満たしてゆき民需品の市場を基礎とする経済体制である。すなわち国民大衆のための家を建て、学校を完備し、日常生活消費物資を豊かにし、国民に幸福な生活をあたえうる平和建設をやる経済体制である。さらに現在のように戦争への脅威による国際的な緊張、交渉のうちにまきこまれないようにすることである。現在、朝鮮休戦と平和への動きが大きくなつてきていることは、戦争経済を切崩すキツカケが出てきていることであり、世界のあらゆるところで平和勢力が圧倒的に進出しており、日本だけ孤立している必要なく、今の支配体制と闘う条件が強くなつていることを示している。そしてその闘いは、戦争体制そのものの批判のうえに立つて農民、中小企業者、失業者をふくめた統一闘争に向つて結集しなくてはならない。(一)軍事基地の撤廃、(二)中日貿易をはじめ世界のあらゆる国との平和的相互的貿易、(三)経済自立の確保、(四)職場からつき上げた強い闘争、(五)労働者農民の自覚をもつた闘いと日常闘争を具体的に実践し戦争体制を切崩す、(六)失業は戦争経済のしわよせである から、これを出さないように地域的に合理化闘争をやる、(七)とくに平和経済への転換期の問題と、基地、特需における失業問題について目前の困難を克服し、現実に基地に働いている労働者の条件を考え、戦争経済の基盤のうえにあらゆる矛盾を充分知つてゆかねばならぬ。

ロ、平和経済建設の問題点

これらの平和経済のみについて三つの重要な問題がある。

その一つは外国における平和建設の具体的な闘争の経験であり たとえばイタリアを例にとつてみると、戦争経済によつて国民生活は貧困化しており、大土地所有制のため利潤が確保されるとこ ろのみ耕作されるにいたつている弊害に苦しめられている。

ここにおいて全イタリア国民の支援のもとに労働者階級は、(一)

電力開発、(二)住宅の建設、(三)土地改革、農耕の改善、一〇〇万人の失業者の救済という労働プランの闘いをはじめている。その闘い方として、(一)スト、(二)土地闘争（占拠）、(三)工場管理闘争が行われている。

その二は日中貿易の促進の闘いである。中国貿易がアメリカ政府によつて禁止されているが、この結果、日本経済のアメリカへの従属化、戦争経済と恐慌への途においやられ、高い原料と過剰商品がおしつけられている。また東南アジア貿易を日中貿易の肩代りにされようとしているが、これは日本から武器の輸出を意味しており、東南アジアの民族解放運動、闘いの武力弾圧をしようとするもので、アメリカの戦争政策の一翼を示すものである。

したがつていわゆる貿易としては市場は植民地でありその可能性は少ない。いま中国は工業化がはげしく発展し、社会主義建設へと急テンポで進展しようとしている。それは、平和建設の典型的なものである。（予算面にあらわれた軍事費をみてもわかる。中国は二二%日本は三一%アメリカは七三%を占めている）。

したがつて日本よりの建設のための資材商品の要求は大きく、日本の平和経済にとつて大きな役割をもつものである。

日本もまた中国より入る石炭（コークス用）、大豆、塩などは安く、かつ直に必要な輸入品である。然しこれとの貿易について日本政府とアメリカ政府は妨害している。この妨害をのぞく闘いは国民的な規模と力でなされねばならぬ。

その三として、今後平和経済のための技術は平和、文化の交流の一環としてなされねばならない。たとえば最近次のような技術関係の動向は非常に有意義なことである。

(一)　中国からの帰国者の技術家の体験を充分話し合う機会があたえられていること。

(二)　訪日のソヴェート地質学者を中心としてイデオロギー、党派をこえて日本の学者が懇談会に出席し話し合うこと。

(三)　日本学術会議で原子力問題が論議されアメリカの軍事的技術を直輸入するような立場における研究の描除されたこと。

さらに中国、ソヴェートにおける自然改造ということは、日本における国土開発とか総合開発計画とは全く本質が異つている。

中国、ソヴェートにおいては平和経済建設のために、農業を改造し、農民の利益を守り、そして工業の発展のために計画的になされ、電源開発の場合をとつてみても農業をおしつぶし、農民を追いはらつて独占資本の利潤のため、戦争経済のためになされている。農業は放置されてしまつている。

また風水害による農作物、農民の被害をみよ（米の生産は平均年に六二〇〇万石であるが風水害で一二〇〇万石も失つている）またハゲ山、水不足の農地が放置されたままである。したがつて自然改造のための技術も、平和経済建設の面より、平和と文化の交流のうえに支えられねばならぬ。

第二回予備会議ののち、七月の総評大会では平和経済会議支持が正式に決定され、これを常設している機構を強化することが決まつたが、それからは地方における会議の開催に主力がそそがれた。すなわち、大阪、松本、尼崎、石川、広島、山口、長崎などでつぎつぎにひらかれたが、これらの地方会議の足並は必らずしも一致したものとはいえなかつた。ある場合には、平和経済についての基本的な討議をとびこえて、その地方における個々の問題に頭をつつこんでしまう場合も少なくなかつた。そして一般的にいつて、かなり大衆化のための努力が払われたとはいえ、一部の専門家や労組幹部の単なる討論に終つてしまう傾向がなかつたとはいえない。それは何

百回という職場討議を経て作りあげられたイタリアの「労働プラン」の闘争のような地についた運動にまで発展するにはいたらなかつた。「戦争恐慌」の下における労働運動のかなめともいうべき平和経済闘争の実情が右のようなものであつたにかかわらず、恐慌のしわよせはようしやなく労働組合におそいかかつた。総評は日産、炭労などの首切りを中心とした資本の合理化攻勢のさなかにあつて「守勢より攻勢」へのスローガンのもとに、行動的な共闘組織をくまざるをえない状態になつた。かくしてひらかれたのが産業防衛共闘全国大会である。

この大会は九月二八、二九の両日三七単産、オブザーバー組合、各地評代表約六〇〇名出席のもとにひらかれたが、このときすでに日産、全産労の闘争は一敗落し、炭労の人員整理反対闘争も三井を残すのみとなつていたため、当初予期されたほどのもり上りを示すにはいたらなかつたといつてよい。しかし各単産、職場闘争の報告が行われ、闘争方針の集約が行われたことは、大きな成果であつた。この大会においてきまつた平和経済の闘いの柱はつぎの通りである。

第一　すべての国民を戦争経済による窮乏化から守れ。

八〇〇〇円以上の最低賃金の即時実施。

どんな理由でも首を切るな

どんな形でも労働を強化するな

組合活動の自由を保証せよ

最低賃金に相応する失業保険と生活保護の無期限給付

生産費を償う米価の確立、消費者米価の釘付け

土地取上げの禁止、基地、山林、原野、未開墾地、水利の農民への解放

日歩一〇銭以上の借金棒引、農民と中小企業に対する低利長期融資

農民に安い肥料、飼料

中小企業者に安い原材料

軍事インフレによる物価引上反対

独占商品の値上げ反対、奢侈品に重税

日用品に減税、金持と大会社に重税

勤労者に減税

国民を窮乏におとし外国資本と財閥だけを肥らせる再軍備経済をやめよ

第二　主権を尊重する互恵平等の自主貿易

アメリカの軍事的貿易管理の排除

すべての国との自由な貿易、貿易為替関係の自主権回復、全面講和の締結

第三　戦争経済の結果による風水害の罹災者の生活と生業を保障し、国土を荒廃から守れ

市民に住宅、農民に農地と作物の被害を補償し、労働者に災害手当、労働者を除く罹災者に生業資金

災害の根本的回復

第四　基地を農漁民に返し、基地労働者の生活を保障せよ

（以下略）

第五章　国際労仂運動

第一節　概観

一九五三年の世界の労働組合運動を一言で特徴づけるならば、そ

れは、内外の独占資本ならびに地主階級とその政府の搾取強化の政策にたいして、労働者階級が攻勢に転じたということである。

ソ同盟、人民民主主義諸国、中国、ドイツ民主共和国では、労働組合は労働者の生活と労働の条件の改善のためにその役割を果し、労働者階級の先頭に立つて、平和建設、生産の向上、文化向上のために闘い、多大の成果をおさめた。ことにこれらの国々の労働者は重工業の基礎建設のうえに立つて、軽工業、食糧品工業、農業の発展を促進し、こうすることによつて、その政治的・経済的体制をいちじるしく強めた。中国では、労働組合の組織化がいちじるしい進展をみせ、中華全国総工会の組織人員は七〇〇万から一一五〇万へと激増した。

他方、資本主義諸国、植民地、従属諸国では、労働者は内外帝国主義者と地主階級ならびにその政府の戦争と窮乏化の政策、民主的自由と民族主権と平和とに対する攻撃にたいして、反撃に転じ、さらに攻勢に転じた。生活の向上と社会進歩、自由と独立、平和をめざす全世界の労働者の攻勢は、労働者のあいだでの統一行動の発展と、国民諸階層との統一戦線の発展を基礎にしてもたらされており、各所で、反動支配階級の企図を粉砕し、これを後退させた。

一　労働者階級の統一行動は、資本主義国でも植民地、従属諸国でも飛躍的に発展し、ストライキ運動の規模は未曽有のものとなつた。賃上げと完全雇傭を要求し、シューマン計画に反対し、労働組合の権利を防衛するために三組合中央部が統一して闘つたイタリアの波状ゼネスト、三〇〇万以上のフランス労働者が三週間にわたつて闘つた八月ゼネスト、一九二六年のゼネストいらいイギリス労働運動史上にみられなかつた三〇〇万の機械、造船労働者のゼネストはその典型である。また統一行動は、アイゼンハウアー政府のファッショ的攻勢のもとにあるアメリカ労働者のあいだでも発展した。

植民地、従属国では、全インド労働組合会議（世界労連加盟）を中心に統一労働組合会議、ヒンヅ・マツドア・サバ、全国労働組合会議の間に統一行動がいちじるしく前進し、ラテン・アメリカではブラジル、ウルグァイ等でとくにいちじるしい統一行動の発展がみられた。

二　労働者階級は、賃上げ、労働強化反対、失業反対等の直接の要求をかかげて労働者階級の統一行動をすすめるとともに、他方でこれらの要求を、社会進歩、民族独立、平和の要求と結びつけ、国民諸階層の広汎な要求をとりあげ、その先頭に立つて闘うことによつて、国民諸階層との統一をうちたて、こうして内外独占資本の政策を挫折させ、多大の成果をおさめた。

イタリアでは「労働計画」の闘いがいつそう具体化され、各地域における人民闘争と産業別の労働者階級の統一行動が密接に結合されたし、フランスでは労働総同盟の「生活の向上と社会進歩と自由と平和の経済綱領」が具体化され、下半期における労農同盟の発展の基礎をつくりだした。

労働者階級が社会進歩と民族独立のための国民経済計画を要求して闘う例は、植民地、従属国でも、その発展の度合にちがいはあれ、各地でそれぞれ進展をみた。インドネシアでは、二二〇万を結集するインドネシア労働組合中央組織（SOBSI）は、政府内で反労働組合立法をたくらむ反動分子を国民的団結の力で追いだし、サントロアミジョ内閣のもとで労働組合の自由を拡大し、賃上げをかちとつた。南米ボリヴィアでは、錫鉱山労働者は激烈なストライキによつてアメリカ独占会社の所有する錫鉱山の国有化をかちとり、経済的独立への重要な一歩をふみだし、中南グァテマラでは、労働者は農民の土地要求を支持して闘うことによつて農民的土地改革をかちとり、グァテマラ経済を支配するアメリカのユナイテッド・フル

ーッ会社に大打撃をあたえた。セイロンでは、アメリカの圧力のもとに、中国との貿易を制限し、国民の生活水準に攻撃をくわえた政府に対して、労働者は公務員や中小商工業者を結集し、ハータルーー大国民的ゼネストを組織したし、インドでは、イギリスの電車会社の運賃値上げに反対して西ベンガル州労働者一五〇万のゼネストが組織され、六〇〇人の組合指導者が逮捕されたにもかかわらず、市民との共闘のもとに、闘争が拡大された。

三　労働者階級の直接の要求が国民諸階層の要求と結びつくにしたがつて、労働者階級の平和をめざす闘争もまた前進した。七月における朝鮮停戦を実現させた大きな力は、労働者階級の平和をめざす統一行動であつた。

フランスではシューマン計画、インドシナ戦争、西ドイツ再軍備に反対し、再軍備予算の削減を要求する労働組合は、一九五二年までは労働総同盟だけであつたが、一九五三年に入ると、他の二つの組合中央部もこれらの要求をかかげはじめた。フランスやイタリアでは、最大の組合中央部は平和運動を援助し工場内に平和委員会を組織することを援助した。イギリスでも、下部労働者大衆の平和の要求は、労組組合会議の右翼幹部の政策に反映せざるをえなかつた。セイロン、ウルグァイ等では、MSA反対の闘争が各組合の統一行動のもとに激烈に闘われた。その他、フランス、西ドイツ、アルジェリア等の港湾労働者は武器輸送に反対して闘つたし、西ドイツ労働者は欧州軍条約と対独一般協定の批准に反対してストライキとデモを武器に、弾圧をはねのけて闘つた。

四　労働者階級の運動が広汎な統一行動によつて直接に戦争政策を阻止しはじめると、独占資本と大地主の政府は、この運動を粉砕するため、民主的自由、ことに労働組合の諸権利にたいする攻撃をつよめ、ファッショ的体制をとろうと努めた。だが労働者階級は、各所でこの企図を成功裡に阻止し、あるところではかえつて政府を後退させ、その自由を拡大した。

アメリカでは、アイゼンハウアー政府は、立法的措置や行政的措置の強化によつて組合の指導者を逮捕し、あるいは組合の自由を奪おうと企てたが、アメリカ労働者はこれをうばう工場法に反対したし、西ドイツでは労働者は組合のスト権をうばう工場法に反対して闘つた。フランスとイタリアでは、一九五三年上半期までつづいた組合指導者の弾圧あるいは反労働組合立法の企てを、統一ゼネストの力でうちくだき、下半期には逆に攻勢に転じた。植民地体制の危機がふかまるとともに、イラン、エジプト、ケニヤ、英領ギアナ、南アフリカ連邦等では労働組合の活動そのものの禁止か、もしくは人民がえらんだ政府に対する帝国主義者の公然たる攻撃がおこなわれたが、労働者は発展しつつある世界の労働者の運動に支持されつつ、闘争をつづけた。

こうして一九五三年には、民主的自由、とくに労働組合にかんする労働者の諸権利をまもる闘いの重要であることがあらゆる労働者の意識につよく印象づけられた。

五　さいごに、世界の労働者は統一行動をつよめる中で、生活条件と労働条件の悪化が同じ一つの政策――最大限利潤を追求するアメリカ帝国主義者とその手先の戦争と窮乏化の政策から出ていることを意識するとともに、労働者階級の国際的な統一行動をいかにつよめるかを討議した仏、伊、西独労働者の国際自動車産業労働者会議（一月）、シューマン計画に反対する欧州六ヵ国の炭坑鉱山労働者の会議（二月）、三月三～六日ウィーンで開かれた国際社会保障会議、世界労連の加盟組合と否とにかかわりなく全世界の教員を結集してひらかれた七月の世界教員会議、一〇月の第三回世界労組

大会、一一月の世界農林労働者会議等は、全世界の労働者の国際連帯強化の要求にこたえるものであり、事実それぞれ国際連帯の強化に大きな役割を果した。

このような国際連帯強化の要求にこたえて世界労連は右にあげたような、世界労連の枠をこえた、統一的な性格をもつた、国際会議をいくつか組織するとともに、第三回世界労組大会で再び行われたような統一行動の提案を国際自由労連にあててておこなつた。国際自由労連はこれを無視する態度をとりつづけたが、たとえばイギリスの電気労組のように国際自由労連加盟組合の内部から、統一のために努力もせよとの批判と要求が出されたことは、この問題をめぐつても世界の労働運動に新しい情勢が生まれつつあることを物語つていた。

第二節　アメリカ

アイゼンハウアー政府の労働組合弾圧　一九五三年初頭アイゼンハウアー政府が成立して、アメリカ政府が公然と独占資本の代表によつて占められるとともに、アメリカの労働者と労働組合にたいする独占資本の攻勢はいちじるしく強められた。

労働者の労働と生活の条件をまもり改善するためのニューディール施設の予算はすべて削減されて、アメリカ政府が公然と独占資本の代表によつて占められるとともに、アメリカの労働者と労働組合にたいする独占資本の攻勢はいちじるしく強められた。

労働者の労働と生活の条件をまもり改善するためのニューディール施設の予算はすべて削減された。労働省の経費、失業保険の連邦基金等は思いきつて削減された。

生計費は夏の末には史上最高に達した。地代家賃の統制はわずかの国防地域をのぞいて全面的に廃止された。

労働組合にかんする権利と民主的自由はあらゆる方面から攻撃にさらされた。「共産党の支配する組合」を非合法化するゴールドウォーター・ローズ法案、産業全体にわたる団体交渉を禁止するルカス法案、破壊活動取締局の管理下にすべての組合をおき、検事総長が組合を局に告発できるようにするバトラー法案等多数の反労働法案が、一月議会が再開されるとただちに提出された。

国家の安全をたてに、アイゼンハウアーは公務員の思想調査を開始した。ジョー・マッカーシーが上院委員会の委員長に就任し、全面的な赤狩りにのりだした。ハーバート・ブラウネルが検事総長に任命されていらい、「破壊的人民組織」のリストにのせられる組織の数はどんどんふえた。この五年間利用されなかつたタフト・ハートレー法の非共産党員宣誓条項が発動されはじめた。

こうして、もとCIOの鉄鋼労働組合の幹部で現在マーチ・オブ・レーバー誌の編集長であるジョン・スチューベンの国外追放命令、国際沖仲仕倉庫人組合ハワイ地域部長ジャック・ホール、セント・ルイスの電機ラジオ労組国際代表ウィリアム・セントナー、CIO木材労組の西北地域の幹部であつたカーリイ・ラーセンに対するスミス法による告発、海上料理人組合会長ヒュー・ブライソンと毛皮・皮革労組会長ベン・ゴールド、鉱山精錬労組ニューメキシコの国際代表クリントン・ジェンクス等にたいする偽証罪による告発等、一連の労働組合破壊の攻勢がすすめられた。

労働者の闘争と統一気運の前進　だが、このような組合弾圧にも拘らず、アメリカの労働組合運動は一九五三年にも少しもおとろえをみせず、前進の跡を歴然と記した。

一九五三年のスト件数は、五一〇〇件であり、新記録を示した一九五二年に比べてわずか一七件の減少でしかなかつた。

進歩的労働組合はAFL、CIOの支部をそのまわりに結集して、たとえばニューヨークの反労働立法反対委員会、あるいは六月に国際沖仲仕倉庫人組合会長ハリー・ブリッジスの釈放をかちとつた「ブリッジス＝ロバートスン＝シュミット防衛委員会」のような広汎な

共闘防衛組織をつくり、政府の攻勢と断乎闘つた。

だが六月、ローゼンバーグ夫妻の死刑によつてその最高潮をしめしたファッショ的組合弾圧の嵐の中で、アメリカの労働者階級が、ハリー・ブリッジスの釈放やヴァレンチノの釈放をかちとり、さらに賃金闘争その他に成功しえたのは、労働者の統一行動の武器にささえられたからである。

一九五三年はアメリカでも労働戦線統一の気運がたかまり、現実に統一行動がその緒についた。それはAFLやCIOの幹部でさえ自分たちがホワイト・ハウスからしめ出されたと感ぜざるをえないほど、アイゼンハウアー政府がファッショ化への道を進んだ事実に裏付けられている。AFLの幹部の一人グレン・スローターは「ゴールドウォーター・ローズ法案は共産系組合をおさえることを目的としているが、実際にはマッカラン法取締局にいたるところで組合の事情をしらべさせ、経営者のこのむままにパージさせることをゆるすことになる」と言わざるをえなかつた。

したがつて、鉱山精錬労組、国際沖仲仕倉庫人組合、電機ラジオ労組のような進歩的組合だけでなく、CIO、AFLもゴールドウォーター・ローズ法案にはこぞつて反対した。

こういう情勢の下で、CIOとAFLとの間に統一論議が開始され、組合員を互いに奪い合わぬことを申し合せた「不可侵条約」が両組合の合同委員会で作られはじめた。だがこの不可侵協定は、それ以上の統一行動にむかつて進みつつある下部の動きの反映であつた。

ここ数年間不可侵協定を結んできたCIOの自動車労組とAFLの機械労組、CIOのゴム労組とAFLの機械労組の間には、夫々の組合が団体協約を結んでいる会社に対して共同の団体協約を結び共同のストを組織する協定ができあがつた。AFLの屠殺労組とCIOの罐詰労組、AFLの製靴・長靴労組とAFLの船長・運転手・水先案内人組合と水上機関夫組合のあいだでも、共同交渉、共同団体協約の協定が成立した。

アナコンダ銅鉱山労働者は、五月に、五つのAFL加盟組合、電機ラジオ労組、鉱山製錬労組等一八組合四六名の代表によつて常任委員会をつくることを決定し、互いに密接な連絡をとることを決定したし、UAW、AFL、CIOの鉄鋼労組、鉱山製錬労組に属するコネチカット真鍮産業労働者は、団協を共同でかちとり、本年に入つてからは共同の情報をだしはじめている。またニューメキシコ州のベイヤードではAFLの機械労組と事務員労組、鉄道友愛会、鉱山製錬労組が、労働者とその家族の保健施設を獲得するため会社側にたいして共同闘争を開始した。

このような労働者の統一行動の前進が一面で進むと同時に、他面で、サヴァナ河原子工場建設場における塗装労働者のスト（二・一七）サンディアに基地原子兵器工場の労働者二五〇〇の組合結成権要求のスト（四・一六）、ノース・アメリカン航空会社のジェット機工場労働者三万五〇〇〇の賃上要求スト（一〇・二三）など、アメリカ帝国主義の心臓部でストが闘われはじめていることは注目に価する。

第三節　イギリス

イギリス労働組合運動の新情勢　イギリス労働組合会議（八〇〇万）の総評後一貫して労働組合運動は、戦後されてきた。だが保守党政府のもとでの不断の軍事支出の増大と東西貿易の制限による経済危機の深化――とくに一九五三年下半期には、イギリス工業の中心である機械・造船部門にまで生産低下がはつ

きりとあらわれた――によつて、労働者の生活水準の低下が一層すすむにつれて、労働者大衆の闘争は前進し、右翼幹部に注ぎこまれた階級協調の思想は、実力によつて要求をかちとろうとする行動的な思想にとつて代られた。それとともに、世界の緊張緩和の要求、日独再軍備反対、朝鮮とインドシナの停戦、東西貿易再開、世界の労働戦線の統一などを要求する声がいちじるしく強まつてきている。

四月から九月の労働組合会議年次大会までの期間にひらかれた各単産の決議にも、このことはつきりとあらわれており、三四の大会が賃金値上げもしくは生活費の騰貴の抑制を要求し、一五の大会が東西貿易拡大を要求し、二三の大会が五大国平和条約や朝鮮停戦を、一七の大会が徴兵年限の短縮を、九つの大会がアメリカの干渉反対と民族独立を要求している。また六つの組合大会が国際労働組合の統一を要求し、事実、電気労組、消防夫組合、全国教員組合をはじめ六つの組合大会に中国、ソ同盟、チェッコスロバキア、フランスなどの労働組合代表がまねかれて出席したのであつた。

七月現在では、機械・造船労組総連合三〇〇万の一五%賃上げをはじめ、賃上げを要求している組織労働者の数は総計一〇五〇万に達した。

労働組合会議（TUC）**大会**　だが総評議会の右翼幹部は、たえず保守党政府との協調をとき、一部の指導者は政府がとつた鉄鋼業と国内運輸業の国有化廃止さえも支持し、前年の労働組合会議の年次大会で満場一致可決された東西貿易拡大の要求さえもこれをおしつぶそうとくわだてた。

このため、九月七―一一日ダグラスで開かれた労働組合会議（TUC）年次大会では、右翼幹部の策動はその極に達し、その牛耳る運輸一般労組、公務員一般労組、炭鉱労組の代表を動かすことによつて、ブロック投票制にものをいわせて左派組合の提出議案を葬り去つた。だがそれにも拘らず右翼幹部は必しも採決をおもうままに左右できなかつた。

TUC年次大会では、電気労組提出の賃金抑制反対の決議案は二六一票をあつめた。国有化廃止委員会の理事に就任した右翼幹部を非難する決議案には二八七万の賛成投票があつた。鋳造労組が鉄道労組の支持のもとに提出した東西貿易の制限撤廃決議案は二三五万票をあつめた。そして電気労組が全世界の平和を要求する決議案を提出したときには、右翼幹部もこれを抑ええず、満場一致でこれが承認されたのである。

機械・造船労働者のゼネスト　だがイギリス労働者階級の前進は一二月にもつともはつきりと示された。「一九五三年一二月はイギリス労働組合主義の終焉を画した月であつた。この一二月鉄道労働者四〇万の代表は、一五%賃上げ要求の代りに提示された一週四シリングの賃上げに抗議して、二七年ぶりに全国ストに入ることを決議し、経営者と政府をついに譲歩させるに至つた。おなじくこの一二月、一五%の賃上げ要求をかかげた機械・造船労働者二〇〇万以上は機械・造船労組総連合のよびかけにこたえて二四時間ストを行つた。……これらの行動は、イギリスの労働組合にとつて、はげしい階級闘争の時期がはじまつたことを告げるものである」（The World Trade Union Movement No. 1, 1954）

運動の新しい特徴は次の点にあつた。㈠一二月二日ゼネストに立つた機械造船労働者をはじめ、鉄道、電気（二七万）がそれぞれスト態勢をとり、さらに炭坑、建築労働者の闘争が激化していたこと。㈡これらの労働者の闘争は、下部労働者の統一行動に支えられていたこと。一〇月、一一月と月をおつて、これらの部門の労働者はデモ、集会、半日スト、超勤拒否などをつづけ、右翼幹部を闘争にま

き込んでいつた。ことに機械・造船労働者の場合には、機械関連産業の職場委員会全国評議会に結集する職場委員が闘争を下部で支えていた。㈢統一行動は、一部門に限られず、幾つかの部門の地域的な共闘に発展していたこと、である。

機械・造船労働者、鉄道労働者、電気労働者の闘争は、「賃金要求を提出し、普通の交渉手続をすすめ、経営者が提案をだし、新たな賃金要求を提出すべき時期がくるまで組合がこれをうける、こうして上昇する生計費に歩調を合せてゆく――このような考え方はもうなくなつてしまつた」ことを示していた。「いわゆる中立の立場に立つといわれる《仲裁》のやり方にたいして、機械・造船労組総連合は裁定を考慮することすら拒否し、さらに鉄道労組ははじめて裁定を拒否して、運輸委員会と政府に裁定を上廻る賃上げを実力でみとめさせることによつて、これに大打撃をあたえた。この政治的勝利は、こんごのイギリス労働者の行動をいちじるしく前進させるにちがいない」（The World Trade Union Movement No. 1, 1954）。

第四節　フランス

フランス労働運動の新局面の展開　一九五三年にはいると、フランスの労働運動にはいちじるしい変化があらわれた。フランス政府は、一九五二年五月、欧州軍条約と対独一般協定に調印していらい、アメリカの指示のもとに、欧州における戦争体制の確立をめざしてきた。労働者階級の前衛部隊にたいする攻撃をつよめた。五二年一一月にフランス労働総同盟書記長アラン・ル・レアプを逮捕したのち、五三年三月には労働総同盟の他の一人の書記長ブノア・フランションその他に対して逮捕状をだし、組合事務所を襲撃した。

だが、政府の攻撃にもかかわらず、マーシャル政策に対するフランス労働者階級の怒りは、五三年に入つて一挙にばくはつした。一九五二年までは、欧州軍条約とインドシナ戦争に反対し、戦争予算の削減を要求し、政府の政策全体の変革を要求する労働組合は、労働総同盟だけであつた。だが、戦争政策の諸結果としての実質賃金の切下げ、労働強化、失業の増大、社会保障費の切下げ等の事実と、労働総同盟を中心とする先進的労働者の不断の説得活動は、キリスト教労組（ＣＦＴＣ）や「労働者の力」（ＦＯ）の下部大衆を動かさざるをえなかつた。労働者大衆の間にひろがつた統一行動の結果、五三年に入ると、キリスト教労組や「労働者の力」の中央部もまた、政府と資本家階級の反動政策、戦争政策を非難しはじめた。

こういう情勢の中で、ベスチア港の港湾労働者の軍需品積出し拒否のスト（一・五）、二月一二日の反ファッショ闘争記念日の一日スト、パリ保健所労働者五万の恩給年限引上げ反対スト（二・二〇）、ロクトン港湾施設労働者の「アメリカ占領軍帰れ」のスト（三・一一）、アルジェリアにまで拡大された電気ガス労働者の二週間にわたるスト（三月）、労働総同盟に対する政府の弾圧に抗議するスト（三―四月）等がくりひろげられた。

なかでも、その後の運動を発展させるうえでとくに注目されるのは、四月から五月にかけて三週間にわたつて闘われたルノー自動車工場の労働者三万七〇〇〇の統一スト、一五％賃上げを要求する商船高級船員と海員の統一スト（四・二九）、四月三〇日の銀行従業員の統一ストである。ルノー工場の闘争では、第七四部門でうちたてられた労働総同盟、キリスト教労組、「労働者の力」の各支部の統一行動協定は、ついで全工場におよび、労働者はこの統一の力で、警官八〇〇〇名による弾圧、指導者の逮捕、経営側のロック・アウト戦術等々をはねかえし、勝利をおさめた。海員の運動では高級船

員が行動にたちあがつた点、銀行従業員の統一ストでは、三組合中央部の統一指令にもとづいて闘われた点が、フランスに労働運動の新たな局面の展開しつつあることをはつきりと示していた。

フランス労働総同盟第二九回大会　こういう情勢のもとで、六月七―一二日、パリで労働総同盟第二九回大会が開催された。

大会にはフランス各地ならびに海外属領から二七四〇名の代表が出席し、組織強化の問題、一五%の賃上、最低賃金引上、労働の権利の尊重、社会保障の防衛と改善等々であらゆる組合と統一行動をうちたてる問題、労働組合の諸権利擁護の問題、労働者を平和運動に参加させ、工場内に平和委員会を組織する問題等を討議し、それぞれ決議を採択した。

またこの大会では、労働総同盟の経済綱領が採択された。綱領は福祉と社会進歩と自由と平和のための綱領であつて、軍事予算の大幅削減を要求し、国の潜在的経済力の最大限の利用、完全雇傭、労働者の生活条件の不断の改善等を目的とするものである。それは、平和政策と民族独立と東西貿易の再開に基礎をおいたものであつて労働総同盟の経済的活動の基礎となるものであつた。

だが、この大会の意義は、何よりも、それが「統一の大会」であつたことにある。大会では、フランスに発展しつつある労働者階級の闘争をいかに組織し発展させるかという点が徹底的に討議された。その結論は次の点にあつた。

「国民的な大運動をおこすために、闘争を拡大し、発展させ、伸ばし、調整する」ために必要な条件は「第一に、労働者階級を絶対的に信頼し、労働者階級を勝利にみちびく可能性を確信すること、第二に、諸要求とスローガンを明確につくること、第三に、最も大切なものは労働者階級の統一であること、第四に、あらゆる分野での労働総同盟の強化である」。

では、統一はいかにして達成されるか。「統一とは行動であるという根本原則を忘れてはならない。行動の中でこそ統一はきたえられる。ではこの行動とは誰にたいする行動であろうか。雇主と政府に対する行動である。労働者階級の主要な敵は、雇主と政府である。しかるにわれわれは余りにもしばしば、分裂主義指導者を主要な敵とみなすようになり、ついには分裂主義者に反対するための統一戦線をつくるにいたつている。これでは大衆は納得しない。だが労働者階級を分裂させる者を告発しなければならないことはきわめて明らかであり、これが統一戦線の第二の原則である。第三の原則は、統一とはプロレタリア民主主義であり、労働者独自の方向の組織化であるということである。これは、統一委員会やストライキ委員会の選出によつて行われる。これらの委員会は、現勢力をただんによせあつめたというだけではなく、意見や所属組合の如何にかかわりなく、もつともすぐれた人々を選出した委員会でなければならない。選出され、この統一行動委員会を構成する人々が要求される唯一のことは、かれらを選び出した勤労者への公約に忠実であり正直だということである」（大会におけるレオン・モーヴェーの発言、CGT機関紙「ル・プープル」七月一日号）。

八月ゼネストと最低賃金引上げの闘争　労働総同盟大会ののち、七月の政変後、歴代内閣のうち最右翼といわれるラニエル内閣が成立し、恩給年限引上げ、賃金釘付等労働者、農民、小商人に打撃をあたえる一連の緊急政令を準備すると、これを契機として、フランス労働運動史上最大といわれる八月ゼネストが開始された。八月一四日から二〇日までの一週間のうちに二〇〇万以上の労働者がストに参加し、三週間の闘争期間中にこれに参加した勤労者の数は三〇〇万以上に達した。一〇万三〇〇〇の郵便労働者は二〇日、三五万の鉄道労働者は一八日、一〇万一〇〇〇の電気ガス労働者は一八日、

一一〇万以上の炭鉱労働者は一五日もストをつづけ、金属労働者五〇万、公共事業労働者一五万、土建労働者一三万、公務員数万、国有軍需工場労働者、繊維、化学産業労働者の多数、港湾労働者等が、四八時間から一週間にわたつてストを行つた。

この大ゼネストの特徴は、(一)郵便労働者、百貨店労働者、公務員など、これまでほとんどストに参加したことのない新しい部門と層の労働者が加つたこと。(二)国有、国営、公営の企業労働者、公務員が広汎にストに参加し、闘争は政府と政府の政策に直接にその鉾先がむけられたこと、(三)鉄道、ガス、電気労働者が職場、事務所、作業場で数百の統一行動委員会を結成し、未組織労働者までも闘争にひきいれたことにあらわれているように、ストに参加したあらゆる勤労者の隊列のうちに統一がめざましい発展をとげたことである。

統一ゼネストの力は、政府の緊急政令の大部分を粉砕し、一部の労働者は賃上げをかちとり、さらに労働総同盟の書記長アラン・ルレアプその他の釈放をかちとるうえに決定的な役割を果した。

しかもなお、この運動は政府を打倒し、緊急政令を完全にとりけさせ、勤労者全体に賃上げをみとめさせるほど強力ではなかつた。政府の危機がせまり、北大西洋条約をふくめて政府のすべての政策が危くなると、「労働者の力」とキリスト教労組の指導者は八月二一日は職場復帰指令をだして、闘争の分裂をはかつた。だがフランス労働総同盟の提唱する統一行動委員会は、この分裂を最少限にくいとめることができた。二つの組合の下部大衆の多数は、労働総同盟とともに最後まで闘つて、八月二五日ないし二七日に職場に帰つた。

だが、八月ゼネストの重要な意義は、この中で、賃金・俸給の全面的引上げの問題がもう誰も否定しようのない問題として、ふたたび日程にのぼつたということにあつた。闘争のエネルギーを充分にのこして八月ストの鉾をおさめた労働者階級は、ただちに最低賃金の引上げとそれにともなう賃金俸給の全般的引上げを要求する闘いの組織にのりだした。

資本主義的生産性の増大により、スピードアップと労働強化、首切と失業、実質賃金の切下げがもたらされているとき、労働者は、最低賃金の大幅引上げと、週四六時間制にかわる週四〇時間制を要求した。

政府は、八月ゼネストの圧力におされて、数年らいはじめて団体協約高等委員会を召集し、また七年らいはじめて、労働総同盟代表に諮問をおこなつた。団体協約高等委員会は、週四〇時間で二万五一六六フラン（これまでは週四六時間で二万フラン）に最低賃金をひきあげるべきだという意見を政府にたいして答申した。フランス労働者階級は、この委員会案を政府に実施させるために、労働総同盟の提唱のもとに統一ストを準備しつつ、一九五四年をむかえた。

農民闘争の激発　八月ゼネスト中フランスの連帯行動がいちじるしく発展したが、八月二七日には、ロ・テ・ガロンヌ県の農民は政府のブドー買付停止に抗議して、道路にバリケードをきずき、買付ボイコット闘争を開始した。しかもこの農民闘争は、さらに肉とミルクの買付値段の引下げに反対する全フランス中小農民の買付ボイコット闘争（一〇・一二）から一一月一一―一九日の全国農民同盟による不売ストにいたる「フランス大革命いらいの大農民闘争」へと発展した。これらの闘争は、大農業資本の影響下にあつたフランス中小農民がその手をはなれて、労働者階級の指導下に、生活と農業防衛の闘争に立ちあがつたことをしめすものとして、絶大な意義をもつている。

一一月九日の教員スト　八月の労働者のゼネスト、一〇月、一一月の農民闘争にひきつづいて、一一月九日には全国教員の二四時間

ストがおこなわれた。
ストには村の小学校教員からパリの大学教授にいたるまで、教職者がほとんど一人のこらず参加し、フランス教育史上最大のストとなつた。
このストの根底にあるのは、政府が追求する戦争政策のもとで教育や文化への支出がへり、教員は教育防衛という観点から、教育費よこせと賃金値上げの二面の要求を闘わざるをえなかつたという事実である。
まず七月にひらかれた全国教員会議で官公立学校教育の防衛を要求する諸決議が採択されたが、これをもとにして、賃金要求――他の公務員ならびに労働者の要求する一カ月二万七〇〇〇フランの最低賃金の一〇％増――と、大学の独立をまもれ、国民教育に必要な資金よこせの闘いがむすびつけられた。
こうして教員の運動は教育防衛の国民闘争となり、父兄は積極的に運動を支持して、一一月九日には子供を学校にやるなと呼びかけ、教員を支持するために代表を当局と議会におくつた。ストにくわわらなかつた二、三の学校でさえ、生徒はほとんど登校せず、教員と父兄が共同して闘つたストは勝利におわつた。
この闘いをつうじて、教員のあいだでの統一運動は強化し、一一月九日のためにできたストライキ委員会は、その後も存続して、より広汎な統一行動の基礎をつくりだすために活動をつづけた。

第五節　イタリア

労働総同盟第三回大会の統一政策　一九五二年一二月ナポリでひらかれたイタリア労働総同盟の第三回大会は、一九五三年におけるイタリア労働組合運動のすすむべき方向をはつきりとうちだした。
書記長ディ・ヴィットリオは、「イタリアの経済事情は、慢性的不況の事情……ますます広汎になり、そしてますます深刻化する恐慌の徴候のふかまりのなかにある。そしてこれは政治情勢からでている」とのべた。最大限利潤を追求する大トラストと大地主は五年間に戦争準備のため二兆リラを支出し、経済的にも政治的にもアメリカに従属する政策をとつてきた。このため国民経済は窒息しつつある。鉄鋼だけが六％生産を増加させたが、肥料、繊維、トラクター、造船等、平和産業はのきなみに生産が低下し、このため工場閉鎖、操短があいついでおこつている。完全失業は政府統計によつてみても二二〇万に達し、イタリア労働者の賃金はヨーロッパ諸国のうちでもつとも低い。
こういう情勢のもとで、第三回大会は、一九四九年いらい労働総同盟が闘つてきた「労働計画」の政策をさらに一歩前進させた。労働総同盟は大会に先立つて、新しい情勢のもとで闘われるべき労働計画についての統一提案をイタリア全労働者にしめし、これが労働総同盟や他の労働組合、未組織労働者をふくむ五万九一九四の統一集会で討議され、豊富にされた。またこの提案は、九四の州労組評議会と五四の産業別組合の大会で討議され、そのうえで第三回大会にかけられた。こうして、民族的であると同時に階級的な性質をもち、平和生産の発展を基本的方向とする労働計画は、大衆からおこつて大衆にかえり、いちじるしい物質的な力となるにいたつた。しかも、労働者階級がこの計画をおしすすめるあたつて工場占拠による生産管理闘争、土地占拠、逆ストの戦術の正しさが再確認された。一九五三年の統一闘争のいちじるしい発展の基礎がここにきずかれた。
だが他方、雇主は、この労働攻勢をくいとめ、あくまで戦争と社会退歩の政策を強化するために、選挙法を改悪し、六月の総選挙で

社共両党をしめだして憲法改悪とストライキ禁止法その他反労働組合法の制定を一挙に実現しようとたくらんだ。このため、一月いらい、労働組合の闘争に対する弾圧は苛烈をきわめた。

一月二一日には、それまで六五日間工場占拠で生産管理をつづけてきたトリノのネビオロ工場の労働者が、武装警官に襲撃された。同じ日ジェノアでも二カ月間生産管理をつづけてきたオデロ・テルニ・オルランド工場労働者が武装警官に襲撃された。二月一日にはガリポリで選挙法改悪に反対する四〇〇〇名のデモが警官に襲撃された。

だが、この間、政府のファッショ的政策をまのあたりにみて、労働者階級の統一行動はさらに前進し、次第に政府の弾圧を圧倒しはじめた。ことに六月選挙でガスペリ政府与党が敗北し、ペルラ内閣ができてからは、労働者階級の統一行動、労働者と農民、市民との統一闘争の発展におそれをなして、政府は「政治休戦」をとなえ、後退せざるをえなかつたのである。

統一ゼネストの発展　労働者階級の統一行動は、産業別にも地域別にもいちじるしい発展をみせた。

まず二月一七日には全イタリアの製靴労働者四万二〇〇〇は、労働総同盟（ＣＧＩＬ）とキリスト教労組（ＣＩＳＬ）の共同のよびかけのもとに、新労働協約を要求して統一ストを闘つた。三月一四日には鉄道労働者が労働総同盟（ＣＧＩＬ）と右社民系労組（ＵＩＬ）の共同のよびかけで四八時間ストにたちあがつた。三月二〇日には全国公務員が一カ月分の手当を要求して三組合統一のもとに二四時間ストを行つた。この時いらい、三組合の統一ストは、年間をつうじて連日のように行われた。

全国の金属労働者のシューマン計画反対スト（四・一四）、銀行従業員の団体協約改訂要求の四八時間スト（四・二四）、全イタリアの罐詰労働者の賃上と団体協約更新要求のスト（六・二四）、三次にわたる五〇万の繊維労働者の首切反対と工場閉鎖反対のスト（七・二三、九・一五、九・二九）、全国の鉄道、電信、電話、労働者一〇九万の賃上げとスト禁法案撤回要求のスト（一二・一一）、そして、九月二四日の鉄鋼、機械、繊維、化学、新聞を中心とする六〇〇万労働者の一大ゼネスト等は、すべてＣＧＩＬ、ＵＩＬ、ＣＩＳＬの三組合中央部の統一指令にもとづいて組織された。これらのストライキはすべて、賃金の全般的引上げ、労働条件の改善、労働組合の自由の擁護の要求を中心として闘われた。ことに九月二四日のゼネストにさいしては、市民の利益を考慮して、ガス、電気、水道、鉄道、パンとミルクの配給等にたずさわる労働者はストに入らなかつたが、かれらはストへの完全な連帯をしめし、全国の労働者の参加率はほとんど一〇〇パーセントであつた。しかもこれまでストに参加したことのなかつた未組織労働者数十万が闘いに加つたことは、特筆すべきである。

生産管理闘争　この間、イタリア国民経済をまもるための工場閉鎖反対の生産管理闘争は、労働戦線全体の前進の基礎となり、またそれにまもられながら、一貫して闘われてきた。

ミラノのデシオのタルゲティ工場では、経営者は労働者が首切反対闘争にたちあがると同時に経営を放棄し、労働者は工場に三色旗をひるがえして生産管理に入つた（五・二六）。七月にはサルジニアのサペス鉱山労働者は一〇日間にわたつて坑を占拠して、部分的勝利をかちとつたし、マンチアの炭鉱では労働者は坑道を占拠して閉鎖を阻止した。同じくミラノのトレカニ繊維工場労働者は、二〇日間にわたる工場占拠で経営者に工場を再開させている。こうした例は枚挙にいとまがないが、つぎに闘争の組織形態を示す典型的な例をあげておこう。

ゴルチア州のロンチの増加に反対して闘争が開始された。ここの例では工場内の統一闘争を指導したのは職場委員会（イタリアでは企業内委員会とよばれる）で、これは、各職場の労働者によつて選出された代表をふくめることによつて、闘争の中で拡大されていつた。この委員会は、工場のさまざまの組合のあいだで、一年を期限として結ばれた協定をもとに、選出されている。闘争の中で統一がうちたてられるにしたがつて、州の全職場委員会の統一会議が召集されるようになつた。そしてCGILとUILとCISLとの三組合組織がこの会議に参加して、常任共闘委員会がつくられた。

他方、さまざまな国民各階層を広汎に代表する委員会が地区または州を単位に工場外につくられ、キリスト教民主党の市長、司祭、商店主や手工業者の代表、農業協同組合、婦人同盟、カトリック行動組織、いろいろな労働組合、共産党、社会党などがこれに参加した。雇主と警察の攻撃に反撃をくわえるため、各州にすくなくとも一つの闘争本部がもうけられ、繊維産業の防衛と復興というスローガンが国民のあいだで宣伝されている。

フロレンスのピニョーネ金属工場では、工場主である大独占資本家マリノッチが工場閉鎖反対闘争にたちあがつた。フロレンス地方の三組合はただちに閉鎖を宣言すると工場の全労働者一七五〇名が一一月九日、ピニョーネ閉鎖反対の二四時間ストを組織し、この地方の労働者二〇万がこれに参加した。もとガスペリ政府の労働次官であつたフロレンス市長、フロレンス選出国会議員、市参事会議員、諸政党はピニョーネ労働者を支持し、政府に仲裁を要求した。市民は労働者のまわりに結集し、商店は不売ストを組織した。一一月経営者が職場を放棄すると、工場の労働者、技師、事務員は団結して生産管理に入り、労働者は技術評議会をつくつて、顧客との取引にあたつている。

第六節　労働者の国際諸会議

一九五三年は、労働者の国際諸会議が、戦後もつとも多くひらかれた年である。これは概観でのべてあるように、世界の労働者の生活・労働・独立・民主主義・平和をもとめる行動が、国際的、国内的に強まり、広汎な統一行動の発展となつてあらわれていることをよく示している。

これらの国際諸会議に日本から参加する代表数が増加したこと、また日本で九月にひらかれたILOアジア地域会議に参加するため世界労連代表として訪日したジャック・ウォディスの日本労働運動におよぼした国際的連帯と統一行動にかんする反響、またおなじく九月の国際自由労連アジア地域会議に参加のため、訪日した国際自由労連書記長オルデンブロックや国際公務員連盟書記長M・ボーレ、国際自由労連アジア地域書記長ムンガット等が日本の労働運動に示している大きな関心と働きかけなど、一九五三年は、日本の労働組合運動が客観的にも主体的にも、国際的な比重をひじように強めはじめた年として記録される。

日本労働組合運動の流れが、国際自由労連か、世界労連かという課題をめぐつて動いているなかで、世界労連は、日本再軍備反対・MSA反対こそ労働者の生活と労働条件の改善、自由と権利と独立と平和をかちとる闘いと不可分であるとし、すでに日本労働運動はすでに日本労働運動は客観的には、世界労連の政策にしたがつてすすんでいると断定している（ウォディス報告から）。一方、国際自由労連は、日本再軍備とMSAについては、「日本の労働組合の自由な判断と行動にまかせる」（オルデンブロック発言）という態度を示し、支持か、反対か、

の明確な方針の言明を避けて、日本の労働者のなかにひろがつている反国際自由労連の空気を緩和しようと努めている。それにもかかわらず、MSA・再軍備反対の方向を強くだして日本労働運動の主流をつくつている総評の政策については、はつきりと否定的態度を示し、ついにことしの五月頃からは、国際自由労連本部と総評本部との正式連絡は中断されるにいたつた。

第三回世界労働組合大会　一九五三年一〇月一〇日から二一日にかけて、オーストリアのウィーンでひらかれたこの大会は、世界労連という組織としての定期大会であつたと同時に、世界の労働者の大会であつたという新しい性格をもつている。

七九ヵ国、八八六〇万の組織労働者を代表する八一九名という多数にのぼる代表、オブザーヴァーが参加したこと、とくに世界労連未加盟労組の代表が総代表数の約四〇%をしめ、植民地・従属国の組合代表も総代表数の約四〇%近くをしめていたことは、この大会が全世界の広汎な労働者の統一大会であり、もつとも圧迫されている労働者を中心として、全世界の労働者の当面の行動綱領をうちたてたものとして、まさに歴史的会議であつたといえよう。なお、この大会には、日本から戦後はじめて合法的に、一三名からなる日本労働組合代表団が参加し、この大会で日本報告をおこない、注目を浴びた。

国際自由労連第三回世界大会　一九五三年七月四日から一一日にかけて、スエーデンのストックホルムで、第三回国際自由労連大会がひらかれた。五〇ヵ国、二〇〇名以上の労働組合代表が参加してひらかれたこの大会は、つぎのような二一の決議文をさいたくしている。

一、経済的未開発国　二、労働組合教育　三、地域活動基金　四、労働講座、労働大学　五、国際労働機構（ILO）　六、完全雇傭　七、平和と民主主義　八、人権　九、植民地にたいする圧制　一〇、国際的労働組合組織の政策　一一、移住　一二、基本的最低賃金の確立　一三、産業争議解決機関　一四、同一労働同一賃金　一五、従属地域における社会保障　一六、ヨーロッパの社会的統合　一七、南アフリカ　一八、アルゼンチン　一九、サイプラス　二〇、独裁主義と圧制にたいする国際自由労連の特別の態度　二一、賃金および労働条件の改善

これらの二一項目の多きにおよぶ決議を一貫している特徴は、第一に、たとえば、「完全雇傭」の決議では、「この目的達成のために不断の努力を払い……」といい、「最低賃金制確立」の決議では「家長としての労働者の絶対的な必要をみたしうる額の最低賃金制を確立することが、若干の国でのぞましいことを認め……それを欲している組合には、あらゆる援助をあたえる」といい、「賃金および労働条件の改善」の決議では、「労働者の悲惨な生活状態の原因は、低賃金政策のためだから、世界のすべての地域に高賃金政策をとる目的で国際的な活動をおこなう努力をする」といつているように、当面する具体的な行動綱領ではなく、きわめて一般的で、抽象的な結論にとどまつていること。

決議の第二の特徴は、労働者の生活と労働条件の悪化、権利と自由にたいする侵害に反対して闘うことをうたつているが、だれが、なぜ、どのような政策をうちだしたから、労働者の生活と労働条件の悪化と権利の侵害が増大したのだ、という観点には全くふれていないかたちで、すべての決議がおこなわれていること。したがつて労働組合運動としての闘いの具体的方針と行動の重点がすこしも示されていない。

それにもかかわらず、決議の第三の特徴は、ソヴェト、新中国、

東欧人民民主主義諸国にたいしては、「独裁主義と圧制」「人権」などの決議のなかで、国際自由労連は、これらの国々にはげしい攻撃を加えていかなければならないとうたい、国際自由労連の攻撃目標をあきらかにしている。

国際自由労連の政策をもつとも特徴的にあらわしている決議は、「経済的未開発国」「平和と民主主義」「ヨーロッパの社会的統合」「独裁主義と圧制にたいする方針」にかんする決議である。これらの決議は、アメリカ政府の外交方針である後進国開発援助計画、平和と民主主義を守り、侵略を防止するための再軍備の強化、ヨーロッパ防衛共同体（ＥＤＣ）の推進、鉄のカーテン内の労働者の解放、という方向と全く歩調をあわせている。その主な決議はつぎのとおりである。

（経済的未開発国にかんする決議）

一九五三年七月四日―一一日、ストックホルムにおいて開催の国際自由労連第三回世界大会は以下の事を決議採決する。経済的未開発国における大多数の国民の絶えざる貧困と失業及び不完全雇傭の悲惨な状態を認識する。

多数の国の食料供給は不充分で、戦前の消費水準に達するまでにも至つておらず、経済的未開発国の生活水準と産業先進国の生活水準の差が拡がつて行くことを悲痛の念をもつて注目する。

経済的未開発国を援助するために今まで設けられた基金の不足を遺憾とし民主世界の中でこれらの経済未開発国に対する援助への努力を組織し調整し、実質的に増加することを要望する。

未開発地域の開発計画に対する補助金及び長期低利貸付金の基金を集めるため、経済開発特別基金を設ける国連の決定を歓迎する。

国際自由労連が、そのような基金設定を支持して取つた不断の効果的努力を称讃し、更に世界の広い地域にわたつて未だに存する悲惨な生活水準を高めるための一国の又は国連機関以外の経済援助計画に対する寄与を決して軽視するのではないが、これらの計画を拡張すること、及び、経済援助をあたえ得る立場にある国の加盟組合が、それぞれの政府に対して国連の特別基金に多くの補助金を寄与するよう要請するべきであるという意見を表明する。

未開発国における低コスト住宅建設に対する公共基金の設定を要請する。

国連及びその専門機関が、技術援助、その他の適切な方法によつて貧困、疾病、文盲と闘う努力を歓迎する。

すべての政府に対して、これらの目的の為に、特に、国際労働機構、国際保健機構、国連児童基金及びユネスコが、充分なスケールにおいてそれぞれの貴重な仕事を続け得るように、充分な基金を補助することを要請する。

農地改革、国家財政貯蓄、投資の奨励、開発事業において自らの人的資源の完全な活用、進歩的労働立法及び国際自由労連の第二回世界大会の決定したその他の政策等に関して、経済的未開発国自身みずからが取るべき措置の重要性を強調する。

原料価格を、消費者及び生産者にとつて公正なる水準に融通性ある方法で安定させるために、国際商品協定の締結を要請する。

政府及び国際機関に対して、国際自由労連の第二回及び第三回世界大会の支持した開発政策を実行するよう絶えざる勧告を行うこと、及び、経済援助計画が、社会と労働組合の進歩の必要を充分考慮に入れた方法で行われるよう特に強力に主張することを執行委員会に対して指示する。

（平和と民主主義に関する決議）

――政治・経済・社会委員会――

一九五三年七月四日―一一日ストックホルムにおいて開催の国際自由労連第三回世界大会は、以下のことを決議採択する。

一般的な非武装を究極の目的としながら、国連による集団安全保障制度及び軍備の統制に基く恒久平和獲得のための闘いにおいて、自由な労働組合は常に最前線に立つてきたことを強調する。

全人類に対する経済的福祉と社会正義の達成こそ、平和をもたらす必要条件の一つであるという確信を再確認する。

国際自由労連は、その結成以来、決議機関の行つた決議や、国連に対して行つた声明の中で、出来るだけ早くそれらの達成のための真剣な希望を表明して来たことを想起する。

侵略或いは侵略の脅威に直面して、民主国家が軍事防衛を強化する権利を主張する。

侵略行為が放棄され、すべての国家間に平和的関係が確立されるべきであるという希望を表明する。

朝鮮の休戦、オーストリアの講和条約締結、インドシナ連邦の政府と闘つている共産軍に対する武器補給の停止、及び自由選挙によるドイツ国家の統一こそ平和的関係をもたらす重要な措置であるという確信を表明する。

国家自らの決定、国家の独立、真の政治的・経済的・社会的民主主義こそ、平和をもたらす恒久的基礎であることを主張する。

人類の民主的権利に対する侵害、特に自由を否定するすべての制度に対しては、その独裁制度が共産主義、ペロン主義、あるいはファラン主義のものであるとを問わず強く非難する。

フランコ政府に対する財政援助や、その他の援助をあたえることと、及び国連や、その関係機関及び北大西洋条約機構への加入を許可する計画に対して断乎たる反対を再確認する。

独裁諸国家における人権の無視、及び独裁者の人類の福祉の無視は、自然発生的抵抗運動と人民の怒りの爆発を引き起すにすぎないことに注目する。

彼らのおかれた搾取と欠乏に反抗して立ち上つた東ドイツ、チェコスロバキア、及び、ポーランドの労働者に挨拶を送り彼等を支持する。

これ等の反抗運動に向けられた非人間的弾圧と、特に、東ベルンと、東ドイツにおける乱暴な死刑執行、フランコ警察によるトリマス、センテーヌの謀殺、及び、スペイン、ベネズエラ、アルゼンチン及びペルーにおける闘士の逮捕に対して深い義憤を表明する。

自由のために生命を失つた独裁虐政の犠牲者に敬意を表する。

同じ理由のために共産党や、ファシストの独裁政府のために投獄され、或は強制労働収容所に苦しむ人達に挨拶を送り、同時に自由な労働組合運動の精神を守るために残酷な処罰を受けたすべての労働者に対して、精神的・物質的支持をあたえることをすべての加盟組合に対して要請する。

（人権に関する決議）

――経済・社会・政治委員会――

一九五三年七月四日―一一日、ストックホルムにおいて開催の国際自由労連第三回世界大会は、以下のことを決議し採択する。

社会正義時代を設立するための主要な条件は、人権と人間性の完全な尊重にあると考える。

独裁主義のもとにある国家には人権は存在しないことを観察する。非自治国を含めて、その他の数カ国では、人権は尊重されておらず、個人の自由、言論の自由、新聞の自由、及び団結の自由等のもつとも基本的な自由が否定され、或いは組織的に犯されている。このような状態は、平和に対する脅威であり人類に対する

挑戦である。

強制労働に関する国連国際労働機構委員会の報告は、共産国家における強制労働収容所の存在に関する国際自由労連の告発が充分な根拠のあつたものであることを全世界に力強く確証したことを注目する。

強制労働に関する委員会の報告についての考察を延期するという国連経済社会委員会の決定について失望の意を表す。

同委員会が、この事項を直ちに取り上げることを要求し、国連が、その存在する場所を問わず、この非人道的制度を廃止するために必要なすべての手段を取ることを希望する。

国連人権委員会における国際自由労連の活動、特に、人権侵害に関して、自由な労働組合や、その他の責任ある民間団体に対して提訴する権利を獲得するために払つた努力に対して満足の意を表明し、現在準備中の二つの条約が間もなく完成されて、国連総会で採択され、すべての加盟国によつて批准されることを確信する。

基本的人権とは、労働者が自由に、労働組合を組織する権利、即ち政府、経営者、あるいは組合以外の力の干渉を受けないで、自由な選択によつて全国組合や連合体を組織し、団体交渉を行う権利であることを再確認する。

如何なる国家にせよ、この様な権利の侵害は、全世界の民主主義の前進と進歩を阻止するものであるから、人権尊重の絶対必要に関して全世界の世論を喚起するものである。

国際自由労連は、その加入団体がその国で労働争議解決のために、可能なかぎりのあらゆる援助をの充分な機関を獲得するように、提供するであろう。

（ヨーロッパの社会的統合に関する決議）

――経済・社会・政治委員会――

一九五三年七月四日から一一日までストックホルムで開かれた国際自由労連第三回世界大会は以下のことを決議し採択する。

ヨーロッパの統合においては、政治的及び経済的統合をはかると同時にこれを社会的統合にも及ぼすことが必要であり、これは社会的・人道的慣習からきわめて望ましいものであることにかんがみ　また、社会的統合は社会的利益と労働条件とを害するような競争の形で行われる社会的「ダンピング」の遂行を、不可能としないまでも困難なものとさせるものであり、一時的、恒久的なヨーロッパ内の移民を容易ならしめるものであり、さらに、社会の分野において進歩のおくれている多くの国々をして、そのおくれをより速やかに克服させるものであることにかんがみ

一、経済的統合の達成のためには、生産コストその他の条件がある程度平等であることが必要であるから、社会的統合は経済的統合を促進するものであることを宣言する。

一、さらに、賃金及び各国の社会的利益の性質や程度については、今まで不充分な比較研究しか行われていなかつたことを認める。

一、右のような社会的統合の可能性及びその条件を調査するため、国際自由労連ヨーロッパ地域委員会と合意の上で、汎ヨーロッパ委員会を設立することを決定する。

（独裁政治と抑圧に対する国際自由労連の特別措置に関する決議）

――経済・社会・政治委員会――

一九五三年七月四日から一一日までストックホルムで開かれた国際自由労連第三回世界大会は、以下のことを決議し採択する。

一、東ベルリン及び東独の労働者が抑圧と闘うのを援助するた

め、特別基金を設けることを全面的に認める。

一、また国際自由労連の調査委員会をベルリンに派遣することを認める。この委員会はできれば東ベルリンを訪れるものとする。

一、国際自由労連は、いかなる形の独裁政治に対しても揺ぎない抵抗を行うことを再確認する。

一、労働者が抑圧者と闘つている世界の他の地域に対しても、特別基金及び調査委員会を設けるよう国際自由労連執行委員会に勧告する。

国際自由労連第二回アジア地域会議　一九五三年九月二八日から三〇日にかけて日本の東京でひらかれた。

議題の主なものは　一、労働組合の権利　一、賃金政策および生活水準と社会保障のひきあげ　一、労働組合の財政と組織　一、規約改正および加盟組合からの提案などであつた。これらの議題のうち、その中心課題である前二者の項目にかんし、さいたくされた決議の全文はつぎのとおりである。

（労働組合権に関する決議）

国際自由労連の第二回アジア地域大会は、五三年九月二八日から三〇日迄、東京に於て行われ、自由にして独立している民主的労働組合主義に自由労連が献身することを再び断言するものである。我々は如何なる外部の温情的干渉にもかかわりなく労働者自身により、又労働者自身のために運営される組合の味方なのである。

自由な労働組合は、使用者に対し、又政府に対しても依存的ではなく、政府は、自由な労働組合を最善をつくして助長すべきことを我々は宣言する。それは労働組合を組織し、統制することではなく、政府が労働者の表現、集会、団体交渉の自由を邪魔しないようにすることである。

我々はこれら基本的な自由を擁護し、次のことを企図せんとするいかなる手段をもとらないことが民主的政府の義務であると信ずる。

一、組合組織に干渉すること。

二、労働者がみずからの選択により組合を結成し又加入することを妨げること。

三、労働者、特に公務員労働者の団体交渉権を拘束すること。

四、組織労働者の政治活動を制限させること。

我々は更に民主的な政府は使用者が労働者の選択により、みずからの労組を結成し、加入し、組合活動を行う権利に介入しないようにするべきことを主張する。特に政府は使用者が御用組合を結成させ、又労働組合活動によつて労働者を解雇、追放或は差別待遇させてはならない。

それ故、未だ左記のことがなされていない限り、我々は自由な労働組合を助長するような政策を実行するようアジアの諸国に要請する。

我々は加盟組合に対し、民主的な市民権と自由な労働組合の健全な発展のために必要な使用者と政府の干渉から独立することを主張するよう要請する。

我々は又加盟組合に、自由な労働組合権の侵害に直面した場合はいかなる時でも、その問題について当該政府への陳情、或いは、もし必要ならば、国際労働機関への提訴すること等地域組織で協議するよう勧告する。

（賃金政策に関する決議）

アジアにおける労働者は、需給関係の放任から、または使用者の利益により賃金引下げを望むことは出来ない。

したがつて一九五三年九月二八日から三〇日まで東京でひらかれた国際自由労連第二回アジア地域会議は、団体協約によつて、賃金を決める目的のために、全労働者が自由な労働組合に加入することを勧告する。

このイニシアティブは、何よりもまず労働者自身及び自由にして独立した労働組合にかかつているが、しかし、アジア諸国の政府もこのことについて責任をもつものである。

われわれは賃金支払をごまかそうとするものを抑圧し、団体交渉を容易にするよう政府に要求するものである。必要な場合には公正な賃金や標準賃金率及び現在までの物価指数に基く生活手当をきめる権限をもつ三者構成の賃金委員会を設置すべきである。われわれは賃金委員会や労働裁判所にたいし、その決定を速やかに出し、公正にして統一的な判定を出し、さらにこの決定をひんぱんにたしかめることを要求するものである。

われわれはまた次のことを認めるものである。自分たちを組合に組織したり、自分たちの利益を団体交渉という手段によつてまもれない、婦人、子供及び孤立した、また分散している農業・手工業労働者のような特殊な労働者の群がある。われわれは政府にたいし、右のような弱く、散在した労働者の保護のために、賃金や労働条件の最低基準をもうけることをもとめる。

われわれは、原料生産及び消費国政府にたいし、国連をとおして、基本的商品の価格を定め、原料を輸出する諸国における商品価格や賃金及び雇用にあたえる衝撃や不安定を緩和するようもとめるものである。

われわれは使用者にたいし、次の経験について注意を喚起するものである。高賃金は良い結果をもたらし、一定の制限の中では、永い労働日よりも短時間の方がより多く生産するものである。われわれは大消費市場と能率的な大規模な工業を基礎として、農業及び工業労働に高賃金を勧告するものである。

われわれは衷心より多くの小作人を改善する道として、協同組合運動及び土地所有制度の改革を支持するものである。われわれはプランテーション労働者の良い学校、住宅、病院、産院を奨励し、このような施策は、労働者の健康及び生産性を改善することによつてつぐなわれるものであることを、工業及びプランテーション経営者に指摘するものである。

いまここで、高賃金やその他の改革が可能ではあるが、われわれはそれが生産の低いまた制限された状態によつて制約されていることを認めるものである。

高賃金、高い生活水準、雇用増加への途として、われわれは、経済を拡大し、生産を増加する充分に考慮された目標のために、使用者及び政府とも協力することを誓うものである。

世界農林労働者・農民大会　一九五三年一〇月二四日から二八日にかけて、オーストリアのウィーンで、六〇カ国、二〇五名の代表（日本代表五名）が参加してひらかれた。

大会の主要な議題は、つぎのとおり。

一、農林労働者、農園労働者の状態と闘争および一般綱領の作成
二、農民の闘いにたいする援助の強化
三、農林労働者、農民の組織について
四、農林労働組合インター執行部の選出

採択された決議、アピール、綱領を次に掲げる。

（一般決議）

大多数の国々で、農林労働者は勤労人民のもつとも数の多い部分をしめている。経済的におくれた国、および植民地・従属国では、その数は、人口の他の層にくらべて増加しつつある。

植民地・従属国では、資本主義は、その国の支配諸階級から支持をうけることだけを頼みの綱としている。そして多くのばあいインドやラテン・アメリカにみられるように、資本主義の統制に従属する国々に、あらたなかたちの封建制さえもちこんでいる。

植民主義が採用したやばんな支配は、現在ではますます悪化しつつある。農民はいまなお、外国独占資本に原料を供給するための農園を設立する犠牲となつて、土地をうばわれている。国の農業生産は、そしてそれとともに農民の生活条件は、封建地主と外国植民主義者からうける二重の搾取の結果、低下しつつある。もつともすすんだ国々でさえ、農村の状態はじつにひどいものである。低賃金、社会保障、および まともな住宅、保健、生活の諸条件などがまつたくないこと、そして文盲が、数億の農業労働者と農民の地位をたえがたいものにしている。多くの国々で、かれらは人間、市民、労働者としての基本的権利からさえ除外されている。ただ一つの法律は、封建地主と植民主義者が課す苛酷な暴力という法律である。あるアフリカの諸植民地、ことにイギリス領植民地では、いまなお強制労働が正当にみとめられている。そしてその反面、全世界の数千万、数億の労働者、貧農が封建的賦役と貢納の重荷によつてうちひしがれている。

資本家の農業搾取方法は、まつたく、ただ単んに、徹底的に土地の富を掠奪することである。そのため、広大な面積の土地がやせ地となり、いまや不毛の地となつてしまつた。

現在の帝国主義政策、ことにアメリカ帝国主義の暗躍は、ますますこれらの国の農業と全経済をおしつぶしつつある。「トルーマン後進国開発計画」、「コロンボ・プラン」、「グリーン・プール」のもとに、アメリカ帝国主義は、それらの計画が実施される国々の富を掠奪する手筈をととのえている。労働者大衆の搾取のさらにいつそうの増大は、さけがたい結果である。ただ独占強化と利潤増大という目的のために、生産制限が計画されている。トラストは農産物のストック、そして食糧生産そのものさえも制限し、破壊する。その反面、世界人口の大部分は栄養失調と飢饉とにくるしんでいるのだ。

しかしこの政策の実施は、たえず増大しつつある農業労働者の抵抗にぶつかつている。さいきん二、三年らい、多数の農業労働者が闘争に参加してきたことは、かれらの生活条件と労働条件とを防衛し改善しようとする労働者の決意をしめすものである。ぼう大な貧農大衆は、かれらの死活の利益をまもる闘争に参加した。

大会は、さいごにつぎの点を指摘する。

――資本主義国、植民地・半植民地の農林労働者および農民大衆の一般的地位がこのように低下したことは、とくに資本主義政府の戦争と戦争準備の一般政策の結果だということ。そしてその政策は、国全体にとつて重税、国家投資の停止、世界市場と各国国民のあいだの連携の縮小などを意味する。

――農林労働者および農民大衆がさいきんやつた大闘争は、この大会の大成功と同じく、これらの労働者の統一行動のあらたな重要な発展と、じぶんたちの組織をうちたてようとするかれらの強固な決意の証拠であるということ。

このような情勢にさいして、世界農林労働者農民大会は、農林労働組合インターナショナルの活動を確認したのち、つぎの重要な課題を設定するものである。

一、農業労働者のたたかいを、国民のあらゆる層との団結のための一大国際カンパニアと、労働者の生活条件のばくろとによつて支持すること。

二、あらゆる国、あらゆる村落、あらゆる農場または経営に、農林労働者の労働組合組織を設立することを激励し、あわせて既存の組織を強化すること。

三、その諸条件の全般的改善をめざしてたたかうために、全労働者をあらゆる労働組合に結集すること。賃金と労働条件の改善は、より人間的な生活条件、すなわち一層よい食事、まともな保健および住宅条件、教育、さらに、近代文明が人類への奉仕として提供したあらゆる便益をかちとることを可能とするであろう。

四、農民の組織活動と闘争に兄弟としての援助の手をさしのべること。なぜなら、かれらは労働者階級と同盟しなければ、じぶんを解放して、よりよい生活をめざす全般的な闘いに寄与することはできないからだ。

五、農民およびその組織と労働者階級の労働組合とのあいだに欠くことのできない、固い連携をつくりあげること。

六、農林労働者と農民の組織上の経験や闘争の経験の交換を発展させ、普及すること。

七、全農業労働者の単一組織への統一が、いまなお達成されねばならない目的であることを忘れずに、かれらの要求を実現するために、種々の労働組合の農業労働者と未組織労働者とのあいだの統一行動をきずきあげ、発展させること。

八、あらゆる労働組合の権利と民主主義的権利を確保しかちとるためのたたかいを継続すること、そして一九五四年メーデーにむかつて、労働者の全勢力を動員することによつて、第三回世界労働組合大会のしめしたイニシアティヴを支持すること。

九、民主主義的農業改革、封建的搾取と外国人による巨大な土地所有の廃止とを確保すること。

十、平和をまもり、侵略戦争を終結させ、すべての国家のあいだの経済的・文化的連携を確立し、国民の全般的闘争に参加すること。

大会はつぎのようにかんがえる。

――労働者の生活条件、労働者の自由、国民の民族解放運動などにたいする帝国主義の攻撃は、広汎な統一闘争戦線の結成を要求する。

――農村の全勤労者の幸福への熱望を支持する農林労働者の労働組合は、この統一戦線を結成することのできる勢力である。

農林労働者の労働組合と農民は、自然資源の掠奪と破壊、たちおくれと窮乏化に反対するであろう。それは、農業を前進させ、農村勤労大衆の生活条件と労働条件とを改善することのできるつよいの方策を農業へ導入するようにつよく主張することによつてなされるのであり、また、民主主義的農業改革をもとめ、あらゆる国における恒久的な経済的・社会的進歩を確保するためのあらゆる方策の実施をもとめる闘争によつてなされるのである。

（組織問題にかんする決議）

組織の重要性

さいきんの農林労働者および農民のやつた闘争は、重要な結果をうみだしたが、もしこの闘争がどんなばあいにも強力な労働組織から支持されていたなら、もつと効果的だつたであろう。

本大会は、わが労働組合インターナショナルがこれらの闘争において重要な役割をはたして、強くなり、影響力をましたことを指摘する。それにもかかわらず、大会が提起した広汎な綱領は、農業賃労働者と農民が直接に積極的に参加し、労働者階級の支持をうけた長期の断固たる闘争なしには実現できない。この活動を効果的にはたすためには、労働組合組織は安定した、恒久的なものでなければならない。

労働組合組織の主要な役割はつぎのとおりである。

――労働者を統一し、その行動を調整し、そのようにしてかれらにじぶんの力を自覚させること。

――労働者が、じぶんの要求を研究し、要求綱領を作成し、それをかちとるための手段を研究できるようにすること。

――農民がじぶんの要求をまもり、切実な利益のためにたたかえるようにすること。

――農林労働者および農民の闘争を準備し、組織、指導すること。

――既得権をまもり、その拡大のためにたたかうこと。

――経済的・社会的利益、労働者の人格、労働組合の自由と民主主義的自由の擁護にそなえ、民族独立のためのたたかいを支持すること。

――労働者に助言し、かれらにその権利をしらせ、あらゆるばあいに労働者をまもりぬくこと。

――労働者を教育し、訓練し、訓練ずみの戦闘的な新人指導者をたえずそだてあげること。

――組織の恒久性と永続性を保障すること。

――労働者が、すべての大会、会議その他の集会にじぶんたちの代表を出せるように確保すること。

組織の方法と原則

労働組合は、一党一派に偏せず、人種・身分・国籍・宗教・政見・性別・年齢の差別なくすべての労働者を統一する、労働者の大衆組織である。どの組合員も平等の権利をもつている。

労働組合その他の組織の構成と運営は、組織と指導の民主主義原則を土台としなければならない。

労働組合はこの原則にしたがい、組合がぶつかるすべての問題を最後的に決定すべき権威をもつ大会を定期にひらかなければならない。組織指導部は、選挙制で、大会にたいして責任をもち、大会でリコールされうるものでなければならない。指導は集団的であるべきだが、指導者は個人責任をとるべきである。かれらは決定および決議の実行と、組合民主主義の達成を監視しなければならない。

労働組合は、労働者の生活と密接に結びつくように組織しなければならない。

このことから職業別組織（園芸労働組合、伐採労働組合、農業職員労働組合）が必要となる。

村単位に、各職業別支部を有する単一労働組合をつくつてもよい。農業企業、農園、移民団、村落単位に組合支部を設けてもよいし、もし必要なら、会社または会社支店ごとにさらに下部組織をつくつてもよい。基本的なことは、労働組合が労働者と密接に結びつくということである。

労働組合は、統一を確保し、その役割をはたすために、雇主および政府からは絶対に独立していなければならない。

本大会は、労働組合組織がこの独立を確保し、その任務を遂行する手段をもつためには、大きな財源を必要とするという事実について、すべての活動的労働者諸君の注意を喚起する。財源はつぎのようなものでなければならない。

――正規の組合費。これは財政の根本方法であり、労働者と組織との結び目である。

――たとえば収穫期における現金または現物の資金カンパとかいろいろの社会的文化活動とかによる追加的財源。

本大会は、財政問題、つまり組合費の徴収、基金の運用にたいして、多大の注意をはらうべきことを強調する。会計監査を定期

に真剣におこない、労働組合集会で組合員に報告しなければならない。

農業労働者の中から指導者をみつけだし、訓練し、起用するという政策を大胆にとらねばならない。

大会綱領を実現するための闘争が成長してゆくなかで、労働者大衆のあいだから新しい指導者が輩出するであろう。これらの指導者を訓練し発展させるための いろいろの 措置を講ずべきである。

組織の形態

組織の形態は、農林労働者と農民の種々の労働条件と広汎な労働者大衆を組織して世界労連と農林労働組合インターナショナルの綱領実現への条件をつくる必要とを考慮しなければならない。

各国の条件のちがいと、ときには、生じた急速な変化とを念頭におくならば、組織の形態は固定した、型にはまつた、一定不変の性格のものであつてはならない。組織の形態は、これらの諸条件とその変化にしたがつて採用され変更されなければならない。

一、主要な組織の努力を、労働のタイプ（農場作男、農業職員労働者、農園労働者、林業労働者等）にかかわりなく、賃金労働者にむけるべきである。

労働組合組織は、移住労働者、一部分は農業にはたらき、一部分は他の産業にやとわれる労働者（甘蔗と精糖にはたらく労働者のような）、季節労働者、または長期失業労働者のような特殊な部類にもつとも適した組織形態をもとめるべきである。

半プロレタリアート（すなわち、部分的、臨時的賃金労働者）を賃金労働者といつしよに組織すべきであり、小生産者としてのかれらの利益を確実にまもるための方策をとるべきである。

本大会は、労働組合組織をつねに労働者の要求にそうような方向にすすめ、組織、出版宣伝、婦人対策、青年対策、宗全雇傭などの各委員会をつくつてできるだけ多くの労働者を組合活動のなかにひきいれることの重要なわけをふたたび力説する。

農業賃金労働者の労働組合は、農民組織から独立していなければならない。すくなくともその運営と指導において独立していなければならない。

組合は地域または全国組織に編入される。

二、いろいろの型の刈分け農業労働者（すなわち、収獲の分け前を報酬としてうけとるが、地主からは独立していない者）を、地域的または全国的規模で刈分け労働組合に組織することができる。

三、社会的条件が賃金労働者の条件とはことなる勤労農民についても、大会できまつた綱領をもととし、わが労働組合インターナショナルの目的にそつて組織し、闘争にひきいれなければならない。

解決すべきき、きわめて種々雑多の条件と問題（価格・生産の擁護、土地改良、種子の備蓄、土地闘争、集団的な生産販売、農業改革のためのたたかいなど）にかんして、労働組合、農民組合、農民連盟、各種の統一行動委員会、各種の協同組合など、もつとも適当な一時的または恒久的組織形態をみつけだす必要がある。

だが本大会は、農民組織は、封建領主と大地主から独立を保たなければならないことを強調する。そうでないと、かれらは、勤労農民を犠牲としてじぶんたちの利益をむさぼるために、この農民組織を利用しかねないからである。

本大会は、農業労働者と工業労働者との同盟にたいしてたえざる注意を喚起する。どの国にあつても、双方の組織のあいだの協定によつて提携の道を確立すべきである。

各部門の農業労働者のあいだの団結と、採択された綱領のための共同闘争を確保するのに、どの国でも、調整と行動の方法を案出する必要がある。

労働組合組織が非合法にたつている国々では、農業労働者は、力をあわせてじぶんの権利をまもれるように、現存のあらゆる可能性（共済組合、文化・スポーツ団体など）を利用すべきである。農林労働組合インターナショナルの支持者は、政府機関や「御用」組合の内部でも、労働者の利益を前面におしだし、政府機関や御用組合の民主主義化のためにたたかうように心がけて活動すべきである。

組織の方法と手段

本大会は、世界労連加盟の各国労働組合中央部と工業労働者組織にたいし、農林労働者組織がまだない国ではそれをつくり、またその組織が弱い国ではそれを強めるのをたすけるよう、うつたえる。

大会は各組織にたいし、各種の学校、教育課程、学級、講義などを組織し、あるいは特別資料を発行して組合員の訓練と啓発に留意するよう、要請する。

本大会は、労働組合新聞、その配布組織、および、文盲者がいる国では読み書きグループをともなつた配布組織網などの重要性を強調する。さらに大会は、報告、労働者自身の地方新聞、ポスターなどの発行を要請する。

大会は、農林労働組合インターナショナル『会報』および世界労連機関誌『世界労働組合運動』の重要性にたいする活動分子の注意を喚起する。各組織がそれらにきちんと報告をおくり、配布網を組織することがたいせつである。

大会は、農林労働組合インターナショナルが、農業改革、農園労働、社会保障、労働時間などのもつとも緊要な問題にかんする大衆的パンフレットを発行することを要請する。

大会は、要求綱領を綿密に作成し、組織の仕方と行動方法とを研究する一手段として、全国および地域会議・大会を組織することの重要性を強調する。

本大会は、農村での労働組合運動を全面的に発展させるために、情報と経験の交流が重要であることを強調する。

本大会は、本決議で強調された組織方法を適用すれば、農林労働者が、じぶんの利益をまもるための強力な組織をうちたてることができるものと確信する。

（全世界の農林労働者と農民へのアピール）

親愛なる友よ、

あらゆる人種・国籍・身分・労働組合加盟関係・宗教的信念をもつ農林労働者と農民、二二〇〇万以上を代表するわれわれ六〇カ国の代表およびオブザーヴァーは、ウィーンで世界農林労働者・農民大会をひらいた。

われわれはじぶんたちの現在の生活水準を検討し、闘争の諸経験を分析し、じぶんたちの諸要求を比較しあい、そしてわれわれの切実な利益をまもる統一行動のための綱領を作成した。

同志諸君、兄弟姉妹諸君、

大資本は勤労人民の生活にたいしてことごとに攻撃をくわえている。人類のなかでもつともひどい搾取と圧迫をうけているわれわれ資本主義、植民地、半植民地諸国の農林労働者と農民は、大資本のこの攻撃に直面して、じぶんたちの社会的・経済的要求のためのたたかいで一歩一歩確実に前進しており、またすべての民主主義的自由と労働組合の自由にたいする権利を要求してたたかつている。

われわれ労働者と農民は、農園、林業場、村落のあらゆるところで、じぶんたちの切実な利益のために、民族の解放とすべての国民のあいだの平和のために、封建地主と外国人土地会社の搾取をなくするために、統一した平和的協力をかちとるために、たたかってきた。

われわれは、たえずましてゆく繁栄の道を前進しつつあるわれわれの兄弟、ソ同盟、中国、人民民主主義諸国の農民と労働者にあいさつをおくる。われわれは、民族解放のためにたたかうヴェトナム、マライ、日本、インドネシアおよびアフリカの労働者と農民にあいさつをおくる。

働く兄弟姉妹諸君、

国民のために食料を生産するわれわれは、もはや、貧困と失業と飢餓のなかに生活しようとはおもわない。われわれはじぶんたちの生活と労働の条件の改善を欲し、平和を欲する。いかなる争いごとでも、平和的な手段で解決されないものはないと、われわれは確信する。

われわれ自身の肩にこそ、われわれの統一行動と警戒心にこそ、パンと土地と自由と平和への要求の成功がかかっている。独占資本は、国際緊張をつづけさせ、日本と西ドイツに再軍備をやり、朝鮮問題の平和的解決をさまたげ、軍拡競争と勤労人民の超過搾取をつづけようとしている。われわれは工業労働者および国民のすべての進歩的な層とかたく統一して、独占資本家たちのこの策謀をうちくだくことができる。われわれは、パンと平和のための闘争に新しい局面をきりひらいた、第三回世界労働組合大会の諸決定を歓迎し、これを支持する。

兄弟姉妹諸君、

組織労働者および未組織労働者諸君、生活条件を改善するために、完全な民主主義的権利と労働組合の権利を獲得し擁護するために、ほんものの社会保障をかちとるために、民主主義的土地改革を実施するために、封建地主と外国人土地会社の搾取をなくするために、すべての国民の平和的協力をかちとるために、統一しよう。

全世界の農林労働者および農民諸君、

戦列をかため、組織をつよめ、労働者と農民の同盟を強固にし、パンと土地と自由と民族独立と世界平和の獲得のためにたたかう統一戦線をうちたてよう。

帝国主義にやとわれている戦争屋と分裂主義者の、いつさいの策動をばくろしよう。

新しい、決定的な勝利にむかつて前進せよ！

全世界労働者の国際的団結万才！

一九五三年一〇月二四日

（農民の社会的・経済的要求の綱領）

ウィーン

世界農林労働者・農民大会に出席した六〇カ国の代表は、資本主義国および植民地・従属国の農民の状態と闘争とを検討した。

これらの国々では、約四億人の農民家族たちが、じぶんの土地の大部分をうばいとられ、大地主と産業・金融独占資本の利益を代表する政府の伝統的な反農民政策に圧迫されながら、時代おくれのやりかたで働き、貧困とおくれた社会的条件のなかに生活している。

現在の農民の状態の特徴はつぎのとおりである。

農民大衆の貧困化の増大、農民大衆の財産の収奪、そして農民の農村からの離散、その結果としての失業の増大。これらの事実の主要な原因はつぎのとおりである。

――大地主、独占資本家、金貸による農民の搾取。

――税金の不当な割当と、そのたえざる増加。

――農業経営の近代化に要する資金の貸付の欠乏、またはその利子が高いこと。

――農産物と、工業品・消費物資との価格差の増大。

――外国製品、とくにアメリカ製品のおしつけ輸入と、ソヴェト同盟、中国、人民民主主義諸国との経済関係にたいする制限。

――賃金労働者の購買力の低下による、国内市場の狭隘化。

農民大衆の状態は、帝国主義者がおこなつている戦争政策のためにさらに悪化した。また資本主義諸国、とくにアメリカにひろがつている未曾有の農業恐慌によつて重大な脅威をうけている。

アメリカ大資本を先頭とする国際資本主義は、植民地・従属国だけでなく、いわゆる「独立の」資本主義国にたいしても、その搾取と支配を完成し、つよめつつある。これら「独立の」資本主義諸国の国民は、いろいろの協定によつてますますアメリカ独占資本に従属させられている。

資本主義国および植民地・従属国における農民の苦しい状態と対照的なのは、ソヴェト同盟、中国、人民民主主義国の例である。これらの国々では、農業のいちじるしい進歩によつて生産がふえ、全勤労者の生活水準と文化水準が向上しつつある。

このような先例は、生活条件と労働条件の向上のためにたたかつている他の国々の農民をはげまし勇気づける。

何億の農民の生活条件を、もつと人間らしいものにし、一歩一歩向上させてゆくためには、いろいろの緊急な方策をおこなわなければならない。これらの諸方策は、農民が人間の食糧生産にはたす不可欠な役割をかんがえるならば、とくに必要であり、急を要するものである。その方策はあらゆる国の社会的・経済的発展を保障しなければならない。

本大会は、農業改革の絶対的必要性を強調するとともに、当面、つぎのような一般的要求のために闘うことが必要であると信ずる。

一、あらゆる形態の封建的搾取と農奴制の遺物（賦役労働、賦課金、強制労働、体罰など）の廃止。

二、小作料、および生産物のうち、地主におさめる分の大幅ひきさげ。

三、小作料支払は収穫後とすべきこと。農民の力のおよばない災害による減収のばあいには帳消しにすること。

四、農民の払う税金と農産物、原料、農業用機械設備、および消費物資にかかる税金の廃止、またはひきさげ。

五、すべての農民にたいして長期低利の資金貸付をする機関の設立。不当な債務の棒引きまたは割引き。

六、農民を土地から放逐することを禁ずる長期契約によつて、農民の土地保有権を保障すること。

七、刈分け小作人と小作農が、じぶんの借りた土地にほどこした改良にたいしては、十分な報償が支払われなければならない。

八、国家は小農民にたいして、十分な報償をたかめるに必要なあらゆる補助を、安い価格と長期貸付によつて供給すること。

九、農業の発展に必要な排水・灌漑工事を、国家補助でおこなうこと。

一〇、国費による農村電化と飲料水の供給。

一一、農民に、農作物の栽培と販売の自由、および農業用生産物の購買の自由をみとめること。

一二、農民の土地を没収して、その土地から追いだすことを禁じ、また不耕作地主が土地を買うのを禁ずること。

一三、家畜を伝染病からまもり、穀物を病虫害からまもるため

に、国家は無料保護手段を講じなければならない。国家は、自然災害にたいする家畜と穀物の保険を奨励し、財政的に援助しなければならない。

一四、農民の生産を「つぐなう価格」の政策で保護すべきである。

一五、平等の条件と互恵にもとづく、あらゆる国との貿易の確立。

一六、真の社会保障制度の設立――これは農民に、ほかの勤労者にあたえられているのと同等の権利をあたえるべきである。

一七、文盲をなくすたたかいを組織し、無料の小学校をつくり、農民の技術を向上させるため、すべての人のための農業技術訓練センターを設けること。自国語による教育の確立と奨励。

一八、年少者を土地労働につかうことを禁じなければならない。青年農民には文化施設（図書館、映画館）、スポーツ施設そのほかの便宜をあたえられるようにすべきである。

一九、農村婦人の仕事を軽減するために、農村にいろいろの便宜をあたえること、とくに託児所、洗濯場の設置。

二〇、国家の財政補助によって、農家を改善し、適当な住居をつくり、都市の快適さを農村地帯にもちこんで、不潔な状態をなくすこと。

二一、農産物を市場に輸送する幹線および支線道路の建設。ミルク、果物、野菜などのくさりやすい品物のために、適当な運輸網の設置。農産物の運賃率の引下げ。農業中心地に貯蔵用倉庫、冷蔵設備の設置。

二二、いろいろの農業組織や農業機関を農民の統制のもとにおくこと。

二三、農村の無料衛生施設の設立と、その発展。

二四、各種の形態の協同組合（生産、加工、分配、購買、販売、信用、保険、建築など）に、国家の技術的・財政的補助をあたえ、これを発展させること。

二五、すべての国で、勤労人民の購買力を向上させて、国内市場を拡大すること。

二六、土地の分配と大所有の制限によって、農民と農業労働者に土地所有権を保障することを目的とする、民主主義的農業改革の達成。植民主義者にうばいとられた土地を原住民の手にとりもどし、土地の所有権と自由な処分権とを原住農民に保障しなければならない。

本大会は、これらすべての諸方策が、あらゆる封建的搾取の廃止とともに、農民の社会的・経済的・文化的・衛生的諸条件を向上させ、土地をもつことを容易にし、農民の生産力と国民の生産力を解放し、農民の労働条件と生活条件の改善にみちびくであろうと信ずる。

これらの進歩的な諸方策は、すべての国の経済と産業の発展と社会進歩のために、欠くことのできないものである。

本大会は、農民大衆諸君にたいし、より良い生活と、民主主義的諸権利と、組織の自由と、民族の独立と、平和擁護のための統一闘争をつづけ、さらに前進させるよう、よびかける。

本大会は、この綱領を実現するためにたたかう、すべての国の勤労人民が、それぞれの国の特殊条件を考慮に入れるべきであると考える。

本大会は、すべての農民にたいし、じぶんの組織を前進させ、つよめ、それぞれの国の進歩勢力、なによりもまず第一に労働者階級とのかたい同盟の精神と、民族独立と諸国民の友好の精神とをもつて、じぶんたちの切実な利益をまもるたたかいをさらにつ

よめるよう、よびかける。

（一般要求綱領）

まえがき

資本主義諸国、植民地・半植民地諸国では、農林労働者（農業労働者および小農民）はひじょうな貧困のうちに生活している。じぶんの労働によつて全人類が食べて生活するに必要な物資を生産する人びとが、十分な食べ物もなく、完全あるいは部分失業におびやかされている。

これらの国々の大部分では、農林労働者、農園労働者および小農民は、じぶんの運命を改善できるような法律による保護をまつたくうけていない。集会・結社の権利、言論・出版の権利はおびやかされているか、またはうばわれている。

資本主義諸国では、農林労働者は他産業の労働者にくらべて、賃金についても、社会立法についても、労働時間についても一段とおとつた地位におかれている。

アフリカ、アジア、ラテン・アメリカなどの植民地諸国では、無限の富のまつただ中で、饑餓と窮乏のために幾万の児童と労働者が、死に追いやられている。

とくに仏領中央アフリカでは、強制労働が禁止されていず、奴隷売買と体罰がまだのこつている。住民の土地をぬすんだ連中は住民の生活に欠くことのできない穀物の作付さえゆるしていない。

半植民地諸国では、植民地諸国と同様に、肥えた土地はおおむね、封建地主と外国資本家の手中にある。組合結成の権利は事実上存在せず、組合活動家は迫害され虐殺されている。農業労働者はしばしばその土地からおいだされ、基本的な人間的要求すら満たすことができない。川や流れの水利権でさえ確立されていない。かれらは貧しい農村貧民窟で、掘立小屋や泥小屋や木の枝を編んでつくつた小屋、木やトタン板の小屋に雑居している。かれらとその家族は病気にかかりやすい。農村には衛生設備がなく、学校も病院もない。幼児死亡率は四〇―七〇パーセントにたつし、文盲は七五―九〇パーセントというぼう大な割合をしめている。

アメリカ帝国主義を先頭とする資本主義は、その戦争と戦争準備の政策のいつさいの負担を労働者階級、とくに農業労働者におしつけようとしている。こうしてかれらに搾取されている諸国民の国民経済は、破壊されつつある。

このようなときにあつて、あらゆる国の農林労働者と小農民は、その闘争をつよめ、独占資本の政策に反対して、つぎの諸要求をかかげている。

諸要求

【市民的、民主主義的諸権利】

組合の民主主義的自由と労働組合の自由、団結権とストライキ権は、農林労働者が要求する基本的権利である。

これらの自由と権利は、つぎの諸原則をかちとり、尊重することを意味する。

――労働組合を結成する権利と、職場もふくめたあらゆる場所で労働組合の宣伝をおこなう権利とを尊重し、組合活動をおこなうのに必要な許可と時間をあたえること。

――労働する権利をすべての市民に差別なくあたえること。

――言論・集会・出版・結社の自由。

――なんらの制限をうけない投票権と、農業労働者をふくめた全市民がやつた投票を尊重すること。

――信書の秘密と労働者家庭の不可侵性の尊重。

【農林労働者とそれに類する労働者の基本的な経済的社会的要求】

一、賃金と労働時間

――最低賃金は、生活費の上昇に応じて、まともな生活条件を保障するに足るものでなければならない。

――賃金は、時間給を基礎にして計算しなければならない。

――賃金は、差引かずに全額を定期的に支払わなければならない。

――労働時間は、最大限八時間とし、週一日はかならず休日とする。

――超過労働には賃金を割増して支払うべきである。

――すべての国で、公休日にたいする賃金の支払。

――人種・性別・年齢・言論・身分などの差別なく、男女の「同一労働同一賃金」の原則の尊重と、年齢差にもとづく賃金の廃止。

――農業賃金は、工業賃金と同率で支払うこと。

――毎年最低二週間の有給休暇を農業賃金労働者にあたえること。このばあい、ほかのいろいろの便宜をあたえるとともに、賃金を前払すること。

――賃金の地域差の廃止。

二、団体協約

労働者と雇主とのあいだの雇用関係を規制する団体協約を、国家および雇主が尊重し、承認すること。これは職業別の、地域的・地方的および全国的規模での、労働組合と雇主団体とのあいだの自由討論をつうじて確立されなければならない。

労働者は、じぶんじしんの利益に反した団体契約または協約を受諾すべきではない。

三、移民労働者

移民労働者には、移住した国の労働者と同じ民主主義的権利、労働組合の権利、市民権、特典、法律が適用されなければならない。雇主が往復旅費とともに、旅行中の事故にたいする保険を支払わなければならない。

四、労働組合には、職業紹介所の管理または運営権を保障すべきである。

【植民地・従属国の労働者のために】

――あらゆる形の強制労働、とくに道路建設、官庁建物の建築、農園主個人の食用作物のための耕作などの強制労働は、たとえ有給であつても廃止すること。

――労働者の人格の尊重。

――あらゆるたぐいの体罰の廃止。

――すべての人種・身分・皮膚の色による差別待遇の廃止。

――一四歳以下の児童労働の禁止と防止。

――児童教育にふさわしい精神的・物質的条件をつくりだすこと。

――労働者にすぐに手当をほどこせるように、もつともへんぴな農村地域にも病院診療所の設置。

――これらの国々の原住民にたいするいつさいの差別政策の廃止。

【社会正義の尺度としての農業改革】

民主主義的農業改革の達成。保有地の大きさを制限し、大地主、資本家の会社および国家にぞくする土地、ならびに未墾地を、農業労働者、小農民、および十分な土地をもつていない小借地農業者に無償で分配すべきである。

植民主義者と帝国主義者がぬすんだ土地を原住民に返すこと。

農民に土地所有権と自由処分権とを保障しなければならない。

農民が分配された土地の生産性をあげることができるように、国家の援助をあたえること。

【社会保障と社会保険の分野において】

農業労働者のおくれた社会的条件を克服するためには、つぎのことが必要である。

――農業労働者に、工業労働者と同じ社会保障制度の適用をうけさせることによつて工業労働者と同等の保障をあたえること。

――社会保障の費用は国家と使用者が負担しなければならず、社会保障は、疾病、出産、不具、老年、労働災害および職業病、完全および部分失業、死亡、解雇手当をふくむ、いつさいの社会的出資と危険について保障しなければならない。

一般に、社会保障は、すべての子供にたいする教育と扶養とを保障し、青年が仕事につくとただちに職業教育を確保しなければならない。

それはまた、労働者に有給休暇と、家族の出費をおぎなう手当こそ保障しなければならない。

これらすべてのばあいに、社会保障は、全勤労者に賃金と生活水準を確保しなければならない。

恒常的な雇用労働なしで、じぶんの土地で働く小農、小さな自作農、および小さな刈分け小作人は、賃労働者と同じ保障をうけなければならない。

【雇傭と住居の保障】

農業労働者と農民にたいする継続雇傭の保障。

――解雇労働者は、ほかの住居をみつけるまでは、そのままもとのところに住むことを許されなければならない。

――大きな公共事業をはじめ、当該部門の賃金率で失業者に仕事をあたえること。

――労働者階級の労働組合と結びついた労働監督制度を採用し拡大すること。労働者が平等な資格をもつ委員会の設置。

――いろいろの社会的施策を実施しない使用者の処罰。

――失業労働者が生きてゆくのに十分な手当を支払う地域的・地方的・全国的失業基金の設置。

【勤労農民、小借地農業者、刈分け小作人の要求の支持】

農村労働者は、本大会で採択された綱領に具体化されている、小農民、小借地農業者、小刈分け小作人の、じぶんたちの要求のための行動を支持し援助するであろう。

土地を耕すすべての人間の広い統一と連帯の精神にもとづいて小農民、小借地農業者、刈分け小作人は、本大会で採択された『要求綱領』にのべられた農業労働者の諸要求を支持するであろう。

このようにして、大資本家、封建的搾取者、および反動と社会的・民族的抑圧のかれらの政府に反対して、農村労働者が共同闘争に勝利する条件がうちたてられるであろう。

農林労働者（労働者、小農民、小借地農業者）諸君、これが、一九五三年一〇月二四―二八日、ウィーンでひらかれた世界大会で作成された諸君の綱領である。

この綱領は、あらゆる人種・皮膚の色・国語を代表し、いろいろの政治的・思想的・宗教的見解をもつた六〇カ国の労働者が参加した、五日間にわたる討議と討論の結果である。

これは、われわれの運命を改善するために欠くべからざる武器である。これらの諸要求を達成し、繁栄と自由と平和というより良い未来の基礎をきずくためには、この綱領を討議し、地域・地方・国の特殊条件に適応させねばならない。

われわれは職場でたんらの差別もせずに統一しなければならない。そしてきわめて多様な行動方法をとらなければならない。これらの諸要求をかちとるための行動はすでにはじまつている。都市と農村の労働者のあいだの統一こそ、この行動を成功させる本質的条件である。

農林労働組合インターナショナルと世界労働組合連盟は、諸君のがわにたつて諸君に行手をさししめし、諸君が組織し、勝利への道を前進するのを援助するであろう。

（国連への覚え書にかんする決議）

一九五三年一〇月二四―二八日、ウィーンにひらかれた世界農林労働者大会は、農林労働組合インターナショナル執行機関にむかつて、植民地・従属国、および、ギリシャ、スペインのようなファシスト・テロル治下の国々の農林労働者の地位にかんする覚え書を作成すべきことを指示し、同時に、この文書を、世界労連をつうじて国際連合経済社会理事会に提出するよう指示する。

この覚え書はとくに国際連合経済社会理事会にむかつて提出された資料を慎重に検討したうえ、関係各政府にたいし、すべての植民地・従属国、およびギリシャ、スペインの農林労働者の物質的・社会的地位を改善するに必要ないつさいの措置を講ずることを要求するよう、要請するものである。

世界教員会議　七月一日から二五日にかけて、オーストリアのウィーンで、五〇カ国、六四〇万の教員を代表する一七五名の代議員、二七名のオブザーヴァー、六〇名の来賓が参加してひらかれた。この会議には、世界教員組合連盟に加盟していない二三の組合と五つの教員団体、文化団体も参加、とくに日本から教員組合代表を中心に、一四名の代表団が参加したことは、日本教員の闘いが国際的に高く評価されているだけにひじような注目をひいた。

会議では、討論の三つの主要な側面として、最大限利潤の仮借ない追求と、帝国主義諸国の戦争政策による植民地・半植民地の教育の悪化、教育・文化にまわされる予算のひきさげによる資本主義諸国の教育水準の低下、教員の民主主義的、政治的権利にたいする増大する攻撃があげられている。

会議は、労働組合運動の一部としての、教員が労働者階級とかたく結合する統一の重要性、教員が労働組合運動のなかで、また広汎な国民大衆との統一ならびに連帯を強めることの重要性、平和、独立、すべての国民の幸福をもとめる闘いに結びつけて広汎な要求や教育綱領をつくつて活動することの重要性を訴えている。

会議は、教員の社会にたいする特別の義務とともに、市民としての教員の権利と義務についてのべた教員憲章を採択し、あらゆる見解、あらゆる所属組合の教員のすべてが統一行動をうちだすことのできる統一綱領となつている。

会議は、青少年の民主的教育にかんする教授法の諸原則について の決議を採択した。この諸原則では、教育はすべての児童の潜在能力を発展させるものでなければならず、教育は民主主義的なものであり――すなわち、国籍、人種、男女の別にかかわりなく、すべての児童にあたえられるもの――でなければならないことが うたわれている。

この会議の重要な特徴は、労働者階級の重要な一構成分子としての教員の立場をあきらかにして、教育労働者としての生活と労働条件、民主主義的権利の擁護と拡大をめざす闘いの統一綱領を示したこと、ほかの産業部門の労働者階級ならびに国民と、子供の利益と幸福をまもる闘いを通じて結合していく方向をあきらかにしたことにあるといえる。

国際運輸・港湾・漁業・労働組合会議　一九五三年三月一二日から一八日にわたつてチェッコスロバキアのプラーグでひらかれたこの会議は、いままであつた二つの労働組合インターナショナル（陸空運輸労組インターと海員港湾労組インター）の合同大会でもあつた。

この国際会議には、四〇カ国、一〇四の労組、八〇〇万組織労働者を代表する代議員が参加した。

会議は、つぎの四議題を中心に討議し、決議と要求綱領を採択した。

一、すべての運輸・港湾・漁業・労働者の労働組合の統一を達成すること。

一、これらの労働者の経済的要求、労働組合の権利、民主主義的自由ならびに平和のための闘争を全国的および国際的に調整すること。

一、団結と国際連帯と相互援助を発展させること。

一、比較的に弱体な労働組合組織、とくに植民地諸国の労働組合組織を強め、労働組合がまだ存在していないところに労働組合を組織するように労働者を援助する。

この国際会議は、運輸・港湾・漁業の各部門の労働者の統一行動が、帝国主義者の世界支配をめざす戦争政策がうみだした生活と労働条件の悪化にたいして効果的な闘いをすすめる決定的要素であることを力説、とくにこれらの部門の労働者の平和擁護の闘争が、きわめて重要な役割をはたすことを確認している。すなわち、軍需品の輸送、荷上げ、荷下しを拒否する運輸・港湾労働者の闘いが、世界平和に大きな貢献をしてきたこと、侵略的な北大西洋条約機構の特別な重要要素となつている運輸、港湾産業を、新世界戦争を準備するための動員に役立てようとして設立されつつあるいわゆる西欧運輸プール計画にたいする反対の闘いを強めること、戦争政策をそつくりそのまま支持し、地中海、北海、バルト海の港湾に職防委員会をつくつて、運輸、港湾労働者の生活と平和を守る闘いを分裂、弾圧しようとして活動している国際運輸労働者連盟（ＩＴＦ）の反労働者的政策と闘うことが強調された。

こうして、この国際運輸、港湾労働者会議を通じて結成された新労組インター（八〇〇万）は、全世界の運輸・港湾・漁業労働者の社会的・経済的・民主主義的要求と平和をめざす闘いに国内的・国際的に統一行動を強めてゆく新しい勢力の誕生として、国際労働組合運動にもつとも重要な位置のひとつを占めるものとされている。

第七回全中国労働組合大会　一九五三年の国際労働組合運動のなかで注目されるもののひとつは、五月二日から中華人民共和国の北京でひらかれた第七回全中国労働組合大会である。この大会は、一九二二年の第一回大会（約二〇万の組合員を代表）から戦後の一九四八年の第六回大会（約二三八万の組合員を代表）をへて、一八万の基本組合組織に組織された組合員一〇二〇万を結集するにいたつた中華全国総工会の歴史的大会で、新中国の指導階級としての任務と力量をあきらかにしただけでなく、国際労働組合運動に決定的な役割を果す地位におかれるにいたつたことを示している。

大会議題は　一、中国労働組合の主要な任務　二、中国労働組合規約改正　三、中国労働組合財政活動　四、の四議題となつている。

大会の中心議題は、一九五三年からはじまつた第一次五カ年計画・国の大規模な工業化にたいし労働組合が果すべき任務をあきらかにすることにあつた。すなわち「国を工業化して、これを社会主義に漸次的に移行させるという歴史的任務」（劉少奇名誉主席の大会の発言）をうちだすことにあつた。

大会が討論の結果、導きだした当面する具体的任務はつぎのとお

りである。

一、大衆を動員し、労働競争を完全に発展させること。

一、生産の発展にもとづいて、労働者、技術要員、事務従業員の物質的・文化的福祉のたえざる向上と改善のために努力すること。

一、組織的な政治、文化、技術にかんする教育をおこなうこと。

一、生産発展、労資両利の政策を徹底的にすすめること。

業における労働組合活動をすすめること。私営企

一、労働組合の機構を強化すること。

一、国際労働者階級の統一と連帯のための努力をすること。

大会の討論は、積極性と創意を発揮して、第一次国家経済五ヵ年計画を超過遂行すること、世界の労働者との連帯を強化すること、農民との同盟を強め、人民民主独裁を強化することが力説された。

大会は、名誉主席に劉少奇、主席に賴若愚、副主席に朱学範、劉寧一、劉長勝をはじめ執行委員九九名、同候補四二名、会計監査一七名を選出した。

大会の特徴は、新中国が、計画的工業建設の時代にはいったことにたいする労働組合の新しい任務をあきらかにしたことと、このような大規模な工業化にうつつた新中国ならびに中国労働者階級の国際的地位と比重が、いちじるしく強まつて、国際的働きに、きわめて重要な、威力ある発言をかちとる力量をもつていることを示した点にある。大会にあてられた国外からの祝電は、日本総評をはじめ一万五〇九七通に達し、大会に参加した各国労組代表は日本をはじめ二〇ヵ国約一〇〇名におよんだことは、この大会が労働者の国際連帯と友好をいかに強く示したかを物語つている。

なお、この大会で、日本の児島博基（官労）が日本労働者と国民の闘いについて報告し、満場の拍手をうけ、賴若愚主席は、「全世界の労働者階級との団結を強化し、世界の平和をまもり、あくまで朝鮮停戦を実現するため闘い、圧迫されている多くの植民地の兄弟たちには、自らの経験をかえりみて、かれらが必ず勝利することを確信するとともに、中国の労働者階級は、力をつくしてこれを支持する」とこたえている。

国際社会保障会議　「社会保険と社会保障を擁護し、改善し、拡大するための国際会議」が、一九五三年三月二日から六日までオーストリアのウィーンでひらかれた。参加者は、五九ヵ国、二六六名の代表、日本から四名。

この会議は、労働組合代表だけでなく、社会保障に関心をもつあらゆる階層の代表の参加と自由な討論によつてすすめられ、一、アピール　一、綱領　一、国連あて覚え書　一、準備委員会への勧告一、大陸別社会保障会議の開催にかんする勧告の五つを満場一致で採択した。

会議は、社会保障の問題を、死ぬか、生きるか、人間としての尊い価値ある文化的生活か、奴隷的な屈辱にみちた野蛮な生活か、という観点からとらえ、進歩と文明の社会をめざす国民的、国際的な要求の基礎として社会保障にかんする統一綱領をつくり、広汎な統一行動をうつたえている。

会議はまた、真の社会保障のための最善の保証として平和擁護をあげ、社会保障の防衛、改善、拡大のための闘いこそ、世界平和の防衛のための、みのりの多い、かつ必要な仕事に参加することを意味する、とアピールのなかで訴え、戦争政策に対決し、平和をまもる国民的規模の統一行動の具体化のために、社会保障をまもる闘いが、げんざいきわめて重大な役割をになつていることをあきらかにしている。

以下に綱領を掲げる。

一、社会保障の原則

1　真の社会保障は、自己の労働によつて生活するすべての人間とその家族、ならびに、一時的、もしくは恒久的に労働しえないものにたいして法律が保証する基本的な社会的権利とみなされねばならない。

社会保障をうける権利は、人種、国籍、宗教、性、年齢もしくは職業のいかなる差別もなく、すべてのものに適用されねばならない。

2　社会保障は疾病、出産、癈疾、老齢、業務上の災害と職業病、完全失業もしくは部分失業、死亡をふくむすべての事故にたいしてあたえられねばならない。

それは、すべての子供にたいし、その教育と養育を保証するために援助をあたえねばならない。

それは、また労働者に有給休暇と家族手当をあたえねばならない。

社会保障は、すべての住民にたいし適当な生活水準を保証する現金給付をあたえねばならない。

3　社会保障は（農業・家内・季節・臨時・家事労働者ならびに徒弟をふくむ）すべての労働者と俸給をうける被雇傭者、ならびに小農、刈り分け小作農、借地農、職人、自由職業労働者、学生、自営業者にたいして拡大されるべきである。それはまた、労働しえないものをふくむべきである。

4　社会保障はまた、上述したすべてのものにたいしいかなる制限をすることなく、完全に無料の医療と薬品を保証せねばならない。

無料の医療は、無料の包括的な全国保健サーヴィスの確立を通じて、すべての住民に拡大されるべきである。

5　社会保障は、とくに、職場において、社会的ならびに医学的の両面における予防の諸原則を適用せねばならない。

6、病人ならびに癈疾者にたいしては、社会保障は機能上ならびに職業上の再教育と復起を確保してやり雇傭ならびに再雇傭が保証されるのを援助せねばならない。

7　社会保障計画は、特別な条件と、すでに獲得された利益とを考慮にいれて、統一されねばならない。

8　一般に、社会保障は、被保険者からいかなる分担金をとることもなく、国家、もしくは経営者、もしくはその両者によつてまかなわるべきである。

労働者が現在、分担金を支払つているところでは、これをけつして増加してはならない。そしてこれを削減し、また労働者が要求するところではこれを廃止するためにあらゆる努力がつくされるべきである。

9　被保険者の代表は、すべての段階で社会保障の運営に責任をとるべきである。これは、運営機関構成員の選出を通じて、ならびに労働組合の参加によつておこなわれるべきである。この運営の形式は、官僚主義をふせぎ諸要求の公正かつ急速な解決を保証すべきである。

10　現金給付は、適当な生活水準を保証し、生計費、もしくは賃金の増加と自動的に調整されねばならない。それらは、職業病ならびに災害でうけた損害を完全に補償すべきである。

11　一国から他国へ移動する労働者、もしくはその家族が社会保障をうける権利は、かれらが各国に滞在する長さのいかんにかかわらず、けつして中断さるべきではない。

これらの労働者とその家族の権利を保証するために、国際条約と相互協定をただちに改善することが重要である。

二、社会保障の規準

各国における国民的綱領の作成を援助するために、国際会議はつぎのような社会保障の規準をきめることが役にたつと考える。

1　疾病

A　あらゆる病気の場合に、いかなる制限をすることもなく、被保険者とその扶養家族にたいし薬品、器械、病院、診療所ならびに家庭における診療と治療をふくむすべての医療サーヴィスをあたえること。

B　疾病ならびに労働不能の第一日から、恢復と復起（リハビリテーション）をふくめて全期間にわたつて、適当な生活水準を保証する現金給付を支払うこと。

C　病児の世話をするために、仕事をはなれて、家庭にとどまらねばならないいかなる家族構成員にたいしても、同じ条件の下で現金給付をあたえること。

D　再雇傭を保証するための機能上、ならびに職業上の再教育と復起。

2　業務上の災害と職業病

A　あらゆる病気の場合にいかなる制限をすることもなく被保険者とその扶養家族にたいし薬品、器械、病院、診療所ならびに家庭における診療をふくむすべての医療サーヴィスをあたえること。

B　再雇傭を保証するための機能上、ならびに職業上の再教育と復起。

C　一時的な廃疾者にたいしては、医療上の治療ならびに復起までの期間中に第一日から現金給付を支払い、産業災害、もしくは職業病の犠牲者にいままでの生活水準を保証すること。

D　恒久的廃疾者にたいしては、肉体的ならびに職業的無能の程度に応じて所得にもとづいて計算された年金をあたえること。

3　出産

A　診察、産前ならびに産後の完全な医療保護、病院における保護と分娩はすべて無料とすること。

B　産前、産後を通じて一四週間の出産休暇をあたえ従前とおなじ生活水準を保証する手当を支払うこと。

C　妊婦、もしくは一才未満の幼児をもつ母親の解雇を禁止すること。仕事における社会的ならびに保健上の保護、すなわち妊婦にたいしては不適当な仕事を免除し、これによつて所得の損失をまねかざるようにすべきこと。

D　すべての母親にたいし、乳児の必要品ならびに授乳手当を支給すること。

E　授乳期間中の休息時間に賃金を支払うこと。

4　老令ならびに廃疾

A　年金をうける資格の年令は仕事の性質に応じて男子については五〇才から六〇才まで、女子については四五才から五〇才までにきめられるべきこと。

B　廃疾ならびに養老年金は、他の収入源のいかんにかかわらず、支払わるべきこと。

C　養老年金の最低率は、適当な生活水準を保証すべきこと、廃疾年金は、機能上ならびに職業上の無能力の程度を考慮にいれて、この最低額をこえて増加さるべきこと。

D　養老ならびに廃疾年金をうけるものにたいし、無料の医療保護、ならびに自分で保護しえぬばあいには家庭において援助をうける権利をあたえること。

E　戦傷病者にたいし社会保障にたいする同一の権利をあたえること。

5　完全ならびに部分失業

A　すべての失業者にたいし、失業の第一日から全期間にわたって、適当な生活水準を保証する失業手当を支払うこと。

B　失業手当をうけるものの能力にあわない職業の受諾を失業手当の条件としてはならないこと。

C　部分失業の場合には法定労働時間を下廻る労働時間にたいし手当を支払い、適当な生活水準を保障すべきこと。

D　労働年齢に達し、仕事をみつけることができない青年にたいし、失業手当を支払うべきこと。

6　家族手当

A　合理的な生活水準を保証するのに十分な資力をもつていないすべての子供、ならびにすべての他の扶養家族にたいし家族手当を支払うべきこと。

B　家族手当はすべての子供にたいしてひとしく、そして所得や利用しうる社会サーヴィスをあわせて、子供を正常に養育し、人生における出発を平等にし、子供の数のいかんにかかわらず、家族が適当な生活水準を維持しうるように調整さるべきこと。

7　遺族ならびに死亡手当

A　葬儀手当については、費用をつぐなうに十分な額を支払うべきこと。

B　寡婦ならびにその他の扶養家族は、適当な生活水準を保証する年金をうけるべきこと。

三、農業ならび林業のための社会保障

この綱領が完全に達成されるにさきだつて、農業賃金所得者にたいし、工業労働者とおなじ規定を拡張し、またおなじ計画に編入することによつて、農業賃金所得者のための社会的規定を改善することが緊急に必要である。

賃金労働がなく自己の土地ではたらく小農、借地農、刈り分け小作農は、賃金所得者とおなじ規定を適用さるべきである。

四、植民地諸国における社会保障

現在の綱領に規定されている社会保険ならびに社会保障の原則と標準は、人種、皮膚の色、性、国籍、宗教、世襲階級、宗派、職業、もしくは年齢のいかんをとわず植民地、半植民地ならびに従属諸国のすべての国民にたいして有効である。

この綱領を完全に達成するために、ウィーン国際社会保険ならびに社会保障会議は、植民地、従属国、ならびに半植民地諸国の住民のつぎの緊急の要求がこれらの諸国でただちに達成されねばならないと考える。

1、いかなる差別もなく、すべての子供にたいし家族手当を支払うこと。

2、国家が無料の診療所、病院、移動保健ならびに医療サーヴィスを設立し、およびこの数を増加すること。医者ならびに看護婦の教を増加すること。業務上の負傷ならびに職業病にたいする健康保護と予防措置、ならびに職場における労働者にたいする無料の医療治療を実施し、これを経営者の管理下におかぬこと。

3、妊娠中ならびに分娩後における無料の医療保護をふくめて母子にたいする組織的保護、福祉診療所、十分な授乳手当ならびに出産手当の支払い、婦人労働者にたいする有給出産休暇、乳児の必要品の支給等……

4、全勤労住民にたいし、適当な生活水準をあらゆる場合に保証すること。

5、あらゆる労働者にたいし、疾病、災害、癈疾ならびに老年のための現金給付を支払うこと。

6、失業者の登録と、失業手当の支払い。

7、産業上の傷害ならびに職業病の場合に無料の医療と復起ならびに再雇傭のための社会的保護をふくめて完全に補償すること。治療をうけるあいだの現金給付を支払うことと、恒久的廃疾の場合に年金を支払うこと。

最後に本章の附録として第三回世界労働組合大会の決議・宣言・アピール等を掲げておく。

（第一議題「世界労働組合連盟の活動報告と、労働者の生活水準の向上、および、平和擁護の闘争における労働者の統一行動を強化するための労働組合の諸任務」にかんする決議）

一九五三年一〇月一〇日から二一日までウィーンひらかれた第三回世界労働組合大会の参加者は、世界労働組合連盟加盟の組合ならびに非加盟の組合の委任をうけるか、もしくは職場の労働者によつて選出され、きわめて種々さまざまの政治的見解と宗教的信念を代表しているが、ここに参加者八一九名は、労働者の生活水準の向上と平和のための共同闘争に全労働者を結集するという、ゆるぎない意志を宣言した。

大会に直接代表をおくつた七九カ国八八六〇万の労働者と大会準備に参加したその他数百万の労働者は、統一こそ労働者の力の源泉であり、その活動を成功させる保障だと考えているだけでなく、世界労働組合連盟こそ自分たちの利益をまもるものであると心から確信していることをしめした。世界労働組合連盟に加盟していると加盟していないとにかかわらず、労働者がその要求と平和擁護のためにたたかうときにはいつでも、労働者は、かならずや世界労働組合連盟の立場をとり、その綱領実現のために行動している。

だからこそ、世界労働組合連盟は、その組合員を代表しているだけでなく、全労働者をも代表しているのである。

世界労働組合連盟は、労働者階級の生活条件と労働条件の向上、国民の民族独立、世界平和のための闘争で、労働者階級の統一をつよめるために、たえず活動してきた。

世界労働組合連盟とその産業別部門は、労働者のたたかいに、国際連帯という、かくことのできない支持をあたえている。それは、国際労働組合運動の諸経験の成果を提供している。

世界労働組合連盟は、弾圧のもとにくるしんでいるすべての労働者とすべての組合活動家をまもつている。また、労働組合の諸権利と民主主義的諸自由を保障するために、広汎な大衆闘争を組織している。

世界労働組合連盟は、国際連合の諸機関で、労働者の諸権利をまもつている。それは、国民大衆の生活水準の向上、経済的・社会的進歩、すべての国民の平和的協力をまもるために、国連に代表をおくつているのである。

世界労働組合連盟は、労働者を分裂させるものにすべて反対し、労働者階級の敵である労働組合運動の分裂主義者をばくろする。それだからこそ、第三回世界労働組合大会は、世界労働組合連盟の活動を満場一致で承認する。

第二回世界労働組合大会以後、労働者階級は、労働者の権利と自由にたいしてむけられた独占資本家の攻撃に反対して、ますますひろく統一しながら、強力にたたかつてきた。

冷たい戦争と軍拡競争で労働者の状態が改善でき、労働者に仕事とパンをあたえることができるというような幻想は、もろもろの事実によつてうちくだかれた。

政府が軍拡競争にのりだした資本主義諸国では、軍需生産は増大しているが、平和生産は低下している。資本家の利潤はとてつ

もない額にたつしているが、失業は増加し、生活水準は低下している。他方、平和政策をとつているソヴェト同盟、中華人民共和国、人民民主主義諸国、ドイツ民主共和国では、すべての国富が国民の福祉のためにつかわれている。これは、すべての国に確信をあたえる手本である。

大会は、生活条件と労働条件の向上をもとめる闘争で、労働者階級の統一が国内的にも国際的にもたえず強化されていることをみとめる。このことは、政府と雇主にますます譲歩させ、労働者の諸要求をみとめさせ、戦闘的な労働者を監獄から釈放させ、国民の民族的利益を考慮にいれさせる可能性を、資本主義諸国および植民地諸国の労働者にあたえている。

ブラジル、インド、日本、その他の国々とならんで、イタリアとフランスでおこなわれた、偉大な勝利にかがやくストライキ、仏領アフリカ植民地諸国における労働法典の実施、世界労働組合連盟副議長でフランス労働総同盟の書記長であるアラン・ル・レアその他フランス労働組合指導者の釈放、世界労働組合連盟副議長でキューバ労働者の指導者ラザロ・ペナの釈放は、労働者の統一行動と国際連帯の重要な成果である。

第三回世界労働組合大会は、グアテマラ、ボリヴィア、チリ、アフリカ黄金海岸で実現した労働組合運動の統一、インドの鉄道労働者、ウルグアイの金属労働者のあいだで、さらに、その他の諸国で達成された労働組合運動の経験にもとづいて、世界労働者のあいだで、かたく団結し、その他のかちとつた勝利としてあいさつをおくる。

全世界の労働者は、進歩の道を確信をもつてすすみ、たえず国民大衆の福祉を向上させているソヴェト同盟、人民中国、人民民主主義諸国の労働組合組織と労働者にたいして、兄弟としての協力と連帯を強化している。これらの国々の労働者がうちたてた偉大な業績は、同時に、資本主義の抑圧と植民地の抑圧にたいする、全世界の労働者の歴史的勝利である。

大会は、あらゆる分裂策動がおこなわれているにもかかわらず、国内でも国際的にも労働組合の統一をとりもどしたいという意志がすべての国々の労働者のあいだにますますつよくあらわれてきていることをみとめる。

大会は、資本主義諸国と植民地諸国で、経済的・社会的諸条件を改善し、平和を擁護するための闘争で国際自由労働組合連盟らびに国際キリスト教労働組合連盟との共同行動をうちたてる目的で世界労働組合連盟がくりかえしおこなつた提案に賛成する。

これらの提案は、労働者の利益に合致している。労働者は、国際的規模での行動の統一によつて労働者階級があらたな勝利をかちとれることを可能にしているということを知つているのだ。こういう理由で、大会はアメリカのアメリカ労働総同盟（ＡＦＬ）と産業別組織会議（ＣＩＯ）の指導者たちをはげしく非難するものである。かれらは、現在では国際自由労働組合連盟を支配しており、労働組合運動を分裂させ弱体化するためもつとも卑劣な方法をとつている。

しかし、統一をねがう労働者の意志は、分裂主義者の策動よりもつよいのであつて、かならずや勝利をおさめるであろう。

大会は、世界労働者階級の運動の経験にもとづいて、世界労働組合連盟、労働組合各インターナショナル（世界労働組合連盟産業別部門）ならびに各国の全国組合組織が当面している基本的諸任務を、つぎのように決定する。

労働組合の基本的で恒常的な任務は、労働者の生活水準の改善、諸国のあいだの経済・文化協力を強化するためにたたかうことである。この任務をはたすためには、労働組合は、広汎な労働者大

衆にその影響力をひろげ、労働組合に新規組合員をひきいれ、これまで労働組合がなかったところでは労働組合をつくり、労働者階級の統一をかため、あらゆる所属組合の労働者と未組織労働者とのあいだに統一行動を組織しなければならない。

行動の統一を実現するには、なによりもまず、職場で労働者を結集し、大衆とたえず密接に結びついていなければならない。行動の統一を実現するには、労働組合は、労働者全員が賛成する、明瞭で正確な実現可能な闘争の諸目標と諸スローガンを労働者に提出しなければならない。行動統一を実現するには、組合は、労働組合民主主義を尊重し、労働者とともに決定した公約を忠実に正直に実行することが必要である。

行動の統一を実現し、それをまもってゆくためには、労働者の統一を妨害しようとたくらむすべての策動を、ただちに、どんな状況のもとでもばくろすることが、ぜひとも必要である。したがって、分裂主義者がめざしている目的を、具体的な、納得のゆく議論で説明しなければならない。

生活条件の改善の闘争での労働者の統一をつよめるためには、労働組合は資本主義国と植民地諸国で、つぎの目標をかかげる労働者の活動を強化しなければならない。

――賃上げ。

――完全雇傭。

――男女の別、年齢、人種、国籍にかかわりなく「同一労働同一賃金」の原則の尊重。

――労働強化反対と職場での安全と保健の保障。

――労働者の肩に重くのしかかってくる直接税と間接税の削減

――国家と雇主の負担による勤労者のための総合的社会保障制度。

――反労働者階級諸法律の撤廃と労働組合の諸権利の保障。

賃上げをめざす労働組合の闘争は、戦闘的で、恒常的なものでなければならない。このたたかいと同時に、生計費の値あがりに反対し、物価引下げと不断の実質賃金の引上げをかちとるための積極的な立場をとらなければならない。労働組合は、独占資本の利潤がいちじるしくふえていることが生計費の値あがりの原因の一つであることを指摘しなければならない。

労働組合は、賃金釘づけ政策や、「犠牲の平等」とか「賃金と物価の悪循環」とかいうような、労働者の闘争を弱める目的をもつワソの理論をばくろせねばならない。

労働組合は、賃上げをめざす行動を、ほんものの団体協約を獲得するための行動と結合しなければならない。

あまりにも低賃金で、労働者やその家族が人間らしい生活のできない植民地・半植民地諸国、資本主義諸国では、労働組合は、当局と雇主に強制して、正常な生活諸条件を保障する産業別最低賃金を法律できめさせなければならない。労働組合は、この法律を確実に完全に実施させるために行動しなければならない。

大会は、「社会保険と社会保障の擁護、改善、拡大のための国際会議」で採択された綱領の実現のためにたたかい、一九五四年にひらかれる予定のアジア、ラテン・アメリカ、アフリカの大陸別「社会保障会議」の準備活動に積極的に参加するよう、労働組合に要請する。

大会は、労働者の文化水準をひきあげる目的で、労働組合組織が、無料の、母国語による、できるだけ長期間の高学年におよぶ義務教育制、あらゆる国々の諸国民のあいだの平和と友好の精神にもとづく効果的で民主主義的な教育をめざしてたたかうよう、労働組合組織に勧告する。

世界労働組合連盟は、国際連合にたいしてさらに精力的に労働者の諸要求をつきつけねばならないし、労働組合組織は、この行動を支持しなければならない。

大会は婦人、青年労働者の諸権利を保障するために成年、婦人、青年の団体と共同行動をおこなうよう労働組合組織に要請する。

大会は、世界でもつとも搾取された、帝国主義の残忍な支配に反抗してたちあがつている植民地・半植民地諸国の労働者と国民を無条件に支持することを宣言する。大会は、すべての労働者、とくに植民地領有国の労働者にむかつて、植民地・半植民地の労働者と国民にたいして団結した連帯をしめし、兄弟としての援助をあたえるようよびかける。大会は、アメリカ帝国主義に支援されたフランス植民主義者が八年ちかくもヴェトナム民主共和国にたいしておこなつている植民地戦争を終らせることを要求する。大会は、一九五三年一二月一九日のヴェトナム国民民族抵抗闘争日を、ヴェトナム国民への積極的な連帯とヴェトナムにおける植民地戦争停止のための国際闘争デーとすることを、おごそかに宣言する。大会は、集会、大衆集会、デモンストレーションその他のあらゆる行動の形態で、この犯罪闘争をやめさせたいという意志をしめすよう、労働者と労働組合によびかける。

労働者階級はその統一をつよめることによつて、すべての国民の福祉にとつてぜひとも必要な条件である平和の大業を、最大限に有効にまもることができるのである。

世界労働組合連盟は、国際紛争の平和的解決をめざす世界的カンパニアに広汎な勤労大衆が結集するのを援助しなければならない。朝鮮休戦は、すべての国際紛争を平和的に解決できることをしめす、もつともたしかな証拠である。

あらゆる見解の労働者、婦人、青年はすべて、平和と民主主義をめざし、戦争勢力に反対する人民的大衆行動に結集しなければならない。われわれは、平和支持者の運動をひろげるのを援助しなければならない。

われわれは、労働者の国際的な結びつきをつよめ、ひろめ、戦争屋の陰謀にたいする労働者の警戒心をたかめねばならない。

大会は、ヨーロッパ諸国のすべての労働者と労働組合にむかつて、西ドイツ軍国主義復活をめざすことによつて戦争の危険をふかめるボンとパリの条約批准を阻止するために力を結集するようよびかける。大会は、ヨーロッパ諸国のすべての労働者と労働組合にむかつて、戦争挑発者の策動をうちやぶるため、軍国主義復活に反対してたたかつているドイツ労働者に援助と積極的な連帯をあたえるよう、よびかける。大会は、平和をいちじるしくおびやかすファシズム復活の危険にたいし、警戒心をたかめるよう、よびかける。

第三回世界労働組合大会の諸決定は、万国の労働者を労働者階級の国際連帯という不敗の武器でつよめ、あらたな勝利にむかつて大胆に、確信にみちて前進させるものである。

第三回世界労働組合大会

一九五三年一〇月二一日　ウィーン

（第二議題「資本主義諸国と植民地諸国における経済的・社会的発展と、民族独立、民主主義的自由をめざす闘争での労働組合の諸任務」にかんする決議）

第二回世界労働組合大会いごのこの四年間におこつたもろもろの事件は、つぎのことをはつきりとしめしている。すなわち、あらゆる資本主義諸国と植民地諸国の経済にたいする独占資本の支配の強化と、帝国主義、なかんずくアメリカ帝国主義が、世界制覇のための侵略戦争を準備するという気ちがいじみた目的をもつ

てこれらの諸国におよぼそうとしている支配とは、現在では、諸国民の経済的・社会的進歩の主要な障害になつている、ということである。

アメリカにたいする資本主義諸国と植民地諸国の経済的・政治的従属・正常な貿易関係の抑圧、市場の制限、恐慌の激化とその諸結果、平和生産の削減と戦争屋がおしつける、再軍備のたえがたい負担、農業の衰退、実質賃金の低下、あらゆる形の労働者搾取の強化、失業と窮乏の増大――これらは、アメリカ帝国主義者に指導された大独占資本の政策が、これらの諸国民にもたらしている結果である。

ソ同盟国民の生産と福祉が急激に発展したことで確証されているとおり、生産をたえず増加させ、全人類にまともな生活水準を保障できるような、技術と科学の偉大な進歩がみられるにもかかわらず、世界の労働者と国民の大多数は、最低限の必要さえみたせないでいるのに、他方、一にぎりほどの百万長者は、労働者のものすごい搾取と、農民・職人・中小商工業者の零落とによつてぼう大な利潤をあげているのである。

たとえば、いわゆる生産性増加のためのアメリカ在外諸機関がおこなうカンパニアの目的は、そうでなくてさえ労働者が疲れきつている工場で、労働のテンポをはやめること以外のなにものでもない。

こういう条件のもとでは、労働者階級の切実な日常要求、すなわち、賃上げ、働く権利、社会保障の改善等々のための労働者階級の闘争は、自由、民族独立、経済的・社会的発展、世界平和をめざす、全国民の闘争と、日ましにますます緊密に結びついてくる。

(一)

この数年のあいだに、もつとも発達した資本主義諸国じたいが、アメリカ帝国主義の追求する侵略きた。

こうして、資本主義世界にくらは、自国の独占資本と外国帝国主れている。

アメリカの大資本はこうして、透を増大させようとつとめ、これる。侵略的な軍事条約といわゆるによつて、アメリカ独占資本は、他づけしようとしている。多数の国られ、その国民が、自分たちの町つているのをみせつけられるといまさにこの奴隷化の政策によるのである。

アメリカ帝国主義の浸透、とくられている浸透は、そうでなくてさえ経済発展、すなわち民族産業と自る障害をますという形をとつていたとえば、いわゆる生産性増加のおこなうカンパニアの目的は、つている工場で、労働のテンポをもない。

こういう条件のもとでは、わち、賃上げ、働く権利、社会保級の闘争は、自由、民族独ざす、全国民の闘争と、日ましに

(一)

この数年のあいだに、もつとも発達した資本主義諸国じたいが、

に必要なばかりでなく、先進資本主義諸国の国民にとつても必要になつている。

現在の情勢を入念に検討した結果、第三回世界労働組合大会は、労働組織にはあらたな諸任務と責任がかかつてきたと信ずるものである。

大会は、現在の情勢のもので、労働者の生活条件を改善するためには、労働組合はその闘争の基礎と展望をさらに拡大する必要があると宣言する。

内外独占資本の、退歩と窮乏と戦争の政策に反対して、労働組合組織は、平和生産全体と国民の消費能力との並行的な発展と、国民の生活水準の改善とをめざす、民族独立と経済進歩の政策をおしすすめなければならない。

大会は、外国独占資本が追及する奴隷化の政策にたいする、それぞれの資本主義の国民の反対がたかまつていることをみとめ、民族独立をめざす植民地・半植民地諸国の国民の闘争の巨大な高揚に熱烈なあいさつをおくるとともに、これらの国民にむかつて全世界の労働者の連帯と支持を確約する。

労働者階級の利益ばかりでなく、中間諸階層の切実な利益までが、独占資本の政策によつてますます危険におとしいれられているという事実を考慮したうえで、大会は資本主義諸国と植民地諸国の労働組合にむかつて、つぎのように指摘する。すなわち、これらの国民諸階層と団結し、かれらとともに、地域的に、また各産業別に明確にされた具体的な綱領を基礎にして、経済的・社会的発展と民族独立をめざす強力な闘争をおこなうことが必要だ、ということである。

大会は、労働者とその労働組合組織にむかつて、つぎの目標で統一行動を強化し、熱情をこめて闘争するよう、うつたえる。

――内外独占資本の、退歩と戦争の政策反対。

――国民の生活水準のおもいきつたひきあげと完全雇傭による平和生産と国内市場の発展。

――互恵と平等の諸権利をもとにした、世界のすべての国々のあいだの経済・文化交流の発展。

――破滅的な軍拡競争の停止。

――すべての国々の政治的・経済的独立、自国の領土からのすべての軍事基地の撤去とすべての外国軍隊の撤退。

――農業をおもいきつて発展させるための農地改革と、大規模で、広汎な農業開発の実施。

――国の資源を国内で利用し、加工することによつて、どこよりもまず植民地諸国、すべての発展のおくれた国と地域で工業を開発すること。

大会は、国民経済の平和的発展と勤労者の生活水準の不断の改善のためには、なんらの差別もない経済協力が必要であることを確認する。大会はまた、発展のおくれた国々にたいする真の技術援助を確保する目的で、とくべつの処置をとる必要があることを確認する。しかし大会は、どんな国際協力も、技術援助も、各国の政治的・経済的主権を基礎にしたものでなければならないことを宣言する。

大会は、労働者の生活水準の不断の改善をめざす行動をもつと有効にするために、経済発展と民族独立をめざす労働者のたたかいのあいだにつみあげられた世界各国の労働運動の経験をもつと系統的に研究することが必要であることを、労働組合組織にたいして指摘する。

このことを考慮して、大会は、労働組合中央部が国民経済会議を組織し、労働者のもつとも直接的な諸要求と結びつけて経済的

進歩をおしすすめるための具体的任務を決定するよう、要請する。

大会は、世界の各地域で、同じような経済構造と同じような社会諸問題をもつた国々の参加する国際会議を開催する可能性、また世界労連各産業部門が一定の産業をもととした国際会議を召集する可能性を検討するよう、世界労連執行委員会に指示する。

(二)

第三回労働組合大会は、資本主義世界のもつとも反動的な諸勢力がおこなつている、労働組合の諸権利と民主主義的自由にたいする攻撃を、全世界の世論のまえに告発する。独占資本および大地主とかれらの政府は、労働者と中間諸階層の搾取をつよめることによつて、社会退歩と戦争の政策の重い負担を国民に負わせようとして、あらゆる国々で、民主主義的自由、ことにストライキ権その他の労働組合の諸権利にたいして、ますます残忍な攻撃を開始している。全世界の恐怖侮蔑をかきたてているスペインとギリシャのファシズムの流血のテロルについで、労働組合と民主主義的諸権利にたいする、もつともにくむべき攻撃の型の一つは、悪名たかい人種的差別をもとにする南アフリカ政府のやばんな野獣的な政策である。

アメリカ帝国主義にあとおしされた多くの資本主義諸国政府は労働組合の諸権利を抑圧する立法をおこない、近代的社会立法を逆もどりさせている。その他の国々の政府は、憲法や自国の法律をやぶつて、警察をつかつてこれらの諸権利を攻撃している。

政府に支援された雇主たちは、いたるところで、工場や職場に圧制のための規則をもちこんでいる。この規則は、労働者をはずかしめるための差別待遇、虐待、脅迫などのファッショ的なやりかたを基礎にしている。

帝国主義は、このファッショ化の手口によつて、社会の全般的な退歩をおしつけようとしている。この手口こそ、帝国主義の悪を最後的にあばきだす告発状である。なぜなら、それは、国民の大多数の切実な要求と矛盾するものであるため、そのことによつて、帝国主義は、自由と文明の基本原則と両立しがたいことを自認せざるをえないからである。

こういう情勢のもとでは、パン、賃金、仕事、すべての労働者の諸権利をまもることが、民主主義的自由、労働組合の諸権利、労働者の尊厳、根本的には工場内における労働者の尊重、をまもるための闘争とじかに結びつくことは、あきらかである。

第三回世界労働組合大会は、すべての国の労働者にむかつて、統一行動を強化し、あらゆる形の反動に反対し、民主主義的自由と労働組合の諸権利を擁護し獲得する闘争を発展させるよう、よびかける。

われわれは、例外なしにすべての労働者がストライキ権をもつこと、組織することの完全な自由、言論の自由、あらゆる組合のすべての指導者の民主主義的選挙、労働組合の運営と活動に干渉をくわえようとする、いつさいの政府の策動の停止、なかんずく職場での民主主義的諸権利と労働者の人格の尊重、を要求する。

第三回世界労働組合大会は、労働者階級の先覚たちが八時間労働日の獲得をめざしてたたかつた偉大な国際的闘争をここにおもいうかべる。この闘争は、いくつかの国で、めざましい勝利をおさめたのであつた。今日では、民主主義的自由と労働組合の諸権利の擁護をこそ、あらたな国際的大闘争の主要目標にしなければならない。

だからこそ、これらのあらゆる国々の労働者の基本的諸要求を国際闘争日にもつともつよく叫ぶことが必要なのである。

したがつて、第三回世界労働組合大会は、労働組合の諸権利と

民主主義的自由の擁護ならびに獲得を、一九五四年メーデーの主要スローガンとすることを決定する。

第三回世界労働組合大会は、世界労連指導諸機関にたいし、労働組合と労働者の民主主義的諸権利にかんする憲章を起草し、植民地・半植民地諸国をふくめてすべての国でその実施を要求することを指示する。この憲章を、あらゆる国語で、すべての国に、そして都市、農村のあらゆる職場に配布すべきである。また、憲章を、あらゆる国の議会やその他種々の民主主義的諸集会に、さらに国連経済社会理事会と国際労働機構（ＩＬＯ）の双方におくりその承認を要求すべきである。

さらに、第三回世界労働組合大会は、労働組合の強化こそ、労働組合の自由と民主主義的自由を擁護し達成する闘争を成功させるための条件の一つであるという事実に労働者の注意を喚起する。

国のあらゆる資源の利用、すべての国々の経済の平和的発展、諸国民の生活水準の向上、民族独立・労働組合の諸権利・民主主義的自由の擁護と達成は、帝国主義者の道を阻止し、あらゆる国民に幸福と自由と平和を確得するために、全世界のすべての労働者が毎日毎日たたかっている、偉大な闘争のかなめとならなければならない。

第三回世界労働組合大会

一九五三年一〇月二一日　ウィーン

（第三議題「植民地および半植民地の労働組合運動の発展」にかんする決議）

第三回世界労働組合大会そのものが、植民地および半植民地の労働組合運動が力づよく発展していることをはっきりと立証した。植民地、半植民地諸国の数百万労働者の代表たちとともに、大会の仕事に積極的な役割をはたし、また重要な寄与をした。

大会は、一九四九年にミラノでひらかれた第二回世界労働組合大会以後、植民地・半植民地の収奪が激化したことを確認した。外国独占資本は、植民地・半植民地の民族産業の発展を後退させているばかりでなく、植民地・半植民地に、やすい原料の供給者と、独占資本の製品を処分するための市場としての役割だけをやらせている。

アメリカ帝国主義者と他の植民地領有列強は、その支配下の国のぼう大な経済的・人的資源を、新しい世界戦争を準備する侵略計画実施の手段に利用している。帝国主義者たちは、被抑圧民族にたいして新しい要求と窮乏とを強いている。

帝国主義者たちは、労働者大衆の生活水準にたいする攻勢をつよめている。そうでなくても資本主義諸国より長い労働時間はいつそう長くなつている。労働者に人間らしい生活をさせるには、そうでなくてもあまりにもひくすぎる実質賃金が、たえず減少している。失業者の大群は、男女をあわせて何千万をかぞえるにいたつた。飢饉と疫病のために、多くの人間の生命がうしなわれている。文盲の人間の数はおどろくべき程度にたつしている。人種的差別と強制労働は拡大している。基本的な民主主義の諸権利と諸自由は、労働者や国民大衆からうばいとられている。はげしい闘争によつてかちとられた、制限つきの権利と自由でさえもが、反動の攻撃するところとなつた。労働組合組織とその指導者たちは、残忍な弾圧にさらされている。植民主義者たちは、じぶんたちの支配を強化するために、あらゆる手を利用して労働者を分裂させ、民族および人種間の不和を助長している。

しかし、植民地および半植民地の諸国民はもうこれ以上、帝国主義者たちのくびきに屈することを拒否している。各国民は、じ

ぶんたちの利益を、勇気と不撓不屈さをもつて擁護しつつある。各国民は、ますます力づよく、植民地体制を廃止し、じぶんたちの民族独立をかちとるためにたちあがつている。

すべての資本主義国の労働者階級の運動の前途、各国民の平和と進歩をめざす闘争、ソヴェト同盟を先頭とする世界民主主義勢力の不断の成長は、植民地体制の土台をゆすぶるものである。

偉大な中国人民の歴史的勝利は、全植民地体制に大打撃をくわえ、アジアの情勢を根本からかえた。中華人民共和国は、全世界の平和勢力とならんで、各国民のあいだの平和と友好とをめざして活動している。

朝鮮休戦の締結は、戦争と反動の勢力にたいする、平和の勢力にとつての重大な勝利である。

大会は、自由と民族独立をめざしていさましくたたかつているヴェトナム国民にむかつて、かさねて友情のあいさつをおくるとともに、一九五三年一二月一九日をヴェトナム国民との積極的な連帯と、ヴェトナムの植民地戦争停止を要求する国際闘争デーにしようとの、世界労働者へのアピールを確認するものである。

大会は、マレー、フィリッピン、ケニア、英領ギアナ、モロッコ、チュニジアの国民ならびに、このうえもなく残忍で血にうえた帝国主義者の攻撃に抗していさましくたたかつているすべての諸国民との連帯を宣言する。大会は、やばんな弾圧と、このうえなく困難な条件をものともせず、帝国主義者に頑強に抵抗し、労働組合運動を発展させ、組織し、経済的・社会的要求の擁護と民族独立および平和のためにたたかつている植民地・半植民地の労働者たちに、心からのあいさつをおくる。

多くの国々では、農民、手工業者、知識人その他の国民各層が労働者階級とともに闘争に参加している。労働者の闘争は、大衆的性格をおびるにいたつており、行動の統一は大きな進歩をとげた。そのような闘争がかちえた勝利を典型的な一例は、フランスの支配下にある「黒色（ブラック）」アフリカにおける労働法典の採用であつて、それは、労働者と全アフリカ住民との完全な統一のもとにおこなわれたいくつかの大衆的大ストライキの成果である。

とくに重要なことは、労働者と農民との行動の統一がますます固くなつたことである。労働組合の主要な任務の一つは、農民大衆団体との友好的な結びつきを確立し、帝国主義者のやる土地の没収に反対するとともに、母国語による普通教育の発展を要求して、農民の生活条件改善のための活動を支持することである。

大会は、労働組合のとくべつの任務は、ことなつた労働組合組織にぞくする労働者と未組織労働者の共同行動を組織することによつて、国籍、政治的または宗教的信条、人種、身分（カースト）などにはかかわりなく、労働者のもつとも広汎な部分を、共同要求の綱領を中心として統一することにあるとかんがえる。

大会は、分裂主義者、自由と進歩との敵どもの策動がなされようとも、植民地および半植民地の労働者たちは、その統一をうちかためるであろうことを確信する。

大会は、国際社会保障会議の諸決定の実現、その綱領の達成と国家と雇主の負担による社会保障制度の実施をめざす闘争は、労働組合組織の活動のうちで重要な地位をしめるべきであるとかんがえる。

基本的な労働組合単位、農業および農園労働者のあいだの労働組合の発展、各民族的規模での産業にもとづく組織にたいして、いっそうの注意をはらうことが等しく労働組合の任務である。

幹部の訓練と、組合で責任ある人たちにたいする援助とによつて、かれらに、全労働組合指導者に必要な経験を獲得させること

ができるであろう。この任務は、植民地および半植民地諸国では、とくに重要である。

世界労働組合連盟は、いままでにも、植民地および従属国の労働組織を援助してきたが、将来はもつと大きな規模で援助をつづけるであろう。大会は、植民地および従属国の労働者たちとのかわることのない、兄弟としての国際連帯の形をとつた、世界労働組合連盟の活動を是認する。この活動は、労働者大衆の世界労働組合連盟に寄せる信頼をたえずますものである。大会は、すべての国々の労働組合および労働者にむかつて帝国主義の束縛に反対してたたかつている諸国民とのますます積極的な連帯をよびかける。

植民地および従属国の各労働組合のあいだの兄弟としての結びつきをさらに緊密にし、相互援助をつよめることは、その闘争の水準をひきあげる助けとなるであろう。植民地諸国の労働者および労働組合と帝国主義諸国の労働者および労働組合との提携は、植民地の民族独立と全労働者の生活水準の改善をめざす共同闘争を力づよく助けるであろう。フランス労働者階級と、フランス帝国主義から抑圧されている国々の労働者たちとのあいだにある連帯はこの種の兄弟としての結びつきの模範である。

労働組合は、国民の平和闘争のなかで、第一義的に重要な役割を演ずる。労働組合は、植民地戦争に労働者をつかうことにたいして、また、植民地の諸国を帝国主義の軍事基地にすることにたいして、つよく抗議しなければならない。

帝国主義者たちは、植民地諸領を鉄のカーテンでとりかこんでいる。帝国主義者たちは、植民地国民を他国の国民からきりはなしたがつている。かれらは、植民地の労働者の運命となつている搾取、隷従、差別待遇、品性の堕落などのおそるべき状態を注意ぶかくかくしている。かれらは、いままでにも、植民地および従属国の労働組織を援助してきたが、将来はもつと大きな規模で援助をつづけるであろう。大会は、植民地および従属国の労働者たちとのかわることのない、兄弟としての国際連帯の形をとつた、世界労働組合連盟の活動を是認する。この活動は、労働者大衆の世界労働組合連盟に寄せる信頼をたえずますものである。大会は、すべての国々の労働組合および労働者にむかつて帝国主義の束縛に反対してたたかつている諸国民とのますます積極的な連帯をよびかける。

植民地および従属国の各労働組合のあいだの兄弟としての結びつきをさらに緊密にし、相互援助をつよめることは、その闘争の水準をひきあげる助けとなるであろう。植民地諸国の労働者および労働組合と帝国主義諸国の労働者および労働組合との提携は、植民地の民族独立と全労働者の生活水準の改善をめざす共同闘争を力づよく助けるであろう。フランス労働者階級と、フランス帝国主義から抑圧されている国々の労働者たちとのあいだにある連帯はこの種の兄弟としての結びつきの模範である。

労働組合は、国民の平和闘争のなかで、第一義的に重要な役割を演ずる。労働組合は、植民地戦争に労働者をつかうことにたいして、また、植民地の諸国を帝国主義の軍事基地にすることにたいして、つよく抗議しなければならない。

帝国主義者たちは、植民地諸領を鉄のカーテンでとりかこんでいる。帝国主義者たちは、植民地国民を他国の国民からきりはなしたがつている。かれらは、植民地の労働者の運命となつている搾取、隷従、差別待遇、品性の堕落などのおそるべき状態を注意ぶかくかくしている。かれらは、いままでにも、植民地および従属国の労働組織を援助してきたが、将来はもつと大きな規模で援助をつづけるであろう。大会は、植民地および従属国の労働者たちとのかわることのない、兄弟としての国際連帯の形をとつた、世界労働組合連盟の活動を是認する。この活動は、労働者大衆の世界労働組合連盟に寄せる信頼をたえずますものである。大会は、すべての国々の労働組合および労働者にむかつて帝国主義の束縛に反対してたたかつている諸国民とのますます積極的な連帯をよびかける。

大会は、世界労働組合連盟および労働組合インターナショナル（世界労連産業別部門）の執行機関にむかつて、つぎのことを勧告する。すなわち――

――植民地および半植民地諸国の労働組合組織に、地域の労働組合会議を召集させること。

――これらの国々の労働組合組織に、地域の労働組合会議を召集させること。

――世界労働組合連盟の連絡事務局の行動が発展するよう確保すること。

第三回世界労働組合大会は、植民地および半植民地諸国の労働組合組織が、数百万の労働者の願望をいいあらわしている本大会の諸決定を広汎な大衆に周知徹底させ、それをじつさいに実行できるようにありとあらゆる方策を講ずることを要請する。

全世界の労働組合のはば広い、兄弟としての支持をうけて、植民地・半植民地諸国の労働組合が成長し発展することは、被抑圧民族の解放と広汎な国民大衆の切実な要求にこたえることと、平和の擁護とのための労働者たちの英雄的な闘争が成功することを保障するものにほかならない。

第三回世界労働組合大会

一九五三年一〇月二一日　ウィーン

（世界の労働者にたいする、第三回労働組合大会の宣言）

万国の筋肉労働者、知能労働者諸君。

われわれは、第三回世界労働組合大会に七九カ国から参集した。われわれは、すべての人種および国籍の、ありとあらゆる色どりの政治と宗教の八八六〇万の組織された筋肉、知能労働者を代表している。この偉大な国際労働組合集会、労働者階級運動史上もつとも重要な集会で、われわれは、われわれの要求と闘争、計画と希望にかんして意見を交換し合つたのである。

われわれは同時に民主主義に、全労働者の福祉と平和への熱望を反映する行動綱領を作成し、採択した。

大資本に抑圧されている国々では、勤労人民はもはや、貧困、不安、飢、失業、抑圧、戦争の恐怖などのなかで生活しようとはおもつていない。かれらは、よりよい生活条件をうるため、自分たちの権利の擁護と恒久平和の保持のために、統一し、努力している。

数百万のフランスとイタリアの労働者たちは、比類ない長期間にわたる大規模な統一ストライキをやつた。数百万のイギリス労働者たちは、現在、賃上げを要求している。

インド、ブラジル、イランでは、大衆的な大ストライキがおこつた。アフリカの広大な地域では、労働者による統一行動が、帝国主義者どもを譲歩させて労働法典をかちとらせ、他方、人種的差別反対の闘争がアフリカ大陸いたるところで発展しつつある。

資本主義世界と植民地世界のすべての国々、すなわちアメリカ合衆国、日本、ギリシャ、スペイン、インドネシア、モロッコ、中東およびラテン・アメリカで、労働者の諸要求のための行動の波が圧倒的にたかまつている。

民族解放運動は、植民地および従属国で成長している。数世紀にわたつて、外国列強のくさびのもとにくるしんできた昔日のアジアは、いまでは、つぎからつぎへと自分たちを解放しているのである。あらたな偉大な力、つまり中華人民共和国がうまれ、そして、世界中のすべての平和愛好国民とともに、平和と国際連帯と民族独立の大業を擁護している。ヴェトナム、日本、マレー、インドネシア、近東、アフリカ、ラテン・アメリカ各国民は、自分たちの自由と独立をもとめて、いさましくたたかつている。

万国の男女労働者諸君。

あなたがたの統一と活動とを通じて、大衆の生活条件が改善され、平和が全世界にわたつて強化され、獲得された成果がさらに拡大されるように配慮することは、あなたがたの責任である。各国国民の平和のためのたゆみない闘争は、このうえなくみごとな結果をもたらした。朝鮮の流血は終つた。数億の男女は、国際的な大問題を平和的に解決することをめざす世界平和評議会のアピールにこたえている。

しかし、国際間の緊張の緩和に反対する勢力が、世界に存在する。その勢力のいだいている計画にとつては、平和は好ましくない。かれらは最大限利潤を追求するにさいし、国際情勢における新たなる破壊を目的としてバクチをやつている。すなわち戦争バクチをやつている。かれらは、西ドイツに軍国主義を復活させ、それをヨーロッパにおける主要侵略基地としつつある。かれらは、朝鮮問題の平和的解決を不可能にしたがつている。かれらは極東における主要な戦争基地と化しつつある日本の軍事力を復活しつつある。かれらは、労働者階級の生活水準に攻撃をくわえて、それをひきさげようとしている。かれらは、ますます重く、労働

者大衆の背中にのしかかつてくる軍拡競争を促進しつつある。

第三回世界労働組合大会は、われわれすべて、すなわち、いつさいの職業とあらゆることなつた見解をもつ男女労働者と労働組合とがみな、つぎの目的のために統一できるということをしめした。

――賃上げ、減税、失業の根絶。

――性、年齢、人種、国籍にかかわりなく、同一労働同一賃金の原則の実施。

――非人間的な労働強化の根絶。

――社会保険および社会保障の広汎な体系の発展。

――反労働者階級立法の廃止と、労働組合の諸権利の確保。

――現在は軍備にあてられている資源と資金とを一変して経済的・文化的発展という平和的目標にむけること。

――国際連合に、みずからの憲章を尊重させ、各国民のあいだの平和的協力をうみだすというその本来の役割と義務とをはたさせること。

統一の思想を、労働者たちはつかみはじめている。労働者たちの統一へむかう力づよい衝動は、職場でも、国内的にも国際的にも着々と成長している。

労働者階級の国際労働組合への統一をとりもどすことは、きわめて大きな結果をうみだすであろう。それは、国際間の緊張をいつそう緩和するのに寄与するであろう。それは、社会体制を異にする諸国家のあいだの経済的・文化的友好関係の発展をたすけるであろう。それは、軍拡競争を中止させるであろう。それは、平和建設、失業の減少、国民の福祉の増進にむかわせるであろう。

万国の、いつさいの職業にたずさわる男女労働者諸君。

第二次世界大戦のにがい経験をけつして忘れるな！

われわれの隊列の統一を強化せよ。

国内的にも国際的にも労働組合の統一をとりもどせ。

この統一を工場・事務所のなかにうちたてよ。

労働者の諸要求をまもる統一戦線を結集せよ。

この統一をさまたげようとしている、アメリカ労働総同盟（AFL）や産業別組織会議（CIO）の指導者たちのような連中の分裂政策をばくろせよ。

いつさいの労働組合組織および国際自由労働組合連盟の執行機関が、統一行動にかんする世界労働組合連盟の提案をうけいれるように要求せよ。

全世界の労働者のうちやぶりがたい固い団結万才！

恒久平和、諸国民のあいだの友好、全人類の幸福な未来のために、積極的にたえまなくたたかつている世界労働組合連盟万才！

一九五三年一〇月二一日

（世界労働組合連盟に加盟していないすべての労働組合組織および組合員へあてた公開状）

ウィーン

親愛なる兄弟諸君。

一九五三年一〇月という月には、世界労働組合運動の発展のうえで歴史的な重要性をもつ出来事がありました。世界労連に加盟していない労働組合組織を代表する三四二名の代表をふくめて七九カ国八一九名の代表が、友好と統一の精神をもつて、ウィーンの第三回世界労働組合大会に参集したのです。この代表たちは、大会で、万国の労働者の、生活水準の改善、民主主義的自由をもとめる希望や要求を、自由に、民主主義的に語りあいました。

第三回世界労働組合大会にあつまつた代表は、国内的にも国際的にも所属を異にする各組織を代表しているほかに、種々さまざまな人種をも代表しており、宗教上の信条も政治上の見解もちが

つていました。多くの代表たちは、職場で、労働者たちからえらばれ、そのようにして工場からじかに大会にやつてきたのです。

このことは、世界の労働組合運動内部の組織と見解の多様さとともに、大衆の意見をも反映した集会という、独特な性格を、第三回大会にあたえたわけです。それは、大衆的な大会であり、きわめて種々さまざまの組織と個人とを統一した大会でした。しかし大会の構成がどうあろうと、植民地・半植民地諸国でも、さらに、先進資本主義国でも、同じように、実質賃金が低下しつつあり、社会保障は十分でなく、広汎な失業が現に存在しているか、あるいはさしせまつた危険となつており、他方、労働組合と民主主義的諸権利がますます敵の攻撃にさらされているということは満場一致で承認されました。戦争がおこるかもしれないという恐怖が、勤労者の脳裡からはなれることは、ほとんどありません。まじめな男女ならだれでも、以上の点を、情勢を正確にえがきだしたものとしてみとめないわけにはいかないでしょう。

この情勢に直面して、大会は団結したのです。いつさいの所属関係や信条がちがう労働者による統一行動だけが、情勢を急速にかえることができ、賃金と生活水準の改善をもたらし、国際的関係を拡大し、平和と民族独立を獲得することができるという結論が、討議の結果、はつきりしました。この確信は、大会に代表をおくつた労働組合各組織の経験、すなわち、統一行動が達成されたところでは、要求をかちとれることができるという事実をしめした経験、にもとづいています。

これらの統一活動にかんする各国ごとの経験が、国際労働組合運動の水準にまで拡大できたなら、勤労者の前進をくいとめるものは、なにもないでしょう。

世界労働組合連盟は、この統一の思想そのものに立脚していますから、いままで数次にわたり、国際自由労働組合連盟とにむかつて、共同に作成される最低綱領にもとづく共同行動を討議しようと提議してきました。しかし国際自由労働組合連盟の指導者たちは、無礼な態度で、世界労働組合連盟との協定をまつたくしりぞけたのです。

国際自由労働組合連盟のこの態度は、この組織のなかで、アメリカ労働総同盟と産業別組織会議の指導者たちが、支配的な影響力をにぎつているからです。かれらの意図は、国際自由労働組合連盟の加盟組合を、アメリカ合衆国国務省とアメリカ大資本の政策に結びつけようとするにあります。

しかし、わたくしたちは、このような政策を、たとえばイギリス労働組合会議（ＴＵＣ）やスカンジナヴィア諸国の労働組合のような労働組合運動におしつけることがそうやすやすとできるとはおもいたくないし、植民地・半植民地諸国の労働組合運動にそれをおしつけることは、いつそうむずかしいでしよう。わたくしたちは、労働者の利益を擁護する闘争の長い伝統をもつ労働組合がじぶんたちの政策をアメリカ帝国主義の願望に従属させるのをかんたんにみとめるとは信じませんし、また、労働者に奉仕しようとのぞんでいる誠実な労働組合指導者たちが、じぶんの仲間の利益がふみにじられ、行動の自由がうばいとられるのを傍観しているとも信じません。

八八六〇万の労働者を代表するこの広汎な第三回世界労働組合大会の議事のしめしたことは、統一行動の基礎は、あらゆるタイプと背景をもつ労働組合組織のあいだにそれぞれの行動の独立やそれぞれじぶんたちで政策を決定する権利などを侵害せずに、達成することができるという事実です。

わたくしたちが、国際自由労働組合連盟や国際キリスト教労働

組合連盟に加盟している全国および地方労働組合の指導者やその組織の労働者たちに、じかに、統一行動のために、だいじな、友好的なアピールをおくるのは、労働者の誠実さと良識にたいし、わたくしたちが全面的な確信をよせているからです。

したがつてわたくしたちは、すべての国、地方、工場、労働組合の支部にいるあなたがたにたいし、つぎの提案をします。人種、国籍、宗教、政治上の差異にはかかわりなく、おたがいに兄弟として、労働者階級の仲間としてつきあおう。あなたがたを分裂させようとし、あなたがたの統一をさまたげ、労働者階級の力をよわめようとする連中にたいして、ともに力を合わせて抵抗しよう。生活条件を改善し、労働組合と民主主義的諸権利を擁護し、世界平和への脅威を一挙に全面的になくなすために、統一してたたかおう。

労働組合の国際的統一行動のためにたたかい、過去数年間にわつて発展してきた人為的な分裂に終止符をうとう。統一行動は、労働者階級の自信と前進とのあらたな時期をきりひらき、偉大な勝利と、生活条件の改善と、諸国民間の友好の樹立とにみちびくことができます。

世界の労働者は、統一行動をつうじて、人類にとつて幸福な未来をきずきあげるでありましよう。

世界労働組合連盟議長　ジュセッペ・ディ・ヴィットリオ
世界労働組合連盟書記長　ルイ・サイヤン
一九五三年一〇月二一日　ウィーン

（ヨーロッパ諸国の労働者および労働組合への、第三回世界労働組合大会のアピール）

第三回世界労働組合大会は、大会に代表された八八六〇万の労働者の名で、あなたがたによびかけます。

二〇世紀にはいつてから三度目の世界戦争の暗雲がヨーロッパをおおつています。

国際反動は、アデナウアー政府をつうじて、西ドイツにファシズムと軍国主義とを再建しようとこころみており、また、ドイツ人を、侵略的軍事ブロックの主要な突撃部隊に仕立てあげようとしています。

ボン政府は、軍隊の編成をいそいでいます。それは、軍艦と軍用航空機を建造し、戦争資材と軍需品の製造をすすめています。西ドイツ工業は、あらたな戦争の兵器庫と化し、ヒトラーの国防軍の将兵たち――戦争犯罪人ども――はぞくぞく釈放されています。

アデナウアーは、アメリカ帝国主義者の支持をうけ、一方、西ヨーロッパ諸国政府とぐるになつて軍国主義に夢中になり、おおつぴらに復讐計画を口にしています。アデナウアーの政策は、労働者の統一行動と労働組合にとつて不断の脅威であります。平和勢力の発展にきもをつぶした戦争屋どもは、冒険と挑発の手段にたよつています。

兄弟諸君！

第二次世界大戦の残虐と窮乏――ブッヘンワルドとアウシュウィッツの拷問室、スターリングラードとコヴェントリーの廃墟、リディスとオラドウールの灰燼、ヒトラーの死刑執行人どもの手でころされ、拷問された何百万の男女と子供のことは、あなたがたの記憶にいまなお生々しいことでありましよう。戦争のもたらした結果は、今日でもまだありありとのこつています。あなたがたのうちには、たくさんの不具者やたくさんの未亡人とみなし子がいますし、おそろしい戦争の数年間に家族をなくした男女もたくさんいます。

もし新しい戦争がおこるとすれば、それは、人類を最大の災厄のなかになげこむことになるでしょう。大量破壊手段、原子爆弾や水素爆弾は、すべての国々を砂漠に化してしまうでありましょう。

戦争は、労働者には苦しみと悲惨とをもたらすが、資本家には巨大な利潤をうみだすものであります。ここにこそ、独占資本家がその戦争予算をまし、軍拡競争を促進し、各国国民に新しい、いままで以上におそろしい戦争の血の海を、しよつちゆう心配して日をおくるようにさせる理由の一つがあります。

ボンとパリの両国政府のあいだに結ばれた協約が履行されるようになれば、ドイツの再軍備と軍国主義の復活とが促進されるでしよう。

西ドイツの軍国主義復活は、ヨーロッパおよび全世界の国民の平和な生活にとつて危険な結果をもたらすものであります。それは、まず第一に、ドイツ国民じしんにとつておそるべき脅威であります。帝国主義者たちが準備をいそいでいる戦争は、ドイツ国民を、新しい、いままで以上におそろしい民族的破滅におとしいれるものでありましよう。

西ドイツの労働者諸君！

わたくしたちは、あなたがたが、西ドイツを戦争の発火点にすることを防止し、ヨーロッパだけでなく全世界にわたつて、平和をおびやかすものをとりのぞく労働者階級の統一行動と、すべての民主主義勢力を統一する戦線をうちたてるための闘争をつよめることをうつたえます。あなたがたの肩に、ドイツにファシズムと軍国主義が復活するのを防止するという大きな責任がかかつていることを、けつして忘れないでください。

あなたがたの労働組合のなかに統一されている社会主義者、共産主義者、キリスト教徒、無党派労働者の諸君、わたくしたちは、あなたがたにむかつて、ヨーロッパ諸国の全労働者と手をにぎるよう、うつたえます。ボン＝パリ条約を決定的にくいとめる力をもつている労働者の闘争の広汎な運動を、手をこまねいてながめているのをやめてほしいのです。

ヨーロッパの男女労働者諸君！

戦争を防止するために、西ドイツの侵略勢力の復活に反対しよう。あなたがたの隊列をひきしめ、行動の統一をつよめ、ファシズムの復活に反対し、侵略の準備に反対するたたかいのなかで決意と勇気をしめそう。アデナウアー政府の侵略計画に反対してたたかつているドイツ労働者たちにたいして、兄弟としての連帯をさらにつよめよう。ドイツが、軍国主義と侵略の道か、あらゆる国々の国民のあいだの平和と友好の道かの、どちらの道をえらぶかは、あなたがたの連帯と行動の統一、それから、ドイツ労働者たちの決意によつてきまるのです。

西ドイツの平和勢力の戦争政策に反対する闘争を援助し、ドイツ民主共和国の労働者とその組合がおこなつている平和活動を積極的に支持することは、わたくしたちすべての義務であります。

アイゼンハワーとアデナウアーがフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグの各議会にむかつて尊大にも要求している戦争条約の批准に反対するたたかいに、団結して参加しよう。ヒトラー戦争をつづけようとしたがつている連中の犯罪企図を粉砕しよう。統一すれば、あなたがたは強大で決定的な勢力となります。ボン＝パリ条約の批准と履行によつて実行されるであろうところのおそるべき計画をやめさせよう。

平和と民族独立をまもれ。万国の労働者の統一万歳！

一九五三年一〇月二一日

ウィーン

第六章　主要な労働組合の現状

まず全国主要労働組合の産業別組織状況をみれば第300表の如くである。

次に系統別にみた主要な労働組合の現状は第301表の通りである。

以下に、第300表に基いて、各組合の現状を紹介する。

（凡　例）
組合名（略称）
英語名（略称）
所在地、電話、役員（改選月日）、結成年月日、加盟上部機関
組織、活動
機関紙、綱領、規約など。

第300表　全国主要労働組合産業別組織状況

大産業別	中産業別	業態別	現状（1953年末現在）			
			組合名		組合員数	形態
A全国組合連合体			1（評）日本労働組合総評議会	（総評）	2,860,000	
			2（新）全国産業別労働組合連合	（新産別）	40,500	
			3（産）全日本産業別労働組合会議	（産別）	13,000	
			4（全）全日本労働組合会議（準備会）	（全労）	840,000	
			5（総）日本労働組合総同盟	（総同盟）	276,500	
B地方連合組織	（各府県別）	（地域別）	——略——			
C鉱　業	a石炭鉱業		6（評）日本炭鉱労働組合	（炭労）	268,000	連合
		（全炭鉱）75,000	7（総）日本鉱山労働組合	（日鉱）	43,000	連合
			8（全）常磐地方炭鉱労働組合連合会	（常炭連）	15,000	連合
	b金属鉱業		9（評）全日本金属鉱山労働組合連合会	（全鉱連）	58,000	連合
D金属産業	a金属機器		10（評）全国金属労働組合	（全国金属）	72,500	連合
			11（新）全国機械金属労働組合	（全機金）	16,000	単一
			12（産）全日本金属労働組合	（全金属）	12,000	単一
			13（総）全国金属産業労働組合同盟	（全金同盟）	46,000	連合

E化学産業	b鉄　鋼		14（評）日本鉄鋼産業労働組合連合会	（鉄鋼労連）	120,000	連合
	c造　船		15（中）全日本造船労働組合	（全造船）	59,500	単一
			16（総）全国造船労働組合総連合	（造船総連）	30,000	連合
	d車　両		17（評）全日本自動車産業労働組合	（全自動車）	28,000	単一
			18（中）車両産業労働組合連合会	（車労連）	11,500	連合
	e電気機器		19（中）全日本電機機器労働組合連合会	（電機労連）	95,000	連合
			20（中）全日本電線工業労働組合	（全電線）	15,000	連合
	a一般化学	I紙パルプ II石油石炭加工	21（新）全化学産業労働組合連合	（新化学）	7,500	連合
			22（総）全国化学労働組合同盟	（全国化学）	27,000	連合
			23（中）大化学産業労働組合	（大化学）	1,000	単一
			24（評）化学産業労働組合同盟	（化学同盟）	38,000	連合
			25（中）全国紙パルプ産業労働組合連合会	（紙パ労連）	44,000	連合
			26（中）全石油産業労働組合協議会	（全石労）	15,000	協議
			27（中）全国瓦斯労働組合連合会	（全国ガス）	11,500	連合
	b合成化学		28（評）合成化学産業労働組合連合	（合化労連）	71,000	連合
	c窯　業		29（中）全国セメント労働組合連合会	（全国セメント）	16,500	連合
			30（中）全国窯業労働組合連合会	（全窯連）	14,000	連合
F繊維産業			31（全）全国繊維産業労働組合同盟	（全繊）	319,500	連合
			32（中）全国蚕糸労働組合連合会	（全蚕労連）	32,000	連合
G食品産業			33（総）全国食品産業労働組合同盟	（全食産）	22,000	連合
			34（評）全専売労働組合	（全専売）	37,000	単一
H文化産業	a映画演劇		35（全）全国映画演劇労働組合	（全映演）	2,000	単一
			36（中）映画演劇労働組合総連合	（映演総連）	8,000	協議
	b印刷出版		37（評）全印刷局労働組合	（全印労）	8,000	単一
			38（中）全国印刷出版産業労働組合総連合会	（全印総連）	10,500	連合
	c新聞通信放送	I新聞通信	39（中）日本新聞労働組合連合	（新聞労連）	19,000	連合
			40（中）全日本新聞労働組合	（全新聞）	500	単一

		II放　送	41（評）日本放送労働組合	（日放労）	7,000	単一
I通信業	a郵　便		42（評）全逓信従業員組合	（全逓）	196,000	単一
	b電信電話		43（評）全国電気通信労働組合	（全電通）	145,000	単一
			44（評）全電波従業員組合	（全電波）	2,500	単一
			45（評）国際電信電話労働組合	（国際電電）	3,000	単一
J木材建設業	a土建一般日雇		46（新）全国土建産業労働組合連合会	（全建労）	4,500	連合
			47（総）全国土建一般労働組合同盟	（土建一般）	4,000	連合
			48（中）全日本自由労働者組合	（全日自労）	44,000	単一
	b土建職		49（中）全国土建労働組合総連合	（土建総連）	23,000	連合
			50（中）全国土建労働組合同盟	（全国土建）	7,000	連合
K金融業			51（中）全国金融機関労働組合協議会	（全金融）	157,000	協議
	a銀行信託	I銀　行	52（中）全国銀行従業員組合連合会	（全銀連）	93,000	連合
		II信託相互	53（中）全国信託銀行従業員組合連合会	（全信連）	3,500	連合
			54（中）全国相互銀行従業員組合連合会	（全相銀）	5,000	連合
	b保険業	I生命保険	55（中）全国生命保険労働組合連合会	（全生保）	24,000	連合
			56（中）全国生命保険外務労働組合連合会	（全外連）	16,000	連合
		II損害保険	57（中）全日本損害保険労働組合	（全損保）	21,000	単一
L電気産業			58（評）日本電気産業労働組合	（電産）	65,000	単一
			59（中）全国電力労働組合連合会（準備会）	（電労連）	81,000	連合
M交通運輸業			60（中）全国交通運輸労働組合協議会	（全交運）	780,000	協議
	a鉄軌道・旅客	I国　鉄	61（評）国鉄労働組合	（国鉄）	376,000	単一
			62（中）日本国有鉄道機関車労働組合	（機労）	50,000	単一
		II私　鉄	63（評）日本私鉄労働組合総連合会	（私鉄総連）	110,000	連合
			64（中）全国旅客自動車労働組合連合会	（全旅労連）	9,000	連合
		III都市交通	65（評）日本都市交通労働組合連合会	（都市交通）	40,000	連合
	b水運業		66（中）海運産業労働組合中央協議会	（海運労協）	168,000	協議
		I海上輸送	67（全）全日本海員組合	（海員）	80,000	単一

		Ⅱ港湾産業	68（評）全日本海運労働組合連合会	（全海連）	4,000	連合
			69（評）全日本港湾労働組合	（全港湾）	18,000	単一
	c 貨物運送		70（評）全日通労働組合	（全日通）	76,000	単一
		Ⅰ道路運送	71（中）全国自動車運輸労働組合連合会	（全自運）	15,000	連合
		Ⅱ倉庫保管	72（中）全日本倉庫労働組合同盟	（全倉庫）	5,000	連合
N教　育			73（評）日本教職員組合	（日教組）	550,000	連合
			74（中）全日本高等学校教職員組合	（全高教）	25.000	連合
O医療衛生	a 医療保健		75（産）全日本医療従業員組合協議会	（全医協）	1,000	協議
			76（評）全日本国立医療労働組合	（全医労）	20,000	単一
	b 水道衛生		77（評）全国水道労働組合連合会	（全水連）	9,000	連合
P商　業			78（中）全日本百貨店労働組合連合会	（全百連）	21,500	連合
			79（中）全日本ホテル・レストラン従業員組合連合会	（ホテル従連）	3,000	連合
Q公　務			80（中）日本官公庁労働組合協議会	（官公労）	2,030,000	協議
	a 官　庁		——略——			
	b 公企体		81（中）公共企業体労働組合協議会	（公労協）	800,000	協議
	c 地方自治体	（自治労）230,000	82（評）全国自治団体労働組合協議会	（自治労協）	220,000	協議
			83（中）日本自治団体労働組合総連合	（自治労連）	80,000	連合
			84（中）東京都労働組合連合会	（都労連）	75,000	連合
	d 駐留軍労務		85（評）全駐留軍労働組合	（全駐労）	115,000	単一
			86（中）日本駐留軍労働組合	（日駐労）	25,000	単一

〔備考〕 1. 大産業別は，将来産業別統一さるべき目標となつている，現状での統一方向を示す．したがつて通常の産業分類とは必ずしも一致しない．
2. 中産業別は，大産業別統一への足がかりと考えられる現状に近い産業別．
3. 業態別は，中産業別が更に細分化されたかたち．
4. 組合員数は，組合公称の数字で，500 単位基準に，概数のみ掲げた．
5. 型態は，イ，単一体は，個人加盟で執行機関が単一である．広義には企業別連合を経ずに単組が中央に直結する場合もいうが，これも連合体とした．（昨年度とは変えた） ロ，連合体は，組合加盟で，企業連の連合体と単位組合の連合体とがある．後者は単一体に近い性格をもつ．ハ，協議体は，概ね組合がいくつか集つて構成する連絡協議機関である．

第301表　主要労働組合系統表

総評議会	労	2,860,000	中立	船	59,500
	炭労	268,000		造船	11,500
	鉱労	58,000		全車連	95,000
	金属	72,500		全電機労	15,000
	国労	120,000		全大化労	1,000
	動労	28,000		紙パ労	44,000
	同盟	38,000		全石連	15,000
	連	71,000		全国ガス	11,500
	売労	37,000		全国セメント	16,500
	労	8,000		全窯連	14,000
	専売	7,000		全映演労	32,000
	逓	196,000		全新聞総連	8,000
	電産	145,000		全土木労連	10,500
	鉄連	2,500		全建総連	19,000
	通	3,000		日銀連	500
	済	65,000		建設労連	44,000
	通運	376,000		銀信連	23,000
	組連	110,000		相互銀連	7,000
	労連	40,000		生保労連	93,000
	連	4,000		外資労連	3,500
	林野	18,000		損保労連	5,000
	法	76,000		全電機労	24,000
	生	15,000		全倉連	16,000
	厚	550,000		全国旅館	21,000
	建労(建設省)	20,000		高百連	81,000
	商工	9,000		従業員連	50,000
	自治労	14,000		税関労連	9,000
	駐労	2,000		造幣専売	5,000
	金	100,500		アルコール専売	25,000
	機	10,500		検査院	21,500
	化学	14,000		会計検査	3,000
	建労(土建)	3,000		経調	4,500
	帝石労組	14,500		全法務	1,500
	京都府連	9,000		北海道開発	1,500
	属	220,000		文部	1,000
	金	115,000		人事院	500
	医	40,500		閉鎖機関	2,500
	協	16,000		国会図書	500
	盟	840,000		全運輸	2,000
	同	319,500		自治労連	1,000
	繊	2,000		都労連	500
	映	80,000		日駐労	7,500
	炭	15,000	協議会	金属共闘	80,000
	鉱連	276,500		化学交運	75,000
	同総化	43,000		全金融労	25,000
	金属一般	46,000		全海運労	390,000
	船舶準備	30,000		官公労連	190,000
	国鉄労連	27,000		民間労連	157,000
	食糧建設	22,000			780,000
	港湾労連	4,000			168,000
	県連	2,000			188,000
新産別		102,500			2,030,000
産別					800,000
全労会議					689,000
総同盟					

A　全国組合連合体

1、日本労働組合総評議会（総評議会・総評）
General Council of Trade Unions of Japan.（J.C.T.U.）

役員（七・一一）　港区三田四国町二ノ六(45)五七九七、六〇二七、六二六九
議長　藤田藤太郎（私鉄総連）
副議長　宮之原貞光（日教組）
　諸富　義高（炭労）
　岡本丑太郎（都市交通）
事務局長　高野　実（全国金属）

結成　一九五〇年七月一二日
組織　三五組合　二八六万
活動
一月一二日　常任幹事会、「総評今後の闘争方針」案および「四単産批判に対する見解」と同声明を発表。
二月一〇日　評議員会、春季闘争目標、態勢について決定。二〇日スト禁止、義務教育職員両法案に反対声明。
三月一四日　「賃金値上、悪法粉砕労働者大会」各地でひらく。
四月一一日　経済専門家会議、平和経済政策樹立のための討議。
五月八日　幹事会「総選挙後の闘争方針」決定。
五月一四―一六日　「平和経済国民会議」予備会議。
六月二〇日「スト禁粉砕、賃上、夏季手当獲得労働者大会」緊急事態宣言。
七月八―一一日　第四回定期大会。
八月一一日　全駐労、炭労、全自動車三単産の闘争支援声明。
九月二八―二九日　産業防衛共闘会議全国大会。
一二月一四―一五日　第一回平和経済国民会議。

機関紙　「総評」週刊、「調査時報」月刊。
運動方針（抄）

三、一九五三年度の主要闘争目標

このような内外状勢のなかにあつて、日本国民の最大の組織力をもつ日本労働運動の任務はおのずから明らかである。

（1）世界平和と民族独立のために、一切の戦争政策に反対し中立堅持の立場にたつて、平和国民の間の友好と団結を促進し、基本人権を擁護しなければならない。職場における日常活動をつうじて労働者生活の改善につとめ、産業別的統一要求、統一闘争をもつて、日本労働階級の根本的利益を拡大しなければならない。

アメリカ独占資本に従属して、戦争経済へ突入し、国民生活と基本人権をじゆうりんしようとする反動ファッショ政権を打倒し、平和国民を主体とする民主主義政府の樹立に協力しなければならない。

特に来るべき一カ年は、まず、闘争の主体を確立すること。即ち大衆闘争をつうじて今日の企業別的性格の組織に、厳正な検討を加え、産業別組合への根本的改革を加えること。あらゆる闘争を通じて労農市民との提携を益々強化すること。また、階級政党との共闘をつうじて階級政党の強化をはからなくてはならない。

全国的な賃上げ闘争をひつさげて、首切り合理化政策に先制攻撃をくわえて、職制の圧迫と分裂支配、御用化をハネ返さねばならない。また、平和国民との友好によつて、はじめて、戦争経済にかわるに平和経済を建設しうることを、信条ばかりではなく実践をもつて示さねばならない。総評を中心とする中央地

方のひろい共闘態勢を強化して苦悩しつつある尨大な未組織大衆をひきいれて、日本労働運動の一歩前進を確実にしなければならない。

一九五三年度の主要闘争目標はつぎのように要約される。

1、賃金値上げのたたかい、資本家的合理化反対。
2、組合活動の自由、弾圧法規――ファッショ化反対。
3、平和擁護、平和経済の建設。
4、労働戦線の統一、国際労働との連繋。
5、階級政党、平和勢力の拡大。
6、総評の組織強化。

2、**全国産業別労働組合連合**（**新産別・産別連合**）
National Federation of Industrial Organizations.（F.I.O.）
役員（一一・一六）
中央執行委員長　佐藤　楽造（全機金）
中央執行副委員長　長沢　一未（新化学）
書記長　港区芝公園六号地　中労委会館　(43)二三八二・一一三二～三　森川　正栄（京都地連）
結成　一九四九年一二月一〇日
組織　四組合一地連　坂本　登（全機金）
活動　九月一四―一五日　落合　英一（本部）
諸問題とわれわれの態度」および合理化闘争。
一一月一四―一六日　第五回全国大会、五四年度運動方針決定。
機関紙　「新産別」旬刊、「調査情報」月刊。

3、**全日本産業別労働組合会議**（**産別・産別会議**）
Congress of Industrial Unions of Japan.（C.I.U.）
役員（四九・一一・三）
議長　吉田　資治（全金属）
結成　一九四六年八月二一日
組織　二組合　一万三〇〇〇
活動　二月二四日　メーデーアッピール

4、**全日本労働組合会議**（**全労・全労会議**）
Japanese Trade Union Congress.（J.T.U.C.）
役員（五四・四・二三）
議長　滝田　実（全繊）
副議長　古賀　専（総同盟）
書記長　和田　春生（海員）
結成　一九五四年四月二三日
組織（結成大会当時）
加盟組合

総同盟	四三七、七〇〇
全繊同盟	三二〇、〇〇〇
海員	八一、〇〇〇
全映演	一、九〇〇
計	八四〇、六〇〇

オブザーバー組合

東北電労	七、六〇〇
東電本店支部	一、二〇〇

機関紙　「全労」旬刊。

憲章

（前文）

全日本労働組合会議は、自由にして民主的な労働組合の団結によつて、労働者を、強権支配、経済的搾取、貧困や生活不安などの一切の脅威から、解放するための闘争を強化する目的のもとに、加盟組合相互間の緊密な協力を促進し、目的を同じくする国際労働者組織との提携を図るために存在する。

全日本労働組合会議は、人間の尊厳をすべての人間が尊重することを基調とし、自由と民主主義と社会正義とを、自由にして民主的な労働組合の原則として、ここに確認し宣言する。

自由のために

自由な労働組合は、労働者の権利と自由とを確保するために闘う。人類社会の進歩をめざすこの闘いと、人間的な幸福の追求にとつて、言論、思想、集会、結社、団体　行動の自由は、欠くことのできないものである。これを無視し抑圧する独裁専制は、それが何人の手によるものであろうとも、われわれにとつて敵である。

さらに、自由のために闘う労働者の自由な組織をまもるためには、政府、資本家、経営者、政党、その他組合外部からの支配干渉を、一切許してはならない。また、それらの支配や影響のもとにある御用組合、その他のかいらい組織を、排除し克服することが必要である。

民主主義のために

民主的な労働組合は、民主主義の原則によつて、組織を維持運営するとともに、あくまでも民主主義をまもるために闘う。共産主義であるとファシズムであるとを問わず、すべて全体主義は、民主主義を破壊し、人間の精神的肉体的自由をそこなうものである。われわれは、これらの全体主義勢力ならびにその迎合者と、積極的に闘わなければならない。なおまた、民主主義は、自由の尊重と責任の自覚の上になりたつ。従つて、労働者が社会的な責任と労働の義務を軽んじ、自己の権利のみを主張することは、民主主義と相容れぬ態度である。

さらに、労働者のための経済活動を、組織の主たる任務として存立する労働組合が政治的権力闘争に傾き、政党化した行動をすることは、民主主義に背反するのみでなく、労働組合としての機能を滅殺するに至り、遂には組織の自壊をも招く自殺的行為として強く排撃されなければならない。

社会正義のために

自由にして民主的な労働組合は、社会全般の利益を維持し拡大するという理念によつて闘う。労働者の犠牲による資本の蓄積、私的利潤の追求、独占的な経済力による大衆収奪、一部少数者の利益に奉仕する政治など、資本家経営者、その他反動勢力の社会正義に反する行為に対して、労働者の利益を擁護し増進するため、あらゆる手段をもつて闘うことは、われわれの任務である。しかし、この闘争を進めるに当つては労働者の経済的社会的利害にのみ眼をうばわれることなく、すべての国民の福祉に関心を払い、国民経済力との正しい関連のもとに、諸計画と方針をたて、生産力の向上と産業の発展に資する建設的な行動を伴うことが絶対に必要である。

さらに、社会正義は経済的民主主義と政治的民主主義とが双方相まつて、真に生かされるのであるが、資本主義のもとでは、その理想に達することができない。ここにおいてわれわれは、民主的な社会主義社会の実現のために闘わなければならぬ。しかしこの政治的目標の達成、あるいはそこに至る過程で生ずる政治的欲

求の実現については、終始民主主義の原則に基き、憲法と法令の秩序を通して、より一層民主的な前進を図りながら、その目的に向うという平和的な手段によらなければならない。

全日本労働組合会議は、以上にかかげられた諸原則を支持するものの組織体としてあらゆる障害を排除しつつ闘うものである。このような原則のもとに行動する労働組合のみが、真の利益を労働者にもたらし、その発展を約束される。そしてまた、この自由にして民主的な労働組合による国際的団結の力こそ、左右の全体主義、軍国主義、帝国主義、その他すべての反動的な勢力の企てを阻止し世界のあらゆる地域の人民に対し、政治的、社会的、文化的利益を増進し、その生活水準の向上をもたらし、国際正義に基く恒久世界平和への途を開くものである。

第一章　目的

第一条　全日本労働組合会議の目的は、左にかかげる事項に関して必要とする一切の活動を行うことにある。

一、自由にして民主的な国内労働組織の強化拡充のため、あらゆる努力を払うとともに、全日本労働組合会議の方針と合致する国外労働団体と積極的に提携し相互協力を促進すること。

二、国民全体の経済的、社会的、文化的利益を増進するために、実行可能な手段をもつて、経済の自立と発展に協力するとともに、産業民主化に対する有効な企画を促進すること。

三、産業の開発に関する計画とその実施、企業経営の合理化、生産、分配に関する方針など経済上の諸決定に対して、労働者の組織が参画するために、適当な対策を促進すること。

四、完全雇用、生活水準の向上、労働の自由の擁護、社会保障制度の確立等について、時宜と実際に適した方針をたて、それを促進すること。

五、労働者の生活物資や住宅など、消費生活面の改善について適切な対策をたてるとともに、災害防止や作業環境の改良に関する措置を促進し、労働生活の総合的向上を図ること。

六、労働者の権利の伸張、福祉、保護、および産業における人命の安全を目的とする有効な立法措置、ならびに国際的諸協定を促進し、その改善に努力すること。

七、加盟組合相互に共通する要求や諸問題について、その有効な解決を目的とする共同の方針をたてるとともに、争議その他の活動を成功に導くための援助等について可能とする有効な措置を講ずること。

八、加盟組合の協力を不断に維持するための有効な諸計画をたて、それを促進するとともに、非加盟組合を全日本労働組合会議の活動に参加させるための適当な手段をとること。

九、未組織労働者の組織化について有効な措置を講ずるとともに、未加盟組合の加盟を促し、全日本労働組合会議のもとに最も広汎な労働者の団結を実現すること。

一〇、労働組合組織を産業別に整理統合することについて、関係組合相互間の協調と組織努力のために適当な企画を促進すること。

一一、産業構造上全国組織への糾合が困難な条件のもとにある労働組織のために、地域的結合、組織の強化とその全国的連携について、有効な措置を講ずること。

一二、労働組合の諸権利を制限したり、その組織を破壊に導くような反労働者的勢力や全体主義の脅威から、自由な労働組合をまもるために、あらゆる努力をはらうこと。

一三、労働者の経済的社会的政治的利益を維持し増進するため

に、議会内外における合法的な政治活動を行うとともに、選挙活動に関する適当な企画を促進すること。

一四、労働者の社会的経済的諸条件に影響を与える国内および国際諸機構に対して、参加し、代表を送り、労働者の利益となるように、その活動に協力すること。

一五、全日本労働組合会議の方針と合致し、且つその活動上に利益をもたらすような公私の国内および国際組織との提携を強化拡大すること。

一六、国内国外の労働運動の組織状況や発展状態、労働生活諸条件や労働諸立法、その他経済的政治的諸事情について調査を行い、資料および情報を加盟組合に提供すること。

一七、労働者の知識や理解力を深めて、民主的労働運動の強化発展に資するとともに、労働者の品性の向上を図るため、教育および宣伝出版の活動をすること。

第二章　名称、組織

第二条　全日本労働組合会議は、略称を「全労会議」と呼ぶことにし、英訳名とその略称は、次の通りとする。

Japanese Trade Union Congress.(abr. J.T.U.C.)

第三条　全労会議は、日本国内で組織されている労働組合をもつて組織する。

2、この憲章に賛同し、加盟によつて生ずる義務に従うことを承認する全国組合はすべて全労会議の加盟組合となる資格がある。但し、一の企業に属する労働者のみをもつて組織する組合、もしくは一小地域にのみ組織をもつ組合についても、その組合の加盟によつて、全労会議の組織に支障を生ずるおそれがない場合は、加盟組合となる資格を認める。

3、上位組織もしくは連合組織をもつ単位組合については、その加盟する組織により、その組合の権利と義務が拘束されない場合に限り、全労会議加盟によつて生ずる義務に従うことを承認する全国組合はすべて全労会議の加盟組合となる資格を認める。

第四条　全労会議は、国際自由労働組合連盟（Inter national Confederation of Free Trade Unions）に加盟する。

第五条　全労会議は、地方組織として、地方会議をもつ。

2、地方会議は、原則として都道府県単位に組織されるものとする。但し実情に応じて、都道府県の単位を併合し或いは分割して、組織することを妨げられない。

3、地方会議は、その構成内の組織単位として、更に地区会議をもつことができる。

4、地方会議は、全労会議加盟組合の地方組織もしくは支部組織間の協議によつて組織されるものとし、全労会議は、加盟組合を通じて調整の申立があつた場合、もしくは著しく不合理に組織されていると認めた場合のほかは、その組織の構成に干渉しない。

5、地方会議には、全労会議に加盟していない組合もしくはその支部組織をも、この憲章に賛同することを条件として、加盟させることができる。

第六条　全労会議に協力的な未加盟組合について、必要がある場合は、全労会議の組織に支障を生じない限り、オブザーバー組合として活動に参加させることができる。

2、この憲章に定めるもののほか、オブザーバー組合の取扱いに関する事項は、評議会の定めるところによる（以下略）。

（附）全国民主主義労働運動連絡協議会（民労連）

港区麻布市兵衛町二ノ四

役員（二・一四）

幹事　滝田実、高山恒男、山口正義、宇佐美忠信（全繊）、陰山寿、和田春生、中山唯男（海員）、冲田清輝（日放労）、福田武（全映演）、村尾重雄、古賀専、天池清次、重枝琢己（総同盟）、武藤武雄（常炭連）、個人Ⅱ斎藤鉄郎、戸田芳夫（国鉄）、中山豊吉、柳沢錬造（造船）、古俵種盛（鉄鋼）

結成　一九五三年二月一四日

活動　常任幹事　和田春生（海員）

一月二一日　準備会発足。

二月一四日　設立総会。

五月二七日　第一回全国代表者会議。

八月二〇日　第二回全国代表者会議。

一〇月二〇日　新組織準備世話人会生る。

一〇月二三日　第三回全国代表者会議。

5、日本労働組合総同盟（総同盟）

Japanese Federation of Trade Unions (J.F.T.U.)

港区三田四国町二ノ六　(45)五七九七

役員（一〇・一〇）

会長　金正米吉（大阪府連）

副会長　村尾重雄（全国化学）

基　政七（造船総連）

宮崎太郎（日鉱）

総主事　古賀専（造船総連）

結成　一九五一年六月二日

組織　二七万六五〇〇

活動　三月一七日　二中委（一一八日）、など。

七月二八日　三中委（一二九日）、出す。

一〇月八日　第八回全国大会（一一〇日・大阪）労働戦線の再編成推進と組織強化など。

機関紙「労働」旬刊

B　地方連合組織（略）

C　鉱業

【a、石炭業　b、金属鉱業】

このほか鉱業の中に含まれるべきものとして石油鉱業があるが、その精製加工業を化学産業に分類し、石油産業としてそこに一括することにした。

6、日本炭鉱労働組合（炭労）

千代田区神田三崎町二ノ四　(33)二一五四・六二四八

役員（三・六）

執行委員長　阿部竹松（三菱大夕張）

執行副委員長　原茂（北炭平和）

諸富義高（三菱新入）

漆原光国（日鉄二瀬）

事務局長

結成　一九五〇年四月一二日

加盟機関　総評、国際自由労連

組織　二六万八〇〇〇

活動

一月二八日　六中委（一二月一日）、炭婦協代表も出席、昨年末ストに対する批判から新闘争方針を打出す。
二月二七日　第七回定期全国大会（一三月六日・伊東）、一〇月以降賃金闘争自己批判書を発表、スト禁法反対闘争スト権中央集約。
三月二二日　七中委（一二三日）選挙闘争。
九月一日　第八回臨時全国大会（一六日）賃金闘争方針、およびスト権中央委議。
企業整備及対闘争でスト、指名解雇を撤回せしめ勝利。
一一月一一日　三鉱連のスト、「炭労」月刊。
機関紙「炭労新聞」旬刊、「炭労」月刊。
役員（五・一一）　会長　田畑　金光（大日本）
副会長　宮崎　太郎（福岡）
川畑　忠孝（日鉄北松）
山田栄次郎（久恒）
書記長　重枝　琢己（福岡）
結成　一九四六年七月三〇日
組織　四万三〇〇〇
機関紙　「鉱山」

7、日本鉱山労働組合（日鉱）
港区三田四国町二ノ六　(45)七二四三
役員（五・一一）　会長　田畑　金光（大日本）
副会長　宮崎　太郎（福岡）
川畑　忠孝（日鉄北松）
山田栄次郎（久恒）
書記長　重枝　琢己（福岡）
結成　一九四六年七月三〇日
組織　四万三〇〇〇
機関紙　「鉱山」

8、常磐地方炭鉱労働組合連合会（常炭連）
福島県平市大工町一五ノ一
役員（附）**全国石炭鉱業労働組合**（**全炭鉱**）
役員（一九五四・四・二一）　委員長　田畑　金光（大日本）
副委員長　宮崎　太郎（福岡）
川畑　忠孝（日鉄）
書記長　重枝　琢己（福岡）
結成　一九五四年四月二一日　日鉱・
加盟機関　全労
組織　七万五〇〇〇

9、全日本金属鉱山労働組合連合会（**全鉱連**）
港区三田功運町二一　(45)四六三八—九
役員（八・二二）　中央執行委員長　神長　一毛（日本）
中央執行副委員長　沢田　政治（尾去沢）
渡部　慶一（釜石）
蘇原松次郎（足尾）
書記長　一九四七年二月二〇日
結成　一九四七年二月二〇日
加盟機関　総評、国際自由労連
組織　五万八〇〇〇
活動
二月二三日　第一九回臨時全国大会（一二七日）、八—九月をめざし企業連の廃止、単一化することを確認。
六月三日　賃上げで連続一〇日スト突入するも、同和、住友両労連が脱落。
八月一七日　第二〇回定期大会（一二三日・大館）、賃金闘争における統制問題、単一化は次期大会へ、国際自由労連脱退を否

決。
一一月五日　大闘（大企業連闘争委）傘下労組、一時金でスト突入。一二月一日三鉱連妥結まで波状的にスト続く。
機関紙「ぜんこう」週刊

D　金属産業

金属六単産共闘連絡会が全国金属、鉄鋼労連、全自動車、全造船、電機労連、全電線によつてもたれている。

【a、金属機器】

さらに分化して（あるいは金属産業の他の二大分類である）金属と機器に分つことは、組織上では厳密な区別がないのでとらない。

【b、鉄鋼　c、造船　d、車輌　e、電気機器】

10、全国金属労働組合（全国金属）
港区三田四国町二ノ六　(45)〇二七〇
役員（一〇・二一）
中央執行委員長　椿　繁夫（大阪）
中央執行副委員長　鈴木　寅雄（関東）
斎藤　真次（全織機）
北川　義行（本部）
書記長
結成　一九五〇年一〇月八日
加盟機関　総評
組織　七万二五〇〇

11、全国機械金属労働組合（全機金）
港区芝公園六号地　(43)一一三二―三
役員（六・一六）
執行委員長　坂本　登（三菱下丸子）
執行副委員長　岡本　義久（不二越）
谷崎勇之助（津上製作所）
石垣　卯一（豊和工業）
大谷徹太郎（本部）
書記長
結成　一九四九年一月七日
加盟機関　新産別
組織　一万六〇〇〇

12、全日本金属労働組合（全金属）
港区芝新橋七ノ一二　(43)三二〇五
役員（一〇・二九）
中央執行委員長　吉田　資治（東京）
中央執行副委員長　山木　武義（埼玉）
和田　次郎（茨城）
川崎　久一（東京）
書記長
結成　一九四八年一〇月一五日
加盟機関　産別、世界労連金属インター
組織　一万二〇〇〇
活動
一〇月二七日　第五回大会（一一月二九日・諏訪）、中小企業の闘い方と労働戦線の統一問題に討議集中、ことに従来の闘い方の自己批判から出発。
機関紙　「金属労働者」週刊

13、全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）
港区三田四国町二ノ六　(45)五七五九
役員（六・一六）
会長　前田　種男（大阪）

副会長　井堀　繁雄（埼玉）
　　宮本　勇（岐阜）
主事　天池　清次（神奈川）
結成　一九五一年三月一八日
加盟機関　総同盟
組織　四万六〇〇〇

14、日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）
Japanese Federation of Iron and Steel Workers Unions. (J.I.S.U.)

港区麻布森元町一ノ九　(48)一七〇八
役員（二・二〇）
中央執行委員長　今田　義之（日本鋼管）
中央執行副委員長　安西　虎雄（富士製鉄）
　　古俵　種盛（八幡製鉄）
　　花里　泰明（富士製鉄）
書記長
結成　一九五一年三月二日
加盟機関　総評
組織　一二万
活動
一月一六日　各組合代表者会議（一一七日）
　賃上げの統一闘争にかんし今後の方針を討議。
二月一九日　第四回臨時大会（一二〇日）賃金闘争など。
七月二〇日　第五回定期大会（一二三日・洲本）春季闘争の自己批判から運動方針。
一〇月三〇日　一中委（一三一日）、秋季闘争方針。
一二月二日　越年資金で八幡七二時間など各労組スト突入。
機関紙「鉄鋼労連」旬刊、「調査月報」月刊。

15、全日本造船労働組合（全造船）
All Japan Shipbuilding Workers Union (S.W.U.)

渋谷区原宿三ノ二九八　(48)三二六四
役員（五・二一）
中央執行委員長　鳥居　豊（川崎）
副中央執行委員長　川宿田薩雄（長崎）
書記長　加茂　末三（舞鶴）
結成　一九四六年九月一日
加盟機関　海運労協
組織　五万九五〇〇
活動
一月一七日　全国代表者会議、春季賃上げ闘争を中心に討議。
五月一七日　第一四回定期大会（一二一日・舞鶴）、総評加盟を保留。
七月四日　夏季一時金で第一波スト、七日第二波。
八月七日　二九中委（一八日・広島）、当面の活動方針決定。
一〇月三〇日　三〇中委（一三一日）、越年、春季闘争など活動方針決定。
機関紙「全造船」週刊。

16、全国造船労働組合総連合（造船総連）

港区三田四国町二ノ六　(45)七二四三
役員（六・一七）
委員長　基　政七（新三菱）
副委員長　杉本　通雄（三井造船）
書記長　古賀　専（本部）
結成　一九五一年二月一一日
加盟機関　総同盟

組織　三万
機関紙「造船総連」

17、全日本自動車産業労働組合（全自動車）
All Japan Automobile Industry Workers Union.(J.A.W.U.)
品川区大井元芝町七〇四　(49)七六三二、八三七一
役員（四・七）
中央執行委員長　宮島　貞利（トヨタ）
中央執行副委員長　田中　秋範（日産）
岡田　静（富士）
書記長　福田幸太郎（いすゞ）
結成　一九四八年三月二六日
組織　二万八〇〇〇
活動
二月二六日　一八中委（～二七日）、スト制限法に対しストをもって闘う。
四月五日　第六回定期大会（―七日）、平和産業と幅広い国民戦線結成の運動方針。
六月二八日　波状スト始まる。いすゞ、トヨタの賃上は妥結。
八月五日　日産自動車、工場閉鎖。
八月三〇日　日産で第二組合結成。
九月三日　三社共闘、日産争議にゼネスト宣言。
九月二一日　日産争議妥結。
機関紙「全自動車」旬刊

18、車輌産業労働組合連合会（車労連）
神戸市兵庫区和田山通一ノ六　川崎車輌
役員（五・三〇）
委員長　吉本　康男（川崎車輌）
副委員長　高橋　達男（日本車輌）
多田　友吉（汽車東京）
事務局長　本郷　徳次（川崎車輌）
結成　一九五二年九月二〇日
組織　一万一五〇〇

19、全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）
港区本芝三ノ二〇　(45)三一八八
役員（五・三一）
委員長　白石　恵一（日立）
副委員長　間野金之助（東芝）
斎藤　欣也（日電）
書記長　木挽　正蔵（三菱）
結成　一九五三年五月三一日
組織　九万五〇〇〇
活動
二月一七日　全国電機八中委（―一八日）
二月二六日　機器電機中委（―二七日）
三月二六日　結成準備大会、綱領・規約などを決定。
五月九日　全国電機九中委、五月末解散を決定。
五月二六日　機器電機労連解散大会（―二七日）
五月二九日　結成大会（―三一日・甲府）、機器電機労連、全国電機、東芝労連が合同、ここにはじめて電機関係の労組が統一された。総評加盟を指向。
六月一日　全国電機解散大会。
八月九日　一中委（―一一日）、秋季闘争方針決定。総評加盟は持越す。
一〇月一七日　重電機六社、賃上一斉スト。

機関紙「電機労連」半月刊

20、**全日本電線工業労働組合（全電線）**
品川区平塚六ノ一〇四三　(78)七四〇五
役員（三・一一）
委員長　星惣七郎（昭和電線）
副委員長　富山毅季（古河横電）
松岡久太郎（住友伊労）
井上桂四（藤倉深川）
書記長
結成　一九四六年七月二日
組織　一万五〇〇〇
機関紙「全電線」

E　化学産業

化学産業労働組合連絡協議会（化労協）が合化労連、化学同盟、新化学、紙パ労連、全火協、全石油、全国ガスの七組合共闘として組まれている。

【a、一般化学】

ゴム、油脂、紙パルプ、皮革、電池、セルロイド、石油、塗料など。

【b、合成化学】

ソーダ、染料、火薬、薬品など。

【c、窯　業】

ガラス、セメント、陶器など。

21、**全化学産業労働組合連合（新化学）**
港区芝公園六号地　(43)一一三二―三
役員（一九五二・一〇・二九）
委員長　長浜一未（昭電鹿瀬）
副委員長　藤枝章（鉄興社）
書記長　為国昭（徳山曹達）
結成　一九五〇年九月二七日
加盟機関　新産別
組織　七五〇〇

22、**全国化学労働組合同盟（全国化学）**
港区三田四国町二ノ六　(45)五七五九
役員（五・二一）
会長　村尾重雄（大阪）
副会長　熊本虎三（本部）
小林通夫（武田）
主事　折原進吾（東京）
結成　一九五一年一一月一八日
加盟機関　総同盟
組織　二万七〇〇〇

23　**大化学産業労働組合（大化学）**
The Chemical Workers' Federation of Japan (C. W. F. J.)
港区芝新橋七ノ一二　(43)三一〇五
役員
委員長　亀田東伍
結成　一九四九年八月一九日
加盟機関　世界労連・化学インター
組織　一〇〇〇
機関紙「化学労働旬報」旬刊。

24、**化学産業労働組合同盟（化学同盟）**
結成　豊島区高田町二ノ二五　(33)三六一九
役員（六・二〇）
委員長　山花　秀雄（本部）
副委員長　藤本　用輔（日本ダンロップ）
　木村　清（日華ゴム）
書記長　若宮　光三（本部）
加盟機関　総評
組織　三万八〇〇〇

25、**全国紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連）**
結成　一九五一年六月一七日
組織　一万五三〇　(95)五九五八
役員（八・一）
中央執行委員長　山内　義衛（王子）
中央執行副委員長　鈴木　誠市（北日本）
書記長　安藤　栄悦（国策パ）
機関紙　「紙パ労連ニュース」旬刊、「調査資料」

26、**全石油産業労働組合協議会（全石労）**
結成　一九四八年七月三日
組織　四万四〇〇〇
千代田区丸ノ内三ノ一〇　日本石油　(27)七二七一
役員（二・二六）
委員長　浅野　正三（日石）
副委員長　大沢　誠治（日石）
　鈴木　三郎（昭石）
書記長　大岡　博美（帝石）
結成　一九四七年四月一一日
組織　一万五〇〇〇
機関紙　「全石油」旬刊

27、**全国瓦斯労働組合連合会（全国ガス）**
港区芝海岸通一ノ一五　(43)一一一一—九
役員（五・二〇）
委員長　鈴木　清（東京ガス）
副委員長　村井　勇作（東邦ガス）
　浜本　隆（西部ガス）
書記長　藤巻　古巳（東京ガス）
結成　一九四六年一月二日
組織　一万一五〇〇
機関紙　「全国瓦斯労働」

28、**合成化学産業労働組合連合（合化労連）**
Japanese Federation of Synthetic Chemistry Workers Union.
(J.S.C.U.)
港区本芝三ノ二〇　(45)五七〇〇、五七三〇
役員（七・三〇）
執行委員長　太田　薫（宇部窒素）
副執行委員長　宮武　豊一（住友化学）
書記長　西野　六郎（東北肥料）
結成　一九五〇年一二月九日
加盟機関　総評
組織　七万一〇〇〇
活動
一月二八日　中委、総評主流を支持の声明。
三月一三日　第五回臨時大会（一一五日・鳥羽）春季闘争方針、昭電闘争など。

六月一〇日　中委（―一一日）
七月二七日　第六回定期大会（―三〇日・伊香保）中立堅持の動方針採択。
機関紙「合成化学」週刊
29、**全国セメント労働組合連合会（全国セメント）**
港区芝新橋六ノ一八　(43)三二四〇
役員（四・二四）
委員長　難波　通夫（小野田）
副委員長　家成　広行（豊国）
書記長　久坂　邦雄（宇部）
結成　一九五一年四月二七日
組織　一万六五〇〇
機関紙「全国セメント」
30、**全国窯業労働組合連合会（全窯連）**
愛知県名古屋市西区則武町一ノ一
役員
委員長　河合　又平
結成　一九四九年四月
組織　一万四〇〇〇

F　繊維産業

31、**全国繊維産業労働組合同盟（全繊同盟）**
Japan Federation of Textile Workers Union.
港区三田四国町二ノ六　(45)五四三一、五七九六
役員（九・一一）
会長　滝田　実（日清紡）
副会長　越智義次郎（倉敷レ）
高山　恒雄（大日本紡）
書記長　斎藤　勇（本部）
結成　一九四六年七月三一日
加盟機関　全労（民労連）、国際自由労連
組織　三一万九五〇〇
活動
一月二六日　第二回評議員会（―二七日・宇治山田）、民労連参加、総評批判を含む一般報告を六〇対四三で承認。
五月八日　第三回評議員会（―九日）、春季闘争スト指令権を中闘委譲。
六月七日　闘争宣言。これにつづき、化繊はストを決定、東洋レーヨン二九日スト突入。
七月一三日　羊毛、波状ストに入る。
九月八日　第八回年次大会（―一一日・熱海）、「総評脱退を決意」方針をきめる。
一一月一四日　臨時大会（貝塚）、総評脱退ならびに新組織結成を決定。
機関紙「全繊新聞」週刊

32、**全国蚕糸労働組合連合会（全蚕労連）**
中央区京橋三ノ二　片倉ビル　(56)四八五四
役員（七・二五）
委員長　村上　英男（郡是）
副委員長　岡田　和夫（埼玉）
書記長　小口　賢三（片倉）
結成　一九四七年二月一二日
組織　三万二〇〇〇
機関紙「全蚕労連」

G、食品産業（煙草を含む）

専売業をやめ、食品産業と一つに扱つた点は昨年度の分類と変つている。

33、**全国食品産業労働組合同盟（全食産）**
結成　一九四七年五月一日
加盟機関　全労（民労連）
組織　二〇〇〇
役員
中央委員長　福田　武
千代田区有楽町二ノ一　日劇　(20)二一一一—五

35、**全国映画演劇労働組合（全映演）**
結成　一九四七年五月一日
加盟機関　全労（民労連）
組織　二〇〇〇
役員（一〇・　）
委員長　欠
副委員長　横島　多造（野田醤油）
横山　富治（宝酒造）
書記長　大迫　栄治（宝酒造）
結成　一九四七年一〇月六日
加盟機関　総同盟
組織　二万二〇〇〇
34、**全専売労働組合（全専売）**
All Monopoly Labour Union.（A. M. L.）
役員（六・一三）
委員長　平林　剛（製作所）
副委員長　斎藤　一雄（名古屋）
書記長　佐藤新次郎（郡山）
結成　一九四九年六月二九日
加盟機関　総評、官公労、全大蔵、公労協
組織　三万七〇〇〇
機関紙「全専売新聞」五日刊

H、文化産業

【a、映画演劇　b、印刷出版　c、新聞通信放送】

このほか通信業は独立して一項を設けた。

36、**映画演劇労働組合総連合（映演総連）**
中央区築地四ノ一四　東劇　(55)三九八六
役員（四・三〇）
議長　岡崎　正巳（新東宝）
事務局長　小谷　義重（松竹）
結成　一九五二年三月二五日
組織　八〇〇〇
機関紙「映演総連」

37、**全印刷局労働組合（全印労）**
北区西ヶ原町一一二五　(82)二一〇一—五
役員（六・二二）
委員長　島田和三郎（王子）
副委員長　川村　勝治（酒匂）
書記長　高橋平三郎（滝野川）
結成　一九四六年四月一日
加盟機関　総評、官公労、公労協
組織　八〇〇〇

38、**全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）**
文京区久堅町一〇八　共同印刷　(85)一一一一—九

役員（一〇・二五）
中央執行委員長　森田　貞保（凸版）
中央執行副委員長　西風　勲（大印労）
落合　主計（二葉）
高橋　武（共同）
書記長
結成　一九五三年四月二五日
組織　一万〇五〇〇
活動
四月二三日　印刷出版第一四回全国大会、全印総連へ結集するため解散。
四月二五日　結成大会
一〇月二四日　第一回臨時全国大会（一二五日）、総評加盟は時期を来春として決定。
機関紙「全印総連」旬刊

39、**日本新聞労働組合連合（新聞労連）**
Congress of Newspaper Workers Union. (C.N.U.)
役員
委員長　岩本　秀次（毎日）
結成　一九五〇年六月三〇日
組織　一万九〇〇〇
機関紙　「新聞労連」

40、**全日本新聞労働組合（全新聞）**
The Press Workers Union. (P.W.U.)
港区芝新橋七ノ一一　(43)三四〇五
役員（五二・一一・二三）
委員長　大高　修一（本部）
篠塚　幸男（時事通信）
布田　太郎（日経）
結成　一九四八年八月一日
組織　五〇〇

41、**日本放送労働組合（日放労）**
千代田区内幸町二ノ二　(57)七七五
役員（三・一〇）
委員長　中塚　昌胤（関東）
副委員長　水川　潤一（関東）
書記長　林　輝男（関東）
結成　一九四八年二月三日
加盟機関　総評
組織　七〇〇〇
機関紙　「日放労」

I、通信業

通信業は文化産業の中に含めていたが、産業別組織の方向から考えて独立させ一項とした。

【a、郵便　b、電信電話】

42、**全逓信従業員組合（全逓従組・全逓）**
新宿区信濃町三一　(35)二四〇〇、二四六〇、二九七九
役員（五・二八）
委員長　横川　正市（旭川）
副委員長　光村　甚助（大阪）
野上　元（千葉）
書記長　宝樹　文彦（浅草）
結成　一九五〇年九月二七日

加盟機関　総評、官公労、国際自由労連、ＰＴＴＩ
組織　一九万六〇〇〇
機関紙　「全逓新聞」週刊

43、**全国電気通信労働組合（全電通）**
港区青山北町四ノ一　(40)〇二〇一―三
役員（六・二五）
委員長　鈴木　強（東京電報）
副委員長　石川　辰正（東海道通信局）
書記長　大木　正吾（関東通信局）
結成　一九五〇年九月二七日
加盟機関　総評、官公労
組織　一四万五〇〇〇
機関紙　「全電通」週刊

44、**全電波従業員組合（全電波）**
港区青山北町四ノ一　(48)四八二二
役員（一〇・七）
委員長　宮田伊三郎（本省）
副委員長　大坂家武敏（四国）
書記長　中村　利幸（本省）
結成　一九五一年三月一六日
加盟機関　総評、官公労
組織　二五〇〇
機関紙　「全電波」

45、**国際電信電話労働組合（国際電電）**
千代田区丸ノ内二ノ三　(20)〇〇七一
役員
委員長　高野　久吉
結成　一九五三年四月一日
加盟機関　総評
組織　三〇〇〇

J、木材建設業

木材の労組は総同盟の全木産が組織消滅の状態にあり、一部は全国化学や、府県地連に所属しているが、その全国的組織はない。

【a、土建一般日雇】

自由労働者を組織対象としている。

【b、土建職】

本来の土建産業の組合である。

46、**全国土建産業労働組合連合会（全建労）**
渋谷区北谷町二九　(46)四三〇五―六
役員（五・一九）
会長　江口　利作（長崎）
副会長　明石亀太郎（東京）
宮野　恒造（岩手）
書記長　加藤　忠由（東京）
結成　一九四八年一一月二〇日
加盟機関　新産別
組織　四五〇〇

47、**全国土建一般労働組合同盟（土建一般）**
港区三田四国町二ノ六　(45)五七五九
役員
会長　土井直作

結成　一九五一年一一月一八日
加盟機関　総同盟
組織　四〇〇〇

48、**全日本自由労働者組合（全日自労）**
港区芝新橋七ノ一二　(43)三〇〇五
役員（一〇・一五）
委員長　真辺千寿郎（神奈川）
副委員長　坂本　周一（東京）
書記長　吉田　治平（広島）
結成　一九四七年六月三〇日（全日土建）。
一九五三年一〇月一五日、名称を全日本自由労働者組合（全日自労）と改む。
組織　四万四〇〇〇
機関紙「じかたび」
役員（六・一六）
委員長　森　治平（三重）
副委員長　今泉幸太郎（埼玉）
西川　一男（愛知）
菅野　勇利（大阪）
書記長　唐沢　平治（長野）
結成　一九五二年六月一六日
組織　二万三〇〇〇
機関紙「建設労働者」

50、**全国土建労働組合同盟（全国土建）**
千代田区神田宮本町八　(83)七九二九

49、**全国土建労働組合総連合（土建総連）**
港区芝白金三光町四八六　(49)八〇五二
役員（六・一六）
委員長　森　治平（三重）
副委員長　今泉幸太郎（埼玉）
西川　一男（愛知）
菅野　勇利（大阪）
書記長　唐沢　平治（長野）
結成　一九五二年六月一六日
組織　二万三〇〇〇
機関紙「建設労働者」

50、**全国土建労働組合同盟（全国土建）**
千代田区神田宮本町八　(83)七九二九

K、金融業

【a、銀行信託】

銀行、信託銀行、相互銀行（無盡）など業態上の相違があつて直ちには統一しえない。

【b、保険業】

生命保険の全生保、全外連は、生保総連を結成している。

51、**全国金融機関労働組合協議会（全金融）**
港区青山南町六ノ一二〇　(40)〇九八二—四
役員（五・二〇）
議長　大野　正市（全銀連）
副議長　塙　喜多（全損保）
渋谷益左右（全生保）
石川　金平（全外連）
事務局長　十時　志雄（全銀連）
結成　一九四七年一〇月一〇日
組織　一五万七〇〇〇
参加五組合　全銀連、全生保、全外連、全損保、全信連

52、**全国銀行従業員組合連合会（全銀連）**
The Federation of Bank Employees Unions. (F. B. U.)
港区青山南町六ノ一一〇　(40)〇九八二—四

役員（五・九）
　中央執行委員長　奥原　亮（三菱）
　中央執行副委員長　大野　正市（三和）
　書記長　田中　哲雄（福岡）
　　十時　志雄（帝国）
結成　一九四七年四月一八日
加盟機関　全金融
組織　九万三〇〇〇
活動
二月一七日　一二中委（一一八日）、「戦前復帰方式」による四―六賃上闘争方針。
四月六日　第一五回全国大会（一―九日）、五三年度運動方針、中闘設置など。
一一月一八日　第一六回全国大会（一―一九日）、統一闘争で組織強化へ。
機関紙　「全銀連」週刊、「調査時報」月刊

53、全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）

中央区日本橋室町二ノ一　三井信託　(24)三一八一―九
役員
　中央執行委員長　木村　健三
結成　一九四七年九月一日
加盟機関　全金融
組織　三五〇〇

54、全国相互銀行従業員組合連合会（全相銀）

豊島区西巣鴨四ノ一七二
役員（八・九）
　委員長　柳沢精太郎（常磐）
　副委員長　橋詰　忠（西日本）
　　出雲路憲之（東京）
　書記長　上村　保夫（肥後）
結成　一九五三年八月九日
組織　五〇〇〇

（附）全国生命保険労働組合総連合会（生保総連）

千代田区丸ノ内三ノ四　(27)一一〇五―九
役員（一〇・一五）
　委員長　城　俊三（千代田）
　副委員長　近　信男（朝日）
　　浜田　定策（第一）
　　秋吉　次男（日本）
　書記長　山本　悠夫（第百）
結成　一九五二年一一月一五日
組織　四万

55、全国生命保険労働組合連合会（全生保）

千代田区丸ノ内三ノ四　(37)一一〇五―九
役員（一〇・二一）
　委員長　浜田　定策（第一）
　副委員長　遠藤　万市（日本）
　　下川　寛（三井）
　　秋吉　次男（日本）
　書記長　山本　悠夫（第百）
結成　一九四六年六月四日
加盟機関　全金融、生保総連
組織　二万四〇〇〇
機関紙　「全生保」、「全生保書記局報」週刊

56、**全国生命保険外務労働組合連合会（全外連）**
中央区京橋二ノ八　第一生命　(56)七一二一―九
役員（四・二八）
委員長　欠
副委員長　石川　金平（日本）
近　信男（朝日）
峯　一郎（日本）
書記長　須山　清（日新）
結成　一九四九年二月一七日
加盟機関　全金融、生保総連
組織　一万六〇〇〇

57、**全日本損害保険労働組合（全損保）**
中央区銀座西二ノ一　(56)四二九一、七〇二〇
役員（五二・一一・一四）
委員長　塙　善多（海上）
小南　弘久（日動）
佐藤　文夫（大成）
中陸　奥三（日本）
書記長　米山　高秋（安田）
結成　一九四九年一一月五日
加盟機関　全金融
組織　二万一〇〇〇
機関紙　「全損保」週刊

L、電気産業

電労連は電産の各地本が分裂して、電力会社毎の企業別連合として再組織された。この年の中にはまだ結成されないが、東電労組など各地方別の労組を一括する意味で、電労連を一項として加える。電産と電労連の勢力対比は概ねつぎの通り（五四年三月現在）

	（電産）		（電労連）
北海道	五〇〇〇		九〇〇
東北	七二〇〇		七六〇〇
東京	五一〇〇		二万一三〇〇
	（東京電産二三〇〇）		一万七〇〇〇
中部	○		一万七九〇〇
関西	五四〇〇		四〇〇〇
中国	八〇〇〇		六〇〇〇
四国	二〇〇		二二〇〇
九州	一万五七〇〇		（九州電産六〇〇）
			○
北陸	五九〇〇		七万六九〇〇
計	五万二五〇〇		

58、**日本電気産業労働組合（電産）**
中央区築地五ノ一　(55)一三九一、二六五七、四二八二
役員（五・一四）
委員長　神山　清喜（九州）
副委員長　小川　照男（中国）
小泉　幸蔵（関東）
書記長　内村　勝蔵（北海道）
結成　一九四七年五月七日
加盟機関　総評
組織　六万五〇〇〇
活動
一月二三日　六中執（―二五日）、秋季闘争批判から新闘争方針

三月三一日　七拡中執（―四月一日）、電労連派の退場から不成立に終り、単一強化問題など、大会活動方針は決定せず。
五月一二日　第八回中央定時大会（―一四日、塩原）、単一強化の方針。
七月一四日　三拡中執（―一六日）、重点を職場の抵抗におき単一を守る当面の闘い方を決定。
九月二四日　四拡中執（―二五日）
一一月二四日　五拡中執、国民との共闘、職場討議などを中心とした当面の闘い方。
機関紙　「電産」旬刊

59、**全国電力労働組合連合会**（**電労連**）
港区赤坂溜池三四　(48)〇〇七
役員（一九五四・五・二七）
会長　吉田　一吉（東電）
副会長　山口　三郎（中部電力）
結成　一九五四年五月二七日
組織　八万一〇〇〇（結成当時）

M、交通運輸業

【a、鉄軌道・旅客】

（I）国鉄から機労が分れているのは職能別に交渉単位をもとうとする機労側の主張による。（II）私鉄の中に旅客自動車、バスを含めている。私営旅客運送業ともいえる。（III）都市交通はいわゆる都電市電市バスを含む。

【b、水運業】

（I）海上輸送。（II）港湾産業。これに従事する者の中、職種によつては海員に加盟するものも多い。

【c、貨物運送】

（I）道路運送、貨物自動車の運送を意味する。（II）倉庫保管、この中には港湾産業と重なる場合が多い。

60、**全国交通運輸労働組合協議会**（**全交運**）
千代田区丸ノ内二ノ一国鉄内　(23)四〇四五
役員（六・三〇）
議長　真鳥甚十郎（私鉄総連）
副議長　大倉　精一（全日通）
岡本丑太郎（都市交通）
青木　敏（海員）
中村　順造（機労）
兼田富太郎（全港湾）
事務局長　額賀　英良（国鉄）
結成　一九四七年九月一〇日
組織　七八万
参加一一組合　国鉄、機労、私鉄総連、全旅労連、都市交通、海員、全港湾、全日通、全自運、交通公社、運輸省、全陸運。
機関紙　「全交運」

61、**国鉄労働組合**（**国鉄労組、国鉄**）
千代田区丸ノ内二ノ一　(23)四〇四五
役員（六・一六）
委員長　柴谷　要（東京）
副委員長　土門　幸一（秋田）

書記長　横山　利秋（名古屋）
結成　一九四七年六月五日
加盟機関　総評、官公労、全交運
組織　三七万六〇〇〇
活動
一月二六日　三〇中委（一二八日・湯河原）、不当処分撤回など当面の闘争方針。
六月一二日　第一二回定期全国大会（一一六日・鬼怒川）、国際自由労連脱退、夏季手当は一ヵ月完全獲得へ。
一〇月一九日　三三中委（一二一日・高山）、仲裁裁定の実施など闘争方針決定。
機関紙　「国鉄新聞」週刊、「国鉄文化」月刊。

62、日本国有鉄道機関車労働組合（機労）
品川区上大崎四ノ二ノ四九　(49)六四三八
役員（五・二九）
執行委員長　瀬戸　敏夫（品川）
執行副委員長　中村　順造（下関）
書記長　新井　勝美（門司）
結成　一九五一年五月二四日
加盟機関　全交運、官公労、公労協
組織　五万
機関紙　「機関車新聞」週刊、「機労文化」月刊。

63、日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）
（P.R.U.）
港区芝高輪南町三〇　(49)一八三八、八五二八
役員（七・四）
中央執行委員長　藤田太郎（京阪神）
中央副執行委員長　真島甚十郎（営団）
参谷　新一（山陽）
安恒　良一（西鉄）
書記長
結成　一九四七年一月一〇日
加盟機関　総評、全交運
組織　一一万
活動
一月二〇日　第一二回臨時大会、スト宣言（二月二〇日以降）。
四月三日　一斉二四時間ストは大手筋各社など七九組合が妥結、一四労組がスト突入。
四月六日　一三組合四八時間スト突入。
五月一〇日　東武第三波二四時間ストに突入し妥結。
六月二日　七中委（一三日・宇奈月）、国際自由労連・国際運輸労連脱退を決定。運動方針で単一化を議題に。
七月二日　第一三回定期大会（一四日・城崎）、国際自由労連・国際運輸労連脱退を決定。運動方針で協約・越年・賃金闘争方針。
九月七日　二中委（一八日・定山渓）、越年闘争で二九日第一波以降スト宣言。
一〇月九日　三中委（一一〇日）
一一月九日　四中委（一一〇日・伊東）、未解決一三。第二波一二月二、三日四八時間ストはほとんどが行われずに解決。
一一月二九日　第一波スト、妥結九一、
機関紙　「私鉄新聞」週刊、「調査月報」月刊

64、全国旅客自動車労働組合連合会（全旅労連）
港区赤坂溜池三一　(48)〇五七七
役員（五・二四）
会長　桑　敏夫（関東）

副会長　伊坪　福雄（関東）
　　安井　勉（関東）
　　森本　正一（愛知）
　　坂口　順一（京都）
　　神野　政一（大阪）
事務局長　石田　数栄（関東）
結成　一九四七年九月一四日
加盟機関　全交連
組織　九〇〇〇

65、日本都市交通労働組合連合会（都市交通）
The Federation of Municipal Traffic Workers Union.
港区麻布一本松七　(45)五四五三
役員（七・四）
委員長　岡本丑太郎（東交）
副委員長　久保　政吉（横浜交）
書記長　岩田　数義（大阪交）
結成　一九四七年一月一六日
加盟機関　総評、官公労、全交連
組織　四万

66、海運産業労働組合中央協議会（海運労協）
千代田区丸ノ内一ノ一　運輸省　(23)一一三一―九
役員
議長　陰山　寿（海員）
副議長　鳥居　豊（全造船）
　　兼田富太郎（全港湾）
　　藤田　謙五（全海連）
　　渡辺　道夫（全海事）
　　神成　孝一（全港建）
事務局長　西本　喬（海員）
結成　一九五一年一月一日
組織　一六万八〇〇〇
参加六組合　海員、全造船、全港湾、全海連、全海事（運輸省全海事職組）、全港建（運輸省港湾建設局従組連合会）

67、全日本海員組合（海員）
神戸市生田区海岸通り三ノ二六
港区麻布市兵衛町二ノ四　(48)三三六〇、三五〇三、三五〇七
役員（五二・一一・三）
組合長　陰山　寿
副組合長　中地　熊造
　　青木　敏
結成　一九四五年一〇月五日
加盟機関　全交運、海運労協、国際自由労連、国際運輸労連
組織　八万
活動
三月二六日　第三回全国評議会、定員問題でスト行使決議。
八月二七日　第四回全国評議会（一二八日）、総評脱退を決定。
一〇月二七日　第一二回定期全国大会（一二九日）
組織　八万
機関紙　「船員しんぶん」週刊、「海員」月刊、「調査資料」月刊。

68、全日本海運労働組合連合会（全海連）
中央区京橋一ノ二ノ七　大阪商船ビル　(56)四二五一
役員（六・二一）
常任委員長　藤田　謙五（三井船舶）
常任副委員長　野上　浩一（関西汽船）

堀之内一雄（大阪商船）
結成　一九四七年一月一〇日
加盟機関　総評、海運労協
組織　四〇〇〇
機関紙「全海連」旬刊

69、**全日本港湾労働組合（全港湾）**
All Japan Harbor Labors Union. (J. H. U.)
大田区山王二ノ一八二五　(76)二三〇〇
役員（六・一二）
委員長　兼田富太郎（大阪）
副委員長　安田　茂（日本海）
書記長　佐藤　清一（東海）
結成　一九四九年六月一日
加盟機関　総評、全交通、海運労協
組織　一万八〇〇〇

70、**全日通労働組合（全日通）**
All Japan Express Workers Union.
千代田区三年町一ノ一一　(58)〇六二八、〇八二四、〇八五九―六〇
役員（六・四）
委員長　大倉　精一（名古屋）
副委員長　和久　幸雄（福知山）
白土　松寿（盛岡）
書記長　山口　政隆（熱海）
結成　一九四六年四月二〇日
加盟機関　総評、全交運
組織　七万六〇〇〇

機関紙　「日通労働」五日刊

71、**全国自動車運輸労働組合連合会（全自連）**
台東区西町二〇　(83)七六七七
役員（一〇・一八）
委員長　引間　博愛（東貨労）
副委員長　伊坪　福雄（東自労）
山田　重（愛知県連）
加賀川謙治（大自運）
書記長　寺本　由平（埼玉県連）
結成　一九五〇年一一月二六日
加盟機関　総評、全交運
組織　一万五〇〇〇
機関紙　「全自運」

72、**全日本倉庫労働組合同盟（全倉庫）**
江東区深川福住町一ノ一五　(74)六九九一
役員（五・一七）
委員長　重信愛三郎（帝国）
副委員長　畠山　完五（住友）
書記長　伊藤長三郎（三菱）
結成　一九四九年九月一〇日
組織　五〇〇〇
機関紙　「全倉庫」

N、教　育

全高教が日教組と統一するための条件としている、高校教組の一本化と、日教組との協議体設置に対して、日教組側は統一闘争の強化が先決であると回答している。

73、**日本教職員組合（日教組）**
千代田区神田一ツ橋　教育会館　(33)六〇二九・八一〇一
役員（六・一四）
中央執行委員長　小林　武（北海道）
中央執行副委員長　宮之原貞光（鹿児島）
今村　彰（愛媛）
平垣美代司（大阪）
書記長
結成　一九四七年六月八日
加盟機関　総評、官公労、国際自由労連、世界教員連合。
組織　五五万
活動
一月二〇日　二七臨時中委、教育防衛闘争方針、闘争宣言を発し一斉休暇を含む実力行使へ。
一月二五日　第二回全国教育研究大会（一二八日・高知）、参加者六〇〇〇余。
二月二八日　教育防衛全国大会（東京隅田・五万）、義務教育学校職員法反対署名二〇〇〇万をもちこみ国会陳情。
三月一八日　二八中委（一二〇日）、一斉休暇中止の戦術転換にともなう当面の闘争方針をきめる。
六月一一日　第一〇回定期大会（一一四日・宇治山田）、国際自由労連脱退を否決。
七月二日　二九中委、教育防衛闘争を中心に討議。
七月二三日　中央教育防衛大会（三〇〇〇）
九月二一日　三〇中委（一二二日）、秋季闘争方針。
一〇月一二日　全国代表者会議（一一三日）、組織の強化運動のすすめ方の改善につき全国委員長書記長を集む。
一一月二六日　三一中委（一二七日、甲府）、教育の軍事化を防ぎ、自由と平和のための教育を守る運動・闘争方針を決定。
機関紙　「教育新聞」週刊、「教育評論」月刊
74、**全日本高等学校教職員組合（全高教）**
港区芝南佐久間町一ノ二三　(43)四〇三七
役員
委員長　坂本　勝元
結成　一九五〇年四月
組織　二万五〇〇〇
活動
一一月一七日　日教組へ組織の再編と統一にかんし申入れ。

〇、医療衛生

この分類には多少疑問がある。というのは、a医療保健はよいとして、b水道衛生は事実上、都市の公営事業である関係から自治労や、官公庁労組の地連などに属しており、仕事の上からみても患者相手の医療保健とは自ずと別の分類形式を必要とする。ここでの中産業別は仮のものである。

75、**全日本医療従業員組合協議会（全医協）**
千代田区神田三崎町　結核予防会　(25)〇六二九、三二二三
役員
議長　磯野　進
結成　一九四六年一一月一七日
加盟機関　産別
組織　一〇〇
76、**全日本国立医療労働組合（全医労）**
中野区新井町五一四　(38)〇五二六
役員（五・二七）

委員長　井上　五郎（福岡）
副委員長　渡辺　素良（愛知）
書記長　浜田宇之助（福岡）
結成　一九四八年一一月二〇日
加盟機関　総評、官公労
組織　二万
機関紙　「全医労新聞」週刊

77、全国水道労働組合連合会（全水連）

千代田区丸ノ内三ノ五　(20)一一〇一―一〇
役員（六・二八）
委員長　坂本　喜一（東京）
副委員長　伊藤正志（塩釜）
今仲　隼人（奈良）
書記長　鈴木与惣吉（東京）
結成　一九五一年一一月一八日
加盟機関　総評、官公労
組織　九〇〇〇
機関紙　「全水連新聞」

P、商　業

商業に従事する労働者としては、小企業、店を出しているものまで併せると、その組合数も相当な数に上る。またサービス業や修理業といつた分類によれば、各種業種の労働者が機械的に総括されかねない。全国組合で商業分類される全百連、ホテル従連のほか、ここには大部分の前記小企業労働者の組合を属させて考えてよいであろう。

また全国商業、事務系労働組合協議会（全商協）は準備会としてもたれているが、これは金融機関や商業、事務関係の比較的多い民間労組などで組織されている。

78、全日本百貨店労働組合連合会（全百連）

台東区南稲荷町九九　(83)一七九〇
役員（一〇・一四）
委員長　直井　和夫（白木屋）
副委員長　三重野正明（岩田屋）
書記長　池田　秀夫（松坂屋）
結成　一九四九年一〇月二五日
組織　二万一五〇〇
機関紙　「全百連」

79、全日本ホテル・レストラン従業員組合連合会（ホテル従連）

港区芝琴平町二一　(43)四四五三
役員（七・二四）
会長　春日　藤喜（帝国ホテル）
副会長　立川　正信（ホテル・テイト）
書記長　石井　巖（本部）
結成　一九五〇年一一月二二日
組織　三一五〇

Q、公　務

官労が解散して官公労に統一した結果、国営公営産業の労働者を含む官公庁労働者の組合はすべて官公労に統一された。

【a、官　庁】

旧官労系組合など非現業・事務系統の労働者で他の産業に分類されない組合を一括する。その全部が官公労傘下にあるのでこれを参

考して頂く。

【b、公共企業体】

敢えて一項目を設けるまでもなく各産業別に分れているが、これらの組合によつて公労協がもたれていることを附記する。

【c、地方自治体】

自治労連から自治労協が分裂して以来、その統一はその両者から望まれていたが、この年ようやく話合いが具体化し、一九五四年一月に新たに自治労が結成された。

【d、駐留軍労務】

厳密にいえば公務に分類されえない。実際にはP・D工場など各産業労働者が含まれる。また、軍に直接雇傭されているのでなく、その管理下にあることが特徴的なのであるが、多くの場合その利害は日米労務基本契約にもとづき日本政府を通じて反映され解決されるため公務として扱う。

80、**日本官公廳労働組合協議会（官公労）**

千代田区神田一ッ橋教育会館　(33)七八九四

役員（七・七）

議長　横川　正市（全逓）
副議長　池島　信吉（自治労）
　相沢　重明（国鉄）
　天野　徳重（全司法）
事務局長　佐久間孝一（日教組）

結成　一九四九年一二月五日

組織

全専売	三万七〇〇〇
アルコール専売	一五〇〇
全印労	八〇〇〇
全逓	一九万六〇〇〇
全電通	一四万五〇〇〇
全電波	二六〇〇
国鉄	三七万六〇〇〇
機労	五万
都市交通	四万
日教組	五四万七〇〇〇
全水連	九三〇〇
日財労連	一万四〇〇〇
大蔵職組	一九五〇
全造幣	一七五〇
全税関	四七〇〇
全農林	一〇万
会計検査院職組	一二〇〇
経審職組	四〇〇
厚生省職組	三三〇〇
全医労	二万〇三〇〇
全労働	一万〇五〇〇
全商工	九一五〇
全司法	一万四三〇〇
全調達	二五〇〇
全法務	五〇〇
管理統計	五〇
学術会議	八〇

北海道開発局職組　二〇〇〇
文部省職組　一〇五〇
人事院職組　五〇〇
閉鎖機関職組　六〇〇
国会図書館職組　五〇〇
全運輸　七五〇〇
全建労　一万四五〇〇
自治労協　二二万
都労連　七万五〇〇〇
全駐労　一一万五〇〇〇
計　二〇三万

活動
一月一九日　拡大闘争委員会
二月一〇日　官労、官公労に統一加盟申入。
二月二一日　「悪法粉砕、給与ベース改訂」国会デモ。
二月二五日　拡大闘委、四月以降賃金二万〇七二〇円要求案決定。
五月一二日　四日以降新賃金一万八八〇〇円と夏季手当一ヵ月分を要求申入。
五月二八日　国会へデモ。
六月五日　官労一八組合の加盟を承認。
六月八日　官労解散委員会。
六月一五日　夏季手当で国会坐りこみ、以降連日デモ続く。
九月一七日　年末手当二ヵ月と新賃金を再度申入れ。
一〇月二九日　全国代表者会議。
一〇月三一日　官公労総決起、食糧確保、凶作対策国民大会（三万五〇〇〇）
一一月二一日　非常事態宣言を発し、新賃金と年末手当で実力行使に入る。以降国会デモ、決起大会続く。

機関紙　「官公労」旬刊

81、公共企業体労働協議会（公労協）
国鉄、専売公社、電電公社など三公社および官庁五現業の公労法関係労働組合の共闘組織として結成された。
組織　九〇万
参加九組合　国鉄、機労、全逓、全電通、全専売、アルコール専売、全印労、全造幣、全林野

82、全国自治団体労働組合協議会（自治労協）
役員（六・三）
委員長　古部　秀男（東京都職）
副委員長　浅羽　富造（大阪市職）
池島　信吉（北海道庁）
書記長　橋田　正武（高知県職）
結成　一九四九年一一月二九日、一九五四年一月二七日解散
加盟機関　総評・官公労・国際公務員連合
組織　二二万
活動
二月二七日　第一一回全国委員会、自治労運との統一の方向を討議。
六月一日　第五回大会（一三日）、労運との統合決定。
機関紙　「自治労協」週刊

83、日本自治団体労働組合総連合（自治労連）
役員（六・一七）
委員長　徳永　利雄（愛媛県職）
副委員長　矢部　義雄（横浜市従）
書記長　竹内　欣（京都市職）

結成　一九四七年一一月一〇日、一九五四年一月二七日解散。
組織　八万
活動
二月二日　全国代表者会議（―三日）
二月二三日　二四中委（―二四日）、春季闘争方針、労協との統一問題など。
四月二日　全国青婦人代表者会議（―三日・姫路）
六月一〇日　第九回定時大会（―一四日・甲府）、自治体労組の統一を満場一致で決定。
九月一一日　二六中委（―一二日）、統一問題を具体化。
一月二七日　第一〇回臨期大会で解散。
機関紙　「自治労新聞」週刊
（附）**全日本自治團体労働組合（自治労）**
千代田区丸ノ内三ノ一　(20)一〇〇一―一〇
役員（五四・一・三〇）
委員長　占部　秀男（東京都職）
副委員長　浅羽　富造（大阪市職）
　　池島　信吉（北海道庁）
書記長　橋田　正武（高知県職）
結成　一九五四年一月三〇日
加盟機関　総評・官公労
組織　二三万（自治労協・自治労連が合同）
活動
八月五日　労協、労連第一回合同懇談会
一一月一五日　第四回合同懇談会において統一大会準備会への切替をきめ、同二六日に第一回発足。
一月二九日　合同結成大会（―三〇日）。
機関紙　「自治新聞」週刊
84、東京都労働組合連合会（都労連）
千代田区丸ノ内三ノ一　(20)一〇〇一―一〇
役員（六・二六）
委員長　河野　平次（東交）
副委員長　三田　朝丸（都職）
　　井上　勲（高教）
　　江沢徳太郎（水従）
書記長　中川　達男（都職）
結成　一九四六年六月八日
加盟機関　官公労
組織　七万五〇〇〇
85、全駐留軍労働組合（全駐労）
All Japan's Garrison Forces Labor Union. (G.F.L.U.)
新宿区百人町三ノ二六三　(35)六八二九―三
役員（五・三一）
委員長　市川　誠（埼玉）
副委員長　安高啓一郎（東京）
　　村上　三治（兵庫）
　　佐藤　新助（宮城）
書記長　久保　貝人（大分）
結成　一九五二年一一月三〇日単一加盟機関　総評、官公労
組織　一一万五〇〇〇（全日駐一万を加う）
活動
一月一八日　神奈川地区決起大会（横浜）を皮切りにスト突入。
二月三日　長期ストの困難からスト中止、戦術転換声明。

二月二一日　三中委（―二二日）、二〇%アップを承認、軍直雇傭反対。
三月一日　全日駐大会、国際自由労連加盟を否決、民労連参加を拒否。
三月七日　臨時大会（―八日）、軍直雇傭問題で既得権侵害の場合は実力行使すると決定。
三月三〇日「労務基本契約一一カ月再延長。
四月一六日　中委および中闘（―一七日）、給与改訂闘争など。
五月二日　四中委（―三日）
五月三〇日　第八回定期大会（―三一日）
七月二二日　臨時大会（京橋）、日米労務基本契約米軍案に反対実力行使対策。
八月六日　全駐労・全日駐とも一二日以降スト指令。
八月一二日　全国的に四八時間スト突入。
八月一七日　中闘委、第二次ストを確認。
八月二五日　全日駐拡中闘も第二次ストを確認。
八月二七日　二八・二九両日の四八時間ストを中止。
九月一日　基本契約の覚書を承認、仮調印。
一〇月三月　二中委（―四日）、秋季闘争方針および全日駐との合同問題。
一〇月一七日　全日駐第二回定期大会（―一八日・東京および一一月一日・横浜）、全駐労との合同問題で紛糾。
一二月六日　臨時全国大会、賃金、越年資金闘争など。
一二月二七日　全駐労、全日駐合同大会。

機関紙　「全駐労」

86、日本駐留軍労働組合（日駐労）

港区芝車町三九　(45)三八三六

役員（一一・二九）
委員長　門司　亮（神奈川）
副委員長　川畑　政男（神奈川）
古瀬　陽蔵
書記長　杉本　武

結成　一九五三年一一月二九日

組織　二万五〇〇〇
全日駐の右派系労組が脱退して新たに結成した。

産業別統一委員会
全逓統一委員会
全電通再建同志会
電気労働者統一会議
造船労働者統一運動委員会
海上統一委員会
繊維統一委員会
全国炭鉱戦線統一委員会
会農林統一委員会
官庁統一運動協議会
放送統一会議

国際自由労連加盟組合
加盟協議会に参加するもの
炭労、全鉱連、日放労、全逓、日教組、都市交通。
全労会議に参加するもの
全繊同盟、海員、全炭鉱（日鉱）。

世界労連および産業別インター加盟組合
全金属、大化学、全新聞

第三編　農民運動

第一章　農業情勢と農民運動の大勢

第一節　農業情勢

一九五三年の日本農業は、大規模な、たび重なる風水害、冷害、病虫害によつて大きな打撃をうけた。六月の西日本の大水害、風害、九月の東日本における数十年来の冷害、それに全国的なイモチ病害の発生が重なつて、米の生産は二〇年来の凶作となり、その他の作物も減収甚だしく、特に耕地と家の流失埋没によつて被害をうけた農民の痛苦は言語に絶した。

災害・凶作は全国の農業生産と農民生活に深刻な影響をあたえたが、その影響は一様でなく、地域的に、また階層的に、きわめて不均衡であつた。災害の打撃を直接にうけた地域の、とくに貧農層は決定的な破壊的な、痛手をうけて窮乏化したが、これと反対に災害の破壊をまぬがれ、比較的有利な条件のもとに農産物を販売した農家、とくに「富農」層は、農家経済の余剰を蓄積することができた。政府の米価・供出政策はこれに拍車をかけ、結局農民層の分解を促進した。

都市における失業者の増大、賃銀ストップ、賃下げと併行して、農業と生活を破壊された農民の潜在的失業もますます増大した。次三男問題も、わずかな公共事業や産業開発青年隊運動などによつて解決されるどころか、本年はいよいよ深刻化し、土地も職も希望もない農村青年は、低賃銀労働力の給源となるか、または保安隊要員として利用される状勢がつくりだされた。

災害・凶作の打撃にいためつけられた農民に対し、九〇〇〇円の低米価と肥料独占価格にみられるようなシェーレの拡大により、さらに下層には重く上層には軽い租税公課諸負担によつて、農家経済の窮乏はますます深まり、資金不足、飯米不足の農家が凶作地の各村に現われ（第二章参照）、農民の土地、牛馬手放し、娘売りが増大した。

このような農村情報に対し、さらに軍事基地のための土地接収が全国各地に続出し、官庁統計によると米軍要求一八万町歩、保安隊要求一万五千町歩に達している。やむなく接収に同意せしめられた農民も、立退き先きや補償問題で多くの困難に遭遇した。浅間、十勝日本原、富士山麓等々、軍用地のための土地接収は、多く旧日本軍用地を開墾して入植した開拓民に襲いかかり、また総合開発の中心点としてのダム建設にともなう土地接収も農民生活を直接おびやか

すものであつた。

軍用地のための土地接収のほかに、地主の小作地取上げ、ヤミ小作料の要求もしだいに増加しつつあり、とくに一九五五年の小作契約更新期を前にして、最近はとくに増加の傾向にある。もちろん、現在の耕地貸付者が一町歩保有地のヤミ小作料だけで寄生地主化することはできないが、しかし零細耕作者にとつて小作料のつりあげは決して軽視すべきものではない（第三章第三節参照）。

旧地主の、農地改革取り消し、土地買収に対する補償要求等を中心に結成された団体の反動的な動きも、ようやく本年より顕在化してきた。新農地法の下における地主反動の動きとして注意されねばならない。

要するに、一九五三年の日本農業は、災害・凶作によつて農業生産の破壊が全国的におこり、供出、税金、シェーレの拡大によつて農家経済の窮乏がすすんだ上に、軍事基地・総合開発のための土地接収、地主の土地取上げによつてますますその傾向が強められ、農村潜在失業人口の増大によつて、次三男問題が深刻化したといいうる。しかも一方、富裕な農民層、凶作の打撃をまぬかれた農民層は政府の農業政策によつて、また村、部落におけるその特権的地位を利用して、ますます富裕になる条件をあたえられた。しかし、この「富農化」の道もきわめて限られており、農業生産の発展ではなくて、きびしい収奪下に、農業の衰頽と農民の半プロレタリア化への道が強くおし進められているのである。

占領から「独立」への時期、MSA体制への移行期において、政府の農業政策ことに供出政策はゆきずまり、富農に依倚して広汎な農民層を支配する政策も、決してスムースに遂行されるものではなかつた。ではこの農業の破壊と農民生活の破綻に抵抗するものとして、農民運動はいかにたたかわれたであろうか。

第二節　農民運動と農民団体の動向

まず本年の農民運動のいちじるしい特徴は、災害・凶作をめぐり全国農民が、町村、県あるいは中央の段階において、しばしば大会を催し、政府や議会に対して陳情、抗議のデモを行い、近来にない活発な動きをみせたことである。この農民大会は、たんに災害・凶作に対する政府の施策を要求するのみならず、米価・供出や肥料価格をめぐり、あるいは軍事基地土地接収に対する政府の態度に対して、農民の意思を統一して政府に要求するという形をとり、しかも集会はくりかえし行われた。たとえば一月一七日肥料問題全国農民大会（農民組合総同盟主催）、二月二四日危機突破全国農民大会（中央農業会議主催）、九月二一日米価要求全国農民大会（中央農業会議傘下団体主催）、一一月一日凶作対策全国農民代表者会議（左社主催）一一月四日凶作対策全国農民大会（右社、農民組合総同盟等主催）等が相ついで開催され、この間全国開拓者大会、軍事基地反対全国国民大会等が開かれて、ほとんど総ての問題について農民の要求が決議され、また決議の実施を要求する陳情と交渉が関係当局に対して行われたのである。県や町村においても、その集会者数や主催団体、要求決議事項は種々雑多であるにしろ、とにかく多くの集会が開かれ、そこに農民の声が反映された。これは前年にくらべ特に著しい特徴である。

つぎにこれらの農民大会には、ほとんどつねに、総評、その傘下各単産、共産党、労農党、社会党等各政党はじめ、民主団体の多くが代表を送つて激励し、その運動において共闘し、いわゆる労農提携が、ようやく単なるスローガンの域をこえて、実践の緒につきだしたことがみとめられる。たとえば、北九州の水害対策をめぐつて

各民主団体は水害対策協議会を結成し、罹災者救援カンパ、政府への陳情、抗議等には提携してこれにあたり、米価要求運動には、総評、日農等を中心に国民食糧対策連絡協議会がつくられて、広汎な労農市民の運動として二重米価要求がなされるなど、全国的な、また地方的な規模で、しばしば労働団体主導のもとに労農提携の組織がつくられ（労農協議会等）実践にうつされたのである。これらはたしかに前年にくらべ、農民運動としても一歩前進を示したものといいうるであろう。

ただし、右の農民大会、決議、デモ、陳情という華々しい運動もその内容を見ずに、たんに表面的な動きだけにとらわれるならば、運動の高まりと、その段階を誤認することになろう。なぜなら、米価要求農民大会にしろ、凶作対策農民大会にしろ、それらの一〇〇〇名、二〇〇〇名を動員した全国大会の多くは、中央農業会議とその傘下団体の主導によるものだからである。それは従来の、農業復興会議中心の農政活動の引きつぎであり、運動は決議倒れや政府に対する陳情に終り、その運動の指導権は多くのばあい農協や農業委員会幹部ににぎられているからである。この事実は、これまで本年鑑でもしばしば指摘して来たところであるが、本年の農民大会もまた、多くはこの「上からの」農政活動の限界をもつた集会に終っている点に注意せねばならない。

しかし同時に他面破壊された農民生活と農業生産を守るため、農民の切実な声が大会に反映し、たとえば九月の米価要求全国農民大会においては「供米ストをもつて要求の通るまでたたかえ」との発言もみられるように、上からの農政活動の中にも、従来の限界をつき破らんとする農民の動きが見られたことも事実である。そして、これらの集会においては、ほとんどあらゆるばあい、自由党政府の農業政策反対、従属外交反対、日本基地化反対の一致した農民の声がみとめられ、あるばあいには、明確な要求として反米反帝国主義の決議がなされている。

基地のための土地接収反対闘争も、内灘、妙義、浅間をはじめ、とくに開拓地において、全国各地にたたかわれた。それは農民運動としても、とくに生産と生活の基盤である土地接収をめぐる運動だけに執拗に、根づよくたたかわれた。山林、原野、未墾地解放、いわゆる反封建闘争も、部分的散発的ではあるが各地にたたかわれた。とくに旧地主の反動的策動、貸付地のとり上げ、ヤミ小作料増加の傾向にあるとき、土地闘争が重視されるのは当然である。

災害・凶作をめぐる運動とともに米価・供出をめぐる農民運動も、前年にひきつづき、多くの農民団体によつてたたかわれ、これには前述のように、労働組合、市民団体が協力し、国会内における社共労各党の自由党に対する闘争と結合した。二重米価要求の運動が、広汎な国民的運動となり、婦人団体までそれに参加したことは、米価が賃銀水準と関係し、国民生活に大きな関連をもつことが、広く理解されだしたことを示している。麦や甘藷価格、さらに肥料の独占価格などと共に、農産物価格問題は農民運動の大きな課題となつているのであるが、なお全般的には農政活動の限界をもつた集会に終つては、前にのべた通りである。

基地反対闘争や農村青年運動はそれ自体平和運動であるが、長野県の凶作突破全青年平和大会のような、労農学提携の平和集会は、まだ全国的には行われず、平和運動は農村においては都市にくらべ立ちおくれの状態を脱していない。このほか農林労働者インターへの日本代表の派遣は、農民運動の国際的連携の端緒として注目されてよい。未だ情報交換の域を出でないが、将来はアジア農民会議の開催や、相互援助等の形で、国際的な協力の道がひらけるものと思われる。

ヤロビ農法の普及、それにともなう啓蒙、平和運動として、長野県のミチューリン運動が発足してから、急速に全国的に広まり、八月には東京で全国大会が開かれた。日農などの階級的農民組織の再建・拡大が停滞し組織的農民運動が沈滞期にある現在においては、このような文化運動も、進歩的な技術の普及により農民生活を守りつつ組織拡大の一つの手がかりとして役立ちうるであろう。しかし現在までのところ、その普及は全国的にみると、なお一部農民に限られていることは否定できない。

さて各農民団体はこの年の運動をどう指導し、またその中で自らの組織をどのように再建し整備したか。前年までの農民団体が、なお「組織整備」の段階にあったことは本年鑑第二六集でも記したところであるが、今年はそれをどのように実践したか。その詳細は第五章以下に記述されているが、全般的に言えば、なお決して組織再建と拡大が顕著にみとめられるとはなし難い。官庁統計は本年も農民組合、組合員数の減少を告げているが（第二部「農民の組織状況」参照）、その統計数字は別としても、日農両派、全農連、全農等、ほとんどすべてを通じて、支部の看板すら無い地帯が多く、組合費納入者数から言うと、組織の壊滅状態は蔽うべくもない。この点は、農民大会の盛会振りに至つて昂揚期に入つたかにみえながら、未だそれが組織化されるには至つていないことを示している。もちろん、このことは、地域により、また団体により、るという事実を否定するものではない。

日農主体性派は第六回大会を開き、運動方針と組織原則を討議したが、ついに成文化された運動方針を決定せず、また全国単一組織か連合体かあるいは地方分権組織かの論争も明確な結論を出さずに終つた。これは戦後農民組合史上でも異例のことであるが、日農は農民のどの階層を対象にし、誰を組織して、組織をつくるべきかの組織問題をめぐつて、ここ数年間苦悩しつづけて来たが、なお理論的実践的に結論が出ていないという状態にある。

日農統一派第六回大会は、一カ年の闘争成果を確認すると同時に自己批判をも行い、農民運動昂揚の客観的条件の成熟に比べて、主体的条件は未だ確立していないことを認め、今後は合法的方法と実力的方法を結合して弾力性ある闘争を推進することを決定した。日農統一派は農民運動は労農同盟の実践とともに、画期的昂揚と質的転換の時期に入つたと判断し、日農の運動の任務は「帝国主義の打倒と共に、その社会的基礎をなす半封建的地主勢力の粉砕にある」と規定していることは、前大会の決定と同様である。

組織方針において、統一派日農は重要な修正を行つた。前年度大会で、団体加入か個入加入かで意見が対立し、ついに執行部原案をしりぞけて個人加入の原則を決定したのであるが、本年度の大会では規約の一部を改正して、自主的農民組織の団体加入をも認めた。日農は、「雇農、貧農を中心とし中農、富農をも含む農民全階層の大衆的同盟体」であるという方針とともに、日農を少数の活動家グループの集りから、より広い農民のたたかう組織へ再編成しようとする意向の現われであろう。

日農統一派が反封建闘争を主軸とした運動方針を決定し、実践しているのに対して、反独占資本闘争を中軸とし、各種農民組織の協議体形態をとつて広く全農民層の結集を決定して注目されてきた常東農民組織総協議会では、反独占闘争の分野として甘藷価格闘争、営農資金獲得闘争に全力を集中し、戦後常東農民運動史上最大といわれる闘争を展開した。その具体的な動向は、全農連、全開連などの農民団体の動向とともに、第七章に記述した。一九五三年当初に

結成された農民組合総同盟は、この一年間にとくべつ大きな変化もなかつたが、各地方に支部がつくられ、社会党右派系の政治的地盤を固めつつある。

農民戦線の分裂状態は、右のごとく、この一年間にはほとんど前年通り変りなく、統一の呼びかけや要求はあつても、未だ組織的に実現されていないというのが実情である。

第二章　災害凶作をめぐる農民運動

第一節　農業災害の規模

一九五三年は風水害、凍霜害、病虫害、冷害と、おそるべき災害が連続して農村を襲つた。まず四月から五月にかけて関東を中心に三二府県にわたり凍霜害が農作物に甚大な被害をあたえた。六月には西日本における未曽有の水害で死者六六六人、罹災者一二三万人、耕地の流失埋没、冠水面積一七万町歩におよび、九州の損害概算三〇〇〇億以上といわれた。和歌山の水害もこれについで巨大な損害をあたえ、政府の治山治水対策がいかに欠如し、その災害対策はいかに無力であるかを暴露した。八月には東北、北海道、関東は二〇年来という大冷害にみまわれ、その他全国的に病虫害が発生した。さらに九月には東海地方をおそつた台風で、ほとんど全国土が災害に見舞われたことになり、うちつづく天候不順で米作は一九三四年以来の凶作となつた。

つぎに本年の農業災害の状態を調査した農林省統計調査部の報告（「昭和二八年における農業災害に関する調査」一九五四年五月）によつて、被害の程度をみておこう。

この調査は二月一日現在の農業動態調査の一部として全国一七万三五七三戸の農家についてなされたものである。

農業災害の規模を全国的にみると、調査農家の約八〇%の農家は多かれ少なかれ被害をうけ、また調査農家の七〇%の農家は米の減収した農家であつた。地域的にみると——

(一)岐阜県以北の二一都道県（冷害）　調査農家の六八%は冷害をうけ、このうち五〇%の農家はイモチ病など他の災害と重なり被害をうけた。そして調査農家の二三%は、米の減収率三〇—五〇%を示した。

(二)北九州（風水害）　六月の風水害で全体の四〇%の農家が災害をうけ、三二%はメイ虫害等他の災害と重つた。米の減収は比較的軽微だつた。

(三)和歌山（風水害）　調査農家の二五%が災害をうけ、米の減収率七〇—一〇〇%に達する農家が八%もあつた。

(四)熊本（風水害）　七月の豪雨で熊本県では調査農家の一三%が災害をうけた。全般的には和歌山より災害の程度は軽い。

(五)神奈川、富山、岐阜、愛知、大阪、和歌山、高知等一五府県（台風一三号）九月の台風で調査農家の五七%が災害をうけ、そのうち四三%はイモチ病、メイ虫害などと重なり災害の規模は甚大、調査農家の一〇%が米減収率三〇—五〇%。

(六)三〇都府県（イモチ病害）　ほとんど全国的にイモチ発生、調査農家の六一%が被害、米減収割合三〇—五〇%の農家が調査農家の一七%。冷害イモチの発生せるものが調査農家の二一%で特に被害大。

(七)北九州（メイ虫害）　北九州調査農家の六二%がメイ虫の害をうけ、風水害等と重なつた農家が四七%、メイ虫による米減収農家

は調査農家の八一%に達した。

右の農業災害の結果、米の供出はおろか自家飯米に不足するものが各地に生じ、欠食児童や不就学児童が増え、また農業外への出稼ぎ、通勤等の形で兼業の賃労働が増加した。それらの兼業は主として日雇人夫、炭焼、内職、賃仕事業で手近かな村内労働が多い。借金農家がふえ、また家畜、役畜、立木、林野等を処分する農家が増加した。要するに、災害により農家の窮乏がすすみ、災害をうけなかつた地域、災害の打撃に比較的に耐え得た上層農家、富農層との間に経済力の差を拡大し、農民層の分解をすすめたことが、右の農林省調査結果からも推定される。

第二節　災害・凶作をめぐる運動

災害は、もちろん直接の動機は自然力の破壊的な作用であるが、毎年のごとく風水害、病虫害に見舞われ、農作物、生産手段、家屋から人命まで奪われるのは、明らかに治水治山対策の欠如、農業生産条件の劣弱なことを示し、また、復旧工事の不備、森林立木の乱伐、ダム工事等による治水体系の混乱等の事情が直接間接の原因をなすものである。各地で農民は大会を開き、自由党政府に対する要求を決議し、災害凶作に対する補償、減税、災害復旧、融資、飯米配給等のために運動を展開した。つぎの日農（主体性派）神奈川県連の「要望書」は、災害がいかに甚だしく、また農民団体がいかなる対策を政府当局にのぞんでいたかを示している。

（霜害に対する要望書）

去る四月二五日、及び五月三日の晩霜は、農業気象の虚をついてまれに見る甚大なる被害を及ぼした。よつて、速かに左記対策を講じ当面並びに恒久の措置を講じられたい。

一、桑園被害は、県下一五〇〇丁歩（愛甲五〇〇丁歩）、繭減産三万九〇〇〇貫（価格六八六四万円）、戸数六五〇〇戸。これが対策として

(1) 稚蚕の適切なる処置（育蚕）、桑葉のあつせん、確保、廃棄蚕の措置

(2) 桑園の恢復、助成費（肥料、技術、苗木、病虫害の予防等）

(3) 長期、低利の再建資金、夏秋蚕購入代金等一戸二万円をあつせんする。

(4) 災害補償金は被害一割以上（現行四割以上）とし、即時支払うこと。

(5) 繭価決定及び検定に養蚕農民を参加せしめ、民主的に行わしめること。

(6) 凍霜害防除並びに病虫害防除の恒久的措置。

(7) 被害農民の諸税を減税すること。

二、茶園の被害は、県下（上郡、愛甲、横浜）一〇〇丁歩（四〇%）減収一万五〇〇〇貫、三〇〇万円と推定する。

これが対策は育蚕を除き桑園と同じ。

三、ソ菜の被害は、きうり、二〇〇丁、八〇万貫、六四〇〇万円。なす、一〇〇丁、四〇万貫、四八〇〇万円。とまと、一七〇丁、七〇万貫、八四〇〇万円。南瓜、一〇丁、五万貫、三三〇万円。いんげん、三五丁、三万五〇〇〇貫、三〇〇万円。西瓜、一一丁、五万貫、五〇〇万円。馬鈴薯、六〇〇丁、五〇〇〇貫、三〇〇〇万円。菜種、五〇〇丁、一〇〇石、六〇〇万円。計二億四三五五万円。

ソ菜対策としては、(1) 苗、種の配給措置。(2) 被害作物の

日農神奈川県連合会
日農愛甲地区協議会

処理育成作付転換。(3)　長期低利資金一戸五万円平均。(4)　災害補償法の新設。(5)　ソ菜価格の安定措置。(6)　霜冷害の防除措置。(7)　病虫害防除費助成。(8)　所得税の免除。

四、果樹の被害は、柿、七〇丁歩、二〇万貫、二六〇〇万円。梨五〇丁歩、二五万貫、三七五万円。計六三五〇万円。果樹対策は右に準ずる。

五、麦類は、四月三〇日の強風雨により倒伏一〇〇〇丁歩、減収総量四万石（麦石）と推定される。よつて対策については

(1)　肥料の助成、病虫害の防除。(2)　災害補償の即時支払を行うこと。

六、右に関連して肥料価格の値下げ、安値輸出の禁止が実現されておらぬ実情から左記附帯要望する。

(1)　肥料（硫安一〇貫）は八〇〇円以下とする。（輸出八〇〇円上下）

(2)　輸出肥料四月二万五〇〇〇トン、五月三万トンの禁止。

(3)　農用品は、昭和二四年より五割六分値上り、農産物は四割四分でシエーレが甚しい。是を是正せねば、農業政策は成りたたぬ。よつて農産物価格安定法を定めること。

七、その他、煙草、一〇〇丁歩（被害全面積）一万貫、二〇〇万円あり。

昭和二八年五月一〇日

日農統一派総本部は七月二日「罹災農民に対する援助をすみやかに実施せよ」なる要請文を政府に送り、また各地支部に対しては「水害救援を闘え」なる緊急通達を発した。日農総本部の水害救援活動の方針（一九五三、七・三）は次の通りである。

(一)　米、衣類等のカンパ活動、被災者への送附。

(二)　この闘いを「赤い羽根」的募金運動に解消することなく、労農民主団体と共同して救援の大運動を起し、県町市予算から救援資金を出させる闘争を通じて自治体までをふくめた運動とすること。

(三)　この闘いを単なる同情に終らせず、各地の災害をうけやすい箇所の完全補修要求と結合させること。

なお日農総本部はソ同盟、中国に対し、水害救援のアッピールを発した。

つぎに風水害の打撃にうちのめされた大分県の闘争についてみよう。七月二九日大分市において災害対策農民大会が開かれた。全県下から各農協、農業委員会、農民組合等の代表四五〇名が参集した。当日決定された要求は次の通りである。

(1)　災害地には一〇万円の補償制限規程を撤廃して、全額国庫負担で復旧せよ。

(2)　災害復旧営農資金の利子補給を増額し、返済不能分は国で補償せよ。

(3)　基本米価は石当り一万二〇〇〇円以上とせよ。

(4)　農民をギセイにする肥料価格絶対反対、硫安輸出会社設置法案反対、肥料の国内価格を最近の輸出価格に引き下げよ。

(5)　社会保障制度を確立せよ。

(6)　国庫による治山治水の完全実施。

このような要求を決議し、県当局に陳情し、あるいはデモ行進を行う農民集会が各所に催され、またその集会には労働組合、市民団体の代表が参加する例が多くなつた。あるいは民主団体水害対策協議会（民水対）を結成し、ある期間、持続的な要求獲得運動を行つた。大分県北山田村のように、村民大会の決議によつて民水対がつくられ、飯米配給、免税、自主供出から村財政のくみかえまで決議したところもある。あるいは同じく北九州の風水害による流木問題を

められて福岡県農村連盟が木材組合と闘争し要求を通した事例も見られる。

福岡県下の水害をめぐる運動も、大分県のばあいと同様、農民団体と労組、民主諸政党の協力、提携のもとにすすめられ、民水対の組織が県段階と町村にもたれ、被災農民に対する救援カンパ活動、復旧作業への応援、医療班、工作班の派遣などの直接援助から、国家に対する災害復旧工事、被災者への資金交付要求等の運動を展開した。たとえば福岡県民主団体水害対策協議会は日農、農村連盟、農民総同盟などの各種農民団体をはじめ、県労評、国鉄労組、県職組、民婦ク、民青、社会党、共産党など、ほとんど総ての労農民主団体政党が参加して七月一日結成式をあげ、飯米配給、貸付金交付、免税措置等の要求を決議し、広汎な災害対策運動をはじめた。七月一〇日には福岡市において、各農民団体主催の農民大会が開催された。

これらの運動は、北九州にかぎらない。関東各地、東北、北海道または東海の各地方に県農民大会、町村農民大会がしばしば開かれ災害にうちのめされた農民の要求が決議され、政府に対する陳情交渉が行われた。たとえば五月四日の群馬県霜害対策農民大会、五月三〇日の埼玉県労評主催の凍霜害対策協議会等は四、五月の凍霜害をめぐる運動であり、八月以降の冷害、風害に対しては、北海道旭川の冷水害危機突破道北農民大会（九・一九）、凶作対策群馬県農民大会（一〇・五）、凶作突破神奈川県農民大会（一〇・一一）、長野県凶作突破全青年平和大会（一〇・二二）、山梨県農民代表者会議（一一・一七）などが開催された。このなかでも群馬と長野の農民大会は種々な面で本年の災害・凶作に対する農民運動の特徴を示し、かつ重要な意味をもつと思われるので、その経過をつぎに記そう。

まず群馬県前橋市において一〇月五日、日農、全農連、農協、農委、共済組合等二〇数団体の共催で、農民大会が開かれ、代表三五〇〇名が出席した。大会の中心議題は凶作対策、米価要求で、まず次の項目が討議決定された。

(一)　供出割当にあたっては、本年産米の作況にかんがみ、実収にもとづく適正公平な数量でない場合は返上する。

(二)　第一次生産者基本米価が石当り一万二〇〇〇円以上にならぬときは、供出割当を拒否する。

右の決議のほか「臨時国会を即時開会せよ」「酒米を廃止せよ」「被害農家に共済金仮払を早く行え」等の追加決議をなした。実行方法として、供米ストに際しての農協組の米保管、資金貸出し等についても協議が行われ、直ちに四五名の実行委員を選出して中央官庁、政党方面に陳情を行った。

次に日農（統一派）本部は、青年部の組織確立のため準備会をもち、各県連の農村青年運動をおしすすめ、五四年八月には日本農村青年会議を開催する方針をきめたが、長野県連ではこの具体的な第一着手として凶作突破全青年平和大会（松本市）の開催に努力した。凶作による農家の窮乏、とくに次三男問題の深刻化により青年の保安隊志願者の増加傾向にあるとき、広く農村の農民、労働者、学生の平和への意思を結集し、統一的行動を組織する運動として展開された。

長野県は凶作による打撃のもつともひどい県の一つで、五四年春の善光寺の御開帳がそのため延期されたほどであるが、日農長野県連は一〇月八日、県評主催の産業防衛会議で凶作対策運動、青年の平和戦線への結集を呼びかけ、その後も農協組、青年団、県職員組合、教員組合等に訴え、農村青年が平和のため提携するよう努力した。一〇月一二日おなじく県評主催の青年婦人代表者会議にも同様主旨のアッピールをなし、一一月中旬、労農学の農村青年平和大会

を開催するよう提案した。つぎのアッピールは同月一四日青年部準備会より各支部、各団体にあてられたものである。

凶作、失業、保安隊への道からわれわれ農村青年を守るために日農青年部の再建、強化をすすめ全県下の労農学青年大会（一一月中旬）を闘いとろう。

日農長野県連青年部準備会

(一)

今年全国をおそつた凶作は、われわれ農民にがまんのならぬ苦しみを与えている。長野県は全国でも北海道、福島、山形につぎその被害は一番大きかつた。県協指連の発表でも軽井沢高地地区八〇%、中信平坦郡八九%、などひどい減収である。実際はもつとみじめな状たいで、飯米を確保できない農家がのきなみにでてきている。青年が秋のお祭をたのしみにしても、オヤジはそれどころじやないといい、どこでも毎日の食事をこれからどうしようかと頭をなやめ、「節約運動」がおきている。善光寺の御開帳ももみにもんだあげく来春は止めて、一年のばすことになつた。そのため商工会では、不景気をとりかえすよい機会がなくなると猛烈に反対したが、それほど今年の凶作は長野県民ぜんたいに苦しみを与えている。学生も農家からの学資がつづかぬ、食費がかさむで勉強をつづけられないようになつてきている。

アメリカの戦争屋のいいなりほうだいになつている吉田政府はこの凶作、農民の窮乏を、M・S・Aをうけいれ、われわれ農村青年を保安隊にみちびき入れるよい機会にしようとしている。アメリカの国民が買えないであり余つた小麦など（農業恐慌）を日本におしつけ、その代金は円貨のままでよいから必ずアメリカの武器を買えというのがM・S・A（第一五五条）である。吉田首相は、食糧危機をのりきるために小麦を輸入して人造米をつくるなどといつているが、これは日本を前線基地とするためのM・S・Aによる食糧輸入である。そして生活苦から職を求めるわれわれ農村の二、三男にこの武器をもたせ、保安隊をデッカクし、軍隊にすれば再軍備は完成されるという仕組である。福岡県では水害の後保安隊の募集を三〇〇〇から四〇〇〇にふやし、まだまだふやしてもよさそうだと当局は発表している。宮城、福島で応募者がふえたのは生活の窮乏によるとハッキリいつている。茨城県では県、保安隊、村長がむすんで村々に回らん板をまわし、一〇日毎に村長が徴募のようすを報告している。

吉田政府は池田特使をアメリカにやつて、再軍備の打合せをやつている。アメリカの大金持と軍閥は、三―五年間に三五万の軍隊をつくらなければ「援助」もそうやすやすできぬといい、池田はもつと金をまわしてくれなければ二五万がやつとだと取引きしている。アメリカ戦争屋の肚は、戦争でトテツもない利益を上げたい、金は何とかひねりだすから日本青年を提供しろというのである。だから自由党、改進党の再軍備「自衛軍」創設は、あくまで日本青年をアメリカの傭兵とすることである。アメリカは、朝鮮休戦がこれ以上つづけば、世界平和の指導権が、ソ連、中国をはじめとする全世界の平和と独立をのぞむ国民の手にますますよくにぎられることを知つているからアセッているのである。

(二)

日農長野県連は、来春の青年部全国結成大会をめざし、県青年部をたてなおし、ひろげる活動に着手しているが、上のような情勢の中で労働者青年の協力と参加をえて、広く青年婦人によびかけ「再軍備反対」「青年は外国の傭兵にならない」という意志を表明して闘うことが緊急の重大なもんだいとなつている。

県連は一〇月八日、県評主催の産業防衛会議で、秋季闘争、凶

作対策の闘いの中で労働青年婦人が、独自の平和への熱望をかかげて結集するよう県評が指導することを訴えたその後、地評、経済連、県職、日通、教組などの各労組と労農青年のていけいを今後つよめ、互に協力し合うよう話し合つた。

一〇月一二日の県評主催の青年婦人代表者会議には一一月中旬労農学の青年大会をぜひともよびかけ、今後協議して具体的にきまつたことは青年婦人会議情報を通じて下部に流すことになつた。

同日、県連青では常任理事会がひらかれたが、予め話し合つた事務局長及び南佐久北安代表の常任理事は、積極的協力を約した（理事会でどうきまつたかはまだわからない）、又、信州大学の学生は試験が終ればどしどし農村に入り、働きながら、平和のための話し合いをぜひわれわれとしたいといつている。

今重要なことは、これらの県段階での動きの土台となる各村、郡で日農青年が労働青年をはじめ青年団その他の青年諸組織の内外で、今こそ再軍備に反対して立上るべきときであると話し合いをもつことであり、これを県段階に反映させることである。凶作＝食糧問題を中心にまたまた利害が対立しているようにみえる労農青年婦人の夫々の要求を統一し、労農同盟の思想をふかめていくことは、統一行動で大会をかちとるための当面のカギであるが平和と独立への熱望をスナオに汲みとつてこそ青年のこの統一行動は可能であることを見逃してはならない。

労農学青年大会に対する日農の基本的態度は

1、戦争と肉弾化に反対し、アメリカへの隷属をたちきることなくしては、目のあたりにくりひろげられた農村と農業生産のハカイから、われわれ農村青年婦人を守ることはできないということを明らかにする。

2、労農同盟の思想をふかめ、県評、各単産との組織的ていけいをつよめること。農村青年婦人の行動の統一をはかり、恒常的なていけいに発展させること。

3、日農県連、各支部をうちたてていき、青年部をたてなおす機会とすること。生活改善と平和、独立をねがう農村青年婦人を一人でも多く日農青年部に参加させること。

凶作農はん期で忙がしくつらいが、この苦しみをもたらし、この苦しみにつけこんでわれわれ農民を戦争の道にかりたてようとしている米日戦争屋に反撃を加えるべきときである。革命的伝統にかがやく日農長野県連の同志達よ、戦列につこう。

情熱と行動のすべてをかけて、われわれ日農青年は部署につこう。（一〇・一四）

一一月四日には、農協経済連従組、前田鉄工婦人部・文化部、長野青年婦人会議、農民連盟、日農、農村文化協会、信大教育学部学生委員会、日農青年部の各代表者により第一回準備会が開かれた。討議の結果、凶作を突破し平和を守るため青年は何をなすべきかを中心に二三日労農学農村青年が集つてそれぞれの立場から報告し、青年がまず労農学提携の先頭に立つことを話し合うことに決定した。一〇日には松本市で大会の準備会が開かれ、学生選挙権問題、農家次三男問題その他各種問題について討議を行い、大会準備の打合わせを行つた。一八日には青年団長野県連合会が凶作対策特別委員会を開き、二三日の平和大会に参加することを正式に決定した。

かくて一一月二三日松本市の信大講座で労農学青年六〇〇余名出席のもとに凶作突破全青年平和大会が開催された。主催は県労働組合評議会、農民団体会議、協力者として県連合青年団、県農協青年部、信大学生委員会で、次の大会宣言を発表した。

（大会宣言）

私たち工場、職場、農村、学校で働き、学ぶ全県下青年は、ここに一堂に集り、〃凶作をのりきるためにはどうしたらよいか〃〃平和をまもるためにはどうしたらよいか〃について話し合いました。

私たち青年団員、農協青年婦人、労働組合青年婦人、農民組合青年婦人、学生その他、何の組織にも属さない多くの青年が、「再軍備費を凶作対策費にまわせ」「M・S・A受入反対」「われわれは保安隊に行かない」「明るく豊かな文化を」「自由な恋愛を」など夫々希望と要求を出し、相互にみとめ合い今日ここに新しいのぞみを抱いて、職場に村に学校にかえつていくことができるのを誇りとします。

私たちはここで、お互いにさまたげられず、自由に語り合うよう努力しましよう。その結果、善意ある労働青年も農村青年も学生も、男子も、女子も、お互に理解し合うと思いさえすれば、凶作をのりきり、平和を守ることもきつとできるだろうという希望をつよめました。

お互いに不十分にしか理解できない点も今後あきらめず誠意をもつて語り合うよう約束することができたことは、将来ますます私達青年の団結をつよめるための保証です。私たちは明日からこの大会の精神を職場、村、学校にもちかえり、参加できなかつた諸兄姉につたえ、共に行動に立ち上るでしよう。全国の青年諸兄姉にこの成果をしらせ、全世界の青年たちとむすびつき、にんたいづよく希望をもつて前進するでしよう。

ここに、私たち県下の労・農・学青年は力強く宣言いたします。

一九五三年一一月二三日

凶作突破全青年平和大会

大会は各代表青年の熱心な討議の結果、次の結論に達した。

(一) いろいろの立場にあるが、話し合いで理解を深めることができた。凶作突破、平和のために青年は団結しよう。

(二) 労組、農組、青年団、農協、学生はそれぞれの立場で組織と行動をすすめてゆこう。

(三) 県、村、部落に労農学懇談会を組織する運動をすすめてゆこう。

(四) 全国青年によびかけ、この運動を広め、全世界の青年と手をむすんでゆこう。

なお右の青年平和大会ののち、岡谷、塩尻等長野県各地で農村青年の話し合い運動がすすめられた。日農統一派本部機関紙「農民運動資料」第六一号は、この話し合い運動につき、つぎのような「総括」を掲げている。

此の凶作突破全県青年平和大会は数多くの成果と教訓をわれわれに示している。第一に労農学の生活と平和を守る話合いの思想がひろまり、運動化したことである。三〇〇人から六〇〇人（次第にふえた）の労農学こんだん会と大会で、労農学青年が語る各々の苦しみと訴えにはいろいろの段階があつた。大町昭電の青年は「大根を飯にまぜて食つたり、人造米を国で安く出したりすれば凶作をなんとか切り抜けることが出来るだろう」と云い、上水内農村は「われわれから安く買いとられた農産物が都市では高く売られている。中間業者がけしからん」と不満をのべた。米の規格検査や作報のことで農村青年はギモンと不満を全食糧、全統計労働者にぶつつけ、話し合い、理解をふかめた。信大生や東京、福岡、京都からの学生諸君の言動に接して特に農村青年が「えらいもんだ卒業しても農村をみはなすな」と新らしい兄弟的感情を抱いた。この思想は単なる大会当日のことと丈でなく、大会翌日に

開かれた、島立村青年四〇名と早大生、塩尻町八陽光学労働青年二七名と早大生、更に四〇〇名を集めた三〇日の東筑摩郡連合青年団の青年祭、一二月一日の岡谷東電の報告こんだん会、二日、四ん会、更に大町呉羽紡績労組二〇名の社会科学基礎講座研究会へとうけつがれ、非常なひろがりで波及している。

県経済連職組情報（一二月一日）の主張は「話合いの中から行動を一つにしよう」という見出しで「凶作による低賃金、合理化に反対し、各連毎でなく全員が平和と生活の安定向上と農協の民主化の三大目標について、皆がまとまつてどんな小さな意見でも誰の意見でも、三つの目標に役立つなら取上げてやつて行くべきだと考えます」と述べている。また信大文理学部学生委員会も「今迄の委員会のゆきずまりをああいう風にして皆で話し合つていけば解決されるだろうという希望がもてた」と云つている。

この国民同志での話し合いの精神は、国際間の紛争を政府間の話し合いで解決する力を、各国民が国内でつよめひろげる平和運動の基本形態である。主観とおしつけを一切排除して夫々の考えを自由に表明し、忍耐づよく平和の陣営を強化して行くためには、各々の考えをのべあい、語りあい、その本質について考え、誰が味方で誰が敵であるかを明らかにすることにつとめるべきである。これは又幹部の主観でではなく、各国民が国内でつよめひろげる平和運動の大衆の声をキソとし、その切実な要求に学び、汲み上げる国民への服務の思想をひろめることである。

第二に、この運動の中で、労農同盟の思想が大衆化され、具体的実践の足がかりをえたことである。労組、農組、学生自治会の幹部の相互理解の域をはるかにこえ、とくにおくれた農村青年が、話し合いの中で、戦争に反対し生活の向上をめざして、労学との

ていけいを求めていることが明らかとなつたことである。大会一週間後に、同じく松本でひらかれた東筑摩郡連合青年団の青年祭では「農民だけの世界観をすてて、労働者、学生と話し合い、ていけいしよう」と云うことが島立村青年団から提案され、全員の共鳴のうちにかくにんされているのはその現れである。また県連合青年団の参加決議も「大会に積極的に参加することによつて青年の視野をひろめ、更に労働者、農民、学生など県下の立場のちがう全青年と手を結んでこそ、はじめて県連青の凶作突破対策も実現できる」という考えからであつた。これは労働者階級の指導によつて米価、食糧問題から口火を切られた労農同盟の思想が農村青年をも広くとらえはじめた証拠である。

災害・凶作に対する農民運動は、町村府県の農民集会のみならず中央における、いくつかの全国農民大会としてもたたかわれた。総評本部は水害対策本部を設け、救援活動、調査活動を行い、食糧対策国民連絡協議会の活動とともに、労農市民の共同闘争を組織した。九月二一日の東京における米価要求全国農民大会は、災害・凶作に対する諸要求を決議して政府議会に陳情し、一一月一日凶作対策全国農民代表者会議（社会党左派主催）、一一月四日おなじく東京における凶作対策全国農民大会も水害・冷害農家への飯米配給、資金貸付けなどを要求している。九月二四日の全国開拓者大会も、その討議し、決議した主要な問題は、土地接収とならんで災害対策の諸問題であつた。

災害・凶作をめぐる農民運動は、また共済組合の不正追求（九・二八、栃木県農民大会）とか鉱毒反対農民大会（長野県臼田町）のように広く農民の生活と生産をおびやかす問題をとらえて展開された。たとえば栃木の運動は次のような経過をたどつた。

左右両派社会党、労農党、日農栃木県連の共催で、九月二八日宇

都宮市において県民大会が開かれた。まず浜野日農県連書記長より共済組合の不正事件について提案説明があり、協議の結果次の要求を決定した。

(一)　共済連幹部の即時辞職
(二)　流用金三〇〇〇万円をすぐ農民に返せ
(三)　共済組合を農民の利益になるよう再建せよ

ついで米価問題にうつり、

(一)　生産者基本米価は一万二〇〇〇円とせよ
(二)　消費者価格は据置け
(三)　二重米価の差額は軍事費をやめてこれに当てよ
(四)　供出割当は農業委員会と農民団体の意見をもとにして、天下り割当と強権供出はするな

等の要求を決定、直ちに二〇〇名の代表は県知事と共済組合連合会本部にこれらの決議を手交した。県知事は「飯米確保については努力する。割当は農業委員会と農民団体と話し合い、無理のないよう行う」旨回答し、また共済連副会長は「至急役員会、臨時総会をひらき善処する」と答えた。

県民大会の第一回実行委員会は一〇月一〇日労働会館で開催され大会の成果と欠陥を自己批判し、米価・供出に関しては次の方針を決定した。

(一)　各村の収量が判明するまで天下り供出割当は拒否すること。
(二)　農業手形の支払を五カ年延期し、その間の利子を免除すること。
(三)　営農資金を一戸当り一五万円貸出すこと。
(四)　クズ米も五等米に準じて買上げること。

以上のように本年の災害・凶作が、地域と農民階層により影響の程度に差を示しながら、全国的、全面的な被害を農業生産と農民生活に与えたので、これをめぐる農民運動も全国的にして、農民の各階層の要求をまとめたものとなり、これに労働団体、民主団体が参加協力して労農提携の実践は一歩前進したのである。ただ運動の形態が、町村、府県、中央段階における農民大会であり、そこでの要求の決議と政府に対する陳情交渉に中心がおかれていたので決議だけに終つたものが多く、運動を通じて部落農民を組織的に確保してゆく地道な農民闘争にまで発展するものが少なかつたことは認めねばならない。

なお第一回「救農」臨時国会では「昭和二八年六月七日に於ける水害による被害、たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律」「昭和二八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡しの特例に関する法律」等災害・凶作関係の法律案が議決された。そして年末から五四年にかけて、これらの法律の実施をめぐる農民運動が各地に展開された。

右派社会党、農民組合総同盟、全農、日農新農村建設派、農民同盟、新農村建設同盟共催の凶作対策全国農民大会は、一一月四日東京芝公会堂で全国農民代表約一三〇〇人の参加を得て開催された。議員団に吉川（全農）、橋本（農民総同盟）、鈴木吉次郎（日農）三氏をえらび、経過報告ののち各県ブロック別に凶作対策、水害対策などを協議した。おわつて凶作農家に飯米を貸付けよ、配給米の値上げ反対、営農資金の長期融資と農手形の償還延期、農業共済保険金を即時支払え等一〇項目を決議し、また凶作対策予算二二〇億円の確保要求を決定し、午後一時から虎ノ門、新橋、日比谷、農林省、国会の順に大会参加者の街頭デモを行い、決議文を政府関係当局に手交した。

なお同大会のデモ行進中、ファイナンス・ビル（米軍東京地区本部）よりデモ隊に向つてゴム・サック入り汚物を投げた米兵があり主催団体は「日本農民をこれ以上侮辱するものはない」として、米軍に対し犯人逮捕を要求すると共に、サーヴィス・ユニット司令部に抗議した。この結果、六日に至り、バーガス二等兵が逮捕され、麹町署で取調べの後、米軍法会議にまわされ、二階級降等、本国送還となつた。

第三節　営農資金獲得闘争

政府は「冷害による被害農家に対する資金融通に関する特別措置法」を決定したが、その大要は次の通りである。

(一) 予算一〇七億七〇〇〇万円。農協その他の金融機関を通して冷害等凶作によつて被害をうけた農家に、農業手形等の返済金、営農資金不足分を貸付ける。

(二) 被害率に応じ、一戸当り一五万円（牛馬あるときは三万円追加）の限度内で融資する。

(三) 利子は一般農村年一割二分五厘、開拓地は一割五厘。その利子のうち、六分五厘は国、県、町村で（開拓地五分）、六分五厘は借受人が負担する（開拓地は五分五厘）。

(四) 返済期間は二年（開拓地は二年以内）。国、県、町村は四割について損失を補償する。

凶作の打撃のひどかつた地方の農民は、営農資金獲得、米麦を担保とせざる融資、飯米確保、共済保険金の支払い等を要求する運動を始めた。つぎにその実例についてみよう。

青森県とくに三戸郡八戸市は平均三分作といわれ、農民の一部はヒエ、アワ、イモ等によつて食いつなぐ状態にあり、市川村（高館米軍基地のあるところ）では、一一月二一日約五〇〇名による村民大会がひらかれ、つぎのごとき要求を決議した。

(一) 営農資金一戸当り三万円よこせ
(二) 来年度種もみを政府で保証せよ
(三) 災害補償金を現金でよこせ
(四) 土地改良、防風防砂林をつくれ
(五) 供出を免除せよ

このほか、上長苗代村、八戸市、下長苗代村などでは凶作問題で農民懇談会がひらかれ、滞納税金の棒引き、供出の免除等の要求が決定され、八戸市では凶作対策臨時国会の開催を要請する決議が行われた。（「農民運動資料」第六一号、五一頁）。

山梨県東八代郡錦生村の酪農家は凶作のため乳牛を手放す寸前に追いこまれたが、部落集会で相談の結果、一六〇〇万円の営農資金を要求することになり、一二月八日、村議、農協、農委の三者懇談会に一五〇人の村民も出席し、つぎの事項を決議した。

(一) 土木事業をおこして越冬のための仕事をあたえること。
(二) 恩賜林六万石の立木を払い下げること。
(三) 営農資金を貸付けること。

その結果一〇日には公開村会がひらかれ、別に各部落より二人ずつの委員を出して委員会を結成した。

この運動は他部落にもひろがり、同月六日となりの八代村でも各部落民主団体共催の「救農村民大会」（約五〇名出席）が開かれ、①生産者米価一万二〇〇〇円　②消費者米価すえおき　③営農資金の貸出し　④税金の減免　⑤恩賜林の払下げ等を決定、実行委員をあげて要求実現をはかることになつた。

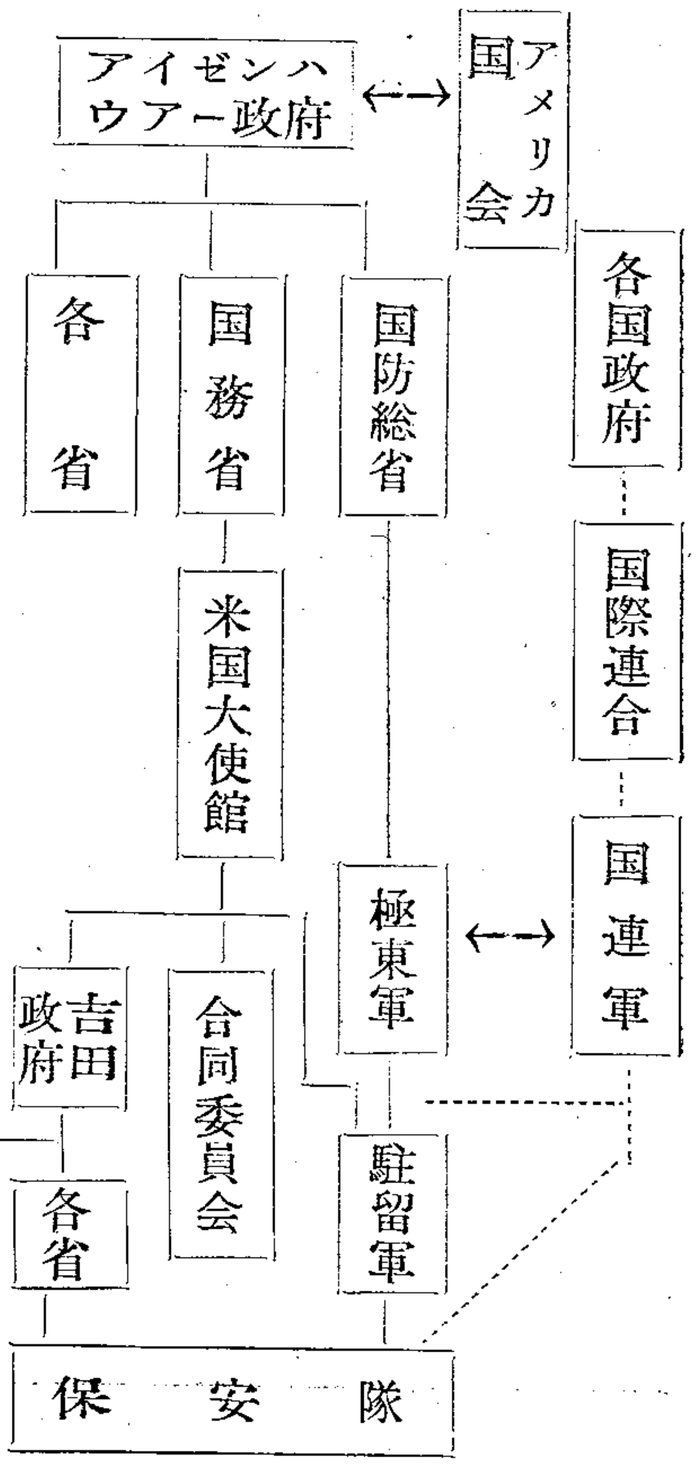
茨城県東部の六一ヵ町村約三万名の農民は町村段階、郡段階の営農資金獲得同盟をつくり、町村県当局、県信連、農林中金に対し数十回の団交を行い、年末より五四年初めにかけて強力な闘争をつづ

けた。「三万二四六一ヵ町村、三万余の農民を直接代表する三千余の代表の交渉は、常東定期便と呼ばれて、関係当局を震撼させた。さらに常東定期便は県会をゆさぶり、また長駆して農林中金の牙城に迫つた。かくして営農資金を当初の予定一〇億円を一六億に拡大し、農手を去年の倍にし、事業資金四億余円を県信連の資金計画に組込ませることに成功した。」（「常東農民新聞」第一号）。この営農資金獲得闘争は戦後常東農民運動の歴史の上でも、もつとも強力で大規模な展開をしめしたといわれる。

第二章　軍事基地のための土地接収反対その他の土地闘争

第一節　土地接収の状況

日米合同委員会　軍事基地のために土地を接収するばあい、その接収地点の決定は総て日米合同委員会によつて行われる。合同委員会は行政協定第二六条にもとづき、日本国内の施設または区域を決定する協議機関であり、この構成メンバーの、日米政府機関に対する関係はつぎの通りである（本会議代表主席は現在、バーンズ代将の後任としてウイリアム代将が就任している）。



軍用地のための接収土地面積　一九五三年五月三〇日の国会で岡田労農党代議士の質問に対し内田農相、岡崎外相より答弁があつたがその政府答弁の基礎になつた五月末現在の接収土地面積は次の通りである。なお本表には内灘、浅間地区はふくまれていない。第302表によれば、米軍より陸上演習地として要求されたものは五一ヵ所一六万四九八二町歩で、このうち二二ヵ所五万五〇七七町歩が日本政府によつて同意されている。飛行場は米軍要求三八ヵ所一万四五七五町歩で、同意したものは三六ヵ所一万四二六七町歩となつている。演習地、飛行場を合計すると、すでに軍用地として五八ヵ所六万九三四四町歩の使用について政府は米軍に同意を与えている。つぎにこれを土地種類別にみると（第303表）農地は演習場用地として一八八三町歩、飛行場用地として一七〇町歩が同意されており、合計二〇五三町歩の田畑が接収される。山林は演習場用地四万三二一町、飛行場一四町、合計四万三二三五町歩が取上げられる。なおその他の土地で接収同意を与えたものが、二万四〇五六町歩となつている。

つぎに第304表は保安隊用の接収土地面積を示すものであるが要求面積一万五三三一町歩のうち、五月までに一〇六二町歩が同意されている。

次の第305表は同じく農林省の統計で駐留軍による開拓農地接収を示すものである。これによると、開拓地接収総面積は三万八六三六

日米合同委員会構成表（一九五二、一二月現在、○印は米極東司令部所属）

会議名	米側代表者		日本側代表者	
			所属官庁	氏名
一、本会議	首席○　バーンズ代将	外務	外務	伊関国際協力局長
	ライアム代将	大使	大蔵	鈴木財務官
	シュレーバー大佐	法務	法務	窪岡入国管理局次長
	（大使館）ファイン氏	農林	農林	平川農地局長
二、分科会				
財務	バートン中佐	大蔵	大蔵	鈴木財務官
税務	○プリュエット氏	〃	〃	泉税制第一課長
通信	ハモンドフ代将	電通	電通	山下電気通信監
出入国	レイ中佐	出入国	出入国	窪岡入国管理局次長
気象	トワデル大佐	気象台	気象台	和達中央気象台長
民間航空	バーンズ中佐	運輸	運輸	奈良橋国際課長
調達調整	○オーデェン代将	通産	通産	牛場通商局長
商港	○ネルソン中佐	運輸	運輸	黒田港湾局長
工場	○ハッフェルド中佐	通産	通産	小室企業局次長
陸上演習	○パーソル大佐	農林	農林	平川農地局長
海上演習	○アレクサンダー中佐	水産庁	水産庁	伊藤漁政部長
住宅	○ウイリアムス大佐	外務	外務	田中国際協力局第三課長
裁判轄	○ケンプ中佐	法務	法務	窪岡入国管理局次長
郵務	ブラック大佐	郵政	郵政	松井郵政課長
労務	○サリヴァン少将	労働	労働	賀来労政局長
飛行場	モントゴメリー中佐	農林	農林	平川農地局長
道路	○ケニョン中佐	建設	建設	富樫道路局長
賠償	○ハッフェルド中佐	賠償	賠償	河崎次長
周波数	○マックガーヴァン中佐	郵政	郵政	長谷電波管理局長
機械	クライン中佐	特調	特調	安田東京調達局長
	ニクソン中佐			三善日立電気社長
紛争処理	○ハンレー大佐	法務	法務	村上民事局長
	○プライス中佐	通産	通産	井上振興局長

第303表　接収地の現況

地種別＼処理別	陸上海習地(町)		飛行場
	同意したもの	保留中のもの	同意したもの
農地	1,883	4,456	170
山林	43,221	43,799	14
その他	9,973	31,129	14,083
合計	55,077	79,384	14,267

〔備考〕　日本政府が使用に同意した農地のうち，陸上演習地の1,883町歩中，耕作不能のもの 875町歩，おなじ飛行場の 170町歩はすべて耕作不能の状態におかれる。

第302表　駐留軍関係土地接収状況
(1953年5月)

区分		個所	町歩
陸上演習地(A)	米軍の要求	51	164,982
	同意したもの	22	55,077
	保留中のもの	24	79,384
	除外	5	30,521
飛行場(B)	米軍の要求	38	14,575
	同意したもの	36	14,267
	保留中のもの	2	308
	除外	—	—
合計(A+B)	米軍の要求	89	179,557
	同意したもの	58	69,344
	保留中のもの	26	79,692
	除外	5	30,521

〔備考〕 (1) 保留中のものには日米合同委員会で話合が進行中のものを含む
(2) 飛行場の(個所)は(場)数である
(3) 日農総本部「農民運動資料」No. 58による。以下の諸表も同じ。

第305表　駐留軍に調達された開拓地農地

農地事務局名	開拓地(町)	同上関係農家(戸)	農地(町)	同上関係農家(戸)
北海道	30,067	429	—	—
仙台	2,106	554	224	658
金沢	235	632	39	143
東京	2,704	2,802	106	438
京都	471	2,665	6	24
岡山	2,033	2,113	—	—
熊本	964	466	—	—
福岡	—	—	57	252
合計	38,636	9,661	432	1,615

第304表　保安隊用土地接収状況
(1953・5)

区分		個所	面積
要求		67	15,331
農林省承認のもの		—	1,062
	農地	—	415
	その他	—	647

〔備考〕　要求は将来の保安隊の増強を見込まず，現在の要求である。

町歩、関係農家九六六一戸であり、このうち一六一五戸の農家の所有する四三二町歩の農地が取りあげられている。

（注）　右の接収土地統計は必ずしも正確ではないとして、前掲「農民運動資料」第五号では次のようにのべられているので、参考までにかかげる。

「昭和二四年元旦の政府発表によると、当時の連合軍の取上面積は四万六〇四〇町歩であつた。そのうち北海道をのぞくと三万四三三〇町歩であつたが、富士山をめぐる山梨、静岡だけで実際は三万五〇〇〇町歩取上げられていたのである。そのうち農地はなんと三三五町歩しかないことになつていたが、これも静岡東富士だけで六九三町歩であり、この農地に生きる約一七〇〇戸の農民が次々と離農していたのである。一九五二年六月の国会では農地接収面積についての政府の発表は一万一三〇〇町歩であつたが、特別調達庁労組の調査では一万八八六七町歩であつた」（四三―四四頁）。

また政府統計の信用できぬ例として、北海道十勝山麓（富良野地区）の保安隊接収計画面積を次のように報じている。

総面積　三カ町村にわたる　一万一〇〇〇町歩
　水田　七〇町歩
　畑　一〇六二町歩
　山林（民有林二〇〇〇町歩）　八八六九町歩
関係農家　二五〇戸

また北海道日高門別の演習地要求土地面積は、水田一五六町、畑八一二町、牧場九六〇町、山林一一六五町、宅地一八町、原野三八八町で、この日高門別と十勝山麓の二カ所で、田畑二〇〇〇町歩が要求されており、これを見ても接収地に関する官庁統計には疑問がある、と述べている（前掲資料四四頁）。

なお五三年一一月末現在開拓地で保安庁の買収申込みを受けている地点は次の通りである（「開拓農民新聞」第七六号）。

（買収申込みのある開拓地）

一、射撃場用地
北海道留萌市エトウェンベツ一万八七一四坪、民有地、買収致度
茨城県東茨城郡谷田部村一万五〇〇〇坪、国有地（農林省）所管換致度

二、教練場
静岡県駿東郡北郷村、三万八〇〇〇坪、民有地、買収致度
長崎県大村市七〇〇〇坪、民有地、買収致度（二七年度中に処理できず再申請）
北海道美幌町五八万五八〇〇坪、買収所管換
北海道千歳町、一〇万坪、買収致度

（兼用油槽庫）

北海道旭川市近文、六六万坪、民有地、買収致度

三、飛行場
茨城県稲敷郡阿見町土浦市九万五〇〇〇坪、民有地、買収

四、演習場
北海道函館市旭ヵ岡、三〇万坪、国有地（農林省）所管換
秋田県秋田市新屋町、三〇万坪、民有地、買収致度
長野県南安曇郡有明村、三〇万坪、民有地、買収致度
新潟県北蒲原郡笹岡村、三〇万坪、民有地、買収致度
三重県一志郡戸木村片田村、三〇万坪、民有地、買収致度
京都府天田郡六人部村、三二万坪、民有地、国有地、買収所管換
岡山県御津郡横井村、三〇万坪、民有地、国有地（農林省）所管換―保留
鳥取県日野郡日光村、一〇〇万坪、国有地（農林省）所管換―保留
愛媛県温泉郡拝志村又は小野村及北吉井村、三〇万坪、民有地買

収致度
茨城県東茨城郡山根村開江、三万坪、民有地、買収致度
鹿児島県志布志町又は福山町、二五〇万坪、民有地、買収致度
北海道河東郡音更村、二五〇万坪、民有地、国有地、買収所管換
福島県岩瀬郡湯木村西郷村、六五〇万坪、民有地、村有地、国有地、買収所管換

第二節　接収反対運動

米軍、保安隊の演習場、飛行場、射撃場等のための土地取上げに対し、伊良湖崎、内灘、妙義、浅間、十勝、日本原その他各地にはげしい反対運動が展開された。（内灘、妙義については第四編第二章を見よ）。つぎにそれらのうち代表的なものとして浅間、日本原、十勝の闘争経過を見よう。

浅間山基地反対闘争　日米合同委員会では群馬県妙義山一帯と共に、長野県浅間山麓をアメリカ陸軍演習用地に指定し、四月二日リンク中佐は農林省係官、県開拓課長、国警・地警、地元農委など五〇名と一緒に軽井沢町に到着、演習地案を町当局に提示した。その内容は、

(一)米軍に東洋の山岳を認識さすため訓練する。
(二)岩のぼり、河川渡航、耐寒訓練などを行い、空砲三〇ミリ口径を使用する。
(三)地元民の生業は妨げない、演習地への立入りはみとめる。
(四)車両運転には現在の道を使用する。
(五)毎週六日間使用する。期限は無期限とする。

これに対し町長は、この地区が国立公園法指定区域であり、野鳥保護区域であること等を理由に拒絶したが、その後軽井沢、小沼、北大井、小諸、大里等の各町村会でも反対を決議した。

しかし米軍当局の強硬な要求はその後もつづけられた。五月三日軽井沢町民大会では絶対反対を決議し、県労働組合評議会、教員組合、青年団も一様に拒否の態度を決定、五月一日メーデー集会（県下一四カ所）はいずれも演習地指定反対を決議した。また浅間山麓にある地震研究所は「演習地になれば観測は全く出来ない」との見解を発表、地震学会総会では演習地指定反対の決議を行つた。

基地反対闘争はますます拡大し、組織されて行つた。五月一四日には県労農団体協議会の指導のもとに、県評、日農、農民連盟、開拓連、共産、左社、青年団等の代表がバスに乗つて軽井沢町を行進し町民の基地反対運動を激励した。この動きの中で、軽井沢町長外数名が五二年二月に演習場設置を政府に願出ていた事実が明らかにされ、町民の憤激にあつて遂に町長は辞職するに至つた。

さらに五月二七日には長野市で七一団体二〇〇名の参加で演習地反対代表者会議が開催され、次の諸事項が決定された。

(一)県一本の反対期成同盟を組織すること。
(二)一〇〇万人の署名を集めること。
(三)六月七日現地で県民大会を持つ。

六月一日には反対期成同盟の代表八〇名が外務省に岡崎外相、伊関国際協力局長を訪問、強硬な反対陳情を行つた。また浅間山麓に入植している大日向開拓組合ほか数組合は五月二七日の総会で絶対反対を決議、六月一日には代表が衆院議長に面会して決議文を手交した。

なお六月一日提出された陳情書は次の通りである。

（陳情書）

浅間山及び軽井沢周辺を米軍の演習地とすることに対して、長野県民は断乎として反対するものです。何故反対するか、第一に

は浅間山に在る火山観測所の科学上の研究が全く不可能になること、第二には、国立公園としての浅間の性格や平和的文化都市としての軽井沢の性格が根本から破壊されること、第三には風紀が乱され正常なる教育がメチャメチャになること、第四には附近住民の経済が破壊されること、特に浅間山麓一帯には三〇〇戸の開拓農民が入植しており、富士山麓の梨ケ原開拓地の二の舞にならぬ様。

これらの理由により、長野県下七二団体の代表者会議は、去る五月二七日に満場一致を以て絶対反対を決議し、また、長野県議会も同じ日に決議をもつて絶対反対の態度を明らかにしました。これらによつて長野県二〇〇万県民の意志はすでに明らかです。

私たちは貴下が、長野県民のこの意志を尊重し、浅間山および軽井沢周辺に演習地を設置することを希望する米軍に対して、断乎反対の態度を表明されるよう切望してやまないものです。

右陳情いたします。

一九五三年六月一日

長野県浅間山演習地化反対期成同盟

長野県開拓者連盟

六月七日、ムシロ旗を先頭に労農市民各団体の代表は続々沓掛駅に到着、県民大会会場には二千余名が出席した。午後一時半、小山反対期成同盟会長（改進党）のあいさつに始まり、約一時間にわたり代表者間に討議が行われた。当日大会の決議事項は、

㈠立場は反対でも演習地化反対で一致する総ての人をふくむ運動にする。

㈡特定政党の運動でなく一大県民運動とする。

㈢万一強行されたばあいは、労働者は職場を放棄し、農民はスキクワをもつてたたかう。

㈣反対期成同盟を強化する。

浅間山麓演習地反対運動は、その後東京における各学界、学生団体によつても広汎に行われ、遂に演習地設定はとりやめとなつた。

十勝山麓演習地土地取上げ反対闘争　北海道旭川市には一九五二年以来保安隊第二総監部が設置され約一万人の保安隊員が常駐しているが、その総合演習場として十勝山麓三富良野町村の約一万町歩の山林、田畑が取上げられようとしているので、五二年末より同地区の労働組合農民団体等により取上げ反対の運動が始められた。この接収は第二総監部、保安隊、開拓用地課、営林署の間に話がすすめられたが、町村当局の反対にあつて取上げ面積を五一五〇町歩に減らすにいたつた。この予定地には、畑二八〇町、農家戸数三五戸、ほかに開拓地三七七町、民有地三〇三三町、国有林一七四〇町歩がふくまれている。しかもこの山麓の山林は三富良野の水田六〇〇〇町歩の水源地になつており、演習地として使用されると農耕の被害が大きいので道庁開拓部も反対しているといわれた。

しかし本年六月中旬には部落の地主と話合つて保安隊は戦車をのり入れ演習をはじめており、現地農民の不満をまねいているが、同時に火山灰地帯で生活の苦しいことから、貧農の一部にはこの際補償さえうければ立退いてもいい、との声もあり、問題は決して単純ではない。「農民運動資料」第五九号（一九五三年八月）は日農北海道連よりの通信としてこの土地取上げ反対の闘争をつぎのように報じている。

六月三〇日、共産党富良野地区委員会主催による基地反対演説会には百余名参加し、大会の名で次の三つの事項を決議した。

1　町会は秘密交渉をすぐ止めて全町民に今までの交渉経過と被害状況について公開せよ。

2　町長、町議会は三町村の一切の団体によびかけ、その先頭に

立つて演習場反対の決議をして行動をおこせ。

3　道知事、道議等、政党、労働団体はこの反対決議を行い、現地農民の生活擁護土地解放の闘いを支援してもらいたい。

これを直ちに実行に移すことで、日農、農民同盟が話し合いをはじめた。社会党、共産党はすでに現地に調査団をおくり、現地での懇談会の準備をはじめた。

七月四日の旭川で開かれた農民団体有志懇談会では（社、共、日農、農民同盟）、この闘いをたんに富良野村農民だけの問題にせず全地域の再軍備反対勢力を結集し、現地農民の土地を守る闘いを応援し、アメリカの日本支配、軍事基地化を統一行動で粉砕すべきことが確認され、旭労をはじめ地区労協に共闘してトラック応援隊を送ろうと決定された。

中富良野出身の田呂（改）は先に富良野川改修工事反対の闘いでふきあげられたが、今度はいよいよ郷土がめちゃめちゃになることであり、『いままでのいきがかりを捨てて、あらゆる政党は一致して闘うべきだ』と語つて、共、社と一緒に闘おうとしている。日農北連は七月二二日に、中富良野で演説会を開く計画を進めている。一方学芸大学の研究グループは夏期休暇を利用して、富良野に調査に入ることを内定した。

北海道の内灘として全町民が反対して、道議会でも反対決議した日高門別、函館大島の闘いとともに、上川地方においても富良野演習場反対闘争が激しくとりくまれて、北海道の反軍事基地化闘争は全道的に、大きく火がつき始めた。

日農北連ニュース第一五号（七月一五日）の伝えるところによれば、この十勝山麓取上げ問題の裏面に石川参院議員と地元ボスが動いているといわれる。すなわち石川参議らは政府当局に対し、㈠地域を四〇〇〇町歩にすること、㈡農地も除外しないこと、㈢立木は伐採しないこと、㈣悪水は十勝地帯へ回流することなどに賛成の意思表示をしたという。しかし一方、農民側においても四五戸をのぞいてこの軍事演習地取上げに対し、独自に反対運動に立ちあがるものは無く、日農、農民同盟、開拓連などは歩調をそろえて慎重に統一行動を組織している。

日本原開拓地接収反対闘争　岡山県勝田郡の広戸、北吉野、豊田、豊並の四ヵ村にまたがる一四〇〇町歩の旧陸軍演習地日本原は、戦前は周辺農民の採薪、採草地として利用され、また一部（七九町歩）の水田、畑に対しては耕作権が認められて来た。終戦当時、地元農民は日本原の払下げ運動を起したが成功せず、一九四六年には県開拓営団一八〇戸が国道以南一五七町歩に入植した。ところが開拓営団は間もなく解散し、後には引揚げ戦災者九一戸（現在八八戸）が入植し、今日に及んだのである。一九四七年より占領軍の演習が始まり、時に保安隊も演習地を使用したが、まだ接収は保留となつていた。五三年五月中旬、山田保安庁保安局長が三水岡山県知事に対し「駐留軍の継続使用がきまるまで保安隊に使用させてほしい」と申入れた。しかし知事はこれを拒絶し、地元でも反対にたち上つた。つぎにその反対運動の経過を見よう。

六月八日、日本原高校にて左社野溝書記長ら視察団と地元民との座談会がもたれ、同月一二日には北吉野村役場で接収反対の主意書作成委員会がひらかれた。一五日には全国基地反対大会に出席するため地元代表が上京した。一九日より豊田村において反対署名運動が始められ、七月一一日には関係六ヵ村代表者会議が催されて接反運動の経過報告がなされた。

七月一四日には日本原接収反対六ヵ村実行委員会がひらかれ、つぎの決議をおこなつた。

㈠接収絶対反対　㈡外務委員会喚問の上京者に「絶対反対を決議

す、われわれの意志はかたし、御活躍をこう。日本原演習場指定反対期成会」の打電決定。㈢運動方針　㈣役員、経費等の件。

同月二一日には六カ村常任委が開かれ、会長に須一豊田村長を選任、署名運動や隣接団体への協力要請方法等につき協議した。その後二三日から二五日にかけて広戸村、豊田村、新野村、各村農民大会はいずれも接収絶対反対を決議した。二九日には反対署名簿と陳情書を持つて代表は上京し、翌三〇日には豊並村村民大会でも反対決議がなされるなど、運動は着実に拡大し、周辺農民の意思は結集されて行つた。月末より八月一日にかけて、青年行動隊、消防団等の宣伝隊が岡山、津山方面に出動、翌二日には六カ村実行委員会で、五日に開催する六カ村総蹶起大会を中心に協議し、次の運動方針をきめた。

一、スローガンを多くもつこと。

△広戸風よりこわい基地　△日本の貞操を守れ　△返す約束今はたせ　△守れ土地こそ農民の命　△金は一刻土地は万年　等

二、日本原誘致派声明書に対し抗議文を出すこと。

三、外国軍と保安隊を区別することなく、あくまで演習地に反対し返還要求を貫徹するまで頑張ること。

四、中央に対する請願陳情の回数を増やし、その都度中央の情報を集めること。

五、関係村だけの問題とせず、風紀教育の立場からもつと広くよびかけること。

なおこれより先、接収に賛成する人達により結成された保安隊日本原駐屯誘致運動の署名簿が作成されていたが、接収反対六カ村の強硬な反対にあい、八月一日つぎのような「誘致運動停止」声明を発表するに至つた。なおその声明に対する接収反対期成会の抗議文も併せ掲げる。

（誘致運動停止の声明）

日本原旧演習地問題については吾々日本原の住民は旧演習場内の既耕地の接収、採草、採薪の停止あるいは演習地の拡張による民有地の買収等の如き地元民の生活に脅威を与える事象に対しては絶対反対するものであります。

吾々日本原住民連署の保安隊駐屯誘致陳情書並に外務委員会における口述も右の趣旨のもとに横仙地域の文化向上経済発展を願い、且つこれが又米軍基地化を阻止する良策とも思考し昭和二七年四月二八日付をもつて右陳情書を関係当局に提出せるものであつて、当時は何等反対の声も聞かず最も適切なるものと確信致して居りましたが、現在関係村民より反対運動がおこり、はからずも対立の姿に至つたことはまことに遺憾とするものであります。斯る情勢に立ち至りました以上は徒に関係村民との対立摩擦を欲するものでなく大勢に処し本運動を茲に停止する事を声明します。

保安隊日本原駐屯誘致運動署名者一同

（抗議文）

八月一日一般配布のため送付された保安隊日本原誘致運動停止の旨の声明書を本会に於て検討したるところ貴方に対して左のような理由で抗議します。

理由

一、声明書前段は本会の日本原演習場指定絶対反対の主旨に反しある条件下における演習場指定を認めるものと思われる。

二、中段において植月氏証言に対する貴方の見解は貴方全般の意見と解し得られ演習場指定是認と認められる。

三、中段以下は本会あるいは六カ村が演習場指定に対する反対を強要したかのように誤解されるおそれがある。

四、後段において駐留軍誘致運動を停止することは一時休止の状

態にあるというのに解釈し得るおそれがある。
右の理由により本期成会一般に配布することは本声明書に対する誤解を生むおそれがあると思われる。八月四日午後六時までに貴方の本書に対する回答を待ち本会として声明書に対し善処いたします。
昭和二八年八月二日
日本原演習地指定反対期成会
保安隊日本原駐留誘致運動署名者一同様

伊良湖、遠江開拓地　わが国で受注した砲弾類の試験砲場については、はじめ予備隊用地として接収が計画され、まず愛知県伊良湖岬の開拓地（入植地一二六戸）が候補地となり接収されようとした。これに対し一九五二年夏豊橋における開拓者大会で反対を決議、政府もついにこれをあきらめて静岡県遠江の元陸軍射撃場の開拓地（入植者七〇戸）を接収しようとした。しかしこれも静岡、愛知両県の農民、開拓者の猛反対にあい、政府もついに断念し、結局石川県内灘に着眼するにいたつたのである。（「開拓農民新聞」一九五三、一・一　第六四号による）。

和歌山市の農園用地　和歌山市関戸の元陸軍射撃場跡にある雑賀農園開拓農協の用地（入植者二三戸、増反四戸、約八町歩）は耕作者が占領軍の承認を得て一九四五年以来開墾し、県当局も正当な入植としてみとめて来たが、五三年初め保安隊より財務局あて射撃場として使用を申込み、財務局は当分の間、開拓者と保安隊の両者に一時使用の形で貸付ける意向を示したので、附近住民と開拓民は一致して反対している（「開拓農民新聞」一三・一第六六号）。

神奈川県不斗入地区　横須賀市不斗入（いりやまず）開拓組合（一戸当り八町歩）は四五年以来旧横須賀重砲兵練兵場跡に入植耕作してきたが、市長は旧軍港都市転換法をタテにとり公園グラウンドに使用するから農耕地に出来ないと農民開拓民は一致してこれに反対（同上紙第六六号）。

青森県山田野開拓地　駐留軍より西津軽郡山田野開拓地三八〇〇町歩中一五八七町歩を接収希望の旨申入れがあり、入植者二一〇戸、増反農家五五六戸であるが、地区内農家は全員反対（同上紙五・一第六八号）。

茨城県阿見開拓地　一一月六日保安隊第一地方建設部長より茨城県阿見町阿見開拓団農協組員一四名に「此度保安隊霞ヶ浦飛行場の計画がありますので貴殿所有の農地を売つて頂きたい」云々の手紙が舞いこんだ。一二日臨時組合総会でこの申入れを討議した結果全員絶対拒否に決定、個人折衝を排して組合一本で交渉し、全開連本部と連絡をとりつつ拒否運動を展開することとなつた（同上紙一二・一第七五号）。

福岡県太刀洗　福岡県開拓者連盟は保安庁第四地方建設部長あて太刀洗南地区開拓地を保安隊通信所用地として買収せんとする計画に対し反対の意志表示を行つた。これは三井郡太刀洗開拓地で保安隊特科隊（機甲部隊）が前後五回無断侵入して、その都度団員より立入禁止を申入れたにかかわらず続行したのに対する抗議申入れである。
また一一月一〇日同じく福岡開拓連盟は保安庁第四地方建設部長あて太刀洗南地区開拓地を保安隊通信所用地として買収せんとする計画に対し反対の意志表示を行い、この大会の要請にもとづき県開拓連より保安隊に意志表示があつたのである。同大会の決議文は次の通りである。
太刀洗南地区に入植の聖鍬を入れて歳霜茲に八年、爾来我等同志二〇〇戸は雪の日も風の日も、営々として開墾作業に、はた営農に精進の甲斐ありて昨今は漸く一農戸としての生活を確保した

るも東の間、聞くが如くんば先頃より、保安庁第四建にては本地区の一部を画して「管区通信所建設用地」として買収を企図し、村当局と折衝を重ねつつあるが如くなるも、その理由の如何は敢えて問う所でなく、又その条件の如何を聞知するの要はなく断々乎として容認し能わざる所である。ここにわれら開拓者同志は、一致団結して我等家族千余名の生命線たる本地区を死守することを宣言する。右決議する。

昭和二八年一一月七日

太刀洗地区開拓者大会

宮崎県加久藤開拓地　宮崎県西諸郡加工藤村加久藤開農協は、一一月一一日全開連本部あて同開拓地小林牧場第五工区が保安隊に接収されんとする模様であり、組合員は絶対反対する旨連絡があつた（同上紙第七五号）。

茨城県高松村滑走路問題　旧高松飛行場は戦後地元の農民が入植増反地として獲得し農耕地として利用してきたが、その中の五〇町歩におよぶ滑走路だけは占領軍に接収され日本人立入禁止の制札が立てられ軍事演習が行われてきた。講和後安保条約により同飛行場が米軍の永久使用になるとの噂もとび、農民は不安にかられていたが、一九五二年より常東総協を中心に演習地化反対の運動をつづけ、ついに年末には占領軍の滑走路使用を止めさせ、名実共に農民の開拓地とすることに成功した。

ところが、接収解除後、その土地の払下げに関して開拓民の意向を無視し開拓農協の一部幹部が勝手にその利用計画をたて、残存施設を個人的に利用して利益を得るなどの行為が明らかとなつたため演習地化反対闘争は開拓農協民主化運動に発展した（「高松村開拓地ニュース」一五三・一・三〇第一号）。

東富士演習場　富士山麓の東富士演習場は、印野村、富士岡村、原里村等七〇村にまたがり広大な山林原野耕地を接収してついに農民は立退きのやむなきに至つたのであるが、つぎの補償要求、請願説明書は米軍演習場によつて、いかに地区内の農民が悲惨な境遇におとし入れられたかをよく物語つているので全文をかかげる。

（東富士演習場内国有農地に関する補償要求についての理由書）

既に東演協第一号主意書に述べられた東富士演習場内国有農地に関する耕作権制限の補償要求については左の説明に基いてその理由を明らかにし其処に要求の根拠を求め、更に別紙の如き要求額の算定を行い、以て立法機関及政府当局の御賛同と御処置を仰ぐ次第であります。

一、今次駐留軍に使用されつつある演習場地域内国有農地は明治政府による国有財産指定以前より地元農民の貴重な生産手段となされていたが、官民区分以後その所有権は宮内省側に移され一定の契約を以て地上使用権は民間側に委ねられてきた。此の間幾度かの行政改革により屢々当該土地に関する管理当局の変遷を見たが、地元農民の耕作権が間断なく継続されてきたことは別に集録した契約文献によつて明らかにされている通りである。

二、終戦前、最近の管理者であつた日本陸軍当局は昭和二〇年戦火終熄直後、その解体を以て自然消滅的に管理権を失つたものの如くであるが、依然として農民の耕作は続けられたのみならず当時緊急食糧増産対策によつて更に原野を農地に造成せしめ、農耕面積の拡大化政策は全日本的な規模において進められたが、その一環として当東富士地域一帯も県当局の指導の下に新たなる開墾地を造成せしめられた。所謂既墾土地に関する補償要求とは別に新開墾地に対する措置を求める所以である。

三、昭和二二年五月、占領軍の当該演習場使用開始に伴い、地元農民の耕作権は著しく制限せられ、以下二四年一二月一切の農耕を禁止される迄の間、演習による時間的或は物質的損害著しく、占領軍に対する恐怖心は村落を離れた農地に於ける婦女子の労働を絶無状態に陥れた。

四、斯くて昭和二四年一二月占領軍当局より突如演習場地域一万二〇〇〇町歩の接収命令を受けて、一切の日本人の立入は禁止せられ、作物の除去を命ぜられ、営々幾世代の勤労の歴史は一瞬にして荒野の夢と化し、敗戦の厳酷さは苛責なく農民の生活を揺がし、耕すに土地無き人々をしてやる方なき悲涙を流さしめた。

五、一体、東富士演習場地域に此の様な悲劇が行われているときは我が国には所謂農地法による農地改革が行われ、封建的な土地所有による桎梏より中貧農を解放し、自作農創設による健全農家の育成を図つていたのであるが、法的に見て当然東富士の国有地も小作者である地元農民に売渡さるべきものであつた。而して農民は国家の小作人でなく自ら土地所有者としての資格を得らるべきであつたが、占領と云う事実は斯る施策の一切を圧殺したのみならず、農民自身も未曾有の労務者となり、漸くその日の糧を得つつ傍ら僅かとり残された農事にしたがつて只管、講和の日を待ち焦れていた。

六、苦節を経て講和の日昭和二七年四月二八日は訪れたが、そして地元農民はその月を期して当然農地法の適用を受け全面的な土地解放のあるべきを待つたが、日米行政協定による基地の設定により、当該地域は一方的に米軍に継続使用せられ吾々に対する何等の通告もなしに日米合同委員会は無期限使用の方途も目指すやに聞き及んでいる。

土地収用法に因れば当然接収に際しては耕作権保有者である地元農民との協定があるものと解釈するが、吾々は近い今後に於て進んで関係当局との折衝に応ずる用意がある。

七、嚢に当局より二四年一二月現在に於ける離作の代償として一カ年農薬所得の八〇％を便宜的に支給されたが、昭和二七年七月四日附閣議了解による補償要綱に従うならば、年々耕作権借上料を支払う如く解釈される。向後の土地使用に関しては機会を得て関係当局との協定をまつとしても、過去及現在の使用に関しては右補償要綱により借上料の支払あつて然るべしと考える。然し昭和二四年一二月以降昭和二七年四月二八日迄の期間の使用に関しては、占領という特殊事情あるを以てこれを除外離作料の算定のみに留めて以下昭和二七年四月二九日以降昭和二八年三月三一日迄を以てここに算出要求する次第である。

八、第一六国会昭和二八年七月一〇日予算委員会における関係各省庁の答弁及同年八月四日附衆資第四〇号の内閣総理大臣の回答書を参照として本要求書は作製せられたものである。

右条々何卒御斟酌あらんを希い、茲に理由書を提出します。

昭和二八年八月二七日

東富士演習場対策協議会

会長　岩田利美

（東富士演習場内国有農地の中新開墾地に関する補償願説明書）

東演協第二号理由書第二項所載の東富士国有地新開墾地の分については左の如き説明に基き別紙の通り申請に及びます。

一、緊急食糧増産対策により静岡県耕地課は緊急食糧増産対策として東富士なしたもの

昭和二〇年四月静岡県耕地課の割当を受けて開墾を

国有地域内に一二〇町歩の開墾割当をなし、関係五カ町村（印野、原里、富士岡、須山、富岡）村民は別紙の如く一定の開墾補助金の下附を受けて昭和二一年三月工事完了した。

以来昭和二四年一二月三一日駐留軍による接収を受ける迄当該農地の耕作に従事して来たのであるが、開墾の悪条件を克服しつつ漸く一定の生産費を挙げ得る時期に於て離作したことは極めて大きな打撃であつた。

右はその耕作期間に於て開墾費の償却をなし得たものと認め、今回の補償要求については一般既墾地に準じ、離作料及借上料を申請することにした。

二、旧北畑入植農家についての農地造成費補償について

本地区は駿東郡印野内標高七〇〇米の高原地帯で同村役場西方二・五粁の地に位する。土質は二期成火山灰土にて構成され比較的肥沃な土地で玉蜀黍、小豆、粟、稗、種子用馬鈴薯等を適作とし、その中玉蜀黍は種子用として全国に著名である。所謂北畑モロコシの産地として古くより当該地域内に居住していた農民は明治四五年四月七日、日本陸軍演習場指定により強制的に印野、原里、御殿場の各町村に移転せしめられ、各所に新たな農耕地を切り開いて来たが、旧北畑地区に対する恋着は永久に人々の脳裡に刻まれていた。

第二次大戦前後食糧政策は熾烈を極め過当な供出制度により移転農民の生活は窮乏を告げたが、原里村北畑に移住した人々は区常会を開き原里村長等に実情を訴え、漸く静岡県耕地課の指導の下に、旧北畑地区に五世帯、続いて六家屋の建設をなし、帰農の一歩が印せられた。此の記念すべき日は昭和二一年一月二五日であつた。

基礎耕地としては第一項の緊急開墾事業の割当を以てなされたものである。昭和二二年一〇月三〇日米軍の進駐となるや不幸にも旧北畑地区は立退を命ぜられ、再び元分散地へ移転せしめられた。開拓開始以来天険の悪条件を冒して水源地の改修、農・水道の新設、家屋の建築、農地の開墾等、粒々辛苦の成果は一挙にして潰滅せしめられ、その惨状は全く目を覆わしめるものがあつた。其の後、昭和二七年八月移転費、補償料として一一戸に対し、総計一四万七九一〇円の金額を支払われたが、これらは実に家屋敷地費の一部を償つたに過ぎない。

ここに補償の全きを希い、実際損失別紙の如く造成費用として計算した。

右二項の説明にかかる該当農民は東富士地域内に於ける特に貧困な人々であつて、当局者御諸賢の御同情と御厚配を御願い申上げ、以て説明に資するものであります。

昭和二八年八月二七日

東富士演習場対策協議会
会長　岩田利美

布川町事件　茨城県北相馬郡布川町と文間・東文間両村に跨がる一三〇町歩の土地と二七〇戸の民家を水底に沈める利根川改修工事計画（建設省主管）に対しては、早くから三町村民が「郷土防衛隊」を組織し反対してきたが、一一月一四日この防衛隊員と役人、新聞記者間に衝突事件が起つた。同日新聞記者団が現地視察に布川町に赴いたところ、村民たちは半鐘合図に集合し、激昂した防衛隊員に記者数名が打たれ、負傷者を出すにいたつた。事件は裁判所に持ちこまれて係争中である。

以上の現地における軍事基地のための土地接収反対の闘争のほかに、中央、地方には、農民大会、国民大会がひらかれて、基地反対の決議を行い、関係政府機関にその決議文を手交し、また接収反対

（別紙）東富士演習場内町村別内訳

町村別 / 区分		印野村	原里村	富士岡村	富里村	須山村
既墾地	面積（畝） 金額（円）	6,159.18 13,155,939	1,894.00 42,904,727	10,124.07 23,737,585	6,822.00 16,091,127	6,521.00 13,457,127
新開墾地 土地	面積（畝） 金額（円）	1,023.00 2,566,297	4,447.00 11,155,745	1,760.00 4,415,136	1,840.00 4,615,824	2,500.00 6,271,500
新開墾地 造成費	金額（円）					
計	面積（畝） 金額（円）					

町村別 / 区分		王穂村	高根村	御殿場実業学校々友会	計
既墾地	面積（畝） 金額（円）	575.00 1,675,149	810.28 2,152,582	0 0	49,918.08 113,175,008
新開墾地 土地	面積（畝） 金額（円）	0 0	0 0	430.00 6,271,500	12,000.00 30,103,200
新開墾地 造成費	金額（円）				2,816,286
計	面積（畝） 金額（円）				61,918.08 146,094,494

〔備考〕　右欄の合計数字は、各村の合計実数と符合しないが、原表のままかかげる。

を陳情した。これらの大会には、労働組合、民主団体、革新政党の代表者が出席し、あるいは祝辞を送つて反対運動を激励し、それに協力した。（全国開拓者大会や、凶作対策農民大会でも同様に接収反対が決議されたが、それらについては当該箇所を参照されたい）。

軍事基地反対全国国民大会　朝鮮動乱勃発三周年にあたる六月二五日東京において軍事基地反対全国国民大会が開催された。日農、全開連はじめ各地の農民団体、開拓団の代表が参集し、まず北陸鉄道労組副委員長の内灘射撃場反対運動の現状報告が行われた。つぎに日農長野県連の渡辺氏より浅間山演習場反対運動の報告があり、堀川大日向開拓団長、荒井沢井沢青年団代表より詳細な実情報告がおこなわれた。

沖縄代表からは、沖縄における米軍基地の設定状況と、沖縄島民の日本復帰、接収反対運動の報告があり、その他全国各地代表から交々実情報告がなされた。

東北軍事基地問題懇談会　日農統一派東北地協、宮城県労共催で二月二三日仙台市において、関係者三〇名出席の下に東北地方軍事基地問題懇談会が開催された。川原仙台市議、小笠原日農地協議長、片桐日農県連会長が座長になり、山形、宮城、青森等各地区の情況

報告討論の後、次の諸項を決議した。

(一)東北地方基地問題対策会議を設け、事務所を仙台におき、絶えず連絡をとること。

(二)各県は各地区ごとに連絡会議をもつこと。

(三)運動の基本は幅広く国民運動に発展させること。

なお出席代表全員は、特調東北地方分局に陳情・抗議に赴いた。（「農民新聞」第七五号による）。

弾丸道路反対農民大会　三月一日、神奈川県厚木町で神奈川県弾丸道路反対期成同盟、神奈川県肥料対策協議会共催の県農民大会が開かれた。大会は日農主体性派連合会長門司亮（右社）を議長に選び、参加者は港北区弾丸道路反対期成同盟、日農横須賀支部長、日農統一派港北区再建準備会、昭和電工労組、C・Y・M・G、日産厚木労組等の代表者で約三〇〇人に達し、昭電労組の「安くて良い肥料を労働者と農民の団結で闘いとろう」との提案が可決された。討議の結果、①弾丸道路計画の中止、②肥料価格の輸出価格なみ引下げの二案を決議、また「吉田内閣即時退陣」の議案（日農横須賀支部提案）も可決され、決議の実行委員として門司氏ほか三八名をきめ運動にのりだすことになつた。（「農民新聞」第七五号による）。

第三節　その他の土地闘争

農地移動と土地関係紛争　農地改革後、とくに最近において、自作地の所有権移転件数と面積は増加しつつあり、農林省発表（官報附録第二三号「最近の農地事情」一九五四・六・一）によると次のようである。自作地所有権移転は一年間に二六万件、四万町歩で、一カ村平均二六件、四町歩の移動である。小作地移動は一九五三年以来減少傾向をとり、一九五一年には全移転の五〇％をしめたものが最近では二〇％程度にすぎない。戦前には重要な位置をしめていた「貸付を目的とした所有権取得」は、現在農地法により禁止されており、事実上も行われていないようである。

「土地取上げ」は敗戦直後から農地改革にかけて広く行われ、厳しい統制にかかわらず、（官庁統計によれば）一村平均六一件（四五年八月より四九年二月まで）に上つた。統制実績よりみると、一九四七年ころ六万件をこえたがその後は減少、ところが最近また増加傾向をたどり、約五〇％増で、とくに東日本に多い。五四年は小作契約の更新期であるから、さらに増加するものと予想されている。土地賃貸借の解除、解約、更新拒絶、許可申請処理状況は第306表の示す通りである。ただし実際の土地取上げは、はるかにこの307表の数字より多く、ヤミによる取上げは、右の件数とほぼ同数あるものと推定されている。次の第308表は土地関係の訴願提起件数を示している。

耕作権がある小作人から他の小作人に移動すること、および自作地を新たに他人に貸しつけることは、五一年以来それほど変化していない。

すなわち五三年中の移転は三万一六七四件・三八四二町、設定は四万二七一六件・三三五六町である。いずれも前年よりいく分は減少している。もつともこのばあいでも、相当数のヤミ移動があることは注意されねばならない。また農地動態調査の結果より、小作地返還（地主の土地取上げ）が農業委員会の許可による賃借権移転の形で処理されているのではないかとも疑われる。いずれにしろ、地主の不法土地とりあげが最近とくに増加しつつあり、ヤミ小作料も農地改革終了当時より増加しつつあると見られる。右の農林省の報告も、「農家の失業や貧窮がひどくなるとともに」農地法のワクを外れたヤミ小作地が増加する傾向にあると見ている。また小作地は

第306表 賃貸借の解除，解約，更新拒絶，許可申請処理状況

年次	受理件数	当該年内の処理状況（前年からの持越分を含む）					
		許可件数	許可件数耕作目的のもの	許可面積	不許可件数	処理件数合計	不許可の割合
	件	件	件	町歩	件	件	%
1947年	117,758	62,022	——	6,705	37,819	99,841	38
1948年	95,994	62,786	——	7,189	43,201	105,987	41
1949年	43,577	37,613	——	4,277	12,105	49,718	24
1950年	35,065	29,511	——	2,998	5,814	35,325	17
1951年	33,554	30,327	26,245	2,981	3,238	33,565	10
1952年	34,728	33,104	28,590	3,308	2,569	35,673	7
1953年	45,158	36,342	30,618	4,028	2,716	39,058	7

〔備考〕 官報号外第 23 号農林省「最近の農地事情」による。

第307表 同上許可申請(新規受理件数)のうち地区別増加指数

地区別	1950年	1951年	1952年	1953年
東北	100	104	113	205
関東	100	98	105	170
北陸	100	129	105	177
東山	100	85	82	109
東海	100	107	101	128
近畿	100	97	85	126
中国	100	107	98	110
四国	100	78	84	122

〔備考〕 資料は前表に同じ。

第308表 農地訴願提起件数 1954・3・31現在

地区別	農地法	旧自創法	旧農調法	行政代執行法	計	
北海道	既 2 未 1	1			2 2	4
仙台	37	1		1	38 1	39
東京	3 28	2 2	1		6 30	36
金沢	3		2	1	5 1	6
京都	2				2 0	2
岡山	10 2				10 2	12
熊本	7				7 0	7
合計	64 31	3 3	3	2	70 36	106

〔備考〕 農林省農地課調べによる。

経営規模の比較的小さな農家に多く分布しているので、地主のヤミ小作料の要求は、現金収入のすくない零細農民にとつては相当の痛手になるであろう。

つぎに農地売却の理由を見ると、「金が必要」という理由が四〇%をしめ最も多く、これはとくに中富農をのぞいた階層で著しい。零細農家の経済的窮乏が、土地売りの最大の原因であることがわかる。

小作地返還をめぐる当事者の経営規模をみると、「小作地返還において、取り上げられるのは経営規模のより零細な農家の方に重点が移りつつある一方、取り上げる側は零細経営の地主の割合が減少し、より大きな経営の耕作地主の割合が著しく増加して現在に至つている。」（同上四頁）。

なお最近の農地事情については、農林省農地課「農地事情に関する調査」（全国農業委員会職員会調査、昭和二七年度、二八年度、一九五四年五月刊）に詳細な報告がある。

旧地主の動き　地主の土地とりあげ、ヤミ小作料増加の傾向に応じて、旧地主が「農地改革の行き過ぎ是正」「旧地主の生活保証」「土地買収に対する補償」等を要求して組織的に運動するものが現われてきた。地主団体は、農地改革違憲訴訟の提起や訴願等の形に大地主を中心に結成され、農地改革の進行中、東北、北陸、九州等ではげしい反改革運動を行つたのであるが（本年鑑一九五一年版参照）、その運動は占領軍やそれをバックとした政府機関によつて抑圧され、改革終了ころにはほとんど解散していたのである。占領解除後、ふたたび旧地主の団体結成と反動的な動きが顕在化し、土地とりあげ、ヤミ小作料の増加の傾向とともに、その動きが注目されるにいたつた。

たとえば北海道では六月一五日旧地主の全道的な組織たる「開拓者連合会」の結成大会が開かれた。その会の趣旨は次の通りである。

(一)　アメリカの農地改革は行きすぎであつた。地主の生活は政府で保障すべし。

(二)　旧職業軍人に対する恩給法の復活とともに、旧地主に対しても生活保障をなすべし。

連合会の運動方法としてまず地方議会を動かすことになり、左社労農をのぞく六八名の道議員の署名を得た。これにつぎ中央政界に働きかけることになつた。

種々なる土地闘争　地主の土地取上げに対する反対闘争、ヤミ小作料拒否闘争、未墾地解放闘争など、その規模は小さく、またきわめて散発的であるが、各種の土地闘争がたたかわれた。また総合開発計画の中心としてダム建設が各地におこなわれ、そのための土地接収や農耕への被害が、全国各地に起つているが、つぎにそれらの事例をあげよう。また温水工事反対闘争や煙毒反対闘争は、たんなる土地闘争とはいえないが、土地問題にからみ農民の農業と生活を守る重要な運動をなしている。

土地取上げ反対闘争（福岡県）　福岡県鞍手郡若宮町の農業委員会委員長らが一九四七年以来、地主と結んで、四反から六反歩の土地数ヵ所を小作より取りあげ、自分または親戚名儀の所有地にしていた事実が明るみに出され、鞍手日農（統一派）支部では地主や県農地課におしかけ交渉した六反歩の土地は小作人の手に取りもどされた。日農は他の土地についても闘争をつづけている（「農民新聞」第六八号）。

土地取上げ反対闘争（鹿児島県）　鹿児島県牛根村では地主福重某の土地取上げに対し、小作人は実力で耕作をはじめ、田の中で地主小作両者の乱闘をひき起し、地主は負傷した。この土地は県当局も取上げの不当をみとめ買収することになり買受申込まで受付けて

いたものである。ところが地主は新農地法の施行をみこして買収取消しの態度に出て、乱闘と小作人の田のすき返しを器物損壊罪として訴え、第一審では小作人二名、日農役員一名に対し罰金一万円の判決があつた。しかし高裁では九月末、三名に対し原判決棄却、公訴棄却無罪の判決があつた（「農民新聞」第九四号による）。

このほか不法土地取上げ事件が同村その他各村にも発生した。また宮崎県山田町でも地主の土地取上げ、ヤミ小作料の値上げがひろまりつつあり、九月一五日には二十数名の農民代表が集つて日農統一派支部を結成して、土地問題その他について運動を起すことになつた（同上）。

ゴルフ場のための土地取上げ反対闘争　千葉県千葉郡犢橋村（本年鑑第二六集五一〇頁で印旛郡とあるは誤り）鷹の台開拓地のゴルフ場化問題は、その後開拓民を中心に反対運動をつづけてきたが、一部組合員中に移転を承認する者がでたので、最後まで定着を希望する者だけを隣接の第六天組合に移転入植させる方針を決定、これを実施した。開拓者立退きのあと地主が貸ゴルフ場経営者カントリークラブに貸し、農地にゴルフ場を建設しようとしたので農民は、農地法第四条違反だとしてこれに反対、立退き拒否の態度を明らかにして、全開連と共にクラブ側は地主の許可を理由に工事を続行、農民側は全開連幹部と共に県当局と最後の折衝に入り五月一三、一四日の会見で知事は工事中止命令を発することに同意、ついに鷹の台は農地法の趣旨にそつて利用することに決定、農民側の勝利に帰した。

山林解放闘争（茨城県安飾村）　茨城県安飾村、下大津村、佐賀村の貧農は半農半漁落の五反以下の貧農は一九五二年九月開拓組合をつくり、農業委員会に対し未墾地解放を申請した。しかしこの申請は否決され、地主側は逆に新開墾地六反歩を山林敷地契約の名目で組合に貸付けようと申し出てきた。組合側はこれに応じてまず耕作権を確立することとしたが、この後組合員も増加し、山林解放の要求も出された。五二年末には日農浜野書記長をむかえて三ヵ村代表者会議を開き、一月中に日農に加盟し、三月農民大会を開催することに決定した（「農民新聞」第七〇号）。

茨城県行方郡の山林解放闘争　五三年四月行方郡小高、大田、麻生、武田の一町三ヵ村に未墾地解放期成同盟がつくられ、地主や県開拓課に対し山林原野の未墾地を解放せよと運動してきたが、九月五日県開拓審議会において小高村一六町歩、大田村一五町歩、麻生町一〇町歩、武田村四町六反歩の買収が決定した。それ以来未墾地解放闘争は各町村に波及し、行方村では一二月二三日の開拓審議会で一二町九反の未墾地解放が決定した。また同年末、東茨城郡南部上野合、堅倉、小川、白河の一町三ヵ村の未墾地解放期成同盟が東茨南部未墾地解放協議会を組織して闘争し、五四年三月一三日の開拓審議会で上野合村二〇町八反の買収決定をはじめ、四月には堅倉村一八町三反、五月には小川町一二町をそれぞれ買収決定せしめ、新農地法施行以後の未墾地解放の成果をあげた（「常東農民新聞」第一号による）。

埋立地解放闘争　茨城県小高村では一九五二年春、地主側の埋立地整理組合（組合員七〇名）と小作人側の埋立耕作人組合（組合員二三〇余人）との間に八〇町歩の埋立地を二五〇万円で譲渡する契約が結ばれ、耕作人側では手金まで支払つたにかかわらず地主側の違約で契約が実行されず、それ以来紛争をつづけてきた。六月中旬には耕作人組合が常東組合本部に応援を求め、七月には組合員と本部委員長らは農林省農地局に陳情を行い、その後も中央現地で運動をつづけ、ついに一二月二九日、地主側に八〇町歩の埋立地と堤防

その他の附属施設一切をふくめ一一五万円（反当約二〇〇〇円）で解放させることに決定した。一月八日の耕作人組合総会はこの決定を正式に承認し約半年にわたる埋立地解放問題もここに解決した。

ヤミ小作料反対闘争（茨城県）　茨城県上野合村では、小作料反当五〇〇円を支払いに行つた農民に対し地主は「小作料は反当二〇〇〇円から四〇〇〇円が相場だから」と言つて五〇〇円を受けとらず、第三者を介して土地取上げを要求した。そこで一月二一日同村の小作人代表は県農地課長、小作官らと面談、地主のヤミ小作料要求、土地取上げの策動について抗議、また各部落ごとに小作料適正化同盟をつくり悪質地主と闘争することになつた（「上野合村小作料問題ニュース」第一号による）。

温水工事反対闘争　山形県西村山郡寒阿江町と西根村の千百数町歩を灌漑するセキの冷水を温水に変える工事計画は、積雪寒冷単作地振興臨時措置法にもとづき水利組合、耕地整理組合によつて一九五二年末より進められてきたが、この工事によつて水田を潰される西根村の農民約三〇人は計画反対の運動を起した。反対の理由は、積寒法にもとづいて工事を行うとしても負担は農民にかかつてくる、改良工事の結果増産できても、低米価で供出がくるので農民の利益にならぬ、費用は全部国と県で負担せよ、というのである。農民は「工事現場のクイをぬいて、計画をやり直せと云つている。又話のきまる迄現場に事務所材料はおかせるなと方々で小寄合をもつて闘いをすすめた。又同郡の蔵王村桜田部落の地主佐藤甚作（農委、村議、土地改良区委、部落総代、公民館長、ＰＴＡ会長）は二町歩の耕地をかんがいしてやるから、井戸を掘る費用をとりあえず部落民の負担でだせといつてきた。二町の中一町以上が甚作の土地（小作にだしている分も含め）であるが、部落総会にはからなくとも、みんなのためだからということにして議事録を偽造し、佐藤助五郎に署名人になつてもらい、積寒法によつてもらつた。これに対し、部落から通つている或る拠点経営の労働者の指導で、村の青年三〇名が反対に立つたので、佐藤助五郎も『あの工事については全く知らぬ』とおどろき、工事は一時中止された」（「農民運動資料」第五八号五六頁）。

煙害除去闘争　日農栃木県連（統一派）葛生町支部は三月二五日磐城セメント会社の煙害問題をとりあげ農民大会を開催した。これは会社の収塵設備が不完全なため町民に結核患者が多く、早くから問題となつていたものである。大会の結果、二八日に煙害対策準備委員会が結成され、日農支部長がその委員長に就任、会社側に対し、収塵設備の完全実施、損害賠償の支払を要求し、かたわら二八〇〇余名の署名を得て世論にも訴え、六月六日には四〇名の代表が政府国会に押しかけ陳情した。七月九日には政府の調査員が現地に到着した。委員会では個人別の損害調査を行い、会社に要求した。

ダムのための土地接収状況　直接の軍事用のための土地接収ではないが、総合開発、電源開発のためのダム建設にともない全国各地で土地接収問題が起つている。つぎにその主要なものをあげよう。

1、湯原ダム――岡山県二川村を中心に、一九五町歩の農地、二九三戸の民家が水底に沈むことになる。

2、笹生川ダム――福井県西谷村に真名川総合開発計画の第一次工事としてダムをつくる。農地一六九町、山林一三一三町が接収される。

3、美和村ダム――長野県美和村の耕地四八町歩、山林原野一一五町歩を水没させるダムで、三峰川総合開発工事として着工。

4、藤原ダム――群馬県水上町のダムで利根川総合開発の一環として着工、百戸の農家、山林耕地二〇〇町余が水底に没する。部落全員は建設反対期成同盟を結成し、三月八日「工事の即時停

止」を決議した。

5、猿ヶ石ダム――岩手県の北上川総合開発工事（建設省所管）として計画され、民家一六四戸、農地二一五町、山林八一町が接収される。

6、大塔ダム――奈良県大塔村につくられるダムで、十津川開発工事の一部。これが出来ると十津川の流域変更により筏流し、航行が不可能となり、林産物の運搬がとまるので村民は反対している。

7、山王海ダム――岩手県における農林省所管のダム工事で水田三〇町、畑二〇町、山林五〇町、農家二一戸が水没。

8、白根ダム――群馬県で東京電力が建設中のこのダムにより養魚池が被害をうけ、補償問題がもつれて高裁で訴訟。移転拒否の農家もある。

9、柴木ダム――広島県八幡村の柴木川開発計画による柴木第一発電所のダム。樽床部落の農民は「血誓同盟」をつくつて立退きを拒否。

10、井川ダム――静岡県井川村に大井川地域総合開発の一環として電源開発会社により計画、民家一八〇戸、学校、郵便局、公会堂や田畑の半ば以上が水没する。

（以上ダム関係記事は「農業委員会新聞」による）

11、桂沢ダム――北海道総合開発の一部として計画、桂沢開拓団では開拓地区ダム対策委員会をつくり対策協議。水没地にはならぬがダムにより営農が阻害されるので再入植の外なし。

12、西城川ダム――広島県比婆郡比和町、山内西村を流れる西城川にダムをつくり、呉軍港中心の軍需産業地帯に送電する計画といわれる。ダムによる水没家屋は六八戸、田八五町、畑二〇町。部落民は絶対反対で中には竹槍をもつて監視し、測量技師も追い帰されたこともある。

第四章　米麦等の供出・価格をめぐる運動

第一節　五三年産麦価をめぐる動き

麦の直接統制はすでに一九五二年六月以来解除され、政府は外麦管理と内麦の一定価格での自由買入れ、売渡しという間接統制をつづけて来たのであるが、五二年産麦の市場価格は政府の予期に反して昂騰し、間接統制の効果が疑問視され、五三年産麦の管理方式をめぐつて政府部内はもとより、各政党農民団体間に激しい論議が起つた。しかし結局従来通りの管理方式をつづけることに決定したが五三年産麦価公定をめぐり問題はきわめて重大な展開を示し、ついに農林大臣更送の直接のキッカケをさえなすに至つた。つぎに五三年麦価決定までの経過と、農民団体のこれに対する動きをかんたんに見よう。

政府の決定した麦価算定方針は、前年と同様、パリティ方式を基準とし、豊凶係数を参酌してきめるが、統制撤廃後の需給条件の変化を考慮して三麦間の価格比がバランスするように調整する、というものであつた。この方針で政府の算定した麦価は、大麦一五六七円（五二・五キロ）、裸麦二〇九九円（六〇キロ）、小麦一九三三円（六〇キロ）であつた。

これに対し、日農主体性派、全農連、全指連、農業委員会全協などの参加している中央農業会議の要求した麦価は、次にかかげる要請書にみられる通り、政府算定価格よりかなり高いものであつた。

（昭和二八年産麦対策に関する要請）

昭和二八年産麦の管理、価格などについては暫定的に、おおむね現行法の範囲においても、少くともつぎの措置を講ずるよう要請する。

一、統制方式

少くとも現行の間接統制方式を維持し、その運営の適正をはかるものとする。

二、買入価格

買入価格は、左により算出された価格を参酌して、次の三麦別価格（正味）を下らないものとする。小麦（普通小麦、第二類三等六〇瓩）二一七〇円（対前年比一二・四％上げ）。大麦（普通大麦、第二類三等五二・五瓩）一八三二円（対前年比二三・六％上げ）。はだか麦（普通はだか麦、第三類三等六〇瓩）二三四四円（対前年比一六・六％上げ）。

(イ)　小麦にあつては、少くともパリテイ価格算出上の基準時における対米価比率を維持するため、二八年五月末現在の想定米価（パリテイ米価に二七年産米の特別加算額を加算）に対し上記の対米価比率を乗じてえた価格。

(ロ)　大麦及びはだか麦にあつては、(イ)によつて算定された安定小麦価格を基準とし、小麦に対する大麦及びはだか麦の需給事情及び市場価格水準の変動（対小麦価比率の変動）を織り込んだ価格。

三、売渡価格

1、標準売渡価格は、食糧管理法施行令第二条の四の規定に厳密に準拠して算定する。

但し家計麦価算出上の期間を少くとも六カ月以上とする。

2、売渡予定価格は施行令第二条の五にもとづき、標準売渡価格を基準とし、特に保管期間の相違（具体的には保管による玄麦の転売を防止するため必要があると認めた場合は、加工業者別の売渡限度数量を設けるものとする。

2、売渡予定数量は、四半期別に公表する。

3、輸入補給金等の財政負担の加工流通過程における中間吸収を防止し、消費者価格を安定せしめるため、政府の価格調整力を強化する措置を講ずる。その措置は例えば政府による調整用内麦の積極的把握、委託加工制の適正実施、標準小売店の設置等とする。

4、特に委託加工制の実施にあたつては、現行の加工業者と卸小売業者との直接歩留協定による政府への賠償金支払制を改め、適正歩留による政府所有製品の直接市場売渡制をとるものとする。

四、買入方法

現行方法のほか、別に政府は市場価格調整上必要があると認めた場合は、最盛出回期において一定期間を定め、時価または時価これに準ずる価格をもつて、農業者団体より随時買入れることができるものとする。

五、売渡方法

1、政府所有玄麦の売渡は、売渡予定価格を最低として入札の方法による指名競争契約によつてこれを行うものとする。

指名先は政府の指定する加工業者に限定し、特に政府売渡

2、売渡予定数量は、四半期別に公表する。

3、輸入補給金等の財政負担の加工流通過程における中間吸収を防止し、消費者価格を安定せしめるため、政府の価格調整力を強化する措置を講ずる。その措置は例えば政府による調整用内麦の積極的把握、委託加工制の適正実施、標準小売店の設置等とする。

4、特に委託加工制の実施にあたつては、現行の加工業者と卸小売業者との直接歩留協定による政府への賠償金支払制を改め、適正歩留による政府所有製品の直接市場売渡制をとるものとする。

六、外麦の管理

外麦は現行方式によつて全面的な国家管理を継続する。

但し輸出製品用外麦の売却にあたつては、輸入補給金を附することなく、別途に輸出促進措置を講ずる。

七、検査

1、麦の検査規格規定及び基準麦並に格差の決定にあたつては農民代表を参画せしめてその適正化をはかる。

2、無検査の流通品を防止するため主として左の対策を講ずる

(イ)　検査手数料を一俵五円以下に引下げる。

(ロ)　農産物検査法を改め、無検査品を買受けまたはその売渡の委託を受けたものに対し罰則を設ける。

(ハ)　生産者の委任による農協の一括団体検査を認める。

(ニ)　無検査品の取締りを強化し、かつ原則として無検査品の市町村外移動を禁止する措置を講ずる。

(ホ)　検査機能を高め、適時常時の集合検査を実施する。

本年産麦価問題に対する農民団体の要求は、右のとおり一応現行統制方式をみとめた上でその枠内での最高価格を闘いとるという性格のものであるが、日農の本来の要求は直接統制の復活であり、食糧の民主的管理制度の実現にあつた。しかし本年産麦価をめぐり、政府と野党農民団体がたがいに強硬な態度をとり最後まで争つた腹のうちには、たんに麦価をどの水準にきめるかという問題の外に、右の間接統制か直接統制かの管理方式をめぐる争いが存在していたからである。すなわち農民団体は、その主張する生産者価格と消費者価格を公定さして、その価格差を補償する財政負担を政府に承認さすことにより、事実上二重麦価制を実現し、これをもつて麦の直接統制を実質的に復活させ、同時に来るべき米価闘争の前哨戦として麦価を有利にきめよう、と考えたのであつた。

日農（主体性派）の麦価に関する態度は、①小麦は二五、二六年平均の対米価比率を維持し、しかも米価の特別加算額相当分を加算した価格とする、②大、裸麦は小麦価格を基準とし統制廃止後において小麦と比べ大、裸麦の上つた割合だけ引上げること、というにあるが、この方針のもとに中央農業会議加盟団体の歩調を一致させ、農業委員会もこれと協調させる、という戦術をとつた。右の方針はまた改進党、左右社会党、緑風会等に属する米価審議会委員にも大体において支持され、総評はじめ各労組をもふくめ、広い反政府戦線がつくられるにいたつた。要するに、外国産麦の大量輸入と間接統制から統制撤廃へという自由党政府の方針に対し、麦価をめぐつて二重価格制、直接統制復活へという農民団体の基本的態度が対立したのである。

さて六月一六日の米価審議会は政府諮問案を否決して、結局は買入れ価格を引上げる答申を決定した。これに対し政府は、答申は三麦間の価格比の調整を計るという政府の当初の意図を貫く上に支障ないとして、この答申を採用することにした。農林省では麦価引上げの方法として、特別加算（三六・七%）を基本価格に加えることにした。ところが自由党池田政調会長は小麦の加算率が高すぎるとし、大麦、裸麦、小麦の加算率をそれぞれ四%、四%、二%、とする案を主張し、農林省は小麦三%という妥協案を出したがついに不調に終り、内田農相の辞任となつた。後任の保利農相と政調会で折衝の結果、三麦加算率は四・五%、四・五%、二%ときまり、大麦一六三七円、裸麦二一九三円、小麦一九七二円と決定した。

五三年産の麦価決定により政府は約一六億円の財政負担を承認したことになるが、農民団体はこれをもつて事実上二重価格制への突破口をひらいたものとし、農民からは高く買い、消費者には安く売るの価格体系がある程度確立されたものとした。

売渡し価格をめぐり、とくに労組、主婦連などの消費者側団体が署名運動その他により麦価闘争に参加した。

しかし国会における自由、改進両党を中心とする政治的取引によつて最終的に決定された麦価は、決して生産者には生産費をつぐな

い、消費者には生活を安定させるほどの麦価でもなく、またその決定の基準は何ら合理的な根拠にもとづくものではなかつた。ただ注目すべき点は、麦価問題に日農など農民団体のみならず、労組など広汎な国民大衆が反政府闘争に歩調をそろえた点であり、また来るべき米価闘争の前哨戦において、吉田政府がかなりの譲歩を余儀なくされた点であつた。

第二節　米価・供出をめぐる運動

一九五三年は、四月末より五月にかけての霜害、八、九月の水害のあとをうけて天候不順により特に米作はもつとも大きい打撃をうけ一〇月一五日現在の農林省予想収穫高は五三四八万石で二〇年来の大凶作となつた。しかもこの凶作の農民に対する打撃は地域的階層的にきわめて不均衡であつた。凶作は一方において東北地方の山対の貧農には再び立ち上り得ないような決定的打撃を与え、その反対に、北陸や九州の一部地方の農民とくに中富農層はヤミ米の値上りや凶作加算、超過供出奨励金などにより例年以上の収入を得るなど、農民の貧富の懸隔を大きくし、貧農は家計補充のために出稼ぎや人身売買を余儀なくされ、結局農民層の分解がすすんだのである。

大凶作により政府の食糧政策も危機にみまわれ、食糧管理制度の再検討、米価体系の建て直しが各方面から叫ばれ、食糧・米価問題は国会の最大問題の一つとなつた。すでに麦価問題で野党、労農団体の総攻撃にあい、農相更迭までひき起して動揺した自由党政府はこの大凶作を前にして、いかにして低賃金・低米価の基本線を維持するかに最大の苦心を払わねばならなかつた。そして政府の対策の第一のものがいぜんとして外国産米麦への依存政策に置かれたことはいうまでもない。

政府は当初供出集米目標を二五五〇万石に置き、外米七三四万石（一一〇万トン）と予定していたが、一〇月に入つて大凶作が確実に予想されるや、外米輸入量を一〇〇〇万石（一五〇万トン）までふやし、なお国民消費体系を米より麦に、粒食より粉食に転換する政策を押しすすめることになつた。しかしこの「米から麦へ」の転換は、たんに安価な外国産小麦の輸入により食糧問題を打開するというにとどまらず、国民経済の軍事化政策と結びついたMSA小麦の輸入を見こしての政策であり、そこに米価・供出をめぐる問題の重大性があつたのである。

日農両派をはじめ、全農、全農連などがこの凶作下の米価供出問題を本年度の運動の中心的課題としてとりあげたことはいうまでもない。それは貧農の飯米確保、営農資金要求から、供出割当、米価との共闘が昨年に比べより緊密になり、また中央地方を通じて大規模になつたことが注目される。米価・供出闘争の代表的なものは、新潟、香川、山口など地方の農民大会のほかに、中央に食糧対策国民連絡会が持たれ、日農、総評、主婦連など労農市民団体が歩調をそろえて共闘し、その頂点として九月二一日米価要求全国農民大会（中央農業会議傘下団体、全販連主催）が開催され、その後もいくつかの全国大会が開かれた。日農主体性派、全農連など九団体の組織する「農産物価格対策協議会」は米価一万二〇〇〇円以上その他の統一要求を決定して米価審議会に働きかける等の動きもあつた。これらの詳細については次に記述するが、しかしこれらの運動方式が労農提携、農民大会等の比較的大規模な動員で世人の注目をひきながら主として政府や議会に対する陳情に重点がおかれ、前年来の農業復興会議中心の「農政運動」的性格を抜けきれなかつたことはいうまでもない。

注意されねばならぬ。

日農主体性派本部は、五三年産米の供出・価格闘争の根本方針をつぎのように決定した（「日農総本部報」第六号「指針」三）。その要点は次の通りである。

（米価・供出に関する日農の方針）

(1) 米の統制緩和、撤廃には絶対反対。

(2) 供出農家の三分の一の上層農家にだけ与える超過供出奨励金には反対。

(3) 農民には再生産を可能ならしむる米価、消費者には食える米価を要求して吉田政府の政策と対立する。とくに二重米価制の実現を要求する。

右の基本方針より次の具体的要求が生れる。

① 現行の天下り供出割当に反対し、供出制を通じて現われる国家権力に打撃を加える。

② 農民の階層分化を激化させ、地主富農による農村支配秩序を固めるための政府の米価政策に反対する。

③ 米価闘争を、労働者農民を中核とする広汎な国民の吉田政府に対する闘いに組織し、米帝の下請機関たる吉田政府の打倒闘争に発展させること。

④ 米価は限界供出農家の再生産を保証し、かつ都市労働者と同一水準の労働報酬を与えるごとき価格たること（具体的には一万円以上）。

⑤ 特別集荷制度は廃止すること。

⑥ 早場米奨励金は石当り第一期一五〇〇円、第二期一二〇〇円第三期八〇〇円とする。

⑦ 保有米は所得計算の対象外とすること。

一万二〇〇〇円米価、二重価格制その他凶作下の米価要求は、ひとり日農等農民団体によつて提出されたのみならず、社会党、労農党、共産党はもとより、反吉田政府の線で共同戦線をはり、議会内外で広汎な運動を展開した。七月二五日には総評、日農などの結成した食糧対策国民連絡会議が宣言を発し「人間らしく生きてゆける賃金を！」「農民らしく働らける農産物の価格を！」要求した。つぎに連絡会議の宣言をかかげる。

（宣　言）

われわれ都市勤労者も農民もすべての働く国民は、いま一致して平和と希望にみちた生活をしたいと切実に願つている。

しかし、国民をとりまく政治や経済のありさまは、われわれのこの願いをふみにじつて、生活をいつそう苦しくするばかりである。

国民の忍耐にも限りがある。平和で民主的な働きがいのある生活は、働く国民が、お互に固く手を組んで自分自身の力で獲得するよりほかに道がないことを、いまや国民のすべてが心から知りはじめている。

人間らしく生きてゆける賃金を！

農民らしく働ける農産物の価格を！

安心して充分に買える食糧を！

働く国民のみなさん！

われわれはこのような要求をわれわれ自らの力で解決するための仕事、とくに生活でいちばん大切な食糧の問題を都市の人も農民もいつしよになつて解決するための仕事をはじめることにした。働けるだけ食べるためには一升二〇〇円もするヤミ米を買わなければならないのに、農民が売る米は一升八五円そこそこだというありさまを、そしてこういう状態をうむ原因を、われわれは

断じて許しおくことはできないのだ。

働く国民のみなさん！

仕事は困難である。だが、われわれがそろつて自分自身のために立ち上らなければならない時がきている。勇気をもつて、一人一人がかたまつて全国のあらゆるところで突き進むならば、われわれの手で解決できない仕事はないことを確信しよう。

働ける賃金と米をよこせ、希望にみちて米をつくらせろ、と都市や農村の働くものが要求し、この要求実現のために一切の力をかけて運動することは、国民の正当な権利なのだ。

右宣言する。

昭和二八年七月二五日

食糧対策国民連絡会議

中央における労農団体、各政党の動きに呼応して、地方においては郡民大会、農民大会が開かれた。香川、山口、新潟、佐賀、神奈川等では相当数の労働者農民がこれに参加した。国鉄労組支部の主唱による「米よこせ」飯米確保の闘争が起こされた。また数ヵ町村では労農提携の一環として米価要求の労農懇談会や大会も行われた。それらの代表的事例は後に記すが、しかし部落、農村を基礎とする組織的な農民闘争の盛り上りとしては決して強大なものではなかつた。つぎの日農主体性派本部の「二八年産米に関する統一要求とそのための闘争について」は中央地方における動きと、この運動の性格をよく物語つている。

（昭和二八年度産米に関する統一要求と
そのための闘争について）

一、（前略）本年産米をめぐるわれわれの闘争は、供出闘争を軸とし広汎な農民をこの闘争に動員する統一闘争を組織し、更に労働者の闘争にこれを結合させて、農民の米価に関する要求実現の運動を展開するものである。

二、ところで、われわれが指示した右の闘争方針は各地で自然に農民の間から生まれ、そういう仕方で農民は闘いのために立ち上つている。新潟、山口、香川、神奈川、県農民大会、県農民大会が持たれ、農民の要求する米価を政府が認めないならば今年の米の供出割当は返上しようという動きさえ現れている。そしてこれらの他の諸県では全面的な規模で郡農民大会が組み上げられている。すべての農民、農業団体が力を合せて結合する、という統一戦線が組み上げられていることである。こうした供出米価闘争の全国的な高まりのなかで、新潟、神奈川などの若干の諸県では日農が積極的に先頭に立つて進んでいるが、全国的にみるとわが日農は大きく立ちおくれているとみられる。能力と条件に応じて、力いつぱいこんどのこの闘争を闘わないならば、日農の存在する意義と役割とが疑われることになるだろう。立ちおくれは直ちに克服されなければならない。

三、新聞やラジオの報道で知つているように、本年産米に関する政府の方針はほぼ決定した。しかしもう動かすことができないものと思い込んではいけない。政府が、政府の方針をきめることは政府として当然の措置である。そうであればこそ政府の方針をくつがえすためのわれわれの闘いがあり、われわれは闘わなければならないのである。

しかも、闘いの場所はわれわれの前にひろがつている。まず第一に、それは供出割当に対する闘争である。政府は二五五〇万石ないし二六〇〇万石の集荷目標に対し、二〇〇〇万石を下廻る程度しか確保できないであろうという現在の見通しで非常に苦しい状態に追い込まれている。こういう情勢のもとで、不

作下における農民の納得する供出割当を闘いとるべきわれわれの闘争が力づよく広汎に全国的な規模で推し進められるならば、政府の低米価供出方針をくつがえすことのできる条件を獲得することはさほど困難ではないのである。

四、供出闘争の場所は、いうまでもなくまず、部落、村である。日農は、部落、村で、ことしはどれだけ供出できるかを相談する農民の集まりをひらき、その結論をとりまとめ、農民の自主的で特に設置した中央独自の機関である。これが供出闘争のもつとも重要な供出の態勢と要求をかためる。このカナメがしつかりと確立され、このカナメがカナメである。この農民が結びついてはじめて、われわれの闘いにとつて勝利は大きく約束されるならば、

つぎに、こういう態勢を部落↓村↓県というように農民大会などをつうじて順次つみ重ねて、知事が中央から持つて帰つた供出割当と鋭く対立させ、知事・地方自治体を中央政府と対立させるように運動を組織する。この場合、おのおの闘争の段階で、その支持を獲得し、例えば、労働組合が農民の供出闘争を支持する激励のビラやポスターを村々に貼りめぐらして、農民を勇気づける、というような工作を行うことが必要である。これらの点については、中央ではいま日農、総評、日教組、炭労などの間で具体的な協議が進められている。地方でも、日農はこういう工作の展開について労働組合に訴えその支持と協力を得つてこの点に特に注意する必要がある。

五、ところで、こういう全農民の統一闘争を組織するためには、要求が統一されていなければならない。バラバラな要求で、行動を統一することはできないのである。そこで、日農は、各農民組合、農業団体と諮つて、ことしの米に関する農民のいろいろな要求を相互に出し合つて協議し、これらの多種多様な要求を統一して、統一行動の基礎を固めることに努力した。その結果がのちに掲げてある「昭和二八年産米対策に関する要請」である。この要請の末尾に列記されてある九団体に現在つくられている全国的規模の農民組合、農業団体をすべて含むものであり、そこに掲げてある「昭和二八年度農産物価格対策協議会」というのは、右の九団体が今年の米に関する統一要求を打ち出す目的で特に設置した中央独自の機関である。

六、「要請」のなかに盛られた諸要求事項のうちには、日農の原則的主張と相容れないものがある。そのもつとも重要な点は、超過供出奨励金を認め、積極的にこれを要求している点である。超過供出奨励金制度については日農はこれに反対であり、これは、基本米価に織り込め、というのが日農の原則的な態度である。

日農は統一要求のなかに超過供出奨励金の問題をこのような形で取り入れることには反対し、反対の理由をあげて各団体を説得したのであるが、承認を得ることができなかつた。ただしこの場合、日農はその正しいと信ずる原則的主張を放棄したのではなく、統一行動を支持し、統一の行動をおこなうなかで、日農の原則的主張を貫徹するためにこんごも同じ原則の上に立つて要求を打ち出す権利を留保してあるから、こんごこの問題を取り扱うにあたつてこの点に特に注意する必要がある。

七、以上述べた各地方における農民の立ち上り、そしてその基礎になる統一要求および主要九団体の提携にみられる主体的な条件の発展、また、政府方針の内定、供出割当全国知事会議の招集（九月一四～一六日）、米価審議会の開催（九月一九～二一日）などにみられる客観情勢の進展などを見あわせて、前記九

団体は、全農民が政府に体当りして米価・供出に関する要求を獲得する闘いの一つの頂点をつくつて闘争を有利に導くため、来る九月二一日、東京で「米価要求全国農民大会」を開催することに決定した。

この大会に日農が精力的に参加することは、われわれの義務である。こういう統一行動にわれわれが参加し、こういう行動を真に階級的な闘う農民の基盤の上に確立するため、統一行動のなかで誠意をもつて指導的に努力することは、われわれの当面の基本的任務の一つだからである。すべての日農の活動家の参加を総本部は強く要請するものである。

八、この大会に参加するにあたつてつぎの諸点に留意する必要がある。

(1) 新潟、神奈川、山口、香川その他の諸県のように米価要求の運動体として全県的な機関ができているところでは、日農はその機関と協議して全県的な大会参加の準備をととのえること。中央の大会準備委員会（前記九団体で構成）は各参加県に対して大会負担金一万円の納入を希望しているから、この配分についても、あらかじめ協議決定しておくこと。

(2) 右の(1)の場合のような全県的な活動体がまだ結成されず、かつ大会までにその結成がおこなわれない諸県の日農は前記各団体の県機関、県内各段階ごとの該当機関に直ちに連絡して至急に大会に共同して参加するための準備を進めること。大会負担金については前(1)と同じである。

右の(1)、(2)は各団体がそれぞれその系統組織に指示することになつているから相互に連絡すれば分るはずである。（下略）

（二八年産米に関する声明）

われわれはすべての農民団体、農業団体は昭和二八年産米に関する措置について別紙の諸事項を声明する。いま農村では災害の復旧がなされないばかりでなく公共事業費は削減されようとさえしており、地方では、労働者を中心として勤労国民大衆のあいだではむごたらしい首切りがおこなわれている。

しかもこういう事態のもとで、いま政府は、農民に対しては今年のひどい不作にもかかわらず相も変らず低米価で供出させ、消費者に対しては高い米価を押しつけようとしているのである。

全国の農民諸君

われわれの一致した要求は決つた。われわれは、政府がこの要求を受け入れないならば、今年の米の供出には責任が持てないことを、ここにはつきり宣言する。

（昭和二八年産米対策に関する要請）

一、米価

1、昭和二八年産米第一次生産者価格は三等建正味石当り一万二〇〇〇円以上とすること。

2、各等級加重平均価格が、第一次生産者価格を下廻つた場合は、その差額を直に追加払すること。

3、包装費は六〇キロ入新二重種類の包装費はこれに応じて引上げること。

4、消費者価格は現行すえおきとすること。

二、早期供出奨励金

1、早期供出奨励金は、本年産米の作況を勘案し、石当り左の通りとすること。

第一期（一〇月二五日まで）　一五〇〇円

第二期（一一月一五日まで）　一〇〇〇円

第三期（一二月一五日まで）　八〇〇円

2、本奨励金の交付対象は、農産物検査法にもとづく検査合格品の全部とし、予算の枠によつてこれを制限することなく、実際に該当期間中に供出された全量とすること。

三、供出完遂奨励金

供出完遂奨励金は、供出の全量（超過供出分を含む）に対し基本価格に加算して即時これを支払うこと。

四、超過供出奨励金

超過供出奨励金は、石当り三〇〇〇円以上とすること。

五、供出割当

1、各都道府県別供出割当は、全国知事会議に諮つて決定すること。

2、供出割当を合理的に改善して、地域別、個人別割当の均衡をはかること。

六、特別集荷制度

特別集荷制度は廃止すること。

七、その他

1、本年産米の作況にかんがみ、検査標準品の決定にあたつては、実質米価の引下げとならないよう充分考慮すること。

2、農家保有米は非課税対象とすること。

昭和二八年度農産物価格対策協議会

中央農業会議　全国農民連盟
日本農民組合　全日本開拓者連盟
全国農民組合　全国指導農協連

昭和二八年九月一七日衆院第二会館で総評、全農林、日農両派、全農など労農民主団体の代表約四〇名が出席して米価をめぐる労農提携の懇談会が開かれた。

米価問題労農懇談会

まず総評を中心とする食糧対策国民連絡会議と中央農業会議傘下八団体の米価要求の検討からはじまり、農家の自家労賃五六一円を基礎とする生産者米価一万二〇〇〇円をかちとることが労働者の低賃金をうちやぶる基本であるとの結論が出され、また二一日の全国農民大会や各地の大会には労働者も共闘すべきだとの態度をきめた。また消費者価格のすえ置き、肥料値下げ運動では労農提携せねばならぬとして、その具体策についても種々協議がなされた。

米価要求全国農民大会　九月二一日東京芝公会堂において、中央農業会議、日農主体性派、全農、全農連、全開連、全指連、全販連等の共催による米価要求全国農民大会が開催された。全国から約一五〇〇名の代表が参集し、議長に永井健（全農）小林慧文（三重指導連）を選出、本年産米対策、凶作対策などについて協議、決定し、各党代表の意見をきき、つづいて会場を米価審議会開会中の上野精養軒に移した。農民代表は大森審議会委員（日農書記長）より経過報告をきいたのち東畑審議会議長に面会して二重米価決議を手交した。

二二日は再び審議会に押しかけ、政党ロック別代表よりなる別働隊が陳情を行つた。翌二三日に審議会の答申案決定があり、その報告をきいた後、今後の対策を協議、臨時国会時にも一度全国大会を開くことに決定して散会した。

なお二一日の大会における論議の中で奈良代表は「全国的な供米ストは困難だが部分ストでもやり、要求は労農同盟によらなければ実現できない、供米ストでもそうだ、労働者の支援と共闘がなければだめだ、だから総評へも押しかけよう」と叫び、また多くの代表の間に吉田政府打倒の気運が見うけられた。第一議案の本年産米に関する討議の中で、早場米供出奨励金の期限について西日本代表と

東北、北陸代表間に意見の衝突があり議事が混乱したが、その他の事項は大体において原案通り可決された。

米価審議会の答申　一方米価審議会は九月二三日、長時間の激論ののち政府諮問案（基本米価七七〇〇円）を不適当とする答申を可決した。その要点は次の通りである。

①　政府諮問案の生産者米価は不適当。

②　消費者米価は据置きとすること。

附帯事項

①　早期供出奨励金の大幅増額、期限の延長。

②　超過供出奨励金は三〇〇〇円以上とする。

③　減収加算五〇〇〇円を概算払いすること。

④　生産者価格算定方式は根本的に改めること。

⑤　凶作対策を講ずること。

⑥　特別集荷制度の廃止。

⑦　米配給量を維持すること。

政府は凶作による食糧問題、農民問題を審議するため「救農」臨時国会を召集せざるをえなくなつた。国会は自由党政府案七七〇〇円基本米価に対し野党の一致した反対があり、凶作対策費の支出額その他をめぐり激しい論議がたたかわされた。この国会開会中の一〇月三一日、食糧対策国民連絡会議主催の「官公労総蹶起食糧確保凶作対策国民大会」が東京四谷公園で開かれた。参会者四万人と言われ、二重米価と賃上げを要求して労働者と農民勤労市民の大示威となつた。

翌一一月一日には総評主催で労農懇談会がひらかれ、米価、賃金、凶作対策、労農提携の具体的問題について討議が行われた。

一一月四日には社会党右派主催の凶作対策全国農民大会がひらかれ凶作農家への飯米配給、消費者米価据置き等を決議、関係政府当局に陳情した。

さて政府は先に（一〇月二七日）緊急食糧対策要綱を閣議決定し外国産米麦の輸入、国内供出促進、節米粉食奨励、人造米三〇万トン生産等の政策の実施にとりかかつたが、供出はせいぜい二〇〇〇万石前後と暗い見通ししか立たず、ヤミ米価は昂騰してたとえば東京では一〇月に入ると一升三〇〇〇円に達し、勤労者の生活は脅やかされるに至り、賃上げ闘争、「米よこせ」運動も各地に発生しはじめた。一道一七県の冷害地の中で最もひどい福島、岩手、北海道では人身売買や欠食学童が増加し、たとえば福島県飯曽村では学童の半分が欠食児であることが文部省の調査で明らかにされた。「農民運動資料」六一号によれば福島県田村郡二瀬村では一〇月二四日、二四戸の欠食農家に対し無担保無利子で一年分の飯米を貸出したがこの話が県下に広がり、一一月七日福島県で三万六〇〇〇戸以上が「飯米よこせ」の要求を出している。

本年度生産者米価は、国会における与野党の激しい論議の結果、基本米価は七七〇〇円に決まり、これに供出完遂奨励金八〇〇円、凶作加算金五〇〇円、早場米奨励金六〇〇円、超過供出奨励金六三〇円、包装代一八五円等が附加されることになつた。これは農民団体の要求とはかなり距りがあり、また消費者米価は一〇キロ七六五円（現行六八〇円）と決り、据置きを主張した労農団体の要求は容れられなかつたが、食糧・米価問題で動揺した政府は、従来の統制方式の継続は不可能とみて新たに食糧対策協議会を設置し、米価はじめ食糧管理方法を検討することとなつた。

第三節　甘藷価格闘争

価格闘争の態勢整備　甘藷の生産は千葉、茨城、九州など地域的

に集中しており、また米麦価問題に比べ全国的問題とはならなかつたが、これらの地域においては米麦以上に重要な商品作物であり、また貧農作物でもあるため、米価問題が中富農層の最大の関心となるに反し、甘藷価格問題は貧農をふくめた広汎な農民の運動目標となりうる。つぎに五三年の甘藷価格闘争として組織的に行われた茨城常東農民総協の運動を見よう。

甘藷価格は五〇年一俵四五〇円、五一年四〇〇円、五二年二五〇円と低落の一途をたどり、本年は二〇〇円を下廻ると予想されていた。政府は甘藷価格暴落をふせぐため五二年五月より農産物買上げの要綱により澱粉買上げを行つてきたが、この第一、第二回買上げの頃は農家の甘藷手持ちは少なく、結局澱粉工場や農協の救済に終つてしまつた。地方事務所では共同出荷、貯蔵法の改善等を指導し、農協は自ら澱粉工場を経営して高価買入れを図る等の対策を唱えたが、価格低落による農家の収入低下を阻止する根本的対策とはなりえない。

五三年七月一日常東農民総協第二回拡大執行委員会は、甘藷澱粉の経済的事情と総合対策を検討し、甘藷価格引上運動の展開と次のような闘争方針を決定した。

（甘藷価格闘争方針）

（前略）従来価格の闘争では米価問題においても闘われた幾多の経験があるが、いずれも成功したとは見られなかつた。それは農民大衆が直接に闘争に立上つていないということのためである。それらの多くは大会カンパや団体幹部の請負運動に終つていた。価格闘争で大衆自身が立上るということは至難なものとされていた。もし我々がそこの突破に成功するならば運動における新分野を開き、常東農民運動の新生面が展開されることになる。このことは全国の運動にとつて重大な新らしい材料の提供である。次にこの闘争の直接の目標とするものは

1、価格における団体交渉権の確立

2、労働者の闘争の如く、売止め、不売などの農民ストライキ。

そのために全常東地域の農民大衆を統一しその指導部すなわち実行委員会を作つて、農民を把握しその直接行動を指導する力を持つことである。闘争の配置は、当面澱粉工場に対して団体交渉権と、買叩き反対、価格釣上げを要求し、更に又、農民の利益を守るための買入れを政府に要求することである。

実際の運動の順序は、農協、開拓農協に対し、甘藷対策懇談会を提唱し、ここから生れる共同委員会主催で、全常東甘藷生産農民大会を開催する。これから実行委員会を大衆的に選出する。これが常東農民の統一的指導部となるのである。町村では夫々に可能な所では村民大会、或は農協と常東町村組織代表との合同会議により、町村実行委員会を作る。そしてそれが部落実行組合（出荷単位組合）を把握する。

統一指導部は澱粉工業組合並びにアルコール工場に団体交渉を行い、又更に、県、政府に対して要求運動を開始する。この交渉及び要求の結果は逐一、町村実行委員会を通じ全部落実行組合に迅速にニュース其の他の方法で通知される。

この活動は統一指導部が農民を把握する力を次々に強化するし農民の統一行動の条件を作りなすものである。そうした中で運動を高め、発展さして行く。

昨年度澱粉工業組合は、八月に熱海で買叩きの協定を行い、その後出荷直前から一週間の割合で会合し、低価格を押し進めて来た。本年度も同じ動きに出ると見られるから機先を制して、これを混乱させ、粉砕しなければならない。

この闘争には当初、鉾田周辺の一〇カ村、否その事前に三カ村

が完全に立上れば、運動は成功的に遂行されると見通せる。

最後に繰返すが、この闘争は常東第八回大会の決定方針を最も大きく現実に打出すという重要な意義を持つている。さらにこの闘争は、価格という資本主義のもつとも一般的な関係が、労賃と農産物価格に一方的に犠牲をおしつける方法によつて支配されている状態にたいし、階級闘争による攻撃を加えることである。資本主義のもつとも一般的な、いわばその心髄にせまる階級闘争として、農業恐慌の激化しつつある今日、この闘争のもつ政治的意義はきわめて重要である。

七月一三日には運動の第一歩として鉾田町に甘藷価格対策懇談会がひらかれ、県開拓農協、農協連、各町村農協組合長、農総協代表等六〇名が参集、とくに農協の価格闘争に対する協力が要請され原則として意見の一致を見た。かくて総協、農協、開拓農協三者間に連絡委員がおかれ、各団体代表よりなる対策委員会が設置されることになつた。

七月一八日より二〇日までの間に鹿島、行方、東茨城三郡の町村農協組合長会議がひらかれ、三郡の農協は価格運動に参加することを正式に確認し、各郡八名ずつの対策委員が選出された。二三日には総協の対策委員が選ばれ、八月五日には鉾田町で第一回対策委員会の会合が開かれ、協議の結果、三郡甘藷対策協議会が結成された。その後、各町村において部落共同出荷組合が次々につくられ、価格闘争体制が整備されて行つた。しかし同時にこの間、一部農民とくに澱粉業者と特殊のつながりを持つ農民、甘藷仲買人、一部農協役職員のなかには、価格運動妨害の動きが見られた。

「ここで特に問題なのは一部とはいえ、農協役職員の態度である。その中には『甘藷価格は二〇〇円を割つてもかまわない』などと放言する極端なS村農協組合長の例もあるが、これは問題外として、農協が依然として、農協の販売手数料の増加だけを考えている態度である。なぜならそうした態度は販売手数料をふやすためには業者の手代とも化しかねないからである。そこに価格運動に対する不熱心さがあらわれている。」（「甘藷価格問題ニュース」一八・一九第三号）

九月一六日には東部三郡甘藷対策協議会は買入れ側たる鉾田澱粉工業協組と価格に関する折衝に入つた。この後静岡東洋醸造等の業者と次々に折衝したが、農民側は、団交に応じない業者、信義に反する行為のあつた業者には売止め、その他の対抗手段を講ずると通告し、強硬な態度をとつた。

農民大会の開催　九月二五日鉾田町で三郡農民大会が約一〇〇〇名の農民代表参加のもとに開催された。

（大会宣言）

三郡下の全甘藷生産農民の総意を結集して本日ここに生産農民大会が開かれた。本地方の主要農産物である甘藷の価格は年をおつて暴落し、更に本年相場は昨年の最低価格に比してもなお一俵一〇〇円の大差を示している。

かかる状態を放任しておくならば農民経済の困窮は火をみるより明らかである。われわれ甘藷生産農民は部落、町村、全郡にわたり、すべての関係団体の一致協力のもとに甘藷価格運動を展開し強固な団結をかためつつ本日の大会をもつた。われわれは本大会の名において、業者の不当なる買叩きをおさえ、団体交渉による農民の価格を要求し、価格保証と関係諸機関の完全な対策樹立を要請する。出荷期を目前にして全生産農民の一層の奮起と団結を要望する。右宣言する。

茨城県東部三郡甘藷生産農民大会実行委員は当日澱粉工業協同組合理事長と団交し、一〇月初めに工場操業を開始し、要求価格を受諾するよう要請した。同月三

○日の第一回正式団交で次の諸項目につき交渉は妥結した。

(一)業者側の操業予定日一〇月一五日を繰上げ、三日より準備出来次第開始する。

(二)甘藷価格は沖縄一俵二八〇円、農林一号三〇八円、俵代、検査料、運賃一切業者負担（農民要求価格は沖縄三六〇円）

(三)業者は原則として三郡協議会を通じて荷受けし、協議会は出荷計画の責任をもつ。

（「甘藷価格ニュース」一〇・二第六号による）

右の価格決定は最大の甘藷需要者たる澱粉工業組合との取り決めであるためその影響は大きく、この後各業者との交渉は右の線でつづけられた。一〇月三〇日の第四回団交における価格決定では、業者側から「生澱粉が値下りしたので出血操業をしている、今回は二五〇円にしてほしい」との申入れがあつたが、協議会側は譲らず、ついに売止めストに訴える外ないと交渉決裂寸前まで来たが農民側の強硬な態度で業者側はついに二六〇円に折れ、交渉は妥結した。第五回団交では二七〇円にきまつた。「甘藷価格ニュース」第九号によれば、この価格闘争の意義はつぎのように評価されている。

今回三郡にわたる価格運動において、従来政府、業者によつて一方的に決定されていた甘藷価格は、ここに農民自らの発言権によつて決定された。すでに五回を重ねた団体交渉、また数回となき工場個別交渉の経過及び結果を見る時、このことは誰の目にも明らかとなつた。この価格運動において、広汎な甘藷生産農民が部落、村、郡と強固な運動体制のもとに団結し、この圧力により常に業者側を譲歩せしめ、画期的成功をとげた事実は全国にその例を見ない。常東農民組織総協議会第八回大会において明確に示された価格問題における農民の団結と統一をはかるという方針はここに見事に実践され結実したのである。この成功は『甘藷価格』にのみ限られるものではない。すべての農産物価格の維持と釣上げ肥料の値下げなど、新らしい分野における運動の展開、農民の要求価格実現は充分に可能となつた。（下略）

第五章　日農主体性派第六回大会

第一節　日農第六回大会

主体性派日農第六回全国大会は三月一一日より二日間東京において開催された。出席府県連二四、代議員二二五名で議長に斎木（福井）小林（新潟）を選出、日農統一派浜野書記長、私鉄労連山口顧問らの祝辞と挨拶ののち大森事務局長の一般活動報告と中村事務局員の会計報告があり承認、運動方針その他の議案審議に入つた。第二日もひきつづき農業団体再編成に関する件その他の議案を討議しおわつて役員選任結果の発表があり、中央執行委員長八百板正、副執行委員長足鹿覚、上林与一郎、書記長大森真一郎ほか各役員が決定した（その他の役員氏名は、農民団体の現状の項を見よ）。

まず五三年度運動方針組織形態の討議については、闘争の目標についてはかなり明確にされながら、日農の組織形態をどうするかの問題に関しては論議まとまらず、本部側も強引な割切り決定をいそがず、あらゆる見解を引き出して討議させるという方針をとり論議をつづけたが、ついに運動方針を成文化するに至らず、一カ年間は成文化された運動方針、組織原則を立てないという、農民団体としては異例の結果に終つた。

まず大森書記長は運動方針、組織拡大に関する件を提案説明し、

全国的単一組織がのぞましいが、当面は専業的貧農を中心として地方分権的な組織を固める必要があるとのべ、これに対し総本部足鹿は農民各層の幅の広い組織体として確立し、また関西は東北と農村事情がことなるので関西総局を設けるべしと提案した。また清沢は日農を全国単一組織として旧地主等の反動勢力と対決すべしと主張、これに対し阿部山形県連代表は現地の闘争の実情から、農協等をふくめた広汎な統一戦線体として確立し、また関西は東北と農村が生じたとのべ、足鹿はこれに対し、貧農は漸次労働運動に参加しつつある、農民運動の主体としての日農は、専業的農民の転落を防止する闘争の組織体となるべきであると反論、大森も専業的貧農を中心に、広汎な農民層を運動にひき入れるべきだとこれに賛成するなど種々の討議がなされ、結局この一年は従来通り全国単一組織として日農を確立し運動を展開することになつた。そして、全国単一組織、地方分権組織、地方分権組織、をせず、今後一カ年の闘争経験のあとで再検討して決定することになつた。大会スローガンおよび本部提案の運動方針説明の要旨と、決定をみた組織拡大の件は次にかかげる通りである。

（大会スローガン）

一、平和と民族の独立を守れ
一、軍用地のための土地取上げ反対、小作地山林の即時解放
一、つぐなう米価と安い肥料を農民へ
一、農業施設、農業資材、生活のために金をよこせ
一、戦争準備の税金反対、農民課税の適正化
一、農村の二、三男に職をよこせ
一、反動的農業団体再編成反対
一、農民に団結権を与えよ
一、労農提携の強化
一、アメリカの手先き吉田内閣打倒

（運動方針説明要旨）

一、一般情勢

経済危機が深刻化している。しかし各国の軍備拡張における矛盾が全面的戦争への進展をゆるくしている。米国の支配が日本の経済に滲透し、この経済破綻のシワが農村に寄せられている。

二、農業情勢

旧地主制がかげをひそめて零細農家が創出され、階級対立は薄らいだが、決して解消されていない。

山林地主への隷属は最近とくに強化されつつある。地主層は弱体化したとはいえ、いぜん経済的支配の基盤を保持し、地主、富農の結合は農民支配の反動勢力として現われている。

三、日農の組織的中核

日農の階級的基盤は専業的貧農であり、これには第二種兼業も含まれている。

四、運動の目標

(1)　独占資本との対立

しかしこのことは農民組合総同盟の如く、農村内部における階級性の問題の解消とするのは誤りである。日農は、貧農を中核として闘う組織をつくり、独占資本及び農村における反動勢力と対決する。独占資本は国家権力を通じて支配を及ぼしてくるから、国家権力との闘争を強めなければならない。

(2)　工業闘争

(3)　農業近代化と階級闘争

現在の農政活動という形で近代化の問題を取り上げるのではなく、富農、貧農との階級性の上に立つてこの問題の解決を遂行する。

五、農民運動の動向

各階層別の利害にもとづく運動の展開が最近の特徴である。

六、組織形態

(1)　今日の如く直接独占資本と対決せざるを得ない条件のもとでは中央集権的全国単一組織をとるべしという立場。

(2)　地方別独自制をもつ運動が行なわれている現状を重視して地方分権的組織をとるべしという立場。

(3)　連合体組織をとるべしという立場。

七、日農組織の批判

単一組織をとつているが現状は県単位で独自的闘争を行つている。現在の日農総本部は単一組織の中枢部となりえているか。

（組織拡大に関する件）

当面の諸情勢にかんがみ、具体的な組織拡大強化の闘争を左記要領にもとづき強力に展開する。

一、当面選挙闘争を通じて、組織の整備強化をはかるとともに地区協、県連の再建をはかる。

二、日農独自の講習会を広汎に開催し、散発的でなく、組織の各段階に応ずる農民学校として展開する。また他団体との協力による講習会を積極的に開催し一切を組織の拡大強化に集約する。

三、各種会合の決議化はもちろんであるが、特に部落会合の指導強化に重点を指向する。

四、分裂工作に対する強力な闘争を展開する。

五、全国的組織拡充の観点に立つて関西総局を急速に設置する件を討議、闘争方針と日農推薦議員を決定、林野対策、食糧増産対策に関する件等を原案通り可決した。また財政確立に関する件では、第五回大会以後、総本部は、「日農の中枢部であるという機能をほとんど失い、地方組織の活動からほとんど断ちきられている」と実情がのべられ、組合費納入、財政確立の必要が力説され、原案が可決された。大会における主要な決議は次の通りである。

（大会決議）

（一）災害補償対策に関する件

現在の農業災害補償制度は、その運営の面でも共済金の使い方でも、全くボスにぎられ、これらの反農民的勢力によつて自由に支配されている。われわれは、このような農業災害補償制度の現状を根本的にあらため、農民を災害から救い農業の発展を確保するため、

一、基本的対策として、任意共済は、農協組に一元化し、農作物の災害は、被害の金額を国庫負担とすることを闘いとらなを要求し、当面のこの要求実現のため、つぎのことを闘いとらなければならない。

二、共済組合に巣喰うボス、地主勢力などの不正の摘発、それを組合から追い出して、組合を民主化することと。

三、損害評価委員の構成を民主化するとともに、共済金の支払いは農民の損害を認めさせること。

四、無被害農家には共済掛金を払い戻す制度を設けること。

（二）　食糧増産対策に関する件

政府はさきに「食糧増産五カ年計画」を策定したが、これに必要な予算はわが国の軍事化体制を急速に推進することを特徴とする二八年度予算において大幅に削減され、食糧増産関係予算は実際には前年度とほとんど変らないこととなつた。その結果、政府は米麦のほかに芋と雑穀の増産をはかり、食生活の改善という名目で芋と雑穀を増産量に織り込む、という計画の修正を余儀なくされた。これは、まさしくも軍事予算下、軍事化経済のもとで、

国民大衆をいよいよ窮乏生活へおとし込む食糧政策であつて、かかる増産政策に対しては、われわれは断乎として反対する。しかも増産計画の主な実施内容である土地改良・拡張事業および耕種改善事業は、現在の農村における農民をめぐる諸関係のもとでは、結局、地主その他の支配勢力および一部の富農層にその効果の大部分が持ち去られる事情にある。すなわち、政府の食糧増産政策は、現在の農村諸関係のもとでは、農村の反動勢力に奉仕し、これを育成し、ファシズム体制の社会的基礎を強化するためのものである、といわなければならない。われわれは、このような反動的食糧増産政策に反対し、

一、かんがい排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水など農地改良事業の対象になるものから地主その他の支配勢力を追い出し、これらを解放せしめて農民的管理を実現する闘争。

二、開田、開畑、埋立、干拓など農地拡張事業の対象になるものについては地主所有地、国有地などの解放闘争をつうじて第三次農地改革の農民的推進を目ざす闘争。

三、増産事業費を農民の職よこせ、土地よこせの闘争と結びつけ、地主その他の支配勢力から奪取して勤労農民のために使用する闘争。

などを強力に組織し展開して、政府の反動的食糧増産政策を、その実施の末端において農民的なものへ転化させなければならず、それとともに、あわせて、

一、軍事的支出をなくし、農業と国民政策の改善、発展のために大幅な食糧増産予算を編成すること。

二、土地改良費、病虫害予防費はすべて全額国庫負担とすること。

三、増産地区については、特定年限、所得税、固定資産税を免除すること。

四、増産事業施行にともなう農具家畜の導入費を補助すること。

などの要求貫徹のために闘わなければならない。

（三）農林金融対策に関する件

農民は、売る物は安く、買う物は高く、更に課税の重圧にひしがれて、農業資金に窮迫し生活もみじめな状態におしこまれている。これに対して、政府の農林業に対する金融政策は、一部の特権官僚とボスにあやつられ、また、政府資金は農村の反動勢力と一部富農の手にのみ流れ込んで、真に困つている農民を打ち捨てている状態であつて、貧しい農民は、しだいに古い封建的な農村金貸しの手によつてつかまれ、借金奴隷化する傾向を深めている。

われわれは、このような農民に対する金融の現状を根本的にあらため、農業の民主的で自由な発展と農民生活の安定を実現するため、つぎのことを要求し、精力的に活動しなければならない。

一、農林漁業金融公庫について

(1) 農林漁業金融公庫の運営については、その官僚化を徹底的に排除するとともに、融資の決定などを一部特権者の独占から守るため、農民をも含む民主的代表をもつて農林漁業金融公庫運営審議会を設置すること。

(2) 融資対策を拡大し、金利を引下げ、償還期限を延長すること。

二、農民の土地所有を守るため自作農創設維持資金を増額すること。

三、農業手形制度は町村、農協組の保証で貧しい農民に融通するようあらためること。また、貸出し期間を融通対象種目および地帯の実情に即して合理化し、利率を下げること。

四、転落農民、開拓農民、零細農民に無担保で生活資金を与える金融措置を講ずること。

五、農林中央金庫の余裕金は単位農協組に還元して農民に貸し出すこと。

六、農協組の再建整備のための増資絶対反対。農協組は、その経営を民主化し、責任制度を確立し、経営をすみやかに健全化するとともに、政府は農協組の資金流通を促進するため長期低利の資金を供給すること。

（四）農業団体再編成に関する件

政府ならびに農業界のボスとの共謀によって行なわれようとしている農業団体の再編成は、農民を官僚の直接支配のもとにおき、わが国の隷属化の支柱を農村に確立し、農村の民主化をはばみ、民主的農民運動、農協の自主的発展を封殺しようとするものであって、われわれはこれに全面的に反対し、つぎの諸点の実施を要求する。

一、農民の利益代表機関は農民の自主的組織である農民組合以外にはない。政府はこの農民組合のもとにおける農民の団結権を保証するため「農民組合法」を制定すべきである。

二、農業委員会を改組して、官製の農民の利益代表機関を設置することには反対である。農業委員会の業務は農地法および供出関係業務に限らるべきである。

三、農業協同組合は、その内部の指導機能を総合的かつ効果的に発揮できるよう改組し、農民の自主的経済的団体として強化すべきであるが、官僚支配を強め、農協の国家に対する隷属を推し進め、系統農協組織の自主性を抑圧する農業協同組合中央会の設置には反対である。

（五）産業開発青年隊および農村建設青年隊に関する件

いま政府は農村青年に職を与え、技能を修得させ、農村建設、国土開発に役立たせるという名目で、安い賃金、飯場的仕組みなどのもとで農村青年を集団組織へかり立てる二つの道を用意している。その一つが戦時中の産業報国隊と同じ性格の産業開発青年隊であり、他の一つが同じく戦時中の満州開拓の再版、農村建設青年隊である。

われわれは、これらの二つの集団組織が、職を求め土地を求める農村青年ののつぴきならぬ窮状につけこんで、暴力支配の予備軍をつくり出すものであることに重大な警戒を払うとともに、つぎの方法によって政府の企図するこれらの二つの青年隊編成に対して闘わなければならない。

(1) 基本になる闘争は、日農が中心になって農村青年に職よこせ土地よこせの要求をとり上げ、これを高め、この要求を土台にして農村青年を組織に固めることである。

(2) 公共事業に名をかりて農民の労力が使われる場合にはタダ働きを拒否して、食える賃金を要求するとともに、公共事業費の地元負担をなくすため、その全額国庫負担の要求をひろげる。

(3) 公共事業をくい物にする地主その他の農村支配勢力と闘い、かれらを追い出して、土地改良その他の公共事業を勤労農民が握り取る闘いを進める。

(4) 産業開発青年隊については、その仕事や待遇の内容をバクロしてそのボイコット運動を行うが、既に編成されたところでは隊参加者のなかに組合をつくる工作を行う。この組合は、隊の待遇改善要求、土建ボスの摘発などをつうじて、隊そのものを闘争の組織に成長させることを任務とするものである。

(5) 農村建設青年隊についても右と同様であるが、なお、土地よこせの要求を山林原野を所有する地主に向け、地主所有の山林原野の解放闘争に発展させながら、この青年隊のなかに、土地解放による農地拡張の要求をひろめなければならない。

（六）　農民課税に関する件

政府はいよいよ深まりゆくわが国隷属財政の軍事的性格をゴマ化し、財政による勤労国民大衆の収奪をいんぺいするため、二八年度において一〇〇九億円の減税をとなえている。これはもちろん税法上の所得税にのみついての計算上の減税で、勤労国民大衆が実際に政府に納めなければならない国税は前年度に比べて増税であり、しかもこれに加えて地方税は税法上でも実質上でも大幅の増税が予定されている。

われわれは、このようなアメリカのための軍備を進め、植民地ファシズム体制を確立するための税金の取り立てに絶対に反対するとともに、農民課税について次の諸点の実施を要求する。

(1)　農民に対する課税は、最低生活費の確保のため基礎控除、扶養控除を大幅に引き上げること。

(2)　高額所得には一層の税率の累進をはかり、少額所得に対する税率は大幅に引き下げること。

(3)　青色申告農家に与えられている専従者控除および被害損失金額の繰越控除を青色申告農家以外にも認めること。

(4)　農業協同組合への預金には利子所得税は課さないこと。

(5)　占領軍の接収農地その他の損害補償金および電源開発による損失補償金などはすべて所得税の課税対象としないこと。

(6)　土地改良費は全額必要経費とすること。

(7)　農業所得標準は農民代表を加えた農業所得査定委員会を設置して民主的に決定し、農民の自主申告を認めること。

(8)　市町村民税の所得割の課税標準は所得税額とし、税率は累進率をとること。

(9)　所得税において扶養控除をうけるものについては均等割を課さないこと。

(10)　農家に対する固定資産税については、免税点を大幅に引き上げるとともに税率を引き下げること。

(11)　農業協同組合に対する法人税は撤廃すること。

なおこれらの要求の実現のための闘争を組織するにあたつてはつぎの諸点について活動が発展させられなければならない。

(1)　日農を中心にして反動分子を除いた村民あるいは住民協議会を結成する。この場合協議会は、村民大会あるいは住民大会などの大衆的結集にもとづいて結成されなければならない。

(2)　村民・住民協議会は、所得標準の作成、市町村民税の課税標準などについて税務署・町村役場などとの交渉団体となる。特に、市町村民税闘争にあたつては協議会は、居住労働者との協力・提携を求めて町村機関に対する闘争をおし進める。

(3)　村民・住民協議会は、地主その他町村支配勢力の不正その他農民や住民を圧迫している事実をバクロして、これらの反動勢力に対する村民・住民の攻撃を組織する。

村民・住民協議会は、納税不能者の滞納税金の免除要求、差押え物件の引上げ反対などの闘争をおし進める。

（七）　肥料対策に関する件

昭和二五年八月の肥料統制撤廃以後における政府の肥料政策は特にロコツきわまる肥料独占資本の擁護に終始している。すなわち、朝鮮戦争が勃発してからの肥料の値上りによる農民の苦しみはそのまま放置しておき、逆に最近における価格の低落に直面すると国内価格については安定帯を設けて独占価格維持の支柱を設け、輸出価格については投げ売りを認めるという、農民にすべての犠牲を強要する価格政策をとつている。

われわれは、政府のかかる反農民的・農業破壊的肥料政策に反対し、つぎの要求のもとに、肥料の農民的確保のために闘わなけ

ればならない。

(1) 政府は、安い肥料を適時必要な量だけ農民が確保できる政策的保証の途を講ずるため、肥料に対する国家の直接管理を実施すること。

(2) 肥料産業の軍需産業への転換に徹底的に反対し、わが国肥料産業の平和的発展をはかるため、中国その他民主民族国家に対する肥料の平和的輸出の途をひらくこと。

(3) なお、当面緊急の肥料獲得闘争としてつぎの運動をおこなう。

(イ) 今回設定された硫安安定帯価格に絶対反対し、春肥価格はインド、台湾、朝鮮などへの輸出価格なみに取引きするよう農協に要求し、農協とともに闘うこと。

(ロ) 国内の需要および価格に影響するような輸出に反対すること。

(ハ) 肥料価格につき、カルテル行為禁止を要求すること。

(ニ) 肥料対策委員会を法制化し、これに製造原価調査に関する権限を与え価格の低下をはかること。

(ホ) 農民は春肥の必要全量を農協に注文し、農民の唯一つの経済団体としての農協の防衛と発展とをはかることにするが、農協に対しては、肥料独占資本や政府との談合的価格づけをやめさせ、肥料に対する農民の要求を守り、特に貧しい農民に対するカケ売り、肥料商に隷属してゆく窮迫した農民の救済など、真に農民の農協として進む途を確立させ、反農民的政策と農民を搾取する肥料独占資本とに対する農民の闘う戦線の一翼とならしめること。

(ヘ) 肥料工業労働者と提携して、価格低下のため、更に基本的な肥料政策の実現、確立のために共同闘争をつづけること。

附帯決議

硫安二割以上の節約運動を展開し、これによつて不当価格ボイコットの効果の実現を期す。

(八) 労農提携に関する件

労働者を低賃金で苦しめる資本家とその代弁たる吉田内閣は、一方農民に対して低米価を押しつけ農村搾取の諸政策をとおして農村の貧窮化をねらい、これを低賃金を支える最大の条件にしている。労働者を苦しめ農民を苦しめる資本と政治の支配者は同一人であり、吉田内閣そのものである。

われわれはこの共同の敵を倒すために随所に提携して、労働者農民の解放は切り離せぬ一体のものであることを、農民の一人一人に、労働者の一人一人に徹底させ理解を高めねばならぬ。

そしてまたこれは単なる観念の問題でなく、あらゆる活動の実践を通じてしみ込ませることが必要だ。

とりあげる問題は多いが、いま手近な一、二の点をひろいあげ、これを実行していきたい。

(1) 労組と組織労働者に農村活動を積極的に促す（中央でも地方でもやる）。

(イ) 労組の農村対策の積極化要請。

(ロ) 農村居住労組員が中心になり、萠芽的グループをつくつたり、また農民の集会や組織に協力して貰うみちを計る。

(ハ) 農村地域で労農共同の講習会等々集会をひらく。集会は労農十分に連絡して相互出席参加をはかる。

(ニ) 農産物生産費調査を労組と協力してやる。

(2) 組織農民を労働組合の闘争に積極的に動員協力せしめる。

(イ) ふだんに於ても共同出荷などにより農民組織から農産物を労組に入れる。

(ロ) 労組の闘争時の兵站部は、農民団体に引受けさせ、併せて

動員をする（この場合打算を度外視して運動としてやる）。

（九）　土地闘争に関する件

農地改革は、国有地はそのままにし、地主には小作地の保有を認めその所有する林野には全く手をつけず、かくして、農民に対する広汎な土地支配の基盤を温存し、地主勢力の維持、復活のため大きな支柱を残した。しかも、そればかりでなく、最近においては、占領軍、保安隊の基地、演習地のため暴力的に農民から土地を取り上げ、かくて内外反動勢力一体となつて農民の土地所有を脅かし、軍事的、地主的支配のもとに農民を圧しつぶそうとしている。これに対して、われわれは

㈠　一切の地主保有の農地とともに国有、地主所有の林野の解放とそれらの農民的な配分と管理。

㈡　軍用地のための土地取り上げ反対、その即時解放。

㈢　水利、農道などの解放とそれらの農民管理。

を要求し、反動勢力の農民に対する攻撃を断乎としてハネ除け、農村の真の民主化、農民の自由な土地所有、農業の平和的かつ自由な発展を闘い取るため力をつくして闘わなければならない。この要求を実現するための闘いの仕組み、形態などは、それぞれの地域の具体的実情や勢力関係に適応して屈伸自在につくり出され築き上げられなければならないが、一般的方向としてはつぎのように打ち出されることが必要である。

㈠　これらの要求の相手が、地主およびこれと結合する農村の反動的・封建的支配勢力であり、米日反動勢力であり、闘いの場所はきわめて深刻に農村であり、これらの支配機構を打ち破るためには、一切の反農民的勢力に対して勤労農民が団結して闘う以外に手段はないという思想をひろめること。

㈡　軍用地のための土地取り上げに対しては、農民の力ずくの土地防衛組織をつくり、侵入者をしりぞける手段をとること。

㈢　土地よこせ闘争、水利、農道の解放闘争については、地主その他の所有者、支配者およびこれらのものと結託しているものに対して、農民の組織された闘争を直接的に向け、彼らから解放を闘いとる闘争を進めること。

第二節　日農懇談会

五月一八日、日農委員長、両副委員長、香川県ほか一三府県連活動家二七名出席のもとに懇談会がひらかれ、第二回中執委（五・一二）の諸決定を中心に報告がおこなわれ、とくに組織整備工作を中心に討論がおこなわれた。以下は当日の討論の要旨である（日農「総本部報」第一号一九五三・六・一による）。

㈠　総本部の指導力の強化と闘争指針

すべての活動家が日農組織の整備工作のため真剣に苦闘している。しかし現状において「日農はマヒ状態におち入つていると報告せざるを得なかつたのは岡山、富山、岩手、青森の四県であつた」（六頁）。総本部は指導を強化せよ、活動の指針を与えよという要求が岡山、山形、鳥取等から本部に対しなされた。また新潟の青年活動家からは、日農議員団に対して院内活動を行うばかりでなく、院外へ、大衆のなかへも活動を展開してもらいたいという要望がなされた。

㈡　事業活動

日農組織整備のために各地では次のような事業を行つている。福井（阪井郡）は農薬と肥料の購買斡旋、石川は生活協同組合法による購買事業、福島は人口調節の幻燈会を開いている。

これらの事業活動を農協組の経済事業と同一視して一概に否定す

るのは誤りであり、日農の事業活動は組合の財政確立の一つの手段であるとの意見に到達した。しかしこういう形で財政確立を図らねばならぬ現状は深く検討されねばならぬ、組合の基本的な財政収入は組合費の納入によらなければならぬ、との結論に到達した。なお事業活動にあたり労働組合と直結したいとの希望があるが、ほとんどどの労組も事務当局が商人と結びついているため協力が得られないとの不満がのべられた。

(三)　税金闘争

現在とりあげている闘争題目として各地で共通しているものは税闘争である。

岡山……税闘争一本でこれまでやつてきたが、個人の仕事になつているので、これを組織化しなければならぬ。

山形……中農層を農民運動に導き、組織化するため青年部を中心に税闘争をやつている。この闘争は三段構えを敷き、最初の段階には比較的弱い分子をおき、最後の段階のものは差し押え覚悟で闘争の支柱となり活動している。所得計算の習得者は六〇〇名で、恒常的組織たる税金対策委員会ができている。闘争資金は一反歩当り一〇円あるいは適当量の米を農民から集めている。

山形の事例はすぐれた税闘争として評価された。また数回にわたる控除額の引上げの結果、低所得層は所得税をまぬがれるようになつたため、所得税闘争は中農以上の利益擁護になり日農活動を中・富農的なものにするとの批判があるが、これは誤りで「中農を農民運動に導き込み、日農へ掌握する」という山形の方針が正しい。

地方税闘争においてはとくに固定資産税闘争の重要性が指摘された。この闘争はほとんど事例はなく、単に鳥取で固定資産評価委員の獲得闘争、固定資産評価の適正化運動が行われただけである。岡山では村会へ農民を動員して傍聴し、税の審議を監視する方法がとられたが、これは大衆闘争のいい事例となる。また北海道の活動家の報告に「農民にとつては耕作権さえ確定しておればよく、固定資産税はごめんだ」という意見があつたが、これは「実際の闘争体験から得た農民の土地国有化への要求を萌芽的に含んでおり、きわめて重要視すべきものである」（一〇頁）。

市町村民税に対する闘争についてはほとんど報告はなされなかつたが、この闘争は組合のワクをこえて、地方権力と対決する住民闘争にまで発展させる可能性をもつものである。

以上のほか総本部は固定資産税引下げ運動の展開に努力すべし、所得税闘争においては農家保有米に対する課税の撤廃、自家労働の必要経費への算入を要求すべきだ等の意見がのべられた。

(四)　農業労働者と農村青年の組織

新潟県の農家次三男を中心とする多くの青年男女は季節雇、県外出稼ぎ等の形で賃労働に出ているが、彼らの労賃は男子月額三五〇〇円、女子三〇〇〇円程度で非常に低い。日農県連青年部はこの季節労働者の問題をとりあげ、まず出稼ぎ労働の実態調査を行つたがこの調査を基礎に農村青年労働者の組織をつくろうと努めている。また鳥取日農県連では公共事業において政府資金がボス分子に喰いものにされることを防止し、農民、労働者の手取り賃金を高めるため、農民を組織主体とする「興農開発株式会社」をつくつた。これは農民五人を一組とし一株一〇〇〇円を出資する会社形態をもつて公共事業を請負う組織である。

「請負う仕事は主として労働力の提供であるから、この会社は、実質的には農村労働者の自主的な組合組織であるといえる。会社は最近登記をすませたばかりであるから、公共事業の具体面でボス勢力といかに闘い、それらの勢力を農村労働者に対して確然と敵として明示し、階級闘争にいかに組み込むかということは、こんごの問

題に属す……」（一二―一三頁）。

つぎに新潟、岡山県連から、4Hクラブ、青年団等の青年グループ組織に対しいかなる態度をとるべきかの問題が提出され、討議された結果、「われわれはこれらの組織やグループを軽視してはいけない。そしてそれらを、いわば日農の同盟軍として日農の影響下におき、そのなかからすぐれた活動家の資質を備えたものを獲得して日農の活動分子に転生させる努力を怠つてはならない。しかしこのことと日農の組織再建とを混同してはいけない」（一三頁）。また農業技術研究会などにも注意し、技術を闘争発展のテコとして用うべきこと、本部より技術オルグ団を派遣せよ、という意見が出された。

日農主体性派富山県連大会　第七回富山県連大会は八月二日代議員約一〇〇人が出席して富山市共済会館で開かれた。まず米価・供出、災害復旧、税金等の議案を審議決定したのち、緊急動議たる次の事項を決定した。

(一)不当小作料、土地取上げ反対闘争を強めるため、県連本部内に「不当小作料調査機関」を設置すること。

(二)内灘基地反対闘争に対し、すべての方法で支援を与えること。

(三)農協を農民のものとするため農協の内部監査を行う。そのため県連に「農協監査機関」を設置する。

(四)農業団体再編の企図粉砕。

また労農提携を推進するため九月九日全食糧労組と労農懇談会を開き、地方米価審議会の設置、行政整理反対、農村懇談会の開催、全食糧労組員の日農加入等につき話し合い、全食糧日農連絡協議会結成準備委員会をつくり、両者より四名の準備委員を選出した（日農「総本部報」第九・一〇号による）。

第三節　山形県における税金闘争

日農山形県連（主体性派）田川地区の町村支部代表四百数十名は農業所得税について農家の収支計算明細書を添附して確定申告書を鶴岡税務署に提出した。これに対し税務当局は明細書の真偽をたしかめるという名目で仙台国税局をはじめ盛岡、秋田、山形各税務署の係員の応援をもとめ四月一五日より一一日間農民の家宅捜査を行い米ビツや倉庫まで調査した。そして当局は修正申告をせよと申入れを行つたが全員これに応ぜず、五月に入ると当局は更正通知を全員に発した。農民側はこれに対し説明と再調査を請求したが、税務署は警察官に協力を求め、七月初旬から仙台国税局の指揮の下に連日四〇数名の係官を派して組合員の生活思想調査を行つた。九月九日の日農山形県連大会に提出された報告によると、その調査事項は公職の有無、兵役関係、就職関係、日農加入の紹介者、日農役員と日農活動情況、政党所属関係、読書・新聞、住居倉庫の見取図等詳細にわたり、かつその調査は業務命令にもとづくものである、と調査員の一人は言明したという（「日農総本部報」第九・一〇号一四頁）。

日農はかかる不当圧迫に対し人権擁護と日農組織を守るため七月二四日農民不当圧迫排除対策委員会を結成し、日農総本部と共に国税庁長官に抗議し、長官は現地調査を約束した。七月三一日日農支部は再び不当調査を行つた五名の責任者の公式謝罪状を要求するため署長に面会を求めた。この時日農組合員三百数十名と鶴岡土建労組員がムシロ旗と赤旗をもつて応援にかけつけた。交渉員が署長の回答を不満として坐りこみを決意した時、武装警官五十数名が動員されたので遂に引揚げた。前掲県連大会提出の報告書はその後の闘争経過を次の様に記している。

このような闘争の発展に応じてわれわれの闘う態勢を整備し強化するため、農民不当圧迫排除対策委員会では代表を日農総本部に派遣して情勢を検討し総評および左派社会党にこんどの闘争について協議するとともに板委員長ほか事務局によって調査団を編成して、まず、税務当局の不当圧迫の実状を調査することになった。一方、山形県連では八月八日午後一〇時、鶴岡税務署玄関向いに小屋掛けし、日農県連旗、ムシロ旗、県労評旗を立て、福田仙台国税局長以下五名の罷免要求立看板をおし立てて無期限坐り込みに突入した。つづいて、八月一一日、この税務当局による農民不当圧迫は決して単に税金の問題でなく再軍備コースを辿る米日反動のファッショ的抑圧支配の強化の現れであるとして、鶴岡市で農民圧迫排除総決起大会を開催した。大会は、組合員農民五〇〇名以上が参加し、県労評、田川地区労の激励、現地調査のため到着した総本部八百板委員長、大森書記長らの激励のもとに、にえたぎるような怒りに満ちた農民の声にあふれ、また鈴木鶴岡税務署長を会場へ引き出し思想調査の事実をめぐって激しい追求がおこなわれたのち、ムシロ旗をおし立てて市内デモ行進をおこなった。

一方、総本部調査団は、京田川郡一六合、横山、西田川郡京田大泉の四カ村について調査を進め、思想調査が行われた事実を確認し、八月一二日、八百板委員長より「調査してみて驚いた。調査の結果にもとづいて中央で国税庁と対決するつもりである。また税務署の所得実額調査には農民の申告内容をくつがえすに足る証明力をもつていない」旨の発表がおこなわれたのである。

なお、われわれの所得計算明細書は、稲刈帳、肥料飼料などの購入月日、数量購入先などを記載した帳簿・物品購入受領書など一切の必要証拠書類を添附したものであるが、ついに鶴岡税務署は、八月二八日附をもつて日農組合員三百八十数名に対して一斉に「再調査の結果によれば原処分を不当とする証拠書類の提示がなかつたばかりでなく、その地方における耕作規模ならびにその内容に類似する農家の所得額からみて原処分は正当であり再調査の請求に理由がないから棄却する」という同一の文面で更生額と同様の再調査決定額を通知してきたのである。しかし、この鶴岡税務署の高圧的挑戦にもかかわらず、山形県連の農民はいささかも動揺しないで、仙台国税局長に対し再審査の請求を提出する準備を進めいかなる圧迫があろうとも、納得のゆく納税を獲得するため、期長闘争の態勢を確立し、暴圧政治を断乎はねのける決意で中央・地方をつうじての闘いを押し進めている。なお、最後にわれわれは県下五万の労働者が結集する山形県労評に対して八月三〇日の県労評大会がわれわれの闘争を勝利に導くためこんごもより一層その協力・支援を強化する決議をされたことについて、心をこめて同志的な感謝の意を表するものである。

第六章　日農統一派の中委と大会

第一節　日農（統一派）中央委員会

第二回中央委員会　一九五二年二月二五、六日、統一派日農の第二回中委が開催された。小原副委員長が議長となり、福岡、山梨県連の人事問題、常東総協議会との関係等について協議したのち、浜野書記長より一般報告と当面の運動方針について説明がなされた。その後、各委員より地方闘争状況の報告があり、肥料価格、次三男

問題、山林解放、土地闘争、労農同盟等の問題が提出された。第二日目も前日にひきつづき地方情勢の報告が行われた。福岡の鉱害問題軍事基地反対闘争、長野の未墾地山林開放闘争、静岡の三方原飛行場設置反対闘争、神奈川の弾丸道路反対闘争、大阪伊丹牧方の火薬庫設置反対闘争等が報告された。その後、組織と戦術の面から討議を行い、千葉代表より川鉄工場を中心とする特殊総合開発に対する闘争の報告ののち「国土総合開発反対こそ貧農のヘゲモニーのもとに全農民を結集する環であり、平和擁護の最尖鋭な闘争である」との意見がのべられた。つづいて長野代表より、日農組織について次の様な報告があつた。

長野の農民代表者会議は日農が指導権をにぎり、当面肥料問題で闘つている。構成員は村長五、農委長五、農協長五、村議二であり、資金は農協、村議会から出し、署名運動、基金カンパをやつている。農代会議はまた日中貿易促進会議の先頭に立ち、議長（日農）の代表派遣カンパで二〇万円を集めた。これらの運動のヘゲモニーは日農南佐久郡連がにぎつている。郡連は、かつては一四カ村に支部をもち、各支部は四〇〇―五〇〇人も組織していたが、現在では下部とつながりは弱くなり、組合費はほとんどとつていない。今、開拓組合などが日農に組織されつつあり、六日には一二村一八名の郡執委をもち、そこで決定した方針が農代会議で可決されている。日農をおしすすめているのは、貧農の闘いの中から生れた組織で、土地闘争をやつたものが中心にたつて郡連を動がしている。土地闘争を行なう中で中富農の要求も一緒に闘うのである。」（「農民運動資料」第五七号一九頁）

最後に浜野書記長より次の結論がのべられた。

第六回大会で問題になつた三点、内外情勢、当面の敵、組織論について今までの討論で日農の前進が示され、方針の正しさが確認されたと思う。ことに当面の敵が封建的地主勢力だということははつきりした。地主と闘う貧農がその中で恒常的農民組織としての日農に結集しやすく、それによつてこそ日農は確立される。関西では敵が組織的に挑戦して来ているのが特徴的である。組織問題についていえば、日農が恒常的な貧農中心の闘争組織だということ、そして統一戦線の中核だということ、そして統一の基礎は米帝と日本反動の軍事的総合開発との闘いであることが確認された。（前掲資料二〇頁）

なお深沢常任の解任を決定し、斎藤福岡県連書記長の脱退を承認した。採択された決議は次の如し。

一、弾丸道路反対決議（神奈川）
二、鉱害に対する補償要求決議（福岡）
三、防潜網撤去の決議（千葉）
四、平野義太郎帰国代表に託した中国農民への日農の報告と要請に関する決議
五、農林インターへ委員長、書記長、各地協代表を派遣する決議
六、総評への統一メーデー申し入れ
七、政府に対する「人民広場を使わせろ」の申し入れ
八、権利擁護世界青年大会へ日農代表塚本君を送る決議
九、吉田内閣打倒の決議

第三回中央委員会　統一派日農第三回中央委員会は八月二三日衆議院会館において開催された。まず久保田委員長より「農民の自然発生的な闘争も極めて重要な大きな規模の闘いに発展しており、貧農を中心とするするどい闘いも起きている。闘争を意識的に指導し大衆団体としての日農が農民の期待にこたえられる方針を打ちだすよう希望する」むねの挨拶があり、ただちに一九五三年度活動方針に関する討議に移つた。つぎに日農総本部「農民運動資料」第六〇

号（一九五三年九・一〇合併号）により、その討議の要点を摘記しよう。

久保田委員長は運動方針の説明と補足において、農民運動の現段階の特徴をつぎのようにのべた（前掲資料三頁）。第一に地域・階層により相違はあつても、現状に対する不平不満が高まり、これが大衆的闘争に発展している。自由、改進の末端も闘いに参加している。第二に昨年度は労組の組織的協力はなかつたが、今年になつて労組が組織的に農民闘争に参加してきている。第三の特徴は、農民闘争の中で貧農青年層の闘いが積極的であり、貧農独自の闘いも発展している。第四に農民戦線の統一が発展した。特に中国帰国者の入植闘争が日農統一派、主体性派、全農、全農連、開拓連によつて統一して進められている。第五に日常当面した現実の闘いが吉田に対する反感、米日反動勢力に対する反抗が強くなり、まだ吉田打倒までは発展していないが、反吉田、反再軍備統一政府の方向に発展している。このような情勢の中で日農は明らかに立ちおくれている。

つぎに久保田委員長は「昨年度の成果と欠陥」について次のようにのべた。

第一には帝国主義の打倒と共に反封建の闘いが意識されるようになつてきている。また反封建と反帝という二段革命の考え方があり、これらのことにより、日農より一部指導者の脱落を見たことは大衆団体としての日農としては自己批判せねばならない。第二に組織の問題であるが、これは実践的にも理論的にも解決すべき重要な問題の一つになつている。第三に、農民戦線の統一は各階層の要求をまとめて闘う方法がとられ、二回の統一選挙闘争を通じて発展した。しかし大衆的に地域的結集が不十分であつたし日農組織自体の拡大も実行されなかつた。第四に政党との関係であるが、政党員と日農の関係が明確でなく、日農の自主性が失われてきた。第五に労農同盟の発展の方針は正しかつたし、労農協議会を通じて実績をあげた。中央地方ともに、全面的な協力関係が不充分であつた。中央総本部の率直に認めなければならない欠陥は、常東の問題を下部農民との結合の下に政治的にも解決できなかつたことであり、財政その他の点で地方との連絡が不充分であつたし、中央の農業農民団体、文化団体との連絡提携が不充分であつた。（三頁）

また「組織方針」の説明では次のような注目すべき発言がなされた。

1、日農は雇農、貧農を中心とし、中農、富農をも含む農民全階層の大衆的同盟体であり、これが基礎である。

2、日農は現在の情勢と条件の下で、農民の各階層が自己の要求を闘いとるために、自主的農民組織たとえば土地管理組合、開拓組合、治水同盟会、青年同盟等々の組織をそのまま団体で加入させる。

3、現在多くの闘う大衆的な農民組織をつくることが組織の環であるが、当然個人加入も認められる。

以上のほか、主要な闘争項目、「組織と戦術」等について委員長の説明があつたのち討議に入つた。浜野書記長は新らしい形の土地闘争について、代表的事例として長野県浅間、栃木県金田の闘争をあげ、土地を要求するとき農民は極めて大きな革命的エネルギーを発揮する、金田村では三六名の犠牲者を出したが広く村民の支持をうるように努力し、新らしい方向を見出していると報告した。宮城県連代表は外国帝国主義に奉仕する官僚制度を大きく評価すべしと提案し、茨城代表は漁民闘争についても運動方針でとりあげてほしいと主張した。このほか税金闘争、農村青年、次三男問題、農村調査と農民闘争の結びつきの問題、市町村合併問題、労農同盟の問題

その他ミチューリン農法、農業技術等の諸問題を討論し、最後に組織問題について、千葉、長野代表より問題が提出された。これに河合常任は、日農は階級的同盟体であり、常東のような単なる団体の協議会ではないとの意見がのべられ、久保田委員長は個人加盟を基本とする点についてはなお意見の相違がある旨答え討論を終つた。

第二節　日農第七回大会

統一派日農第七回全国大会は八月二四、二五両日、東京都港区中央労働会館において開催された。議長団に五十嵐（北海道）、佐藤（新潟）、田上（兵庫）を選出し、議長挨拶ののち日教組、平和擁護委員会、東大教養学部学生自治会、長野県ミチューリン協会、産別、民科等諸団体の祝辞があり、会計報告をもつて午前の部を終つた。午後はメーデー事件被告団長、在日朝鮮民主統一戦線、日本共産党中央指導部、社会党再建派、労農党等の祝辞、農林インターのメッセージ朗読等があり、直ちに久保田委員長の運動方針の説明に入つた（以下討論の要旨は、主として「農民運動資料」第六〇号および機関紙「農民新聞」第八九・九〇合併号による）。

大会第二日は午前八時より前日にひきつづき運動方針の討議を行つた。討論はとくに労農同盟の問題、日農の組織方針、平和経済、水害の諸問題、漁民闘争などに集中して行われた。

第二日目運動方針討論のへき頭から、三重、群馬、東京等の代議員は委員長の説明に不満を表明し、たとえば三重代表は「本部一般報告と委員長の報告をきくと労農同盟について強調されているが、まだはつきりしない点がある。労農同盟が政党の問題といわれ、労働者の指導は必要であるが、農民は自主的にやらなければならないと云われた。この点労農同盟軽視の傾向があると思われる。労農同盟は農民闘争を進めてゆくについて副次的なものと考えるか、主要なものと考えるかをハッキリする必要がある」旨主張し、群馬代表は「労働者と別に農民は自主的に闘うという委員長の説明に納得できない。労働者階級の援助がなければ絶対に闘えない」とのべた。また三重、群馬、北海道、神奈川等各県代表は、労農共闘の具体的事例をあげて本部の説明をもとめた。これに対し久保田委員長は次のように答えた。「本部は労農同盟の必要性を否定するつもりは全然ない。……今日こそ労農同盟特に労働者階級が非常に大きくなり上つてきている。しかし農民の闘争は農民独特の自主性があり、こういう特性をぬき出して口先きだけで労農同盟を実現することはできない。昨年まではまだ全体として不十分であつた。今年は全組織をあげてやるように具体的に努力しようではないか、こういう風潮であればこそ労働者階級に対する受入れの体制を全面的に作らねばならぬ。農民の中からこれを自主的に受入れる体制を作らねばならぬ。この意味で答弁したので誤解のないよう願いたい」。この委員長答弁に対しても東京代表等は不十分であるとし、「労農同盟は農民が自主的に闘つて行かない限り強固な組織には発展しない」（東京）、「現在の方針の中で敵を明らかにすることが労農同盟の基礎であり、その敵を倒し明るい国民の政府をつくることが目的である。これを進めるために各村、各部落地域に防衛隊をつくることを審議すべきだ」（栃木）、「アメ帝と吉田は日本の全地域に軍事基地をつくろうとしている。この軍事基地を作らせないことが我々の任務だ。これを農民は意識しなければならぬ。反封建、土地解放を徹底的に闘うことが米帝の戦争政策を粉砕することである」（高知）等の意見がのべられた。そして書記長より「農民の解放は農民だけでできるという農民主義的な考えに間違えられるきらいがあつたことを自己批判する」との見解表明をもつて、労農同盟問題の討議は

一応打切りとなつた。

久保田委員長は日農の組織問題について、「現在日農のワクの外で全国的に起つている闘いは闘いやすい組織で闘つているし、これを日農の綱領にどう統一して行くかということが問題だ。いまでの組織は日農グループだけの存在になつてしまい、全農民を指導できなくなつているのが現実だ」（前掲「資料」三五頁）と説明した。また第六回大会で山口常任等が主張し激しい反対にあつた団体加入の問題を討論のテーマとして提出したのである。これに対しまず長野代表は、浅間・妙義の闘争経験より、「闘う個人を軸にして組織を拡大しなければならぬ」、「団体加入しやすい団体というのは、開拓組合や土地管理組合でその他の団体は団体加入はむつかしい」との意見をのべた。また神奈川代表は、団体加入の方針を認めることは日農の組織拡大の困難を回避する方策ではないのかと疑問を提出したが、久保田委員長は、困難回避策として団体加入の方針をきめたのではないと説明、つぎの河合常任の答弁で組織問題の討議を打切つた。「とくにここで貧農を中心とするという点について団体加入が必要であると考えられる。貧農独自の組織を作るということは強調されているが、独自の組織を作るということに異議はない。すなわちそれらの要求独自の規約をもつたまま入るということが必要になつてくる。日農の性格が闘う組織であり、これらの同盟体であるのだから、これ以上団体加入か個人加入か、いずれかという討論は必要ないと思う」（なお採決された組織方針については後掲「運動方針」をみよ）。

以上の討論につづいて、土地闘争と反封建闘争、防衛隊結成の必要そのための労農同盟の問題および常東総協議会に対する態度の問題等につき熱心な論議が交わされ、午前をもつて討論を終結した。この間、三井炭坑労組、世界労連日本連絡事務局、国民救援会等のメッセージが朗読された。

各県より提出され可決された議案はつぎの通りである。

一、民族解放闘争弾圧犠牲者即時無罪釈放に関する件（松川事件管生村解放闘争事件、金田村山林解放闘争事件）

二、軍事基地接収反対・拡張反対に関する件（内灘村、若狭海区、日本原、砂川、武蔵兵舎設置反対、長野・北海道民間飛行場設置反対、赤石・目屋開発計画反対、基地労働者への激励文発送の件、大三沢高館基地反対、高畑山米軍レーダー基地反対、綾川電源開発ダム反対、富士山麓・八ケ岳基地撤去、浅間・妙義基地反対決議）

三、水害災害に関する件（夜明けダム、御母衣ダム、八ケ岳硫黄採掘反対決議、京都南山城水害対策等）

四、土地に関する件（国有林解放闘争、反動農地法廃止、反封建闘争）

五、漁民闘争に関する件（霞ケ浦漁民闘争、北洋漁業出稼ぎ、漁民闘争特別委員会設置）

六、経済問題に関する件（米価供出問題、政府米貸出し要求、飯米獲得闘争、養蚕対策、営農資金獲得等）

七、中日友好農業使節団派遣、アジア農民会議開催等の件

本部提案の決議案（可決されたもの）以下の如し。

一、臨時国会即時開会を要求する決議

二、労働者の当面の闘争を支持する決議

三、社共労の統一戦線促進に関する決議

四、農民戦線統一に関する決議

（前略）農民戦線の大統一はいまやさしせまつたわれわれの課題であり、わが日農は卒先してただちにそのための努力を開始せねばならぬ。わが日農各級組織は、組織未組織をとわず全農民大

衆の利益と解放の見地から、一切の利己心をすて、中央地方をとわずあらゆる場所で農民諸組織との誠意ある協議、統一行動の展開、統一を闘いとるための恒常的会議をもつために努力せねばならぬ。統一への努力に当つては、農民大衆解放に献身する誠意をもち、相手の思想的見解、政治的立場を尊重し、最低の統一行動から出発し、相手の立場と政策に耳を傾け、農民大衆の実情と要求に即して、農民の統一行動を拡大し、内容をたかめ、農民戦線の統一をからとらねばならぬ。又同時に農民組織の大統一を熱望しつつある労働者階級との提携を中央地方において一そう強めることを忘れてはならない。

右決議する。

五、平和に関する声明

六、農林インター大会への代表派遣加盟促進に関する決議

役員選衡委員会より発表された新役員は次の通りである。

委員長　久保田豊

副委員長　浜野清

田上開二

書記長　佐藤佐藤治

会計　福島義一

監査　喜多幸章、城戸亀雄

顧問　菊池重作、小原嘉、大沢久明

新役員発表後、久保田委員長（再選）の挨拶があり、佐藤書記長の閉会の辞をもつて第七回大会を終了した。なお二五、二六日には水害対策小委員会、運動方針小委員会、漁民問題小委員会が開かれた。つぎに大会で可決された新運動方針をかかげる。

一、内外の情勢について（略）

二、昨年度の成果と欠陥（略）

三、本年度の活動方針

(一)　活動の基本方向

第六回大会において半封建的地主勢力は農地改革後の今日においてもいぜんとして強い支配力を温存しており米帝国主義の占領制度の農村における地主勢力もまたいぜんとして農民に対する直接の支配と収奪をつよめる役割と機能をはたしており、それゆえに米帝国主義が農民の本来の敵であるとともに地主勢力もまたいぜんとして農民本来の敵であり、したがつて米帝国主義に対する独立平和の闘いは地主勢力にたいする民主主義の闘いを基礎として進められねばならないと規定したことは正しかつた。

しかし、米帝国主義とその手先き吉田政府の従属的戦争政策が国内反動勢力、すなわち独いよいよ激しくなり、これと結合せる占資本、地主、官僚とその手先吉田政府の農業と農民生活の破かいがますます深刻になり、これに対する全農民的な闘いが内灘その他にみられるような労農同盟のひやく的発展を軸として大きく盛り上つてきている現在の情勢下にあつては、わが日農の運動を真に大衆的に正しく推進する上において、特に次の諸点に留意することが肝要である。

一、主として村、部落において行われる貧農を主体とする地主勢力にたいする反封建闘争は、今後ますます精力的に推進されなければならない。

これを貧農だけの狭いワク内の闘争にとどめることなく、それぞれの具体的条件に応じて、より広範な全農民的な反帝闘争と総合的に結合し、両方の闘争の有機的発展を図るようにすることが重要である。この点において内灘の闘いは極めて教訓的である。すなわち内灘の闘いにおいては全村的な接収反対闘争を盛り上げる過程において貧漁民を中核とする全村民の反帝的結集を強固に

するとともに、同じ闘いの過程において半封建的な地主網元等のボス勢力の裏切りと徹底的に闘い、これを一時的に全村民から孤立させたのである。また七井村の山林解放闘争が合法的長期戦の方針を立て当面の闘いの重点を主として村内民主勢力の結集において努力している点はたんちよ的ながら充分学ぶべきであろう。

二、あらゆる闘争は平和経済再建の方向におし進めて行かれなければならない。

すなわち、あらゆる日常要求を反封建闘争を基礎とした反帝闘争としてつかみ、部落、村における日常の具体的要求を闘争に組むなかで各階層の基本的要求にまとめあげ、これを土台として、予算、資金、資材を獲得し、MSAを粉砕し、再軍備予算、戦争政策をうちやぶつて、土地改良、用排水、治山治水等を農民自身の手でどんどん行い農業を発展させる国民経済再建の方向に進まねばならない。

三、とくに労働者、市民、学生、商工業者等の広はんな勤労大衆なかんずく組織労働者との全面的提携協力の実現に積極的な努力を注ぐことが絶対に重要である。

組織労働者との提携が農民運動の発展にとつていかに大きな意義と効果をもつか、また総評傘下の各大労組が農民との積極的提携にどれほど熱心になつてきたかは、さいきんの各地の軍事基地反対闘争、水害復旧闘争等の実例に明らかなところである。われわれはこの際われわれの陣営内にまだ残つている「農民は農民だけでやればよい」との誤つた狭い考え方を一掃して農民の側からも部落、村、郡、県、全国それぞれの段階において労働者団体との連絡、協同の恒常的組織を確立することに積極的に努力するとともにそれぞれの条件に応じて相互の共闘、援助を具体化することに努めねばならない。

すなわち、村においては雇農、日雇農、農村自由労働者、林業労働者、及び村居住の労働者の組織化を積極的に援助し、これと共闘して村の代表者会議に発展させ、村における労働者との結合を基礎に郡段階、県段階において地区労評、県労評を中心に国鉄、私鉄、電産、日教組、自治労等の大単産とも結合し共闘を進めねばならない。

四、今日の情勢下に貧農を中核とする全農民の統一行動を組むための形態は闘う全農民を基礎とする農民大会であり、あらゆる農民・農業団体を基礎とする農民代表者会議であり、さらに労働者、市民、学生等全勤労者との統一行動を推進するためには労農協議会、各種団体協議会およびこれらと結合せる村民大会、郡民大会、県民会議、国民会議等を精力的に組織することが肝要である。わが日農は、このような大衆会議の主軸となり、これを農民戦線の大統一へ、さらに国民戦線の結成に前進せねばならない。

五、さらに当面の段階においては反封建闘争と反帝闘争との結合はこれを吉田内閣打倒、反吉田、反再軍備の統一政府をつくる全国民的な政治闘争に高め、かつ統一することが肝要である。

農民闘争は本来常に具体的な日常的経済闘争を基礎として発展し得るのであるが、今日の情勢下にあつては農民のいかなる経済的要求も直ちに国家権力と直面し、いや応なしに政治闘争に発展せざるを得ないのみならず、政府の問題を解決することなくしては完全な勝利はかち得ない実情にある。

われわれは農民の経済的日常闘争を徹底的に闘い、これを政府への政治闘争に高め統一することを積極的にやらなければならない。このような政治闘争は経済的日常闘争と結びつけて展開されることが肝要である。すなわち単なる吉田内閣打倒の政治的宣伝だけでは決して大衆運動に発展しないし、かえつて農民闘争を失

敗させる危険を多分にもつていることを注意せねばならない。

(二)　組織の基本方針

以上のような情勢下においてわが日農は大衆組織としてどのように性格づけられ、どのように再編強化せねばならぬであろうか。古い小作人組合型の農民各階層を含んだ恒常的単一組織という形態は変化した農村情勢と闘争に適応しなくなつたこと、および現在全国的にある小人数の日農活動家の集りでは、当面する全農民的闘いを担えなくなつたことは事実である。

このような実情から第六回大会は、日農は「雇農、貧農を主とする広汎な農民層の要求にもとづいて、原則として一定の規約と綱領をもつ雇農、貧農を主とする階級的大衆団体として再建強化する」方針を決定し、この日農は農村における統一戦線の中核としての役割をもつことを明らかにした。この規定はその後理論的に深められず実践的にも充分には具体化されなかつたが、著しく変化し発展した今日の農村情勢と、農民闘争の発展の実情、一カ年間の実践的経験から、次のような内容をもつものとしてこの方針を具体化することが正しいと信ずる。

一、日農は雇農、貧農を中心とし中農、富農をも含む農民全階層の大衆的同盟体であり、具体的にそのような性格のものとして再編成されねばならない。

二、日農は現在の情勢と条件の下で農民の各階層が、自己の要求を闘いとるための、最も闘いやすい、つくりよい各種の闘う自主的農民組織、たとえば土地管理組合、開拓組合、治水同盟会、青年同盟等々の組織をそのまま団体で加入させる。

これら各種の闘う自主的農民組織は自己の要求、目的、規約をもつたまま日農の綱領と規約を承認することによつて日農に参加する。日農はこのような組織を多く組織せねばならないし、たとえ日農に参加しなくとも、つねに援助と指導の手をさしのべ、共に闘うことによつてこれらの組織を日農に結集しなければならない。

三、現在多くの闘う大衆的な農民組織をつくることが組織を飛躍的に発展させる環であるが個人加入はその根幹である。個人加入組合員は自ら中心となつて前記のような大衆組織をどんどんつくり、団体として参加させるように活動しなければならない。

四、このような構成による各加入組織の統一の基礎は各加入組織が同一綱領を奉ずることであり、米帝並びに半封建的地主勢力に対する階級的利害の共通していることであり、実践上における協同と統一行動である。

五、これらの加入各組織は日農活動を通じて漸次真の農民解放運動の担い手として高められ、それにつれて組織的恒常性が強められていくようにしなければならない。

六、現行の日農規約は以上の新しい内容に適合するように改正される必要がある。また現在の日農支部並びに日農活動家の集りは、それぞれの条件に応じて出来るだけ早く再編成されるように努力すべきである。

(三)　主要な闘い

全農民的な闘いの高まつてきた今日の情勢のなかで特にわが日農が自らを大きくし強くして、すべての農民闘争の中心勢力に発展するために重点をおくべき主な闘いは次の諸事項である。

(1)　土地取上げ、ヤミ小作料引上げ反対、土地差押え公売反対、小作地、水利、山林原野国有公有地の解放、開こん干拓等土地よこせの闘争（説明略）

(2)　軍事基地、軍事ダム、軍用道路、電源開発、総合開発等にたいする反対闘争

(3)　九州、和歌山等の大水害地をはじめ、凍霜害、風水害地帯の災害復旧、治山治水のための闘争
(4)　米価供出に対する闘争
(5)　文化闘争
(6)　反ファッショ闘争
(7)　再軍備反対平和ヨーゴ闘争

以上のようなわが日農の軍事基地反対、土地闘争、米価、水害闘争その他一切の闘いは吉田政府の再軍備政策に反対し、これを打破る闘いであるから、平和闘争と結合して闘わねばならない。農民の全ての苦しみと抑圧は吉田政府を手先としているアメリカ帝国主義の戦争政策がもとであるから、これを打ちやぶる農民の闘いはアメリカの戦争政策に反対する世界の平和勢力と結合しなければ勝利しない。従つてあらゆる闘争の中で平和を守る闘いと結合し、平和勢力との国際的連帯を強化する闘争は日農の任務である。

(四)　組織と闘いの進め方

組織と闘いの進め方の基本は、前大会の方針をひろい農民の闘いの中でさらに発展させ、農民戦線の統一と労農同盟の強化を実現させることである。

一、日農組織の確立と拡大

(イ)　圧迫と搾取に反抗して立上る農民の自発性に依拠して、農民のもつ現実の具体的要求をひきだし、部落、村のひろい層の農民の共同闘争に発展させ、地域、階層によつて、おのおの一番闘いに適した闘える組織をつくることが重要である。農業と農民生活のハカイは、圧迫と搾取に反対する全農民の闘いをひきおこさざるをえない。一部落、一階層の農民の闘いは、部落から村へと広がり一階層から他の階層の農民の闘いに発展する。端緒的な闘争をひろい共同闘争に組む方向に進めるならば、闘いは全村の闘いに発展し闘う組織をつくりあげることができる。したがつて部落のどの層から闘いがはじまろうとも、全力をあげてこれにとりくみ共同闘争を組むべきである。農民の組織は、地域により、階層により目標によつて、一定の形式にはめられない。山林解放のためには土地、立木、採草、落葉を要求するいろいろな階層が一つになることもあるし、小作地取上げ反対に小作だけがあつまつて土地管理組合をつくることもある。農業技術の発展のためには、農事研究会ができて、これが闘いに立つこともある。要求・階層の条件に応じ、闘うに一ばん都合のよい組織に結集するのが現実である。

(ロ)　貧農の組織をさらに数多くつくりだすこと。日農はいろいろの闘う組織を作るために努力するのであるが、なかでも土地管理組合、小作人組合、山林解放のための組織、仕事よこせの組合など名前や形にとらわれず、無数の貧農独自の組織をつくることは重要である。貧農の革命的エネルギーに依拠し、部落、村のひろい農民層の共同闘争をくむなかで、封建制度の圧迫をつきやぶつて立ち上る貧農の組織を作つていくならば、それは闘いの最も頑強な力になる。われわれは貧農の根強い闘争力をもとにしてひろい共同闘争をくむ中で、貧農の組織をつくることに努力しなければならない。

(ハ)　農業、林業労働者の組織をさらに数多くつくるために努力すること。日傭農、作男、林業労働者、農村の自由労働者は、部落村の中で農民と提携して、反封建闘争を闘う重要な層である。これら労働者の組織をつくりだす努力は、具体的に労農同盟を前進させる。村民税、飯米、山よこせ、仕事をやらせろ、治水工事をやらせろと闘う農村労働者はつねに貧農を中心に農民とか

たくむすびつく。

（二）闘う農民の組織を日農に組織すること。

日農は、このような多くの農民の組織の中核となつて闘うなかで、組織をひろげ、強めなければならない。現在、農村においては内外帝国主義者と吉田政府のハカイ政策から、農業と農民生活を守り、農業を発展させるために半封建的地主勢力と闘い、吉田政府、及びその末端の権力と対決して、これをうちやぶる闘いに立つ農民がふえている。さらに、実力をもつて農民自らが農業と農民生活を守り、発展させる計画をおしすすめ、内外帝国主義の首カセから農民を解放するために闘う大衆組織が生れつつある。

日農はこれらの大衆組織を強化発展させ、またこれらの農民及び大衆組織を個人的に、団体的に日農に組織してゆかねばならない。そのために次の点に注意する必要がある。

（1）闘いの中で頑強に闘う大衆幹部、積極的活動分子をみつけだし、教育して、五人でも一〇人でも団結させて部落、村に支部をつくること。日農の旗を部落、村にたかくかかげることこれらの大衆的農民幹部が、すべての農民を日農に結集させるカナメである。新しい大衆幹部を積極的に養成することは重要なことである。

（2）農民運動家、活動家を結集して、農民運動の中心をつくりこれを闘う農民の組織として結合すること。闘いをおこそうとのぞんでいる古い日農の活動家、農民運動にとりくむ人々、あるいは、この人が立てば大きな力をもつという人たちを結集すること、政党政派にこだわらず、青年の中の活動分子、学者、文化人、宗教家などを結集すること。こうして村、郡と運動の中心をつくり、闘う農民組織と農民幹部の結合のもとに実質的な日農の準備会ないし日農の機関に成長するように闘うことである。

（3）郡に常任活動家、または日農運動に専心できる人をおくように努力すること。経験をもち、農民に影響力をもつ人を半常任的活動から、組織の確立に応じて常任活動家にしていくこと、活動家が日農の運動に専心できるようにしていくことは、日農の重要な任務である。そのためにこれらの人たちが、活動に専心できるような生活条件をつくりだせるよう援助することが大切である。

（ホ）大衆的自衛組織

農民の要求を闘いとることは現在のようなファッショ的支配のつよくなつた農村では、栃木県金田村や長野県田口村のように封建的地主勢力と官憲の圧迫、弾圧をこうむることは明らかである。この弾圧に抗して、農民の要求を貫徹するには、農民自身の手で大衆的自衛の組織がつくられなければならない。

われわれは戦前の小作争議の経験に学んで、自衛組織の拡大と強化に努力しなければならない。

（ヘ）農民新聞、県連、郡連、支部ニュースを組織の武器として運用すること、日農の宣伝、セン動、組織者としての農民新聞の組織的運用に真剣にとりくむことによつて、農民新聞の紙面のつてい的改善、向上、通信員組織の確立、配布の拡大、紙代納入率の向上のための闘いも大衆的基盤にすえられる。

県連、郡連、支部ニュースを発行することによつて、組織の間の結合をつよめる。すべての組織がニュースをもつようにすべきである。すでに闘争に立つているところでは、必ずニュースを発行しこれを恒常化していくべきである。

農民新聞、各級組織のニュースは、労働組合、農民、農業団体の内に固定読者をもつように努力し、さらにそれらの組織を通じて、一そう拡大するよう努力すべきである。

（ト）農民運動資料は、吉田政府がつぎつぎとうつてくる売国的な農業と農民生活をハカイする政策を具体的にバクロし、これと闘う農民の闘いを全国的につたえ、さらに闘いを理論化し、日農の活動家、大衆幹部の政治的、組織的能力、戦術を高めるものである。したがつて、日農の活動家、農民幹部は必ず資料を講読し向上につとめるべきである。農民運動資料は、日農内部だけでなく、労働者、理論家、学生、文化人、他の農民、農業団体のなかへ積極的にもちこむべきである。県連は農民運動資料に闘いの経験を投稿すること。また活動家、農民幹部、農業理論家を結集し地域の闘争を理論化し、組織的に編集に参加するように努力すべきである。

（チ）日農財政確立のために闘うことは目下の急務である。財政の基本は、闘争と組織と財政を統一して闘う日農支部の強化拡大にある。

日農支部は農民のもつ現実的、具体的な切実な日常要求を闘いその底にある土地に対する要求をほり起して不断の闘争に組むなかで支部を強化拡大し、支部こそが農民の利益を守る自分らになくてはならぬものであるという自覚をつくり上げて、財政を恒常的な組織財政として行くことである。われわれは財政を一時的な資金のもちよりカンパ財政の状態から恒常的組織財政にするために、具体的にまた明快に闘争、組織、財政を統一することを実践して行かねばならない。

（1）闘争資金は金、物、米等あらゆる形で集めること。この際、資金計画を大衆的討議によつてうちだし、大衆の自発性をもととして集め、闘う農民自身の財政によつて闘争を前進させることが重要である。

（2）現に組合費を徴収していない支部は闘いを通じて組織をかためる中で組合員の再登録（確認）を行い、組合費を完全に徴収して行くこと。また組合員を加入させるに際しては、必ず組合規約に従つて組合費を納入させ、明快に闘争、組織、財政の統一を実行せねばならない。

（3）全国組織としての日農を強化するために、支部は県連に県連は総本部に確実に組合費を納入せねばならないが、そのためにはこの必要性を全組合員が理解するよう宣伝と教育を強化すること。

（4）農民新聞は総本部財政の重要な部分を占めている。支部は農新を支分局まかせにせず宣伝、組織、財政を統一する観点に立ち、支分局をにぎつて配布の拡大と集金の確実化に努力すること、そのためには闘う農民の中から通信員を作りだす系統的努力を払うことである。これが農民新聞の紙面を改善し、宣伝セン動、組織者としての農民新聞を大衆的基礎にすえる組織的保障であり、同時に財政的にも農民新聞を強化する道である。

（5）支部、県連は労働組合、民主団体に農民新聞、農民運動資料を配布し、財政活動と結合して組織的提携を保つこと。また労働組合、民主団体、青年団体等と共同して、文化活動等の面でも宣伝、組織、財政を統一して闘うよう積極的に活動すること。

二、農民戦線の統一と強化

農民の要求を基礎に、日農主体性派、全農、全農連その他すべての農民団体によびかけて共同闘争をさらに活発にし、農民戦線の統一とその強化のために闘うこと。

（イ）日農の各級組織は地域において、他のあらゆる農民団体との共同闘争のための会議を組織し、具体的な問題について共同闘争を組むことが農民戦線の統一をかちとる道である。

（ロ）会議に於ては共同闘争を進めるための日農の方針を提出し自由な討議によつて決定したことは全力をあげて闘うこと。決定を徹底的にやりぬくこと。常に他団体を尊重し、農業と農民生活を守るという誠意ある態度を堅持すること。これが共同闘争を発展させる道である。

（ハ）具体的問題をどんどんもちこみ、不断の共同闘争によつて会議を恒常的なものに発展させること。米価、供出、税金、災害の防止、復旧、治山治水、日中貿易、農村文化、ミチューリン運動等農民の要求を基礎に条件に応じてどんどんもちこみ、共同闘争にしくみ、会議の活動を活発にし、多面的にし、当初の目標のワクをこえて、より恒常的なものにしてゆくこと。

（ニ）会議において、日農は労働者とのテイケイ、国際的連帯の思想をうちだし、愛国的国民戦線の基礎をうちかためる農民戦線の統一の方向へおしすすめることに努力すること。

三、農業と農民生活を守るための代表者会議を組織すること

（イ）日農の各級組織は農民の要求を基礎とし、地域の農民、農業団体その他民主的諸団体によびかけ、農民生活を守るための会議を組織すること。

（ロ）会議は政党、政派、団体のワクにとらわれず組織され、自由な討議が行われるよう努力することが大切である。

（ハ）会議の討議と決定を部落、村で大衆的に討議し、実行されるよう努力すること。

（ニ）村、郡では労農を中心に、農協、商協、青年、婦人、自治体（村役場）まで参加させるよう努力すること。

村にあるすべての団体、組織、機関の中に日農は積極的に入りこみ、あるいは働きかけこれを民主化するために闘わねばならない。これが代表者会議を発展させる重要な闘いである。

自治体はこれによつて自主化の方向を強める。また農村自由労働者、農業労働者、林業労働者の組合を参加させることは特に重要である。

（ホ）県の段階では、すべての労働組合、農民、農業団体、民主的団体を参加させるよう努力する。この段階でもやはり農村自由労働者、農業労働者、林業労働者の組合を参加させるように努力すること。

長野県南佐久の郡民代表者会議、六月二五日の基地とりはらい国民大会、さらに総評が中心となつて組織された「食糧対策国民会議」の意義を正しく評価し、農業と農民生活を守る代表者会議の組織にとりくまねばならない。これが反吉田の愛国的国民戦線をうちかためるみちである。

四、労農同盟の強化

労働者との結合を一層前進させ、闘争をひろげ、闘争力をもり上げること。労働者が農民の闘争に参加し、共同して闘うことによつて闘争は地域的にも階層的にもひろがり、農民の闘争力をもりあげ、これがまた農民の組織を作り出し、さらに闘いを前進させる。「闘いの拡大、前進」と「組織の拡大強化」とは因となり果となつて無数の農民の組織を生みだし、全農民の闘いを支える貧農の闘いを発展させ、さらに労働者がはたきかける場合の端的な相手である貧農の組織を作りだす。

この関係は内灘、浅間等の大きな軍事基地反対闘争の中に明瞭に示されている。

したがつて日農は、農村に住む労働者が居住地協議会を組織することを助け、村、郡、県に労農の協議会を作り労農が大衆的に交流するメーデーその他のあらゆる機会をとらえ、機会を作り出し、地区労評、県評、日教組、国鉄、私鉄、自治労、炭労、自由

労組の各級組織に不断に働きかけ交流し、労働者、農民の中にわきあがりつつある労農提携の行動と労農の同盟の思想とを組織的にも前進させねばならぬ。

たとえ当初は上部の共同闘争にしても、労働組合と農民団体との共同闘争は重要である。凍霜害、西日本の水害、神奈川県の昭電の闘争（硫安工場）等々にみられるように、上部の共同闘争は労働者の活発な活動に援助され、すでに圧迫と搾取に抗して立とうとしている地域のひろい層の農民をはげしく立ち上らせた。この経験に学び上からの大きな共同闘争をさらに、村、部落の共同闘争にまで根をおろさせ、村部落を基礎とした全農民的な闘いにすることが重要である。

政党支持自由の原則をてつてい的につらぬき、愛国的統一戦線を固めること。

日農は一〇月、四月の両度の選挙に当つて政党支持自由の原則のもとに愛国的統一候補を支持した。その当選者は一〇名以上に達し、反吉田、愛国統一戦線を強化した。愛国統一戦線の強化は農民の闘争の前進をもたらし、農民戦線統一とその強化をもたらすものである。従つて日農はあらゆる場所で、徹底的に政党支持自由の原則をつらぬかねばならない。

以上、部落、村の闘いを基礎に、共同闘争をくみ、貧農の組織、農村労働者の組織をはじめ、あらゆる階層の闘う組織を作り、労働者との結合のもとに、闘争をさらに前進させ封建的地主勢力と吉田政府を打倒する農民解放のトリデ　労農同盟をうちかためねばならない。

五、当面の闘争題目

この方針を実現するための当面の闘争題目は次の通りである。

一、土地取上げ反対、現物とヤミ小作料、小作料の引上げ反対。

二、小作地、山林、原野、水利権、農業施設、農地宅地の解放、地主擁護の農地法反対。

三、作男、日傭農の労働条件の改善、低賃金をうちやぶるための闘い、農業労働者・林業労働者の低賃金打破、一般労働法規の適用、社会保障の獲得。

四、開墾、開拓、干拓、土地改良、耕地老廃化防止等を全額国庫負担で農民がやる闘い。

五、風水害、冷害などでうける一切の被害は全額国庫負担で即時補償せよ。治山治水三〇万町歩の災害地の復旧を全額国庫負担で労農提携でやる闘い。

六、国土を軍事化し、農業及び国民のためにならない総合開発、軍用道路反対。

七、病虫害防除、耕種改善、農業機械導入、技術改善のために予算を充分まわさせる闘争。

八、農業共済金の即時概算払い。全額国庫負担による完全補償の民主的農業共済制度の確立。

九、農村の生活困窮者、病弱者、失業者、未亡人、帰国者、みよりのない老人、孤児に生活保護法の完全適用と増額。

一〇、農民を苦しめ、占領と再軍備のための重税反対、地方税の減免と一切の寄附反対。まずしい農民の滞納税金の棒引き差押え競売反対。

一一、中貧農を没落させ、富農の農業経営の向上をおさえている農家借金の棒引き。

一二、低米価、低賃金反対、生産費をつぐなう石一万円以上の米価と消費者に買える米価の実現、値上げ反対、農民の飯米確保強制供出反対。

一三、特用農産物価格の安定と販路の確保、とくに自由な貿易に

よう海外販路の拡充のための闘い。アメリカ農産物のおしつけ輸入反対。

一四、高い独占価格反対、肥料、電気料、運賃の引下げ、中ソとの貿易の促進と国交の開始。

一五、農協再建整備法、共販体制確立等による農協への強制出資反対、農民の意志に反する集荷制反対。

一六、政府から長期低利の資金を豊富に無条件で農協に獲得するための闘い。

一七、農協からの農家経営維持改善のための長期低利の貸出し、農業手形、短期の貸出しを差別なくたやすくやらせるための闘い。

一八、農協に対する吉田政府の官僚統制反対、農協に巣喰う売国的腐敗ボス、地主勢力等の一そう、農協運営の自主化と民主化。

一九、地方自治体を吉田政府の手先にするな、民族の独立と平和にむかつて住民の利益と郷土の繁栄のために闘わせよ、地方自治体からの売国勢力の一掃。

二〇、学校教育、社会教育の植民地化反動化防止、消防団、青年団、婦人会の軍事化反対、民主化のための闘い。

二一、植民地文化反対、健全民族文化と娯楽のかくとくのための闘い。

二二、農民運動の弾圧反対、破防法、スト禁止法反対。言論、出版、集会、結社の自由を守る闘い。

二三、再軍備徴兵反対、保安隊、警備隊の廃止、軍国主義の復活反対。

二四、軍事基地をとりはらえ、新設拡張反対。被害の完全補償、生命、財産、基本的人権を守る闘い。

二五、講和、安保両条約行政協定の撤廃、ＭＳＡ反対、全面講和実現のための闘い。

二六、平和運動の促進と五大国平和協定締結のための闘い。

二七、売国封建勢力と売国吉田政府を打倒する農民解放のトリデ労農同盟を打ちかためる闘い。

二八、主体性派、全農等すべての農民団体に呼びかけて、農民の要求を基礎に共同闘争をさらに活発にして反吉田愛国農民戦線を統一強化するための闘い。

二九、すべての農民組織、農業団体、民主的組織に呼びかけて農業と農民の利益を守るために代表者会議を結成し、反吉田愛国農民戦線を前進させる闘争。

三〇、国際連帯強化のための闘い。

三一、日農組織の確立と拡大、農業労働者、林業労働者の組織化、漁民闘争の援助と組織化、大衆的自衛組織の強化拡大。

三二、戦争と再軍備のために農業と農民生活を破壊する吉田政府打倒、反吉田反再軍備統一政府樹立のための闘い。

最後に、日農の規約改正の主要点はつぎの通りである（傍点の部分を改正）

規約第一章　第二条　本組合は我が国における耕作農民、日雇農その他本組合の承認したる者、並びに本組合の綱領規約を承認する農民組織を以て組織す。

第二章　第六条　大会代議員は原則として連合会を選挙区として加盟組織の代議員数、選挙方法は中央委員会に於て決定す。

日本共産党は、日農第七回大会に際し党の見解を公表した（「農民の友」第九号八・二〇）。

つぎにその見解をかかげる。

（当面の政策の重点について）

一、今日、日本農民のたたかいは、世界平和ヨーゴ、とくにアジ

アの平和ヨーゴ、軍国主義復活をうちやぶるたたかいの、もつとも重要な地位をしめている（説明略）。

二、土地闘争について理解を明確にする必要がある。半封建的主的土地所有制度とのたたかいと、現実の土地解放闘争との関連を明確に統一して理解することがたいせつである。

半封建制度とのたたかいは、農民の農業（生産）と生活をまもる一さいのたたかい、政治的社会的経済的諸闘争が、すべてこれと関連していることを明確にしなければならない。それは、低米価供出制度、小作料、営農資金、工業製品と農産物価格、水利にいたる一切のたたかいと、農村の政治的、社会的支配者にたいする一さいのたたかいもふくまれるのはもちろんである。村八分や二、三男の無権利状態にたいするたたかいが、これに集中される。

これらの半封建制度は、寄生的土地所有がその経済的基礎になつていること、それゆえ今日の土地売買の経済行為すらもが、すでに略奪的性格をもつていること、青田うりや農業委員会による不当行為や、借金やその他の方法による土地取上げは、すべて略奪行為であること、このもつとも大きな基礎は大地主（最大のものは国有地、公有地――山林）にあること。したがつて、これらの土地を農民に解放するたたかいは、半封建的制度の経済的キソを打破するたたかいであること。基地、軍事道路、電源開発などによる土地の強奪は、このような土地略奪の現在における集中的（政治的）表現であること、をはつきりさせることが必要である。半封建的土地所有制度にたいするたたかいと、現実の土地解放の要求、闘争との関連が統一的に理解されることは、たたかう農民の意志を統一する上に重要なことである。

さらに米日反動勢力のごまかしの農地改革によつて、わが国の農村における半封建的土地制度が温存され、再編強化されている。この点をはつきりさせないと今日の農民運動の焦点をあきらかにすることはできない。農民の反封建闘争が、経済主義的理解におちいると、農民のたたかいをセクトにみちびく。このことをあきらかにしないと、農民のたたかいを、農民の反封建闘争の民族的ケイキをはつきりさせることができないであろう。またわが農民の闘争の国民的性格、国際的連帯の本質も具体的にならない。

三、今日の農民運動の発展の諸特徴を明確にし、項目的、並列的把握でなく、内的関連で質的にとらえることが重要である。

このことはまた農民の統一行動、農民戦線統一の広汎な発展的動向をはつきりさせること、すなわち現象的並列的理解を打破し統一戦線発展の内容、要求、主要階層、組織や団体の政治的力量や限界、今後の方向について一般的方針を具体化するのに必要なことである。

労農同盟の問題については、客観的状勢のヒッ迫が、労働者と農民を急速に、政治にも経済的にも、共通な要求をもつて接近させていること、農民の反封建土地解放の闘争が強まれば強まるほど、労農同盟は強化され、労働者階級の農民にたいする協力援助と指導はつよく発展すること、現在現実にすすみつつある労農の協議共闘の運動を全面的に拡大強化する方向を明確にうちだすことがたいせつである。

（組織と戦術について）

農民の運動が真に革命的なものとなり、アメリカの占領者を掃蕩する偉大な勢力となるためには、労働者階級が農民運動を指導し農民を自己の側にひきよせ、労農同盟をつくらなければならない。内灘の基地闘争では、北鉄の労働者、国鉄労働者たちが指導して農民との同盟をつくりあげ、その上に国民的基地闘争を発展

させている。新津を中心とする労農懇談会は、国鉄労働者の自覚と農民運動への参加が、従来の新潟の中農化した農民運動を質的に変化させる出発点となつている。関東の凍霜害に、埼玉労協が労農協議会を提唱して闘いはじめたことが吉田政府に脅威をあたえた。九州の水害は、九州の労働組合を結集させ、水害対策協議会の中心勢力となつて農民団体農民代表と結合しはじめ、全地域の復旧復興の国民闘争の中軸になろうとしている。総評大会は、米の問題で、労農協議会をもつて国民的闘争をはじめる決定をおこなつた。

これらはすべて農民の解放運動が、労働者階級の指導と労農同盟によつて、推進されはじめていることをしめしている。労働者階級の政治力、組織力、闘争力を、農民運動の発展に、あらゆる要求の闘争を支持し、共闘し、指導することによつて、もちこまなければならない。

党と労働組合の全国県地区、経営組織は、労働者階級に、具体的な農民の情勢と要求を宣伝しつつ、農民との共闘を、ふだんにつよめ、これを民族解放民主革命の同盟に強化し高める。

一、農民委員会

現在の任務は、農民を平和と土地と生活のため、売国的封建地主勢力を打倒する闘争に立ち上らせ、反吉田反再軍備統一政府のために動員し、これを通じて農民大衆を民族解放民主連合政府をつくる革命戦線にひきいれることである。このために現在の実状のもとでは、農村の地主勢力の一切の不正、掠奪支配、吉田政府と占領制度の掠奪と支配、かれらのもたらしている水害や災害に反対して、農民大衆が切実な要求をもつて結集し、その闘争によつて革命にむかつて前進させる戦術が必要である。農民委員会は、このような現在の農民闘争の組織と戦術上の要点である。例えば基地反対実行委員会や水害対策委員会も、農民委員会の具体的な実際の形態である。これらは全農民が闘いに参加してくる。また農民だけでなく、労働者や小商人、手工業者も、これに参加してくることは、むしろ日本の農村の特殊性を反映した特徴である。

多くの農村で闘われている村政民主化同盟も農民委員会の萌芽とみられるものが多い。従つて農民委員会は、労農同盟の、もつとも基礎的なものとなる。

農民委員会は、農村における革命が、これを軸として、自由に展開されてゆくものである。日農か農民委員会かという論じ方は正しくない。これは革命運動の立場から農民運動をみない組合主義経済主義の尾をひいている。正しい立場は農村で具体的問題によつて農民大衆を広汎に闘いに参加させ、これによつて、日農や、労組の組織を拡大し、革命の方向にむかつて発展させてゆく組織と戦術を考えることである。農民委員会の周囲に、闘いを通じて貧農を日農に組織し、農村労働者を労組や自労に組織し、中農や富農の組織をもつくつてゆく。また日農統一派や主体性派や全農をも農民委員会の周囲に結合し統一させてゆく。大衆的実力自衛の組織をも強め、発展させてゆく。このように農民委員会は、現在の力関係のもとで、具体的な要求の闘いに農民大衆を広く動員し、しかもその周囲に各種の大衆組織を発展させ、政治的意識を高揚させ、革命化してゆくものである。

この農民委員会によつて一切の農民層が不断にあらゆる方向にわたつて地主勢力、地方権力、暴力団、政府、アメリカ占領者とたたかうことであり、この中で貧農、農村プロが実権をにぎり、日農などの大衆組織に団結させ、これによつて中農、富農層をも農民委員会に参加させる。

また農民委員会は、日農、労組、青年団等の大衆組織とともに

大衆的実力自衛組織をもつものである。この戦術は、この農民委員会、日農、労組、自衛組織等を基礎として地主勢力や権力と闘い、対抗し、彼等の力を自治体、農業団体から駆逐し、又マヒさせる。農村で革命を発展させるために農村の敵と味方を明らかにし、何よりも売国的な封建的地主勢力と、これにむすびついている一切の勢力を粉砕打倒することが必要である。地主勢力は、自ら地主連盟をつくつて結集し、官僚、警察、支配的な反動政党、特に自由党社会的な反動グループ、支配的な金融的グループ、農業団体の支配的地位等と無数の支配の糸によつて占領制度と国家権力吉田政府、道府県、市町村自治体の政治的権力と結びつき、これらの支配力によつて封建的土地所有をしつかりと擁護し確保している。

この地主勢力のあらゆる面における支配力と衝突し、これと闘い、これを粉砕、打倒することなしには、土地のカクトクによる農民と農業の解放はできない。

土地カクトクと封建的土地所有制の粉砕の闘争なしに、地主勢力の粉砕打倒の闘争なしに、できると考えることは誤りである。即ち土地カクトクの闘争は、この土地をもつている地主の支配力、そのにぎつている権力、前にのべたいろいろの支配的勢力と闘い、これに打ちかつことが必要である。

地主の封建的土地所有制の粉砕が、簡単に、権力との政治的社会的支配力をとは、経済的支配力だけでなく、封建的な土地にからむこのようなもなつている。だから土地のカクトクは民の自由のカクトクを意味している。即ち農民の土地獲得は農民の自由の獲得と同一である。農民に真の自由をもたらさないような土地の獲得は、真の土地獲得ではなく、地主勢力の粉砕なしの「土地獲得」であり、このような土地をもつても、やがて地主の力、国家の権力によつて奪いかえされてしまう。われわれに必要なのは地主勢力と、これとむすびついた支配力の粉砕打倒による土地と自由の獲得である。このために、農民委員会を軸にして、地主勢力と権力に対して、彼らを弱め、われらを強化するすべての闘争―土地、山林、原野、採草地、水利などの解放要求の積極的な闘い、土地取上、強制的買上反対の闘い、基地、軍道、軍事的総合開発反対の闘いをはじめ、小作料、賦役、高利、高利の借米反対の闘い、牛や脱穀機精米機による収奪や賦仮反対、農協の支配、不正、供米、税金、寄附金公課についての不当「総合開発計画」や土地改良やタメ池、用水工事などでの不正横領と闘つて農民の利益を貫徹し、地主の利益をくつがえし、農民の力を強大にしてゆく運動をおしすすめなければならない。地主勢力の弱点は、彼らの売国的勢力となりアメリカ占領者に民族の独立と主権をうりわたし、農民の収奪に協力し、基地や軍事道路をうりわたし、反民族勢力となつたことである。このことは、農民が地主の土地と力を奪うために、絶対的に攻撃しなければならない戦術上の重要点である。このようにして系統的に低米価低賃金、高物価、重税、戦争政策によつて掠奪されるという民族的支配と掠奪、戦争政策と闘わなければならない。九州大水害のような災害にたいしても農民委員会は、全村民をあげて、吉田政府とアメ帝にむかつて闘わなければならぬ。売国的封建勢力との闘争も、米帝の民族的支配および吉田政府との闘争と結合することが、農民運動をますます革命的農民運動とする。また平和ヨーゴ運動は農民運動のあらゆる要求と結びついており、平和の思想の普及徹底と平和運動の意識的拡大が重要である。

平和と土地と生活のための闘争は、農民を広はんに売国封建地主勢力と米帝、吉田政府に対する闘争に発展させ、反吉田反再軍

備統一政府のための闘争を、土地改革、農業解放の闘争と一戦線に農民大衆をひろく動員、参加させることができる。われわれは、これを意識的に行わなければならない。

二、農民代表者会議と労農協議会

吉田政府の低米価政策と闘い、生産費をつぐなう一万円以上の米価を闘いとるため、軍事的供出と闘うため、安い肥料をカクトクするため、重税にたいして抵抗して減免を闘いとるため、水害や災害にたいして補償と災害復旧を闘いとるためには、農民委員会、日農を基礎とし、さらに広汎な農民代表者会議によつて農民の強力な統一行動を組織する必要がある。戦後まもなく税金と供出に対する郡または全県的な農民大衆の統一行動が、県庁や地方事務所、税務署に対してまきおこされた。現在、占領制度と吉田政府の掠奪と再軍備政策は、再び農民大衆の広汎な統一行動によつてのみ粉砕されうる権力との闘争を必要としており、そのための条件がつくられている。

農民代表者会議は、この立上りを促し、統一行動を拡大しなければならない。しかしこのような権力に対する農民の統一行動は労働者階級の支持と指導が必要であり、その援助によつてはじめて強力なものとなる。

東日本の凍霜害、西日本の大水害、内灘の基地闘争等ですでに労農協議会が萌芽として現われ、労働組合がその指導的役割を演じている。この労農協議会によつて農民大衆を広はんな地域および全国的に動員することは決定的に重要となつてきた。この国民各階層をさらに動員するとき民族解放民主統一戦線は強く発展させられる。

このような闘争の一つとして、植民地様相をおびてきている農村の失業、半失業状態とに農民大衆を直面させ、死活の闘争を、土地改革、開拓、土地改良、カンガイ工事の自主的計画を大衆的につくりあげて、各地で闘うことが重要となつてきた。これは労働組合と共同して、労農協議会を中心として国民大衆の参加のもとに自治体にもちこみ、大衆討議し、逆ストの方法をもつて闘う。これを全国、地方、府県、市町村的にも闘うべきである。九州の大水害は、これが緊急なものとなつていることを実証している。他の平和経済への転換の闘争と結合し米帝と吉田再軍備政府の産業ハカイをバクロし、農民大衆の体験によつてこの政府打倒の必要、国民政府への道を確信させる有力な戦術である。

三、大衆的自衛組織の強化

内ナダや妙義山の基地闘争が、すでにしめしているように、また九州大水害や、各農村の地主勢力とのはげしい闘争、アメリカ占領者との直接、間接の闘争および保安隊、警察隊でますます武装を強化している日本反動勢力地主勢力と、その政府に対する闘争、終局において、革命的解放をたたかいとらなければならない農民の闘争は、実力をもつて自衛し、大衆的な自衛組織をもたなければならない。反動勢力とむすびついた村八分やいろいろな封建的圧迫で、チッソクさせられる農村で、地主勢力にたいする闘いに貧農や農村プロを立上らせ、警察、暴力団、消防団、村の自治体権力を動員して闘争を弾圧してくる地主勢力に対抗し、よく闘争を継続発展させてゆくためには、労組、民主勢力等が農民を援助することが農民を反占領、反吉田の戦線にひきいれてゆく上に極めて重要であることが実証されている。農民のたち上りを自然成長にまかせないで、これを援助すること、強暴な地主勢力に対抗して闘える自衛的実力が必要である。この力の強まりは、日

常的経済的要求の確保のみでなく、民族解放民主統一戦線を農村で力強く発展させる。

四、民族解放民主統一戦線地域の建設

以上のような闘争と戦術によつて不均等ながら各地方各地域の条件に従つて、革命的農民運動の優秀な地域を全国的に多数に建設し、これを労農同盟を基礎として民族解放民主統一戦線地域に発展させなければならない。

そのために、これらの優勢な農民運動地域では、各町村で農民委員会と日農等、農民組合と労働組合を基礎として、共産党、労農党、社会党左派右派の下部組織との緊密な提携および改進党、分自党下部の憂国的分子と政治的共闘関係をつくるように努力する必要がある。

これらの各党派との下部の統一行動、統一戦線は、すでに北海道、関東、四国、北陸等各地ではじまつている。大衆的自衛組織をつよめ、これと連携するこれらの政治的階級統一戦線を、反吉田反再軍備統一政府のための闘争と真の国民的解放の闘争にきたえあげなければならない。

これらの地域では、町村自治体をこの統一戦線によつてカクトクし、これをアメリカ占領者と吉田政府に対する革命的反対派とし、抵抗自治体として、積極的に予算を政府に要求し自治体内の農民労働者、勤労者、業者の利益のこれらの地域は、このようにして農村の地主派、官僚、吉田自由党の勢力を徹底的に叩きふせ、民族民主勢力を強化し、しかも真の解放は、吉田政府の打倒を第一歩とする全国的勝利のカクトクによつてはじまることを、この地域の労農国民大衆に徹底的に理解させ説得しなければならない。

このような民族解放民主統一戦線地域の闘争が全国的に各階層の闘争を激励すること、敵の弱点区域で民族解放民主勢力を着々と強大化すること、敵の拠点や基地を包囲することは、革命発展にとつて極めて重要である。（以上）

第三節　日農各県連各支部の動き

第七回大会後の統一派新中央委員会が八月二六日開かれ、常任委員の決定、日農運営の具体的問題審議などを行つた。当日の議題はまず機関紙「農民新聞」の配布、紙代納入の問題に始まり、部落、村における日農支部組織の現状と再建問題等に及んだ。とくに組合費納入状態の悪化、本部財政の窮状がのべられ、その打解策が討議された。また米価問題、水害問題を中心に、全国的な労農代表者会議を開くことを決定した。

日農（統一派）の県連、支部の動きをつぎに見よう。（以下は主として「農民運動資料」第五九号及び「農民新聞」による）。

北海道連合会　六月一三日、日農北海道連合会第六回常任委員会が開かれた。主な議題と決定事項は次の通りである。

(一)　中国帰国者受入れ態勢の問題

日農本部より帰国船乗船代表として五十嵐日農北連副委員長が推薦されたので、農民同盟、開拓連と共同して、来船促進運動と帰国農民受入れ態勢強化について、強力な運動を展開することにし、五月末より対策懇談会をひらき準備をすすめた。また今回の代表中国派遣を一時的な運動に終らせぬため、アジア農民代表者会議を提唱し、広く全国農民に訴えてゆくこと。また現に入植している開拓民の実状を調査し、帰国農民受入れに関連して土地解放の闘争を進めることを決定した。

(二)　農業委員選挙対策

封建的な部落推薦制度を打破り、農業委員会を貧農の手ににぎる

ために、日農より候補者を立てて選挙運動を行うこと。また農業委員会が村当局、裁判所、支庁などをまきこんで、調停裁判で二町四反の土地の無償取上げ闘争に成功した東神楽の実例より教訓を学びとらねばならぬことが強調された。

(三)　十勝山麓演習場土地取上げ反対闘争

「旭川には第二総監部が設けられ、道北軍事支配の拠点となり、今また三富良野にまたがる十勝山麓約一万一〇〇〇町歩が、本道最大の総合演習場になろうとしている。しかもこの山麓は、富良野川の水源地であることからみて、もしこれが実現されるならば、ひとり現地農民二五〇戸の生活と営農が破かいされるにとどまらず、全地域がアメリカ基地化され、産業、教育、文化すべてが再軍備の犠牲になることは全国七〇〇カ所におよぶ軍事基地の経験が教えている。町村当局は話し合いの段階だから発表しないでほしいと、明るみに出されることを極度におそれている。わが日農は、いち早く現地に調査団を送り、それに基き、現地農民の要求を基礎に、地区労協を始め三富良野農民同盟、青年、婦人、学生団体に共同闘争を申入れ、共同闘争を組織する。出身地代議士に対しては、この不法な計画を国会においてベクロし、農民闘争の先頭に立つことを申入れる。」(前掲「農民運動資料」第五九号一三―一四頁)。

(四)　農民戦線の統一問題

岩見沢では五月下旬、元日農支部を中心に農民団体に連絡協議会が結成され、共社統一への動きが見られ、上川でも農民同盟と日農の間に統一行動の気運が生れて来た。六月二〇日には旭川労農懇話会の結成大会が開かれ、日農もこれに参加した。なお茨城県下における日農両派、農民総同盟、常東協議会の戦線統一の成功に学ばねばならぬ(前掲「資料」一五頁)。

右のほか、八月定期大会開催の件、冷霜害対策等につき協議決定した。

栃木県連合会　七月二六日第三回県連常任執行委員会が開かれ、次の諸事項について討議決定がなされた。

(一)　日農第七回大会への参加の件

(二)　中国帰国者入植の件　県連としては那須の青木開墾一〇〇〇町歩を開放し、県内の次三男と共に入植させる方針のもとに運動すること。

(三)　冷霜害対策の件　災害融資を獲得するほか、現在出ている病虫害に対しては、県当局に薬剤撒布を要求する。

(四)　食糧危機突破の件　県労と共同して八月二〇日を目標に県大会を開催する。

(五)　基地反対闘争の件　現在の段階では全県的な組織が必要であるから、県労と共同して組織の結成につとめること。

なお右のほか、西日本水害救援対策、ミチューリン農法の成果確認の件等を決定した。

災害融資に関しては、八月一日開催された県農協組合長会議に浜野書記長が出席し、次の申入れをなした。

1、麦を担保に借入れた農業手形の支払いのため、一律に出荷麦類の代金から差引くことは中止すること。生産者と協議して整理した残余は災害融資に切りかえること。

2、災害融資の対象は貧農に重点をおくこと。

3、融資のワクを、現在決定を見ている六五〇〇万円から二億円程度に増額すること。

4、県下農民の意思を結集するため八月下旬までに農民大会をひらくこと。

この申入れに対し、会議の空気はむしろ低調で、結局その処理を

信連、経済連、指導連の常任理事と組合長会役員に一任することに決定した。

このほか、日農県連は篠井村発電所建設反対、土地取上げ反対（芳賀郡）等の運動を行つた。

群馬県連合会　日農甘楽郡連合会は終戦後数年活発な農民運動を展開したのち壊滅状態におちいつていたが、七月三〇日富岡町で郡連再建準備会が開かれた。当日は組織問題のほか、妙義地区演習地反対闘争、鏑川用水ダム反対闘争その他の諸問題が討議された。当日決定された組織方針は大要次の通りである。「以上の闘争を遂行するためには、現在残存している独立の農民組合と共同闘争をくみ、これを統一戦線に集結するための中核体とならなければならない。更に進んでは地区労協を中心とするあらゆる労働組合とていけいし、強力な同盟に発展させるために努力する。このためには特に青年婦人の力を重視し、充分に発揮させるようにつとめなければならない。青年男女のいる農家では、連絡その他に進んで青年を出すようにすべきである。他にもう一つ注意すべきことは、政党支持自由の原則を正しく実践することである」（日農統一派本部「農民運動資料」第五九号三六―三七頁）。

このほか碓氷郡でも日農再建の動きがあり、滝川村では、小作契約期限を前にして地主の土地取上げに反対するため、小作人組合（一九人）が結成された。

日農東北地方協議会　日農（統一派）第四回東北地方協議会が一二月一日仙台市において開かれた。本部より折笠常任、佐藤事務局長が出席し、次のような決定を行つた。

(一)　東北地協を強化するため、鈴木清（秋田）が書記長に就任する。

(二)　日農青年部確立、労農学提携平和運動の推進。

(三)　労農同盟を積極的にすすめる。

(四)　飯米無担保の融資営農資金のかくとく闘争を貧農の立場から展開し、山林解放、土地改良等の運動もすすめる。

(五)　ヤロビ農法実践家の援助。

また東北地協の名で組合員は営農資金獲得闘争の先頭に立つよう呼びかけることを決定した。

第七章　全農連その他の農民団体の動向

第一節　全国農民連盟の活動

(一)　災害、凶作対策

五月四日の群馬県農民大会と六月の霜害対策全国農民大会に参加し、とくに養蚕農民の災害補償について大会決議の実現に努力し、福岡県連は流木問題について大分県日母木材組合を相手に闘争し成果をあげた。夜明ダム撤去問題についても独自の運動を展開した。一一月五日の関東甲信越農協青年部連絡協議会主催の全国農民大会には全面的に協力、また群馬農青連はじめ、各地の水害に対して救援運動を行つた。

(二)　農協対策

すべての凶作対策を農協と結びつけて実践する方向をとり、農協自購運動に呼応して災害克服農協貯金に協力した。

(三)　農地問題対策

旧地主の反動的策動、団体結成に対し北海道農民同盟は八月大会

で反対を声明、また妙義　浅間基地反対闘争に参加した。七月には中国帰還者集団入植促進農民団体協議会に全農連も参加し、一〇月には青森県荒川村に三〇家族の集団入植を実現した。

(四)　米麦其の他農産物価格対策　麦価決定農産物検査制度改正の運動に参加し、後者は検査料二〇円のうち一〇円引下げに成功した。農産物価格安定法についても全農連は積極的にその成立のため努力した。価格闘争では北海道と福岡、神奈川、愛媛の同盟がもつとも活発に活動した。九月の米価要求農民大会とその実行委員会の活動に参加した。

(五)　農業災害補償制度対策

第一五国会に上程された農業災害補償制度改正案に対し、その欠陥を指摘して反対、肥料関係二法案とともに審議未了とした。九月の中央委員会で農災制度対策が協議され、農災制度の国営化に関する請願運動を展開すべしとの議案を議決した。請願のための署名運動は北海道、岩手、茨城、福島、群馬、愛媛、兵庫等の各県で、四万余名の署名をとり衆院農林委員会に請願書を提出した。

(六)　農業団体再編成対策

官製農業団体再編成法案に反対し、民主的な農業団体法制定のために改進党、両派社会党に働きかけ、社会党より農民組合法案を提出せしめたが審議未了となつた。

(七)　税金対策

北海道農民同盟は寒冷地特別控除を中心に税闘争をやり、群馬、長野では固定資産税闘争が起された。中央における運動はほとんどなく、一般に税対策は不充分であつた。

(八)　労農提携

食糧対策国民連絡会議への参加、二重米価実現の運動は労農提携の大きな分野であつた。しかし一六月の日東硫曹のストでは労組と全購連が対立して法廷闘争にまで発展し、同時期の日産化学のストでは熊本鏡工場の労組と県下農民とは正面衝突した。しかも労組は商人機構をつかつて農協へ結集しつつある農民の分裂を策したことは、労組側の大きな誤りであつた」と全農連本部は批判した（全農連本部「一九五三年度活動報告書」一三頁）。労農提携の強力に展開された分野は、右の価格闘争のほか、土地とりあげ、軍事基地接収反対運動である。「十日はじめにもたれた、労農懇談会は総評を主として労組が農民団体の意見をきくという形でもたれたが、農民側から現在の労組のあり方について撤底的な批判が出された。これに対し労組側からは、観念的独善的行動が多くて農村の現実的な問題に対する学習が決定的に不足していること等が自己批判された。これも一歩前進であつた」（同報告書一三頁）。

以上のほか各種の農民運動が展開されたが、機関紙の定期発行ができず、また単独の講習会も開かれなかつたことが欠陥として指摘された。

第二節　全国開拓者連盟総会

四月八日神田教育会館において全開連通常総会が開催された。参集代議員一四二名、村山委員長は病気のため欠席したが、次の諸項目を協議、原案通り決定を見た。(一)運動経過報告。(二)暫定予算に関する件。(三)買上補償基準決定の件。(四)二八年度予算、二八年度運動方針の件。(五)二七年度決算の件。(六)選挙対策の件。(七)地方提出議案

なお常任委員は五月一〇日の中央委員会に一任となつた。

当日の総会で運動方針を示すスローガンが決定されたが次の通りである。

開拓地を寄産振興の基地とせよ

総合食糧増産対策を即時確立せよ
農地改革より農業改革へ
畑地灌漑事業を開拓地に優先実施せよ
開拓地を中心とする農業機械化を促進せよ
生産協同体としての開農協の再編成を図れ
新生活運動を展開して新農村の建設へ
営農促進運動を強化推進せよ
農民の犠牲による農地開拓地接収絶対反対
早期入植者の安定策を一挙に講ぜよ
高冷地開拓の根本対策を樹立せよ

五月一〇日、前月の総会で委任された役員改選を中心に協議するため第一回中央委が開催された。協議の結果、委員長　福田一（宮城）、常任委員　下地正臣（三重）、田島貞良（埼玉）、鶴園徳三（鹿児島）、監事　藤塚順治（新潟）、清水市太郎（愛媛）、松本勲（栃木）の諸氏が新たに選任された。重任者は副委員長　清水圭太郎、常任委員　回枝益二（開拓協会）、吉崎千秋（自興会）、山下勘次の諸氏と各ブロック協議会長である。（なお委員長に選任された福田氏は七月九日死亡したので、七月二〇日茨城の飯島久氏が就任した）。

本年度の定期総会において可決された全開連の運動方針にもとづく具体的な指針および実践方策は次の通りである。

（全関連の運動指針）

第一、基本方針について

一、日本の平和的再建の中心政策である食糧増産対策としての開拓政策の強化推進。

前内閣程度の食糧増産対策は、内閣の如何に拘らず予算化されるものと見られるが、連盟は之を不満足とすると共に増産対策の重点を総合食糧におき、且水田一辺倒から畑作振興に関心を喚起しようとする。

二、農地改革―農業改革―新農村建設、これら一連のものを達成する方途としての開拓国策の確立。

これが内容として特に

(1)　未墾地開放の徹底的推進―は農地法の忠実な励行を反動ケースの破砕によつて行い、法の定める所に従つて解放の実例を作り、適地解放を常識化せしめる。

(2)　農村二、三男対策の樹立と新規入植並に増反の恒常的確保―増産計画に折込み実現されるが、用地、施設、希望者と営農の成功指導について、当局者に熱情を喚起する要がある。

(3)　開拓事業に大幅且安定的な国の財政投資を意図する「開拓法」の制定―農地法その他、部分法が一応あるため、開拓事業を包括的に規定する開拓法の制定は極めて困難となつているが、連盟政策部門充実の当面の事業として本問題と取組まんとする。

第二、当面の活動方針

一、後進地区就中高冷地帯開拓地営農確立に関する根本対策の樹立。

二、開拓地営農促進運動の展開。

北海道、近東、中・四国ではまだ促進協議会の積極的な組織の動きが出遅れているが、開拓者側から自主的な運動として盛り上げ、全国的な組織運動として営農中心に検討し合い、その中から高冷地対策及び開拓地の充実発展方途を樹立実現しようとする。

本年度各県連に期待する最重点運動として着実に展開されたい。

三、二二年以前入植者の助成策の一挙実現。
　中期資金の未融資分を一括要求、実現をはかるほか、将来償還金の再融資を之等開拓者に振向ける方途の確立に重点をおいてく。
四、畜産政策の開拓者の重点指向。
　集団酪農基地の設定、牧野改良、畜産共同施設等々、畜産政策を開拓地に振向けさせることは開拓地の実績の発揮によつて容易となり、促進運動がこのためにも必要である。
五、畑地灌漑事業の促進。
　全額国庫負担の建設工事で畑灌を促進することは限度があり補助改良事業として一部を政策融資と抱合せで、この事業の促進を図る要があり、二九年度予算に関連して研究を要する。
六、農業機械化の促進。
　役畜すら不足の開拓事業であるが、開拓地の畑作経営こそ機械化の実験場であり、政府の助成融資による研究を積まんとするが、普及は将来の問題となろう。
七、生産協同体としての開農協の再編成。
　経営診断―営農計画の樹立―共同生産と販売、それら一連の営農促進運動により、組合の指導業務を中心に自主的に再編を図るほか、営農指導員制にこの線から検討を加える。
八、懸案問題の解決。
(1) 未建設住宅の一挙解消と既補助住宅の改築費の融資、二九年度予算で解決、特に改築融資の途を開く。
(2) 開墾費補助率の引上と増反者に対する補助復活。二九年度の予算問題で歩掛り、単価の改善については詳細な調査を要する。
(3) 建設工事及び附帯工事の促進
　計画的施工と早期竣工、就中新規入植者に対する建設工事入植施設等の総合的実施に重点をおいて折衝（明年度予算）する。
(4) 適正規模面積の確保
　原則として地方的に解決を図る。
(5) 土壌改良事業の促進
　制度の安定的確立と地方的偏差の是正に慎重検討を要し、促進機構の設置と共に地方費の負担確保に具体的検討を要する。
(6) 信用基金制度の確立
　償還実績を向上し金利引下を期する。
(7) 開拓者課税の減免
　増産基本法に挿入の予定であるが旧入植者の恩典は少い。
九、開拓地厚生施設の拡充。
(1) 電気導入の促進
　直接増産関係がないため予算難を予想されるが突破の要があり、二九年度の重点目標である。同時に電設組合の懸案問題を解決する。
(2) 分教場の設置促進
(3) 診療所の設置と保健婦の充実
(4) 飲料水施設の実現―特に二九年度で実現を図る。
第三、土地取上問題の解決
　連盟に土地対策委員会を設置、開拓議員連盟と連携して個々の問題の具体的解決を図る方針で進んでいる。
第四、其の他の実践課題
一、農村における新生活運動の展開。
　新農村の内容となる生活部面の改造について、用意を整えた

上運動を展開する。

二、選挙及び国会対策。
速急に議員連盟の再編を行い、国会活動を強化する。

三、一般農政活動への積極的参加。

第五、組織の整備強化

一、弘報活動の徹底特に「開拓農民新聞」の刷新強化とその組織的活用。

二、単協の強化特に開拓不適格者の処理対策の樹立。

三、会費の完納。

（全関連の活動実践方策）

方針

(1) 連盟活動の根拠は全国開拓者個々の成長に必要なる建設、営農施設資金等実態の基礎の上に立つため、正確な資料を必要とする。

(2) 次にその現実が如何なる理由に基くかの正確なる診断を要す。診断の為には各種専門技術の立場より検討を要す。

(3) 検討の結果、地帯別、組合別、実行計画の樹立を要す。

(4) 実行体の組織と指導班の編成を要す。

一、組織の明確把握

1　各府県単位に傘下組合数と組合員の正確なる実数把握（農協組織外のものと区分して）

2、組合毎開拓地の集積に基く、都道府県単位の面積把握（内訳、宅地、田畑用水道路、採草、薪炭防風林別）

3、未加入開拓者数とその理由

二、組織員の段階別区分（主として営農成績により区分する）

1、Aクラス

2、Bクラス

3、Cクラス

三、後進地区（平坦地、山間高冷地をとわず）の内容分析と振興対策の樹立

1、地理的条件、気象条件、農畜林関係、経営関係、技術関係等専門家の現地派遣により、詳細分析診断、現地の経験などを統合して対策を樹立する。

四、全般的に開拓営農の再検討と計画樹立の実践

1、長期計画（一〇年計画）

第一期　開墾地、圃場整理

第二期　土壌改良　イ、熟畑化、家畜輪作、緑肥。ロ、土壌検定…燐酸吸収計数、酸土矯正。

第三期　新営農様式確立

2、年次計画の確立

年間計画は毎年組合単位で会議の上、個人毎に徹底するよう。尚月別計画と労力分配まで定める。

3、発展の段階目標（三〇万円目標…五〇万円目標…一〇〇万円目標）と云うように段階を定める。

五、営農充実の推進機関の設置

三、四の営農促進のため必要なる措置は組合毎の営農促進協議会の組織と運営の宜敷きにあり更に郡、県と組織の編成強化が必要である。

六、指導班の編成　都道府県単位それぞれの専門家を網羅し指導班を編成し、営農推進の為に資する。

七、活動母体の単協の強化

技術の受入、経営の協同化、購買販売、建設資金の受入等個人では対象とならないから、営農の合の活動が必然的に発生する。成績も向上しない。ここに組

八、新営農様式の確立
二、新規入植の前進、農村二、三男引揚入植希望、土地調査などの実態調査

九月二四日東京神田教育会館において新農村建設第二期突破全国開拓者大会が開催された。参加者約一〇〇〇名、議長団に清水（群馬）、割石（北海道）、水上（愛知）の諸氏を選出、災害対策、土地接収対策等につき討議をすすめた。同大会の決議案およびスローガン次の通り。

（決議案件）

一、海外引揚開拓者の資産補償並に引揚後の処遇の国家的改善（兵庫県提案）
二、開拓者代表を国会に送れ（石川県）
三、開拓地の鳥獣害対策を図れ（福井県）

（開拓スローガン）

一、単協の組織強化と共販体制の確立を期せ。
一、国策の血と汗で拓いた開拓地接収絶対反対。
一、高冷地開拓営農を速に指導援助して基盤に乗せよ。
一、明るい電気で無燈火か開拓地を即時解消せよ。
一、三〇〇〇円住宅は国費で改築せよ。
一、建設工事、開拓道路の完成を急げ。
一、金持にも麦を食わせ輸入米を防げ。
一、国費による水利施設を確立強化せよ。
一、未墾地開放と干拓を促進し二、三男に土地を与えよ。
一、入植後の地区計画を再検討して営農の促進を図れ。
一、償還を励行し開拓金庫の設置を急げ。
一、災害に屈するな、国で恒久対策を。

なお大会は全開連に災害対策本部を設置する件を決議、ただちに冷害、風水害に関する要望書を作成、開拓議員連盟（参衆両院）と協力しつつ政府関係方面に陳情を行つた。

第三節　常東農民総協第九回大会

常東農民組織総協議会第九回大会は一二月一七日茨城県鉾田町において開催された。本部報告の後「内外の情報と農民運動の方針」について討議、つづいて甘藷価格闘争、営農資金闘争、土地闘争等当面の諸問題に関する討議を行い、役員改選ののち大会宣言を発して散会した。

当日の大会において決定された情勢評価の大要と、運動方針は次の通りである。

一、情勢について（要旨）

まず凶作、災害の結果、農家の窮乏が深まり、土地手放しから娘売りまでする農家が現われ、次三男問題、農村失業問題も深刻化していると農村の一般情勢をのべたのち、政府の凶作対策、農業政策の限界、矛盾を指摘し、つぎのようにのべている。

「…現在の状態は、凶作の結果の特別の事態というより内外独占資本の政策のために従前から進行していた情勢が、天候条件によつて一層明瞭になり、ひどくなつたものと云へる。……すなわち内外独占資本の政策は、労働者に対してと同じく農民からしぼりとり、さらにまた農村を戦前と同様のはげしい窮迫と遅れた自覚の状態においこむことにより、ふたたび再軍備の人的資源の供給地とすることを目的としている。……そのため農民にたいする低米価供出、重税、諸負担がきびしいのであり、災害復旧、土地改良、農産物価格補償等の当然支出すべき予算がけずりとられている。さらに内外独占資本は、農村にたいする専制的支配の強化

をはかつている。その専制的支配は町村役場、農協をより強く政府のもとに従属させて、その政治的経済的機関とし、また反動地主、役職ボスの反動勢力を養つてすすめられるものである。なお農産物価格の下落、割安も、そうした政策と国民一般の窮乏のうえにおこることがらであるる。問題はすべてそこから発している。そしてさらに、その基には日本を支配しているアメリカ独占資本自体の政策がある。」

このような情勢の下では、あらゆる階層の農民が、地主、富農までが不平不満をもつているとして、そのような不平不満を啓発して大衆の統一した要求に発展させ、要求実現のため大衆の組織的活動をすすめるのが農民運動の任務であると規定し、常東地域においては、「農民闘争はすべて常東総協の運動一本に統一されて、他の農民運動は全く存在していない。そして諸要求実現のための運動と全農民の統一が進行しつつある。」

二、運動方針について

(一)　当面の運動目標

いまの情勢のなかにおいて展開される農民運動の主な内容は、つぎのようなものになる。

(1)　土地解放運動（土地取上反対、小作料値上反対、山林解放）

(2)　価格運動（低米価供出反対、一般農産物価格の引上要求、また肥料等独占価格の引下要求）

(3)　重税反対運動（直接税、間接税および諸負担金、寄附強制反対）

(4)　生活、経営擁護運動（飯米、資金、肥料の要求、債務問題）

(5)　土地改良、災害補償に関する運動

(6)　救農工事、労働賃金生活保護についての運動

(7)　軍事基地反対運動

(8)　戦争反対、平和ようご運動

これらの諸運動においては、階層によつて、要求の度合、種別に差異があり、あるいは部分的対立の生ずる場合もでてくる。その場合、原則として基本的立場は貧しい農民におかれる。そうでなければ、農民の利益を根本的にまもることにならないからである。

しかし、そうであることは、全農民の団結することをさまたげるものではない。それは現在、内外独占資本による支配と収奪（それは政府を利用し、または直接にもおこなわれる）が、農民にたいするもつとも大きなしかも基本的な関係としてあらわれているからである。すなわち、その基本的関係にたいする闘争においては、他の問題で部分的に利害のちがいないし対立があつても、全農民が一致した立場にたつているのである。

(二)　運動と組織の形態

農民の諸要求を実現するための運動は、農民が下から大衆的に協議して、要求をまとめ、大衆の統一行動を直接の力としてすすめられなくてはならない。一部の幹部が請負つてすすめる運動や団体間で上からだけ決めた運動には力の限界があつて目的を達することが困難であるし、そこには農民自身の自覚と団結も生れてこない。

すでに第七回大会いらい、農民組合という一定の型にとらわれることなく、問題ごとに農民の自発的動きを発展させるに自然な形態を、自由にとつて運動をすすめる方針を決定している。それは農民運動の中心が対地主闘争から対独占資本闘争に移行しなければならない現実に対応したものであつた。

対地主闘争においては、諸要求の対象がすべて地主にまとまつており、しかも対立が日常的につづいているが、対独占資本闘争の場合は、その対象が政府、県、町村当局、資本家、農協と数多く

のものに別れており、またそれだけに一定の対立が日常的につづくというものにはならない。さらにこの闘争一般では全農民が参加するが、それぞれの問題では参加する農民の階層と規模がことなつている点などからして、従来の農民組合一本にまとめて運動をすすめる方式は適切ではなくなり、それをかえたのである。

諸要求にもとづいてそれぞれの運動をすすめる場合つねに全農民の統一の達成を基本目標としてもつことが必要である。その全農民の統一の基底は、もつとも貧しい農民の立場にあるわけだがそのまずしい農民、すなわち土地の少ない農民、二、三男等の山林解放闘争も、それらの農民だけの力をもつてしては至難な闘争であり、一般的には全農民の統一を実現したなかで、その同調と援助をうることによつて目的が達成されるものである。したがつて当然、組織形態も、諸要求をたたかうところにうまれた多くの組織の連合として、農民組織の協議会方式に変つたのである。

そうした運動と組織についての新しい方針は、甘藷価格闘争で大きく打出された。それによつて多くの農民が常東農民運動の目標と立場の転換を事実のなかで理解した。しかし、いまだその新方針が充分に実現されているとは云えない。運動が依然、従来の組合員だけのものとなつていて、全農民のなかに統一をおしひろげる活動が不充分であつたり、従来の農民組合を農民組織協議会へ発展させたのは少数の町村にかぎられているという状況にある。

この実践の立遅れは、運動のふるいやり方がこびりついていて運動をすすめる新しい立場、観点が大衆にも活動家にもよく理解されていないためである。運動のすべてが以前とは違つたものとなり、これまでの経験や観念にだけたよつていては前進できない時期にきているのである。

(三)　常東農民運動の全国的意義

農民が究極的に解放されるためには、当面の段階では、農民の団結が全国的に実現され、そしてその団結した農民が労働者階級と同盟し、さらに一般市民、平和産業部門の資本家とも結ぶことが必要とされる。それができて、そこに偉大な力をもつたとき、国民の共通要求である平和と独立と民主主義は達成され、農民の諸要求は全面的に実現される道がひらかれる。

一つ一つの具体的要求にもとづいておこされる運動は、その要求を実現することが直接の目的であるばかりでなく、その運動のなかで農民を圧迫し、しぼりとつている社会のしくみを理解して、たんにそのときの要求からだけ運動をおこすのではなく、農民が団結して運動することの必要性を自覚し、さらに全農民の団結、労働者との同盟、国民戦線の結成を目標として前進しなければならないのである。

しかしながら、全国の現実の事態は、組織的な農民の運動がほとんど存在しないため、一般的に云えば農民は孤立と分散の状態におかれている。

もつとも農業、農民団体の上からの共同運動として米価闘争がおこなわれ、また市町村、団体役員等の政府にたいする抵抗もおこなわれた。だが、それの闘争や抵抗はその底には大衆の動きがあり、その圧力によるものではあつても、上からだけの運動になつているので、ボス、富農の指導権のもとの大会だけの闘争、あるいは陳情運動であるにとどまつている。

また、部落や町村に大衆的闘争のかたちがでることもあるが、多くの場合、そこには正しい目標をもつた組織的活動がないために、それだけにおわつてしまつていることが多い。そこでは農民の団結の実現は期待出来ない。

下からの農民のなかでの組織的運動がすすめられないところには、全農民の統一は空論となるし、労働者と農民の提携、協力も、農民のがわに組織的団結という主体的条件がないのでは、現実の大衆的課題とはならない。そしてまた、労働者の直接援助があれば、それだけで沈滞している農民運動は発展するとの考え方も、現実の事態とはくいちがつたものである。

全国のそのような状態のなかにあつて、常東総協は第四回大会いらい転換してきた運動方針にたつて、その活動をすすめてきたが、二八年度の甘藷価格闘争によつて、価格運動という農民運動の主要分野を開拓した。それを契機として、いよいよ運動は決定的に本格的展開の段階に入つたのである。このゆるがせない事実は、日農統一派第六回大会において攻撃され、否定された常東農民運動の方針の正しさの証明である。それは一方における後退にくらべて一方の発展というかたちで大衆が明らかな結論をだしている。

だがなお一部に、常東の運動の事実に眼をおおい、あるいはそのもつ意義をことさら歪めようとする動きがある。しかし、それにしても、今日、常東の農民運動は全国の農民運動の突破口をなすものだと期待されているからである。そして全国の農民運動は、常東総協のもつ基本方針、その運動と組織の形態をとることなしに発展しえないし、必然的にその正しいコースに統一せざるをえない。そうしてこそ、全農民の統一、労農の提携、協力の発展がすすむのである。

その発展を推進するものは、当面、常東総協がその独自的な運動をさらに次々と現実にうち出し、全国にしめすことが基本となつている。

常東の農民運動はそのような立場にあり、そうした任務をもたされている。農民の利益をあらゆる面からまもるために、今後、とくに価格運動の一層の拡大、生活と経営をまもるための資金獲得運動など新しい分野にすすまなくてはならないが、そうしたことが、もたされた任務をはたすことなのである。

なお大会後の第一回執行委員会が一二月二三日開催され、山口委員長より「一般方針の理解の問題について」次の三点が明確にされつづいて常総同盟の方針について批判が行われ、また営農資金獲得運動に関して協議が行われた。「第一は、農民運動の基本は内外独占資本にたいする闘争であると規定したことである。そこから生れる運動の大筋は、もつとも貧しい農民を基底として、あらゆる農民の利益を守る立場からする全農民の運動である。（中略）

第二は労農同盟の問題である。労農同盟は本来政治的同盟である。『労働者の直接援助によつて農民闘争がおこる』という考え方は、農民運動の行き詰りの真因をそらし、また農民の革命性と独自の運動を否定するもので、誤つているのである。……第三に全国的任務である。すなわち反独占資本の闘争の新らしい分野を実践的に開拓することが、その主要な内容である。（後略）」

第八章　農民組織の国際的連携

農林インターと日農、全農林との書簡による連絡はすでに一九五二年六月以来つづけられてきたが、本年に入つてよりこの国際的連携は一そう緊密に、具体的なものになつた。すなわち、以下にかかげる数通の往復書簡によつてもわかる通り、農林インターは世界各国における農林業労働者、農民の大衆的組織について日本に情報をつ

送り、日本からは日農統一派総本部より、農林労働者と農民組織の現状を報じ、農民組織の国際的連携をはかつたのである。

また一〇月二四日から二七日までの三日間、ウイーンで開かれる世界農林労働者農民大会に出席する日本代表　久保田豊日農委員長、浜野清副委員長、大谷安福島県連代表の三氏の歓送会が日農本部で開かれ、全農、全農連、日農主体性派等農民団体代表が参集して三氏を激励した。代表は二一日夜羽田を発つてウィーンに向つた。

世界農林労働者農民大会は議員団の一人に久保田日本代表をえらび、他の二名も第一、第三委員会の委員となつた。

大会第一日は各国農業情勢、農業労働者や農民運動の報告にはじまり、第二日もひきつづき各代表より詳細な報告がなされた。最終日には久保田代表が日本の実情を報告し満場の拍手を浴びた。農林インター新執行局は中国、イタリア、フランス、ポーランド等一五カ国代表により構成されることに決定、またアジア農民会議開催の態勢を固めることが決議された。（第二編第五章「国際労働運動」の項を参照）

（農林インターと日農の往復書簡）

五月八日付日農からの手紙

親愛な友

四月二九日のお手紙大変ありがとう

パスポート、査証、財政手段についてのくわしい情報はすぐ後便で送ります。又そちらに正確な資料を提供する継続的な報告もやがてお受取りになるでしよう。われわれは総選挙において、久保田委員長が輝しい勝利をえたことをお伝えできることを嬉しく思います。

われわれは農林インター国際会議のためのカンパニアを通じて国内の二つの組織とあなた方との結合をつよめられるよう望んでいます。農林インター加盟組織の数多くの民主的諸組織をはばひろくふくんでいることを通知して下さい。あて先は

1、日本農民組合（数年前われの組織から分離したわれわれと同名の組織）東京都千代田区内幸町二の一六

2、全林野労働組合　東京都千代田区霞カ関　農林省内

です。〃早ければ早いほどよいという金言を実行して下さるようお願いします。又貴組織への加盟の手続をお教え下さい。

さようなら。

五月一七日付農林インターからの手紙

親愛な友

五月八日付のお手紙ありがとう。われわれの国際会議に、七名の代表を送つて参加するというあなた方の計画を、世界労連書記局へ知らせて、予想される渡航のこんなんについて手助けできるようにはからいました。

農林インターへの加盟の手続を知らせてほしいということでしたが、これはあなたの組織の大会或は大会のあとで承認するという条件をつけて執行機関の集会できめた旨をわれわれの書記局に手紙でご通知下さればいいのです。くわしいことは、同封した〃農林インターの内部規則〃及び農林インターの憲章制定会議（ワルソー、一九四九）の際のアッピールをごらん下さい。

二つの農林労働者組織のあてな名を知らせて頂いて大変ありがとうございました。あなた方の指示に従つて二組織がわれわれの会議に正式の代表とオヴザーバーを一人送るようお招きする手紙を出しましよう。その手紙のうつしをあとで送りますが、あなた方は会議にできるだけはば広い日本の方々が参加できるようにこれらの組織とれんけいをとつて下さい。

これらの組織には会議への参加のためのアッピール（「情報機関紙」一九五三・三月号）のうつしも送ります。

会議への参加のためのくわしい資料が必要なら、われわれの書記局にれんらくするよう二組織につたえて下さい。

以下農林インターに加盟している農林労働者の組織のリストをのせます。

アルバニア（アルバニア農林労働組合）、ドイツ（ドイツ民主共和国農林労働組合）、ブルガリア（ブルガリア農林労働組合）、中国（農林労働組合準備委員会）、朝鮮、フランス（フランス農林労働者連盟。海外諸国、諸領土を含む）、ハンガリア（ハンガリア全国勤労農民農場労働者同盟）、イタリア（全国農業労働者連合＝コンフェデルテルラ）、ポーランド（ポーランド農業労働組合）、ルーマニア（ルーマニア農業、畜産、林業、労働組合）、チェッコスロヴァキア（全国農林労働組合）、ソヴェト（トラクター、機械ステーション労働組合・国営農場労働組合・林業労働組合）オランダ本国（農業、畜産労働組合）、ニゲリア（ニゲリア・カメルーン・VACアフリカ労働組合連盟）、セイロン（セイロン農場労働組合・セイロン国有地要員同盟）、インドネシア（サルブプリ＝農場労働組合・サルブクシ＝林業労働組合）、ラテンアメリカ（ラテンアメリカ諸国の数多くの組織が農林インターに加盟している。すなわち、メキシコ、グワテマラ、コスタリカ、キューバ、ホンデュラス、パナマ、コロンビア、エクアドル、アルゼンチン）

お会いする日が一日も早くくるように

ごきげんよう

書記長　イリオ・ボッシ

五月二二日付農林インターからの便り

親愛なる兄弟たち

われわれから日本農民組合と全林野労働組合に送つた手紙のうつしを同封しました。これらの組織とのれんけいと会議への準備についてお知らせ下さるようお願いします。

ごきげんよう

書記長　イリオ・ボッシ

（日農第七四大会を祝う）

農林インター

親愛なる兄弟の皆さん

農林インタターに加盟する幾百万の農林労働者の名において日本農民組合年次大会に対し、あたたかい兄弟的なあいさつを送ります。

他の多くの国々と同じく日本に於ても、奴隷制と逆コースから祖国を解放するために農民が果す役割は全く重要です。しかし、封建勢力と帝国主義は、この農民の役割を、よくあつし、ひなんしています。

日本労働者階級によつて示された英雄的模範についで、ここ数カ月の間に日本農民の闘いは全世界に伝わり広がりつつあります。これらの闘いは封建制とアメリカ占領制度に正しくむけられた、土地のための闘い、アメリカ占領者の土地取上に反対する闘い、重税に反対する闘い、土地開墾とかんがいのための闘い、祖国の軍国化と再軍備に反対する闘いです。

従つて、これらの闘いは、進歩と生活改善、自由と平和をのぞむ、総ての民主的勢力の闘つている世界全体の闘いの中の、なくてはならぬ部分となつています。

しかしみなさんがめざしている要求は、全日本農民の統一なくしてはかちとられることはできません。

われわれ農林インターは、日本農民の前衛的組織であるみなさんの組織が、日本の他のすべての農民組織とわけへだてのない統一行動をかちとることができると信じています。そして生活改善、自由と平和という同じ綱領のための共通の闘いに、日本の全農民を立ち上らせることが出来ると固く信じています。

更に、この闘いは、農民が一人ぼっちではできません。農民はその要求をかちとるためには、勤労国民大衆のすべての階層そして先ず第一に工業労働者、農林労働者との同盟を必要とします。これは、日本を封建制による一〇〇年来の収奪と帝国主義の抑圧からてつてい的に、完全に解放するためのなくてはならぬ条件です。この道にそつてのみ農民は都市と農村の労働者階級と共に、貴国の歴史的進歩に於ける原動力となることが出来るのです。

親愛なる兄弟のみなさん

農林インターに加盟している全世界の農林労働者は、日本農民が、日本農民組合という前衛組織にみちびかれて、よりよい生活と労働の条件と民族独立、平和のために闘つていることに対し、友情と共通の利害を感じてきましたし、これからもそうでしよう。われわれの組織に加盟しているこれら幾百万の農場、林業労働者の名に於て、貴国と全世界の進歩のために、日本農民の権利と要求を守つて、みなさんの大会が大きな成功をおさめるよう願つてやみません。

友情をこめて

一九五三・七・二二　　書記長　イリオ・ボッシ

最後に国際農村青年会議についてのイタリア農村青年のアッピールを掲げる。

（国際農村青年会議のために全世界の青年諸君に訴える）

ラベナ地方のポー河デルタ地帯に生活し、それぞれことなつた政治的、宗教的意見をもつ私たち、農村青年―日雇農業労働者、自小作農民、小土地所有者、学生、労働者は、一様にひどい生活状態と非人間的搾取を強制され、青年勤労者としての人権すら無視され、スポーツや娯楽をたのしむ機会も奪い去られています。私達の住んでいる土地は、仕事と富と喜びを、私達に与えず、苦しみと悲惨な生活と失業との根源になつています。

祖先が耕して来た土地にしつかりと結びつけられている私達は農村で、もつと人間らしい生活を心からのぞんでいます。たべて行けるだけの最低の仕事と農業について学ぶ機会とが、充分に保証されることを心のそこからのぞんでいるのです。そうすれば私達の思うままに科学を開いて、機械によつて労働できるし、休息もとれるし、スポーツをたのしみ、文化教養を十分、摂取することができます。要するに、仕事をもち、幸福な未来が保証されるのです。

ブラジルやフランス、デンマークやインド、アルゼンチンやアフリカなど世界中のどの国の農村の青年も、私達と同じ問題に直面し同じようなことをねがつていることを、私達は新聞やラジオ等でよく知つています。そして彼らも、私達と同じように闘つています。団結すれば、私達は、もつと強大になることができる。

団結しよう、世界中の全青年と全農村青年と固く結びつこう。そうすれば、私達の心からのぞんでいる一層美しい生活をきずくことが出来るのだ。

だからこそ私達は、世界中の農村青年と青年団体、労働組合、青年科学者、文化人、技術者、教育家たちに、国際農村青年会議を準備することをよびかけます。この会議で、私達は、お互い同志が理解し合い、経験を交流し合い、いろいろな問題を討論し、

共通の要求を決定し、どうしたら新らしい生活をきずいて農村を近代化できるかの諸方策をはつきりさせることが出来るでしょう。

老いも若きも、すべての農村の人たちが、平和のために団結することによつてのみ、農村の青年の生活はすべての人にとつて最善のものになつてゆくことを私達は確信しています。だから、私達のこんどの会議は平和と友情のための大集会となるでしょう。

私達は統一行動によつてのみ、よりよき生活ができると確信しています。私達は、イタリアの全青年団体、政党、労組、イタリアの全青年男女諸君に私達を援助し、全世界の青年に私達の提案を拡げてくれることをお願いします。

全世界の農村青年諸君、国際会議で会いましょう。そこで私達は一堂に会し、固い連帯と友情の握手を交わしましょう。そして、私達の農村を平和な世界の労働と喜びと富の源泉にするための、決意をもう一度たしかめあいましょう。

一九五三・一二・六

セント・アルベルト・ラベナ地方

農村青年会議

第九章　農民団体の現状

日本農民組合（日農統一派）

本部事務所　東京都千代田区大手町一の五

機関紙　「農民新聞」「農民運動資料」

役員

委員長　久保田　豊（静岡）

副委員長　浜野　清（栃木）

〃　田上　開治（兵庫）

書記長　佐藤佐藤治（新潟）

会計　福島　義一（静岡）

会計監査　喜多　幸章（北海道）

〃　城戸　亀雄（福岡）

顧問　小原　嘉（長野）

〃　菊池　重作（茨城）

〃　大沢　久明（青森）

常任委員　五十嵐久弥（北海道）、折笠藤雄（福島）、池田峰雄（茨城）、斎藤初太郎（東京）、牛窪宗吉（埼玉）、河合悦三（山梨）、羽毛田正直（長野）、藤田常次（新潟）、広田勇夫（三重）、平蔦信行（滋賀）、奥田茂雄（京都）、都留忠久（大分）

中央委員　（北海道）川口重一、（青森）柴田久次郎、（岩手）八重樫民也、（宮城）片桐広志、（秋田）三浦雷太郎、佐藤儀右衛門、（山形）金子直兄、一名欠、（福島）服部実、（茨城）藤間啓次郎、武田劭、石上長寿、一名欠、（栃木）金子義広、野口菊太、滝沢幸永、柳正一、小松原翠、（群馬）安藤栄女、堤源寿、（埼玉）岡田仲太郎、岡正吉、（千葉）鈴木豊、柳下与四郎、関根徳太郎、（東京）桜田常久、（神奈川）今村重雄、小宮幸造、一名欠、（山梨）篠原貞夫、吉原相馬、渡辺武夫、（長野）青木恵一郎、小須田命茂、原伊市、塚本多喜、（石川）梅田兵一、（岐阜）後藤一郎、（静岡）井出義晴、太田伊三郎、加茂房司、（愛知）米津源市、天野末治、石原辰蔵、（三重）足立梅市、（福井）渡辺穆、一名欠、（京都）二名欠、（大阪）井上弥一郎、大橋良雄、永野由一、（兵

庫）引田昇、古森茂、大和虎之助、（島根）古藤正福、蔭山義夫、（鳥取）河毛市治、安田勝栄、（岡山）豊田秀男、次田米次、（広島）岡迫正司、（山口）岡崎清、（福岡）柴村一重、堀田惣市、（佐賀）伊東光次、（大分）玉麻吉丸、（鹿児島）廻実、（宮崎）継松繁男

日本農民組合（日農主体性派）
本部事務所　東京都港区芝西久保桜川町七（電芝三〇二・五三一九）
機関紙　「総本部報」（のちに「農民」と改題）
役員
委員長　八百板正
副委員長　足鹿覚
〃　上林与一郎
書記長　大森真一郎
財務委員長　小川豊明
統制委員長　斉木重一
執行委員　佐々木更三、池田恒雄、栗田俊夫、板橋英雄、山本幸一、原茂、稲村順三、矢後嘉蔵、増田真一、田中織之進、芳賀貢、江田三郎、内田定蔵、成田知巳、三橋八次郎、阿部五郎、秋山要、井手以誠、赤路友蔵、伊藤実、亀田得次
統制委員　淡谷悠蔵
〃　栗林三郎
〃　溝上正男
〃　村井一夫
財務委員　井谷正吉
〃　武藤運十郎
会計監査　岩渕謙次郎
〃　大林千太郎
顧問　黒田寿男
〃　野溝勝
法律顧問　猪俣浩三、古屋貞雄、杉沢博吉、山田長司、栗原積、和田博雄、山内二郎、増山直太郎、清沢俊英、岡田宗司、牧之内武人

全国農民組合（全農）
本部事務所　東京都港区芝琴平町虎の門会館
機関紙　「農民組合新聞」
役員
会長　平野力三（山梨）
副会長　佐竹晴記（高知）
〃　永井健（京都）
書記長　稲富稜人（福岡）
会計　中世古清継（静岡）
顧問　杉山元治郎（大阪）
〃　天田勝正（埼玉）
中央執行委員　田中健吉（秋田）、奥山栄悦（山形）、細田綱吉（茨城）、沼田政治（茨城）、松永義雄（埼玉）、小林進（新潟）、金田範俊（千葉）、吉川兼光（千葉）、松沢一（山梨）、平喜一（岐阜）、水野実郎（愛知）、渡辺利雄（三重）、山中武雄（和歌山）、亀田得治（大阪）、石原信二（大阪）、溝渕松太郎（香川）、宮村又八（熊本）、今里勝雄（長野）、藤宮彦（鹿児島）、本堂恒松（長野）、井上良二（大阪）、加藤鎮造（岐阜）、荻原糺（兵庫）

全国農民連盟（全農連）
本部事務所　東京都千代田区大手町一の五
機関紙　「盟友」

役員
中央委員長　小林　慧文
副委員長　石川清一（北海道）
〃　柴本嘉明（長野）
〃　防野久雄（和歌山）
中央常任委員　高橋雄之助（北海道）、富塚敏信（千葉）、金子与重郎（群馬）、佐伯宗義（富山）、長谷部貞義（兵庫）、薬師寺章男（愛媛）、宮富角次郎（福岡）、千石虎二（全指連）、平尾卯二郎（全指連）、中村吉次郎（本部）

全日本開拓者連盟（全開連）
本部事務所　東京都千代田区大手町一の五電話（丸の内）二九四六
機関紙　「開拓農民新聞」
役員
委員長　飯島　久
副委員長　清水圭太郎
常任委員　下地　正臣
〃　田島　貞良
〃　押切　武志
事務局長　原　七郎
監事　藤塚　順治
〃　清水市太郎
常任委員（非常勤）松本勲、国枝益二、吉崎千秋、益満四郎、井上徹雄、凌時正、近藤安雄、水口上金、山下勘治、岩崎康徳、武居直
書記長　稲富稜人（全農）
顧問　平野　力三
〃　杉山元治郎
会計　吉田　賢一
会計監査　中世古清継
〃　岡部　周治
〃　三浦　久雄
事務局長　東　隆
総務部長　今里　勝雄
組織部長　日野　吉夫
農政部長　永井　健
調査部長　吉川　兼光
情宣部長　金野　定吉
教育文化部長　沼田政次
常任中央委員　佐竹晴記、細田綱吉、井上良二、水野実郎、藤鎮造、田原原次、栗田久男、湯江浅次郎、中村高一、三宅正一、門司亮、石井繁丸、富吉栄二、川俣清音、若林忠一、大石大、山崎豊定、小平忠、中沢茂一、吉田正、柴本嘉明

農民組合総同盟
本部事務所　東京都港区芝琴平町虎の門会館
役員

第四編　その他の社会運動

第一章　平和運動

国際平和賞　一九五三年年頭、一九五二―三年度国際平和賞審査委員会は、一九の表彰を提案した。そのうちの金メダル賞には、平和擁護日本委員会ならびに日本文化人会議が推薦した日本の画家、赤松俊子、丸木位里両氏の筆になる「原爆の図」がふくまれている。

〔名誉平和賞〕

ブルガリアの詩人であり国民的英雄であるヴァフッアロフに。彼はナチに抗する闘いの中でたおれた。

〔国際平和賞〕

一、フランスの詩人、ポール・エリュアール。彼の作品と平和のための活動。

一、アメリカの科学者W・E・B・デュボア。平和活動のために。

一、ドイツのフィルム技師、マルチン・ヘルベルヒ・クルト及び、ジャンネ・ステン。〝The Condemnedvill age〟のために。

一、アイスランドの小説家H・ラックスネス。平和のための文学活動によつて。

一、メキシコの版画家、レオボール・メンデス。

一、インドの小説家、M・R・アナンド。

これら六つの平和賞の各々の額は二五〇万フラン。

〔金メダル〕

一、フランスの漫画家、J・エフィル。

一、チェコスロバキヤの詩人、レ・ナズヴァール〃平和の歌〃

一、イギリスの小説家、J・アルドリイヂ。小説〃外交家〃

一、ブラジルの音楽家、C・サントロ。交響曲〃愛と平和の歌〃

一、アルジェンチンの作家、S・M・オリーヴァー

一、日本の画家、赤松俊子、丸木位里。〃原爆の図〃

一、フランスの彫刻家、G・サレンデラ。

一、イランの小説家、B・アラーヴィ。書物〃ナメハ〃

一、ルーマニアの彫刻家、ソーヴァシイ、木彫〃朝鮮の人々〃

一、ヴェネゼラの詩人、C・A・レオン。

一、コロンビアの法学博士、L・C・ペレズ。

一、フィンランドの彫刻家、V・アルトネン。

五大国への進言　前年一二月、ウィーンで開催された諸国民平和大会（本年鑑二六集六三〇ページ）は、五大国にたいして、つぎのような進言をおこなうことを決定した。

国際紛争を解決する手段としての実力行使をやめなければならないことは日ましに切実な要求となつてきています。平和条約を結ぶため五大国が話し合うよう要求したアピールに世界六億の男女が完全な責任感をもつてすでに署名しました。

いろんな多くの傾向の世論の代表たちも武力政策をやめ、交渉の政策をとることに賛成しました。一九五二年一二月一二日ウィーンで開かれた諸国民平和大会は人類の意志をあらわし、アメリカ、ソ同盟、中華人民共和国、イギリス、フランス政府にたいしこの交渉をはじめるようおごそかに要請します。平和の維持はこの交渉いかんにかかつています。

五大国協定、平和条約の締結は国際間の緊張にとどめをさし、世界を最大の不幸から救うでせう。諸国民はこれを要求します。

そして、同大会はヴイルト（ドイツ元首相）、キュリー（フランス）、ネンニ（イタリア）、エンディコット（カナダ）、フェルトン（イギリス）、羽仁五郎（日本）、キチリュー（インド）、茅盾（中国）、ニッチ（イタリア）、ら一九人の「五大国への進言」実行委員を任命した。この実行委員会は、周恩来の朝鮮休戦会談に関する声明が発表された翌日、三月二九日に、五大国政府へあててつぎのような手紙をおくつた。（引用したのはアメリカ政府へあてた手紙の写しである。）

諸国民平和大会の諸決議を実行する任務を与えられた私たちは、三月一六日、一七日ウイーンに会合し大会で票決された五大国に交渉を開始し平和条約を締結することを希望する進言を五大国政府へ送ることを決定しました。私たちはあなたに諸国民平和大会の進言を提出しますが、なおソ同盟、中華人民共和国、イギリス、およびフランスへも同じ進言を送つております。

この進言は平和を求める人類の意志を表現したもので、恫喝と武力に訴えることをやめ、あらゆる紛争を話し合いによつて解決し平和条約を結ぶことを五大国によびかけております。諸国民平和大会以後におこつた諸事件は平和的解決を求めることを以前にもまして緊急のものとしております。

私たちは貴国政府の回答を頂き、貴国政府が私たちの進言を歓迎され、これに応じた行動をとる意向をもつておられるかどうかを知りたいと思います。

この「進言」にこたえ、ソ同盟、中国両政府は、平和条約をめざす五大国会議に参加する用意のあることを回答した。

以下はソヴェト政府の四月二七日附回答全文である。

尊敬するみなさん。ソヴェト政府はさる三月二七日付の貴電をうけとりました。この電報は世界諸国民平和大会委員会の委任をうけた各氏からおくられたもので、世界諸国民平和大会のアピールがのべてあり、アピールにはソ同盟、アメリカ、中華人民共和国、イギリスおよびフランス五カ国の平和と友好を強化する自国の政策にもとづき世界諸国民平和大会のアピールおよびその提案に同意します。

ソヴェト政府は関係諸国間の話し合いで平和的に解決されえないような紛争問題ないし未解決問題はないと信じております。それゆえ、ソヴェト政府は世界平和と国際安全を強化するという、けだかい目的を達成するため常に他の諸国の政府と協力する用意があります。

総評「朝鮮戦争即時解決のために世界各国の労働組合に訴える」

二月一〇日、総評評議員会は「朝鮮戦争即時解決のために世界各国の労働組合に訴える」と題し、つぎのような声明を発表した。この声明は、日本の労働者階級が全国民とともに、世界の労働者階級を

中心とする平和勢力と団結して、アメリカの「まきかえし政策」とたたかうという積極的な態度を表明したものであつた。

一、朝鮮動乱はすでに二年八カ月を経過した。その惨禍と恐怖とは全世界にまで第三次大戦の危機を波及させている。しかして五一年六月マリク・ソ連代表の停戦提案に始まつた交渉はついに決裂し、かえつて事態を悪化させ、全世界の平和国民の期待を裏切つたものである。

二、われわれは、再軍備による日本の戦争介入の危機、再軍備による国民生活水準の低下に反対して闘つてきた。極東戦乱を拡大する危胞に対して同情と連帯とを感じてきた。また朝鮮の同険と闘うために、日本の全平和国民とともに朝鮮戦乱の平和的解決を希つてきたところである。

三、しかるにアイゼンハワー米大統領は突如として「台湾の中立解除」を発表し、いわゆる「まきかえし政策」を強行しはじめた。このことはアジアの戦乱を拡大させ「アジアの戦闘はアジア人をしてたたかわせる」最初の危険な計画の具体化である。また、それはアジア全地域の労働者、農民の死の恐怖であるばかりか、西欧諸国の軍拡による労働者生活水準の低下とつながつている危険である。

四、それゆえに、われわれは全日本国民の平和勢力とともに「アジアの不戦」、「朝鮮戦乱の即時停止」を要求して、世界平和のすみやかな獲得のために一切の内外反動政策とたたかう決意を有する。

五、総評第三回評議員会は、全日本の平和国民を代表して、全世界の労働組合が一致団結して「力によるまきかえし外交」に反対し「朝鮮戦乱の即時停止」を要求する全国民的平和運動をまきおこされんことを全世界の労働組合にたいしここに要請する。

周恩来声明にこたえて　三月二八日、朝鮮休戦会談に関する周恩来の声明が発表され、ゆきづまつていた休戦会談に解決の曙光をあたえたが、平和擁護日本委員会もつぎのような声明をおこなつた。（周恩来声明を支持し即時停戦を要求しよう）

昨年一二月ウィーンにおける世界諸国民平和大会は、全世界の平和を愛する人々の名において「国家間のどんな対立も、交渉によつて解決できぬものはない」という確信を宣言し「朝鮮における一切の戦闘行為を直ちに停止することを要求」しました。

今回の中華人民共和国周恩来首相の声明はこの大会に示された世界諸国民の平和への要求に完全にこたえるものであり、戦争のきようういにおびえていた世界の人々に明るい平和の曙光を与えました。

われわれは公正と互譲の精神に貫ぬかれたこの声明を心から支持するとともに、朝鮮戦争が傷病捕虜交換から休戦会談の再開へ、そして即時停戦に到達することを期待するものであります。停戦の実現こそは、前戦基地として生活を破壊されつつある日本国民を救うばかりか、アジアから戦争の危険をとりのぞき世界平和への第一歩となるでありましよう。

われわれはみなさんが周声明を支持され、職場で居住で学校で家庭で、そして一人から二人へ、二人から四人へと停戦の要求をひろめ、全国が停戦をのぞむ声で埋まるよう運動されることを願望してやみません。

とくに総選挙のいま、みなさんが即時停戦に努力する平和的政府をつくるため、党派にこだわらずすべての平和愛好者を国会に送られることをのぞみます。これこそが周声明にこたえる道であり、世界の平和愛好者にこたえる道でもあると考えるからであ

ります。

平和を愛するみなさん。一日も早く停戦を実現して、祖国日本に平和と独立、自由と繁栄をもたらそうではありませんか。

五月の世界平和評議会執行局会議　五月五日と六日の両日、ストックホルムにおいて世界平和評議会執行局会議が開催され、会議終了後、つぎのようなコミュニケが発表された。それは、六月にブダペストで世界平和評議会総会を開催するとの決定を明らかにしている。

執行局は「五大国への進言」が全世界ですでに広汎な反響をよんでいることをよろこぶとともに、さらにすべての国の民衆がこの進言を支持するよう訴える。話し合いによる解決が武力による解決にうちかたねばならぬことをあらためて確認し、平和運動が幾年もにわたつて唱道してきたこの単純な真理と、支持してきた合理的な方法が実を結びはじめつつある。

今やいつそうの努力を必要とする新しい情勢が生れている。最近の諸事件の結果、話し合いの思想は幾百万幾千万の新しい支持者を獲得した。これらの諸事件は諸国民が自分たちの行動によつて国際緊張をやわらげる力をもつていることを示している。国際緊張の緩和は諸国民の共同の福祉に役だち繁栄の源となるであろう。

朝鮮で会談は再開された。諸国民はこの会談が近き将来に実をむすんで休戦が締結され、多大の苦難を生み出し、かつ全世界に拡大する危険をもつていた紛争が解決されることをのぞんでいる。

また平和を維持するためには、ドイツ問題を平和的に解決するために四大国会議が開かれることも必要である。

直接、間接国際緊張の緩和に抵抗している勢力が存在するが、平和を愛する男女の良識と警戒心はこれらの勢力を敗北させることができる。平和を愛する諸国民は話し合いを遅らせ、失敗させようとする一切の行為と陰謀に反対するであろう。彼らはその政府に対し、会談が開かれ成功をおさめるよう要求するであろう。

会談を促進する新しい方法をもとめ、最近の諸事件の発展の影響で話し合いの必要と可能性をさとりはじめているすべての人々を平和をまもる行動に参加させるために、執行局は一九五三年六月一五日ブダペストで世界平和評議会総会を開催することに決定した。

総会は最近の国際情勢の発展を考慮し、話し合いによつて到達した決定の勝利を確保する必要についてとくべつの注意をはらうであろう。総会の活動は国際緊張を和らげるに役立ち、諸国民の安全の確保と独立の尊重の事業を促進するであろう。

世界平和評議会ブダペスト会議　六月一五日から二〇日にかけて、ハンガリアの首都ブダペストの建築木工労働者組合会館で、世界平和評議会総会が「話し合いと国際間の緊張の緩和、世界平和評議会の任務と組織」を議題として開催された。この会議には、同評議会会員以外に、これまで世界平和評議会と直接交渉はもたなかつたが各国で平和運動をおこなつているさまざまな組織・団体の指導者や代表者が多数出席した。それは、前年の諸国民平和大会よりいつそう広汎な層や傾向の人々であつた。日本からは、大山郁夫、山本熊一らが出席した。

総会は、つぎの宣言、アピール、勧告を採択した。

（話し合いのための全世界的カンパの開始にかんする宣言）

さいきん数カ月のできごとは、あらゆる国際的な意見のくいちがいを、平和に調整できるという確信を諸国民にあたえました。

諸国民は不撓不屈の根づよいたたかいによつて平和の勝利に成

功できると深く自覚しております。

六月一五日から二〇日にかけてブダペストで総会をおこなつた世界平和評議会は諸国民にむかつて国際的な紛争問題を平和に解決するための話し合いをはじめさせるために、努力を倍加するようよびかけます。どの国民も自分の生活様式を自由にえらぶ権利をもち、また他の国民が自由にえらんだ生活様式を尊重しなければなりません。

このようにして、ぜひとも必要な相異なる制度の平和な共存ができ、諸国民間の結びつきはすべての国民にとつて有利なものとなつていきます。

この共存は、あらゆる衝突と紛争が話し合いによつて解決されなければならないことを前提としております。

平和の確立に先だつ朝鮮の休戦は、すでにできた協定にもとづいてただちに調印されなければなりません。これをさらにすこしでもひきのばすならば、犠牲、破壊、くるしみをさらに招くことになります。諸国民の独立にたいしておこなわれている他のあらゆる戦争と侵略行動もまた、まつたく同じように停止されなければなりません。どんな民族解放運動であつても、これにたいし武器をつかうならばそれは国際関係を緊張させるもととなり、戦争の火どころをつくる危険をもつています。

ドイツ人民は、自分の隣国の安全を尊重し、軍国主義と復讐主義を復活させずに再統一の権利と民族的主権のための権利をもつています。

日本は、すべての関係国からみとめられ、アジアと太平洋の諸国人民の安全を保障する講和条約にもとづいて、自分の民族的主権を完全にえなければなりません。

諸国民の安全と平和の維持は国民たちが自分の主権を尊重させ、自分の生活のいとなみにたいする外国の干渉に反対し、軍事基地および外国の軍隊によるあらゆる占領に反対してたたかうならば、保障されるのであります。

しだいに安全を確立することによつて軍備の拡張をとめ、話し合いの手をかりて軍備の縮小にとりかかり、いままで破壊と死のために使われてきた資源をみんながもつとたかい生活程度をきずくためにむけることができます。

すべての国のあいだに、なんの差別待遇もない平等・互恵の原則にもとづく経済的文化的関係が打ちたてられなければなりません。話し合いは事件の成行きをかえます。国際連合は自分の規約の精神に忠実であるなら、この話し合いをおしすすめることができます。国際連合は、加盟を申しこんでいるすべての国家をいれなければなりません。中国は他の国家と同じように、自分がえらんだ政府の代表を国際連合にもたなければなりません。

これらすべてのことにもとづいて、世界平和評議会は、ひろい国際的な話し合いのカンパをくりひろげることをきめます。このカンパの過程で、諸国民は諸国家間のあらゆる紛争問題の平和な解決にたいする自分の要求を、種々さまざまな組織形態であらわすでありましょう。ただ諸国民だけがたえずたたかうことによつて話し合いと同意と平和をかちとることができるのであります。

（世界平和評議会アピール）

大きな希望が生れました。現在すべての人が話し合いをまとめることができると考えています。殺りくはおわらせることができます。冷い戦争はやめさせることができます。

今日われわれは各国民がその国の政府に対して話し合い、一致を見いだせと要求するよう厳粛によびかけます。

われわれはみんな、どこの国の政府の提唱によるものであつて

も平和的な方法で紛争を解決しようというあらゆる行動を支持しなければなりません。われわれは話し合いをさまたげ、あるいはおくらせようとするものの行動をおさえなければなりません。

平和はわれわれの目の前にあります。それをかちとるのはわれわれの努力次第です。

（広汎な文化交流のための勧告）

すべての国の人民は、地理的思想的国境をこえて国際的交流を取りもどしたいという希望を新たにしております。そこですべての人がその仕事の成果、その技術の進歩、科学、技術、芸術の達成した成果を広く知らせることができるようできるだけ広汎な文化の交流をめざす運動が必要になります。

文化の全面的、効果的発達にかくことができないこのような交流は、誤解と不信をのぞくのに役立ち、外国の業績に直接、通饒することにより国際間の緊張をやわらげることになりましょう。このような交流を妨げている障害をのぞき書物、映画、演劇、芸術作品を外国へ知らせるために、世論は政府に圧力をかけねばなりません。

私たちは、すべての文化団体、研究機関、大学、図書館、学者文人芸術家、技術者の協会専門家グループ、婦人、青年、学生の団体などが、相互関係にもとづき、また外国の文化を相互に尊重して訪問、集会、出版物、展示物の交換を一地域の国家間においても、組織することをおすすめします。私たちはどこから発したものであっても、平和と友好の精神の成功に役立つあらゆる提唱を歓迎します。米大陸文化会議、世界青年学生祭や各種の国際的学術会議、代表交換の提案などは、われわれを鼓舞する範例であります。今日の情勢は人間的関係をゆたかにするこのような事業に限りない希望の窓を開いております。諸国民間の交流が政府間の話し合いを促進しますように。

なお、ブダペスト会議の最終日にイタリア平和評議会書記長セレーニは、話し合いのためのカンパニアの形式および方法の問題を審議した小委員会の仕事を総括的に報告した。

その要旨はつぎのとおりである。

われわれは平和のための思想と行動とを独占するつもりは毛頭ない。話し合いのための大カンパニアの基礎をなす思想そのものがわれわれとまだ疎遠な人、ある場合にはわれわれの運動を敵視している人とすら共通のものなのである。

われわれの新らしいカンパニアを成功させる第一の条件は今まで平和のために行動する道を見出せないでいた人々を、その人の独自の欲求にもとづいて共同の行動に動員することである。

各国平和運動は平和に賛成するあらゆる思潮、あらゆる組織が、それぞれ独自の方法や形式で、意志表示を行い、行動するようにあらゆる努力をつくすであろう。相異なる疎遠な諸勢力も話し合いのための大きな共同行動に結集するためには、それぞれの労働組合、宗教団体、協同組合などそれぞれ独立の行動から、地区的、地方的、全国的に諸団体の間で行われる協定にいたるまであらゆる方法が用いられねばならない。

しかし平和委員会のイニシアチブがなければ、いかなる行動も成功しない。われわれの運動の姿をかくし、独自の行動の意義を小さくするなどは問題にならない。このカンパニアの過程で、各国において幾千の平和委員会が生れて平和のための統一と行動の恒久的中心となるであろう。平和をめざす色々な運動の協同のさまたげとなっている障害は、あらゆる傾向の人々を共同行動に獲得し、かくして不信と偏見をとりのぞく、無数の平和委員会の活動なしには、これをのりこえることはできない。世界平和評議会、

全国的・地域的平和委員会のかかる統一の機能は世界評議員や世界平和運動に属する各国代表だけでなく、他の平和の運動を代表する人達によつても強調されたのである。

このカンパニアは政界、宗教界、労働組合の意志表示や、全国的・地方的・地区的団体の中で行われる討議に止まつてはならない。一人一人の人々に個人的に近づき、平和のための具体的行動にひきいれる「毛細管活動」を忘れてはならぬ、ということが全員一致で認められた。大きく、経験にとむ国の平和運動の代表は（ストックホルム・アピールやベルリン・アピールのような）署名運動が毛細管活動のもつとも有効な方法であると提案したが、他の代表は、別のやり方が一層よくある国の状況に適すると考えていた。「毛細管」という本質をそなえてさえおれば、どんな方法でもよいのである。

われわれが今までやつてきたカンパニアは平和のための一つの行動であつた。それは世界の世論に影響を与え、最近の国際情勢の展開をもたらす一つの力となつた。しかしながら、あのころは何よりもまず幾千万の人々に平和的な解決ができるという確信を与えることが問題であつた。その必要は今も過小評価できないが、以前のカンパニアの成功、世論の展開、その結果である国際情勢の新展開は、われわれに新らしい任務を与えた。

昨日までは、まず第一に幾億の大衆を平和の思想に獲得せねばならなかつた。今日はすでに平和の可能を信じている幾億の人々を、すべての政府に話しあいの道をとれと要求する行動に獲得することが大切である。

この新しい条件において、わが国の平和運動は、闘争の新段階に応ずる新らしい形式を強調した。それは地方機関、国会、政府に代表をおくり要求を提出することが話し合いのためのカンパニアで、非常に重要だということである。この方法は、いくつかの国で小規模には実行されて来たものだが今日では一般化され、国状と地域の実情に応じて大々的に行なわるべきである。

さらにこのカンパニアの過程でいろいろな行動形式が、各国の運動の経験の交換や平和の諸勢力の創意から生れるであろう。

自由日本放送の助言　自由日本放送は、八月、「中根五郎」の名前で、平和運動の性格・目標についてつぎのような論文を放送した。これは、主として日本共産党内部における平和運動についての論争に関連して、論争を発展させる助言の役割を果した。

（平和を守る運動について―要旨）

最近わが国の平和擁護運動の一部に、平和運動の性格、または目標について活発な議論がたたかわされている。この論争はわが国の平和運動の目標をはつきりさせ、平和の戦線をさらに広げ、さらに力強くする上に少なからず役立つであろう。

この論争はどうして起つたか、それは共産党の機関雑誌「前衛」の一月号に発表された平和運動にかんする風早八十二氏の意見から問題が起つた。この意見にたいして「前衛」五月号に伊井弥四郎氏と根岸君夫君が反ばくの論文を発表し、広谷俊二氏も北海道の実例をもつて間接に反ばくを加えている。そして根岸氏の反ばく文にたいして再び風早氏が自己の見解をのべている。

では風早氏は、どんな意見をのべたのか。それをひと言でいうと、民族解放民主革命を目標にしないような平和運動は風早氏によると無用であり、ナンセンスであるというのである。それだけではない。風早氏はさらに議論をすすめてこういつている。「平和愛好者はできるならばこれを一定の政治行動、たとえば特定の政党への投票に表明するものとしなければならない」。この風早氏の言葉をわかりやすくいえば平和をもとめるものは、選挙のと

きにはできるだけ共産党に投票するものでなければならないといっているのである。

このような平和運動と民族独立の運動にたいする風早氏の意見は正しいだろうか？　正しくない。これに反対する論者の方が基本的に正しいと思う。

もともとこの討論には二つの問題がふくまれている。第一の問題は平和を守る運動のあり方、あるいは性格や目標をどう考えるかという問題である。第二の問題は平和運動と民族解放民主革命運動との関係である。

さて第一の平和運動の性格の問題であるが、これについては風早氏も引用しているスターリンの言葉がひじようにはつきりと回答をあたえている。スターリンは有名な論文「ソ同盟における社会主義の経済的諸問題」の中で平和擁護運動についてつぎのように教えている。（引用略）

スターリンはここで社会主義革命と当面の平和を守る運動とを区別しているのである。今日の日本の場合でいえば、民族解放民主革命と当面の平和を維持する闘争とははつきりと区別しなければならない。

民族解放民主革命は社会主義革命と同様に一つの革命であつて、けつして単純な平和を守る運動ではない。もしも日本で民族解放民主革命が勝利しないならば、いうまでもなく平和にたいする脅威は依然として根本的には除かれない。スターリンは「戦争の不可避性をとり除くためには帝国主義を絶滅しなければならない」といつている。日本の民族解放民主革命が成功するためには、まず国民の意識と組織がひじように高まることが必要であり、広範な民族解放民主統一戦線がつくられ、それが固められることが必要であり、革命的な政党が長期で困難な活動をおこないその力が大きく強くなることが必要である。このような見とおしと勝利の確信とをもつて大衆の日々の闘争を組織し大衆を革命的に教育し、こうして国民の大多数を民族解放民主革命に獲得することが、現在革命政党のしなければならぬもつとも大切な、また基本的な仕事である。

しかしこれらの仕事をすることは、けつして当面の平和運動の任務は、「当面の戦争をふせぎとめ戦争を一時ひきのばし、当面の平和を一時的に維持し、好戦的な政府をやめさせ、平和を維持する用意のある他の政府」ととりかえるということである。

以上のような、平和を守る闘争と民族解放民主革命の闘争、この二つの闘争の目標と任務と意義を明確にしなかつたところに風早氏の誤りの第一の原因がある。

具体的にいうならば、アメリカと日本の反動にだまされてサンフランシスコ条約で日本はすでに独立したと考えている人でもよろしい。また吉田が口先だけでは「やらない」といつて実際には積極的に再軍備をすすめているゴマカシを見ぬくことができないで吉田自由党に投票した人でもよろしい。平和をねがい、平和のためにつくそうという人ならば当然この運動に参加できるし、また喜んで参加できるようにしなければならない。

平和運動の性格は、民族解放運動よりはるかに広く、階級や政治的見解や宗教上の信仰や民族の違いをとわず、平和に賛成するすべての人々をこの運動に参加させねばならない。したがつて当面の平和を守る運動を民族解放民主革命に従属させるべきだと主張したり、あるいは平和擁護運動と民族解放民主革命運動とを同一視して、平和運動に参加する人はみな民族解放民主革命に参加すべきであると要求することは、平和

運動をせまいワクの中に閉じこめようとする有害な考え方である。反対に民族解放民主革命を平和運動のワクの中に閉じこめてしまう考え方も同様に誤つており有害である。

わが国における当面の平和運動の重要な任務は、平和の陣営にさらに何百万、何千万の人々をひき入れ、これを組織し、それによつてアメリカと日本の戦争屋を包囲し彼らを孤立させ、彼らの戦争政策を打ち砕くことにある。さらに好戦的な政府を退け平和を一時的に維持する用意のある平和の政府、平和の政策をおこなう政府をつくり出すことにある。それだけではない。世界の紛争を話し合いで解決させるという原則にもとづき、全世界の平和勢力と提携してポツダム宣言の精神にもとづく全面講和をかちとるために努力することである。このことをアジア太平洋平和会議もブダペストの世界平和評議会もとくに強調しているのである。

以上が当面の平和運動の目標であり性格である。

では、平和の運動と民族解放の運動とはおたがいに関係のない平行線を進む運動であろうか。これが論争のなかでの第二の問題点である。

現在の日本における戦争の脅威は、アメリカ帝国主義が日本を占領し、軍事基地化し、日本の軍国主義を復活しているという事実から由来している。したがつてアメリカ帝国主義のいつさいの勢力を日本から追いだし、アメリカと結びついている日本の戦争勢力を打ち破らない限り、つまり民族解放民主革命をおこない革命の政府を樹立しない限り、戦争の原因を完全に消滅することはできない。このことをわれわれは平和運動の中であらゆる機会にあらゆる方法で、この運動に参加している大衆に説得し、民族解放と民主的自由のための闘争にできるだけ多くの人々を引き入れるように努力しなければならない。しかし、われわれは平和運動に参加しているすべての人がこのような活動をし、すべての人が民族解放民主革命闘争に参加するよう要求することはできない。民族解放民主革命をおこなうのは民族解放民主統一戦線に参加している献身的な人々の任務である。とくに民族解放民主統一戦線の提唱者であり組織者である共産党員の任務である。

平和運動に参加する人々は、この運動をやつているうちに次第に意識を高め、民族解放民主統一戦線に参加して、さらにすすんだ闘争をすることを要求するようになるのである。

これが平和運動と民族解放民主革命運動との関係である。この二つの運動は密接に結びついているが、同時に二つは区別されなければならない。この二つを混同したところに風早氏の誤りの第二の原因がある。

最近ヨーロッパで開かれた二つの世界平和会議、すなわちブダペストの世界平和評議会と、コペンハーゲンの世界婦人大会に出席した日本代表の構成は、わが国の平和運動がかつてないように巾広く発展したことを証明した。これは、わが国平和運動の画期的な前進を示した。しかしわが国の平和運動はまだまだ十分に広くなつたということはできない。ひじように広範な国民大衆が、この運動に参加していない。世界の平和、とくにアジアの平和を守る上にきわめて重要な責任をもつているわが国民は、現在の平和の戦線をさらにいつそうひろげ、平和をのぞむすべての人々を結集し、この力によつてアメリカと日本の戦争屋を圧倒しなければならない。そのためには何よりも平和の陣営の一部にある有害なセクト的な考えを克服することが必要である。

朝鮮休戦にさいして　七月二七日、朝鮮休戦協定の調印が実現したことについて、世界平和評議会会長ジョリオ・キュリーは、つぎ

の声明を発した。

休戦の調印は世界のすべての国民に大きな喜びをもつてむかえられた。休戦の調印はウィーンの諸国民平和大会で決議された即時休戦の要求の結果であり、話し合いと協定は可能であるとのべた世界平和評議会のアピールが正しく時機をえたものであつたことを明らかにしている。

この最初の成果は世界平和評議会のアピールによつてはじめられたカンパニアを力強く激励するものである。

話し合いを進め、かつ話し合いをおくらせ妨げようとする策動をくいとめるために、いたるところで努力を続けることはもつとも重要である。

世界平和評議会の決議によるカンパニアは、いま世界の主要な諸国で様々な形で行われている。各国平和委員会だけでなく、話し合いを支持しまた話し合いのために働いている団体から巾の広い多種多様な行動がおこつてきた。近く会議を開いて、世界平和評議会執行局は、最初の成果を検討するだろう。そこから今日話し合いのために働いているすべてのものを平和の達成という一つの目的のために結集することができるような教訓がひき出されるであろう。

このカンパニアの目的は国際情勢の緩和に成功することである。朝鮮の休戦と、いくつかの政府が最高指導者による大国会談の可能性をみとめているという事実は、今日この目標を達成することができることを示している。

朝鮮の戦闘が停止されてからはじめての世界平和評議会執行局会議は、九月九日と一〇日の両日、ウィーンにおいて開催された。この会議は、ブダペスト会議以後のカンパニアの進行状況を検討し、その決議のなかでつぎのように指摘した。「話し合い、という言葉は国際紛争の平和的解決に反対する策動をかくすためにあまりにもしばしば使われている。一方の側が、あらかじめ、他方にたいして条件を設定し、前もつて話し合いの形式と内容を指定するのは、本当の話し合いではない。各国国民の要求しているのは、まじめな話し合いであり、あらゆる場面ですべてのものに受入れられる協定による解決を誠実にもとめる努力である」

「**再軍備反対を国民運動に**」　一一月、平和擁護日本委員会は、つぎのような決議（要旨）を採択し、再軍備反対を国民運動として展開することを訴えた。

（一）日本は世界戦争の発火点になろうとしている

現在再軍備がどんどんすすんでいることは日本国民誰でも知つている。政府はこれを次回国会で合法化し更に憲法も変えようとしている。

この再軍備が米国の要求にもとづくものであることは周知の事実であり、池田ロバートソン会談はそのことを全世界の前に明らかにした。米国は朝鮮戦争に失敗して以来、日本の再軍備に一層やつきになつている。これは米国の朝鮮戦争計画を失敗させたものは全世界にわたる平和の勢力であり、米国はこの平和の力に対抗するために日本とドイツの再軍備を必要とするからである。

英仏政府までが必ずしも米国の好戦的政策に同調しなくなつたために、米国は英仏よりも従順で好戦的で中ソを攻撃するのに地理的条件のよい日独の再軍備に対しますます熱心となつた。

日本の再軍備をのぞむのは米国だけではない。戦争でもうけようする日本の大資本と旧軍人や反動政治家たちは米国に便乗して再び対外侵略を企て再軍備をすすめている。

（二）再軍備と戦争政策とは日本を

日本の再軍備とは陸軍が一一万から三五万にふえて徴兵が行わ

れるというだけの問題ではない。政治、経済、文化など社会生活のあらゆる面が軍国化し様相を一変するであろう。

戦争準備の段階でも、膨大な軍事予算がインフレをおこし物価を上げ生活物資は不足し税金はふえるであろう。安い武器を沢山つくるために労働者には低賃金と重労働とが強制され、その前提として農民には低米価がおしつけられるだろう。言論集会結社の自由は抑圧され弾圧が強化されるだろう。

その上に、もし戦争になれば、大都市やその周辺が水爆で全滅するばかりでなく、潜水艦の通商破壊によつて極度の食糧難と原料難に陥るであろう。全国に七百数十箇所の基地があり、そこから中ソに対する攻撃が行われている日本はこのような攻撃をうける運命をさけられないだろう。

これらの事実は、日本国民が生きのびるためには再軍備に反対せざるを得ないことを示している。

この事が全国民にわかればMSA再軍備に対する反対ははげしく沸き上がるであろう。

（三）再軍備反対に全力を傾注し国際的話し合いの運動を政府に要求しよう

米国の「力の政策」の中心は、アジアでは、日本再軍備である。これを食いとめれば平和は守られる一方、これを許せば平和は危殆に瀕するであろう。

一方朝鮮休戦を中心として、世界には緊張緩和の可能性も大きくなつている。「国際間の紛争を武力でなく政府と政府の話し合いで」というブダペスト・アピールは世界の世論となり各国民の運動となつている。中国やソ連は日本に対し国交回復を提唱し、戦犯や在留邦人をかえし貿易や文化交流につとめている。またソは五大国会議と原爆・水爆禁止をふくむ軍備縮小を主張している。

日本の前には二つの道がある。一つは再軍備と国際緊張と戦争と破滅の道であり、他は国交回復と親善友好の道である。

我々は全力をあげて再軍備をくいとめ、国交回復と親善のための運動をすすめなければならない。

この二つの運動は一体をなし助け合う運動である。再軍備をくいとめることなしに国際緊張の緩和はなく、一方国交回復と親善の雰囲気は再軍備の口実をなくしてしまうであろう。

日独再軍備は米国の力の政策の中心である。しかしてこれをくいとめる運動は平和運動の中心任務の一つである。

この重大な情勢に直面して、日本すべての階層の区別なく戦争に反対する人が力を合せて再軍備に反対し、中ソとの国交回復、政府と政府との話し合いによる親善を要求しよう。

（四）具体的方策

（A）MSA再軍備の本質を明らかにし啓蒙説得宣伝をしようイ、MSA池田ロバートソン会談の内容

ロ、再軍備で生活が破滅すること

ハ、政治経済文化教育の軍国化と弾圧ファッショ化

ニ、今後の戦争の惨害

ホ、世界的に平和勢力が強化し平和の気運がうごいていること、

中ソは日本との親善を求めていること

以上のことをあらゆる機会にわかり易く説明しよう。ビラ、ポスターを使う。とりあえず多数の講演会をやる。講師団は日本委員会から送る。平和新聞は宣伝資料をのせる予定。

（B）国会議員に働きかけよう

地方選出の国会議員をよび、討論会をやり、国会内で反対する

よう皆で申し入れよう。地方議員、地方議会へ働きかけ、反対決議を要求しよう。

（C）中ソへ使節団

米国や一部日本人の宣伝するように中ソが果して侵略するかどうか、その実情を視察するために国会議員や国民代表の使節団を中ソへ送る運動をやろう。

中ソが侵略すると分ればとも角それまでは再軍備すべきでないことを説得しよう。

（D）その他

再軍備徴兵反対署名運動をやり、これを全国にひろげる。

青年学生に対し保安隊に応募しない運動。市町村で保安隊演習拒否の運動。

大小集会での反対決議。再軍備問題研究会などもやる。軍国主義的出版物や映画のボイコット。

吉田、ダレス、アイゼンハワーなどに対する手紙運動（平和委員会へ送ってもよい）。

世界平和評議会ウィーン会議　一一月二三日から二八日にかけてウィーンで世界平和評議会総会が開催された。前回のブダペスト会議からわずかに五ヵ月しか経ていないが、その内容はいつそう発展したものであつた。日本からは、世界平和評議員として大山郁夫、櫛田ふき、淡徳三郎の三氏、招待者として大山柳子、柘植秀臣、岡田春夫の三氏、計六人が出席した。

会議は、つぎのような一般決議を採択した。

（世界平和評議会の一般決議）

世界平和評議会が提唱した話し合いを求めるブダペスト・アピールは大きな反響と最も幅の広い支持をかちとることができた。このカンパニアの結果として、みんなが賛成できる協定によつて国際間の対立を解決するという思想は日ごとに根をはり実をむんでいる。

朝鮮における戦闘の停止は平和の勝利であつた。

最近、大国の間で行われた覚書の交換は、四大国会議の開催が近い将来に可能であることを示している。インドシナで、戦闘をやめ、問題を平和的に解決しようという思想はフランスでもヴェトナムでも発展している。

《ニセの話しあい》

しかし、国際緊張の緩和に反対する勢力は、冷い戦争を長びかせる計画をかくすために「話し合い」という言葉を使つている。一方が他方に既成の事実をおしつけようとすれば、話し合いを実現することはできない。話し合いを失敗させるような条件をつけるものは、話し合いを心からのぞんでいるものとは思われない。

《朝鮮問題》

アジアにおいてもヨーロッパにおいても、世界の平和をとくに危うくしている。とくにアジア人に深い関係がある問題を取りあげる政治会議に、アジアの中立国とくにインドを除外しようとするくわだては話し合いを失敗させる原因となるかもしれない。だが世界の諸国民は、朝鮮の戦闘の再開を許さないだろう。

《ドイツ問題》

ヨーロッパの安全保障のためには、ドイツ問題をできるだけ早く解決することが必要である。この解決は、米ソ英仏四大国の間の協定によつてのみ可能である。この協定をさまたげている主たる障害は、一方の側がドイツ軍国主義を再建して、他方の側にほこ先をむける軍事同盟にドイツを引きこもうとするくわだてであ

る。

世界平和評議会はヨーロッパ各国国民が欧州軍条約の批准を阻止しどんな形式であろうとドイツ軍国主義の復活を阻止するよう訴える。そうすれば、ドイツ問題について四大国の間にドイツ国民には平和な未来の希望を与え、全欧州の諸国民には、ドイツの侵略勢力の復活に対する保障をあたえるような協定の道が開けるだろう。

《インドシナ戦争》

フランスとヴェトナムの間には七年にわたつて戦争が行われているが、この戦争は交戦国の直接交渉によつてのみおわらせることができる。世界平和評議会はヴェトナム代表団が提出し中国代表が支持したこの方向の提案を歓迎する。フランス代表団が好意ある回答を与えたこの提案は解決の基礎となりうるものである。

《外国の干渉、外国軍隊の占領、軍事基地の問題》

外国の干渉、外国軍隊の占領と外国領土に軍事基地を建設することは、各国国民の独立と平和をともにおびやかすものであると世界平和評議会はつねに強調してきた。

かかる政策は、中近東でも、ラテン・アメリカ、アフリカでも展開されている。この政策はヨーロッパでは、とくに欧州協同防衛体の計画とスペインにおける原子基地の設置に示されている。アジアでは、日本が外国軍に占領され再軍備が強化されている。パキスタンでは米国は軍事基地を設けようとしている。

この最後に指摘したくわだては世界の他の部分にある数億の人々の間にも戦争心理をおこさせる危険がある。

《軍縮と大量破壊兵器の禁止》

軍拡競争とますます強力な大量破壊兵器の製造は世界にたえがたい負担をおしつけおそるべき脅威となつている。世界平和評議会はストックホルム・アピールの運動とワルシャワ大会の決議で、この問題に世界の注意を喚起した。世界平和評議会は国連がこの問題についてまだ協定に達しないことを遺憾に思い、有効な国際管理のもとに原子兵器と細菌兵器の無条件禁止とあらゆる軍備の実質的な縮小をするために具体的措置をのぞんでいる。

《五大国会議》

一つ一つの問題について話し合いが必要であるにしても、国際間の緊張を緩和する最上の方法は五大国会議である、と世界平和評議会はずつと考えていたし今も考えていることをとくに強調する。この会議は、いずれかの大国の発意により、国際緊張の原因となつていると見られるどんな問題でも取りあげることができ、みんなが賛成できる一般的諸協定をさがすことができるものである。

中華人民共和国が国際諸会議に正当な地位をしめることを頑強に拒否されていることは、かかる五大国会議への障害である。かかる拒絶は、すべての国家の利益に反するものであり、世界の世論によつてきびしく批判されている。

《国連》

国連憲章は、永続的な平和をもたらすことのできる手段を各国国民に与えている。各国国民は、この憲章が確実に尊重されるために努力しなければならない。国連憲章の違反は、世界を大きな困難におとしいれている。憲章の字句と精神にかえることは各国国民が、自国の安全と独立を確保するに役立つであろう。それはまた諸国間に真の協力をゆるし、各国の経済資源、福祉と文化を発展させるだろう。

冷い戦争と軍拡競争のために日々の生活の上におおいかぶさつている不安と恐怖、貧困と苦しみは諸国民の行動によつてのぞく

ことができるし、またのぞかれねばならない。

平和はけつきよく人民によるのである。

また会議は「世界平和評議会より国際緊張の緩和を望むすべての団体と個人にあてたメッセージ」、「文化問題小委員会の決議」を採択し、さらに柘植秀臣の提案による「世界平和評議会に出席した科学者の声明」が発表された。

平和国民大会　一二月一四日と一五日の両日東京でひらかれた。この大会は、つぎのような呼びかけによつて組織されたものである。

（平和国民大会の呼びかけ）

国際間のあらゆる紛争は武力やおどかしによらないで、すべて話し合いによつて解決しようということは、今日では全世界の平和を愛する人々の一致した声となつております。

日本でも在華同胞や、在ソ戦犯の帰国、日中貿易の緩和など、中ソとの国交回復の明るい見とおしが出てきております。しかし一方では、軍事基地が日に日に拡大され、三五万の陸軍を作ることが要求されたりしております。こうなると尨大な軍事費が必要となり、徴兵ということも避けられなくなるでしょう。

軍備によらず話し合いで国際緊張をやわらげ、平和経済の発展と貿易の繁栄をはかり、生活が安定する道はないものでしょうか。再軍備や軍事基地が日本の安全のためにどうしても必要なのでしょうか。このままでは、米軍の要求で行われている日本の再軍備は、日本の青年を朝鮮や中国へさしむけ、日本が、いや応なしに、戦争の渦中になげこまれる心配はないでしょうか。もしそのようなことになつたら、前の戦争の苦しみどころではありません。

それ故、今こそ、平和を守ろうとする人々は政治的意見の相違をのりこえて集り、国際緊張を和げるために必要なそしてみんなでやれる方法について、充分協議し、国民の奉仕者たるべき政府に、国民の考えをつたえ、それを政府が実行するように要求しようではありませんか。日本は勿論、アジアにも、全世界にも、もう再び、あのような戦禍をまき起させないために、一人残らずの国民が平和の力をむすび合せようではありませんか。

皆さん

北は北海道から、南は九州にいたるまで、村から、町から、畑から、工場から、平和を愛する一国民として、大会に参加して下さい。

皆さんの困つておられること、苦しんでおられることや、平和についてのねがいを、自由にのべ合いませう。

この大会が全国民の意志を代表するようにすべての地方で集りをもつて、代表を送つて下さい。

世界平和評議会評議員一同

今中次麿　大山郁夫　楢田ふき　西園寺公一　末川博　高桑純夫　淡徳三郎　戸沢鉄彦　羽仁五郎　平野義太郎　松本治一郎　松浦一　吉田資治

世界婦人大会日本代表団一同

高田なほ子　千葉千代世　赤松俊子　小笠原貞子　宮城富士子　高橋しさえ　浜田糸衛　村上とく　遠藤千枝子　羽仁説子

大会には、滋賀、徳島、熊本、長崎を除く四二都道府県から七四〇人の代表が参加した。世界平和評議会からも、つぎのメッセージがよせられた。

世界平和評議会は日本の平和国民大会参加者のみなさんに温い挨拶を送る。世界の平和勢力は朝鮮戦争を休戦させるという大き

な勝利を博した。誠実に国際間の話し合いをやつて国際紛争を解決すべきであるという考えは多数の人民のみならず、一部の政府の賛成をも得ている。国際的融和のためにもつとも重要な問題は中華人民共和国を含む五大国間の協定を結ばせることであるが、この問題のために日本と世界の人民を動かし結集することは平和のための運動にたいする重要な貢献となるであろう。

貴大会はきわめて重要な意義をもつている。われわれは日本国民が外国軍の基地と再軍備に反対し、中ソとの国交を回復する闘争において挙げた成果を知つている。貴大会の成功を祈る。

大会は、つぎのような宣言と決議を採択した。

（平和国民大会宣言）

北は根室から南は鹿児島まで全国各地から平和国民大会に集つた私たち七百余名が、現在陥入れられている苦しい生活や平和の問題を話し合つた結果、生活難や健康と教育の破壊などは、すべて、傭兵再軍備、軍事基地の増加と外国軍の駐留、中ソとの貿易の制限などによることがはつきりとわかりました。しかも、アメリカの要求によつて再軍備はますます大幅に増強され憲法改悪と徴兵さえも考えられています。そうなれば国民はますます苦しめられる結果になるでせう。さらに、万一戦争になれば水爆や原爆のために全国は焼野原になり国民の大部分は殺されてしまいます。これは到底ほうつておけません。その反面では、私たちは国際情勢がよくなる可能性のあることを知りました。三八度線の激戦で解決できなかつた朝鮮戦争は交渉によつて休戦になりました。またヴェトナム戦争はホーチミンの休戦提案とフランス世論の賛成によつて休戦の芽が出てきました。このことは力による政策をはばむ力が強まり、話し合いによる解決をのぞむ声が世界的に高まつていることを示しています。

日本でも中国から在留邦人が、ソ連から戦犯がかえり、中国へは議員団も出かけて貿易協定を結びました。このようにして今ではもう武力によらず話し合いによつてどこの国とも仲よくできるということが、全世界の大勢となつて来たといえると思います。

私たちは明日からこの信念をもつて一人でも多くの人によびかけ、憲法に保障された平和な生活を守るために、現在行われている傭兵再軍備の政策に反対し、平和を愛する人々の力で世界の国が仲よくなる日が来るまで、たゆみない努力を続けることをここに誓います。

そのために全国の平和を愛する人々に対し政見、職業、宗派をこえて平和のために協力することを呼びかけます。

私たちは次のことが平和運動をすすめるための重要な問題であると考えます。

(A) 私たちの生活を守るために、軍事経済をやめて平和経済をかちとりましよう。

(1) 再軍備のために、物価があがり、税金がふえ、低賃金、低米価、失業がおこるのに反対します。みんなの力で平和と生活と自由と民主主義を守りましよう。

(2) 再軍備費をやめて教育、文化、社会保障、治山治水災害復旧、平和的生産の保護のために予算を出すことを要求しましよう。

(B) 私たちは力の政策に反対します。

(1) ＭＳＡ再軍備、徴兵に反対し、平和憲法を守りましよう。

(2) 軍事基地をやめさせ、外国軍にかえつてもらいましよう。

(3) 原爆、水爆など大量殺人兵器は禁止すべきです。

(4) 軍拡に反対し、各国の軍縮を要請します。

(C)　国際問題は政府と政府の話し合いで平和的に解決されることが必要です。

(1)　どこの国とも仲よくし、中国、ソ連を含む各国との国交を回復するよう政府は努力すべきです。各国との文化交流、貿易漁業協定などのために努力しましょう。

(2)　朝鮮政治会議やヴェトナム休戦交渉を成功させることをのぞみます。李ライン問題は武装出漁でなく話し合いで解決すべきです。

(3)　新中国の国連加盟を認め、世界全体の緊張を緩和するために努力しましょう。

五大国会議が開かれることがもつとも重要です。

私たちは以上のことをあらゆるところでみんなで話し合い、一つでも一致できる人々と協力します。戦争をふせぐために今度こそみんなで協力しましょう。

（平和憲法擁護の決議）

戦争の原因についてはいろいろの見方があるでしょう。しかし私たちはこれ以上生活が苦しくなるのも、このままずるずると戦争にまき込まれるのもいやです。

だから私たちは戦争に反対し、平和憲法の改悪に反対します。

私たちはこの運動に全勢力をあげて努力し、そのために一大署名運動を行うことを決議いたします。

第二章　基地反対闘争

――内灘――

全国各地にばらまかれている七〇〇余のアメリカ軍基地とりのけ闘争は、この年の最も目ざましい国民的運動の一つであつた。富士山麓、若狭湾、九十九里浜、妙義、浅間などその代表的なあらわれも少なくないが、とくに内灘の闘争は、それらの先頭に立つて最も果敢に長期にわたつて闘われたものとして高く評価さるべき運動であつた。「金は一年、土地は万年」のスローガンで闘つた内灘の闘争は、全国の基地とりのけ闘争にはかり知れない激励を与えたばかりでなく、生活防衛運動と基地反対運動との関係、反封建闘争と民族独立運動との結合、労農同盟、民主主義と平和の問題等、無数の重大な問題にたいして国民に無限の教訓をもたらしたものであつた。以下、信頼しうる資料にもとづいて内灘における基地とりのけ運動の経過を概観することにしよう。

なお終りに、参考にした各種の文献資料の目録をつけた。ここに取上げることのできなかつた内灘以外の基地反対闘争についても資料をあげておいたので、参照されるよう希望する。浅間山の闘争については、第三編第三章第二節を参照。

第一期（五二年九月から一二月まで）　内灘村は石川県金沢市から北へ向つて北陸鉄道電車で三〇分、日本海と河北潟にはさまれた南北約一〇キロ、東西約二キロの細長い砂丘地帯（通称粟カ崎）の村であつて戸数約一〇〇〇戸、人口約八〇〇〇（出稼人を除いた常住人口は約六五〇〇人）このうち戸数の九割近くが零細漁業に従事し六―七割が出稼ぎ漁夫を出している典型的な寒漁村である。三反未満の農家が八五％以上を占め、出漁期を一日はずしても暮しにひびくような村民は何事も村当局を信ずるよりないという貧しくしかも孤立した離島的存在の中で、男は大部分漁に出てしまい、村内の経済はほとんどもつぱら留守をまもる女子の手に頼つていたことは、この村が古くから「いただき（行商用の桶）の村」と呼ばれていたことにもあらわれていた。戦後の人口増加と出漁制限にあつて未開墾地の開拓がこの寒村にとつての必死の更生策とされ（青年たちの手

でヤロビ農法による砂丘の緑化は部分的にすでにはじまつていた）国有地の払下げの請願が県議会で採択され、五二年の第一五特別国会では海岸砂丘地振興臨時措置法が成立したので、内灘の砂丘も国の助成でいよいよ農地化が始まるだろうと考えられていた矢先に、接収の問題が起つたのである。初め保安隊の砲弾試射場として愛知県伊良湖浜が候補地にあがり、それが農林省によつて不適格とされるや、こんどは直接アメリカ軍の試射場として軍参謀から申入れがあつた。その条件は左のようなものであつた。

1、用地は幅一五〇ヤード、長さ一万三〇〇〇ヤードを陸上において取ることができ、陸上または海上に一万五〇〇〇ヤードないし二万三五〇〇ヤード程度の射撃ができること。用地が海岸の場合は陸上に幅最低七〇〇ヤード、海上に八〇〇ヤードを必要とする。

2、気象は日中の平均温度が零度以上で、かつ冬期積雪量五〇センチ以下であること。

3、地形はなるべく平坦で、適当な観測点がつくれること。

4、弾痕調査のため、土質は砂がやわらかい土でなければならない。

5、交通が便で、なるべく重工業地帯に近いこと。

この条件に合うのは、伊良湖浜を除けば静岡県の御前崎附近と、内灘海岸しか残らなかつた。そして損害補償の点からいうと、内灘を一とすると御前崎は一五、伊良湖浜は三〇の補償を要することがわかつた。すなわち内灘は、海岸の砂丘地がほとんど国有地で、しかも地域内に部落や人家がなく立退の問題がおこらないこと、また村民は貧しく出稼に出るものが多いことなどから、補償費が安上りですむという見込がつけられたのである。こうして内灘が第一候補地となつた。

五二年九月六日、アメリカ軍の用地接収係主任官バーネス大佐が村当局にも知らせずに現地視察にあらわれたのを村民たちが見た。それから一〇日、村民に何の相談もなしにとつぜん農林省農地局長から石川県開拓課長に電話がかかつて来て、内灘の接収決定という政府の方針が伝えられ、損害補償などについて交渉するため地元代表を連れて至急上京するようにといわれた。中山村長と村会副会長が上京した。村役場から向粟ヵ崎部落の漁業協同組合に電話でしらせて来たのは一八日であつた。向粟ヵ崎部落ではすぐ大騒ぎとなり翌日の漁協組合員大会には組合員一六〇名中一一〇名が集つて組合長を反対陳情に上京させることにきまつた。県および村当局、村民代表は二〇日の夜行で上京したが、農林省では、正式に砂丘地約七〇〇町歩の接収地域の図面を見せられ、左のような接収要領を示された。

漁業権は買上げる。

海岸から海面五〇〇ヤードは立入禁止。

試射場は幅七〇〇ヤードないし七五〇ヤード。

一一月から試射を実施する。朝八時から夕五時まで。日曜日はやらない。遠距離砲弾は海面へ向つて試射する。

村民代表は接収絶対反対で押し切つた。農林省側では、とつくに話し合いがついているものと思つていたらしく、予期しなかつたのでびつくりしたらしい。

村では二一日に、青年団、婦人会、各部落会長を参加させた緊急拡大村議会が召集され、全村一致で接収絶対反対の決議がおこなわれ、二六日には村長はじめ代表四〇名が県庁へ押しかけて柴野知事に反対陳情した。この間、金沢市内では、左社、労農、共産の三党が接収反対を県に申入れ、労農党はいち早く反対の街頭署名運動を始めた。共産党の工作隊はこれより先一六日から村内で活動を開始

していた。三〇日には大山郁夫を迎えて、金沢兼六公園で労農党石川県本部主催の接収反対県民大会が開かれた。このように、村当局をもふくめた全村的な反対運動がまき起り、さらに全県的にひろがろうとする情勢を前にして選挙投票日まぎわの一〇月八日「内灘接収問題は一応白紙に還元して全面的に再検討する」という政府発表が伝えられ、それが村長から村民大会に報告されたため、村の闘争態勢は一たん解かれてしまつた。石川県議会は一〇月二五日、満場一致で内灘接収反対を決議した。

ところが一〇月末に第四次吉田内閣が成立し、地元の石川県出身参議院議員の林屋亀次郎が国務相として入閣した直後、接収問題は再燃した。村長は反対陳情に上京し（一一月一二日）、県教組は首相関係大臣、県出身議員に接収反対を打電し（一八日）、村民は県庁に反対デモをおこなつた（二〇日）。県教組はまた接収反対に上京した（同日）。こうした動きのために二一日の閣議は決定することができなかつた。二二日には、内灘村の隣の七塚町民も内灘接収反対を県に申入れし、県連婦人会もこれにならつた。内灘婦人会は金沢で反対署名運動をおこなつた。こうした中で一一月二五日の閣議は抜打ちに接収を決定してしまつた。村民は憤激し、反対運動は大きく燃え上つた。口火を切つたのは村の主婦たちだつた。翌朝、村の婦人はほとんど総出で金沢市中をデモ行進し、県労評は村民との共闘を決定した。こうして説得のために現地へ向つた林屋国務相を金沢駅頭に待ちうけていたのは、内灘村の村民と労働者、学生、市民たち約一五〇〇名のムシロ旗と赤旗であつた。はじめ、林屋は、国務大臣となつて初めて故郷に錦をかざつたのを歓迎してくれるものと思いこんだらしい。しかし帽子をふりふり自動車に乗りこもうとした大臣は、労働者と学生にとりかこまれて立往生し手きびしく難詰される始末であつた。大混乱の中を大臣は国警のジープでやつと逃れ去ることができた。一一月二七日朝のこの事件は新聞に大きく取り上げられ、内灘問題を全国に知らせることとなつた。

警官隊に守られて県庁についた林屋は、バルコニーから「四カ月間だけなんとかできないか」と訴えたが、労働者、学生に内灘の青年も加わつた「茶坊主」「売国奴」などの罵声によつて圧倒されてしまつた。ついで県庁内で内灘村代表と会見し、説得に努めたが、地元側は一歩も譲らず、血書とともにいかなる条件にも応じられぬ絶対反対と宣言して物分れとなつた。

翌二八日説得のため同日来県した伊関外務省国際協力局長と平川農林省農地局長をつれて林屋大臣は現地へ説得に出かけたが、丁度村民大会を開いて絶対反対を申し合わせていた村民は説得者の話を受つけようとしなかつた。怒りにふるえた村民のはげしい空気に出会つて、説得者たちは武装警官に守られながら「民主的でない」といい残して引返した。そして金沢に戻つた林屋大臣と伊関局長は、四カ月の一時使用が折り合えないはずはないという声明をくりかえした。その夕刻から、中山村長と村会議員二〇名は金沢市百百女木町の林屋邸の奥深く招じられ、邸の周囲は国警の特別警備隊で蟻の入る隙間もなかつたという。その会談の内容は不明であるが、その結果、林屋大臣は折衝は円満にいつたと意気揚々と帰京し、村にたいしては左の条件が認められたと報ぜられた。

1、四カ月以内に八一八町歩の国有地全部を村へ払下げること。

2、四カ月使用後即時撤退し、一日も駐留を許さぬこと、一発でも弾丸を射つてはならない。

3、更生資金を一億円とし、補償金は即時現金払いすること。

4、治安風紀上、国警警備員を増加配置すること。

5、社会文化の向上をはかるため文化施設の拡充をすること（学校の防音設備など）。

6、早急に道路を補修すること。このためトラック一〇〇〇台分のバラスを即時搬入して県道の向粟カ崎、室間三里を補修する。

村当局は四カ月だけ（兵隊も一七名限り）のがまんという線で怒る村民の慰撫につとめ、一二月一日村長らが上京、二日の閣議で「とりあえず冬季四カ月だけ使用」と内灘接収を正式に決定した。

以上が一時使用決定までのいきさつであるが、その中でもとくに「白紙還元」発表のあとまもなく接収の閣議内定をしたり、はげしい反対を目の前にして正式接収決定をしたりなど不可解なことが少なくなく、背後に村当局者と政府あるいは林屋国務相の間に村民を無視して取引がおこなわれたのではないかと推定させる事実がいくつか見られる。

たとえば、反対にわき立つていた一〇月六日、中山村長らが反対陳情に上京したといわれているが、この時、村長はじめ村当局は首相官邸に招待され、のちの国務相林屋が、この時あつせん役に当つて、村長らと「了解」をつけたことは、中山村長の次のような回想の中にのべられている（週刊サンケイ、五四年六月一四日号）。

……緋じゆうたんを敷きつめた首相官邸で、村長さんたちは、吉田首相からじきじきに盃を頂戴し、すつかり腰がくだけて帰つてきた。「なにしろ横から緒方大臣が《ぜひ承知してもらわなければ日本国がたつてゆかん》といわれるし、林屋さんは、永久にというわけじやなし、たつた四カ月だからといわれるんで、これは国民として、自分の村の都合ばかり考えておるわけにもゆかんと思いましてな……帰つてきたんですが……」と中山村長は当時のことを回想している。

こうした抱き込みの地下工作の上で、前述の林屋邸への招待がおこなわれた。県議をまじえての村長、村議たちとの林屋自邸における二八日夜から三日間の「話し合い」は、おそらく内灘問題の経過全部の中で極めて重要な意義をもつたものであろうことは推測に難くない。

第二期（五二年一二月から五三年四月まで）　一二月二日の閣議決定をみたあと、一七日には早くも、戸数割見舞金五五〇〇万円、道路改修費二〇〇〇万円、計七五〇〇万円の特別補償金が交付された。見舞金は固定資産税納税者に一律二万五〇〇〇円、家族一人につき三〇〇〇円の割で、半額を農協の六カ月定期、半額は当座に振りこんで各戸に分配された。それは寒村にとつて思いがけない「越年資金」と感ぜられた。

しかし事態は村民の知らぬ間にぐんぐん進んでいた。村当局の「諒承」によつて一月一日から向う四カ月間の一時使用と決定したが、試射はなかなかおこなわれなかつた。これはアメリカ軍の砲弾の規格の変更と、兵器会社からの納入の遅延のためであつたらしいが、村民たちは多少無気味に感じ出した。

二月七日ごろになつてキャンプの建設がはじまつたが、試射場の周囲約一万メートルに達する鉄柵、砲座、カマボコ兵舎（煖房設備までついている）、砲弾の資材倉庫など八棟が作られ、向粟カ崎部落のはずれからキャンプまで約一キロの砂丘を切りひらいて巾六メートルのものものしい鉄板道路がしかれた。突貫工事の経費は五〇〇〇万円であつたという。四カ月間の一時使用にしては大げさすぎる感じを誰にも与えた。その上に気がかりな噂が色々とあらわれてきた。特需工場ができるとか、砂丘地のかんがいの話とか、河北潟を一五〇億円アメリカの技術を導入して干拓するとか（このニュースの提供者は河北潟干拓期成同盟顧問林屋国務相ということである）等々どの話も永久接収との交換条件のにおいが濃いものであつた。

三月に入つてテイボルト中佐に率いられた一隊が移駐し、いよいよ一八日午前九時試射第一弾が発射された。念仏を唱える老婆、四

月まで四月までと祈るようにつぶやく主婦、新聞には「村びとの表情は無関心に近い」と報ぜられた。

日がたつにつれて砲弾の音も高まつて来た。魚は音に敏感なので寄りつかなくなり、イワシの漁獲高は前年の三分の一になつた。流木が拾えないので燃料に困りはじめた。赤ん坊は引きつけをおこし鶏は卵を生まなくなつた。パンパンもあらわれ出した。その上四月五日の新聞は「五月一日から大型砲弾（一五サンチ榴弾）の試射をする」と報じた。そうなると試射場は拡張され隣村までまたがることになる危険がある。また政府のハラは永久接収らしいと察知した隣接の宇ノ気町、七塚町の人たちがこんとはまつさきに立ち上つた。とくに七塚町の白尾部落の開拓農協の人々は、最も影響が大きいだけに早くも運動を開始した。白尾開拓農協の人たちは先の反対運動の時もたびたび県へも交渉したが接収地域に入らないからと相手にされなかつたのである。代表者は各政党や労組に接収拒否の共闘を申し込み、内灘村長にも共同闘争を申し入れた。しかし地元の内灘村は沈黙を守つていた。

このときすでに政府は内灘の永久接収の方針をきめていたのであり、村当局の態度もすこぶるアイマイであつた。四ヵ月という期限は単に反対運動をなだめるためのいい逃れにすぎなかつたことは、七月一〇日の衆議院外務委員会における参考人、林屋元国務大臣、伊関国際協力局長、中山村長らの供述からもはつきりうかがうことができる。

問――昨年一一月二五日の閣議決定後超党派的に各党代議士と懇談されたというが、そのとき林屋氏は四カ月間の一時使用ということで話をされたか、それとも永久使用ということをハラの中へおさめて表面一時使用でゆこうとされたのか。

林屋――ただ内灘を使用するということで了解を求めた。当時は期限の問題にふれないで発言した。現地へ行つてから一時四カ月というようなことがはつきりした。

問――政府の正式代表が期限もなしに交渉に入られたのか。

林屋――政府代表としては、できなければ一時四カ月使用でなつとくしてもらつてくれというようなことであつた。

問――継続使用も可能であるという見通しをつけたのは一体誰か。

伊関――将来継続使用について話し合うということについては村の当局者は異議なかつた。

中山――三月下旬、私と村会議長が外務省へ呼ばれた。そのとき畑の灌漑施設や船だまりなどをつくつてやるから、永続使用にしてくれと頼まれた。その時は返事をせずに村へ帰つて相談したところが村全体が反対であつたので村会でも反対の決議をし、反対決議文を外務省へ送つた。

問――外務省は反対決議文を受取つたか。

伊関――受取りました。

問――四月中に外務省と交渉したことがあるか。

中山――四月に入つてからは、いかなる条件によつても永続使用には応じがたい、と決定して決議文を送つた。

伊関――受取つた。

問――結局林屋宅での会談が一番問題である。伊関局長はそのほんとうの内容を明らかにしようとしないし、これを政府は一体どう思うか。

伊関――三月に試射がはじまつてのち、とくに選挙で事情が一変したのである。

右の議事録にも見られる通り、三月下旬、中山村長は外務省から

永久接収の政府方針を受取つて帰村し、村会にはかつたが、「四月かぎり出ていつてもらわねば」という意見が圧倒的で、「反対してもどうにもならない。もうやむをえないでないか」という村長の説得を誰一人支持するものはなかつた。村長は村会の要請で各部落常会にでて村民の意見を聞いたが、反対の気勢におされ、ついに政府に対し反対の意思表示をせざるをえなかつた。

これより先、三月に吉田首相のバカヤロウ事件から総辞職か解散かでもめたあげく、一四日に吉田内閣不信任案が国会で可決され、同日政府は国会を解散し、一カ月後に両院の選挙が相ついでおこなわれることになつた。こうして内灘問題は石川県民全部の注目を集める政治問題となつていつた。

衆議院選挙では、共産、労農、左社の三党が内灘と関係の深い北陸鉄道労働組合委員長の内山光雄（労農党）を統一候補に決め、共産党は梨木候補をひつこめた。こうした三党の統一選挙は石川県下ではかつてなかつたことである。しかし、はるかに注目に値したのは参院選挙であつた。

早くも二月八日、共産党石川県委員会は、日経連とつながる「金沢番町会」グループの北国新聞社長嵯峨保二、国務大臣林屋亀次郎、自由党益谷秀次、県知事柴野和喜夫の四氏を、石川県の軍事基地化を進める吉田政府の番頭であるとし、これらの「売国奴」を倒すため、石川県民の愛国統一戦線を結んで参院選挙で林屋を倒そうという呼びかけを各政党、労働組合などに申し入れた。この申し入れにたいして、改進党本流（井村派）の党県支部長、金沢市議会長、県連顧問らおよび青年部を中心とする改進党革新同盟は好意的で、野党連合でゆく話し合いがまとまつた。かんじんの北鉄労組では、井村がその社長であることから反対があり、一〇日あまりも職場討議をくり返したのち、野党連合で闘う方針がきまり、石川県労評にもちこまれた。石川県労評は、大体において、国鉄、電産、金属、日教組が社会党左派系、北鉄と国鉄の松任工機部が労農党系、全繊関係が社会党右派系で、左右両社はそれぞれの候補者を立てる動きを示していたが、結局「林屋を倒す」ため県労評としても野党連合で井村徳二（改進党県連会長）を推すことになつた。

前年末に二・一スト以上といわれるほどはげしい三日間の全線ストを決行してきたえられていた北鉄労組が、職場の世論調査と討議のなかから決定した県民統一選挙の方針は左のようなものであつた。

（参議院選挙対策基本方針）

一、今日の日本の支配権力はアメリカ独占資本とその番頭であり小頭的存在となつている軍需独占資本を中心とした勢力の手中にある。

二、米国の日本支配は全アジアを対ソ巻返し政策に動員する拠点として日本を評価し、日本の独占資本にこれを請負わそうとしている。

三、従つて、今日の日本の労働者、農民、中小企業の解放運動の当面の目標は、民族の独立を闘い取ることであり、駐留軍を撤退せしめ、不等価交換の貿易を廃止し、防衛費を削除し、独立自立の政治体制を取ることにある。

四、この上に立つて吉田内閣を打倒し、この闘いを進めるためには労働階級が中核となつて広汎な民族独立の国民戦線を結集し選挙闘争を組織すべきである。

五、特に石川県における支配権力は繊物、セン維機械、染色、精錬、倉庫などの資本家を中心として形成される番町会の手中にあり、彼等は政界、財界、金融界などを中心に陰然たる勢力を持つており、これによつて苦しめられつつある企業と労働者は少く

ない。

六、当面の敵であるこの勢力の打倒なくしては石川県の民主化は無いし、この権力の性格はその頂点、林屋を通じて吉田に連なっていることをみても明らかである。

七、われわれは吉田内閣打倒を単なる教育宣伝目標としてでなく、具体的な行動の目標として闘う以上は、彼我の力関係を良く考え、広汎なる統一戦線を張り、利用し得る一切のものを利用して闘いを組織しなければならない。

八、今日の資本家階級内部における大資本との対立矛盾は深まっていることを見逃してならないし、機械的な階級理論で味方の陣営に引入れられるものまでも向う側に押しやる必要はない。

九、国民戦線の最低綱領は

1　吉田内閣打倒
　スト禁止法、警察法改正、教職員身分法反対
2　平和産業を中心とした日本経済の再建
　日中貿易の再開促進
3　労働者、農民、中小企業者を守れ
4　戦争反対、平和憲法を守れ

一〇、再軍備問題について旧軍国主義の復活とアメリカの傭兵軍備賛成論者は除き、自衛軍備論者はこれを含む統一戦線を組織する。

一一、最低綱領に基いて民主団体が中心となり、現在立候補の意思表示をしている人物にこだわることなく、統一候補を選定する。

一二、もし改進党候補が統一候補となる場合には、その人が最低綱領を守り、院内外においてその履行のために闘うことを誓約し、党県連が正式機関にかけてその保証を行うことを条件とする。

一三、もし統一戦線結集が不可能なら各党はその基本的立場に立つて当落を度外視し、独自の候補を立てて闘うべきである。

一四、この方針はわれわれの基本的な闘いの方向を示したものであり、如何なる人物を統一候補としてあげるかは、この方針に賛同するもので作る共闘会議で決定すべきである。

自分たちの社長を支持することになつた北鉄労組は、右翼から御用組合と非難され、左翼から支持激励されるという奇妙な立場になつたが、この行動によつて「革新と保守の対決」という古いコースはうちくだかれ、売国反動と闘う広汎な県民統一への道が大きくひらかれることになつた。つづいて選挙運動のさ中に、四月三日の全国私鉄の賃上げストがおこなわれた。北鉄労組はこのとき、会社側の一〇パーセント賃上回答は不満であつたが、選挙を前にした高い見地からこのストを打切つて選挙闘争に向つたのである。

こうして参院選挙は、内灘接収の立役者林屋国務相と、接収に反対し「内灘を売つた林屋を落せ」と叫ぶ井村との間に、県政史上かつてないといわれる激烈な闘いがおこなわれた。人々は両候補者のそれぞれ経営する金沢のデパートの名にちなんで「武蔵」と「大和」の内灘沖会戦と噂しあつた。

両院選挙のどの候補者も、「内灘問題をどうするか」について、はつきりした意見をのべなければ選挙民は承知しない有様であつた。改進党はもちろん、辻政信（衆院石川一区当選）まで、「内灘接収反対」を公約として誓い、自由党はますます孤立化して行つた。県下各地の立会演説では、林屋大臣に向つて「内灘はどうした！」「内灘を返せ」の怒号が潮のようにおしよせた。これにたいして井村候補は内灘奪還のあげ汐に乗り、県民の期待を集めて闘いを進めた。宇ノ気、七塚、高松町など内灘隣村の地域では、遊説トラックをとりまいた浜のおかみさん達から「内灘を取りかえして！」

と涙ながらに訴えられた時、感激した井村氏が「命をかけても頑張ります」と興奮して答える光景もいたる所で見られた。

こうした中で、四月一七日、金沢市兼六公園で石川県労評主催の「内灘奪還県民大会」がひらかれた。この議場では「四月末までという公約にもかかわらず、キャンプに煖房設備の工事や大仕掛な下水工事が始められ、そのうえ二五〇人くらいも一度に食事できる食堂が増設されていることなどから、内灘はたんなる試射場でなく基地の態勢に切りかえられつつあること」が報告され、「公約通り四月一ぱいで試射場を撤退すること」が決議されたが、この席上で井村候補の娘喜代子さんは父の代理として次のように訴えて満場の拍手を受けた（北鉄労組機関紙「北鉄労働」四月二一日付）

石川県民あげての反対にもかかわらず、だれが一体、内灘を接収したのでしょうか？　吉田さんと林屋さんです。林屋さんは金沢駅頭であのムシロ旗でせめられた反対運動を忘れたのでしょうか。大臣は正しい世論の代表者でなければならないのに、あたかも永久接収が県民の義務であるかのように考えているのは一体どういうことでしょう。父、井村はみなさんとともに闘っていますが、一部の人びとはこれを選挙のためだと悪口をいっています。これこそ父井村が幅広く県民のみなさんと手を握ることを恐れていることを物語るものではないでしょうか。父井村は、みなさんとともに手をにぎり合って最後まで闘かうことを誓います。

四月一九日の衆議院選挙は、第一区では、前年最高点の辻政信が二位に落ち、右社の岡良一が一位、自由党の坂田英一が三位に入り、改進党二名は落選した。第二区では内灘接収反対で闘つた改進党の喜多壮一郎が、前年一位と二位を占めた自由党の益谷秀次、南好雄の両氏を抑えて一位で当選した（前年は四位）。

第一区の衆院選挙結果から見ると、参院選でも林屋が絶対優勢にみえた。前述の金沢番町会の機関紙といわれた北国新聞は、改進党の凋落を書きたてて連日露骨な林屋応援をおこない、「井村は共産党と提携している」と宣伝した。これにたいして県民の林屋打倒の運動もいつそう激しくなつていつた。内灘で射ち出す砲声は遠くひびき「砲弾一発射つごとに林屋の票が一票づつ減つてゆく」といわれたくらい反林屋の気運は高まつた。いよいよ二四日の参院選挙投票日が来た。開票結果は左のごとく、一万六〇〇〇票余りの差で井村が当選した。

二一〇、四三九票	井村　徳二	
一九四、二七九票	林屋亀次郎	
一二、四四七票	二本　秀雄	

こうして選挙結果は「大番狂わせ」となり内灘接収反対に結集した県民の力はついに吉田内閣の現職国務大臣を落選させてしまつたのである。激戦のあと林屋ししん、「内灘で日蓮宗の僧侶がうしろからウチワ太鼓をたたいて内灘を返せ、内灘を返せ、とついてこられたのにはこまりはてた」と語つており、落選の原因を「内灘問題で敗れた」と述懐している。当選の日、井村の選挙事務所前に集つた人々の大部分は労働者、農民であつた。

第三期　（五四年四月から六月まで）　参院選挙における統一戦線の勝利は、内灘の接収反対闘争、さらに全国の基地反対運動を大きく飛躍させるきつかけとなつた。

井村の勝利は接収反対運動に大きな力となり勇気と自信を与えた。いままで村セクトにとじこもつて、外部団体との連ケイをこばんでいた内灘村が大きく手を延ばして一歩をふみ出し、全県的なひろがりをもつ運動へ展開してゆくきつかけになつたのもこの選挙であつた。そして五月に入ると、自由党所属の県議たちも形の上では

少なくとも反対運動に加わらざるをえなくなつた。

まず呼びかけは労働者からおこなわれた。県労評が中心となつて農民組合、改進党、左右両派社会党、労農党、共産党など各政党、団体代表が集つて「内灘永久接収反対実行委員会」（県実行委員会）が結成され、四月二八日に第一回の会合が開かれた。席上、政府が内灘継続使用を強行しようとしているとの情報が入り、実行委は「四月三〇日かぎり砲撃を中止せよ」と政府に打電するとともに、継続使用を阻止するために直ちに県民代表を上京させて政府と交渉することにきまつた。翌二九日、六名の代表団（左社宮西県議、改進党今西県議、労農党興村県支部長、共産党大桑県委員長、北鉄労組越野書記長）が駅頭をゆるがす激励の声に送られて上京し、各政党に協力を求めたのち、首相官邸から外務省におしかけて、左のような要請書を手渡した。

1　政府は内灘接収について、昨年一二月の六カ条の公約を厳正に実行すること。

2　内灘砂丘地に関する交渉は今後内灘村民とだけでなく、全県民を相手として行うこと。

3　四月三〇日をもつて試射を中止し、一切の施設を撤去すること。

4　即時試尉場への立入禁止をとくとともに同砂丘地を約束通り、国有地として村民の手にかえすこと。

もし政府がこの要求を拒否し、六カ条の公約を無視する時は、そのとき起るすべての事態の責任は政府にあることを警告する。

ついに代表団は伊関局長から、五月一日から一月間試射を中止し改めて再使用の交渉をすること、今後の折衝は村だけとはやらず県を相手にすること、の言質をとることに成功し、この吉報はただちに金沢の統一メーデー会場にもたらされた。

こうした情勢の中で、五月一日の閣議は内灘問題について結論を出すことができず、この日から試射は一応中止されるに至つた。林屋大臣の落選という形での県民大衆の反対の声におされ、政府も、四月限りという初めから出まかせ的な約束を一応守る形をとらざるをえなくされたのである。

試射の中止は県民を一段と勇気づけ、これならがんばれば取り戻せるとの確信をつよめ、闘う決意をもえたたせた。

金沢のメーデー大会会場（兼六公園、参加者二三組合、約三万人）では、上京代表団から中央交渉の報告をきいたのち、接収反対をかちとるために「臨時県会の召集、県民大会の開催」を満場一致で可決し、メーデー実行委員会がそつくりそのまま「内灘永久接収反対実行委員会」に参加して内灘を県民の手にとりかえすまで労働者が闘争の中心になつて闘う態勢を確立した。この県実行委は、事務局長に県労評議長宮西隆（左社）、ほかに県教組、金属、北鉄、共産党、右派社会党から事務局員を出し、県議会内社会党控室に事務局をおいて活動を開始した。

金沢メーデー大会終了後メーデー参加者代表はさきの上京代表団も含め約二〇名で、午後トラックで内灘へ報告と激励に出かけた。砲声のやんだ日に、永久接収反対の叫びが内灘村にもちこまれたのである。

つづいて五月二日、三日には石川県連合青年団の大会が開かれ、内灘接収反対を決議するとともに、特別委員会を設けて積極的活動にのり出すことを決定した。

一方同じ三日には、経団連防衛生産委員会（委員長は元三菱重工社長郷古潔）、兵器生産協力会（会長郷古潔）が、政府にたいして内灘試射場の使用を急速に再開する要望書を提出している。砲弾特需は内灘での試射に合格してはじめて納品ができ支払が保証される

のであり、内灘で試射ができないと、軍需資本家にとつては、アメリカ軍からの代金支払がそれだけおくれ、運転資金が止ることになる。こうして内灘試射場の再開をめぐつて、地元の人々は直接それらの軍需資本家たちと正面から対決していたのである。

四日には、浜田内灘村助役、宮本村会議長のほか、村内の地曳網業者一五名が県庁へおしかけ、「一日も早く漁をさせてくれ」と陳情抗議した。同じ日、県実行委は第二回の会合を開いて討議した結果、次のことをきめた。

1、まず臨時県会、市会を開かせて接収反対の決議をさせる。このため県および市会議員の一人一人に質問状を出して説得する。

2、各労働組合が中心となつて宣伝行動隊を編成し、七日から全県下を廻る。このため各労組はトラックを用意する。

行動隊は予定通り七日から活動を開始し、まず内灘に隣接する七塚、宇ノ気町にのりこんだ。その結果、両町の町長、町会議長を先頭に一五〇名がバスに分乗して県庁におしかけて抗議し、代表参加を要求した。

一一日にはまた、第二次上京代表団（改進党喜多衆院議員、改進と両社の県議会代表五名、松浦北鉄、木村県教組、油野七塚町代表改田共産党県委の一〇名）が政府と交渉し、伊関国際協力局長との間に左のような広酬があつた。

伊関――いずれ閣議できめねばならぬと考えているが、私はいま板ばさみになつている。あなた方からは陳情されるし、砲弾業者からは早く弾丸を射つてくれといわれる。アメリカ軍からもせめられている。政府はなんとかして無期限接収をきめたいと思つている。

代表団――それでは最初にあなたと林屋国務大臣が四カ月という条件でこられたのは、われわれをペテンにかけたのか。

伊関――いや、私は林屋氏とちがつて今後のことを考えていたから、一時使用とはいわなかつたはずだ。あなた方がそういう気持で交渉するのでなければ、交渉に応じない。

同じ頃から、地元では運動が新しい段階に発展しはじめた。いまでも上京陳情や外部宣伝などで常に反対運動の中核になつて闘つて来た北鉄労組では、闘いの経験の中から、地元村民の要望にこたえ、試射場で使用する弾薬や軍需物資の輸途を強制されている北鉄浅野川線の輸送を拒否することが論議に上つていたが、ついに五月一二日の第二一回委員会において、県民統一戦線の中心となつて先頭に立つて行うべき反対運動の具体的戦術に関する討議がおこなわれた際、一職場委員から実力で輸送を拒否すべし、との意見が出され種々討議された結果、

1　永久接収が決定された場合、弾薬その他一切の軍需物資は実力をもつて拒否する。（時期と方法は執行委員会に一任。執行委は県実行委にもちこみ、その決定にしたがつておこなう）

2　この決定については日通その他関係産業労働者にも呼びかけ強力な共闘態勢をつくりあげるよう努力するとともに、金属労働者等に対しては軍需生産反対の闘いをおこなうよう呼びかける。

3　この闘いを通じて強力な県民統一戦線の発展を期する。

という方針を満場一致で決定した。またこの方針について会社側にも協力を求めたところ、立場上協力はできないが黙認するという解答をえた。こうして再軍備政策にたいする事実上の会社側との共闘態勢ができたことは注目に値することであつたとともに、実力による「軍需輸送拒否」の決定は地元村民にたいしてはかり知れない激励となり、全県的な反対運動を大きく前進させたのであつた。

内灘村ではまず北部の西荒屋と室両部落の婦人青年層が口火をき

つて立ち上つた。一四日に西荒屋では漁を休んだ男衆も加つて区民大会を開き、その夜には緊急村議会が開かれて永久接収絶対反対を満場一致で決議した。

先の選挙中にひらかれた二回の内灘接収反対県民大会にも正式の村代表を送らず、五月一〇日におこなわれた隣接の宇ノ気、七塚町民一五〇名の自動車デモが村に来て「内灘村のみなさん、一緒に命がけで反対しよう」と呼びかけたのにもかたくなに共闘の決意を語ろうとしなかつた内灘村も、しだいにゆり動かされ始め、たまたま内示された四ヵ月一時使用の漁業補償額が思いがけぬほど僅少であつたことからも深刻に考えはじめた。

五月一五日。この日、風は強いが早朝から雲一つない五月晴だつた。海が荒れて漁に出られなかつたのを幸に、西荒屋、室など各部落の村民たちは朝六時ごろから集つて村長宅におしかけ、村民大会の開催をせまり、ついに午後三時から大根布小学校で緊急村民大会が開かれた。国警のパトロールカーが示威的に待機する中で開かれたが、集つた村民は、老人も多く婦人が半数以上で、合計一〇〇〇人に近かつた。議長には、大根布の豆腐屋さんの出島権二（元農協専務理事、改進党系）が推された。県庁から帰つたばかりの中山村長は交渉経過報告をおこない、「全村民一体となつておし上げてほしい、われわれもやります」と誓つて嵐のような拍手を受けた。議事に入ると冒頭、室部落から「政府の出すいかなる補償条件も受けつけず絶対反対することを決議してほしい」と提案し絶対多数の拍手で採決され、前夜の緊急村議会できまつた決議文が承認された。ついでこの大会で最も重大な意味をもつ他団体との協力問題がはげしく論議された。一方は「この運動を内灘村民だけの運動に限るべきで、労組や社共その他の政党の協力はことわるべし」とし、他方は「政党政派をこえて県民一丸となる統一団結の力によるべし」とする意見の対立であつたが、大根布の一青年永原君が「昨年われわれが敗けたのは、われわれの力が弱かつたからだ。今われわれが内灘の狭いからにとじこもるなら、それは敵の思うつぼであつて絶対にてません。大きな力に反対するには大きな力をもつてしなければならない。色や政策にこだわつてはならない。われわれは全県全日本に呼びかけて大きな統一団結の力を絶対必要とします。われわれは井の中の蛙であつてはならない。挙県運動にもつてゆくよう決議してほしい」と発言、主婦たちをはじめ満場の拍手でこれを認めた。これにたいして「内灘村民の生活権を守るのに、共産党や社会党の援助をしてもらいたくないと決議しろ」との反対意見は、賛成者わずか四人でたちまちしやがみこんでしまつた。ついで今後の反対運動を推進する中心機関を設置することとなり、各部落から人口に応じて次の委員を選出した――向粟ヵ崎（六名）大根布（八名）宮坂（三名）西荒屋（五名）黒津船（四名）室（四名）。この三〇名に村長と村会議長を加えた三二名をもつて、ここに「内灘村永久接収反対実行委員会」（村実行委）が結成された。この一五日の村民大会の重要点は、第一に、村の孤立主義を脱して外部団体と協力して運動を推進する態度を決定し、反対運動を全県的全国的規模にひろげる発端を作つたこと、第二に、反対運動に関するかぎり挙村的態勢がつくられ、消極的ながら村の支配層をして接収反対のポーズをとらしめずにおかなかつたこと、第三に、運動の主導権が今までの村の支配層の手から、村の中間層を主体とする実行委の手にうつされたこと、であつた。

五月一五日はまさしく反対運動における一つの峠であつたといえる。重要な意味をもつた右の内灘村民大会とほとんど時を同じくして県実行委主催の県民代表者会議（午後二時）がもたれ、金沢市議会は全員協議会（午前一一時）を開き、石川県議会も関係市町村代

表を一堂にまねいて最後の態度をきめていた（午前一一時）。あたかも同じ日、中央では第四次吉田内閣最後の定例閣議で内灘継続使用問題が議せられていた。

県民代表者会議（金沢市中央公民館）では自由党を除く各政党、県市議会議員、各労組、青年団、婦人会、宗教団体、校長会、各町村代表者等、文字通り県下各階層の代表約三〇〇〇名が集つて、左の諸提案を可決し、出席の各県議に実行を求めた。このため県議会は自由党をもふくめて満場一致で反対を決議し、知事を先頭に闘う態勢がつくられたのである。

（決　議）

一、現在の実行委員会に青年団、婦人会、地元町村代表を参加させ、事務局を増員する。

一、一六日から月末まで反対署名運動を展開、署名運動を行つた市町村では選出市町村議員を反対運動の第一線に立たせ、賛成しない議員には公開質問状を発するとともに、この態度をビラ、壁新聞で公表する。

一、北鉄労組が決議した米軍資材の輸送拒否を支持する。

一、広範囲に三〇名程度の中央交渉団を組織し、国会開会前に上京陳情する。（以下略）

（宣　言）

国民の生活に重大な影響のある内灘砂丘地の継続使用問題は新しい内閣の決定をまつものである。すなわち内灘を売つた林屋は厳しい県民の審判をうけて落選、国務大臣の辞表まで提出しており、この事実をおして永久接収を強行するならば、民主政治ではなく、暴力専制政治である。石川県民は断じてこれに屈せず一切の行動の自由をもつものであることを政府に警告する。

総評も二〇日ひらかれた評議員会でとくに内灘問題を討議し、「全国の軍事基地に共通する全国民の問題を解決することなしには戦争政策から脱出できない。したがつて賃上げ、合理化反対とともに基地撤去の闘いをすすめなければならない」とし、この方針にもとづいて、地元代表団とともに政府に圧力を加える一方、傘下の各単産、地評にたいして「地方ごとに軍事基地とりのけの平和運動を推進する」よう呼びかけた。

すでに北鉄労組にたいしては、私鉄中国委員会を初めとして全国各地からぞくぞくと共闘の激励文が寄せられたが、中には東京都中央区議会からの激励もあつた。

一方政府では、重要な右の内灘村民大会と同じ日の閣議で、六月一日以降無期限接収の外相提案を了承し、新内閣成立後正式に決定するという方針を確認した。こうして正面衝突の時期は切迫した。

政府の永久接収の方針を見、また地元の強硬な反対に迫られて県議会もついに二二日に全員協議会を開いて内灘継続使用絶対反対を決議するに至り、県知事も反対の決意を表明せざるをえなくなつた。ここに県民の統一闘争は形式的にもでき上つたのである。

こうして二四日には柴野知事、中山村長らをはじめ合計三六名が全員「基地永久接収反対」の白ハチマキで、つづいて翌日には宮田県労評議長、釜田七塚町長ら一三名がムシロ旗を立てて上京した。

しかし面会した岡崎外相の回答は左のようなものであつた――

「われわれは遺憾ながら自分で自分の国を守ることができない。だからアメリカ軍に守つてもらうためには、射撃場を提供しなければならない。もし日本中どこでも反対して受入れなかつたら、アメリカの軍隊にいてもらうことはできなくなる。感情的に理由なく反対するのなら、この際考え直してもらわなければならない。」

同じく伊関局長の返答は――

「問題は音だけでしよう。政府には政府の立場がある。

「二、三年たつたら保安隊の演習場になると思う。アメリカ軍は東洋の平和を守るために日本にいる。アメリカは弾丸を自分で作り、自分で試験をして保安隊にくれている。アメリカは損をしているのです。」

しかし政府も、ごうごうたる非難の中ではさすがに二六日の閣議で最終結論をだすこともできず、しばらく見送りの形となつたが、強制接収の方針をなんら変えなかつたことは、次のような国会における政府委員の答弁からもうかがうことができる。

衆院予算委員会（五月二五日）

喜多代議士――日米合同委員会で、米国側は六月一日からの試射再開を主張しているときくが、外務大臣は引延ばす覚悟があるか。

岡崎外相――それは米本国の意向と思う。弾丸の注文は日本以外の二、三カ国にもあつて試射再開があまり遅れるようなら、その国々に注文を切替えようという意見もあるときいている。

参院水産委員会（六月一日）

伊関局長――内灘の使用については、当初四カ月間と期限は切つたが、その間に現地と話しあいをつけて永久使用とする考えだつた。アメリカ軍側の希望もはじめから永久使用のつもりであつた。しかもその後接収反対の運動が強くなつてきたので現地の諒解を求めるよう努力中である。……閣僚間ではなるべく強制収用を避けたい意向であるが、しかし、いずれかに決めなければならないさしせまつた段階にあることは事実である。

こうして国会が休会に入つたチャンスをねらつて六月二日の閣議で内灘地区無期限接収の方針が決定されたのである。しかしこの閣議決定こそ実は真剣な反対闘争の出発点をなしたのであつた。

これより先総評、平和推進国民会議などを中心に、改進、右社、左社、労農、共産の各党、平和擁護日本委員会、産別、私鉄総連などの代表も加わつて作られた内灘実情調査団の一行が現地に向い、これを迎えて五月三〇日、金沢市兼六公園で、北鉄労組、国鉄、県教組、自由労組など、労働者、市民、婦人およそ二五〇〇名が参集して県民総決起大会が開かれ、各代表は次のような挨拶をおこなつた。

「県民の意志に従つて、われわれも党派をこえて共同戦線で闘う」

（河野金昇代議士＝改進）

「もはや、国民全体がこぞつてアメリカにぶつかるほかない」

（妹尾義郎＝平和推進国民会議）

「吉田内閣は、ソ連や中国が侵略してくるから基地が必要というが、むしろ国民の反対をおしきつて七三カ所の軍事基地をぶんどつている国こそ、一種の強盗ではないか。強盗を祖国からおい払う」

（清水幾太郎＝知識人代表）

「アジア諸国が、独立の闘いをすすめているとき、日本だけが独立できないことがあろうか。民族独立の闘いは必らず勝利する」

（岡田春夫代議士＝労農）

「日本をこのような苦しみにおいこみ、再軍備しようとしている吉田内閣を倒し、国民政府を作ろう」

（山崎良一＝東京都議）

なお会議場において一労働者が、「現地三町村と県当局、県議会の三者連絡協議会に労働者、農民の代表を加えるべきである」と要求し、これが確認されて注目された。

右の三者協議会は五月二七日に三者の反対運動を統一するためとして県当局、県議会、地元町村長をもつて作られたものであるが、その実体はむしろ、県反対実行委の主導を棚上げするためのものであつて、妥協の取引機関として作られたものと評価される。実行委の協議会参加は態よく拒否された。しかしこの機関は、闘争がはげ

しくなるにつれてマヒ状態となり、六月一〇日の大衆行動以後に早くも自然消滅の運命をたどつたのである。（六月一二日、政府の強制接収通告で解散）。

六月二日のひる、ラジオのニュースで閣議決定をきき伝えた村民の怒りは沸騰した。ことに室と西荒屋の主婦たちを初め数百人の村民が大根布の村役場につめかけ村民大会の即時開催を叫んだ。直ちに村民大会となり、実行委の提案が発表されたが、村長不在のため正式の大会は翌日ときまつた。

三日の村民大会は、大根布小学校で約一五〇〇人の村民を集めて開かれた。経過報告ののち、出島委員長の提案した左のような村実行委の断乎たる決議案が、満場の拍手、ほとんど全員の挙手で一気に可決された。

1、いかなる条件であろうとも永久使用に絶対反対する。接収を強行した場合いかなる事態が生じようともすべて政府の責任である。以上の二点を村民大会の決議として政府ならびに県出身国会議員、衆参両院に通告する。

2、村長の反対実行委員長をリコールし、出島権二氏を委員長にし、実行委員三二名を倍にして強化する。

3、事態をここまで悪化させたのは村長の責任だから本大会の名で辞職を勧告する。

4、砂丘にはりめぐらされた鉄柵を取りはらわないと、漁師は仕事ができないし不便と重圧を感ずるから、向う一週間以内に撤去するよう知事に申入れる。

こうして村実行委は六四名に拡大再編成され、外部の労働者や学生の協力の下に次第に下部大衆のもり上りが現われ出し、実行委から村当局を迫い出し、良心的な中間層を主体に、貧漁民層の利益代表をも加えて、はつきりと闘いの主導を村民大衆の手にまとめるにまで至つた。民族的な怒りと階級的な憤りが結び合い、漁民と労働者の結合も一段と強まつた。これ以後半月、反対運動はその絶頂期を迎えるのである。

席上、「県知事と交渉しても一週間以内に鉄柵を取払わなければどうするか」という質問にたいして、実行委からは「知事が取払わなければ村民の総力で撤去する」と答え、「もはや村民の実力行使あるのみ。各部落は浜へ船を全部持つて出て仕事を始めてもらいたい」と述べた。事実その翌日から村民たちは船を浜へ廻し、八カ統の地曳網漁業等がはじめられた。

大会終了後、宮西実行委員ら代表三名は直ちに三田村国警県本部隊長と会見して、「警察の監視はゆきすぎである」と抗議し、また代表四名は翌四日、大会決定に基づいて県にたいしあくまで反対のため闘うことを申し入れるとともに、「村民大会開催の日から一週間以内に鉄柵を撤去すること、もし撤去されない場合は村民の自主行動によつて撤去する」ことを政府に申入れるよう要請した。

六日、北鉄労組執行委員会は次の決定をした。

1、内灘村民の自主的行動を支持する。

2、五月一二日決定の「米軍物資輸送拒否」を実行するため一一日を目標に闘争態勢を固める。

3、一一日職場大会を開き終了後内灘村民を激励のためデモを行なう。

九日には、国鉄労組中闘で内灘問題を討議し、全組織をあげて基地反対の共同闘争に起つことに決定して各地本に闘争指令を発するとともに、長崎総裁あてに「内灘への軍需物資輸送の受託を停止するよう」申し入れた。

一方政府は九日定例閣議を開き、岡崎外相から出された田中内閣官房副長官、伊関外務省国際協力局長、平川農林省農地局長三氏の

現地派遣を了承し、早急な接収実現のハラを固めた。これにたいして現地の県実行委は緊急委員会を開いて代表団を編成し、接収反対と即時帰京を申し入れることをきめた。

六月一〇日朝、三説得使を駅頭から追い返そうと一戸から一人の割合でおしかけて来た内灘村民約一〇〇〇をはじめ、七塚白尾部落民約三〇〇、北鉄、自労、国鉄、電産、日硬など労働者約七〇〇、金沢大、同志社大など学生約二〇〇総計二〇〇〇人の大衆が、「問答無用すぐ帰れ」「金は一年、土地は万年」「われらは砂丘地を死守す」などと大書したムシロ旗をおし立てて金沢駅頭をうずめていた。説得使一行は金沢駅着の予定を変更して富山県石動駅に下車、国警のパトロールカーに護衛されて倶利伽羅峠を越え金沢東山ホテル金閣に入つた。午前一〇時三人を乗せた自動車が玄関に近づくとデモ隊の一部が殺到し、警官隊ともみあつて乱闘三〇分、自動車はおしかえされて門外に退去したが、宿舎に引揚るとみせかけて途中徒歩となつて三人の政府代表はこつそり県庁裏口から知事室にもぐりこんだ。そして待ちかまえていた県知事、県議、地元町村長らの三者協議会にのぞみ、接収を承諾させようとした。県庁前に集つた大衆は大会を開き、この大会の承認のないどんな決定も申し合わせも無効であると決議し、また三者協議会に出島実行委員長を参加させよと決議して出島氏をかこんだスクラムは入口に殺到し、再び警官ともみあい一五分ののち参加が認められた。三者協議会に出席した出島委員長は、政府代表にたいし、全村を代表して唯一言「これ以上話しても むだだ」と発言、「政府代表の即時離県を希望する」との決議文をつきつけ、中山村長も反対せざるをえなくなり、七塚、宇ノ気町長も絶対反対を表明して会見を打切つた。

交渉経過の報告を受けた県庁前の大衆は、割れるような拍手と歓声でこれに答え、その場で県民大会に切りかえて左の決議をおこなつた。

1、試射場鉄柵を即日撤収して浜を開く。
2、閣議決定無効宣言文を文書にして首相に提出する。
3、政府代表は即日帰京せよ。

こうして全県的な反対にあつた政府代表は翌一一日、デモから逃げるように小松の米軍飛行場からアメリカ軍用小型飛行機に乗せてもらつて帰京した。

北鉄労組は一一日、七ツ屋車庫で約四〇〇名の労働者参加の下で「内灘永久接収反対職場総決起大会」を開き、前日の政府代表追いかえしの成功を確認し、既定方針通り軍需輸送拒否を再確認するとともに、全員内灘へ激励デモをおこなうことになつた。組合員は臨時電車二台で内灘に向い、赤旗を先頭にスクラムをくんで鉄板道路を行進し、米軍キャンプ前で口々に「ヤンキー・ゴー・ホーム」と叫びながらジグザグ・デモをおこなつた。翌日には国鉄、日通も村へデモ行進した。

村では一一日午後、大根布で接収反対実行委員会を開き、最後まで反対する意志表示として舟小屋を建てて坐込みすることが決議され、村議会も承認した。一二日朝から建設が始まり、たちまちのうちに一六の舟小屋（向粟ヵ崎三、大根布五、宮坂三、西荒屋三、室二）が完成し、それぞれ一〇名ぐらいの村民が坐込みをはじめた。この舟小屋を作る行動の中で貧農漁民層が行動力を出しはじめたことが注目された。これにたいして政府は一二日閣議をひらき一三日から内灘再使用と決定、日米合同委員会を通じて米軍当局にたいして「内灘試射場を永久使用することに決定した」むね正式に通告した。石川県知事には左の政府命令を電報で示達し、県は電話でこれを各市町村長に伝達した。

一二日閣議において内灘試射場の継続使用は六月一三日より開始する。ただし漁船などの搬出のため試射の実施は同一五日となるむね決定された。

一三日各町村に県から伝えられた伝達事項は左の通りである。

一、内灘試射場は一三日から使用再開となり一五日から試射開始となる。

一、漁船その他工作物は一四日の日没までに引揚げを完了してもらいたい。

一、引揚げ外の目的のものは一三日午後二時政府公電の伝達最終時刻以降は立入禁止地区に出入できない。

一、一四日の日没以後使用区域に放置してある漁船、漁具などは破損しても政府は責任をもたない。

一、内灘権現森地域（試射区域内）にある民有畑地一〇町歩にたいしては政府と公式契約がとりかわされるまで半カ月ぐらいは民間使用は認められることがあるが、契約が成立しなければ政府は強制収用を発令する。

一、一四日中に円満に再使用の政府指示に協力願えれば政府は補償の方法をさきにこちらから提示した線で取扱う。

接収反対の意気は全村を湧きたたせた。接収強行日の一三日、舟小屋の坐りこみは実行された。北国新聞も「しばらくここへこれなくなると思うと、涙がでて……いまもアカシヤの林で泣いてきたとしつかり浜砂をにぎりしめている老婆」と内灘の深刻な表情を伝えた。午後二時、一般立入禁止の指定時間が来たが村民と学生は坐りこみをつづけた。三時ごろ国鉄、全日通、電産、金沢大生ら五〇〇名のデモ隊が米軍キャンプに殺到して、村内はじめて警官隊とデモ隊が衝突して大乱闘となり労働者一名の重傷者を出した。労働者、学生、村民たちは舟小屋坐りこみの村民に声援を送りながら、かがり火を焚いて夜を明した。

一四日最後の日、警官は鉄柵の入口を閉ざし村民には一戸一枚の通行証が発行され、それなしには通れなくなつたが、坐りこみは小学生も交えて（この日は日曜日）五〇〇〇に達し、応援隊三〇〇〇名警官の動員二〇〇〇名（一戸に二人の割合）、ガス銃付装甲車が待機と報ぜられた。一一時から村議会全員協議会が開かれて最後の態度が議せられたが、西荒屋と室の貧漁民を主体とする村民約一〇〇名が激昂して役場に殺到し、議事を中止させ接収賛成を唱えた村議二名をとらえて袋だたきにした。役場前に待機していた労働者、学生もなだれこみ会場は全く混乱状態となつた。このほか、この日はいたる所でデモ隊と警官の衝突が起つた。いよいよ正午から北鉄労組は予定通り四八時間の軍需輸送拒否のストに入つた。北鉄金沢駅に到着した試射場むけ機械類一貨車はそのまま放置された。また同労組執委は、接収反対闘争にたいして官憲の不当弾圧や介入のあつたときは官憲の乗車を拒否すると決定し、各労組へ共闘を申し入れた。

村では坐りこみがつづけられていた。しかし村の支配層の一部に動揺がはじまつた。どうせ強制接収されてしまうならという考えと補償金その他の政府のエサとがその原因となつた。それが部落間の対立を次第におし出した。一戸当り二人とさえいわれた多数の警官の動員による圧力の前に、村実行委も、最も重要な一三、四日には部落間の対立による反対運動の分裂を理由に会合を開かなかつた。こうした実行委の態度は烈しく盛り上つた貧漁民層を主体とする村民大衆を動揺させた。たまたまこの夕刻石川県選出の辻政信代議士が数名の東亜連盟員をつれて村にあらわれた。適確な指導を求めて動揺し、わらをつかみたい村民によつてかれは歓呼の声で迎えられた。かれは国警駐在所のジープに乗つて米軍キャンプへ行き、三田村国警隊長とティボルト隊長に面会した。村民たちに向つて、警官

とは絶対に不祥事を起さぬようあくまで合法的に国有地にある舟小屋などはすべて権現森近くの民有地に移すことをすすめた。そしてジープで権現森に行き持参の日の丸の旗をとり出してかかげ権現森からも多数の坐りこみ員を退去させた。「勿論温和しく帰宅したものは少なかつたが、孤立の底で辻を迎えただけに、辻への信頼乃至期待が大きかつただけに多くの村民は安全な地帯へ後退してしまつた。小さな革命は完全に峠を越えた。一つの季節が終つたのである。」と清水幾太郎は書いている。

一五日午前〇時半、学生は舟小屋から退去した。前夜来徹夜で権現森に坐りこんだ村民は朝には七〇〇名をこえ、発射地点のキャンプ前に約三〇〇名がデモ隊とともに集結した。午前八時二分、四・二センチ追撃砲弾の第一弾が米軍試射場から発射され権現森前方三〇〇メートルで砂煙をあげた。接収地内の権現森での坐りこみはつづけられていた。午後またも村議会を開くとの報に大衆は役場におしかけたが、この勢いにおされて開くことはできなかつた。村民とデモ隊、約四〇〇名が役場前で県民大会を開いて気勢をあげた。この二日間のはげしい推移の中で村権力は事実上マヒ状態におち入り、実権は村長、村議から実行委員会の手に移つてしまつた。実行委は完全に闘争の主導権をにぎつた。実力行動にあたつての貧農漁民層の活躍も顕著となつた。試射が始つても闘いの火は弱まらなかつた。辻代議士は「私はこれから上京して国会で闘う」といい残して去つたが、村民たちのいちばん心配だつたのは、いつ村協議会が開かれて村長らが受諾のハンをおしてしまうかわからないということだつた。午後、協議会が開かれるとの情報に村人たちは村役場におしかけ、村実行委は左の決定事項を報告して決議した。

1、一七日には、各政党、労組、村民、学生代表ら二〇名が上京し、一六日から再開される国会へ絶対反対の地元民の意思を伝える。

2、坐りこみはますます強化する。

3、労組、学生は今後ますます動員を強化する。

4、農民は麦刈りが忙しいので労働者、学生はそれを手伝う。

そのあと河北地区署長の解散命令をふり切つて米軍キャンプへデモをかけた。これは今までのどのデモよりも大きく、また最もはげしいジグザグ・デモであつた。キャンプ前で向粟ヵ崎の坐りこみ隊と合流し、鉄板道路へ全員坐りこんで村民大会となり、前夜おこなわれた女子青年団員にたいする警官の暴行事件に抗議した。

第四期（五四年六月から一一月まで）　弾丸が射ち出されてから以後の方が闘いはむしろ本ものになり、村民大衆の闘志はいつそう固くなつた。持久戦に入つたのである。

一五日夕方、実行委は、一六日から鉄板道路に一〇〇名、権現森に九〇ないし一〇〇名の坐りこみ隊を派遣、目的完遂まで継続することを決定した。二一日の日曜日に米軍が約束を破つて二〇発射とうとしたが、村民は約束がちがうとキャンプにおしかけて三発だけでやめさせてしまつた。二八日からは出島委員長以下三〇名が総評からテントを借り参議院道路わきで坐りこみをはじめ、七月八日からは、上京した婦人陳情団一三名がそれに合流した。（この坐りこみは一ヵ月つづき二四日に打切つた。）一一日には内灘村青年団代表陳情団が徒歩で上京した。

また村では、坐りこみだけで勝てるかという声がおこり、長期戦にそなえて生活を守りながら闘う方法が考えられはじめた。こうして七月中ごろから、漁師たちは薄暮から夜にかけて舟を出しはじめた。権現森の坐りこみは米軍の試射の射程を半減させてその実効を奪う意義をもつていたが、また試射海面への実力出漁を陸上から援

護する役割をも果すことになつた。下旬にはさらに、北部の村民たちが権現森下海岸（立入禁止区域）で未明に地曳網を実施しはじめ、二九日に国警の退去勧告があつたがこれを拒否して一〇時まで漁を続行した。同日夕から黒津船地内、西荒屋部落民のかれい網、小舟三〇隻が出漁し、三〇日朝戻つた。また試射中にもかかわらず七時と九時の二回にわたつて地曳網三ヵ統が実施された。接収海面にも七塚方面から十数隻の貝採舟が入漁した。大根布漁業協組に入荷した漁獲高は、二九日六五貫、三〇日一五〇貫である。検挙で脅かされ取調を受けたのにたいし、村実行委出島氏ら三名は国警隊長を訪問して、民有地権現森は海中を含むから出漁は不法でないと申入れた。七月八日、北部の漁民は、国警石川県本部の一接収地内に立入るものは刑事特別法を適用する一との通告を無視して強行出漁し、二名逮捕された（九日さらに六名逮捕）。北鉄は一一日から一四日まで九六時間の第二波輸送拒否ストを敢行した。

こうした地元の闘いにたいして全国から支援の動きが強まつた。日教組第一〇回全国大会は二〇万円のカンパを可決した。全交通労組協議会（国鉄、私鉄、日通など八〇万名）は運輸大臣に「われわれも北鉄労組の決定を支持し、これに準じた措置（輸送拒否）をとる用意あり」と通告した（六月一五日）。炭労は、「炭労二五万は家族一〇〇万も含めて内灘村民の反対闘争を支持し共闘を誓う」とメッセージを送つて激励した（一八日）。日蓮宗日本山妙法寺西本敦らは村に来て断食をはじめた（二〇日）。

六月二五日（朝鮮戦争突発記念日）には全国各地で「基地とりのけ国民大会」が開かれ、「内灘につづけ」がどこでも合言葉となつたが、東京では全国から集つた四七九名の代表を中心に「軍事基地反対全国大会」がひらかれた。内灘からは北鉄労組越野副委員長が壇上に立つて次のような報告をおこなつた。

一五日の試射再開で、内灘の闘争が負けたように思われているかも知れないが、断じて負けてはいない。その証拠は次の通りである。

第一に、現在行われている試射は完全な試射になつていない。というのは権現森に座りこんでいるため、試射距離をちじめて威かく的に射つているだけになつたからだ。

その次に、土曜、日曜日の試射をやめさせた。これも村民が押しかけて、約束がちがうとやめさせてしまつたのだ。

第三に、向粟カ崎の鉄板道路の座りこみは、警官隊の交替を阻み、弾丸の運搬を身体を張つて食い止めている。こうして闘いは長期態勢にきりかえられ、抵抗はますます根づよくなつてきている。村民は死ぬまでやるといつている。

ハタを振るのは共産党、デモをやるのは労働者という考え方はもう古くなつた。一〇日の日、県庁前で伊関の車にムシロ旗をふりかざして突つかかつていつたのは内灘の村民とおかみさんたちだつたではないか。独立がいいとか悪いとかいうのじやない。うだれに指図されているのでもない。自分たちの土地をアメリカに取られまいと漁民、農民、年寄りや婦人まで、全村こぞつて「死ぬまでやる」と立ち上つているのだ。

七月一九日には、金沢兼六公園で日教組主催の「軍事基地反対国民大会」がひらかれ、全国から約九〇〇〇名が参加して大きな反響をよび起したが、ここで内灘の今後の闘争方針が左のように示され、嵐のような拍手の中で長期態勢の自信を示した。

1、権現森、キャンプ前広場の坐りこみの人員配置は合理化するとともに、坐りこみ中の内職を実現させて、経済上の困難の打開を計る。

2、坐りこみ小屋を改修して冬期間の使用にも耐えうるよう半永

久的なものにする。
3、いわゆる基地経済を醸成するがごとき営業は絶対排撃するとともに農地開拓、水産物増産を計り、村の経済を確保する。
4、現在の医療班を拡大し、これを組織化して村の衛生医療の万全を期する。
5、県内全般の宣伝啓蒙をいよいよ活発におこない、県民の接収反対の総意の結集を計る。
6、権現森を守れの相言葉により資金カンパを活発におこなつてあらゆる法廷闘争をおこなう。
7、反対は村民の意思でなく外部団体の煽動であるとのデマ宣伝を一蹴するため、地元実行委員会を強化し、外部団体は支援態勢の強化に努めることにする。
8、改進党、自由党県連に働きかけ、県会に全会一致する接収反対の決意をもりあげる。
9、県会に接収反対の諸経費を負担せしめること。

決議文（日教組提案）

内灘、妙義の皆さん　全国民の先頭に立ち長い間苦難の極にあつて命をかけての苦闘に対して心から感謝致します。皆さん並に全国民の闘いの犠牲の上に浅間基地の使用取止めが決定したことは、われわれの闘いの大きな成果であると、喜びに耐えません。これを足場に更に全国の基地撤廃への国民運動を強化し進もうではありませんか。国民の意志をふみにじり、吉田内閣がアメリカと行政協定を結んで、われわれの祖国が〝いつわりの独立〟を強いられてから、既に二年余りを経過しました。

そしていま、われわれは秀峰富士に星条旗がひるがえつている事に象徴されているように日本のすみずみに至るまで、この星条旗に土を奪われ、生活を奪われ、油を奪われ、路頭にさまよわざるを得ない不幸な人々が続出しようとしているのです。

しかしこの〝強制された不幸〟に対して激しい憤りの声が、そしてその憤りに支えられた力強い抵抗が内灘、妙義、浅間をはじめ各地に急速にひろまりつつあります。

これらの基地住民の運動は、平和を求めるあらゆる層の人々によつて激励され、支持され、共に闘われ、今や、国民運動にまでたかまつています。それは軍事基地反対の闘いは、基地の住民問題ではなく、一極地の問題でもないということを国民がはつきりと知つてきたからでもあります。

銃剣と棍棒の前で勇敢に闘う基地住民の人々を孤立させることなく、祖国に完全な独立と世界に平和をもたらすべく、われわれもまた、この光栄ある闘いを更に強化するため、「軍事基地反対国民大会」の名で決議するとともに、内灘、妙義で今もなお死をとして闘い続けている人々に対して、その闘いの成功を心から願い、一層その闘いを強化されるよう全国民が一丸となつて闘うことを堅く約束する次第であります。

一九五三年七月一九日

基地反対国民大会

しかしようやくこの間に村内の一部に動揺があらわれ、それをねらつて切りくずしと弾圧が強化されて来た。

初期から闘いの性格を複雑にして来た原因として、村内の各部落の特殊性があつた。内灘村を構成する六部落は大ざつぱに三つに分けて考えられる。北部の三部落（室、西荒尾、黒津船地内）は、農耕にほとんど見るほどのものがなく、土地も乏しく、地曳や出稼に頼つていて、経済生活は最も貧しい。これにたいして南部の向粟ケ崎は、北陸鉄道と直接結びついていて、生活も多面的であり、農耕はここでは最も進んでいる。中部の大根布は、村の政治の中心であり寄生的性格が強く、網元もここに集中し、階層関係もより明確と

なつていて、貧富の差も著しいようである。村の権力はここに集中しており、国家権力はすべてここを通して村に入つてくるのである。村ぜんたいが相当に貧しく、一様に封建的な要素が強くつきまとつていて、血縁関係による結びつきが強いが、その中でもつている右の三つの部分の特徴は、運動が深刻になつてゆくにつれて明確にあらわれて来た。初期から先頭に立つていたのは向栗ヶ崎であつたが、のちになるにつれて北部の戦闘的主導力が強まつていた。これにたいして大根布は早くからボス的な暗躍と圧力を働らかせ、政府の切りくずしにいちばん先にくいついて反対運動をサボリ、妥協派の中心となつた。これは網元、船主たちが、浜と漁業権との引きかえに北海道行の新造船を手に入れることを考え、新造船資金の融資と漁港修築費や補償金のエサによつて接収賛成のヒモをつけられたのと、下部大衆の立ち上りによつて自分たちの古い支配秩序をやぶられることを怖れたからである。大根布では網元、船主にさからえば翌日からとたんに飯のくいあげになるような状態であつた。これらのことは、村の封建的な権力機構との闘いなしには接収反対も続けていけないことを大衆に教えるに至つた。反封建闘争はここでも基地反対闘争と不可分に結びついていたのである。

村上層部の妥協的な動きは、先に見た前年一〇月の林屋説得使の来県と林屋邸での三日間の密議の時からすでにほのみえており、その後も表面はあくまで村一致の反対をとなえながら事実上は反対運動をサボリ、外部団体との結びつきを排除しようとする空気となつて底流していた。四月選挙で敗北した金沢番町会の巧みな反撃への動きがこれを強くバックアップした。かれらはまず改進党県政打倒を名とする県政刷新協議会の結成によつて反逆者井村参院議員の孤立化を進めた。四月県会において右派のみならず左派社会党まで自由党と民友クラブ（林屋国務相支持のための改進党県連の分派）に組して改進党主流（井村派）を攻めた時をもつて挙県的絶対多数の態勢は崩れたのである。内灘村にたいする切り崩しの手は露骨にあらわれた。七月二八日には射程の延長の通達が村にもたらされた。

村長らが妥協に動いていることは、駒井某（大根布出身の軍需資本家といわれる）との話し合いが暴露されたときに知れわたつた。七月三〇日、北鉄労働者は高山円照寺（警官の屯所）へデモをかけ、三一日には接収賛成のボスたちが会合しているといわれる円照寺に激昂した村民がおしかけた。村民の実力出漁や、主婦たちの組織しはじめた「子供を守る会」、「行商組合」はボスたちにとつての打撃であつた。八月一日、大根布区理事会は応援の学生団の退去を決議した。二日には区民大会を召集し、学生退去要求の承認、坐りこみの中止などを議題にあげた。大根布区長の出島氏はアカと結んだと攻撃され、発言を要求すると、お前はもう委員長ではないといわれた。三日夜の大根布区理事会は、共産党員、医療班、県実行委の撤去を通告した。北部の強行出漁にたいして警察は刑事特別法違犯で二名を逮捕し、大根布では外部団体の追い出しに実力行使をはじめた。九日には共産党員を追い立て、居住小屋を破壊した。一一日には、他部落が外部団体と手を切らない限り参加しないと坐りこみも中止した。一六日には、「村の自主性を確立せんがため反共運動と明朗なる村の建設の尖兵となる」と宣言する大根布愛村同志会が結成式をあげた。同志会の大部分は網元の舟に乗つて出稼ぎする舟子たちで、かれらの帰村を待つて結成された。一八日には斎藤国警長官と右社の中村高一代議士が村にあらわれ、斎藤長官は「愛村同志会ができたことは村の大きな収穫である。このような動きに期待している」と新聞記者に語つた。村は割れた。しかし一般村民の反対はかえつて強まつた。二四日、北部と南部の人々は村民大会に集つたが、愛村同志会は、大根布の認めない出島委員長の召集した村

民大会は認めないと、実行委になぐりこみをかけ、出島氏らを殴打し傷害させた。愛村同志会のこの暴行事件は、大根布の上層部が反対運動を切りくずそうとしていることを誰の目にも明らかにした。

出島委員長は辞任をせまられ、実行委は村当局の圧力によつて総辞職した。しかし反対運動は弱まることなく、愛村同志会の行動はかえつて他部落の大根布にたいする反感を強め、大根布から退去させられた学生、共産党工作隊長に同情的態度を示した。出島氏は委員長はやめたが反対運動の先頭に立つことはやめなかつた。

九月二日、大根布青年層二十数名による「民主化同盟」が結成され、一近ごろ大根布区指導層の行動は一般区民の総意を反映せざるのみならず独善横行」と声明した。会長は漁業労働者、副会長は北鉄労組の婦人部副部長である。「民主化同盟」の発足は大きな反響をよび、古いボス支配に抗する各部落の民主グループとして、向粟ヶ崎の「向民会」（一〇六戸、全戸数の四三・三%）、黒津船の一新生会一（七〇戸、六九・三%）、西荒屋の「前進会」（八二戸、四六・八%）、室の「新民会」（六四戸、六九・五%）が相ついで結成され、それは一〇月二六日には「内灘村革新協議会」の結成をもたらした。村民たちの坐りこみは、六月一二日にはじまつてから九月二八日まで射程延長のため権現森への立入りが暴力的に禁止され警官隊二〇〇名によつて阻止されるまで、約三ヵ月半つづけられ（参加人員延三万人）その困難な苦しい闘いは労働者と農民、漁民の結びつきをいつそう深いものとした。

一方、村当局は急速に妥協への道を進んだ。反対運動の拠点権現森は宮坂部落民四六名の共有地であるが、九月四日夜の部落常会では政府の意向として権現森の賃貸要請が伝えられ、五日には村議会協議会が「政府との話合いに応ずる」ことが可決された。宮坂部落でも権現森の賃貸同意書の署名集めがおこなわれ、強硬派には反対運動の署名だといつて印がとられたという。村支配層の寝返りにこたえて政府は直ちに伊関局長を現地に派遣した。村長、村議は、村民の上京反対、交渉反対の決議をけつて、知事、局長とうちつれて上京した。一四日にはとらえどころのない永久接収の妥協が成立し権現森は法廷闘争を尻目に「合法的に」政府によつて借りあげられ、二八日には射程延長となつた。由、中山村長は一六日帰県し、林屋国務相を訪ねて固い握手をして帰村したが、村長を待つていたのは法定数を突破したリコール署名簿であつた。

先に村内民主グループを結集してできた革新協議会は、実行委の基地反対方針を継続して推進することをきめ、村長リコールは法定数の突破に成功し、村長選挙に出島元反対実行委員長を推した。自由党の主導という新しい県議会の意向にそつて、村の支配層は村政の建直しを画策し、中山に代る村長候補として自由党系の元村会議長、元漁業組合長の中本長松を推した。中本派には林屋—番町会から五〇万円の資金が提供されたといわれる。出島派は左右両社・共の支持を受けて立つた。改進党は出島派に懇談を申し入れたが拒否され、妥協の旗頭中村小重（現村議会副議長）を立てた。こうして従来の村長選挙には全く見られなかつた革新、自由、改進の三巴戦となつた。一一日一〇日、村長選挙がおこなわれ、総投票数三八〇〇票、投票率八五・四%（女子は九〇%）、投票結果は左のごとく、中本が新村長となつた。

一二九一票	中本長松	
一〇七八票	中村小重	
六九五票	出島権二	
一六票	無効	

村長選挙の敗北は表面的には反対運動の終止符であるようにみえる。しかし全村の投票を三分した革新派の票は、伝統的な保守両党

の地盤をつき崩し、従来の無意識的な権力服従の態度を一掃した村内革新勢力の大きな成長を物語るものといえる。その後の反対運動は、一年前にはこの村として想像もできなかつたこの革新協議会をよりどころとし、労働者、学生の協力をえて、高められた民族意識をもつて地道に古い関係の排除に進みつつある。

しかし何よりも内灘の長い闘いの意義は、それが全国の基地とりのけ闘争の突破口として先頭に立ち、全国各地の平和と独立の闘いにとつて無限のげきれいと教訓を与えたことであつた。

参考資料　二重丸印は本稿の執筆にあたつてとくに多く参考にしたもの、またはとくに重要な文献と考えられるものである。

I　単行本

○石川県教組「内灘永久接収反対闘争経過」
○京阪神急行労働組合「嵐を呼ぶ軍事基地粉砕の闘い――突破口内灘をゆく」、五三・七
○わだつみの声編集その他共同編集「内灘」若き戦士編集部、五三・七
◎日達一接取地」、日本山妙法寺出版部、五三・七
○現在の会編「内灘」、社会書房、五三・八
◎神田正雄・久保田保太郎「内灘」、朝日書房、五三・九
○民族解放シリーズ第一集「いかる内灘」、あけび書房、五三・八
○「怒る内灘」（絵葉書）第一集、第二集、金沢北斗書房
○桜井柳太郎「石川政戦史」、利光社、五三・一〇
◎北陸政治経済研究所編「内灘」、勁草書房、五四・二
◎内山光雄「幹部闘争から大衆闘争へ――北陸鉄道労組の経験を中心として――」、労働法律旬報社、五四・五
○真鍋呉夫「嵐の中の一本の木」、理論社、五四・一
○芦田高子「内灘」（歌集）、第二書房、五四・六

II　雑誌・機関誌

○浜崎みよ「砂丘は叫ぶ」、新日本文学、五三・四
○「内灘の子ら――内灘の少年少女のうつたえ――」、北陸文学、五三・四
○大木保治「内灘砂丘」、近代文学、五三・四
○中村静治「辻政信はどうして出たか」、思想、五三・四
○森直弘「辻政信はこんどもどうして出たか」、中央公論、五三・六
○「内灘問題の実相を探る」、エコノミスト、五三・六
○井上章「内灘の嵐のなかで」、国鉄文化、五三・六
○「内灘試射場にみる反米の叫び」、日本週報、五三・六・一五
○「基地に囲まれた日本」、週刊朝日、五三・六・一四
○日教組代表団報告「内灘試射場強制接収反対闘争」、教育情報、五三・七・二〇
○「現地にみる内灘の反対闘争」、全銀連調査時報、五三・七
○森直弘「苦悶の内灘」、解放、五三・七
○大田義久「内灘」（詩）、新日本文学、五三・七
○「内灘のいかり」、平和、五三・七
○国鉄労組北陸地方本部「内灘」、ほくりく、五三・七
○竹内猛「内灘闘争のおしえるもの」、社会主義、五三・七―八
○中村慎吾「この浜は先祖代々おらがもの」、新しい世界、五三・八
○臼井吉見「内灘」、改造、五三・八

○芦田高子「内灘のたたかい」（短歌ルポ）、新日本文学、五三・八
○芦田高子「内灘の闘い」、新日本歌人、五三・八
○田端重春「砂丘の旗」、新日本文学、五三・八
○特集号「内灘のたたかい」、新歌人（金沢）、五三・八
○城茨畔子「今度こそだまされんぞ」、新女性、五三・八
○辻政信「内灘の砲弾の下で」、文芸春秋増刊、五三・八
○前川清治「内灘の記」、葦、五三・夏号
○「余韻残す内灘基地――米軍悩ます日蓮宗徒の団扇太鼓」、週刊サンケイ、五三・八・一六
○「砲火にいどむ内灘のおかかたち」、新女性、五三・八
○総評「内灘射撃場接収反対運動の資料」、軍事基地問題資料第一集、五三・九
○高山登「基地とりのけ闘争の諸問題――内灘の闘いの教訓――」前衛、五三・九
◎清水幾太郎「内灘」、世界、五三・九
○中村静治「内灘のたたかい」、世界、五三・九
○森直弘「砂丘に飜える赤旗」、国鉄文化、五三・九
○岩倉政治「いたいたの森は祖国を守る歌ごえによく」、新しい世界、五三・九
○市川房枝「内灘のおかみさんと議員の手当」、婦人朝日、五三・九
○深田久弥「内灘試射場」、群像、五三・九
○渡辺順三「内灘試射場にて」、新しい世界、五三・一〇
○座談会「内灘」、人民文学、五三・一〇
○「批評の盲点」、日本資本主義講座月報、五三・一〇
○杉浦民平「内灘について」、世界、五三・一一
○中山又次郎（村長）「清水氏の内灘をよんで」、世界、五三・一一
○出島権二（実行委員長）「土地貧乏」、世界、五三・一一
○清水幾太郎「中山村長への手紙」、世界、五三・一一
○中村静治「内灘の炎は消えない」、世界、五三・一一
○若林明夫「その後の内灘とこれからの内灘」、世界、五三・一一
○新海覚雄「内灘のおかかたち」、新しい世界、五三・一一
○伊那嘉代「内灘の闘いは終ることを知らない」、新しい世界、五三・一一
○日教組「有刺鉄線の囲みを越えて」、教育情報臨時増刊、五三・一一・一〇
○特集号「内灘」、北陸文学、第五号、五三・一二
◎森直弘「内灘の闘いについて――私のノートから」、北陸文学、五三・一二
○清水幾太郎「内灘の教訓」、平和、五三・一二
◎進藤牧郎・鈴木寛・宮本憲一「内灘村――その政治経済構造」、思想、五四・二
◎中村静治「内灘闘争史ノート」、歴史評論、五四・三
○中村静治「内灘の一年間」、世界、五四・九
○中山又次郎「内灘村を読んで」、思想、五四・七

III　組合機関紙など

○「北鉄、内灘基地反対の先頭に」、私鉄新聞、五三・五・二〇
○岩倉政治「いかる砂丘地帯をゆく」、アカハタ、五三・五・二七
○「全労働者諸君に訴える」、日本労働者、五三・六・一
○「悲憤する現地の人々」、総評、五三・六・五
○「石川県内灘」、新日本通信、五三・六・五
○「突破口・内灘をゆく」、私鉄新聞、五三・六・一〇
○特集「内灘」、平和新聞、五三・六・一一
○「嵐をよぶ内灘を行く」、炭労新聞、五三・六・一一

○特集「吉田政府をゆさぶる内灘闘争」、新日本通信、五三・六・一三
○「前進する内灘基地反対斗争」、日本労働者、五三・六・二九
○「軍事基地反対国民大会ひらく」、アカハタ、五三・六・三〇
○「星条旗を降ろすまでは」、アカハタ、五三・七・三、六、九
○「軍事基地反対国民大会」、平和新聞、五三・七・五
○「内灘にうたごえがあがるまで」、アカハタ、五三・七・一二
○「基地内灘に苦闘つづく」、総評、五三・七・二四
○荒川次郎「うちなだ」、金属労働者、五三・七・二八、八・一一、八・一八、八・二五、九・八、九・二二、一〇・六、一〇・一三、一〇・二〇
○「うちなだの実力出漁」、金属労働者、五三・八・四
○「平和独立実力の闘い」、私鉄新聞、五三・八・八
○杉本重夫「内灘は怒り、叫び続ける」、新産別、五三・八・二〇
○「怒る内灘」、私鉄新聞、五三・八・二九
○「坐り込み続く内灘」、総評、五三・九・四
○「内灘の闘いは今始まる」、私鉄新聞、五三・一〇・一〇
○「なぜ北鉄は内灘で闘えたか」、私鉄新聞、五三・一〇・一七、一〇・二四
○「内灘闘争を顧みて」、総評、五三・一〇・九、一〇・一六、一〇・二三、一〇・三〇

Ⅳ　その他

○猪俣浩三・木村禧八郎・清水幾太郎編「基地日本」、和光社、五三・五
○清水幾太郎・宮原誠一・上田庄三郎編「基地の子」、光文社、五三・一一
○さとう・はじめ「日本の軍事基地化と国鉄輸送について」、国鉄文化、五三・六
○鬼生田貞雄「基地九十九里」、東利社、五三
○椎名麟三「九十九里浜」、中央公論、五二・一〇
○近藤康男編「貧しさからの解放」、中央公論社、五三・五
○「漁場の演習区域とその補償問題」、水産事情調査月報、五二・三
○駿河三郎「底に敵意をひめて――富士山麓軍事基地――」、人民文学、五二・七
○水島優「富士山麓」、改造、五二・七
○窪田精「富士山麓」、新日本文学、五二・八
○山岸外史「富士よ怒れ」、人民文学、五二・八
○井上孝「活火山フジヤマ」、婦人画報、五二・九
○西野辰吉「富士の裾野」、婦人公論、五二・九
○「揺れる基地軽井沢」、週刊朝日、五三・六・二八
○佐藤省三「浅間山麓の四日間」、新しい世界、五三・七
○佐藤省三「浅間山麓」、平和、五三・七
○岡邦雄「第二の富士山にするな」、新しい世界、五三・八
○「妙義浅間演習地」、群馬大社研、学園評論、五三・八
○「基地の漁業問題」(特集)、水産事情調査月報、五三・八
○パンフレット「妙義はゆれる」、平和と生活社、五三・九
○酒井真吉「妙義よとがれ」、新しい世界、五三・九
○「崩れゆく基地抵抗線――妙義・富士演習地に実相を探る――」サンデー毎日、五三・一一・一
○州之内徹「妙義」、中央公論、五三・一一
○「妙義を行く」、私鉄新聞、五三・一一・七
○間宮茂輔「妙義地区」、平和、五三・一一・一二
○グラビア特集「怒る妙義」、平和、五四・四
○「妙義基地実態調査」、高崎大学新聞、五四・七・二八

第三章　学生・青年・婦人の運動

第一節　学生・青年の運動

朝鮮休戦をかちとつた世界の情勢は平和に向つて大きく前進したが、これにたいして日本においては再軍備政策が急激に進められ、M・S・A体制下における國民の生活はますます窮乏化した。こうして、一方では話し合いによる平和の確信が強められた反面、現実的な矛盾と苦しみに対する闘いは極めて困難となつて来ており、これを打破するための全青年の統一行動が強く要求された。

五三年における青年・学生の運動はこのような情勢のなかで大きな成長をとげた。スローガンの上だけに止つた従来の統一要求が具体的な活動面に移され、労働青年、農村青年、学生の交流と提携が進められ、平和と生活を守ろうというこうした共通の一致点に立つて大きく共同戦線を組織しようとの努力が具体的に実を結びつつあることは、五三年におけるあらゆる運動に共通した特徴であるとともに、青年・学生運動の大きな前進を示すものといえよう。

春、夏における帰郷運動、内灘、浅間を初めとする基地反対闘争への参加、秋における学園復興運動、自治庁通達反対闘争などを行つた学生の運動を通じて、労働者、農民との提携が共同の地盤の上で強められ、教授や市民による緊密な援助の下に学生生活の擁護と民主的権利を守る闘いが進められた。そして又、基地反対、凶作突破などの闘いをおし進めた全国青年婦人会議が、従来のセクト主義を打破り、全青年の統一組織として農村青年、未加盟の労働者、学生と積極的に手を組んで闘つて行こうという方針を打ち出したことは極めて注目された。反戦・権利擁護の闘いにおいても各層の広汎な青年、婦人が結集し、それぞれの職場における平和と生活の闘いに全青年的な連繋を強めた。

これを国際的な運動についてみても、国際労連の世界学生大会（八月）、世界民青連の世界青年大会（七月）にはこれに未加盟の青年、学生が数多く参加し、さらに三月の国際青年権利擁護会議や八月の世界青年学生平和友好祭などによつて青年、学生の国際的交流は極めて広汎に行われ、相互の理解と平和を守るための話し合いはあらゆる見解の相違を越えて進んで行つた。しかしこうした国際運動の高まりのなかにありながら我国の政府は日本代表の参加に対して旅券拒否をもつて応じ、全世界の青年と手を組もうとする日本の青年の熱望と努力を踏みにじつたのである。以下、五三年における、これらの運動を概観しよう。

帰郷運動　春休、東大教養学部の学生により平和憲法擁護の全国遊説運動が行われた。帰省した学生の活動に地元の大学学生も応援に参加し、東北、北関東、信州、静岡、三重、大阪、四国、中国、北九州など全国四二ヵ所で講演会を開き、幻灯・映画会なども加わつて、労働者、農民と学生の連繋に大きな成果を収めた。又この運動には東大を初め各大学の教授三一名が講師として参加した（詳しくは東大教養学部学生自治会「故郷の山に応えて」参照）。四月二八日東大教養学部でこの報告大会がもたれたが、ここにおいて指摘された欠陥及び今後の活動方針は大体次の通りである（社会タイムス五三・四・三〇より）。

一、いろいろの支障で深く農村に入つて行くことができず、多くは市街地に止まつた。

一、宣伝の不足もあり聴衆の多くは学生インテリ層であつた。

一、その土地土地の実情に暗かつたため〃平和憲法を守る〃ということがそこの人達の生活とどう結びつくか、これを具体的に説明することが多くの講師達にとつて大変困難であつた。その例として米軍基地や軍需工場に働く人達は喰うためには再軍備も止むを得ないと考えていた。

一、地方の人々は学生や教授たちを自分と違つたオエライ人種のようにみており、人によつては反感さえもつている。

一、学生のうちにもまた〃大学生〃という特殊身分を意識しておまつり気分で活動したものがあつた。

――これらのことについて討議した結果、まずこの運動の成果をより高めるために、遊説の結果全国各地に生れた〃平和グループ〃との中央連絡組織を作り、こうした欠陥はこの組織の運動の中から克服して行くことが決定された。

ついで六月の全学連大会では夏休における全国平和遊説運動についての決議がなされたが、九州学連大会、大阪府学連代表者会議、東京都自治代表者会議などにおいてこの運動の準備がなされ、夏休みには平和擁護・基地反対、水害救援などの帰郷運動が、全国の大学学生が広範に参加して行われた。九月一九日早大で、東大、早大、日大、お茶の水大、日農代表など約七〇名が参加して開かれた総括会議では、大体次のような成果と欠陥が指摘された。

一、全国四〇〇ケ所で平和集会をもち、かつてない多くの学生、教授などが参加し、労組、農民組織などに活力を与えた。

一、学生自身に〃平和は話し合いで〃の確信を与えた。

一、とくに愛知地区では「日中貿易」をテーマとして講演会を行つたが、これが日中貿易促進町民大会にまで発展した。

欠陥――一、農民、炭坑労働者などによる米価、企業合理化などの具体的な質問に満足に答えられなかつた。一、集会内容も学生の一人よがりの内容をもつ場合がみられた。

西日本学生平和会議　五二年一一月日本学生平和会議が開催されたが、五三年にはこれに続いて五月三〇日―六月二日までの四日間京都において、全京都学生平和懇談会の主催により西日本学生平和会議が開かれた。西日本における七四の大学、高校の代表六〇〇名が参加して平和運動の経験と当面する困難についての訴え、運動推進のための討議が行われた後、次のようなスローガンを採択、決議を行つた。スローガン――平和と友情のために団結しよう、平和憲法を守ろう、すべての外国軍隊に帰つてもらおう、軍事基地を直ぐ取りのけよう、五大国平和会議を開け、など。決議――第二回学生平和会議を本年一二月八日にもとう、今夏の休暇に憲法擁護遊説運動を起そう、西日本基地撤去実行委員会を作ろう、第四回青年学生平和友好祭を盛大に準備しよう、など。

基地反対闘争　学生の基地反対闘争は一九五一年七月北海道大学の学生によつて行われた、学園を横切る軍用道路反対運動が最初であるといわれるが、五三年には内灘、浅間山、北九州などを中心に労働者、農民と共に激しい闘争が行われた。

浅間　東大教養学部学生による現地実態調査や地元の信州大、群馬大の学生による反対運動など現地の農民、労働者の闘争に混つて行われたが、六月一六日には東京清水谷公園において東大教養学部学生三〇〇〇名が「浅間山演習地化絶対反対、地震研究所を守れ、学問の自由を守れ」のスローガンの下に抗議集会を開き、国会請願、東京駅に至るデモ行進を行つた。また当日この集会に早大、東大、教育大の学生及び全国の大学代表約一〇〇〇名が合流し国会請願を行つた。

内灘　この闘争への参加は京都の同志社大、立命大及び地元の金沢大の学生を中心として行われた。京都では朝鮮休戦記念日の六月

二五日全京都学生決起大会を開き、同志社大、京大、立命大などの学生四〇〇〇名が朝鮮休戦万才、内灘を返せと叫んで雨中のデモ行進を行つたが、内灘の闘争には地元の金沢大を始め、同志社大、立命大の学生が一〇〇名と現地に出向いて地元民の坐りこみに、デモに参加し、農民の仕事を手伝い、又現地で学生大会を開き（六月一六日）、この三校を初め全国から集つた学生二〇〇名が闘争方針を協議したりした。

なお従来全国各地で行われて来た学生による基地反対闘争は大体次の通りである（全学連第六回大会資料による）。

北大軍事道路反対闘争、軍事アルバイト反対闘争、北芸大札幌分校の予備隊のための歓楽街反対闘争、同旭川分校の旭川保安隊設置反対闘争　京大学友会館（米軍接収）返還要求闘争　大阪市大杉本町校舎（米軍接収）返還要求闘争　大阪市大北高の巡回基地展（郷土展）闘争　信州大松本分校々舎（保安隊接収計画）反対闘争　横浜翠嵐高校々庭（米軍石油タンク）プール（米軍家族用）返還要求闘争　東京学生会館（保安隊接収計画）反対闘争　東大平和憲法を守る会の、横須賀、九十九里浜接収反対闘争への参加　東京都学連、東大地震研究所、理学部、教養学部の浅間山軍事基地反対闘争　多城大立退（飛行場建設敷地）反対闘争　新潟大学新発田分校々舎（保安隊接収）返還要求闘争　金沢大学校舎（保安隊接収）反対闘争への金沢大の参加　武蔵野米軍宿舎設置反対闘争への三多摩各校の参加　東京三多摩防空演習拒否闘争　信大文理学部の浅間山接収反対闘争　九州基地化（板付基地とりのけ運動を中心に）反対闘争への九大、宮崎大、九州工大、西南学院大、西南高校、福岡女子大の参加　宮崎大の都井岬レーダー基地反対闘争　広島大の江田島基地こどもを守る運動　紀伊大島レーダー基地化反対闘争への和歌山大、新宮高校の参加　東京内湾基地化反対闘争（東京都学連参加）小河内軍事ダム反対闘争への東京学生の参加　東大生、千葉大生の九十九里米軍演習地反対闘争への参加　富士山麓基地化反対闘争への東京、静岡の学生の参加　東京戸山高校、日比谷高校文化祭の基地展　戸山高校の米軍射撃場反対闘争への参加　阪大北高の巡回基地展（郷土展）沖縄学生の基地反対、日本復帰要求闘争　伊良湖岬基地化反対闘争への名大生、愛大生の参加

自治廳通達―学生選挙権―反対運動　「修学のため寮、下宿に居住している学生で学資の大半を郷里から仕送りを受ける者の住所は郷里にある」とする六月一八日付の地方選挙管理委員会宛自治庁秘密通達が発端となつて始まつた選挙権擁護の学生運動は、八月から一二月に至る五ヵ月間全国で強力に展開された。まず八月一八日全学連は拡大中執会議を開いて学生の選挙権剝奪反対を決議する、加盟自治会に対しあらゆる集会においてこの問題を討議し、労組、民主団体文化人に呼びかけて全国民的な反撃体制を組織する、各地方選管に対して通達拒否を働きかける、法廷闘争を行うなどの闘争方針を指令した。またこれに応じて東京都学連でも署名運動、寮、下宿の調査ボイコットなどを決定、各大学では直ちに具体的な活動に入つた。又横浜国大、北海道学連、京大、東北大、静岡大、新潟大、山形大、奈良女子大などで署名運動、抗議大会、選挙調査拒否、選管との懇談会などを行つた。

一方、こうした動きのなかで東大矢内原総長が通達反対を表明したのを初め各大学の教授会などで続々反対決議がなされ、各地方選管も学生を中心とする全国民的な抗議の前に大きく動揺し、鎌倉、仙台など通達を拒否する選管も現われ始めた。衆議員選挙法委員会もこの撤回を決議した。こうした圧倒的な反対の動きを前にして自

治庁側は窮地に陥つたが、なおも九月二九日第二次通達を発してこれの強行を確認した。

これに対して全学連中執は闘争の強化を全国に指令、一〇月二八日には東京で「自治庁通達反対全国決起大会」を開催した。雨をついて参集した東大教養学部、法政大、中央大、早大、お茶の水大、一橋大などの都下学生及び関西など全国各大学から上京した代表一〇〇名を含めた四〇団体五〇〇〇名の抗議大集会が行われ、代表は自治庁におもむいて通達撤回を要求、全学生は文部省、自治庁前をデモ行進した。大会宣言（要旨）は次の通り。

我々は自治庁通達が実質的に我々の選挙権を奪い民主主義を奪うものであることを確認し、塚田長官の声明書も本質は何ら変らず、全国民の反対運動の分裂を意図したものでしかないと断言する。今や通達撤回の要求は全国民の支持を得ており、反対運動は国民のあらゆる層に拡がりつつある。国民生活が荒廃の一途を辿り民主的諸権利が一つ一つ奪われようとしている現在、選挙権を守り、民主主義を擁護するため全国の学生が思想信条を超えて団結したことは、この運動を一層強め、勝利への確信を強めるものである。我々は、一票の選挙権をも守つて、民主主義を破壊せんとするものに対して団結し最後まで闘うことを誓う。

次いで一二月一日、東京都学連主催「選挙権擁護、通達粉砕学生総決起大会」が開かれ、東大教養学部、教育大、早大など一〇校約五〇〇〇名の学生が参加、デモを行い、終つて署名運動を行つた。こうした全国的な反対運動のなかで一〇月以来審議を続けて来た選挙制度調査会は一二月一五日の総会で「原則として現在の居住地を選挙権行使の場所とする」ことを結論、これを総理大臣に答申することになつた。しかしこれによつて政府の意図が坐折したのではもちろんなく、全学連はこの答申に一応賛成しつつ、政府の策謀を厳重に監視し、立法措置の行われる五四年度に圧力を結集させることに決定した。

学園復興会議　九月における全学連中央委員会の決議に基づいて一一月八日から五日間京都で開催された。そしてこの期間を通じて会場に予定されていた京大法経第一教室の使用をめぐつて京大当局と学生が対立し、これに警官が介入することによつて、七日には学生四〇名前後が負傷し、一一日は遂に荒神橋における流血事件まで引起した。

会議は八日の同志社大明徳館における総会で始まり、この日一〇〇余校約八〇〇名の代表が参加して、学園復興問題のシンポジウム各校の実情報告があり、九日から各分科に分れて討論が行われた。その経過及び提出された主な意見は次の通り。

九日　法、経、商、理など一六の学部別分科会。――授業内容の低下、私学の国庫補助、施設の不足、基地の爆音で勉強出来ぬ、教授学生の貧困化（共通）、関経連、日経連の講座は学問を歪曲するものだ（法・経）、軍事研究に従事させられる（工）、インターンで経費がかかりすぎる（医）、地方大学の貧弱（文理）。

一〇日　国立、公立、私立、宗教大学など七分科会。――官僚の学内支配の強化（国大）、学校の経済的貧困と設備の極端な不足（公立大）、理事の権力強化、自治会の圧迫、授業料の騰貴、私学の営利主義（私立大）、女子の授業内容の貧弱（女子大）、授業内容の貧弱、昼間の労働に疲れて勉強できない（夜学）、寺院による学問の自由の侵害（宗教大）。

一一日　学外活動、文化、互助、帰郷運動など一八分科会で討議この日、荒神橋事件が生じた。

一二日　総会で「現在の学園の荒廃は吉田再軍備政策の結果であり、これに対し我々は学生、農民、市民、労働者などを含む広汎な

層と結びついて学園の復興のために闘う」ことを確認し、五日間にわたる会議を終えた。そしてこの会議の後、各大学においては学園復興会議がもたれ、自治会活動が活発化し、あるいは自治会の再建が行われるなどの動きがみられた。次にこの会議についての全日本学生新聞連盟の評価を掲げておく（連盟通信一五八号より）。

成果　一、多くの人々があらゆる層を包含した（中には再軍備賛成の人もいた）種々の意見の交換の場として非常に有益であった。一、学園の復興が単なる言葉の上からだけでなく具体的な報告、訴えの中で分析され、更に分科会がその具体的分析に効果があつた。一、色々な条件に応じて横の組織ができる方向ができた。一、京大の教室問題、荒神橋事件で学園の荒廃をもたらしたものが何で、学園復興の闘いをはばむものが何であるかという正体がわれわれの前にさらけ出された。一、平和擁護、民族解放の闘いがはつきりと学園内部の問題との関連においてとらえられた。

欠陥　一、内容の理解、徹底、その他で準備の不足があつたのではないか、それは参加者の一部ではこれが学生だけの運動であるかのように理解して人がいたことでも考えられる。一、労働者、市民、教職員の参加が少なかつた。一、経済的な方面に比して自治庁通達問題などが直接的に学園復興闘争と結びついて考えられなかつた。

一一日に起つた荒神橋事件を初めとする警官の暴行の状況は、「一一・一一事件究明教授団」の報告によつてみると大体次の通りであつた。

一一月八日から数日にわたつて「学園復興会議」が京都の各大学（京大・同大・立命大）を会場として使用する問題で、使用禁止を主張する京大当局と紛争があり、警察が実力によつて学生を退去させるなど緊迫した状態をもひきおこしていた。学園復興会議の第四日目は一一日にあたつており当日は立命大に本郷新氏の製作にかかわる〝わだつみ像〟が到着し、立命大生を中心とする歓迎デモ隊が市中を行進している日でもあつた。当日も午後一時半から京大時計台下に一五〇名の学生が集つて、法経第一教室獲得の抗議集会を行つていたが、同四時半すぎ立命大において開催中の学園復興会議の集会に合流するため、京大を出発した。立命大への最短コースとして、学生たちは近衛通りを西に出て、鴨川に架せられた荒神橋を経て河原町通りに抜けようとした。四時四五分、学生の先頭が東方から荒神橋中央部をわたつた時、市警中立売署員約二〇名が不法デモを理由として学生たちを阻止しにかかつた。実力で阻止しようとする警官隊はもみ合ううち学生達を橋上において南側の木製欄干につよく押しつけた。その瞬間、腐朽した欄干は一〇米余にわたつて折損し、前部数列の一〇数名が約五米下の河原に折かさなつて墜落流血の惨事をひきおこした。

負傷者のうち重傷者四名は第二日赤病院に、重傷者三名、軽傷者三名は府立医大病院に収容された。脳底骨折、顔裂傷、骨盤骨折、背椎打撲、左・右腕骨折、脳震蕩などの負傷で、そのうち一名は瀕死の重傷を負つている。

のこりの学生はとり合えず立命大に集り、一部学生は同五時五分ごろ中立売署荒神橋派出所に抗議デモを行つた。同六時半から立命大の学園ホールにおいて学園復興会議統一文化祭が各大学の学生を中心に開催された。予定行事のなかばに、荒神橋におけ

る状況の報告と市警当局に対する抗議について提案がなされ、統一文化会はそのまま抗議集会にきりかえられた。抗議集会において討議の結果、ただちに全員で京都市警に抗議デモを行うことを決定し、午後九時頃市警本部へむかつて出発した。数百名のデモ隊は市警玄関前において警察の不当な弾圧にたいし抗議大会を開いた。

一方、中立売署に向つたデモ隊は同一〇時すぎ同署前で催涙弾により強制的に追いはらわれ、一〇時半ごろ再び市警前においてこうした処置に抗議すべく集結した。抗議団が当面の責任者、小川市警本部長に面会を要求して交渉の結果、代表を選出して送りこもうとしている時、全く一言の警告もなしに、数個の催涙弾の投擲を合図として約二〇〇名の武装警官が一大喚声を上げながら、棍棒を振るつて静粛に集結している学生に襲いかかつた。警官隊は素手で逃げまどう学生隊を手当り次第に警棒で乱打し、頭や体を強打されて路上を転げうめく学生や悲鳴を上げる女子学生など、現場は凄惨を極めた。路上には点々として学生たちの真赤な血が流れ角帽、手提鞄、下駄などが散乱した。

このため重軽傷者数十名を出し、その一部は附近の病院に収容された。当時の状況は鷹田立命大および竹上京都学芸大の両学生部長、板本立命大法学部長らが目撃している。

警官の暴行を受けた学生たちは、同一一時すぎばらばらに立命大に帰り、負傷者の手当とともに、救援カンパや今後の抗議運動の展開の仕方などについて討議し、〇時五分ころ解散した。（一一・一一事件究明教授団による事件の概要報告より）

全日本女子学生大会　「友情と団結のために立場をこえて話し合おう」のスローガンを掲げ、全国の女子学生が集つて共通の悩みを語り合いその解決を討議しようと、全国各地の五六校、二百数十名の女子学生が参加して開かれた。婦人団体連合会などから激励の挨拶があり、この大会に先立つて北海道、関西、関東など各地域ごとに結成された女子学生会における討論の報告が行われ、授業内容の貧弱、女子の行動をそくばくする家庭の封建性、就職の困難など共通の苦しみを話し合つた。次にこの大会で出された諸要求及び決議を掲げる。

女子学生の要求（主なもの）

一、女子寮の設置。
一、控え室が欲しい、体操の時間に着がえする場所もない。
一、講義内容の充実、男子学生よりずつと程度を落して講義する。
一、出欠制、単位制の改善、出欠制は男子の場合よりずつと厳しい。毎日授業は五時一〇分前まで、六時の門限にしばられる寮生は外出もできぬ。
一、補導課の圧迫反対、演劇の男女共演も禁止される（阪女大、京女大）。自治会が議決権はあつても執行権はないという規約をおしつけられる（阪女大）。米軍から女子学生がスパイになれと脅迫された例もある（北大、横浜国大）。
一、寮監制の廃止。門限は六時でおくれると一々調べられる。ピクニックに行くにも届けねばならぬ（大谷女大）。私信を公然

と開封する（京女大）。
一、就職の機会均等。女子学生は願書も受けつけてくれない。
一、アルバイトの自由。多くの学校ではアルバイトを禁じている（栄養短大）。
一、平和憲法の擁護。戦争によつて最も苦められる者は女性だ。
　決　議（主なもの）
一、教育の機会均等。
一、全国の学友の連絡名簿の作成。
一、中国女子学生との交流。
一、日本婦人大会に参加しよう。

以下、各青年・学生団体の、この一年間における動きについてみよう。

全日本学生自治会総連合（全学連）の動き　五三年における具体的な活動についてはこれまで触れて来たので、ここでは六月一一日―一五日東京で行われた第六回定期大会を中心としてみよう。この定期大会の参加校は一〇四校、一九五自治会（うち高校が五校）でそのうち加盟校は五七校、一二自治会であつて、大会は先づ中央執行委員会の一般報告「当面する学生運動の任務」、次いで地方報告の後、平和擁護運動、教育制度、生活擁護、私学復興、文化サークル、高校生問題、組織問題の七小委員会に分れての討議がなされ大会決議、役員選出が行われた。次に諸決議、選出された役員、及び本大会に送られたメッセージの二、三を掲げる。

（決　議）
平和運動について
一、基地とりのけ運動に関する決議
（前略）われわれの当面なすべきことは次のとおりである。
(一)　基地についての政治宣伝とクラス討議を強めること。
(二)　子供を守る会、婦人問題研究会などの各サークル、各学科の特徴を生かして基地の闘いに参加して行くこと。
(三)　国民の中での宣伝活動、工作を徹底的に強めること、特に休み中の遊説運動の中で基地解放闘争を中心の内容としてとりくんで行くこと。
(四)　国会内で基地とりのけ議員連盟を作つて行くこと。国会、地方議会に基地とりのけを議決させて行くこと。
(五)　内灘、浅間、妙義等の現在中心になつている闘争を支持しひろめて行くこと。署名、カンパ、工作隊、宣伝など。
当面のスローガンは次の通り。われわれはこの闘いの中でこのスローガンを更に深め、基地解放復興綱領を明確にして行くことに努力しなければならない。
(一)　兵器資本家の利益のために内灘を売り渡すな、資本家と労働者の損害は政府が保証せよ。
(二)　浅間山を米軍に渡すな、地震研究所を守れ！
(三)　基地から学校を守れ、接収校舎を即時日本学生に返せ！
(四)　学園を軍事研究の場とするな、保安庁の軍事調査指令を拒否せよ！
(五)　青年学生は基地とりのけ運動の先頭に立て！
(六)　軍事生産をやめ、平和産業に返せ！
(七)　基地農民に土地を返せ、基地漁民の漁場を返せ！
(八)　米軍管理工場を日本人に返せ！
(九)　基地の住民の生命を保障せよ！
(一〇)　基地の婦人子供を守れ！
(一一)　国会、すべての地方議会、地方自治体は基地とりのけを政府に要求せよ！

(三)　朝鮮休戦をすぐ実現せよ、すべての外国軍隊は朝鮮戦争から手をひけ、日韓会談はすぐ止めろ！
(三)　全占領軍は日本から撤退せよ！
(四)　両条約、行政協定を破棄せよ！
(五)　中国、ソ同盟との国交をすぐ調整せよ！
(六)　売国吉田内閣打倒、再軍備反対の統一政府を作れ！

二、全国平和遊説運動に関する決議（内容略す、以下同じ）、三、世界青年学生平和友好祭に関する決議　四、第三回世界学生会議に関する決議　五、朝鮮休戦に関する決議　六、平和月間に関する決議　七、在華同胞帰国学生代表に関する決議　八、第二回日本学生平和会議に関する決議　九、「わだつみの声」拡大強化に関する決議

学生生活擁護と互助運動について

現在日本の学生はひどい生活を送つている。家からの仕送りだけでは勉強を続けることが出来なくなつている学生が全学生の大半を占めているだけでなく、仕送りが全くないか、或は逆に家庭へ送金しなければならなくなつている学生が急速に増加していく。大日本育英会の調査によつても、アルバイトを必要とするものは、全体の七〇―七五％に達しているのである。

一方、奨学金は、昭和二三年以来、据置かれたままであり、それさえ、希望する学生の三割前後にしか与えられていない。しかも、授業料は毎年値上げされ、とくに私学の学生の生活を脅かしている。

だから、東京都では一万五〇〇〇名乃至二万名に上る学生が、又、京都でも一五〇〇名の学生が、恒常的に血液を売るアルバイトに従事しなければならなくなつている。こう云う状態は、明治以来なかつたことである。また、無理なアルバイトと、過重な単位制のため、病（その殆んどは結核）にたおれる学生も年を追つて増加している。

すべてのこういつた学生の状態は、吉田政府が、祖国を植民地化し、再軍備政策をむりやりにおしすすめて、産業と貿易の自由な発展を阻げていることに基づいている。

従つて、学生生活を守る無数の闘いは、吉田政府に反対し、再軍備に反対する闘いと固く結びついており、この結びつきが強まれば強まるだけ、学生の日常生活を守る闘いは、一層広汎な、力強いものとなるだろうことはうたがいない。

事実、過去一年に於けるほど、授業料、奨学金、健康保険、アルバイト、学校設備、寮、サナトリウム等についての学生の要求と闘いが、広くまた激しく行われたことはなく、また、過去一年ほど、民族の解放を求める学生の闘いが発展したことはなかつたのである。

しかしながら、われわれは、一般報告に指摘されているように再軍備政策の強行による生活の破壊がすみずみまで行きわたつており、それ故、学生の生活を守る要求がどんなに広く根強いものであるかを、充分に見ぬくことが出来なかつたことを反省しなければならない。

それ故われわれは、生活擁護の闘いに於ける学生自治会の任務についての、一般報告の指摘が正しいものであることを確認すると共に、学生生活の各般の問題についての全国学生の要求を具体的に明らかにし、現在、学生の間に起つている生活を守る広汎な運動を学生自治会が正しく援助し、指導できるようにしたいと思う。

教育制度について

(一)　反動的教育制度の現状（内容略す）

(二)　学園の解放のための当面の綱領

一、文部省令第一一号を粉砕し、大学管理法案に反対する。
一、中央審議会を即時解散せよ。
一、日経連声明を撤回せよ。
一、軍事予算を教育予算にまわせ、私学に国庫補助を与えよ。
一、学園の自治をハカイする学内諸条令を撤回せよ。
一、学園の民主的な運営を確立するため、学生を学園の経営、運営に参加させよ。
一、学長の官選に反対し、民主的に公選せよ。
一、教授会を民主的に運営せよ。
一、警備地誌資料の収集調査を拒否せよ。
一、独占資本銀行による学園への干渉をやめよ。
一、封建的宗教団体による学園への干渉をやめよ。
一、父兄会、後援会、同窓会による学園への干渉をやめよ。
一、インターン制度、国家試験を廃止し、医学課程を改善せよ。
一、反動的カリキュラムを改善し、出席制を全廃せよ。
一、軍事研究および科学技術庁の設置に絶対反対する。
一、独占資本の具に供する寄附講座に反対する。
一、大学院の予算を獲得し、学間的水準を向上し、あらゆる大学の卒業生に門戸を解放し、更に増置せよ。
一、教職員の研究の自由をまもり、待遇を改善せよ。

（選出された役員）

中央執行委員長　阿部　康時（立命大）
副委員長　大橋　博（横浜国大）
〃　松本登久夫（東大）
書記長　斎藤　文治（東大）
常任中央執行委員　一一名

（メッセージ）

親愛なる学友諸兄

世界の七二カ国からの学生五〇〇万を代表して、国際学連書記局は貴方がたの大会に、又、その大会を通じて自分達の要求を高くかかげ、平和と独立と、祖国の再軍備に反対して闘つていられる日本の学生諸君に暖いあいさつを送るものであります。

われわれは、全学連第六回大会が、学生の統一をさらに強めその周囲に結集せる学生たちの民主的な組織をさらに強固にするであろうことを確信しております。又、その第六回大会が、全学生の利益を反映せる方針を展開し、かくして日本学生運動の統一を妨げる如何なる動きをも粉砕するであろうことを確信しております。

来る八月二七日より九月三日迄ワルシャワで開かれる第三回世界学生大会は、世界のあらゆる国々からの学生代表による偉大なる大集会となるでありましょう。この大会で行われる討議と経験の交流は疑いもなく教育の防衛と民主化、民族の独立と世界の平和を求めての、世界学生の共通の闘いを、より強化するでありましょう。

日本の学友諸君は、その輝ける闘争の伝統と経験をもつて、この大会に非常に価値ある貢献をもたらされるでありましょう。そして、他の国々の学生との友情と団結のきづなを発展させるであります。それあるが故に国際学連は、日本学生が日常の活動によつて広汎なる討論の先頭に立つことによつて、この会議の準備を大規模に進め、そして多方面にわたる分野と団体からの代表を選び、その大会に参加するための確実なるステップをふまれているであろうことを確信しております。

われわれは貴方がたの大会がよりよい生活と勉学のための条件

（中略）

と民主々義と、民族独立とそして平和のための貴方がたの闘いに大いに寄与する様に成功を収めることを望んでおります。
世界学生の友情と団結万才！
平和万才！

国際学生連盟書記局

全学連第六回全国大会の開催を喜びをもつてお聞きし、中国学生を代表して、つつしんで、熱烈なお祝いを申し上げます。
わたくしたちは諸君が、広汎な青年学生とかたく団結し、日本人民の平和と独立をかちとるたたかいのなかで、新しい勝利をかくとくするよう熱望するものであります。
私たちは中日両国の学生の友情と団結が、アジアと世界の平和を維持する共同の事業のなかで、ますますかたく、ますます発展することを深く信ずるものであります。

中華全国学生連合会

全学連大会に結集された親愛なる日本の学生の諸君。諸君の第六回大会にあたり、われわれインド全学連傘下の一〇万人の学生と全インド学生を代表して心からのお祝いの言葉をおくります。
愛する祖国の植民地的支配に対する日本学生諸君の闘いは、平和と独立のたたかいの大きな貢献となつております。
諸君の平和と、よりよき生活および学問のためのたたかいはインドの学生から最大の共感と支持をうけております。
大会は朝鮮、ヴェトナム、マレーなどの地域で、戦争屋たちのみなごろし戦争が行われている重大なときにひらかれています。
しかしながら全世界の平和愛好者はますますつよく腕をくみ、彼ら戦争屋たちを平和にむかわせている。

このような状勢のなかで全世界の青年は、ブカレストの第四回世界青年学生平和友好祭に結集しようとしています。
日本全学連が平和とよりよき生活のために全世界の青年学生との連帯をつよめられることをかたく信じております。

全インド学生連盟

次いで九月四日から京都で中央委員会が開かれ、平和運動を他の方針に従属させた、ブカレストなどの国際的呼びかけ（後掲）に卒直に答えなかつた、学生の生活、学問などに対する要求に十分添えなかつた、運営に関し全学生に対する責任が果せなかつたなどの自己批判、自治会の再編強化、学園復興会議の開催、自治庁通達反対闘争の強化などの決議を行つた。
（注）全学連の組織状況は現在次の通りで、全国で五九校、一二六自治会、約一一万五〇〇〇名となつている（第六回大会、中執報告による）。

北海道学連　五校、一三自治会、七五〇〇名（大学の八割以上）
東北地方　二校、四自治会、三〇〇〇名（未組織が多い）
北関東四県　一校（埼玉大）、一自治会、一五〇〇名（未組織校が多い）
東京都学連　一二校、二一自治会、二万五〇〇〇名（北海道、京都、大阪と共に全学連の中核であるが、早大、明大、中大、日大など大きな私大学が未加盟などのため都内全体の学生数に比して余り多くない）
神奈川県　三校、七自治会、七〇〇〇名
東海地方　七校、一一自治会、九〇〇〇名
北信越地方　四校、五自治会、六二〇〇名
京都府学連　六校、二三自治会、二万五〇〇〇名（京都主要大学のほとんどすべてを含み、また全国唯一の高校加盟校として鴨

沂高校をもつ）
大阪府学連　八校、一七自治会、一万八〇〇〇名
兵庫県　二校、六自治会、二〇〇〇名（その他関西では滋賀大学が加盟している）
中国地方　二校、二自治会、一〇〇〇名（未組織校が多い）
四国地方　一校（愛媛大）、一自治会、一〇〇〇名
九州地方学連　五校、一五自治会、七〇〇〇名
また全学連の目的はその規約に次のように示されている。
この連合は全学生の学生戦線を統一し、内外のあらゆる民主的勢力との共同提携の下に左の諸項を実現することを目的とする。
一、学生生活の安定向上と数育の機会均等
二、学問の自由と学園自治の擁護
三、教育制度民主化の徹底
四、教職員の生活権確保
五、平和と独立、民主主義の防衛、民族の解放と民主的文化の創造発展
（規約第一章　第二条）

反戦学生同盟（反学同）の動き　一九五〇年におけるイールズ、レッド・パージ闘争のなかで生れたもので、「政治的信条、信仰の如何を問わず平和を守るために積極的に行動しようとする人々によつて組織された活動家の組織である」と性格づけられている。五〇年―五一年にかけて全学連と密接な協力関係にあり、その全国組織化も進んでいたが、五二年にかけて全学連における全学連執行部の全面的な異動、その結果としての六月全学連大会における「反学同解散支持決議」さらに五三年大会によつて全学連は反学同の決議の確認によつて全学連は反学同の在り方に反対態度をとり、反学同の組織もこれを契機として全国的にほとんど消滅した。現在は名古屋大、静岡大などを中心に、東京では中央大、法政大などにより再建活動が続けられ、五二年九月第一回全国委員会、五三年三月第二回、九月第三回と組織強化が図られた。また全学連の決議に対しては六月、両者は平和と民族独立のために闘うという基本線で全く一致しており、その他の相違点は話し合いで克服し学生戦線の統一と強化のために闘おうとの決議無効声明を行つた。なお反学同は現在の学生運動に対して、闘争の目標が具体化されぬため地方分散的、自然発生的に止つていると全学連指導部を批判し、その中心的闘争目標をM・S・Aに向けた。

日本戦没学生記念会（わだつみ会）の動き　再軍備、徴兵反対の綱領をかかげて活動しているこの会は一九五〇年四月、日本戦没学生の手記「きけわだつみの声」出版の利益金の一部（一〇〇万円）の寄附により、この本の編纂に努力した文化人、学生有志三〇〇人が発起人となつて結成されたものである。それ以来五〇年には映画〝きけわだつみの声〟製作、徴兵反対署名運動、五二年一月第一回大会、四月第二回、五二年九月第三回、五三年八月第四回大会、一二月わだつみ像建設、また全学連との協力の下に五三年春季の帰郷運動以後の一連の運動にも積極的に参加している。現在その支部は学校、職場、農村に三〇〇あり、平和運動の全国的な組織として成長している。又一貫して行われて来た徴兵反対署名運動は五三年末で二五万を突破した。この署名運動は次の内容で行われている。

一、私は徴兵に反対し、兵隊にならない
一、私は肉親や友人を兵隊に行かせない
一、私は徴兵をしいるものを平和の敵とみなす

私はこの徴兵反対の決意をつらぬくために平和と民主主義の保証である日本国憲法を守ります

五三年八月九日―一一日、東京で行われた第四会大会には全国の二五大学、八〇高校、四地域の代表二五〇名が参加し、平和問題の

討論、地方支部の活動報告を行い、平和は話し合いで守れるとの確信の下に再軍備、徴兵反対を基本綱領として進むことを確認し、日本青年学生へのアピールとして次のような大会宣言を発表した。

（大会宣言）

朝鮮戦争は休戦の調印がされました。

私たちは話し合いによつて世界の平和を守ることが出来るという確信をいよいよ強くすることが出来ました。

しかしながら私たちの祖国日本では次々と設けられる軍事基地増強される保安隊、あるいはMSA問題と、戦争をもたらす恐れのある事実がますます私たちのまわりに多くなつてきています。世界全体が話合による平和の方向に向つて大きく前進しつつある時、日本はその流れにあつてひとり孤立し、戦争の危機を深めつつあります。

私たちは話合いによる世界の平和を一層確実なものとして保証するために、平和を望む人々が固く統一し団結しなければならないと考えます。

私たちは、世界平和評議会のブダペスト・アピールにこたえて、話し合いの世界的大運動に加わり、一層の努力をすると共に、日本の再軍備、徴兵に反対してすべての青年、学生、すべての国民が立ち上るようよびかけます。

平和のために、民主主義のために、豊かな青春のために、全日本の青年学生が団結するようよびかけます。

それは私たち青年学生の義務であります。

（注）以上のような学生団体の他に次のようなものがある。

まず全国私立大学協議会（私学協）がある。全学連傘下の私立大学自治会が全学連の目的遂行のなかでとくに私学の問題解決のために結成した。五三年結成、委員長堺栄八郎（早大）

次にあげるものは各学部別の全国組織で、主として各学部毎に特有な問題解決のために活動している。結成は五三年秋の学園復興会議やまたは各国際会議のための代表派遣準備を契機としている。全国教育系大学協議会（全教協）全国理学部協議会（全理協）全国工学部連合（全工連）全国医科大学連合（全医連）日本建築科学生会議。

その他、学生相互の生活擁護の運動経験の交流機関として全国互助会連合がある。現在互助会が活動しているのは東大教養学部、お茶の水女子大、東京芸大などで、群馬、北海道、京都、九州などの各大学に設立されつつある。又全国学生会館連合、全国寮連合などもあり、相互の交流をはかつている。

次に全国私立大学連合（私学連）。政治的でない健全な学生運動を目的とすると称して立命大を中心に結成されたものであるが、活動は大会をやる以外全然行わず、現在中心であつた立命大は全学連に加盟し、参加している神戸女学院、近畿大学、関西大学も消極的で、日大、紅陵大の二校のみの状態である。

右翼団体としては赤化防止団（関西大、同志社大、立命大）、潮会（慶応大）、友愛革命同志会（日大）、XY同盟（東洋大）、大日本青年隊（中大）などがあるといわれている。こうした右翼団体は大体において再軍備賛成、学園赤化防止などを唱え、暴力団的な性格をもち自治会で妨害活動を行つているが、全学連を中心とする統一活動の強化のため、京都の赤化防止団及び中大の大日本青年隊が多少影響力をもつ程度で、孤立化している現状であるといわれる。殉国青年隊も法政大、新潟大など各校に一、二名

の隊員がいる程度である。

第三回世界学生大会　一九五三年八月二七日から九月三日までの八日間ポーランド・ワルシャワにおいて開催された大会には国際学連加盟、非加盟あわせて一〇六ヵ国の学生代表が参加、各国において学生が生活や学問の上で直面している問題についての討論の結果として、大体次のような決議を行い、アピールを発表した。日本からは全学連代表として田村三平、村越幹雄他一名が参加した。

（決　議）

一、生活及び勉学条件について――教育の軍国主義化排除、学生生活の確保、教育水準の確保、植民地における学問の自由、民主的権利の擁護。

一、植民地、従属国、後進国の学生との団結について――これらの諸国の学生の自由と独立、社会、経済、教育の完全な発展を求める闘いとの団結強化、反植民地デーの強力推進。

一、文化、教育の交換について文化、出版、スポーツなどの交流による国際的連繋の強化、国際問題の話し合いによる解決のため国際緊張を緩和し、冷たい戦争を終らせるための運動にはそれがどの国の如何なる団体の運動であろうと積極的に共同闘争を組む。

（アピール）

全世界の親愛なる学生諸君！

ワルシャワにおける第三回世界学生大会に参加せる我々全世界学生代表は我々学生の共通の問題に関し、卒直に意見を交換し、問題解決のための全日程を終えた。我々は各国から参加し、各々異つた意見を持ち、異つた考え方をしている。中には保守派も進歩派も、自由主義者も社会主義者も共産主義者もおり、又キリスト教を始め、凡ゆる宗教信者がいる。しかし学生運動の諸問題、学生生活、教育に関する重要な問題を理解し、満場一致に到るにはかかる信条、信仰の相違は何の妨げともならなかつたのである。

我々には、学生の要求のために、国際学連加盟、非加盟を問わず、あらゆる学生組織、諸団体が一段と活動を強化する必要を痛感する。

現在の世界の緊張の緩和を心から願い、全世界の学友に積極的に運動に参加する様呼びかける。

――学生に奨学資金、寮、寄宿舎を確保し、学問の便宜を与え、大学、高校に於ける学生の負担を緩和するために、

――自国語に基く教育を守り、民族、その他の差別に対する闘いのために、

――大学、高校卒業生に対する職業の確保のために、

――学生の団体の自由のために、

――民族、国民間の憎悪の宣伝、大学、高校教育の軍国主義化に反対し、教育の民主化のために、

我々は植民地、従属国の学生の闘争を援助し、全学生に、植民地、従属国学生の自由と独立のための闘争、よりよき生活、並びに教育条件のための闘争を援助することを呼びかける。我々は、本大会に於て、教育、文化、スポーツの分野に於ける国際連帯の強化、並びに学生相互の代表交換、文化、体育諸部門の交流を強化することを決定した。

本大会に於いて英、スェーデン、ノルウェー、スコットランド及びその他学生が国際学連加盟を容易ならしめるために、或は互助活動、スポーツ、旅行、文化面の諸活動に示された多大の関心を考慮し、委員会はアソシエイトメンバーを作る様に決定した。

このことは、全学生の諸団体の協力を一層強化するための一助となる。我々は、国際学生運動を分裂させる原因も、全世界の学

生の友情と団結を固めるのを阻むものもあり得ないと信ずる。

全世界の学生は

「全世界の友情と平和を守る」

この一つの願いを固執するのである。

全世界の人々と共に、本大会参加者一同は、全学生が当面する国際問題についての話し合いを要求する様呼びかける。

学問に、仕事に、友情に、希望に、全てに我々は世界平和を求める。

全世界の学友諸君

我々の全力を全世界の友達の友情と団結のために、学生の要求を完遂するために、結集しよう。

国際学連（I・U・S）の動き　国際学連は、第二次大戦中に闘われたチェッコスロバキアなどナチス侵略下にある学生及び抗戦国の学生による反ナチ闘争が結集され、戦後これによる国際的連繋を永続的な組織として結成しようと、一九四六年プラーグで開かれた第一回世界学生大会で正式に発足したもので、以来、学生の国際的連繋の強化や植民地従属国の学生の解放闘争支援、平和を守る統一闘争の推進の上に大きな役割りを果している。日本では全学連が一九五〇年に加盟した。この世界学生大会は国際学連最高の決議機関で三年に一度開催され、この大会と大会との間の最高機関として評議員会が年一回、それに執行委員会が年二回もたれることになつており、その他情報、福祉、体育、文化、反植民地活動などの各局をもつ。次に五三年度役員と国際学連憲章のうち前文と目的とを掲げる。この憲章は四八年八月プラーグの第二回世界学生大会で採択されたものである。

（前　文）

一九四五年一一月ロンドン国際学生会議において選ばれた国際準備委員会によつて召集され、一九四六年八月プラーグに開かれた世界学生大会に集つたわれわれ学生は、

――諸国民の平和の憲章が確立され、すべての勤労者と青年が、社会的経済的進歩の原則に向つて、人類に対する奉仕のために努力しつつあるこの時代の歴史的意義を認識し

――民主的国民の自由のための闘いにたおれた、われわれ最良の友の模範に忠実たらんとねがい

――自由と平和と進歩とをねがうよりよき世界を再びうちたてようとするわれわれが過去の歴史においてしばしば占めてきた、世界の青年の先駆者としての地位を再びしめたいという

――われわれの意志をここに宣言する。

この目的のためにわれわれは今、国際学生進盟をここに結成する。

国際学生連盟は、進歩のために努力しその活動の基礎を国際連合の諸原則の上におく、すべての民主的勢力の統一こそ、公正かつ恒久的な平和と諸国民の平等の実現のために、不可欠の条件であると考える。

各国の代表的学生組織によつて構成される国際学生連盟の目的は、学生の権利と利益を擁護し、その福祉と教育水準の向上を促進し、彼らをして民主的市民としての任務に備えしめることにある。

（目　的）

国際学連の目的は次の通りである。

(一)　進歩のために努力する全世界の民主的学生を代表する組織として、あらゆる学生の問題の解決を援助すること。

(二)　経済的条件、社会的地位、政治的信条、宗教、皮膚の色、或いは人種のいかんを問わず、すべての青少年のために、初等、中等および高等教育をうける権利と可能性を保障すること。及

び学生のために広汎な国家的奨学資金制度と家族手当制度を保障し、必要あるすべての場合には教科書及び学用品の無料支給その他の手段によつて学生の経済的地位を保障すること。

(三)　すべての学生に可能なかぎり最上の生活条件と保健施設を保障すること。

(四)　学生の間にすべての国民の文化の尊重と、自由と民主々義への愛好心を促進することのために努力すること。

(五)　民主的性格をもち進歩のために努力する、完全に学生を代表する統一的組織の結成のために努力すること。

(六)　全世界の学生間の友情を促進すること。

(七)　活動において民主的であり、全国学生を代表する組織間における協力の手段を提供すること。

(八)　学生と他の青年との協力を促進し、学生の中に社会に対する責任観念を発展させるために努力すること。

(九)　平和と安全のために努力するすべての政府と社会組織に対して積極的援助を与えること。この目的のため、あらゆる教育機関よりファシスト的イデオロギーと抑圧との一切の残滓を根絶するために闘うこと、および、あらゆる形態の差別待遇、科学論の宣伝に対して闘うこと。

(ロ)　国際的問題における学生の利益を代表すること、国際的機関に対して学生の問題を提出すること、およびあらゆる分野において学生の切実な要求を宣伝すること。

(ハ)　植民地、半植民地および従属国の学生が彼らの社会的、経済的教育的発展を達成することに対して援助を与えること。この目的のために、これらの国の学生と国民に対して、彼らの自由と独立のための闘いにあらゆる可能な援助を与えること。

(ニ)　科学と文化の成果は、人間性と世界平和への奉仕のために普及され、使用されるべきであることを主張すること。

（役　員）

委員長　ヂオバニー・ベリンゲル（イタリア）

副委員長　謝邦定（中華全国学生連合会）

ラファエル・エッシェヴァリア（エクアドル大学学生連盟）

ムクール（全印度学生連盟書記長）

ラシア・アボルヴァ（ソヴェト反ファシスト青年学生同盟）

書記長　イリ・ペリカン（チェッコスロバキア青年同盟学生部）

委　員　松本登久男（日本全学連）他一一名。

全日本青年婦人会議（全青婦会議）の動き　基地反対青年婦人総決起大会　八月一五日大阪府池田市において全青婦会議の主催により行われた。大会は各地方青婦会議の代表、地元の基地代表及び北海道、青森、宮城、秋田、妙義、立川、福岡などの基地反対同盟の代表七〇〇名の参加の下に、各代表から基地が青年婦人に与える弊害それに対する闘いの経過についての報告、討論があり、結論として全国的な統一された基地反対闘争の推進と基地青年婦人の交流をはかるためこれについての青年婦人のセンターを作ろう、全国的な資金カンパを行い基地の闘争に対して援助しよう、安保両条約排棄の運動を進めようなどの方針を打出した。その後活動の面ではこの決議通りに伸びて行かなかつたが、この大会が未加盟労組、関西主婦連、市民、学生などの協力でもたれたことによつて従来全青婦会議内部に限定された狭い運動の枠が破られ、青年婦人の統一活動の契機を作つたことなどの成果を収めた。

全日本青年婦人会議第二回全国大会　九月二三、二四日、国鉄、日教組、全日通、全医労、都市交通、自治労、全専売、全電線及び

社会党(左)の青婦部代表、現在結成されている北海道、宮城、栃木、静岡、大阪、京都、山口(以上中心勢力)、長野、岡山、広島、福岡、大分、佐賀の一三地方会議代表が参加して行われた(第一回大会は五二年八月)。また労農学の提携をはかる意味で日農青年部、全学連及び未加盟労組青年部も招請された。ここで出された運動方針に関する問題点としては、(一)戦争の本質的原因、(二)世界平和を維持するための中立的立場、(三)労働青年婦人と農村、学生青年との連繋の強化、(四)全国青年婦人の統一戦線の中核となるための全青婦会議のあり方、などについてであつて、これに対して大体次のような結論が出され、今後の活動について基本目標が決定された。結論―(一)については、とくにソ連、中国の分析に論点が集中されたが、結局この会議が大衆団体であることを認識し、この上に立つて現在日本を破滅に導きつつある戦争勢力に対し現実の問題を捉えて闘つて行くことを結論した。(二)については中立の立場を維持、但し国内的はもとより国際的にも東西いづれを問わず連繋を強め、話し合いで平和の力を増大させる。(三)については労働青年が中心となつて積極的に進めて行く、とくに全学連、日青協(日本青年団協議会―後述)との連繋強化が強調された。(四)については一党派(実質的には左社)の狭いイデオロギーの枠を破つて労農学青年との広汎な統一戦線を組織し、全青婦会議の綱領を承認する団体ならば総べて加盟を認める。

基本目標―(一)生活を守り、青年婦人の地位を向上させて行く闘い「基本綱領と運動方針に賛成するすべての青年婦人団体を自由に、積極的に加入させて行く。…とくに今まで中立系組合、学生団体、婦人団体の連繋にセクト的であつたことを自己批判し、これらの団体と全青婦会議の統一舞台の中で共に闘う態勢を強めて行く」。(二)再軍備反対、平和憲法擁護の闘い。(三)民主主義を守り、青年婦人の政治的自由を確立して行く闘い。(四)頽廃した文化から青年婦人を守り、健全な文化をうち立てる闘い。(五)青年婦人の統一戦線を強化し、全青婦会議を真の広汎な行動的統一体として行く闘い。

次に大会宣言を掲げる。また全青婦会議の機関紙は「青年婦人新聞」である。

(大会宣言)

全日本青年婦人会議に結集した全国の青年婦人は南から北から第二回全国大会に結集して過去の闘いの成功と失敗を厳しく自己批判し、ここに一九五三年度の輝かしい運動方針と当面する諸問題にたいするわれわれの態度を決定した。

今われわれを取りまく諸情勢は極めて厳しく、反動好戦勢力の狂暴なる横行はわれわれに一瞬の遅滞も一歩の後退も許さない。されればわれわれの任務は極めて大きい、即ち青年と婦人が今日の奴隷的な苦しみと、明日への不安をはらいのけ、われわれの頭上にかぶされている戦争の暗雲をふきとばし、独立と平和、自由と民主主義を守り、輝かしい社会主義社会の建設を闘いとらなければならない。われわれはこの世紀の光栄ある任務のために大会決定の諸目標を基軸とした闘いを直ちに展開するであろう。

全国青年婦人諸君!

全日本青年婦人会議は過去の闘いの中から組織の強化と主体性の確立に努力して来たが、今日全ての青年婦人諸君にその門戸を開放する時期に到達したことを確認した。

われわれと志を同じくする全国の青年婦人諸君!

日本をアメリカの植民地から解放し、青年婦人の幸福を追求する闘いに固く手を結んで立上ろうではないか。

右宣言する

一九五三年九月二四日

全日本青年婦人会議第二回全国大会

この大会を契機として、「青年団体懇談会」が月二、三回全青婦会議主催により全学連、日青協、日農青年部、ＹＭＣＡ、ＹＷＣＡ日本女子学生の会が参加してもたれ、又労働青年、農村青年、学生の活動家による「都下青年婦人懇談会」がもたれて各々の具体的な闘争経験やその方針が討議されるなど、相互の交流、共同闘争の動きが芽生えている。

凶作突破全青年平和大会　一〇月二三日長野において長野県日農（統一派）青年部結成準備会の呼びかけにより、長野全青婦会議、県労評青婦人部、長野農民団体会議、県連合青年団、県農協青年部、信州大学自治会の協同で行われた。この大会は労働青年、農村青年、学生などの相互の立場から農村青年の生活と権利を守るためにどうすればよいかを話し合う目的で開かれ、平和と生活向上と権利擁護の点で一致した話し合いを進め拡大させて行くことが結論された。この大会は、各種団体が協同して準備を進めて行くなかで、各町村において労働、農村、学生青年の話し合いが生じ、農村青年の組織が村や町に結成され、又とくに地域の連合青年団が積極的に参加し労働青年と初めて手を結んだことなどが注目された。（詳しくは本年鑑第三篇第二章災害、凶作をめぐる農民運動を参照）。しかしこうした運動は長野のみに止まり、全国的に展開されずに終つた。

（注）全青婦会議の五三年度役員及び綱領は次の通りである。

（役　員）

議　長　越智　英敬（全日通青年部長）
副議長　居原キクエ（日教組婦人部）
　　渡橋　正明（国鉄青年部長）
事務局長　山口　健二（左派社会党）
次　長　佐々木靖夫（宮城地方会議）

（綱　領）

一、この会議は青年婦人一般の社会的地位の向上をはかる。
二、この会議は青年婦人の人間的成長の達成をはかる。
三、この会議は変革の主体としての婦人を結集する。
四、この会議は政治に対する青年の自覚をみちびき、その実践を通じて政治に若々しい理想と使命を注ぎこむ。
五、この会議は平和憲法を擁護し、民族の独立と平和を闘いとる使命をもつ。

日本青年團協議会（日青協）の動き　一九五一年五月、「全国青年団の連絡協調を図り、その助成発達に努めるとともに世界の青年運動と提携し、平和な民主日本の発展を期する」という目的を掲げて結成され、五一年五月第一回大会、五二年五月第二回大会、五三年五月第三回大会が東京で行われた。次にこの大会の情況を中心に日青協の性格、活動をみよう。

綱領　㈠私達は心身を修練し、よりよい個人の完成に努めます。㈡私達は友愛と共励を信条として団結します。㈢私達は住みよい郷土社会の建設に努めます。㈣私達は人類愛と正義をもつて世界平和に努めます。

組織と規模　組織としては、農村青年団を基盤とし町村青年団↓郡市連合青年団↓都道府県連合青年団↓日青協といつた繋がりをもち最高議決機関として、大会（年一回五月）、それに次ぐ決議機関として理事会（年二回）、及び各種特別委員会や総務、経理、企画、編集、調査、情報宣伝などの事務局をもつ。規模は北海道から沖縄に至る各府県単位の四五加盟団（東京都、鹿児島県は未加盟）、四三〇万（推定）の団員を容すると称されているが、他方では会員または動員できる人員は約二四六万（朝日の調査、五四・五・五現在）ともいわれ、又このなかには道普請に集つた若い衆の頭数をもつて団員数とする向きもあるといわれる。

財政　非常に不安定でありかつ自主性がない。末端の町村団ではまともに会費を徴収したら会員が離脱して団が成りたたぬところが少くなく町村からの助成金や有力者の寄附金などで漸くまかなわれている状態であり、この点からも顔役の選挙運動に巻きこまれたり町村の意向に従う弊害が生れている。県連の予算もその三分の一程度が会費でまかなわれているに過ぎず、本部への納入も極めて悪い。第三回大会においても一県団当り一万円（従来五〇〇〇円）の本部費徴収を決定し、自主財政確立の努力がなされているが、日青協の予算の実際はほとんど文部省及び財界の寄附金（表向きは日本青年館奨励金）に頼っている状態である。

こうして日青協は日本における最大の青年組織であるとはいうものの、基本綱領にも示されてるようにその性格は極めて幅の広い、というよりも極めてあいまいなものであつて、それは現在の占領下における急激な社会情勢のなかにあつて、積極的に反動化せずとも結局政府の方針に順応して行く危険性を多分にはらんでいるものといえる。こうしたことは次にみる第三回大会の状態からもよくうかがわれよう。

第三回全国大会　第三回大会は五月一二―一五日東京で行われ、本部及び地方加盟団体による提出議題について討議を行つた。その主なものについてみよう。

一、産業開発青年運動について（本部提出）　現在建設、農林両省によつてこの青年隊が山形、福島、三重、香川、熊本、宮崎の六県で動いているが（詳しくは本年鑑第二六集第三部五編の産業開発青年隊の項参照）、日青協は五二年の第二回大会でこの運動の推進を決議し、本大会でも中心問題として討論された。そしてこの産業開発青年隊について鳥取、京都代表などから反対の発言がなされたが、不備の点を是正しつつこの運動を推進して行くことに決定された。次に大会議事録よりこれに対する討論の状態及び結論を引用しておこう。

鳥取県――農家の二、三男対策としての産業開発青年隊は非常に重要なものであると思います。それに対して産業開発青年隊のもつて行き方は、現実から目を覆わしめるようなことではないかと考えます。私は鳥取県の三保航空基地の近くでありますが、航大なアメリカの飛行場があります。この飛行場が出来たために、その地域の農村は土地の六割を取られまして、現在農家の耕作面積はわづかに二段半であります。そして、あの地帯一帯の青少年の犯罪は数倍にふえてきました。それの半数以上が、あの小さな地域において行われておるのであります。私たちはこういう問題に目を覆いながら、産業開発青年隊をおし進めて行くところに一つの大きな欠陥があると考えるものであります。私は山や谷をあえて開拓しなくても、あの厚いコンクリートの下に広い耕地があるのですから、それをひつくりかえせばいいではないか、そうすればその下から村がのびると思うのです。そういうところから解決して行くべきではないか。

執行部――この問題を解決するには、根本的なことが解決されなければならないということも知つておりますし、しかしながら、そういうことを認識しながらも、現実に落ちこんでその日その日に困つている二、三男に対する対策として、困つているのであつて、私たちは現実に困つている問題と取つくんだので一応六県をテスト・ケースとしてやつていきたい。それだからといつて、その半面の根本的な問題を忘れておるとは考えておりません。…ただこの産業開発青年隊によつて、農村の二、三男の困つている問題が幾分でも解決する一つの突破口になつていけば幸いだと考えております。

結論――一、第二回大会の結論を再確認の上、今後強力に推進する。二、現在の青年隊には多くの是正すべき問題がある。今後はこれが是正のために特別委員会を設置し次の各項目の貫徹を期する。(1)勤労報国隊、もしくは農村中堅青年養成所、あるいは開拓民訓練所について、本来の職業補導所的な性格に拡充すること。(2)　衛生管理について責任ある制度を講ずること。(3)　運営主体を民間団体にしなければならない。そのために予算的裏付けを確保すること。(4)　教育の内容は職業教育のコースを決定し希望する方向にもつていくこと。(5)　総合的な二、三男対策を早急に促進しなければならない。

なお産業開発青年運動の推進機関として「産業開発青年協会」が五三年一二月に設立された。会長一万田尚登、理事長後藤文夫、日青協では理事に三名入つている。そしてこれについては、青年団運動の官制化をカムフラージュするもので、産業開発青年運動は軍隊のプール産業の予備軍となる危険をもつているとの意見が出ている。

二、平和憲法を守る運動の推進について　鳥取県連合青年団からこれについて次のような主旨の提案がなされたが、結局において機関紙などによる憲法の趣旨徹底活動の程度に止つた。

昨年、日青協福井大会で平和憲法擁護が決定されたが、日青協平和教育特別委員会は逆コースの波によつて活動不活発で、われわれは大変残念でならない。このような日青協の怠慢をよそに、国際情勢は日本をめぐつて目まぐるしく動き、国内でも平和憲法を変えようとする動きが強くなりつつある。現実に憲法違反だといわれる保安隊は、次第に増強される一方、諸法が改悪され、破防法まで生れ、われわれの周囲からは基本的人権の一つ一つが取り去られようとしている。このような有形無形の人権に対する侵害を守るために、われわれはつきりと平和憲法の最も重要な非武装についても、戦争を起す一切のものを排除しなければならない。ここに全国青年の一大平和憲法を守る運動が統一的に推進されそれが国民運動に迄発展し、日本の平和、人類の平和確立に役立つよう努力しなければならない。

三、基地対策(京都)について　京都府連合青年団より「全国六百余ヵ所の軍事基地は、青少年の経済、風紀、教育をはじめ幾多の問題を提起しており、今こそ日本青年団協議会はこの切実な問題と真剣に取り組み、地域青年団がこの問題とどう取り組むべきかを明確にする必要がある。」との提案がなされ、愛知代表などから米軍の撤退が根本問題であるとの意見が出されたが結論がでず、基地周辺の代表が対策を協議し合う程度に止まつた。また京都より出された内灘基地永久接収反対運動についても、政治活動になるとの理由で現地に激励文を送る程度に止められた。

最後に、運動方針については激論の末、本部案よりも多少「政治的」な匂いのある内容に決定されたが、それも次のように憲法を守ろう程度の極めてあいまいなものである。

(昭和二八年度運動方針)

国際情勢は更に混迷を続け、アジアにおいては過去の桎梏から脱せんとする活発な運動が展開されているが、国内的には独立二年後にもかかわらず、依然として、占領下を想わせるが如き現況をみるとき、われわれ青年は真の平和と独立を願うものである。かかる重大なときにあたり、青年団は単なる教養団体の域にとどまることなく、更に政治的な感覚を身につけ、生活と生産に結びついた運営を徹底させるべく、地域社会の実情を批判分析し村造り町造りの段階を更に発展させ全国の青年団一丸となり、よりよき日本の建設と世界平和に寄与せねばならない。

われわれは以上の趣旨に則り、単位青年団の実情にそうが如く助力するとともに、つて広報宣伝活動の促進年生活の内容充実に徹底を期すると共に現下青年の希望に応え青達成に邁進するため努め、広く国際的視野に立つて青年団の使命基本方針　昭和二八年度基本方針を次の通り決定する。

一、憲法にもとづく政治教育の徹底
一、青年生活の充実
一、組織の強化
　1、単位団体へのサービス
　2、広報宣伝活動の促進
　3、自主財政の確立

選出された役員は次の通り。

顧問　一万田尚登　日本青年館理事長
会長　二宮　尊徳　（県顧問　団体役員　大分県）
副会長　井田　保　（教員　鳥取県）
〃　寒河江善秋　（団事務局長　農業　山形県）
〃　辻　一彦　（県団長　農業　福井県）
〃　若宮　きぬ　（農業　栃木県）

反戦・権利擁護推進委員会の動き　この委員会は、五三年三月に開かれた反戦権利擁護国際大会への参加のための準備会として五二年青年祖国戦線を中心に結成されたもので、中央に常任推進委員会があり反植民地闘争デーや平和友好祭などとくに国際的運動と呼応して、生活と権利を守る青年の統一と各々の組織の強化を呼びかけている。その五三年における主な動きとして第二回全国大会と日本青年学生平和友好祭についてみよう。

第二回反戦権利擁護全国青年大会　三月七日～九日、労組青婦人部、基地労働者、農村青年、学生、婦人団体代表など六〇〇余名が参加して各階層の青年の実情報告、青年が結して闘うためにはどうしたらよいかについての討論の後、再軍備・徴兵反対平和憲法擁護、朝鮮戦争即時停戦、ゼネスト禁止法案粉砕、軍事基地撤去など一〇項目の決議を行い、次のような平和宣言を発した。

（平和宣言）

北は北海道から南は沖縄まで三四一団体、構成人員一三九万余の代表として六〇〇名の青年労働者、農村青年、学生、婦人、民族青年が政党、宗派、思想の違いを超えて第二回反戦・権利擁護全国青年大会に集りました。この会の目的は、戦争に反対し戦争のために奪れつつある青年の平和に生きる権利を守るためにはどうすればよいかということを話し合うためでした。（中略）

このようにして急激におびやかされている原因は、海一つへだてた朝鮮での戦争が全世界の平和を愛するすべての人の支持を失い朝鮮人民の勇敢な反撃にあつた戦争挑発者達が朝鮮に対する足場を日本に求め、日本をこの戦争に巻きこみ、しかもこの戦争挑発者たちの言うなりになつた日本の吉田政府のために日本の国民は理由のない犠牲を一層強要され、我々青年の自由と権利は侵略戦争のために無惨に踏みにじられていることがはつきりしました。今やこの奴隷的状態から抜け出ようとする私達のすべての要求は朝鮮での戦争を一日も早く停止させないかぎり解決しないし、平和に生きるための権利をも守ることが出来ないことを確信しました私達はこのような戦争の危険に反対するため、すべての青年の平和に対する考えを尊重し、平和を擁護するため、あらゆるところで「朝鮮戦争即時停止」「軍国主義復活反対」「吉田内閣打倒」を訴え、その闘いの先頭に立つことを誓いました。それと同時に

「アジア人どうしは戦わない」ことをさらに決意として内外の青年に心から訴えることにしました。

私達青年労働者、農村青年、学生、朝鮮青年、婦人達は固い握手と友情を信じ共通の悩みを共通の努力によつて解決する決意を固めました。すべての青年が共通の目的に結集し、団結して闘うならば私達の生活に生きる権利は必ず守ることができます。現在平和を守ろうとする全世界の力は、私達が今まで闘つて来た平和擁護の闘いと合せて戦争挑発者を完全に圧倒しています。勝利は未来とも私達青年の手の中にあります。

今後一層大きく平和と権利擁護の闘いを前進させましよう。この闘いをオランダの一青年労働者が訴えた国際青年権利擁護会議に反映させ、全世界の青年とともに世界の平和擁護のために前進することを誓います。最後に私達は声を大にして全国民、全世界の皆さんに訴えます。「青年が団結すれば戦争は防ぐことができる」と。

一九五三年三月一〇日

日本青年・学生平和友好大会　第二回反戦権利擁護全国青年大会

レストの「世界青年・学生平和友好祭」にこたえて、日本の全国各地で青年・学生による平和友好の集いが開かれていたが、その中央全国各地の青年・学生代表三三五名が参加し、基地、平和産業、農村生活、学問と学生生活、青年の文化とスポーツ、世界青年との交流などの問題について各分科会に分れて話し合いを行い、又各種の文化祭、青森と山口から東京に至る自転車駅伝なども催された。大会宣言は次の通り。

（大会宣言）

全国の青年婦人の皆さん

全国平和と友好の集いに結集した青年たちに支持され、三日間にわたつて盛大に開催された大会は、思想や信仰、職業などさまざまの違いをのりこえて、すべての青年が共通のことがらについて考え、そのために行動していることをはつきり確認しあいました。私達は若々しい青春をみじめなものにしてしまう戦争や再軍備に反対し、沢山の望みをもつています。この望みは、大会や、平和友好祭の各地の催しがはつきり示すように、「平和のために固く団結すること」によつてのみ達成されます。職場や学校、部落を基礎に、地域、地方毎に平和のための固い団結をつくり上げること、このことが勝利の鍵です。このためには一人一人が兄弟のようによく知り合い、親しみ合うことが大切です。

全国の青年婦人の皆さん

平和こそ私達の青春を守りぬく唯一つの保証です。あらゆる妨害をはねのけて平和と友好のために団結しましよう。（中略）

全国の青年婦人の皆さん

団結こそ平和と独立と幸福な生活を保証する唯一の途です。

前進しよう！平和と友情に満ちあふれた明るい未来に向つて前進しよう！

一九五三年八月一六日　日本青年学生平和友好大会

なおこのうち日農（統一派）総本部、長野下伊那郡青年団、小田原あらたま青年会、全建労青年部等の代表が参加して開かれた農民分科会では、農村における青年団活動、基地反対闘争、中日貿易、男女の交際や家庭生活など多方面にわたる対論がなされた結果、分科会の結論として次の「われわれの決意」「われわれの要求」を可決した。

（われわれの決意）

一、まず、平和と民族解放のために闘うわれわれの組織を村、部落につくつてゆくこと。農民組合、青年団、婦人会、農協青年部などの中に根をおろし、民主化する中で、まじめな行動力ある農村青年の団結の組織を作り、ひろめることは何よりも当面大切なことである。この際、貧農青年をねばり強くかくとくしなければならない。

二、単に農民だけでなく、農村の青年労働者、自由労働者、山林労働者を組織し、国鉄、電産、自治労などの労働者ともいろいろの形でていけいをつよめること。これをキソに部落、村、郡県の国民代表者会議、地域協議会などをきずいて闘いの先頭に立つことが大切である。

三、すでにでき上つている青年の組織を「反動」などレッテルをはることなく、村民の感情にとけこみ、ねばり強い説得と積極的行動によつて、その支持を得、村民に守られながら活動できるようつとめること。

四、軍事基地をとり払い軍事ダムから部落を守り、山林を解放する闘いの中で平和と独立の旗をかかげて闘い、農民の手による土地改良、総合開発の自主的計画をつくり、すべての闘いの中で自主的青年行動隊をひろげて、農民のくらしをよくするためにどうしたらよいかを身を以つて示し闘うこと。

五、村、部落を支配し、働く農民の利益をふみにじり、占領制度の土台となつて村民を苦しめている封建勢力を孤立させ、部落を民主化する闘いをすすめること。このため、おくれた封建的意識をなくし、個人主義、排外主義、軍国主義的思想をとりのけるための民主化運動を、精力的にすすめること。平和委員会を村々にくまなくうちたてることは農村青年の重要な任務である。

六、このため青年活動家は、「家庭生活のありかた」「平和は守りぬけるか」「中国やソヴェトの生活はどうなつているか」などの政治、経済、文化問題の学習を活潑にし、この点でも、労働者、学生、学者と協同すること。

七、民主的映画、義民けんしよう。民主的スクエアダンス、歌謡などを積極的にひろめ、エログロタイハイ文化から青年を守り働く農民のための農業技術をとり入れる先頭にたつこと。平利のための出版物紹介、普及をはかることと。

八、農村青年は、労働青年、学生、青年婦人と横にガッチリとスクラムを組み、その情熱と行動性のすべてをかけて、全国民の闘いの先頭に立つてアメリカ占領制度から祖国を解放し、売国的吉田政府をうちたおすために最後まで闘う決意を新たにしなければならない。

（われわれの要求）

朝鮮休戦万才！

朝鮮は朝鮮の国民にまかせろ、すべての外国軍隊は朝鮮を撤退せよ。

再軍備徴兵反対！

国際的紛争は話し合いで解決せよ。

軍事基地化反対、軍事道路、軍事ダム反対、働く農民に土地をかえせ、地主の土地とりあげ反対。

再軍備費を治山治水にまわせ、水害復旧救援のために、緊急予算を組め。

二、三男に職を与えよ。保安隊、産業開発青年隊等一切の軍国主義団体を廃止せよ。

生産技術発展のために資金よこせ。

ソ、中その他の諸外国と自由な貿易と技術の交流を行え。

生産費をつぐなう米価を保障せよ、輸出価格なみで肥料よこせ、農機具、農薬を安くよこせ、農産物の買叩き反対。

村の封建制を打破し、住みよい郷土を作る青年運動への干渉、弾圧反対。青年団、四Hクラブ、婦人会等の妨害をやめ、自由な研究、生産活動をやらせろ。

国際青年権利擁護会議　三月二二日―二七日オーストリア・ウイーンにおいて、英米仏ソ中国を含む五〇ヵ国の青年学生が参加してもたれた。これに対して日本では第二回大会で選出された一〇名の代表が参加する予定であつたが、政府の旅券妨害により実現できず、海外にあつた小倉金吾（民主青年団）が代表報告を行つた。次に、この大会で発表されたアピールを掲げる。

（アピール）

全世界の青年の皆さん！

世界の平和とよりよい生活を求めている青年婦人の皆さん！

政治的、宗教的に極めて異つた見解をもち種々さまざまな民族国民に属する数千万の青年代表として国際青年権利擁護会議に参加した私達は皆さんに訴えます。

世界のあらゆる地域における労働青年、農村青年、学生、知識人は私達をこの会議に送り、現在青年の最も切実な問題について討議するよう委ねました。私達はこの会議におけるさまざまな意見の広汎なそして自由な交換によつて、多くの国々において青年が最も基本的な経済的、社会的、政治的、諸権利を奪われ、そしてこの状態がますます悪化しつつあることを知りました。数えきれない程多くの青年達が貧困と失業と飢餓とに悩まされ、一般教育と技術的訓練の欠除とによつて、本来的な民主的自由の権利と同じく休息や余暇や健康な生活を楽しむ権利を奪われています。

私達は経済的な組織制度に対しては各々違つた見解をもつていますが、しかし私達は、多くの国々において再軍備を急激におし進め、その結果、平和予算の縮少と国際的な経済交流の破壊をもたらしている新しい世界戦争の準備によるものであることを、満場一致で確認しました。

この堪えられない状態は極点にあり、私達が青年であるという事実は、私達をして満ち足りた幸福な生活を熱望させます。私達は私達の未来と祖国と全人類の繁栄のために、平和的な仕事を強く望みます。私達はこうした目的が達成できるものであることを知つています。すべての国々の青年と世論の熱望を結集させた私達の会議は、ここに幸福を求める青年の権利を宣言します。

（中略）

青年の正当な要求はただ平和とすべての民族の独立のなかにおいてのみみたされることができます。

青年の各組織と指導者の皆さん！

文化及び宗教団体、著名な政治家、科学者、芸術家の皆さん！

私達は皆さんが青年にとつてなくてはならない権利のための私達の闘いを支持されるよう望みます。われわれの力の基礎は団結にあります。この団結はこの会議の準備を通じていちじるしく強められ、そしてわれわれはそれをわれわれの勝利のための条件として、如何にして守り育て強めて行くべきかを知らされました。権利擁護と平和と民族独立のための行動において団結しよう！　新しい戦争の脅威に反対しよう！　われわれの理想の実現のために強く団結して行こう！　よりよい生活と平和のために前進しよう！

第三回世界青年大会　世界民主青年連盟の第三回大会（四年に一回）は七月二五日―三〇日ブカレストにおいて開催され、一〇六カ

国のさまざまな団体、組織の代表一五〇〇人の参加の下に、書記長ジャック・ドニーの「第二回大会以後の世界民主青年連盟の活動と平和と権利を守る闘いにおける青年の任務」について報告があり、代表達は各々の政治的意見をこえて「平和と豊かな未来のために」全世界のすべての青年が団結しようと話し合つた。なお日本からは日本民主青年団委員長栗原秀夫他、ウイーンの教員大会及びコペンハーゲンの婦人大会に出席した代表など一五名が参加した。

第四回世界青年学生平和友好祭　八月二日―一六日ブカレストで一一一ヵ国から三万人の青年学生が参加して盛大に開催され、芸能コンクール、各種の展覧会、スポーツなどにより、あらゆる組織、あらゆる層の世界青年の交流とそれを通じて平和の増進に大きな成果を収めた。日本においては反戦権利擁護委員会が中心となつてこれの参加を全国に呼びかけ、スポーツや文化代表の一〇〇〇名に上る参加者が決定され旅券獲得運動が強力に行われたが、政府の拒否によりその努力も空しくなり、結局、無着成恭を代表団長として「世界青年大会」の出席メンバー一五名が参加するに止まつた。次に大会終了に際してなされた「誓」を掲げる。

親愛なる友よ

私達、第四回世界青年学生平和友好祭の参加者は平和と友情の旗の下に集つてきました。幸福と明るさと希望にみちた私達の祭典は、どんな思想、どんな信条をもつた青年でもすべて団結することが出来るということをはつきりと示しました。

私達は心から平和を望んでいます。私達は平和と友情の勝利をまち望んでいます。平和と友情は、私達にとつてよりよき生活を意味しているからです。

私達は世界のすべての青年に呼びかけます。

朝鮮の休戦がはつきりと示しているように、世界のどこでも武力に代つて話し合いが成功を収めるよう。

どこの国でも自国の問題を自分の手で処理し、信頼とお互の理解の上に立つ国際関係をうちたてるために、

よりよき未来を求める若ものの希望を実現し、青年の正当の権利がどこでも尊重されるよう。

青年相互の理解を深める文化とスポーツの交流を進めるために若々しい活動の中で団結することを。

青年男女の皆さん

よりよき未来をめざす希望を実現するために団結しよう！

全青界の青年の皆さん　前進しよう！

第二節　婦人運動

一九五三年は平和と生活を守ろうとする婦人の意志が、労働者、主婦、農漁村婦人、学生などあらゆる階層の婦人の共通の要求として初めて全国的に結集された年であり、婦人の統一的な運動が大きく一歩を進めた年であつた。

三月には婦人団体連合会が結成され、婦人団体協議会が五一年に解散して以来、再び婦人の全国的な組織が生れた。五月と一二月に行われた日本婦人大会に全国各地のあらゆる層の婦人が一堂に会して話し合つたことは日本婦人運動史上にかつてない画期的なことであつた。そしてここで、あらゆる苦しみの原因は一つ、戦争政策であること、そして平和を闘いとることこそ婦人の権利と生活を守り子供を幸福にするため第一になさねばならぬことであることが確認された。また国際的には、世界婦人大会が六月に開かれ、平和と婦人の権利を守る活動を大きく推進させた。そして日本代表は政府の妨害を排してこの大会へ参加し、帰国後行われたこの報告運動は、

世界の婦人の力強い活動を日本のすみずみにまでしみとうらせた。以下これらの活動を概観しよう。

婦人團体連合会の結成　五二年八月、モスクワ経済会議に出席した高良とみ女史の歓迎会を契機として、この準備会を作つて活動を行つて来たが、その後三〇余団体の参加をみ、三月五日結成式が行われた。以来この婦人団体連合会は日本婦人大会の開催、世界婦人大会への参加などを始めとして活潑な運動を行つて来たが、今後は一二月の日本婦人大会における決議（別掲）の実現を目指して進むことになつた。この会は、「戦争に反対し、民主的な平和な日本を作るために運動する」ことを目的とし、平和をのぞむ婦人は誰でも（個人でも団体でも）加入することが出来る。事務所は東京都千代田区永田町　衆議員第一議員会館内。趣意書、スローガン、役員は次の通り。

（趣意書）

全国の婦人のみなさん！

私たち婦人は、子供を生み育て、子供の健康と将来に母親の喜びを、この上もない尊い使命として生きて参りました。

それだけに、世の中が平和で、みんな仲よく家庭の平和をねがわない婦人はありません。

戦争が終つて平和憲法がしかれ、ほつとした思いで家庭生活の設計に、子供たちの幸福のために全身をなげうつて参りましたが最近の新聞やラジオの話の中に、また敵国とか、侵略とか、の言葉がとび出しました。

再軍備のための憲法改正の国民投票法案が政府で用意されているということは、女だからとて黙つているわけに行かなくなりました。

朝鮮では、いまこの瞬間に何千人かの婦人や子供が爆弾にたおれ、家を焼かれていることを考えますと、私たちは今こそ平和の問題を大きく叫びつづけなければならないと思います。

人間の住むところ、誠意をもつて、愛情をかたむけて話し合うならば、戦争は必ず防ぐことが出来ると、私たち婦人は信じております。

子供の幸福と将来のために、母親の喜びを心から語り合えるために、私たちのくらしの改善をはかり、世界の婦人とアジアの婦人と手を結んで、戦争への道を防ぐすべての運動に全力をあげて、すすみたいと思います。

（スローガン）

一、平和憲法を守り、軍国主義の復活と反民主主義の逆コースをくいとめましよう。

一、再軍備に使う金で、教育・保健・生活にあて、文化の基礎をつくりましよう。

一、婦人に対する封建性を打破り、家庭で、職場で、学校で婦人の権利を守りましよう。

一、駐留軍はみんな早く自国へ帰つてもらい、日本を軍事基地としてアジアで戦争するのはやめてもらいましよう。

一、朝鮮戦争を早くやめてもらうため努力しましよう。

一、原爆、水爆、細菌など、惨虐な大量殺人兵器の製造と使用に絶対反対しましよう。

一、世界の軍備撤廃を要求し、その実現方法を研究し、運動をけいぞくしましよう。

一、どこの国も敵とせず、世界中の国々と仲よくし、特にお隣りのアジアの国の人々と親しくつきあいましよう。

一、これらの目的を達成するため、平和と自由を愛する世界の婦人たちと、ていけい協力しましよう。

朝鮮では、いまこの瞬間に何千人かの婦人や子供が爆弾にたおれ、家を焼かれているということは、女だからとて黙つているわけに行かなくなりました。

（役　員）

会　長　平塚らいてう
副会長　高良　とみ
事務局長　浜田　糸衛
事務局次長　東　寿恵子
幹　事　東寿恵子、伊藤花の日、小川智子、加納きく、櫛田ふき
越明子、小林登美枝、猿渡文江、島田とき子、鈴木きぬ
田代うた子、野村カツ、野口智子、浜田糸衛、堀紀子
会計監査　鈴木きぬ、島田とき子
評議員　赤松俊子、石垣綾子、大谷藤子、大山柳子、神近市子、
岸旗江、佐藤サカエ、坂本太代子、帯刀貞代、壺井栄、
鶴見和子、野宮初枝、野上弥生子、羽仁説子、深尾須磨
子、丸岡秀子、松岡洋子、宮崎燁子、三岸節子、村上ヒ
デ、湯浅芳子

国際婦人デー　婦人の権利と平和のために闘つた世界婦人の記念日である三月八日、東京日比谷公園で国際婦人デー大会が行われた。大会には職場の婦人や家庭の主婦など五〇団体約一〇〇〇人が参加し、平塚らいてう女史による六月の世界婦人大会に結集しようとの提案、婦人達による生活の苦しさについての訴えがあり、朝鮮戦争の即時締結、米軍の撤退、アジア人同志の不戦、米ソ友好、吉田内閣の退陣を決議した。大会終了後、有志はソヴェト大使館にスターリン首相の死を弔問した。

婦人週間　「のばしましょう、自分で考え行動する力」をスローガンに、四月一〇日第五回婦人週間が厚生省主催で行われた。一二日には中央行事として、全国婦人会議が開かれ、六〇名の各府県代表が家庭、職場、社会の三部会に分れて各アドバイザーの下に討議を行つた。テーマは家庭婦人のあり方、農村婦人の家庭における地位を高めるために、婦人の労働条件を高める方法、婦人が有能な職業人になるために、婦人団体の望ましいあり方、社会福祉のために婦人は何をなすべきか、などについてであり、一三日の中央大会でその討議の結果が報告された。しかし、現在最も切実な問題である平和と再軍備、軍事基地、生活の破壊、労働強化と首切りなどの問題については、ほとんどあるいは全く触れられず、婦人の解放は個人的な努力による解決に委せられた。

第一回日本婦人大会　国際民主婦人連盟のよびかけで、六月デンマーク・コペンハーゲンで開かれる世界婦人大会に代表を送るための準備を行つていた世界婦人大会日本準備会の手で、五月二三、二四日、日本婦人大会が開かれた。国際民主婦人連盟の招待状（抜萃）は次の通り。

親愛な皆さん

私たちは、一月一四日づけの手紙で、ことし六月デンマークのコペンハーゲンでひらかれる婦人の世界大会についてお知らせしあなた方が、大会や日本代表の準備を始めることが出来るようにいたしました。

私たちはあなた方の代表団の問題について強調したいと思います。代表団は一〇名ということになつています。デンマーク領事に旅券を申請しなければなりません。日本婦人が大会に参加するようになるためには、あなた方がとくにあらゆる努力をつくす必要があります。

私たちは、あなた方の困難をよく知つています。しかし労働組合や婦人の権利を守ることに関心をもつているその他の団体の支持をうけて、あなた方が婦人大会の準備をおおいにすすめ、またあなた方が大会に参加するようになることを私たちは確信いたします。

不幸にして私たちは、日本婦人の活動について、ほとんど何も知っていません。

アジアの戦争政策によつて、日本の婦人たちが何を考え、何を望んでいるか？　私たちの知つていることは、きわめて一般的なものです。しかも、たとえば対日講和条約について或る婦人団体や少数の婦人国会議員たちがとつた行動についてたまたま新聞を通して知るだけにすぎません。

日本の平和と民主主義のための闘いが、どう進んでいるかが、全世界の婦人に関心をもたれているにもかかわらず、実情を知るのがむづかしいのです。

国際民主婦人連盟
書記長　マリー・クロード

またこの大会には、中国婦女運合会からも「日本婦人大会の成功を祈る。世界婦人大会でお会いしましょう」というメッセージが送られて来た。

大会では、全国から集つた職場婦人、家庭主婦、学生など一〇〇〇人の代表が「母と子供について」「職場婦人について」「農山漁村婦人について」「婦人の人権について」「平和問題」の各分科会に分れて討議を行い、生活の苦しさと社会保障、労働強化と低賃金、基地による畑や学校の接収、売春婦の増加、農漁村生活の窮乏化など、各人の悩みや要求について話し合つた。次いで、来日中のルーズベルト夫人の日本再軍備登成演説に対する抗議文、吉田政府に対して再軍備反対、基地反対、平和運動弾圧反対などの大会決議を手交することが決められた。この大会で決定された「申し合わせ」は次の通り。

日本が独立したというのに、全国各地で七〇〇カ所以上の軍事基地がもうけられています。

土地をうばわれた農民、学校を接収された子どもたち、外国兵の獣欲のために貞操をうばわれた女性たち。

全日本の婦人たちは、血のにじむような苦しい経験を語りあい、ふみにじられた祖国に、自由と平和と独立をかえしてくださいとさけんだ。

いままた新らしくそれらの苦しみを生みだそうとする全国各地の演習地設置の申し入れに、私たちはだまつていることができません。私たちの美しいふるさとを守るつよい力で、しつかりくいとめましよう。

一日も早く、日本全国にあるすべての軍事基地をとりはらつて外国の兵隊には早く母国の母のもと妻のもとにかえつてもらい、平和で自由な生活を私たち婦人の手にかえしてもらいましよう。

一人一人が最後までがんばつて、たたかいましよう。

日本婦人大会
五月二四日

世界婦人大会　六月五日から一一日までデンマーク・コペンハーゲンで開かれた世界婦人大会に参加するため、日本からは次の一〇名の代表が選出された。高田なほ子（国会議員）、羽仁説子（評論家）、宮城藤子（繊維労組代表）、赤松俊子（画家）、浜田糸衛（婦団連事務局長）、千葉千代世（日教組婦人部長）、村上トク（長崎県会議員）、小笠原貞子（北海道代表）、高橋志佐江（自治労連代表）、遠藤千枝（東北六県代表）、—これら一〇名の代表は政府の妨害を排して旅券を獲取し、六日その第一陣がコペンハーゲンに飛びたつた。

世界婦人大会には六七カ国の婦人代表七〇〇〇名が参加した。そして「婦人と子供が幸福に暮すにはどうしたらよいか」「平和な世界にするためにはどうしたらよいか」について話し合つた。日本代表はこの大会の本会議に間に合わず（赤松俊子女史のみ到着）、ブ

ダペストの世界平和評議会に出席した大山柳女史が八日、日本婦人を代表して、原爆の惨害を忘れることのできぬ日本の婦人は平和を守る決意を固めている。現在、日本に散在する七〇〇余のアメリカ基地は朝鮮爆撃の発進地となつているとともに、深刻な道徳的、肉体的だ落をもたらし、日本民族全体の健康の破壊をもたらしていると述べた。

また、大会で行われた国際民主婦人連盟スウェーデン支部長アンドレア・アンドレーン女史の演説「母親、労働者、市民としての婦人の権利をかちとり、守るための闘い」、国際民主婦人連盟議長ユージェニー・コットン女史の演説「平和と婦人子供の利益を守る婦人の行動の成果の総括と見とおし」は日本における婦人労働者の地位の低さ、基地売春婦、人身売買、生活の破壊について触れ、「日本代表にたいして、わたくしたちはとくに今日あいさつを送りたいと思いますが、日本の婦人は、その経済上、政治上の権利と子供の生きる権利とを大変困難な条件のもとで守つています。日本婦人は、労働者のどんなストライキにも多数参加しています。昨年、日本の炭坑夫はいさましい六三日間のストライキをやりましたが、炭坑夫の妻や家族たちはストライキ労働者の闘いをけなげにもささえました。……この婦人たちは、警官の暴行にも少しも動揺することなく、身を切るように寒い一二月の夜々をピケット・ラインをはり通し、デモのときはつねに先頭に立つたのです」と、労働者の主婦の闘いを、日本婦人の平和を守る闘いを述べた。（各報告の詳細は世界婦人大会代表報告中央準備会編「平和と幸福のために――世界婦人大会報告・決議集」を参照）大会で発表されたアピール、宣言は次の通り。

（婦人の権利の宣言）

人種、国籍、職業、生活様式、政見、信条のちがう七〇カ国の数億の婦人を代表して、わたくしたちはコペンハーゲンの世界婦人大会にあつまりました。

世界のこれほど多くの国々の婦人が、これらの大部分の国での婦人の経済上、政治上、法律上の地位をおもいきつて変え、また改善する必要があるということをもう一度声明するために発言したことは、婦人運動史上はじめてのことです。

何百万もの婦人は、男と同じ労働をしていながらもらう賃金は男より低いのです。多くのばあい、既婚婦人の労働の権利は拒否されています。何百万もの婦人は出産休暇の特典をうけていません。多くの国々では託児所や保育園がないかまたは数が足りないために、はたらく母親の生活はむずかしくなつています。現実にはたらく母親の労働の権利と社会生活に参加する権利は制限されざるをえません。失業がふえてくると婦人はときにはまつさきに首を切られ、婦人が経済生活に婦人が積極的に参加するのをはばんでいます。

婦人がまだまつたくの無権利で、抑圧され、その人間としての品位をたえずふみにじられている国も、たくさんあります。数百万の農村婦人は、悲劇的な条件のもとにくらしています。

労働者の経済状態が悪化し、民主主義的権利と自由にたいする攻撃がはげしくなつてきた戦争準備期のさなかでは、婦人の生活はなおいつそう困難になつています。

だからこそ今日、婦人の権利をまもり、完全な平等をかちとるためのたたかいが、なおいつそう肝要となつているのです。

世界大会は、全世界の婦人の期待と心からの願望とを代弁してここに婦人の権利をこの宣言で声明するものであります。

つぎの諸権利は、人種、国籍、社会的地位のいかんにかかわりなく、すべての婦人にみとめられなければなりません。

――はたらく権利。

――職業または商売を自由にえらぶ権利。

――すべての官公吏の部署につきうる権利。どの労働の分野でも昇進できる平等な可能性。

――同一労働同一賃金。

――社会保障をうける平等の権利。

――国家による母子保護、産前産後の有給休暇、都市、工業中心地および農村に必要な数の産院、母子相談所、託児所、幼稚園を設けること。

――賃金、労働保障措置、母子保護にかんし、婦人工業労働者と同一の権利を婦人農業労働者にあたえること。

――婦人農民が土地と土地生産物とを所有する権利。十分な教育と職業訓練をうける権利。

――制限や差別待遇なしに、すべての政府機関を選出し、また選出される権利。

――財産、結婚、子供にかんする、男性と平等な法律上の権利

――結社の権利と、婦人の民主主義的組織の自由な活動の権利他の組織に加入する権利。

これらの諸権利を、法律によつて確認させ、それを実施するのに必要な条件をつくりだすべきです。

国民の一般生活水準をたかめ、住宅状態を改善し、社会施設を拡大することもまた必要です。これらの措置は、軍事費を削減して、それを平和がまもられる世界での生活と幸福な家庭のためにつかうことで、はじめてやれるのです。

この宣言にかかげられた要求はまつたく正当な要求です。それは国民の幸福のことを念頭におく政府をいただいている国の婦人のじつさいの経験で証明されています。これらの政府は、婦人に完全な権利をみとめ、同時にこの権利を完全に行使するための条件をつくりだしました。

世界大会は、全世界の婦人にむかつて、母親、労働者、市民としての権利をめざす組織された、ねばり強い行動できんみつに協力するよう、よびかけます。

この共同闘争で、わたくしたちの努力を統一しましよう。統一こそ勝利の条件です。

一九五三年六月一〇日コペンハーゲン　世界婦人大会

（全世界の婦人へのアピール）

全世界の婦人のみなさん！

一九五三年六月、七〇カ国の数億の婦人の代表がコペンハーゲンに参集してひらかれた世界婦人大会は、国籍、人種、政治、信条、生活様式のいかんをとわず、あなたがたに、どの婦人にも完全な権利を、どの子供にも安全と福祉とを保障し、人類が平和にくらせるような世界をきずきあげるためのたたかいで、いつそうかたく統一するよう、よびかけます。

わたくしたちは、婦人が世界の緊張をやわらげるうえにすでに大きな寄与をしたことをほこらしくおもいます。

世界諸国民が国際紛争が平和的手段で解決できるかもしれないとのあらたな希望を胸いつぱいにもつているいま、婦人としての任務はまえよりいつそうさしせまつてきました。

わたくしたちは統一して、休戦を公正な基礎のうえで調印し、

朝鮮の交戦行為をやめてその後にすぐ公正で恒久の平和をもちきたすことを要求しなければなりません。

わたくしたちは統一して、いまヴェトナムとマライですすんでいる戦争を終らせなければなりません。わたくしたちは統一して、ドイツ、オーストリア、日本問題の平和的解決を実現しなければなりません。

植民地搾取と外国支配は、諸国民にたいする犯罪と、世界平和にたいする重大な脅威とをなすものです。自由と民族独立と人種の平等というような神聖な事業のためにけなげにもたたかっている何百万もの男女といつしよにたちあがりましよう。諸国民の民族自決権のためにたたかいましよう。

世界の婦人のみなさん！

国際問題の平和的解決に反対する諸勢力は、たえず、人類を戦争のどろ沼の中にひきずりこもうとしてたくらんでいます。これらの勢力は侵略ブロックと軍事基地とをつくりだしています。わたくしたちの任務は、この勢力をうちたおすことです。

国際問題が関係当事国のあいだの話し合いで解決できるようにいつそう大きな決意でたたかいましよう。

世界の一大勢力を代表するわたくしたちは統一して、五大国平和条約の締結をみちびくような話し合いをはじめさせることができます。

そのような条約が結ばれれば、いま、多くの国民の生活水準を引下げ、子供の将来に大きな危険となつているぼう大な軍事支出をへらすことができましよう。

統一して、原子兵器、細菌兵器その他いつさいの大量殺戮兵器の製造と使用の禁止を、政府に要求しましよう。そうすればぼう大な資源が開放され、人類の生活を改善し、社会の進歩に寄与するように活用できるでしよう。

戦争の宣伝と、諸国民間の敵意をあおりたてるような宣伝を禁止するよう前より一層断固として政府に要求しましよう。

わたくしたちには、若い人たちのためにはたさなければならない役割があります。わたくしたちの子供を、平和、進歩、諸国民のあいだの友好にたいする愛情で、育てましよう。

世界の婦人のみなさん！

世界婦人大会は、人種、国籍、信条、政見のいかんをとわず、すべての婦人にむかつて、すべての各国別組織の婦人にむかつて「婦人の権利の宣言」の中でのべられた諸要求を実現するために、力を合わせましよう。子供の生命と健康をまもるために、力を合わせましよう。

いつしよに活動しましよう。

すべての国民の生活をゆたかにする貿易、友好、文化的理解をうちたて、発展させるために統一しましよう！

いつしよに婦人と子供の利益をまもりましよう！

わたくしたちの手で、平和を勝利させましよう！

一九五三年六月一〇日コペンハーゲン　世界婦人大会

（注）この世界婦人大会で国際民主婦人連盟の役員が選挙された。議長ユージェニー・コットン（フランス―再）

書記長マリー・クロード・ヴアイヤン・クーチュリエ（フランス）、副議長は各国から一三名で日本からも出すことになつたが現在詮衡中。綱領は一、ファシズムの根絶と民主主義の強化ならびに永くつづく平和を！　一、政治経済、法律、そのすべての部面における男女同権！　一、母性の幸福と児童の生活、健康、教育の保護を！

世界婦人大会に出席した日本代表はソヴェト同盟、中国を巡つて九月に帰国したが、九月一七日東京における報告大会を皮切りに全国的に報告運動を行い（北海道から鹿児島に至る一五〇カ所以上―一一月末現在）、世界の婦人の力強い活動を職場に町に、村に伝え大きな成果を収めた。

全国日雇婦人大会　一二月四日衆議員議員会館で、全国日雇婦人大会が開かれた。苦しい生活のなかから一円カンパを訴え、署名をとつて全国から集つた二二県の代表一九三名が参加し、生活の苦しさや職場の要求を訴え、話し合つた。そして運動目標として、生活保護より仕事を、日本米の二〇日配給、お米の値段は据えおき、保育所の設置、健康保険の全額国庫負担、保安隊・再軍備反対、越年資金一カ月分要求、これらの要求をみたす政府を立てるなどを決定、全国日雇婦人協議会（会長武内スミエ）を結成した。大会宣言は次の通り。

（大会宣言）

戦争のために夫を、親を失い、家を焼かれた私たち、働いても働いても一家のうえをしのぐことの出来ない私たち、身を切るような寒さが来ても、シャツ一枚、炭一俵買えない私たち、正月が来るというのに、子供に餅一切れやれない私たち、全国の日雇婦人労働者のこの悩み、苦しみ、悲しみを、私たちは一堂に集つて、腹のそこから話し合いました。そしてハッキリ知る事が出来ました。

私たちの苦しいどん底の生活は、一人一人の苦しみではなく、全国の日雇婦人労働者の共通の苦しみであつたことを。

この共通の苦しみを解決し、明るく、豊かで、楽しい生活を築くために、全国日雇婦人労働者は一つに団結して、婦人労働者の先頭に立つて闘うことを誓いましよう。

私たちは、

一、格付賃金（能率給）、低賃金、手帳取上げに反対し、生きて行けるだけの仕事と賃金を要求します。

二、私たちは、保育所と、子供の義務教育を国の費用でするように要求します。

三、私たちは、女という理由で、賃金を引下げたり、差別待遇をすることに反対します。

四、私たちは、私たちの生活を一層苦しめる再軍備や、日本人をアメリカの傭い兵にする戦争準備はまつぴらです。平利憲法を完全に実行する、働く者の政府をつくりましよう。

私たちのこの要求を実現するには、長い地味な、困難な闘いが必要です。あらゆる個人や団体と手をにぎり、世界の働らく仲間と手をにぎり、婦人の権利と生活を守るために、子供の生活と教育を守るために、世界の平利と民主主義を守るために、全国日雇婦人協議会の下に一つになつて闘うことを、第一回全国日雇婦人大会の名において宣言します。

一九五三年一二月四日　　第一回全国日雇婦人大会

第二回日本婦人大会　一二月五、六、七日の三日間婦人団体連合会、総評、日本子供を守る会の主催により、各労組、炭婦協、家庭婦人、農漁村婦人、日雇婦人、学生など全国のあらゆる階層の婦人代表一八九四名が参加して盛大に行われた。婦人代表は生活と権利を守る運動について、子供を守る運動について、平和を守る運動についての各分科会に分れて討論を行い、婦人労働者は労働強化、首切りとこれに対する職場の闘いを、教員は基地と教育の破壊を、農村の婦人は凶作と生活の苦しさを、炭坑の主婦は企業整備闘争の経験を、学生は平和運動を、主婦は物価騰貴の苦しさを語り、各人が当面す

る悩みの解決について話し合つた（詳しくは日本婦人大会準備会編「日本婦人大会議事録」参照）。そしてその結果、すべての苦しみの原因は一つであり再軍備を止めねば婦人の権利も家庭の安全も子供の幸福も守れないことを確認し、平和を闘いとるため今後あらゆる活動を起して行くことを決定、次のような決議を行い、運動方針として「日本婦人の宣言」を発表した。

（大会決議事項）

一、消費者米価の値上反対、二〇日分配給、二重価格制実施運動を継続し、国会に私達の代表を送ること。

一、米価審議委員会に私達の代表を送ること。

一、日雇の越年資金の予算化を国会に陳情すること。（当日代表者が行つた）

一、遺族年金から恩給、年金、等を差引かないこと。

一、松崎製糸、東京亜鉛の闘争に対し大会の名に於て激励する。

一、肥料を安くする運動を行うこと。

一、朝鮮人に対する差別待遇の廃止。

一、冷水害地の学校給食を無償にすること。

一、保育園、学校給食は衛生施設を含めて完全国庫負担とすること。

一、貧困家庭の子供を守る立場から生活基準額を引上げ、社会保障制度の確立をすること。

一、政府の経済政策の貧困から来る赤い羽根や子供の学校貯金は家庭の負担をまし、非教育的な影響を与えるので反対。

一、義務教育費は全額国庫負担とすること。

一、高校教育費の増額、並びに大学、高校生の育英資金の大幅増額。

一、教師の政治活動禁止は絶対反対。

一、子供の環境を毒し、日本の基盤となる子供の心身の発達を阻害する基地に反対。世田谷、妙義山等の基地化反対。

一、再軍備費を教育費にまわす事。

一、京大の学生弾圧は平利運動を阻害するものであるから反対。

一、言論、出版、結社、報道、思想の自由をそくばくする悪法に反対。

一、松川事件の公正判決要請の為、被告には激励電報、裁判長にはハガキを出すこと。

一、沖縄と小笠原諸島の即時復帰を政府に要請する。

一、MSAに反対。

一、朝鮮の政治会議を成功させるようにする。

一、話し合いによつてどこの国とも仲よくし、文化の交流と貿易をする様に政府に要求すること。この署名簿を政府とすること。

一、五大国平利協定の署名運動をすることにする。

諸外国に提出する。

一、平利憲法を守る人を国会に送るようにする。

一、世界婦人大会の権利宣言を支持する。

一、三つの団体の共催による日本婦人大会を来年も開くこと。

一、この大会の諸決議を国会に提出すること。

（日本婦人の宣言）

一九五三年六月、コペンハーゲンで、世界六〇余カ国の婦人の代表が集つて開かれた世界婦人大会の諸決議と、日本代表たちによる二百何回かの報告会は、全日本の婦人の平和と解放への熱意をおのずから盛上げ、日本婦人大会をここに結晶させました。

このように広汎に、あらゆる階層をふくむ全国各地域の婦人が一つに集つたことは、日本婦人運動史上今までなかつた画期的なことです。

そして、この集りに全国から参加した家庭の主婦、働く婦人、未亡人、農村の婦人、漁村の婦人、女子学生といろいろの立場から、毎日の生活を語りあつたのですが、そこで話しだされたものは、憲法で約束されている筈の民主的で文化的な幸福な生活ではなくて、毎日の貧しい、苦しい希望のないものでした。私達は、深いため息の中から、これは何故だろうと皆で考え、話しあつたのです。

その結果、このすべての苦しみの原因は、結局一つであるということがわかりました。それは、私達の幸福な生活を築くための政治ではなくて、大きな富を消失する軍拡経済に、すべての政策が向つているからなのです。

つまり私たちは再軍備をやめさせることができないならば、平和も自由も婦人の権利を守ることも、家庭の安全、子供の幸福も望みえないことを再確認しなければならないのでした。

それゆえ私たちは日本婦人宣言を発表し、世界を一つに結ぶ国内国外の平和を守る親愛なる幾億の婦人に訴え、かつその実践をちかいます。

一、憲法で保障された権利を守つて社会の封建性とたたかいます
一、すべての婦人が働ける職場と生活のできる賃金を要求します
一、誰もが安心して生活できるための社会保障を要求します。
一、子供の幸福を破壊する軍国教育政策には絶対反対し、再軍備費を教育予算にまわすことを強く要求します。
一、すべての子供が能力に応じて、平等に教育を受けられることの実現を要求します。
一、子供たちのよき成長のために社会環境の浄化運動に立上ります。
一、子供の権利を守り、その幸福を阻むすべてに反対します。
一、平和憲法を守り再軍備に反対します。賢明な唯一の道であると共に、世界平和に貢献する最善の方法です。
一、徴兵に反対し夫や息子や愛する者が戦争準備に参加することを拒みます。
一、憲法改正の国民投票があるなら私たちはこぞつて反対投票します。
一、五大国（米、英、仏、ソ、中）平和協定を成立させるよう日本の政府に要求します。
一、話し合いによつてどこの国とも仲よくするように政府に要求します。
一、朝鮮の政治会議の成功とヴェトナム停戦の話しあいが、一日も早くはじめられることを願つています。
一、共産主義国の侵略の危険とその脅威を誇張し、宣伝し、外国軍隊の駐留や、軍事基地化の止むをえない理由とし、また再軍備必要の口実ともする一部言論に、わたくしたちはもう惑わされません。
一、どこの国とも仲よくしたいわたくしたちは、ソ連や中国とも早く国交の調整されることを願い、その努力をいたします。
一、政権の担当者が定めた政策に盲従することなく、日本と世界の動きを正しく知ることに努め、汚されない婦人の本能、曇りのない良心の判断力で行動しましょう。

一九五三年一二月七日

日本婦人大会

日本子供を守る会の活動　子供の問題は二回にわたる日本婦人大会や世界婦人大会においても大きな比重をもつて取り上げられたがさらにここで日本子供を守る会の活動について述べよう。この会は

五二年五月、戦争から子供を守り、子供の幸福をはばんでいる悪い環境や条件を取除くための運動機関として結成され、活発な運動を続けて来たが、五三年においては三月七、八日、「基地の子供を守る全国大会」を日教組と協力して横須賀で開催した。大会には立川、所沢ジョンソン、九十九里、横須賀、富士山麓、奈良ＰＲセンター、伊丹など全国二八主要基地周辺の代表五〇名が参加して子供をむしばむ基地の実情を訴え合つた。二日目は　一、基地の教育環境をどのように守つて行くか　二、子供を守る親と教師の役割　三、さまざまの障害をどう打破するか、の三点について討論を行つた結果、一については文教地区をきめ街娼の立入り禁止区域を作る、国会に出されている売春禁止法案を外国人にも適用できるよう制定させる基地上空の爆音がひどく、ろくろく勉強が出来ない所があるので騒音の科学調査をはじめて対策を立てる、校舎校地の接収にはぜつたい反対する。二については教師と親の悩みを共同で解決するためＰＴＡのボス化を改造する、基地の教師は良心と勇気をもつて闘うために団結する。三については、全国組織を作り、組織的に国民運動をすすめる、日本子供を守る会の強化拡大をはかる、基地の実態と対策についてはアジア全体の国々に連絡し、全世界各国に訴え、問題解決のための協力を求める、などの方針を決定し、米大使館、国会、文部省、外務省に問題解決の要望を行つた。マーフィー米大使あて要望書（要旨）は次の通り。

無期限駐留にともなう環境の破壊が、日本の子供の正しい成長と幸福な生活の大きな障害となつている事実にかんがみ、貴下の権限でなし得る有効な対策を考慮してほしい。キャンプ周辺の集団売春をなくす近道は、全くアメリカ兵自身の自制にあると思うから、そうした行動を拒絶する方法を明かにしていただきたい。われわれは自由な日本人として、日本民族の運命と子供の将来よりも、アメリカの軍事的必要が、より重要だとは考えない。国際的不平等な諸条約の上にたつすべての軍事的特権を、すすんで放棄することが、日米両国民の友好関係と、世界恒久平和に貢献するほんとうの安全保障と信じている日本人が多いということを適当な方法をもつて米国民に伝えていただきたい。

七月二五、二六日、日本子供を守る会の総会（第二回）が開かれた。加盟団体、地方支部など一八都道府県からの代表が参加して、地方代表の報告ののち教育、文化、社会環境、保健衛生の四分科会に分れて討議を行つた。討議の論点はとくに基地問題に集中され、結論として、基地とりのけが絶対に第一条件であること、これは施設のある場所だけの問題ではないから、全国民にその実情を広く宣伝すること、反対運動のため全国組織を作ること、社会保障運動を強化することなどが申合わされた。選出された役員は会長　長田新（再）、副会長　神崎清（再）羽仁説子（再）今村彰（新）の諸氏である。

一〇月八日、東京基地をめぐる教育懇談会が開かれた。都下小中高校の教員約四〇名が参加して、米軍宿舎、射撃場、軍用道路、飲料水、温泉マーク、売春婦、ポン引、爆音など、軍事基地が教育に与える弊害とその反対運動の報告を行い、政府や教育委員会に解決の要請を行つた。

一一月二二、二三日の二日間東京で「子供を守る文化会議」が児童文化団体代表、関係専門家約三〇〇人を集めて開かれ、演劇、映画、文学、出版、紙芝居、放送、音楽、美術、口演童話、幻燈、子供会の一二分科会において、現在打当つている問題を研究し合つた（その内容の一部は、子供を守る文化会議実行委員会編「児童文化白書」参照）。この成果は、次いで二九日に行われた文化会議母親大会で報告され、集つた母親達から軍事基地と戦争の影響から子供

を守るための児童文化のあり方について活発な討論がなされた。

（注）ここで婦人団体の現状について触れておこう。五三年度の文部省調査によると、全国における婦人団体数は二万二一五、その会員は八一三万九二三四人に上つている。この数は政治団体であることが明瞭なもの及び宗教団体を除いた市町村の地域婦人団体、文化団体などであつて、又これには東京都の分が含まれていない。東京都における婦人団体は混雑しており性格のあいまいなものが非常に多いが、都の教育局で把握されたものは八五九団体、約三二万人、実際は一〇〇〇以上の団体があると推定されている。従つて婦人団体は全国で大体二万三〇〇〇、会員約八五〇〇万人ということが出来よう。さてこうした婦人団体の目的は、婦人自身の一般教養、生活改善、社会事業、レクリエーション、青少年保護育成に関するものが大部分で、いわゆる官制のものや警察が指導して作つたものも相当多いが、反面において現在の日本の矛盾と真剣にとり組もうとする集りも各地に芽生えている。次に主な婦人団体の状態を掲げる。

平和擁護の活動を中心とし、婦団連の方針に則つた運動を行う。四六年三月結成、会員六〇〇〇　婦人民主新聞を発行

日本民主婦人協議会（民婦協）（港区芝新橋文工会館内　小川智子）　国際婦人デー、総選挙、世界婦人大会の準備などに活動

戦争反対、平和と生活を守る啓蒙運動を行う。五三年度より従来の機関紙平和婦人新聞を独立させた。

関西主婦連合会（関西主婦連）（大阪市都島区都島本通五の五都島児童館内　比嘉正子）東京の主婦連合会が物価引下げ運動一本なのに対して、基地反対、平和運動、選挙啓蒙運動を積極的に行つている。

日本婦人平和協会（文京区高田豊川町日本女子大学内　上代たの）

平和憲法擁護を中心として平和問題や憲法研究会などを行う。

日本有権者同盟（渋谷区千駄ケ谷五の八八九婦選会館内　斎藤きえ）平和憲法擁護、婦人の既得権擁護をスローガンとし、婦人の政治啓蒙活動の他、売春禁止法制定促進、婦人少年局縮小反対運動を行う。

主婦連合会（主婦連）（千代田区内幸町大蔵省別館内　奥むめお）

国民生活安定、主婦の生活向上を目的とす。専ら物価引下げ運動。四八年結成。

日本キリスト教婦人矯風会（新宿区百人町三の三六〇　ガントレット恒子）社会福祉社会奉仕など、とくに青少年を対象とした禁酒運動、純潔教育、会員七〇〇〇。

日本キリスト教女子青年会（ＹＷＣＡ）（千代田区神田駿河台一の八　植村環）会員一万。

全国未亡人団体協議会（渋谷区原宿社会事業会館内　山高しげり）

未亡人の生活保護を目標に母子福祉法の制定運動、地方自治体に対する母子福祉対策の働きかけを行う。五〇年結成、組織人員五〇万。

全国地域婦人団体連絡協議会（港区芝公園芝児童会館内　山高しげり）各都府県地域婦人団体の横の組織、結成五二年、愛国婦人会の再現かとも言われている、現在は売春対策、公明選挙、電気料金引下げ運動を行う。

職場における婦人労働者の闘い　全国の各職場で発生している労働強化や職制の圧迫、首切りなどに対する婦人労働者の闘争、抵抗は、五三年においても極めて広範に闘われた。社会的にクローズアップされた松崎製糸の女工による労働者の権利獲得のための闘いをはじめ、組合活動を積極的に行つたために、会社側と結託した組合

幹部の手で不当にも首を切られた富山県笹津の敷島紡績工場の一女子組合員―橋本郁子さんの闘い（詳しくはパンフレット「春を呼ぶ声」参照）など、紡績、製糸女子労働者のこうした小さな闘いは数えるにいとまのない程であるし、又、劣悪な労働条件で働く中小町工場における女子労働者の闘いも各地で起つている。ここでは大阪泉州ツボミタオルの織子の闘いと東京の町工場ラボーテの女工の闘いをみよう。

ツボミタオル労組の闘い　この工場がある大阪府泉佐野市は泉州タオル産地として知られ、タオル・シーツなどを織る中小零細機織業の密集地帯で人口約五万のこの市のタオル業者は三〇〇、一万〇五〇〇名の織子と呼ばれる女子労働者が、普通の日本家屋に機械をもちこんで劣悪な環境のなかで長時間労働と低賃金を強いられている。もちろんここでは労働組合など皆無の状態であつたが、一九五二年四月三日、このツボミタオル工場（経営者大木春夫）の労働者一一〇名（従業員の九八％）が組合を結成した。それ以来会社によるイヤガラセや切崩しに耐えて結束して来た五〇名の組合員は、五三年一一月五日、越年資金一・五カ月分と結成以来の要求であるユニオン・ショップ制を認めよという要求をもつて闘争に入つた。

これに対抗して会社側は一一月一〇日、基準法を無視して強行して来た今までの一〇時間労働制を中止し突然八時間労働制とベース賃金五三〇〇円をおしつけ、これでは暮せないと組合の残業要求に対して基準法女子年少者規定を楯にこれを拒否した。組合は定時間労働でこれまでの賃金を獲得するために、ここで四〇％の賃上げを要求、これを拒否した会社側は不況を理由に組合長以下一二名の首切りを通告し、組合はついにストを決行するに至つた。ストライキはこの街では歴史的な事件であつた。始めてストを行つた織子達はピケを張り、ビラをまき、苦しい生活に耐えて結束を強めた。闘争は年を越え、この争議に介入した全繊オルグは会社側とボス交渉を行い、首切りを認める、賃上げ要求を取下げる、ユニオン・ショップ制の要求を取下げる、その代償として首切手当を出すという案で組合が引下げることを要求したが、こうした切り崩しをはねつけて団結を強めた組合はついに一月二八日要求をほとんど獲得して勝利をしめた。

ラボーテ工場労働者の闘い　東京都北区志茂町にあるこの工場はヘヤーブラシを作つている労働者八四名（うち女子六〇名）の資生堂下請工場で一個市価一五〇円のヘヤーブラシを資生堂は八〇円で請負わせていた。これに対して女工達の日給は平均一七〇円、生理休暇はもとより年次有給休暇もない状態の下で働かされていたが、六月一日、賃金の遅配に反対して組合結成と同時にストに入り、「一七〇円では喰えない、賃上げしろ。労働基準法を適用しろ。組合を作つたため解雇された三名の首切り撤回」などを要求して立上つた。最初は労働歌も組合の何かも知らなかつた女子労働者達も闘いを通して生長した。社長をとりかこんで要求を訴え、ピケを張り、デモを行つて頑張つた結果、六月七日会社側は組合の要求を全面的に認めた。闘争はこれで一段落したかにみえたが、しかし六月二四日会社は経営の不振を理由に工場閉鎖と全員解雇を通告して来た。この闘いを通じて、下請工場の労働者が二重三重の搾取のなかで苦しんでいること身にしみて理解した組合員は、工場再建の苦しい闘いに行商をしながら頑張つたのであつたが、労働者の努力も空しく九月三〇日工場は解散するに至り、ここに終止符がうたれた。最後まで闘い抜いた組合員は一四名。退職金は手取二万円足らずであつた。なおこの闘争の合間に女工さん達が争議の体験を綴り合つた詩集―「町工場」が発表されている。

第四章　人権擁護運動

第一節　松川事件

一　松川事件について公正な裁判を要求し、被告たちの無罪釈放を求める運動は、一九五三年における人権擁護運動の中心として広汎な発展をとげた。被告の無実を明らかにしようという運動が国民的な規模で発展した。従前、救援活動は、国民救援会が中心となつて進められて来たが、五三年二月に雑誌「世界」が松川事件特輯を行つて一審判決の疑点を指摘した頃から急速度に労働組合や文化人が活発な活動を始めるようになつた。まず二月二一日に全造船労組は第七回中央委員会をひらいて松川事件被告の無罪釈放運動について一、無罪釈放の署名を至急行い各方面に働きかける、二、中央委員会名及び各分会名をもつて裁判長に対し無罪釈放の要請文を送る、三、機関紙を通じて裁判の動きを報道する、四、資金カンパを早急に実行する、五、中央執行委員会は情勢の変化に応じ適当な対策を講ずると共に各友誼団体と協力して世論喚起の闘いを進める、の五項目の決議を行つて早速実行にかかり、五月五日には国鉄労組米子地本、同月二七日には福岡県労評、六月九日には大分県労評がそれぞれ公正裁判要求を決議し、同月一〇日には全学連大会が無罪釈放を決議した。更に六月一二日から鬼怒川で開かれた国鉄労組全国大会は事件の地元の福島地本が提案した公正裁判要求と調査団現地派遣の決議を圧倒的多数で決議し、一三日には自治労連大会と日教組第一四回大会が同旨の決定を行つた。この頃他にも神奈川県地評、全国土建等が公正裁判要求を決議し、七月に入つてからは国鉄中闘、新潟地本がそれぞれ調査団を現地に派遣する等の動きがみられたが一一日に至つて遂に総評第四回全国大会は被告二階堂園子の挨拶と訴えをきいた上、国鉄労組の提案した「松川事件について公正裁判を要求する件」をとりあげてこれを可決した。

他方、国民救援会は三月二三、二四日、仙台で第二六回中央委員会を開いて四月一日から七月三〇日迄を陰謀粉砕月間と定めて松川事件救援に全力をあげることを決定し、保釈中の被告、家族会は全国を行脚して宣伝に当ることになつた。大内、小林、二階堂（園）等の被告は上京して関東地方を始め九州迄も出張し、家族もまた手分けして関西、九州等を広く廻つて訴えた。

大牟田の三池炭鉱労組は無罪釈放署名運動を進め一万〇三三一名の署名をえて松川事件対策委員会に送り、岡山県議会は左右両社、自由党を含めて議員二七名の公正裁判要請署名を集め、東京の日本製鋼赤羽労組は一〇月一一日の定期大会で松川被告に激励のメッセージを可決し、夏から秋にかけて運動は益々横にひろがつていつた。北海道岩見沢を中心とした炭鉱では炭婦協を中心に、炭鉱労働者、附近商工業者がこれに応じて松川公正判決要請の署名運動を起し、実に四万二八九四名の署名をあつめた。

一〇月下旬からは判決が近づくにつれて大規模な集会が各地にひらかれ、労働組合・民主団体は文化人と共に被告の釈放と裁判の公正を要求し、次第に全国的に気運は高まつていつた。一〇月二四日、仙台市レヂァーセンターで公正判決要請東北大会が開かれ、三〇〇〇名の参加者を前に左右両社会党、共産党、地元各労組代表が公正な裁判と無罪の判決要求を訴え、松本治一郎もこれに参加した。

一一月二日、東京京橋公会堂では松川事件公正判決要請・自由と人権を守る大会が開かれ、約一〇〇〇人の会衆が集つた。国鉄労組

吉村中闘委員は国鉄独自の立場からする事件の調査報告を行い、中野好夫も公正な裁判を求める訴えを行つた。

当初判決日と予定されていた一一月五日の前日たる一一月四日には仙台でこれらの全国的な運動を集約して松川事件公正判決要請・自由と人権を守る全国大会が開かれ、京都、東京、北海道等から集つた労働者、学生、文化人は口を揃えて被告の救援と裁判の公正、無罪の判決を要求し、就中総評大場総務部長は総評が従来松川事件を正しくとらえていなかつたことについて反省し、広い国民運動の展開を訴えて会衆の共感を呼んだ。同大会は運動の発展のために次の八項を決議した。

一、一人でも多くの人に松川の真相を訴えましよう。労働者は労働者に、農民は農民に、商人は商人に、文学者は文学者に、美術家は美術家に、法律家は法律家に、宗教家は宗教家に、国内だけでなく国際的に訴えましよう。

二、あらゆる新聞、雑誌で松川の真相を訴えましよう。また読みましよう。

三、松川の集会や組織を職場や地域でたくさんもちましよう。

四、判決のひきのばし反対、公正判決、無罪釈放をハガキ、手紙、電報で仙台高裁鈴木禎次郎裁判長に要求しましよう。

五、被告と家族を激励する手紙や面会の慰問団を作り救援資金を送りましよう。

六、ファッシズムに反対し民主主義と人権をまもり、第二、第三の松川の陰謀をうちくだく国民の力を固めましよう。

七、松川によせられた世界の人々の好意に感謝し、さらに世界の多くの人に訴えましよう。

八、真犯人を私たち一人一人が追及するために努力しましよう。

公正裁判、無罪釈放を要求した全国組織は一〇月三一日現在で次の通りである。

日教組、国鉄、全造船、全港湾、全銀連、全建設、全商工、全金属、全電通、全日本印刷出版、全逓労組、全日土建、自治労連、映演総連、東芝連合、全医療、産別、総評、炭労、全学連、婦人団体連合会、新医協、民科、労農党、共産党、民青団、日中友好協会、部落解放全国委、日本文化人会議、新日本文学会、キリスト教者平和の会、沖電労連、私鉄総連、全農林統計調査労組、海運産業労組中央協議会、全生保、全改良、全労働省労組連合会、全国自動車運輸労組連合会、全林野、全損保、等四八団体。

地方組織では北は北海道（北労会議、国鉄旭川・札幌各地本）から南は鹿児島（鹿児島地方労組評議会）に至る迄、全国の都道府県に及んだ。

二　文化人の間では亀井勝一郎が二月に裁判長に宛て、公正裁判を陳情したのを発端として、広津和郎が四月の雑誌「改造」に「裁判長よ勇気を」を寄稿して発言し、五月七日から始まつた弁護人の最終弁論傍聴のため、宇野浩二と共に仙台に赴き、七月四日に両氏とも再度傍聴した。この頃からこれら作家の文筆活動は急に盛になつて、吉岡達夫は「改造」九月号に「暗い裁判」、宇野浩二は「文芸春秋」一〇月号に「世にも不思議な物語」、一一月号に「続世にも不思議な物語」、広津和郎は「中央公論」一〇月号に「真実は訴える」を次々と発表して世論に訴え、その影響力は極めて注目すべきものがあつた。

一〇月二六日、広津和郎、宇野浩二、志賀直哉、川端康成、武者小路実篤、井伏鱒二、吉川英治、河盛好蔵、尾崎士郎ら著名文壇人九名は公正な判決を要請する連署状を袴田弁護士を通じて鈴木裁判長に送つた。その内容は次の通りである。

松川事件第二審に際し、あなたが慎重かつ精密に事件の全ぼう

をお取調になりました態度に私共は敬意と信頼とをもつておりま
す。原審の判決に納得の行かなかつた私どもは第二審においてこ
そ、あなたが私ども日本国民を納得させる公正な判決を下される
ことと信じております。裁判の公正が日本再建の源泉であると思
います。私どもこの国に生きる安心と希望をあたえてくれる第一
のものは裁判の公正ということであると思います。連署して一書
を呈する次第であります。
更に新日本文学会が中心になつて進められて来た文学者の連署に
よつて裁判長に要請文を送る運動は、一一月中旬に一二四名の文学
者の署名を得て要旨次の様な要請文を送るに至つた。

鈴木裁判長、いわゆる松川事件についての裁判が行われるに当
りつぎの言葉をあなたに送りたいと思います。どうか証拠にもと
づいて真実のために裁判をしていただきたい。あなたこそ最もよ
くご承知のことと思いますが、犯行の証拠とされていたバール、
スパナ、手袋の類が証拠でありえないものであつたことは明らか
になつています。歩行機能の障害がある一人の被告にとうてい不
可能な速度の歩行が押しつけられていたことも明らかになつてい
ます。被告たちに有利な公立病院の証明が第一審で握りつぶされ
ていた事実も明らかになつています。福島で共同謀議に参加した
とされていた被告が、しかもこの被告は第一審判決で死刑を宣告
されていますが、その当日東芝松川工場にいた事実も証言されて
います。全世界の声に耳をふさいで行われたローゼンバーグ夫妻
の死刑執行は決してアメリカ合衆国裁判の名誉ではありません。
啄木の指摘によつて明らかな、政府の予断にそつてなされた幸徳
事件の結末はいまも恥辱として私たちに残されています。大津事
件の児島惟謙の名が思出されるのも彼が政府の政治的要求に屈伏
しなかつたからに外なりません。鈴木裁判長、松川の問題はもはや
一つの裁判というところをふみこえて、日本の国民がその支柱と
するところを持つか持たぬかの結着するところとなつています。
どうか証拠にもとづいて真実のために裁判して下さい。裁判は
犯人をつくるためにあるのではないということを明らかにして下
さい。一たん疑いをかけられたものは真の犯人が別に出てくるの
でなければ、また被疑者自身わが手で真犯人をひき出してくるの
でなければ自分が犯人と目されるのも仕方がないという悲惨な考
え方の絶滅のため、裁判長として、国民の一人として、奮闘して
下さい。

署名した文学者の中、主なる氏名は左の通りである。
大仏次郎、田村泰次郎、堀田善衛、江口渙、梅崎春生、小田切秀
雄、金達寿、田宮虎彦、中野重治、水木洋子、坪田譲治、小牧近江、
佐々木基一、臼井吉見、山本健吉、土岐善麿、内山敏、米川正夫、
坂口安吾、伊藤永之介、阿川弘之、杉捷夫、徳永直、竹内好、野間
宏、秋田雨雀、船山馨、中野好夫、石川淳、貴司山治、木下順二、
渡辺一夫、阿部知二、青野季吉、椎名麟三、上林暁、平野謙、矢内
原伊作、岸田国士、佐多稲子、吉野源三郎、三好達治、豊島与志雄、
宮本顕治、片岡良一、本田喜代治、間宮茂輔、壺井繁治、壺井栄、
本多秋五、蔵原惟人、石川達三、十返肇、加賀耿二、湯浅芳子、舟
木重信、村山知義

判決直前に至つて一一月二九日号の週刊朝日を始めとして、週刊
サンケイ、サンデー毎日等の週刊紙も松川事件の解説論評に多くの
頁をさき、一〇月一八日付の朝日のほか読売、毎日の各紙も松川事
件に関する全国的運動の報道や事件の経過、公判審理の内容等につ
いての解説的記事を掲げ、いまや松川事件の判決の如何は全国民の
注視の的となつているといわれた。文化人やジャーナリズムのとり
あげた松川事件に関する論評は判決後に至つて一層その数を増した

のであるが、その主なものは次の通りである（主として月刊誌）。

世界	五三年二月	特輯「松川事件をめぐつて」
同	同年一一月	「判決を待つ松川事件」
同	五四年一月	亀井勝一郎「裁判官の勇気」
同	同年三月	特輯「裁判」
中央公論	五三年一〇月	広津和郎「真実は訴える」
同	五四年一月	同「裁判と国民」
同	五四年二月	中島健蔵「松川裁判」
文芸春秋	五三年一〇月	堀田善衛「二つの衝撃」
同	同年一一月	宇野浩二「世にも不思議な物語」
同	五四年三月	同「続世にも不思議な物語」
平和	五三年五月	末川博「裁判官笑う」
同	同年一一月	宇野浩二「当て事と禅」
改造	同年九月	「松川事件の家族を訪ねて」
同	五四年二月	岡林辰雄「真犯人は他にいる」
小説公園	五四年三月	中島健蔵「松川判決をきいて」
文芸	五四年二月	広津和郎「裁判長よ勇気を」
近代文学	五四年一月	吉岡達夫「暗い裁判」
人民文学	五三年一〇月	中野好夫「こんどの問題」
文学の友	五四年一月	清水幾太郎「判決の日に」
新潮	同年二月	池田みち子「松川事件」
文学芸術	五四年三月	阿部知二「松川事件判決に寄せて」
新女性	七号	同人へのアンケート「松川事件について」
	五三年一二月	佐々木基一「客観主義の陥穽」
		竹山道雄「世にも不思議な話？」
		「松川事件と文学者の理性」他
		片倉昇「松川事件と二人の作家」
		岩上順一「広津和郎と宇野浩二」
婦人公論	五四年二月	「くるつた歯車」
同	五四年二月	高木明「松川事件はなぜ騒がれているか」
葦	五四年「冬」	五巻六号　共同研究「松川公判」
文学評論	五四年一月	神山彰一「松川裁判と日本の文学」
新しい世界	五三年一〇月	上田誠一「松川事件についての私の疑問」
新日本文学	五四年二月	中島健蔵「谷間の観測」他
婦人公論	五四年二月	広津和郎他「松川事件の判決をみて」

（単行本として）

「愛情は壁を通して」

「松川詩集」

三　第二審公判は三月に高橋晴雄被告の身体障害に関する再鑑定書の提出があつて事実上の審理を終り、四月二八日に検察官は論告を行つた。その内容は二審の審理によつて一審判決の欠陥や検査の手落ちが明らかになつた事実をみとめつつ、尚全員について有罪であるとなし、量刑についても一審判決通りの重刑を主張した。五月七日から一七二名の多数に達していた弁護団の最終弁論が始まり、七月二三日に終つたが、政党政派を超えた多数の弁護人は何れも声を揃えて全被告の無罪を論証した。判決言渡は一一月五日と予定された。その後一〇月二八日に至り裁判所は突然、判決文起草の遅延

青木文庫
宝文館

を理由に判決言渡期日を一二月二二日に延期することを決定し、各方面の反対と抗議に遇つた。かくて言渡期日は一ヵ月半も延ばされたのであるが次第に判決が近づくにつれて運動は緊張と活発化を増していつた。一二月一四日、松川事件被告団は要旨次の様な最後の訴えを発表した。

一二月二二日の判決日が目前に迫りました。この判決は私たちの生死を決定すると同時に日本国民がより以上の圧迫に苦しむか自由と民主主義を守り輝く前途への第一歩をふみだすかの岐路になつています。その重大な意味をもつ日が十数日のうちに迫つて来ました。裁判が公正に行われるならば判決は全員無罪以外にありません。私たちは犯人でないし、またその証明は全く明らかに厳正になされています。しかしいま全日本をあげて生活と民族の独立をかちとるために大奮起しているとき第二審の判決は無罪の証明がいかに十分であつても必ずしも無罪とはならない。無罪判決は決して容易ではありません。有罪の結果を利用して、国民の立上りを阻止しようとたくらむことは間違いなく考えられるところです。私どもはこのようなことを断じて許さぬためにここに最後のお願いを心から訴えるものであります。皆さん、一一月四日の松川事件公正判決要請全国大会の決議をあらゆる職場で地域で実行して下さい。そしてその中から判決日の傍聴と報告大会参加のために代表を圧倒的多数送りこんで下さい。こうすることによつて一二月二三日は全員が晴れ晴れとした顔で皆さまと固い固い握手を交すことができると確信しております。私どもは最後の一秒までたたかいぬくものであります。

四　かくて一二月二二日午前一〇時、仙台高裁鈴木裁判長は歴史的な判決言渡を行つたのであるが、この日は全国から集つた傍聴希望者と報道陣のために高裁附辺は混雑をきわめ、法廷に入りきれない傍聴者は正門前に一〇〇〇名近くも集まつた。

判決の内容は多くの人たちの期待に反してその大綱において一審判決の事実認定を踏襲し二〇名の被告中、武田、斎藤、岡田の三名に無罪を言渡した他は一七名に有罪を宣告したのであつた。その主文は次の通り。

原判決を破棄する。被告人鈴木信、同本田昇、同杉浦三郎及び同佐藤一を各死刑に処する。被告人高橋晴雄及び太田省次を各懲役拾五年に処する。被告人赤間勝美を懲役拾参年に処する。被告人浜崎二雄、同佐藤代治及び同加藤謙三を各懲役拾年に処する。被告人大内省三、同小林源三郎、同菊地武及び同二階堂武夫を各懲役七年に処する。被告人二階堂園子を懲役参年六月に処する。被告人二階堂園子に対し原審における未決勾留日数中九拾日を右本刑に算入する。

原審及び当審における訴訟費用中原審証人渡辺郁造、同村上光夫に支給した分を除くその余は被告人武田久、同斎藤千及び岡田十良松を除くその余の被告人一七名の連帯負担とする。被告人武田久、同斎藤千及び岡田十良松はいずれも無罪。

その理由の要旨は次の通り要約される。

(一)　八名の被告が公判前に警察官や検察官、裁判官等に対してなした自白自認等は何れも任意になされたものとみとめる。いわゆる顛覆謝礼金の自白は取調官に対する迎合的態度と「取調官が何等か各人の供述を右程度に一致せしめるような取調をした」結果であつて「各自白は不真実であること明かで」あるが、「この謝礼金の自白もその任意性のみは之を肯定しうるものと認める」。

(二)　列車顛覆作業については、その作業量、作業時間等について一審判決には誤りがあり、また赤間自白にも不合理があるが、証拠物たる自在スパナ一挺で継目板の取外しは可能であり、また

バールで犬釘チョックの抜取りも可能である。

(三)　八月一六日夜の本田被告のアリバイはみとめられない。

(四)　高橋被告は、赤間自白の通りの歩行を行うことは常人でも不可能であるからまして身体障害のある同被告が一審判決認定の通りの歩行を行うことはできない。然し乍らもつとゆつくり歩いたものとみとめられる。

(五)　八月一二日に国鉄から東芝に電話連絡があつた事実はみとめられない。

(六)　一審判決の認定した八月一三日の四つの謀議は何れも或程度これに該当する談合のあつたことはみとめられるが、これをもつて共同謀議ということはできない。従つて武田、斎藤、岡田の三名については犯罪の証明がなく、二階堂武夫もまた共同正犯にはならない。

(七)　一審判決の認定した八月一五日の午前の国鉄側謀議はみとめられる。

(八)　同日正午頃からの佐藤を加えての国鉄事務所における謀議は、一審判決の通り、即ち太田自白の通りにはみとめられないが大体、犯行の日時、場所、人数等々について謀議があつたという程度において肯認される。

(九)　同日夕刻の東芝側の謀議も同じく一審判決通りのものとは認められない。併し乍ら大体これに相応するような謀議はあつたものと認める。

(一〇)　八月一六日夜の東芝側の二つの謀議についてはこれをみとめることができる。然し乍ら浜崎、佐藤の両名がその一の謀議に加わつている事実はみとめられぬ。

(一一)　バール、スパナの盗出しについての自白には一部に不合理があるが、一審判決の認定に誤りはない。

(一二)　顛覆作業及びその往復については歩行速度、作業量等について誤認があるが、大綱において一審の認定は正しい。

かくて二審の判決は宣告されたのであるが、この判決宣告は国民に大きな衝動をまきおこした。まづ被告団は宣告当日の午憩時間に次の様な声明を発表した。

真実をふみにじつて本日鈴木裁判長は有罪の判決をくだした。これは裁判官の良心をすて、独立をうしない、人間性をなげすてたためである。二〇名が無実であり無罪であることは一切の証拠からまつたくあきらかである。裁判官がどう判決しようとも真実はただ一つであり、けつしてうばいとることはできない。われわれはこの真実をまもつてあくまでたたかう。かならず無実をあきらかにし、国民のみなさまとともに正義と自由のためたたかう。国民のみなさま、全世界のみなさま、どうか絶大な御援助をお願いいたします。

被告人と弁護人は、有罪の一七名について即日上告の手続をとつた。裁判所前の大衆の集まりは直ちに抗議大会と化し、続いて全国的に抗議の集会が開かれた。

地元の仙台では、折から降り出した粉雪をけつて労働者、学生、市民の二〇〇〇名の隊列はちようちんをつけて市中のデモ行進を行い、市外の拘置所を往復し、更に同夜市公会堂で行われた抗議大会ははげしい抗議の決議を行つた。東京では当日夜芝公会堂に一五〇〇名の大衆が集つた。福島、札幌、横浜、大阪と相ついで抗議の大会がひらかれた。

岡田、斎藤、武田（以上無罪）、浜崎、佐藤代治、加藤、大内、小林、菊地、二階堂園子、二階堂武夫（以上保釈）、佐藤一（執行停止）の各被告は身柄の自由をえたが、病気臥床中の被告を除いてその他の者は全国を手分けして判決の報告と救援の訴えに旅立つた。

一二月から五四年一―二月にかけてこれらの被告や弁護人を交えた大小の会合が全国で無数に開かれた。

かくて松川事件の救援運動は五四年にもちこされた。

海外から寄せられた判決に対する抗議は次の通りである。ロンドン港湾労働者代表ブルックス（五四・一・二三）、ドイツウッペルタールのW・ヘンスベルグ夫人（五四・一・二三）、オランダ全運輸労組議長D・クラインスマ（五四・一・二一）、ブダペスト一三区運輸労働者一同（五四・一・一三）、ストックホルムタクシー運転手共産主義者グループ書記B・V・ギーゼ（五四・一・二四）、英領ギアネ・ジョージタウン人民進歩党委員長ジャネット・ジョーガン（五四・二・四）、ルクセンブルグ進歩的鉄道労働者グループ委員長ジョセフ・ミシェル（五四・一・三一）

他に五四年一月一九日付で世界労連加盟運輸・港湾・漁業インターナショナル書記長アンドレ・フレッサンからよせられた書信がある。

われわれは、一九五三年一二月二二日、仙台高等裁判所が日本及び世界の世論の決定的な抗議にも拘らず、松川事件四名の被告に死刑を他の被告に懲役を宣告したことを怒りを以て知りました。どうか犠牲者諸君にわれわれの心からの同情と、兄弟の連帯をお伝え下さい。われわれは日本政府と最高裁判所に対し、再び被告諸君の即時釈放を要求する強い抗議を行いつつあることをお知らせします。われわれは運輸労働者の全組織が彼等の連帯を表明し、日本の最高裁に要求を出すことを求めています。労働組合の挨拶を以て。

第二節　占領法規関係

政令第三二五号違反事件　昭和二五年政令第三二五号占領目的阻

害行為処罰令は占領治下における反戦運動、平和運動、労働運動等の中いく分とも反占領軍的な色彩を帯びたものに対して容しやなく発動され、五二年四月二八日の「講和」発効後も占領中の行為に対しては尚処罰する旨の経過規定を設けることによつて部分的に存続していつたのであるが、この政令の独立後の効力について全国の裁判所は有効説と無効説に分れ、公訴棄却、無罪、免訴、有罪等々様々の判決を生むに至つた。この間にあつて最高裁判所大法廷は五三年七月二二日、「平和のこえ」紙をアカハタの後継紙としてその配布者を処罰した事件について、免訴の判決を行い、同政令が独立と同時に失効したとの見解を明らかにして、最高裁判所発足後、初の違憲判決を行つた。

この判決は真野裁判官等六名が全面的失効説を採り、井上裁判官等四名が部分的失効説を採り、田中長官等四名が全面的有効説を採り、最高裁裁判官が三説に分れたのであるが、前二者が免訴を結論とする点において多数を占めた。その要旨は次の通りである。

真野裁判官らの説。「この罰則はその本質において全く最高司令官の占領目的達成のための手段たるに過ぎないものであるから、占領状態の継続ないし最高司令官の存続を前提としてのみ、その存在の価値と意義を有するに過ぎないものと言うべきである。別の言葉でいえば、この罰則はその本質上占領状態の終了、従つて最高司令官のそのものの解消と共に当然その効力を失うべきものであるといわねばならない。」「政令第三二五号は前にも述べたように占領という特殊な状態において連合国最高司令官がその意思を実現し、その権威を発揚し、もつて占領目的を達成するための手段として制定されたに過ぎないものであるから、占領下において違法とされた行為の違法性及び可罰性は占領終了と同時に当然消滅するものと言わなければならぬ。すでに占領が終了し、日本国が独立を恢復し、日本国

憲法が完全な支配を及ぼすに至つた今日において、占領下における最高司令官の指令に違反した行為を処罰すべきであるとすることは占領終了の後においても、なお最高司令官の権威を認め、その指令の効力の存続を承認し、〝占領目的に有害な行為〟の持続を是認しようとするものであつて、かくの如きは到底憲法の容認しないところというべきである。」

井上裁判官等の説。「本件被告人が違反したと認められた前記指令の内容が合憲であるかどうかを考えて見るに、憲法二一条は基本的人権として言論の自由を保障し、殊にその二項は明らかに検閲を禁止している。検閲とは公表されようとする言論に対して、官憲がこれを事前に審査しその容認するもののみの公表を許すことである。しかるに前記指令は、アカハタ及びその同類紙又は後継紙について、これを掲載されようとする記事が国家の秩序を紊り又は社会の福祉を害するというような理由の有る無しを問わず、予じめ全面的にその発行を禁止するものであり通常の検閲制度にもまさつて言論の自由を奪うのであるから、憲法二一条に違反するものであることは明らかであつて、右政令第三二五号もまたこの指令に対する違反を罰するかぎりにおいて憲法に違反するといわれなければならない。従つて占領中は政令第三二五号により右指令の趣旨に違反した行為として処罰されなければならなかつたとしても、占領終了し日本国憲法が完全にその効力を発揮することになつた後においては、裁判所は憲法違反の法規の効力を容認することはできないから、右政令第三二五号は前記指令を適用するかぎりにおいて、わが国のこれに関する立法の如何にかかわらず（すなわち法律第八一号によつても）平和条約発動と同時にその効力を存続せしめることができないものと断じなければならない。」

田中長官等四名の裁判官は本政令は限時法であつて講和発動後も有効であり、またアカハタ等発行停止の指令は「アカハタ及びその後継紙等が日本の政党の合法的な機関紙ではなく、国外の破壊勢力の道具であるという事実を証明しているということに立脚しているのであるから立法問題としては、要するに思想乃至表現の自由の問題ではなく、むしろ一種の暴力である国外からの破壊活動そのものを内容としており、従つて国民の基本的権利に関する憲法一九条、二一条等違反の問題を生ずる余地のないこと明白である」として有罪説を論じた。

本判決は、政府が立法措置によつて占領法規の独立後における延命策を講じたのに対して、真向からその違憲無効を判定したものとして注目された。政令第三二五号違反事件はアカハタ発行停止指令違反の関係が過半数を占めていたが（全国で被告人数七〇七名）、この判決によつて全国の裁判所の判決は統一され、最高裁判所の判決をまつて審理を停止していた多くの裁判所も次々に判例に従つて免訴の判決を下した。また全国の拘置所に尚勾留されていた被告人も釈放された。

その後、同年一二月一六日、最高裁大法廷は更に政令第三二五号中「公式ニ発表セラレサル連合国軍隊ノ動静」の論議を禁止した指令（一九四五年九月一〇日付）違反事件についても同じく免訴の判決を下した。この指令は朝鮮戦争の作戦行動や在日米軍基地などについてふれた言論の処罰に猛威をふるつて来たものである。この判決で問題になつたのは昭和二六年一月二六日横浜市中区山下町で配布された日本共産党中央委員会名義「平和のために愛国者諸君に訴う」と題するビラの中、「ヨコハマの各所に高射砲陣地が国際港都法の美名にかくれて建設されている」という部分が未公表の連合国軍隊の動静を論じたものであるとされたのであつた。最高裁大法廷は同じく政令第三二五号の失効を理由に免訴判決を下したのである

が、その中で小数意見として「本件ビラの全文は表題の〝平和のために愛国者諸君に訴う〟以下これを通読すれば、終始いわゆる戦争反対の政治的主張であり、〝ヨコハマの各地に高射砲陣地が国際港都法の美名にかくれて建設されている〟の文句も、その後につづく〝電通省などでは兵役調査が開始され〟と対句的表現をなすと見るのが相当であり、全文の趣旨として了解されるところは、いわゆる反戦ビラに過ぎないのである。従つて原判決がビラ全文の趣旨を離れその摘示する内容の小部分にかかわり〝未タ発表セラレサル連合国軍隊ノ動静〟を〝論議〟したと認めるのは、この全文が反戦の政治的言論であることを観過するものといわなければならない」（小林裁判官）という見解が表示されたのは注目された。

同種の事件について全国の裁判所はこの判例にならい、政令第三二五号事件は大体落着の方向に向かつた。

これらの判決があつてから全国の政令三二五号の犠牲者の間では補償請求を起す運動が起り、一〇月二日に「平和と独立」紙事件について免訴判決をうけた島田小市等九名がそれぞれ七万六〇〇〇円の刑事補償請求を東京地裁に提出したのを始めとして、前橋、広島、宇都宮、長野等で同様の請求が出された。

松本三益事件　共産党元中央委員松本三益は五三年五月一三日夕刻、東京池袋で逮捕された。五〇年六月六日に公職を追放され、その後団体等規正令による法務総裁の出頭要求に応じなかつたという理由で逮捕状の発せられていたいわゆる九幹部の一人で、四九年一〇月七日に同じく春日正一が名古屋で逮捕されたのと同一の理由によるものであつた。春日正一は懲役三年の刑が確定したまま、横浜刑務所に服役中であつたことから、共産党を中心に春日・松本釈放委員会が組織され、松本事件の公判闘争が進められた。団体等規正令は破防法制定と共に廃止されたのであるが、その附則で廃止前の行為についてはなお処罰する旨を定めたために廃止後もいわゆる日共潜行幹部についての追求が行われたのである。同政令が明白な占領法規であり、また松本、春日らの追放が朝鮮戦争の前夜に最高司令官の手によつて行われたものであつたことから、五三年における平和運動の発展と共に松本事件の公判闘争についても広汎な支持がよせられた。

六月二九日第一回公判が開かれ、同年中に開廷は一四回を重ねたが、その間、七月二二日に政令第三二五号について最高裁判所の違憲判決が下され、翌日開かれた第四回公判ではこれを理由に同じ占領法規たる団体等規正令の無効と被告の釈放が強力に要求され、同日夕刻裁判所は保釈決定をしたが、検事の抗告のために身柄の出所は遅れ、七月三一日に遂に松本三益は東京拘置所を出所した。

公判では吉河元特審局長、吉橋元次長等が証人として出廷して鬼怒川会談等についての容疑事実に関する証言があつたが、その容疑を裏づける満足な証言はえられなかつた。

占領法規撤廃運動　政令三二五号事件の違憲判決や松本公判で団体等規正令が注目を浴びるようになつてから、これらの占領法規や「講和」発効後に出来た破防法等の撤廃を要求する運動が起り、占領法規撤廃運動世話人会の組織が出来た。一一月一四日に参議院会館で開かれた世話人会には、日教組、全農林、印刷出版、自由法曹団等が参加し、占領法規撤廃を目標に反ファッショ・人権擁護の運動を続けてゆくことが申合わされ、同月二四日には世話人会主催で「占領法規犠牲者全国代表者会議」が開かれ　全国から占領法規の犠牲についての報告が行われ、運動の方向が討議された。

第三節　占領軍事故犠牲賠償運動

占領中、連合国軍人の不法行為によつて蒙つた日本国民の損害はそのままに放置され、日本警察でも連合国軍憲兵隊に通報する程度で詳細な調査も行われないことが多かつた。

五三年三月、特に広島県呉市には英濠軍による事故犠牲者が多かつたことから、広島弁護士会では会員中安弁護士の訴えによつて損害賠償請求に関する特別委員会を作り、呉市警もこれに協力して占領中に発生した事故の調査及損害賠償に関する研究が進められた。平和条約ではこの種の請求権を放棄する旨を明文をもつて定めたために法律的にも困難な問題があつた。然しながら事故当時、一〇〇〇円程度の見舞金を貰つた者もあつたが、大部分は殺されても一文の補償もうけていない実情にあり、被害者の親族も長らく泣寝入りしていたのが運動の発展と共に立上り、日本弁護士連合会も広島弁護士会からの建議によつてこの問題をとりあげるようになつた。政府も閣議了承の形式で都道府県を通じて被害者親族に六万三〇〇〇円程度の見舞金支出を行つたがこれは損害賠償ではなくあくまで見舞金である、とされていた。呉市内には軍人の不法行為による被害者は死亡者九〇名、負傷者七六名といわれ、これらは事故犠牲者連盟を結成して各方面に働きかけ、遂に広島地方呉支部に死亡者につき各五〇万円の損害賠償訴訟を国を相手方として提起するに至つた。

五三年秋から呉市における運動に呼応して占領法規撤廃運動世話人会や自由法曹団が世話役になつて東京における事故の調査や、犠牲者の親族の結束をはかり、五四年に入つてから東京でも進駐軍事故犠牲者連盟が結成される運びになつた。なお事故の大部分は交通事故である。

第四節　破防法関係

一　五二年度において数度のストライキによる反対をおして成立した破防法は、団体等規正令、政令第三二五号等の占領法規の後継法としてその運用が注目されていたが、同年中に既に岐阜、三重、京都、釧路において、文書頒布の行為が「内乱の正当性及び必要性」を主張する文書を頒布したものとして起訴され、岐阜、京都等においては京大・名大等の法学者を含む公判闘争が展開されて来た。

これらの中、岐阜、三重、京都で問題になつた文書については、本年鑑前号で紹介した通りであるが、釧路で起訴された文書は自由日本放送が「総選挙戦にのぞんで」と題して五二年八月三一日に放送したものの一部をとりあげたものである点に於いて、破防法の今後の運用の方向を示すものであつた。

その五二年一一月二五日付起訴状中の公訴事実は次の通りである。

被告人両名は共謀の上内乱を実行させる目的を以て昭和二七年九月二〇日午後二時五〇分頃より同日午後三時一〇分頃までの間白糠郡白糠町字鹿路所在明治鉱業株式会社鹿路鉱業所機関庫前踏切附近において同鉱業所鉱員光田忠太郎等約二〇名に対し「総選挙に際して日本国民に告ぐ自由日本放送」と題し、「選挙や国会でいつたい何が出来るのか、一票を投じたところで現在の重労働低賃金がすぐなくなる訳でもあるまい。坪三銭で取上げられた先祖代々の土地がすぐ帰つてくるものでもない。国会はアメリカ占領軍に指一つ触れることさえできないのみならずアメリカに奉仕しているではないか。このことは皆本当である。国会は日米合同委員会の下請機

関である。国会はアメリカ占領軍売国両条約行政協定、そして天皇制が打ち倒されないかぎり民族抑圧の道具でしかない。売国両条約による深刻な体験を通じ、日本共産党の新綱領にもあるとおり、国会に繋つていたのでは奴隷戦争の道から永久にのがれることはできない。奴隷戦の道からの解放の為には身をもつて革命的行動を行うことによつてのみ救われるということを国民は学びつつある。国民に対し国会だけが闘争の場であると思い込ませて来たのは左派社会党から自由党にいたる議会主義政党である。一方では軍隊警察と治安維持法により平和的方法では国民が国の主人になることをさせず、国会の外で行う行動を暴力だとデマつている。特に反共左派社会党はあつかましくも日本共産党の新綱領に代表される国民の要求を自分の一手販売であるかのようにいう政治的ペテン師である。これらの要求を実現させることは議会では出来ない。命がけの革命的闘争によつてのみ実現される。左派社会党は国会ではアメリカに媚態を云つたり、拝み倒したり、掛引だけしかできない。国会は売国とおしやべりの場でしかない。議会主義を乗越えつつある大衆を誤つた絶望と拒否に追いやるのは、彼等国会に巣くう売国奴社会民主主義者である。国会で鎖をたち切る場であることを忘れている。東京六区の選挙で労働者の棄権が多かつたのは重視されねばならない。選挙と議会を無視する態度をとつたことは重大である。そして国民の名における国民抑圧を許していた。行政協定を国会にもかけなかつたことを許していた。破防法を成立させ得たのも国会で多数を占めていたことがその理由である。アメリカへの奴隷化の両条約を押つけ得たのもそれ故であつた。」「今や総反撃するときが来た。総選挙で民族勢力を国会から追放する責任をもつている。この抑圧機関が麻痺せられることは天皇制売国支配者共の支配が弱められることである。国会の多数が愛国者の側に移ることは疑いもなく彼らの力を弱める。しかし彼等は選挙法の改悪、参議院の貴族院化をねらつている。この度の総選挙は戦争か平和か、売国か愛国か、奴隷か自由かを決するものである。労働者農民諸君、国会の無視や棄権という社会民主主義者の落穴に気をつけよ、中核自衛隊、抵抗自衛隊、更らにパルチザンの諸君、大衆が公正な選挙を勝ち取るよう国民の自由を守り、且つ拡大するよう奮闘せよ」及び「国会を反動攻配から独立させ解放のための抵抗体とせねばならない。勿論愛国者が国会で多数を占めた場合でも反動の手中にある警察、予備隊の暴力機関がそのまま消え去るものではない。しかし暴力支配者がその民主主義の仮面をみにくく国民の前にあばかれたとき大衆は奮起するであろう。武装して闘うことのみが勝利の大道えを導くものである。そのための土台として、大衆が平和と独立を目指し数百数千万の部隊に結集し、愛国の統一を固め前進する、ここに革命的意義が存在する。われわれの闘争の場は職場、部落等われわれが日常生活している場所である。統一された要求、行動で売国奴を工場、部落、町からつまみ出そう。大衆行動がすべてを決する。」旨等掲載して内乱の正当性及び必要性を主張した文書約二〇部を頒布したものである。

この公判は五三年一月一四日の第一回公判以来十数回の開廷を重ねたが、弁護人には釧路弁護士会の全会員がひきうけている。更に鑑定人として、羽仁五郎、海野晋吉、中村哲、小泉信三、鍋山貞親、金森徳次郎の諸氏が意見を述べ、羽仁五郎は「文章の片言隻句をつなぎ合わせれば聖書からでも破防法違反の文書をつくり出せるであろう」という趣旨の証言をした。

二　三月五日、京都で破防法反対、憲法擁護全国大会が開かれた

が、これに参加した大山郁夫らの講師団は三月四日から同月一〇日迄の間、岐阜、和歌山、大津、京都、奈良、津等の各都市で破防法反対の講演会をひらいた。

第五節　四つの騒擾事件

メーデー事件　メーデー事件公判は五三年二月四日から再開された。五二年秋来裁判所の八分割審理方針に反対して闘つて来た二五三名の被告人は、同年末に統一公判方式で審理を進めることにつき裁判所と弁護人の間で話合いがついたので、新たに担当裁判官となつた浜口清六郎裁判長以下六名の裁判官の下で審理再開の運びとなつたわけである。

この間、被告は長い間の釈放闘争の結果五二年末から次第に釈放され、五三年七月には全員が釈放されるに至つた。被告総数は二五八名である。

全員一〇六名の多数に上る文化人労組関係者が特別弁護人になり裁判所は五月にその中わづかに七名を許可したことから、被告、弁護団はその数の少ないことを不満として強硬に接渉した結果、六月五日更に一〇名を許可し、計一七名が法廷に立つて被告らの無罪を主張し、警察官の暴虐を攻撃した。その氏名は次の通りである。

山之内一郎（東大教授）阿部知二（作家）服部之総（歴史家）細川嘉六、村越喜市（国民救援会）堀江邑一（日ソ親善協会）鈴木東民、平野義太郎、柳田謙十郎（哲学者）岩崎昶（映画製作者）代永重雄（池袋職安）渡辺三知夫（世界労連）尾形昭二、井上勤（都高教組）櫛田ふき（婦人民主クラブ）崔瑢根（朝鮮民戦）久保田豊（日農）

被告団は活版タブロイド版の機関紙「人民の広場」を半月刊で発行して法廷闘争の模様や、法廷外の救援運動の発展を伝えた。

九月二二日、裁判所の行つた証拠決定に関連して被告弁護側は裁判官三名の忌避を申立て、ために公判は翌五四年二月まで停止されるに至つた。この間、公判闘争の長期化に伴い被告団は生活の上でも財政の上でも益々困窮したが、一一月にメーデー事件の宣伝を含めて広汎な歳末資金カンパ運動を起すことを決め、一二月末迄の間に三〇〇〇人以上の協力をえて二三万円余のカンパを集めて成果を収めた。

平事件　四九年六月三〇日、当時の中小炭坑の危機と人員整理反対闘争の最中に、これらの闘争の経過を指導していた平駅前の掲示板の撤去命令に反対して平市の炭鉱労働者は平市署に交渉に赴いたが、これが騒擾事件として起訴され、爾来一五八名の被告は苦しい公判闘争を続けて来た。すべての被告が失職し、しかし彼告である炭鉱の荒廃を背景とすることを理由とする就職拒否のなかで、常磐炭鉱の荒廃を背景とする被告たちの闘いは困難をきわめたものであつた。五三年一〇月に入つて四年余の公判闘争は漸く検事側証人二百余名の尋問を終え、被告弁護側の立証段階に入つた。

一〇月二〇日、被告団は「被告弁護団の立証に入るに際し、平事件について訴えます」と題して次のようなアピールを発表し、各方面に訴えた。

平事件（昭和二四年六月三〇日）が発生してからもう四年以上過ぎました。公判は検事側の申請の証人二百余名の尋問を終えていよいよ被告弁護団側の立証段階に入りました。

去る一〇月一二日別紙のような冒頭陳述を行い、私たちの立証段階に入りました。平事件とは冒頭陳述でも指摘しましたように松川事件に二ケ月先立つて起きたもので当時全国の労働者から激れいされていた矢郷炭礦の労働者をはじめ、常磐地方の労働者に

対する全くのいいがかりで、多ぜいの組合活動に従事していた労働者を経営・組織から追出すための陰謀でありました。即ち矢郷炭礦労働者の闘いを支持し、真実を訴えていた掲示板を何の理由もなしに暴力で撤去しようとした官憲側に対して私たちは憲法で保証されている民主主義的自由を守るためにあくまで平和的に事態を解決しようと交渉を行つたのに対して二百余名が逮捕投獄され、騒擾罪として一五八名が起訴されたものであります。私たちはその後平事件の被告であるという理由で職を奪われ、愛する組織からも追放されてこの四年間、言葉では云いつくせない苦難な生活とそれにつけこむ懐柔や誘惑におそわれてきました。而して私たちは日本労働者の名誉にかけて固い団結を守り、生活の苦難と闘い乍ら公判闘争を進めております。現在日本の労働者階級を始めとする全国民の民主的自由を奪いつつある弾圧の嵐に抗して日本の平和的繁栄と独立と民主的自由を守るために吉田政府の戦争政策に対し敢然と闘つている貴殿に対し真心からこの敬意を表し激れいの言葉を送ります。

私たちも皆様の御支持を確信して今後の公判闘争を強力に進めてゆく決意であります。

何卒今後共旧来に倍して御指導と御鞭たつを賜わらんことをお願します。

大須事件　五二年七月七日、名古屋市大須球場で開かれた帆足、宮腰両氏帰朝歓迎報告大会は、一万余名の参会者をえて日中貿易促進の気勢をあげたが、散会後、デモに移つた会衆は警官隊と衝突し米軍自動車の炎上、警官の拳銃発射、一朝鮮青年の射殺、等をみるに至つた。この大須事件を名古屋地検は騒擾罪であるとして名古屋地方に一五〇名の労働者、朝鮮人、学生を起訴した。公判は五二年九月一六日から開かれたが多数被告の審理の方式はメーデー事件の場合と同様に容易に確立せず、翌五三年九月迄は検察官の選んだ指導者グループ二〇名のみが出廷して証拠調をするが採られていたが、被告団は一致して統一公判を要求し、その頃からメーデー事件と略同じ形式で被告人全員が出廷する方式にあらためられた。この間、裁判所は被告人側の要請を容れて首魁指揮等の被告について も再度にわたつて保釈の決定を行つたが検事の反対で取消され、五四年三月に至つて漸く全員の釈放をかちとつた。五三年六月頃、獄外被告団が正式に結成され、財政宣伝等の仕事にとりかかり、七月七日には市内労働会館で一週年記念の反ファッショ講演会を開き、名大長谷川助教授らが市民に訴えた。

吹田事件　五二年六月二四日、大阪府下豊中市で開かれた朝鮮動乱発生二週年記念日前夜祭は千名の会衆を集めて軍事基地粉砕、軍需輸送粉砕等が決議されたが、同日深夜に二手に分れて開始されたデモ行進は国鉄吹田操車場を中心として警察官と衝突し、吹田駅構内では拳銃発射により大混乱を起したが、この事件は騒擾罪として一一〇名の労働者、学生、朝鮮人等が大阪地裁に起訴された。第一回公判は五二年九月一一日に開廷されたが、大須事件、メーデー事件等と異つて当初から全被告一堂に会する完全な統一公判の形式で行われた。被告、弁護団側は本件は憲法擁護のデモ行進に対する警察官の不当な襲撃に端を発したもので被害をうけたのは警官乃至駐留軍関係者のみであるから騒擾罪にならないと主張して公判闘争を続けて来たが、五三年七月二九日第二九回公判において、朝鮮人被告姜淳玉の首唱により全被告が同月二七日に成立した朝鮮休戦を祝い、同時に戦乱にたおれた人に感謝するための黙祷を行い、佐々木哲蔵裁判長が検事の反対を斥けてこれを禁止しなかつたことに端を発し、八月二日には大阪地検主脳部が上京して最高検に訴え、同時に衆議院法務委員会、裁判官弾劾訴追委員会にもこれが裁判の

中立性を害するものとして適切な措置をとるように申入れたので、ここに吹田黙祷事件として注目されるようになつた。法務委員会が八月六日に調査を開始するや、佐々木裁判長はこれが裁判の独立を害するものとして反対の意見を表明し、更に訴追委員会は八月一一日大阪高裁に三人の委員を派遣して調査をしたが、佐々木裁判長はこれに応ずることを拒否し、大阪高裁安倍長官も反対意見を述べ、吹田事件被告団、弁護団はもとより、全国司法部職員労組大阪支部もこれに反対し、他方自由党総務会は訴追委の行動を支持したが、現実にその調査に応じたのは検事だけであつた。

全司法大阪支部の組合員はこの調査を目して司法権の侵害であるとし、調査の中止方を申入れ聞き入れられなかつたので制止を排して高裁長官室に入つたため武装警官が裁判所構内に入る騒ぎを起した。このため一〇月一七日に大阪支部の組合活動家八名は懲戒免職処分に付せられた。

その後、訴追委は一〇月一二日から三日にわたつて現地調査を行う方針を定めたが、これに対しても大阪地裁裁判官会議は反対を声明して記録の提出を拒否し、更に高裁会議室の使用も拒否したために、訴追委員は大阪高検会議室に移らざるをえなかつた。

尚問題の起つた二九回公判において被告三帰省吾につき検事側は公判分離請求を出したが、その前に三帰被告自身から裁判所に提出されていた分離請求の上申書を弁護人も知らない間に検事側が読んでいた事実が明らかになり、検事側は弁護団からはげしい攻撃をうけた。

三帰被告の分離問題や黙祷事件について五三年八月七日、被告団は要旨次の様な声明書を発表している。

朝鮮の休戦は成立した。世界の平和勢力はアメリカ帝国主義者を先頭とする戦争屋共を極東の一角でぶち破つた。

民主主義と自由、平和と独立を求める人民のなぎり朝鮮からアメリカの撤退を余儀なくさせた。だがアメリカ帝国主義者は世界侵略の野望をすてず、日本を前線基地とし、第二の朝鮮にするために軍事基地化と再軍備を一層激化して来ている。彼等のあがきとあせりは暴力支配以外にないことを益々国民の前にバクロして来た。吹田事件公判に於ても此の事は最近益々顕著になつて来た。検事共は三帰省吾に系統的悪質な拷問を加えデッチ上げの声明書と分離請求書を作り、初め山田弁護人を通じて分離を出してきたが、被告団、弁護団にその陰謀をたたかれ、今度は検事自らが出して来ている。更に黙祷を裁判官が禁止しなかつたといつて裁判官にくつてかかつている。そして公判後直ちに大阪地検市丸検事正と公判部藤田主任検事は佐藤検事総長の所へ行つて指示を仰ぎ、各種商業新聞を動員し、裁判官に重大な対決を迫るとかきたて、憲法と民主主義を破つて暗黒裁判を強行しようとしている。此の法廷に破防法が適用されているとかつて山本弁護人が叫び、佐々木裁判長が吉田政府の政治的圧迫に対して民主主義と司法権を守るといつたことは極めて当然の事であつて吾々は如何なる者と雖も民主主義を守る者を支持し、ファッシズムと戦争に反対する。吾々は全国民と共に益々確信を深め、平和と民主主義の闘いを正々堂々とおし進めるものである。」

第六節　国民救援会の活動

五三年における国民救援会の活動は松川事件を始めとする各種弾圧事件の救援運動、中国人俘虜殉難者遺骨送還運動、水害救援活動、在華同胞帰国運動等の広汎な面にわたり、これらを通じて総評その他の民主団体との統一行動が組織され、五二年一一月の第七回大会

で決定された「国民のなかにある互にたすけ合うという気持を素直に育て、発展させる国民運動」の方針が実行された。

松川事件については救援運動の推進役としてその全組織をあげてこれにあたり、五三年八月の二七回中央委員会では当初予定されていた一一月五日の判決日迄の二月間を松川、三鷹救援月間として控訴審最後の努力をつくした。二八回中央委員会は一一月二二日、二三日の両日にわたつて東京で開かれたが、その席上松川救援運動について要旨次の様な中央本部の報告が行われた。まず運動発展の原因として、一、獄内被告の四年にわたる血のにじむ努力、二、被告家族と保釈被告の全国にわたる遊説運動、三、弁護団、松川対策委員会、国民救援会福島県本部の献身的活動、四、国内からの援助、とくに中国人民と在華同胞からの精神的物質的援助、五、共同調査団の活動、六、人権民報、社会タイムス、アカハタ、各労組機関紙の系統的宣伝、七、雑誌、一般新聞がとりあげたこと、文化人の努力の七項をあげ、運動の欠陥として一、署名運動ののびなやみ、二、地域的な問題との結合の不十分、三、松川公正裁判要請という同一目的の下に結集した大衆の組織化の不十分等が指摘された。

在華同胞帰国運動については五三年一月六日の常任委員会で日中友好協会、平和連絡会、日本赤十字社の三団体を支持して運動に協力するために　一、三団体代表に対する全面的協力、二、留守家族の生活擁護、帰国者の生活を守ること、三、軍事思想調査反対、四、政府に帰国者名簿を発表させること、の四項が決定され、帰国者の生活の手引として機関紙人権民報号外を三回にわたつて発行して帰国者に配布し、帰国協力会に加盟して各地が帰国者の受入生活擁護の事業に協力した。

五三年六月から九月にかけての風水害で九州、南近畿、京都等は激甚な被害を蒙つたが、六月下旬の中央常任委員会は直ちに西日本水害対策委員会の設立と救援カンパを全国に訴えた。七月五日には中央本部から総評に対して救援活動についての統一を申入れ、七月二九日には総評と共同して衆議院会館で「水害救援並びに復興懇談会」を開催し、やがて中央に民主団体水害対策委員会準備会を結成し、中国人民救済総会からの救援金約一七〇〇万、世界労連からの救援金約五〇〇万を始めとし、全国からの救援金を基金にして救援運動を起した。一〇月二七日には総評本部の提唱で水害復興国民会議が結成されたが、国民救援会はこの組織に全面的に協力した。

戦時中、四四年から四五年にかけて数万の中国人俘虜が国内で強制労働に服役させられたが、その中、約七〇〇〇名が酷使と虐殺、栄養失調等で死亡しており、就中秋田県花岡鉱山では蜂起して大量虐殺された中国人の遺骨が放置されていた。国民救済会は総評等の民主団体と共に遺骨掘出しと尉霊の仕事に着手した。難波英夫副委員長が第一回在華同胞帰国船白山丸の乗船代表として中国に赴いた際に中国側で在日華僑の帰国と共に遺骨の送還についても強い関心のあることを知り、帰国後の遺骨の所在調査と掘出しの仕事に従事して来たが、漸く七月に入つて花岡等の五六〇体にのぼる遺骨の捧持団が組織され、難波副委員長はその秘書長として七月八日に中国に渡船し、塘沽港で中国側代表に遺骨を手渡し、その後も五三年中に二回にわたつて北海道、神奈川、栃木、新潟、静岡、長野等の遺骨七八〇体が送還された。

五三年度の全国大会は松川事件の関係で開催されず五四年に持越されることになり、五四年二月二七・二八日、三月一日の三日間にわたり、東京で第八回全国大会が開かれた。

大会は生活を守る分科会、人権を守る分科会に分れて討論が行われ、運動方針の決定と同時に規約改正を行つた。新規約の第一章、

第二章は次の通りである。

（日本国民救援会規約）

第一章　総　則

第一条　この会は日本国民救援会といい、中央本部を東京都におきます。

第二章　目的と事業

第二条　この会は人種、信条、性格または職業の如何を問わず会員同志互いに助け合う事を基本とし、人としての生活と権利を守り、大衆のために犠牲となつた人やその家族、ならびにあらゆる災害による被害者の救援を目的とします。

第三条　この会は前条の目的を達成するためにつぎのような事業を行います。

一、町や村や職場などあらゆるところにおこる人権じゅうりんや基準法無視に対して広く訴え解決をはかります。

二、貧困者や身体障害者、未亡人、孤児、身寄りのない老人、職場病、結核患者などを苦しみから救うために、社会福祉法や社会保障制度の改善と完全な実施を要求したり、労働者、農民、教育家、医師、社会事業団体などと共に広く運動をすすめます。

三、借地借家税金問題などに対しては、弁護士、計理士らと協力し、またそれぞれの組合や団体と助け合つて解決をはかります。

四、風水害、地震、火事、旱バツなどの災害に対しては、広く国民の救援運動をおこし、その補償を自治体や政府に要求します。

五、無実の罪や不当の刑罰に苦しんでいる人たちおよびその家族に対しては、実情を調査し、広く訴えて救援します。

六、労働運動、農民運動、その他社会運動に対する弾圧に反対して、その犠牲者を救援し、警察、検察庁、裁判所、刑務所、その他官公吏の職権濫用に対しては広く抗議運動をおこしてやめさせます。

七、機関紙その他宣伝物を印刷発行し、幻燈、映画等の製作や配給、講習会、映画会などを開きます。

八、診療所、托児所、保育所などの施設をつくり、助け合い運動をひろめます。

九、国際的な情報と連絡および相互の助け合いなどをします。

一〇、その他この会の目的達成に必要なことをします。

第七節　在日朝鮮人の人権擁護運動

一　外国人登録法、出入国管理令等による在日朝鮮人の韓国に対する強制送還に反対して、在日朝鮮人の運動は朝鮮解放救援会を中心に五三年においても地道に続けられた。朝鮮戦乱の影響で韓国の朝鮮人で日本に流亡する者が増加したが、前記法令はこれらの者を不法入国者として強制送還することを定め、更に在日朝鮮人中、生活困窮者、刑余者等も同じく送還することを定めたのであるが、これらの者の中には韓国から戦火を逃れ、在日する親族を頼つて渡日した者が多く、更に在日朝鮮人は送還されても韓国に於いては生活する途がなく、韓国に送還されて韓国軍に編入されることを希望する者が多くてむしろ朝鮮民主主義人民共和国に送られることを希望する者が多かつたのであるが、日本政府は共和国との間に国交がないことを理由としてこれに肯んぜず、他方日韓会談の行詰りから韓国側も時にこれらの者の受入を拒否したので、日本の入国者収容所には行き場なくて抑留される者が激増し、在日朝鮮人の人権問題として広く注目されるに至つた。五三年一月六日、李承晩大統領の来日を機会にして、強制送還、強制隔離反対の運動は広汎に発展し、三月七日には

全国の在日朝鮮人代表四〇〇〇名が上京し、政府、国会、韓国代表部、在日米軍司令部等に抗議した。政府は全国に一二ヶ所の収容所を設置したが、四月には愛知県岡崎に収容所のあることを発見した地元の朝鮮人は、これが撤去を陳情を要求し、収容所側は被収容者名簿を公表すると共に、近く同収容所を閉鎖する旨を言明した。大村収容所では四百余名の被収容者が自治会を組織し、待遇改善と送還反対を要求して来たが、五二年一一日には警官五〇〇名がこれの鎮圧に乗出し、指導的分子の隔離と起訴を行つたが、その中数名は五三年に入つてひそかに送還され、とくに朴南鎮は同年暮に韓国の法廷で無期刑を言渡された。

朝鮮解放救援会では大村収容所を重視し、八月には大村市に九州出張所を設置して、被収容者の救援、家族との連絡に当つた。

二　五二年一一月、東京都品川において七才の朝鮮人幼女が米国兵に暴行をうけたが、地元の朝鮮人団体は特に女性を中心としてこの事件を日本人に訴え、都当局に賠償交渉を進めた。五三年七月二〇日には鳥取県四日市において暴力団による朝鮮人殺害事件が起り八月八日には埼玉県深谷において金奉煥が国警警官に射殺される事件が起つた。深谷事件では朝鮮解放救援会、国民救援会、自由法曹団、自由人権協会等を含めた調査団が組織されて現地に赴き、調査を進めた結果、射殺した警官を検察庁に告発したが、これを不起訴処分にしたので、更に裁判所に準起訴手続を申立てた。

三　五三年一一月現在の解放救援会の調査によれば、全国でメーデー事件、大須事件、高田事件、神戸事件等を含めて解放運動に関連して起訴され、公判を進めている在日朝鮮人の数は、東京八五名、愛知一三〇名、京都五三名、大阪一二一名、兵庫二九〇名、広島一三名、山口七七名、福岡一三〇名を始めとして総計約一五〇〇名にのぼつた。各地において解放救援会、民戦等の団体はこれらの犠牲者の救援運動に当つている。

四　朝鮮解放救援会は一一月八、九日第八回全国大会を開き、当面の運動方針を討議したが、そこでは「解放救援運動は解放と平和の運動の一翼であつて、在日同胞のすべての要求を具体的に掲げ、解決の方向を見出す世話役活動と、相互救援運動を組織し、その運動を通じて在日朝鮮人運動に寄与し、民主的自由と人権を守るための闘争で弾圧された犠牲者を全同胞の団結の力をもつて救援するのがその主たる任務である。従つて救援運動が政治的運動もしくはこれに類するが如く解釈し、救援世話役活動が第二次的運動であるかの如き考え方は厳に戒めなければならない」とされた。大会は次の綱領を採択した。

（綱　領）

一、吾々は米帝の内政干渉に反対し、祖国の迅速な平和的統一独立を獲取するために闘う。

二、吾々は全同胞間の相互救援運動で全同胞の基本的人権と民族の諸権益を擁護するために闘う。

三、吾々は民主主義と人権を剝奪する出入国管理令、外国人登録法、占領法規及び諸悪法に反対し、不法侵害、拘禁、拷問等の不当弾圧に反対して闘う。

四、吾々は全同胞の最低生活を保障するために闘い、天災、地変、其他災害に因つて被災した同胞とすべての愛国者及びその家族を保護救援する。

五、吾々は祖国並びに国際的民主救援団体と提携し、日本国民と相互に援助し合い、世界平和のために貢献する。

第五編　労農政党

第一章　日本社会党右派

第一一回全国大会　右派社会党は、一九五三年一月一八日から三日間、東京都浅草公会堂において第一一回全国大会を開催した。この大会で採択された「一九五三年度運動方針」は次のような構成になつている。

第一　基本的方針
第二　国際情勢の分析
第三　国内情勢の概観
第四　具体的方針
一、平和安全保障と自衛に関する方針
二、政治方針
三、外交方針
四、経済方針
五、労働方針
六、農業方針
七、中小企業方針
八、青年文化方針
九、婦人活動方針
第五　党の主体性確立のための闘争

右のうち第四「具体的方針」の一、五、を全文掲げておこう。

第四　具体的方針

一、平和安全保障と自衛に関する方針

(一)わが党の基本的立場

(イ)恒久的な世界平和を確立することはわれらの理想であるしかしこれを具現するためには自由と平等と正義に基く国際社会を建設しなければならない。国内的に民主社会主義が実行されるとともに国際的にも民族間の政治的経済的不平等が是正され、国際紛争の原因が除去され、侵略の脅威も戦争の危ぐも絶滅されることがわが党の衷心よりの念願である。

(ロ)この理想を達成するために、わが党は国際連合を通ずる国際連帯主義の強化と社会主義インターナショナルおよび国際自由労連の成長による国際的な民主社会主義の具現に多大の期待をもつ。個人的にも国家的にも、強制と搾取が排除され、個人の完全なる自由が保障され、自由なる国民の独立が保護されることを目的とするこれらの国際機関こそが、平和に通ずる道であると確信する。

(ハ)植民地および半植民地民族の独立及び解放はわが党の強

く推進するところである。しかし、共産主義の主張する解放戦争には断固として反対する。平和への道は平和的の手段によつて達成しなければならず、武力解放の結果は、戦争への道を促進するに過ぎないからである。

（ニ）自由と互恵に基く世界一体化の具現をわれらは要望する。これによつて戦争への脅威が排除され、徹底的な軍備縮小の行われることを期待する。科学の進歩、生産力の発展が人類の破壊でなしに人類の福祉に寄与する社会こそ建設さるべきである。

（ホ）国連の強化とそれが世界国家への移行によつて国際的矛盾の解決をはかることはわが党の理想でもある。それは現在のところユートピアの観があるが、自由と平和を希求する世界の有識者の努力が、その実を結ぶ日の来らんことをわれらも祈りそれに協力するものである。この意味においてわれらの理想は世界連邦の思想とも相通ずるものであることを表明する。

(二)安全保障

（イ）今日不幸なる二つの世界の対立を見ている現状においてそれぞれの国は自らの安全保障を考えざるを得ない。しかしながら国際的な連携へ緊密化した今日においては、各国の安全保障は世界の平和保障に通ずるのであつて、孤立的に平和と安全の問題を考えることはできない。究極において世界の平和は国連機構によつて保障されているものと解すべきである。

（ロ）わが国の平和と安全も、究極するところ、国連を通ずる国際連帯主義によつてのみ保障されるものである。従つてわが党としては国連の強化を希望し、わが国が一日も速かに国際連合に加盟されんことを要望する。ただ国連加盟がソ連の拒否権によつて即急に実現困難な現在においては、地域的集団保障に依存することもまた止むを得ないと考えるのである。

（ハ）社会主義インターナショナルが集団保障によつてのみ、平和が維持されるとする根本的な考え方に、わが党は完全に一致する。しかしこれが具体的方法に就てはわが国の地理的、経済的特殊事情による限界を認むべきものと信ずる。

（ニ）わが党は日米安全保障条約に反対したが、同条約に盛られた不平等条項、同条約に基く行政協定の屈辱的条項は、廃棄せられなければならぬ。完全なる独立達成の建前から条約改訂運動を展開すべきである。

(三)自衛権及び自衛力

（イ）凡そ独立の国家として自衛権を持たぬものはない。わが党は独立したる日本において当然自衛権の存することを認めて来たし、現に認めている。

（ロ）自衛権を有する以上、その裏付けとして当然自衛力を保有すべきである。ただ問題は、いかなる自衛力を認めるか、この自衛力にいかなる限界を設けるか、という点にかかつて来る。

（ハ）わが党は自衛力を狭義の防衛力とは解しない。自衛力の根幹となるべきものは、民族独立の意欲であり、経済力であり、国民生活の安定である。而うして防衛力の如きものはその一部に過ぎない。わが党はこの広義の自衛力を培養することを以て当面の課題なりと考える。従つて再軍備には反対である。

（ニ）狭義の自衛力の限界は間接侵略に対して国内治安を維持するに足るもの、治安力の程度を超えないものとする。軍備を有せざる国の警察力が軍備を有する国の警察力に比して重き装備を必要とすることは通例であるが、警察力には自ら国際的に容認せられたる限界がある。この範囲内における治安力はこれを認むるも、これより逸脱せるものは容認できない。

（ホ）狭義の自衛力―即ち治安力のために国民生活を犠牲にしてまた止むを得ないと考えるのである。

経済自立を妨げるが如きことがあつてはならない。国民生活の安定と経済自立とが優先性を有するのであつて、財政支出においても右の限度を超えることは許されない。

（へ）国内治安維持の要ていは国民生活が安定せられることであるとの意味においても、自衛力の培養は経済力の充実と国民生活の安定に重点を向けるべきである。

五、労働方針

二・一ゼネストを境として日本の労働運動は日本共産党の指導と影響をはなれ、大きく現実的に切り換えられた筈であつた。しかるに昨年度における労働運動の中にはすべての経済闘争を再軍備反対と反米闘争に結び付けるという二・一ゼネスト以前の方針に逆転する傾向が顕著であつた。これは政府並びに資本家階級の逆コースと反動的労働施策に大きな責任があるが、又その反面において独立を機会に自主性を取り戻すべき筈の労働運動が再び容共的な方向に牽制された結果であつて、この偏向は断じて是正されなければならぬ。すなわち一九五三年度における労働運動の根本方針は占領下の情勢から脱却し、組合自らの主体性を確立し、労働組合と政党との任務をはつきり区別すること、経済闘争と政治闘争の紛淆をさけて民主的労働組合運動の健全な発展をはかること等でなければならぬ。わが党は先に国内情勢の概観において述べたような炭労、電産両争議に表された総評の観念左派的指導方針に対する批判、全繊、海員等四組合のあげた総評刷新運動の正当なる評価、進んで総選挙の時に総評が打出した左派一辺倒方針の批判等を土台として本年度における労働方針を策定せんとするわが党は大会決定の労働綱領に基き、当面次の如き具体的方針の実現を期するものである。

(一) 労働組合と政党との関係を合理化すること

（イ）労働組合は民主主義的労働組合の在り方に徹し、独自の機能の充実をはかると共に自主的な政治活動方針を確立すべきである。労働組合が政治的中立を標榜して政治に無関心であるのは誤りであるが、労働組合が自ら政治闘争の主体となるのも誤りである。労働組合は勤労大衆を基盤とする政党を支持して、この政党を通じて政治目的の達成に努力すべきである。わが党はこれが実現のために協力する。

（ロ）労働組合と政党との間には緊密なる連絡機関を常設し、相互の協力によつて目的の達成につとむべきである。両者の組織を混同したり、活動の分野を動かし合つたり、一方が他方を支配しようとしてはならぬ。

（ハ）わが党は日常闘争を通じて労働組合と協力し組合員の政治的意識を昂め、組合員の大衆的な党活動への参加並びに入党を促進しなければならない。

(二) 民主的労働組合運動の推進並に統一強化に協力すること

（イ）労働階級の諸要求は他の国民大衆の犠牲によつてでなく国民共同の福祉の増進と相まつて実現される。従つて労働階級と国民大衆の利害の調和を無視して進められるが如き労働運動の傾向は是正されなければならない。

（ロ）わが党は独立後の労働組合が、民主的自主性を確立強化するために協力し、戦線統一に協力する。

（ハ）特定の政治的意図を強要する総評の観念左派的指導ではならぬ。労働組合が観念的なる平和三原則を掲げてこれを統合の基準としたり、経済闘争に再軍備反対闘争の如き政治目的を結びつけることを強要したりすることは、民主的労働組合のあり方ではなく、すみやかに修正さるべきである。

（ニ）現在民主的労働組合の戦線統一を考える場合に、総評の

みを考えるのは正しくない。総評は三百万の傘下労働大衆を有する最大の組織体であるがこの他の陣営に属するものもあり、中立組合もあり、その数二百八十万に上ることを留意すべきである。われわれは国際自由労連の方針に従つてこれら労働団体の更に大なる民主的な戦線統一の実現されることを期するものである。

（ホ）わが党は、全繊、海員、日放労　全映演四組合等の総評批判を支持し、総評内外の労働組合戦線の統一促進のために協力する。

(三)闘争を通じて労働組合に積極的に協力すること

1、党は日本経済の自立、産業民主主義の確立と労働者生活の安定、労働基本権確保のため闘う、その他の諸目標をかかげ労働組合の日常闘争に集中的に協力する

2、賃金水準の引上げ、その他労働条件の改善並びに最低賃金の設定、生産協議会の設置とこれが活用

3、中小企業労働者の生活防衛と組織化の推進

4、失業対策の確立と完全雇傭の実現

5、国際労働条約の批准促進

6、労働者弾圧法規の撤廃、労働関係諸法規の改正完全実施

7、社会保障制度の拡充

8、勤労所得税の大幅軽減と退職金に対する課税の廃止

9、勤労者住宅の増設促進

10、労働金庫の設立促進と福祉文化対策の拡充

なお、右派社会党の第一一回全国大会は、つぎのような「労働綱領―党の労働政策の基本方針―」を採択した。

一、（労働階級と民主的社会主義の推進）―わが党は労働階級が民主主義を通じて社会主義の実現をはかることは近代的労働組合の使命である。何となれば労働階級こそは資本主義の胎内に発生しながら資本家階級と直接に対決して民主的自由と労働の権利をよう護し、みずからの解放を社会主義の実現に求めているからである。

民主社会主義を基調とし、これを通じて社会主義の実現をはかることを指導精神とするわが党は、労働階級の諸要求をとりあげて党の具体的政策に結合し政治的闘争として組織し指導することに常に積極的でなければならない。これなくしては、わが党は民主的社会主義の強力な政治力としての主体性を確立することが出来ない。また労働階級の政治的闘争を民主的社会主義のコースに乗せ議会（国会ならびに地方議会）を通じて解決することによつて日本は保守反動主義と極左暴力主義を排し、民主的平和発展の大道を拓くことが出来る。労働政策は平和革命の担い手である。わが党の生命線である。

二、（労働階級と国民大衆との利害の調和）―わが党は労働階級の諸要求が国民大衆の「労働」の問題の中核であり、これが尊重され正しく評価されることが民主的平和日本の土台であることを認め、これが合理的解決のために闘う。

労働階級の諸要求は他の国民大衆の犠牲によつてでなく国民共同の福祉の増進と相まつて実現されるべきである。行き過ぎは常に反動を伴うものである。しかし共同の福祉は国民大衆の生活権と労働権の確保を土台とし、かかる意味における国民大衆の「労働」の問題の中核をなすものは実に労働階級の諸要求であるから両者は対立するものでなく調和されるものである。労働者、農民、中小企業者、文化人その他国民勤労層の受けもつ日々の「労働」が尊重され正しく評価され、それが現実に教育文化、経済、社会生活の各

分野にわたり再認識されることなくしては民主主義の徹底も社会主義実現も推進されない。

わが党は労働者・農民・中小企業者・文化人その他国民勤労層の民主的結合体であつて、労働階級の党内指導権を認めるが如き階級の党でもまた前衛の党でもない。

わが党のかかる立場こそは、労働階級の諸要求を国民大衆の利害との調和の上に解決するものである。

三、（労働組合の自主性と党との協力）――わが党は、労働組合が労働者の経済的、社会的、政治的地位の向上をはかるための自主的にして永続的団体であることを認め、その独自の機能と自主性を尊重しつつ、これが健全たる発展に協力するとともに政治的高揚をはかり党と組合との間に密接な勢力関係を確立して共通の政治的目的達成のために闘う。

今日、労働組合はもつとも広範な労働大衆の組織体であり、その健全な発展は国民経済ならびに国民生活の向上に欠くべからざる条件となつている。わが党の労働組合の健全な発展ならびにこれとの密接な協力によらなければ期待出来ない。

労働組合は雇傭関係の共通性によつてこれを唯一の条件として団結し、労働条件の維持改善を中心として労働者の経済的、社会的、政治的地位の向上をはかることを目的とするから労働組合でなければやれない独自の機能をもつている。この点において政党の如く、政治的信条によつて結合し、特定の政策遂行と政権獲得を目的とする団体とは本質的に区別されなければならない。

わが党は労働組合が民主主義的労働組合のあり方に徹し、独自の機能の充実をはかると共に自主的な政治活動方針を確立するために協力する。民主的労働組合の政治活動方針は、全体主義（ファシズム及びコムニズム）的労働組合の如く、特定の政党の政権闘争の動員機関として利用される方針に反対し、また、サンジカリズムの場合の如く、労働組合が直接行動に訴えて政治的要求の実現をはかる方針にも反対する。民主的労働組合の政治的な活動は労働条件の維持改善に出発するものであるから労働組合の闘争としては自ら限界がある。これを超えることは労働組合の政治的偏向であり、労働組合が政党へ変質することである。その結果は闘争を失敗に導き、そこに起るものは労働組合内部における政治的意見の対立と分裂である。しかし、かかる政治活動を労働条件の維持改善の枠内におし込み、政治的活動に消極的態度をとることを認めるものではない。

労働組合における労働大衆の政治的諸要求を最終的に解決するものは、国権の最高機関たる国会であつて、労働組合はこの国会において代表者を通じて効果的に活動すること――これが民主主義労働組合の政治方針の原則として確認されなければならない。そして、これがためには、労働組合はその目的達成のために、自らの政治活動方針を打ち立て、これと同調する政党との間に密接な協力支持の関係を日常不断に組織の運動として確立せねばならない。わが党は労働組合に対してかかる方針の徹底をはかり、日常闘争に協力し政治的関心を高め、わが党との協力関係の拡大強化のために努力する。

労働組合と党との協力支持関係の確立は、組合員の政党加入の自由を拘束するものでない。従つて労働組合は民主的決定によつて政治的活動方針を決定すべきでありその運用は特定の幹部またはグループによつて独善的に行われるものではなく、政治部また は政治活動委員会の如き正規の機関によつてなされるべきである。わが党は労働組合が特定の幹部を通じて特定の政党に従属す

るが如き関係を清算し、組合員が大量的に入党すると共に、労働組合の自主的活動方針と正規の機関の確立によつてこれと取り組むように努力する。

四、（国際自由労連との提携促進）―わが党は自由にして民主的な労働組合の組織が国内的に統一確立されると共に、国際的提携を実現することの急務であることを認め、日本の民主的労働組合が国際自由労連に加盟することを促進する為に協力する。

今日の労働組合はその立場を民主主義労働組合か全体主義的労働組合かのいずれかに明確に決定することなくしては、政治的活動はもとより、職場における日常闘争も強力に展開することが出来ない。この相反する二つの立場が同居する所には常に混乱と分裂がくり返されている。ファシズムと共産主義の暴力革命は労働大衆の組織に触手をのばし、これを政権闘争の動員機関化せんとする所に特徴がある。特に朝鮮戦争以後の日本における国際共産主義運動は労働大衆の間に、ゲリラ的潜入をはじめ、民主的労働組合の組織へのなだれこみを策謀している。民主的労働組合はそのあり方に徹底して積極的な方針をもつて大衆を指導したければならない。これがためには国内労働組合戦線を民主主義労働組合の徹底の上に統一強化すると共に、自由にして民主的な労働組合の国際的組織たる国際自由労連に加盟する必要に迫られている。

わが党は国際自由労連が欧米諸国の労働組合を主体として結成され、アジアの特殊事情に対して充分の理解のない点についての批判をもつが、しかし、今日、国際労働運動において自由にして民主的な労働運動の明確な線を推進する唯一つの指導組織であり、これと提携し協力することなくしては、世界平和の確保も期待出来ないことを認めて、日本の民主的労働組合がこれに積極的に参加するために協力する。これを実現することは社会主義インターのアジアにおけるメンバーたるわが党の任務である。

五、（国連協力と日本の平和確保）―わが党は、再軍備に反対すると共に無防衛中立主義を排して国連協力による日本の平和と安全の確保が労働政策の先決条件であることを認め、特に労働階級への徹底のために努力する。

日本の平和と安全に対する確信なくしては、労働政策の推進も民主的労働運動の安定もありえない。しかるに、観念的な反戦平利宣伝のために、労働大衆は再軍備に耳をかたむけるか、或は無防衛中立主義のとりことなり、却つて国際共産主義の間接侵略の条件を作り出す傾向がある。日本の職場と労働組合から、観念的反戦運動を一掃して、日本の平和と安全のための具体的な闘争を組織することを急務とする。

わが党は、平和憲法を守り、再軍備に反対し、国連協力のもとに日本の平和と安全を確保する方針を具体的に労働大衆の間に徹底すると共に、労働組合の平和への闘いをわが党の方針に結集して、国民的運動の展開をはからなければならない。日本の平和と安全へと結びつかない労働政策は労働大衆の支持を期待するわけにゆかないのである。

六、（経済自立と産業民主主義の確立）―わが党は、日本経済自立と生産向上のためには、労働者の積極的協力を絶対的に必要とすることを認め、産業民主主義の確立のために闘う。

日本の独立完成の土台をなすものは日本経済の自立であり、これがためには日本の生産水準の向上と経済の安定を実現せねばならない。これを解決するものは労働生産性の向上と産業平利の確保である。しかし、その土台をなすものは労働者の生活の安定と民主的自由の保証である。「健全なる経営、健全なる労組」の上にのみ、日本経済の自立は可能である。これを実現することは社会主義イン

わが党は、産業民主主義の徹底をはかりこれを職場、企業、産業の全分野にわたり具体的に実現するために闘わなければならない。この運動は労働組合ならびに進歩的経営者の協力によつて効果的に展開されなければならない。この運動は単なる労資協力や産業平和の美名の下に労働運動の自由を制限せんとすることに反対し、また労働者の犠牲の下に資本の蓄積を行わんとする産業復興運動の如き行き方にも反対する。この運動は労働階級に対して生産を担当する階級としての地位を認め、労働組合代表、経営者代表ならびに国民代表の参加による国民経済会議並に生産協議会を中核として展開されなければならない。わが党はこれが実現を目標として闘う。

七、（賃金その他労働条件の向上の闘争）―わが党は、労働者の賃金、給与の実質的引上、その他労働条件向上のために闘う。

日本経済は自立の段階に入り、生産水準は戦前の水準を超え、労働生産性もまた飛躍的に増大したが、労働者の生活水準は今なお戦前の水準に達しない。これは反動政府の低賃金政策と高物価政策により労働者の犠牲の上に資本蓄積が強行されつつある結果である。かかる政策の結果するものは、賃上闘争のくり返しによる産業紛争であり、日本経済の混乱である。

わが党は、低賃金政策に反対し最低賃金制の制定、働きがいのある賃金の保証のために闘うと共に低物価政策の実現に努力する。即ち

(1)無抵抗労働者に対して生活を保証するための業種別最低賃金制の制定。

(2)官公庁、公企業などの労働者に対して、適正なる給与を保証するためのベース・アップ。

(3)民間企業の労働者に対して企業経営の実情に即する働きがいのある賃金の保証。

(4)すべての労働者に対して労働基準法の完全実施を要求する。

労働者の賃金給与その他労働条件は、国民経済の水準、企業経営者の実情を土台として、その上に立つて労使の団体交渉の条件によつて決定されるものであつて画一的な方式はありえない。従つて、わが党は、労働組合のマーケット・バスケット方式の如き賃金闘争による事には反対する。この運動は労働階級に対して治的偏向におとしいれるものである。この方式は労働組合代表、経営者治的諸要求は、賃金闘争とは区別される方式から結果する政通じて解決をはかるべきである。党との協力の下に国会を

八、（労働基本権と民主的労働組合の健全な発展）―わが党は、民主的労働基本権その他労働者の民主的自由の確保進力たることを認め、労働と仲張のために闘う。

労働者の団結権、団体交渉権ならびに罷業権は民主主義国家においける労働者の基本権であるが、これが共同福祉の名の下に制限され弾圧されつつある。これは反動政府の低賃金政策と高階級の反動政策のあらわれであることはいうまでもないが、終戦直後の混乱期における共産党指導による労働運動の行き過ぎにも責任のあることを反省せねばならない。

わが党は労働基本権ならびに民主的労働組合の健全な発展の先決条件であり、これなくしては日本の民主的平和的発展は期待出来ないことを認め当面次の目標のもとに闘う。

(1)労働三法その他労働関係法規の改悪に反対し、労働基本権を完全によう護するために改正する。

(2)国家公務員法、地方公務員法、公企労法などを改正し、労働三法を適用し政治活動の自由を確保する。

(3)労働基準法の完全実施。
(4)国際労働条約の批准促進。
(5)すべての職場に労働協約の締結を促進する。―わが党は、働らく意志と能力をもつすべての労働者に対して仕事と職場を保証し、完全雇傭の実施のために闘う。

九、（社会保障制度の確立の闘争）―わが党は労働者生活の安定と実質的向上をはかり、再軍備より国民生活の安定を解決するために、社会保障制度の確立のために闘う。

十、（労働組合の民主的自主性確立への協力）―わが党は、占領下から自主独立への転換に際し、特に労働組合の民主的自主性確立の重要性を認め、これが徹底のために協力する。

日本の労働組合は、長期にわたる占領政策の下に育成された段階から自主独立の運動に転換しつつある。この転換期に乗じて、国際共産主義運動は、労働組合に失地回復のためのなだれこみ戦術をとり、また資本家階級の反動政策は御用化のくさびを打ち込みつつある。これらの謀略を排して、労働組合の民主的自主性を確立するためには、労働組合の内部充実と組合員の教育啓蒙に努力し、更に民主的労働組合の独自の機能を発揮して闘争を展開しなければならない。殊に組合の政治的活動を正しく展開し、政治的偏向を是正する必要がある。わが党は、労働組合の自主性を尊重し、党と組合との混同をさけつつも、この転換を正しく導くために協力する。

日常闘争における協力、教育文化活動の展開、組合の政治的諸活動に対する協力を、それぞれの労働組合と密接な連絡の下に行うと共に、これを地方別、産業別、業種別、企業別などに徹底させなければならない。

十一、（民主的労働組合の戦線統一への協力）―わが党は、民主的労働組合運動の転換期に際し、特に、労働組合が民主的自主性の確立の上に、容共的政治的偏向を排して健全なる態勢をもつ統一戦線を確立することを期し、そのために協力する。

日本の労働組合統一戦線は、終戦直後における共産党の指導の失敗の後をうけて、総評の旗の下に民主的労働組合の統一体として再編確立された。わが党は、総評が過去二年間にわたり、民主的労働組合の統一戦線結集のために果した役割については高く評価するものであるが、しかし独立を契機にして、占領下の労働組合運動から自主独立の労働運動への新しい転換に際して、その指導を誤り、民主的労働戦線に暗影を投げかけていることを批判せねばならない。これは総評の指導部における観念左派的指導方針と独善的運営に原因がある。特に、自由にして民主的なる労働組合の立場にあるべき総評が、自らを左派社会党一辺倒の立場に追い込み、特定の政党の動員機関化し電産・炭労の二大ストにみる如き政治的偏向をバクロした事実、国際自由労連からも批判され自らを国際的孤立に陥れつつある傾向、ならびに容共的労働組合の加入を認めて自らが国際共産主義運動のなだれ込み戦術に門戸を開いている事実などは総評の将来に対して容共的な旧「全労連」化を連想せしめるものがある。

わが党は、労働大衆の要望が社会党の両派統一促進にあるにかかわらず、これを阻止するものは総評の左社一辺倒の支持方針であること、総評加盟の労働組合と組合員大衆は民主的労働組合のあり方に徹底するに従つて、総評指導部の観念左派的指導に批判の声を大にしつつあること、すでに総評内部における批判運動が具体的に発足し拡大しつつあることなどを重視する。わが党は、総評内外の労働大衆の正しい批判運動に協力して、総評の刷新ならびに民主的労働組合戦線の統一強化を期する。

第一一回全国大会で選出された右派社会党の新役員は、次のとおりである。

中央執行委員長　河上丈太郎
書記長　浅沼稲次郎
会計　伊藤卯四郎
最高顧問　片山　哲
顧問　松岡駒吉、賀川豊彦、杉山元治郎、小泉秀吉、菊地養之輔、波多野鼎

中央執行委員
河野密、三輪寿壮、大矢省三、松沢兼人、加藤勘十、松前重義、松井政吉、水谷長三郎、曾禰益、松本七郎、松尾トシ子、加藤シズエ、下条恭平、小平忠、鈴木義男、川俣清音、竹谷源太郎、中村高一、菊川忠雄、渡辺年之助、石井繁丸、川島金次、相馬助治、川端文夫、三宅正一、棚橋小虎、平野力三、加藤鐐造、春日一幸、西村栄一、村尾重雄、松浦清一、中崎敏、山下義信、今澄勇、田万広文、田原春次、富吉栄二

会計監査
矢尾喜三郎、伊藤修、稲員稔、大島清信、斎藤仁、佐竹晴記、竹内俏、堤ツルヨ、細田綱吉、本島百合子

統制委員
石川金次郎、井堀繁雄、大脇松太郎、岡良一、茅野真好、木下郁、佐竹新市、島口重次郎、土井直作、中ノ瀬幸吉

警察法改正法案に対する態度　二月二三日、右派社会党は、同党の警察法に対する基本的態度と、政府原案批判書を発表した。「党の基本態度」は次のとおり。

一、警察制度は市町村自治警察をもつてその根本としなければならない。

二、警察行政は地方自治体の各々の性格によつて行われる面も多いことを度外視してはならない。画一的警察権の行使は地方住民の反感と恐怖心を強くする。

三、犯罪の防止は地方住民の協力と理解による警察への信頼と親しみとによつてのみその効果は実現されるものであつて、権力と威圧では犯罪の防止および取締等は充分に出来ない。

四、警察行政は地方住民の自覚と責任において保持せられるべきであつて、地方行政のもつとも重要なる項目である。

五、警察官の上級者を国家公務員とすることは単に官僚化するのみでなく住民の親しみが薄く、かつ敬遠し、一部のボスとの結託を容易ならしめるとともに、政党に利用される。

六、現行警察法を建前として町村にあつてはこれを任意とする。

七、都市は必置とする。

八、自治警をもたざる町村はこれを組合警察とするか、府県単位の自治警察とする。

九、各自治体警察の長は公安委員が任命する。

一〇、地方公安委員は、当然選挙制を建前とする。他に国家的犯罪、内乱、騒擾事件等に対する取締りとして、国家警察の必要がある。

衆議院議員選挙　四月一九日に投票のおこなわれた衆議院議員選挙では、右派社会党は、一一九名の公認候補者をたて、六六名の議席を獲得した（新九、前四九、元八）。これは、前議席にくらべ、六名の増加であつたが、松岡駒吉、石井繁丸、菊地養之輔、田原春次、前田種男、松本七郎らの諸氏の落選が注目された。当選者は、次のとおりである。なお、党としての得票数は、約四八七万票であつた。

東京一区　浅沼稲次郎

東京二区　加藤　勘十（最高点）
東京三区　三輪　寿壮
東京四区　菊川　忠雄（最高点）
東京五区　河野　密
東京六区　熊本　虎三（最高点）
東京七区　中村　高一（最高点）
栃木一区　戸叶　里子
埼玉一区　井堀　繁雄、川島　金次
埼玉二区　平岡忠次郎（最高点）
埼玉三区　杉村沖次郎（最高点）
千葉一区　吉川　兼光（最高点）
神奈川一区　門司　亮
神奈川二区　土井　直作
神奈川三区　片山　哲（最高点）
北海道四区　小平　忠（最高点）
岩手一区　中居英太郎
秋田一区　細野三千雄
秋田二区　川俣　清音（最高点）
宮城一区　竹谷源太郎
宮城二区　日野　吉夫
福島二区　鈴木　義男
福島三区　松井　政吉
愛知一区　春日　一幸
岐阜二区　加藤　鐐造
石川一区　岡　良一（最高点）
新潟二区　井伊　誠一
新潟三区　三宅　正一、小林　進
長野一区　中沢　茂一（最高点）
長野二区　松平　忠久（最高点）
山梨　平野　力三
滋賀　堤　ツルヨ（最高点）、矢尾喜三郎
京都一区　水谷長三郎（最高点）
京都二区　大石ヨシエ
奈良　伊瀬幸太郎
三重一区　中井徳次郎
三重二区　田中幾三郎
大阪一区　大矢　省三
大阪二区　西尾　末広
大阪三区　井上　良二
大阪四区　杉山元治郎（最高点）
大阪五区　西村　栄一（最高点）
兵庫一区　河上丈太郎（最高点）
兵庫二区　山下　栄二
兵庫三区　吉田　賢一（最高点）
兵庫四区　大西　正道
島根　中崎　敏
高知　佐竹　晴記
愛媛一区　中村　時雄（最高点）
広島一区　佐竹　新市
広島二区　前田栄之助
山口一区　今澄　勇
山口二区　受田　新吉
福岡一区　長　正路
福岡二区　伊藤卯四郎

福岡三区　稲富　稜人（最高点）
福岡四区　池田　禎治
長崎二区　辻　文雄
熊本一区　松前　重義
大分一区　木下　郁
宮崎一区　甲斐　政治（最高点）
鹿児島二区　富吉　栄二（最高点）

なお、四月二四日におこなわれた参議院議員の選挙では、右派社会党は、全国区一五名、地方区二二名の公認候補者をたてたが、当選は、全国区三名、地方区七名にとどまつた。

左派社会党綱領案批判　一一月一三日に開催された右派社会党政策審議会は、左派社会党綱領（案）に対する問題点を、つぎのように指摘している。

ソ連、中共の批判が何らなされず、米国を排除することが日本の独立達成の唯一の道であるとし、民主主義議会政治を否定し、独裁革命政権実現を考えている。最後の六章では左社をあくまで主体として右社を切取る統一連合を考え、両社統一ではなく左社勢力結集に主眼がおかれていることは左社に両社統一の誠意はないものであると断定出来る。しかもその革命方式はまつたく共産党或いはヒットラー的であり、国際分析ではあまりにも一方的である等々であつた。

この新綱領の根底を流れる思想は次の如きものであるとの結論に達した。

一、マルクス理論から出発して階級政党の本質を明らかにしたものである。

二、労働者の優位性を認め階級闘争主義を取つている。

三、政権の実現のためには一応議会政治を認めるが、一回革命主義の立場に立つた社会主義化の断行を期している。

四、一旦政治権力をにぎれば政権永久持続策を取つている。

五、米国を帝国主義侵略者と規定し、ソ連、中共は勿論日共にさえ批判を加えていない。

六、米国を日本国土から追い出すことが日本の独立の第一歩だとして終始米国に攻勢の矢を向け、朝鮮動乱、チエッコのクーデターなどの前後のソ連を中心とする共産圏の世界攻勢を分析せず、中立政策が日本と世界の平和を守るというのみで現実的具体策はない。

七、左社第一主義に立ち政策面、国際分析両面でもわが党に協調を求める方向は何等示されず、わずかに連立内閣組織面で小市民、農民の利益代表政党と規定し、両社統一は左社勢力の結集を考えているものと見られる。

第二章　日本社会党左派

左派社会党は五二年一〇月の衆院総選挙において、従来の一六名から一挙に五二名に進出し、ようやく小会派の悩みを脱却したが、更に五三年四月の総選挙では衆院七二名、参院一八名を獲得して、「日本社会党」分裂以来はじめて両院とも右派社会党を超える勢力となつた。この両度の選挙を通じて、総評と左派社会党との協力は一層深められ、選挙の結果も総評を中心とする労働組合の支持に負うところが多かつた。しかし、総選挙後の第一六国会における首班指名並びに総評新運動方針案の採択をめぐつて、総評と左派社会党との間に微妙なズレを生ずることになり、一一月八日の左社新綱領草案の発表によつて、それは一層表面化するに至つた。

第一〇回定期大会　五三年一月二一日から三日間開催された大会では自主中立政策を基本とし、㈠大衆生活水準の向上、㈡民主主義の推進、㈢再軍備阻止、平和確保、民族独立の三点を中心闘争目標とする運動方針案が提出され、これに対して「北京の平和会議にも積極的に参加せよ」など平和運動等について論争がおこなわれたが、結局「米ソいずれかの陣営にせよ、それを一方的に強める企図を持つ平和運動には参加しない」という本部案が若干の字句の修正をうけて可決された。また、この大会で新綱領を作成することを決議し、綱領委員会の設置をみることになつた。大会における宣言並びに決議された運動方針は次の通りである。

（宣　言）

わが党はここに第一〇回定期大会を開催し、歴史的なる一九五三年の闘う社会民主政党としてのわが党の体制と方針を整備することができた。われわれにとつての問題はただ実践と行動あるのみである。

いまや内外の情勢は極めて重大であり、第三次世界大戦の危機は一応引延ばされつつあるかの観を呈しているが米ソの対立は根本的には激化しており、朝鮮の動乱は長期化しつつあつてアメリカではアイゼンハウアー大統領により「アジアではアジア人をもつて戦わせよ」との共和党政府の成立を見るにいたつている。

われわれはつとに平和四原則を確立し、傭兵再軍備に反対し平和の確保と民族独立のために闘つてきた。今や新たなる一九五三年において吉田反動内閣は大規模な軍事予算を編成し、日本経済の軍事的再編成と向米一辺倒のもと労働者階級をはじめ農民、中小商工業者、知識階級等、全勤労大衆の生活破綻と政治的弾圧により、日本の再軍備体制を整えんとしている。

われわれはそれ故にかかる一切の反動的再軍備政策に反対しとくにそのための平利憲法改悪の企図を粉砕すべき憲法擁護の広範な国民大闘争を展開すると共に、とくにアジア諸民族と緊密に提携し自主中立の第三勢力の中心勢力としてあくまでも戦争阻止のために闘争することを誓い、盛り上る院内外大衆の圧力により、吉田反動内閣を打倒し、衆参両院の総選挙に勝利して、祖国の平和と独立、勤労大衆の生活防衛と民主主義擁護のために断固闘うことを天下に宣言するものである。

一九五三年一月二三日

日本社会党第一〇回大会

（平和闘争方針）

◇日本国民は危機に直面している

㈠　日本経済の従属化

日米安保条約の発効に伴う行政協定の実施は日本を完全にアメリカの軍事的従属国とさせた。さらに日本資本主義はアメリカの日本経済に対する政治的市場制限（中共禁輸等）を受け入れることによつて国際収支の面から大きく駐留軍経済に依存せしめられた。また、日本資本主義の果しつつある特需下請けの傾向は必然的に世界的な不況の深まりによる市場の狭隘化、国際競争の激化を切り抜けるために首切り低賃金の合理化、集中を激しくし平利的な中小企業を苦しめている。大衆はすべてこれらの犠牲をしわよせにさせられ、日本国民はこのようにして内外独占資本の圧迫のもとに苦しめられている。

㈡　下請兵器生産

米軍は朝鮮戦争に使う兵器を日本で修理、生産させ、日本を極東の反中ソ軍需工場化しようとしている。そのため、一方では中国貿易の途を禁止し、平利産業の息の根をとめて、他方ではわずかな特需や新特需、兵器生産の約束で、日本の資本家をれい属いな兵

器生産の方向へひきずりこもうとしている。この兵器生産はいたるところ赤字発注であり、そのしわよせは労働者への資本攻勢となり、監視つき労働強化となつておしつけられている。もしこの米軍の企図が成功すれば、日本は再び悲惨な軍需インフレの幻想のもとに酔いかつ苦しまなくてはならない。

(三)　農地接収と防潜網

政府の明らかにした資料によれば米軍関係で接収された農地は全国で七四九町歩、関係戸数一七〇〇戸、開拓地約五六〇〇町歩関係戸数五九〇〇戸であり、そのほかに調達されようとしている農地八六一町歩、農家二八戸、開拓地八一〇〇町歩、関係農家一二九〇戸といわれている。しかしこれは政府発表であるから事実はもつと多いことはいうまでもない。

また、防潜網関係では二六年一カ年だけで、演習による漁獲高の減少は総計六五〇万貫、金額にして一六億（水産庁推定）といわれ、その他立入禁止などでの被害による漁獲高の減少は一九〇万貫、五億円で、計八四八万貫、二一億円と推定されている。この数字は全漁獲高の〇・八%に過ぎないが、しかしこれによつて実に七万にのぼる漁民の生活権が剝奪されている。さらに昨年九月二七日には、国連軍の防衛水域が決定され、三万数千人の漁民がこれによつて甚大な被害を受けている。

(四)　基地と農・漁民、市民

ではこれに対する補償はどうなつているだろうか、さきに防潜網関係を例にとつても終戦以来二六年度までの補償として四億一二〇一万九〇〇〇円が支払われたが、これは関係漁民一人当六四〇〇円で、一カ年一〇〇〇円でしかない。また、これらの駐留軍の基地射撃場となつたところでは、地域を問わず次のような問題が無数に起つている。

(イ)　軍の四〇トン戦車が一度通れば橋はこわれ、道路はぬかるみ、牧草地はコンクリート化する。

(ロ)　どこの演習場でも兵隊を追つて夜の女が流れこみ（呉だけでも三五〇〇）刑事事件が頻発している。また、砲爆撃、エンジンの騒音で漁群は近寄らず、昆布の採取まで不能になつている。またこのため婦人の流産をはじめ乳牛の乳すら出なくなる。

(ハ)　演習のため農耕や、児童の通学が危険になつており、仏壇が射ぬかれたり布団の中から実弾がころげ出すという実情である（習志野）。

(ニ)　防空演習、燈火管制が行われようとしている。

(ホ)　公共施設（電話、道路、電力など）の一方的優先的使用。

(ヘ)　行政協定の従属性

吉田内閣は防衛分担金として昨年度六五〇億円を支出しているがこの他、土地建物、船舶車輛などの国有財産約一七〇億円を貸与しさらに六〇三の国内基地を含めて国内施設のあらゆるものに対して優先性、特権性、治外法権性を駐留軍に与えている。

このために自由党は「土地などの使用に関する特別措置法」を含めて、実に第一三国会までに一九の行政協定関係法を成立させている。

(イ)　行政協定第一二条は兵器等の調達と業者の直接調達を示しているが、このため問題が起きた場合は民事裁判に委ねる事になつている。この受・発注の関係はきわめて変態的であり日本経済の自主性は全く失われている。

(ロ)　英水兵事件に見る通り連合軍の軍人および軍属の公務外においての日本における犯罪にたいしても、アメリカの要求する属人主義により、日本に刑事裁判権が認められていない。

これは北大西洋条約の属地主義および国際法に照らしても最も従属的なかたちである。

(ハ)　農地や海面接収で、行政協定では日本側が補償しているがアメリカが最初に結んだ基地協定（一九四〇、九・二、イギリス、アメリカ交換公文）では借りた方が補償することになつており、現に米比協定ではアメリカ側が補償している。

(ホ)　吉田政府と再軍備計画

吉田内閣の傭兵再軍備計画は、一九五三年のはじめからいよいよロコツなものとなろう。すでにアイクは「アジアではアジア人で闘わしめよ」という公約をしている。本年は保安隊三〇万人の増強、海上保安隊は現在の七九〇〇を三万に、さらに日米艦船貸与協定による上陸用支援艇を含む一四船隊の建設、また極東空軍バーンフイル少将などによる日本空軍の編成計画および日韓、国府との結合工作など、その軍事政策はますます国連軍協力（海外出兵）太平洋軍事同盟の結成に近付きつつある。最近の李韓国大統領や国府葉外交部長の来日は、アジア反共同盟の問題を中心としてなんらかの話し合いがあつたものとみなければならぬ。

吉田内閣はこのため、日本再軍備にともなう憲法改正を実現せしめることに当面の努力を集中することになろう。彼らは拡大しつつある国民の再軍備への抵抗を抑えるため、次第に軍国主義ファシズムへの傾向をつよめつつある。破防法の制定、労働組合のスト弾圧、警察の特高化、平和教育への圧迫、修身歴史教育の押しつけ、軍人恩給の復活、官制情報局の設置などはすべて平和国民戦線への挑戦である。

(七)　再軍備と各党

吉田内閣のヤミの再軍備政策に対してさらに売弁的積極的なのは改進党である。彼らはむしろ再軍備政策の公然たる旗手として自由党とともに従属化した独占資本をもまた一部の良心的分子を除きヤミの再軍備政策支持へ傾いている。いわゆる自衛力漸増の方針は、彼らの基本政策となつていることを見逃してはならない。この間に日本共産党はソ連の軍事的な平和攻勢の代弁者として再軍備に反対しているが、しかし彼らの誤つた武力闘争方針は次第に大衆から孤立する結果となつた。総選挙闘争の失敗はこのもつとも具体的なあらわれである。再軍備反対の広範な国民的運動は自主中立のわが党による以外にはあり得ない。

(八)　平和勢力の昂揚

このような情勢の中で日本の平和勢力もまた著しく昂揚した。平和推進国民会議による闘いもその初期においてはめざましい成果を示した。三度にわたつて勇敢に行使された労闘スト、中国貿易の調印とその具体化、平和のための青年婦人の結集体である全青婦会議の結成、そしてこれらのたたかいの集積の上に九月選挙でわが党は実に三六〇万票の支持と、五六名の議員を獲得することができた。炭労・電産を中心とする年末攻勢は、平和を求める日本労働者階級の底力を示してあまりあつた。三菱日本重工下丸子のPD工場ストは特需労働者にはげしい影響をあたえ、その奮起を促した。呉の英連邦軍要員たちの闘いは占領軍とパンパンの街、呉の全市民を立ち上らせることに成功した。労働者のこのような闘いに呼応して農民や漁民も、農地接収反対、防潜網を撤廃せよのスローガンの下にあらゆるところで集会をひらき、抗議をつきつけた。また九月には関西で憲法擁護教授会が生れた。平和問題懇談会、SLクラブ加入の文化人の闘いも過少評価されてはならない。昨年三月からの社会タイムスは、このような平和勢力全体を統一し、強化するためにはやはり多くの役割を果したといえ

わねばならない。

◇民族独立と平和への闘い

第一、主要闘争目標

われわれは一切の戦争の防止を前提として資本主義とコミンフォルム共産主義の立場を排し自主的な第三勢力の立場によつて内外のあらゆる帝国主義的軍事政策に反対する。われわれはこのため、武力以外のあらゆる手段をもつて戦争反対のため抵抗する。戦争は絶大な近代的破壊力とともに暴力革命を必至とするだけである。われわれの平和革命は米ソ共存の道を拓くことによつてのみ可能であり、またわれわれの資本主義から社会主義への過程は暴力と暗黒ではなく平和と民主主義の徹底の過程であり、また原爆、水爆戦の今日これ以外の途は、いかなる美名のもとでもそれは人類破滅をもたらすであろう。われわれはこのような立場から一九五三年こそ社会主義者の決定的なたたかいの年であることを自覚する。この闘いにおけるわれわれの主要闘争目標は次の通りである。

1、日本の国土、海域の軍事基地化反対、そのために起る土地取上げ、水域立入禁止等々に対する反対闘争。

2、軍事基地に起る一切の不詳事件のバクロ闘争「平利の家」を徹底普及するための国民運動。

3、違憲訴訟の大量的提起闘争

4、徴兵反対闘争。

5、太平洋同盟等一切の軍事同盟反対の闘争。

6、再軍備費の削除闘争。

7、アジア経済会議の開催を促進し、中共を含むアジア諸国との友好関係を確立する要求。

8、東南アジア諸国との賠償問題を政治的に解決する要求。

9、アジア社会党大会を通じ、アジア、アラブ諸国と提携してアジア諸民族の貧困からの解放、自主中立の平和第三勢力結集の闘争。

10、朝鮮動乱の早急な解決を国連に要求する闘争。

11、わが国の北辺、北洋、南方におけるアメリカに要求する闘争。

12、ソ連、中国との講和条約締結のための関係国の国際会議の開催要求、中ソ友好同盟条約の廃棄要求。

13、保安隊にたいするアメリカ軍の兵器貸与反対、アメリカの対日援助反対闘争。

14、保安隊の海外派遣、保安隊そのものに反対する闘争。

15、治外法権反対、日米安保条約行政協定の廃棄、国連軍との行政協定締結交渉中止の闘争。

16、対日講和条約の根本的な改訂闘争。

第二、具体的闘争方針（略）

第三、平和への闘いと組織

以上の諸目標と具体的な闘争を貫くわれわれの闘いは、きわめて強い主体組織を必要とする。しかも強力な党組織は、このような具体的な闘争の過程ではじめてかたちづくられる。このたたかいにおいてわれわれは、四〇〇万の組織労働者を擁する総評および平和推進国民会議などと一体的な関係を保持しつつ、さらに広範な深い平和のための統一闘争を組織せねばならない。

しかし、いわゆる統一闘争は機関闘争であつてはならず、それはあくまでも下からの統一闘争でなければならない。闘争はきわめて困難な段階にある。闘争における一揆主義はかならず失敗するし、思いつきで闘争が計画されてはならない。それは永い忍耐づよい教育宣伝闘争の組織力の中から築きあげた堂々たる組織力に裏

打ちされていなければならぬ。
しかし一面においるいわゆる合法万能主義という萎縮症では何も闘えなくなるだろう。合法、非合法は力関係によつて定められるものであるから、たたかいは常に客観的条件に適応した最も効果ある方法がとられねばならない。注意すべきことは、あらゆる処であらゆる性格でつくられている平和運動の中で党の主流組織がかような大衆組織の中に解放されるようなことがあつてはならない。むしろ平和運動の過程において党員の獲得はわれわれの中心的課題である。また平和運動を進めるに当つてはとくに婦人の影響力を高く評価すべきである。

以上の平和運動を推進するに当つては党本部に「平和闘争委員会」を組織し、平和運動一般の指導に当る。なお二月四日の中央執行委員会は平和闘争委員長に鈴木委員長、副委員長に赤松勇、島上善五郎の各氏を決定した。

また、大会で決定された本部役員は次の通りで、鈴木委員長、野溝書記長、和田政策審議会長の三役は留任となつた。

中央執行委員長　鈴木茂三郎
書記長　野溝　勝
統制委員長　原　彪
政策審議会長　和田　博雄
顧問　松本治一郎
中央執行委員
赤松勇、稲村順三、青野武一、足鹿覚、伊藤好道、江田三郎、大柴滋夫、勝間田清一、佐々木更三、重盛寿治、清水慎三、羽生三七、福田昌子、松原喜之次、八百板正、岡田宗司、金子洋文、上林与一郎、佐多忠隆、島上善五郎、椿繁夫、藤原道子、古屋貞雄、三輪貞治、山本幸一、安平鹿一、柳本美雄、渡辺惣蔵、山内厚太郎、横路節雄
統制委員
近藤信一、野見山吉武、亀田得治、淡谷悠蔵、柳田秀一、山田長司、河野平治、井出以誠、原茂
会計監査
森三樹二、飯塚愛之助、山口丈太郎、

四月の総選挙　五二年一〇月の衆院選挙からわずか六ヵ月半余りで、四月一九日に第二六回衆院総選挙が行われ、次いで二四日には第三回参院通常選挙が実施された。その際、右派社会党並びに労農党からの共闘申し入れや共産党の統一候補申し入れもあつたが、いずれも拒否した。そして「保守、共産を除き左社を中心とする民主的平和政府の樹立を次期選挙後の目標とする」という態度を表明して専ら再軍備反対をスローガンに、総評を中心とする労働組合の協力をえて闘つた。その結果、公認一〇八名、推薦二名が立候補して七二名の衆院勢力を獲得し、参院では多数の労組幹部をふくむ全国二四、地方二六名を公認して一八名が当選し、非改選二二名を加えて四〇名となり、両院議員を合わせると一一二名で、自由党の二九二名に次いで第二党となつた（右社九二名、改進九一名）。

左社の選挙闘争スローガンは次の通りである。

（選挙闘争スローガン）
中心スローガン
一、再軍備をやめて母と子をまもれ。
二次スローガン
一、中立こそ安全保障。
一、中国貿易で不景気を一そうせよう。
一、社会党への一票で平和憲法を守ろう。

三次スローガン

一、働くものに食える賃金と仕事の保証。
一、商工業者に減税と融資。
一、農民に安い肥料、引合う米価。
　四次スローガン
一、青年よ銃をとるな、婦人よ夫や子供を戦場に送るな。
一、平和な国土、働くものに明るい政治を。
一、緑の国土を軍靴（基地）で荒すな。
一、再軍備費を減税に。
一、地方自治を守れ、地方財政をすくえ。
一、警察国家反対、国民の親しめる自治警。
一、未亡人、孤児、病人に社会保障。
一、引揚者、戦争犠牲者に国家保障。

第一六国会　第一六国会における首班指名について、左社は選挙後直ちに鈴木首班を推すことにきめ右社に同調を求めたが拒否された。一方、高野総評事務局長は吉田内閣の再現による保守政権を阻止するため、改進党の重光首班に左社が同調すべきであると提唱し首班指名当日にも労組代表が再度強硬に要求した。しかし、両院議院総会では論議の末、再軍備を主張する改進党に投票できないこと、右社の同調がえられず重光首班実現の可能性がないことなどの理由により、鈴木首班を最終的に決定し、吉田、重光の決戦投票には白票を投じた。

国会役員選挙においては、スト規制法の審議に直接関係ある労働委員長、保安隊、軍人恩給、行政整理などを担当する内閣委員長を要求して衆参両院とも獲得し、院内闘争を展開したが、結局自由党は数を頼んでスト規制法を成立させた。

新綱領草案　総評は七月の第四回大会で、平和勢力の統一を強調した新運動方針を打ち出した。それは左社の基本政策であるいわゆる「第三勢力論」を放棄することを意味した。左社はしばしば「総評の新運動方針との間に食違いはない」と公式声明を行つて来たが、総評は大会直後から左社に運動方針の修正を申し入れており、内情はもちろんそうではなかつた。こうした情勢のうちに、左社の新綱領は一一月八日発表された。それは一月の党大会の後、和田博雄、稲村順三、伊藤好道、佐多忠隆、向坂逸郎、清水慎三氏ら綱領委員の間で作成されたものである。ただひとり総評選出委員として綱領委員会に加わつていた清水氏の私案は総評新運動方針を念頭において起草されたものであつたが、それも本人だけの賛成しかえられなかつたといわれる。

新綱領草案第一部全文並びに清水氏の私案における反対提案の理由は次の通りである。

（社会党綱領草案）
第一部
前文

日本社会党の目的は社会主義社会の実現にある。敗戦と共に白日の下にさらされた日本資本主義の矛盾はすでにわれわれがこの歴史的使命を果しうる時期に向つて、具体的に近づきつつあることを示している。われわれは、いまやこの目標を地平線の彼方に望み見ているだけでなく、かの地点に到達することを決意している。われわれは、いまこそ、われわれのおかれている歴史的地位とわれわれの企図する民主主義的な社会主義革命の本質を明らかにし、社会主義政党としての日本社会党の活動の原則を示さなければならぬ時であると信ずる。このことによつて、日本社会党のゆるぎない性格がつくり上げられる。

民主主義の土台の上に社会主義社会を実現しようという日本社

会党の決意が達成されるかどうかは、単にわれわれが正しい理論をもつのみでなく、すでに資本主義社会内において、いかによく勤労大衆の日常の利害を代表することができるかにかかつている。

日本社会党は、資本主義社会の下でも、国民生活の安定と向上を資本家階級の強い反対をついて達成することを主たる目標としている。しかし、日本社会党は、平和と独立のために闘うことなくして、また自由と民主主義のために闘うことなくして、国民生活の安定と向上のないことを知つている。

アメリカ帝国主義とこれに従属する日本独占資本とによる搾取はただ賃金労働者だけでなく農民そのほか勤労大衆を内外の独占資本の支配に対する反抗にかりたてるであろう。このようにして勤労大衆の生活を守り、向上せしめる闘いは、平和と独立のための闘い、自由と民主主義を擁護する闘いと、内面的に結びついていることを知らなければならない。したがつて、また今日では純粋に経済的な闘争はあり得ない。すべての経済闘争が基本的には政治闘争に結びついている。日本社会党は、つねにこの闘いの先頭にあつて労働者、農民、中小業者そのほか一さいの勤労大衆の中に、その精神的指導力を確立しなければならない。このようにしてわれわれは、日本社会党自身の組織を強化し、労働組合、農民組合そのほか一さいの大衆組織と有機的に結びつくことができる。ここにおいてはじめてわれわれの正しい思想が大衆的な力となる。組織的な力の上にのみ、日本社会党のたくましい行動力が生まれるであろう。

日本社会党は社会主義社会を実現する。この社会では、資本主義社会の下で、恐らく充分に達成し得なかつた勤労者の完全な就業、社会保障制度などを不動のものとするであろう。そして、計画化された経済にもとづく生産力の発達の上に、国民の生活を引き上げ、個人の有するあらゆる才能を最大限に発揮させ、文化の水準を向上せしめるであろう。このような社会経済の計画化は主要な産業の民主的な国有化または公有化を中心としてはじめて可能となる。

日本社会党の前途にいく多の困難が横たわつている。しかしわれわれは一切の困難をのりこえて、われわれの歴史的使命を達成するであろう。

一、日本社会党の歴史的使命

資本主義社会はそこに内在する資本家階級と労働者階級の対立をその社会内で解決することはできない。資本主義社会のこのような対立抗争は、この社会の発展である。労働者階級はおびた階級として生長の発展のうちに、社会主義的変革の使命を代表しする。日本社会党はこのような労働者階級の歴史的使命をその主力として組織す実現する政党であり、従つて労働者階級である。

労働者階級は、現実においては、その単独の力のみによつてこの使命を遂行するものではない。日本社会党は、小農等の農民層、小経営者、進歩的知識層、学生層等を党に組織し、富農、中小資本家等の諸社会層を同調させるために、それぞれの対策をもつて、支配階級に対する彼等の闘いの先頭に立つ。この意味において、日本社会党は、単に労働者階級の政党であるばかりでなく、広く勤労大衆の政党である。すなわち、日本社会党は日本における社会主義の実現を目的とする労働者階級とその同盟者たる農民その他の諸社会層の政党である。

社会主義社会は、資本主義社会における基本的階級の一つである労働者階級とその同盟たる諸社会層の階級闘争によつ

て実現される。この闘争の展開は、一定の段階において、必然的に、社会主義革命となる。資本家階級は、この階級的支配を確保するために、一切の権力を支配機構に集中し、組織している。このことは、例えば、立法機関、司法機関、官僚機構、武装せる警察や軍隊、刑務所のような拘禁機関、さらに広義における教育機関、ジャーナリズムの機構、文化団体、青少年や婦人の組織、地方の議会および行政組織、その他公的または私的な暴力団体等々に具体的にあらわれている。それ故に日本社会党は、社会主義革命によつて資本家階級の手から政治権力をうけつぎ、これらの支配機構を根本的に変革して社会主義社会の建設を可能にする。

二、日本資本主義の現状

一八六八年明治維新によつて、日本が資本主義への道を拓いたときは、ヨーロッパでは古典資本主義時代の終りに近く、すでに独占資本主義の段階に進もうとしていた。日本資本主義は、強力な軍備をもつて先進諸国との市場、資源、植民地の争奪戦に参加し、なかば封建的な藩閥官僚政府による国家資本を媒介として、財閥を中心にそれ自身の成長をはかつた。明治の末年をもつて日本資本主義はほぼ確立された。一九一四年にはじまる世界大戦は、日本における資本主義を急速に発展させ、独占資本の制覇を完成した。このように日本資本主義が高度化したことは、同時に、資本家階級に対する最大の対立物である労働者階級を増加させただけでなく、その階級意識をも高めた。

このような資本主義の発展は、農村では直接に、または地主制を通じて零細農家経営の搾取を強め、都市では、中小の独立企業を圧迫し、それらの窮乏を促した。こうして明治以来残存した旧い諸階層と資本主義自身の中でつくり出された各種の中間階級を犠牲にして、その中からあらゆる種類の産業予備軍をつくり出した。これに立脚して資本家階級は常に低賃金政策を労働者階級におしつけることができた。同時に日本の社会の底部に犯罪と人身売買と浮浪の泥沼をつくりあげ、支配階級の中におおうことのできない頽廃と堕落を生んだ。

独占金融資本支配の確立とともに、日本は植民地の再分割を争う帝国主義諸国の仲間に入つた。こうして外に向つては好戦的に内に向つては反動的に、というその本来的政策を遂行しはじめた。支配階級は大正一四年普通選挙制によつて国民に与えたものを治安維持法の制定によつて奪回し、被支配階級の言論と社会的行動の自由に甚だしい制圧を加え、民主主義を拡大する代りに与えた民主主義を奪い返すことに専心した。

日本における君主制は、明治三〇年代に産業資本が確立すると共にその経済的土台が変化しはじめ、独占資本の制覇と共に、その絶対主義的内容を著しく喪失するに至つた。独占資本は、この絶対主義の残骸を神殿にかざることによつて明治以来教育とジャーナリズムと法制とをもつて国民の心の中に養つてきた国体論を自己保存の強固な観念的防砦とすることに成功した。こうして額に汗して働く一切の国民の民主主義の要求は、資本主義そのものの変革なしに実現されえなくなつた。

一九二八年にはじまる世界恐慌は世界的にファシズムの抬頭を促したが、植民地に飢えた日本の独占資本は、資本主義の危機を脱出するために、ヨーロッパ、アメリカ帝国主義諸国に抗して軍部を中心としたファシズムという暴力的手段を利用した。一方では先進分子の弾圧によつて労働者階級に奴レイ労働を強い、他方では猛烈な侵略政策を強行して、ついに第二次世界大戦を惹き起す張本人の一人となつた。

国民にたいするあらゆる暴力支配のもつ末路は、日本ファシズ

ムにもまぬがれることはできなかつた。それは敗戦によつて齎らされた。しかし、この場合にも、敗戦の一切の犠牲は働く国民の肩にかかつた。戦勝諸国はかれらの好戦的競争国から牙を抜くために、敗戦日本に、いわゆる「民主化」の政策を遂行した。軍隊の解散、政界、官界、財界、教育界、労働界、言論界等各界にわたるパージ、財閥解体、独占禁止集中排除、労働三法、農地改革、新憲法等々の実施がそれである。

第二次大戦の後、世界は、いわゆる「二つの世界」への分裂を拡大し、固定化し、そのために、資本主義諸国にとつては、広大な世界市場が失われた。国土内に何の損傷を受けず、巨大な利潤の堆積と生産力の尨大な発展をもたらしたアメリカの独占金融資本は、その資本と商品のために勢力範囲の狭隘化を切実に感じ、これに対応するソ連の世界政策との間に、対立の激化を見た。同時に、アメリカの資本と軍事力の前に、雌伏を余儀なくされている独占金融資本の諸大国もまたお互の間に、または、アメリカにたいして、その利益を主張せざるをえない。こうして不幸にも二つの悲惨なる大戦の経験の後に全世界の人民は、また全く戦乱の脅威からまぬがれ得ない状態である。「民主化」政策の一応の終了と共に、アメリカは、隷従する日本を軍事力として対ソ対中共戦略に利用する政策に転換した。サンフランシスコ講和条約、日米安全保障条約はこうして成立した。この両条約によつてアメリカは日本を基地化し、その軍事力は直接に日本を支配するに至つたばかりでなく、日本国民をアメリカの軍事目的のために再武装させる政策をおし進めている。

敗戦直後の不安と動揺から、労働者階級の犠牲において立直りつつあつた日本の資本家階級は、アメリカの世界政策に結びつきアメリカ資本主義の経済力と政治的支配力に依存しつつ反動政策を遂行し、低賃金と自由なき「ありし、よかりし日」の追及に心を燃やしはじめている。かくて破防法、スト規制法、独禁法の緩和、パージの解除、支配機構への旧職業軍人の大量起用、教育の反動化、天皇崇拝と国家神道的感情の復活、再軍備、憲法改正等々の一連の反動政策をおしすすめている。そしてアメリカの援助による再軍備とそれによる軍需工業繁栄のまぼろしは、帝国主義侵略と暴力的弾圧の日本の再来へと資本家階級を導いている。

このようにして、アメリカはその軍事、経済、技術などの「援助」によつて、また直接に駐兵することによつて、独占金融資本の支配する日本を従属国とし、対ソ戦略の前進基地として日本の再軍備を推進せしめるとともに、日本全土に七百を越える軍事基地をもつにいたつた。

日本の労働者階級は、いまや社会主義革命という本来の歴史的使命の外に民族独立の回復と平和の維持という、解決を迫る重大な任務の前に立たされている。広汎な国民の間には、民族的感情が目ざめている。しかし支配的な日本の資本家階級は、労働者階級がその真実の敵であることを知つている。彼らの経験はすでにこの敵こそ真に彼らの存在を脅かすものでありゆえに彼らは、本来の植民地におけるように、労働者階級とともに階級として、民族解放の運動を永続的に展開することができないことを教えている。

独占金融資本もまた、それ自身の利害の上から、帝国主義アメリカと対立することはありうるが、しかし彼らは階級利害をともにする僚友として自国の労働者階級よりむしろアメリカ独占資本を選んでいる。多くの大資本はすでに独占金融資本の網の目に捕えられていて、特例を別とすれば、独占金融資本と利害を共にしている。

ただ中小資本、零細経営、農漁民等のある部分は、アメリカと日本の独占資本による二重の搾取の下に、また基地による直接の生活の脅威と圧迫により、民族的独立を強く要求している。日本における中小資本の大部分は、一方において部分的な経済上の利害で独占資本に対立していると共に、他方では、労働者階級の圧力に最も敏感である。したがつてこの階層の大部分が、労働者階級と共に、強力にアメリカの帝国主義と闘うことは予期されない。しかし労働者階級に近い関係にある者や、アジア中共貿易に特殊の利害をもつ多くは、農漁民、知識人、学生等と共に、労働者階級を主動力とする独立と平和のための運動に協力する可能性をもつている。

いずれにせよ、完全な独立の回復と平和のための闘争の中心は資本主義発展の高度の段階にあるわが国では、常に労働者階級である。したがつて、労働者階級の民族解放の闘いは同時に、アメリカと結ぶ独占資本の支配に対する闘いを意味することを理解しなければならない。このような日本独占資本の支配に対する闘争を主たる目標としないで、単純な民族主義的な運動は早期に中和されて凋落するか、あるいはファシスト的民族運動に変質する。われわれが日本民族の独立を確立した時は、同時にわれわれの社会主義革命をも達成しうる時である。

三、平和革命の展望

社会主義革命には、万国に共通な一定の型があるのではない。社会主義革命はその国の社会的諸条件にしたがつて、異る形態をとる。特定の国における社会主義革命の型を、他国におしつけんとするものは失敗をくりかえすのみである。

敗戦によつて生れた新憲法は、主権が国民に存し、国会が国権の最高の機関として権力をその手に集中することを可能にしている。旧憲法における民主主義を抑圧した諸条項は、主要な点に関する限り、これを排除することができた。政府が国会に対して責任を負わず、天皇に対してこれを負うかのような諸条項も決定的に除去しえた。旧き貴族院も枢密院も存在しない。軍部ファシスト達は暴虐な支配者として自らたくらんだ戦争のために仆れた。「統帥権」と称する特権をもつて、議会の統制力のそとにおかれ、国民の主権と民主主義をじうりんしたファシスト的旧軍隊は、解体された。保安隊も官僚も今日では民主主義的な国民代表の権力のもとに、その手のとどくところにおかれている。議会に多数を得た国民代表は、それらのものを啓発し、規制することができる。殊に行政機関にも労働組合の活動が行われ、国民はこれを内部から民主化する可能性をあたえられている。教育、ジャーナリズムも国体論と教育勅語の精神から解放されつつある。ここでもまた、教育機関とジャーナリズム機構に存する労働組合は民主主義の保障となる。たとえば、教員組合の存在が教育の反動化を防止しつつあるように。

しかしながら国会、行政、司法、教育等のこれらの機関がいかに民主化されても、政治権力が資本家階級の手にあるかぎり、その階級支配のためのものであることに変りはない。したがつて、ここに形式上あたえられている民主主義が、実質上はなはだしく制限されていることも当然である。この制度を除去し、実質的に民主主義を拡充し実現させるものは、労働者、農民を中心とする勤労大衆の闘争である。今日においても、民主主義の守りは、自由に発達する社会主義政党と労働組合、農民組合およびその他勤労大衆の組織である。ここには、民主主義を担う力が大衆的な人間の組織となつて生きている。

資本主義の発達は、必然的に労働者階級を組織化する。今日われわれはすでに基本的な諸産業に労働組合をもつている。そしてもしこれらの組合が、その実力を発揮する場合には、全国の産業を麻痺させ得るほど成長している。このように社会的、組織的な力が存在し民主主義と文化が発達しているところでは、少数者の武力一揆は、勤労大衆自身によつて排除され、その成功の可能性を失つている。このような諸条件のもとでは、政治権力の移行は武力蜂起をもつてではなく、平和的に、すなわち国会活動を通じ民主主義的な社会的な力の基盤の上にのみ行われる。この意味においてわれわれの社会主義は民主主義による社会主義である。

四、社会主義革命の諸条件

われわれの日常闘争の集積は、一定の条件のもとで、社会主義革命に転化される。しかし、このような社会的変革は、いついかなるところでも起しうるものではない。社会主義革命は、労働者農民などの組織的成長と、その先頭にたつ指導力である社会主義政党の成熟なくしては行われることはない。日本社会党は、社会変革の理論をもつて十分に武装され、民主的に形成され、統一された意志によつて指導される行動の党たるにふさわしい組織と党内規律とを確立しなければならぬ。そして労働組合、農民組合その他働く人々のあらゆる組織の中に党員が増加し、その精神的影響力は、働く人間のあらゆる組織を、党の運動に有機的に結びつける程度に成長しなければならぬ。このことなくして、一切の権力機構をもつ支配階級のもとから政治権力を平和的民主的な方法によつてかちとることはできない。

また新たな政治権力が確立されるためには、労働組合、農民組合その他一切の勤労大衆組織が、新たな社会主義権力の活動を積極的に支持し、その政治機構と経済機構とを組織的に掌握し、さらに建設的に行動するほどに成熟してゐなければならない。

社会主義革命は、人々の欲するままに行われるものではない。資本主義は、それ自身の矛盾を、その枠内で解決することはできない。このような資本主義の自己矛盾が爆発して、経済的な混乱と激しい政治的な不安が醸成され、勤労大衆の窮乏化と中間社会層の生活不安は拡大されつつあるにもかゝわらず、支配階級とその政治的指導者とがこの混乱と不安とを収拾する能力を失い、彼らの支配そのものに自信を喪失しているような状態が起る。それはたとえば戦争によつてもたらされた社会不安や、はげしい恐慌の場合に生じる。そのとき、これを救済しうる力が社会主義以外にないことを示す。

このような客観的な条件とわれわれ自身の成熟とは、われわれを社会主義革命に直面させる。この場合、平和的な社会主義権力はつぎのような過程を経て成立する。

(一)　日本社会党が中央地方を通じ、とに中央において、議会に絶対多数をしめる。

(二)　この絶対多数は、日本社会党が国民大衆の利害を真実に追求しその信頼を獲得するとともに、労働組合、農民組合、その他一切の大衆組織を党へ有機的に結びつけ協力させることによつて安定化し、恒久化する。

(三)　中央議会では安定した絶対多数の上にたつて、社会主義の原則に従つて、憲法を改正し、基本的な産業の国有化または、公有化を確立し、行政司法の諸機関や教育、新聞、出版、放送などの諸機構を社会主義の方向に適応させる。

(四)　社会主義建設を妨害する一切の暴力組織を解体する。

五、資本主義下における闘争

日本社会党の目標とする社会主義政権の確立は、以上のような

過程の中に実現されるものであるが、しかしわが党は、党員にたいして、このような段階に達するはるか以前から、資本主義のワク内で辛抱強い日常闘争の展開を要求する。日常闘争における党員の誠実、規律、勇敢、忍耐、献身なくしては、労働者、農民、小経営者、知識者、学生、婦人等の党に対する信頼を獲得することはできない。また、中小資本家その他の動揺する社会層にたいして影響力を強め、その同調をかちとることはできない。また党は党員にたいして、勤労大衆の日常の利害を観念的機械的にではなく、現実的、有機的に代表し、その闘争が、社会的変革に結びつく道程であることを理解して常に闘いの先頭にたつことを要求する。従つて、党員は原則として常に何等かの大衆組織の中で活動することが要求される。

こうして、資本主義のワク内における生活の擁護と改善のための闘いと民主主義拡充の闘いが、すべて、社会主義革命のための勢力の結集と結びつけられる。わけてもアメリカ帝国主義の日本支配、その傭兵としての保安隊、その軍事援助等々にたいする独立と平和のための闘いは、資本主義のワク内で動員しうる限りの広範な社会層を包括した闘争に発展させなければならぬ。日本社会党は常にその先頭にあつてこの闘いを、日本独占金融資本の支配にたいする闘争に結びつけなければならない。わが党の中立政策もまた、単なる消極的な中立ではなくて、日本をその戦略基地たらしめようとするアメリカ帝国主義の世界政策にたいして、日本と世界の平和を守ろうとする積極的な闘争であり、日本の独占金融資本の支配にたいする闘いの一環であることを忘れてはならない。

資本主義のワク内におけるこれらの闘争の中で、日本社会党自身が鍛えられ、強化され、その主体性の確立に伴つて弾力性のある行動に訓練され、かくてはじめてそのような過渡的段階をへることが多くの場合必要である。これら主義政党に成長し成熟することができる。

六、過渡的段階の政府

資本主義から社会主義への移行は、よつて本格的な前進をはじめるものであるが、社会主義政党がただ一回の総選挙で、絶対多数を占めてその内閣が成立しても、この政権が十分に強固で持続性のないかぎり、政権の階級的移行が完了して社会主義政権が確立されたものとはいえない。かように日本社会党が国民大衆の信頼を得て、議会の絶対的多数を獲得し単独で社会党内閣を組織しうる機会に到達しても、その時なお客観的条件の不足と社会党自身の主体的な条件が不十分であるために、一挙に社会主義政権の確立と社会の変革の達成が望まれない場合がある。さらに日本社会党が、絶対的多数ではなくて相対的多数を得たにすぎないが、もし他の政党（例えば、小市民層や農民の利益を代表するような急進的な政党が存在する場合）と連合すれば、政治上、経済上、文化上の民主主義を前進させ、働く大衆の権利と利益を拡大するための政府を組織しうるような場合がある。だがこれは、現在の資本家的保守政党との連立を意味するものでないことはいうまでもない。このような情勢の下においては、社会主義革命を意味する社会主義政権の樹立にはほど遠い連合内閣を組織することも原則的に否定すべきではない。ただこのような過渡的段階の政府が、それが社会党の単独内閣であると他の政党との連合内閣であるとにかかわらず、日本社会党の究極目標とする社会主義政権とは、その性質と役割とを異にするものだという明確な認識を失つてはならない。

それと同時に、民主政治がある程度発達している国では、これのような過渡的段階をへることが多くの場合必要である。これら

の過渡的な政府の任務は、直接に社会主義を実現することではなく、客観的な条件と新政権そのものの構成内容いかんによつて、できうる限り反資本的政策を遂行し特定の産業に国有化または公有化の政策を行い、国民生活の社会保障制を実施する等によつて社会主義の道を拓くことである。日本社会党が過渡的段階または中間段階的意義しかもたない単独内閣を組織し、また連合政府を組織しうる機会に到達した場合、進んでその種の内閣を組織するか、またはその機会を見送るべきかは、究極的な社会主義政権の確立というわが党の目標達成の見地から、その時の具体的な条件を厳正にかつ冷静に検討して決定されなければならない。それと同時に、かかる過渡的段階の時期が長びき、社会主義政権の樹立よりも数歩手前にある中間段階的な政府の組織がいく度も繰返されるような情勢の下では、社会主義革命を目標とする政党から、当面の過渡的段階の情勢に順応して変質をとげ、革命政党の性格を失つて、もはや社会主義政権確立の使命に耐えないものとなる危険がある。日本社会党は社会主義政党の本質を堅持しつつ合理的な妥協を含む弾力性のある戦術を実践しうるために、党の主体制を確立し政治の推進力とならねばならない。

（日本社会党〔左〕綱領清水私案）

帝国主義下の行動綱領

反対提案の理由

(一)　綱領原案は、党の理論上の聖書のような性格のものとして第二インター系の形式的伝統に則り予定された理論的目標に向つて、あらかじめ定められた理論的な枠にそいつつ纏められている。従つて、教科書的ないし学術論文的色彩の豊かなものとなつている。私はこのような態度で「上の頭の中で」ワクをかけてゆく綱領の実践的価値を疑うものである。社会主義を実現するものは大衆とその組織であり、従つて社会主義政党の行動基準は現在の大衆組織とその行動、未組織大衆の意慾と感情の中から出発し、客観条件に具体的に適応してゆくものでなければならない。綱領は何よりも組織的任務に耐えるものであるべき筈である。社会主義インター系の綱領形式がどうあろうとさして問題にする必要はない。

(二)　党は平和四原則の旗を高く掲げて前進した。分裂を賭して四原則を守りぬき、四原則を守ることによつて、その後党勢は拡大した。今生れでる党の綱領は、この四原則の戦略的意義を明らかにするものでなければならない。それは本部原案のように単なる外交政策として、政策綱領の一隅を占めるものではない。全国数多くの労働組合が四原則をめぐつて討論を繰返したことは一つの政党の一つの外交政策の賛否の問題ではなく、党と組合を問わず運動全体を貫く戦略的な課題であつたからである。

(三)　政党の綱領は権力闘争のためのものである。従つて日本資本主義の過去の歩みに対して一つの学派の立場から公定解釈論を行う必要はない。それは党の門戸を狭くするばかりである。綱領は戦後の日本の権力分析から出発し、権力構造を明らかにし、権力掌握のための組織展開のプログラムを示すだけで十分である。

(四)　綱領の内容に関する原案との著しい相違点は、敗戦日本の政治権の所在ならびに権力構造に関する認識である。原案が日本の政治権力を日本独占資本の自前政治権力と解するのに対し、私は敗戦日本を支配する最高の権力は講和条約の前後を問わずアメリカ帝国主義の側にあり、日本の独占資本はその授けられたる任務をになうために援助され、その存在を政治的経済的に保証されていると見るものである。アメリカ帝国主義の許容する枠内において、日本の独占資本はその搾取構造と権力組織を温存強化しつつあるのであつて、この段階における社会主義政党の綱領は「ア

メリカ帝国主義下の行動綱領」という性格のものであるべきだと確信する。従つて又、政局の基調は日本の独占資本に対する単純な「保守対革新」でなく、明確に「隷属対独立」の対決でなければならない。

(五)　政治権力に関する理解の相違は、必然的に、革命のプログラムについて根本的な意見の対立となる。原案は、単純に階級闘争↓社会革命という割り切り方をしており、アメリカ帝国主義に対しては、日本の独占資本が自らこれをよりどころとする限り副次的に、即ち日本の独占資本に対する闘争の一環としてこれを取り上げるという態度である。私はこれに対し帝国主義下の行動綱領と規定する以上、当然、帝国主義支配に対する民族的闘争が戦略的な基調となると確信する。民族資本という特殊な階層がないから民族闘争でないとの反論は単なる公式論に過ぎない。又、民族資本という固定した階層が既に存在しないわが国では、民族闘争は当然内外独占資本の二重の搾取下にたたかう労働者階級によつて持続的に担当されることになる。又、対米隷属の中でその経済循環を保証されている日本の資本主義は、完全独立によつて大きな動揺を余儀なくされ、このことは社会革命の条件として高く評価さるべきであると考える。それゆえ私は革命のプログラムとして「平和↓独立↓社会革命」という基本戦略コースを主張するものである。

原案の日本の民主主義に対する評価は甘過ぎる。私は戦前とくらべて、形式的意味の民主主義が逆コース下の現在とはいえ、大いに前進していることをもちろん承認する。又平和革命を否定したり放棄するものではない。だが、現在程度の民主主義の浸透度合では無条件にこれを評価礼讃し、これに依存するわけにはゆかない。少なくとも社会革命を問題とする場合、国の内外から襲いくる反革命工作をくいとめ逆に建設面を担当してゆける実力のある組織基盤を用意することなく、又そこに組織的な戦略目標をおくことなく、選挙にすべてをゆだねるような簡単な平和革命論では職場で日毎職制の非民主的圧迫を体験している組織大衆の共感を呼ぶことさえ至難のことである。そのようなことでは、到底組織的任務に耐えうる綱領とはいえないと確信してあえて反対提案を行つた次第である。

清水私案の本文は省略するが、その目次は次の如くである。

序文

第一　民族独立と社会主義革命（革命の展望）　(一)　敗戦日本の権力構造、(二)　諸階級の状態、(三)　戦略の基調と展開、(四)　平和革命を基調にする組織的革命方式の提唱、(五)　過渡的政権と共同戦線の可能性

第二　組織綱領

第三　政策綱領

発表された新綱領草案に対しては党内外から様々の批判と論評が加えられた。党内における新綱領反対の立場をとる人々は二つの点で特に党執行部を攻撃した。その一つは草案の決定も発表もきわめて非民主的で、社会主義政党にふさわしくないというのであり、第二に草案は「実践綱領」でなく観念的な原則論にとどまるから、はげしい大衆闘争、政治闘争の道しるべたりえないと主張した。中央執行委員会が一一月八日「労組内の党員が共産党またはその同調者と共同闘争を行う場合は党規律違反として処置する」旨の指令を決定したのは綱領問題の紛糾を予期したものということができる。

労農党と共催で一〇月に平和国民大会を開いた責任を問われて、帖佐大阪地評事務局長は統制委員会にかけられ、山口青年部事務局長は、青年部大会提出議案（運動方針案）として一二月七日に提出

したその私案が「日本共産党の新綱領の線に沿つた」ものであるという理由で解任された。また、雑誌「社会主義」一一月号に高野実氏の論文「救国戦線への発足」が掲載されたのをきつかけに、向阪、高橋正雄氏らと見解が衝突し、高野氏らは総会を開いて意見の相違を広く討議させようとし、向阪氏らは理事会で事足りるとして、結局、理事会だけで社会主義協会の解散を決め、同誌編集長加藤長雄氏に退陣を求めることなどが起つた。総評幹部はこのような左社内部の紛糾に巻込まれることを恐れて、一二月一四日の幹事会で「総評内の党員個人が綱領の批判を行うのは自由ですが、それはあくまで党員としての資格においてであつて、総評が機関として、また組織として、とかくの批判を行うことはありえない」という立場を明らかにした。

総評が機関として左社新綱領の内容に立入る討議を行わなかつたのに対して、新産別は一二月一九日の執行委員会に付議し、次のような独自の態度を出した。

一、左社綱領案は形式的で社会主義の教科書のような原則主義におちいつており、現実の行動に裏付けられる行動綱領ではない。

一、左社は「歴史的必然に乗つてゆけば自然に革命が実現できる」という便乗主義の考え方におちいつている。社会党の性格についても、労働者階級の政党であると規定しながら、一面では階級性をぼやかした国民政党への逃げ道を用意している。

一、日本資本主義の本質をつかむに当つて、左社は古くさい労農派の理論に終始している。このような認識に立つから農村問題が全然とりあげられないことにもなるのだ。

また民主主義を徹底するための闘いについての革命的意義が理解されず、抽象的に社会主義革命の戦略を規定していることは致命的欠陥である。

「二つの世界」を綱領案は単なる政治現象としてしか理解していない。「二つの世界」は二つの帝国主義の対立であることが掌握されていないから、中立、第三勢力の基礎があいまいとなり「平和勢力論」に陥る道を開いている。現在われわれの闘いにおける基本的問題は国内における二つの世界の暴力的対決といかに闘い、これをいかに克服してゆくかという点である。

また、産別議長吉田資治氏は、左社新綱領は「ほんとうの敵に目をつぶる」ものだといい、民族解放民主革命の闘争が基本的問題とされていないために、労農同盟、統一戦線を必要とせず、「議会主義」に立つて「労働者農民その他の勤労大衆の実力がたくみに否決されている」と批判している。

第三章　社会党再建全国連絡会

社会党再建派の第一回全国幹事会は一月一三日参院会館で開かれ足立梅市幹事長を中心に、社会党両派の党大会対策について当面の方針が討議決定された。その方針によれば、左社に対しては労働戦線統一、農民組織の拡大強化、反戦平和運動の前進によつて社会党を中心に労農党、共産党と統一して反吉田勢力を結集するよう呼びかけることにし、右社に対しては、総評分裂、全労結成、農民組合総同盟の結成を指導した右社幹部を非難する態度を表明することになつた。つぎに「右社党大会にあたつて訴う」なる声明をかかげる（「社会主義新聞」第六二号、一九五三・一・三）。

昨年、四月二八日あの日本国民には屈辱的単独講和の条約が発効して以来、日本のアメリカ帝国主義へのれいぞくと植民地化はますます露骨になつてきた。

当時右派社会党はとにかくも独立という美名のもとに白票を投じて、今日の植民地下へと国民を押しつけることに味方し、傭兵再軍備を容認し、祖国日本をアメリカ帝国主義に売り渡したのである。その後、破防法成立についても、明白に協力し、名だたるファシストであり、汚職の親玉ともいうべき西尾末広、平野力三などを引き入れて、日本の労働者、農民、中小企業者の生活権をうばい、基本的人権すらはくだつしている帝国主義者のよき手先としての役割を果して来た。このことはすぐる総選挙においてもはっきりと示している。

〝再軍備よりも生活の安定を〟というギマン的政策の転換をよそおい国民をあざむき右社幹部のひれつな売国性をハッキリと示している。

とくに破防法、総評大会を契機として右社が示した総評の産報化政策と分裂政策は燃え上る労働者の反撃によつて坐折したが、昨年末の炭労の歴史的闘争を通じて二たび総評の分裂と弱化を図り、アメリカと反動吉田政府のために忠誠をつくし、昨年末の海員、全せんいなど四組合の幹部だけのデッチ上げ分裂声明を支持し、これを党大会の方針に採用しようとしている。しかも、彼らは恥しくもなく河上委員長をして〝第二総評は作らない〟と言明したがそれがウソであることは農民組織においては「農民組合総同盟」を結成、農民戦線の分裂と御用化の意図を明らかにしたし、現に労組の分裂をねらつていることは労働者が職場で身近にかんじている事実である。

しかしながら良心的な下部党員は戦争を誘発する再軍備政策には大きな疑問をもつており、このような分裂政策には多大の危ぐを表明している。

われわれは今日の民族の危機を防ぎ、光栄ある日本の独立と平和を闘いとるためにはすべての国民が統一しなければならないと考える。それ故とくにこの中心部隊である労働者、農民の統一と提携こそが敵を打倒し民族解放政府を樹立する途であると考え社会党を愛する党員諸君、および総評、日農に結集する労働者、農民諸君がきたる十八日に開かれる右社大会にたいして総評分裂反対と農民戦線の統一をよびかけられんことを訴えます。とくに職場の労働者諸君がそれぞれの職場で分裂反対の決議を行い十八日の社会党大会に持ちこまれんことを。

総選挙にあたり再建派は、反吉田の進歩勢力の結集を熱望するむね態度を表明、とくに総評を中心に労働者階級の選挙闘争展開に期待をかけ、次のようなアピールを発表した。このなかには、再建派の基本的態度として、政党の所属にとらわれず、売国派に対して国民平和勢力を結集すべしとする主張が看取される。

（総選挙にあたり労働者に訴う）

社会党再建派では総選挙にあたり、とくに労働者にたいして次のような訴えを発表しました。

野党連合の不信任案に自由党内部からも組織的な賛成者がでて吉田戦争政府は事実上倒れました。本来なら総辞職をすべきであるのに解散の暴挙をおこない、なお売国政府を持続しようとするあせりを暴露していますが、総選挙戦はこのような吉田政府の再現をゆるさないように万全の闘いを展開したいと、皆さんと共に考えるものであります。

と同時に国民の政治の指導力たるべき労働組合の選挙における闘いかたは極めて重要であると考えるものであります。われわれの考え方としましては、現在の状勢下における政治の特徴的な現われを次の如く見るものであります。

一、自由、改進、社会左右の四大政党の性格を固定してみられない状況にあります。つまりそれぞれの政党が濃淡の差はありま

すが、内部的に性格の分裂があり、それが潜在的である場合もあり、表面に現われている場合もあると考えています。自由党の分裂はその表面に現われた特徴的なものであると考えます。

一方改進党の場合も芦田、大麻につながる線と北村、三木につながる線とは性格が相違しています。つまり性格の相違は政党別にあるのではなく、各政党の内部をアメリカ帝国主義につながる吉田を軸とした売国派と、独立と平和を達成しようとする国民の要望にこたえる勢力とが横わりにしているのが特徴的であると考えます。

一、さらにこれを分析すれば、吉田売国派につながるものは、自由党にもつとも多く、改進、社会党右派も濃く、社左はうすく、労農、共産はほとんどないということができるのではないかと考えます。

このように売国戦争勢力の内部が国民平和勢力の力で分裂し混乱し、その力を弱め再編に血迷つている時、最も必要なそして勝利する道は

一、これらの売国的な要素の濃いものを排除して、売国的な要素のうすい勢力が強くなることによつて国民の期待にそえることと思います。

われわれはこの選挙戦に労働者階級が以上の闘いの先頭に立ち、国民の指導力となることを期待するものです。

一九五三、三、一八

社会党再建全国連絡会

総選挙の結果は、再建派公認候補の足立梅市、和田敏明氏は落選、支持候補は参院松本治一郎氏ら九名、衆院阿部五郎氏ら三六名が当選した。

つぎに第一六国会開会にあたり、再建派は「今回国会闘争の成果について」なる長文の声明を発表したが、これは特に野党工作について反省をおこない、反再軍備に全労農大衆を結集することが全問題の基礎であることを強調した。

（今回の国会闘争の成果について、とくに野党工作についての反省）

今国会にのぞむ方針は正しかつたか。

一、第一六国会は終つた。今国会がはじまるに当つて、われわれはどんな方針をたてたか。

(イ)　労農大衆を中心とする国民各階層の要求を大衆運動をもつてもり上げ、これを国会につきつけ、

(ロ)　日米反動の売国政策を国会で対決させ、

(ハ)　日米反動をアバキ、孤立させ、国会そのものの売国的役割をアバキ、国民に理解させる。

というのが方針であつた。

二、この方針は正しかつたか？　われわれは大体、正しいと今日でも思つている。ただし、国民各層の要求をもり上げる場合、これを「再軍備反対」という最重点に集中する意識的努力が欠けていたことは反省せねばならぬと思う。

三、ところでこの方針は実践されたか？

それは全く不十分だつたという意味は、大衆が闘わなかつたということではない。われわれの意識的努力が全く不十分だつたという意味である。大衆はよく闘つた。ストライキ禁止法案に反対する総評の数次のゼネスト、中日貿易即開を要求する労組と実業家大衆の大衆的行動、保健問題をめぐる医師、患者大衆の大衆行動、官公労のベースアップ闘争、重税と金融のため立上つた全国主要の八中小企業団体の闘争、九州、関西の水害対策闘争、内灘、浅間はじめ軍事基地とりのけ闘争、基地労働

者の労務契約反対闘争など、実に最近、三カ月の国民闘争のもり上りは大規模なものであり、今日以後いよいよ高まるものである。

四、問題はこうした大規模な国民闘争が売国国会にぶつつけられたかということにある。それはお義理にも成功したとはいえない。これがわれわれの反省せねばならぬ焦点である。

五、今次国会では、売国反動法案は例外なく全部通過してしまった。すなわち国会は立派に、その売国的役割を果した。しかるに国民大衆が、国会の売国的本質について、ほとんど知らされていず、いまだに、社会党議員の数が足りなかつたために国民の要求がとおらなかつたと思いこんでいる。これに便乗して悪質な社会党幹部がますます議会主義的幻想をふりまいている。

六、国会外の大衆闘争―それは現実に大闘争になつている。この先頭にたつた社会党議員が、はたしてあつたろうか？　大衆の中へ入つていつて売国国会の本質をあばき、国民から議会主義のマボロシを吹きとばすために努力した社会党議員があつたろうか？

社会党議員を再軍備反対で対決させえなかつた弱点はわれわれにもある。

七、社会党議員は国民各階層の要求の先頭にたつて全然闘わず、単に七月二十七日、一日だけでの、スト禁止反対演説会でごまかしている。それればかりでなくこの闘いの最中に労働者階級の結集体である総評に対しても、分裂を意図するような反労働者的行為にでている。

スト禁止法案を阻止するためには赤松、栗山君らは売国国会から除名されても悔いないような闘争をすべきではなかつたか？

労働者大衆のために奮闘して反動国会から除名されるということは国民の代表である議員にとつて、名誉であるはずではないか。もちろん法務委員会における猪股君らの奮闘は激賞されるべきものであるが、全体としてみれば院外ばかりではなく、院内においても社会党議員は全力をつくして闘わず国会内のブルジョア的なかけひきで終始した売国国会の本質をアバクこともしなかつた。

八、これはわれわれにも大いに責任がある。国民各階層の大衆闘争を売国国会にブッつけるという意識的努力が全く弱かつた。とくに国民各階層の諸要求の終結点が「再軍備反対」にあることを国民に理解させ、売国国会で「再軍備反対か、賛成か」の一点で米日反動と対決させる意識的努力が欠けていた。

〃野党連合〃とは議会主義的傾向であつた。

九、とくにわれわれの反省せねばならぬのは野党連合をわれわれ自身がしばしば使用し、左右社会党のいう野党工作なるものを批判せずむしろ助長したことである。われわれは国民大衆、とくに労農大衆に詫びねばならぬ。

野党連合なるものは最悪の議会主義的偏向であつた。現在「野党」というほどアイマイな言葉はない。それはけつして吉田売国勢力に対する愛国諸政党をさしているのではない。左右社会党が革新政党だと自称しているが、これは「革新」でもなんでもない。これらの中には右派社会党はもちろん、左派社会党のなかに吉田の手先である売国奴が多数存在している。また一方、改進、鳩自は保守政党だというが、これもそうはいきれないものがある。なぜならこの中に愛国者が相当いるからである。

社会主義の看板だけでは愛国者といえないし、修正資本主義を唱えたといつても売国奴とはいえない。

大体現在の野党といわれる左社、右社、鳩自、ともに骨のズイから議会主義である。つまり議会が最上であり議会内でのみすべてが決せるとしか理解していない人たちであり、われわれのように国会外の大衆闘争こそが、最上の闘争であり、議会における闘争は、国会外の大衆闘争を反映させ、敵の陰謀をバクロするために闘うということと本質的に違つている。

われわれが野党工作というのは誤りであつた。われわれの訴えるものは、そして又、国民がカクトクすべきものは既成政党のワクにしばられず、政党によつて色わけすることではなく、あらゆる政党のなかの愛国議員の連合結集に重点をおくべきであつた。

重光首班について

一〇、とくにわれわれが反省せねばならぬのは改進党に対するわれわれの見方だ。なるほど川崎秀二氏あたりはよく戦つた。然し今回ほど改進党が反国民的役割をはたしたことはない。重光、大麻、松村ラインがアメリカ吉田系であり、芦田がアメリカ系であることは周知の事実だが、これに反対する改進党内の愛国者の力をわれわれが過大評価したのは大きな失敗である。

改進党内の愛国者の「力」というものは、観念ではなく国会外の国民大衆との結合の度合いによつて評価せねばならなかつた。その見地から見直せばほとんど「力」はなかつたはずである。

その逆に、重光、大麻、松村ラインなどという言葉も、多分にジヤーナリスト的なもので、決してその階級的本質をついたものではなかつた。

今度ほど露骨に経団連植村が乗出して改進党の三浦政策審議会長に、一から十まで干渉したことはなかつた。これをわれわれが知つていながら相変らず、「大麻の実力云々」と評価していた所に間違いがあつた。最近の改進党は、もはや民族資本の党ではなく完全に経団連（独占資本）の党になつていること、すなわち改進党の階級的本質をつくことができなかつたのは失敗である。

改進党内の力弱き愛国者の存在を希望的に観測して、改進党そのものを何かしら進歩的と考えたところに誤りがあつた。

一一、そこから出てくる問題だが重光が、自らの口で公然と国民大衆に向つて「私は再軍備に反対します」と公約させてからならいいが、それをしない前に重光首班野党連合内閣をうんぬんしたのも、結局は改進党の独占資本へのレイ属と同党内部の愛国者の力関係の評価をわれわれが誤つたからである。

総評の吉田打倒の方針は立派だつた。

一二、もう一つ問題がある。

それは「反吉田」という意味だ。吉田政府という場合は、本当は吉田個人のことをいつているのではない。要するに吉田政府というのはアメリカ帝国主義のツイ立になつている買弁的反動的売国政府のことをいうのである。一個人的に考えるところから、重光、大麻、松村、芦田などという売国奴までが「反吉田」勢力に見えてしまう。重光、大麻、松村、芦田、西尾らがいかに「反吉田」とさわぎたてようともこうした連中は、本質的に吉田政府そのものである。

一三、ただここで正しく評価せねばならぬのは、総評が「吉田を倒すためには重光首班もいいではないか」と提案したことについてである。これは大いに評価さるべきだ。この提案の主要点

は「吉田を倒す」という所にあつた。決して「重光首班」が主ではなかつた。要するにこの提案は「吉田内閣を打倒するためには手段は一切だしつくせ」ということであつた。日本の労働者階級が如何に吉田政府を憎悪し、これを倒すためにはいかなる犠牲をも惜しまぬという意志表示をしたものであつて、これは特筆大書さるべきものである。

この評価のことと、われわれの「重光評価の甘さ」とを混同してはならない。われわれは政治家であり政治家として冷静に、改進党の最後の階級的本質の変化を分析すべきであつた。

結論

一四、どうしても再軍備に反対する勢力の結集に全力をあげることである。とくに労農大衆を一人残らず再軍備反対に結集することである。これがすべての問題の基礎である。この力をもつて吉田政府、第二、第三の吉田政府を粉砕してゆくことである。

それによつて、われわれの念願する反再軍備、反吉田統一政府を一日も早く樹立することである。

その後再建派は、共産党の左派社会党への共同闘争申入れを支持し（「社会主義新聞」第九四号、一〇・二五）、再軍備反対、ＭＳＡ反対、軍国主義復活反対の国民的統一行動を組織することが必要であるとの態度を表明した。また社会党左派の新綱領草案発表に対し大衆討議を呼びかけ、いわゆる清水私案に対する党本部の態度を非民主的なりとして非難した。

第四章　労仂者農民党

第三回大会　労農党は一九五三年一月二二日第三回大会を開催し綱領、当面の行動綱領、党規約等について討議決定した。綱領と行動綱領草案はすでに五二年三月の第五回中央委員会に提案され、討議されていたものである。つぎに大会決定を見た綱領、行動綱領をかかげる。

（綱　領）

資本主義社会は搾取される労働者階級と搾取する資本家階級の両者を基本要素として成立つている。この中間に同じ被搾取者である農民、インテリゲンチャ、中小商工業者等の中間層が存在し、また資本家階級と結びついて種々の搾取グループが存在している。この世紀の初めごろから資本主義社会は、その最高段階たる帝国主義の時期に入り、植民地の獲得と再分割のための戦争が次々におこり、また国内的にも国際的にも資本と生産力の集中と集積がすすみ、独占が進行している。かくてごく少数の富める者は一切の富と享楽を占有し、社会の大多数の犠牲と貧困は極度に達している。労働階級が代表する被圧迫大衆の今日の悲惨な生活は、このような経済組織と社会制度が変革され、生産手段が私的所有から社会的共有にならなければ根本的に解放されない。

しかし、今日の経済的、社会的体制はあらゆる反抗に対して中央、地方の国家機構、地方自治体等一切の政治制度によつて支持され、強固に守られている。

したがつて、労働者階級を先頭とする全被圧迫大衆によるこの政治的支配権力の打倒と、政治権力の獲得とその維持、確立が、生産手段の私的所有の廃止と、その社会主義化、被圧迫大衆の根本的解放の第一の条件となる、資本と生産の集中と集積はこの独占支配は労働者階級の権力の下で、社会主義的な生産の集中的支配の基礎となるで[illegible]。

ブルジョア支配の打倒と政治権力の獲得のためには、議会内、

議会外の広範な闘争が必要である。さらに獲得された勢力を維持し、確立して社会主義を推進するためには、ブルジョア支配の道具としての今日の国家＝政治制度を、そのまま解放のための組織に変えることは不可能であり、貧農と同盟し、その周囲に広範な被圧迫大衆を結集した労働者階級のヘゲモニーを強固にする新しい国家＝政治形態が絶対に必要である。このような国家＝政治形態こそ〝人間による人間の搾取〟を根絶し〟各人の自由な発展が全体の発展の条件である〝社会主義社会建設の唯一のてことなるであろう。労働者農民党は以上の基本的立場と根本目標をもつて労働者農民、広範な市民層の闘争への組織化と、その前進とその最後の勝利のために闘うものである。

（当面の行動綱領）

今日、労働者階級、農民、広範な市民大衆、さらに資本家階級もふくめて日本国民が当面している情勢は、民族の独立の危機である。

この危機は同時に戦争の危機と密接に関連して、すなわち今日、産業、貿易、財政金融等、あらゆる部面における日本経済の従属化は、同時にその軍事化を深める条件となつており、さらに文化、教育、芸術、学問等一切の上部構造がこれに奉仕されている。現在、日本で政治権力の最高支配は国際独占資本の手にあり、国家機構による国内支配層、すなわち独占資本を先頭とする高級官僚、地方勢力、旧軍人の特殊グループ、天皇勢力はこの最高支配の下にこれに従属しつつ、一部権力にタッチしている。両者の関係は国内支配勢力が最高支配勢力に支持され、最高の支配勢力はこれを利用しつつ、その目的を追求するという関係である。

日本国土を軍事基地化し、日本経済を戦争に動員し、国民を侵略政策の犠牲に供する全計画のための礎石である桑港の両条約は、このような内外反動勢力の協同関係を基礎としてつくられたが、さらに日本国民のこれに対する不満と反抗を圧殺するために、公然たるファシズムが全政治体制の今日の特徴となつている。

かくて一切の日本国民の生活と利益は、全く無視じゆうりんされており、現在のカイライ政権に対する怨さの声は広範な階層に拡大されるに至つている。

このような今日の情勢の下では、戦争をくいとめて平和を守り民族を隷属化より解放することが全国民の最大の目標となる。労働者階級の根本的解放の仕事は、労働者階級がこの全国民の現在の要求の貫徹のためその偉大な力を発揮して闘い、これを勝利にみちびくことによつてのみ果されるものである。

したがつて労働者階級は、農民との革命的同盟をすすめ、これを中核として広範な階層をその周囲に結集する民族解放戦線を闘いとるとともに、同盟者としての国際的民族解放闘争、とくにアジア・アラブの解放戦線と固く結ばれねばならない。

このような戦闘体形にして、はじめて現在の支配体制を打倒することが出来るし、また、内外よりする反撃に抗して戦争と国際的従属に断固反対し、広汎な国民大衆の生活利益を守る政府をつくる力たることができる。この道以外に日本国民は到底救われないであろう。

大会はまた国際、国内情勢の分析を行い、講和後の日本社会を規定し、さらに闘争の基本方針、闘争方法、組織強化について決定し党規約を改正し、役員を選出した。

「講和後の日本社会の規定」においては、とくにアメリカの従属下にある日本社会の性格規定をげんみつに行い、左社、共産党の見解を批判している。すなわち「左社は中立論や第三勢力論に逃避して、民族的な独立闘争を強く指導できないばかりでなく、日本独占

資本の矛盾と盲点をついて強く指導できないのである。」「共産党の植民地論は、われわれの知る限りに於ては抽象的、観念的且つ動揺的である。この欠陥も権力所在のあいまいさから生れている。あるときは日本独占資本の権力を過少評価してみたり、米国独占資本の日本の支配形態を単なる植民地として機械的に規定し、講和後における日本の特殊の植民地形態（民族解放運動の盛り上つているアジア情勢、米国の世界政策、国内経済の限界とを背景とした特殊性）を十分明らかにしていないのである。」

日本社会の規定は次の通りである。

（「講利」後の日本社会の規定）

一、両条約、行政協定下にある日本社会の本質は植民地（他国の政治的支配を受ける地域）である。

二、米国の日本社会の植民地支配は、米国独占資本の最高利潤確保の政策から出ている。この最高利潤確保の一環として日本の植民地支配は、次のような特殊性をもつている。

(イ)　たんなる日本そのもの、植民地支配ばかりではなく、アジア民族をアメリカ独占資本の最高利潤をまもるための対ソ抗争に動員、利用するための尖兵、小頭としての役割を演ぜしめようとしている。

(ロ)　この結果として米国の日本社会の支配内容はきわめて採算的であり、動揺性をもち、利用価値がある間は利用し、その価値がなくなれば放棄するという性格のものである。この便宜主義は次の諸点から生れてくる。

(一)　米国の対ソ世界政策の動揺性（ヨーロッパ中心かアジア中心か）

(二)　米国財政経済力の限界

(三)　アジア諸情勢の特殊性（民族解放運動の盛り上り）

(ハ)　この最高利潤政策に基く便宜主義から米国の日本支配の形態は次の様な特殊性をもつ。

(一)　作戦的な便宜性をもつ（一〇日防衛作戦）

(二)　特需発注の不安定性と条件の苛酷（出血受注）

(三)　日本自らの負担において再軍備させる条件を成熟させる。

(四)　アジアの兵器廠として日本経済を軍事的再編成を行わせる。

(五)　日本を軍国主義化させるために封建制を復活し、独占資本の権力を回復利用し、自ら日本に植えた民主主義を逆転せしめる。

三、米国の日本の植民地支配は以上の如き特殊性から次のような矛盾を内包している。

(イ)　日本独占資本は米国のアジア支配の小頭的役割を演ずる結果としてアジア全民族の反抗にあうとともに、英、西独その他の資本主義国とも対立し、経済的に閉めだされて孤立し経済的危機に立つ。

(ロ)　経済危機は国内民族資本、労働階級、農民階級等の反抗を醸成せしめる。

(ハ)　かくて日本独占資本は、米国独占資本に救いを求めていよいよますます買弁化するか、米国独占資本に対して帝国主義的に反抗するかの立場に追い込まれて行く。

(ニ)　かかる場合の買弁化の条件は著しく不利となり、そのシワは大衆によせられて、日本独占資本に対する国内的反抗はいよいよ増大するであろう。その結果として帝国主義的反抗の方向に追い込まれて行く公算が大きい。

四、しかも、米国の日本に対する植民地支配は、きわめて便宜主義的であり、利用価値がある間は利用し、利用価値がなくなれ

ば放棄するという性格のものである。

五、したがつて、こういう形で米国経済にれいぞくしている日本経済は資本も労働も極度に不安定なることを特色とする。

六、こういう特色と内容とをもつ日本社会を基地国家、その経済を基地経済と規定する。

七、基地経済の特色は

(イ)　米軍の駐留

(ロ)　米国軍事費の負担

(ハ)　徴発、調達、調弁経済

(ニ)　貿易上の制限

である。したがつて日本の労働者、農民、サラリーマン、技術家、民族資本の解放は米軍の撤退、防衛費の削除、不等価交換経済の打破によつてのみ実現できる。

八、この規定の当然の結果として闘争の基本方針は明確に当面せる民族解放、独立獲得に焦点を合わせなければならない。

九、民族闘争と階級闘争とは密接不可分であるが、これを機械的に混同すると誤りを犯す。民族解放闘争、平和闘争に階級闘争を過剰に持ち込んだり、民族闘争、平和闘争の中に階級闘争を没入させてしまつても、正しく運動を指導し発展せしめ、効果を収めることは出来ない。

つぎに「当面の闘争の主目標」として次のものをあげている。

一、憲法改悪反対、保安隊・海上警備隊反対の闘争

二、軍国主義復活反対の闘争

三、ファシズム弾圧体制ふんさいの闘争

四、恐慌＝不景気政策、産業の軍事的再編成反対の闘争

五、マーフィーの政治活動反対闘争、買弁勢力再編成ふんさいの闘争

六、占領制度反対、駐留軍の即時引揚を要求する闘争

七、朝鮮戦争の即時平和解決、朝鮮侵略軍の即時本国帰還を要求する闘争、極東軍事同盟結成の企図ふんさいの闘争

八、桑港平和条約、安全保障条約、行政協定に反対しその廃棄を要求する闘争

要求する闘争、全面講和の締結を

また「党の階級的任務」において、

に立脚した真に闘う階級的大衆政党で

党の一貫した基本的な性格である」と

相違を明らかにし、当面の任務は「民

統一行動の中から組織し発展させること

「党組織の強化について」は、党風

立、党財政の確立等につき詳細に規定

は次の通りである。

党規約（一九五三年二月二二日改正）

第一章　総　則

（名称、本部所在地）

第一条　わが党は労働者農民党と称し、党本部を東京都に置く。

（目的）

第二条　わが党は党の綱領、政策、

る。

（構成）

第三条　わが党は党の綱領に賛成し

動に参加する個人で構成する。

第二章　組　織

第一節　支部

（支部）

第四条　党の基本組織は支部であ

、党の規約を固く守つて党活

闘争

1、支部は原則として市・区・町・村を単位とし、特別の場合には郡を単位とすることができる。
2、支部は原則として一〇名以上の党員によつて作られる。
3、同一職場に一〇名以上の党員がある場合には職場を単位として支部を作ることができる。

第五条　支部の設立は党員名簿、本部費一カ年分を添えて、地方執行委員会を経て中央執行委員会に提出する。

第二節　地区協議会

第六条　郡およびそれに準ずる地域を単位とする党組織を地区協議会と称する。

第三節　地方本部

第七条　都・道・府・県を単位とする党組織を地方本部と称する。

第三章　機関

第一節　中央機関

第一　全国大会

（全国大会の性格、構成）

第八条　全国大会は党の最高決議機関であつて大会代議員、中央委員及び中央本部役員で構成される。

（召集）

第九条　全国大会は毎年一月に、中央執行委員会が召集する。但し中央執行委員会が必要と認めた時は臨時にこれを召集しなければならない。

（代議員）

第一〇条　全国大会の代議員は地方大会によつて選出される。
但しその方法比率は別に定める。

（成立議事）

第一一条　大会は代議員定数の二分の一以上の出席によつて成立し、議事は出席代議員の過半数でこれをきめる。

第一二条　大会の議事細則は別に定める。

（役員の選出）

第一三条　全国大会は党主席、書記長、会計監査及中央委員、全国統制委員若干名を選ぶ。但し中央委員の選出比率は地方組織を基準とするが全国よりも若干名選出することができる。国会議員は中央委員となる。

（顧問）

第一四条　全国大会は顧問を推薦することができる。

第二　中央委員会

（中央委員会の性格）

第一五条　中央委員会は全国大会から次の全国大会までの間の党の最高決議機関であつて、その決議事項については全国大会に対して責任を負う。

（構成）

第一六条　中央委員会は中央委員及び中央本部役員で構成される。

第一七条　中央委員会は中央執行委員会が年二回以上召集する。但し中央委員三分の一以上の要求があつたときはすみやかに中央委員会を召集しなければならない。

（成立議事）

第一八条　中央委員会は中央委員二分の一以上の出席によつて成立し、その議事は出席中央委員の過半数できめる。

（役員の互選）

第一九条　中央委員会は中央執行委員若干名を互選し、全国統制委員会は統制委員長を互選する。

（任期）

第二〇条　中央委員の任期は次の定期大会までである。

第三　中央執行委員会

（中央執行委員会の性格）

第二一条　中央執行委員会は党を代表し、党の最高執行機関であつて全国大会並びに中央委員会の決議を実行し、全国大会並びに中央委員会に対して責任を負う。

第二二条　中央執行委員会は党主席、中央執行委員及び書記長によつて構成され、党主席が召集する。会計監査はこれに出席し意見をのべることができる。

（成立、議事）

第二三条　中央執行委員会は中央執行委員の二分の一以上の出席によつて成立し、その議事は出席中央執行委員の過半数できめる。

（緊急決議権）

第二四条　緊急止むを得ない場合であつて中央委員会を開く暇のない時は、中央執行委員会は中央執行委員三分の二以上が出席し、過半数の議決によつて決議を行うことができる。但しこの場合はすみやかに中央委員会をひらいて承認を得なければならない。

（常任機関）

第二五条　中央執行委員会は党務委員五名を互選し、常時党務を処理執行させることができる。

（党務の分掌）

1　党主席
2　書記長
3　会計監査
4　中央執行委員
5　統制委員長

第二八条　党主席は中央執行委員会を代表する。

第二九条　書記長は党主席を補佐し党務委員会を総括する。

第三〇条　会計監査は党の会計を監査する。

第三節　地方機関

第一　地方大会

（地方大会の性格と構成）

第三一条　地方大会は地方支部の最高機関であつて大会代議員及び地方本部役員で構成される。

（召集）

第三二条　地方大会は毎年定期に一回全国大会の前に地方執行委員会が召集する。

（代議員）

第三三条　地方大会の代議員は地区大会で選出される。

（準用）

第三四条　全国大会の規定は地方大会に準用される。

第二　地方委員会

（地方委員会の性格）

第三五条　地方委員会は地方大会までの地方本部の最高決議機関である。

（準用）

第三六条　中央委員会の規定に準用される。

第三　地方執行委員会

（役員）

第四　中央本部役員

第二七条　中央本部役員は次の通りである。

（地方執行委員会の性格）
第三七条　地方執行委員会は地方本部の最高執行機関である。
（準用）
第三八条　中央執行委員会の規定は地方執行委員会に準用される。

第四節　地区機関

（地区機関）
第四〇条　地区機関は地区協議会の機関である。
（準用）
第四一条　地方機関の規定は地区機関に準用される。

第四章　入党及脱党

（党員の資格）
第四二条　党員の資格は次の通りである。
1、党の規約を固く守ること。
2、党の活動に参加し、党の目的を実行すること。
3、定められた党費を確実に納入すること。
（入党）
第四三条　入党しようとする者は党員二名以上の紹介により入党費五〇円を添えて所属すべき地方本部に申込む。
第四四条　入党の許可は支部が行う。但し地区委員の承認を必要とする。
（脱党）
第四五条　脱党しようとする者はその理由を添えて、地方本部に届出なければならない。
第四六条　特別の理由なく三カ月以上党費を納入しない者は脱党したものと認める。
（再入党）
第四七条　一旦脱党したものが再び入党しようとするときは中央執行委員会の承認を必要とする。

第五章　規律

第一節　統制委員会

第四八条　統制委員会は党員の綱領、政策、宣言、規約を確実に守つて党政治活動を活潑に進めることの出来得るよう団結と統一を強固にするためにもうけられる。
第四九条　統制委員会は、中央、地方を通じそれぞれ党決議機関の決議の実行がどのように行われているか、党員の規律違反を防ぎ、規律を保たせることの指導をし、規律違反の問題があつた場合にはこれを審査する。

第二節　処罰

（処罰）
第五〇条　党の規約にそむき、党の統一を乱し、党の機関の決定を意識的に実行せず、或いは党の名誉を汚す行いをした党員は処罰する。処罰は警告、役員からの除籍、除名とする。
第五一条　処罰は中央執行委員会、地方委員会がそれぞれの統制委員会の議を経てこれを行う。
第五二条　中央委員並びに地方役員の処罰は全国統制委員会の議を経て、中央執行委員会が行う。
第五三条　除名された党員は、その決定に不服な場合は除名通知を受けてから一カ月以内に中央委員会に控訴し、更に全国大会に上告することができる。
（地方本部の解体）
第五四条　地方本部全体が第五〇条第一項の行いがあつた場合には地方委員会の承認を得て地方本部の解体を行うことができる。

第六章　会計

第五五条　党の財政は党費及び寄附その他による。
（党費）
第五六条　党費は月額五〇円（内中央本部費二〇円）とする。但し、地方党費三〇円はその都・道・府・県内において地方委員会が各級組織の負担部分をきめる。
（予算・決算）
第五七条　党の予算決算は、それぞれの組織最高機関の承認を必要とする。

第七章　附則
（改正）
第五八条　党の綱領及規約の改正は全国大会に於て出席代議員三分の二以上の賛成を必要とする。
（細則）
第五九条　本規則に基く施行細則は中央委員会が決める。

役員

党主席　黒田　寿男（岡山）
書記長　中原　健次（岡山）
会計監査　小野　俊一（東京）
高橋　太一（兵庫）

全国統制委員

池田恒雄（茨城＝組織宣伝部）、石野久男（茨城＝組合対策部長）、岡田春夫（北海道＝組織宣伝部長＝衆院議員）、小野隆祥（岩手＝政策調査部・組織宣伝部）、木村禧八郎（全国＝政策調査部長＝参院議員）、鈴木清一（全国＝国会対策）、高橋儀平（群馬＝組合対策部）、館俊三（北海道＝国会対策部長＝衆院議員）、牧之内武人（長野＝財政部）、堀真琴（東京＝財政部長＝参院議員）、

総選挙闘争　三月の衆議院解散と同時に党は「総選挙をどう闘うか――内閣不信任と衆議院解散の重大意義をつかめ」なる主張を発表、全党員に対し、平和と独立のために選挙闘争をたたかうよう呼びかけた。衆院選挙の結果は、黒田主席以下五名当選（前回より一名増）投票数三五万八七三三票であつた。参院は全国区地方区とも当選者はなかつた。党の選挙スローガンはつぎの通りである。

（全面スローガン）

1、平和と独立、アメリカ軍に帰つてもらおう。
2、にせ講和の植民地日本か、全面講和の独立日本か。
3、アメリカの手先き自由党を日本から追出せ。
4、吉田のカイライ外交か、国民の自由外交か。
5、国民の国会、国民の政府、国民のための政治。
6、朝鮮戦争をすぐやめろ、アジアの友と戦うな。
7、軍国主義復活反対、銃をとる手に仕事を与えろ。
8、吉田自由党の警察政治を選挙でしめ出せ。
9、景気のもとは日中貿易、平和のもとは日中友好。
10、再軍備反対、大減税と社会保障の平和予算をつくれ。
11、料金値上げ大衆課税反対、軍需利潤に課税しろ。
12、軍需利得者には大増税を、大衆には大減税を。

国際会議への代表派遣　木村禧八郎中央執行委員は日中貿易促進会議より議員代表として選ばれていたが、九月二八日羽田を発つて中国に向つた。一〇月一日同代表は中国国慶節祝賀会に出席、黒田主席より毛沢東主席にあてられたメッセージを提出した。

渡辺忠三、中村満夫両氏（国鉄労組）は一〇月一〇日よりウィーンで開かれる世界労組大会に出席のため七日羽田を出発した。また

久保田豊中央委員（日農委員長）は一〇月二四日からウィーンで開かれる世界農林労働者大会への日本代表として渡欧した。

岡田中執委は一一月初めウィーンで開かれる世界平和評議会日本代表として一〇月一四日羽田を発ち渡欧の途についた。

秋季闘争と国民運動の展開　総評高野事務局長は九月七日労農党本部を訪れ、秋季闘争、水害問題、食糧問題、軍事基地反対闘争、日中貿易促進、ＭＳＡ反対運動等を中心に、両派社会党、労農党の提携による国民運動展開について申入れを行つたが、堀中執委はじめ党代表はこの申入れに賛意を表し、協力を約した。しかし左社は総評の申入れを受諾したが右社は回答を留保した。党では秋季闘争の最高指導部を設け、運動の具体的な展開をはかることになつた。最高指導部は、中執委全員と中央単産内の党員（国鉄革同土門、自治労尾方、私鉄柴田、炭労森谷、全日通名雪等の諸氏）によつて構成された。

九月九、一〇日の中央委員会は「平和経済綱領」を可決した。

黒田主席以下党中央部は、九月一七日より北海道地方の労組大会に出席、ついで静岡、茨城、長野、大阪等各地の労組大会に出席しまた時局批判演説会を開いた。一〇月一二日には水戸市において黒田主席は国鉄労組幹部と懇談会をひらき、社会党両派と労農党の統一問題を中心に党の立場を説明したが、国鉄労組側は反共統一をのぞむ声が強かつた。終つて県労連傘下の各労組代表と懇談会を開いたが、ここでも統一問題が中心話題となつた。

西日本の大水害、南近畿の水害、台風、冷害等による農業の破壊に対し、野党各派の救農国会開催の要求となり、ついに一〇月二九日開会と決つた。総評を中心に各労働農民団体、市民団体をもつて結成された中央水害対策協議会と地方の民水対の活動に対して労農党は積極的に協力することを決定し、農業と国民生活防衛の広汎な国民的運動に参加した。

第二回最高指導部会議は一一月一七日衆院会館で開催され、ＭＳＡ粉砕、民族解放闘争の展開について、つぎの指令第一号を各地方本部あて発した。

指令第一号（一九五三年一一月一八日）

Ａ　今次闘争の中心目標は、ＭＳＡを粉砕し、民族の解放を闘いとる、広汎な国民連合戦線の中核としてまず労働者階級の強固な統一行動を組むことであり、同時にこの闘いのなかで農市民との提携共闘関係を確立してゆくことである。そのため

1、各労働組合の主体的闘争体制の強化。

2、各労働組合の共闘関係の確立。

3、農市民との提携推進。

4、労働者の統一行動に密着した全革新政党の共闘。

当面この目標に向つて全党員の努力が徹底的につくされなければならない。

Ｂ　具体的には左記の通り指令する。

1、各労働組合の主体的闘争体制の強化について

イ、従前の〝幹部闘争〟を克服して職場の組合員大衆がそれぞれの要求をかかげ、これを闘争目標にむすびつけて直接の大衆行動で闘いに参加する体制をつくれ！

労働者の統一行動の基礎は、職場の大衆行動であり、これは今日必然的に反職制の闘いにつながつている。職制への大衆的抵抗こそ、今次闘争の成否を決する第一のカギである。たとえば国鉄の場合第一三号指令の完全な実践が全闘争期間を通じ、かつ今後共、長期的、日常的にいくたびでもくり返して強調されるべきである。（炭労、三鉱連の輝かしい勝因は一にも二にも、この反職制抵抗を大衆行動で押し捲つたとこ

ろにあつたと報告されている）

また同じく国鉄に例をとれば賃金、期末手当の要求および場合によつては、首切反対の要求が、それだけではなく、すべて職場の諸要求と結びつけて闘わなければならない。この様な職場闘争の指導が、とくに職場大衆の現実、具体的な利益獲得の綿密な計画で行われれば、労働者は必ず力強い統一行動に立上るのである。（たとえば人間よこせ、労働文化費増やせ、被服よこせ等の要求）

△あらゆる職場で職場大会をひんぱんに開け。△職場の要求は無条件にとり上げ、職場で闘え。△ビラ張り其他職場の闘いに職場の全員を動員しろ。△職制に対する大衆交渉、職制の家族の説得等あらゆる方法で職制を大衆の側に立たせろ。ロ、前項に示した職場からの統一行動のたかまりの上で、強力かつ積極的な戦術を遂行せよ。

画一的な戦術のおしつけで労働者の反動を招いてはならないが同時に、職場の闘争力を過小評価して、日和見な態度はさらに誤りである。職場の闘いの基礎があれば労働者の闘争力は飛躍的に強化されるのなかで生み出せよ。

ハ、幹部のかつぎ上げよりも、機関依存意識の払拭、あせることなき着実な指導を行え。

ダラ幹、サボ幹を突き上げればそれで闘えると考えるのは必ずしも正しくない。この考え方は往々にして〝幹部請負主義〟の裏返しである。機関の指令や決議だけでは闘いは組めない。逆に本当に職場から闘う体制が出来ていれば、ダラ幹でも立ち上らざるを得なくなる。それでも闘わない幹部はそれこそ職場から見放され、突き上げられるだろう。だが、もちろん中闘の指令を握りつぶしたり、幹部は大衆的にバクロして、これと強く闘う事が必要だが、同時に中闘又は、本支部等のオルグが常に職場に入り、職場につながつていなければならない。

ニ、系統的な政治的意識の注入を強化せよ。

大衆に対して、共通の敵を意識させ、その本質をバクロする系統的な説得と情宣活動の強化が党機関および組合の党員を中心に行われなければならない。

△党員、党友、同調者および良心的活動家を中心とした職場内の指導会議をもて。

ホ、家族の組織を急げ。

組織された家族は、職制の圧迫に対して最も強い部分であり、労働者の闘いにとつて根強い支えになり得ることは炭労私鉄等の経験であきらかである。この組織化を急速に推進すると共に、家族独自の要求をとり上げて闘おう。

2、各労働組合の共闘関係の確立

各労働組合の統一行動の環は、第一に官公労関係労組と、民間労組との共闘体制を急速に整備することであり、とくに官公労関係では国鉄、電通、全駐労と、民間では炭労、私鉄、日通、合化、鉄鋼の闘いが重要である。

イ、広島、新潟等で国鉄中心に持たれている様な地域的共闘組織の確立を急げ。

ロ、幹部だけの共闘会議に終らせることなく、少くとも分会単位で企業のカベを超えた職場同志の交流を行え。

たとえば国鉄と日通、私鉄の共闘会議等、出来るだけ直接下部大衆を参加させていくこと。現に東京のある国鉄支部では、日通の労働者がビラ張りの協力を申出ている。

ハ、とくに一一月二五日から一二月五日までの年末闘争に、各労組の実力行使の歩調を合せるよう、中央、地方を通じ努力せよ。また実力行使の予定のない組合、時期のずれる組合でもできる限りの大衆行動で共闘体制をこの期間に組め。

3、農市民との提携推進について

イ、職場の周辺における農民のどんな小さな要求でも、職場にもちこんで討議し、この解決のために大衆的に協力せよ。

たとえば合化労連傘下の東邦亜鉛労組では、農民の鉱毒問題解決のために組合が協力して闘つた結果、こんどは組合の闘争にさいして暴力団に対するピケを農民がカマやクワで守つたという例がある。冷水害地区などはとくに農民の要求を労働者の闘争スローガンとして、実際に交渉、その他で闘うことが必要である。（スローガンだけでは駄目だ）

ロ、たとえば国鉄運賃、郵便料金、たばこ等の値上げについて一般市民大衆にバクロし、その中で組合の闘争に対する理解と支持を獲得せよ。

△ビラ張り街頭宣伝などのあらゆる機会にこれをやれ。△抽象的スローガンをさけて、大衆の生活につながる問題に重点をおけ。

4、労働者の統一行動に密着した全革新政党の共闘。

イ、とくに両社党の下部機関に対する共闘申入れを積極化せよ。

ロ、労組内の良心的社会党員に対する工作を強化し、これとの共闘関係を職場の中で作り上げよ。

5、各地方闘争状況の調査について

各地方に於て、現に闘われつつある闘争状況について、党中央は早急に調査を行うことゝなつた。各地本毎に、地本指導部会議、緊急労対、又は執委等適当な集会を招集し、別紙報告書の様式に従つて、一一月二八日までに本部へ報告ねがいたい。

尚、右期日までに調査できなかつた単組については、一二月五日までに提出されたい。さらにこの種の調査については今後も継続して行う予定であるから各地本では、予め県下各労組の動静を適確に把握して、随時調査に応じられるよう準備を整えられたい。（報告書については各地本宛の指令と共に同封したが、各党員は積極的に報告を地本宛に送ること。地本と連絡のとれないところは直接本部宛闘争の状況を送られたい）

年末闘争　労農党は一二月一日、三割賜暇闘争に入つた国鉄労組はじめ、各労組の闘争支持の態度を決定、各地本あて通達第一号「国鉄労組闘争応援の件」を発送、またつぎの〝檄〟を発した。

（檄）

国鉄労働組合はじめ、三公社五現業の九組合は本日を期してさらに強烈な闘争段階に突入した。このことによつて、たとえば列車の運休、郵便物の停滞等、重大なる事態の惹起が予想されている。この責任はだれが負うべきか。

国民生活の犠牲を代償として、アメリカのMSA支配を受入れんとし、そのために、労働者に対しては、奴隷的な低賃金と弾圧と首切りをおしつけ、さらに彼ら自ら作つた法律（しかも違憲の公労法）さえ無視して当然実施すべき裁定すらじうりんし、又一般国民大衆には、物価の吊上げを中心に、生活の破滅を強制しつつある売国吉田政府と当局の側にこそ、今日この事態を招くに至つた責任のすべてがかかつている。

一方公労法によつて不法に、スト権をはくだつされながら、しかもあくまで謙虚に、交渉による円満解決をつづけてきた労働者大衆が、いまや政府当局の不法理不尽な態度に憤激を新たにして

けつ然国民の先頭に立ち、しかも労働者だけでなく、あらゆる国民各階層の要求をも掲げて、断固たる闘いを開始したのはまさに当然である。わが党は全党をあげてこの闘争を支持し、この闘争が全国の闘いに発展するために闘うとともに、直接の責任者である吉田内閣の即時退陣をここに要求する。

一九五三年十二月一日　労働者農民党

さらに五日には官公労第四波闘争を前に通達第二号「年末闘争を国民闘争に」を発し、また臨時国会における第二補正予算通達に際し声明を発表して、予算案が国民生活の利益を無視し、ＭＳＡ再軍備の負担と犠牲を国民におしつけるものであると指摘し、自由党政府の政策を攻撃した。

第五章　共産党

総選挙の結果について　四月一九日に衆議院、同二四日に参議院の選挙がおこなわれ、共産党の川上貫一氏は大阪第二区から衆議院議員に当選したが、日本共産党中央委員会は、この総選挙の結果にあらわれた国民の統一行動の大きな前進を高く評価し、今後の党の努力の方向を明らかにした次のような発表をおこなつた。これは党の基本文献の一つとして極めて重要な意味をもつものであつた。

（前進せよ――総選挙の結果について）

(一)

今回の総選挙の結果は、これまで行われたどの選挙にくらべてみても比較にならないほど、国民大衆は巨大な前進をとげた。

それは、国民各階層の統一行動が、これまでの部分的な統一行動から、全戦線にわたる壮大な統一行動を開始したことによつて特徴づけられている。

そして、それに応じて民族解放民主統一戦線の基礎も、労働者階級を中心に、国民大衆のなかにしつかり打ちかためられてきた。

今度の選挙で吉田自由党はようやく第一党になることはできたけれども、過半数はおろか、解散まえより議席は減少した。アメリカに援助され、権力をその手に握り、十数億に達する莫大な金を使つて、彼らにとつては、いたれりつくせりの有利な条件で行つた選挙の結果がこれである。

明らかに彼らは国民から不信任された。それは形のうえにあらわれた議席の減少というだけではなく、実質的には、どのようにしても、アメリカに従属する反動勢力の力によつては、今日の政局を安定させ、もちこたえてゆくことができなくなつていることを、この事実は証明している。

改進党ならびに鳩山自由党ののびなかつたのも当然である。再軍備を強調し、軍国主義の復活を旗印にする売国的反動幹部に指導されている彼らが、国民の支持をうけることができなかつたのは、当然である。良心的な改進党員諸君は、改進党の看板に損をしたと告白している。また、鳩山自由党の多くの諸君も、わが党との接近を深めている。

米日反動勢力と国民の愛国民主勢力との対決が迫られている今日の情勢のもとでは、かつての支配階級の道具であつた二大保守政党が、交互に政権のたらい廻しをするような条件がなくなつているのである。

左、右社会党、とくに左派社会党が、かなりの進出をとげたことは、再軍備と軍国主義の復活に反対する国民の期待が革新政党という名によせられた結果である。これは、保守政党に対する不信の反映でもある。

いまの国民大衆、とくに労働者階級が、左、右社会党の再統一に強く反対しているのは、右派社会党の幹部が、自由党や改進党の反動どもと、本質的にはかわりのないことを見抜いているからである。事実、今度の選挙を通じて、右派社会党は、労働者階級から全く見はなされたことを証明された。

右派社会党の幹部たちが、左、右社会党の提携によつて、いわゆる社会主義政権論なるものをもち出しているが、これはかつて支配階級が保守二大政党をあやつつて彼らの代弁をさせたのを、今度は保守と革新という形で行おうとするゴマ化しにすぎない。しかし、国民大衆、とくに労働者階級は、このようなインボウを見抜き、左派社会党の幹部をケン制して、右派の提議にたやすく応じさせようとしない。もし、左派社会党の幹部がこのような取引に応じ、反動勢力に奉仕するならば、彼らは労働者階級から痛烈な反撃をうけるだろう。

以上のような政局の情勢は、あきらかに米日反動勢力と国民の愛国民主勢力との深刻な対立の反映であり、国民の力の巨大な前進によつて裏づけられているものである。すなわち、国民は吉田自由党に安定勢力の議席を与えず、改進、鳩山自由党のファッショ勢力の伸張を阻み、左、右社会党の両統一を拒み社会主義政権論の虚名を否定しているのである。

まさに反動勢力は、国民の力によつて根底からゆすぶられている。

そして、労働者階級を中心とした国民の力が巨大な統一へ、新しい前進を開始した。

(二)

わが国民の前進は、世界の平和を愛する民主勢力の大きな支持をうけている。

「現在当事国の相互の話しあいにもとづく平和的手段で解決されえないような紛争問題ないし未解決問題はない」と言明したマレンコフ首相の、確固としたソ同盟の平和政策は、わが国に深い影響と確信を与えた。

また、それにつづいて、朝鮮休戦解決のために行つた周恩来首相の提案は、わが国民の熱烈な賛成と支持をうけた。

ソ同盟、中国ならびに人民民主主義国の確固とした平和政策の堅持と、その積極的な推進は、アメリカを中心とする戦争屋どもに重大な打撃を与え、彼らは一層ロコツに各国の反動どもを脅迫し、懐柔して全面的な再軍備計画を実行させようとしている。

しかし、もはや彼らが、どのような言葉のうえのゴマ化しを行おうとも、すべての人々は、ソ同盟、中国の平和政策の正しさとその勝利的な前進をはつきりと認めている。

わが国の反動勢力は、このような国際情勢の中で深刻な苦悶を味つている。

彼らは、一層ロコツな反動化の道を進みつつある。彼らにとつては、もはや、全面的な再軍備と軍国主義の復活を行い、アメリカへのドレイ的な屈従を一層ロコツにすること以外に生きる道はなくなつている。

そのため彼らは、旧軍閥、特権官僚の復活に血道をあげている。彼らはまた「平和不況」に名をかりて、産業の合理化を強化し、買弁独占の集中と、産業の全面的な再軍備化への道をいそいでいる。彼らはまた、国土の軍事基地化を土台として、綜合開発に名をかり、半封建勢力の強化をおしすすめている。

彼らはこのような基礎のうえに、吉田政府を維持し、軍国主義的諸政策を遂行しようとしている。

だが、彼らの企ては、今度の選挙において重大な挫折をみたのをうけている。

は、すでにのべた通りである。

わが党は、このような内外の情勢にもとづいて、新しい国民政府樹立に向つての闘争綱領を最前面におし出して、総ての愛国民主勢力の統一と団結を提唱した。

米日反動勢力の全面的な再軍備政策と軍国主義との復活強化に反対する広汎な国民大衆は、このわが党の提唱によつて闘争の目的をしつかりつかみ、統一行動は全面的に発展した。

それはまた、終戦以来、すべての反動的既成政党によつて行われた政治に深刻な不信をもつている国民大衆の期待にぴつたり適合したものであつた。「新綱領を国民のものに」というわが党のスローガンは、今度の選挙闘争を通じて、飛躍的に具体化されたのである。

(三)

わが党の当選者はただ一人である。そしてわが党の得票数は、昨年の十月選挙に比して約二十数万票減少している。この事実はけつして軽視することはできない。われわれは、この事実に対して厳密な検討を加えるであろう。

しかし、もしこの数字に現われた事実だけを見て昨年十月選挙よりも党活動が衰退しているとみたり、この数字だけがこんどの選挙でかちとつたわが党の成果のすべてであると考えるならば、それはきわめて危険な敗北主義に陥るであろう。

わが党は今度の選挙闘争において、昨年十月の選挙闘争にくらべて、比較にならぬ大きな指導力を発揮し、かつ現実に大発展の基礎をきずきあげている。

何よりも、わが党が今度の選挙闘争で果した重大な役割は、これまでの部分的な統一戦線運動を、国民各階層の全戦線にわたつて拡大し、国民の勝利の力を大前進させたことである。

すでにのべたように、今度の選挙にあたつてわが党は、新しい国民政府樹立をめざしての闘いを全国民に訴え、そしてこの訴えが熱烈な支持と歓迎をうけ、国民の意志を統一するうえで偉大な力を発揮したことは、事実がこれを証明している。

わが党のアッピールと、精力的な全党をあげての献身的活動の結果、国民の統一は、政治的にも、組織的にも数段の発展をとげた。

そして、党と国民との結びつきも非常にひろがりかつ強固になつた。それは、選挙後の今日、わが党と共同し、わが党と連けいすることのできる当選者は、数十名の多数にのぼる事実として証明されている。それは、労働者、農民の勢力とを代表する人たちから、ブルジョア民主勢力を代表する人たちにいたる、全戦線的な進歩勢力をふくんでいる。それは、労農党から自由党にいたる各党、各派にわたつている。

しかも重要なことは、これらの国会内統一勢力はわが党の提唱した綱領にはげまされた、各党、各派、各大衆団体の下からの統一選挙行動組織に基礎をおいていることである。いまや民族解放民主統一戦線運動は、この選挙闘争を通じて、確実に国民の意志となり、行動となつて全国的な発展をとげることができた。いま、具体的に全国各地における、その主要な事例をあげてみよう。

北海道では、わが党と労農党を中心とした強力な統一選挙闘争の展開は、左派社会党をはじめ改進党や自由党内にも深刻な影響を及ぼし、そのなかの多数の勢力を統一戦線に参加させ、また参加させる条件を促進し、労働組合をはじめ各大衆団体の支持のもとに、それは次第に全道の指導的政治勢力として発展しようとしている。

神奈川県においては、労働組合を中心とした統一選挙闘争は、農民大衆との結合をつよめながら、ブルジョア民主勢力との連繋も深まり、ここでもこれらの統一勢力が全県民の政治的指導勢力として発展する基礎をきずいている。

岡山県においては、わが党と労農党を中心とする県下のほとんどの全民主団体が統一選挙に結集し、大きな成果をあげている。

石川県においては、わが党と労農党が中心となり、ブルジョア民主勢力を代表する改進党との全面的な公然たる共同闘争を展開し、林屋国務大臣を叩き落している。

山梨県においては、県内反動勢力（知事、検察庁、山林地主その他反動ボス）の結社、脈々会に反対する全民主勢力の統一に成功し、打倒脈々会の闘争に勝利し、県内の政治情勢は、この統一戦線勢力の指導権の確立が前進している。

埼玉県においては、炭坑ならびに金属、国鉄労働者などを中心とする健司にひきいられる自由党はわが党の政治的指導と援助によつて内部分裂し、総選挙と時を同じくして行われた知事選挙において統一派大沢候補は、圧倒的な勝利を獲得している。ここで教訓的なことは、大沢知事は、自由党の名で立候補したが、福永らは革新右派社会党から立候補させ、民主勢力の攪乱を図つてきたことである。埼玉の自由党は、いま、反福永・反吉田の旗印を公然とかかげて、わが党をはじめ労農団体との統一戦線に参加の気運にある。これらは中小地主、富農ならびに中小企業の要求にその基盤がある。

栃木県においては、わが党と左派社会党との緊密な統一が全面的に打ち立てられ、労農大衆団体の統一も全面的にすすみ、あわせて改進党内の民主勢力も、この統一戦線に参加してきている。

その他、山口、広島、島根の各県においても、わが党と社会党の統一は前進し、労農大衆団体に支持されながら発展している。

同様のことは、秋田、山形、岩手、宮城、福島など東北の各県についても通じていえることである。

大阪においては、わが党候補の唯一の当選者を出したところであるが、ここでも左派社会党、改進、自由党内の民主勢力の統一は前進した。

東京においても、選挙中の統一戦線活動は、その成果を十分にあげることはできなかつたとはいえ、選挙闘争前後を通じて全都の主要労働組合における統一運動の発展、文化戦線の統一前進、改進党、左右社会党内の統一勢力との提携の前進など、統一は発展している。

福岡県においては、炭坑ならびに金属、国鉄労働者などを中心とする政治的統一行動は、巨大な革命的エネルギーを蔵しつつ、全県的な全民主勢力の指導勢力として成長をとげつつある。ここでも下部では、左派社会党との統一は発展している。

われわれはこのような事実をくわしくあげるならば、なお無数の例証を数えることができる。

全国各地でのこのような統一戦線の全面的な発展は、中央における政治的統一行動の発展と固く結びついている。すなわち、日中、日ソ国交調整政治同盟、日中貿易促進政治同盟、中小企業議員連盟等々の国民的政治行動組織の活動がそれである。

しかも、これらの大きな統一行動と統一戦線の発展は、決して選挙のための一時的な結びつきではなく、すでに恒常的な組織として選挙後においても、系統的に活動をつづける体制をとつていることにこそ、重要な意義がある。

以上のような事実から、われわれはつぎのような結論を引き出すことができる。

第一、統一戦線の発展は、党の独自活動の強化と不可分のものである。よし党の主体力が弱いところにおいても党中央の方針を正確に理解し、この両者を固く結合して活動したところでは、飛躍的な発展をとげ、党の信頼と権威は政治的にも組織的にも広汎な大衆の中へ滲透した。

第二、この両者を形式的に理解したところでは、統一戦線の発展は、実際ある条件に比して、大きく立ちおくれた。

統一戦線活動において、党の独自活動を軽視したところ（例えば、兵庫、長野、富山、四国の一部など）では統一戦線の発展もおくれた。

その反面、党の独自的活動を強調はしたが、統一戦線への意識的努力を軽視したところでも、結果において、無数の統一行動を、統一戦線に結集することに立ちおくれた。

第三、労働組合を統一的に指導し、これを統一勢力の中心勢力として指導したところは例外なく統一戦線を発展させているが、これを軽視したところでは立ちおくれた。

また、全体として農民勢力に対する党の指導力の弱さは、依然として統一戦線の発展を阻んでいる、もつとも大きな欠陥である。

第四、国民各階層のどんな小さな民主的要素でも惜しみなく前進させたところは、統一戦線も発展している。これに反して、統一戦線が大きく発展する条件があるにもかかわらず、民主勢力に対する限界が狭く、ブルジョア民主勢力やインテリ層などを軽視したところでは立ちおくれている。

だが、いろいろの成果や欠陥はあるにせよ、こんどの選挙闘争を通じて、わが国の政治情勢は、国民の統一の著しい前進によつて、これまでの政治関係を基本的に転換させる基礎はうち固められ、その政治地図は書き改められる段階に近づいた。それは国民の勝利の道に、ますます確実さを加えたことを物語つている。自由、改進、左、右社会党内ならびに特に反動政治勢力は、分裂、解体、再編成等の過程を通じて孤立化へしている。

(四)

一般的な情勢としては、以上にのべたように、国民の統一行動と統一戦線は大きく前進した。そして反動勢力の矛盾と混乱と孤立化の方向は、いよいよ明らかになつた。

しかし、このことは、決して、国民の力が確固不動の勝利の体制をうち固めた、ということを意味しない。

否、反動勢力は、なお強大な力をそのの手に握つている。それは参議院選挙の結果にもみられるとおり、彼らの行政組織が特権官僚を多数進出させ、農村の封建的地盤にはなお強い支配力を維持していることを示している。かつ、追いつめられていく彼らは一層狂暴にファッショ化して彼らの支配力の維持に全力をあげてくるだろう。

まさに今度の選挙闘争における統一戦線の発展は、反動勢力との対決への、新しいスタートにすぎない。

民族解放民主統一戦線の発展と党の発展は、不可分のものである。統一戦線のための活動と党の独自活動とは、不可分のものである。

このことを理解するならば、今日の統一戦線勢力の弱さの集中的な表現が、わが党の力の弱さとして表現されていることを理解することができる。

今度の選挙闘争において、わが党の活動の規模は飛躍的に拡大し、国民各階層各党各派の愛国民主勢力と結合をつよめたとはい

え、しかしまだ、全国民を団結させるだけの力量をかちとつてはいない。

いま、党を強め、党を大きくすることは、国民的要望の中心的課題となつている。それは単に、一般的、基本的な問題としてだけではなく、民族解放民主統一戦線の発展と勝利のための戦術上の環になつている。われわれは、このことを正しく理解しなければならぬ。

そのために、われわれが果さなければならない任務は、労働組合内における党の指導権の確立のために、いま一段の努力を払うとともに、とくに農民の大多数を獲得することに、党の主要な精力を大胆にそそがねばならぬ。それと同時に、国民各階層とのあいだの、全面的な結びつきを拡げ強めねばならぬ。なぜなら、今日、いささかでも、国民の民主的要素を発展させることは、全面的な再軍備と軍国主義の復活を強行しようとする反動勢力のファッショ政策に対して国民の基本的要求をかちとる道であるからである。

労働者、農民の中に、党の指導権を！　党と国民各階層との全面的な結びつきを！

これが、今日、わが党の中心任務である。

そのため、われわれは平和を愛するすべての愛国民主勢力と、一切のひとりよがりと排他主義を排して、一層献身的に共同する必要がある。

党がもし、ひとりよがりと排他主義をすて切れず、国民との固い結びつきを打ち立てられないならば、党が提唱し、国民の支持をうけている、新しい国民政府の樹立を要望する国民の要求は実現できず、党は実行の党としての資格を失い、口先だけの党となつてしまうであろう。党のひとりよがりと排他主義の傾向は、今日ではもはや、国民の大統一を阻害する、最も大きなつまずきの石となつている。

党のひとりよがりと排他主義を一掃し、国民に奉仕する党風を、一層高め、国民との結合を徹底的に強めよ！

うむことをしらぬ粘り強い説得と行動によつて、党の独自活動を旺盛にし、党の信頼と権威を国民の中に不動のものとせよ！

(五)

党と国民との結合を、全面的につよめることが、今日、民族解放民主統一戦線の発展と勝利の環になつていることは、以上にのべたとおりである。

そのためには、現在の党活動における主要な欠陥を検討し、その改善に一層の情熱をもつて当らねばならぬ。

われわれは、先の選挙闘争の経験から、その教訓をみちびき出した。その教訓は、今度の選挙闘争に至る期間のうちに、生かされ、党活動の改善に大いに役立つた。しかし、その教訓は、今日でもまだ基本的には生きている。それとともに、われわれは次の諸点について一層の努力を払う必要があると考える。

第一、党全体の質の向上を図るうえにおいて、今日細胞から中央にいたる幹部の政治的指導力の向上を図ることが、重要な課題となつている。

幹部が、何よりも守らなければならぬ鉄則は、党の任務——決定の実行に、もつとも忠実でなければならぬことである。

そのため幹部は、次の点について意識的努力を払う必要がある。それは

(イ) 不断の理論学習につとめ
(ロ) 党の諸決定を正しく理解する能力を養い
(ハ) 政治情勢に対して自主的に判断する能力をたかめ

（ニ）党内の意志を統一する指導能力と
（ホ）大衆闘争を指導する力量を、かちとるために努力することである。

もし幹部が主観的になり、党の任務や決定を自分の主観で解釈し、その指導を行うならば、必ず偏向を生むであろう。それは必ずひとりよがりとセクト主義を導き出すであろう。それは党をあやまると同時に大衆をもあやまり、党と国民との結びつきを阻むであろう。幹部の質の向上のため、各級機関の責任において幹部集会を系統的に組織し、理論学習と、党の任務と決定の理解の徹底をはかり、党内の意志を統一し、党内情勢の不断の検討と大衆闘争の状態の検討を行い、党活動の改善に不断の努力を払う必要がある。上級幹部は、下級幹部の育成、向上に責任をもたねばならぬ。このさい特に上級幹部が、自分の好みに流れないように注意することが大切である。なぜなら、そこから必ず無原則的な不和対立が生ずるおそれが生じ、また、なれ合いと官僚主義を生みだすおそれがあるからである。往々にして党の思想的統一、党のボルシェヴィキ化ということの名のもとに、党内の意志の統一のために忍耐づよい努力をぬきにした、かたくなな排他的傾向が生れていることに注意しなければならぬ。

第二、党の系統的な日常活動を一層、旺盛にすることである。旺盛な日常活動の蓄積なしに、党と国民との結合を考えることはナンセンスである。だが、まだ党内において日常活動の発展をはばんでいる大きな欠陥がある。それは合法、非合法活動の結合ではなく、これを分離しているところに主要な原因がある。これは非合法体制の形式を、あたかも原則であるかのように考えている。非合法体制は手段にすぎぬ。それる形式主義にもとづいている。故、非合法体制が整備されればされるほど、合法的活動を公然と大胆に行うことが可能となるし、また、日常活動を旺盛にすることによつて、党と大衆との結合を深め強めることが必要である。非合法主義の弊害は、また党内になれ合いと、官僚主義を生み出し、しらずしらずのあいだに党を小ブル化してしまう。なぜなら、党と大衆との結びつきを弱めるからである。党の合法非合法の活動は、単一指導部の指導のもとに大衆との結びつきをつよめる闘いのなかで、固く統一されねばならぬ。

第三、さきにものべた通り、党と国民との結びつきを全面的に押しひろげること、そのために、労働者のなかにいよいよ深く強く党の組織の根をおろすとともに、農民の大多数を獲得することに一段と努力を払わねばならぬ。

それとともに小市民層、ブルジョア進歩勢力との結びつきにも積極的な努力を惜しんではならぬ。われわれの一部には、労働者階級のヘゲモニーということを形式的に理解して、政治的にも組織的にも、農民、小市民層、ブルジョア進歩勢力などに対する積極的な工作を軽視している向きがある。これは誤りであろう。

労働者、とくに拠点経営の労働者を決定的につかむことの重要さはいうまでもないことであるが、そのことをもつて他階層の愛国民主勢力に対する工作を軽視してよいというわけではない。また拠点労働者をつかみ、この闘争なしには、他階層の闘争も行いえないということもない。労働者階級の前衛としてのわが党の指導は、国内のすべての愛国民主勢力に直接及ぼされなければならぬし、また、その条件も十分熟している。全体として、愛国民主選挙闘争においても十分立証されている。非合法体制は手段にすぎぬ。それ勢力を一歩でも前進さすことは、全般的な政治活動の自由を著しく前進さすことになる。

第四、闘争戦術の運営に一層熟達せよ。このことは今日、ます

ます重要性をおびてきている。なぜなら、米日反動勢力は、朝鮮休戦に関する周恩来首相の提案をケイキとし、ソ同盟、中国を中心とした確固不動の平和政策の推進によつてアジアと世界にひろまつた、新たに強まつた平和の要求のまえに、新しい戦争準備の体制を強化してきているからである。それは、わが国において、アジア人同志たたかわせる政策を一段とロコツにおしすすめてきていることにあらわれている。彼らはそのために、国内の体制を急速に軍事化一辺倒に編成しようとしている。次の国会では必ず前国会で流されたファッショ的反動諸法案を再提出するであろう。また、いま平和不況に名をかりて、全産業の合理化をロコツに押し進めているのも買弁的独占資本への集中と、産業の全面的な軍事的編成への過程であるのは明らかである。そして、国内反動勢力のアメリカへの従属化は政治的にも経済的にも一層ロコツとなり、従つて国民に対する攻撃も一段と暴虐になつている。このような情勢のもとでは、個々の闘争戦術といえども、自然成長性のままに流されるならば、必らず押しつぶされてしまうであろう。従つて、闘争戦術の指導に熟達することは、極めて重要な段階にきている。個々の闘争戦術といえども、政治的に指導され、統一戦線戦術と結合されないかぎり勝利は困難になつてきている。

日常闘争を政治闘争へ発展させる道も、この方向へと意識的に運用することをわすれては、不可能となつてきている。

今日、闘争戦術を運用する環は、再軍備と軍国主義に反対する平和と民主的自由に対する闘いを全面的に発展させることにある。

第五、宣伝活動の拡大と系統化に努力せよ。これについては、すでに党機関紙誌の拡充を中心にして、努力が重ねられているが、さらに中央機関紙誌を中心に細胞新聞の徹底的拡大がカギとなつている。

中央機関紙誌を中心に、その周囲に無数の細胞新聞の発行を！これが中心的任務である。

これを軸に一切の民主的紙誌ならびにその他の宣伝機関の指導と援助に、努力しなければならぬ。これらの活動を通じて党の拡大強化、すなわち党員の積極的獲得、細胞組織の増大を意識的に闘いとらねばならぬ。

すべての党員は、新しい同志の獲得へ！　あらゆる経営、部落に細胞の確立を！　これが、われわれのスローガンである。

いま、われわれは新しい発展の関頭に立つている。新しい発展は、党と国民との全面的な結びつきの強化いかんにかかつている。

国民諸君は党の奮闘を待つている。強いた大きな信頼と権威をもつ党を待つている。この確信をもち、一層深く、一層ひろく大衆の中へ入ろう。

民族解放民主統一戦線の発展と勝利へ向つて党の拡大強化に全力をつくそう。

水害救援のアピール　六月に北九州を中心として発生した水害は損害五〇〇〇億円に上る被害があつたといわれるが、この惨禍は天災の結果ではないとして、共産党中央指導部は六月二九日、次のようなアピールと要求を出したが、その後ひきつづいて七月には和歌山を中心とする南近畿地方に大水害がおそい、八月には京都府で大正池の決壊による惨事がおこつた。共産党は八月一二日（補正八月一五日）のアカハタで、「西日本水害地域の救援復興について」の提案を発表した。

（西日本水害の救援を全国民に訴える）

現地からつたえられる報道は、西日本の水害の惨状を刻々に明らかにしている。何がこの惨禍の真の原因であるか？　水害はた

んなる天災ではないのである。日本がアメリカの植民地であり、買弁政権が支配しているかぎり天災を防止する科学的、技術的措置は決して講じられないであろう。

全国民はほしいままにされてはならないのである。

農民の収穫物と田畑は流失し、労働者の家は倒れ、中小企業家の工場と店舗はこわされた。何百万の人々が飢え、そして、えき病におそわれているのである。

救援の手を直ちに差しのべよう！　党員は一切の努力を救援活動に集中せよ！　党員は救援活動の先頭にたつて、罹災した人々のために献身的に奉仕せよ！

党中央指導部は、水害救援のための全国民的な規模をもつ民主的中央組織をつくるために

それは、最大限の利潤をもとめるアメリカ帝国主義者が、占領制度によつて日本の産業も国民生活もしばりつけているからである。それは、アメリカ帝国主義者が、売国的吉田政府と国会をつかい、吉田政府の積極的な協力をえ、農村にのこつている半封建的制度をキソとし、低米価、低賃金、重税、高物価、貿易管理という手段をつかつて、日本国民を系統的に略奪してきたからである。そしてまた、軍事予算によつて基地を拡大し、占領制度をつよめ、再軍備をやり、国土を軍事化し、経済を軍事化し、ばく大な兵器、弾薬、石油、機械、食糧をうりこみ、こうして、最大限の利潤をあげるのにいちばんよい「商売」として新しい戦争を準備してきた結果である。

そのために、農業や工業や商業も、治山治水も、国民の物質的・文化的生活の向上も、すべてギセイにされ、民主的自由はますますうばわれ、植民地化はますますふかめられている。

しかし、いまや、国民のだれの眼にも、これらの占領制度と売国政府の害悪、米日反動勢力の搾取と略奪の結果がハッキリわかるほど、大きなものとなり、たえがたいものとなつてきた。だからこそ、これにたいして、日本国民は、勇敢なたたかいをはじめている。

広はんな賃上げ要求スト、スト禁止法反対の政治スト、総評の戦闘化、内灘基地の英雄的闘争に鼓舞された国民的基地反対闘争の高まり、九州水害への労農民主団体の救国の共闘、北陸から東北にまたがる低米価反対の農民の共闘、関東の凍霜害にたいする労農の共闘、労働者農民から中小企業や民族資本家までふくむ日中貿易運動、日ソ国交調整運動――これらは、大きな統一行動になつて、占領制度と米日反動勢力にたちむかつている。これらの国民的統一行動のたたかいと国民的団結こそ、現在の危機から日本の産業と国民の生活をまもりいまや、われわれは、ハッキリと、解放する力である。

者からまもるために、

低賃金には賃金の大はば引あげと最低賃金制

低米価には一万円以上の生産費をつぐなう米価

重税には大衆課題のてつぱいとつていい的な税の減免、高度累進所得税制、高物価には物価ひきさげ

貿易管理には無制限の自由な中ソ貿易を中心にすべての国との自由、平等、互恵の自主貿易の開始、不等価おしつけ貿易のてつぱい

の要求を対置し、系統的な略奪に反対してたたかわなければならない。

また、再軍備および経済軍事化を中心とするすべての戦争政策に、だんことして反対し、平和政策と平和経済への転換をたたかいとるために

軍事予算の廃棄と平和・民主の国民的予算のカクトク

社会保障の拡大

失業の克服

基地と軍事工事のてつぱい

治山治水、災害復旧の労働計画、民生のための住宅・学校・病院・道路・橋の建造の労働計画

民族産業の防衛と拡大

平和産業・地方産業の復活と拡大

軍需産業の民需・平和産業への転換

アメリカ資本への重税、アメリカからの機械、原料や食糧の輸入への重税またはボイコット

アメリカの貿易管理の廃止、平等・互恵の自由な貿易、二条約

と行政協定の破棄、日米通商航海条約の破棄、ＭＳＡ反対、の要求を高くかかげてたたかわなければならない。

以上の国民的政策のための闘争は、直接に生活のためのたたかいであり、また平和と救国のたたかいである。

生活と経済を平和の方向にむかつて解放させるこの闘争は、アメリカ占領制度を維持し強めるための行政官となりさがつている吉田政府を打倒して新しい国民の政府をたたかいとる闘争と結びつかなくては成功せず、それは当面、反米反吉田反再軍備統一政府のために、国民が団結することによつてこそ、成功的に前進するであろう。

このたたかいは、労働者階級と農民が中心となり、全国民がかたく団結し、その統一の力をもつてたたかうならば、かならず勝利することができる。

(二)

平和と独立の経済のためのたたかいは、なによりもまず、労働者・農民・知識人・中小企業家・愛国資本家などの、低賃金、低米価、高物価、重税、労働強化、失業などに反対するたたかいでなければならない。なぜなら、この基本要求のためのたたかいによつて、はじめて全運動の革命的力量が動員され、また平和産業のためのばく大な需要と、全政策の変更をたたかいとる力が保証され、平和経済のキソがそだてあげられるからである。

また、この闘争を、ストライキの自由、政治的自由、平和・愛国運動の自由の闘争と結びつけることが重要である。なぜならこの民主的自由のためのたたかいと結びつかなくては、国民各層の日常要求のたたかいが前進できないからである。

(1) 低賃金と職階制をうちやぶれ、だれもがみとめる水準に賃金をあげろ、最低賃金制の確立。賃金にたいする勤務所得税と市民税等をやめろ

(2) どのような理由にもせよ首をきるな

(3) まず八時間労働で食えるようにし、残業をしないでよいようにせよ。さらに労働時間をへらせ、そして失業者をもとの職場へ

(4) 臨時工と組夫を本工にし、臨時工制度と組制度をなくせ

(5) すべての失業者に職を、さもなくば、くえるだけの手当を無期限に

(6) 労働組合に完全な活動の自由を
すべての労働者に完全なスト権を
公務員と公益事業体の労働者にもスト権を

(7) 軍管理工場および基地の労働者にたいする植民地的軍事監獄労働反対、労働基本権を保障せよ
すべての労働者に、完全な政治的自由を
米軍管理工場と基地の植民地監獄労働をやめ、労働基本権を保障せよ

(8) 低米価政策をうちやぶれ、農民に一万円以上の引きあう米価を、肥料の独占価格反対、安い肥料を
農村の失業者、半失業者、山林労働者、農業労働者、雇農、二、三男に、土地と仕事を、完全な社会保障を、米軍と保安隊用の土地とりあげ反対、漁業労働者の歩合制をやめ固定給にせよ、漁村の失業者、半失業者、小漁民、漁業労働者に漁場と仕事を、社会保障を
米軍と警備隊とによる漁場とりあげ反対
農漁村における封建的圧迫反対
農漁民にたいする重税をやめよ

(9) 小商人、手工業者を重税でつぶすな、中小企業と民族資本とを重税でつぶすな、原材料と電力とを安く必要なだけよこせ、大企業軍需工場への集中金融反対、低利資金をよこせ

(10) 軍用備蓄米をはきだせ
安い米を必要なだけよこせ

(11) 電気・ガス・水道・鉄道の料金ねあげ反対
戦争のギセイや労働災害などによる不具者、帰国者、病人未亡人、すべての働けない失業者に、完全な社会保障を

(12) 健康保険を国庫負担で大改善せよ
それによつて完全治療と病人の最低生活を保障せよ、医師の文化的生活を保障せよ
言論・出版・集会・結社の自由、平和・愛国運動にたいする圧迫反対

すべての愛国者をすぐ釈放せよ

(三)

平和と独立のためのたたかいは、再軍備とファッショ化と経済軍事化の大きなテコになつている軍事的従属予算に全面的に反対し、これを平和・民主の国民的予算に変更するたたかいでなければならない。

このたたかいは、あらゆる再軍備反対のたたかいと結びついて再軍備の費用、経済軍事化の費用、軍需産業への財政投資、ファッショ的弾圧のための費用などの支出に反対するたたかいである。それは、再軍備と経済軍事化および従属化とファッショ化の結果でありテコでもある低米価、低賃金、大衆的重税の政策をくつがえすたたかいである。それは、消費者には安い米をたべさせ農民には一万円以上の引きあう米価を保証するように、下級官公吏や政府事業従業員の賃金を大はばに引上げ、それによつて、一般労働者の賃あげをうながすように、国民の大部分をしめる人たちのために社会保障費、水害復旧費、治山治水費、土地の解放と開こんの費用、災害保障費、住宅や学校の建設費、教育費、平和・民需産業や中小企業への融資、営農資金の融資などを十分に保障するように、そして大衆への重税を全面的にやめるように、財政政策を根本的に変更するたたかいである。すなわち、このたたかいは、軍事的売国的ファッショ的予算をうちやぶり、平和・独立民主の国民的予算をかちとるたたかいである。

われわれは、さしあたり、国民のあらゆるさしせまつた要求をみたすため必要な対策を予算にし、これを吉田政府につきつけ、これをたたかいとる闘争に国民各層を結集し、吉田政府の再軍備予算を失敗させるとともに、反米、反吉田、反再軍備統一政府の樹立にむかつて闘争がおしすすめられぬかぎり、財政政策の根本的変更をかちとることができず、したがつて平和・独立・民主の国民的予算をたたかいとることはできないだろう。

(一) 再軍備と経済軍事化とファッショ化をやめよ

(イ) 「防衛支出金」・保安隊費・海上警備隊費、そのための予備費などを全面的にけずりとれ

(ロ) 公安調査庁費や警察費など、平和と救国の運動をおさえつける支出をやめよ

(ハ) 経済軍事化のための財政投資をけずりとれ

(ニ) 綜合開発計画や電源開発や公共事業の名にかくれて、国土の全面的軍事化につかわれている費用をすべてけずりとれ

(二) 以上の軍事的ファッショ的支出をやめて、つぎのような平和的民主的緊急政策にふりむけよ

(イ) 下級官吏や政府事業従業員の賃金ひきあげのための支出

(ロ) 農民に生産米価一万三〇〇〇円を、政府負担で消費者には

米価のくぎずけを保障するための支出
われわれは、基本的には、農民にたいしては、生産費をつぐなう生産者米価を、労働者にたいしてはその米価でくえる最低賃金制を要求する。もともと米価のパリティ計算方式というのは、賃金ベース制および職階制に対応するサク取と収奪の方式であり、都市と農村の対立をねらつたものである。だからわれわれは、生産費をつぐなう米価と最低賃金制を、すなわち労働者と農民の共同の道を主張する。これがたたかいとられれば、この価格差をうめる支出がいらなくなるわけだが、それまでの一時的なものとして、この費用を要求するのである
(ハ) 社会保障と社会保険の拡大・充実のための支出
(ニ) 住宅・学校・病院・上下水道などの緊急復旧と建設のための支出
(ホ) 農業の災害をすぐ補償するための支出
(ヘ) 農地の災害復旧・治山治水・開こん・干拓・土地改良などの緊急土木工事のための支出
(ト) 山林原野の解放と開こんのための支出
(チ) 営農資金のための資金
(リ) 中小企業のための平和・民需生産への切りかえに必要な支出
(ヌ) 軍事生産の平和と民族文化発展のための支出
(ル) 教育費の大増額と民族文化発展のための支出
(ヲ) 地方自治体への交附金の増額、地方財政への財源の大はばな返還
(三) アメリカ資本と売国資本とをギセイにして、勤労国民の生活をひきあげ、購買力を大はばにたかめ、民族資本の事業活動をさかんにするため、つぎのような税制の根本的な変更を要求する。
(イ) 源泉徴収の勤労所得税および農民や中小企業者にたいする大衆的所得税をキソとする大衆課税制度を廃止することを要求する。所得税のキソ控除を大はばにひきあげ、すくなくとも家族三人で月収二万五〇〇〇円以下は免税にし、高度累進の所得税制に変更せよ。山林地主・大きな金利生活者・投機者にたいする特権をすべて廃止、最高限の税をかけることを要求する。
(ロ) 酒・タバコ・サトウ・一般家庭用品にたいする消費税は、原則的に廃止せよ。
(ハ) 法人税については、中小企業にたいする税率をひくくし、大資本にたいする税率をたかくせよ。すなわち何段階かの累進税率とせよ。
(ニ) 吉田政府の保護により特権をあたえられている外国資本、とくにアメリカ資本の財産と所得にたいしては、高度の税金をかけることを要求する。なぜなら、それはアメリカ労働者からしぼりとつた血と汗のたまものを日本にもちこんで、それでふたたび日本の労働者の血と汗をしぼりとろうとするものだからである。
アメリカ軍に接収されている資産は、すべて返還を要求するが、さしあたり高い「資産税」をとりたてよ。
(ホ) 軍需生産による利潤にたいしては、さかのぼつて特別の「軍需利得税」をかけよ。
以上は主として中央財政についてであるが、とくに地方財政の根本的改革を要求する。まず収入についていえば、封建的人頭割の地方税・大衆的雑税・寄附金などをやめ、半封建的大土地所有者・高利貸・地方的独占企業者に高い税をかけることを要求する。つぎのような税制の根本的な変更を要求する。

支出については、警察費を大はばにへらし、いわゆる国土開発計画への支出をやめ、民生のための支出を大はばにふやすことを要求する。

(四)

平和と独立の経済のためのたたかいは、以上にのべた国民各層の日常要求のたたかいを土台にし、平和・民主の国民的予算のための闘争とむすびついて、産業・農業・貿易政策の全面的な変更をかちとるものでなければならない。すなわち、国民の相対的および絶対的な窮乏、経済の破かい、国土の荒はいをもたらしている対米従属と戦争の経済政策に反対し、独立と平和と繁栄をたたかいとることが必要である。

この方面のたたかいは、大きくわけると、国内市場をひろげるたたかいと平和・互恵の自由な貿易をかちとるたたかいとなる。これまで、平和と独立の経済をいきなり日中貿易にむすびつけ、アメリカ帝国主義者による不平等・制限・管理貿易に反対し、国内市場をひろげるという重要な任務を無視または軽視し、米日反動の従属化と軍事化のシワを中国に転嫁しようとする、あやまった傾向があつた。われわれは、このようなやりかたは、こんにちの日本の経済と生活のハタンの原因である米日反動の軍事化と従属化の政策にとどめをさす闘争をそらすものであり、またこのやりかたでは、中国やソ同盟との貿易もできないことが明らかだからである。

われわれは、国内市場をひろげるたたかいが主であり、決定的なものであると考える。従来から「せまい国土、多すぎる人口、まずしい資源」という思想があつた。これは、貧困の社会的原因をおおいかくして、侵略を合理化しようという、帝国主義者の思想である。こんにち、日本の経済が破たんにひんしているのは、逆に過去の帝国主義戦争のひどいなごりがぬぐいさられぬうえに、さらに米日反動の軍事化と従属化の政策のために、労働者と農民は低い生活をしいられ、社会的な建設事業はすべてギセイにされ、アメリカの資本によつて、国内の商品・資本市場がうばいとられているからである。だから、これらに反対するたたかい、逆に、国民の生活を大はばにひきあげるたたかい、国民の生活と文化の向上のための社会施設をつくるためのたたかい、それに応ずるように経済政策を変更するたたかいを中心にしないかぎり、経済の破たんをすくうことはできない。とくに、人口のなかで重要な部分をしめる農民の経営と生活を向上させるたたかいは、国内の市場をひろげるという点で、ひじょうに重要である。この点で、土地改革を中心とする農村の封建的諸関係がじつに重要な役割をもつている。

国外市場をひろげるたたかいは、あくまでも、平等・互恵の原則にたたなければならず、だんじて侵略的なものであつてはならない。だから、このたたかいは、なによりも、平等・互恵の自由な貿易をさまたげているアメリカの貿易管理と、それを義務づけている条約をうちやぶるたたかいでなければならない。

第一、水害復旧、治山治水工事を国費ですぐやれ

開こん、干拓、土地改良などの事業を国費で計画的にすすめよ

軍事基地にとりあげられた農地、山林、原野、漁場をかえせ、軍事的綜合開発をやめよ、さらに山林と原野をふくむ全般的土地改革とむすびつけ、土地改革におしすすめよ

これらの事業を土地改革とむすびつけ、土地改革におしすすめよ

第二、住宅、病院、学校、上下水道などを国費でつくれ

国民のための道路を改修せよ

軍事基地や保安隊やRRセンターのための工事をやめよう
第三、民族産業をアメリカのハカイからまもれ
生産管理で閉鎖や操短とたたかえ
アメリカの資本と商品に税金を
アメリカの商品をボイコットせよ
第四、軍需生産を平和＝民需生産にきりかえよ
第五、平和＝民需産業を防衛し、振興せよ
第六、日本の産業を略奪し、破かいするアメリカの貿易管理をうちやぶれ、ソ同盟や中国との貿易禁止をとき、自由に貿易させよ
第七、MSA反対
日米軍事条約反対
再軍備をおしつけるMSA「援助」をほおむれ
太平洋軍事同盟反対
二条約と行政協定を破棄せよ
日米通商条約を破棄せよ

(五)

（一）以上のたたかいによつて、米日反動の戦争と植民地化の政策をつきやぶり、これを新しい平和と救国の国民的経済政策に変更し、平和と独立の経済をたたかいとるためにはなによりもまず、労働者階級がこの運動の中心になることが必要である。

この運動は、すでに、平和経済国民会議の運動として第一歩をふみだしており、日中貿易運動は、すでに強大なものになつている。われわれは、国民各層の日常要求のたたかいを土台にし、財政・金融・経済政策の根本的変更を要求する各部面のたたかいを総合的にむすびつけ、発展させるものとして、平和経済国民会議（中央および地方）の運動を、力づよく前進させなければならない。

この運動は国民の各階級層を動員して、占領制度と吉田政府とがうみだしている具体的な害悪と四つにくみ、これをとりのぞく国民的な闘争として、国民の政策への変更をかちとる闘争としてすすめなければならない。

この運動には、地方自治体もまきこむ必要がある。

（二）この運動を発展させるため、中央および地方の平和経済国民会議のもとに、つぎのような専門委員会をもうけることを提案する。

(イ)　災害復旧＝土地委員会　これは災害復旧・治山治水・開こん・干拓・カンガイなどの計画をつくり、土地改革とむすびつけて、その実現のためにたたかう。またこの委員会は、軍事基地撤去期成同盟などとキンミツに結びついて共同闘争をする。

(ロ)　建築土木委員会　これは住宅・病院・学校・上下水道・道路などの具体的な建設計画をたて、そのためのたたかいに国民を動員する。

(ハ)　民族産業防衛委員会　これは鉄鋼・石油・車両・造船・自動車・機械・薬品など、アメリカ独占資本によつてくわれ、またはハカイされつつある部門をまもり、抵抗し、さらに積極的な生産拡大計画をもつてたたかう。

(ニ)　軍需産業転換委員会　これは兵器弾薬工業・化学工業・軍用被服工業・鉄道・通信などの軍事的合理化とたたかい平和・民需生産へのきりかえの計画を討議し、そのためのたたかいを具体的におしすすめる。

(ホ)　平和・民需生産の維持・拡大の委員会　センイをはじめ日用品工業や地方産業の大部分の恐慌、遊休、操短などの問題を討議し、その防衛と発展のためにたたかう。

(ヘ)　地方産業委員会　これは、とくに地方的につくり、機業・製紙・金物・陶磁器・製材・木工業などの防衛と発展のために、郷土の労働者・農民・中小業者と自治体などを動員して、政府にたいする積極的なたたかいをおこすようにする。

(ト)　貿易委員会　これは現在の日中貿易・日ソ貿易・国際貿易などの諸組織を国民経済会議の組織内に包含すること。

(チ)　社会保障委員会　社会保障を必要とする貧困者・戦災者・失業者・老人・未亡人・帰国者などの実情を討議し、政府や自治体にその最低生活を要求するたたかいをおしすすめる。

(三)　すでにおこりはじめている工場閉鎖や首切りにたいしては、逆スト・生産管理の戦術をとることが必要である。この生産管理戦術は、アメリカ帝国主義者の軍事化政策によるハカイから、民族産業と国民生活とをまもるという性質のもので、けっして資本主義を否定するものではない。このようなたたかいをとおして、生産と経営とに労働者が民主的な発言権をうちたてて、民主的な経営協議会をつくるという方向に発展させるべきであろう。

(四)　各地域の委員会は、それぞれ具体的な労働計画をつくり、それを国民各層および各界からの参加者の討議をへて全住民大衆に公表し、ひろく大衆討議にかけ、地方自治体にもちこみ、さらに吉田再軍備政府と国会につきつけ、できるところからどしどし実行する。

労働者・農民・技術者・科学者・経営者の諸君！

平和と独立と自由を愛するすべての国民諸君！

このたたかいをとおして国民の団結をかため、国民的政策の実現と、反米・反吉田・反再軍備統一政府のためにたたかおう。そして、国土と経済と国民生活とのハカイをくいとめ、恐慌を克服し国民生活を大はばにひきあげ、経済をレイ属と軍事化から根本的に解放する条件をつくろう。

職場で、すべての労働組合で、学校体のなかで、また農村の部落会で、農労組で、農協・公民館・町村役場・町団体・市議会で、この案の国民的討議されることをおねがいする。

とくに各地の平和経済国民会議で討る。

この国民的討議のなかで、各地で国づくられ、国民の政治がうまれ、かたち動と闘争が開始されるようにうつたえる。

九州や和歌山などの大水害地では、たちあがれない。九州や和歌山などの・業者・学者のかたがたの奮起をとく

学習運動　新綱領二周年記念学習学期義務課程を定め、全党をあげて学習運動たが、まず八―一〇月を第一学期学習学なつた（七月二七日附アカハタ）。

ベリヤ事件について　七月一〇日、ソはベリヤ副首相を除名処分にしたが、こ党は八月三日附のアカハタで左のような旨）。

（党と国民の戦列を強化せよ）

一

ソ同盟共産党中央委員会総会は、ベリヤの反党的、反人民的裏切り行為を摘発して、彼を党から除名し、ソ同盟最高ソヴェト幹部会は、彼をその地位から追放し、彼の犯罪事件をソ同盟最高裁

判所の審査に付することを決定した。この決定は、ソ同盟共産党とソ同盟政府ならびにいる国民が、いま破滅のふちにあがきあせつてもの反ソ計画の陰謀との闘争において、新たな勝利をかちとつたことを証明している。それはソ同盟共産党とソ同盟国民の新たな勝利であるばかりでなく、同時に全世界の平和と民族解放の闘いにおいて、国際帝国主義者どもの陣営に、手痛い打撃を与えたことを証明している。

わが党とわが国民は、ベリヤの裏切り行為にたいして最大の憤激を感ずるとともに、ソ同盟共産党とソ同盟最高ソヴエト幹部会の果断な措置のとつた果断な処置にたいして心からの支持を表明するものである。

アメリカ帝国主義者を先頭とする国際帝国主義者どもにとつては、その世界支配をめざす戦争政策の実行において、もつとも重大な障害になつているものは、ソ同盟共産党の存在であることを誰よりも彼ら自身が一番よく知つている。同時に、ソ同盟共産党の指導のもとにソヴエト諸民族のあいだの強い友好のきずなで結ばれたソヴエト各共和国の団結のうえに社会主義から共産主義へ偉大な平和的建設に成功的に前進しているソ同盟国家の存在は、自分たちの国の勤労者と、植民地や従属国の人民大衆を政治的に圧迫し、ドレイのようにとつては、もつとも恐ろしい存在である。

朝鮮侵略の失敗は、もはや何人の眼にもうたがうことのできない事実である。西欧における各国人民大衆の闘いは帝国主義者どもの戦争政策の遂行を困難におとしいれ、帝国主義者のあいだの矛盾と対立を深めている。植民地における民族解放の闘いはますます発展している。このような事実はアメリカを先頭とする国際帝国主義が世界から孤立してきていることを意味する。このような情勢のもとでアメリカを先頭とする帝国主義者どもは、彼らの陣営の凋落を支えようと新たな策動をはじめた。

それは、ソ同盟ならびに東ヨーロッパ人民民主主義諸国に対する挑発とスパイ活動による内部からの破壊工作である。さきに東ドイツに対して旧ナチスのごろつきども数千名を完全武装させて外部からおくりこみ、挑発を行つたのもそのあらわれである。

ベリヤの裏切りは、まさにこのような帝国主義者どもの、悪あがきの醜態のバクロである。

今日、ソ同盟共産党とソ同盟最高ソヴエト幹部会の果断な措置によつて彼等の陰謀は完全にふきとばされてしまつた。これは帝国主義者どもに対して与えたソ同盟共産党とソ同盟政府とソ同盟国民の断固たる鉄ついであり、一切の戦争挑発と闘い、これを排除し、平和を守り、社会主義から共産主義への平和的建設に党および人民が固い団結をもつて邁進する決意の表明である。

これは、各国共産主義者とその党の決意を新たにさせ、かつ全世界の勤労大衆、被圧迫民族の人民に、新たな確信を与えるものである。

二

ベリヤの裏切りの摘発は、帝国主義者どもの、反ソ・反共政策がいかに醜悪なものであるかをバクロしている。彼らの反ソ反共政策は、単に彼らの侵略政策を偽装する煙幕に使われているだけのものではない。彼らがこれに血道をあげるのは、ソ同盟とソ同盟共産党ならびに各国の共産党こそが帝国主義者の侵略戦争と反民族・反人民政策に反対して、断固とした力と意志をもつて、全世界の被圧迫民族、勤労大衆の先頭にたち、これを激励し、統一して、彼らの野望を打ちくだくために奮闘しているからであり、かつ、必ずこれを打ちくだいて勝利するであろうからである。

反ソ・反共政策は同時に、帝国主義者どもの戦争政策、他民族への侵略と圧迫、勤労大衆にたいする搾取と収奪の政策と固く結びついた表裏一体のものである。

アメリカの占領制度下にあるわが国において、いまアメリカ帝国主義者の占領支配の強化と結びついた軍国主義復活政策・再軍備政策が、国民大衆の手痛い反撃をうけるとともに、その反ソ・反共政策が、いよいよ気狂いじみてきているのは、以上のような事実によつて説明されるのである。それは、平和と独立と民主的自由を要求する日本国民の闘争にたいする恐怖の表現である。

アメリカ帝国主義者はまた、資本主義・社会主義と社会体制のちがう国家同士であつても、お互いに平和な話しあいで、すべての紛争が解決できるし、解決しなければならないという、誰にでも納得のいく道理が、日本の国民の考えの中に行きわたるのを極度におそれている。

かつて太平洋戦争においてアジアと太平洋の諸民族にたいして非道の大犯罪をおかし、わが国民の大多数を戦争の犠牲にたたきこみ、今日さらにアメリカの占領のもとに民族の独立をうり渡し、国民を日一日と窮乏のドン底におとしいれ、国民の民主的自由を圧迫している吉田政府は、ふたたび戦争によつて他民族への侵略を行つて昔のゆめの再現を試みようとしている。彼らの反ソ・反共政策の目的はわが民族をアメリカにうり渡すことであり、その庇護のもとにふたたび国民を戦争にかりたて、国民の犠牲において一握りの反動どもの地位の安泰を図ろうとすることである。

だから彼ら吉田一味は、アメリカ軍のためには軍事基地に国土を提供しても、働く農民には一かけらの土地をも解放しようとはしない。だから彼らは労働者のつつましい要求をも拒否してふていの輩という。だから吉田政府の大臣は国会において労働者は国民でないと平気で公言するほど民族の血の最後の一滴までもアメリカに吸いとられてる。だから彼らはソ同盟や中国との平和的国交・貿易の開始を頑強に拒否する。だから彼らは飛行機をもち大砲をもち戦車をもつた保安隊を軍隊でないと強弁する。だから彼らは九州や和歌山や西日本一帯の未曾有の大水害にたいして何の反応をも示さず、国民の不幸には全く不感症になつている。だから彼らはアメリカ軍や保安隊の軍事基地建設の犠牲から生じた国土の荒廃を、天災だけのせいにしてゴマ化しているのである。

これら一切の反民族・反国民的政策を実行するために、彼ら吉田一味は反ソ・反共政策を呼号するのである。事実、労働者、農民、国民大衆が、一たび彼らの売国政策にたいし勇敢に起ち上ると、必ず彼らは「アカ」という口実のもとに不当な弾圧を行い、公然、反ソ・反共の名において売国政策を強行しているのである。吉国反動政府にとつては、反ソ反共政策はアメリカにたいする追従・売国の表現であり、国民にたいしては弾圧の口実となつているのである。

国民にとつてもつとも憎むべきは、平和を破壊し、民族の独立をうばい、わが国民の魂を売り渡すために、意識的に反ソ・反共政策を実行している内外の反動どもとその手先どもである。

多くの国民のなかには、反ソ・反共の思想をもつているものはあろう。しかしどのような思想をもつていようと、わが国民が共通の敵、米日反動勢力にたいして闘う正義の愛国思想に優越することはできない。われわれは、反ソ・反共政策を意識的に遂行しているものと、そうでないものを区別する。意識的に行つているものは国民の敵である。そうでないものは、国民の共通の敵との闘いにおいて思想の如何にかかわらず統一できるし、統一しなければならない。このような統一の闘いを通じて、反ソ・反共が反

民族・反国民的思想であることは心ず理解されるであろう。

ベリヤ事件において、反ソ陰謀の計画に失敗した帝国主義者どもは、それをソ同盟内部の個人的な権力争いであるかのように思いこますのに躍起になつている。これを、ソ同盟共産党とソ同盟政府を中傷するデマに運用して反ソ・反共宣伝をがなりたてている。わが国における反動的商業新聞や反動勢力とその手先どもは、得たりかしこしとばかりその尻馬にのつてさわぎたてている。

だが事実はどうか、それは帝国主義者とその手先どもの希望を全く裏切る結果となつて進展しているではないか。

裏切者ベリヤの追放によつて、ソ同盟共産党は弱まるどころかますます強固な統一をかちとり、ソ同盟政府とソ同盟国民は、ますます強く断固とした平和政策を堅持し、共産主義へむかつての建設に邁進する基礎をうち固めているではないか。

また、全世界の共産党は、いよいよその隊列の統一を強め、ベリヤ事件の教訓を生かして前進しているではないか。

また、全世界の平和を守る闘いは、ますます巨大な前進をとげているではないか。それは朝鮮休戦の成立を破壊しようとした一切の企てが失敗に帰している一事によつても証明されている。

これらの事実は、帝国主義者のわるあがきが、断じて成功することはできない、ということ、世界の平和を守る人民の力は、どのような陰険な平和の破壊者・冒険者どもの活動も、これをおしつぶすだけの力量をかくとくしていることを証明している。

わが国におけるアメリカ帝国主義者とその召使いどもの、あれこれのあげつらいは、わが国民にいささかの動揺も与えることは期待できない。それはますます前進する国民大衆の闘いと、吉田政府の孤立化、全国民の反米意識の高揚がこのことを証明している。米日反動どもの手先きとなつて馬鹿げたピエロの役を演じた連中は、醜態を国民のまえにバクロしたにすぎない。

わが国民は、ベリヤの裏切りのバクロによつて、帝国主義者とその召使いどもの手のこんだ陰険な反ソ・反共工作が、すべてわが国民の利益に反することを学んでいる。それとともに、平等な諸民族との友好関係の確立による断固たる平和攻勢の支持こそが、わが国民の利益に合致することを学んでいる。反ソ・反共政策はわが国民を米日反動勢力の冒険政策のおとし穴にひきずりこむ道である。

三

ベリヤ事件はわが党の活動にとつても貴重な教訓をあたえた。

ベリヤがにくむべき帝国主義者の代理人になりさがつたのは、彼自身の出世主義と国際反動勢力の反ソ的破壊活動とが結合したところに生じた。彼は、スターリンの死後におこつた諸事件に乗じて、かつ国際反動勢力の対ソ破壊工作の活発化におうじて、いままで偽装してきた出世主義の仮面をぬぎすて、党と政府と人民にたいする敵としての活動を活発にしはじめた。

彼は自分の地位を利用して、内務省を党と政府のうえにおき、内務省内で彼に個人的忠誠をささげたものを登用し、中央と地方において党と政府に反対し、帝国主義者にたいする降伏政策をソ同盟内でおこなおうとしてきた。

これらの事実は、うらぎりものの本質とその活動がどのようにしてあらわれ、おこなわれるかをおしえている。

一、共産党にとつては、党に優越する個人の権威、個人主義、出世主義というものは、完全に縁のないものである。なぜなら共産党は、労働者階級の前衛であり、自己の利益のために活動するのではなく、すべての圧迫されている勤労人民の解放のために奮闘し、奉仕する党であるからである。それゆえ、共産党の活動は

個人主義的指導を排し集団的指導を原則とし、かつ、この原則は一貫してつらぬかれねばならぬ。これは共産党が個人主義の利益のために活動する党ではなく、すべての勤労大衆の解放のために奮闘し、奉仕するという本質からうまれてくる当然の帰結である。なぜなら個人主義の利益のためにではなく、全体の利益のためにでもある。党の集団主義の原則は、党の統一の堅持と発展にとつて、欠くことのできない条件でもある。なぜなら、集団主義の原則こそ、いかなる個人の意志にも優越し全体を一枚岩の団結にみちびくからである。このことは、個々の党員の能力と長所を集団活動のなかに吸収するとともに欠陥を克服して、全体の意志を統一することができるからである。

集団主義の原則はまた、すべての共産党員を共産主義者として鍛練する保障である。すべての共産党員は、はじめからみな思想と意志の統一された個人であるわけではない。入党には、党の綱領と規約の承認を条件とするが、このことはかならずしも共産主義の理論を十分理解し、党の規律に十分習熟しているということを意味しない。むしろ、思想や意見の相違はありうることである。これらは、集団主義の原則にもとづく党活動のなかでその意志を統一し、すべての党員の思想と政治能力をたかめることができる。なぜなら、集団主義の原則にもとづく活動こそは、すべての党員に自己・相互批判の場を保障するからである。このことをそらせて、共産党員を共産主義者として訓練することはできない。

さらに、集団主義にもとづく活動は、党と大衆とのむすびつきをうちかためる力である。党が集団主義的活動を系統的に展開することによつてのみ、党と大衆の破壊されることのないむすびつきがつよめられる。また、党は集団主義の原則にもとづく活動によつて、いかなる敵の弾圧にもたえぬき、かつ、最後に勝利をおさめることができる。

これに反して、個人主義的指導と活動は、以上のべた集団主義にもとづく活動の原則を破壊し、党の統一をやぶり、党を無原則的なグループに分解し、党と人民とのむすびつきをよわめ、遊離させ、敵の破壊工作のなかへみちびきいれ、党と人民との敗北をまねくことになる。

ベリヤ事件は、党のなかにおける出世主義・冒険主義・個人主義の要素がいかに危険であるかをおしえている。わが党の歴史においても、佐野、鍋山、三田村の徒輩がこのようならぎりをやり、げんに彼らが党と国民の敵としてふるまつていることを、われわれは経験している。また、さきの分派主義者との闘争においても、われわれは、集団主義的活動の重要さについて、貴重な経験をつんでいる。

出世主義・冒険主義・個人主義的分子の活動は、彼らの活動に有利な条件がそなわれば、その機会をつかんで、党の分裂破壊工作を活発におこなうものである。かれらの特徴の一つは、冒険主義的機会主義者である点にある。ベリヤは、スターリンの死という条件と国際反動勢力の対ソ陰謀の活発化という条件とを機会として、その正体をバクロし、その活動を活発にしはじめた。

わが党のなかにおいても、わが党にたいする米日反動どもの攻撃が強化され、党が困難な状態の中で活動しなければならないという条件を理由にして、党の集団主義的活動の原則を破壊し、個人主義的指導によつて、党を破壊しようとするにくむべき出世主義者の陰謀のあることがバクロされた。彼らは、敵のスパイとつながり、党中央の決定の実行をさぼり、わい曲し、自己の周囲に

個人的グループを結成し、これらの組織を反中央的方向へみちびこうと策動していた。彼らはまた、何回となく党にたいして、敵の弾圧を誘導していた。これらの事実は、ちかい将来に、全面的に摘発されバクロされるであろう。

これらの反党的・反国民的分子が党内に潜入し、党内で策動することを封殺し粉砕するために、われわれは、党内において集団主義の原則にもとづく活動を徹底的にゆきわたらせる必要がある。われわれの活動のなかには、まだ集団主義の原則にもとづいた活動になお思想的にも、実践的にも、未熟な状態が根づよく存在しているのを卒直にみとめなければならない。

それは、つぎのような事実のなかにあらわれている。

第一、党の各級指導機関における基本政策や原則上の問題についての討議を軽視する気風がまだ存在している点にある。そしてあれこれの実務的・事務的打合わせの討議におちいつている傾向が存在している。

このことは、責任ある指導機関が集団としてその任務を十分果しえない状態に導いており、指導はむしろ個々の指導部員の才能にゆだねられるような結果になつている。これは機関が個々のオルグの集団になつていることを意味し、党の基本政策や原則問題が、個々のオルグ的指導者の才能や意見に従属していることを意味している。このような状態は決して健全な党機関の状態ではない。もし党の指導的諸機関が、このような状態にあるならば、それは個人主義的な出世主義者の野心家ののさばる温床を提供しているといわねばならぬ。

第二、以上の点と結んで、上級機関の指導が個人的指導に重点がおかれる結果、下部の党諸組織は、党の基本政策や原則上の問題について、統一された正確な理解をもつことがさまたげられ、上級機関と下級諸組織との血のかよつた統一が破壊される。そして下級諸組織の統一された集団的活動がちりぢりにされ、かつ下級組織からの上級機関にたいする正当な点検も、上級機関から下級組織にたいする指導と点検も、不可能な状態におとしいれられる。このような事例は決して少なくはない。党の全組織が相互に点検できる状態がくずれさるならば、それは党は統一体としての実質を失いさつてしまうであろう。これは党が集団主義の原則をわすれ、党の活動が個人主義によつておきかえられたときにおこる状態である。

第三、党活動における集団主義の発揮は党の民主的中央集権主義の原則がそれぞれの条件のもとにおいて忠実に実行されることによつて保障される。この点において、われわれの党組織のなかには、条件の困難さを理由にして、これを軽視している部分がある。そのような党組織は主観のいかんにかかわらず「党の諸組織の指導機関がすべての党組織の活動のために存在する」ような錯覚におちいり、「党常な党機関の機能を果すことができなくなつてしまうであろう。われわれはどのような困難な条件があろうとも、あらゆる努力をはらつて、党の民主的中央集権主義の原則にしたがつて、党機関の選出をおこない、全党の集団主義の発揮に努力する必要がある。

われわれは以上のべたような、わが党内になお主要な欠陥として存在する集団主義の原則に反する諸弱点を、急速に克服し、党の思想的組織統一の強化に、一段の努力をはらわねばならぬ。これは、ベリヤ事件がわれわれに教えているところであり、かつ、わが党が当面している光栄ある任務を遂行するうえにおいて、もつとも重要な課題となつていることを銘記しなければならぬ。

二、ベリヤ事件がわれわれに与える第二の教訓は、われわれの

革命的警戒心を一層旺盛にしなければならぬことである。帝国主義者とその手先どもは、その野望を遂行するためには手段を選ばぬ。

彼らは、大衆にたいしては、反ソ・反共宣伝を執拗におこなつて、ソ同盟や人民民主主義国が、あたかも資本主義国と同じく勤労大衆を抑圧搾取する反動勢力の階級支配の国家であるかのように思いこますのにやつきになつている。彼らは勤労大衆の革命的反抗をそらすために、ソ同盟や人民民主主義諸国を、あたかも彼ら自身の国家と同じ体制のものであるかのように思いこますのに、あらゆるデマをほしいままにし、勤労大衆の自覚の眼をくらまそうとする。そして共産党の活動を、その国の勤労大衆から切りはなすために、あたかも「ソ連の手先」であるかのように思いこまそうとする。これら一切のデマの本質は、実に彼ら自身の本質を、ソ同盟・人民民主主義諸国ならびに共産党にあてはめて説明しようとしているにすぎない。

ソ同盟や共産党にたいする野ばんな彼らのデマは、そつくりそのまま、彼らが自国の勤労大衆や、植民地・従属諸国の勤労大衆にたいしておこなつている野ばんな政策の反映にすぎない。

このような彼らの反ソ・反共宣伝は、広はんな大衆の革命的思想をくもらせ、いつまでも勤労大衆―被圧迫民族を帝国主義の支配のワクの中にとじこめておこうとする意図にもとづいておこなわれている。共産党にたいする内部からの破壊工作は、こうした思想的に共産党と大衆とを切りはなす彼らの反ソ・反共宣伝工作と組びついておこなわれている。いまわが党にたいする陰険な内部からの破壊工作も、このようなやり方の例外ではない。

いま世界的な発展の過程は、一方では民主主義と社会主義勢力が強まつており、他方では帝国主義陣営の勢力が全般的に弱まつていることを示している。わが国においても、すでにアメリカ帝国主義とその国内における手先どもは、すでにアメリカ帝国主義とその国内における手先どもは、反米・反吉田政府のたたかいにたち上つている。

このような情勢であればあるほど、彼らのわが党にたいする攻撃は狂暴になつてくる。それは弾圧・スパイ・脅迫・買収等あらゆる悪徳の限りをつくして、党を破壊するのにやつきになつてくるし、やつきになつてきている。

だからわれわれは革命的警戒心を、より一層旺盛にしなければならない理由があるのである。

そのため、われわれは、つぎの諸点について全党的な闘争を旺盛な意欲をもつて展開しなければならぬ。

第一、全国民の戦闘的思想の強化と統一のために、全力をあげてたたかうこと。

今日ほど全国民の諸行動や要求にたいして、はつきりした思想的基礎を与えることの重大な時期はない。それは、一つは全国民の行動を飛躍的に発展させ、その戦線の統一をゆるぎないものとして固める条件が存在していることと、二つは米日反動勢力が、国民の要求と不平不満をそらすための反民族・反国民的思想謀略を、一層どぎつくおこなつてきているからである。いま国民の戦闘的思想を強化し統一するために、われわれはつぎの二つの面での活動をおこなわねばならぬ。

一つは、反米・反売国の民族的愛国精神を高揚させ、かつ相互の国家主権の尊重の原則の上に立つ諸民族との平和的な友好の精神を発展させることである。

二つは、反ソ・反共宣伝を粉砕することである。

いま、アメリカ占領者は、わが国民から精神的支持をうけることのできないのはもちろんであるが、同時に国内反動勢力どもも、

国民を思想的に統一する基礎を失つている。彼らは国民から精神的に支持をうける根拠をなくしている。それは対米従属と愛国独立とは両立しないからである。

米日反動どもが、いま国民の反米・反売国の愛国思想を防ぎとめているささえは、わずかに反ソ・反共のデマによつてである。反ソ・反共を国民の共通の思想にすること以外に、かれらは国民の精神的支持をうける根拠をなくしている。

だが反ソ・反共思想は、国民の生活と生命になんらの基礎を持ち得ない宙にういた思想である。これは、国民の要求とは縁もゆかりもない思想である。したがつて、われわれは、これを粉砕する十分な国民的基礎をもつているわけである。いま、わが国民はこれまでの一切の反動的支配者の思想からきつぱり縁を断ちきり本来の国民の思想をかちとるときがきている。

いまなお多くの国民大衆が、思想的には浮動状態にあるのは、これは、アメリカと国内反動勢力が、国民を思想的に統一できない弱さの現われでもある。それは、米日反動勢力が、支配者としての弱さをバクロしているものでもある。

われわれが、反米・反売国の民族的愛国精神と相互の国家主権の尊重の原則の上にたつ諸民族との平和的な友好精神の高揚に努力するならば、それは全国民の支持をうけ、国民を思想的に統一できる条件が十分あるからである。なぜなら、これは国民の諸要求と一致した思想であるからである。

この思想の高揚によつて、国民大衆はこれまでの一切の支配階級の思想から脱却し、この思想の高揚によつて国民の思想的浮動状態を克服し、国民的基礎のない反動思想を粉砕することができるだろう。

この思想の高揚によつて国民の思想をがつちり、日本の土地に根をはらせることができるだろう。

この思想の高揚によつて、わが国民の精神生活の中に流れている義侠、清明、犠牲、質朴、淡白等のすぐれた徳目が、はつきりした思想的根拠をかちとることができ、さらに豊富に鍛えられるであろう。

この思想の高揚によつて、全国民の連帯、同情の結びつきは断ち切りがたい強さをカクトクすることができるであろう。同時に世界の諸民族との友好連帯の精神は発揚されるであろう。

この思想の高揚によつて、国民は一切の敵の謀略思想を見破りその戦闘精神と革命的警戒心を旺盛にすることができるであろう。

そして、この思想の高揚によつて、党と国民との血のつながりは決定的に強化されるであろう。

われわれが革命的警戒心を旺盛にするには、以上のべた全国民の戦闘的思想を強化することを基礎としない限り不可能である。党は国民の思想的統一のために、最大の努力を払い奉仕する義務をもつている。

第二、党内の革命的警戒心を強化するために、われわれは、つぎの点をあらためて強調する必要がある。

それは、党規律の厳格な実行である。われわれは党規律の厳格な実行こそが党の革命的警戒心を組織的に保障する最大のトリデであることを、全党の最高の道徳として、徹底させねばならぬ。

「党規律を守る思想」を、全党員のものとすることに、われわれの努力は、まだ不十分であることを率直に認めなければならぬ。党の規律を軽視する傾向は、主としてこれを形式的な組織問題と

してしか理解できない低さからきている。

党の規律は、マルクス・レーニン・スターリン・毛沢東主義の党が、精魂を傾けた闘争の中から築きあげた党の行動の規範である。これを軽視する傾向は、この規律をいとう小ブル的な傾向からでているか、あるいは、すべての党活動がながい歴史の系統的な発展のうえに立つていることを自覚せず、現在の瞬間だけの活動に埋没している経験主義的な思い上りの思想に出ている。

党規律を守ることは、党員の自覚ある行動をたかめる規準である。いまとくにこの原則を強調するゆえんは、今日こそ、われわれが、この原則の徹底的な遂行によつてこそ、米日反動勢力の一切の党破壊工作を粉砕するとともに、全党の意志を統一させ、国民の党にたいする信頼をたかめることができるからである。

党を強め、大きくすることが、今日の段階では、全国民の統一を発展させる戦術上の環になつているという時期―すなわち国民大衆と米日反動勢力との対立が歴史にない激しさを加えている今日、党を強化することは国民大衆を防衛の闘いから攻撃の闘いに転移させる結びになつている今日、党と米日反動勢力との闘いはまさに米日反動攻勢と国民との基本的な闘争の集中的表現となつている今日―この状態を自覚するならば、思想的にも組織的にも党内体制の強化にたいしてとるわれわれの態度は、あれやこれやの部分的対策の段階にとどまることなく、あくまで党規律の全面的強化という原則の貫徹をもつて、米日反動勢力の一切のインボウ粉砕に立ち向わねばならぬのは当然であろう。

党規律を守ることは、すべての党組織と党員の一般的な最高の義務である。とくに今日、党の規律を打ちかためることは、わが党が国民と世界の平和を愛するすべての人々から要請されている光栄ある厳粛な義務である。

われわれは、ますます党の組織的隊列の統一に努力しよう。そして、鉄の規律―すべての党員の思想向上によつて、党の組織的統一を高い自覚をもつて、内部から打ちかためよう。

そのため党規律を守る思想を、全党に徹底させよう。そのため党規約の学習運動を全党的に展開し、あわせて、マルクス・レーニン・スターリン・毛沢東主義思想の学習運動を系統的に組織しよう。

以上、革命的警戒心の強化のために、われわれが、国民の戦闘的思想をたかめ党規律の全面的強化をもつて、国民と党とが一体となつて、米日反動勢力の反革命的陰謀を粉砕することが、ベリヤ事件の、われわれに与えた教訓である。

三、最後にわれわれは、ベリヤの裏切りの思想的根源を追及し学習運動の強化を強調する必要がある。ベリヤが帝国主義のとりこになつたのは、彼の思想が逆立ちしていたところからきている。彼の降伏と堕落は、かれの世界観と、それにもとづく具体的な現実の情勢と条件にたいする判断能力が全く盲目であつたことを示している。

彼は、事物の発展の法則、世界の発展の法則を、見失つてしまつた。彼はいま帝国主義者やその手先どもがやつているのと同じように、個人の主観的欲望によつて、歴史がひきもどされるものとあわれにも誤認した。彼は、自分の出世主義が、ソ同盟内で、実現されるものと考えた。彼は、帝国主義者とその手先どものやつていることが毎日々々破滅と失敗の道をたどつているのに、これを成功の道とみあやまつた。彼の目にはウォール街やチトー邸宅だけしか映らなかつたのである。ベリヤは、帝国主義者どもの大砲や原子爆弾に目をくらまされそれをつくりだしている労働者の力を忘れた。彼は、シャンパンやブドー酒に目をくらまされ、

それを作り出している農民の力を忘れた。

こうした思想が、彼がソ同盟の共産党とソ同盟国民とその政府の存在することを忘れて、彼が握つた内務省が、権力であると誤認した根底である。

こうした思想では、世界の一部だけしかみることはできない。

こうした思想は、あたかも「針の穴から天をのぞく」思想であり「井の中の蛙」の思想である。

世界の発展を正しく見る思想、敵を見、味方を見、自分を正しく客観的に見る思想、法則に合致した思想、これらの思想は、自分の欲望だけに盲目になつている反動どもには、決してとられない思想である。反動どもにとつては、自分の欲望が、思想のすべてであり、「正しい」思想なのである。共産主義者は、このような思想とは縁もゆかりもないし、このような思想とは正反対の思想の持主であるし、また持主でなければならない。

マルクス・レーニン・スターリン・毛沢東主義の思想こそ、わが国民にとつても正しい思想の根源である。なぜなら、それは事物の発展の法則、正しい世界観にもとづき、わが民族の発展と世界の諸民族の発展を正しく結合させる思想であるからである。日本の民族だけがよければ他民族をどんなに苦しめてもよいという思想は、正しい国民の思想ではない。これは、あの太平洋戦争で、国民に利己的な侵略思想を愛国思想として吹き込んだ天皇制東条の思想がどんな悲惨な結果を生んだかをみても明らかである。他民族を苦しめる思想が、同時に国民を苦しめる思想でもあることは事実が証明している。鬼畜米英をさけんだ当時の反動どもが、今日では、拝跪アメリカに転化している思想的無節操はどこからきているか。それは、彼らの思想が正しい国民の思想ではなく、反動どもの利己的欲望が彼らの思想の根源であるからである。

われわれは、このような国民から浮いた思想、国民を苦しめ、他民族を侵略する思想、これら一切の反民族・反国民的思想を国民のあいだから一掃するため、正しい世界観を身につけ、国民大衆を勝利に導き、徹底的に国民に奉仕するため全党員が、マルクス・レーニン・スターリン・毛沢東主義の学習にさらに努力することを訴える。

われわれが理論的武装を怠ることは、決して国民に忠実なゆえんではなく、かつ、わが党内に降伏と堕落の腐敗分子を発生させるであろう。ベリヤ事件はわれわれにこのことを教えている。

われわれはベリヤ事件の教訓を深く学び党と国民の結合をますますつよめ、米日反動勢力にたいする闘いを発展させ、光栄あるわが民族解放民主革命の達成にさらに奮闘しよう。

伊藤律処分　九月二一日附アカハタは、九月一九日、郵送で党中央委員会からうけとつたとして、左のような声明を発表した。

（伊藤律処分に関する声明）

一、党中央委員会は全員一致をもつて、伊藤律を党の一切の地位から追放することを決定し、あわせて、党規約にしたがつて、かれの除名処分を党の全国会議に提案することを決議した。

二、かれの党および国民にたいする許すことのできない犯罪行為は、党機関の査問にたいするかれの自供ならびに、党中央委員会と統制委員会の調査した諸事実によつて、バクロされた。

三、党機関の査問にたいするかれの自供ならびに調査によつて明らかにされたかれの階級的犯罪行為は、一九三八年、かれが最初に検挙されたときに、敵に屈服して以来、戦前、戦後を通じて一貫してつづけられてきた。

かれは戦前二度の検挙を通じて、多くの組織と同志を敵に売り渡しただけでなく、その間、獄中においては「鵬翼の歌」の軍歌

をつくり、獄外においては『戦時下日本農業生産力の増強について』なる論文を執筆し、帝国主義戦争の讃美者としての役割を果し、戦後釈放されてのちは警視庁のスパイ宮下らと自ら進んで連絡をとつていた。

四、戦後、かれが党内で果した反階級的行為は、アメリカの占領という事情によつて、さらに政治的となり、単に個々の党組織を敵に売り渡すスパイの役割から、党の政策をブルジョア的に堕落させ、党内において派閥を形成して、党の組織の統一を混乱に導き、党を内部から破壊し、米日反動勢力に奉仕することにあつた。

それは政策面においては、かれの農業理論、社共合同論、二・一スト後における新しい労働運動のもり上りに際してとつた職場放棄の極左的な挑発行動の扇動、およびストライキ運動にたいする極端な日和見主義的抑制等においてあらわれ、組織の面においては、党中央ならびに地方の諸組織内にかれの個人的派閥を形成することによつて、実行にうつしていた。

五、かれが、このような重大な犯罪行為を行うために、党の枢要な地位を占めるためにとつたやり口は、党の集団主義を破壊することによつてであつた。

それは党機関の組織的集団的活動を形式化し、個人の権威をこれに優位するようにみちびき、その権威をもつて、その野望を果そうとしたのである。

かれの党内における積極的な努力は、このための活動に集中されてきたといつても過言ではない。そのために多くの善良な同志が毒されてきた。

六、このようなかれの犯罪行為は、党中央委員会の追放という困難な条件を機会に、ますます露骨になり、積極的にスパイを党機関の指導的地位に入れようとしたり、国際連帯の正常な活動を意識的に混乱に陥れようとするまでにいたつた。

これは、党の困難な条件を利用して、組織的に党を米日反動勢力に売り渡そうとする彼の策動が積極化したことを証明するものである。

七、党中央委員会は以上の事実と理由にもとづき、伊藤律を最も悪質な反党的、反国民的裏切者と断じ、頭記の決定と決議を行つた。われわれはすでに、ベリヤ事件を処断したソ同盟共産党中央委員会の決定によつて、集団主義の原則にもとづく、党の思想的、組織的統一の重大さを学んでいる。

裏切者伊藤律を党と国民の戦列から断固として追放することは党の純潔を守り、その統一を強化し、国民の党に対する信頼を一層たかめるであろう。

すべての党組織と党員ならびに大衆は、党中央の、この決定と決議に対して強い支持を与えることをわれわれは確信している。

党中央委員会は、この決定と決議を発表するにあたつて、ますます党の思想的組織的原則性を堅持し、集団主義的指導に徹し、革命的警戒心を旺盛にして、全党、全国民にたいする責務遂行の決意を新たにするものである。

一九五三年九月十五日

統一行動申入れ　共産党はさきに五月九日、反帝国主義反再軍備勢力の結集のための国民運動を訴え、各政党、総評等労組へ申入れをおこなつたが、一〇月一二日、さらに両派社会党と労農党へ統一行動の申し入れをおこない、その結果、一〇月一四日、労農党と第一回懇談会を開いたが、つづいて二八日、再び両社会党への申入れがおこなわれた。